豊田市地域防災計画

－附 属 資 料 編－

[令和７年度改訂版]

豊田市防災会議

目　　次

第１　防災上注意すべき自然的・社会的条件

１　河川一覧
（１）１・２級河川…… 1
（２）準用河川 …… 3
（３）砂防指定地域河川 …… 6
（４）普通河川 …… 9
２　ため池等一覧…… 24
３　重要水防箇所
（１）河川 …… 28
（２）ため池 …… 33
４　急傾斜地崩壊危険区域（法律指定） …… 36
５　地すべり危険箇所・地すべり防止区域 …… 42
６　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域……43
７　山地災害危険地区 …… 284
８　道路の現況及び注意箇所等…… 336
（１）市内道路及び橋りょうの現況…… 336
（２）道路通行規制箇所 …… 336
９　緊急輸送道路及び交通規制路線
（１）県指定 緊急輸送道路（市内）…… 339
（２）市指定 緊急輸送道路等 …… 343
（３）耐震対策優先橋りょう（市管理） …… 360
（４）第１次、第２次、第３次（市管理区間を除く）緊急輸送道路の管理者等 …… 364
１０　石油類等大量保有事業所…… 365
１１　煙火製造所…… 366
１２　液化石油ガス保有事業所…… 366
１３　放射性物質保有事業所 …… 367
１４　宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域…… 368
１５　浸水想定区域内における事業所等
（１）要配慮者利用施設
（老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、児童福祉施設、医療施設等） …… 369
（２）地下施設
（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設） …… 374
（３）豊田市洪水予報伝達様式…… 374
１６　土砂災害警戒区域内における事業所等…… 376
１７　孤立する可能性がある集落…… 378

第２　防災上必要な施設・設備等

１　気象観測施設・設備等

（１）雨量観測施設…… 381
（２）水位・流量観測施設 …… 382
（３）河川監視カメラ…… 383
（４）風向・風速観測施設 …… 383
２　消防防災施設・設備等
（１）消防本部（署）保有の消防力…… 384
（２）消防団保有の消防力 …… 388
（３）消防水利の現況…… 396
（４）化学消火薬剤の備蓄 …… 399
（５）流出油防除資機材…… 402
（６）林野火災対策用資機材 …… 404
（７）大規模地震等災害対策資機材…… 404
３　通信施設・設備等
（１）愛知県高度情報通信ネットワーク無線発信番号一覧…… 406
（２）豊田市防災行政無線設備（移動系） …… 406
（３）豊田市防災行政無線設備（同報系屋外拡声子局）…… 424
（４）豊田市防災行政無線設備（配信局） …… 427
（５）豊田市防災行政無線設備（送信局） …… 427
（６）豊田市消防・救急無線設備…… 428
（７）豊田市水道事業用IP無線機設備 …… 435
（８）衛星携帯電話一覧…… 436
４　水防施設・設備等
（１）矢作川豊田防災ステーション…… 437
（２）水防倉庫一覧…… 438
（３）水防倉庫備蓄資機材一覧…… 439
（４）重要な水閘門…… 442
（５）排水機場一覧…… 445
（６）雨水施設対応業者一覧 …… 447
（７）下水道施設対応業者一覧…… 448
（８）豊田市排水設備工事指定工事店一覧 …… 449
（９）防災用倉庫一覧…… 458
（１０）汚水処理施設一覧 …… 458
（１１）排水ポンプ車の能力 …… 458
５　救助用施設・設備等
（１）救助用資機材の保有状況（消防署） …… 459
（２）高度救助用資機材の保有状況（消防署） …… 460
（３）救出用資機材・集団救急事故資機材の保有状況 …… 460
（４）避難場所等一覧…… 463
（５）防災倉庫一覧…… 475
（６）防災倉庫資機材一覧 …… 477

（７）災害復旧用オープンスペース候補地一覧…… 486
（８）医療機関 …… 497
（９）防疫用資機材の保有状況…… 499
（１０）災害用便槽設置箇所一覧…… 500
（１１）災害用便槽設置予定箇所一覧 …… 502
（１２）救援物資等受入施設一覧…… 503
6　給水施設・設備
（１）応急給水用資機材一覧 …… 504
（２）応急復旧用資材の備蓄状況…… 504
（３）災害時緊急連絡管接続箇所一覧 …… 505
（４）災害拠点給水施設一覧 …… 505
（５）応急給水支援設備（市水道）一覧 …… 506
（６）愛知県営水道災害時支援施設…… 507
（７）飲料用耐震性貯水槽 …… 507
（８）豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧 …… 508
7　清掃用施設・設備
（１）ごみ関係 …… 516
（２）し尿関係 …… 520
（３）災害廃棄物一次仮置場（候補地）一覧…… 522
8　火葬場…… 524

第３　必需物資の備蓄及び調達
1　生活物資
（１）食糧等の備蓄…… 525
（２）生活必需品等の備蓄 …… 525
（３）生活物資緊急調達協定事業者一覧 …… 527

第４　建設機械（道路復旧・障害物排除等に使用するもの）の保有及び調達
1　建設機械の保有状況 …… 529
2　建設機械の調達…… 529

第５　輸送車両等の保有状況等
1　事前申請による緊急輸送車両一覧 …… 530
2　舟艇の保有状況…… 546
3　緊急時ヘリポート可能箇所一覧…… 547
4　名古屋市航空機隊飛行場外離着陸場（市内） …… 550

第６　要員の確保
1　愛知県登録防災ボランティアグループ …… 551
2　ボランティア受け入れ体制の整備 …… 552

第７　地震防災緊急事業五箇年計画事業

地震防災緊急事業五箇年計画事業概要一覧（豊田市分）…… 553

第８　防災組織等

1　市の防災組織
（１）豊田市災害対策本部機構…… 554
（２）豊田市災害対策本部事務分掌…… 555
（３）豊田市地震災害警戒本部事務分掌 …… 568
（４）豊田市災害対策本部（風水害・突発災害用）配備基準表 …… 581
（５）豊田市災害対策本部（地震災害用）・
地震災害警戒本部（含む警戒準備本部）配備基準表 …… 583
（６）豊田市災害対策本部室配置図…… 584
2　自主防災組織等
（１）自主防災組織設置状況一覧…… 585
（２）女性消防クラブ一覧 …… 591

第９　協定書・覚書等

1　市町村間における応援協定等
（１）愛知県内広域消防相互応援協定 …… 592
（２）西三河地区消防相互応援協定書 …… 595
（３）愛知県下高速道路における消防相互応援協定書 …… 599
（４）豊田市・瀬戸市消防相互応援協定 …… 601
（５）豊田市・尾三消防組合消防相互応援協定…… 602
（６）豊田市・日進市消防相互応援協定書 …… 604
（７）豊田市・三好町消防相互応援協定書 …… 605
（８）豊田市・土岐市消防相互応援協定書 …… 606
（９）豊田市・恵那市消防本部消防相互応援協定書 …… 607
（１０）豊田市・瑞浪市消防相互応援協定書…… 608
（１１）豊田市・南信州広域連合消防相互応援協定書 …… 609
（１２）愛知県防災ヘリコプター支援協定（愛知県以下７２自治体及び一部事務組合）‥ 611
（１３）衣浦豊田道路における消防相互応援協定書 …… 614
（１４）水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会愛知県支部・愛知県） …… 615
（１５）災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書（知立市） …… 619
（１６）災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書
（愛知県中部水道企業団） …… 620
（１７）緊急連絡管の取扱いに関する協定書（刈谷市）…… 621
（１８）緊急連絡管に関する協定書（安城市）…… 622
（１９）水道緊急連絡管に関する協定書（岡崎市） …… 623
（２０）災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

（愛知県、県下水道管理者、県内全市町村、県内市町下水道管理者及び
一部事務組合　１２６者）…624
（２１）中核市災害相互応援協定……626
（２２）榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定（上越市、館林市、姫路市）……629
（２３）東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定……631
（２４）広域幹線道路ネットワーク都市災害時相互応援に関する協定（中津川市）……633
（２５）外国人集住都市会議災害時相互応援協定（太田市１５自治体）……635
（２６）西三河災害時相互応援協定……638
（２７）災害時相互応援に関する協定（東北１市４町）……641
（２８）災害時相互応援に関する協定（海老名市）……644
（２９）原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書（掛川市）……646
２　市及び関係団体間における協力協定
（１）消防・防災に関する応援活動協定書
（トヨタ自動車株式会社）……648
（２）水道施設の応急復旧に関する協定書
（豊田市管工事業協同組合）……650
（３）災害時の医療救護活動に関する協定
（豊田加茂医師会）……652
（４）災害時の医療救護活動に関する協定
（豊田加茂歯科医師会）……655
（５）災害時の医療救護活動に関する協定
（豊田加茂薬剤師会）……658
（参考）豊田市医療救護計画……661
（６）大規模水害発生時における施設利用に関する協定
（豊田加茂医師会）……668
（７）大規模水害発生時における施設利用に関する協定
（豊田地域医療センター）……669
（８）災害時に要援護者の避難施設として
民間社会福祉施設等を使用することに関する協定
（豊田福寿園以下高齢者施設３２施設、サンホーム豊田以下障がい者施設７施設）……670
（９）災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定
（１２事業者等）……676
（１０）災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定
（７事業者等）……681
（１１）避難所等における食品の衛生確保の協力に関する協定書……686
（１２）災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書
（東邦ガス株式会社）……688
（１３）災害時における応急措置資機材の提供等に関する協定
（豊田加茂石油業協同組合、愛知県石油商業組合）……690
（１４）災害時の放送に関する協定

（ひまわりネットワーク株式会社）…… 692
（１５）災害緊急放送に関する協定
（エフエムとよた株式会社）…… 693
（１６）災害救助物資の緊急調達に関する協定
（株）エイデンサカキヤホームエキスポ豊田以下７団体…… 694
（１７）災害救助活動のための施設の利用に関する協定
（豊田市農業協同組合）…… 697
（１８）豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書
（社会福祉法人豊田市社会福祉協議会）…… 699
（１９）災害救助物資の緊急調達に関する協定
（キングパン協業組合）…… 701
（２０）災害救助物資の緊急調達に関する協定
（豊田製パン株式会社）…… 702
（２１）地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定
（一般社団法人愛知県産業廃棄物協会）…… 703
（２２）災害時における水道施設の復旧活動に関する協定書
（（株）陣内工業所以下45業者）…… 705
（２３）災害時における応急支援活動に関する協定書
（（株）石垣　名古屋支店）…… 709
（２４）水道事業の災害対策に伴う応援協定書
（（株）ジェネッツ中部支店）…… 711
（２５）消防活動の協力に関する協定書
（一般社団法人全国クレーン建設業協会愛知支部）…… 713
（２６）災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定
（社団法人愛知県ＬＰガス協会西三河支部）…… 715
（２７）災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定書
（公益財団法人豊田加茂環境整備公社）…… 720
（２８）災害時における応急対策業務に関する協定
（豊田都市整備研究会）…… 722
（２９）災害時における外国人支援への協力に関する協定
（公益財団法人豊田市国際交流協会）…… 724
（３０）災害時における応急対策業務に関する協定
（豊田市アーバングリーン協会）…… 726
（３１）災害時における応急対策業務に関する協定
（豊田環境ビジョン協議会）…… 728
（３２）災害応急対策実施のために使用される緊急通行車両の事前届出に関する協定
（株式会社ＮＸワンビシアーカイブス名古屋支店）…… 730
（３３）災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定
（中部電力株式会社）…… 731
（３４）災害時における応急対策業務に関する協定

（協働組合豊田土木建設協力会）…… 733
（３５）災害時における支援協力に関する協定書
（トヨタ自動車株式会社）…… 735
（３６）災害時における被災要保護児童の受入れに関する協定
（社会福祉法人　愛知玉葉会　梅ヶ丘学園）…… 736
（３７）災害時における民間住宅等の修繕及び応急修理等に関する協定書
（豊田都市整備研究会）…… 740
（３８）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書
（公益社団法人愛知建築士会）…… 742
（３９）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書
（公益社団法人愛知県建築士事務所協会）…… 744
（４０）災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
（株式会社ゼンリン）…… 746
（４１）名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等
の協力に関する協定（生協法人　生活協同組合コープあいち）…… 749
（４２）防疫活動等に関する協定書
（公益社団法人愛知県ペストコントロール協会）…… 755
（４３）災害時における応急対策業務に関する協定
（豊田広域測量設計研究会）…… 759
（４４）災害時の応急対策の協力に関する基本協定書
（公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）…… 761
（４５）災害時における避難者等の受入れに関する協定
（株式会社善都）…… 763
（４６）災害に係る情報発信等に関する協定
（ヤフー株式会社）…… 766
（４７）衣浦豊田道路における消防活動に関する覚書
（愛知県道路公社）…… 768
（４８）猿投グリーンロードにおける消防活動に関する覚書
（愛知県道路公社）…… 770
（４９）災害時における環境調査に関する協定書
（一般社団法人愛知県環境測定分析協会）…… 772
（５０）防災・減災に関する協定書
（市内５大学等）…… 777
（５１）災害時の物資輸送等に関する協定書
（ヤマト運輸株式会社）…… 781
（５２）災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定
（豊田環境事業協同組合）…… 783
（５３）災害時における帰宅困難者の受入に関する協定
（豊田市駅前７事業者）…… 789
（５４）災害時における電気施設の応急復旧に関する協定書

（豊田電気工事協同組合）…… 792
（５５）災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定書
（西三河生コンクリート協同組合豊田支部）…… 794
（５６）災害における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書
（愛知県行政書士会豊田支部）…… 796
（５７）全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書
（４８市場）…… 798
（５８）災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書
（一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会）…… 803
（５９）大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定
（豊田環境技術研究会、豊田一般廃棄物協同組合）…… 805
（６０）災害時の物資輸送等に関する協定書
（株式会社山信商店、えぷろんフーズ株式会社）…… 808
（６１）１１９番通報に関する協定
（愛知県タクシー協会豊田支部）…… 810
（６２）災害時における応急支援活動に関する協定書
（（株）日立製作所　中部支社）…… 812
（６３）上下水道事業の災害対策に伴う応援協定書
（（一財）豊田市水道サービス協会）…… 814
（６４）災害時における畳の提供に関する協定書
（５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会）…… 816
（６５）上下水道事業の災害対策に伴う応援協定書
（豊田水建株式会社）…… 818
（６６）災害時の物資輸送等に関する協定書
（株式会社ケー・ツー）…… 820
（６７）災害時における家屋被害認定業務に関する協定書
（公益社団法人愛知県建築士事務所協会ほか３者）…… 822
（６８）災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定書
（特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク）…… 826
（６９）消防活動の協力に関する協定書
（豊田都市整備研究会）…… 828
（７０）消防活動の協力に関する協定書
（豊田土木建設協力会）…… 830
（７１）災害時における相互連携・協力に関する協定書
（中部電力パワーグリッド株式会社豊田営業所）…… 832
（７２）災害時における生活物資の供給協力に関する協定書
（株式会社カインズ）…… 834
（７３）災害時のフォークリフトの提供等に関する協定書
（スズヒロフォークリフト株式会社）…… 836
（７４）災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書

（一般社団法人日本ＲＶ・トレーラーハウス協会）…… 838
（７５）災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書
（株式会社オウルテック）…… 842
（７６）災害時における応急給水活動に関する協定書
（トヨタ記念病院）…… 846
（７７）災害拠点給水施設の運用に関する協定書
（（一財）水道サービス協会）…… 850
（７８）物流ドローンの災害時活用及び社会実装促進に向けた協定
（（株）ＳｋｙＤｒｉｖｅ）…… 854
（７９）飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書
（足助自治区）…… 856
（８０）飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書
（花山自治区）…… 859
（８１）災害時における応急支援活動に関する協定書
（荏原商事株式会社中部支社）…… 861
（８２）災害時における応急資機材等の提供に関する協定書
（明和工業（株））…… 863
（８３）災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書
（市内キッチンカー事業者）…… 867
（８４）災害時における被災者支援活動の協力に関する協定書
（市内仏教会４団体）…… 869
（８５）災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書
（佐川急便株式会社）…… 871
（８６）防災・減災に関する協定書
（藤田医科大学）…… 874
（８７）大規模災害発生時における物資供給等の協力に関する協定書
（株式会社ドン・キホーテ）…… 876
（８８）災害時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書
（中日本高速道路株式会社　名古屋支社　豊田保全・サービスセンター）…… 878
（８９）災害拠点給水施設の利用に関する協定書
（黒田町自治区）…… 880
（９０）災害拠点給水施設の利用に関する協定書
（築羽自治区）…… 883
（９１）災害時における応急給水対応に関する覚書
（トヨタ生活協同組合）…… 886
（９２）飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書
（武節自治区）…… 889
（９３）飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書
（小渡自治区）…… 891
（９４）給水装置の応急復旧に関する協定書

（豊田市管工業協同組合）…… 893
（９５）災害時等における物資の輸送及び供給等に関する協定書
（一般社団法人ＡＺ-ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク・株式会社東海丸和ロジスティクス）・896
（９６）災害時におけるトイレユニットの運用協力に関する協定書
（株式会社メイダイ） …… 898
（９７）１１９番回線不通時における広報に関する協定
（エフエムとよた株式会社）…… 900
（９８）１１９番回線不通時における広報に関する協定
（ひまわりネットワーク株式会社）…… 901
（９９）災害拠点給水施設の運用に関する覚書
（大草自治区、城東自治区）…… 902
（１００）飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書
（道慈自治区、小原西自治区）…… 904
（１０１）災害時における一時避難の受入れ及び物資の輸送等に関する協定書
（カリツー株式会社）…… 906

第１０　その他

１　活断層分布図…… 908
２　気象庁震度階…… 909
３　地震観測所 …… 914
４　予警報等の種類と発表基準
（１）特別警報 …… 916
（２）気象・水象に関する予報警報…… 918
（３）洪水予報 …… 930
（４）水防警報 …… 932
（５）水位情報の周知…… 933
（６）火災気象通報…… 934
（７）河川情報に基づく災害対策活動基準 …… 935

第１１　参　考

１　豊田市防災基本条例 …… 939
２　豊田市防災会議条例 …… 945
３　豊田市防災会議運営要綱 …… 947
４　豊田市防災会議委員 …… 949
５　豊田市災害対策本部条例 …… 950
６　豊田市災害対策本部運営要綱…… 951
７　豊田市現地災害対策本部運営要綱 …… 953
８　豊田市地震災害警戒本部運営要綱 …… 956
９　豊田市自主防災会設置助成要綱…… 958
１０　豊田市自主防災事業補助金交付要綱 …… 961

１１　地震防災消防活動基準 …… 963
１２　災害救助法施行細則 …… 964
１３　災害救助法の適用基準 …… 980
１４　名古屋市航空機隊訓練緊急運航要領 …… 982
１５　防災関係機関及び連絡窓口
（１）指定行政機関…… 984
（２）指定地方行政機関 …… 984
（３）自衛隊 …… 984
（４）指定公共機関…… 984
（５）指定地方公共機関及び公共的団体 …… 985
（６）県機関 …… 985
（７）警察機関 …… 985
（８）消防機関 …… 986

第１２　連絡先・様式一覧

１　重要な情報の連絡先
（１）県の連絡先…… 987
（２）消防庁への連絡先 …… 990
（３）伝達要領 …… 990
２　自衛隊の派遣
（１）災害派遣の活動範囲 …… 1006
（２）災害派遣依頼の手続き …… 1007
（３）撤収の手続き…… 1008
３　災害派遣部隊の受入れ …… 1009
４　緊急輸送車両の確認…… 1012
５　重要な情報の伝達（地震災害編） …… 1014

第１　防災上注意すべき自然的・社会的条件

１　河川一覧

（令和７年４月１日現在暫定数値）

区　　分	管　理　者	数	水　　系　　別		延 長 （ｍ）
一 級 河 川	国土交通大臣	1	矢作川水系	1	14,800
一 級 河 川	知　　事	41 直轄河川と重複	矢作川水系 境 川 水 系 猿渡川水系	41 0 0	343,132
二 級 河 川	知　　事	5	矢作川水系 境 川 水 系 猿渡川水系	0 4 1	35,365
準 用 河 川	市　　長	103	矢作川水系 境 川 水 系 猿渡川水系	91 9 3	161,368
普 通 河 川	市　　長	468	矢作川水系 境 川 水 系 猿渡川水系	427 37 4	528,479
	砂防指定地内河川 知　　事	78 普通河川の内数	矢作川水系 境 川 水 系 猿渡川水系	67 11 0	109,016 普通河川の内数
合　計		617	矢作川水系 境 川 水 系 猿渡川水系	589 55 8	1,083,144

（河川課）

（１）１・２級河川

番　　号	河　　川　　名	水　　系	河 川 延 長（m）	摘　　要
1	矢　　作　　川	矢 作 川	国14,800 県43,862	1　級　河　川
2	家　　下　　川	矢 作 川	4,400	1　級　河　川
3	巴　　川	矢 作 川	46,710	1　級　河　川
4	郡　　界　　川	矢 作 川	23,709	1　級　河　川

番　　号	河　　川　　名	水　　系	河 川 延 長 (m)	摘　　要
5	滝　　川	矢 作 川	5,164	1　級　河　川
6	仁　王　川	矢 作 川	6,520	1　級　河　川
7	足　助　川	矢 作 川	11,308	1　級　河　川
8	神　越　川	矢 作 川	8,485	1　級　河　川
9	大　見　川	矢 作 川	5,577	1　級　河　川
10	野　原　川	矢 作 川	5,636	1　級　河　川
11	大　桑　川	矢 作 川	4,873	1　級　河　川
12	加　茂　川	矢 作 川	4,200	1　級　河　川
13	市　木　川	矢 作 川	4,884	1　級　河　川
14	籠　　川	矢 作 川	11,653	1　級　河　川
15	水 無 瀬 川	矢 作 川	1,250	1　級　河　川
16	伊　保　川	矢 作 川	8,816	1　級　河　川
17	加　納　川	矢 作 川	2,300	1　級　河　川
18	御　船　川	矢 作 川	2,364	1　級　河　川
19	力　石　川	矢 作 川	5,000	1　級　河　川
20	飯　野　川	矢 作 川	10,060	1　級　河　川
21	犬　伏　川	矢 作 川	12,626	1　級　河　川
22	木　瀬　川	矢 作 川	7,200	1　級　河　川
23	大　平　川	矢 作 川	5,200	1　級　河　川
24	阿　摺　川	矢 作 川	10,504	1　級　河　川
25	李　　川	矢 作 川	4,800	1　級　河　川
26	田　代　川	矢 作 川	10,595	1　級　河　川
27	介　木　川	矢 作 川	5,960	1　級　河　川
28	阿　妻　川	矢 作 川	7,300	1　級　河　川
29	赤 羽 根 川	矢 作 川	1,000	1　級　河　川
30	丸　草　川	矢 作 川	250	1　級　河　川
31	明　智　川	矢 作 川	2,111	1　級　河　川
32	段　戸　川	矢 作 川	16,473	1　級　河　川
33	小 田 木 川	矢 作 川	5,155	1　級　河　川
34	名　倉　川	矢 作 川	12,947	1　級　河　川
35	入　山　川	矢 作 川	1,200	1　級　河　川
36	黒　田　川	矢 作 川	7,849	1　級　河　川
37	平 林 境 川	矢 作 川	600	1　級　河　川

番　　号	河　　川　　名	水　　系	河 川 延 長（m）	摘　　要
38	野　　入　　川	矢 作 川	6,791	1　級　河　川
39	安　　永　　川	矢 作 川	3,500	1　級　河　川
40	広　　見　　川	矢 作 川	2,400	1　級　河　川
41	富　　永　　川	矢 作 川	1,900	1　級　河　川
42	猿　　渡　　川	猿 渡 川	5,000	2　級　河　川
43	境　　川	境　　川	800	2　級　河　川
44	逢　妻　男　川	境　　川	11,698	2　級　河　川
45	逢　妻　女　川	境　　川	15,737	2　級　河　川
46	布　袋　子　川	境　　川	2,130	2　級　河　川

（2）準用河川

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
1	家　　下　　川	矢 作 川	1,710	鴛鴨町・永覚新町
2	太　　田　　川	矢 作 川	713	大内町
3	仁　　王　　川	矢 作 川	1,754	坂上町・足助地区
4	八　　尻　　川	矢 作 川	374	水源町
5	長　　田　　川	矢 作 川	1,722	長興寺・前田町
6	大　　見　　川	矢 作 川	1,565	室町・大見町
7	砂　　山　　川	矢 作 川	340	大見町
8	樫　　尾　　川	矢 作 川	3,150	野見町・古瀬間町
9	桐　　山　　川	矢 作 川	400	志賀町
10	入　　沢　　川	矢 作 川	312	広川町
11	水　無　瀬　川	矢 作 川	1,250	井上町・高町
12	柳　　川	矢 作 川	3,900	四郷町・舞木町
13	八 ツ 口 洞 川	矢 作 川	1,030	亀首町
14	小　　田　　川	矢 作 川	1,234	荒井町・越戸町
15	初　　陣　　川	矢 作 川	3,450	元宮町・栄町
16	安　　永　　川	矢 作 川	3,475	元宮町・東梅坪町
17	五　　六　　川	矢 作 川	925	陣中町・日之出町
18	大　　切　　川	境　　川	2,232	花園町・中根町
19	藤　　池　　川	境　　川	520	吉原町

20	向川	境川	1,111	上丘町・聖心町
21	甲川	境川	1,024	本地町
22	大曲川	境川	325	堤町
23	御手洗川	境川	360	駒場町　知立市
24	前川	境川	1,480	吉原町・若林東町
25	毛無川	境川	558	駒新町
26	東山川	猿渡川	90	和会町
27	和会川	猿渡川	1,210	和会町・若林東町
28	大風川	猿渡川	2,680	西田町・山之手
29	広沢川	矢作川	1,268	猿投町
30	逢妻男川	境川	995	元町・細谷町
31	池の下川	矢作川	898	藤岡飯野町・石飛町
32	石飛川	矢作川	420	石飛町
33	池田川	矢作川	1,467	北一色町
34	才田川	矢作川	1,088	深見町
35	広見川	矢作川	631	三箇町
36	千洗川	矢作川	3,632	小原地区
37	西萩平川	矢作川	2,593	小原地区
38	北川	矢作川	3,601	小原地区
39	下苅川	矢作川	679	小原地区
40	遊屋川	矢作川	1,637	小原地区
41	永太郎川	矢作川	1,134	小原地区
42	細田川	矢作川	2,184	小原地区
43	丹波川	矢作川	3,797	小原地区
44	今朝平川	矢作川	2,159	足助地区
45	佐切川	矢作川	2,694	足助地区
46	野林川	矢作川	4,135	足助地区
47	怒田沢川	矢作川	4,716	足助地区
48	室口川	矢作川	1,053	足助地区
49	上八木川	矢作川	1,448	足助地区
50	菅川	矢作川	905	足助地区
51	白山川	矢作川	2,093	足助地区
52	切山川	矢作川	2,144	足助地区
53	中立川	矢作川	2,135	足助地区

54	大河原川	矢作川	1,193	足助地区
55	段戸川	矢作川	3,033	足助地区
56	右衛門殿川	矢作川	3,042	足助地区・下山地区
57	堂ヶ入川	矢作川	271	足助地区
58	大島川	矢作川	213	足助地区
59	大摺川	矢作川	1,940	足助地区
60	足助川	矢作川	940	足助地区
61	久木川	矢作川	7,009	足助地区
62	黒坂川	矢作川	1,292	下山地区
63	小松野川	矢作川	793	下山地区
64	大林川	矢作川	518	下山地区
65	西洞川	矢作川	953	下山地区
66	根山川	矢作川	1,591	下山地区
67	高野川	矢作川	2,190	下山地区
68	奥山川	矢作川	1,822	下山地区
69	吉平川	矢作川	1,924	下山地区
70	宇連野川	矢作川	2,034	下山地区
71	保殿川	矢作川	809	下山地区
72	沢中川	矢作川	1,360	旭地区
73	市平川	矢作川	690	旭地区
74	大坪川	矢作川	3,240	旭地区
75	萩平川	矢作川	990	旭地区
76	大入川	矢作川	360	旭地区
77	井敷川	矢作川	460	旭地区
78	小田川	矢作川	2,190	旭地区
79	高能川	矢作川	610	旭地区
80	白石川	矢作川	2,800	旭地区
81	中切川	矢作川	2,480	旭地区
82	明賀川	矢作川	2,620	旭地区
83	太田川	矢作川	2,230	旭地区
84	蕨野川	矢作川	710	旭地区
85	伊熊川	矢作川	1,390	旭地区
86	惣田川	矢作川	730	旭地区
87	小畑川	矢作川	510	旭地区

88	大畑川	矢作川	740	旭地区
89	月畑川	矢作川	2,680	旭地区
90	小沢川	矢作川	1,360	旭地区
91	加塩川	矢作川	1,070	旭地区
92	大井川	矢作川	2,791	旭地区・足助地区
93	花ノ樹川	矢作川	390	旭地区
94	オージナ川	矢作川	1,200	稲武地区
95	ホツ田川	矢作川	800	稲武地区
96	小又川	矢作川	400	稲武地区
97	貝口川	矢作川	900	稲武地区
98	石神川	矢作川	1,800	稲武地区
99	宮川	矢作川	500	稲武地区
100	古屋貝戸川	矢作川	500	稲武地区
101	滝ヶ洞川	矢作川	500	稲武地区
102	谷川	矢作川	700	稲武地区
103	木地山川	矢作川	1,700	稲武地区

（3）砂防指定地域河川

番号	河川名	水系	規定断面内延長（m）	摘要
1	大谷川	矢作川	2,145	河合町・明和町
2	七売川	矢作川	1,160	滝脇町
3	滝脇川	矢作川	1,610	滝脇町
4	平薮川	矢作川	280	岩倉町
5	山中川	矢作川	2,630	九久平町
6	太田川	矢作川	2,173	豊松町
7	高蔵川	矢作川	700	豊松町
8	二口川	矢作川	1,200	豊松町
9	松平川	矢作川	880	松平町
10	ソウレ川	矢作川	920	松平町
11	六ッ木川	矢作川	810	松平志賀町
12	矢並川	矢作川	5,300	古瀬間町
13	小田川	矢作川	540	古瀬間町
14	白山川	矢作川	2,520	穂積町・幸海町

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
15	香　　沢　　川	矢 作 川	710	矢並町
16	東　宮　口　川	矢 作 川	1,730	坂上町
17	日　　明　　川	矢 作 川	1,880	坂上町
18	大　　楠　　川	矢 作 川	1,310	石楠町
19	蛇　　石　　川	矢 作 川	1,300	山中町
20	折　　合　　川	矢 作 川	550	野口町
21	浜　　泉　　川	矢 作 川	595	五ヶ丘
22	桑　　原　　川	矢 作 川	1,530	市木町
23	池　　田　　川	矢 作 川	1,530	池田町・岩瀬町
24	法　　沢　　川	矢 作 川	1,670	岩滝町・矢並町
25	樋　　川	矢 作 川	1,620	東保見町・貝津町
26	伊　保　堂　川	矢 作 川	1,550	東保見町
27	田　　籾　　川	矢 作 川	2,230	田籾町・東保見町
28	太　　郎　　川	矢 作 川	750	篠原町・保見町
29	大　　沢　　川	矢 作 川	1,620	篠原町
30	大　　洞　　川	矢 作 川	320	広幡町
31	押　　芝　　川	矢 作 川	660	広幡町
32	西　広　見　川	矢 作 川	1,870	広幡町
33	後　　田　　川	矢 作 川	480	広幡町
34	砂　　川	矢 作 川	1,220	八草町・大畑町
35	小　江　戸　川	矢 作 川	900	八草町
36	秋　　合　　川	矢 作 川	500	八草町
37	割　　田　　川	矢 作 川	970	八草町
38	立　　田　　川	矢 作 川	240	八草町
39	本　　徳　　川	矢 作 川	3,160	本徳町・亀首町
40	乙　　部　　川	矢 作 川	850	乙部町
41	荒　　子　　川	矢 作 川	790	舞木町・加納町
42	加　　納　　川	矢 作 川	3,330	加納町
43	広　　沢　　川	矢 作 川	5,480	猿投町
44	鴛　　取　　川	矢 作 川	410	猿投町
45	猿　　投　　川	矢 作 川	1,380	猿投町
46	岩　　本　　川	矢 作 川	3,260	滝見町・百々町
47	丸　　山　　川	矢 作 川	590	扶桑町・手呂町

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
48	天　　王　　川	矢 作 川	1,500	扶桑町・勘八町
49	大　　釜　　川	矢 作 川	470	御船町
50	山　　田　　川	矢 作 川	2,640	西広瀬町・御船町
51	樋　　田　　川	矢 作 川	580	御船町
52	一　の　瀬　川	矢 作 川	3,210	上高町・勘八町
53	桜　　田　　川	矢 作 川	260	上高町
54	宮　　下　　川	矢 作 川	1,940	勘八町・成合町
55	室　　川	矢 作 川	3,030	芳友町・力石町
56	成　　合　　川	矢 作 川	1,340	中金町
57	柳　　沢　　川	矢 作 川	1,930	千鳥町・成合町
58	須　　田　　川	矢 作 川	2,560	中金町・山中町
59	押　　沢　　川	矢 作 川	1,110	押沢町
60	松　　嶺　　川	矢 作 川	528	松嶺町
61	宮　　ノ　　川	矢 作 川	2,180	国附町・小峯町
62	藤　　沢　　川	矢 作 川	790	藤沢町
63	百　　伏　　川	矢 作 川	860	矢並町
64	天　下　峰　川	矢 作 川	340	坂上町
65	コ ン ノ ウ 川	矢 作 川	1,180	山中町
66	平　　和　　川	矢 作 川	470	平和町
67	加　　茂　　川	矢 作 川	930	東山町・京ヶ峰
68	山　　中　　川	境　　川	990	生駒町・高丘新町
69	石　　坂　　川	境　　川	1,690	前林町
70	竹　　後　　川	境　　川	810	堤町・高岡町
71	堤　　川	境　　川	850	堤町・高岡町
72	神　明　堂　川	境　　川	190	高崎町
73	汐　　見　　川	境　　川	1,620	高崎町・太平町
74	逢　妻　女　川	境　　川	2,230	大清水町・逢妻町
75	浄　　水　　川	境　　川	1,310	若草町・浄水町
76	大　清　水　川	境　　川	410	若草町・大清水町
77	和 田 ヶ 池 川	境　　川	1,260	保見町・浄水町
78	井　ノ　向　川	境　　川	325	保見町

（4）普通河川

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
1	渡　　刈　　川	矢 作 川	3,340	畝部東町・渡刈町
2	大　　谷　　川	矢 作 川	2,145	河合町・明和町
3	七　　売　　川	矢 作 川	1,160	滝脇町
4	滝　　脇　　川	矢 作 川	1,610	滝脇町
5	平　　薮　　川	矢 作 川	280	岩倉町
6	吉　ヶ　入　川	矢 作 川	670	岩倉町
7	山　　中　　川	矢 作 川	2,630	九久平町
8	日　　向　　川	矢 作 川	520	九久平町
9	太　　田　　川	矢 作 川	2,173	豊松町
10	高　　蔵　　川	矢 作 川	700	豊松町
11	二　　口　　川	矢 作 川	1,200	豊松町
12	松　　平　　川	矢 作 川	880	松平町
13	ソ　ウ　レ　川	矢 作 川	920	松平町
14	六　ッ　木　川	矢 作 川	810	松平志賀町
15	矢　　並　　川	矢 作 川	5,300	古瀬間町
16	小　　田　　川	矢 作 川	540	古瀬間町
17	白　　山　　川	矢 作 川	2,520	穂積町・幸海町
18	香　　沢　　川	矢 作 川	710	矢並町
19	鍋　　田　　川	矢 作 川	1,170	鍋田町
20	沢　　尻　　川	矢 作 川	550	豊松町
21	東　宮　口　川	矢 作 川	1,730	坂上町
22	日　　明　　川	矢 作 川	1,880	坂上町
23	田　　向　　川	矢 作 川	860	坂上町・足助町
24	烙　　嶺　　川	矢 作 川	1,000	坂上町
25	大　　楠　　川	矢 作 川	1,310	石楠町
26	蛇　　石　　川	矢 作 川	1,300	山中町
27	中　　根　　川	矢 作 川	2,020	中切町・野口町
28	折　　合　　川	矢 作 川	550	野口町
29	琴　　平　　川	矢 作 川	300	渡合町
30	長　　田　　川	矢 作 川	1,540	前田町・上挙母
31	浜　　泉　　川	矢 作 川	595	五ヶ丘
32	新　　川	矢 作 川	840	野見町・御立町

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
33	森　　川	矢 作 川	750	御立町・森町
34	渋　　川	矢 作 川	750	森町・広川町
35	川　田　川	矢 作 川	1,700	水間町・寺部町
36	桑　原　川	矢 作 川	1,530	市木町
37	池　田　川	矢 作 川	1,530	池田町・岩瀬町
38	法　沢　川	矢 作 川	1,670	岩滝町・矢並町
39	花　本　川	矢 作 川	1,530	花本町・井上町
40	井　上　川	矢 作 川	540	井上町
41	樋　　川	矢 作 川	1,620	東保見町・貝津町
42	伊 保 堂 川	矢 作 川	1,550	東保見町
43	松　本　川	矢 作 川	1,060	東保見町
44	田　籾　川	矢 作 川	2,230	田籾町・東保見町
45	太　郎　川	矢 作 川	750	篠原町・保見町
46	大　沢　川	矢 作 川	1,620	篠原町
47	大　洞　川	矢 作 川	290	広幡町
48	押　芝　川	矢 作 川	320	広幡町
49	西 広 見 川	矢 作 川	1,870	広幡町
50	後　田　川	矢 作 川	480	広幡町
51	砂　　川	矢 作 川	1,220	八草町・大畑町
52	小 江 戸 川	矢 作 川	900	八草町
53	秋　合　川	矢 作 川	500	八草町
54	割　田　川	矢 作 川	970	八草町
55	立　田　川	矢 作 川	240	八草町
56	北　野　川	矢 作 川	940	亀首町・伊保町
57	本　徳　川	矢 作 川	3,160	本徳町・亀首町
58	乙　部　川	矢 作 川	850	乙部町
59	沢　渡　川	矢 作 川	500	舞木町
60	荒　子　川	矢 作 川	790	舞木町・加納町
61	加　納　川	矢 作 川	3,330	加納町
62	広　沢　川	矢 作 川	5,480	猿投町
63	鴛　取　川	矢 作 川	410	猿投町
64	猿　投　川	矢 作 川	1,380	猿投町
65	岩　本　川	矢 作 川	3,260	滝見町・百々町

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
66	丸　　山　　川	矢 作 川	590	扶桑町・手呂町
67	天　　王　　川	矢 作 川	1,500	扶桑町・勘八町
68	大　　釜　　川	矢 作 川	470	御船町
69	山　　田　　川	矢 作 川	2,640	西広瀬町・御船町
70	樋　　田　　川	矢 作 川	580	御船町
71	一　の　瀬　川	矢 作 川	3,210	上高町・勘八町
72	桜　　田　　川	矢 作 川	260	上高町
73	宮下川（上下流）	矢 作 川	1,940	勘八町・成合町
74	室　　川	矢 作 川	3,030	芳友町・力石町
75	成　　合　　川	矢 作 川	1,340	中金町
76	柳　　沢　　川	矢 作 川	1,930	千鳥町・成合町
77	力　　石　　川	矢 作 川	1,180	中金町・野口町
78	中　　金　　川	矢 作 川	570	中金町・城見町
79	須　　田　　川	矢 作 川	2,560	中金町・山中町
80	東　枝　下　川	矢 作 川	350	石野町
81	笹　　澤　　川	矢 作 川	1,440	枝下町・西広瀬町
82	高　　根　　川	矢 作 川	410	東広瀬町
83	上　海　道　川	矢 作 川	920	西広瀬町
84	広　　田　　川	矢 作 川	670	東広瀬町
85	押　　沢　　川	矢 作 川	1,110	押沢町
86	松　　嶺　　川	矢 作 川	528	松嶺町
87	宮　　ノ　　川	矢 作 川	2,180	国附町・小峯町
88	藤　　沢　　川	矢 作 川	790	藤沢町
89	宗　　定　　川	矢 作 川	3,200	畝部東町
90	鴛　　鴨　　川	矢 作 川	510	鴛鴨町
91	柳　川　瀬　川	矢 作 川	680	畝部東町
92	東 御 手 洗 川	矢 作 川	570	畝部東町・畝部西町
93	上　　野　　川	矢 作 川	2,880	畝部東町・永覚町
94	桝　　塚　　川	矢 作 川	930	桝塚西町
95	宝　　蔵　　川	矢 作 川	1,015	渡刈町
96	百　　伏　　川	矢 作 川	860	矢並町
97	天　下　峰　川	矢 作 川	340	坂上町
98	コ ン ノ ウ 川	矢 作 川	1,180	山中町

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
99	平　　和　　川	矢 作 川	470	平和町
100	加　　茂　　川	矢 作 川	930	東山町・京ヶ峰
101	八　　幡　　川	矢 作 川	1,230	水間町・百々町
102	乳　母　子　川	境　　川	2,050	駒場町・生駒町
103	山　　中　　川	境　　川	990	生駒町・高丘新町
104	石　　坂　　川	境　　川	1,690	前林町
105	西　　流　　川	境　　川	590	中田町
106	大　　島　　川	境　　川	1,580	中田町・大島町
107	大　　田　　川	境　　川	960	大島町・西岡町
108	本　　田　　川	境　　川	1,120	本田町
109	音　　羽　　川	境　　川	1,210	前林町
110	蔵　　下　　川	境　　川	690	堤本町・堤町
111	竹　　後　　川	境　　川	810	堤町・高岡町
112	堤　　川	境　　川	850	堤町・高岡町
113	道　　田　　川	境　　川	350	堤町
114	田　　代　　川	境　　川	450	田代町
115	千　　足　　川	境　　川	790	千足町
116	西　　新　　川	境　　川	1,080	西新町・田町
117	神　明　堂　川	境　　川	190	高崎町
118	汐　　見　　川	境　　川	1,620	高崎町・太平町
119	真　　願　　川	境　　川	760	宮口町
120	丸　　薮　　川	境　　川	250	宮口町
121	宮　　口　　川	境　　川	580	宮上町
122	鉛　　川	境　　川	1,530	丸根町・大池町
123	丸　　根　　川	境　　川	440	丸根町
124	横　　山　　川	境　　川	530	横山町
125	逢　妻　女　川	境　　川	2,230	大清水町・逢妻町
126	浄　　水　　川	境　　川	1,310	若草町・浄水町
127	大　清　水　川	境　　川	410	若草町・大清水町
128	和 田 ヶ 池 川	境　　川	1,260	保見町・浄水町
129	駒　　場　　川	境　　川	880	駒場町
130	馬　　捨　　川	境　　川	360	花園町
131	藤　　池　　川	境　　川	568	吉原町

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
132	前　　田　　川	境　　川	270	吉原町
133	塚　　本　　川	境　　川	830	若林西町
134	下　　田　　川	境　　川	910	若林東町・竹元町
135	初　　音　　川	境　　川	1,190	住吉町・中町
136	上　　沖　　川	境　　川	280	竹町
137	逢　妻　男　川	境　　川	1,130	細谷町・小川町
138	西　井　筋　川	猿 渡 川	1,540	和会町･広美町
139	大　　成　　川	猿 渡 川	1,810	和会町･住吉町・西田町
140	弁　　天　　川	猿 渡 川	190	大成町
141	山　　手　　川	猿 渡 川	640	山之手
142	井　ノ　向　川	境　　川	325	保見町
143	新　子　洞　川	矢 作 川	581	藤岡地区
144	大 グ ル ミ 川	矢 作 川	787	藤岡地区
145	太　田　代　川	矢 作 川	845	藤岡地区
146	折　　平　　川	矢 作 川	2,464	藤岡地区
147	一　ノ　谷　川	矢 作 川	149	藤岡地区
148	西　屋　敷　川	矢 作 川	934	藤岡地区
149	北　一　色　川	矢 作 川	2,474	藤岡地区
150	梅　ノ　木　川	矢 作 川	479	藤岡地区
151	小 右 衛 門 川	矢 作 川	818	藤岡地区
152	下　ノ　田　川	矢 作 川	931	藤岡地区
153	下　　山　　川	矢 作 川	730	藤岡地区
154	田　ノ　平　川	矢 作 川	1,277	藤岡地区
155	西　ノ　平　川	矢 作 川	2,540	藤岡地区
156	迫　　川	矢 作 川	2,779	藤岡地区
157	深　　見　　川	矢 作 川	2,650	藤岡地区
158	藤　　見　　川	矢 作 川	1,162	藤岡地区
159	間　　山　　川	矢 作 川	684	藤岡地区
160	屋　　敷　　川	矢 作 川	1,794	藤岡地区
161	岩　　下　　川	矢 作 川	335	藤岡地区
162	上　切　洞　川	矢 作 川	224	藤岡地区
163	勘　ヶ　入　川	矢 作 川	301	藤岡地区

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
164	荒　　田　　川	矢 作 川	1,415	藤岡地区
165	大　　沢　　川	矢 作 川	345	藤岡地区
166	小　　藤　　川	矢 作 川	1,107	藤岡地区
167	三　　箇　　川	矢 作 川	4,938	藤岡地区
168	大　　岩　　川	矢 作 川	1,901	藤岡地区
169	西　慶　昌　川	矢 作 川	773	藤岡地区
170	白　　川	矢 作 川	3,072	藤岡地区
171	剣　　坂　　川	矢 作 川	1,459	藤岡地区
172	助　　重　　川	矢 作 川	658	藤岡地区
173	八　　剣　　川	矢 作 川	663	藤岡地区
174	西 市 野 々 川	矢 作 川	2,334	藤岡地区
175	宮　浦　洞　川	矢 作 川	599	藤岡地区
176	洞　　川	矢 作 川	1,432	藤岡地区
177	竹　ノ　下　川	矢 作 川	196	藤岡地区
178	韮　　川	矢 作 川	4,364	藤岡地区
179	間　ノ　山　川	矢 作 川	916	藤岡地区
180	石　　畳　　川	矢 作 川	704	藤岡地区
181	片　　平　　川	矢 作 川	679	藤岡地区
182	キ　ビ　夫　川	矢 作 川	695	藤岡地区
183	堀　　越　　川	矢 作 川	1,186	藤岡地区
184	下 勘 ヶ 入 川	矢 作 川	436	藤岡地区
185	田　中　沢　川	矢 作 川	106	藤岡地区
186	天　　徳　　川	矢 作 川	198	藤岡地区
187	日　影　山　川	矢 作 川	105	藤岡地区
188	日　　沢　　川	矢 作 川	1,083	藤岡地区
189	日　沢　洞　川	矢 作 川	351	藤岡地区
190	松　　嶺　　川	矢 作 川	528	藤岡地区
191	亀　　割　　川	矢 作 川	296	藤岡地区
192	丸　　山　　川	矢 作 川	1,327	藤岡地区
193	井　ノ　平　川	矢 作 川	1,391	藤岡地区
194	奥　　山　　川	矢 作 川	459	藤岡地区
195	高　土　屋　川	矢 作 川	1,060	藤岡地区
196	西 高 土 屋 川	矢 作 川	719	藤岡地区

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
197	大　　沢　　川	矢 作 川	630	藤岡地区
198	後　　山　　川	矢 作 川	169	藤岡地区
199	下　　沢　　川	矢 作 川	713	藤岡地区
200	上　川　口　川	矢 作 川	252	藤岡地区
201	西　中　山　川	矢 作 川	4,686	藤岡地区
202	新　　佐　　川	矢 作 川	169	藤岡地区
203	喜　光　寺　川	矢 作 川	885	藤岡地区
204	中　　山　　川	矢 作 川	497	藤岡地区
205	神　子　塚　川	矢 作 川	287	藤岡地区
206	向　井　山　川	矢 作 川	1,097	藤岡地区
207	山　　田　　川	矢 作 川	4,535	藤岡地区
208	藤　　営　　川	矢 作 川	721	藤岡地区
209	長　　根　　川	矢 作 川	1,034	藤岡地区
210	八　　柱　　川	矢 作 川	400	藤岡地区
211	万　　作　　川	矢 作 川	60	藤岡地区
212	鏡　　川	矢 作 川	1,280	藤岡地区
213	新　　田　　川	矢 作 川	585	小原地区
214	慎　　平　　川	矢 作 川	584	小原地区
215	宮　ヶ　沢　川	矢 作 川	158	小原地区
216	西　　洞　　川	矢 作 川	1,225	小原地区
217	松　　根　　沢	矢 作 川	838	小原地区
218	寺　　平　　川	矢 作 川	3,343	小原地区
219	た　も　う　二 （たもつ二の沢）	矢 作 川	456	小原地区
220	釜　ヶ　平　川	矢 作 川	634	小原地区
221	北　篠　平　沢	矢 作 川	401	小原地区
222	篠　　平　　川	矢 作 川	2,098	小原地区
223	梅　ノ　本　川	矢 作 川	262	小原地区
224	沢　　田　　川	矢 作 川	273	小原地区
225	泉　　川	矢 作 川	831	小原地区
226	大　　洞　　川	矢 作 川	3,329	小原地区
227	荷　　掛　　川	矢 作 川	3,642	小原地区
228	尺　　口　　川	矢 作 川	353	小原地区

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
229	野　返　り　川	矢 作 川	2,528	小原地区
230	梅　ヶ　洞　川	矢 作 川	428	小原地区
231	水　　神　　川	矢 作 川	217	小原地区
232	水　神　支　川	矢 作 川	290	小原地区
233	宮　ノ　入　川	矢 作 川	260	小原地区
234	明　　星　　川	矢 作 川	965	小原地区
235	的　　場　　川	矢 作 川	374	小原地区
236	市　ノ　迫　川	矢 作 川	348	小原地区
237	北　ノ　入　川	矢 作 川	539	小原地区
238	宮　ノ　洞　川	矢 作 川	273	小原地区
239	大　　草　　川	矢 作 川	1,585	小原地区
240	北　　洞　　川	矢 作 川	309	小原地区
241	越　　中　　川	矢 作 川	460	小原地区
242	大　　沢　　川	矢 作 川	731	小原地区
243	新　　田　　川	矢 作 川	709	小原地区
244	李　　西　　川	矢 作 川	756	小原地区
245	西 大 皿 田 川	矢 作 川	316	小原地区
246	田　　代　　川	矢 作 川	3,811	小原地区
247	ア　オ　キ　川	矢 作 川	411	小原地区
248	ソ　フ　レ　川	矢 作 川	441	小原地区
249	ヲ ミ ノ ゴ 川	矢 作 川	599	小原地区
250	伊 豆 ヶ 平 川	矢 作 川	351	小原地区
251	下　　元　　川	矢 作 川	415	小原地区
252	丸　草　小　川	矢 作 川	711	小原地区
253	宮　　代　　川	矢 作 川	1,377	小原地区
254	穴　　畑　　川	矢 作 川	97	小原地区
255	古　田　代　川	矢 作 川	322	小原地区
256	市　　場　　川	矢 作 川	505	小原地区
257	紙　屋　澤　川	矢 作 川	513	小原地区
258	松　名　小　川	矢 作 川	938	小原地区
259	松　　名　　川	矢 作 川	464	小原地区
260	上　仁　木　川	矢 作 川	885	小原地区
261	槙　ノ　根　川	矢 作 川	520	小原地区

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
262	神　　明　　川	矢 作 川	2,175	小原地区
263	石　ノ　郷　川	矢 作 川	445	小原地区
264	前　　洞　　川	矢 作 川	296	小原地区
265	全　小　路　川	矢 作 川	245	小原地区
266	岨　　下　　川	矢 作 川	343	小原地区
267	蔵　屋　敷　川	矢 作 川	250	小原地区
268	大ヶ蔵連支川	矢 作 川	160	小原地区
269	大ヶ蔵連小川	矢 作 川	244	小原地区
270	大　ヶ　蔵　連　川	矢 作 川	3,596	小原地区
271	大　　倉　　川	矢 作 川	195	小原地区
272	大　　野　　川	矢 作 川	288	小原地区
273	池　　羽　　川	矢 作 川	390	小原地区
274	竹　ノ　平　川	矢 作 川	331	小原地区
275	中　　郷　　川	矢 作 川	508	小原地区
276	中　　西　　川	矢 作 川	562	小原地区
277	仲　　平　　川	矢 作 川	1,173	小原地区
278	塚　ノ　木　川	矢 作 川	684	小原地区
279	辻　　川	矢 作 川	132	小原地区
280	田　代　小　川	矢 作 川	1,347	小原地区
281	登　　立　　川	矢 作 川	424	小原地区
282	土 地 ノ 郷 川	矢 作 川	337	小原地区
283	東 市 野 々 川	矢 作 川	2,543	小原地区
284	柏　ノ　木　川	矢 作 川	443	小原地区
285	樋　　口　　川	矢 作 川	642	小原地区
286	桧　貝　戸　川	矢 作 川	672	小原地区
287	粉　　野　　川	矢 作 川	415	小原地区
288	平　　岩　　川	矢 作 川	998	小原地区
289	方　　場　　川	矢 作 川	757	小原地区
290	北　　洞　　川	矢 作 川	741	小原地区
291	矢　　落　　川	矢 作 川	1,229	小原地区
292	涼　　堂　　川	矢 作 川	260	小原地区
293	鈴　ヶ　倉　川	矢 作 川	327	小原地区
294	槫　　俣　　川	矢 作 川	641	小原地区

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
295	高　羽　根　川	矢 作 川	188	小原地区
296	奥　下　苅　川	矢 作 川	382	小原地区
297	山　　沢　　川	矢 作 川	646	足助地区
298	三　ツ　足　川	矢 作 川	990	足助地区
299	摺　　小　　川	矢 作 川	5,814	足助地区
300	八　　子　　川	矢 作 川	373	足助地区
301	菅　　生　　川	矢 作 川	5,967	足助地区
302	金　蔵　連　川	矢 作 川	5,148	足助地区
303	田 之 士 里 川	矢 作 川	4,577	足助地区
304	後　　川	矢 作 川	3,716	足助地区
305	葛　　沢　　川	矢 作 川	2,323	足助地区
306	お　せ　ん　川	矢 作 川	877	足助地区
307	朝　　日　　川	矢 作 川	1,217	足助地区
308	則　　定　　川	矢 作 川	1,907	足助地区
309	鏡　　川	矢 作 川	4,726	足助地区
310	蕪　　木　　川	矢 作 川	2,137	下山地区
311	蘭　　村　　川	矢 作 川	793	下山地区
312	大　　沼　　川	矢 作 川	1,884	下山地区
313	郡　　6　　川	矢 作 川	570	下山地区
314	八　　沢　　川	矢 作 川	782	下山地区
315	郡　　5　　川	矢 作 川	401	下山地区
316	沖　　川	矢 作 川	1,833	下山地区
317	郡　　界　　川	矢 作 川	811	下山地区
318	新　　田　　川	矢 作 川	448	下山地区
319	郡　　1　　川	矢 作 川	1,491	下山地区
320	郡　　2　　川	矢 作 川	1,072	下山地区
321	郡　　3　　川	矢 作 川	423	下山地区
322	郡　　7　　川	矢 作 川	523	下山地区
323	河　　内　　川	矢 作 川	430	下山地区
324	大 官 屋 敷 川	矢 作 川	201	下山地区
325	田　　代　　川	矢 作 川	847	下山地区
326	土 々 目 木 川	矢 作 川	3,472	下山地区
327	朴 ヶ 田 和 川	矢 作 川	2,502	下山地区

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
328	柵　ノ　沢　川	矢 作 川	2,312	下山地区
329	鋳　師　釜　川	矢 作 川	581	下山地区
330	東　　蘭　　川	矢 作 川	521	下山地区
331	広　　畑　　川	矢 作 川	710	下山地区
332	郡　　４　　川	矢 作 川	621	下山地区
333	大　　伏　　川	矢 作 川	679	下山地区
334	切　　山　　川	矢 作 川	614	下山地区
335	大　　石　　川	矢 作 川	722	下山地区
336	大　　１　　川	矢 作 川	424	下山地区
337	大　　２　　川	矢 作 川	437	下山地区
338	大　　３　　川	矢 作 川	1,815	下山地区
339	大　　４　　川	矢 作 川	296	下山地区
340	黒坂川（下流）	矢 作 川	435	下山地区
341	奥 山 １ 号 川	矢 作 川	1,247	下山地区
342	奥 山 ２ 号 川	矢 作 川	688	下山地区
343	黒坂川（上 流）	矢 作 川	855	下山地区
344	神　　殿　　川	矢 作 川	1,279	下山地区
345	儀　　光　　川	矢 作 川	1,052	下山地区
346	小　松　野　川	矢 作 川	533	下山地区
347	橋　ノ　本　川	矢 作 川	512	下山地区
348	杣　　沢　　川	矢 作 川	1,482	下山地区
349	山　　口　　川	矢 作 川	976	下山地区
350	大林川（下流）	矢 作 川	1,611	下山地区
351	大林川（上流）	矢 作 川	1,437	下山地区
352	御　　嶽　　川	矢 作 川	116	下山地区
353	金　狭　間　川	矢 作 川	181	下山地区
354	峰　　田　　川	矢 作 川	97	下山地区
355	西　　洞　　川	矢 作 川	918	下山地区
356	白　　土　　川	矢 作 川	118	下山地区
357	鬼　ノ　平　川	矢 作 川	208	下山地区
358	梶　　川	矢 作 川	3,592	下山地区
359	猫　　洞　　川	矢 作 川	925	下山地区
360	巴　　１　　川	矢 作 川	494	下山地区

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
361	日　　折　　川	矢 作 川	968	下山地区
362	小　松　沢　川	矢 作 川	513	下山地区
363	立　　岩　　川	矢 作 川	1,280	下山地区
364	無　　名　　川	矢 作 川	440	下山地区
365	長　　坂　　川	矢 作 川	1,669	下山地区
366	西　　山　　川	矢 作 川	1,109	下山地区
367	成　　瀬　　川	矢 作 川	163	下山地区
368	西　ノ　沢　川	矢 作 川	1,107	下山地区
369	日　　掛　　川	矢 作 川	648	下山地区
370	平　　セ　　川	矢 作 川	601	下山地区
371	ウ　ネ　畑　川	矢 作 川	538	下山地区
372	エ ズ 小 屋 川	矢 作 川	906	下山地区
373	カ シ ボ タ 川	矢 作 川	566	下山地区
374	ト チ ガ タ 川	矢 作 川	649	下山地区
375	二 タ 瀬 1 号 川	矢 作 川	313	下山地区
376	二 タ 瀬 2 号 川	矢 作 川	910	下山地区
377	阿　　蔵　　川	矢 作 川	2,845	下山地区
378	宇　連　野　川	矢 作 川	1,464	下山地区
379	奥　　山　　川	矢 作 川	1,735	下山地区
380	横　山　1　号	矢 作 川	1,324	下山地区
381	横　山　2　号	矢 作 川	1,082	下山地区
382	吉　　平　　川	矢 作 川	1,404	下山地区
383	高　　野　　川	矢 作 川	538	下山地区
384	腰　　掛　　川	矢 作 川	503	下山地区
385	細　久　後　川	矢 作 川	467	下山地区
386	山　　口　　川	矢 作 川	628	下山地区
387	寺　　田　　川	矢 作 川	474	下山地区
388	松　　下　　川	矢 作 川	670	下山地区
389	新 田 1 号 川	矢 作 川	898	下山地区
390	新 田 2 号 川	矢 作 川	447	下山地区
391	吹　　田　　川	矢 作 川	450	下山地区
392	石　　山　　川	矢 作 川	661	下山地区
393	洗　　出　　川	矢 作 川	2,027	下山地区

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
394	草　　木　　川	矢 作 川	901	下山地区
395	大　ブ　ナ　川	矢 作 川	541	下山地区
396	大　　柿　　川	矢 作 川	888	下山地区
397	大　　桑　　川	矢 作 川	3,974	下山地区
398	大　蔵　洞　川	矢 作 川	1,162	下山地区
399	大 入 川 1 号	矢 作 川	858	下山地区
400	大 入 川 2 号	矢 作 川	386	下山地区
401	大　　平　　川	矢 作 川	1,674	下山地区
402	滝　ノ　入　川	矢 作 川	683	下山地区
403	滝　　沢　　川	矢 作 川	2,603	下山地区
404	田　平　沢　川	矢 作 川	2,021	下山地区
405	猫　　取　　川	矢 作 川	630	下山地区
406	猫　　田　　川	矢 作 川	2,482	下山地区
407	半ノ木 1 号川	矢 作 川	528	下山地区
408	半ノ木 2 号川	矢 作 川	1,370	下山地区
409	物　見　石　川	矢 作 川	1,949	下山地区
410	物見石川その 2	矢 作 川	748	下山地区
411	保　戸　嶋　川	矢 作 川	580	下山地区
412	保　　殿　　川	矢 作 川	508	下山地区
413	無　　名　　川	矢 作 川	356	下山地区
414	吉 平 川 ― ①	矢 作 川	634	下山地区
415	夜 月 ヶ 洞 川	矢 作 川	600	下山地区
416	梨　　野　　川	矢 作 川	3,655	下山地区
417	立　　畑　　川	矢 作 川	214	下山地区
418	六 郎 小 屋 川	矢 作 川	664	下山地区
419	田　津　原　川	矢 作 川	2,298	旭地区・稲武地区
420	平 頭 ヶ 入 川	矢 作 川	588	旭地区
421	沢　　尻　　川	矢 作 川	613	旭地区
422	井　山　洞　川	矢 作 川	382	稲武地区
423	雪　　洞　　川	矢 作 川	466	稲武地区
424	井　　山　　川	矢 作 川	7,694	稲武地区
425	榎　　木　　川	矢 作 川	510	稲武地区
426	深　　沢　　川	矢 作 川	482	稲武地区

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
427	谷　　川　　洞	矢 作 川	975	稲武地区
428	大　野　中　川	矢 作 川	415	稲武地区
429	野　　入　　川	矢 作 川	4,747	稲武地区
430	向　　平　　川	矢 作 川	2,125	稲武地区
431	丸　　根　　川	矢 作 川	1,595	稲武地区
432	杣　　路　　洞	矢 作 川	664	稲武地区
433	井　戸　入　川	矢 作 川	634	稲武地区
434	中　　柏　　川	矢 作 川	514	稲武地区
435	お　こ　ち　川	矢 作 川	309	稲武地区
436	上　　平　　川	矢 作 川	400	稲武地区
437	大　桑　谷　川	矢 作 川	4,513	稲武地区
438	大　　沢　　川	矢 作 川	1,029	稲武地区
439	本　　洞　　川	矢 作 川	1,413	稲武地区
440	須　形　沢　川	矢 作 川	928	稲武地区
441	万　治　沢　川	矢 作 川	1,040	稲武地区
442	漆　瀬　中　洞	矢 作 川	528	稲武地区
443	オ オ ゾ リ 洞	矢 作 川	393	稲武地区
444	宮　　横　　洞	矢 作 川	234	稲武地区
445	さ い の 上 川	矢 作 川	289	稲武地区
446	城　ノ　上　洞	矢 作 川	1,084	稲武地区
447	イ　口　山　川	矢 作 川	1,812	稲武地区
448	シ シ ナ ド 洞	矢 作 川	2,548	稲武地区
449	水　　別　　川	矢 作 川	3,523	稲武地区
450	小 田 木 水 別 川	矢 作 川	677	稲武地区
451	糀　　屋　　川	矢 作 川	1,362	稲武地区
452	奥　　畑　　川	矢 作 川	718	稲武地区
453	オ　オ　タ　川	矢 作 川	1,141	稲武地区
454	マ　　ノ　　川	矢 作 川	425	稲武地区
455	ワ セ グ リ 川	矢 作 川	760	稲武地区
456	井　戸　入　沢	矢 作 川	766	稲武地区
457	萩　　平　　川	矢 作 川	476	稲武地区
458	下　モ　平　川	矢 作 川	764	稲武地区
459	河　上　瀬　川	矢 作 川	664	稲武地区

番　　号	河　　川　　名	水　　系	規定断面内延長（m）	摘　　要
460	宮　　川	矢 作 川	1,286	稲武地区
461	小　田　木　川	矢 作 川	3,646	稲武地区
462	滝　ケ　洞　川	矢 作 川	918	稲武地区
463	滝　　沢　　川	矢 作 川	519	稲武地区
464	入　　山　　川	矢 作 川	551	稲武地区
465	馬　　野　　川	矢 作 川	369	稲武地区
466	不　動　沢　川	矢 作 川	857	稲武地区
467	立　　野　　川	矢 作 川	1,691	稲武地区
468	ヤ ブ ノ 沢 川	矢　　作　　川	367	稲武地区

（河川課）

2　ため池等一覧

（令和７年４月１日現在）

名　　称	水量（t）	所　在　地	名　　称	水量（t）	所　在　地
伊保蓮池	52,000	伊保町	獅々岩溜池	3,200	猿投町
伊保上池	3,400	伊保町	西ヶ洞１号池	700	猿投町
伊保新池	13,500	伊保町	西ヶ洞２号池	1,700	猿投町
馬場池	7,800	伊保町	済坂池	1,900	加納町
八木池上池	13,000	貝津町	東別所２号池	5,000	加納町
八木池下池	9,100	貝津町	坂ノ上２号池	1,000	加納町
貝津新池	44,500	東保見町	坂ノ上３号池	9,700	加納町
東保見新池	27,000	東保見町	東別所１号池	1,100	加納町
東保見大池	41,400	東保見町	東別所３号池	600	加納町
北山池	200	保見町	洞池	1,300	加納町
伊保唐池	3,600	保見町	坂ノ上１号池	1,500	加納町
保見八幡池	800	保見町	鈴ヶ滝池	57,600	加納町、広幡町
一本松池	8,600	保見町	倉本池	15,800	本徳町
古賀池	7,200	保見町	葦ケ洞池	1,100	本徳町
遊水池	62,800	保見町	上ケ根池１号	3,200	本徳町
和田ヶ池	26,800	保見町	上ケ根池２号	1,200	本徳町
鎌切池	2,800	田籾町	登池１号	2,900	本徳町
鶏石池	11,900	田籾町	登池２号	2,700	本徳町
松ヶ入池	800	田籾町	野端池	500	本徳町
藤洞池	3,600	田籾町	梅村池	1,200	乙部町
小向池	600	篠原町	五両買池	2,000	乙部町
寺洞池	2,200	篠原町	向山池	1,800	乙部町
切山池１号	3,100	篠原町	北屋敷池	1,200	乙部町
大沢１号池	13,700	篠原町	乙部ケ丘池	56,200	乙部ケ丘
徳間池	13,300	篠原町	舞木新池	1,300	舞木町
秋合池	1,200	八草町	伊保地池	2,200	舞木町
秋合南池	19,000	八草町	竜ヶ池下池	12,200	舞木町

名称	水量（t）	所在地	名称	水量（t）	所在地
馬捨池	5,200	八草町	竜ヶ池上池	11,000	舞木町
力石北溜池	100	八草町	あやめ池	23,000	亀首町
天白南池	300	八草町	町屋洞池	26,300	亀首町
お寺池	100	八草町	弘法池	2,200	御船町
上小江戸池	18,900	八草町	大根坂池	200	東広瀬町
大田池	500	八草町	カイギュウ池	200	東広瀬町
来姓池	700	八草町	小堤池	400	東広瀬町
椀貸池	32,600	八草町	豆蔵池	100	東広瀬町
芦迫溜池	100	猿投町	トロトロ池	3,900	東広瀬町
瀬戸田溜池	200	猿投町	ハサマ池	2,100	東広瀬町
入道北溜池	100	猿投町	東広瀬新池	5,600	東広瀬町
洞北池	200	猿投町	大堤池	4,000	東広瀬町
山ノ神池	9,500	野口町	成合川池	9,600	力石町
上田池	200	石野町	布袋子池	2,800	花丘町
前坂池	600	石野町	コブト池	6,200	栄生町
長根池	2,000	石野町	鉛池	57,300	大池町
宮池	100	千鳥町	牛尾池	3,100	大池町
千鳥池	600	千鳥町	よねが池	100	大池町
辰巳池	3,800	成合町	丸根池	4,100	丸根町
カラ池	32,000	勘八町	八ツ谷池	9,000	丸根町
中の池	18,000	勘八町	峠池	2,500	宮上町
神ヶ池	2,700	勘八町	神迫池	8,200	天王町
西棚嶺池	100	芳友町	五郎土池上池	700	白山町
桐ヶ洞池	4,300	西広瀬町	五郎土池下池	1,200	白山町
堀田池	25,500	西広瀬町	吉兼池	5,500	白山町
白樫池	1,100	滝脇町	道願池	11,000	白山町
古屋戸池	1,700	城見町	孫目上池	2,800	太平町
手呂池	3,700	手呂町	孫目池	42,000	太平町
奥の池	5,600	上高町	盆ノ木池	1,700	太平町
光池	300	百々町	鴻巣池	5,700	大島町

名称	水量（t）	所在地	名称	水量（t）	所在地
萩谷池	4,800	百々町	兼近上池	6,800	高崎町
清徳池	7,800	矢並町	北ノ脇池	1,600	高崎町
鳶池	4,300	矢並町	大別当池	44,400	中田町
鞍ヶ池	348,000	岩滝町	西の池	11,200	中田町
市木新池	5,400	市木町	コウノス池	2,200	千足町
市木上池	19,300	市木町	千足新池	3,800	千足町
寺部池	89,600	京ヶ峰	千足唐池	400	千足町
鏡田池	13,000	東山町	空池	2,100	千足町
梅倉池	10,800	広川町	倉梅池	10,800	千足町
森新池	3,200	美里	住吉新池	9,400	住吉町
森池	5,700	美里	丸薮下池	1,100	宮町
神池	18,400	美里	丸薮池	6,400	宮町
野見新池	16,400	野見町	河合池	8,800	河合町
於山池	2,200	野見町	割目池	92,400	本新町
野見山蓮池	4,000	野見山町	米田池	18,000	本新町
足場先池	1,300	古瀬間町	宮投池	300	本地町
大日影池	2,000	古瀬間町	本地新池	60,000	本地町
小川池	400	大見町	行田池	5,000	本地町
荒井池	100	渡合町	頭本池	7,600	田中町
吉田池	1,200	琴平町	鎌太郎さ池	100	田代町
豊玄池	3,100	琴平町	西下池	4,200	堤本町
万精池	45,600	大清水町	唐池下	900	西岡町
布袋子上池	3,000	花丘町	阿知和池	31,000	西岡町
唐池上	800	西岡町	万地池	800	西岡町
立入池	14,800	前林町	大ノ釜池	500	折平町
象ケ鼻池	700	若林東町	柳沢池	30,000	北一色町
古人傳池	4,800	坂上町	山ノ神池	10,800	北一色町
長迫池	3,200	新町	山ノ神中池	5,000	北一色町
甚田池	600	東新町	山ノ神新池	6,000	北一色町
白沢池	56,000	本田町	市田池	900	鍋田町

名称	水量（t）	所在地
下平池	1,000	下平町
飯野新池	10,000	藤岡飯野町
小狭間池	10,000	藤岡飯野町
北洞池	3,000	藤岡飯野町
小田池	1,200	藤岡飯野町
柏原池	3,000	藤岡飯野町
柏原新池	2,000	藤岡飯野町
藤源池	10,000	藤岡飯野町
猿投新池	4,000	猿投町
田ノ沢池	800	迫町
西ノ入池	20,000	迫町
荒子池	5,000	迫町
剣徳池	3,000	迫町
昭和池	20,000	深見町
白地釜池	4,000	深見町
昭和新池	1,000	猿投町
清田池	24,800	西中山町
下の池	10,800	西中山町
はす池	2,000	西中山町
よし池	2,000	西中山町
西中山大池	75,000	西中山町
小倉池	15,000	西中山町
別所池	10,000	西中山町
大沢池	30,000	下川口町
葭ヶ池	30,000	白川町
池城下池	30,000	白川町
高曽池	2,000	木瀬町
菖蒲池	5,000	木瀬町
石畳クラガ池	10,000	石畳町
コウズゾレ池	3,000	北一色町
ヒヤケ池	2,000	北一色町
寺沢池	2,000	北一色町
西山池	100	小原田代町
柿ノ道池	4,700	大平町
恵下池	3,900	大平町
渡合池	600	東渡合町
綾渡池	3,000	綾渡町
四ツ松池（馬場ヶ池）	4,000	四ツ松町
葛沢池	1,000	葛沢町
池城上池	10,000	三箇町
豊ヶ池	2,000	折平町
折平新池	10,000	折平町
二ツ橋池	3,000	折平町

（農地整備課）

3　重要水防箇所

（1）河川

ア　国土交通省管理区間

（令和７年４月１日現在）

番号	河川名	種　別	左右岸の区分	位　置	地先名	延長（m）	重要度	摘　　要（水防工法）
1	矢作川	越水	左	33.8K～34.6K	豊田市渡合町～豊田市室町	800	A	暫定堤防（積土のう工）
2	矢作川	越水	左	34.8K-100m～34.8K+100m	豊田市室町	200	A	河積不足（積土のう工）
3	矢作川	越水	左	35.2K-100m～35.2K+100m	豊田市室町～豊田市宮前町	200	A	暫定堤防（積土のう工）
4	矢作川	越水	左	35.6K～36.8K+100m	豊田市室町～豊田市宮前町	1,230	A	暫定堤防（積土のう工）
5	矢作川	越水	左	37.2K～37.6k	豊田市野見山町～豊田市野見町	440	A	河積不足（積土のう工）
6	矢作川	越水	左	37.8K～39.2k+100m	豊田市野見山町～豊田市森町	1,450	A	河積不足（積土のう工）
7	矢作川	越水	左	39.6K-100m～39.6k+100m	豊田市千石町	200	A	河積不足（積土のう工）
8	矢作川	越水	左	40.0K～41.4K+100m	豊田市千石町～豊田市川田町	1,390	A	河積不足（積土のう工:41.6k-100m～41.6k+100m）
9	矢作川	越水	右	34.4K-100m～34.4k+100m	豊田市今町	200	A	暫定堤防（積土のう工）
10	矢作川	越水	右	34.8K～35.4k	豊田市水源町～豊田市平和町	550	A	河積不足（積土のう工）
11	矢作川	越水	右	35.6K～36.8k	豊田市平和町～豊田市秋葉町	1,210	A	河積不足（積土のう工）
12	矢作川	越水	右	37.6K～39.4k	豊田市竜宮町～豊田市白浜町	1,930	A	河積不足（積土のう工）
13	矢作川	基礎地盤漏水	右	39.4K-100m～39.4k+100m	豊田市白浜町	200	A	H12被災履歴有の暫定施工、ﾊﾟｲﾋﾟﾝｸﾞ破壊に対する安全性
14	矢作川	越水	右	39.6K～39.8k	豊田市白浜町	230	A	河積不足（積土のう工）

番号	河川名	種　別	左右岸の区分	位　置	地先名	延長（m）	重要度	摘　　要（水防工法）
15	矢作川	越水	右	40.0K～40.4k	豊田市中島町	450	A	暫定堤防（積土のう工）
16	矢作川	越水	右	40.6K～41.4k	豊田市中島町～豊田市落合町	640	A	暫定堤防（積土のう工）
17	矢作川	越水	右	41.6K-100m～41.6k+100m	豊田市落合町	180	A	河積不足（積土のう工）
18	矢作川	越水	左	33.6K～33.8k	豊田市落合町	210	B	暫定堤防（積土のう工）
19	矢作川	越水	左	35.0K-100m～35.0k+100m	豊田市室町	200	B	河積不足（積土のう工）
20	矢作川	越水	左	37.0K-100m～37.0k+100m	豊田市宮前町	200	B	河積不足（積土のう工）
21	矢作川	堤体漏水	左	37.4K-100m～37.4k+100m	豊田市野見町	200	B	堤防脆弱性
22	矢作川	基礎地盤漏水	左	37.4K～37.6k	豊田市野見町	190	B	ﾊﾟｲﾋﾟﾝｸﾞ破壊に対する安全性
23	矢作川	堤体漏水	左	38.4K～38.8k	豊田市野見町～豊田市御立町	410	B	H12被災履歴有の暫定施工
24	矢作川	基礎地盤漏水	左	38.4K～39.0k	豊田市野見町～豊田市御立町	590	B	ﾊﾟｲﾋﾟﾝｸﾞ破壊に対する安全性
25	矢作川	越水	左	39.4K-100m～39.4k+100m	豊田市森町	200	B	河積不足（積土のう工）
26	矢作川	越水	左	39.8K-100m～39.8k+100m	豊田市千石町	200	B	河積不足（積土のう工）
27	矢作川	堤体漏水	左	40.6K-100m～40.6k+100m	豊田市寺部町	200	B	堤防脆弱性
28	矢作川	基礎地盤漏水	左	40.6K～40.8k	豊田市寺部町	200	B	ﾊﾟｲﾋﾟﾝｸﾞ破壊に対する安全性
29	矢作川	越水	左	41.4K～41.6k+100m	豊田市川田町	290	B	河積不足（積土のう工）
30	矢作川	越水	右	27.8K～28.4k	豊田市畝部東町	550	B	暫定堤防（積土のう工）
31	矢作川	堤体漏水	右	27.2K～31.8k	豊田市畝部東町～豊田市渡刈町	4,520	B	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
32	矢作川	越水	右	28.6K～29.4k	豊田市畝部東町	630	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
33	矢作川	基礎地盤漏水	右	28.8K-100m～28.8k+100m	豊田市畝部東町	200	B	S34被災履歴有の暫定施工
34	矢作川	越水	右	30.2K～30.8k	豊田市畝部東町～豊田市配津町	590	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）

番号	河川名	種　別	左右岸の区分	位　置	地先名	延長（m）	重要度	摘　　要（水防工法）
35	矢作川	水衝洗堀	右	30.4K+130m～30.6k+50m	豊田市畝部東町	110	B	洗堀の未施工（捨て石工）
36	矢作川	基礎地盤漏水	右	30.6K-100m～30.6k+100m	豊田市畝部東町	200	B	S34被災履歴有の暫定施工
37	矢作川	基礎地盤漏水	右	30.8K+180m～31.0k+20m	豊田市配津町	40	B	S34被災履歴有の暫定施工
38	矢作川	越水	右	31.2K～32.6k	豊田市幸町～豊田市渡刈町	1,570	B	暫定堤防（築き回し工）
39	矢作川	基礎地盤漏水	右	31.2K+100m～31.4k-110m	豊田市幸町	30	B	S34被災履歴有の暫定施工
40	矢作川	基礎地盤漏水	右	31.4K+10m～31.4k+60m	豊田市幸町	50	B	旧川・破堤跡履歴有の暫定施工（月の輪工）
41	矢作川	堤体漏水	右	32.2K-100m～32.2k+100m	豊田市渡刈町	200	B	堤防脆弱性
42	矢作川	越水	右	33.2K-100m～33.2k+100m	豊田市渡刈町	200	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
43	矢作川	堤体漏水	右	33.6K-100m～33.6k+100m	豊田市河合町	200	B	堤防脆弱性
44	矢作川	堤体漏水	右	34.0K-100m～34.0k+100m	豊田市今町	200	B	堤防脆弱性
45	矢作川	越水	右	33.8k～34.2k	豊田市今町	410	B	暫定堤防（積土のう工）
46	矢作川	越水	右	34.6K-100m～34.6k+100m	豊田市水源町	200	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
47	矢作川	基礎地盤漏水	右	38.0K+50m～38.8k+100m	豊田市竜宮町～豊田市長興寺	860	B	S34被災履歴有の暫定施工
48	矢作川	堤体漏水	右	38.6K～41.4k	豊田市長興寺～豊田市落合町	3,040	B	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
49	矢作川	越水	右	39.4K～39.6k	豊田市白浜町	220	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
50	矢作川	基礎地盤漏水	右	39.6K～41.4k	豊田市白浜町～豊田市落合町	1,720	B	ﾊﾟｲﾋﾟﾝｸﾞ破壊に対する安全性
51	矢作川	越水	右	39.8K～40.0k	豊田市白浜町～豊田市中島町	200	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
52	矢作川	越水	右	40.4K～40.6k	豊田市中島町	200	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）
53	矢作川	越水	右	41.4K～41.6k	豊田市落合町	220	B	暫定堤防、河積不足（積土のう工）

番号	河川名	種　別	左右岸の区分	位　置	地先名	延長（m）	重要度	摘　　要（水防工法）
54	矢作川	工作物	左	35.2K+265m	豊田市室町	1箇所	A	河道の流下能力不足による（山室橋）
55	矢作川	工作物	左右	37.2K+72m	豊田市野見山町	1箇所	A	河道の流下能力不足による（鵜の首橋）
56	矢作川	工作物	左右	37.4K+191m	豊田市野見町	1箇所	A	河道の流下能力不足による（竜宮橋）
57	矢作川	工作物	右	38.4K+60m	豊田市長興寺	1箇所	A	浸透路長Ｂ（中部ポンプ場吐出ひ管）
58	矢作川	工作物	左右	39.4K+15m	豊田市森町	1箇所	A	河道の流下能力不足による（久澄橋）
59	矢作川	工作物	左右	39.8K+15m	豊田市千石町	1箇所	A	河道の流下能力不足による（豊田大橋）
60	矢作川	工作物	左右	40.4K+63m	豊田市千石町	1箇所	A	桁下不足架替（１期線竣工、２期線未舗装）（高橋）
61	矢作川	工作物	左右	31.6K+70m	豊田市幸町	1箇所	B	（葵大橋）
62	矢作川	工作物	左右	34.6K+30m	豊田市室町	1箇所	B	河道の流下能力不足による（水源橋）

（注）摘要の水防工法は、重要理由から有効と思われる工法を参考として示したものである。

（国土交通省豊橋河川事務所）

イ　愛知県管理区間

（令和６年４月１日現在）

番号	水系名	河川名	位　置	左右岸別	地　　名	延長（m）	重要度	理　由
1	矢作川	矢作川	41.7K ～ 44.4K	左	豊田市川田町～扶桑町	2,700	A	堤防高不足
2	矢作川	矢作川	41.7K ～ 44.4K	右	豊田市荒井町～平戸橋町	2,700	A	堤防高不足
3	矢作川	矢作川	70.6K+100m～ 71.2K+100m	右	豊田市下切町（日の出橋上流60mから上流へ）	600	C	堤防高不足
4	矢作川	籠川	0.0K ～ 0.5K	右	豊田市荒井町（矢作川合流点から名鉄三河線鉄道橋まで）	500	C	堤防高不足
5	矢作川	巴川	3.1K+50m ～ 3.4K+50m	右	豊田市岩倉町山ノ内（神明橋上流150mから上流へ）	300	C	堤防高不足
6	矢作川	巴川	5.0K+70m ～ 5.2K+70m	右	豊田市岩倉町平子（港橋下流100mから下流へ）	200	C	堤防高不足
7	矢作川	家下川	4.4K ～ 4.5K	左右	豊田市鴛鴨町葭池（明治用水下）	1箇所	A	疎通能力不足
8	矢作川	阿摺川	0.1K ～ 0.7K	左	豊田市月原町（矢作川合流点から100m上流）	600	B	堤防高不足
9	矢作川	阿摺川	0.1K ～ 0.7K	右	豊田市月原町（矢作川合流点から100m上流）	600	B	堤防高不足
10	矢作川	安永川	0.7K ～ 2.4K	左	豊田市平和町～秋葉町	1,730	A	水衝部護岸老朽
11	矢作川	安永川	0.7K ～ 2.4K	右	豊田市平和町～秋葉町	1,730	A	水衝部護岸老朽
12	猿渡川	猿渡川	16.0K+50m ～ 16.1K	右	豊田市大成町（けやき橋下流400m）	50	B	漏水実績
		計	12箇所			11,710		

（愛知県 豊田加茂建設事務所）

ウ　豊田市管理区間

（令和５年４月１日現在）

番号	水系名	河川名	位　置	左右岸別	地　　名	延長（m）	重要度	理　由
1	矢作川	折平川		左	豊田市折平町（県道大平折平線交点から上流400m下流30m）	430	B	堤防高不足
2	矢作川	折平川		右	豊田市折平町（県道大平折平線交点から上流400m下流30m）	430	B	堤防高不足
3	矢作川	摺小川		右	豊田市摺町（弥生橋上流200mから上流）	200	B	堤防強度不足
4	矢作川	則定川	0.0K～0.2K+50m	左	豊田市則定町（巴川合流点から上流）	250	B	堤防高不足
5	矢作川	則定川	0.0K～0.2K+50m	右	豊田市則定町（巴川合流点から上流）	250	B	堤防高不足

（河川課）

（２）ため池

（令和6年４月１日現在）

番号	ため池名	地　　名	堤長（m）	重要度	理　　由	管理者	適　　用（水防工法）
1	竜ヶ池下池	豊田市舞木町笠松	90	B	工作物老朽	豊　田　市	月の輪工
2	西　の　池	豊田市中田町高砂	198	B	堤体土質軟弱	豊　田　市	杭打積土のう工
3	竜ヶ池上池	豊田市舞木町笠松	107	B	堤体土質軟弱	豊　田　市	杭打積土のう工
5	東広瀬新池	豊田市東広瀬町稲場	50	B	工作物老朽	豊　田　市	月の輪工
6	阿知和池	豊田市西岡町星ヶ丘	246	B	工　事　中	豊　田　市	杭打積土のう工
7	西ノ入池	豊田市迫町風張	61	B	堤体土質軟弱	豊　田　市	杭打積土のう工
8	昭　和　池	豊田市深見町水上	40	B	工作物老朽	豊　田　市	月の輪工
9	市木新池	豊田市市木町南山	23	B	堤体土質軟弱	豊　田　市	杭打積土のう工
10	町屋洞池	豊田市亀首町町屋洞	130	B	工作物老朽	豊　田　市	月の輪工
11	鈴ヶ滝池	豊田市加納町馬道通	49	B	工作物老朽	豊　田　市	月の輪工
12	市木上池	豊田市市木町南山	153	B	堤体土質軟弱	豊　田　市	杭打積土のう工
13	東保見新池	豊田市東保見町山洞	92	B	完　　了	豊　田　市	杭打積土のう工
14	菖　蒲　池	豊田市木瀬町清水	35	B	工作物老朽	豊　田　市	月の輪工
15	昭和新池	豊田市猿投町獅子岩	30	B	工作物老朽	豊　田　市	月の輪工

番号	ため池名	地名	堤長(m)	重要度	理由	管理者	適用(水防工法)
16	二ツ橋池	豊田市折平町上屋敷	28	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
17	遊水池	豊田市保見町北山	64	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
18	鴻巣池	豊田市大島町元の山	72	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
19	柳沢池	豊田市北一色町柳沢	57	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
20	本地新池	豊田市本地町４丁目	150	B	完了	豊田市	杭打積土のう工
21	住吉新池	豊田市住吉町上根	161	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
22	大別当池	豊田市中田町泉	174	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
23	大沢１号池	豊田市篠原町大沢	27	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
24	丸藪池	豊田市宮町	76	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
25	丸藪下池	豊田市宮町	81	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
26	森池	豊田市美里	57	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
27	剣徳池	豊田市迫町中切	40	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
28	堀田池	豊田市西広瀬町小麦生	93	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
29	東保見大池	豊田市東保見町山洞	92	B	完了	豊田市	杭打積土のう工
30	大沢池	豊田市下川口町大沢	80	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
31	行田池	豊田市本地町	61	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
32	立入池	豊田市前林町立坈	83	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
33	馬場池	豊田市伊保町山畑	137	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
34	鎌切池	豊田市田籾町鎌切	50	B	新堤防	豊田市	杭打積土のう工
35	八木池下池	豊田市貝津町床立	97	B	完了	豊田市	杭打積土のう工
36	八木池上池	豊田市貝津町床立	144	B	完了	豊田市	杭打積土のう工
37	伊保新池	豊田市伊保町山畑	102	B	完了	豊田市	杭打積土のう工
38	長迫池	豊田市新町	53	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
39	西下池	豊田市堤本町新池	92	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
40	鶏石池	豊田市田籾町鶏石	69	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
41	山ノ神池	豊田市野口町折合	80	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
42	東別所１号池	豊田市加納町東別所	43	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
43	古屋戸池	豊田市城見町古屋戸	31	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工

番号	ため池名	地　　名	堤長(m)	重要度	理　　由	管理者	適　　用（水防工法）
44	舞 木 新 池	舞木町丸山	48	B	堤体土質軟弱	豊　　田　　市	杭打積土のう工
45	伊 保 蓮 池	豊田市伊保町山畑	160	B	完　　了	豊　　田　　市	杭打積土のう工
46	成 合 川 池	豊田市力石山田	36	B	工作物老朽	豊　　田　　市	月　の　輪　工
47	中　の　池	勘八町勘八	35	B	堤体土質軟弱	豊　　田　　市	杭打積土のう工
48	徳　間　池	豊田市篠原町徳間	25	B	工作物老朽	豊　　田　　市	月　の　輪　工
49	飯 野 新 池	豊田市藤岡飯野町田ノ平	110	B	完　　了	豊　　田　　市	杭打積土のう工
50	道　願　池	豊田市白山町道願	120	B	堤体土質軟弱	豊　　田　　市	杭打積土のう工
51	清　徳　池	矢並町清徳	37	B	堤体土質軟弱	豊　　田　　市	杭打積土のう工
52	神　ヶ　池	勘八町長根	40	B	堤体土質軟弱	豊　　田　　市	杭打積土のう工
53	椀　貸　池	豊田市八草町丁田	58	B	工　事　中	豊　　田　　市	杭打積土のう工
54	孫　目　池	豊田市大平町牛込	125	B	完　　了	豊　　田　　市	杭打積土のう工
55	東別所２号池	豊田市加納町東別所	42	B	堤体土質軟弱	豊　　田　　市	杭打積土のう工
56	藤　洞　池	豊田市田籾町藤洞	51	B	堤体土質軟弱	豊　　田　　市	杭打積土のう工
57	古 人 傳 池	豊田市坂上町古人傳	30	B	堤体土質軟弱	豊　　田　　市	杭打積土のう工
58	上小江戸池	豊田市八草町上小江戸	117	B	堤体土質軟弱	豊　　田　　市	杭打積土のう工
59	和 田 ヶ 池	豊田市保見町南山	80	B	完　　了	豊　　田　　市	杭打積土のう工
計	59箇所		373				

（農地整備課）

4　急傾斜地崩壊危険区域（法律指定）（計142箇所）

（令和７年１０月１７日現在）

箇所数	区　域　名	支所	場　　所		告示年月日	告示番号
1	九久平	豊田	九久平町	河内沢、簗場、寺前、薬師ヶ岳	47. 8.30	698
2	本郷	豊田	加茂川町	本郷	48.12.24	1185
3	河原畑	豊田	大内町	河原畑	49.10.21	868
4	屋下	豊田	桂野町	屋下、北洞	51. 3.29	314
5	大下	豊田	加茂川町	大下	51. 3.29	314
6	四反田	豊田	松平志賀町	四反田、横	51. 3.29	314
7	寺下	豊田	豊松町	寺下、向田、井戸ノ上、ヤナイ	54. 2.26 58.4.6改正	176 401
8	小石狭間	豊田	鵜ヶ瀬町	小石狭間、澤、西洞	54. 2.26	176
9	日かげ	豊田	鍋田町	日かげ、サイナエ、ミノリ、中ト切	54. 2.26	176
10	常盤	豊田	常盤町	１丁目	55. 6.25	695
11	高瀬下	豊田	鵜ヶ瀬町	高瀬下、高瀬、渡瀬、高瀬北峯	55.10.15	1017
12	平古	豊田	岩倉町	梶屋、平古	56. 8.19	896
13	須茂貝内	豊田	坂上町	須茂貝内、日向、寿	61. 8. 8	707
14	城下	豊田	大内町	城下、城坂、大給尻	61. 8. 8	707
15	石楠	豊田	石楠町		62.12.18	792
16	高瀬	豊田	鍋田町	高瀬、後山、嶋畑、山ノ神、上ノ山	63.10.17	918
17	中切	豊田	鍋田町	中切、西、上ノ山、寺畑、トウモ	63.10.17	918
18	角池	豊田	鍋田町	角池、段戸、林下吹附、栗木、立山腰	63.10.17	918
19	宮前	豊田	王滝町	宮前、立山腰、栗木荷苗ヶ入	2. 2.28	158
20	ウシロ畑	豊田	豊松町	ウシロ畑、榎ヶ入、西ノ入	2. 8.27	771
21	中道	豊田	坂上町	中道	6. 7.25	667

箇所数	区　域　名	支所	場　　所		告示年月日	告示番号
22	小玉石	豊田	豊松町 大内町	小玉石、ヲブク畑、向田下、トドロ、宮下、ヤゲ、家下、トトロ	6. 7.25	667
23	中屋敷	豊田	坂上町	中屋敷、登立、地蔵下、辻ノ下、床寒、的場	6. 7.25	667
24	岩谷	豊田	九久平町	岩谷、丸根、立壁、井ノ越	10. 1.19	30
25	丸根	豊田	九久平町	丸根、林口、栗ノ谷下、川原畑、菅沼、向菅沼、岩谷	10. 3.11	201
26	八升蒔	豊田	松平志賀町 古瀬間町	八升蒔 高瀬	11.11. 9 26.3.7改正	813 3062
27	室町一丁目	豊田	室町 宮前町	一丁目 一丁目	12. 3.24	257
28	神田	豊田	東広瀬町	神田、ハサマ、ヲゴソ	13.10. 5	708
29	上前田	豊田	寺下町	上前田、前田、棚田	16. 1.27	51
30	二口	豊田	豊松町	柚ノ木、乗越、神明下、仲田、日向	17. 1.28	64
31	渡合町二丁目	豊田	渡合町	二丁目	17. 1.28	65
32	大坪	豊田	矢並町	大坪、広畑、香沢	17. 3. 8	218
33	香沢	豊田	矢並町	香沢、大坪、清徳、広畑	18. 4. 1	349
34	池ノ上	豊田	坂上町	池ノ上、美野口、金姓、分田、判行前、地蔵堂	18.12.19	810
35	平	豊田	藤沢町	丸竹、平、井ノ口、蟹屋、日向	20. 4. 4 26.7.8改正	250 392
36	西ノ山	豊田	保見町	西ノ山、西古城、塚原、起間、清水尻、井ノ向	20. 2. 8	75

箇所数	区　域　名	支所	場　　所		告示年月日	告示番号
37	棚口	豊田	中切町 野口町	棚口 漆垣内、神田	24.12.28 30.3.9改正	742 103
38	石垣内	豊田	中金町	石垣内、申堂	24.12.28	743
39	日面Ⅲ	豊田	中金町	谷下、日面	26.12.5	586
40	広畑	豊田	矢並町	広畑	29.9.5	373
41	杉長入	豊田	滝脇町	杉長入、トビガ沢、曇雀田	30.1.12	11
42	宮下	豊田	上高町	宮下、古白、前通	30.1.12	11
43	神戸	豊田	大畑町 篠原町 広幡町	神戸 片坂 下田ヶ洞	30.3.9	102
44	御作	藤岡	御作町	田中、中切、平ノ下、浜井場	48. 2.28	161
45	梨ノ木	藤岡	上川口町	梨ノ木、西前、仲田	49.10.21	868
46	井戸入	藤岡	下川口町	井戸入、矢草、通善、寺前、御堂	49.10.21 62.10.5改正	868 771
47	井ノ脇	藤岡	藤岡飯野町	井ノ脇	50. 4.18 54.1.31改正	401 89
48	宮脇	藤岡	白川町	宮脇	50. 4.18	401
49	内坪	藤岡	三箇町	内坪、戸投、鬼ヶ窪	62. 4.22	347
50	空	藤岡	上川口町	空、田中、西前、洞崩ノ田、神田、川口河原田、源太	5. 8. 9	794
51	上ノ山	藤岡	白川町	上ノ山、三ノ宮、石田、藤内、畑田、藤下、八ヶ入	12. 3. 3	174
52	縄手	藤岡	御作町	縄手、紙屋下、小子堀越	16. 3.26	295
53	紙屋下	藤岡	御作町	紙屋下、縄手、小子堀越	18.12.19	810
54	井戸上	藤岡	御作町	井戸上	28.8.23	368

箇所数	区　域　名	支所	場　　所		告示年月日	告示番号
55	平畑	小原	平畑町	見竹、下里、間場中切、笊見場、田ノ入	48. 2.28	161
56	蔵屋敷	小原	下仁木町	蔵屋敷、諸屋	59. 1.30	73
57	更田前	小原	大平町	更田前、下栗、三ツ又木、神殿	1. 7.10	623
58	郷	小原	柏ヶ洞町	郷、神出、下家、同前	2. 2.28 11.1.27改正	158 54
59	東郷	小原	東郷町	樋口、仲平下、仲平上、野田ヶ平	7.10.23	806
60	堂ノ本	小原	小原町	堂ノ本、洞、平田、前田、北洞、東ガイト、ヒカゲ、明生院、梅ヶ洞	10.11.16	816
61	山の神	小原	上仁木町	下田、白山、柿ヶ入、蒔本、車屋、廣見	13. 3. 6 (15. 3.14拡大)	154 (190)
62	広見	小原	上仁木町	広見、穴田、柿ヶ入白山、蒔本	15. 3.14	189
63	平田	小原	小原町	平田、洞、前田、尾崎、堂ノ本、ヒカゲ北洞、西ノ洞	17. 1.28	67
64	日面	小原	上仁木町	日面、日面畑	18. 4.14	349
65	小原	小原	市場町	川端、小原、大西、伊豆ヶ平、薮下	20. 4. 4	250
66	前田	小原	大平町	前田	21. 3. 13	167
67	下屋敷	小原	大平町	下大屋敷、上大屋敷、神殿	22.10.29	622
68	名木下	小原	西萩平町	竹ノ下、間世口、名木下、小入	25.8.20	432
69	小原田代町	小原	小原田代町	ヲイノリ、坂向 小橋原	28.6.24	307
70	田平沢	下山	田平沢町	藪下	47. 3.31	250

箇所数	区　域　名	支所	場　　所		告示年月日	告示番号
71	東大沼	下山	大沼町	八沢	47. 3.31	250
72	後庵	下山	大沼町	後庵	50.12. 1	994
73	西ノ沢	下山	栃立町	西ノ沢	58. 5. 9	512
74	西	下山	野原町	西	1. 7.10 3.2.8改正	623 78
75	梨野	下山	梨野町	西口	23. 1.25	40
76	足助	足助	足助町	落合	47. 8.30	698
77	宮ノ前	足助	月原町	宮ノ前	49.10.21	868
78	池鳥	足助	御蔵町	池鳥	50. 4.18	401
79	於三屋敷	足助	御蔵町	於三屋敷	50. 4.18	401
80	辻畑	足助	大河原町	辻畑	50. 4.18	401
81	岩崎	足助	足助町	岩崎	51. 2. 6 22.2.16改正	132 84
82	真弓	足助	足助町	真弓、今岡	51. 3.29 24.9.25改正	314 582
83	本郷	足助	則定町	本郷	52. 4.25	466
84	畑中	足助	御蔵町	畑中	54. 2.26	176
85	坂	足助	上佐切町	坂	55. 9.10	918
86	中切	足助	上佐切町	中切	55. 9.10	918
87	西貝戸	足助	東大見町	西貝戸	55.10.13	1003
88	馬尺	足助	千田町	馬尺	57.12.27	1269
89	黒所	足助	玉野町	黒所	57.12.27	1269
90	家ノ下	足助	中立町	家ノ下	58. 8.19	823
91	下ノ前	足助	中立町	下ノ前	58.10.31	1033
92	中切	足助	川面町	中切	58.10.31	1033
93	上切	足助	東大見町	上切	58.10.31	1033
94	中畑	足助	月原町	中畑	60.12.27	1226
95	小原	足助	近岡町	小原	62. 4.22	347
96	久井度	足助	足助町	久井度	62.12.18	992
97	鈴ヶ田和	足助	明川町	鈴ヶ田和	2. 2.28	158
98	日面	足助	栃本町	日面	2. 4.20	394
99	中根	足助	富岡町	中根	2. 4.20	394
100	溝畑	足助	二夕宮町	溝畑	2. 8.27	771

箇所数	区　域　名	支所	場　　所		告示年月日	告示番号
101	日向中	足助	東渡合町	日向中	3.12.20	1155
102	槙林	足助	久木町	槙林	7. 9. 6 24.3.2改正	705 139
103	則定	足助	則定町	青木	14.10.22	766
104	成瀬	足助	足助町 近岡町	成瀬、狭石、細洞 藤の木、皿坂	17.11.11	865
105	山梨	足助	大蔵町	東洞、本城、竹ノ下、山梨	26.11.14	563
106	上冷田	足助	冷田町	上冷田	29.3.3	82
107	西樫尾	足助	西樫尾町	西樫尾	29.3.24	146
108	寺ノ下	旭	小渡町	寺ノ下	48.12.24	1185
109	宮前	旭	小渡町	宮前	49.10.21	868
110	築和合	旭	島崎町	築和合	49.10.21 20.4.4改正	868 251
111	稲場	旭	下切町	稲場	50. 4.18	401
112	藪下	旭	小渡町	藪下	51. 3.29	314
113	鳥居前	旭	杉本町	鳥居前	51. 7. 7	644
114	浮橋	旭	榊野町	浮橋	51. 7. 7 60.12.27改正	644 1228
115	西ノ入	旭	榊野町	西ノ入	52. 3.22	265
116	東	旭	加塩町	東	55. 5. 2	488
117	堂貝戸	旭	杉本町	堂貝戸	56.10.19	1079
118	宮ノ洞	旭	下切町	宮ノ洞	58. 5.30 3.12.20改正	587 1157
119	井藻地	旭	加塩町	井藻地	60.12.27	1226
120	京田	旭	榊野町	京田	62. 4.22	347
121	上平	旭	浅谷町	上平	2. 8.27	771
122	神田	旭	笹戸町	神田	16.11.16	846
123	上郷	稲武	大野瀬町	上郷	50.12. 1 61.11.7改正	994 945
124	竹ノ下	稲武	稲武町	竹ノ下	51. 7. 7	644
125	ハネ	稲武	川手町	ハネ	58. 1.10	12
126	入ハリ原	稲武	武節町	入ハリ原	60.12.27	1226

箇所数	区　域　名	支所	場　　所		告示年月日	告示番号
127	下清泰地	稲武	桑原町	下清泰地	61. 8. 8	707
128	中村	稲武	桑原町	下中村	62.12.18	992
129	寺下	稲武	稲武町	寺下	63. 2.17	125
130	漆瀬	稲武	川手町	漆瀬	2. 4. 6	368
131	ミヤノコシ	稲武	大野瀬町	ミヤノコシ	13. 1.12	20
132	~~須形~~ ス形	稲武	御所貝津町	須形	29.4.4	188
133	堂貝戸	稲武	御所貝津町	堂貝戸	2.2.25	53
134	岩倉	豊田	中金町	岩倉	2.4.7	164
135	日沢	藤岡	御作町	日沢	3.3.19	133
136	北洞	小原	小原町	北洞	4.4.15	204
137	日面	豊田	坂上町	日面	4.6.28	294
138	登り	豊田	西広瀬町	登り	4.9.9	367
139	小守岩	足助	新盛町	小守岩	5.3.24	147
140	大木本	足助	大蔵町	大木本	5.6.9	251
141	大見町六丁目	豊田	大見町	大見町六丁目	5.9.26	381
142	堂貝戸	稲武	御所貝津町	堂貝戸	7.10.17	280

（土木管理課）

5　地すべり危険箇所・地すべり防止区域

（令和７年４月１日現在）

箇　所　名	所　　在　　地	地すべり防止区域の概要		
		面積 (ha)	人家	公共的建物
千　　足	豊田市千足町	7.65	19	0
小　手　沢	豊田市足助町小手沢	9.30	9	0
大　　桑	豊田市大桑町	14.88	12	0
合　　計	3　　箇　　所	31.83	40	0

（土木管理課）

6　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

（令和７年４月１日現在）

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	洞（Ⅰ）	豊田市藤沢町洞	○	○	12	6	0	0
急傾斜地の崩壊	洞（Ⅱ）	豊田市藤沢町洞	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	井之口	豊田市藤沢町井之口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平（Ⅰ）	豊田市藤沢町平	○	○	13	7	0	0
急傾斜地の崩壊	平（Ⅱ）	豊田市藤沢町平	○	○	9	8	3	2
急傾斜地の崩壊	北一色大洞－１	豊田市北一色町大洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色大洞－２	豊田市北一色町大洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下栗	豊田市大平町下栗	○	○	17	3	2	1
急傾斜地の崩壊	両工	豊田市大平町両工	○	○	9	3	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ前－１（１）	豊田市大平町宮ノ前	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ前－１（２）	豊田市大平町宮ノ前	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下屋敷－１	豊田市大平町下屋敷	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大平前田－１	豊田市大平町前田	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ヶ洞－１	豊田市大平町宮ヶ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	足助－１	豊田市足助町落合	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	足助－２	豊田市足助町落合	○	○	22	1	0	0
急傾斜地の崩壊	足助－３	豊田市足助町天王	○	○	40	2	3	1
急傾斜地の崩壊	足助－４	豊田市足助町御所山	○	―	12	0	1	0
急傾斜地の崩壊	田平沢－１	豊田市田平沢町薮下	○	○	4	1	1	0
急傾斜地の崩壊	田平沢－２	豊田市田平沢町松葉	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田平沢－３	豊田市田平沢町薮下	○	―	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	上ノ切	豊田市須渕町上ノ切	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	若里－２	豊田市須渕町下ノ切	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	若里－３	豊田市須渕町百々平	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ切－１	豊田市須渕町上ノ切	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下ノ切－１	豊田市須渕町下ノ切	○	○	1	1	0	0
土石流	次郎左沢	豊田市藤沢町洞	○	○	4	0	0	0
土石流	洞沢	豊田市藤沢町洞	○	○	7	0	0	0
土石流	藤沢川	豊田市藤沢町洞	○	○	1	0	0	0
土石流	北一色第２支川	豊田市北一色町大洞	○	○	0	0	0	0
土石流	大洞沢	豊田市北一色町大洞	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	曽り美川	豊田市北一色町西ノ平	○	○	5	0	0	0
土石流	西洞川	豊田市大平町前田	○	○	7	0	0	0
土石流	前田沢－１	豊田市大平町前田	○	○	1	0	0	0
土石流	前田沢－２	豊田市大平町前田	○	○	1	0	0	0
土石流	前田沢－３	豊田市大平町前田	○	—	1	0	0	0
土石流	神殿沢	豊田市大平町神殿	○	—	0	0	0	0
土石流	大屋敷洞	豊田市大平町宮ノ前	○	○	4	0	0	0
土石流	宮の前沢	豊田市大平町宮ヶ洞	○	—	3	0	0	0
土石流	足助川第１支川	豊田市足助町後山	○	○	116	0	3	0
土石流	足助川第 25 支川	豊田市足助町天王	○	○	37	0	1	0
土石流	細洞沢	豊田市足助町後山	○	○	95	0	2	0
土石流	百々平川	豊田市須渕町百々平	○	○	1	0	0	0
土石流	大須淵川	豊田市須渕町中ノ切	○	—	7	0	1	0
土石流	上須淵川	豊田市須渕町上ノ切	○	—	14	0	0	0
急傾斜地の崩壊	河原畑(Ⅰ)	豊田市九久平町河原畑	○	○	4	2	1	1
急傾斜地の崩壊	河原畑(Ⅱ)	豊田市九久平町河原畑	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	上八木	豊田市九久平町上八木	○	○	2	2	1	1
急傾斜地の崩壊	龍宮-1	豊田市大内町龍宮	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	河原畑-1	豊田市大内町河原畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	河原畑-3	豊田市大内町河原畑	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	河原畑-2	豊田市大内町河原畑	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	長坂-1	豊田市大内町長坂	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺田(Ⅱ)-1	豊田市大内町庄屋敷	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	寺田(Ⅱ)-2	豊田市大内町寺田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺田(Ⅱ)-3	豊田市大内町宮脇	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	寺田(Ⅱ)-4	豊田市大内町宮脇	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	寺田(Ⅰ)	豊田市大内町井ノ木沢	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	城下	豊田市大内町城下	○	○	9	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大内町城坂-1	豊田市大内町大給尻	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	社宮神	豊田市九久平町雪広	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根	豊田市九久平町栗ノ谷下	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	雪広	豊田市九久平町雪広	○	○	7	6	0	0
急傾斜地の崩壊	堂ノ根	豊田市九久平町薬師	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	菅沼-1	豊田市九久平町菅沼	○	○	4	4	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	菅沼-2	豊田市九久平町菅沼	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	小石狭間-1	豊田市鵜ヶ瀬町小石狭間	○	○	22	10	1	0
急傾斜地の崩壊	小石狭間-2	豊田市鵜ヶ瀬町澤	○	○	4	1	1	0
急傾斜地の崩壊	九久平	豊田市九久平町簗場	○	○	55	21	5	3
急傾斜地の崩壊	横手-1	豊田市九久平町横手	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ根	豊田市九久平町宮ノ根	○	○	9	4	0	0
急傾斜地の崩壊	薬師ヶ嶽	豊田市九久平町薬師ヶ嶽	○	○	6	2	1	1
急傾斜地の崩壊	角池	豊田市鍋田町角池	○	○	8	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日かげ	豊田市鍋田町ヒカゲ	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	サイナエ-1	豊田市鍋田町サイナエ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ミノゾ-1	豊田市鍋田町ミノゾ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高瀬-1	豊田市鍋田町タカセ	○	○	6	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高瀬-2	豊田市鍋田町タカセ	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	高瀬-3	豊田市鍋田町タカセ	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高瀬-4	豊田市鍋田町西	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中切	豊田市鍋田町中切	○	○	9	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高瀬下-1	豊田市鵜ヶ瀬町高瀬下	○	○	11	6	0	0
急傾斜地の崩壊	高瀬下-2	豊田市鵜ヶ瀬町桐山	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	トヲモ-1	豊田市鍋田町トヲモ	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	トヲモ-2	豊田市鍋田町トヲモ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮前-1	豊田市北曽木町屋敷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	屋敷-2	豊田市北曽木町屋敷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	屋敷-1	豊田市北曽木町屋敷	○	○	8	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上屋敷-1	豊田市折平町上屋敷	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	折平	豊田市折平町中屋敷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中屋敷-1	豊田市折平町中屋敷	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中屋敷-2	豊田市折平町中屋敷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中屋敷-3	豊田市折平町中屋敷	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	西屋敷	豊田市折平町西屋敷	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	小橋原-1	豊田市小原田代町小橋原	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田代	豊田市小原田代町ヲイノリ	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	田代広畑-1	豊田市小原田代町広畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	樫ノ戸-1	豊田市大平町樫ノ戸	○	○	4	2	1	0
急傾斜地の崩壊	松根-1	豊田市大平町松根	○	○	2	1	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大平日面-1	豊田市大平町日面	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西丹波-1	豊田市西丹波町宮前	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西丹波-2	豊田市西丹波町ドウジ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	広見-1	豊田市西樫尾町広見	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	広見-2	豊田市西樫尾町広見	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	入ヶ洞-1-1	豊田市小手沢町宮下	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	入ヶ洞-1-2	豊田市小手沢町宮下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入ヶ洞-2	豊田市小手沢町入ヶ洞	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	山梨-1	豊田市大蔵町本城	○	○	2	2	4	4
急傾斜地の崩壊	山梨-2	豊田市大蔵町本城	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	山梨-3	豊田市大蔵町本城	○	○	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	大木本-1	豊田市大蔵町下田	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	西樫尾-1	豊田市小手沢町梅ノ木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西樫尾-2	豊田市西樫尾町道場前	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西樫尾-3	豊田市小手沢町梅ノ木	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西樫尾-4	豊田市小手沢町梅ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西樫尾-5	豊田市西樫尾町松下	○	○	9	4	0	0
急傾斜地の崩壊	西樫尾-6	豊田市西樫尾町松下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西樫尾-7	豊田市西樫尾町松下	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	後庵-1	豊田市大沼町八沢	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	後庵-2	豊田市大沼町後庵	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	後庵-3	豊田市大沼町後庵	○	—	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	後庵-4	豊田市大沼町後庵	○	○	5	3	1	0
急傾斜地の崩壊	後庵-5	豊田市大沼町後庵	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	後庵-6	豊田市大沼町後庵	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	後庵-7	豊田市大沼町後庵	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼(Ⅱ)-1	豊田市大沼町後庵	○	○	8	2	1	0
急傾斜地の崩壊	東大沼(Ⅱ)-2	豊田市大沼町石坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼(Ⅲ)-1	豊田市大沼町石坂	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼(Ⅲ)-2	豊田市大沼町鳥屋	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼(Ⅲ)-3	豊田市大沼町石坂	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼(Ⅲ)-4	豊田市大沼町石坂	○	—	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼-1	豊田市大沼町八沢	○	○	11	5	1	0
急傾斜地の崩壊	東大沼-2	豊田市大沼町鳥屋	○	○	8	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	東大沼-3	豊田市大沼町八沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼(Ⅳ)-1	豊田市大沼町越田和	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼(Ⅳ)-2	豊田市大沼町越田和	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼(Ⅳ)-3	豊田市大沼町越田和	○	○	9	1	4	1
急傾斜地の崩壊	越田和-1	豊田市大沼町八沢	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	越田和-2	豊田市大沼町八沢	○	○	3	0	1	0
急傾斜地の崩壊	越田和-1-1	豊田市大沼町越田和	○	○	7	3	1	0
急傾斜地の崩壊	越田和-1-2	豊田市大沼町越田和	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	船橋-1	豊田市大沼町越田和	○	○	10	2	4	0
急傾斜地の崩壊	林畔-1	豊田市大沼町船橋	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-1	豊田市下切町宮ノ洞	○	○	7	3	2	2
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-2	豊田市下切町宮ノ洞	○	○	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-3	豊田市下切町宮ノ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-4	豊田市下切町森下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-5	豊田市下切町野田久保	○	○	4	1	1	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-6	豊田市下切町宮ノ洞	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-7	豊田市下切町宮ノ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ノ下-1	豊田市小渡町船戸	○	○	0	0	3	2
急傾斜地の崩壊	寺ノ下-2	豊田市小渡町寺ノ下	○	○	27	6	4	2
急傾斜地の崩壊	寺ノ下-3	豊田市小渡町寺ノ下	○	○	1	0	4	2
急傾斜地の崩壊	宮前(Ⅱ)-1	豊田市小渡町藪下	○	○	9	4	0	0
急傾斜地の崩壊	宮前(Ⅱ)-2	豊田市小渡町藪下	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	宮前	豊田市小渡町宮前	○	○	17	4	2	2
急傾斜地の崩壊	藪下-1	豊田市小渡町藪下	○	○	13	7	0	0
急傾斜地の崩壊	藪下-2	豊田市小渡町藪下	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小渡宮前-1-1	豊田市小渡町宮前	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小渡宮前-1-2	豊田市小渡町宮前	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	島崎-1	豊田市島崎町島崎	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	島崎-2	豊田市島崎町間瀬口	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	島崎-3	豊田市島崎町間瀬口	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	島崎-4	豊田市島崎町間瀬口	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	稲葉-1	豊田市下切町稲葉	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	稲葉-2	豊田市下切町稲葉	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	築和合	豊田市島崎町築和合	○	○	16	11	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	杤本-1	豊田市下切町杤本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	猪道-2	豊田市下切町猪道	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	須形-1	豊田市御所貝津町千保田	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	須形-2	豊田市御所貝津町ス形	○	○	3	3	1	0
急傾斜地の崩壊	中村-1	豊田市桑原町上須形	○	○	8	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中村-2	豊田市桑原町下須形	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中村-3	豊田市桑原町下須形	○	○	4	1	1	0
急傾斜地の崩壊	中村-4	豊田市桑原町下中村	○	○	12	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大野瀬上郷-1	豊田市大野瀬町タカノヒラ	○	○	7	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大野瀬上郷-2	豊田市大野瀬町ウエノタイラ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大野瀬上郷-3	豊田市大野瀬町ウエノタイラ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大野瀬上郷-4	豊田市大野瀬町城山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大野瀬上郷-5	豊田市大野瀬町城山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大野瀬上郷-6	豊田市大野瀬町ヤシキ廻リ	○	○	3	0	0	0
土石流	上郷-1	豊田市大野瀬町ワダ	○	○	2	1	0	0
土石流	大九洞	豊田市九久平町河原畑	○	○	2	0	1	0
土石流	滝川第 2 支川	豊田市九久平町河原畑	○	—	0	0	1	0
土石流	滝川第 1 支川	豊田市九久平町河原畑	○	—	0	0	1	0
土石流	上八木沢	豊田市九久平町上八木	○	—	1	0	1	0
土石流	滝川第 4 支川	豊田市大内町寺田	○	○	8	0	0	0
土石流	庄屋敷沢	豊田市大内町庄屋敷	○	○	5	0	0	0
土石流	城坂沢	豊田市大内町城下	○	○	2	0	0	0
土石流	日向川-1	豊田市九久平町根畑	○	—	0	0	0	0
土石流	日向川-2	豊田市九久平町根畑	○	○	0	0	0	0
土石流	巴川第 31 支川-1	豊田市鵜ヶ瀬町荒井	○	—	6	0	0	0
土石流	巴川第 31 支川-2	豊田市鵜ヶ瀬町荒井	○	—	7	0	0	0
土石流	巴川第 32 支川	豊田市九久平町簗場	○	○	10	0	0	0
土石流	巴川第 33 支川	豊田市九久平町寺前	○	—	3	0	2	0
土石流	小石狭間沢	豊田市鵜ヶ瀬町小石狭間	○	—	13	0	0	0
土石流	小石狭間洞	豊田市鵜ヶ瀬町澤	○	—	14	0	0	0
土石流	小石狭間 1 の沢	豊田市鵜ヶ瀬町澤	○	○	11	0	0	0
土石流	ヒカゲ沢	豊田市鍋田町サイナエ	○	○	6	4	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	トヲモ沢	豊田市鍋田町トヲモ	○	—	4	0	0	0
土石流	姫野川第 13 支川	豊田市北曽木町西ノ平	○	○	10	1	0	0
土石流	屋敷川	豊田市折平町上屋敷	○	○	7	0	0	0
土石流	上屋敷沢	豊田市折平町上屋敷	○	—	31	0	0	0
土石流	向陽寺川	豊田市折平町上屋敷	○	○	4	0	0	0
土石流	東屋敷沢	豊田市折平町上屋敷	○	○	2	0	0	0
土石流	屋敷洞	豊田市折平町一ノ谷	○	○	0	0	0	0
土石流	八柱川	豊田市折平町一ノ谷	○	○	8	0	2	0
土石流	屋敷沢	豊田市折平町中屋敷	○	○	2	0	1	0
土石流	折平川第 3 支川	豊田市折平町西屋敷	○	○	2	0	0	0
土石流	田代小川第 1 支川	豊田市小原田代町広畑	○	—	1	0	0	0
土石流	田代小川第 2 支川	豊田市小原田代町ヲイノリ	○	—	3	0	0	0
土石流	田代小川第 3 支川	豊田市小原田代町小橋原	○	—	2	0	0	0
土石流	田代小川第 4 支川	豊田市小原田代町上向	○	○	1	0	0	0
土石流	石ヶ窪沢	豊田市大平町石ヶ窪	○	○	1	0	0	0
土石流	石佛沢	豊田市大平町松根	○	—	1	0	0	0
土石流	松根沢	豊田市大平町松根	○	—	2	0	0	0
土石流	松根洞	豊田市大平町松根	○	○	2	0	0	0
土石流	上大屋敷沢	豊田市大平町上大屋敷	○	○	4	0	0	0
土石流	丹波川第 3 支川-1	豊田市西丹波町神手	○	○	6	0	1	0
土石流	丹波川第 3 支川-2	豊田市西丹波町神手	○	○	5	0	1	0
土石流	ヲミノゴ川	豊田市西丹波町カジヤ前	○	—	0	0	0	0
土石流	大具碁沢	豊田市西樫尾町大具碁	○	○	3	0	0	0
土石流	入ケ洞沢	豊田市小手沢町入ケ洞	○	○	2	0	0	0
土石流	白山川第 1 支川	豊田市大蔵町本城	○	—	1	0	4	0
土石流	白山川第 2 支川	豊田市大蔵町本城	○	○	1	0	4	0
土石流	横手山沢	豊田市大蔵町下田	○	—	1	0	0	0
土石流	松下沢-1	豊田市西樫尾町松下	○	○	1	0	0	0
土石流	松下沢-2	豊田市西樫尾町松下	○	—	1	0	0	0
土石流	後庵川	豊田市大沼町八沢	○	○	19	0	2	0
土石流	キタノ入沢	豊田市大沼町後庵	○	○	18	0	2	0
土石流	入沢川-1	豊田市大沼町越田和	○	○	1	0	2	0
土石流	入沢川-2	豊田市大沼町滝坂	○	—	0	0	0	0
土石流	入沢川-3	豊田市大沼町越田和	○	—	23	0	5	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	入沢川-4	豊田市大沼町滝坂	○	○	17	0	5	0
土石流	船橋沢	豊田市大沼町越田和	○	○	12	0	0	0
土石流	西口沢	豊田市大沼町越田和	○	—	7	0	2	0
土石流	楠手沢	豊田市下切町宮ノ洞	○	○	12	0	0	0
土石流	介木川第 10 支川	豊田市小渡町寺ノ下	○	○	19	0	0	0
土石流	介木川第 11 支川	豊田市小渡町藪下	○	○	16	0	0	0
土石流	寺山沢-1	豊田市小渡町宮前	○	○	14	0	0	0
土石流	寺山沢-2	豊田市小渡町宮前	○	○	12	0	0	0
土石流	藪下沢	豊田市小渡町藪下	○	○	2	0	0	0
土石流	宮前沢	豊田市小渡町宮前	○	○	4	0	0	0
土石流	間瀬口洞	豊田市島崎町間瀬口	○	○	16	0	0	0
土石流	下切沢	豊田市下切町杤本	○	—	6	0	2	0
土石流	黒田川第 1 支川-1	豊田市桑原町下須形	○	—	47	0	2	0
土石流	黒田川第 1 支川-2	豊田市桑原町中須形	○	○	47	0	2	0
土石流	萩洞川	豊田市桑原町上須形	○	○	25	0	0	0
土石流	桑原沢-1	豊田市桑原町恵下	○	○	1	0	0	0
土石流	桑原沢-2	豊田市桑原町恵下	○	—	0	0	0	0
土石流	桑原洞	豊田市桑原町下須形	○	—	24	0	2	0
土石流	矢作川第 71 支川	豊田市大野瀬町ワダ	○	○	1	1	0	0
土石流	上平川	豊田市大野瀬町ウエノタイラ	○	○	6	1	0	0
土石流	矢作川第 73 支川	豊田市大野瀬町城山	○	○	4	0	0	0
土石流	矢作川第 74 支川	豊田市大野瀬町城山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上郷洞	豊田市大野瀬町タキノ沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	荒山-1-1	豊田市八草町荒山	○	○	8	0	0	0
急傾斜地の崩壊	荒山-1-2	豊田市八草町荒山	○	○	8	8	0	0
急傾斜地の崩壊	荒山-1-3	豊田市八草町荒山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	荒山-2-1	豊田市八草町荒山	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	荒山-2-2	豊田市八草町荒山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	荒山-2-3	豊田市八草町荒山	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	天白-1	豊田市八草町森下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	天白-2-1	豊田市八草町上天白	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	天白-2-2	豊田市八草町天白	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	天白-2-3	豊田市八草町天白	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	天白-2-4	豊田市八草町天白	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八草町大田-1	豊田市八草町大田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八草町大田-2	豊田市八草町中切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	力石-1	豊田市八草町力石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	力石-3	豊田市八草町力石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	力石-2-1	豊田市八草町	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	力石-2-2	豊田市八草町	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	一之坪-2-1	豊田市八草町	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一之坪-2-2	豊田市八草町一之坪	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一之坪-3	豊田市八草町一之坪	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勝父-1-1	豊田市広幡町六反田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勝父-1-2	豊田市広幡町六反田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勝父-2-1	豊田市広幡町勝父	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	勝父-2-2	豊田市広幡町勝父	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	六反田	豊田市広幡町阿賀滝	○	○	8	7	1	0
急傾斜地の崩壊	阿賀滝-1-1	豊田市広幡町阿賀滝	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿賀滝-1-2	豊田市広幡町阿賀滝	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一之坪-1-1	豊田市大畑町大原	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一之坪-1-2	豊田市大畑町大原	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大原-1	豊田市大畑町砂山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大畑町向田-1	豊田市大畑町向田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大畑町三反田-1	豊田市大畑町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	三反田	豊田市大畑町三反田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	保見町井ノ向-3	豊田市保見町井ノ向	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見町井ノ向-4	豊田市保見町井ノ向	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	塚原-2	豊田市保見町西ノ山	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西古城-1	豊田市保見町西ノ山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	西古城-2	豊田市保見町西ノ山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西古城-3	豊田市保見町西ノ山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西古城-4	豊田市保見町西ノ山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小黒実-1	豊田市保見町小黒実	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小黒実-2	豊田市保見町小黒実	○	○	0	0	0	0
土石流	小黒実-3	豊田市保見町小黒実	○	○	6	0	0	0
土石流	荒山川	豊田市八草町荒山	○	○	16	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	大田川	豊田市八草町大田	○	○	0	0	0	0
土石流	天白川第３支川-1	豊田市八草町天白	○	○	0	0	0	0
土石流	天白川第３支川-2	豊田市八草町天白	○	○	0	0	0	0
土石流	天白川第４支川	豊田市八草町天白	○	○	0	0	0	0
土石流	力石沢	豊田市八草町力石	○	—	0	0	0	0
土石流	一之坪川	豊田市八草町力石	○	○	1	0	1	0
土石流	一之坪川-3	豊田市八草町	○	○	0	0	0	0
土石流	砂山川第２支川	豊田市大畑町砂山	○	—	1	0	0	0
土石流	三反田川	豊田市大畑町向田	○	○	5	0	0	0
土石流	阿賀滝沢	豊田市広幡町阿賀滝	○	—	9	0	0	0
土石流	阿賀滝１の沢	豊田市広幡町阿賀滝	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一色屋敷沢	豊田市篠原町一色屋敷	○	—	13	0	2	0
急傾斜地の崩壊	七百目Ａ	豊田市千鳥町ワッタ	○	○	8	5	0	0
急傾斜地の崩壊	七百目Ｂ	豊田市千鳥町ワッタ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	七百目-1	豊田市千鳥町七百目	○	○	8	5	0	0
急傾斜地の崩壊	ナキ下-3	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	日面(Ⅰ)-1	豊田市中金町岩倉	○	○	7	3	0	0
急傾斜地の崩壊	日面(Ⅰ)-2	豊田市中金町六反	○	○	9	2	0	0
急傾斜地の崩壊	日面(Ⅰ)-3	豊田市中金町宮狭間	○	○	7	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日面(Ⅰ)-4	豊田市中金町宮狭間	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面(Ⅰ)-5	豊田市中金町宮狭間	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千原-1	豊田市中金町千原	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千原-2	豊田市中金町千原	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千原-3	豊田市中金町平古	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	千原-4	豊田市中金町岩倉	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面(Ⅱ)	豊田市中金町日面	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日面(Ⅲ)-1	豊田市中金町日面	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	日面(Ⅲ)-2	豊田市中金町日面	○	○	5	2	1	1
急傾斜地の崩壊	石垣内-1	豊田市中金町石垣内	○	○	11	3	0	0
急傾斜地の崩壊	石垣内-2	豊田市中金町石垣内	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	申堂-1	豊田市中金町申堂	○	○	9	1	0	0
急傾斜地の崩壊	申堂-2	豊田市中金町雁又	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	半野田-1	豊田市中金町山之神	○	○	7	0	0	0
急傾斜地の崩壊	半野田-2	豊田市中金町朴	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	塚ノ本-1	豊田市中金町塚ノ本	○	○	1	0	2	1
急傾斜地の崩壊	清水口-1-1	豊田市中金町清水口	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	清水口-1-2	豊田市中金町清水口	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	太田-1	豊田市成合町太田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田-2	豊田市成合町太田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田-3	豊田市成合町太田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	成合町宮下-1	豊田市成合町宮下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	弓矢-1	豊田市成合町弓矢	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	成合町根畑-1	豊田市成合町中屋	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	成合町根畑-2	豊田市成合町中屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	成合町根畑-3	豊田市成合町根畑	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	成合町前田-1	豊田市成合町前田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下屋入-1	豊田市成合町下屋入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中室	豊田市芳友町中室	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	四反田(Ⅱ)	豊田市芳友町竹ノ下	○	○	11	7	0	0
急傾斜地の崩壊	大師-1-1	豊田市芳友町大師	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大師-1-2	豊田市芳友町大師	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	芳友町森下-1	豊田市芳友町森下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下田-1	豊田市芳友町下田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下田-2	豊田市芳友町下田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西棚嶺-2	豊田市芳友町トイタ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	両ノクゴ-1	豊田市芳友町両ノクゴ	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	両ノクゴ-2	豊田市芳友町両ノクゴ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	漆カクゴ-1-1	豊田市芳友町漆カクゴ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	漆カクゴ-1-2	豊田市芳友町漆カクゴ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カ石町井ノ上-1	豊田市カ石町組垣	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	中切-1	豊田市カ石町中切	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	中切-2	豊田市カ石町中切	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中切-3	豊田市カ石町中切	○	○	4	1	1	1
急傾斜地の崩壊	中切-4	豊田市カ石町中切	○	○	4	1	1	0
急傾斜地の崩壊	黒見	豊田市カ石町深田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	組垣-1	豊田市カ石町組垣	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	組垣-2	豊田市カ石町組垣	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮下(Ⅰ)-1	豊田市小峯町大峯	○	○	7	3	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	宮下(Ⅰ)-2	豊田市小峯町大峯	○	○	7	6	0	0
急傾斜地の崩壊	宮下(Ⅰ)-3	豊田市小峯町宮下	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小峯町宮下-1	豊田市小峯町宮下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小峯町宮下-2	豊田市小峯町ハシスメ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	願成寺-1-1	豊田市小峯町願成寺	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	願成寺-1-2	豊田市小峯町願成寺	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根下-1	豊田市小峯町羽根下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根下-2	豊田市小峯町宮下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小峯町前田-1	豊田市小峯町前田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	前坂-1	豊田市小峯町前坂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ツガサカ-1	豊田市小峯町ツガサカ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川田-1	豊田市小峯町ハシスメ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ハシスメ-1-1	豊田市小峯町ハシスメ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ハシスメ-1-2	豊田市小峯町ハシスメ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ハシスメ-2	豊田市小峯町ハシスメ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	室口 A	豊田市下室町室口	○	○	3	2	1	0
急傾斜地の崩壊	室口 B	豊田市下室町室口	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	室口-1	豊田市下室町室口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	室口-3	豊田市下室町後ヶ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	後ケ洞-1	豊田市下室町後ヶ洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	前瀬-1	豊田市国附町椀子	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	前瀬-2	豊田市国附町椀子	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	前瀬-3	豊田市国附町椀子	○	○	5	0	1	1
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞	豊田市国附町宮ノ洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西畑-1	豊田市国附町上高瀬	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-1-1	豊田市国附町宮ノ洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-2-1	豊田市国附町宮ノ洞	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-2-2	豊田市国附町宮ノ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞-2-3	豊田市国附町宮ノ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下高瀬-1	豊田市国附町上高瀬	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	稲葉-1	豊田市東広瀬町稲葉	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大手-1-1	豊田市東広瀬町茶屋場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大手-1-2	豊田市東広瀬町茶屋場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上り坂-1	豊田市東広瀬町道場根	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	水別日面	豊田市野口町水別日面	○	○	7	7	0	0
急傾斜地の崩壊	水別処窪-3	豊田市野口町水別処窪	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	水別日陰-1	豊田市野口町水別日陰	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	水別日面-1	豊田市野口町洞切	○	○	2	2	1	0
急傾斜地の崩壊	折合	豊田市野口町漆垣内	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	漆垣内-1	豊田市野口町漆垣内	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	水別処窪-1-1	豊田市野口町水別処窪	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	水別処窪-1-2	豊田市野口町水別処窪	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	水別処窪-2	豊田市野口町水別処窪	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	斉の神東-1	豊田市野口町斉の神東	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	折合-1	豊田市野口町折合	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	折合-2	豊田市野口町折合	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	棚口 A	豊田市中切町棚口	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	棚口 B	豊田市中切町棚口	○	○	9	6	0	0
急傾斜地の崩壊	棚口-1	豊田市中切町棚口	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	古屋戸-2	豊田市城見町古屋戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	乙部ヶ丘４丁目-1	豊田市乙部ヶ丘４丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	乙部ヶ丘４丁目-2	豊田市乙部ヶ丘４丁目	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	乙部ヶ丘２丁目-1	豊田市乙部ヶ丘２丁目	○	○	7	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五ケ丘６丁目-1	豊田市五ケ丘６丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五ケ丘６丁目-2-1	豊田市五ケ丘６丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五ケ丘６丁目-2-2	豊田市五ケ丘６丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大見町４丁目-1	豊田市大見町５丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大見町５丁目-2	豊田市大見町５丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大見町２丁目	豊田市大見町２丁目	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	大見町３丁目	豊田市大見町３丁目	○	○	2	2	2	0
急傾斜地の崩壊	大見町５丁目-1	豊田市大見町５丁目	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大見町７丁目-1	豊田市大見町７丁目	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大見町６丁目-1	豊田市大見町６丁目	○	○	11	6	0	0
急傾斜地の崩壊	大見町６丁目-2	豊田市大見町６丁目	○	○	7	2	0	0
急傾斜地の崩壊	平古	豊田市岩倉町平古	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	馬場	豊田市岩倉町平古	○	○	14	3	0	0
急傾斜地の崩壊	梶屋(平古)-1	豊田市岩倉町梶屋	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梶屋(平古)-2	豊田市岩倉町平古	○	○	2	1	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	岩倉町平古-1	豊田市岩倉町平古	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平藪	豊田市岩倉町申堂	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	倉平-1	豊田市岩倉町倉平	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	倉平-2	豊田市岩倉町倉平	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	福田-1	豊田市岩倉町東洞	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩倉町西洞-1	豊田市岩倉町西洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	則越	豊田市岩倉町則越	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	平藪-2	豊田市岩倉町山ノ神	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	平藪-3	豊田市岩倉町澤ノ堂	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	澤ノ堂-1	豊田市岩倉町澤ノ堂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	五ツ田-1	豊田市岩倉町五ツ畑	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	岩倉町山ノ田-1	豊田市岩倉町山ノ田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	岩倉町山ノ田-2	豊田市岩倉町山ノ田	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	神明	豊田市岩倉町神明	○	○	4	2	1	1
急傾斜地の崩壊	平藪-1	豊田市岩倉町平藪	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	御作(Ⅴ)	豊田市御作町沼	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	辻畑	豊田市御作町辻畑	○	○	11	5	2	2
急傾斜地の崩壊	日沢	豊田市御作町日沢	○	○	7	5	0	0
急傾斜地の崩壊	日沢(Ⅱ)	豊田市御作町日沢	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	田中	豊田市御作町田中	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	御作-1	豊田市御作町浜井場	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	御作-2	豊田市御作町中切	○	○	9	4	0	0
急傾斜地の崩壊	御作-3	豊田市御作町平野下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御作-4	豊田市御作町浜井場	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	縄手-1	豊田市御作町堀越	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	御作(Ⅲ)	豊田市御作町紙屋下	○	○	11	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勘ヶ入	豊田市御作町勘ヶ入	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	勘ヶ入-2	豊田市御作町振ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	勘ヶ入-3	豊田市御作町振ケ洞	○	○	1	0	2	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷(Ⅱ)-1	豊田市北篠平町大麦田	○	○	8	2	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷(Ⅱ)-2	豊田市北篠平町大麦田	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷(Ⅱ)-3	豊田市北篠平町大麦田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷-1	豊田市北篠平町広見	○	○	8	3	0	0
急傾斜地の崩壊	北篠平-1	豊田市北篠平町蔵屋敷	○	○	6	3	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	北篠平-2	豊田市北篠平町蔵屋敷	○	―	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大阪-1	豊田市大坂町道元	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷-2	豊田市北篠平町井戸洞	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷-3	豊田市北篠平町駒ケ峰	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷-4	豊田市北篠平町駒ケ峰	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷-5-1	豊田市北篠平町駒ケ峰	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷-5-2	豊田市北篠平町駒ケ峰	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷-6-1	豊田市北篠平町中須田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷-6-2	豊田市北篠平町中須田	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷-7	豊田市北篠平町広畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	隠ヶ洞-1-1	豊田市北篠平町前田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	隠ヶ洞-1-2	豊田市北篠平町前田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	隠ヶ洞-2-1	豊田市北篠平町隠ケ洞	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	隠ヶ洞(Ⅰ)	豊田市北篠平町隠ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神下-1	豊田市北篠平町下井桁	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神下-2	豊田市北篠平町向	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	垂木-2	豊田市北篠平町山ノ神下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	垂木-3	豊田市北篠平町駒ケ峰	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鈴ケ田和-1	豊田市明川町スゲノ入	○	○	6	3	1	0
急傾斜地の崩壊	鈴ケ田和-2	豊田市明川町スゲノ入	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鈴ケ田和-3	豊田市明川町堂ノ脇	○	○	5	1	1	0
急傾斜地の崩壊	鈴ケ田和-4	豊田市明川町堂ノ脇	○	○	7	0	1	0
急傾斜地の崩壊	鈴ケ田和-5	豊田市明川町鈴ケ田和	○	○	7	2	1	0
急傾斜地の崩壊	鈴ケ田和-6	豊田市明川町井戸洞	○	○	10	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鈴ケ田和-7	豊田市明川町曲リクゴ	○	○	8	3	0	0
急傾斜地の崩壊	明川向田-1	豊田市明川町向田	○	○	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	中平	豊田市明川町中平	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	曲リクゴ	豊田市明川町曲リクゴ	○	○	9	1	0	0
急傾斜地の崩壊	栃平-1	豊田市明川町栃平	○	○	8	1	0	0
急傾斜地の崩壊	栃平-2	豊田市明川町大平	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大平-1	豊田市明川町大平	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大平-2	豊田市明川町キノコキ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤四区西ノ入-1-3	豊田市花沢町西ノ入	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	椎ノ木	豊田市花沢町桜平	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	柳ケ入	豊田市花沢町柳ケ入	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢(Ⅳ)-1	豊田市花沢町棚口	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	榎木前	豊田市花沢町榎木前	○	○	7	5	0	0
急傾斜地の崩壊	田代(Ⅰ)-1	豊田市下山田代町滝領	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	田代(Ⅰ)-2	豊田市下山田代町井口	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤四区西ノ入-1-4	豊田市花沢町西ノ入	○	○	29	6	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢(Ⅳ)-2	豊田市花沢町棚口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢(Ⅳ)-3	豊田市花沢町棚口	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢(Ⅳ)-4	豊田市花沢町井ノ下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢(Ⅳ)-5	豊田市花沢町井ノ下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢(Ⅳ)-6	豊田市花沢町ヌマ	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢(Ⅴ)	豊田市花沢町井戸入	○	○	8	4	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢(Ⅲ)-1	豊田市花沢町西ノ入	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢(Ⅲ)-2	豊田市花沢町榎木前	○	○	22	8	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤四区西ノ入-3	豊田市花沢町西ノ入	○	○	3	3	1	1
急傾斜地の崩壊	花澤四区西ノ入-1-1	豊田市花沢町西ノ入	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤四区西ノ入-1-2	豊田市花沢町西ノ入	○	○	11	2	0	0
急傾斜地の崩壊	トビコシ-1	豊田市浅谷町ブサ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	浅谷(Ⅰ)	豊田市浅谷町辻畑	○	○	5	5	3	3
急傾斜地の崩壊	浅谷(Ⅱ)	豊田市浅谷町中屋	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下万場-1	豊田市浅谷町下万場	○	○	0	0	5	1
急傾斜地の崩壊	浅谷中屋-1	豊田市浅谷町中屋	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	下万場-2	豊田市浅谷町下万場	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鎌井-1	豊田市桑原町下清泰地	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	鎌井-2	豊田市桑原町上神田	○	○	6	2	1	0
急傾斜地の崩壊	ロクザ林-1	豊田市御所貝津町上見	○	○	7	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上見-1-1	豊田市御所貝津町竹ノ腰	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上見-1-2	豊田市御所貝津町竹ノ腰	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヒロ見-1	豊田市御所貝津町丸山	○	○	9	4	0	0
急傾斜地の崩壊	堂貝戸-2	豊田市御所貝津町堂貝戸	○	○	3	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	青佐-2	豊田市御所貝津町青佐	○	○	6	0	0	0
土石流	ナキ下沢	豊田市千鳥町ナキ下	○	○	1	0	0	0
土石流	前田沢-4	豊田市中金町平古	○	○	3	0	0	0
土石流	平古沢	豊田市中金町平古	○	○	3	0	3	0
土石流	前田沢-5	豊田市中金町岩倉	○	○	6	0	3	0
土石流	岩倉沢 A	豊田市中金町岩倉	○	○	9	0	0	0
土石流	岩倉洞	豊田市中金町六反	○	○	8	0	0	0
土石流	宮狭間沢-1	豊田市中金町宮狭間	○	○	8	0	0	0
土石流	宮狭間沢-2	豊田市中金町宮狭間	○	—	10	0	0	0
土石流	宮狭間洞	豊田市中金町宮狭間	○	—	15	0	1	0
土石流	日面沢	豊田市中金町日面	○	—	4	0	0	0
土石流	力石川第 7 支川	豊田市中金町石垣内	○	○	15	0	0	0
土石流	丁又沢	豊田市中金町雁又	○	○	5	0	0	0
土石流	雁又沢	豊田市中金町雁又	○	○	2	0	0	0
土石流	中金川	豊田市中金町如来	○	○	2	2	0	0
土石流	惣作沢	豊田市中金町惣作	○	○	0	0	0	0
土石流	惣作洞	豊田市中金町惣作	○	○	1	0	0	0
土石流	清水口沢	豊田市中金町清水口	○	—	3	0	0	0
土石流	清水口川	豊田市中金町朴	○	○	0	0	0	0
土石流	半野田沢	豊田市中金町朴	○	○	0	0	0	0
土石流	太田沢	豊田市成合町太田	○	○	1	0	0	0
土石流	宮下川	豊田市成合町宮下	○	○	0	0	0	0
土石流	宮下沢 A	豊田市成合町宮下	○	○	1	0	0	0
土石流	岩倉沢 B	豊田市成合町岩倉	○	—	1	0	0	0
土石流	根畑洞	豊田市成合町中屋	○	—	0	0	0	0
土石流	弓矢沢	豊田市成合町中屋	○	○	2	0	0	0
土石流	弓矢洞	豊田市成合町弓矢	○	—	4	0	2	0
土石流	下田沢	豊田市芳友町中室	○	—	4	0	0	0
土石流	両ノクゴ沢	豊田市芳友町両ノクゴ	○	—	1	0	1	0
土石流	両ノクゴ洞	豊田市芳友町両ノクゴ	○	—	1	0	1	0
土石流	六反川	豊田市芳友町トイタ	○	○	1	0	0	0
土石流	力石川第 5 支川	豊田市力石町中切	○	○	12	0	1	0
土石流	河原田沢	豊田市力石町中切	○	○	14	0	1	0
土石流	井ノ上沢-1	豊田市東広瀬町舟木	○	○	4	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	井ノ上沢-2	豊田市東広瀬町舟木	○	○	4	0	0	0
土石流	組垣沢	豊田市力石町組垣	○	—	0	0	1	0
土石流	深田沢	豊田市力石町深田	○	—	0	0	1	0
土石流	黒見洞	豊田市力石町黒見	○	○	1	0	0	0
土石流	小峯宮沢	豊田市小峯町宮下	○	○	5	0	0	0
土石流	前田沢-6	豊田市小峯町大峯	○	○	3	0	0	0
土石流	大峰沢	豊田市小峯町大峯	○	○	5	0	1	0
土石流	宮下沢 B	豊田市小峯町宮下	○	—	1	0	1	0
土石流	羽根下沢	豊田市小峯町羽根下	○	—	1	0	0	0
土石流	川田川	豊田市小峯町カシサワ	○	○	1	0	1	0
土石流	善福寺川	豊田市小峯町善福寺	○	—	1	0	0	0
土石流	ツガサカ沢	豊田市小峯町ツガサカ	○	—	2	0	0	0
土石流	後ヶ洞沢-1	豊田市下室町室口	○	—	1	0	0	0
土石流	室口沢-1	豊田市下室町前洞西	○	○	0	0	1	0
土石流	室口沢-2	豊田市下室町室口	○	—	1	0	0	0
土石流	後ヶ洞沢-2	豊田市下室町室口	○	—	2	0	1	0
土石流	下高瀬沢	豊田市国附町上高瀬	○	○	1	0	0	0
土石流	宮の洞川	豊田市国附町宮ノ洞	○	○	4	0	0	0
土石流	田広沢	豊田市東広瀬町稲葉	○	—	2	0	0	0
土石流	稲葉沢	豊田市東広瀬町稲葉	○	—	11	0	0	0
土石流	稲葉洞	豊田市東広瀬町稲葉	○	—	8	0	0	0
土石流	広田川第 4 支川	豊田市東広瀬町臿池下	○	—	4	0	0	0
土石流	大手沢	豊田市東広瀬町大手	○	—	28	0	0	0
土石流	力石川第 10 支川	豊田市野口町水別日面	○	○	2	0	2	0
土石流	水別日陰沢	豊田市野口町水別日陰	○	—	4	0	2	0
土石流	水別日面沢 A	豊田市野口町水別処窪	○	—	4	0	0	0
土石流	水別日面沢 B	豊田市野口町水別日面	○	—	2	0	1	0
土石流	漆垣内沢	豊田市野口町神田	○	○	2	0	0	0
土石流	棚口沢	豊田市中切町棚口	○	—	2	0	0	0
土石流	大平沢第 1 支川	豊田市中切町棚口	○	○	3	0	0	0
土石流	力石川第 9 支川	豊田市野口町阿瀬房	○	○	2	0	0	0
土石流	斉の神東沢	豊田市野口町斉の神東	○	○	2	0	0	0
土石流	斉の神西沢 A	豊田市野口町斉の神西	○	○	16	0	0	0
土石流	斉の神西沢 B	豊田市野口町斉の神東	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	折合沢	豊田市野口町折合	○	—	2	0	0	0
土石流	折合川第１支川	豊田市野口町折合	○	○	2	0	0	0
土石流	折合川第２支川	豊田市野口町折合	○	○	1	0	0	0
土石流	折合川第４支川	豊田市野口町折合	○	—	1	0	0	0
土石流	中田川第１支川	豊田市中切町丸根	○	○	3	0	0	0
土石流	中田川第２支川	豊田市中切町丸根	○	○	1	0	0	0
土石流	乙部ヶ丘沢	豊田市乙部ヶ丘４丁目	○	○	54	0	0	0
土石流	大見川第８支川	豊田市松平志賀町ヤナクゴ	○	○	0	0	0	0
土石流	大見川第９支川	豊田市松平志賀町ソタメ	○	○	0	0	0	0
土石流	大見川第 10 支川	豊田市大見町５丁目	○	○	0	0	0	0
土石流	大見川第 11 支川	豊田市大見町５丁目	○	—	0	0	0	0
土石流	大見川第 12 支川	豊田市大見町５丁目	○	—	0	0	0	0
土石流	吉ヶ入川第１支川	豊田市大見町６丁目	○	—	0	0	0	0
土石流	赤原川第２支川	豊田市松平志賀町トイタ	○	—	0	0	0	0
土石流	梶屋沢	豊田市岩倉町梶屋	○	○	1	0	0	0
土石流	赤原川第１支川	豊田市岩倉町平古	○	○	1	0	0	0
土石流	神明沢	豊田市岩倉町神明	○	○	3	0	1	0
土石流	申堂沢	豊田市岩倉町申堂	○	○	4	0	0	0
土石流	吉ヶ入川第３支川	豊田市岩倉町西洞	○	—	1	0	0	0
土石流	岩倉川	豊田市岩倉町山ノ田	○	—	1	0	0	0
土石流	井戸上沢	豊田市御作町沼	○	○	1	0	0	0
土石流	沼川	豊田市御作町沼	○	○	1	1	0	0
土石流	松木平洞	豊田市御作町松木平	○	—	9	0	0	0
土石流	犬伏川第４支川	豊田市御作町辻畑	○	—	5	0	1	0
土石流	辻畑洞	豊田市御作町辻畑	○	○	2	0	0	0
土石流	日沢川第１支川-1	豊田市御作町日沢	○	○	1	0	0	0
土石流	日沢川第１支川-2	豊田市御作町日沢	○	○	2	0	0	0
土石流	日沢川第８支川	豊田市御作町浜井場	○	○	0	0	0	0
土石流	田中沢-1	豊田市御作町田中	○	○	1	0	0	0
土石流	田中沢-2	豊田市御作町田中	○	○	0	0	0	0
土石流	田中沢-3	豊田市御作町田中	○	○	0	0	0	0
土石流	田中沢-4	豊田市御作町田中	○	○	0	0	0	0
土石流	中切沢	豊田市御作町中切	○	○	3	0	0	0
土石流	天億沢	豊田市御作町上ノ平	○	○	1	0	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	勘ヶ入沢	豊田市御作町勘ケ入	○	○	5	0	0	0
土石流	御作沢-1	豊田市松嶺町岩下	○	○	0	0	0	0
土石流	御作沢-2	豊田市松嶺町岩下	○	○	0	0	0	0
土石流	篠平川	豊田市北篠平町駒ケ峰	○	○	0	0	0	0
土石流	犬伏川第 8 支川	豊田市北篠平町蔵屋敷	○	○	3	0	0	0
土石流	犬伏川第 9 支川	豊田市北篠平町井戸洞	○	○	2	0	0	0
土石流	犬伏川第 10 支川	豊田市北篠平町大麦田	○	○	12	0	0	0
土石流	北篠平 1 の沢	豊田市北篠平町前田	○	○	3	2	0	0
土石流	北篠平 2 の沢	豊田市北篠平町隠ケ洞	○	○	3	0	0	0
土石流	寺平川第 3 支川	豊田市北篠平町向	○	○	0	0	0	0
土石流	寺平川第 7 支川	豊田市北篠平町山ノ神下	○	○	3	2	0	0
土石流	寺平川第 8 支川	豊田市北篠平町下井桁	○	—	2	0	0	0
土石流	阿摺川第 29 支川	豊田市明川町井戸洞	○	—	4	0	0	0
土石流	阿摺川第 28 支川	豊田市明川町向田	○	○	1	0	2	0
土石流	鈴ヶ田和沢	豊田市明川町鈴ケ田和	○	○	4	0	1	0
土石流	曲リクゴ沢	豊田市明川町曲リクゴ	○	○	9	0	0	0
土石流	曲リクゴ川	豊田市明川町フセタ	○	—	3	0	0	0
土石流	フセタ沢	豊田市明川町フセタ	○	—	1	0	1	0
土石流	ブセダ沢	豊田市明川町フセタ	○	○	0	0	0	0
土石流	堂ノ脇洞	豊田市明川町堂ノ脇	○	○	8	0	1	0
土石流	阿摺川第 23 支川	豊田市明川町大平	○	○	1	0	0	0
土石流	山口川	豊田市花沢町棚口	○	—	0	0	1	0
土石流	郡界川第 13 支川	豊田市下山田代町カシブチ	○	○	0	0	5	0
土石流	郡界川第 14 支川	豊田市下山田代町カシブチ	○	○	0	0	5	0
土石流	郡界川第 7 支川	豊田市下山田代町滝領	○	○	1	0	0	0
土石流	石原沢	豊田市花沢町井ノ下	○	○	3	0	0	0
土石流	郡界川第 8 支川-1	豊田市花沢町西ノ入	○	○	35	0	1	0
土石流	郡界川第 8 支川-2	豊田市花沢町西ノ入	○	—	34	0	1	0
土石流	西ノ入沢	豊田市花沢町西ノ入	○	○	3	0	0	0
土石流	辻畑川	豊田市浅谷町宮ノ前	○	—	12	0	5	0
土石流	中屋洞	豊田市浅谷町中屋	○	—	17	0	6	0
土石流	清泰地洞-1	豊田市桑原町上清泰地	○	—	0	0	0	0
土石流	清泰地洞-2	豊田市桑原町上清泰地	○	—	0	0	0	0
土石流	熊野洞-1	豊田市桑原町下清泰地	○	—	4	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	熊野洞-2	豊田市桑原町下清泰地	○	―	14	0	1	0
土石流	奥沼沢	豊田市御所貝津町堂貝戸	○	―	1	0	0	0
土石流	矢竹沢	豊田市御所貝津町井戸入	○	○	8	1	1	0
土石流	青佐川	豊田市御所貝津町青佐	○	―	3	0	0	0
土石流	青佐洞	豊田市御所貝津町青佐	○	―	5	0	0	0
土石流	黒田川第８支川	豊田市御所貝津町丸山	○	―	3	0	0	0
土石流	矢竹沢第１支川	豊田市御所貝津町上見	○	―	8	0	0	0
急傾斜地の崩壊	矢竹沢第２支川	豊田市御所貝津町竹ノ腰	○	―	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	須茂貝内-1	豊田市坂上町日向	○	○	11	7	0	0
急傾斜地の崩壊	須茂貝内-2	豊田市坂上町日向	○	○	10	3	0	0
急傾斜地の崩壊	宮下(Ⅱ)	豊田市坂上町宮下	○	○	9	3	0	0
急傾斜地の崩壊	坂上町本郷-1	豊田市坂上町本郷	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	中屋敷	豊田市坂上町中屋敷	○	○	13	4	1	1
急傾斜地の崩壊	中道	豊田市坂上町中道	○	○	16	3	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ脇-1	豊田市坂上町宮ノ脇	○	○	2	1	2	2
急傾斜地の崩壊	宮ノ脇-2	豊田市坂上町宮ノ脇	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	茶ウス下	豊田市坂上町茶ウス下	○	○	23	6	1	0
急傾斜地の崩壊	坂上町日面-1	豊田市坂上町山ノ神	○	○	9	5	1	0
急傾斜地の崩壊	坂上町日面-2	豊田市坂上町日面	○	○	13	10	0	0
急傾斜地の崩壊	池ノ上-1	豊田市坂上町池ノ上	○	○	8	4	0	0
急傾斜地の崩壊	深山口-1	豊田市坂上町深山口	○	○	0	0	2	2
急傾斜地の崩壊	深山口-2	豊田市坂上町深山口	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	川崎-1	豊田市坂上町川崎	○	○	7	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川崎-2	豊田市坂上町川崎	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小坂-1	豊田市坂上町小坂	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	丸塚-5	豊田市坂上町小坂	○	○	5	1	1	0
急傾斜地の崩壊	丸塚-1	豊田市坂上町丸塚	○	○	1	0	2	2
急傾斜地の崩壊	丸塚-2	豊田市坂上町丸塚	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	丸塚-3	豊田市坂上町丸塚	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	六呂木-1	豊田市坂上町六呂木	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	六呂木-2	豊田市坂上町六呂木	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	六呂木-3	豊田市坂上町六呂木	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	庵田和-1	豊田市坂上町庵田和	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	向下-1	豊田市坂上町向下	○	○	5	5	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	中道-1	豊田市坂上町丸塚	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向ヒ-1	豊田市坂上町入洞	○	○	3	3	2	1
急傾斜地の崩壊	入洞-1	豊田市坂上町的場	○	○	15	5	2	0
急傾斜地の崩壊	坂上町登立-1	豊田市坂上町登立	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	坂上町登立-2	豊田市坂上町山ノ神	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	茶ウス下-1	豊田市坂上町連里	○	○	9	3	1	0
急傾斜地の崩壊	シンシ田-3	豊田市坂上町金姓	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	郷渡-1	豊田市坂上町郷渡	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	池ノ上	豊田市坂上町美野口	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	長ケ入-1	豊田市坂上町長ヶ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	丸塚-4	豊田市坂上町中河原	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	狐塚-1	豊田市豊松町狐塚	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	狐塚-2	豊田市豊松町狐塚	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	ウシロ畑-1	豊田市豊松町ウシロ畑	○	○	15	7	0	0
急傾斜地の崩壊	ウシロ畑-2	豊田市豊松町西ヶ入	○	○	2	1	2	1
急傾斜地の崩壊	寺下-1	豊田市豊松町ヤナイ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺下-2	豊田市豊松町寺下	○	—	9	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺下-3	豊田市豊松町寺下	○	○	16	3	1	0
急傾斜地の崩壊	小玉石-1	豊田市豊松町小玉石	○	○	18	7	0	0
急傾斜地の崩壊	小玉石-2	豊田市豊松町トゝロ	○	○	6	0	1	1
急傾斜地の崩壊	豊松町洞-1	豊田市豊松町洞	○	○	8	3	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤノミ	豊田市豊松町ヤノミ	○	○	12	8	0	0
急傾斜地の崩壊	日向-1	豊田市豊松町日向	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日向-2	豊田市豊松町日向	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	柚ノ木-1	豊田市豊松町柚ノ木	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	神明下-1	豊田市豊松町神明下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	道切-1A	豊田市豊松町久古畑	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	道切-1B	豊田市豊松町道切	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	久古畑-1	豊田市豊松町久古畑	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ入-1A	豊田市豊松町下切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ入-1B	豊田市豊松町下切	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ入 A	豊田市豊松町ヤゲ	○	○	2	1	2	1
急傾斜地の崩壊	西ノ入 B	豊田市豊松町ヤゲ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	豊松町宮前-1A	豊田市豊松町宮前	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	豊松町宮前-1B	豊田市豊松町宮前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	豊松町道金洞-1	豊田市豊松町道金洞	○	○	5	1	0	0
土石流	豊松町道金洞-2	豊田市豊松町道金洞	○	○	4	0	0	0
土石流	坂上川	豊田市坂上町天下峯	○	○	8	1	0	0
土石流	北真垣内川-1	豊田市坂上町杉ヶ入	○	○	0	0	1	1
土石流	北真垣内川-2	豊田市坂上町杉ヶ入	○	○	1	0	1	0
土石流	仁王川第３支川	豊田市坂上町六呂木	○	—	12	0	0	0
土石流	坂上町河原田沢	豊田市坂上町河原田	○	○	4	0	2	0
土石流	小坂沢-1	豊田市坂上町川崎	○	○	7	0	0	0
土石流	小坂沢-2	豊田市坂上町小坂	○	—	0	0	0	0
土石流	小坂洞	豊田市坂上町小坂	○	—	8	0	0	0
土石流	川崎沢-1	豊田市坂上町小坂	○	○	1	0	0	0
土石流	川崎沢-2	豊田市坂上町小坂	○	○	0	0	0	0
土石流	丸塚沢	豊田市坂上町丸塚	○	○	3	0	0	0
土石流	正不ヶ平沢-1	豊田市坂上町釜戸ヶ入	○	○	3	0	1	0
土石流	正不ヶ平沢-2	豊田市坂上町笑口	○	○	2	0	1	0
土石流	大供御沢-1	豊田市坂上町深山口	○	—	4	0	3	0
土石流	大供御沢-2	豊田市坂上町朝日山	○	○	4	0	3	0
土石流	大供御沢-3	豊田市坂上町笑口	○	○	4	0	3	0
土石流	大供御洞-1	豊田市坂上町仁王沢連	○	○	2	0	3	0
土石流	大供御洞-2	豊田市坂上町仁王沢連	○	—	2	0	2	0
土石流	大供御１の沢	豊田市坂上町仁王沢連	○	—	0	0	2	0
土石流	地蔵堂沢-1	豊田市坂上町東内沢連	○	—	0	0	0	0
土石流	地蔵堂沢-2	豊田市坂上町東内沢連	○	○	0	0	0	0
土石流	朝日山沢	豊田市坂上町朝日山	○	—	0	0	1	0
土石流	朝日山沢-1	豊田市坂上町朝日山	○	—	0	0	0	0
土石流	朝日山沢-2	豊田市坂上町朝日山	○	—	0	0	0	0
土石流	朝日山沢-3	豊田市坂上町朝日山	○	—	0	0	1	0
土石流	中屋敷川	豊田市坂上町床寒	○	○	2	0	1	0
土石流	烙嶺川第４支川	豊田市坂上町小坂	○	○	4	0	0	0
土石流	日明川第１支川	豊田市坂上町丸塚	○	○	2	0	0	0
土石流	池ノ上沢	豊田市坂上町池ノ上	○	—	6	0	0	0
土石流	池ノ上洞	豊田市坂上町池ノ上	○	—	6	0	0	0
土石流	美野口沢	豊田市坂上町美野口	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	長ヶ入沢	豊田市坂上町長ヶ入	○	—	1	0	0	0
土石流	西浦沢	豊田市坂上町長ヶ入	○	—	2	0	0	0
土石流	滝川第５支川	豊田市豊松町寺下	○	○	14	4	1	0
土石流	小玉石沢	豊田市豊松町小玉石	○	—	7	0	1	0
土石流	宮下沢	豊田市豊松町ヤゲ	○	○	1	0	1	0
土石流	西ノ入沢	豊田市豊松町西ノ入	○	○	5	0	0	0
土石流	井戸ノ上川	豊田市豊松町寺下	○	○	12	5	1	1
土石流	西入川	豊田市豊松町ヤノミ	○	—	6	0	0	0
土石流	洞沢-1	豊田市豊松町洞	○	—	6	0	0	0
土石流	洞沢-2	豊田市豊松町洞	○	○	6	0	0	0
土石流	高蔵川	豊田市豊松町横山	○	—	0	0	0	0
土石流	西ノ入沢	豊田市豊松町水ハミ	○	○	2	0	0	0
土石流	上屋敷洞	豊田市豊松町水ハミ	○	○	3	0	0	0
土石流	柚ノ木川	豊田市豊松町乗越	○	○	8	0	1	0
土石流	狐塚沢	豊田市豊松町狐塚	○	○	2	0	0	0
土石流	道金洞川	豊田市豊松町道金洞	○	—	7	0	0	0
土石流	沢尻川第４支川	豊田市豊松町榎ケ入	○	—	2	0	0	0
土石流	久古畑沢	豊田市豊松町神明下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	清水ヶ入沢	豊田市豊松町久古畑	○	—	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	澤-1	豊田市鵜ヶ瀬町澤	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	荒井	豊田市鵜ヶ瀬町荒井	○	○	8	3	1	0
急傾斜地の崩壊	ぐみケ入－１－１	豊田市井ノ口町グミガイリ	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	ぐみケ入－１－２	豊田市井ノ口町グミガイリ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ぐみケ入－１－３	豊田市井ノ口町グミガイリ	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	城－１－１	豊田市井ノ口町城	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	城－１－２	豊田市井ノ口町城	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	城－１－３	豊田市井ノ口町城	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ口町城－１	豊田市井ノ口町城	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ口町城－２	豊田市井ノ口町城	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	城－２	豊田市井ノ口町城	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田島	豊田市近岡町田島	○	○	2	0	2	0
急傾斜地の崩壊	追分－１	豊田市近岡町馬橋	○	○	5	3	1	1
急傾斜地の崩壊	追分－２	豊田市近岡町馬場瀬	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	追分－３	豊田市近岡町馬場瀬	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	追分－４	豊田市近岡町馬場瀬	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	追分－５	豊田市近岡町馬場瀬	○	○	4	4	2	1
急傾斜地の崩壊	小原－１	豊田市近岡町小原	○	○	15	2	3	1
急傾斜地の崩壊	小原－２	豊田市近岡町吉田	○	○	16	5	0	0
急傾斜地の崩壊	吉田	豊田市近岡町吉田	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	藤ノ木	豊田市近岡町藤ノ木	○	○	9	6	0	0
急傾斜地の崩壊	藤ノ木－１	豊田市近岡町藤ノ木	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	藤ノ木－２	豊田市近岡町皿坂	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	皿坂－４	豊田市近岡町皿坂	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	皿坂－５	豊田市近岡町皿坂	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	皿坂－６	豊田市近岡町皿坂	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	皿坂－１	豊田市足助町成瀬	○	○	12	0	1	0
急傾斜地の崩壊	皿坂－２	豊田市足助町成瀬	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	皿坂－３	豊田市足助町成瀬	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	成瀬－３	豊田市足助町成瀬	○	○	12	1	1	0
急傾斜地の崩壊	成瀬－１	豊田市足助町成瀬	○	○	14	6	0	0
急傾斜地の崩壊	成瀬－２	豊田市足助町成瀬	○	○	6	1	1	0
急傾斜地の崩壊	狭石－１－１	豊田市足助町狭石	○	○	16	2	0	0
急傾斜地の崩壊	狭石－１－２	豊田市足助町狭石	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三本松－１	豊田市足助町細洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	三本松－２	豊田市足助町細洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	三本松－３	豊田市足助町細洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三本松－４	豊田市足助町三本松	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	三本松－５	豊田市足助町三本松	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	飯盛	豊田市足助町飯盛	○	○	36	3	3	2
急傾斜地の崩壊	引陣－１	豊田市足助町引陣	○	○	5	3	1	0
急傾斜地の崩壊	石橋	豊田市足助町石橋	○	○	6	2	1	1
急傾斜地の崩壊	岩崎－１	豊田市足助町岩崎	○	○	20	8	1	0
急傾斜地の崩壊	岩崎－２	豊田市足助町岩崎	○	○	8	4	0	0
急傾斜地の崩壊	蛇石－１	豊田市足助町蛇石	○	○	15	0	1	0
急傾斜地の崩壊	蛇石－２	豊田市足助町蛇石	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	蛇石－３	豊田市足助町蛇石	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蛇石－４	豊田市足助町蛇石	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	久井度－１	豊田市足助町久井戸	○	○	31	8	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	久井度－２	豊田市足助町東後山	○	○	4	2	2	1
急傾斜地の崩壊	久井度－３	豊田市足助町植田	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	久井度－４	豊田市足助町久井戸	○	○	5	1	1	0
急傾斜地の崩壊	久井度－５	豊田市足助町東井ノ上	○	―	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	東貝戸	豊田市足助町八剣	○	○	4	2	3	0
急傾斜地の崩壊	カセウセ－１	豊田市大野瀬町カセウセ	○	○	7	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カセウセ－２	豊田市大野瀬町カセウセ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カセウセ－３	豊田市大野瀬町カセウセ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	タヒラ－１	豊田市大野瀬町タイラ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	タヒラ－２	豊田市大野瀬町タイラ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	タヒラ－３	豊田市大野瀬町ナカガイト	○	○	4	3	1	1
急傾斜地の崩壊	ナカガヒト－２－１	豊田市大野瀬町ナカガイト	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	ナカガヒト－２－２	豊田市大野瀬町ナカガイト	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	シモ大桑	豊田市大野瀬町シモ大桑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	シムデン－１	豊田市大野瀬町井戸沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	イシカメ－１－１	豊田市大野瀬町イシカメ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	イシカメ－１－２	豊田市大野瀬町イシカメ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ハネタ－１	豊田市大野瀬町ハ子タ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ハネタ	豊田市大野瀬町マセド	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	青木平－１	豊田市大野瀬町タカ子	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	アオキタイラ	豊田市大野瀬町アオキタイラ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	イタサワグチ	豊田市大野瀬町イタサワグチ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	タカ子－１	豊田市大野瀬町タカ子	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	タカ子－２	豊田市大野瀬町タカ子	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	尾崎－１	豊田市小原町姥ケ入	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	平田	豊田市小原町北洞	○	○	3	3	2	1
急傾斜地の崩壊	堂ノ本－１	豊田市小原町堂ノ本	○	―	14	0	3	0
急傾斜地の崩壊	堂ノ本－２	豊田市小原町堂ノ本	○	―	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	堂ノ本－３	豊田市小原町堂ノ本	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩	豊田市小原町平田	○	○	8	2	4	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大草川原－１	豊田市小原町平岩	○	○	11	9	0	0
急傾斜地の崩壊	川原	豊田市小原町平岩	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	尾崎－４	豊田市小原町洞	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	尾崎－５	豊田市小原町姥ケ入	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大草－１	豊田市小原町明生院	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大草－５	豊田市小原町堂ノ本	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	御堂前－１	豊田市大坂町上ノ切	○	○	6	2	0	0
急傾斜地の崩壊	苅萱－５	豊田市苅萱町ザク石	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	苅萱－６	豊田市苅萱町ソフレ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	苅萱－７	豊田市苅萱町ザク石	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	苅萱－８	豊田市苅萱町ザク石	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	苅萱－９	豊田市苅萱町アイノタ	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	岩下－１	豊田市岩下町ヤブシ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	名木下	豊田市西萩平町名木下	○	○	10	5	0	0
急傾斜地の崩壊	西萩平－１－１	豊田市西萩平町名木下	○	○	2	2	1	0
急傾斜地の崩壊	西萩平－１－２	豊田市西萩平町名木下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松下－３	豊田市西萩平町中入	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	八升蒔－１	豊田市西萩平町八升蒔	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	沢ノ切(Ⅰ)	豊田市西市野々町沢之切	○	○	7	1	0	0
急傾斜地の崩壊	沢ノ切(Ⅱ)－１	豊田市西市野々町東沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	沢ノ切(Ⅱ)－２	豊田市西市野々町東沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西屋敷－１	豊田市西市野々町森下	○	○	6	2	2	1
急傾斜地の崩壊	西屋敷－２	豊田市西市野々町奥屋	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	屋登コ－１	豊田市西市野々町屋登コ	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	石畳－１	豊田市石畳町赤見夫	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石畳－２	豊田市石畳町赤見夫	○	○	8	3	0	0
~~急傾斜地の崩壊~~	~~片平－２~~	~~豊田市石畳町片平~~	~~○~~	~~○~~	~~6~~	~~4~~	~~0~~	~~0~~
急傾斜地の崩壊	白川	豊田市白川町日面	○	○	9	3	0	0
急傾斜地の崩壊	宮脇	豊田市白川町宮脇	○	○	7	2	1	1
急傾斜地の崩壊	岨－１	豊田市白川町岨	○	○	10	5	0	0
急傾斜地の崩壊	引地	豊田市白川町引地	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	向道－１	豊田市白川町向道	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向道－２	豊田市白川町向道	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	白川引地－１－１	豊田市白川町引地	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	白川引地－１－２	豊田市白川町引地	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ山－１	豊田市白川町上ノ山	○	○	11	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ山－２	豊田市白川町上ノ山	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	藤ノ下－１－１	豊田市白川町三ノ宮	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	藤ノ下－１－２	豊田市白川町三ノ宮	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤ノ下－２	豊田市白川町藤下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	三ノ宮－１－１	豊田市白川町石田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	三ノ宮－１－２	豊田市白川町石田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮脇－１	豊田市白川町平ラ	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	宮脇－２	豊田市白川町安戸	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池ノ平－１	豊田市白川町池ノ平	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	石畳松根－１	豊田市石畳町松根	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大根－１	豊田市白川町大根	○	○	0	0	1	1
土石流	坂下－２	豊田市石畳町坂下	○	○	12	10	0	0
土石流	城沢－１	豊田市井ノ口町長入	○	○	1	0	0	0
土石流	城沢－２	豊田市井ノ口町長入	○	―	1	0	0	0
土石流	城沢－３	豊田市井ノ口町長入	○	―	0	0	0	0
土石流	城沢－４	豊田市井ノ口町長入	○	○	1	0	0	0
土石流	城沢－５	豊田市井ノ口町長入	○	―	1	0	1	0
土石流	城沢－６	豊田市井ノ口町長入	○	―	1	0	1	0
土石流	城沢－７	豊田市井ノ口町長入	○	―	3	0	1	0
土石流	朝日川第１支川	豊田市井ノ口町グミガイリ	○	―	14	0	0	0
土石流	朝日川第２支川	豊田市井ノ口町グミガイリ	○	―	14	0	0	0
土石流	日影沢	豊田市井ノ口町日影	○	―	14	0	0	0
土石流	小原沢－１	豊田市近岡町亀田	○	―	0	0	0	0
土石流	小原沢－２	豊田市近岡町亀田	○	○	0	0	0	0
土石流	小原沢－３	豊田市近岡町亀田	○	―	0	0	0	0
土石流	巴川第 27 支川－１	豊田市近岡町吉田	○	○	36	0	0	0
土石流	巴川第 27 支川－２	豊田市近岡町吉田	○	○	35	0	0	0
土石流	藤ノ木沢	豊田市近岡町藤ノ木	○	―	10	0	0	0
土石流	近岡洞	豊田市近岡町藤ノ木	○	○	9	1	0	0
土石流	成瀬沢	豊田市足助町成瀬	○	○	3	0	0	0
土石流	狭石沢	豊田市足助町成瀬	○	○	8	0	1	0
土石流	巴川第 28 支川	豊田市足助町狭石	○	○	14	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	足助町細洞沢	豊田市足助町狭石	○	○	4	0	0	0
土石流	巴川第 34 支川	豊田市足助町三本松	○	○	1	0	0	0
土石流	陣屋跡沢－１	豊田市足助町中根	○	○	29	0	1	0
土石流	陣屋跡沢－２	豊田市足助町石橋	○	―	33	0	1	0
土石流	陣屋跡沢－３	豊田市足助町平岩	○	○	0	0	0	0
土石流	陣屋跡沢－４	豊田市足助町平岩	○	○	0	0	0	0
土石流	陣屋跡沢－５	豊田市足助町水洗	○	―	0	0	0	0
土石流	陣屋跡沢－６	豊田市足助町水洗	○	○	0	0	0	0
土石流	陣屋跡沢－７	豊田市足助町弓折	○	○	0	0	0	0
土石流	陣屋跡沢－８	豊田市足助町平岩	○	○	0	0	0	0
土石流	陣屋跡沢－９	豊田市足助町礫石	○	○	0	0	0	0
土石流	陣屋跡沢－10	豊田市足助町石橋	○	―	34	0	1	0
土石流	陣屋跡沢－11	豊田市足助町石橋	○	○	33	4	1	0
土石流	おせん川第１支川	豊田市足助町引陣	○	○	55	0	3	0
土石流	陣屋沢	豊田市足助町石橋	○	○	10	0	1	0
土石流	岩崎沢	豊田市足助町岩崎	○	―	6	0	0	0
土石流	蛇石沢	豊田市足助町蛇石	○	○	4	0	0	0
土石流	蛇石洞	豊田市足助町蛇石	○	○	4	0	0	0
土石流	井ノ上沢	豊田市足助町東後山	○	○	23	0	3	0
土石流	足助川第３支川－１	豊田市足助町東貝戸	○	―	2	0	3	0
土石流	足助川第３支川－２	豊田市足助町東貝戸	○	―	2	0	3	0
土石流	足助川第３支川－３	豊田市足助町大入	○	○	2	0	3	0
土石流	足助川第４支川	豊田市足助町八剣	○	○	2	0	1	0
土石流	河上瀬川	豊田市大野瀬町カセウセ	○	○	6	0	0	0
土石流	矢作川第 66 支川	豊田市大野瀬町タイラ	○	○	1	0	0	0
土石流	矢作川第 67 支川	豊田市大野瀬町ナカガイト	○	○	2	0	1	0
土石流	マサカ洞	豊田市大野瀬町マサカ	○	○	0	0	0	0
土石流	マサカ沢	豊田市大野瀬町マサカ	○	○	0	0	0	0
土石流	井戸沢－２	豊田市大野瀬町井戸沢	○	○	1	0	0	0
土石流	井戸沢－１	豊田市大野瀬町イヤシキ	○	―	1	0	0	0
土石流	青木沢	豊田市大野瀬町アオキタイ	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
		ラ						
土石流	青木川	豊田市大野瀬町タカ子	○	○	0	0	0	0
土石流	シンデン沢	豊田市大野瀬町シモ大桑	○	○	0	0	0	0
土石流	シムデン沢	豊田市大野瀬町イシカメ	○	○	3	0	0	0
土石流	石亀洞川	豊田市大野瀬町ミヤノマエ	○	○	1	0	0	0
土石流	ハネタ沢第１支川	豊田市大野瀬町ハ子タ	○	○	6	0	0	0
土石流	ハネタ沢	豊田市大野瀬町イタサワグチ	○	○	6	0	1	0
土石流	イタサワグチ沢	豊田市大野瀬町タカ子	○	○	12	0	2	0
土石流	北洞川	豊田市小原町明生院	○	—	1	0	1	0
土石流	大草沢	豊田市小原町北洞	○	○	5	0	2	0
土石流	犬伏川第 11 支川	豊田市小原町姥ケ入	○	○	5	0	0	0
土石流	北ノ入川	豊田市大坂町北ノ入	○	○	3	1	1	1
土石流	犬伏川第 12 支川	豊田市大坂町蔵屋敷	○	—	10	0	1	0
土石流	丹波川	豊田市苅萱町アイノタ	○	○	4	0	0	0
土石流	丹波２の沢	豊田市苅萱町アイノタ	○	—	4	0	0	0
土石流	丹波４の沢	豊田市苅萱町ザク石	○	○	0	0	1	0
土石流	アオギ洞	豊田市苅萱町ザク石	○	○	0	0	0	0
土石流	丹波３の沢	豊田市苅萱町ソフレ	○	○	5	0	1	1
土石流	西萩平川第１支川Ａ	豊田市西萩平町中入	○	○	2	0	0	0
土石流	西萩平川第１支川Ｂ	豊田市西萩平町名木下	○	—	3	0	0	0
土石流	西市野々川	豊田市西市野々町川原	○	○	32	5	0	0
土石流	助重川	豊田市西市野々町丸根	○	○	37	17	0	0
土石流	松久保沢	豊田市西市野々町沢之切	○	○	18	5	0	0
土石流	白川１の沢	豊田市白川町日面	○	○	24	0	0	0
土石流	白川沢	豊田市石畳町洞平	○	○	0	0	0	0
土石流	井栄川第１支川	豊田市石畳町赤見夫	○	○	16	3	0	0
土石流	梅ヶ天沢	豊田市石畳町梅ケ夫	○	○	6	3	1	1
土石流	畑中洞	豊田市石畳町赤見夫	○	—	16	0	0	0
土石流	井栄川	豊田市西市野々町中島	○	○	8	1	0	0
土石流	引地沢	豊田市白川町椎ノ木	○	○	0	0	0	0
土石流	石畳川第２支川	豊田市石畳町坂下	○	—	80	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	韮川第１支川	豊田市石畳町中道	○	○	26	3	1	0
土石流	剣坂川	豊田市白川町嶮坂	○	―	2	0	0	0
土石流	白川第１支川	豊田市白川町八ケ入	○	○	2	0	0	0
土石流	三ノ宮沢	豊田市白川町石田	○	○	5	0	0	0
土石流	向道川	豊田市白川町藤内	○	○	1	0	0	0
土石流	白川第４支川	豊田市白川町下平	○	○	3	1	0	0
土石流	白川３の沢	豊田市白川町高登谷	○	○	3	0	0	0
土石流	白川４の沢	豊田市白川町樫ノ木	○	○	8	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞川２の沢	豊田市白川町平ラ	○	○	14	12	0	0
急傾斜地の崩壊	豊ケ入	豊田市桑田和町豊ケ入	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	十王下－１Ａ	豊田市桑田和町十王下	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	十王下－１Ｂ	豊田市桑田和町十王下	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ庭－１	豊田市桑田和町宮ノ庭	○	○	10	4	1	0
急傾斜地の崩壊	桑田和（Ⅱ）Ａ	豊田市桑田和町清水	○	○	8	5	0	0
急傾斜地の崩壊	桑田和（Ⅱ）Ｂ	豊田市桑田和町御堂ノ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	桑田和（Ⅱ）Ｃ	豊田市桑田和町御堂ノ入	○	○	7	2	1	0
急傾斜地の崩壊	桑田和（Ⅰ）	豊田市桑田和町入地	○	○	6	2	3	0
急傾斜地の崩壊	前田－Ａ	豊田市竜岡町的場	○	○	4	0	1	1
急傾斜地の崩壊	狐塚－１Ａ	豊田市竜岡町狐塚	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	狐塚－１Ｂ	豊田市二タ宮町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	狐塚	豊田市二タ宮町日向	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	上平－１Ａ	豊田市二タ宮町加納	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上平－１Ｂ	豊田市二タ宮町日向	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上平	豊田市二タ宮町日向	○	○	3	2	1	0
急傾斜地の崩壊	毛川－１	豊田市二タ宮町毛川	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	溝畑	豊田市二タ宮町溝畑	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	菅生入洞－２Ａ	豊田市菅生町青木	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	菅生入洞－２Ｂ	豊田市菅生町入洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	菅生入洞－１	豊田市菅生町入洞	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	菅生菅生－１	豊田市菅生町菅生	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	菅生	豊田市菅生町菅生	○	○	7	6	1	0
急傾斜地の崩壊	千戸	豊田市菅生町千戸	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	黒所	豊田市玉野町黒所	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	馬尺	豊田市千田町馬尺	○	○	7	7	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	馬尺－１Ａ	豊田市千田町馬尺	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	馬尺－１Ｂ	豊田市千田町馬尺	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川面日影－１	豊田市川面町日影	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川面日影－２	豊田市川面町日影	○	○	2	0	1	1
急傾斜地の崩壊	堂平－１Ａ	豊田市川面町堂平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	堂平－１Ｂ	豊田市川面町堂平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川面	豊田市川面町上ノ平	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ久保－１	豊田市川面町西ノ久保	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	土平	豊田市川面町土平	○	○	5	2	1	0
急傾斜地の崩壊	貝戸Ａ	豊田市川面町尺地貝戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	貝戸Ｂ	豊田市怒田沢町貝戸	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノクボ－１	豊田市怒田沢町クルミ	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	下口－１	豊田市怒田沢町下口	○	○	8	4	0	0
急傾斜地の崩壊	屋毛－１	豊田市怒田沢町屋毛	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	三本木	豊田市八草町三本木	○	○	7	2	0	0
急傾斜地の崩壊	向田	豊田市八草町向田	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	八草町向田－１	豊田市八草町小江戸	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	室口Ｃ	豊田市下室町室口	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	上前田	豊田市寺下町上前田	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	狸岩－１	豊田市寺下町狸岩	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺下町前田－１	豊田市寺下町前田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	寺下町前田－２	豊田市寺下町前田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	アガタケ	豊田市池田町アガタゲ	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	前田－１	豊田市池田町前田	○	○	9	7	4	4
急傾斜地の崩壊	前田－２	豊田市池田町前田	○	○	4	3	1	0
急傾斜地の崩壊	大谷下	豊田市池田町大谷下	○	○	19	12	0	0
急傾斜地の崩壊	小山田－１	豊田市池田町アガタゲ	○	○	6	2	0	0
急傾斜地の崩壊	ハシマゲ－１	豊田市池田町ハシマゲ	○	○	5	1	2	0
急傾斜地の崩壊	ハシマゲ－２	豊田市池田町ハシマゲ	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ハシマゲ－３	豊田市池田町ハシマゲ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大谷下－１	豊田市池田町大谷下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	法沢－１	豊田市矢並町法沢	○	○	9	0	0	0
急傾斜地の崩壊	法沢－２	豊田市矢並町法沢	○	○	21	9	0	0
急傾斜地の崩壊	大坪	豊田市矢並町大坪	○	○	9	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	狸岩－２	豊田市寺下町狸岩	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	香沢	豊田市矢並町香沢	○	○	6	1	2	1
急傾斜地の崩壊	広畑	豊田市矢並町広畑	○	○	9	6	0	0
急傾斜地の崩壊	法沢－１－１	豊田市矢並町法沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	法沢－１－２	豊田市矢並町法沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	香沢－２	豊田市矢並町香沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	香沢－３	豊田市矢並町香沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	広畑－１	豊田市矢並町広畑	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮脇－１Ａ	豊田市矢並町宮脇	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	矢並町向田－１	豊田市矢並町向田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	広畑－３－１	豊田市矢並町広畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	広畑－３－２	豊田市矢並町広畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	関屋－１－１	豊田市幸海町関屋	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	関屋－１－２	豊田市幸海町関屋	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八反八畝	豊田市幸海町八反八畝	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	割林Ａ	豊田市幸海町下御堂上切	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	割林Ｂ	豊田市幸海町下御堂上切	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神田－１	豊田市幸海町神田	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	神田－２	豊田市幸海町神田	○	―	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神田－３	豊田市幸海町神田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神田－４	豊田市幸海町神田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神田－５	豊田市幸海町神田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	池杁－１	豊田市幸海町池杁	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	池杁－２	豊田市幸海町池杁	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	サクソ－１－１	豊田市幸海町池杁	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	サクソ－１－２	豊田市幸海町関屋	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	ヲーツヶ－２	豊田市幸海町ヲーツケ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	割林－１	豊田市幸海町割林	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	割林－２	豊田市幸海町割林	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	割林－３	豊田市幸海町割林	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	幸海町長根－１	豊田市幸海町ヲーツケ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	幸海町長根－２	豊田市幸海町長根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	幸海町長根－３	豊田市幸海町長根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	幸海町長根－４	豊田市幸海町ミネ	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	千浦－１	豊田市古瀬間町千浦	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	千浦－２	豊田市穂積町井山	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	古瀬間町中切－１	豊田市古瀬間町中切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田－１	豊田市古瀬間町小田	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅳ）－１	豊田市阿蔵町仏供田	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅳ）－２	豊田市阿蔵町仏供田	○	―	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅳ）－３	豊田市阿蔵町仏供田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	佛供田－１	豊田市阿蔵町仏供田	○	○	3	2	2	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅲ）－１	豊田市阿蔵町猫田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅲ）－２	豊田市阿蔵町仏供田	○	○	2	1	2	0
急傾斜地の崩壊	沢尻－２	豊田市阿蔵町沢尻	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	沢尻－１－１	豊田市阿蔵町沢尻	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	沢尻－１－２	豊田市阿蔵町沢尻	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅱ）－１	豊田市阿蔵町曽理	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅱ）－２	豊田市阿蔵町曽理	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西街道－１	豊田市阿蔵町西街道	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西街道－２	豊田市阿蔵町西街道	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅰ）－１	豊田市阿蔵町細久後	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅰ）－２	豊田市阿蔵町細久後	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅰ）－３	豊田市阿蔵町池田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅰ）－４	豊田市阿蔵町北ノ平	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵（Ⅰ）－５	豊田市阿蔵町北ノ平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東加塩東－１	豊田市加塩町坂	○	○	8	5	0	0
急傾斜地の崩壊	東加塩東－２	豊田市加塩町東	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東加塩東－３	豊田市加塩町東	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	東加塩東－４	豊田市加塩町寺屋敷	○	―	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東加塩東－５	豊田市加塩町寺屋敷	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東加塩東－６	豊田市加塩町寺屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東加塩東－７	豊田市加塩町寺屋敷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面－１	豊田市加塩町日面	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	日面－２	豊田市加塩町日面	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	向田－Ａ	豊田市加塩町向田	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	井藻地－１	豊田市加塩町井藻地	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井藻地－２	豊田市加塩町井藻地	○	○	3	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	井藻地－３	豊田市加塩町西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日向	豊田市日下部町堤	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	柿ノ入－１	豊田市日下部町柿ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ノ入－２	豊田市日下部町薊田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	薊田－１	豊田市日下部町薊田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	前棚－１－１	豊田市日下部町黒口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	前棚－１－２	豊田市日下部町黒口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	道上－１	豊田市黒田町曽根	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	黒田	豊田市黒田町仲田	○	○	10	5	0	0
急傾斜地の崩壊	仲根－１Ａ	豊田市黒田町仲根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	仲根－１Ｂ	豊田市黒田町仲根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北貝戸－１	豊田市黒田町仲根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	諏訪－１	豊田市黒田町北貝戸	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	尾知－２	豊田市黒田町鍛治屋貝戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	尾知－１	豊田市黒田町尾知	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西乳母ケ入－１	豊田市黒田町西乳母ケ入	○	○	13	6	0	0
急傾斜地の崩壊	西乳母ケ入－２	豊田市黒田町東乳母ケ入	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東乳母ケ入－１	豊田市黒田町東乳母ケ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松渕－１	豊田市御所貝津町松渕	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	萩平－１	豊田市御所貝津町萩平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	尺丈－１	豊田市御所貝津町田ノ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅰ）－１	豊田市市場町川端	○	○	5	0	1	0
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅰ）－２	豊田市市場町小原	○	―	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅰ）－３	豊田市市場町小原	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅰ）－４	豊田市市場町大西	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅱ）－１	豊田市市場町市場前	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅱ）－２	豊田市市場町市場前	○	○	3	2	1	1
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅱ）－３	豊田市市場町市場前	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅱ）－４	豊田市市場町市場前	○	○	1	0	2	1
急傾斜地の崩壊	両毛－３	豊田市市場町伊豆ケ平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	両毛－５	豊田市市場町宿堰	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	両毛－６	豊田市市場町大西	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川端－１	豊田市市場町西ケ入	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	川端－２Ａ	豊田市市場町半ノ田	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	川端－２Ｂ	豊田市市場町半ノ田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川端－３Ａ	豊田市市場町市場前	○	○	3	0	3	2
急傾斜地の崩壊	川端－３Ｂ	豊田市市場町市場前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川端－４Ａ	豊田市市場町古市場	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川端－４Ｂ	豊田市市場町古市場	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川端－５	豊田市市場町向イ田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川端－６	豊田市市場町市場前	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	川端－７	豊田市市場町折坂	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	入洞	豊田市西細田町惣作	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田－７	豊田市西細田町惣作	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田－８Ａ	豊田市西細田町惣作	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田－８Ｂ	豊田市西細田町惣作	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田－８Ｃ	豊田市西細田町惣作	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	西細田－９Ａ	豊田市西細田町釜洞	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田－９Ｂ	豊田市西細田町釜洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	家ノ洞－１	豊田市西細田町神明前	○	○	9	6	0	0
急傾斜地の崩壊	家ノ洞－２	豊田市西細田町横吹	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	家ノ洞－３	豊田市西細田町横吹	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	釜洞	豊田市西細田町家ノ洞	○	○	2	2	2	0
急傾斜地の崩壊	神明前－１	豊田市西細田町釜洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神明前－２	豊田市西細田町釜洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東神田	豊田市西細田町東神田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	簗平（Ⅱ）－１	豊田市簗平町井戸入	○	○	4	0	1	0
急傾斜地の崩壊	簗平（Ⅱ）－２	豊田市簗平町庵ノ入	○	○	5	2	1	1
急傾斜地の崩壊	簗平－２	豊田市簗平町岩倉	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	簗平－３Ａ	豊田市簗平町ハカネ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	簗平－３Ｂ	豊田市簗平町ハカネ	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松ヶ下－１Ａ	豊田市田津原町細久後	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	松ヶ下－１Ｂ	豊田市田津原町宮ノ空	○	○	3	3	1	1
急傾斜地の崩壊	松ヶ下－１Ｃ	豊田市田津原町宮ノ空	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮の空－１	豊田市田津原町宮ノ空	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向－２Ａ	豊田市田津原町宮ノ空	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向－２Ｂ	豊田市田津原町宮ノ空	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向－２Ｃ	豊田市田津原町日向	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	田津原日向－２Ｄ	豊田市田津原町宮ノ空	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向－２Ｅ	豊田市田津原町宮ノ空	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	霄－１Ａ	豊田市田津原町霄	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	霄－１Ｂ	豊田市田津原町霄	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	霄－１Ｃ	豊田市田津原町霄	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	霄－１Ｄ	豊田市田津原町霄	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	細久後－１	豊田市田津原町細久後	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	惣作－１Ａ	豊田市田津原町惣作	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	惣作－１Ｂ	豊田市田津原町惣作	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	白坂－１Ａ	豊田市一色町白坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	白坂－１Ｂ	豊田市一色町白坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	白坂－１Ｃ	豊田市一色町白坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	城ヶ洞－１	豊田市一色町城ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	押場－１Ａ	豊田市一色町押場	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	押場－１Ｂ	豊田市一色町押場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本（Ⅱ）－１	豊田市杉本町稲場下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本（Ⅱ）－２	豊田市杉本町稲場下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本（Ⅱ）－３	豊田市杉本町稲場下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本（Ⅰ）	豊田市杉本町三斗成	○	○	1	0	3	2
急傾斜地の崩壊	鳥居前－１	豊田市杉本町鳥井前	○	○	8	1	3	1
急傾斜地の崩壊	鳥居前－２	豊田市杉本町堂貝戸	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	堂貝戸－１	豊田市杉本町堂貝戸	○	○	11	2	1	0
急傾斜地の崩壊	堂貝戸－１Ａ	豊田市杉本町マセロ	○	○	5	1	1	0
急傾斜地の崩壊	物見平－１	豊田市杉本町物見平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本稲葉下－１Ａ	豊田市杉本町稲場下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	日影田－１Ａ	豊田市杉本町入	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	日影田－１Ｂ	豊田市杉本町入	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	鳥井前－１	豊田市杉本町鳥井前	○	○	0	0	2	2
急傾斜地の崩壊	石畑	豊田市杉本町稲場下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北垣内	豊田市杉本町北垣内	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	稲葉下	豊田市杉本町仏田	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	入	豊田市杉本町入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田－１Ａ	豊田市押山町ススベ	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田－２	豊田市押山町ススベ	○	○	6	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	小田－３	豊田市押山町ススベ	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田－４	豊田市押山町小田	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小田－５	豊田市押山町小田	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上平－Ａ	豊田市押山町上平	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	一斗蒔田－１Ａ	豊田市押山町一斗蒔田	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	一斗蒔田－１Ｂ	豊田市押山町一斗蒔田	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中田－１	豊田市押山町奥畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	的場－１	豊田市押山町中田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	的場－２	豊田市押山町中田	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	社瀬－１	豊田市押山町社瀬	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	社瀬－２	豊田市押山町瀧澤	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	瀧沢－１Ａ	豊田市押山町瀧澤	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	瀧沢－１Ｂ	豊田市押山町瀧澤	○	○	1	0	0	0
土石流	日向－Ａ	豊田市押山町日向	○	○	3	3	0	0
土石流	宮ノ庭洞Ａ	豊田市桑田和町十王下	○	○	4	0	0	0
土石流	宮ノ庭洞Ｂ	豊田市桑田和町豊ケ入	○	○	4	0	0	0
土石流	十王下沢	豊田市桑田和町東	○	○	4	0	0	0
土石流	菅生川第４支川	豊田市桑田和町御堂ノ入	○	○	12	0	0	0
土石流	清水沢	豊田市桑田和町清水	○	○	2	0	0	0
土石流	足助川第７支川	豊田市桑田和町入地	○	○	3	0	0	0
土石流	狐塚沢－Ａ	豊田市竜岡町狐塚	○	○	2	0	0	0
土石流	森平洞	豊田市竜岡町森平	○	○	1	0	0	0
土石流	藪下沢	豊田市二タ宮町日向	○	○	2	0	0	0
土石流	加納洞	豊田市二タ宮町上ノ平	○	―	3	0	1	0
土石流	菅生川第２支川	豊田市二タ宮町毛川	○	○	4	0	1	0
土石流	溝畑沢	豊田市二タ宮町溝畑	○	―	2	0	0	0
土石流	菅生川第３支川	豊田市二タ宮町高ボタ	○	○	9	0	0	0
土石流	的場沢	豊田市二タ宮町高ボタ	○	○	3	0	0	0
土石流	堂ノ上沢	豊田市菅生町入洞	○	○	5	0	0	0
土石流	菅生沢	豊田市菅生町菅生	○	○	2	0	1	0
土石流	大洞１の沢	豊田市千田町馬尺	○	○	4	1	0	0
土石流	大洞２の沢	豊田市千田町馬尺	○	○	3	0	0	0
土石流	竜円寺川Ａ	豊田市川面町日影	○	―	2	0	1	0
土石流	竜円寺川Ｂ	豊田市川面町日影	○	○	2	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	足助川第 10 支川	豊田市川面町堂平	○	○	3	0	0	0
土石流	上貝戸沢	豊田市川面町上貝戸	○	○	0	0	1	0
土石流	土平沢	豊田市川面町土平	○	○	5	0	1	0
土石流	下口沢	豊田市怒田沢町クルミ	○	○	6	0	0	0
土石流	下口洞	豊田市怒田沢町下口	○	○	4	1	0	0
土石流	怒田沢川第１支川	豊田市怒田沢町屋毛	○	○	2	0	0	0
土石流	細呑川第１支川	豊田市寺下町狸岩	○	○	1	0	0	0
土石流	細呑川第２支川	豊田市寺下町棚田	○	○	2	0	0	0
土石流	細呑川第３支川	豊田市寺下町棚田	○	—	5	0	0	0
土石流	前田洞	豊田市池田町前田	○	○	7	4	0	0
土石流	アガタゲ沢	豊田市池田町アガタゲ	○	○	3	2	0	0
土石流	池田川第３支川	豊田市池田町ハシマゲ	○	○	1	0	0	0
土石流	池田川第２支川	豊田市池田町大谷下	○	—	5	0	0	0
土石流	矢並川第２支川	豊田市矢並町法沢	○	○	25	0	0	0
土石流	矢並川第１支川	豊田市矢並町法沢	○	○	23	0	0	0
土石流	香沢川第１支川	豊田市矢並町香沢	○	—	6	0	1	0
土石流	矢並川第８支川	豊田市矢並町法沢	○	—	5	0	0	0
土石流	大坪沢	豊田市矢並町広畑	○	—	11	0	0	0
土石流	香沢川第４支川	豊田市矢並町香沢	○	—	0	0	1	0
土石流	法沢沢	豊田市矢並町法沢	○	○	1	0	0	0
土石流	宮脇川	豊田市矢並町宮脇	○	—	2	0	0	0
土石流	宮脇沢	豊田市矢並町宮脇	○	—	4	0	0	0
土石流	矢並川第 10 支川	豊田市矢並町向田	○	—	4	0	0	0
土石流	香沢川第５支川	豊田市矢並町香沢	○	○	5	0	0	0
土石流	池杁沢	豊田市幸海町池杁	○	○	3	0	1	0
土石流	ミネガネ沢	豊田市幸海町ミネガネ	○	—	4	0	0	0
土石流	千浦沢	豊田市古瀬間町千浦	○	○	2	0	0	0
土石流	小田川第１支川	豊田市古瀬間町小田	○	○	3	0	0	0
土石流	猫田川	豊田市阿蔵町仏供田	○	○	2	2	1	0
土石流	阿蔵川第１支川	豊田市阿蔵町仏供田	○	—	1	0	0	0
土石流	阿蔵川第２支川	豊田市阿蔵町猫田	○	—	2	0	2	0
土石流	滝沢川第１支川	豊田市阿蔵町曽理	○	—	8	0	1	0
土石流	モチガトコ洞	豊田市阿蔵町曽理	○	○	3	1	1	0
土石流	細久後沢	豊田市阿蔵町細久後	○	—	3	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	寺屋敷沢	豊田市加塩町寺屋敷	○	○	0	0	0	0
土石流	東沢	豊田市加塩町東	○	○	2	0	0	0
土石流	大沼沢	豊田市加塩町弁財天	○	○	1	0	0	0
土石流	坂沢－１	豊田市加塩町坂	○	○	1	0	1	0
土石流	坂沢－２	豊田市押井町寺ノ入	○	○	1	0	0	0
土石流	井藻地沢	豊田市加塩町井藻地	○	○	5	0	0	0
土石流	白坂沢	豊田市加塩町膳棚	○	○	0	0	0	0
土石流	松本沢	豊田市加塩町松本	○	○	2	0	0	0
土石流	日向沢	豊田市日下部町日向	○	○	1	0	0	0
土石流	日高川第１支川	豊田市日下部町日向	○	○	5	0	1	0
土石流	日向洞	豊田市日下部町堤	○	○	0	0	1	0
土石流	柿ノ入沢	豊田市日下部町柿ノ入	○	○	2	1	0	0
土石流	薊田沢	豊田市日下部町薊田	○	○	3	0	0	0
土石流	日高沢	豊田市日下部町日高	○	—	1	0	0	0
土石流	滑入洞	豊田市日下部町前棚	○	○	3	0	0	0
土石流	滑入沢	豊田市日下部町前棚	○	○	0	0	0	0
土石流	日下部川	豊田市日下部町山田	○	○	2	0	0	0
土石流	黒田川第７支川	豊田市黒田町道上	○	○	6	0	0	0
土石流	折坂沢	豊田市黒田町仲田	○	—	11	0	1	0
土石流	古屋貝戸川	豊田市黒田町折坂	○	○	11	0	2	0
土石流	谷川Ａ	豊田市黒田町古屋貝戸	○	○	16	0	0	0
土石流	谷川Ｂ	豊田市黒田町古屋貝戸	○	○	0	0	0	0
土石流	谷川Ｃ	豊田市黒田町古屋貝戸	○	○	24	0	1	0
土石流	北貝戸沢１の沢	豊田市黒田町仲根	○	○	9	0	0	0
土石流	北貝戸沢２の沢	豊田市黒田町北貝戸	○	○	4	0	0	0
土石流	黒田川第６支川	豊田市黒田町諏訪	○	○	8	0	1	0
土石流	北貝戸沢３の沢	豊田市黒田町西乳母ケ入	○	○	5	0	2	0
土石流	黒田川第５支川	豊田市黒田町西乳母ケ入	○	—	12	0	0	0
土石流	黒田川第４支川	豊田市黒田町東乳母ケ入	○	○	6	0	0	0
土石流	下萩原沢Ａ	豊田市黒田町下萩平	○	○	5	0	0	0
土石流	下萩原沢Ｂ	豊田市黒田町下萩平	○	○	1	0	0	0
土石流	松渕沢	豊田市御所貝津町松渕	○	○	1	0	0	0
土石流	松渕洞	豊田市御所貝津町松渕	○	○	0	0	0	0
土石流	萩平沢	豊田市御所貝津町萩平	○	○	14	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	黒田川第３支川	豊田市御所貝津町萩平	○	○	21	0	0	0
土石流	須形沢Ａ	豊田市御所貝津町尺丈	○	○	0	0	0	0
土石流	須形沢Ｂ	豊田市御所貝津町尺丈	○	○	4	0	0	0
土石流	伊豆上平川第１支川	豊田市市場町伊豆ケ平	○	○	2	0	0	0
土石流	田代川第１支川	豊田市市場町八熊	○	○	3	0	0	0
土石流	市場沢	豊田市市場町宇頭	○	○	2	0	0	0
土石流	藪下沢－Ａ	豊田市市場町西ケ入	○	—	3	0	1	0
土石流	市場川第２支川	豊田市西細田町惣作	○	—	3	0	0	0
土石流	市場川第３支川	豊田市西細田町家ノ洞	○	—	0	0	0	0
土石流	矢作川第 79 支川－１	豊田市簗平町井戸入	○	—	6	0	4	0
土石流	田津原沢	豊田市田津原町宮ノ空	○	○	3	0	0	0
土石流	日向沢－Ａ	豊田市田津原町宮ノ空	○	○	1	0	0	0
土石流	宮ノ空沢	豊田市田津原町宮ノ空	○	○	1	0	0	0
土石流	細久後沢－Ａ	豊田市田津原町霄	○	○	1	0	0	0
土石流	上谷沢	豊田市田津原町上谷	○	○	6	0	1	0
土石流	上谷洞	豊田市田津原町上谷	○	○	6	0	1	0
土石流	上谷１の沢	豊田市田津原町上谷	○	○	2	0	1	0
土石流	惣作沢－Ａ	豊田市田津原町日影	○	○	2	0	1	0
土石流	井戸洞川	豊田市一色町井戸洞	○	○	4	0	0	0
土石流	城ヶ洞沢	豊田市一色町城ケ洞	○	○	5	0	0	0
土石流	押場沢－１	豊田市一色町押場	○	○	3	0	0	0
土石流	押場沢－２	豊田市一色町寺坂	○	○	0	0	0	0
土石流	日坂沢	豊田市一色町白坂	○	○	1	0	0	0
土石流	白石川第４支川	豊田市杉本町土取場	○	○	1	0	0	0
土石流	沢尻川第１支川	豊田市杉本町入	○	○	4	0	0	0
土石流	物見平沢	豊田市杉本町物見平	○	○	2	0	0	0
土石流	後万場沢	豊田市杉本町後万場	○	○	2	0	2	0
土石流	奥畑川	豊田市押山町奥畑	○	○	24	4	1	0
土石流	矢作川第 62 支川	豊田市押山町小田	○	○	3	0	0	0
土石流	糀屋川－１	豊田市押山町タワガネ	○	○	12	0	1	0
土石流	糀屋川－２	豊田市押山町タワガネ	○	○	8	0	0	0
土石流	的場洞	豊田市押山町的場	○	○	4	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	トヅラ沢	豊田市押山町登津羅	○	○	15	0	1	0
土石流	的場２の沢	豊田市押山町中田	○	○	6	0	0	0
土石流	的場３の沢	豊田市押山町的場	○	—	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	滝沢川	豊田市押山町瀧澤	○	—	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日岸田Ａ	豊田市林添町寺脇	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日岸田Ｂ	豊田市林添町寺脇	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	日岸田Ｃ	豊田市林添町井ノ上	○	○	7	5	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ向Ａ	豊田市林添町井ノ向	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ向Ｂ	豊田市林添町井ノ向	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	戸井田Ａ	豊田市林添町戸井田	○	○	9	3	0	0
急傾斜地の崩壊	戸井田Ｂ	豊田市林添町戸井田	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西トウモ	豊田市林添町西トウモ	○	○	6	2	2	0
急傾斜地の崩壊	下スヲ－１	豊田市林添町下スヲ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	林添町井ノ向－１Ａ	豊田市林添町庵ノ入	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	林添町井ノ向－１Ｂ	豊田市林添町庵ノ入	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸入－１Ａ	豊田市林添町細工城	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸入－１Ｂ	豊田市林添町井戸入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下清水－１	豊田市林添町内釜ノ口	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	下清水－２	豊田市林添町下清水	○	○	5	4	1	0
急傾斜地の崩壊	マセロ－１	豊田市林添町下清水	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大西Ａ	豊田市松平町大西	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大西Ｂ	豊田市松平町神田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松平町向田－１Ａ	豊田市松平町向田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松平町向田－１Ｂ	豊田市松平町向田	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	赤原－１	豊田市松平町赤原	○	○	3	0	3	1
急傾斜地の崩壊	赤原－２	豊田市松平町赤原	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	日影前－１Ａ	豊田市松平町赤原	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	日影前－１Ｂ	豊田市松平町日影前	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	廣見－１	豊田市松平町廣見	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三斗蒔－１	豊田市松平町三斗蒔	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	三斗蒔－２Ａ	豊田市松平町三斗蒔	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	三斗蒔－２Ｂ	豊田市松平町紙草畑	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	三斗蒔－３	豊田市松平町紙草畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	河原田	豊田市桂野町河原田	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	屋下	豊田市桂野町北洞	○	○	9	6	3	1
急傾斜地の崩壊	井戸尻Ａ	豊田市桂野町垣内田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸尻Ｂ	豊田市桂野町東百々	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸尻Ｃ	豊田市桂野町中屋敷	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	長薮－１	豊田市桂野町下長薮	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	北洞－１	豊田市桂野町北洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	桂野町屋下－１	豊田市桂野町岩谷	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	桂野町中屋敷－１	豊田市桂野町中屋敷	○	○	3	3	1	1
急傾斜地の崩壊	折戸－１Ａ	豊田市桂野町折戸	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	折戸－１Ｂ	豊田市桂野町折戸	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	萩平－１Ａ	豊田市桂野町下長薮	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	萩平－１Ｂ	豊田市桂野町中皿田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	藤治洞Ａ	豊田市滝脇町藤治洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	藤治洞Ｂ	豊田市滝脇町藤治洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	榎前Ａ	豊田市滝脇町中洞	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	榎前Ｂ	豊田市滝脇町中洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	榎前Ｃ	豊田市滝脇町中洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	乳母上Ａ	豊田市滝脇町乳母上	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	乳母上Ｂ	豊田市滝脇町乳母上	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	乳母上Ｃ	豊田市滝脇町乳母上	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	滝脇町西洞－１Ａ	豊田市滝脇町西洞	○	○	1	1	2	2
急傾斜地の崩壊	滝脇町西洞－１Ｂ	豊田市滝脇町西洞	○	○	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	滝脇町西洞－１Ｃ	豊田市滝脇町西洞	○	―	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	滝脇町西洞－２Ａ	豊田市滝脇町橋之上	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	滝脇町西洞－２Ｂ	豊田市滝脇町西洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	滝脇町西洞－２Ｃ	豊田市滝脇町西洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	滝脇町西洞－２Ｄ	豊田市滝脇町西洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本郷Ａ	豊田市加茂川町小下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	本郷Ｂ	豊田市加茂川町本郷	○	○	11	3	3	1
急傾斜地の崩壊	小竹	豊田市加茂川町石飛	○	○	10	6	0	0
急傾斜地の崩壊	大下	豊田市加茂川町大下	○	○	13	6	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛	豊田市加茂川町八ツ表	○	○	3	3	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	一色－１	豊田市加茂川町一色	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一色－２	豊田市加茂川町一色	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	八ツ表－１	豊田市加茂川町八ツ表	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	高瀬（Ⅱ）Ａ	豊田市中垣内町高瀬	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高瀬（Ⅱ）Ｂ	豊田市中垣内町高瀬	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	高瀬（Ⅱ）Ｃ	豊田市中垣内町楠	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神谷Ａ	豊田市中垣内町楠	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	神谷Ｂ	豊田市中垣内町楠	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神谷Ｃ	豊田市中垣内町神谷	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	神谷－１Ａ	豊田市中垣内町神谷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神谷－１Ｂ	豊田市中垣内町神谷	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神谷－１Ｃ	豊田市中垣内町神谷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩－１Ａ	豊田市中垣内町神谷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩－１Ｂ	豊田市中垣内町神谷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩－１Ｃ	豊田市中垣内町神谷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩－１Ｄ	豊田市中垣内町平岩	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	鹿野末－１	豊田市富田町鹿野末	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	井割場－２	豊田市富田町井割場	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	井割場－３	豊田市富田町井割場	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	前田（Ⅱ）	豊田市富田町東紺屋	○	○	2	2	1	0
急傾斜地の崩壊	前田（Ⅰ）	豊田市富田町鹿野末	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鹿野末－２	豊田市富田町井割場	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東紺屋－１	豊田市富田町東紺屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井割場－１	豊田市西広瀬町四日市	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	登りＡ	豊田市西広瀬町大久保	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	登りＢ	豊田市西広瀬町登り	○	○	30	12	1	1
急傾斜地の崩壊	登りＣ	豊田市西広瀬町登り	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	登りＤ	豊田市西広瀬町登り	○	○	3	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大久保－１	豊田市西広瀬町大久保	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西前－１	豊田市西広瀬町堀越	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西前－２	豊田市西広瀬町清水	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	西前－３	豊田市西広瀬町西前	○	○	15	10	0	0
急傾斜地の崩壊	堀越－１	豊田市西広瀬町清水	○	○	3	1	1	1
急傾斜地の崩壊	石飛－１	豊田市西広瀬町上海道	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	登り－１	豊田市西広瀬町四日市	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	登り－２	豊田市西広瀬町登り	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大久保－２	豊田市西広瀬町大久保	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	宮下Ａ	豊田市上高町宮下	○	○	7	7	2	1
急傾斜地の崩壊	宮下Ｂ	豊田市上高町前通	○	○	9	4	1	1
急傾斜地の崩壊	宮下Ｃ	豊田市上高町前通	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	古白－１－１	豊田市上高町古白	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	古白－１－２	豊田市上高町古白	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大市	豊田市上高町甚六	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	栃久保－１－１	豊田市上高町栃久保	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	栃久保－１－２	豊田市上高町栃久保	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大市－１	豊田市上高町桜田	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上大市－１	豊田市上高町大市	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大市－３	豊田市上高町桜田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上屋敷	豊田市長沢町上前田	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	冷畑Ａ	豊田市長沢町イレウ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	冷畑Ｂ	豊田市長沢町イレウ	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	冷畑Ｃ	豊田市長沢町イレウ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	冷畑－１Ａ	豊田市長沢町冷畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	冷畑－１Ｂ	豊田市長沢町冷畑	○	○	1	1	2	1
急傾斜地の崩壊	山之手－１	豊田市長沢町山ノ手	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山之手－２	豊田市長沢町山ノ手	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	コノマ－１	豊田市長沢町コノマ	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	コノマ－２	豊田市長沢町イレウ	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	下屋敷－１－１	豊田市長沢町下屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下屋敷－１－２	豊田市長沢町下屋敷	○	○	4	3	0	0
土石流	西ヶ入－１	豊田市長沢町西ヶ入	○	○	4	4	0	0
土石流	中スヲ沢Ａ	豊田市林添町中スヲ	○	○	2	0	0	0
土石流	中スヲ沢Ｂ	豊田市林添町上スヲ	○	—	0	0	0	0
土石流	中スヲ沢Ｃ	豊田市林添町上スヲ	○	○	0	0	0	0
土石流	中スヲ沢Ｄ	豊田市林添町上スヲ	○	○	0	0	0	0
土石流	庵ノ入沢	豊田市林添町庵ノ入	○	—	3	0	1	0
土石流	三斗蒔沢	豊田市松平町紙草畑	○	○	1	0	0	0
土石流	寒ヶ入沢Ａ	豊田市松平町大久古	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	寒ヶ入沢Ｂ	豊田市松平町大久古	○	―	0	0	0	0
土石流	大久古川	豊田市松平町大久古	○	○	1	0	0	0
土石流	北洞沢	豊田市桂野町屋下	○	―	8	0	0	0
土石流	岩谷沢	豊田市桂野町岩谷	○	○	4	0	0	0
土石流	長薮沢Ａ	豊田市桂野町下長薮沢	○	―	1	0	0	0
土石流	長薮沢Ｂ	豊田市桂野町下長薮沢	○	○	1	0	0	0
土石流	長薮沢Ｃ	豊田市桂野町下長薮沢	○	○	1	0	0	0
土石流	折戸沢	豊田市桂野町西大峯	○	○	1	0	0	0
土石流	郡界川第１支川	豊田市桂野町折戸	○	―	2	0	0	0
土石流	滝脇川第１支川	豊田市滝脇町乳母上	○	○	4	0	0	0
土石流	郡界川第 11 支川	豊田市滝脇町藤治洞	○	―	5	0	0	0
土石流	藤治洞	豊田市滝脇町藤治洞	○	○	5	0	2	0
土石流	一色沢Ａ	豊田市九久平町梅ノ入	○	○	2	0	0	0
土石流	一色沢Ｂ	豊田市加茂川町一色	○	○	1	0	0	0
土石流	西本郷川	豊田市加茂川町本郷	○	○	8	0	1	0
土石流	本郷川	豊田市加茂川町本郷	○	―	9	0	1	0
土石流	大下沢Ａ	豊田市加茂川町大下	○	○	3	1	0	0
土石流	大下沢Ｂ	豊田市加茂川町大下	○	―	3	0	0	0
土石流	小下沢	豊田市加茂川町小下	○	○	2	1	0	0
土石流	小竹沢	豊田市加茂川町小竹	○	○	1	0	0	0
土石流	神谷沢	豊田市中垣内町神谷	○	○	0	0	0	0
土石流	楠沢	豊田市中垣内町楠	○	―	1	0	1	0
土石流	矢作川第 77 支川	豊田市富田町東紺屋	○	○	4	0	1	0
土石流	鹿野末沢	豊田市富田町鹿野末	○	○	2	0	0	0
土石流	鹿野末洞	豊田市富田町鹿野末	○	○	7	0	0	0
土石流	前田沢－７	豊田市富田町井戸神	○	○	3	0	1	0
土石流	東紺屋沢	豊田市富田町東紺屋	○	○	3	0	2	0
土石流	飯野川第４支川	豊田市西広瀬町大久保	○	○	6	0	1	0
土石流	四日市沢	豊田市西広瀬町四日市	○	―	2	0	0	0
土石流	清水川	豊田市西広瀬町堀越	○	○	1	0	0	0
土石流	清水沢－１	豊田市西広瀬町清水	○	○	2	0	1	0
土石流	大久保洞	豊田市西広瀬町大久保	○	○	3	0	0	0
土石流	市場沢－１	豊田市西広瀬町登り	○	○	13	0	0	0
土石流	市場洞－１	豊田市西広瀬町登り	○	○	7	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	前通沢	豊田市上高町前通	○	○	1	0	0	0
土石流	栃久保沢	豊田市上高町栃久保	○	○	0	0	0	0
土石流	桜田川	豊田市上高町大市	○	○	2	0	0	0
土石流	郡界川第５支川	豊田市長沢町山ノ手	○	○	2	0	0	0
土石流	郡界川第 12 支川	豊田市長沢町イレウ	○	―	2	0	0	0
土石流	イレウ川	豊田市長沢町イレウ	○	―	2	0	0	0
土石流	上屋敷沢－１	豊田市長沢町出入	○	○	11	0	0	0
土石流	コノマ沢	豊田市長沢町山ノ手	○	○	3	0	0	0
土石流	冷畑沢	豊田市長沢町冷畑	○	○	4	0	0	0
土石流	西ヶ入沢	豊田市長沢町西ヶ入	○	○	2	0	0	0
土石流	下屋敷沢	豊田市長沢町上屋敷	○	○	8	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上屋敷沢－２	豊田市長沢町上屋敷	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鵜ケ瀬町高瀬－１Ａ	豊田市鵜ケ瀬町高瀬	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鵜ケ瀬町高瀬－１	豊田市鍋田町矢崎	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	王滝町根畑－１	豊田市王滝町根畑	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	山崎Ａ	豊田市王滝町山崎	○	○	7	3	0	0
急傾斜地の崩壊	山崎Ｂ	豊田市王滝町井下前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	王滝町宮前－１	豊田市王滝町上河原	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	王滝町宮前－２	豊田市王滝町立山腰	○	○	9	2	1	1
急傾斜地の崩壊	王滝町宮前－３	豊田市王滝町荷苗ケ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	王滝町宮前－４	豊田市王滝町荷苗ケ入	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	王滝町宮前－５	豊田市王滝町立山腰	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	王滝町根畑－２	豊田市王滝町根畑	○	○	3	0	1	0
急傾斜地の崩壊	王滝町根畑－３	豊田市王滝町根畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山崎－１	豊田市王滝町山崎	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上河原－１	豊田市王滝町上河原	○	○	2	2	1	0
急傾斜地の崩壊	上川原－３	豊田市王滝町上河原	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	王滝町井下田－１	豊田市王滝町井下田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	王滝町井下田－２	豊田市王滝町井下田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石楠町－１	豊田市石楠町大平	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石楠町－２	豊田市石楠町大平	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石楠町－３	豊田市石楠町小食沢連	○	○	6	2	0	0
急傾斜地の崩壊	伊達屋敷Ａ	豊田市石楠町伊達屋敷	○	○	3	3	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	伊達屋敷Ｂ	豊田市石楠町伊達屋敷	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊達屋敷Ｃ	豊田市石楠町伊達屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊達屋敷Ｄ	豊田市石楠町伊達屋敷	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊達屋敷Ｅ	豊田市石楠町伊達屋敷	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石楠町宮下－１Ａ	豊田市石楠町宮下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石楠町宮下－１Ｂ	豊田市石楠町伊達屋敷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石楠町大平－１	豊田市石楠町大平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石楠町大平－２	豊田市石楠町大平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小神田－１Ａ	豊田市鍋田町丸山	○	○	4	0	2	1
急傾斜地の崩壊	小神田－１Ｂ	豊田市鍋田町丸山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮山－１	豊田市松平志賀町宮山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮山－２	豊田市松平志賀町宮山	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	宮山－３	豊田市松平志賀町宮山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	八升蒔Ａ	豊田市松平志賀町八升蒔	○	―	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八升蒔Ｂ	豊田市松平志賀町八升蒔	○	○	10	7	0	0
急傾斜地の崩壊	八升蒔Ｃ	豊田市松平志賀町八升蒔	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	八升蒔Ｄ	豊田市松平志賀町八升蒔	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	四反田Ａ	豊田市松平志賀町四反田	○	○	17	3	2	0
急傾斜地の崩壊	四反田Ｂ	豊田市松平志賀町横	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	横－１－１	豊田市松平志賀町山栃	○	○	4	2	1	0
急傾斜地の崩壊	横－１－２	豊田市松平志賀町横	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	横－１－３	豊田市松平志賀町横	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	披之下－１Ａ	豊田市大岩町ナギノ下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	披之下－１Ｂ	豊田市大岩町懸ノ下	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神ノ前－１Ａ	豊田市大岩町神ノ前	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	神ノ前－１Ｂ	豊田市大岩町林越	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇	豊田市三箇町大洞	○	○	10	4	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇（Ⅱ）	豊田市三箇町内針	○	○	8	4	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇（Ⅰ）	豊田市三箇町北洞	○	○	10	5	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇（Ⅲ）	豊田市三箇町溝下	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中古屋－１	豊田市三箇町内針	○	○	8	5	1	1
急傾斜地の崩壊	内坪－１Ａ	豊田市三箇町内坪	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	内坪－１Ｂ	豊田市三箇町戸投	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	内坪－２	豊田市三箇町戸投	○	○	7	4	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	三箇引地Ａ	豊田市三箇町引地	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇引地Ｂ	豊田市三箇町引地	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	青木	豊田市三箇町青木	○	○	7	6	0	0
急傾斜地の崩壊	秋ケ入－１	豊田市三箇町秋ケ入	○	○	8	0	0	0
急傾斜地の崩壊	秋ケ入	豊田市三箇町秋ケ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仲島－１	豊田市三箇町兎田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仲島－２Ａ	豊田市三箇町牧ケ平	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	仲島－２Ｂ	豊田市三箇町牧ケ平	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	仲島－３	豊田市三箇町兎田	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇大洞－１	豊田市三箇町大洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	戸投－１	豊田市三箇町戸投	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ヶ坪－１	豊田市三箇町柿ヶ坪	○	○	0	0	3	1
急傾斜地の崩壊	管平－１	豊田市三箇町管平	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	通り洞－１	豊田市三箇町通り洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	向田－１	豊田市三箇町向田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	会下－１	豊田市三箇町青木	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	笹山－１	豊田市三箇町笹山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	秋ケ入－２	豊田市三箇町秋ケ入	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	角田－１	豊田市三箇町角田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊奈洞－１	豊田市三箇町伊奈洞	○	○	9	7	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ノ木平	豊田市三箇町柿ノ木平	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇町森前	豊田市三箇町森前	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	奈井良渕	豊田市三箇町奈井良渕	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	秋ケ入－６	豊田市三箇町秋ケ入	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	森前	豊田市木瀬町高曽	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	木瀬	豊田市木瀬町入洞	○	○	12	4	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵ノ前	豊田市木瀬町北前	○	○	10	6	0	0
急傾斜地の崩壊	郷戸－１	豊田市木瀬町清水	○	○	35	9	0	0
急傾斜地の崩壊	一ノ瀬－１	豊田市木瀬町一ノ瀬	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	居森場－１	豊田市木瀬町隠ケ沢	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	森前－１	豊田市木瀬町高曽	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	高曽－１	豊田市木瀬町高曽	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	木瀬浜居場－１	豊田市木瀬町浜居場	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	白貝渡－１	豊田市木瀬町白海渡	○	○	3	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	竹ノ下－１	豊田市木瀬町竹ノ下	○	○	6	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中貝渡－１	豊田市木瀬町中貝渡	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	清水－１	豊田市木瀬町清水	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	向戸－１	豊田市木瀬町向戸	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	向戸－２	豊田市木瀬町向戸	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向戸－３	豊田市木瀬町向戸	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	居森場－２	豊田市木瀬町一ノ瀬	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高曹－１	豊田市木瀬町竹ノ下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ平－１	豊田市木瀬町井ノ平	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ平－２	豊田市木瀬町井ノ平	○	○	5	4	3	2
急傾斜地の崩壊	畑中―１	豊田市御蔵町畑中	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	畑中－２	豊田市御蔵町畑中	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	畑中－３	豊田市御蔵町畑中	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	畑中－４	豊田市御蔵町畑中	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	池鳥－１	豊田市御蔵町池鳥	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	池鳥－２	豊田市御蔵町池鳥	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	池鳥－３	豊田市御蔵町池鳥	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	於三屋敷－１	豊田市御蔵町於三屋敷	○	○	4	1	1	1
急傾斜地の崩壊	於三屋敷－２	豊田市御蔵町於三屋敷	○	○	4	2	1	0
急傾斜地の崩壊	寺ノ下－２Ａ	豊田市御蔵町寺ノ下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ノ下－２Ｂ	豊田市御蔵町寺ノ下	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ノ下－２Ｃ	豊田市御蔵町寺ノ下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	辻	豊田市御蔵町辻	○	○	2	0	2	1
急傾斜地の崩壊	御蔵平岩－１	豊田市御蔵町平岩	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御蔵山口－１－１	豊田市御蔵町山口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	御蔵山口－１－２	豊田市御蔵町柊木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	御蔵山口－１－３	豊田市御蔵町山口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	末長－２－１	豊田市御蔵町末長	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	末長－２－２	豊田市御蔵町末長	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	末長－１	豊田市御蔵町末長	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中屋下－１	豊田市御蔵町中屋下	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	日向中－１	豊田市東渡合町日向東	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	日向中－Ａ	豊田市東渡合町日向西	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日向中－Ｂ	豊田市東渡合町日向中	○	○	3	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	日向中－C	豊田市東渡合町日向中	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	日向中－D	豊田市東渡合町日向中	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日向中－E	豊田市東渡合町日向中	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日向中－2	豊田市東渡合町日向中	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	渡合ヤゲ－1－1	豊田市東渡合町根畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合ヤゲ－1－2	豊田市東渡合町根畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合ヤゲ－1－3	豊田市東渡合町根畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ前－A	豊田市月原町宮ノ前	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ前－B	豊田市月原町宮ノ前	○	○	12	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中畑－1	豊田市月原町上向田	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	中畑－2	豊田市月原町上向田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中畑－3	豊田市月原町上向田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中畑－4	豊田市月原町中畑	○	○	5	2	1	0
急傾斜地の崩壊	中畑－5	豊田市月原町中畑	○	○	8	3	0	0
急傾斜地の崩壊	中畑－6	豊田市月原町カラスゴ	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	月原大洞－1	豊田市月原町惣作	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	月原大洞－2	豊田市月原町惣作	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	月原惣作－1	豊田市月原町入出リ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小町（Ⅱ）－1	豊田市小町五倫	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小町（Ⅱ）－2	豊田市小町竜留	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小町（Ⅰ）－1	豊田市小町木用	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小町（Ⅰ）－2	豊田市小町木用	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小町（Ⅰ）－3	豊田市小町木用	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小町（Ⅰ）－4	豊田市小町木用	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小町（Ⅰ）－5	豊田市小町木用	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	瑞竜－1	豊田市小町瑞竜	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	瑞竜－3	豊田市小町瑞竜	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	五倫－1	豊田市小町市場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場－1－1	豊田市小町市場	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市場－1－2	豊田市小町市場	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	木用－1	豊田市小町木用	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小町森下－1	豊田市小町森ノ下	○	○	2	1	1	1
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅰ）－1	豊田市花沢町山ノ神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅰ）－2	豊田市花沢町山ノ神	○	○	6	4	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅰ）－３	豊田市花沢町山ノ神	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅵ）－１	豊田市花沢町下前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅵ）－２	豊田市花沢町下前	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅵ）－３	豊田市花沢町下前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	エボシ－１	豊田市花沢町岩波美	○	○	21	8	0	0
急傾斜地の崩壊	エボシ－２	豊田市花沢町岩波美	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥井田和－１－１	豊田市花沢町砂場下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥井田和－１－２	豊田市花沢町砂場下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥井田和―１－３	豊田市花沢町砂場下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥井田和－１－４	豊田市花沢町砂場下	○	○	4	3	1	1
急傾斜地の崩壊	鳥井田和－１－５	豊田市花沢町砂場下	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	小御堂－１－１	豊田市花沢町小御堂	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小御堂－１－２	豊田市花沢町小御堂	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小御堂－１－３	豊田市花沢町小御堂	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅶ）－１	豊田市花沢町青木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅶ）－２	豊田市花沢町青木	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅶ）－３	豊田市花沢町小御堂	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤二区日向－１－１	豊田市花沢町日向	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	花澤二区日向－１－２	豊田市花沢町日向	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥下－１－１	豊田市花沢町砂場下	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥下－１－２	豊田市花沢町加羅竹	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥下－２－１	豊田市花沢町砂場下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥下－２－２	豊田市花沢町砂場下	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柳本－１	豊田市花沢町柳本	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	柳本－２	豊田市花沢町柳本	○	○	1	1	0	0
土石流	荒田－１	豊田市花沢町下前	○	○	3	3	0	0
土石流	荷苗ヶ入	豊田市王滝町荷苗ヶ入	○	―	11	0	1	0
土石流	染手沢	豊田市王滝町染手	○	○	3	0	0	0
土石流	高瀬沢	豊田市王滝町簗居	○	○	2	0	0	0
土石流	小食沢連沢	豊田市石楠町小食沢連	○	○	3	0	0	0
土石流	小食沢連洞	豊田市石楠町小食沢連	○	○	4	1	0	0
土石流	松平志賀川第６支	豊田市松平志賀町横	○	―	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
	川							
土石流	神ノ前沢	豊田市大岩町林越	○	—	2	0	0	0
土石流	大岩川第１支川	豊田市大岩町石田	○	—	1	0	0	0
土石流	大岩川第４支川	豊田市大岩町石田	○	—	0	0	0	0
土石流	大岩川	豊田市大岩町谷ヶ洞	○	○	9	5	0	0
土石流	西慶昌川第１支川	豊田市三箇町青木	○	○	7	0	0	0
土石流	陣出川第２支川	豊田市三箇町中古屋	○	○	9	5	0	0
土石流	秋ケ入沢	豊田市三箇町大沼	○	○	1	0	0	0
土石流	三箇町北洞沢	豊田市三箇町北洞	○	○	3	2	0	0
土石流	三箇川	豊田市三箇町堅板	○	○	9	9	1	1
土石流	内針川	豊田市三箇町内針	○	—	8	0	0	0
土石流	戸投沢	豊田市三箇町戸投	○	—	5	0	0	0
土石流	秋ケ入川第１支川	豊田市三箇町溝下	○	—	4	0	0	0
土石流	秋ケ入川第２支川	豊田市三箇町秋ケ入	○	○	9	0	0	0
土石流	秋ケ入川第３支川	豊田市三箇町秋ケ入	○	—	11	0	0	0
土石流	三箇川第１３支川	豊田市三箇町中古屋	○	—	8	0	0	0
土石流	三箇川第１４支川	豊田市三箇町戸投	○	—	5	0	0	0
土石流	三箇町大洞沢	豊田市三箇町仲島	○	○	3	2	0	0
土石流	三箇川第５支川	豊田市三箇町奈井良渕	○	○	0	0	0	0
土石流	三箇川第４支川	豊田市三箇町会下	○	○	0	0	0	0
土石流	向田沢	豊田市三箇町向田	○	—	2	0	1	0
土石流	三箇町青木沢	豊田市三箇町霧ヶ洞	○	○	1	0	0	0
土石流	秋ケ入川第４支川	豊田市三箇町伊奈洞	○	○	4	0	0	0
土石流	三箇川第１５支川	豊田市三箇町広見	○	○	0	0	0	0
土石流	大岩川第５支川	豊田市三箇町柿ノ木平	○	○	8	0	0	0
土石流	大岩川第６支川	豊田市三箇町柿ノ木平	○	—	3	0	0	0
土石流	広見川第１支川	豊田市三箇町戸投	○	○	4	0	0	0
土石流	三箇川第１８支川	豊田市三箇町百々	○	○	2	0	0	0
土石流	三箇川第１９支川	豊田市三箇町百々	○	○	2	0	0	0
土石流	三箇川第２０支川	豊田市三箇町百々	○	○	1	0	0	0
土石流	森前沢	豊田市北篠平町七々山	○	○	3	0	0	0
土石流	木瀬川第７支川	豊田市北篠平町七々山	○	○	10	0	0	0
土石流	木瀬川第６支川	豊田市木瀬町高曽	○	○	11	0	0	0
土石流	陽ヶ沢	豊田市木瀬町井ノ平	○	○	11	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	中貝渡沢	豊田市木瀬町中貝渡	○	○	3	0	0	0
土石流	中貝渡洞	豊田市木瀬町入洞	○	○	3	0	0	0
土石流	井ノ平洞	豊田市木瀬町井ノ平	○	○	3	0	1	0
土石流	蔵前洞	豊田市木瀬町北前	○	○	17	0	1	0
土石流	枇杷平沢	豊田市木瀬町枇杷平	○	○	4	0	0	0
土石流	三箇川第１支川Ａ	豊田市木瀬町隠ヶ沢	○	○	7	0	0	0
土石流	三箇川第１支川Ｂ	豊田市木瀬町隠ヶ沢	○	○	7	0	0	0
土石流	三箇川第２支川	豊田市木瀬町一ノ瀬	○	○	1	0	0	0
土石流	三箇川第３支川Ａ	豊田市木瀬町一ノ瀬	○	○	1	0	1	0
土石流	三箇川第３支川Ｂ	豊田市木瀬町一ノ瀬	○	○	1	0	1	0
土石流	浜居場沢	豊田市木瀬町浜居場	○	○	0	0	0	0
土石流	小金沢	豊田市木瀬町向戸	○	○	0	0	0	0
土石流	竹ノ下川第８支川	豊田市木瀬町竹ノ下	○	○	14	0	0	0
土石流	向戸沢	豊田市木瀬町向戸	○	○	4	0	0	0
土石流	徳万場沢	豊田市木瀬町徳万場	○	○	1	0	1	0
土石流	徳万場川Ａ	豊田市木瀬町徳万場	○	○	0	0	0	0
土石流	徳万場川Ｂ	豊田市木瀬町徳万場	○	○	1	0	0	0
土石流	荒田川第３支川	豊田市木瀬町荒田	○	○	11	4	0	0
土石流	韮川第１１支川	豊田市木瀬町中貝渡	○	○	5	0	0	0
土石流	大河原２の沢	豊田市御蔵町寺ノ下	○	○	2	0	0	0
土石流	柊木川	豊田市御蔵町長水	○	○	0	0	0	0
土石流	二の沢	豊田市御蔵町於三屋敷	○	○	1	1	0	0
土石流	畑中川	豊田市御蔵町畑中	○	—	2	0	0	0
土石流	平岩川	豊田市御蔵町平岩	○	○	4	0	0	0
土石流	阿摺川第１３支川	豊田市御蔵町末長	○	○	1	0	0	0
土石流	中屋下沢	豊田市御蔵町辻	○	○	2	0	2	0
土石流	山口１の沢	豊田市御蔵町長水	○	○	1	0	0	0
土石流	山口２の沢－１	豊田市御蔵町長水	○	—	1	0	0	0
土石流	山口２の沢－２	豊田市御蔵町長水	○	—	1	0	0	0
土石流	山口３の沢	豊田市御蔵町山口	○	—	3	0	0	0
土石流	御蔵沢	豊田市御蔵町寺ノ下	○	—	2	0	0	0
土石流	池鳥沢	豊田市御蔵町池鳥	○	○	1	0	0	0
土石流	畑中沢	豊田市御蔵町畑中	○	○	4	0	0	0
土石流	末長沢－２	豊田市御蔵町平岩	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	寺ノ下洞	豊田市御蔵町寺ノ下	○	○	0	0	0	0
土石流	池取洞	豊田市御蔵町池鳥	○	○	4	0	0	0
土石流	末長沢－１	豊田市御蔵町畑中	○	○	3	0	0	0
土石流	阿摺川第７支川	豊田市東渡合町日向東	○	○	1	0	0	0
土石流	阿摺川第８支川	豊田市東渡合町日向東	○	○	2	0	0	0
土石流	阿摺川第９支川	豊田市御蔵町中屋下	○	○	2	0	0	0
土石流	日向西沢	豊田市東渡合町日向西	○	○	1	1	0	0
土石流	東田面沢－１	豊田市東渡合町根畑	○	—	1	0	0	0
土石流	東田面沢－２	豊田市東渡合町根畑	○	○	4	0	0	0
土石流	日向中洞	豊田市東渡合町日向東	○	—	1	0	0	0
土石流	月見川－１	豊田市月原町樋ノ沢	○	○	6	3	0	0
土石流	月見川－２	豊田市月原町樋ノ沢	○	○	5	0	0	0
土石流	阿摺川第１支川－１	豊田市月原町入出リ	○	○	3	0	0	0
土石流	阿摺川第１支川－２	豊田市月原町惣作	○	○	2	0	0	0
土石流	上向田沢	豊田市月原町上向田	○	○	2	0	0	0
土石流	茶磨川	豊田市小町瑞竜	○	—	2	0	0	0
土石流	茶磨川第１支川	豊田市小町茶磨	○	○	3	0	0	0
土石流	五倫沢	豊田市小町五倫	○	—	3	0	0	0
土石流	木用沢－２	豊田市小町清水	○	—	2	0	0	0
土石流	小町市場沢	豊田市小町市場	○	○	2	0	0	0
土石流	市場洞	豊田市小町市場	○	○	1	0	0	0
土石流	竜留沢	豊田市小町竜留	○	○	3	0	0	0
土石流	竜留洞	豊田市小町竜留	○	○	4	0	0	0
土石流	木用沢－１	豊田市小町水上	○	○	1	0	0	0
土石流	丸山川	豊田市花沢町加羅竹	○	○	3	3	0	0
土石流	花沢西ヶ洞沢	豊田市花沢町小御堂	○	○	7	0	0	0
土石流	水落沢－１	豊田市花沢町水落	○	○	2	1	0	0
土石流	水落沢－２	豊田市花沢町平岩	○	—	3	0	0	0
土石流	名牛尻沢	豊田市花沢町名牛尻	○	○	1	0	0	0
土石流	易往寺沢	豊田市花沢町青木	○	○	4	0	0	0
土石流	花沢宮下沢	豊田市花沢町山ノ神	○	○	2	0	0	0
土石流	太田川第２支川	豊田市花沢町的場	○	○	10	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	太田川第１支川	豊田市花沢町的場	○	○	10	0	0	0
土石流	花沢羽根沢	豊田市花沢町柳本	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	エボシ沢	豊田市花沢町岩波美	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一升田－１－１	豊田市太田町一升田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一升田－１－２	豊田市太田町一升田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一升田－２－１	豊田市太田町一升田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一升田－２－２	豊田市太田町一升田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一升田－２－３	豊田市太田町一升田	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	太田石田－１	豊田市太田町石田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	問花－１	豊田市太田町問花	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	錫杖－１－１	豊田市太田町錫杖	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	錫杖－１－２	豊田市太田町錫杖	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	板取－１	豊田市太田町板取	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	板取－２	豊田市太田町板取	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田町神田	豊田市太田町神田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	萩細	豊田市太田町萩細	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	太田本郷－１	豊田市太田町本郷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	殿貝戸－１	豊田市太田町殿貝戸	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	殿貝戸－２	豊田市太田町殿貝戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田宮前－１	豊田市太田町宮前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	谷下－２	豊田市太田町宮前	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	谷下－１	豊田市太田町谷下	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	太田	豊田市太田町細田	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	大入－１	豊田市太田町大入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大入－２	豊田市太田町大入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	枝川－１－１	豊田市太田町枝川	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	枝川－１－２	豊田市太田町枝川	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	枝川－１－３	豊田市太田町枝川	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	間瀬口－２	豊田市太田町蟹田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	間瀬口－１－１	豊田市太田町間瀬口	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	間瀬口－１－２	豊田市太田町間瀬口	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蟹田－１	豊田市太田町蟹田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小羽禰－１	豊田市太田町子羽祢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田大船－１	豊田市伯母沢町大船	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大畑－１	豊田市余平町大畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	余平本郷－１	豊田市余平町本郷	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小松－１	豊田市余平町大畑	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	小松－２	豊田市余平町小松	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	鹿子洞－１	豊田市余平町鹿子洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	地見平－１	豊田市余平町地見平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	地見平－２	豊田市余平町地見平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小畑－１	豊田市小畑町広畑	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小畑－２	豊田市小畑町広畑	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小畑－３	豊田市小畑町広畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	麦入－１	豊田市小畑町麦入	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	カンシ－１	豊田市小畑町カンシ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カンシ－２	豊田市小畑町カンシ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カンシ－３	豊田市小畑町カンシ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨ケ洞－１	豊田市小畑町梨ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西ケ洞－１	豊田市小畑町西ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ田－１	豊田市小畑町山ノ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	南水別－１	豊田市小田木町大水別	○	○	3	2	1	1
急傾斜地の崩壊	水別－１	豊田市小田木町水別	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入ノ洞－１	豊田市小田木町モチ洗バ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ洞－１	豊田市小田木町入ノ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	シモヤ－１	豊田市小田木町シモヤ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	五升蒔－１	豊田市小田木町マセロ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸川－１	豊田市小田木町井戸川	○	○	6	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸川－２	豊田市小田木町井戸川	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大下り－１－１	豊田市小田木町大下り	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大下り－１－２	豊田市小田木町大下り	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木入山－１	豊田市小田木町入山	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	仲平－１	豊田市小田木町仲平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ミタ洞－１	豊田市小田木町ミタ洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－Ａ	豊田市上川口町梨ノ木	○	○	9	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－Ｂ	豊田市上川口町梨ノ木	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－Ｃ	豊田市上川口町西前	○	○	9	6	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	空－A	豊田市上川口町洞	○	○	4	3	1	0
急傾斜地の崩壊	空－B	豊田市上川口町空	○	○	4	3	1	0
急傾斜地の崩壊	源太－3－B	豊田市上川口町源太	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御堂－1	豊田市下川口町御堂	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸入－A	豊田市下川口町井戸入	○	○	19	8	2	1
急傾斜地の崩壊	井戸入－B	豊田市下川口町矢草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺前	豊田市下川口町寺前	○	○	4	4	1	1
急傾斜地の崩壊	奥山－2	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	奥山－3	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	千洗－7－A	豊田市千洗町細蕨	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－7－B	豊田市千洗町細蕨	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－6－A	豊田市千洗町南	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－6－B	豊田市千洗町南	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－A	豊田市千洗町南	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－B	豊田市千洗町南	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－C	豊田市千洗町南	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－5－A	豊田市千洗町窪田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－5－B	豊田市千洗町窪田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－5－C	豊田市千洗町窪田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－1	豊田市千洗町後ケ洞	○	○	4	3	1	0
急傾斜地の崩壊	千洗－3	豊田市千洗町後ケ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－2	豊田市千洗町貝ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－4－A	豊田市千洗町泉	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗－4－B	豊田市千洗町梅ケ洞	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗町西前－1	豊田市千洗町西前	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗町西前－2－A	豊田市千洗町窪田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗町西前－2－B	豊田市千洗町西前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗町西前－2－C	豊田市千洗町泉	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入家－5	豊田市乙ケ林町宮ノ入	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	入家－１	豊田市乙ケ林町信田	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	巻ノ下	豊田市乙ケ林町巻ノ下	○	○	4	0	2	1
急傾斜地の崩壊	入家－８－Ａ	豊田市乙ケ林町細洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	入家－８－Ｂ	豊田市乙ケ林町細洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入家－９	豊田市乙ケ林町細洞	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入家	豊田市乙ケ林町下立	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入家－１０	豊田市乙ケ林町細洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入家－７	豊田市乙ケ林町的場	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	入家－６	豊田市乙ケ林町的場	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入家－４	豊田市乙ケ林町入家	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	入家－３	豊田市乙ケ林町下漆窪	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入家－２	豊田市乙ケ林町堀切	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－１０	豊田市大洞町西洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下畑田	豊田市大洞町下畑田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－９	豊田市大洞町北ノ前	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	寺沢－２	豊田市大洞町寺沢	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	寺沢－３－Ａ	豊田市大洞町寺沢	○	○	4	4	1	1
急傾斜地の崩壊	寺沢－３－Ｂ	豊田市大洞町寺沢	○	○	2	2	1	1
急傾斜地の崩壊	大洞－８	豊田市大洞町川流	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－５	豊田市大洞町農返	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－３	豊田市大洞町東畑	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－１	豊田市大洞町梅ノ木下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－２－Ａ	豊田市大洞町梅ノ木下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－２－Ｂ	豊田市大洞町梅ノ木下	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－４－Ａ	豊田市大洞町大洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－４－Ｂ	豊田市大洞町大洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－４－Ｃ	豊田市大洞町大洞	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大洞－６－Ａ	豊田市大洞町梅ケ洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－６－Ｂ	豊田市大洞町梅ケ洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－７	豊田市大洞町大洞	○	○	4	3	1	0
急傾斜地の崩壊	摺町宮下	豊田市摺町宮下	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	家ノ下－１	豊田市中立町森下	○	○	3	1	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	家ノ下－２	豊田市中立町小畑前	○	○	3	2	1	1
急傾斜地の崩壊	家ノ下－３	豊田市中立町家ノ下	○	○	6	2	1	1
急傾斜地の崩壊	下ノ前－１	豊田市中立町日面	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下ノ前－２	豊田市中立町下ノ前	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下ノ前－３	豊田市中立町下ノ前	○	○	7	6	0	0
急傾斜地の崩壊	大皿田－１	豊田市摺町大皿田	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	五百目－１	豊田市摺町五百目	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	五百目－２	豊田市摺町大皿田	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根－１	豊田市摺町羽根	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	立屋－１	豊田市摺町立屋	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	摺宮下－１	豊田市摺町宮下	○	○	6	4	1	1
急傾斜地の崩壊	落合－１	豊田市中立町落合	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	浜居場－１	豊田市中立町浜居場	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	荻堂－１	豊田市中立町荻ノ堂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	荻堂－２	豊田市中立町荻ノ堂	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	紺屋貝戸－１	豊田市中立町紺屋貝戸	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	乱橋	豊田市摺町乱橋	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	樋口	豊田市摺町樋口	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	松根	豊田市中立町松根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中立町森前	豊田市中立町森前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ向－１	豊田市中立町井ノ向	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ向－２	豊田市中立町井ノ向	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	長久古	豊田市中立町長久古	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	五升蒔	豊田市中立町五升蒔	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大久手－１	豊田市中立町大久手	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大久手－２	豊田市中立町大久手	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野（Ⅲ）A	豊田市花沢町東松本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野（Ⅲ）B	豊田市花沢町東松本	○	○	1	1	0	0
土石流	梨野（Ⅲ）C	豊田市花沢町笹ヶ田和	○	○	2	2	0	0
土石流	宮洞	豊田市明賀町宮	○	—	1	0	0	0
土石流	錫杖沢	豊田市太田町錫杖	○	○	2	0	0	0
土石流	神田沢	豊田市太田町神田	○	—	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	宮前沢－１	豊田市太田町宮前	○	―	1	0	0	0
土石流	枝川沢－１	豊田市太田町大入	○	―	0	0	0	0
土石流	枝川沢－２	豊田市太田町大入	○	○	1	0	0	0
土石流	枝川沢－３	豊田市太田町大入	○	―	0	0	0	0
土石流	間瀬口洞－１	豊田市太田町間瀬口	○	○	2	0	0	0
土石流	蟹田沢	豊田市太田町蟹田	○	―	1	0	0	0
土石流	茗ヶ平洞－１	豊田市太田町茗ヶ平	○	―	1	0	0	0
土石流	茗ヶ平洞－２	豊田市太田町茗ヶ平	○	―	2	0	0	0
土石流	茗ヶ平沢	豊田市太田町茗ヶ平	○	―	1	0	0	0
土石流	本郷沢	豊田市余平町本郷	○	―	6	0	0	0
土石流	本郷洞	豊田市余平町本郷	○	―	4	0	0	0
土石流	介木川第９支川	豊田市余平町鹿子洞	○	○	0	0	0	0
土石流	地見平川－１	豊田市余平町地見平	○	○	2	0	0	0
土石流	地見平川－２	豊田市余平町地見平	○	○	1	0	0	0
土石流	小松洞	豊田市余平町小松	○	○	2	0	0	0
土石流	小松沢	豊田市余平町小松	○	○	2	0	0	0
土石流	惣田沢	豊田市小畑町黒田	○	―	0	0	0	0
土石流	麦入沢	豊田市小畑町麦入	○	―	0	0	1	0
土石流	麦入洞	豊田市小畑町麦入	○	―	0	0	1	0
土石流	カンシ沢	豊田市小畑町カンシ	○	○	4	0	1	0
土石流	上小畑沢	豊田市小畑町山ノ田	○	―	2	0	0	0
土石流	山ノ田沢	豊田市小畑町城平	○	○	8	2	1	0
土石流	梨ケ洞沢－１	豊田市小畑町田ノ洞	○	○	0	0	0	0
土石流	梨ケ洞沢－２	豊田市小畑町田ノ洞	○	○	0	0	0	0
土石流	西ケ洞沢－１	豊田市小畑町西ケ洞	○	○	2	0	0	0
土石流	シモヤ沢	豊田市小田木町シモヤ	○	―	3	0	1	0
土石流	小田木川第６支川	豊田市小田木町入ノ洞	○	○	19	0	1	0
土石流	分木沢第１支川	豊田市小田木町モチ洗バ	○	○	3	0	0	0
土石流	分木沢第３支川	豊田市小田木町水別	○	○	4	0	0	0
土石流	分木沢第４支川	豊田市小田木町水別	○	○	2	0	0	0
土石流	水別洞	豊田市小田木町水別	○	○	3	0	0	0
土石流	大水別洞	豊田市小田木町大水別	○	―	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	分木沢第５支川	豊田市小田木町水別	○	○	3	1	0	0
土石流	大水別沢	豊田市小田木町マセロ	○	—	0	0	0	0
土石流	五升蒔沢	豊田市小田木町マセロ	○	—	3	0	0	0
土石流	井戸川沢－１	豊田市小田木町井戸川	○	○	10	0	0	0
土石流	井戸川沢	豊田市小田木町井戸川	○	○	5	0	0	0
土石流	ウレミチ洞	豊田市小田木町カキノソレ	○	○	4	0	2	0
土石流	下貝戸洞－１	豊田市小田木町下貝戸	○	○	2	0	0	0
土石流	下貝戸洞－２	豊田市小田木町下貝戸	○	○	0	0	1	1
土石流	大下り沢	豊田市小田木町大下り	○	○	2	0	0	0
土石流	入山洞－１	豊田市小田木町入山	○	○	4	0	0	0
土石流	入山洞－２	豊田市小田木町入山	○	○	4	0	0	0
土石流	入山洞－３	豊田市小田木町入山	○	○	4	0	0	0
土石流	入山洞－４	豊田市小田木町入山	○	○	3	0	0	0
土石流	仲平沢	豊田市小田木町仲平	○	—	3	0	0	0
土石流	西前沢	豊田市上川口町梨ノ木	○	○	6	0	0	0
土石流	八柱沢	豊田市上川口町洞	○	○	8	2	3	1
土石流	上川口洞	豊田市上川口町空	○	○	6	0	0	0
土石流	矢作川第１６支川	豊田市上川口町源太	○	○	2	0	0	0
土石流	井ノ平沢第６支川	豊田市上川口町高土屋	○	○	1	0	0	0
土石流	井ノ平沢第７支川	豊田市上川口町高土屋	○	○	1	0	0	0
土石流	井ノ平沢第８支川	豊田市上川口町高土屋	○	○	1	0	0	0
土石流	奥山川第１支川	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	0	0
土石流	奥山川第２支川	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	0	0
土石流	奥山川第３支川	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	2	0
土石流	奥山川第４支川	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	0	0
土石流	千洗１の沢－Ａ	豊田市千洗町細蕨	○	—	1	0	0	0
土石流	千洗１の沢－Ｂ	豊田市千洗町西洞	○	○	0	0	0	0
土石流	千洗１の沢－Ｃ	豊田市千洗町西洞	○	○	0	0	0	0
土石流	千洗１の沢－Ｄ	豊田市千洗町広見	○	—	0	0	0	0
土石流	千洗１の沢－Ｅ	豊田市千洗町広見	○	○	0	0	0	0
土石流	千洗川第２支川	豊田市千洗町南	○	—	4	0	0	0
土石流	千洗２の沢	豊田市千洗町貝ケ洞	○	—	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	千洗川	豊田市千洗町梅ケ洞	○	○	4	0	0	0
土石流	千洗沢	豊田市千洗町梅ケ洞	○	○	4	0	0	0
土石流	乙ケ林沢	豊田市乙ケ林町上石原	○	○	2	0	0	0
土石流	大洞４の沢－Ａ	豊田市乙ケ林町宮ノ入	○	○	1	0	0	0
土石流	大洞４の沢－Ｂ	豊田市乙ケ林町壱卜畝田	○	○	1	0	0	0
土石流	乙ケ林洞	豊田市乙ケ林町的場	○	―	1	0	0	0
土石流	入家沢	豊田市乙ケ林町上漆窪	○	○	0	0	0	0
土石流	大洞１の沢－１	豊田市大洞町北ノ前	○	―	2	0	0	0
土石流	大洞２の沢―１	豊田市大洞町梅ケ洞	○	―	1	0	0	0
土石流	梅ケ洞川	豊田市大洞町梅ケ洞	○	―	0	0	0	0
土石流	千洗川第３支川	豊田市大洞町大洞	○	○	4	0	0	0
土石流	大洞川第１支川	豊田市大洞町梅ノ木下	○	○	5	0	0	0
土石流	大洞３の沢－Ａ	豊田市大洞町松塚	○	―	3	0	0	0
土石流	大洞３の沢－Ｂ	豊田市大洞町鎌ケ平	○	○	0	0	1	1
土石流	大洞３の沢－Ｃ	豊田市大洞町鎌ケ平	○	○	0	0	1	0
土石流	大洞３の沢－Ｄ	豊田市大洞町鎌ケ平	○	―	0	0	1	0
土石流	大洞３の沢－Ｅ	豊田市大洞町梅ノ木下	○	○	6	0	0	0
土石流	大洞沢	豊田市大洞町農返	○	―	2	0	0	0
土石流	中立川第１支川	豊田市中立町落合	○	○	5	0	0	0
土石流	摺町宮下沢	豊田市摺町宮下	○	○	3	0	0	0
土石流	立屋沢	豊田市摺町立屋	○	○	1	0	0	0
土石流	荻ノ堂沢	豊田市中立町荻ノ堂	○	○	4	0	0	0
土石流	浜居場沢－１	豊田市中立町浜居場	○	○	3	1	0	0
土石流	浜居場沢－２	豊田市中立町浜居場	○	―	3	0	0	0
土石流	家ノ下沢	豊田市中立町小畑前	○	○	3	0	1	0
土石流	落合沢	豊田市中立町吾妻	○	○	1	0	0	0
土石流	湯ノ木沢	豊田市中立町庄ノ口	○	○	5	0	0	0
土石流	白毛沢	豊田市中立町白毛	○	―	2	0	0	0
土石流	摺小川第１支川	豊田市月原町釜ケ洞	○	○	1	0	0	0
土石流	五百目沢	豊田市摺町大皿田	○	○	5	0	0	0
土石流	樋口沢	豊田市摺町樋口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下ノ前洞	豊田市中立町小畑前	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	広沢-1	豊田市猿投町小黒見	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入道 A	豊田市猿投町入道	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入道 B	豊田市猿投町入道	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入道 C	豊田市猿投町入道	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入道 D	豊田市猿投町入道	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	入道 E	豊田市猿投町入道	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	猿投町中切-2	豊田市猿投町洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	猿投町中切-1	豊田市猿投町中切	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大城-1	豊田市猿投町中切	○	○	6	1	0	0
急傾斜地の崩壊	地家-1	豊田市猿投町地家	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池田-1	豊田市猿投町池田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西側	豊田市猿投町西側	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野田和-2	豊田市霧山町楮畑	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	野田和-1A	豊田市霧山町楮畑	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野田和-1B	豊田市霧山町長畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野田和-1C	豊田市霧山町替田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	霧山 A	豊田市霧山町三軒	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	霧山 B	豊田市霧山町三軒	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	替田-1	豊田市霧山町東田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	山木-1	豊田市霧山町山木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仙現下-2	豊田市下佐切町古越	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	仙現下-1	豊田市下佐切町仙現下	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下佐切広畑-1A	豊田市下佐切町広畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下佐切広畑-1B	豊田市下佐切町広畑	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下佐切日向-1A	豊田市下佐切町日向	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	下佐切日向-1B	豊田市下佐切町日向	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坂 A	豊田市上佐切町大皿田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	坂 B	豊田市上佐切町坂	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坂 C	豊田市上佐切町坂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坂 D	豊田市上佐切町皿田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	坂 E	豊田市上佐切町坂	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中切 5A	豊田市上佐切町中切	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	中切 5B	豊田市上佐切町中切	○	○	4	2	1	0
急傾斜地の崩壊	中切 5C	豊田市上佐切町縄手	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	日影	豊田市上佐切町日影	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	滝ノ入-1	豊田市梨野町タキノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野（Ⅰ）	豊田市梨野町西口	○	○	7	3	0	0
急傾斜地の崩壊	横畑-1A	豊田市梨野町横畑	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	横畑-1B	豊田市梨野町横畑	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野（Ⅱ）A	豊田市梨野町立畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野（Ⅱ）B	豊田市梨野町立畑	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野山口-2	豊田市梨野町山口	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野山口-3A	豊田市梨野町山ノ上沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野山口-3B	豊田市梨野町山口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野山口-3C	豊田市梨野町大ブナ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野山口-1	豊田市梨野町大ブナ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	本郷-1A	豊田市則定町本郷	○	○	6	4	5	2
急傾斜地の崩壊	本郷-1B	豊田市則定町寺田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本郷-1C	豊田市則定町寺田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本郷-1D	豊田市則定町寺田	○	○	8	2	0	0
急傾斜地の崩壊	則定 E	豊田市則定町青木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	則定 F	豊田市則定町青木	○	○	6	1	0	0
急傾斜地の崩壊	則定 A	豊田市則定町青木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	則定 B	豊田市則定町青木	○	○	9	4	0	0
急傾斜地の崩壊	則定 C	豊田市則定町渡合	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	則定 D	豊田市則定町渡合	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下栃ノ実-1A	豊田市則定町下栃ノ実	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下栃ノ実-1B	豊田市則定町下栃ノ実	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	下栃ノ実-1C	豊田市則定町上栃ノ実	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下栃ノ実-1D	豊田市則定町上栃ノ実	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石平-1	豊田市山中町曝田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	戸屋下-2	豊田市山中町戸屋下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	戸屋下-1	豊田市山中町下モ田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ上（Ⅱ）B	豊田市山中町井ノ上	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	井ノ上（Ⅱ）A	豊田市山中町井ノ上	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ上（Ⅱ）C	豊田市山中町井ノ上	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山中町井ノ上-1A	豊田市山中町トンモ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山中町井ノ上-1B	豊田市山中町トンモ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日陰 A	豊田市山中町中トンモ	○	○	6	1	1	0
急傾斜地の崩壊	上トンモ	豊田市山中町上トンモ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中トンモ-1	豊田市山中町日面	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中日陰-1	豊田市山中町中日陰	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日陰 B	豊田市山中町日陰	○	○	10	5	0	0
急傾斜地の崩壊	山中町日陰-5	豊田市山中町日陰	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山中町日陰-4B	豊田市山中町日陰	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山中町日陰-4A	豊田市山中町日陰	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山中町日陰-2	豊田市山中町日陰	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山中町日陰-1	豊田市山中町コンノウ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	戸屋下-3	豊田市山中町戸屋下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深山口-2	豊田市押沢町深山口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	深山口-1A	豊田市押沢町深山口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	深山口-1B	豊田市押沢町深山口	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	落之田 A	豊田市押沢町落之田	○	○	3	1	1	1
急傾斜地の崩壊	落之田 B	豊田市押沢町落之田	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	落之田 D	豊田市押沢町落之田	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	落之田 C	豊田市押沢町落之田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ロムデ-2A	豊田市押沢町ロムデ	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	ロムデ-2B	豊田市押沢町ロムデ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ロムデ-1A	豊田市押沢町ロムデ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ロムデ-1B	豊田市押沢町ロムデ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	南稲場-1	豊田市押沢町損保	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	南稲場-2	豊田市押沢町南稲場	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	落之田-1B	豊田市押沢町志丸田	○	○	0	0	0	0
土石流	落之田-1A	豊田市押沢町志丸田	○	○	1	1	0	0
土石流	村上沢	豊田市猿投町平地	○	○	1	0	0	0
土石流	入道沢	豊田市猿投町入道	○	○	0	0	2	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	中切沢-1	豊田市猿投町洞	○	○	0	0	0	0
土石流	中切沢-2	豊田市猿投町洞	○	—	0	0	0	0
土石流	中切洞-1	豊田市猿投町洞	○	○	2	0	0	0
土石流	中切洞-2	豊田市猿投町洞	○	○	2	0	0	0
土石流	猿沢	豊田市猿投町大城	○	○	0	0	0	0
土石流	猿投川第 1 支川	豊田市猿投町大城	○	○	0	0	0	0
土石流	瀬戸田川-1	豊田市猿投町瀬戸田	○	—	0	0	0	0
土石流	瀬戸田川-2	豊田市猿投町瀬戸田	○	○	0	0	1	0
土石流	野田和沢	豊田市霧山町野田和	○	○	1	0	0	0
土石流	楮畑沢	豊田市霧山町楮畑	○	○	11	0	0	0
土石流	中島沢	豊田市霧山町東田	○	○	3	0	0	0
土石流	東田沢-1	豊田市霧山町山ノ田	○	○	2	0	0	0
土石流	東田沢-2	豊田市霧山町山ノ田	○	○	2	0	0	0
土石流	山木沢-2	豊田市霧山町山木	○	○	1	0	0	0
土石流	山木沢-1	豊田市霧山町山木	○	○	0	0	0	0
土石流	小平沢	豊田市下佐切町大川端	○	○	1	0	0	0
土石流	仙現下沢	豊田市下佐切町仙現下	○	○	3	0	0	0
土石流	皿田沢	豊田市上佐切町皿田	○	○	3	0	0	0
土石流	縄手沢-1	豊田市上佐切町日向	○	○	0	0	0	0
土石流	縄手沢-2	豊田市上佐切町森腰	○	○	0	0	0	0
土石流	縄手沢-3	豊田市上佐切町桜	○	○	1	0	0	0
土石流	小松野沢	豊田市梨野町タキノ入	○	○	1	1	0	0
土石流	大下川	豊田市梨野町大下り	○	○	0	0	0	0
土石流	田ノ尻沢-1	豊田市御内町長田山	○	○	0	0	0	0
土石流	岩倉洞-1	豊田市梨野町向田	○	○	1	0	0	0
土石流	田ノ尻沢-2	豊田市梨野町田ノ尻	○	○	1	0	0	0
土石流	入り坂沢	豊田市梨野町大ブナ	○	○	5	0	0	0
土石流	山仲沢	豊田市梨野町山口	○	○	5	5	0	0
土石流	山口沢-1	豊田市梨野町アライダシ	○	○	2	1	0	0
土石流	山口沢-2	豊田市梨野町山ノ上沢	○	○	2	0	0	0
土石流	西口沢-1	豊田市梨野町西口	○	○	2	0	0	0
土石流	大平沢	豊田市則定町駒越	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	大平洞	豊田市則定町駒越	○	○	0	0	1	0
土石流	本郷沢-1	豊田市則定町本郷	○	○	1	0	0	0
土石流	則定川第１支川	豊田市則定町寺田	○	○	5	0	4	0
土石流	年蔵連洞	豊田市則定町寺屋敷	○	○	6	0	0	0
土石流	年蔵連沢	豊田市則定町年蔵連	○	○	6	0	0	0
土石流	林沢	豊田市東大島町ハチタガワ	○	○	1	0	1	0
土石流	石平沢Ａ	豊田市山中町曝田	○	○	1	0	0	0
土石流	石平沢Ｂ	豊田市山中町曝田	○	○	2	0	0	0
土石流	蛇石川第１３支川	豊田市山中町曝田	○	○	1	0	0	0
土石流	蛇石川第１４支川	豊田市山中町曝田	○	○	0	0	0	0
土石流	山中町井ノ上沢	豊田市山中町井ノ上	○	○	4	0	0	0
土石流	井ノ上洞	豊田市山中町トンモ	○	○	3	0	0	0
土石流	トンモ沢	豊田市山中町トンモ	○	○	2	0	0	0
土石流	上トンモ	豊田市山中町上トンモ	○	○	5	0	0	0
土石流	日面沢ー１	豊田市山中町日面	○	○	4	1	0	0
土石流	日面川第２支川	豊田市山中町中日陰	○	―	4	0	0	0
土石流	落之田沢	豊田市押沢町深山口	○	○	3	1	0	0
土石流	落之田Ａ	豊田市押沢町落之田	○	○	3	0	0	0
土石流	落之田Ｂ	豊田市押沢町落之田	○	○	2	0	0	0
土石流	ロムデ	豊田市押沢町ロムデ	○	○	2	0	0	0
土石流	押沢川第３支川	豊田市押沢町ロムデ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	落之田洞	豊田市押沢町南稲場	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	マノ－１	豊田市御所貝津町マノ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	妻ノ神－３Ａ	豊田市御所貝津町妻ノ神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	妻ノ神－３Ｂ	豊田市御所貝津町妻ノ神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	妻ノ神－４	豊田市御所貝津町妻ノ神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	妻ノ神－１Ａ	豊田市御所貝津町妻ノ神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	妻ノ神－１Ｂ	豊田市御所貝津町妻ノ神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	妻ノ神－１Ｃ	豊田市御所貝津町妻ノ神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	妻ノ神－１Ｄ	豊田市御所貝津町妻ノ神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	妻ノ神－２	豊田市御所貝津町古ゾウザ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	御所貝津入山－１	豊田市御所貝津町タテフジ	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	御所貝津向田－１Ａ	豊田市御所貝津町水クサ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	御所貝津向田－１Ｂ	豊田市御所貝津町水クサ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	水クサ－１	豊田市御所貝津町水クサ	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	御所貝津入山－２Ａ	豊田市御所貝津町入山	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御所貝津入山－２Ｂ	豊田市御所貝津町入山	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	オニガタ－３	豊田市御所貝津町ヲニカタ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	オニガタ－２Ａ	豊田市御所貝津町ヲニカタ	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	オニガタ－２Ｂ	豊田市御所貝津町ヲニカタ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	オニガタ－２Ｃ	豊田市御所貝津町ヲニカタ	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	オニガタ－１Ａ	豊田市御所貝津町ログサ林	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	オニガタ－１Ｂ	豊田市御所貝津町ログサ林	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西久保－１	豊田市牛地町西久保	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	前林－１	豊田市牛地町西久保	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	明ヶ澤－１	豊田市牛地町明ヶ沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	明ヶ澤－２	豊田市牛地町明ヶ沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞－１Ａ	豊田市槇本町東洞	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞－１Ｂ	豊田市槇本町東洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞－１Ｃ	豊田市槇本町東洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞－１Ｄ	豊田市槇本町東洞	○	○	6	1	0	0
急傾斜地の崩壊	後田－４	豊田市槇本町後田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	後田－２	豊田市槇本町後田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	後田－３	豊田市槇本町後田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	後田－１Ａ	豊田市槇本町後田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	後田－１Ｂ	豊田市槇本町後田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	後田－１Ｃ	豊田市槇本町後田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	槇本向田－１	豊田市槇本町向田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大屋敷Ａ	豊田市槇本町大屋敷	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大屋敷Ｂ	豊田市槇本町大屋敷	○	○	6	4	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大屋敷Ｃ	豊田市槇本町大屋敷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大屋敷－２	豊田市槇本町大屋敷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白石－１	豊田市槇本町白石	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	白石－２	豊田市槇本町白石	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	白石－３	豊田市槇本町白石	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白石－４	豊田市槇本町白石	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白石－５Ａ	豊田市槇本町白石	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	白石－５Ｂ	豊田市槇本町白石	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白石－６	豊田市槇本町白石	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白石－７Ａ	豊田市槇本町白石	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	白石－７Ｂ	豊田市槇本町白石	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部黒口－１Ａ	豊田市日下部町黒口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部黒口－１Ｂ	豊田市日下部町黒口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤゲ－１Ａ	豊田市杉本町ヤゲ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤゲ－１Ｂ	豊田市杉本町ヤゲ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤゲ－１Ｃ	豊田市杉本町ヤゲ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	室－１	豊田市杉本町室	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	室－３	豊田市杉本町室	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	室－２	豊田市杉本町室	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	七コヤブ－１Ａ	豊田市杉本町七コヤブ	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	七コヤブ－１Ｂ	豊田市杉本町七コヤブ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	七コヤブ－２	豊田市杉本町七コヤブ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	束根－１Ａ	豊田市杉本町東根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	束根－１Ｂ	豊田市杉本町東根	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	束根－２Ａ	豊田市杉本町東根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	束根－２Ｂ	豊田市杉本町東根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	束根－２Ｃ	豊田市杉本町東根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	乙ケ洞－１Ａ	豊田市杉本町乙ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	乙ケ洞－１Ｂ	豊田市杉本町乙ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松垣内－１Ａ	豊田市杉本町松垣内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松垣内－１Ｂ	豊田市杉本町松垣内	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西山－１Ａ	豊田市杉本町奥西山	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	西山－１Ｂ	豊田市杉本町奥西山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入北切－１Ａ	豊田市下山田代町入北切	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	入北切－１Ｂ	豊田市下山田代町入北切	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入日陰切－１Ａ	豊田市下山田代町入日陰切	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入日陰切－１Ｂ	豊田市下山田代町入日陰切	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	峯洞－１Ａ	豊田市下山田代町峯洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	峯洞－１Ｂ	豊田市下山田代町峯洞	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	峯洞－１Ｃ	豊田市下山田代町峯洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下山田代市場洞Ａ	豊田市下山田代町市場洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下山田代市場洞Ｂ	豊田市下山田代町市場洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日影山－１Ａ	豊田市下山田代町日影山	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日影山－１Ｂ	豊田市下山田代町日影山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日影山－１Ｃ	豊田市下山田代町日影山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日影山－１Ｄ	豊田市下山田代町日影山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ゴウド－１	豊田市下山田代町ゴウド	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	ゴウド－２	豊田市下山田代町ゴウド	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下山田代神田－１	豊田市下山田代町神田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮畑－１	豊田市下山田代町宮畑	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	宮畑－２Ａ	豊田市下山田代町宮畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮畑－２Ｂ	豊田市下山田代町宮畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田代（Ⅱ）Ａ	豊田市下山田代町洞	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	田代（Ⅱ）Ｂ	豊田市下山田代町洞	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	田代（Ⅱ）Ｃ	豊田市下山田代町洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	田代（Ⅱ）Ｄ	豊田市下山田代町洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	カジヤ－１	豊田市下山田代町カジヤ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	名牛尻－１	豊田市花沢町名牛尻	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢的場－１Ａ	豊田市花沢町的場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢的場－１Ｂ	豊田市花沢町的場	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢的場－１Ｃ	豊田市花沢町的場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢的場－１Ｄ	豊田市花沢町的場	○	○	8	2	0	0
急傾斜地の崩壊	神平－１	豊田市花沢町神平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神－１	豊田市花沢町山ノ神	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	花沢日向－１	豊田市花沢町日向	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅱ）Ａ	豊田市花沢町法田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅱ）Ｂ	豊田市花沢町法田	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢（Ⅱ）Ｃ	豊田市花沢町法田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	法田－２	豊田市花沢町平岩	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	法田－１Ａ	豊田市花沢町平岩	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	法田－１Ｂ	豊田市花沢町平岩	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	法田－１Ｃ	豊田市花沢町平岩	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢平岩－１Ａ	豊田市花沢町平岩	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢平岩－１Ｂ	豊田市花沢町平岩	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢平岩－１Ｃ	豊田市花沢町平岩	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢平岩－１Ｄ	豊田市花沢町平岩	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢平岩－２Ａ	豊田市花沢町平岩	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢平岩－２Ｂ	豊田市花沢町平岩	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	水落－１Ａ	豊田市花沢町水落	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	水落－１Ｂ	豊田市花沢町水落	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤三区登り－１	豊田市花沢町岩波美	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩波美－１Ａ	豊田市花沢町岩波美	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩波美－１Ｂ	豊田市花沢町岩波美	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢柳ヶ入－１Ａ	豊田市花沢町柳ヶ入	○	○	7	3	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢柳ヶ入－１Ｂ	豊田市花沢町柳ヶ入	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢柳ヶ入－１Ｃ	豊田市花沢町柳ヶ入	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤四区西ノ入－２Ａ	豊田市花沢町西ノ入	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤四区西ノ入－２Ｂ	豊田市花沢町西ノ入	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤四区西ノ入－２Ｃ	豊田市花沢町西ノ入	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	原ノ本－１	豊田市花沢町原ノ本	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	松本－１	豊田市花沢町松本	○	○	7	5	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢青木－１	豊田市花沢町青木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	行田－２	豊田市花沢町行田	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	行田－１Ａ	豊田市花沢町行田	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	行田－１Ｂ	豊田市花沢町行田	○	―	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上冷田－１	豊田市冷田町上冷田	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	下冷田－１Ａ	豊田市冷田町旭	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下冷田－１Ｂ	豊田市冷田町菅ノ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下冷田－１Ｃ	豊田市冷田町旭	○	―	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	冷田管ノ入－１Ａ	豊田市冷田町管ノ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	冷田管ノ入－１Ｂ	豊田市冷田町管ノ入	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	冷田管ノ入－２Ａ	豊田市冷田町管ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	冷田管ノ入－２Ｂ	豊田市冷田町管ノ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	旭－１	豊田市冷田町旭	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	下冷田－２	豊田市冷田町下冷田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下冷田－３	豊田市冷田町下冷田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上冷田－２	豊田市冷田町上冷田	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	笹ヶ田	豊田市四ツ松町笹ヶ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	トヤカ子－１	豊田市平折町トヤカ子	○	○	2	2	1	1
急傾斜地の崩壊	トヤカ子－２Ａ	豊田市平折町ハマイバ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	トヤカ子－２Ｂ	豊田市平折町ハマイバ	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	平折南－１	豊田市平折町南	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平折南－２	豊田市平折町ハマイバ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	屋ゲＡ	豊田市国閑町屋ゲ	○	○	4	2	1	1
急傾斜地の崩壊	屋ゲＢ	豊田市国閑町棚ヤゲ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	屋ゲＣ	豊田市国閑町棚ヤゲ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下－１Ａ	豊田市国閑町下	○	○	16	9	0	0
急傾斜地の崩壊	下－１Ｂ	豊田市国閑町下	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	稲洞－１Ａ	豊田市国閑町稲洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	稲洞－１Ｂ	豊田市国閑町稲洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	稲洞－１Ｃ	豊田市国閑町稲洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	国閑堂ノ洞－１Ａ	豊田市国閑町堂ノ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	国閑堂ノ洞－１Ｂ	豊田市国閑町堂ノ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	国閑堂ノ洞－１Ｃ	豊田市国閑町堂ノ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	屋ゲ－１	豊田市国閑町屋ゲ	○	○	1	1	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	屋ゲ－２Ａ	豊田市国閑町見安	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	屋ゲ－２Ｂ	豊田市国閑町見安	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	屋ゲ－２Ｃ	豊田市国閑町見安	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	棚ヤゲ	豊田市国閑町棚ヤゲ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	槇林Ａ	豊田市久木町細久後	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	槇林Ｂ	豊田市久木町槇林	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	槇林Ｃ	豊田市久木町東洞	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	槇林Ｄ	豊田市久木町東洞	○	○	3	0	1	0
急傾斜地の崩壊	日向－３Ａ	豊田市久木町下久木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日向－３Ｂ	豊田市久木町日向	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	下久木－１	豊田市久木町下久木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下久木－２Ａ	豊田市久木町下久木	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下久木－２Ｂ	豊田市久木町下久木	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下久木－２Ｃ	豊田市久木町下久木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神ノ木－１	豊田市久木町栃山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	久木宮下－１Ａ	豊田市久木町宮ノ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	久木宮下－１Ｂ	豊田市久木町宮ノ洞	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	久木北伴上貝戸－１Ａ	豊田市久木町北伴上貝戸	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	久木北伴上貝戸－１Ｂ	豊田市久木町北伴上貝戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞－１Ａ	豊田市久木町東洞	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞－１Ｂ	豊田市久木町瀬古	○	○	7	6	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞－１Ｃ	豊田市久木町瀬古	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	瀬古－１Ａ	豊田市久木町瀬古	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	瀬古－１Ｂ	豊田市久木町瀬古	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	瀬古－１Ｃ	豊田市久木町瀬古	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮洞－1	豊田市久木町宮ノ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	雑地－１	豊田市久木町雑地	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	久木中ノ切－１	豊田市久木町栃山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伴上貝戸－１Ａ	豊田市久木町伴上貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伴上貝戸－１Ｂ	豊田市久木町伴上貝戸	○	○	3	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	真弓Ａ	豊田市足助町真弓	○	○	17	6	0	0
急傾斜地の崩壊	真弓Ｂ	豊田市足助町梶平	○	○	3	0	2	0
急傾斜地の崩壊	飯盛－１Ａ	豊田市足助町飯盛	○	○	4	3	1	0
急傾斜地の崩壊	飯盛－１Ｂ	豊田市足助町飯盛	○	○	9	1	0	0
急傾斜地の崩壊	飯盛－２	豊田市足助町飯盛	○	○	9	2	3	0
急傾斜地の崩壊	足助（Ⅱ）Ａ	豊田市足助町落部	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	足助（Ⅱ）Ｂ	豊田市足助町落部	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	足助（Ⅱ）Ｃ	豊田市足助町梶平	○	○	4	1	1	1
急傾斜地の崩壊	足助（Ⅱ）Ｄ	豊田市足助町梶平	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	足助（Ⅱ）Ｅ	豊田市足助町落部	○	○	3	1	1	1
急傾斜地の崩壊	足助（Ⅱ）Ｆ	豊田市足助町月ノ入	○	○	3	2	1	0
急傾斜地の崩壊	須沢－１Ａ	豊田市足助町鬼ヶ窪	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	須沢－１Ｂ	豊田市足助町須沢	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	梶平	豊田市足助町梶平	○	○	18	9	3	1
急傾斜地の崩壊	日面Ａ	豊田市栃本町宮下	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	日面Ｂ	豊田市栃本町宮下	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	日面Ｃ	豊田市栃本町日面	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	日面Ｄ	豊田市栃本町日面	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面Ｅ	豊田市栃本町日面	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面Ｆ	豊田市栃本町日面	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面Ｇ	豊田市栃本町落	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日面Ｈ	豊田市栃本町落	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	日面Ｉ	豊田市栃本町日面	○	○	4	3	1	0
急傾斜地の崩壊	日面Ｊ	豊田市栃本町東	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	矢元－１	豊田市栃本町矢元	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ上戸－１	豊田市栃本町山ノ上戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥飼場－１Ａ	豊田市国谷町鳥飼場	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥飼場－１Ｂ	豊田市国谷町鳥飼場	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩鼻－１	豊田市桑原田町岩鼻	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	鬼クゴ－１Ａ	豊田市桑原田町鬼クゴ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鬼クゴ－１Ｂ	豊田市桑原田町鬼クゴ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	松戻り－１	豊田市桑原田町松戻り	○	○	3	3	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	宮下－１	豊田市桑原田町松下り	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松下り－１Ａ	豊田市桑原田町松下り	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松下り－１Ｂ	豊田市桑原田町松下り	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松下り－１Ｃ	豊田市桑原田町松下り	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大明－１Ａ	豊田市岩谷町大明	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大明－１Ｂ	豊田市岩谷町大明	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田ノ木洞－１Ａ	豊田市岩谷町大明	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田ノ木洞－１Ｂ	豊田市岩谷町大明	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	堂ノ下－１	豊田市岩谷町牛草	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	堂ノ下－２Ａ	豊田市岩谷町堂ノ下	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	堂ノ下－２Ｂ	豊田市岩谷町中ノ切	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	夜家－１	豊田市岩谷町夜家	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	重松Ａ	豊田市岩神町堂根	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	重松Ｂ	豊田市岩神町重松	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	重松Ｃ	豊田市岩神町重松	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	重松Ｄ	豊田市岩神町重松	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	重松Ｅ	豊田市岩神町簗瀬	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	薄沢－１Ａ	豊田市岩神町薄沢	○	○	2	2	1	1
急傾斜地の崩壊	薄沢－１Ｂ	豊田市岩神町薄沢	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	月原向田－１	豊田市月原町日影	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	月原日影－１	豊田市月原町日影	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ向－１Ａ	豊田市御作町井ノ向	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ向－１Ｂ	豊田市御作町井ノ向	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸上Ａ	豊田市御作町井戸上	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸上Ｂ	豊田市御作町井戸上	○	○	6	6	0	0
急傾斜地の崩壊	日影山	豊田市御作町日影山	○	○	21	9	0	0
急傾斜地の崩壊	西川	豊田市御作町西川	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	御作（Ⅱ）	豊田市御作町正野平	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ平	豊田市御作町上ノ平	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	勘ヶ入－１Ａ	豊田市御作町勘ヶ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	勘ヶ入－１Ｂ	豊田市御作町勘ヶ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深渡－１Ａ	豊田市御作町亀割	○	○	4	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	深渡－１Ｂ	豊田市御作町深渡	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深渡－１Ｃ	豊田市御作町深渡	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日影山－２	豊田市御作町日影山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日影山－３	豊田市御作町日影山	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日影山－４	豊田市御作町日影山	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日影山－５	豊田市御作町日影山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西川－２	豊田市御作町西川	○	―	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	釜土－１	豊田市御作町釜土	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	釜土－２	豊田市御作町釜土	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	釜土－３	豊田市御作町釜土	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	釜土－４	豊田市御作町釜土	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	振ヶ洞	豊田市御作町振ヶ洞	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	御作町勘ヶ入	豊田市御作町勘ヶ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	折平町下屋敷Ａ	豊田市折平町下屋敷	○	○	7	2	0	0
急傾斜地の崩壊	折平町下屋敷Ｂ	豊田市折平町下屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	折平町下屋敷Ｃ	豊田市折平町下屋敷	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	折平町下屋敷Ｄ	豊田市折平町石ノ堂	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	姥ヶ平－１	豊田市折平町姥ヶ平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上屋敷－２Ａ	豊田市折平町西屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上屋敷－２Ｂ	豊田市折平町西屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木	豊田市北一色町梅ノ木	○	○	10	4	0	0
急傾斜地の崩壊	柳洞－１Ａ	豊田市富田町柳洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柳洞－１Ｂ	豊田市富田町柳洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柳洞－２Ａ	豊田市富田町柳洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柳洞－２Ｂ	豊田市富田町柳洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	細首－１	豊田市上渡合町乳母ヶ所	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	弥陀前－１Ａ	豊田市上渡合町萩平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	弥陀前－１Ｂ	豊田市上渡合町日面	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	弥陀前－１Ｃ	豊田市上渡合町前田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上渡合前田－２	豊田市上渡合町前田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上渡合前田－１	豊田市上渡合町井ノ脇	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上渡合Ａ	豊田市上渡合町柿内	○	○	8	5	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	上渡合Ｂ	豊田市上渡合町乳母ヶ所	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上渡合Ｃ	豊田市上渡合町乳母ヶ所	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	問詰	豊田市上渡合町問詰	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深山口－１	豊田市石飛町深山口	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	上渡合浜井場－１	豊田市上渡合町新屋田	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	萩平－１	豊田市上渡合町萩平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	萩平－２	豊田市上渡合町萩平	○	○	4	0	1	0
急傾斜地の崩壊	萩平－３	豊田市上渡合町萩平	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	問詰－２	豊田市上渡合町問詰	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	槇之本－１	豊田市大岩町槇之本	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ヶ洞	豊田市大岩町梅ヶ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神ノ前－２	豊田市大岩町神ノ前	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	漆田Ａ	豊田市松嶺町池下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	漆田Ｂ	豊田市松嶺町池下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	漆田Ｃ	豊田市松嶺町池下	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	漆田Ｄ	豊田市松嶺町池下	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	漆田Ｅ	豊田市松嶺町池下	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	漆田Ｆ	豊田市松嶺町漆田	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	漆田Ｇ	豊田市松嶺町漆田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池下－３	豊田市松嶺町池下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池下－４Ａ	豊田市松嶺町池下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池下－４Ｂ	豊田市松嶺町池下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池下－４Ｃ	豊田市松嶺町池下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池下－４Ｄ	豊田市松嶺町池下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	漆田－１Ａ	豊田市松嶺町池下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	漆田－１Ｂ	豊田市松嶺町池下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池下－２Ａ	豊田市松嶺町漆田	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池下－２Ｂ	豊田市松嶺町漆田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池下－１	豊田市松嶺町蒼嶺	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	九竜－２	豊田市松嶺町九竜	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	九竜－３	豊田市松嶺町九竜	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	九竜－４	豊田市松嶺町九竜	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	池下－５	豊田市松嶺町池下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	定井－１	豊田市小呂町定井	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	定井－２	豊田市小呂町定井	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日影洞Ａ	豊田市小呂町定井	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日影洞Ｂ	豊田市小呂町定井	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	郷丈－２Ａ	豊田市小呂町郷丈	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷丈－２Ｂ	豊田市小呂町郷丈	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷丈－２Ｃ	豊田市小呂町郷丈	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷丈	豊田市小呂町郷丈	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	郷丈－１	豊田市小呂町郷丈	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小呂町森下－１	豊田市小呂町森下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小呂町森下－２	豊田市小呂町森下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御堂－２	豊田市下川口町市ヶ瀬	○	○	1	1	0	0
土石流	下－２	豊田市国閑町下	○	○	1	1	0	0
土石流	妻の神洞	豊田市御所貝津町太田洞	○	○	3	0	0	0
土石流	妻の神沢	豊田市御所貝津町ゾウザ	○	○	3	0	0	0
土石流	向日沢	豊田市御所貝津町九澤	○	○	1	0	0	0
土石流	入山川	豊田市御所貝津町タテフジ	○	○	10	0	0	0
土石流	シマソラ洞	豊田市御所貝津町シマソラ	○	○	5	0	0	0
土石流	シマソラ沢	豊田市御所貝津町シマソラ	○	○	7	0	0	0
土石流	神平	豊田市花沢町神平	○	○	1	0	0	0
土石流	花沢平岩	豊田市花沢町平岩	○	○	1	0	0	0
土石流	宇連野洞	豊田市花沢町宝美	○	○	2	1	0	0
土石流	花沢青木	豊田市花沢町青木	○	—	3	0	0	0
土石流	田之尻洞	豊田市花沢町行田	○	○	4	2	0	0
土石流	市場洞沢	豊田市下山田代町市場洞	○	○	11	0	1	0
土石流	井ノ下沢	豊田市下山田代町日面	○	○	0	0	0	0
土石流	横畑沢	豊田市下山田代町洞	○	○	6	0	0	0
土石流	カジヤ	豊田市下山田代町カジヤ	○	○	3	0	0	0
土石流	室	豊田市杉本町室	○	○	1	0	0	0
土石流	後田	豊田市槇本町後田	○	○	1	0	0	0
土石流	槙本沢	豊田市槇本町後田	○	○	4	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	白石－１	豊田市槇本町白石	○	○	1	0	0	0
土石流	白石沢	豊田市槇本町白石	○	―	3	0	0	0
土石流	細平	豊田市槇本町細平	○	○	2	0	0	0
土石流	白石－２	豊田市槇本町白石	○	―	1	0	0	0
土石流	白石－３	豊田市槇本町白石	○	―	1	0	0	0
土石流	明澤洞	豊田市牛地町明ヶ沢	○	○	1	0	0	0
土石流	管ノ入沢	豊田市冷田町管ノ入	○	―	1	0	0	0
土石流	稲洞	豊田市国閑町下	○	○	6	0	0	0
土石流	下久木沢Ａ	豊田市久木町下久木	○	―	6	0	0	0
土石流	下久木沢Ｂ	豊田市久木町中田	○	○	6	0	0	0
土石流	下久木沢Ｃ	豊田市久木町中田	○	○	6	0	0	0
土石流	槙林沢	豊田市久木町槙林	○	○	1	0	1	1
土石流	東洞沢	豊田市久木町中峰	○	○	2	0	0	0
土石流	宮ノ洞Ａ	豊田市久木町宮ノ洞	○	○	0	0	0	0
土石流	宮ノ洞Ｂ	豊田市久木町雑地	○	○	3	0	0	0
土石流	宮ノ洞Ｃ	豊田市久木町雑地	○	○	3	0	0	0
土石流	中ノ切沢	豊田市久木町栃山	○	○	3	0	0	0
土石流	豊ヶ入沢Ａ	豊田市久木町中畑	○	○	5	0	0	0
土石流	豊ヶ入沢Ｂ	豊田市久木町中畑	○	○	2	0	0	0
土石流	落部沢	豊田市足助町落部	○	○	3	0	1	0
土石流	田ノ木洞	豊田市岩谷町田ノ木洞	○	○	1	0	0	0
土石流	川見沢	豊田市岩神町川見	○	○	0	0	1	0
土石流	岩神川	豊田市岩神町香福庵	○	―	2	0	0	0
土石流	薄沢洞	豊田市岩神町川原	○	○	0	0	0	0
土石流	堂根沢Ａ	豊田市岩神町堂根	○	○	16	0	3	0
土石流	堂根沢Ｂ	豊田市岩神町仲田	○	―	14	0	4	0
土石流	重松沢Ａ	豊田市岩神町簗瀬	○	○	3	0	0	0
土石流	重松沢Ｂ	豊田市岩神町簗瀬	○	○	18	4	1	0
土石流	簗瀬沢	豊田市岩神町重松	○	○	17	0	1	0
土石流	薄沢洞－１	豊田市岩神町薄沢	○	○	0	0	1	0
土石流	中畑沢	豊田市月原町中畑	○	○	5	0	0	0
土石流	丸山沢	豊田市月原町丸山	○	―	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	前廉洞	豊田市月原町下中ノ沢	○	○	0	0	0	0
土石流	前廉沢	豊田市月原町入洞	○	—	4	0	0	0
土石流	井戸上沢	豊田市御作町井戸上	○	—	0	0	0	0
土石流	日影山沢	豊田市御作町日影山	○	○	1	0	0	0
土石流	御作町日影山沢	豊田市御作町日影山	○	○	4	0	0	0
土石流	堀越川第２支川	豊田市御作町西川	○	○	0	0	0	0
土石流	西川川第３支川	豊田市御作町坂下	○	○	0	0	0	0
土石流	勘ヶ入１の沢	豊田市御作町勘ヶ入	○	○	7	0	0	0
土石流	勘ヶ入２の沢	豊田市御作町勘ヶ入	○	○	7	0	0	0
土石流	勘ヶ入３の沢	豊田市御作町勘ヶ入	○	○	6	0	0	0
土石流	深渡沢	豊田市御作町亀割	○	○	2	0	0	0
土石流	深渡洞	豊田市御作町亀割	○	○	1	0	0	0
土石流	韮川第 10 支川	豊田市上渡合町萩平	○	○	2	0	0	0
土石流	萩平沢Ａ	豊田市上渡合町萩平	○	○	23	1	0	0
土石流	萩平沢Ｂ	豊田市上渡合町萩平	○	○	13	0	0	0
土石流	萩平沢Ｃ	豊田市上渡合町萩平	○	○	35	0	1	0
土石流	前田川Ａ	豊田市上渡合町萩平	○	○	1	0	0	0
土石流	前田川Ｂ	豊田市上渡合町萩平	○	○	1	0	0	0
土石流	上渡合沢	豊田市上渡合町前田	○	○	0	0	0	0
土石流	姫野川第 12 支川	豊田市上渡合町前田	○	—	3	0	0	0
土石流	姫野川第 11 支川	豊田市上渡合町乳母ヶ所	○	○	0	0	1	0
土石流	乳母ヶ所沢	豊田市上渡合町柿内	○	○	3	0	0	0
土石流	池下沢	豊田市松嶺町池下	○	○	0	0	0	0
土石流	漆田沢	豊田市松嶺町漆田	○	○	4	0	0	0
土石流	九竜沢	豊田市松嶺町漆田	○	—	0	0	0	0
土石流	九竜洞	豊田市松嶺町九竜	○	—	0	0	0	0
土石流	西城洞	豊田市松嶺町蒼嶺	○	○	0	0	0	0
土石流	池下川	豊田市松嶺町池下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	犬伏川第１支川	豊田市富田町柳洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下屋敷	豊田市大平町下大屋敷	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	香沢－１	豊田市矢並町香沢	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	塚原－１	豊田市保見町西ノ山	○	○	4	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	塚原-3	豊田市保見町西ノ山	○	—	4	0	1	0
急傾斜地の崩壊	九沢－１	豊田市御所貝津町植木洞	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	タコフス－１	豊田市御所貝津町タコフス	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	波奈地方－１Ａ	豊田市花沢町波奈地方	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	波奈地方－１Ｂ	豊田市花沢町波奈地方	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤五区サルツクリ－１Ａ	豊田市花沢町サルツクリ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花澤五区サルツクリ－１Ｂ	豊田市花沢町桜平	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤゲ－１	豊田市花沢町栗島	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蒲生－１Ａ	豊田市大沼町蒲生	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蒲生－１Ｂ	豊田市大沼町蒲生	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蒲生－２	豊田市大沼町蒲生	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大宮屋敷－１	豊田市大沼町大官屋敷	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	大沼町鳥下	豊田市大沼町鳥下	○	—	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	百々平－１	豊田市大沼町百々平	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	東大沼三区大納－１	豊田市大沼町大納	○	○	10	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼三区新井前東－１	豊田市大沼町新井前東	○	○	28	9	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼三区新井前東－２	豊田市大沼町新井前東	○	○	9	4	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼三区新井前東－３	豊田市大沼町新井前東	○	○	17	7	0	0
急傾斜地の崩壊	東大沼三区乗越－１	豊田市大沼町乗越	○	○	11	5	0	0
急傾斜地の崩壊	芦ヶ入下切－１	豊田市大沼町芦ケ入下切	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	芦ヶ入中	豊田市大沼町芦ケ入中	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－１１	豊田市大沼町大洞	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	名牛東－１Ａ	豊田市大沼町名牛東	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	名牛東－１Ｂ	豊田市大沼町名牛東	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	名牛西－１Ａ	豊田市大沼町名牛東	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	名牛西－１Ｂ	豊田市大沼町名牛東	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	名牛西－２	豊田市大沼町名牛西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田折Ａ	豊田市田折町折地洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田折Ｂ	豊田市田折町折地洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	風穴－１Ａ	豊田市田折町風穴	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	風穴－１Ｂ	豊田市田折町風穴	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	長部－１	豊田市大沼町長部	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	置免－１	豊田市神殿町置免	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日折－１	豊田市神殿町日折	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日折－２Ａ	豊田市神殿町日折	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日折－２Ｂ	豊田市神殿町日折	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上日折－１Ａ	豊田市神殿町上日折	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上日折－１Ｂ	豊田市神殿町上日折	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	畑田－１	豊田市神殿町畑田	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	神殿Ａ	豊田市神殿町中切	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	神殿Ｂ	豊田市神殿町中切	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神殿Ｃ	豊田市神殿町中切	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	陣手	豊田市神殿町陣手	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	神殿町中切	豊田市神殿町中切	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川上－２Ａ	豊田市神殿町川上	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川上－２Ｂ	豊田市神殿町川上	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	芦原－１	豊田市神殿町芦原	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	芦原－２	豊田市神殿町芦原	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	入－１	豊田市神殿町入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入－２	豊田市神殿町入	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	カイド－１	豊田市平瀬町カイド	○	○	7	5	0	0
急傾斜地の崩壊	薬師前－１	豊田市平瀬町薬師前	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤフシ－１	豊田市栃立町ヤフシ	○	○	1	1	2	1
急傾斜地の崩壊	栃立丸山－１Ａ	豊田市栃立町丸山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	栃立丸山－１Ｂ	豊田市栃立町丸山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向貝戸－１	豊田市栃立町向貝戸	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ沢Ａ	豊田市栃立町西ノ沢	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ沢Ｂ	豊田市栃立町西ノ沢	○	—	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	父々山-1	豊田市新盛町父々山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	父々山-2	豊田市新盛町父々山	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下八桑-1A	豊田市新盛町一本松	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	下八桑-1B	豊田市新盛町下八桑	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下八桑-1C	豊田市新盛町下八桑	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	新盛森下-1A	豊田市新盛町森下	○	○	4	1	1	1
急傾斜地の崩壊	新盛森下-1B	豊田市新盛町中桑	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	新盛森下-1C	豊田市新盛町中桑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一本松 A	豊田市新盛町曲田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一本松 B	豊田市新盛町清本寺	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小丸根	豊田市新盛町小丸根	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	小守岩-1A	豊田市新盛町小守岩	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	小守岩-1B	豊田市新盛町中桑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下蔵連-1A	豊田市新盛町下蔵連	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下蔵連-1B	豊田市新盛町下蔵連	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松葉	豊田市新盛町松葉	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	内ノ入-1	豊田市新盛町内ノ入	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梅久後-1	豊田市新盛町梅ケ久古	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	引地-４	豊田市新盛町引地	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	須ノ夫-1	豊田市新盛町須ノ夫	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	須ノ夫-2	豊田市新盛町須ノ夫	○	○	3	2	1	0
急傾斜地の崩壊	須ノ夫-3	豊田市新盛町須ノ夫	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	栃ケ洞-1	豊田市新盛町栃ケ洞	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	栃ケ洞-2	豊田市新盛町栃ケ洞	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	栃ケ洞-3	豊田市新盛町中洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	栃ケ洞-4	豊田市新盛町中洞	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	菅田	豊田市新盛町菅田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	郷地ケ入	豊田市新盛町郷地ケ入	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	岩屋-1	豊田市新盛町岩屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩屋-2	豊田市新盛町岩屋	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	前田-３	豊田市連谷町石神	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	連谷前田-1	豊田市連谷町森腰	○	○	4	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	百々町１丁目	豊田市百々町３丁目	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	百々町５丁目―１	豊田市百々町５丁目	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	猿楽-1	豊田市大平町猿楽	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	猿楽-2	豊田市大平町猿楽	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	間世口	豊田市西萩平町間世口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	久江田	豊田市石飛町洞口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	久江田(Ⅱ)A	豊田市石飛町飯野境	○	○	22	3	0	0
急傾斜地の崩壊	久江田(Ⅱ)B	豊田市石飛町飯野境	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高堤Ａ	豊田市石飛町高堤	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高堤Ｂ	豊田市石飛町高堤	○	○	10	9	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛Ａ	豊田市石飛町飯野境	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛Ｂ	豊田市石飛町飯野境	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	高堤-1	豊田市石飛町久江田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	板倉-1	豊田市石飛町板倉	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛間ノ山-1A	豊田市石飛町間ノ山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛間ノ山-1B	豊田市石飛町間ノ山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深山口Ａ	豊田市石飛町深山口	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	深山口Ｂ	豊田市石飛町間ノ山	○	○	28	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ脇Ａ	豊田市藤岡飯野町井ノ脇	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ脇Ｂ	豊田市藤岡飯野町井ノ脇	○	―	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ脇Ｃ	豊田市藤岡飯野町井ノ脇	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	井ノ脇Ｄ	豊田市藤岡飯野町井ノ脇	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	釜下-1	豊田市藤岡飯野町釜下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ脇-1	豊田市藤岡飯野町井ノ脇	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田-６Ａ	豊田市藤岡飯野町小田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田-６Ｂ	豊田市藤岡飯野町小田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田-７	豊田市藤岡飯野町向屋下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田ノ平-1	豊田市藤岡飯野町田ノ平	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	釜下-2	豊田市藤岡飯野町釜下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田-８	豊田市藤岡飯野町小田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仲ノ下Ａ	豊田市藤岡飯野町仲ノ下	○	○	8	2	0	0
急傾斜地の崩壊	仲ノ下Ｂ	豊田市藤岡飯野町仲ノ下	○	○	0	0	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	川下 A	豊田市川下町西	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川下 B	豊田市川下町西	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-1A	豊田市川下町石畑	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-1B	豊田市川下町石畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-2A	豊田市川下町小坂	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-2B	豊田市川下町小坂	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-2C	豊田市川下町小坂	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-3	豊田市川下町五升洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-4	豊田市川下町東	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	川下-5	豊田市川下町空畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-6	豊田市川下町前山	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-7	豊田市川下町川違	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-8	豊田市川下町五十目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-9	豊田市川下町五十目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-10	豊田市川下町井戸入	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-11A	豊田市川下町立縄手	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-11B	豊田市川下町立縄手	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-12	豊田市川下町葭磨	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川下-13	豊田市川下町葭磨	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川田- 3	豊田市川下町川田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川田-2	豊田市川下町川田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東	豊田市川下町東	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	前山	豊田市川下町前山	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	涼堂 A	豊田市樽俣町涼堂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	涼堂 B	豊田市樽俣町涼堂	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	涼堂 C	豊田市樽俣町涼堂	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	涼堂 D	豊田市樽俣町涼堂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	仲田 A	豊田市樽俣町宮下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仲田 B	豊田市樽俣町宮下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	仲田 C	豊田市樽俣町入	○	○	2	1	1	1
急傾斜地の崩壊	涼堂-1	豊田市樽俣町峯	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	涼堂-2A	豊田市樽俣町宮下	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	涼堂-2B	豊田市樽俣町入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	涼堂-3A	豊田市樽俣町栃本	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	涼堂-3B	豊田市樽俣町栃本	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	涼堂-3C	豊田市樽俣町栃本	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	涼堂-4	豊田市樽俣町宮下	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	神田	豊田市樽俣町神田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	峯	豊田市樽俣町峯	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中西	豊田市樽俣町中西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	姥ケ平	豊田市折平町姥ケ平	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大木本－２A	豊田市大蔵町笠松	○	○	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	大木本－２B	豊田市大蔵町大木本	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	下平竹ノ下－１	豊田市下平町竹ノ下	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	下平竹ノ下－２A	豊田市下平町総助ケ入	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	下平竹ノ下－２B	豊田市下平町総助ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中ノ沢甲Ａ	豊田市下平町中ノ沢甲	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中ノ沢甲Ｂ	豊田市下平町中ノ沢甲	○	○	7	5	0	0
急傾斜地の崩壊	中ノ沢甲Ｃ	豊田市下平町中ノ沢甲	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下平長畑－１	豊田市下平町長畑	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下平長畑－２	豊田市下平町長畑	○	○	6	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下平	豊田市下平町中ノ沢甲	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田面－１	豊田市岩谷町田面	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大界－１	豊田市岩谷町大界	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩谷	豊田市岩谷町陣手	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中ノ田-　1	豊田市平沢町牛ハミ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平沢日カゲ-　1	豊田市平沢町日カゲ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平沢井戸洞-1A	豊田市平沢町井戸洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平沢井戸洞-1B	豊田市平沢町井戸洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平沢中洞-1	豊田市平沢町中洞	○	○	4	2	1	0
急傾斜地の崩壊	中洞	豊田市平沢町中洞	○	○	5	3	1	1
急傾斜地の崩壊	赤田和Ａ	豊田市平沢町赤田和	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	赤田和Ｂ	豊田市平沢町赤田和	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	平沢-1	豊田市平沢町中洞	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	平沢-2	豊田市平沢町柳ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	イナハ	豊田市千田町イナハ	○	○	10	9	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥ケ根- 1	豊田市千田町鳥ケ根	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小野間-1	豊田市千田町小野間	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千田	豊田市千田町イナハ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	有洞	豊田市有洞町日向	○	○	7	6	0	0
急傾斜地の崩壊	乗越－１	豊田市有洞町日向	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向洞－１	豊田市有洞町向洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	吹ケ窪－１	豊田市有洞町吹ケ窪	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	塩ノ沢Ａ	豊田市塩ノ沢町宮下	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	塩ノ沢Ｂ	豊田市塩ノ沢町宮下	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	塩ノ沢Ｃ	豊田市塩ノ沢町宮下	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	塩ノ沢Ｄ	豊田市塩ノ沢町宮下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	塩ノ沢Ｅ	豊田市塩ノ沢町大曲	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	塩ノ沢宮下-1	豊田市塩ノ沢町宮下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	二斗蒔-1	豊田市塩ノ沢町二斗蒔	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	二斗蒔-2A	豊田市塩ノ沢町二斗蒔	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	二斗蒔-2B	豊田市塩ノ沢町二斗蒔	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	下御堂下切	豊田市幸海町下御堂下切	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	下御堂下切－１	豊田市幸海町下御堂下切	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	乗越－２	豊田市滝脇町乗越	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	滝脇町向田－１	豊田市滝脇町向田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ入－１	豊田市滝脇町宮ノ入	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	雲雀田－１	豊田市滝脇町雲雀田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	滝脇町Ａ	豊田市滝脇町杉長入	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	滝脇町Ｂ	豊田市滝脇町杉長入	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	岩倉町	豊田市岩倉町越油	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	塚ノ本	豊田市中金町雁又	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	新盛町	豊田市新盛町奥ノ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大蔵森下-1	豊田市大蔵町森下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	国閑町Ａ	豊田市国閑町見安	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	国閑町Ｂ	豊田市国閑町見安	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	国閑町Ｃ	豊田市国閑町山ノ神	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	国閑町Ｄ	豊田市国閑町南	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	国閑町Ｅ	豊田市国閑町轆轤木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	国閑町Ｆ	豊田市国閑町轆轤木	○	○	0	0	0	0
土石流	九沢沢	豊田市御所貝津町植木洞	○	○	4	0	0	0
土石流	太田川第３支川	豊田市大沼町芦ケ入中	○	―	10	0	1	0
土石流	名牛西沢	豊田市大沼町名牛西	○	―	5	0	0	0
土石流	名牛東沢	豊田市大沼町名牛東	○	○	7	0	0	0
土石流	大柿洞Ａ	豊田市大沼町大萩	○	○	0	0	0	0
土石流	大柿洞Ｂ	豊田市大沼町大萩	○	○	0	0	0	0
土石流	田平川	豊田市田平沢町甚五郎下	○	―	8	0	1	0
土石流	上日折沢	豊田市神殿町笹ケ田和	○	―	2	0	1	0
土石流	父々山沢	豊田市新盛町大岩	○	―	1	0	0	0
土石流	深沼沢	豊田市新盛町細久古	○	○	0	0	0	0
土石流	一本松沢	豊田市新盛町森下	○	○	2	0	0	0
土石流	清本寺沢	豊田市新盛町清本寺	○	○	2	0	0	0
土石流	中桑沢	豊田市新盛町入り	○	○	2	0	0	0
土石流	下蔵連沢	豊田市新盛町松葉	○	○	1	0	0	0
土石流	下蔵連沢-2	豊田市新盛町下蔵連	○	○	1	0	0	0
土石流	日向沢Ａ	豊田市新盛町開サ	○	―	4	0	0	0
土石流	日向沢Ｂ	豊田市新盛町内ノ入	○	○	4	0	0	0
土石流	日向沢Ｃ	豊田市新盛町内ノ入	○	○	4	0	0	0
土石流	梅ケ久古沢	豊田市新盛町梅ケ久古	○	○	2	0	0	0
土石流	引地沢-　1	豊田市新盛町引地	○	○	1	0	0	0
土石流	須ノ夫川	豊田市新盛町三升蒔	○	○	0	0	0	0
土石流	須ノ夫洞	豊田市新盛町須ノ夫	○	○	2	0	0	0
土石流	中洞沢	豊田市新盛町中洞	○	○	0	0	1	0
土石流	栃ヶ洞沢	豊田市新盛町栃ケ洞	○	○	3	0	1	0
土石流	郷地ヶ入沢	豊田市新盛町郷地ケ入	○	―	2	0	0	0
土石流	岩屋洞	豊田市新盛町岩屋	○	―	1	0	0	0
土石流	岩屋沢Ａ	豊田市新盛町岩屋	○	○	2	0	0	0
土石流	岩屋沢Ｂ	豊田市新盛町岩屋	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	連谷川Ａ	豊田市連谷町石神	○	○	6	0	0	0
土石流	連谷川Ｂ	豊田市連谷町石神	○	○	2	0	0	0
土石流	石神沢	豊田市連谷町石神	○	○	0	0	0	0
土石流	西大下川	豊田市連谷町前田	○	○	7	0	2	0
土石流	梁山口川	豊田市石飛町間ノ山	○	—	1	0	0	0
土石流	高堤川	豊田市石飛町洞口	○	○	2	0	0	0
土石流	姫野川第８支川	豊田市藤岡飯野町井ノ脇	○	○	0	0	2	0
土石流	石飛川第１支川	豊田市藤岡飯野町仲ノ下	○	○	4	0	0	0
土石流	川下１の沢	豊田市川下町川違	○	○	1	0	0	0
土石流	川下２の沢	豊田市川下町小坂	○	○	4	0	0	0
土石流	盛上	豊田市川下町盛上	○	—	0	0	0	0
土石流	丹波川第２支川	豊田市樽俣町涼堂	○	○	5	2	0	0
土石流	矢作川第 34 支川	豊田市樽俣町中西	○	○	1	0	0	0
土石流	涼堂沢	豊田市樽俣町槇本	○	○	4	0	0	0
土石流	樽俣沢	豊田市樽俣町峯	○	○	4	0	0	0
土石流	樽俣沢第１支川	豊田市樽俣町入	○	○	2	0	0	0
土石流	涼堂	豊田市樽俣町涼堂	○	○	0	0	0	0
土石流	峯	豊田市樽俣町峯	○	○	3	0	0	0
土石流	入	豊田市樽俣町入	○	○	3	0	0	0
土石流	槇本	豊田市樽俣町槇本	○	○	4	0	0	0
土石流	大木本沢	豊田市大蔵町大木本	○	○	2	0	1	0
土石流	上ノ入洞	豊田市大蔵町森下	○	—	0	0	1	0
土石流	山口沢Ａ	豊田市下平町山口	○	○	3	0	0	0
土石流	山口沢Ｂ	豊田市下平町大平	○	○	0	0	0	0
土石流	山口沢Ｃ	豊田市下平町大平	○	○	0	0	0	0
土石流	山口沢Ｄ	豊田市下平町大平	○	○	0	0	0	0
土石流	山口沢Ｅ	豊田市下平町山口	○	○	3	0	0	0
土石流	長畑沢	豊田市下平町長畑	○	○	3	0	0	0
土石流	長畑沢Ａ	豊田市下平町山口	○	○	10	6	0	0
土石流	長畑沢Ｂ	豊田市下平町山口	○	○	3	0	0	0
土石流	中ノ沢甲沢	豊田市下平町中ノ沢甲	○	○	2	0	0	0
土石流	中ノ沢甲沢- 1	豊田市下平町中ノ沢甲	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	大界沢	豊田市岩谷町大界	○	—	1	0	0	0
土石流	堂ノ下沢	豊田市岩谷町陣手	○	—	2	0	0	0
土石流	尾々下沢	豊田市平沢町牛ハミ	○	○	0	0	0	0
土石流	介木坂沢	豊田市平沢町中洞	○	○	3	0	0	0
土石流	介木坂洞 A	豊田市平沢町大入	○	—	0	0	0	0
土石流	介木坂洞 B	豊田市平沢町介木坂	○	○	4	0	0	0
土石流	介木坂洞 C	豊田市平沢町介木坂	○	—	1	0	0	0
土石流	井戸洞沢	豊田市平沢町井戸洞	○	—	1	0	0	0
土石流	井戸洞川- 1	豊田市平沢町井戸洞	○	—	1	0	0	0
土石流	日カゲ洞	豊田市平沢町日カゲ	○	—	2	0	0	0
土石流	日カゲ沢	豊田市平沢町横畑	○	○	3	0	0	0
土石流	上屋敷沢- 3	豊田市千田町上屋敷	○	○	1	0	0	0
土石流	小野間洞	豊田市千田町小野間	○	○	1	0	0	0
土石流	二斗蒔沢	豊田市塩ノ沢町宮下	○	○	4	0	1	0
土石流	大曲り沢	豊田市塩ノ沢町大曲	○	—	3	0	0	0
土石流	雲雀田川第２支川	豊田市滝脇町杉長入	○	○	0	0	1	0
土石流	雲雀田川第５支川	豊田市滝脇町向田	○	○	2	0	0	0
土石流	東中金洞	豊田市中金町雁又	○	—	0	0	1	0
土石流	下蔵連沢 A	豊田市新盛町奥ノ洞	○	○	1	0	0	0
土石流	下蔵連沢 B	豊田市新盛町奥ノ洞	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	池ノ上―1	豊田市坂上町池ノ上	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見町井ノ向-1	豊田市保見町井ノ向	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	西古城-1	豊田市保見町北山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	北山 A	豊田市保見町北山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	北山 B	豊田市保見町北山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西古城-2	豊田市保見町西古城	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西古城-3	豊田市保見町西古城	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北山-1	豊田市保見町北山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	横山-1	豊田市保見町小黒実	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	横山	豊田市保見町横山	○	○	3	1	1	0
急傾斜地の崩壊	神戸	豊田市広幡町高根	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	八枚-1	豊田市広幡町高根	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	馬道通 A	豊田市加納町馬道通	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	馬道通 B	豊田市加納町馬道通	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	馬道通-1	豊田市加納町馬道通	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西稲場-1	豊田市御船町山屋敷	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	洞口-1	豊田市御船町東山畑	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東山畑-2	豊田市御船町東山畑	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大釜-2	豊田市御船町大釜	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	滝-1A	豊田市御船町滝	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	滝-1B	豊田市御船町滝	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	崩田-1	豊田市池島町崩田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	崩田-2A	豊田市池島町崩田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	崩田-2B	豊田市池島町崩田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	崩田-2C	豊田市池島町崩田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	猪道-1	豊田市下切町猪道	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一本松 A	豊田市下中町一本松	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一本松 B	豊田市下中町一本松	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	金山-4	豊田市下中町一本松	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	金山-2A	豊田市下中町金山	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	金山-2B	豊田市下中町金山	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	金山-1	豊田市下中町下中	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	金山-3	豊田市下中町下中	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下中-1	豊田市下中町下中	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日影-3	豊田市下中町下中	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下貝戸-2A	豊田市下中町下貝戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下貝戸-2B	豊田市下中町下貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下貝戸-2C	豊田市下中町下貝戸	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下貝戸-1	豊田市下中町下貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	久々里木-2A	豊田市下中町久々里木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	久々里木-2B	豊田市下中町久々里木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	久々里木-1A	豊田市下中町久々里木	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	久々里木-1B	豊田市下中町久々里木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	真名平-2A	豊田市下中町大比良	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	真名平-2B	豊田市下中町大比良	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	真名平-2C	豊田市下中町大比良	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	真名平-1A	豊田市下中町真名平	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	真名平-1B	豊田市下中町真名平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	真名平-3A	豊田市下中町中根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	真名平-3B	豊田市下中町真名平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	真名平-3C	豊田市下中町大入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下中切宮ノ前-1A	豊田市下中町宮ノ前	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	下中切宮ノ前-1B	豊田市下中町宮ノ前	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	下中切宮ノ前-1C	豊田市下中町宮ノ前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日影-1（Ⅰ）	豊田市下中町日影	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日影-2（Ⅰ）	豊田市下中町上貝津	○	○	1	1	0	0
土石流	西古城沢	豊田市保見町北山	○	○	0	0	0	0
土石流	加納川第３支川	豊田市加納町馬道通	○	○	1	0	1	0
土石流	加納川第２支川	豊田市加納町馬道通	○	○	0	0	1	0
土石流	加納川第４支川	豊田市加納町馬道通	○	○	1	0	1	0
土石流	猪道沢	豊田市下切町猪道	○	○	1	0	0	0
土石流	丹波川第３支川	豊田市下中町一本松	○	○	1	0	0	0
土石流	金山沢	豊田市下中町金山	○	○	2	0	0	0
土石流	金山洞	豊田市下中町金山	○	○	4	0	0	0
土石流	真坂沢	豊田市下中町丸根	○	○	0	0	0	0
土石流	下中川	豊田市下中町真坂	○	—	2	0	1	0
土石流	中根洞	豊田市下中町真名平	○	○	1	0	0	0
土石流	一本松	豊田市下中町大入	○	○	0	0	0	0
土石流	下中沢支川	豊田市下中町宮ノ前	○	○	0	0	0	0
土石流	崩田沢	豊田市池島町崩田	○	○	0	0	0	0
土石流	池島川-1A	豊田市池島町槇田	○	○	0	0	0	0
土石流	池島川-1B	豊田市池島町槇田	○	○	0	0	0	0
土石流	池島川-1C	豊田市池島町神手	○	○	0	0	0	0
土石流	池島川-1D	豊田市池島町神手	○	○	0	0	0	0
土石流	畑平沢	豊田市池島町畑平	○	—	2	0	0	0
土石流	一式沢	豊田市池島町砥屋	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	池島川	豊田市池島町山口	○	—	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大摺	豊田市大河原町大摺	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大摺－２	豊田市大河原町大摺	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大摺－３	豊田市大河原町大摺	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大摺－１Ａ	豊田市大河原町大摺	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大摺－１Ｂ	豊田市大河原町大摺	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大摺－１Ｃ	豊田市大河原町大摺	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	辻畑Ａ	豊田市大河原町辻畑	○	○	12	6	1	0
急傾斜地の崩壊	辻畑Ｂ	豊田市大河原町辻畑	○	○	10	8	0	0
急傾斜地の崩壊	辻畑Ｃ	豊田市大河原町辻畑	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	床名目－１	豊田市大河原町床名目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下河原	豊田市大河原町下河原	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	八ツ沢－１	豊田市大河原町八ツ沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中畑－１Ａ	豊田市大河原町中畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中畑－１Ｂ	豊田市大河原町中畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中畑－１Ｃ	豊田市大河原町中畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大河原五升蒔－１Ａ	豊田市大河原町五升蒔	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大河原五升蒔－１Ｂ	豊田市大河原町五升蒔	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	塩名目－１	豊田市大河原町塩名目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	塩名目－２	豊田市大河原町塩名目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	三斗蒔－４	豊田市篭林町三斗蒔	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	本郷	豊田市篭林町本郷	○	○	9	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞	豊田市篭林町大洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	京良平	豊田市篭林町京良平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	塩平－１	豊田市篭林町塩平	○	○	4	0	1	1
急傾斜地の崩壊	塩平－２	豊田市篭林町塩平	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田振Ａ	豊田市田振町中西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田振Ｂ	豊田市田振町東入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田振Ｃ	豊田市田振町東入	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	田振Ｄ	豊田市田振町東入	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	田振Ｅ	豊田市田振町東入	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田振Ｆ	豊田市田振町東入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田振Ｇ	豊田市田振町東入	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	田振Ｈ	豊田市田振町東入	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神－２	豊田市久木町山ノ神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神－３	豊田市久木町山ノ神	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神－４	豊田市久木町山ノ神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神－５	豊田市久木町山ノ神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神－６	豊田市久木町山ノ神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	皿田－１Ａ	豊田市蘭町皿田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	皿田－１Ｂ	豊田市蘭町皿田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭村西洞－１	豊田市蘭町下洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭村西洞－２	豊田市蘭町西洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭村西洞－３	豊田市蘭町西洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭村花ノ木－１	豊田市蘭町花ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭村花ノ木－２	豊田市蘭町花ノ木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭村花ノ木－３	豊田市蘭町花ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭村西洞－４	豊田市蘭町西洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大向－１	豊田市蘭町大向	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大向－２	豊田市蘭町大向	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩－７	豊田市蘭町平岩	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭村神田－１Ａ	豊田市蘭町神田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭村神田－１Ｂ	豊田市蘭町神田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	新田－１	豊田市蘭町新田	○	―	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東蘭大下－２Ａ	豊田市蘭町大下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東蘭大下－２Ｂ	豊田市蘭町大下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東蘭大下－２Ｃ	豊田市蘭町大下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東蘭大下－２Ｄ	豊田市蘭町大下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東蘭大下－１	豊田市蘭町大下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大下－１	豊田市蘭町大下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大下－２	豊田市蘭町大下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川原田－１	豊田市蘭町川原田	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	川原田－２	豊田市蘭町川原田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川原田－３	豊田市蘭町川原田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川原田－４	豊田市蘭町川原田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川原田－５	豊田市蘭町川原田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ナッパイ－１	豊田市黒坂町ナッパイ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下平－１	豊田市黒坂町下平	○	○	2	2	1	1
急傾斜地の崩壊	古宿－１	豊田市黒坂町古宿	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	沼－２	豊田市黒坂町古宿	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	沼－１	豊田市黒坂町沼	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	沼－３	豊田市黒坂町沼	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	黒坂大下－１	豊田市黒坂町大下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	黒坂	豊田市黒坂町下田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西ヶ洞－２	豊田市上仁木町下苅	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上仁木日面－１	豊田市上仁木町大柱	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上仁木日面－３Ａ	豊田市上仁木町恵坪ケ入	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	上仁木日面－３Ｂ	豊田市上仁木町恵坪ケ入	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	上仁木日面－２Ａ	豊田市上仁木町日面畑	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上仁木日面－２Ｂ	豊田市上仁木町石田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面	豊田市上仁木町日面	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上仁木日面－４Ａ	豊田市上仁木町日面	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上仁木日面－４Ｂ	豊田市上仁木町日面	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上仁木日面－６	豊田市上仁木町豆畑	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上仁木日面－５Ａ	豊田市上仁木町萩ノ口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上仁木日面－５Ｂ	豊田市上仁木町萩ノ口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蒔本	豊田市上仁木町蒔本	○	○	9	3	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神（Ⅱ）Ａ	豊田市上仁木町下田	○	○	7	1	1	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神（Ⅱ）Ｂ	豊田市上仁木町下田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ神（Ⅰ）	豊田市上仁木町車屋	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	広見Ａ	豊田市上仁木町広見	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	広見Ｂ	豊田市上仁木町広見	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	広見Ｃ	豊田市上仁木町広見	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	山神－２	豊田市上仁木町広見	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	山神－３Ａ	豊田市上仁木町山神	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山神－３Ｂ	豊田市上仁木町山神	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山神－１Ａ	豊田市上仁木町山神	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山神－１Ｂ	豊田市上仁木町山神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山神－４	豊田市上仁木町山神	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	七升蒔－１Ａ	豊田市上仁木町宇頭洞	○	○	7	3	0	0
急傾斜地の崩壊	七升蒔－１Ｂ	豊田市上仁木町宇頭洞	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	七升蒔－２	豊田市上仁木町七升蒔	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市ケ平	豊田市荷掛町市ケ平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	荷掛－８	豊田市荷掛町阿形	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	荷掛－６	豊田市荷掛町阿形	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿形	豊田市荷掛町阿形	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	荷掛－５	豊田市荷掛町丹波	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	丹波	豊田市荷掛町丹波	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	荷掛－４	豊田市荷掛町田中	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	荷掛－１Ａ	豊田市荷掛町広畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	荷掛－１Ｂ	豊田市荷掛町広畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	荷掛－１Ｃ	豊田市荷掛町広畑	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	荷掛－２Ａ	豊田市荷掛町尺口	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	荷掛－２Ｂ	豊田市荷掛町尺口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	荷掛－３	豊田市荷掛町石田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	杉ケ沢－１	豊田市大平町杉ケ沢	○	○	1	0	0	1
急傾斜地の崩壊	杉ケ沢－２	豊田市大平町杉ケ沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	折戸	豊田市大平町折戸	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	樫ノ戸－２	豊田市大平町折戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神殿－１	豊田市大平町神殿	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	神殿－２	豊田市大平町神殿	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	三ツ又木	豊田市大平町三ツ又木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中根－１	豊田市大平町那木ノ前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中根－２	豊田市大平町中根	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩－１	豊田市大平町漆畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ヶ沢－１	豊田市大平町宮ケ沢	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大平吉田－１Ａ	豊田市大平町宮ケ沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大平吉田－１Ｂ	豊田市大平町吉田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	槙平－１	豊田市大平町槙平	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	貝磯	豊田市大平町貝磯	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	和那ヶ沢－２	豊田市大平町和那ケ沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	和那ヶ沢－１	豊田市大平町和那ケ沢	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	浜松－１	豊田市大平町浜松	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	浜松家下－２Ａ	豊田市大平町浜松家下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	浜松家下－２Ｂ	豊田市大平町浜松家下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	浜松	豊田市大平町菖蒲ケ入	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	浜松家下－１	豊田市大平町浜松家下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	池バサ－１Ａ	豊田市有間町池ハサ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	池バサ－１Ｂ	豊田市有間町池ハサ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山本	豊田市有間町山本	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	惣作	豊田市有間町惣作	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大坪Ａ	豊田市大坪町新シ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大坪Ｂ	豊田市大坪町新シ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向沢尻－１	豊田市大坪町向沢尻	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中畑－１Ａ	豊田市大坪町中畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中畑－１Ｂ	豊田市大坪町中畑	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大坪中平－１	豊田市大坪町中平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木元－１	豊田市大坪町梅ノ木元	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下大坪－１	豊田市大坪町下大坪	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	久保見－１	豊田市大坪町久保見	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	スナタ－１	豊田市大坪町砂田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大坪中屋－１	豊田市大坪町中屋	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	砂田－１	豊田市大坪町砂田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大坪柿平－１	豊田市大坪町柿平	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	日向下－１	豊田市大坪町日向下	○	○	2	2	1	1
急傾斜地の崩壊	日向下－２	豊田市大坪町日向下	○	○	3	2	1	1
急傾斜地の崩壊	日向下－３	豊田市大坪町日向下	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	殿貝戸－３	豊田市大坪町殿貝戸	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	殿貝戸－４	豊田市大坪町殿貝戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	殿貝戸－５	豊田市大坪町殿貝戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	殿貝戸－６	豊田市大坪町殿貝戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木元－２	豊田市大坪町梅ノ木元	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高能田	豊田市大坪町高能田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	黒田－１	豊田市大坪町黒田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	黒田－２	豊田市大坪町黒田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	駒	豊田市大坪町駒	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	新シ	豊田市大坪町新シ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蒔田和	豊田市大坪町蒔田和	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	笹戸Ａ	豊田市笹戸町前田	○	○	4	3	1	0
急傾斜地の崩壊	笹戸Ｂ	豊田市笹戸町前田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	笹戸Ｃ	豊田市笹戸町前田	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神田－７	豊田市笹戸町神田	○	○	3	1	1	1
急傾斜地の崩壊	神谷	豊田市笹戸町神谷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	新子－１	豊田市市平町洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山際－１Ａ	豊田市市平町山際	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山際－１Ｂ	豊田市市平町山際	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	細久伍	豊田市市平町細久伍	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ下	豊田市市平町井ノ下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坂	豊田市市平町坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	浅黄田－１	豊田市東萩平町浅黄田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	浅黄田－２Ａ	豊田市東萩平町浅黄田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	浅黄田－２Ｂ	豊田市東萩平町浅黄田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	糯田－１	豊田市東萩平町糯田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東萩平北垣内－１	豊田市東萩平町北垣内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東萩平北垣内－２	豊田市東萩平町北垣内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東萩平北垣内－３	豊田市東萩平町伸洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東萩平北垣内－４Ａ	豊田市東萩平町伸洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東萩平北垣内－４Ｂ	豊田市東萩平町伸洞	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	浜井場－１	豊田市東萩平町浜井場	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	内垣内－１	豊田市東萩平町小洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小洞	豊田市東萩平町小洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	内垣内－２	豊田市東萩平町内垣内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	不二庵	豊田市東萩平町不二庵	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿平	豊田市東萩平町柿平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	万根	豊田市万根町松葉	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	松葉－３	豊田市万根町松葉	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松葉－４	豊田市万根町松葉	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松葉－５	豊田市万根町松葉	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	釜ノ口	豊田市万根町釜ノ口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小麦田	豊田市万根町小麦田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	飯野（Ⅰ）	豊田市藤岡飯野町弥治前	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	飯野（Ⅱ）Ａ	豊田市藤岡飯野町出口	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	飯野（Ⅱ）Ｂ	豊田市藤岡飯野町出口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	飯野（Ⅱ）Ｃ	豊田市藤岡飯野町出口	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	弥治前Ａ	豊田市藤岡飯野町弥治前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	弥治前Ｂ	豊田市藤岡飯野町弥治前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平畑Ａ	豊田市藤岡飯野町辻戸	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平畑Ｂ	豊田市藤岡飯野町辻戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原－１Ａ	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原－１Ｂ	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	天貝戸－１Ａ	豊田市藤岡飯野町弥治前	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	天貝戸－１Ｂ	豊田市藤岡飯野町弥治前	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	天貝戸－１Ｃ	豊田市藤岡飯野町弥治前	○	○	2	2	1	0
急傾斜地の崩壊	五釜－１	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原－２	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	二反田－１	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	出口－２	豊田市藤岡飯野町出口	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	平池	豊田市田茂平町平地	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ノ木田－１Ａ	豊田市田茂平町井ノ口	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ノ木田－１Ｂ	豊田市田茂平町柿ノ木田	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	川端	豊田市田茂平町川端	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深見	豊田市深見町大屋	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅰ）A	豊田市深見町細田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅰ）B	豊田市深見町細田	○	—	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	市場（Ⅱ）	豊田市深見町市場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞A	豊田市深見町向イ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞B	豊田市深見町向イ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞－１	豊田市深見町向イ洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞－２	豊田市深見町向イ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田－１	豊田市深見町洞田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	水上	豊田市深見町水上	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	清田	豊田市西中山町清田	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山（Ⅰ）	豊田市西中山町神子塚	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中清田－１	豊田市西中山町中清田	○	○	10	4	0	0
急傾斜地の崩壊	神田－８	豊田市加納町神田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寄元	豊田市加納町寄元	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	寺山	豊田市加納町寺山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	元薬師－１	豊田市加納町元薬師	○	—	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤山－１	豊田市加納町藤山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一ノ井－１A	豊田市加納町一石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一ノ井－２B	豊田市加納町一石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神田－９	豊田市加納町一石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	波岩－１	豊田市平戸橋町波岩	○	—	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	波岩（Ⅰ）	豊田市平戸橋町波岩	○	—	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	波岩（Ⅱ）	豊田市平戸橋町波岩	○	—	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	馬場瀬A	豊田市平戸橋町馬場瀬	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	馬場瀬B	豊田市平戸橋町馬場瀬	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	馬場瀬－２	豊田市平戸橋町馬場瀬	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	馬場瀬－３	豊田市平戸橋町馬場瀬	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	波岩－５	豊田市平戸橋町波岩	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	波岩－６	豊田市平戸橋町波岩	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	扶桑町２丁目A	豊田市扶桑町２丁目	○	—	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	扶桑町２丁目Ｂ	豊田市扶桑町２丁目	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	扶柔町３丁目Ａ	豊田市扶桑町３丁目	○	―	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	扶柔町３丁目Ｂ	豊田市扶桑町３丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	扶桑町６丁目Ａ	豊田市扶桑町６丁目	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	扶桑町６丁目Ｂ	豊田市扶桑町６丁目	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	扶桑町９丁目－１	豊田市扶桑町９丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	扶桑町４丁目－１	豊田市扶桑町４丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥坂根	豊田市御船町申原	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥坂根－１	豊田市御船町申原	○	―	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大釜－１	豊田市御船町奥山畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩Ａ	豊田市枝下町平岩	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩Ｂ	豊田市枝下町平岩	○	○	9	3	0	0
急傾斜地の崩壊	葭洞Ａ	豊田市枝下町葭洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	葭洞Ｂ	豊田市枝下町葭洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	舞木道－１	豊田市枝下町舞木道	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩里林－１	豊田市枝下町岩里林	○	○	3	0	0	0
土石流	大摺沢Ａ	豊田市大河原町大摺	○	○	0	0	1	1
土石流	大摺沢Ｂ	豊田市大河原町大摺	○	○	0	0	0	0
土石流	大摺沢Ｃ	豊田市大河原町大摺	○	○	0	0	0	0
土石流	大摺洞の２	豊田市大河原町銚子	○	○	0	0	2	0
土石流	辻畑沢	豊田市大河原町辻畑	○	○	4	0	0	0
土石流	大河原１の沢	豊田市大河原町滝ノ洞	○	○	2	0	0	0
土石流	中畑沢－１	豊田市大河原町中畑	○	○	1	0	0	0
土石流	中畑洞	豊田市大河原町中畑	○	○	2	0	0	0
土石流	本郷沢－２	豊田市篭林町本郷	○	○	10	0	0	0
土石流	本郷洞－１	豊田市篭林町三斗蒔	○	○	5	0	0	0
土石流	京良平沢	豊田市篭林町京良平	○	○	2	0	0	0
土石流	本郷１の沢	豊田市篭林町大洞	○	○	2	0	0	0
土石流	巴川第 30 支川	豊田市篭林町塩平	○	○	5	0	1	0
土石流	中西沢	豊田市田振町大滝	○	○	1	0	0	0
土石流	東入沢	豊田市田振町東入	○	―	5	0	1	0
土石流	宮ノ洞沢	豊田市久木町宮ノ洞	○	―	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	下洞沢	豊田市蘭町下洞	○	○	1	0	0	0
土石流	向田沢－１	豊田市蘭町花ノ木	○	―	2	0	0	0
土石流	的場沢－１	豊田市黒坂町羽根	○	○	6	0	0	0
土石流	大石沢	豊田市黒坂町栗下	○	○	1	0	0	0
土石流	平岩沢	豊田市黒坂町北畑	○	○	1	0	0	0
土石流	山ノ神沢	豊田市黒坂町北畑	○	○	2	0	0	0
土石流	山下沢	豊田市黒坂町北畑	○	○	4	1	0	0
土石流	西街道洞	豊田市黒坂町大空	○	○	2	0	0	0
土石流	上仁木沢	豊田市上仁木町日面畑	○	○	5	0	0	0
土石流	山ノ神沢Ａ	豊田市上仁木町宇頭坂	○	○	1	0	0	0
土石流	山ノ神沢Ｂ	豊田市上仁木町宇頭坂	○	○	1	0	0	0
土石流	宇頭洞沢	豊田市上仁木町宇頭洞	○	○	5	0	0	0
土石流	尺口川１の沢	豊田市荷掛町広畑	○	○	2	0	0	0
土石流	尺口川２の沢	豊田市荷掛町石田	○	○	6	3	0	0
土石流	尺口川	豊田市荷掛町石田	○	○	2	2	0	0
土石流	石ヶ窪洞	豊田市大平町神ノ切	○	○	0	0	0	0
土石流	三ツ又木沢	豊田市大平町三ツ又木	○	○	0	0	0	0
土石流	中根沢Ａ	豊田市大平町中根	○	○	1	0	0	0
土石流	中根沢Ｂ	豊田市大平町中根	○	―	2	0	0	0
土石流	宮ヶ沢	豊田市大平町四ツ辻	○	○	1	0	0	0
土石流	吉田沢	豊田市大平町吉田	○	○	1	0	0	0
土石流	和那ヶ沢川Ａ	豊田市大平町和那ケ沢	○	―	0	0	0	0
土石流	和那ヶ沢川Ｂ	豊田市大平町与八洞	○	○	0	0	0	0
土石流	和那ヶ沢洞	豊田市大平町和那ケ沢	○	○	1	0	0	0
土石流	菖浦ヶ入沢	豊田市大平町菖蒲ケ入	○	○	0	0	0	0
土石流	下山洞	豊田市大平町下山	○	○	0	0	1	1
土石流	下山沢	豊田市大平町下山	○	―	1	0	0	0
土石流	宇内戸沢	豊田市有間町入之洞	○	―	4	0	0	0
土石流	小田川	豊田市有間町空山	○	―	2	0	0	0
土石流	矢作川第 31 支川	豊田市有間町桑凹	○	○	2	0	0	0
土石流	矢作川第 30 支川	豊田市有間町桑凹	○	○	2	0	0	0
土石流	矢作川第 29 支川	豊田市有間町池ハサ	○	―	6	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	有間川	豊田市有間町赤坂	○	○	17	0	0	0
土石流	下有間支川	豊田市有間町峰ヶ洞	○	○	12	0	0	0
土石流	大坪川支川	豊田市大坪町入山	○	○	1	0	0	0
土石流	池入沢	豊田市大坪町池ノ入	○	—	1	0	0	0
土石流	殿貝戸洞	豊田市大坪町殿貝戸	○	○	1	0	0	0
土石流	神谷沢－１	豊田市笹戸町神谷	○	○	6	0	0	0
土石流	寺田沢	豊田市笹戸町坊	○	○	4	1	0	0
土石流	南沢	豊田市笹戸町山本	○	○	5	0	0	0
土石流	市平川	豊田市市平町細久伍	○	○	7	1	0	0
土石流	山中沢	豊田市市平町山際	○	○	3	0	0	0
土石流	矢作川第 82 支川	豊田市市平町長洞	○	○	0	0	1	0
土石流	山中洞	豊田市市平町山中	○	○	1	0	0	0
土石流	阿摺川第 19 支川Ａ	豊田市万根町松葉	○	○	4	0	0	0
土石流	阿摺川第 19 支川Ｂ	豊田市万根町松葉	○	○	4	0	0	0
土石流	釜ノ口川	豊田市万根町油ノ木	○	○	0	0	0	0
土石流	釜ノ口沢	豊田市万根町釜ノ口	○	○	0	0	0	0
土石流	小麦田沢	豊田市万根町小麦田	○	○	1	0	0	0
土石流	姫野川第７支川	豊田市藤岡飯野町出口	○	○	4	0	0	0
土石流	井ノ脇沢	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	3	1	0	0
土石流	池下沢－１	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	1	1	0	1
土石流	五釜沢	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	4	0	0	0
土石流	二反田洞	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	4	0	0	0
土石流	二反田沢	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	3	0	0	0
土石流	大川ヶ原洞	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	1	0	0	0
土石流	大川ヶ原川	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	1	0	0	0
土石流	出口川第一支川	豊田市藤岡飯野町大田代	○	○	0	0	0	0
土石流	出口川第二支川	豊田市藤岡飯野町大田代	○	○	0	0	0	0
土石流	姫野川第４支川	豊田市田茂平町井ノ口	○	○	4	3	0	0
土石流	姫野川第６支川	豊田市田茂平町川端	○	○	0	0	0	0
土石流	姫野川第 16 支川	豊田市田茂平町平地	○	○	9	0	0	0
土石流	平池沢	豊田市田茂平町柿ノ木田	○	—	2	0	0	0
土石流	井ノ口川	豊田市田茂平町土井ノ内	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	常楽沢－１	豊田市深見町常楽	○	―	23	0	0	0
土石流	常楽沢－２	豊田市深見町常楽	○	○	6	0	0	0
土石流	岩花沢	豊田市深見町岩花	○	―	1	0	0	0
土石流	水上川	豊田市深見町水上	○	○	2	0	0	0
土石流	水上沢	豊田市深見町水上	○	―	4	0	0	0
土石流	岩花川第５支川	豊田市深見町岩花	○	○	2	0	0	0
土石流	木戸沢	豊田市深見町市場	○	―	4	0	0	0
土石流	日地釜地池第６支川	豊田市深見町鳥目	○	―	2	0	0	0
土石流	向イ洞川	豊田市深見町洞田	○	○	7	1	0	1
土石流	洞田沢－１	豊田市深見町洞田	○	○	5	0	0	0
土石流	神子塚沢	豊田市西中山町神子塚	○	―	7	0	0	0
土石流	神子塚洞	豊田市西中山町神子塚	○	―	4	0	0	0
土石流	清田川	豊田市西中山町清田	○	―	0	0	0	0
土石流	神田沢－４	豊田市加納町神田	○	○	3	0	0	0
土石流	葦木洞川	豊田市加納町宝田	○	○	1	1	0	0
土石流	宝田洞	豊田市加納町宝田	○	○	0	0	0	0
土石流	宝田川	豊田市加納町宝田	○	○	0	0	0	0
土石流	大見川第６支川	豊田市大見町２丁目	○	―	0	0	0	0
土石流	大見川第７支川	豊田市大見町３丁目	○	―	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シホノタワ－１	豊田市夏焼町シホノタワ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東尾－１Ａ	豊田市夏焼町東尾	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東尾－１Ｂ	豊田市夏焼町東尾	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	立野－１Ａ	豊田市夏焼町クダリヤマ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	立野－１Ｂ	豊田市夏焼町クダリヤマ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	トヤガ子－１Ａ	豊田市夏焼町ワカドチ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	トヤガ子－１Ｂ	豊田市夏焼町ワカドチ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	オホバタ－１	豊田市夏焼町オホバタ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	オホバタ－２	豊田市夏焼町オホバタ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	黒渕－１	豊田市桑原町黒渕	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	黒渕－２	豊田市桑原町黒渕	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シホヤマ	豊田市夏焼町シホヤマ	○	○	3	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	シホノタワ	豊田市夏焼町シホノタワ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	コヤノサワ－１	豊田市夏焼町コヤノサワ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	コヤノサワ－２	豊田市夏焼町コヤノサワ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	タカバタ	豊田市夏焼町タカバタ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下田	豊田市夏焼町下田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小井沢－１	豊田市稲武町小井沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小井沢－２	豊田市稲武町小井沢	○	○	1	0	0	0
土石流	深沢洞	豊田市夏焼町カヤダテ	○	－	0	0	1	0
土石流	貝口川	豊田市夏焼町ワカドチ	○	－	12	0	0	0
土石流	名倉川第８支川	豊田市夏焼町ヤマダ	○	○	9	0	0	0
土石流	名倉川第９支川	豊田市夏焼町平治洞	○	○	7	0	1	0
土石流	クルミ沢（上流部ワセグリ沢）	豊田市夏焼町ワセグリ	○	－	16	0	0	0
土石流	浅間洞川Ａ	豊田市夏焼町シホヤマ	○	○	15	0	1	0
土石流	浅間洞川Ｂ	豊田市夏焼町シホヤマ	○	○	1	0	0	0
土石流	浅間洞川Ｃ	豊田市夏焼町シホヤマ	○	○	17	0	1	0
土石流	名倉川第 10 支川	豊田市夏焼町シホヤマ	○	○	17	0	2	0
土石流	ヤマダ沢	豊田市夏焼町イハクラ	○	○	10	0	0	0
土石流	イハクラ沢	豊田市夏焼町イハクラ	○	○	9	0	1	0
土石流	イハクラ洞	豊田市夏焼町平治洞	○	－	6	0	0	0
土石流	ワカドチ沢	豊田市夏焼町フカサワ	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮脇－５	豊田市白川町高登谷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	林ノ越	豊田市白川町林ノ越	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮脇－６	豊田市白川町坂下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	嶮坂	豊田市白川町嶮坂	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	日面－１Ａ	豊田市白川町嶮坂	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面－１Ｂ	豊田市白川町日面	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白川町宮脇－３	豊田市白川町森東	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤ノ下－３	豊田市白川町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白川石田－１	豊田市白川町石田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白川町下平－１	豊田市白川町下平	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白川町下平－２	豊田市白川町下平	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	地点－１Ａ	豊田市白川町地点	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	地点－１Ｂ	豊田市白川町地点	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤内－２	豊田市白川町藤内	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤内－３	豊田市白川町藤内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	藤内－１	豊田市白川町藤内	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白川引地－２	豊田市白川町向道	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見ヶ丘３丁目Ｂ	豊田市保見ケ丘三丁目	○	○	17	6	0	0
急傾斜地の崩壊	保見ヶ丘３丁目Ａ	豊田市保見ケ丘三丁目	○	-	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北山－４	豊田市保見ケ丘一丁目	○	-	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見ヶ丘１丁目	豊田市保見ケ丘一丁目	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見ヶ丘１丁目－１	豊田市保見ケ丘一丁目	○	-	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見ヶ丘４丁目－１	豊田市保見ケ丘四丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見ヶ丘４丁目	豊田市保見ケ丘四丁目	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田－４Ａ	豊田市力石町山田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	太田－４Ｂ	豊田市成合町大田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ナキ下－４	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－４	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－３	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－２	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－５	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－６	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	千鳥町坂下	豊田市千鳥町坂下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ナギワキ－１	豊田市千鳥町大向イ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	道半－１	豊田市千鳥町道半	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平山－１Ａ	豊田市千鳥町道半	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平山－１Ｂ	豊田市千鳥町平山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小谷下－１	豊田市寺下町小谷下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鳶巣Ａ	豊田市寺下町小谷下	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鳶巣Ｂ	豊田市寺下町鳶巣	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鳶巣－１Ａ	豊田市寺下町鳶巣	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	鳶巣－１Ｂ	豊田市寺下町鳶巣	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺下町三反田－２	豊田市寺下町三反田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺下町三反田－１Ａ	豊田市寺下町三反田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺下町三反田－１Ｂ	豊田市寺下町三反田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西之海道－２	豊田市志賀町西之海道	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西之海道－１	豊田市志賀町神高	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	志賀町前田－１	豊田市志賀町前田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	前田（Ⅲ）	豊田市志賀町前田	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	宮前（Ⅱ）Ａ	豊田市志賀町城山	○	○	5	3	1	1
急傾斜地の崩壊	宮前（Ⅱ）Ｂ	豊田市志賀町城山	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	城山－１	豊田市志賀町城山	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	城山－２	豊田市志賀町城山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	城山－３	豊田市志賀町城山	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	志賀町池田	豊田市志賀町池田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	志賀町浜居場	豊田市志賀町浜居場	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	林畦Ａ	豊田市泉町林畦	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	林畦Ｂ	豊田市泉町林畦	○	○	7	5	0	0
急傾斜地の崩壊	野見町 10 丁目－１	豊田市野見町十丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野見町７丁目	豊田市野見町七丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野見町８丁目	豊田市野見町八丁目	○	○	10	9	0	0
急傾斜地の崩壊	野見町８丁目－１	豊田市野見町八丁目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	野見山町４丁目－１	豊田市野見山町四丁目	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野見山町４丁目－２	豊田市野見山町四丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野見山町３丁目－１Ａ	豊田市野見山町三丁目	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野見山町３丁目－１Ｂ	豊田市野見山町三丁目	○	○	6	1	0	0
急傾斜地の崩壊	野見山町３丁目－２Ａ	豊田市野見山町三丁目	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	野見山町３丁目－２Ｂ	豊田市野見山町三丁目	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野見山町３丁目－２Ｃ	豊田市野見山町三丁目	○	○	7	0	1	0
急傾斜地の崩壊	野見山町５丁目－１	豊田市野見山町五丁目	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮久後－３	豊田市琴平町宮久後	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町２丁目Ａ	豊田市渡合町二丁目	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町２丁目Ｂ	豊田市渡合町二丁目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町２丁目－２	豊田市渡合町二丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町３丁目－１	豊田市渡合町三丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町３丁目－２	豊田市渡合町三丁目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町５丁目	豊田市渡合町五丁目	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町４丁目－１	豊田市渡合町四丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町４丁目Ａ	豊田市渡合町四丁目	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町４丁目Ｂ	豊田市渡合町四丁目	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町４丁目－２	豊田市渡合町四丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	渡合町４丁目－３	豊田市渡合町四丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	馬野－１	豊田市稲武町馬野	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	深沢－１	豊田市稲武町深沢	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	クサカリ場－１	豊田市稲武町クサカリ場	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カンバヤケ－１	豊田市稲武町カンバヤケ	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	ワデ－１	豊田市稲武町ワデ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	稲橋	豊田市稲武町ワデ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大クゴ	豊田市稲武町大クゴ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	横川田－１	豊田市稲武町横川渡	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	横川渡－１Ａ	豊田市稲武町横川渡	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	横川渡－１Ｂ	豊田市稲武町横川渡	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	横川渡－２	豊田市稲武町横川渡	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下タヒラ－１	豊田市稲武町下タヒラ	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	竹ノ下	豊田市稲武町竹ノ下	○	○	14	4	6	1
急傾斜地の崩壊	小井沢クゴ	豊田市稲武町小井沢クゴ	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	ナハテ－１Ａ	豊田市稲武町小井沢洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ナハテ－１Ｂ	豊田市稲武町小井沢洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺下Ａ	豊田市稲武町寺山	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	寺下Ｂ	豊田市稲武町寺山	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	寺下Ｃ	豊田市稲武町寺下	○	○	7	2	1	1
急傾斜地の崩壊	ホウシガ洞Ａ	豊田市稲武町ホウシガ洞	○	○	5	2	1	0
急傾斜地の崩壊	ホウシガ洞Ｂ	豊田市稲武町スソガエト	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大井平－１Ａ	豊田市稲武町大井平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大井平－１Ｂ	豊田市稲武町大井平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	武節町	豊田市武節町シロ山	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田ノ洞－１Ａ	豊田市武節町田ノ洞	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	田ノ洞－１Ｂ	豊田市武節町田ノ洞	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	入ハリ原	豊田市武節町入ハリ原	○	○	7	2	1	0
急傾斜地の崩壊	御所貝津井戸入－１	豊田市御所貝津町井戸入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鍵屋－１	豊田市加塩町鍵屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鍵屋－２	豊田市加塩町鍵屋	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鍵屋－３	豊田市加塩町鍵屋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	栢木	豊田市加塩町栢木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	根畑	豊田市榊野町根畑	○	○	6	2	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞	豊田市榊野町宮ノ洞	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	西ノ入	豊田市榊野町西ノ入	○	○	4	3	1	1
急傾斜地の崩壊	西ノ入－２	豊田市榊野町西ノ入	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ口－１	豊田市榊野町井ノ口	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ口－２	豊田市榊野町井ノ口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	外和ケ入	豊田市榊野町外和ケ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	落	豊田市榊野町落	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	洗出	豊田市加塩町洗出	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	庄沢－１	豊田市榊野町庄沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	庄沢－２	豊田市榊野町庄沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	庄沢－３	豊田市榊野町庄沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	青木－２	豊田市榊野町青木	○	○	3	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	青木－３	豊田市榊野町青木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	青木－１	豊田市榊野町青木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野	豊田市榊野町池田	○	○	4	4	1	1
急傾斜地の崩壊	見切－１	豊田市榊野町見切	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	見切－２	豊田市榊野町見切	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	浮橋Ａ	豊田市榊野町浮橋	○	○	7	6	0	0
急傾斜地の崩壊	浮橋Ｂ	豊田市榊野町浮橋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	京田Ａ	豊田市榊野町京田	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	京田Ｂ	豊田市榊野町京田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野堂ノ下－２	豊田市榊野町京田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野堂ノ下－１	豊田市榊野町堂ノ下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	立沢洞－１	豊田市榊野町立沢洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸入－１	豊田市榊野町井戸入	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸入－２	豊田市榊野町井戸入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西洞－１	豊田市榊野町西洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西洞－２Ａ	豊田市榊野町西洞	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	西洞－２Ｂ	豊田市榊野町西洞	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	笹羅田－１Ａ	豊田市榊野町笹羅田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	笹羅田－１Ｂ	豊田市榊野町笹羅田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平野－１	豊田市榊野町平野	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平野－２	豊田市榊野町平野	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仏田－１	豊田市杉本町仏田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	仏田－２	豊田市杉本町仏田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	室－３	豊田市杉本町室	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川面町中切Ａ	豊田市川面町中切	○	○	10	8	1	0
急傾斜地の崩壊	川面町中切Ｂ	豊田市川面町中切	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	閑蔵連－１	豊田市川面町閑蔵連	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大屋敷－１	豊田市川面町大屋敷	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	登那柳	豊田市川面町登那柳	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	草沢	豊田市川面町草沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	滝脇	豊田市川面町滝脇	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	奥山	豊田市川面町奥山	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	六月デン－１Ａ	豊田市五反田町六月デン	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	六月デン－１Ｂ	豊田市五反田町カミノキ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	イドホラ	豊田市五反田町イドホラ	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	ナワテ－１Ａ	豊田市五反田町ナワテ	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	ナワテ－１Ｂ	豊田市五反田町ナワテ	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ブニヨド－１Ａ	豊田市五反田町長配	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	ブニヨド－１Ｂ	豊田市五反田町長配	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	カミノキ－１Ａ	豊田市五反田町六月デン	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	カミノキ－１Ｂ	豊田市五反田町引地	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町宮ノ入－１Ａ	豊田市五反田町ナギタ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町宮ノ入－１Ｂ	豊田市五反田町ナギタ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町宮ノ入－１Ｃ	豊田市五反田町宮ノ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町宮ノ入－１Ｄ	豊田市五反田町ナギタ	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	フルヤシキ	豊田市五反田町フルヤシキ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	フルヤシキ－１	豊田市五反田町フルヤシキ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	フルヤシキ－２	豊田市五反田町フルヤシキ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ホソクビＡ	豊田市五反田町ホソクビ	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	ホソクビＢ	豊田市五反田町ホソクビ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ホソクビＣ	豊田市五反田町ホソクビ	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	長配	豊田市五反田町長配	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	ヤゲ	豊田市五反田町ヤゲ	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町クラクゴ－１	豊田市五反田町クラクゴ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町宮ノ入－２Ａ	豊田市五反田町宮ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町宮ノ入－２Ｂ	豊田市五反田町宮ノ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	万場	豊田市五反田町万場	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町クラクゴ	豊田市五反田町クラクゴ	○	○	3	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
	－２Ａ							
急傾斜地の崩壊	五反田町クラクゴ－２Ｂ	豊田市五反田町クラクゴ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町クラクゴ－３	豊田市五反田町クラクゴ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町宮ノ入－３Ａ	豊田市五反田町宮ノ入	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町宮ノ入－３Ｂ	豊田市五反田町宮ノ入	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町宮ノ入－３Ｃ	豊田市五反田町宮ノ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町引地	豊田市五反田町引地	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	五反田町宮ノ入－４	豊田市五反田町宮ノ入	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	富岡町日向－１Ａ	豊田市富岡町日向	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	富岡町日向－１Ｂ	豊田市富岡町日向	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	富岡町日向－１Ｃ	豊田市富岡町日向	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中根Ａ	豊田市富岡町帽子岩	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中根Ｂ	豊田市富岡町中根	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	中根Ｃ	豊田市富岡町中根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中根Ｄ	豊田市富岡町中根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中根Ｅ	豊田市富岡町中根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	富岡町日向－２Ａ	豊田市富岡町日向	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	富岡町日向－２Ｂ	豊田市富岡町日向	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺洞	豊田市富岡町寺洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小玉石	豊田市富岡町小玉石	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大井町沢－１Ａ	豊田市大井町伴上貝戸	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大井町沢－１Ｂ	豊田市大井町伴上貝戸	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大井町沢－２Ａ	豊田市大井町伴上貝戸	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	大井町沢－２Ｂ	豊田市大井町東	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大井町沢－３Ａ	豊田市大井町沢	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大井町沢－３Ｂ	豊田市大井町伴上貝戸	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大井町沢－４	豊田市大井町沢	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大井東－１	豊田市大井町東	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	小吹－１	豊田市大井町小吹	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ミコガ入－１Ａ	豊田市大井町黒岩	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ミコガ入－１Ｂ	豊田市大井町黒岩	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	県ケ入Ａ	豊田市大井町県ケ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	県ケ入Ｂ	豊田市大井町県ケ入	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	ミコガ入－２Ａ	豊田市大井町ミコガ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ミコガ入－２Ｂ	豊田市大井町ミコガ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大井町伴上貝戸－１	豊田市大井町伴上貝戸	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大井町伴上貝戸－２	豊田市大井町伴上貝戸	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大境－１	豊田市細田町大境	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	細田町越田和－１	豊田市細田町越田和	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	細田町寺田－１	豊田市細田町寺田	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	塩狭間－１	豊田市細田町塩狭間	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	塩狭間－２	豊田市細田町塩狭間	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	細田町寺田－２	豊田市細田町寺田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	栃屋敷Ａ	豊田市細田町栃屋敷	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	栃屋敷Ｂ	豊田市細田町栃屋敷	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮前	豊田市細田町宮前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	富岡町山ノ田	豊田市富岡町山ノ田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	柳クゴ－１	豊田市足助白山町柳クゴ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ヶ田－１	豊田市足助白山町持アラバ	○	○	6	6	0	0
急傾斜地の崩壊	白山入洞－１	豊田市足助白山町入洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	足助白山町洞－１	豊田市足助白山町洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	足助白山町洞－２	豊田市足助白山町洞	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	足助白山町洞－３	豊田市足助白山町洞	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	足助白山町入洞Ａ	豊田市足助白山町入洞	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	足助白山町入洞Ｂ	豊田市足助白山町入洞	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	神奥	豊田市栃本町神奥	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平	豊田市寺平町	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	寺平－１	豊田市寺平町	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平－２	豊田市寺平町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平－３	豊田市寺平町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平－４	豊田市寺平町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平－５	豊田市寺平町	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平－６Ａ	豊田市寺平町	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平－６Ｂ	豊田市寺平町	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平－７	豊田市寺平町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平－９	豊田市寺平町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平－10	豊田市寺平町	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺平－11	豊田市寺平町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	城ノ腰Ａ	豊田市下仁木町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	城ノ腰Ｂ	豊田市下仁木町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	諸屋－１	豊田市下仁木町	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷Ａ	豊田市下仁木町	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵屋敷Ｂ	豊田市下仁木町	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	城ノ腰－１	豊田市下仁木町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	城ノ腰－２	豊田市下仁木町	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	城ノ腰－３	豊田市下仁木町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	城ノ腰－４	豊田市下仁木町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	吉ヶ入－１	豊田市下仁木町	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	諸屋－２	豊田市下仁木町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	諸屋－３	豊田市下仁木町	○	○	3	2	2	1
急傾斜地の崩壊	諸屋－４	豊田市下仁木町	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	通り洞－１	豊田市下仁木町	○	○	8	4	0	0
急傾斜地の崩壊	通り洞－２	豊田市下仁木町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	通り洞－３	豊田市下仁木町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下仁木前田－１	豊田市下仁木町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	貝ケ洞	豊田市下仁木町	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中屋	豊田市遊屋町	○	○	10	4	0	0
急傾斜地の崩壊	遊屋－１	豊田市遊屋町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	遊屋－２Ａ	豊田市遊屋町	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	遊屋－２Ｂ	豊田市遊屋町	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	遊屋－３	豊田市遊屋町	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	遊屋－４	豊田市遊屋町	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	遊屋－５	豊田市遊屋町	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	遊屋－６	豊田市遊屋町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西Ａ	豊田市野原町	○	○	7	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西Ｂ	豊田市野原町	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野原（Ⅱ）	豊田市野原町	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	中野－１	豊田市野原町	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	中野－２	豊田市野原町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中野－３	豊田市野原町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	吉平	豊田市野原町	○	○	8	6	0	0
急傾斜地の崩壊	上ケ井	豊田市野原町	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	藤墳	豊田市野原町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	奥屋	豊田市野原町	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	引地	豊田市野原町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	尾関－１	豊田市羽布町	○	○	9	6	0	0
急傾斜地の崩壊	道福－１Ａ	豊田市羽布町	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	道福－１Ｂ	豊田市羽布町	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	赤狐子－１	豊田市羽布町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	廣見－１	豊田市羽布町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩田－１	豊田市羽布町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大石－１	豊田市羽布町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	山仲－１	豊田市羽布町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸谷下－１	豊田市羽布町	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸谷下－２	豊田市羽布町	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸谷下－３	豊田市羽布町	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	金山	豊田市羽布町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蕪木	豊田市蕪木町	○	○	8	5	0	0
急傾斜地の崩壊	西屋敷－１	豊田市蕪木町	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井山－１Ａ	豊田市蕪木町	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	井山－１Ｂ	豊田市蕪木町	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	向田	豊田市蕪木町	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小網	豊田市永太郎町	○	○	4	0	1	1
急傾斜地の崩壊	堤－１Ａ	豊田市永太郎町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	堤－１Ｂ	豊田市永太郎町	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	堤－３	豊田市永太郎町	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	堤－４	豊田市永太郎町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	堤－５	豊田市永太郎町	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	馬場	豊田市永太郎町	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	見切－３	豊田市榊野町見切	○	○	1	1	0	0
土石流	洞川第２支川	豊田市白川町林ノ越	○	○	0	0	0	0
土石流	白川第２支川	豊田市白川町下平	○	○	0	0	0	0
土石流	白川第３支川	豊田市白川町地点	○	○	0	0	0	0
土石流	向道洞	豊田市白川町藤内	○	○	0	0	0	0
土石流	曽り美洞	豊田市北一色町西ノ平	○	○	0	0	0	0
土石流	曽り美沢	豊田市北一色町大洞	○	○	0	0	0	0
土石流	保見ヶ丘沢	豊田市保見ケ丘三丁目	○	○	55	0	0	0
土石流	勘八沢	豊田市成合町弓矢	○	○	0	0	0	0
土石流	山田沢	豊田市成合町下成合	○	○	0	0	0	0
土石流	ナキ下川Ａ	豊田市千鳥町ナキ下	○	○	0	0	0	0
土石流	ナキ下川Ｂ	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	0	0	0	0
土石流	ナキ下洞	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	0	0	0	0
土石流	梨ノ木洞	豊田市千鳥町梨ノ木	○	-	0	0	0	0
土石流	梨ノ木沢	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	0	0	1	0
土石流	梨ノ木沢－１	豊田市千鳥町梨ノ木	○	○	0	0	1	0
土石流	坂下沢	豊田市千鳥町坂下	○	○	1	0	0	0
土石流	坂下洞	豊田市千鳥町坂下	○	○	1	0	0	0
土石流	平山沢	豊田市千鳥町平山	○	○	0	0	0	0
土石流	ワツタ沢	豊田市千鳥町平山	○	○	0	0	0	0
土石流	鳶巣川	豊田市寺下町鳶巣	○	○	0	0	0	0
土石流	寺下町三反田川	豊田市寺下町三反田	○	○	0	0	0	0
土石流	野見山沢	豊田市野見山町四丁目	○	-	4	0	0	0
土石流	渡合町渡合沢	豊田市渡合町三丁目	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	渡合町渡合川	豊田市渡合町四丁目	○	○	2	0	0	0
土石流	渡合町渡合沢－１	豊田市渡合町四丁目	○	○	2	0	0	0
土石流	サンガ坂洞川	豊田市稲武町サガサカ	○	-	0	0	0	0
土石流	馬野沢Ａ	豊田市稲武町ハチガクゴ	○	-	1	0	0	0
土石流	馬野沢Ｂ	豊田市稲武町ハチガクゴ	○	○	0	0	0	0
土石流	馬野洞	豊田市稲武町馬野	○	○	0	0	0	0
土石流	長野洞川	豊田市稲武町馬野	○	-	5	0	0	0
土石流	井山川第４支川	豊田市稲武町馬野	○	○	3	0	0	0
土石流	馬野沢－１	豊田市稲武町馬野	○	○	1	0	0	0
土石流	井山川第３支川	豊田市稲武町深沢	○	○	0	0	0	0
土石流	井山川第２支川	豊田市稲武町深沢	○	-	1	0	0	0
土石流	クサカリ場沢	豊田市稲武町クサカリ場	○	-	1	0	0	0
土石流	井山川第１支川Ａ	豊田市稲武町カンバヤケ	○	○	2	0	0	0
土石流	井山川第１支川Ｂ	豊田市稲武町カンバヤケ	○	○	3	0	0	0
土石流	横川口沢Ａ	豊田市稲武町ナカ田	○	○	2	0	1	0
土石流	横川口沢Ｂ	豊田市稲武町横川口	○	○	1	0	1	0
土石流	名倉川第 14 支川	豊田市稲武町ワデ	○	-	4	0	0	0
土石流	名倉川第 13 支川（ワデ洞）	豊田市稲武町ワデ	○	-	7	0	0	0
土石流	横川口沢－１	豊田市稲武町横川渡	○	○	1	0	0	0
土石流	横川渡沢	豊田市稲武町六郎木	○	○	0	0	0	0
土石流	名倉川第 11 支川	豊田市稲武町小井沢	○	-	16	0	0	0
土石流	ホウシガ洞	豊田市稲武町寺下	○	-	5	0	1	0
土石流	入ハリ原洞	豊田市武節町オノ	○	○	3	1	0	0
土石流	入ハリ原沢	豊田市武節町入ハリ原	○	○	7	0	0	0
土石流	西沢	豊田市加塩町白坂	○	-	1	0	0	0
土石流	鍵屋沢－１	豊田市加塩町鍵屋	○	○	2	0	0	0
土石流	鍵屋沢－２	豊田市加塩町鍵屋	○	○	2	0	0	0
土石流	鍵屋沢－３	豊田市加塩町鍵屋	○	○	1	0	0	0
土石流	古屋沢Ａ	豊田市加塩町古屋	○	-	0	0	0	0
土石流	古屋沢Ｂ	豊田市加塩町古屋	○	-	2	0	0	0
土石流	栢ノ木沢	豊田市加塩町広見	○	-	2	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	大ドヤ川	豊田市榊野町宮ノ洞	○	○	2	0	1	0
土石流	井ノ口洞	豊田市榊野町落	○	-	2	0	1	0
土石流	井ノ口沢	豊田市榊野町井ノ口	○	-	1	0	0	0
土石流	井ノ口沢－１Ａ	豊田市榊野町西山	○	○	3	0	0	0
土石流	井ノ口沢－１Ｂ	豊田市榊野町西山	○	○	0	0	0	0
土石流	外和ヶ入沢	豊田市榊野町落	○	○	0	0	0	0
土石流	山ノ田沢	豊田市榊野町山ノ田	○	-	1	0	0	0
土石流	庄沢川	豊田市押井町小沢	○	○	0	0	0	0
土石流	見切沢	豊田市榊野町見切	○	○	3	0	0	0
土石流	鳥居前沢	豊田市榊野町鳥居前	○	○	1	0	1	0
土石流	鳥居前沢－１	豊田市榊野町鳥居前	○	-	1	0	0	0
土石流	洗出沢	豊田市加塩町洗出	○	-	3	0	0	0
土石流	洗出洞	豊田市加塩町洗出	○	○	1	0	0	0
土石流	毘沙門坂沢	豊田市榊野町京田	○	-	1	0	0	0
土石流	京田沢	豊田市榊野町京田	○	-	4	0	0	0
土石流	堂ノ下沢	豊田市榊野町堂ノ下	○	○	1	0	0	0
土石流	立沢洞沢	豊田市榊野町立沢洞	○	-	1	0	0	0
土石流	井戸入沢	豊田市榊野町井戸入	○	-	2	0	0	0
土石流	西平野川	豊田市榊野町西洞	○	-	2	0	0	0
土石流	足助川第９支川	豊田市川面町中切	○	○	4	0	1	0
土石流	草沢	豊田市川面町草沢	○	○	1	0	0	0
土石流	登那柳沢	豊田市川面町登那柳	○	-	2	0	0	0
土石流	草沢洞	豊田市川面町奥山	○	○	0	0	1	0
土石流	フルヤシキ沢	豊田市五反田町フルヤシキ	○	○	1	0	0	0
土石流	フルヤシキ洞	豊田市五反田町フルヤシキ	○	○	2	0	0	0
土石流	引地沢	豊田市五反田町引地	○	-	5	0	0	0
土石流	クラクゴ沢	豊田市五反田町クラクゴ	○	-	2	0	0	0
土石流	ナワテ沢	豊田市五反田町ナワテ	○	○	3	0	0	0
土石流	ブニヨド沢	豊田市五反田町ブニヨド	○	○	1	0	0	0
土石流	チョウハイ沢	豊田市五反田町長配	○	-	2	0	0	0
土石流	カミノキ沢	豊田市五反田町六月デン	○	-	5	0	0	0
土石流	宮ノ入洞	豊田市五反田町宮ノ入	○	-	3	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	イドホラ沢	豊田市五反田町イドホラ	○	○	5	0	0	0
土石流	ヤゲ洞	豊田市五反田町ヤゲ	○	○	4	0	2	0
土石流	ヤゲ沢	豊田市五反田町ヤゲ	○	○	3	0	2	0
土石流	五反田町寺洞沢	豊田市上八木町寺洞	○	-	1	0	0	0
土石流	森下沢	豊田市富岡町森下	○	-	1	0	0	0
土石流	富岡町寺洞沢Ａ	豊田市富岡町寺洞	○	-	3	0	0	0
土石流	富岡町寺洞沢Ｂ	豊田市富岡町寺洞	○	○	4	0	0	0
土石流	中根沢－１	豊田市富岡町日向	○	-	4	0	1	0
土石流	日向沢－１	豊田市富岡町日向	○	○	1	0	0	0
土石流	宮脇沢	豊田市細田町宮前	○	○	2	0	0	0
土石流	寺田沢	豊田市細田町寺田	○	-	3	0	0	0
土石流	寺田洞	豊田市細田町寺田	○	○	3	0	0	0
土石流	黒所沢	豊田市細田町栃屋敷	○	○	3	0	0	0
土石流	塩狭間沢	豊田市細田町塩狭間	○	○	1	0	0	0
土石流	ミコガ入沢	豊田市大井町ミコガ入	○	-	1	0	0	0
土石流	黒岩沢	豊田市大井町県ケ入	○	-	4	0	0	0
土石流	持アラバ沢－１	豊田市足助白山町大空日向	○	○	1	0	0	0
土石流	堂ノ洞沢	豊田市足助白山町洞	○	○	4	0	0	0
土石流	洞沢	豊田市足助白山町洞	○	-	3	0	0	0
土石流	持アラバ洞	豊田市足助白山町田南田	○	-	0	0	0	0
土石流	持アラバ沢－２	豊田市足助白山町持アラバ	○	○	2	0	0	0
土石流	寺平川第４支川	豊田市寺平町	○	○	1	0	0	0
土石流	寺平川１の沢	豊田市寺平町	○	○	2	2	0	0
土石流	寺平川２の沢	豊田市寺平町	○	○	0	0	0	0
土石流	寺平川４の沢	豊田市寺平町	○	○	3	0	0	0
土石流	寺平川５の沢	豊田市寺平町	○	○	3	0	0	0
土石流	田代川第２支川（蔵屋敷沢）	豊田市下仁木町	○	○	8	0	0	0
土石流	下仁木洞Ａ	豊田市下仁木町	○	-	2	0	0	0
土石流	下仁木洞Ｂ	豊田市下仁木町	○	-	2	0	0	0
土石流	下仁木川第５支川	豊田市下仁木町	○	○	1	0	0	0
土石流	下仁木川第７支川	豊田市下仁木町	○	-	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
	A							
土石流	下仁木川第７支川B	豊田市下仁木町	○	-	2	0	0	0
土石流	下仁木洞の２	豊田市下仁木町	○	-	4	0	1	0
土石流	吉ヶ入洞A	豊田市下仁木町	○	○	0	0	1	0
土石流	吉ヶ入洞B	豊田市下仁木町	○	○	1	0	1	0
土石流	遊屋沢	豊田市遊屋町	○	○	3	0	0	0
土石流	遊屋洞	豊田市遊屋町	○	-	4	0	1	0
土石流	中野沢	豊田市野原町	○	○	1	0	0	0
土石流	上ケ井沢	豊田市野原町	○	○	2	0	0	0
土石流	北畑川	豊田市野原町	○	○	1	1	0	0
土石流	巴川第 17 支川	豊田市羽布町	○	○	0	0	2	0
土石流	大道沢	豊田市羽布町	○	○	2	1	0	0
土石流	大日掛沢	豊田市羽布町	○	○	1	0	0	0
土石流	西ケ洞	豊田市羽布町	○	○	1	0	0	0
土石流	野中沢	豊田市羽布町	○	○	1	0	1	0
土石流	金山沢－１	豊田市羽布町	○	-	4	0	0	0
土石流	北畑洞A	豊田市羽布町	○	○	3	0	0	0
土石流	北畑洞B	豊田市羽布町	○	○	3	0	0	0
土石流	下切沢	豊田市羽布町	○	○	1	0	0	0
土石流	千佐屋沢	豊田市羽布町	○	○	6	0	0	0
土石流	下羽根沢	豊田市蕪木町	○	○	1	0	0	0
土石流	馬場沢	豊田市永太郎町	○	○	0	0	1	0
土石流	丹波	豊田市荷掛町	○	-	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神明戸A	豊田市本田町神明戸	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	神明戸B	豊田市本田町神明戸	○	○	6	2	0	0
急傾斜地の崩壊	宮口町２丁目	豊田市宮口町２丁目	○	-	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮前町３丁目A	豊田市宮前町３丁目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮前町３丁目B	豊田市宮前町３丁目	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	宮前町３丁目－１	豊田市宮前町３丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	京町５丁目（Ⅱ）A	豊田市京町５丁目	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	京町５丁目（Ⅱ）B	豊田市京町５丁目	○	-	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	宮久後－１	豊田市琴平町宮久後	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	金谷町５丁目	豊田市金谷町５丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	室町１丁目Ａ	豊田市室町１丁目	○	○	8	2	0	0
急傾斜地の崩壊	室町１丁目Ｂ	豊田市室町１丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	室町３丁目Ａ	豊田市室町３丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	室町３丁目Ｂ	豊田市室町３丁目	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	室町３丁目Ｃ	豊田市室町３丁目	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	室町２丁目－１	豊田市室町２丁目	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小坂本町８丁目－１	豊田市小坂本町８丁目	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	常盤町１丁目	豊田市常盤町１丁目	○	○	7	2	0	0
急傾斜地の崩壊	南平Ａ	豊田市浄水町南平	○	○	7	1	0	0
急傾斜地の崩壊	南平Ｂ	豊田市浄水町南平	○	-	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	水源町７丁目	豊田市水源町７丁目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	水源町７丁目－１	豊田市水源町７丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅坪町９丁目	豊田市梅坪町９丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅坪町５丁目－１	豊田市梅坪町５丁目	○	-	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平芝町６丁目－１	豊田市平芝町６丁目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平芝町６丁目	豊田市平芝町６丁目	○	○	13	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平和町２丁目Ａ	豊田市平和町２丁目	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	平和町２丁目Ｂ	豊田市平和町２丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平和町３丁目	豊田市平和町３丁目	○	○	24	15	0	0
急傾斜地の崩壊	明和町７丁目Ａ	豊田市明和町７丁目	○	○	10	0	0	0
急傾斜地の崩壊	明和町７丁目Ｂ	豊田市明和町７丁目	○	○	11	1	0	0
急傾斜地の崩壊	塚原―１	豊田市保見町西ノ山	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮脇－４	豊田市白川町宮脇	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平ラ	豊田市白川町平ラ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	森東	豊田市白川町森東	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	安戸	豊田市白川町安戸	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤゲ（Ⅱ）	豊田市迫町ヤゲ	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下切Ａ	豊田市迫町下切	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	下切Ｂ	豊田市迫町下切	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	半済寺－１	豊田市迫町半済寺	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	半済寺－２	豊田市迫町半済寺	○	○	9	5	0	0
急傾斜地の崩壊	前田-4	豊田市迫町前田	○	○	1	0		
急傾斜地の崩壊	松久保	豊田市西市野々町松久保	○	○	1	0		
急傾斜地の崩壊	洞口－２	豊田市北一色町洞口	○	○	4	0		
急傾斜地の崩壊	川原	豊田市北一色町川原	○	○	0	0		
急傾斜地の崩壊	石畑－2A	豊田市北一色町石畑	○	○	0	0	1	
急傾斜地の崩壊	石畑－2B	豊田市北一色町石畑	○	○	1	1		
急傾斜地の崩壊	石畑－2C	豊田市北一色町石畑	○	-	1	0		
急傾斜地の崩壊	柿内	豊田市北曽木町柿内	○	○	1	1		
急傾斜地の崩壊	北曽木東山－１	豊田市北曽木町東山	○	-	1	0		
急傾斜地の崩壊	苅萱-1	豊田市苅萱町スケガイト	○	-	1	0		
急傾斜地の崩壊	苅萱-2	豊田市苅萱町大ヌマ	○	○	1	0		
急傾斜地の崩壊	苅萱-3	豊田市苅萱町石田	○	○	1	1		
急傾斜地の崩壊	苅萱-4	豊田市苅萱町タケジロ	○	○	1	1		
急傾斜地の崩壊	石田-1	豊田市苅萱町石田	○	-	2	1		
急傾斜地の崩壊	岩下-2A	豊田市岩下町イド洞口	○	○	1	2		
急傾斜地の崩壊	岩下-2B	豊田市岩下町イド洞口	○	○	2	0		
急傾斜地の崩壊	岩下-2C	豊田市岩下町イド洞口	○	○	1	1		
急傾斜地の崩壊	岩下-3	豊田市岩下町下ノ前	○	○	1	1		
急傾斜地の崩壊	岩下-4	豊田市岩下町タワ	○	○	1	1		
急傾斜地の崩壊	前田-2A	豊田市岩下町前田	○	○	1	0		
急傾斜地の崩壊	前田-2B	豊田市岩下町前田	○	○	3	1		
急傾斜地の崩壊	堂ノ前-1	豊田市岩下町堂ノ前	○	○	1	0		
急傾斜地の崩壊	下ノ前-1	豊田市岩下町下ノ前	○	○	1	1		
急傾斜地の崩壊	樫-1	豊田市宮代町岩倉	○	○	2	1		
急傾斜地の崩壊	樫-2	豊田市宮代町樫	○	-	2	2		
急傾斜地の崩壊	樫-3	豊田市宮代町岩倉	○	○	1	1		
急傾斜地の崩壊	樫-4	豊田市宮代町宮坂	○	○	2	1		
急傾斜地の崩壊	宮代大畑-1A	豊田市宮代町大畑	○	○	2	1		
急傾斜地の崩壊	宮代大畑-1B	豊田市宮代町大畑	○	○	1	1		
急傾斜地の崩壊	宮代大畑-1C	豊田市宮代町大畑	○	○	1	0		

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	山田-1	豊田市宮代町山田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山田-2A	豊田市宮代町向イ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山田-2B	豊田市宮代町向イ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山田-2C	豊田市宮代町向イ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大畑-1	豊田市宮代町大畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山田-3	豊田市宮代町山田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中平-1	豊田市西丹波町中平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩-7A	豊田市平岩町海老子	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩-7B	豊田市平岩町海老子	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩-2	豊田市平岩町深田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩-3	豊田市平岩町石合	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩-4	豊田市平岩町ナムシダ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩-5	豊田市平岩町下平	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩-6	豊田市平岩町トヲダル	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	八丁ナリ-1	豊田市平岩町八丁ナリ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	海老子-1	豊田市平岩町海老子	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	海老子-2	豊田市平岩町海老子	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	山吹-1	豊田市永太郎町山吹	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	前田Ａ	豊田市大平町前田	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	前田Ｂ	豊田市大平町前田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	前田Ｃ	豊田市大平町前田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下屋敷Ａ	豊田市大平町大屋敷	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下屋敷Ｂ	豊田市大平町大屋敷	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿蔵(V)	豊田市阿蔵町鍛冶造	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	石原-1	豊田市阿蔵町石原	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宇連野	豊田市宇連野町西ヶ洞	○	○	8	4	1	1
急傾斜地の崩壊	和出貝津-1A	豊田市宇連野町和出貝津	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	和出貝津-1B	豊田市宇連野町和出貝津	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	谷渡-1	豊田市宇連野町谷渡	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	谷渡-2	豊田市宇連野町谷渡	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	谷渡-3A	豊田市宇連野町谷渡	○	○	6	2	0	0
急傾斜地の崩壊	谷渡-3B	豊田市宇連野町谷渡	○	○	3	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	谷渡-3C	豊田市宇連野町谷渡	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	谷渡-4	豊田市宇連野町谷渡	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ウネ畑-1	豊田市宇連野町ウネ畑	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	宇連野松下-1	豊田市宇連野町松下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大柿-1A	豊田市宇連野町大柿	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大柿-1B	豊田市宇連野町大柿	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	モチガトコ-1A	豊田市宇連野町モチガトコ	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	モチガトコ-1B	豊田市宇連野町モチガトコ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高野前田-1A	豊田市高野町前田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高野前田-1B	豊田市高野町前田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中嶋-1	豊田市高野町柳	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	六郎小屋-1	豊田市羽布町六郎小屋	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	六郎小屋-2	豊田市羽布町六郎小屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	腰掛-1	豊田市羽布町腰掛	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	腰掛-2	豊田市羽布町腰掛	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	上平 A	豊田市浅谷町上平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上平 B	豊田市浅谷町上平	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	日カゲ-1	豊田市浅谷町横手	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	前田-1	豊田市浅谷町日カゲ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ口-3A	豊田市浅谷町井ノ口	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ口-3B	豊田市浅谷町井ノ口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ⅰ）A	豊田市上切町曽良	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ⅰ）B	豊田市上切町曽良	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ⅰ）C	豊田市上切町岡田	○	○	8	6	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ⅰ）D	豊田市上切町曽良	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ⅰ）E	豊田市上切町札ノ辻	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ⅱ）A	豊田市上切町田久谷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ⅱ）B	豊田市上切町田久谷	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ⅱ）C	豊田市上切町田久谷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ⅱ）D	豊田市上切町田久谷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ⅱ）E	豊田市上切町田久谷	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大平岩-1	豊田市上切町大平岩	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大平岩-2	豊田市上切町大平岩	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大平岩-3	豊田市上切町大平岩	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大平峯-1A	豊田市上切町大平峰	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大平峯-1B	豊田市上切町大平峰	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上切石畑-1	豊田市上切町石畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	名柳-1	豊田市上切町倉久谷	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上切南洞-1	豊田市上切町南洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	倉久谷-1A	豊田市上切町倉久谷	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	倉久谷-1B	豊田市上切町上使	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上使-1	豊田市上切町上使	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岡田-1	豊田市上切町上切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	多幸-1	豊田市上切町多幸	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	多幸-2	豊田市上切町多幸	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	多幸-3	豊田市上切町多幸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	阿瀬尾	豊田市上切町阿瀬尾	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上谷久保-1A	豊田市上中町上谷久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上谷久保-1B	豊田市上中町上谷久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大羽根-1	豊田市上中町大羽根	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大羽根-2	豊田市上中町秀沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	樫本-1	豊田市上中町菅ノ沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	樫本-2A	豊田市上中町樫本	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	樫本-2B	豊田市上中町樫本	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	樫本-2C	豊田市上中町樫本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西羽根-1	豊田市上中町西羽根	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西羽根-2	豊田市上中町大羽根	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西羽根-3	豊田市上中町西羽根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	秀沢-1	豊田市上中町秀沢	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	上中-1	豊田市上中町菅ノ沢	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上中-2	豊田市上中町菅ノ沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	菅ノ沢-1	豊田市上中町菅ノ沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	菅ノ沢-2	豊田市上中町菅ノ沢	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	秀沢	豊田市上中町秀沢	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	綱所-1	豊田市上中町仲田	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	綱所-2	豊田市上中町仲田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花ノ木-1	豊田市上中町花ノ木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花ノ木-2	豊田市上中町花ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小柳-1	豊田市島崎町小柳	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小柳-2	豊田市島崎町小柳	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	若里-1	豊田市須渕町若里洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	新田	豊田市一色町新田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田-1	豊田市小田町小田	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	小田-2	豊田市小田町小田	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	下栗-1	豊田市小田町小田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ハネ A	豊田市川手町ミヅフ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ハネ B	豊田市川手町ミヅフ	○	○	13	7	0	0
急傾斜地の崩壊	ハネ C	豊田市川手町ハネ	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	ウル井 A	豊田市川手町ヒカシ	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	ウル井 B	豊田市川手町ヒカシ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ウル井 C	豊田市川手町ツキノキ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	漆瀬	豊田市川手町ウルシゼ	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	シタシロ-1	豊田市川手町シロ山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	谷平-1	豊田市川手町ノマキ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シシナド-1A	豊田市川手町シシナド	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	シシナド-1B	豊田市川手町シシナド	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヲヲゾリ	豊田市川手町ヲヲゾリ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	シタシロ-2	豊田市川手町シロ山	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	クホタ	豊田市川手町ハネ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シロノ上-1	豊田市川手町シロノ上	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シロノ上-2	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上川入-1	豊田市押山町上川入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中峰山-1A	豊田市押山町中峰山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中峰山-1B	豊田市押山町中峰山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中峰山-1C	豊田市押山町下峰山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中峰山-1D	豊田市押山町中峰山	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	西峰山	豊田市押山町西峰山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中峰山-2	豊田市押山町中峰山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東峰山	豊田市押山町中峰山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上中村	豊田市桑原町上中村	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	鳥追場-1A	豊田市永野町鳥追場	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥追場-1B	豊田市永野町鳥追場	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	石畑-1	豊田市永野町石畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小屋家-1	豊田市永野町小屋家	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥追場-2	豊田市永野町鳥追場	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柳ケ入-1	豊田市国谷町柳ケ入	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	檜ケ入-1A	豊田市国谷町桧ケ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	檜ケ入-1B	豊田市国谷町桧ケ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	国谷 A	豊田市国谷町前山	○	○	2	2	1	1
急傾斜地の崩壊	国谷 B	豊田市国谷町前山	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	国谷 C	豊田市国谷町寺ノ前	○	○	6	1	1	0
急傾斜地の崩壊	国谷 D	豊田市国谷町寺ノ前	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	広畑-3	豊田市国谷町広畑	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	神明戸-1	豊田市国谷町神明戸	○	○	3	2	1	0
急傾斜地の崩壊	鍛冶カクゴ-1	豊田市国谷町鍛冶カクゴ	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	鍛冶カクゴ-2	豊田市国谷町鍛冶カクゴ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	墓所ケ根-1	豊田市国谷町墓所ケ根	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	鍛冶カクゴ-3	豊田市国谷町鍛冶カクゴ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	境-1	豊田市野林町境	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	境-2	豊田市野林町境	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ洞-1A	豊田市野林町西ノ洞	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ洞-1B	豊田市野林町西ノ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ洞-1C	豊田市野林町西ノ洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ切	豊田市野林町上ノ切	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ切-2A	豊田市野林町上ノ切	○	○	5	2	1	0
急傾斜地の崩壊	上ノ切-2B	豊田市野林町上ノ切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野林中ノ切-1A	豊田市野林町中ノ切	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	野林中ノ切-1B	豊田市野林町中ノ切	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	野林中ノ切-1C	豊田市野林町中ノ切	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ切-1	豊田市野林町下ノ切	○	○	7	3	1	0
急傾斜地の崩壊	下ノ切-1	豊田市野林町東ノ洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	野林中田-2	豊田市野林町中田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	野林中田-1	豊田市野林町サラタ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	サラタ-1	豊田市野林町サラタ	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	高ノ山洞-1	豊田市野林町高ノ山洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	イモウ-3A	豊田市上小田町イモウ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	イモウ-3B	豊田市野林町沢ノ堂前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	沢ノ堂前-1	豊田市野林町沢ノ堂前	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	玉ノクゴ-1	豊田市沢ノ堂町玉ノクゴ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	餅田-1	豊田市沢ノ堂町餅田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	餅田-2	豊田市沢ノ堂町餅田	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下-2	豊田市沢ノ堂町下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ上-1	豊田市沢ノ堂町山ノ上	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	クロヒヤ-1A	豊田市沢ノ堂町クロヒヤ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	クロヒヤ-1B	豊田市沢ノ堂町クロヒヤ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	クロヒヤ-2A	豊田市沢ノ堂町クロヒヤ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	クロヒヤ-2B	豊田市沢ノ堂町クロヒヤ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	残後-2	豊田市沢ノ堂町残後	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	残後-3	豊田市沢ノ堂町残後	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	クロヒヤ-3	豊田市沢ノ堂町残後	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	残後-1A	豊田市沢ノ堂町下田	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	残後-1B	豊田市沢ノ堂町下田	○	○	7	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下田前-1	豊田市上小田町下田前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	荒井-1A	豊田市沢ノ堂町荒井	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	荒井-1B	豊田市沢ノ堂町荒井	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	カジヤ-2	豊田市上小田町カジヤ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	イモウ-1	豊田市上小田町イモウ	○	○	7	3	0	0
急傾斜地の崩壊	イモウ-4	豊田市上小田町イモウ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	スウメ-3	豊田市上小田町スウメ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	アラヤ-1	豊田市上小田町アラヤ	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	スウメ-2	豊田市上小田町スウメ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	スウメ-1	豊田市上小田町スウメ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ニイヤ-1	豊田市上小田町ニイヤ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	池田-1	豊田市上小田町ヒロハタ	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	西ノ下-1	豊田市上小田町ニイヤ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	ヒロハタ-1A	豊田市上小田町ヒロハタ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヒロハタ-1B	豊田市上小田町川上リ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ下-2A	豊田市上小田町西ノ下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ下-2B	豊田市上小田町西ノ下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ下-3	豊田市上小田町西ノ下	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	四ツ松-1	豊田市四ツ松町四ツ松	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	四ツ松-2A	豊田市四ツ松町四ツ松	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	四ツ松-2B	豊田市四ツ松町四ツ松	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	四ツ松萩田-1	豊田市四ツ松町萩田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	四ツ松萩田-2	豊田市四ツ松町萩田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	馬場-1	豊田市四ツ松町馬場	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	馬場-2	豊田市四ツ松町馬場	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本平-1	豊田市四ツ松町本平	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	神造-1	豊田市四ツ松町神造	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	河西-1	豊田市四ツ松町河西	○	○	0	0	2	2
急傾斜地の崩壊	藤揚-1A	豊田市四ツ松町郷敷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	藤揚-1B	豊田市四ツ松町藤揚	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	藤揚-2	豊田市四ツ松町藤揚	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	郷敷-3	豊田市四ツ松町郷敷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷敷-2	豊田市四ツ松町郷敷	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	四ツ松山口-1	豊田市四ツ松町上田面	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鶚子-1	豊田市四ツ松町鶚子	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	鶚子-2	豊田市四ツ松町鶚子	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鶚子-3	豊田市四ツ松町鶚子	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鶚子-4	豊田市四ツ松町鶚子	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鍛冶ケ下-1	豊田市四ツ松町鍛冶ケ下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	鍛冶ケ下-2	豊田市四ツ松町鍛冶ケ下	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	鍛冶ケ下-3	豊田市四ツ松町鍛冶ケ下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	葭平-1A	豊田市四ツ松町葭平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	葭平-1B	豊田市四ツ松町葭平	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	葭平-2	豊田市四ツ松町葭平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	河原田-1A	豊田市四ツ松町河原田	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	河原田-1B	豊田市四ツ松町河原田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	河原田-2	豊田市四ツ松町河原田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	十明山-1	豊田市四ツ松町十明山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	河原田-3	豊田市四ツ松町河原田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	葭平-3	豊田市四ツ松町葭平	○	○	1	1	0	0
土石流	水源洞	豊田市水源町７丁目	○	-	1	0	0	0
土石流	清水口沢 A	豊田市西中山町十七屋	○	○	0	0	0	0
土石流	清水口沢 B	豊田市西中山町十七屋	○	○	0	0	0	0
土石流	山田川第 1 支川	豊田市西中山町下山田	○	○	0	0	0	0
土石流	山田川第 6 支川	豊田市西中山町大木原	○	○	1	0	0	0
土石流	磯崎川	豊田市迫町風張	○	○	1	0	0	0
土石流	迫川	豊田市迫町荒子	○	○	3	0	0	0
土石流	下切沢-1	豊田市迫町前田	○	○	4	0	0	0
土石流	荒子沢	豊田市迫町荒子	○	○	2	0	0	0
土石流	中切沢	豊田市迫町下切	○	-	0	0	1	0
土石流	半済寺沢	豊田市迫町半済寺	○	-	19	0	0	0
土石流	森東沢	豊田市白川町森東	○	○	3	0	0	0
土石流	片平沢	豊田市石畳町坂下	○	-	6	0	0	0
土石流	石畑沢	豊田市北－色町石畑	○	-	0	0	1	0
土石流	藤木沢	豊田市北－色町藤ノ木	○	○	0	0	0	0
土石流	石畳川第 1 支川	豊田市北曽木町片平	○	○	6	0	0	0
土石流	丹波 1 の沢	豊田市岩下町堂ノ前	○	○	2	0	0	0
土石流	宮代沢	豊田市宮代町大畑	○	-	4	0	0	0
土石流	宮代洞	豊田市宮代町生墓	○	○	0	0	0	0
土石流	宮代川第 2 支川	豊田市宮代町岩倉	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	大畑沢	豊田市宮代町大畑	○	○	6	0	0	0
土石流	西丹波沢	豊田市西丹波町春山	○	○	2	0	0	0
土石流	下山沢-1	豊田市西丹波町下山	○	○	0	0	0	0
土石流	平岩川	豊田市平岩町桃ノ子	○	-	0	0	0	0
土石流	鍛冶造沢	豊田市阿蔵町鍛冶造	○	○	4	0	0	0
土石流	大空沢Ａ	豊田市阿蔵町石原	○	○	0	0	0	0
土石流	大空沢Ｂ	豊田市阿蔵町石原	○	○	0	0	0	0
土石流	ヒラクリ沢	豊田市阿蔵町角舛戸	○	○	0	0	0	0
土石流	石原沢	豊田市阿蔵町石原	○	○	1	0	0	0
土石流	大柿川	豊田市宇連野町大柿	○	○	8	4	0	0
土石流	松下川第１支川	豊田市宇連野町和出貝津	○	○	3	0	1	0
土石流	谷渡沢	豊田市宇連野町谷渡	○	○	3	0	0	0
土石流	ハマイバ沢	豊田市宇連野町谷渡	○	○	3	0	0	0
土石流	柵口沢	豊田市宇連野町物見石	○	○	2	1	0	0
土石流	北畑沢	豊田市宇連野町ウネ畑	○	○	0	0	1	0
土石流	第１六郎支川	豊田市羽布町腰掛	○	○	0	0	1	1
土石流	巴川第 19 支川	豊田市羽布町エス小屋	○	○	3	0	0	0
土石流	腰掛沢	豊田市羽布町腰掛	○	○	0	0	0	0
土石流	小柳沢	豊田市島崎町小柳	○	○	4	0	0	0
土石流	樫本沢	豊田市上中町上中	○	-	1	0	0	0
土石流	新田沢	豊田市一色町新田	○	○	1	0	0	0
土石流	井戸洞沢-1	豊田市一色町井戸洞	○	○	0	0	0	0
土石流	浅谷沢	豊田市浅谷町キビウ	○	-	1	0	0	0
土石流	中峰山沢	豊田市押山町中峰山	○	○	1	0	0	0
土石流	万治沢第１支川Ａ	豊田市押山町西峰山	○	○	1	0	0	0
土石流	万治沢第１支川Ｂ	豊田市押山町西峰山	○	○	1	0	0	0
土石流	名倉川第１支川	豊田市川手町スナバ	○	○	2	0	0	0
土石流	オオゾリ沢	豊田市川手町ヲヲゾリ	○	○	1	0	0	0
土石流	矢作川第６１支川Ａ	豊田市川手町シロ山	○	○	1	0	1	0
土石流	矢作川第６１支川Ｂ	豊田市川手町シロ山	○	○	2	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	矢作川第６０支川	豊田市川手町ノマキ	○	○	17	0	0	0
土石流	矢作川第５７支川	豊田市川手町ツキノキ	○	○	2	0	1	0
土石流	城ノ上洞	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	0	0	0
土石流	矢作川第５６支川	豊田市川手町シシナド	○	○	4	0	0	0
土石流	ウル井沢	豊田市川手町ウル井	○	-	1	0	0	0
土石流	城ノ上沢	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	0	0	0
土石流	谷平沢	豊田市川手町谷平	○	○	13	0	0	0
土石流	上川入沢	豊田市押山町上川入	○	○	1	0	0	0
土石流	シタシロ沢	豊田市川手町ハネ	○	○	4	0	0	0
土石流	丸小林沢 A	豊田市国谷町柳ケ入	○	○	0	0	0	0
土石流	丸小林沢 B	豊田市国谷町柳ケ入	○	○	0	0	0	0
土石流	国谷川第１支川	豊田市国谷町広畑	○	○	5	0	3	0
土石流	下ノ切沢	豊田市野林町東ノ洞	○	○	1	0	0	0
土石流	残後沢	豊田市沢ノ堂町残後	○	-	1	0	0	0
土石流	下田洞	豊田市沢ノ堂町下田	○	○	5	0	0	0
土石流	イモウ洞	豊田市上小田町イモウ	○	○	6	0	0	0
土石流	ニイヤ沢	豊田市上小田町スウメ	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	青木町 5 丁目	豊田市青木町 5 丁目	○	-	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井上町 12 丁目 A	豊田市井上町 12 丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向山	豊田市 伊保町 向山	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	油摺-2	豊田市大畑町油摺	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	砂山-1	豊田市大畑町砂山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大畑町上屋敷	豊田市大畑町寺ヶ洞	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大畑町前田-2	豊田市大畑町前田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大畑町前田-3	豊田市大畑町前田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	乙部町大沢-1	豊田市 乙部町 大沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北屋敷	豊田市 乙部町 北屋敷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	北屋敷-2	豊田市 乙部町 北屋敷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	根ノ畑- 1	豊田市 乙部町 根ノ畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鳶山-1	豊田市 貝津町 鳶山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向畑-1	豊田市 貝津町 向畑	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	向畑-2	豊田市 貝津町 向畑	○	○	0	0	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	宝田-1	豊田市 加納町 青木洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	馬道通-3	豊田市 加納町 馬道通	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	馬道通-4	豊田市 加納町 馬道通	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	下向田	豊田市 亀首町 下向イ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下西山-1	豊田市 亀首町 下西山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	一色屋敷-1	豊田市 篠原町 一色屋敷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一色屋敷-2A	豊田市 篠原町 一色屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一色屋敷-2B	豊田市 篠原町 一色屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一色屋敷-3	豊田市 篠原町 一色屋敷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	興兵下-1	豊田市 篠原町 大下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	片坂-1	豊田市 篠原町 片坂	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	片坂-2	豊田市 篠原町 片坂	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	徳間-1	豊田市 篠原町 片坂	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	郷屋敷 A	豊田市 篠原町 郷屋敷	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	郷屋敷 B	豊田市 篠原町 郷屋敷	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	郷屋敷-1	豊田市 篠原町 郷屋敷	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	篠原町前田-1	豊田市 篠原町 郷屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	油摺-1	豊田市篠原町敷田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺洞-1	豊田市 篠原町 寺洞	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	寺洞-2	豊田市 篠原町 寺洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺洞-6	豊田市 篠原町 寺洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東浦	豊田市 篠原町 東浦	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	芦迫-1A	豊田市 猿投町 芦迫	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	芦迫-1B	豊田市 猿投町 芦迫	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	芦迫-1C	豊田市 猿投町 芦迫	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入道-7	豊田市 猿投町 芦迫	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入道-2	豊田市 猿投町 入道	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入道-3	豊田市 猿投町 入道	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	入道-4	豊田市 猿投町 入道	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入道-5	豊田市 猿投町 入道	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入道-6	豊田市 猿投町 入道	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	瀬戸田-1	豊田市 猿投町 瀬戸田	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	追訳-1	豊田市 田籾町 追訳	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	日向（Ⅰ）	豊田市 田籾町 日向	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鶏石-1	豊田市 田籾町 鶏石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鶏石-2	豊田市 田籾町 鶏石	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛-7	豊田市西広瀬町石飛	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西広瀬町宇津木-1	豊田市西広瀬町宇津木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西広瀬町宇津木-2	豊田市西広瀬町宇津木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上海道-2	豊田市西広瀬町上海道	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小麦生-2	豊田市西広瀬町神田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	登り-4	豊田市西広瀬町登り	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花本町宇津木-1	豊田市花本町宇津木	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花本町宇津木-2	豊田市花本町宇津木	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花本町宇津木-3	豊田市花本町宇津木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	後田-1	豊田市広幡町後田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩ヶ鼻-2	豊田市広幡町岩ヶ鼻	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞南口-1	豊田市広幡町大洞南口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ島-1	豊田市広幡町上ノ島	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	観音前-1	豊田市広幡町観音前	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	観音前-2	豊田市広幡町観音前	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	観音前-3	豊田市広幡町観音前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	観音前-4	豊田市広幡町観音前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	竹之上	豊田市広幡町竹之上	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大光寺-1	豊田市広幡町大光寺	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大光寺-2	豊田市広幡町大光寺	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	地久戸-1	豊田市広幡町寺後	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	広幡町大田-1	豊田市広幡町深山口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	森下	豊田市広幡町四ツ屋	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	保見町井ノ向-2	豊田市 保見町 井ノ向	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北山-2	豊田市 保見町 蔵王下	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	北山-5	豊田市 保見町 北山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東古城-2	豊田市 保見町 東古城	○	-	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本徳町大洞-1	豊田市 本徳町 大洞	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	塚越-2	豊田市 本徳町 塚越	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	塚越-3	豊田市 本徳町 塚越	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	森前-2	豊田市 本徳町 森前	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	八升蒔Ｂ	豊田市松平志賀町八升蒔	○	○	9	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八升蒔Ｃ	豊田市松平志賀町八升蒔	○	-	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八升蒔Ｄ	豊田市松平志賀町八升蒔	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	秋合-1	豊田市八草町秋合	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	秋合-2	豊田市八草町秋合	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	秋合-3	豊田市八草町秋合	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	三本木-1	豊田市八草町三本木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	立田-3	豊田市八草町立田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	丁田-2	豊田市八草町丁田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	広久手町-1A	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	広久手町-1B	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	広久手町-1C	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	八千草	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	八千草-1A	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八千草-1B	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八千草-1C	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八千草-1D	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八千草-1E	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市ノ瀬-1	豊田市大平町市ノ瀬	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	浜松山-1	豊田市大平町浜松山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	浜松山-3	豊田市大平町浜松山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	浜松山-4	豊田市大平町浜松山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	万作-1	豊田市大平町万作	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松下-5	豊田市喜佐平町大凹	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	門ケ入-1	豊田市喜佐平町問ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	門ケ入-2	豊田市喜佐平町問ケ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松下-4	豊田市喜佐平町堂ノ前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松下-1	豊田市喜佐平町松下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松下-2	豊田市喜佐平町松下	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	隠ケ洞-4	豊田市北篠平町隠ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	垂木-1A	豊田市北篠平町川尻	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	垂木-1B	豊田市北篠平町川尻	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川尻 A	豊田市北篠平町川尻	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川尻 B	豊田市北篠平町川尻	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田-6A	豊田市北篠平町下前田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田-6B	豊田市北篠平町下前田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田-3A	豊田市北篠平町七々山	○	-	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田-3B	豊田市北篠平町七々山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田-3C	豊田市北篠平町七々山	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田-4A	豊田市北篠平町七々山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田-4B	豊田市北篠平町七々山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田-2	豊田市北篠平町洞田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田-2A	豊田市北篠平町洞田	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞田-2B	豊田市北篠平町洞田	○	-	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-19	豊田市沢田町穴田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-6	豊田市沢田町合ケ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	合ケ洞	豊田市沢田町合ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-7	豊田市沢田町梅ノ木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-4A	豊田市沢田町市道	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-4B	豊田市沢田町市道	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-8A	豊田市沢田町市道	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-8B	豊田市沢田町市道	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-11	豊田市沢田町市道	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	市道	豊田市沢田町市道	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-3	豊田市沢田町入洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-5	豊田市沢田町入洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木-2	豊田市沢田町梅ノ木	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	小原道-9	豊田市沢田町大野洞	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-17	豊田市沢田町小原道	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-2	豊田市沢田町上田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-18	豊田市沢田町五升蒔	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	権座	豊田市沢田町権座	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-10	豊田市沢田町座内	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-14	豊田市沢田町座内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	沢田-1A	豊田市沢田町千人塚	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	沢田-1B	豊田市沢田町千人塚	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千人塚 A	豊田市沢田町千人塚	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千人塚 B	豊田市沢田町千人塚	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-13	豊田市沢田町外ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-15	豊田市沢田町外ケ洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	菰	豊田市沢田町菰	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	孫右洞	豊田市沢田町孫右洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-12A	豊田市沢田町森下	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-12B	豊田市沢田町森下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-1A	豊田市沢田町吉田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原道-1B	豊田市沢田町吉田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	安実京本郷-1A	豊田市安実京町本郷	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	安実京本郷-1B	豊田市安実京町本郷	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	安実京本郷-1C	豊田市安実京町本郷	○	○	4	1	1	0
急傾斜地の崩壊	間野	豊田市安実京町間野	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	久井度-1	豊田市足助町久井戸	○	○	31	0	1	0
急傾斜地の崩壊	久井度-4	豊田市足助町久井戸	○	○	4	0	1	0
急傾斜地の崩壊	下平-1A	豊田市大多賀町下平	○	○	3	2	1	0
急傾斜地の崩壊	下平-1B	豊田市大多賀町下平	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	下平-1C	豊田市大多賀町下平	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下平-2A	豊田市大多賀町下平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下平-2B	豊田市大多賀町下平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	不二平	豊田市大多賀町三浦	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	三浦	豊田市大多賀町三浦	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大多賀ハマイバ-1	豊田市大多賀町隠屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	椹木谷-2	豊田市大多賀町椹木谷	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	餅田-3	豊田市大多賀町餅田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西田	豊田市大多賀町西田	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	不二平-2	豊田市大多賀町不二平	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	人屋-1A	豊田市葛沢町人屋	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	人屋-1B	豊田市葛沢町人屋	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上本郷-2	豊田市葛沢町今倉	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	胡桃ノ草-1A	豊田市葛沢町胡桃ノ草	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	胡桃ノ草-1B	豊田市葛沢町胡桃ノ草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	胡桃ノ草-1C	豊田市葛沢町胡桃ノ草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	胡桃ノ草-1D	豊田市葛沢町胡桃ノ草	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	胡桃ノ草-2	豊田市葛沢町胡桃ノ草	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	葛沢南-1	豊田市葛沢町南	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ヶ久保-1A	豊田市葛沢町柿ノ久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ヶ久保-1B	豊田市葛沢町柿ノ久保	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ヶ久保-1C	豊田市葛沢町柿ノ久保	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ノ久保-1A	豊田市葛沢町柿ノ久保	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ノ久保-1B	豊田市葛沢町柿ノ久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ノ久保-2	豊田市葛沢町柿ノ久保	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	用ヶ下-1A	豊田市葛沢町用ケ下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	用ヶ下-1B	豊田市葛沢町用ケ下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仙ノ戸	豊田市葛沢町仙ノ戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	枇杷所-1A	豊田市葛沢町枇杷所	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	枇杷所-1B	豊田市葛沢町枇杷所	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	枇杷所-2A	豊田市葛沢町神場坂	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	枇杷所-2B	豊田市葛沢町枇杷所	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下本郷-1	豊田市葛沢町黒内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下本郷-2A	豊田市葛沢町下本郷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下本郷-2B	豊田市葛沢町中本郷	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	下本郷-2C	豊田市葛沢町中本郷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下本郷-2D	豊田市葛沢町中本郷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中本郷-1A	豊田市葛沢町中本郷	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中本郷-1B	豊田市葛沢町中本郷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中本郷-2	豊田市葛沢町中本郷	○	○	3	3	1	1
急傾斜地の崩壊	中本郷-3	豊田市葛沢町中本郷	○	○	1	0	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	上本郷-1	豊田市葛沢町上本郷	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	上本郷-3	豊田市葛沢町上本郷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	戸板-1A	豊田市葛沢町戸板	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	戸板-1B	豊田市葛沢町戸板	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	戸板-1C	豊田市葛沢町戸板	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	戸板-1D	豊田市葛沢町羽根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	戸板-2	豊田市葛沢町戸板	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	戸板-3A	豊田市葛沢町寺屋敷	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	戸板-3B	豊田市葛沢町寺屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神尾川	豊田市葛沢町神尾川	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西道上-1	豊田市戸中町西道上	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	戸中下切-1	豊田市戸中町下切	○	○	3	1	1	0
急傾斜地の崩壊	東道上-1	豊田市戸中町東道上	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東道上-2A	豊田市戸中町東道上	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	東道上-2B	豊田市戸中町東道下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西貝戸 A	豊田市東大見町市平	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	西貝戸 B	豊田市東大見町西貝戸	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西貝戸 C	豊田市東大見町西貝戸	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	西貝戸 D	豊田市東大見町西貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西貝戸 E	豊田市東大見町西貝戸	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東大見 A	豊田市東大見町札ノ辻	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	東大見 B	豊田市東大見町札ノ辻	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東大見 C	豊田市東大見町札ノ辻	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東大見 D	豊田市東大見町地蔵海道	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上切	豊田市東大見町上切	○	○	10	9	0	0
急傾斜地の崩壊	島ノ田-1	豊田市東大見町木正平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩名畑-1	豊田市東大見町岩名畑	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中川上-1A	豊田市東川端町中川上	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	中川上-1B	豊田市東川端町中川上	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中川上-1C	豊田市東川端町中川通	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	峰ノ洞-1	豊田市東川端町峰ノ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平地-1A	豊田市東川端町平地	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	平地-1B	豊田市東川端町上川通	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	百々A	豊田市東川端町百々	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	百々B	豊田市東川端町百々	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入洞 A	豊田市東川端町入洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入洞 B	豊田市東川端町入洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御内蔵連上切-1	豊田市御内町上浦山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	御内蔵連上切-2A	豊田市御内町上切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御内蔵連上切-2B	豊田市御内町上浦山	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大奥山-1A	豊田市御内町大奥山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大奥山-1B	豊田市御内町大奥山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	天狗-1	豊田市御内町大沢	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大下里-1A	豊田市御内町大下里	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大下里-1B	豊田市御内町大下里	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大下里-1C	豊田市御内町大下里	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	金蔵連	豊田市御内町下切	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上浦山-1	豊田市御内町下切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田ノ土里-1	豊田市御内町田ノ土里	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田ノ土里-2A	豊田市御内町田ノ土里	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	田ノ土里-2B	豊田市御内町田ノ土里	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中ノ島 A	豊田市御内町中島	○	○	7	4	0	0
急傾斜地の崩壊	中ノ島 B	豊田市御内町中島	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西洞-1A	豊田市山ノ中立町西洞	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	西洞-1B	豊田市山ノ中立町西洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西洞-1C	豊田市山ノ中立町引地	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中洞 A	豊田市山ノ中立町中洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中洞 B	豊田市山ノ中立町中洞	○	○	2	1	1	1
急傾斜地の崩壊	山ノ中立中洞-1	豊田市山ノ中立町中洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞-2A	豊田市山ノ中立町東洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞-2B	豊田市山ノ中立町東洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	青木-4	豊田市山ノ中立町青木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	水口-2A	豊田市山ノ中立町水口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	水口-2B	豊田市山ノ中立町水口	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	杓子澤-1A	豊田市立岩町杓子沢	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	杓子澤-1B	豊田市立岩町杓子沢	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	板橋-1A	豊田市立岩町板橋	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	板橋-1B	豊田市立岩町板橋	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	板橋-2	豊田市立岩町板橋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	社端-1	豊田市立岩町社端	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	峯洞-2A	豊田市立岩町峰洞	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	峯洞-2B	豊田市立岩町峰洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平栗-1	豊田市立岩町ヒラクリ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平栗-2	豊田市立岩町ヒラクリ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シヤウシカマ-1	豊田市立岩町シャウシカマ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	半田-1	豊田市東大林町半田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大林花ノ木-1	豊田市東大林町花ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大林西洞-3A	豊田市東大林町西洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大林西洞-3B	豊田市東大林町西洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大林西洞-3C	豊田市東大林町平岩	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	金山-1A	豊田市東大林町金山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	金山-1B	豊田市東大林町金山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大林庵-1	豊田市東大林町大林庵	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	本入-1A	豊田市東大林町本入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	本入-2	豊田市東大林町本入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本入-1B	豊田市東大林町保田	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本入-1C	豊田市東大林町保田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神明前-1A	豊田市田平沢町神明前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神明前-1B	豊田市田平沢町神明前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ウシロ	豊田市田平沢町ウシロ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	簗瀬-1	豊田市平瀬町簗瀬	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	簗瀬-2	豊田市平瀬町簗瀬	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松ヶ瀬-1A	豊田市牛地町松ケ瀬	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松ヶ瀬-1B	豊田市牛地町松ケ瀬	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松ヶ瀬-1C	豊田市牛地町松ケ瀬	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小瀧野町大久保-2	豊田市小滝野町大久保	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	小瀧野町大久保-3	豊田市小滝野町大久保	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	河合-1	豊田市田津原町河合	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	河合-2	豊田市田津原町河合	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西河合-1	豊田市田津原町西河合	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	静瀧-1A	豊田市田津原町静滝	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	静瀧-1B	豊田市田津原町静滝	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向-1	豊田市田津原町日向	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向-3	豊田市田津原町日向	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東谷-2	豊田市時瀬町東谷	○	○	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	東萩平北垣内-5	豊田市東萩平町北垣内	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	万町柿平-1A	豊田市万町町柿平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	万町柿平-1B	豊田市万町町柿平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宇治葉美-1A	豊田市万町町宇治葉美	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宇治葉美-1B	豊田市万町町宇治葉美	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宇治葉美-1C	豊田市万町町宇治葉美	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	堀谷-1	豊田市万町町堀谷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	紙屋-1	豊田市万町町紙屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神田沢-1A	豊田市万町町神田沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神田沢-1B	豊田市万町町神田沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神田沢-3	豊田市万町町神田沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神田沢-2	豊田市万町町飛ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李木-1	豊田市万町町李木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	九両根-1	豊田市万町町九両根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	餅形-1A	豊田市万町町柿平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	餅形-1B	豊田市万町町柿平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	餅形-1C	豊田市万町町柿平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	紙屋-2A	豊田市万町町紙屋	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	紙屋-2B	豊田市万町町紙屋	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	紙屋-2C	豊田市万町町紙屋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	万町町神田-4	豊田市万町町神田沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	飛ケ入-1	豊田市万町町飛ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平頭ケ入-1	豊田市万町町平頭ケ入	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	井山-1	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	井山-2A	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	井山-2B	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	井山-3A	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井山-3B	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井山 A	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	井山 B	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	井山 C	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	井山-4	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	井山-5	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	横川入-1	豊田市 稲武町 横川入	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	横川入-2	豊田市 稲武町 横川入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	タシロ	豊田市 大野瀬町 タシロ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小貝戸-1	豊田市 大野瀬町 オコチ	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小貝戸-2	豊田市 大野瀬町 オコチ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中ギリ-1	豊田市 大野瀬町 コガイト	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	コガイト	豊田市 大野瀬町 コガイト	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	タイラ-1	豊田市 大野瀬町 シモカソヒラ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	タイラ-2	豊田市 大野瀬町 シモカソヒラ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柏洞	豊田市 大野瀬町 中ギリ	○	○	5	3	1	1
急傾斜地の崩壊	中ギリ-2	豊田市 大野瀬町 中ギリ	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ナカガヒト-1	豊田市 大野瀬町 ノブクリ	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	日ヨモ-1	豊田市 大野瀬町 日カゲ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日ヨモ A	豊田市 大野瀬町 日ヨモ	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日ヨモ B	豊田市 大野瀬町 日ヨモ	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ミヤノコシ A	豊田市 大野瀬町 ミヤノコシ	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	ミヤノホラ-1A	豊田市 大野瀬町 ミヤノ洞	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	ミヤノホラ-1B	豊田市 大野瀬町 ミヤノ洞	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	ミヤノコシ B	豊田市 大野瀬町 ミヤマグ	○	○	1	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
		チ						
急傾斜地の崩壊	ヤシロジマ-1	豊田市 大野瀬町 ヤシロジマ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤシロジマ-2	豊田市 大野瀬町 ヤシロジマ	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カキノソレ-2	豊田市小田木町カキノソレ	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カキノソレ-3	豊田市小田木町カキノソレ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	カキノソレ-4	豊田市小田木町カキノソレ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	カキノソレ-1	豊田市小田木町カキノソレ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	シッタキ沢-1	豊田市小田木町シッタキ沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シッタキ沢-2	豊田市小田木町シッタキ沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大下-A	豊田市小田木町大下	○	○	7	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大下-B	豊田市小田木町大下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	平岩-8	豊田市小田木町平岩	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木洞-1A	豊田市小田木町洞	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木洞-1B	豊田市小田木町洞	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川入-1	豊田市小田木町本洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一ノ渡瀬-1	豊田市黒田町一ノ渡瀬	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸入-3	豊田市黒田町井戸入	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	上ケ平-1A	豊田市黒田町上ケ平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上ケ平-1B	豊田市黒田町上ケ平	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	上ケ平-2	豊田市黒田町上ケ平	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上手-1	豊田市黒田町上手	○	○	5	2	1	0
急傾斜地の崩壊	上手-2	豊田市黒田町上手	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	北水別-1A	豊田市黒田町北水別	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	北水別-1B	豊田市黒田町北水別	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北水別-2A	豊田市黒田町北水別	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	北水別-2B	豊田市黒田町北水別	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	曽根-2	豊田市黒田町曽根	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	曽根-1	豊田市黒田町道上	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	南水別-2	豊田市黒田町南水別	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	中山形-1	豊田市桑原町梶畑	○	○	14	4	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	桑原	豊田市桑原町桑原	○	○	11	1	1	1
急傾斜地の崩壊	桑原洞-2	豊田市桑原町桑原	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上鎌井-1	豊田市桑原町上鎌井	○	○	8	3	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原洞-1A	豊田市桑原町洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原洞-1B	豊田市桑原町洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山形-1	豊田市桑原町山形	○	○	6	6	0	0
急傾斜地の崩壊	シマソラ-1	豊田市御所貝津町シマソラ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	貝内-1A	豊田市富永町貝内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	貝内-1B	豊田市富永町貝内	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	貝内-2	豊田市富永町貝内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿田洞-3A	豊田市富永町貝内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿田洞-3B	豊田市富永町貝内	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿田洞-3C	豊田市富永町貝内	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	貝内-3	豊田市富永町貝内	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	貝内-4	豊田市富永町貝内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿田洞-1	豊田市富永町柿田洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿田洞-2A	豊田市富永町柿田洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿田洞-2B	豊田市富永町柿田洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿田洞-4	豊田市富永町柿田洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	林貝津-1	豊田市 中当町 イナバ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	イナバ-1	豊田市 中当町 イナバ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ上	豊田市 中当町 井ノ上	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ウトヲ	豊田市 中当町 ウトヲ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カジヤ-3	豊田市 中当町 カジヤ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	桜ノ木-1	豊田市 中当町 桜ノ木	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	スズ原-1	豊田市 中当町 田ノ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	スズ原-2	豊田市 中当町 田ノ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カジヤ-4	豊田市 中当町 田ノ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田ノ入-1	豊田市 中当町 田ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田ノ入-2	豊田市 中当町 田ノ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ツヂ	豊田市 中当町 ツヂ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	林貝津-2	豊田市 中当町 林貝津	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	林貝津-3	豊田市 中当町 林貝津	○	-	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	半ノ木原	豊田市 中当町 半ノ木原	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヒカゲ-1	豊田市 中当町 ヒカゲ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヒカゲ-2	豊田市 中当町 ヒカゲ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ入-1	豊田市 野入町 井ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ入-2	豊田市 野入町 井ノ入	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	井ノ入-3	豊田市 野入町 井ノ入	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	木地山-1	豊田市 野入町 木地山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	木地山-2	豊田市 野入町 木地山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	木地山-3	豊田市 野入町 木地山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮の前後-1	豊田市 野入町 広田	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	越田和-1	豊田市 野入町 越田和	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	貝立-1A	豊田市 野入町 貝立	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	貝立-1B	豊田市 野入町 貝立	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	貝立-2	豊田市 野入町 貝立	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	辻谷	豊田市 野入町 辻谷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	トヲノス-1	豊田市 野入町 トヲノス	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	トヲノス-2	豊田市 野入町 トヲノス	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ナギ下-1	豊田市 野入町 ナギ下	○	○	2	1	1	1
急傾斜地の崩壊	ナギ下-2	豊田市 野入町 ナギ下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根-1	豊田市 野入町 丸根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根-2	豊田市 野入町 丸根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根-3	豊田市 野入町 丸根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根-4	豊田市 野入町 丸根	○	○	1	1	0	0
土石流	西山沢	豊田市 伊保町 向山	○	○	0	0	0	0
土石流	油擢沢	豊田市大畑町油摺	○	○	0	0	1	0
土石流	砂山川第３支川	豊田市大畑町砂山	○	-	0	0	0	0
土石流	馬道通-5	豊田市 加納町 馬道通	○	○	0	0	0	0
土石流	炭焼沢	豊田市 加納町 炭焼	○	-	0	0	0	0
土石流	池田沢	豊田市 亀首町 池田	○	○	3	0	0	0
土石流	大下	豊田市 篠原町 大下	○	○	4	0	0	0
土石流	小向-2	豊田市 篠原町 小向	○	○	7	4	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	小向-3	豊田市 篠原町 小向	○	○	0	0	0	0
土石流	郷屋敷沢	豊田市 篠原町 郷屋敷	○	-	23	0	0	0
土石流	寺洞-7	豊田市 篠原町 寺洞	○	○	0	0	1	0
土石流	寺洞-8	豊田市 篠原町 寺洞	○	○	0	0	0	0
土石流	羽根沢	豊田市 篠原町 羽根	○	-	3	0	0	0
土石流	郷屋敷洞	豊田市 篠原町 東浦	○	○	11	0	0	0
土石流	後田沢	豊田市 猿投町 入道	○	○	0	0	1	0
土石流	後田洞	豊田市 猿投町 入道	○	○	0	0	0	0
土石流	後田川 A	豊田市 猿投町 洞	○	○	0	0	0	0
土石流	後田川 B	豊田市 猿投町 洞	○	-	3	0	0	0
土石流	山本沢	豊田市 猿投町 山本	○	○	0	0	0	0
土石流	向畑沢	豊田市 浄水町 原山	○	○	1	0	1	0
土石流	日向沢-2	豊田市 田籾町 日向	○	○	4	0	2	0
土石流	西川沢	豊田市 田籾町 西川	○	-	0	0	0	0
土石流	西川洞	豊田市 田籾町 西川	○	○	6	0	0	0
土石流	石飛川	豊田市西広瀬町石飛	○	○	0	0	0	0
土石流	宇津木川第３支川	豊田市西広瀬町宇津木	○	○	1	0	0	0
土石流	岩ヶ鼻沢	豊田市広幡町岩ヶ鼻	○	○	2	0	0	0
土石流	松坂沢第４支川	豊田市広幡町塚之前	○	○	0	0	0	0
土石流	松坂沢第５支川	豊田市広幡町塚之前	○	-	0	0	0	0
土石流	松坂沢第６支川	豊田市広幡町塚之前	○	○	0	0	0	0
土石流	四ツ屋沢 A	豊田市広幡町堂ノ洞奥	○	○	0	0	0	0
土石流	四ツ屋沢 B	豊田市広幡町堂ノ洞口	○	○	0	0	0	0
土石流	森下川	豊田市広幡町堂ノ洞口	○	○	0	0	0	0
土石流	御供田沢	豊田市広幡町羽根前	○	○	1	0	0	0
土石流	松坂沢第１支川	豊田市広幡町松坂	○	-	0	0	0	0
土石流	松坂沢第８支川	豊田市広幡町松坂	○	○	0	0	0	0
土石流	上ノ島川	豊田市広幡町森下	○	-	4	0	0	0
土石流	小黒実沢	豊田市 保見町 小黒実	○	-	2	0	0	0
土石流	八幡池沢	豊田市 保見町 東古城	○	○	1	0	0	0
土石流	本徳川	豊田市 本徳町 森前	○	-	1	0	1	0
土石流	小坂川	豊田市 本徳町 森前	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	秋合沢	豊田市八草町秋合	○	○	1	0	1	0
土石流	八草川第１支川	豊田市八草町丁田	○	○	0	0	0	0
土石流	八草川第４支川	豊田市八草町丁田	○	○	0	0	0	0
土石流	八草川第５支川	豊田市八草町丁田	○	○	0	0	0	0
土石流	松崎川	豊田市八草町松崎	○	○	3	0	0	0
土石流	市ノ瀬沢	豊田市大平町市ノ瀬	○	○	0	0	0	0
土石流	浜松山沢	豊田市大平町浜松山	○	○	1	0	0	0
土石流	大平沢－１	豊田市大平町浜松山	○	○	1	0	0	0
土石流	万作洞	豊田市大平町万作	○	○	2	0	0	0
土石流	乙ケ林沢－１	豊田市乙ケ林町寒田	○	○	0	0	1	0
土石流	干洗川第１支川	豊田市喜佐平町松下	○	○	1	0	0	0
土石流	北篠平４の沢	豊田市北篠平町隠ケ洞	○	○	1	0	0	0
土石流	北篠平沢	豊田市北篠平町洞田	○	○	1	0	0	0
土石流	沢田沢	豊田市沢田町穴田	○	○	0	0	0	0
土石流	沢田２の沢	豊田市沢田町入洞	○	-	2	0	0	0
土石流	沢田５の沢	豊田市沢田町大野洞	○	-	0	0	0	0
土石流	沢田８の沢	豊田市沢田町小原道	○	○	1	0	0	0
土石流	沢田７の沢	豊田市沢田町五升蒔	○	○	1	0	0	0
土石流	沢田沢－２	豊田市沢田町権座	○	○	1	0	0	0
土石流	沢田沢－1A	豊田市沢田町外ケ洞	○	○	0	0	0	0
土石流	沢田沢－1B	豊田市沢田町外ケ洞	○	○	0	0	0	0
土石流	沢田４の沢	豊田市沢田町鍋坂	○	○	1	0	0	0
土石流	沢田３の沢	豊田市沢田町吉田	○	○	1	0	0	0
土石流	本郷洞	豊田市安実京町本郷	○	○	0	0	1	0
土石流	本郷沢	豊田市安実京町間野	○	○	2	0	1	0
土石流	マノ沢	豊田市安実京町間野	○	○	2	0	0	0
土石流	今川	豊田市大多賀町下平	○	○	3	0	0	0
土石流	宮ノ入川	豊田市大多賀町八子	○	○	2	1	0	0
土石流	八子沢	豊田市大多賀町八子	○	○	2	0	0	0
土石流	中平川	豊田市大多賀町八子	○	○	2	2	1	1
土石流	西田沢	豊田市大多賀町不二平	○	○	2	0	0	0
土石流	段戸川第９支川	豊田市大多賀町三浦	○	○	3	2	2	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	三浦	豊田市大多賀町三浦	○	○	1	0	0	0
土石流	寧比曽沢	豊田市大多賀町椹木谷	○	○	0	0	1	1
土石流	餅田沢	豊田市大多賀町餅田	○	○	2	1	0	0
土石流	人屋	豊田市葛沢町人屋	○	-	2	0	0	0
土石流	柿ヶ久保沢	豊田市葛沢町柿ノ久保	○	○	1	0	0	0
土石流	黒内沢	豊田市葛沢町黒内	○	○	2	0	2	0
土石流	黒内洞	豊田市葛沢町黒内	○	-	0	0	0	0
土石流	仙ノ戸沢	豊田市葛沢町神尾川	○	○	1	0	0	0
土石流	枇杷所洞	豊田市葛沢町神場坂	○	○	0	0	0	0
土石流	枇杷所沢-1	豊田市葛沢町枇杷所	○	○	1	0	0	0
土石流	枇杷所沢-2	豊田市葛沢町向田	○	○	0	0	0	0
土石流	胡桃ノ草沢	豊田市葛沢町用ケ下	○	○	1	1	0	0
土石流	東道上沢	豊田市戸中町東道下	○	○	1	0	0	0
土石流	岩名畑沢	豊田市東大見町岩名畑	○	○	3	0	0	0
土石流	西貝戸沢	豊田市東大見町島ノ田	○	-	2	0	0	0
土石流	西貝戸川	豊田市東大見町西貝戸	○	○	2	0	2	0
土石流	平地沢	豊田市東川端町中川上	○	○	4	2	0	0
土石流	平地	豊田市東川端町平地	○	○	1	0	0	0
土石流	上川通	豊田市東川端町上川通	○	○	2	2	0	0
土石流	峰ノ洞沢 A	豊田市東川端町峰ノ洞	○	○	1	0	0	0
土石流	峰ノ洞沢 B	豊田市東川端町峰ノ洞	○	○	1	0	0	0
土石流	峰ノ洞沢 C	豊田市東川端町峰ノ洞	○	○	1	0	0	0
土石流	神越川第 1 支川	豊田市御内町浦山	○	○	5	0	0	0
土石流	奥山川第 1 支川	豊田市御内町大奥山	○	○	1	0	0	0
土石流	大下里沢	豊田市御内町大下里	○	○	1	0	0	0
土石流	大下里	豊田市御内町大下里	○	○	1	0	0	0
土石流	下切沢	豊田市御内町下切	○	○	3	0	0	0
土石流	上浦山沢	豊田市御内町下切	○	○	1	0	0	0
土石流	田ノ土里-1	豊田市御内町田ノ土里	○	○	0	0	0	0
土石流	田ノ土里-2	豊田市御内町田ノ土里	○	○	2	0	0	0
土石流	後川第 1 支川	豊田市御内町萩ケ根	○	○	0	0	1	0
土石流	鍛冶造川 A	豊田市梨野町トチガタ	○	-	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	鍛冶造川 B	豊田市梨野町トチガタ	○	-	0	0	0	0
土石流	東大林沢	豊田市東大林町桑原	○	○	1	1	0	0
土石流	鬼の平沢	豊田市東大林町大林庵	○	-	6	0	0	0
土石流	下切洞	豊田市東大林町大田	○	○	1	0	0	0
土石流	三ツ又沢	豊田市平瀬町三ツ又沢	○	○	1	0	0	0
土石流	平瀬沢	豊田市平瀬町三ツ又沢	○	○	1	0	0	0
土石流	松ヶ瀬沢	豊田市牛地町松ヶ瀬	○	○	4	1	0	0
土石流	牛地町中屋洞	豊田市牛地町押出	○	○	0	0	1	1
土石流	田津原川	豊田市閑羅瀬町大切	○	○	1	0	0	0
土石流	松根川	豊田市閑羅瀬町松根	○	-	0	0	1	0
土石流	西河合	豊田市田津原町西河合	○	○	1	0	0	0
土石流	段戸川第 4 支川	豊田市田津原町日向	○	○	1	0	0	0
土石流	東谷川	豊田市時瀬町東谷	○	○	0	0	0	0
土石流	下平沢	豊田市時瀬町横手	○	○	0	0	1	0
土石流	下平洞	豊田市時瀬町横手	○	○	0	0	1	0
土石流	紙境洞川 A	豊田市万町町神田沢	○	○	0	0	0	0
土石流	紙境洞川 B	豊田市万町町神田沢	○	○	2	0	0	0
土石流	万町沢	豊田市万町町神田沢	○	○	1	0	0	0
土石流	紙境洞川 C	豊田市万町町飛ヶ入	○	○	1	0	0	0
土石流	柿平川	豊田市万町町柿平	○	○	1	0	0	0
土石流	寺洞川	豊田市万町町平頭ヶ入	○	-	1	0	1	0
土石流	川口川 A	豊田市万町町堀谷	○	-	1	0	0	0
土石流	川口川 B	豊田市万町町堀谷	○	-	1	0	0	0
土石流	本古沢	豊田市万町町本古	○	○	2	0	0	0
土石流	井山川	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	0	0
土石流	井山沢	豊田市 稲武町 横川入	○	○	1	0	0	0
土石流	井山一の洞	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	1	0
土石流	井山二の洞	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	1	0
土石流	井山三の洞	豊田市 稲武町 井山	○	○	0	0	0	0
土石流	タシロ沢	豊田市 大野瀬町 タシロ	○	○	1	1	0	0
土石流	ヤシロジマ洞	豊田市 大野瀬町 オオヤナ	○	○	0	0	0	0
土石流	ヤシロジマ沢	豊田市 大野瀬町 オオヤナ	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	ヤシロジマ川	豊田市 大野瀬町 オオヤナ	○	○	0	0	0	0
土石流	小貝戸沢	豊田市 大野瀬町 オコチ	○	○	3	0	0	0
土石流	下柏洞川	豊田市 大野瀬町 タカウセ	○	○	0	0	0	0
土石流	おこち洞	豊田市 大野瀬町 中ギリ	○	○	1	0	0	0
土石流	中柏洞	豊田市 大野瀬町 中ギリ	○	○	2	0	0	0
土石流	矢作川第６４支川	豊田市 大野瀬町 ネサキ	○	○	0	0	0	0
土石流	下貝戸洞	豊田市 大野瀬町 ネヨリソト	○	○	0	0	0	0
土石流	日ヨモ沢	豊田市 大野瀬町 日カゲ	○	○	3	0	0	0
土石流	井戸入洞	豊田市 大野瀬町 日ヨモ	○	○	7	5	0	0
土石流	野入川第１支川	豊田市 大野瀬町 ヤシロジマ	○	○	4	0	0	0
土石流	宮ノ腰沢	豊田市 大野瀬町 ミヤノコシ	○	○	4	0	0	0
土石流	ミヤノホラ沢	豊田市 大野瀬町 ミヤノ洞	○	○	1	0	1	1
土石流	石坂洞	豊田市小田木町石坂	○	○	1	0	0	0
土石流	石動洞川	豊田市小田木町オカタ	○	○	4	1	0	0
土石流	段戸川第７支川	豊田市小田木町大下	○	-	3	0	0	0
土石流	小田木川第５支川A	豊田市小田木町シッタキ沢	○	○	0	0	0	0
土石流	小田木川第５支川B	豊田市小田木町シッタキ沢	○	○	0	0	0	0
土石流	タカドヤ沢	豊田市小田木町タカドヤ	○	○	0	0	1	0
土石流	洞沢-3	豊田市小田木町洞	○	○	3	0	0	0
土石流	ほら洞	豊田市小田木町洞	○	○	3	0	0	0
土石流	井戸入川Ａ	豊田市黒田町井戸入	○	○	10	0	0	0
土石流	井戸入川Ｂ	豊田市黒田町井戸入	○	○	10	0	1	0
土石流	上ヶ平沢-2	豊田市黒田町上ヶ平	○	○	2	1	0	0
土石流	上ヶ平	豊田市黒田町上ヶ平	○	○	2	1	0	0
土石流	上ヶ平沢-1	豊田市黒田町上手	○	○	3	0	0	0
土石流	上ヶ平洞	豊田市黒田町上手	○	○	2	0	0	0
土石流	北水別沢Ａ	豊田市黒田町北水別	○	○	2	0	0	0
土石流	北水別沢Ｂ	豊田市黒田町北水別	○	○	3	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	北水別沢Ｃ	豊田市黒田町北水別	○	○	3	0	0	0
土石流	曽根洞	豊田市黒田町曽根	○	○	2	0	0	0
土石流	道上沢	豊田市黒田町曽根	○	○	2	0	0	0
土石流	節子沢	豊田市黒田町西小川	○	○	0	0	0	0
土石流	橋ノ入沢	豊田市黒田町南水別	○	○	3	0	0	0
土石流	南水別沢	豊田市黒田町南水別	○	○	1	0	0	0
土石流	水別沢	豊田市黒田町南水別	○	○	1	0	0	0
土石流	桑原沢	豊田市桑原町桑原	○	○	4	0	0	0
土石流	洞２	豊田市桑原町桑原	○	○	3	0	0	0
土石流	洞１	豊田市桑原町洞	○	○	0	0	0	0
土石流	所畑洞Ａ	豊田市富永町貝内	○	○	0	0	0	0
土石流	所畑洞Ｂ	豊田市富永町貝内	○	○	0	0	0	0
土石流	イナバ沢	豊田市 中当町 イナバ	○	○	2	0	0	0
土石流	名倉川第１６支川	豊田市 中当町 ウトヲ	○	○	1	0	0	0
土石流	宮川Ａ	豊田市 中当町 大林	○	○	3	0	1	0
土石流	宮川Ｂ	豊田市 中当町 大林	○	○	2	0	1	0
土石流	宮川Ｃ	豊田市 中当町 大林	○	○	5	0	1	0
土石流	宮川Ｄ	豊田市 中当町 大林	○	○	2	0	1	0
土石流	ナカト沢	豊田市 中当町 桜ノ木	○	○	2	1	0	0
土石流	田ノ入沢	豊田市 中当町 スズ原	○	○	1	0	0	0
土石流	炭焼洞川	豊田市 中当町 炭焼	○	○	1	1	0	0
土石流	カジヤ沢	豊田市 中当町 田ノ入	○	○	2	0	0	0
土石流	ツヂ沢	豊田市 中当町 ツヂ	○	○	1	0	0	0
土石流	林貝津沢	豊田市 中当町 林貝津	○	○	5	1	0	0
土石流	名倉川第１９支川Ａ	豊田市 中当町 ヒカゲ	○	-	1	0	0	0
土石流	名倉川第１９支川Ｂ	豊田市 中当町 ヒカゲ	○	○	0	0	0	0
土石流	ヒカゲ沢-1	豊田市 中当町 ヒカゲ	○	○	0	0	0	0
土石流	ヒカゲ洞	豊田市 中当町 ヒカゲ	○	○	2	0	0	0
土石流	宮川Ｅ	豊田市 中当町 宮下	○	○	0	0	0	0
土石流	貝立沢	豊田市 野入町 貝立	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	広畑沢	豊田市 野入町 広畑	○	○	2	0	0	0
土石流	木地山沢	豊田市 野入町 木地山	○	○	0	0	0	0
土石流	木地山洞	豊田市 野入町 木地山	○	○	3	0	0	0
土石流	小沢沢	豊田市 野入町 丸根	○	○	3	1	0	0
土石流	小沢洞	豊田市 野入町 トヲノス	○	○	2	0	0	0
土石流	貝曲り沢	豊田市 野入町 木地山	○	○	0	0	0	0
土石流	貝曲り洞	豊田市 野入町 貝曲り	○	-	1	0	0	0
土石流	辻谷川Ａ	豊田市 野入町 大ナギ	○	○	0	0	0	0
土石流	辻谷川Ｂ	豊田市 野入町 大ナギ	○	○	0	0	0	0
土石流	辻谷川Ｃ	豊田市 野入町 大ナギ	○	○	0	0	0	0
土石流	下平沢	豊田市 野入町 姥ガ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上切（Ｉ）Ｆ	豊田市上切町札ノ辻	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上山	豊田市三箇町上山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下山	豊田市三箇町下山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	谷ケ洞	豊田市大岩町谷ケ洞	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	切差	豊田市西市野々町切差	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	東沢－１	豊田市西市野々町東沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ケ夫－１Ａ	豊田市石畳町梅ケ夫	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	赤見夫	豊田市石畳町赤見夫	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ケ夫－１Ｂ	豊田市石畳町梅ケ夫	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	万作平－２	豊田市木瀬町万作平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上ケ平－２Ａ	豊田市木瀬町上ケ平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上ケ平－２Ｂ	豊田市木瀬町上ケ平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	徳万場－１	豊田市木瀬町徳万場	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	外ケ洞－１	豊田市北曽木町外ケ洞	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	萩平－４Ａ	豊田市上渡合町萩平	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	萩平－４Ｂ	豊田市上渡合町萩平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	萩平－５	豊田市上渡合町萩平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ脇－２	豊田市上渡合町井ノ脇	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	厚朴	豊田市上渡合町厚朴	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	正野平	豊田市御作町正野平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北野前	豊田市御作町北野前	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	荒子－３Ａ	豊田市迫町荒子	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	荒子－３Ｂ	豊田市迫町荒子	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤゲ－２	豊田市迫町ヤゲ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	風張－１	豊田市迫町風張	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	外ケ洞－２Ａ	豊田市北曽木町外ケ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	外ケ洞－２Ｂ	豊田市北曽木町外ケ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日焼－１	豊田市石飛町日焼	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	御堂－３	豊田市下川口町御堂	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白地釜	豊田市深見町白地釜	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	四反田－１Ａ	豊田市深見町四反田	○	－	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	四反田－１Ｂ	豊田市深見町四反田	○	－	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞－４	豊田市深見町向イ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川端－８	豊田市田茂平町東	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東－１	豊田市田茂平町東	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川端－９	豊田市田茂平町川端	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伝具－３	豊田市小原田代町伝具	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田代広畑－２	豊田市小原田代町広畑	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伝具－１	豊田市小原田代町伝具	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伝具－２	豊田市小原田代町伝具	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞－３	豊田市小原田代町洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	セバイシ－１	豊田市小原田代町洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	セバイシ－２Ａ	豊田市小原田代町セバイシ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	セバイシ－２Ｂ	豊田市小原田代町セバイシ	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	中宮ケ入－１Ａ	豊田市小原田代町中宮ケ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中宮ケ入－１Ｂ	豊田市小原田代町中宮ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上宮ケ入－３	豊田市小原田代町上宮ケ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上宮ケ入－１	豊田市小原田代町上宮ケ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上宮ケ入－２	豊田市小原田代町上宮ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	釜ケ洞－１	豊田市小原田代町釜ケ洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	釜ケ洞－２	豊田市小原田代町釜ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川手－２	豊田市小原田代町川手	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	長洞－２	豊田市小原田代町長洞	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	下宮ケ入	豊田市小原田代町下宮ケ入	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大保田	豊田市小原田代町大保田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下椿	豊田市小原田代町下椿	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	セバイシ－３	豊田市小原田代町セバイシ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ナギノト－１	豊田市小原田代町ナギノト	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上椿－１	豊田市小原田代町上椿	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上椿－２	豊田市小原田代町上椿	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松ケ多和	豊田市小原田代町松ケ多和	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	久手	豊田市小原田代町久手	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	池ノ洞－１	豊田市小原田代町西ケ沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	長洞－１	豊田市小原田代町川手	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上水口－１	豊田市小原田代町上水口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	セバイシ－４	豊田市小原田代町セバイシ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	釜ケ洞－３	豊田市小原田代町釜ケ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石洞－１	豊田市小原北町石洞	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	石田－２	豊田市小原北町石田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寄口	豊田市小原北町寄口	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	紙屋沢	豊田市小原北町紙屋沢	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	尾形	豊田市小原北町尾形	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	大東－１Ａ	豊田市小原北町大東	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大東－１Ｂ	豊田市小原北町大東	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大東－２Ａ	豊田市小原北町大東	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大東－２Ｂ	豊田市小原北町大東	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東ケ入	豊田市小原北町東ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高羽根	豊田市小原北町高羽根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	野堀	豊田市小原北町野堀	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	揚見	豊田市小原北町揚見	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大萩－１Ａ	豊田市小原北町大萩	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大萩－１Ｂ	豊田市小原北町大萩	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大萩－２	豊田市小原北町大萩	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原北町皿田	豊田市小原北町皿田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	皿田－２	豊田市小原北町皿田	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	下坂－１Ａ	豊田市小原北町下坂	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	下坂－１Ｂ	豊田市小原北町下坂	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	槇平	豊田市小原北町槇平	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	札木－１	豊田市小原北町札木	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	札木－２	豊田市小原北町札木	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	仲田－２	豊田市小原北町仲田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柏田	豊田市小原北町柏田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原北町大畑－１Ａ	豊田市小原北町大畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	反手－２Ａ	豊田市小原北町反手	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	反手－２Ｂ	豊田市小原北町反手	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	反手－２Ｃ	豊田市小原北町反手	○	－	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	反手－２Ｄ	豊田市小原北町反手	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原北町大畑－１Ｂ	豊田市小原北町大畑	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	川畔	豊田市小原北町川畔	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中切－７	豊田市小原北町中切	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中切－６	豊田市小原北町中切	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ寺－１	豊田市三ツ久保町山ノ寺	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	山ノ寺－２	豊田市三ツ久保町山ノ寺	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	月ノ入	豊田市三ツ久保町月ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三ツ久保町中屋敷	豊田市三ツ久保町中屋敷	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	的場－３	豊田市三ツ久保町的場	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	明星－１	豊田市三ツ久保町明星	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	市ノ迫－１	豊田市三ツ久保町市ノ迫	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	明星－２Ａ	豊田市三ツ久保町明星	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	明星－２Ｂ	豊田市三ツ久保町明星	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	明星－２Ｃ	豊田市三ツ久保町明星	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	明星－２Ｄ	豊田市三ツ久保町明星	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市ノ迫－２Ａ	豊田市三ツ久保町市ノ迫	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市ノ迫－２Ｂ	豊田市三ツ久保町市ノ迫	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市ノ迫－３	豊田市三ツ久保町市ノ迫	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	柿ケ入－１Ａ	豊田市三ツ久保町柿ケ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ケ入－１Ｂ	豊田市三ツ久保町柿ケ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ケ入－２	豊田市三ツ久保町柿ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上石原	豊田市乙ヶ林町上石原	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	都々良	豊田市乙ヶ林町都々良	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	高保多	豊田市乙ヶ林町高保多	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石ノ郷－１	豊田市大ケ蔵連町石ノ郷	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	入－３Ａ	豊田市大ケ蔵連町入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入－３Ｂ	豊田市大ケ蔵連町入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入－３Ｃ	豊田市大ケ蔵連町入	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	入－３Ｄ	豊田市大ケ蔵連町入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西－５	豊田市大ケ蔵連町隠屋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	隠屋－１	豊田市大ケ蔵連町隠屋	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大石ノ郷－３	豊田市大ケ蔵連町大石ノ郷	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	大石ノ郷－４	豊田市大ケ蔵連町大石ノ郷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大石ノ郷－５Ａ	豊田市大ケ蔵連町大石ノ郷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大石ノ郷－５Ｂ	豊田市大ケ蔵連町大石ノ郷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿木平－１	豊田市大ケ蔵連町柿木平	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	勘蔵連－１	豊田市大ケ蔵連町勘蔵連	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	粉野－１Ａ	豊田市大ケ蔵連町粉野	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	粉野－１Ｂ	豊田市大ケ蔵連町粉野	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	神明当－２	豊田市大ケ蔵連町神明当	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神明当－３	豊田市大ケ蔵連町神明当	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神明当－１	豊田市大ケ蔵連町神明当	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神明当－４	豊田市大ケ蔵連町神明当	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伝四	豊田市大ケ蔵連町伝四	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大ケ蔵連町南洞－１	豊田市大ケ蔵連町南洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大ケ蔵連町南洞－２	豊田市大ケ蔵連町南洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西－１	豊田市大ケ蔵連町西	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西－２	豊田市大ケ蔵連町西	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	西－３	豊田市大ケ蔵連町西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西－４	豊田市大ケ蔵連町西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	坂東－１	豊田市大ケ蔵連町坂東	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	戈伝	豊田市三ツ久保町戈伝	○	○	3	0	1	0
急傾斜地の崩壊	井戸入－４	豊田市柏ヶ洞町井戸入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸入－５	豊田市柏ヶ洞町井戸入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－１	豊田市川見町見世多	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－３	豊田市川見町大麦田	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－４	豊田市川見町外手	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－５Ａ	豊田市川見町多和	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－５Ｂ	豊田市川見町多和	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－７	豊田市川見町日影	○	○	13	4	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－２	豊田市川見町大麦田	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－６Ａ	豊田市川見町堂ノ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－６Ｂ	豊田市川見町堂ノ洞	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－６Ｃ	豊田市川見町堂ノ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川見－６Ｄ	豊田市川見町堂ノ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平畑－１Ａ	豊田市平畑町下里	○	○	8	6	0	0
急傾斜地の崩壊	平畑－１Ｂ	豊田市平畑町見竹	○	○	7	0	0	0
急傾斜地の崩壊	百月－２	豊田市百月町西田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	百月－１Ａ	豊田市百月町神手	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	百月－１Ｂ	豊田市百月町神手	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	百月－３	豊田市百月町向畑	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	押井町松葉Ａ	豊田市押井町松葉	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	押井町松葉Ｂ	豊田市押井町松葉	○	○	2	2	1	0
急傾斜地の崩壊	押井町松葉Ｃ	豊田市押井町松葉	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八幡Ａ	豊田市旭八幡町堂山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八幡Ｂ	豊田市旭八幡町落合	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊本郷－１	豊田市伊熊町本郷	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	小渡広見－１	豊田市小渡町広見	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	扇田－１Ａ	豊田市小田町扇田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	扇田－１Ｂ	豊田市小田町扇田	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	扇田－１Ｃ	豊田市小田町扇田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	月平－１Ａ	豊田市小田町月平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	月平－１Ｂ	豊田市小田町月平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田南洞－１	豊田市小田町南洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大薮－１	豊田市杉本町大薮	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本石畑－１	豊田市杉本町石畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本城山－１Ａ	豊田市杉本町城山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本城山－１Ｂ	豊田市杉本町城山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	月ケ洞－１Ａ	豊田市杉本町月ケ洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	月ケ洞－１Ｂ	豊田市杉本町月ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ケ洞－１	豊田市杉本町寺ケ洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本羽根－１	豊田市杉本町羽根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	黒地－１	豊田市杉本町黒地	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	後万場－１	豊田市杉本町後万場	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大水口－１Ａ	豊田市杉本町大水口	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大水口－１Ｂ	豊田市杉本町大水口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	跛屋敷－１	豊田市伯母沢町跛屋敷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵久保－１	豊田市伯母沢町蔵久保	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	曲り久保－１	豊田市伯母沢町曲り久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢宮ノ前－１	豊田市伯母沢町宮ノ前	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿上洞－１Ａ	豊田市伯母沢町阿上洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿上洞－１Ｂ	豊田市伯母沢町阿上洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中島－１	豊田市伯母沢町中島	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	後洞－１Ａ	豊田市旭八幡町後洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	後洞－１Ｂ	豊田市旭八幡町後洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	敷田－１	豊田市旭八幡町敷田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	沢畑－１	豊田市旭八幡町沢畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	沢畑－２	豊田市旭八幡町沢畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蕨野－１	豊田市旭八幡町蕨野	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	築羽山－１	豊田市旭八幡町築羽山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	訳田－１Ａ	豊田市旭八幡町訳田	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	三升蒔－１	豊田市旭八幡町三升蒔	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	訳田－１Ｂ	豊田市旭八幡町訳田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	曽良－１	豊田市旭八幡町曽良	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	イダボラ－１	豊田市坪崎町イダボラ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	坪崎ヒカゲ－１	豊田市坪崎町ヒカゲ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ハギラ－１	豊田市坪崎町ハギラ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	坪崎中平－１	豊田市坪崎町中平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊稲場下－１	豊田市伊熊町稲場下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	長洞－３	豊田市伊熊町長洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	二タ俣－１	豊田市伊熊町二タ俣	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	細田－１	豊田市伊熊町細田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊中根－１	豊田市伊熊町中根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	豆生－１	豊田市伊熊町豆生	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	豆生－２	豊田市伊熊町豆生	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩根－１	豊田市伊熊町岩根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	北ケ洞－１	豊田市伊熊町北ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神之辻－１	豊田市押井町神之辻	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神之辻－２	豊田市押井町神之辻	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東之坂－１	豊田市押井町東之坂	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	押井松葉－１	豊田市押井町松葉	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	浅之久保－１	豊田市押井町浅之久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	イフモリ－１	豊田市押井町イフモリ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	穴沢－１	豊田市押井町穴沢	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大下田－１	豊田市押井町大下田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部日向－１	豊田市日下部町日向	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神之辻－３Ａ	豊田市押井町神之辻	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神之辻－３Ｂ	豊田市押井町神之辻	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本城山－２	豊田市杉本町城山	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本辻－１	豊田市杉本町辻	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	押井宮之前－１	豊田市押井町宮之前	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神之辻－４	豊田市押井町神之辻	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	東之坂－２	豊田市押井町東之坂	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ前－１	豊田市伯母沢町上ノ前	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	高見－１	豊田市伯母沢町高見	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	森上－１	豊田市旭八幡町森上	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	築羽山－２	豊田市旭八幡町築羽山	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	伊熊東洞－１	豊田市伊熊町東洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊山ノ田－１Ａ	豊田市伊熊町山ノ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊山ノ田－１Ｂ	豊田市伊熊町山ノ田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	押手洞－１	豊田市伊熊町押手洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊南－１Ａ	豊田市伊熊町南	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊南－１Ｂ	豊田市伊熊町南	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	押手洞－２	豊田市伊熊町押手洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	城ケ根－１Ａ	豊田市伊熊町城ケ根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	城ケ根－１Ｂ	豊田市伊熊町城ケ根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊保神－１	豊田市惣田町伊保神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	横手－２Ａ	豊田市惣田町横手	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	横手－２Ｂ	豊田市惣田町横手	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	惣田トヤガ子－１	豊田市惣田町トヤガ子	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊中根－２	豊田市伊熊町中根	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	乙ケ久保－１Ａ	豊田市伊熊町乙ケ久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	乙ケ久保－１Ｂ	豊田市伊熊町乙ケ久保	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	四郎平田－１	豊田市惣田町四郎平田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カシヒラ－１	豊田市明賀町カシヒラ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	タテ石－１	豊田市明賀町タテ石	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ウバ神－１	豊田市明賀町ウバ神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	アスガ－１	豊田市明賀町アスガ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	鶴崎－１Ａ	豊田市明賀町鶴崎	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鶴崎－１Ｂ	豊田市明賀町鶴崎	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八丁蒔－１	豊田市明賀町八丁蒔	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	宮－１Ａ	豊田市明賀町宮	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮－１Ｂ	豊田市明賀町宮	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮－２Ａ	豊田市明賀町宮	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	宮－２Ｂ	豊田市明賀町宮	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	明賀町宮下Ａ	豊田市明賀町宮下	○	○	4	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	明賀町宮下Ｂ	豊田市明賀町宮下	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	花川－１	豊田市大坪町花川	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	旭山	豊田市大坪町旭山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	砂川－１Ａ	豊田市大坪町砂川	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	砂川－１Ｂ	豊田市大坪町砂川	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ウバ神－２	豊田市明賀町ウバ神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ウバ神－３	豊田市明賀町ウバ神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	カシヒラ－２	豊田市明賀町カシヒラ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日影－４	豊田市玉野町日影	○	○	11	5	1	0
急傾斜地の崩壊	タラクゴ－１	豊田市上脇町タラクゴ	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	宮ノ前－３	豊田市玉野町宮ノ前	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ前－４	豊田市玉野町宮ノ前	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	古沼－１	豊田市玉野町古沼	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	古沼－２	豊田市玉野町古沼	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	中平－２	豊田市上脇町中平	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	タラクゴ－２	豊田市上脇町タラクゴ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	明川引地－１	豊田市明川町引地	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	瓜ノ田Ｂ	豊田市北小田町瓜ノ田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	瓜ノ田Ｃ	豊田市北小田町瓜ノ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	瓜ノ田Ｄ	豊田市北小田町瓜ノ田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	瓜ノ田Ｅ	豊田市北小田町瓜ノ田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ上－１	豊田市足助町井ノ上	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	道東－１Ａ	豊田市富岡町道東	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	道東－１Ｂ	豊田市富岡町道東	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	道東－１Ｃ	豊田市富岡町道東	○	－	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	滝ケ洞－１	豊田市明川町滝ケ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	引地－５	豊田市明川町引地	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柳戸－１	豊田市明川町柳戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神子ケ入－１	豊田市明川町神子ケ入	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	神子ケ入－２	豊田市明川町神子ケ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿田和－１	豊田市明川町柿田和	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	北小田大洞－１	豊田市北小田町大洞	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	伯母平－１Ａ	豊田市北小田町伯母平	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母平－１Ｂ	豊田市北小田町伯母平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	風穴－２	豊田市北小田町風穴	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	風穴－３	豊田市北小田町風穴	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	赤羽－１Ａ	豊田市北小田町赤羽	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	赤羽－１Ｂ	豊田市北小田町赤羽	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	赤羽－１Ｃ	豊田市北小田町赤羽	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上八木寺洞－１Ａ	豊田市上八木町寺洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上八木寺洞－１Ｂ	豊田市上八木町寺洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上八木寺洞－１Ｃ	豊田市上八木町寺洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中平－３	豊田市上八木町中平	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中平－４Ａ	豊田市上八木町中平	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中平－４Ｂ	豊田市上八木町中平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上八木百々－１	豊田市上八木町百々	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上八木百々－２	豊田市上八木町百々	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上八木坂－１	豊田市上八木町坂	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	千ノ田－１Ａ	豊田市上八木町千ノ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千ノ田－１Ｂ	豊田市上八木町千ノ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	芦ノ入－１	豊田市上八木町芦ノ入	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	川向イ田	豊田市上八木町川向イ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	室屋Ａ	豊田市富岡町室屋	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	室屋Ｂ	豊田市富岡町室屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根－５Ａ	豊田市富岡町丸根	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根－５Ｂ	豊田市富岡町丸根	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	道東－２Ａ	豊田市富岡町道東	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	道東－２Ｂ	豊田市富岡町道東	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	道東－２Ｃ	豊田市富岡町道東	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大蔵連入洞－１Ａ	豊田市大蔵連町入洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大蔵連入洞－１Ｂ	豊田市大蔵連町入洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	尾越洞－１Ａ	豊田市大蔵連町尾越洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	尾越洞－１Ｂ	豊田市大蔵連町尾越洞	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大窪－１Ａ	豊田市大蔵連町大窪	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大窪－１Ｂ	豊田市大蔵連町大窪	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柳－１Ａ	豊田市漆畑町柳	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柳－１Ｂ	豊田市漆畑町柳	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西－６Ａ	豊田市漆畑町西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西－６Ｂ	豊田市漆畑町西	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	漆畑向田－２Ａ	豊田市漆畑町向田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	漆畑向田－２Ｂ	豊田市漆畑町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	漆畑坂－１	豊田市漆畑町坂	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヒヨモ－１Ａ	豊田市室口町ヒヨモ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ヒヨモ－１Ｂ	豊田市室口町ヒヨモ	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	東－２Ａ	豊田市室口町東	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	東－２Ｂ	豊田市室口町東	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	四ツ田－１	豊田市綾渡町四ツ田	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	奥－３	豊田市綾渡町深田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	綾渡落－１	豊田市綾渡町落	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	綾渡深田－１	豊田市綾渡町深田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	因幡－１Ａ	豊田市綾渡町向	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	因幡－１Ｂ	豊田市綾渡町因幡	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	因幡－２	豊田市綾渡町因幡	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	綾渡南－１	豊田市綾渡町南	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	堀－１	豊田市綾渡町堀	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	石ノ平－１	豊田市綾渡町石ノ平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鶏足山－１	豊田市山谷町鶏足山	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	本洞－２Ａ	豊田市山谷町本洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本洞－２Ｂ	豊田市山谷町本洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本洞－２Ｃ	豊田市山谷町本洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本洞－１	豊田市山谷町本洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大城－２	豊田市山谷町大城	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大城－３	豊田市山谷町大城	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日向道下－１	豊田市山谷町日向道下	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	篭ノ鳥	豊田市足助町篭ノ鳥	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	永野深田－１	豊田市永野町賀指	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	永野西ノ門	豊田市永野町西ノ門	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	久木道添	豊田市久木町道添	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	新盛栃ケ洞	豊田市新盛町岩屋	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	永野深田－２	豊田市永野町深田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	篭ノ鳥－１	豊田市足助町篭ノ鳥	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	篭ノ鳥－２	豊田市足助町篭ノ鳥	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蛭沢	豊田市富岡町蛭沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蛭沢－１	豊田市富岡町蛭沢	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	蛭沢－２	豊田市富岡町藤ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	藤ノ木－３	豊田市富岡町藤ノ木	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日蔭－１	豊田市富岡町日蔭	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大畑－３	豊田市漆畑町大畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柳	豊田市漆畑町柳	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石ノ平	豊田市綾渡町石ノ平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	四ツ田－２	豊田市綾渡町四ツ田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向	豊田市綾渡町向	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	柳戸	豊田市明川町柳戸	○	○	1	1	0	0
土石流	六反田沢－２	豊田市迫町六反田	○	○	1	1	0	0
土石流	中切洞－３	豊田市迫町中切	○	○	5	0	0	0
土石流	中切沢－３	豊田市迫町中切	○	○	6	0	0	0
土石流	小田沢－２	豊田市藤岡飯野町小田	○	○	0	0	0	0
土石流	松葉沢	豊田市北一色町松葉	○	○	0	0	0	0
土石流	藤ノ木沢－２	豊田市北一色町藤ノ木	○	○	0	0	0	0
土石流	浜居場川	豊田市上渡合町厚朴	○	○	0	0	0	0
土石流	浜居場川－１	豊田市上渡合町厚朴	○	○	0	0	0	0
土石流	浜居場川－２	豊田市上渡合町厚朴	○	○	0	0	0	0
土石流	大川ケ原沢	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	0	0
土石流	寺ケ洞沢	豊田市三箇町寺ケ洞	○	○	0	0	0	0
土石流	堀越川第１支川	豊田市御作町西川	○	○	0	0	0	0
土石流	韮川第９支川	豊田市上渡合町萩平	○	○	0	0	0	0
土石流	屋登コ沢	豊田市西市野々町屋登コ	○	○	1	0	0	0
土石流	三箇川第 11 支川	豊田市三箇町柿ケ坪	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	此平沢	豊田市御作町此平	○	○	0	0	0	0
土石流	松木平沢	豊田市御作町松木平	○	○	0	0	0	0
土石流	日沢洞	豊田市御作町日沢	○	○	0	0	0	0
土石流	日沢川第３支川	豊田市御作町日沢洞	○	－	0	0	0	0
土石流	日沢川第５支川	豊田市御作町田中	○	○	0	0	1	0
土石流	日沢川第６支川	豊田市御作町田中	○	○	0	0	1	0
土石流	日沢川第７支川	豊田市御作町田中	○	○	0	0	1	0
土石流	上ノ平沢	豊田市御作町上ノ平	○	○	0	0	0	0
土石流	大沢川第１支川Ａ	豊田市下川口町市ケ瀬	○	○	1	1	0	0
土石流	大沢川第１支川Ｂ	豊田市下川口町市ケ瀬	○	○	1	1	0	0
土石流	山田川第２支川	豊田市西中山町下山田	○	－	0	0	0	0
土石流	山田川第３支川	豊田市西中山町大木原	○	－	0	0	0	0
土石流	山田川第７支川	豊田市西中山町広クテ	○	○	0	0	0	0
土石流	岩花川第２支川	豊田市西中山町長根	○	○	0	0	0	0
土石流	日地釜地池川第１支川	豊田市深見町大屋	○	○	0	0	0	0
土石流	日地釜地池川第２支川	豊田市深見町白地釜	○	○	11	0	0	0
土石流	日地釜地池川第３支川	豊田市深見町才田	○	－	0	0	0	0
土石流	向イ洞沢	豊田市深見町御内平	○	○	0	0	0	0
土石流	東沢－２	豊田市田茂平町東	○	○	0	0	0	0
土石流	池ノ洞沢	豊田市小原田代町池ノ洞	○	○	2	0	0	0
土石流	上宮ケ入沢	豊田市小原田代町上宮ケ入	○	－	4	0	0	0
土石流	中宮ケ入沢	豊田市小原田代町中宮ケ入	○	○	1	0	0	0
土石流	上椿沢	豊田市小原田代町上椿	○	－	1	0	0	0
土石流	川手川	豊田市小原田代町上宮ケ入	○	○	3	0	1	0
土石流	大兀沢	豊田市小原北町大兀	○	－	1	0	0	0
土石流	石洞沢	豊田市小原北町石洞	○	○	3	0	0	0
土石流	大萩沢	豊田市小原北町大萩	○	－	1	0	0	0
土石流	仲田沢	豊田市小原北町仲田	○	－	1	0	0	0
土石流	三ツ久保４の沢	豊田市三ツ久保町中屋敷	○	○	3	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	三ツ久保１の沢	豊田市三ツ久保町山ノ寺	○	○	0	0	0	0
土石流	三ツ久保２の沢	豊田市三ツ久保町的場	○	－	2	0	0	0
土石流	三ツ久保３の沢	豊田市三ツ久保町的場	○	－	1	0	0	0
土石流	大石ノ郷沢	豊田市大ケ蔵連町大石ノ郷	○	－	3	0	0	0
土石流	粉野川	豊田市大ケ蔵連町柿木平	○	○	3	0	0	0
土石流	粉野沢	豊田市大ケ蔵連町柿木平	○	○	0	0	0	0
土石流	柿木平沢	豊田市大ケ蔵連町柿木平	○	○	0	0	0	0
土石流	坂東沢	豊田市大ケ蔵連町南洞	○	－	2	0	0	0
土石流	下刈川Ａ	豊田市川見町見世多	○	○	7	0	0	0
土石流	下刈川Ｂ	豊田市川見町中下苅	○	○	0	0	0	0
土石流	下刈川Ｃ	豊田市川見町奥下苅	○	○	0	0	0	0
土石流	下刈川Ｄ	豊田市川見町下苅	○	○	0	0	0	0
土石流	下刈川Ｅ	豊田市川見町小下苅	○	○	0	0	0	0
土石流	川見沢－１	豊田市川見町多和	○	－	3	0	0	0
土石流	堂ノ洞沢－１	豊田市川見町堂ノ洞	○	－	3	0	0	0
土石流	平畑沢	豊田市平畑町下里	○	○	13	1	0	0
土石流	李川６の沢	豊田市百月町前田	○	○	2	0	0	0
土石流	矢作川第 20 支川	豊田市百月町向畑	○	○	3	0	0	0
土石流	李川第１支川	豊田市百月町神手	○	○	0	0	0	0
土石流	地蔵川	豊田市坪崎町神ノ入	○	○	1	0	0	0
土石流	ハギラ沢	豊田市坪崎町ハギラ	○	○	1	0	0	0
土石流	東平沢－１	豊田市日下部町東平	○	○	1	0	0	0
土石流	東平沢－２	豊田市日下部町東平	○	○	0	0	0	0
土石流	田之神沢Ａ	豊田市惣田町田之神	○	－	0	0	0	0
土石流	田之神沢Ｂ	豊田市惣田町スゲノ入	○	○	2	0	0	0
土石流	梅ケ坪沢	豊田市惣田町坂洞	○	○	1	0	0	0
土石流	押牛洞沢	豊田市伊熊町押手洞	○	－	0	0	0	0
土石流	城ケ根沢	豊田市伊熊町城ケ根	○	○	1	0	0	0
土石流	大船沢	豊田市伯母沢町辻ノ下	○	－	1	0	0	0
土石流	明賀川沢	豊田市小渡町渡瀬	○	－	1	0	0	0
土石流	井戸洞沢－３	豊田市惣田町井戸洞	○	○	1	0	0	0
土石流	井戸洞川－３Ａ	豊田市惣田町梅木	○	－	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	井戸洞川－３Ｂ	豊田市惣田町池田	○	－	0	0	0	0
土石流	桜畑沢	豊田市惣田町伊保神	○	○	0	0	0	0
土石流	惣田洞	豊田市惣田町四郎平田	○	－	1	0	0	0
土石流	上伊熊洞	豊田市伊熊町南	○	－	2	0	0	0
土石流	中根沢－２	豊田市伊熊町中根	○	－	1	0	0	0
土石流	堂ノ下沢－２	豊田市伊熊町二タ俣	○	○	0	0	0	0
土石流	長洞沢	豊田市伊熊町曽良	○	－	2	0	0	0
土石流	伯母沢洞	豊田市伯母沢町辻上	○	－	1	0	0	0
土石流	沢尻川第２支川	豊田市杉本町竜	○	○	1	0	0	0
土石流	矢作川第 42 支川	豊田市小渡町間ケ島	○	○	2	0	0	0
土石流	榎木洞川	豊田市小渡町小柳	○	○	4	2	0	0
土石流	矢作川第 80 支川	豊田市小渡町七升蒔	○	○	1	0	0	0
土石流	矢作川第 81 支川	豊田市小渡町七升蒔	○	○	0	0	0	0
土石流	宮之前沢	豊田市押井町宮之前	○	○	1	0	0	0
土石流	押ノ久保沢	豊田市押井町浅之久保	○	－	0	0	0	0
土石流	イフモリ沢	豊田市押井町イフモリ	○	－	1	0	0	0
土石流	山神	豊田市小田町山神	○	－	1	0	0	0
土石流	明賀沢	豊田市明賀町アスガ	○	○	1	0	0	0
土石流	アスガ沢	豊田市明賀町アスガ	○	○	1	0	0	0
土石流	ウバ神沢	豊田市明賀町ウバ神	○	－	4	0	0	0
土石流	中田川第８支川	豊田市東大島町小バサマ	○	○	2	0	0	0
土石流	萩ノ田沢	豊田市上八木町萩ノ田	○	－	2	0	0	0
土石流	萩ノ田洞	豊田市上八木町萩ノ田	○	－	4	0	1	0
土石流	萩ノ平沢	豊田市桑田和町萩ノ平	○	－	3	0	0	0
土石流	日影林沢	豊田市山谷町日影林	○	○	1	0	1	0
土石流	栃本沢－２	豊田市山谷町栃本	○	○	1	0	1	0
土石流	松方沢	豊田市上脇町松方	○	○	3	0	0	0
土石流	滝ケ洞沢Ａ	豊田市明川町滝ケ洞	○	○	3	0	0	0
土石流	滝ケ洞沢Ｂ	豊田市明川町滝ケ洞	○	○	0	0	0	0
土石流	南沢－１	豊田市明川町ヤオトシ	○	○	10	0	0	0
土石流	大岩沢－１Ａ	豊田市明川町大岩	○	○	2	0	0	0
土石流	大岩沢－１Ｂ	豊田市明川町大岩	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	南沢洞	豊田市明川町ヤオトシ	○	○	12	0	0	0
土石流	壱石沢	豊田市明川町壱石	○	○	1	0	0	0
土石流	柳戸川Ａ	豊田市明川町坂祐	○	－	1	0	0	0
土石流	柳戸川Ｂ	豊田市明川町坂祐	○	○	1	0	0	0
土石流	柳戸沢	豊田市明川町柳戸	○	○	1	0	0	0
土石流	柿田和沢	豊田市明川町柿田和	○	○	0	0	0	0
土石流	柿田和洞	豊田市明川町柿田和	○	○	0	0	0	0
土石流	神子ケ入沢	豊田市明川町神子ケ入	○	－	1	0	0	0
土石流	神子ケ入洞	豊田市明川町神子ケ入	○	○	1	0	0	0
土石流	深沢	豊田市明川町深沢	○	○	2	0	0	0
土石流	赤羽沢	豊田市北小田町赤羽	○	－	2	0	0	0
土石流	風穴沢	豊田市北小田町風穴	○	○	1	0	0	0
土石流	篭ノ鳥沢－３	豊田市足助町篭ノ鳥	○	○	0	0	0	0
土石流	足助川第 18 支川	豊田市上八木町坂	○	○	4	0	0	0
土石流	川向イ田沢	豊田市上八木町川向イ田	○	○	3	0	0	0
土石流	沢ノ尻沢	豊田市足助町沢ノ尻	○	－	1	0	0	0
土石流	坂沢	豊田市上八木町坂	○	○	4	0	0	0
土石流	百々沢	豊田市上八木町百々	○	○	1	0	0	0
土石流	蛭沢Ａ	豊田市富岡町蛭沢	○	○	2	0	0	0
土石流	蛭沢Ｂ	豊田市富岡町蛭沢	○	○	1	0	0	0
土石流	笠松沢－２	豊田市足助町笠松	○	○	1	0	0	0
土石流	岡田沢－１	豊田市足助町岡田	○	○	2	0	0	0
土石流	岡田洞	豊田市足助町東真弓	○	○	0	0	1	0
土石流	大椿沢Ａ	豊田市富岡町大椿	○	－	8	0	0	0
土石流	大椿沢Ｂ	豊田市富岡町大椿	○	－	7	0	0	0
土石流	三百目沢Ａ	豊田市富岡町道東	○	○	1	0	0	0
土石流	三百目沢Ｂ	豊田市富岡町林中田	○	－	3	0	0	0
土石流	桧沢	豊田市上八木町芦ノ入	○	○	1	0	0	0
土石流	ヒヨモ洞	豊田市室口町森ノ上	○	○	3	0	0	0
土石流	西洞川－１Ａ	豊田市富岡町船貝戸	○	○	2	0	0	0
土石流	西洞川－１Ｂ	豊田市富岡町前田	○	○	2	0	0	0
土石流	西洞川－１Ｃ	豊田市富岡町山ノ田	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	西洞川－１Ｄ	豊田市富岡町山ノ田	○	○	1	0	0	0
土石流	水戸沢	豊田市足助町総山	○	－	0	0	0	0
土石流	日向道下沢	豊田市山谷町日向道上	○	○	1	0	0	0
土石流	大城沢	豊田市山谷町大城	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井上町 12 丁目Ｂ	豊田市井上町 12 丁目	○	－	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	越田和－３	豊田市西樫尾町越田和	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向田－２	豊田市西樫尾町向田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	紺屋垣内Ａ	豊田市石楠町荒井	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	紺屋垣内Ｂ	豊田市石楠町紺屋垣内	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	紺屋垣内Ｃ	豊田市石楠町紺屋垣内	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	紺屋垣内Ｄ	豊田市石楠町紺屋垣内	○	○	3	0	1	0
急傾斜地の崩壊	幸穂台１丁目	豊田市幸穂台１丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本口	豊田市穂積町本口	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	下清水－３	豊田市林添町下清水	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	山中町東須田	豊田市山中町東須田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山中町山口	豊田市山中町山口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石平－３Ａ	豊田市山中町石平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石平－３Ｂ	豊田市山中町石平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山中町上日陰	豊田市山中町上日陰	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	戸屋下－９Ａ	豊田市山中町戸屋下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	戸屋下－９Ｂ	豊田市山中町戸屋下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	手呂町青木Ａ	豊田市手呂町青木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	手呂町青木Ｂ	豊田市手呂町青木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	扶桑町８丁目	豊田市扶桑町８丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	百々町６丁目－１	豊田市百々町６丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平井町７丁目	豊田市平井町７丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北投－２Ａ	豊田市池田町北投	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北投－２Ｂ	豊田市池田町北投	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北投－３Ａ	豊田市池田町北投	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北投－３Ｂ	豊田市池田町北投	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ハシマゲ－４	豊田市池田町ハシマゲ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	萩洞－３	豊田市岩滝町萩洞	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	小玉－１	豊田市岩滝町小玉	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	岩滝町神明－１Ａ	豊田市岩滝町神明	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩滝町神明－１Ｂ	豊田市岩滝町神明	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩滝町神明－１Ｃ	豊田市岩滝町神明	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	法沢－４Ａ	豊田市矢並町法沢	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	法沢－４Ｂ	豊田市矢並町法沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	清徳－４	豊田市矢並町清徳	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	香沢－４	豊田市矢並町香沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	矢並町宮脇	豊田市矢並町宮脇	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	矢並町向田－４	豊田市矢並町向田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	矢並町向田－５Ａ	豊田市矢並町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	矢並町向田－５Ｂ	豊田市矢並町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	矢並町向田－６Ａ	豊田市矢並町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	矢並町向田－６Ｂ	豊田市矢並町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原田－５Ａ	豊田市矢並町桑原田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原田－５Ｂ	豊田市矢並町桑原田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原田－５Ｃ	豊田市矢並町桑原田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原田－６	豊田市矢並町桑原田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松平－３Ａ	豊田市矢並町松平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松平－３Ｂ	豊田市矢並町松平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	楠ノ木Ａ	豊田市志賀町楠ノ木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	楠ノ木Ｂ	豊田市志賀町楠ノ木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神高	豊田市志賀町神高	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石神Ａ	豊田市志賀町石神	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石神Ｂ	豊田市志賀町石神	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	十分－１Ａ	豊田市鵜ケ瀬町十分	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	十分－１Ｂ	豊田市鵜ケ瀬町十分	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	十分－１Ｃ	豊田市鵜ケ瀬町十分	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大見町１丁目－１	豊田市大見町１丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大見町１丁目－２	豊田市大見町１丁目	○	○	4	2	1	0
急傾斜地の崩壊	大見町７丁目－２	豊田市大見町７丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大見町６丁目－３	豊田市大見町６丁目	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大見町８丁目－１	豊田市大見町８丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	切石洞－１	豊田市滝脇町切石洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西城	豊田市松嶺町西城	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西城－１	豊田市松嶺町西城	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ケ田	豊田市藤沢町梅ケ田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	次郎左	豊田市藤沢町次郎左	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神田－11	豊田市東広瀬町神田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	並松	豊田市東広瀬町並松	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神田－10	豊田市東広瀬町神田	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中坪	豊田市小峯町中坪	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上谷下－１	豊田市石野町上谷下	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上谷下Ａ	豊田市石野町上谷下	○	○	4	0	1	0
急傾斜地の崩壊	上谷下Ｂ	豊田市石野町上谷下	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	力石町井ノ上－２	豊田市力石町井ノ上	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	井ノ上（Ｉ）Ａ	豊田市力石町井ノ上	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	井ノ上（Ｉ）Ｂ	豊田市力石町井ノ上	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	組垣－３	豊田市力石町組垣	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	力石町井ノ上－３	豊田市力石町井ノ上	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	力石町井ノ上－４	豊田市力石町井ノ上	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	深田－１Ａ	豊田市力石町深田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深田－１Ｂ	豊田市力石町深田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	前洞東	豊田市下室町前洞東	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	前洞東－１	豊田市下室町前洞東	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	両ノクゴ-３	豊田市芳友町両ノクゴ	○	○	3	0	1	0
急傾斜地の崩壊	漆カクゴ	豊田市芳友町漆カクゴ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	両ノクゴ	豊田市芳友町両ノクゴ	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	中金町申堂－２	豊田市中金町申堂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	清水口	豊田市中金町清水口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	如来－１	豊田市中金町如来	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	下江通－１	豊田市滝見町中江通	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上江通－４Ａ	豊田市滝見町上江通	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上江通－４Ｂ	豊田市滝見町上江通	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	沢尻－１Ａ	豊田市滝見町沢尻	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	沢尻－１Ｂ	豊田市滝見町沢尻	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷丈－３	豊田市小呂町郷丈	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	足の口Ａ	豊田市中切町足ノ口	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	足の口Ｂ	豊田市中切町足ノ口	○	○	8	4	0	0
急傾斜地の崩壊	足の口Ｃ	豊田市中切町足ノ口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	足の口Ｄ	豊田市中切町足ノ口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	和合	豊田市和合町石ノ塔	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	番丈木－１	豊田市和合町番丈木	○	○	2	2	1	1
急傾斜地の崩壊	番丈木－２	豊田市和合町番丈木	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	番丈木－３	豊田市和合町番丈木	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	和合日向－２	豊田市和合町日向	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	北山－７	豊田市和合町北山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北山－８	豊田市和合町北山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	杣沢	豊田市和合町杣沢	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	日影－２Ａ	豊田市和合町日影	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日影－２Ｂ	豊田市和合町日影	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日影－２Ｃ	豊田市和合町日影	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	酒屋－１Ａ	豊田市和合町酒屋	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	酒屋－１Ｂ	豊田市和合町酒屋	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	村神－１Ａ	豊田市和合町村神	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	村神－１Ｂ	豊田市和合町村神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	村神－１Ｃ	豊田市和合町村神	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	村神－２Ａ	豊田市和合町村神	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	村神－２Ｂ	豊田市和合町村神	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山口	豊田市和合町山口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩倉－１Ａ	豊田市和合町岩倉	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩倉－１Ｂ	豊田市和合町岩倉	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	才ノ神	豊田市和合町才ノ神	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽左之窪－１	豊田市和合町羽左之窪	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	杣沢－１Ａ	豊田市和合町杣沢	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	杣沢－１Ｂ	豊田市和合町杣沢	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	杣沢－１Ｃ	豊田市和合町杣沢	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	杣沢－１Ｄ	豊田市和合町杣沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	杣沢－１Ｅ	豊田市和合町杣沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坂口－１Ａ	豊田市大沼町坂口	○	○	5	2	1	0
急傾斜地の崩壊	坂口－１Ｂ	豊田市大沼町坂口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坂口－１Ｃ	豊田市大沼町坂口	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	万徳前	豊田市下山田代町万徳前	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	坂口－２	豊田市大沼町坂口	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	切山－１	豊田市大沼町切山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西久保Ａ	豊田市上切山町西久保	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	西久保Ｂ	豊田市上切山町西久保	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	瑞竜―２Ａ	豊田市小町瑞竜	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	瑞竜―２Ｂ	豊田市小町瑞竜	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田畑―１	豊田市小町田畑	○	○	3	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大貝津―１	豊田市小町大貝津	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	数加―１	豊田市小町数加	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	御蔵引地―１Ａ	豊田市御蔵町引地	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	御蔵引地―１Ｂ	豊田市御蔵町引地	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大空―１Ａ	豊田市上切山町三本木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大空―１Ｂ	豊田市上切山町大空	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大空―１Ｃ	豊田市上切山町大空	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大空―１Ｄ	豊田市上切山町三本木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東俣―１	豊田市上切山町東俣	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	梅平―１Ａ	豊田市上切山町梅平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梅平―１Ｂ	豊田市上切山町梅平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下中根―１	豊田市上切山町下中根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛―３Ａ	豊田市実栗町石飛	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛―３Ｂ	豊田市実栗町石飛	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛―３Ｃ	豊田市実栗町石飛	○	○	4	2	1	0
急傾斜地の崩壊	久楽後Ａ	豊田市実栗町久楽後	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	久楽後Ｂ	豊田市実栗町久楽後	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	久楽後Ｃ	豊田市実栗町久楽後	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	清水元―１Ａ	豊田市実栗町清水元	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	清水元―１Ｂ	豊田市実栗町清水元	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	清水元―２Ａ	豊田市実栗町清水元	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	清水元―２Ｂ	豊田市実栗町清水元	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	清水元―２Ｃ	豊田市実栗町清水元	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	久楽後―１	豊田市実栗町久楽後	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	板橋	豊田市西樫尾町板橋	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	板橋―３	豊田市西樫尾町板橋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大麦田―１Ａ	豊田市西樫尾町大麦田	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大麦田―１Ｂ	豊田市西樫尾町大麦田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井之鼻―１Ａ	豊田市西樫尾町井ノ鼻	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井之鼻―１Ｂ	豊田市西樫尾町井ノ鼻	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向田―２Ａ	豊田市西樫尾町向田	○	○	2	2	1	1
急傾斜地の崩壊	向田―２Ｂ	豊田市西樫尾町向田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大塚落―１Ａ	豊田市大塚町落	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大塚落―１Ｂ	豊田市大塚町落	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大塚落―１Ｃ	豊田市大塚町落	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大塚落―２	豊田市大塚町落	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入田Ａ	豊田市大塚町入田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	入田Ｂ	豊田市大塚町入田	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	落―１	豊田市大塚町落	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	入田Ｃ	豊田市大塚町入田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下垣内―１Ａ	豊田市大塚町下垣内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下垣内―１Ｂ	豊田市大塚町下垣内	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ入―１	豊田市大蔵町上ノ入	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	石神―１Ａ	豊田市大蔵町石神	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石神―１Ｂ	豊田市大蔵町石神	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西樫尾下川原―１	豊田市西樫尾町下川原	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	池ノ入―１Ａ	豊田市小手沢町池ノ入	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	池ノ入―１Ｂ	豊田市小手沢町池ノ入	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	池ノ入―１Ｃ	豊田市小手沢町池ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	池ノ入―２Ａ	豊田市小手沢町池ノ入	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	池ノ入―２Ｂ	豊田市小手沢町池ノ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柳ハザマ	豊田市大蔵町柳ハザマ	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	小手沢井戸洞―１Ａ	豊田市小手沢町池ノ入	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	小手沢井戸洞―１Ｂ	豊田市小手沢町井戸洞	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小手沢井戸洞―１Ｃ	豊田市小手沢町札ノ前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小手沢井戸洞―１Ｄ	豊田市小手沢町井戸洞	○	－	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	長洞	豊田市小手沢町井戸洞	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ナメラ―１Ａ	豊田市東中山町寺田洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ナメラ―１Ｂ	豊田市東中山町ナメラ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東中山向田―１Ａ	豊田市東中山町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東中山向田―１Ｂ	豊田市東中山町向田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺田洞―１Ａ	豊田市東中山町寺田洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺田洞―１Ｂ	豊田市東中山町寺田洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	栃木―１	豊田市東中山町栃木	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	東中山佐切田西―１	豊田市東中山町佐切田西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	佐切田東―１	豊田市東中山町佐切田東	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	佐切田東―２	豊田市東中山町佐切田東	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	屋下―１Ａ	豊田市栃ノ沢町屋下	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	屋下―１Ｂ	豊田市栃ノ沢町砂田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	屋下―２	豊田市栃ノ沢町屋下	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	石田	豊田市栃ノ沢町栗沢	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	佐切田前―１	豊田市栃ノ沢栗沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	栗沢	豊田市栃ノ沢栗沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川造―１	豊田市足助白山町引地	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根	豊田市足助白山町羽根	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	白山引地―１	豊田市足助白山町引地	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	森ノ洞	豊田市足助白山町森ノ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上金田―１	豊田市足助白山町上金田	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	槙田	豊田市足助白山町槙田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	白山堂ノ洞―１	豊田市足助白山町洞	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	市楽後―１	豊田市実栗町市楽後	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	萩ノ平	豊田市桑田和町萩ノ平	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田畑	豊田市小町田畑	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	森ノ下Ａ	豊田市小町森ノ下	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	森ノ下Ｂ	豊田市小町森ノ下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	数加Ａ	豊田市小町数加	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	数加Ｂ	豊田市小町数加	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	坂屋Ａ	豊田市小町坂屋	○	○	2	1	1	1
急傾斜地の崩壊	坂屋Ｂ	豊田市小町坂屋	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	坂屋Ｃ	豊田市小町坂屋	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	猿海老Ａ	豊田市上切山町猿海老	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	猿海老Ｂ	豊田市上切山町猿海老	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	竹ノ下―２Ａ	豊田市上切山町竹ノ下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	竹ノ下―２Ｂ	豊田市上切山町竹ノ下	○	○	9	3	0	0
急傾斜地の崩壊	三船	豊田市上切山町三船	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	元札場Ａ	豊田市上切山町元札場	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	元札場Ｂ	豊田市上切山町元札場	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下柳ケ洞	豊田市上切山町下柳ケ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	元札場―１	豊田市上切山町元札場	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	下中根	豊田市上切山町下中根	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上中根	豊田市上切山町上中根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上中根―１	豊田市上切山町上中根	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中屋下	豊田市御蔵町中屋下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	粟下シＡ	豊田市御蔵町粟下シ	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	粟下シＢ	豊田市御蔵町粟下シ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛―４Ａ	豊田市実栗町石飛	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛―４Ｂ	豊田市実栗町石飛	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛―４Ｃ	豊田市実栗町石飛	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川原田Ａ	豊田市実栗町川原田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川原田Ｂ	豊田市実栗町川原田	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	石飛―５	豊田市実栗町石飛	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大樫	豊田市実栗町大樫	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上谷	豊田市西樫尾町上谷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仲田―１Ａ	豊田市西樫尾町仲田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仲田―１Ｂ	豊田市西樫尾町仲田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	仲田―１Ｃ	豊田市西樫尾町仲田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	仲田―１Ｄ	豊田市西樫尾町仲田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤塚	豊田市西樫尾町藤塚	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仲田―３	豊田市西樫尾町仲田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤塚―１Ａ	豊田市西樫尾町藤塚	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	藤塚―１Ｂ	豊田市西樫尾町藤塚	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤塚―２Ａ	豊田市西樫尾町藤塚	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤塚―２Ｂ	豊田市西樫尾町藤塚	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	藤塚―２Ｃ	豊田市西樫尾町藤塚	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白桑田	豊田市西樫尾町白桑田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白桑田―１Ａ	豊田市西樫尾町白桑田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	白桑田―１Ｂ	豊田市西樫尾町白桑田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下川原Ａ	豊田市西樫尾町下川原	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下川原Ｂ	豊田市西樫尾町下川原	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東深薄	豊田市西樫尾町東深薄	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	シタオチ	豊田市大塚町シタオチ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	シタオチ―１	豊田市大塚町シタオチ	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	横手山Ａ	豊田市大蔵町横手山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	横手山Ｂ	豊田市大蔵町横手山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	横手山Ｃ	豊田市大蔵町横手山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	横手山―１Ａ	豊田市大蔵町横手山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	横手山―１Ｂ	豊田市大蔵町横手山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	横手山―１Ｃ	豊田市大蔵町横手山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	下垣内	豊田市大蔵町下垣内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下垣内―２Ａ	豊田市大蔵町下垣内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下垣内―２Ｂ	豊田市大蔵町下垣内	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞Ａ	豊田市大蔵町東洞	○	○	2	2	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	東洞Ｂ	豊田市大蔵町東洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東洞―３	豊田市大蔵町東洞	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	森下―１	豊田市大蔵町森下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	久上Ａ	豊田市大蔵町久上	○	○	3	0	1	0
急傾斜地の崩壊	久上Ｂ	豊田市大蔵町久上	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	久上Ｃ	豊田市大蔵町久上	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木―１Ａ	豊田市小手沢町梅ノ木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木―１Ｂ	豊田市小手沢町梅ノ木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	札ノ前Ａ	豊田市小手沢町札ノ前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	札ノ前Ｂ	豊田市小手沢町札ノ前	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	札ノ前Ｃ	豊田市小手沢町札ノ前	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平石	豊田市東中山町平石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平石―１	豊田市東中山町平石	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	寺田洞―２	豊田市東中山町寺田洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中屋敷―４	豊田市東中山町中屋敷	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	砂田Ａ	豊田市栃ノ沢町砂田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	砂田Ｂ	豊田市栃ノ沢町砂田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	砂田Ｃ	豊田市栃ノ沢町砂田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	栗沢―１Ａ	豊田市栃ノ沢町栗沢	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	栗沢―１Ｂ	豊田市栃ノ沢町栗沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根―２	豊田市足助白山町羽根	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	久楽後―２	豊田市実栗町久楽後	○	○	3	0	2	1
急傾斜地の崩壊	久楽後―３	豊田市実栗町久楽後	○	○	6	0	1	0
急傾斜地の崩壊	久楽後―４	豊田市実栗町久楽後	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	大麦田	豊田市西樫尾町大麦田	○	○	6	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小手沢井戸洞	豊田市小手沢町井戸洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東中山佐切田西	豊田市東中山町佐切田西	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東中山佐切田西―２	豊田市東中山町佐切田西	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石田―３	豊田市栃ノ沢町石田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	久上―２	豊田市大蔵町久上	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根―３	豊田市足助白山町羽根	○	○	3	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	葉座場Ａ	豊田市足助白山町葉座場	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	葉座場Ｂ	豊田市足助白山町葉座場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	森ノ洞―２	豊田市足助白山町森ノ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	森ノ洞―３	豊田市足助白山町森ノ洞	○	－	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	割田―１	豊田市八草町割田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	コンジ―２	豊田市岩滝町コンジ	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	岩滝町新田	豊田市岩滝町新田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	滝ノ上	豊田市岩滝町滝ノ上	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩滝町滝坂―１Ｂ	豊田市岩滝町滝坂	○	－	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩滝町滝坂―１Ａ	豊田市岩滝町滝坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	萩洞―１	豊田市岩滝町萩洞	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	京ヶ峰二丁目―１	豊田市京ヶ峰二丁目	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	京ヶ峰二丁目―２	豊田市京ヶ峰二丁目	○	－	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上日陰	豊田市山中町上日陰	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中日影	豊田市山中町中日影	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市木町一丁目	豊田市市木町一丁目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩本	豊田市市木町岩本	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	谷耳太	豊田市市木町谷耳太	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	市木町二丁目	豊田市市木町二丁目	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市木町日影	豊田市市木町日影	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	手呂町前田	豊田市手呂町前田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	手呂町平古	豊田市手呂町平古	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	稲上―２	豊田市石野町稲上	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	稲上―１	豊田市石野町稲上	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石野町前坂	豊田市石野町前坂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上江通―３	豊田市滝見町上江通	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上江通―２Ａ	豊田市滝見町上江通	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中江通―１	豊田市滝見町中江通	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中江通―２	豊田市滝見町中江通	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	滝見町入洞	豊田市滝見町入洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小山田―２	豊田市池田町小山田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷止―１	豊田市中金町郷止	○	○	0	0	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	中切町丸根―４	豊田市中切町丸根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中切町大平―１	豊田市中切町大平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中切町池田―１	豊田市中切町池田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中切町池田―２	豊田市中切町池田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	中切町池田―３	豊田市中切町池田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東広瀬町神田―１	豊田市東広瀬町神田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東広瀬町神田―２	豊田市東広瀬町神田	○	○	3	1	1	1
急傾斜地の崩壊	美和町三丁目	豊田市美和町三丁目	○	－	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原田―４	豊田市矢並町桑原田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原田―３	豊田市矢並町桑原田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原田―２	豊田市矢並町桑原田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原田―１	豊田市矢並町桑原田	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	矢並町向田―２	豊田市矢並町向田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	清徳―１	豊田市矢並町清徳	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	清徳―２	豊田市矢並町清徳	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	矢並町法沢―２	豊田市矢並町法沢	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	矢並町法沢―３	豊田市矢並町法沢	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	勘八―１	豊田市勘八町勘八	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	日影―４	豊田市城見町日影	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	古屋戸―１	豊田市城見町日影	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八町長根―１	豊田市勘八町長根	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八―２	豊田市勘八町勘八	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八―３	豊田市勘八町勘八	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八―４Ａ	豊田市勘八町勘八	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	勘八―４Ｂ	豊田市勘八町勘八	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	勘八―６	豊田市勘八町中根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八―15	豊田市勘八町勘八	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	城見町日影―１	豊田市城見町日影	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	須田口―１	豊田市城見町須田口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	細谷―１	豊田市寺下町桑原	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺下町宮前―１	豊田市寺下町宮前	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八―10Ａ	豊田市勘八町勘八	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	勘八―10Ｂ	豊田市勘八町勘八	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	城見町日影―２	豊田市城見町長洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	城見町日影―４	豊田市城見町日影	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿瀬房―１	豊田市野口町阿瀬房	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	阿瀬房―２	豊田市野口町阿瀬房	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	折合―３	豊田市野口町折合	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	南下―２	豊田市野口町南下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	成合町宮下―３	豊田市成合町宮下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下成合Ａ	豊田市成合町下成合	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下成合Ｂ	豊田市成合町下成合	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	成合町根畑―４	豊田市成合町根畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺下宮前―２	豊田市滝見町三月	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	須田口―２	豊田市城見町須田口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八―16	豊田市勘八町勘八	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八―17	豊田市勘八町勘八	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八―18	豊田市勘八町勘八	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽山田―１	豊田市大沼町羽山田	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西上―１Ａ	豊田市下山田代町西上	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西上―１Ｂ	豊田市下山田代町西上	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	毛呂―１	豊田市東大林町毛呂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大伏下―１	豊田市大沼町大伏下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	右工門東―１	豊田市大沼町右工門東	○	○	6	6	0	0
急傾斜地の崩壊	大伏上―１	豊田市大沼町大伏上	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼町坂口	豊田市大沼町坂口	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	横大―１Ａ	豊田市大沼町横大	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	横大―１Ｂ	豊田市大沼町横大	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼町一ノ瀬	豊田市大沼町一ノ瀬	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼町大畑―１Ａ	豊田市大沼町大畑	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼町大畑―１Ｂ	豊田市大沼町大畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼町大畑―２	豊田市大沼町大畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高立―１	豊田市大沼町高立	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高立―２	豊田市大沼町高立	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	境ノ窪―１Ａ	豊田市大沼町境ノ窪	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	境ノ窪―１Ｂ	豊田市大沼町境ノ窪	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	社口殿―１Ａ	豊田市大沼町社口殿	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	社口殿―１Ｂ	豊田市大沼町社口殿	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高儘―１Ａ	豊田市大沼町高儘	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高儘―１Ｂ	豊田市大沼町高儘	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	根崎―１Ａ	豊田市大沼町根崎	○	○	3	0	2	0
急傾斜地の崩壊	根崎―１Ｂ	豊田市大沼町根崎	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	根崎―１Ｃ	豊田市大沼町根崎	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	根崎―１Ｄ	豊田市大沼町根崎	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川上―１	豊田市神殿町川上	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵廻―１	豊田市大沼町蔵廻	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼町苅安―１Ａ	豊田市大沼町苅安	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼町苅安―１Ｂ	豊田市大沼町苅安	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	由ケ入―１Ａ	豊田市小松野町由ケ入	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	由ケ入―１Ｂ	豊田市小松野町由ケ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小松野大沼―１Ａ	豊田市小松野町大沼	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小松野大沼―１Ｂ	豊田市小松野町大沼	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小松野大沼―１Ｃ	豊田市小松野町大沼	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小松野大沼―１Ｄ	豊田市小松野町大沼	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ハマイハ―１Ａ	豊田市小松野町ハマイハ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ハマイハ―１Ｂ	豊田市小松野町ハマイハ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ハマイハ―１Ｃ	豊田市小松野町ハマイハ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	牛金―１Ａ	豊田市花沢町牛金	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	牛金―１Ｂ	豊田市花沢町牛金	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	河内道上―１	豊田市下山田代町河内道上	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	奥山―１Ａ	豊田市黒坂町奥山	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	奥山―１Ｂ	豊田市黒坂町奥山	○	○	9	7	0	0
急傾斜地の崩壊	下切―１	豊田市黒坂町下切	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大伏上―２	豊田市大沼町大伏上	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大伏中	豊田市大沼町大伏中	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	猫洞―１	豊田市大沼町猫洞	○	○	0	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	猫洞―２	豊田市大沼町猫洞	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	猫洞―３	豊田市大沼町猫洞	○	－	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	源太洞―１	豊田市大沼町源太洞	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	源太洞―２	豊田市大沼町源太洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神殿町置免	豊田市神殿町置免	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽山田―２	豊田市大沼町羽山田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽山田―３	豊田市大沼町羽山田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	和合町石ノ塔―１	豊田市和合町石ノ塔	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	和合町石ノ塔―２	豊田市和合町石ノ塔	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	和合町山口	豊田市和合町山口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下山田代町西上	豊田市下山田代町西上	○	○	6	5	0	0
急傾斜地の崩壊	城下(Ⅱ)	豊田市東広瀬町城下	○	○	5	1	0	0
土石流	越田和沢	豊田市西樫尾町越田和	○	○	0	0	0	0
土石流	井戸洞川－２	豊田市小手沢町井戸洞	○	○	2	0	0	0
土石流	須田川第５支川Ａ	豊田市山中町乗越	○	○	0	0	0	0
土石流	須田川第５支川Ｂ	豊田市山中町乗越	○	○	0	0	0	0
土石流	須田川第５支川Ｃ	豊田市山中町乗越	○	○	1	0	0	0
土石流	手呂川第１支川	豊田市手呂町青木	○	○	0	0	0	0
土石流	手呂川第２支川	豊田市手呂町青木	○	－	0	0	0	0
土石流	北投洞	豊田市池田町北投	○	－	0	0	0	0
土石流	池田川第４支川	豊田市池田町南	○	－	1	0	0	0
土石流	桑原川第３支川	豊田市市木町南山	○	－	0	0	0	0
土石流	志賀沢	豊田市志賀町楠ノ木	○	○	0	0	0	0
土石流	矢並川第 14 支川	豊田市矢並町桑原田	○	○	0	0	0	0
土石流	香沢川第２支川Ａ	豊田市矢並町香沢	○	○	0	0	0	0
土石流	香沢川第２支川Ｂ	豊田市矢並町香沢	○	○	0	0	1	0
土石流	香沢川第３支川	豊田市矢並町香沢	○	○	0	0	0	0
土石流	グミ坂沢Ａ	豊田市穂積町深田	○	－	0	0	0	0
土石流	グミ坂沢Ｂ	豊田市穂積町深田	○	－	0	0	0	0
土石流	蛇石川第１支川Ａ	豊田市山中町戸屋下	○	○	1	0	0	0
土石流	蛇石川第１支川Ｂ	豊田市山中町戸屋下	○	○	1	0	0	0
土石流	トンモ川	豊田市山中町長洞	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	トンモ川第１支川	豊田市山中町山口	○	○	0	0	0	0
土石流	日向川Ａ	豊田市山中町日面	○	○	3	0	0	0
土石流	日向川Ｂ	豊田市山中町日面	○	○	2	0	0	0
土石流	日向川第１支川	豊田市山中町上日陰	○	－	1	0	0	0
土石流	中日陰川第４支川	豊田市山中町日陰	○	○	1	0	0	0
土石流	下清水洞	豊田市林添町上清水	○	○	12	0	0	0
土石流	ロムデ沢	豊田市押沢町ロムデ	○	○	1	0	0	0
土石流	押沢川第９支川	豊田市押沢町志丸田	○	○	1	0	0	0
土石流	広田川第２支川	豊田市東広瀬町太郎洞	○	－	0	0	0	0
土石流	引地沢－２	豊田市小峯町引地	○	○	0	0	0	0
土石流	川田沢	豊田市小峯町川田	○	○	0	0	0	0
土石流	引地川	豊田市小峯町川田	○	－	0	0	0	0
土石流	善福寺川－１	豊田市小峯町善福寺	○	○	0	0	0	0
土石流	上谷下沢	豊田市石野町上谷下	○	○	3	0	0	0
土石流	井ノ上川	豊田市力石町井ノ上	○	○	9	0	0	0
土石流	日影川	豊田市力石町日影	○	○	2	0	0	0
土石流	深田川	豊田市力石町日影	○	○	0	0	0	0
土石流	前洞東沢	豊田市下室町前洞東	○	○	0	0	0	0
土石流	前洞西川	豊田市下室町前洞西	○	○	0	0	0	0
土石流	前洞西川－１	豊田市下室町前洞西	○	○	0	0	0	0
土石流	漆カクゴ川	豊田市芳友町漆カクゴ	○	○	1	0	0	0
土石流	トイタ沢	豊田市芳友町トイタ	○	－	0	0	0	0
土石流	トイタ川	豊田市芳友町下田	○	○	0	0	0	0
土石流	千原沢	豊田市中金町千原	○	○	0	0	0	0
土石流	谷下川	豊田市中金町谷下	○	○	0	0	0	0
土石流	中金川第２支川	豊田市中金町郷止	○	○	0	0	0	0
土石流	中金川第３支川	豊田市中金町郷止	○	○	0	0	0	0
土石流	中金川第４支川	豊田市中金町郷止	○	－	0	0	0	0
土石流	中金川第５支川	豊田市中金町郷止	○	－	0	0	0	0
土石流	如来沢	豊田市中金町如来	○	○	1	0	0	0
土石流	惣作川	豊田市中金町惣作	○	○	2	0	1	0
土石流	清水口洞	豊田市中金町清水口	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	定井川	豊田市小呂町定井	○	－	0	0	0	0
土石流	中田川第５支川	豊田市中切町丸根	○	○	1	0	0	0
土石流	中田川第７支川	豊田市中切町池田	○	○	0	0	0	0
土石流	中田川第９支川	豊田市中切町池田	○	○	0	0	0	0
土石流	大平沢－２	豊田市中切町大平	○	○	1	0	0	0
土石流	中田川第 10 支川	豊田市中切町池田	○	○	1	0	0	0
土石流	中田川第 11 支川	豊田市中切町池田	○	－	1	0	0	0
土石流	大平沢第３支川	豊田市中切町大平	○	○	0	0	0	0
土石流	大平沢第４支川	豊田市中切町大平	○	－	0	0	0	0
土石流	広見沢	豊田市中切町足ノ口	○	－	5	0	0	0
土石流	井戸洞沢－２	豊田市小手沢町井戸洞	○	○	1	0	0	0
土石流	阿摺川第 15 支川	豊田市小町数加	○	○	1	0	0	0
土石流	八ケ田和沢	豊田市小町八ケ田和	○	○	1	0	0	0
土石流	八ケ田和洞	豊田市小町坂屋	○	○	0	0	0	0
土石流	板橋沢	豊田市西樫尾町板橋	○	－	1	0	0	0
土石流	梅平沢	豊田市上切山町梅平	○	○	3	0	0	0
土石流	下柳ケ洞	豊田市上切山町下柳ケ洞	○	－	2	0	0	0
土石流	大空沢―１	豊田市上切山町大空	○	○	2	0	0	0
土石流	上中根沢	豊田市上切山町上中根	○	－	1	0	0	0
土石流	仲田沢―１	豊田市西樫尾町仲田	○	－	3	0	0	0
土石流	西大空沢	豊田市西樫尾町西大空	○	○	1	0	0	0
土石流	釜中沢	豊田市久木町釜中	○	○	0	0	0	0
土石流	数加沢	豊田市小町数加	○	○	1	0	0	0
土石流	田畑沢	豊田市小町田畑	○	○	1	0	0	0
土石流	日影洞―１	豊田市小町日影	○	○	1	0	0	0
土石流	井之鼻沢	豊田市西樫尾町井ノ鼻	○	○	3	0	0	0
土石流	梅平洞Ａ	豊田市上切山町梅平	○	○	1	0	0	0
土石流	梅平洞Ｂ	豊田市上切山町梅平	○	○	1	0	0	0
土石流	引地沢―３	豊田市足助白山町引地	○	○	1	0	0	0
土石流	森ノ洞沢	豊田市足助白山町森ノ洞	○	－	1	0	0	0
土石流	槙田沢	豊田市足助白山町槙田	○	－	0	0	0	0
土石流	堂ノ洞沢―２	豊田市足助白山町堂ノ洞	○	－	0	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	森下沢―１	豊田市大蔵町森下	○	－	0	0	2	0
土石流	屋下沢	豊田市栃ノ沢町屋下	○	○	1	0	0	0
土石流	屋下洞	豊田市栃ノ沢町屋下	○	○	1	0	0	0
土石流	伊保川第１支川	豊田市八草町割田	○	○	14	0	0	0
土石流	稲上沢	豊田市石野町稲上	○	○	6	0	1	0
土石流	上江通沢	豊田市滝見町入洞	○	－	0	0	0	0
土石流	東広瀬町豆蔵沢	豊田市東広瀬町豆蔵	○	○	1	0	1	0
土石流	東山沢	豊田市東山町四丁目	○	○	1	0	0	0
土石流	大河原	豊田市藤沢町大河原	○	○	0	0	2	0
土石流	桑原田沢	豊田市矢並町桑原田	○	○	0	0	0	0
土石流	清徳沢	豊田市矢並町清徳	○	○	1	0	1	1
土石流	大清水―３	豊田市山中町大清水	○	○	0	0	0	0
土石流	古屋戸沢	豊田市城見町古屋戸	○	○	4	0	0	0
土石流	勘八川	豊田市勘八町勘八	○	○	2	2	0	0
土石流	岩倉沢―１	豊田市成合町岩倉	○	○	0	0	0	0
土石流	中金川第６支川	豊田市城見町勘八	○	－	1	0	0	0
土石流	中金川第７支川	豊田市城見町長洞	○	○	1	0	0	0
土石流	日影川第３支川	豊田市城見町古屋戸	○	○	0	0	0	0
土石流	斉の神西洞	豊田市野口町斉の神西	○	○	0	0	0	0
土石流	斉の神西洞―１	豊田市野口町斉の神西	○	○	0	0	0	0
土石流	須田口沢	豊田市城見町須田口	○	○	0	0	0	0
土石流	日影沢―１	豊田市城見町日影	○	○	0	0	0	0
土石流	一ノ瀬川第２支川	豊田市寺下町桑原	○	－	1	0	0	0
土石流	南下沢―１	豊田市野口町南下	○	○	1	0	0	0
土石流	大洞川	豊田市野口町大洞	○	○	0	0	0	0
土石流	南下洞	豊田市野口町漆垣内	○	－	1	0	0	0
土石流	南下沢	豊田市野口町漆垣内	○	－	0	0	0	0
土石流	折合川第５支川	豊田市野口町折合	○	○	3	0	0	0
土石流	坂口沢	豊田市大沼町坂口	○	○	2	0	0	0
土石流	和合町山口沢Ａ	豊田市和合町山口	○	○	1	0	0	0
土石流	和合町山口沢Ｂ	豊田市和合町山口	○	○	4	0	0	0
土石流	和合町山口沢Ｃ	豊田市和合町山口	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	塔地揚沢Ａ	豊田市和合町塔地揚	○	○	3	0	0	0
土石流	塔地揚沢Ｂ	豊田市和合町塔地揚	○	－	2	0	0	0
土石流	石ノ塔沢	豊田市和合町石ノ塔	○	－	2	0	0	0
土石流	高立沢	豊田市大沼町高立	○	○	8	1	1	0
土石流	境ノ窪沢	豊田市大沼町境ノ窪	○	○	2	1	0	0
土石流	坂口１の沢Ａ	豊田市大沼町坂口	○	○	6	0	1	0
土石流	坂口１の沢Ｂ	豊田市大沼町坂口	○	○	0	0	0	0
土石流	坂口２の沢Ａ	豊田市大沼町坂口	○	○	5	0	1	0
土石流	坂口２の沢Ｂ	豊田市大沼町坂口	○	○	4	0	1	0
土石流	大伏中沢	豊田市大沼町大伏中	○	－	1	0	0	0
土石流	奥山沢Ａ	豊田市黒坂町奥山	○	○	11	0	0	0
土石流	奥山沢Ｂ	豊田市黒坂町奥山	○	○	4	0	0	0
土石流	乗越沢	豊田市和合町乗越	○	－	1	0	0	0
土石流	巴川猫洞	豊田市大沼町猫洞	○	－	0	0	1	0
土石流	大日向下沢	豊田市大沼町大日向下	○	○	1	0	0	0
土石流	大伏上沢	豊田市大沼町大伏上	○	－	1	0	0	0
土石流	羽山田沢	豊田市大沼町羽山田	○	○	2	0	0	0
土石流	塚本下沢	豊田市大沼町塚本下	○	○	1	0	0	0
土石流	花沢町ハマイバ沢	豊田市花沢町ハマイバ	○	－	0	0	0	0
土石流	群界川源太洞―１	豊田市大沼町源太洞	○	－	0	0	1	0
土石流	群界川源太洞―２	豊田市大沼町源太洞	○	○	0	0	1	0
土石流	薮田沢―１	豊田市下山田代町薮田	○	○	1	0	1	0
土石流	薮田沢―２	豊田市下山田代町薮田	○	○	2	0	1	0
土石流	群界川源太洞―３	豊田市大沼町源太洞	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	勘八町長根―８	豊田市勘八町長根	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	五ケ丘１丁目－１	豊田市五ケ丘１丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五ケ丘１丁目－２	豊田市五ケ丘１丁目	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	桐山	豊田市五ケ丘桐山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鳥立	豊田市五ケ丘鳥立	○	○	10	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鵜ケ瀬前	豊田市岩倉町鵜ケ瀬前	○	○	32	5	0	0
急傾斜地の崩壊	越油－１	豊田市岩倉町越油	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	吉ケ入－１	豊田市岩倉町吉ケ入	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	吉ケ入－２	豊田市岩倉町吉ケ入	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩倉町三反田－２Ａ	豊田市岩倉町三反田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩倉町三反田－２Ｂ	豊田市岩倉町三反田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩倉町三反田－１	豊田市岩倉町三反田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	四ツ瀬－１	豊田市岩倉町四ツ瀬	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上室－１	豊田市岩倉町上室	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩倉町申堂－１Ａ	豊田市岩倉町申堂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩倉町申堂－１Ｂ	豊田市岩倉町申堂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西脇－２	豊田市岩倉町西脇	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	倉平－３	豊田市岩倉町倉平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	則越－１	豊田市岩倉町則越	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大峯	豊田市岩倉町大峯	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	八神－１	豊田市岩倉町八神	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩倉町八頭	豊田市岩倉町八頭	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八頭－１	豊田市岩倉町八頭	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小石狭間－３Ａ	豊田市鵜ケ瀬町小石狭間	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小石狭間－３Ｂ	豊田市鵜ケ瀬町小石狭間	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅坪町３丁目Ａ	豊田市梅坪町３丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅坪町３丁目Ｂ	豊田市梅坪町３丁目	○	－	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅坪町３丁目Ｃ	豊田市梅坪町３丁目	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	覚庵	豊田市王滝町覚庵	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	覚庵―１	豊田市王滝町覚庵	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	古池釜ケ入―１	豊田市王滝町古池釜ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大池町汐取	豊田市大池町汐取	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	トゝロ－１	豊田市大内町トゝロ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヒノキ田－１	豊田市大内町ヒノキ田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	壱反田－２Ａ	豊田市大内町壱反田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	壱反田－２Ｂ	豊田市大内町壱反田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	壱反田－１	豊田市大内町壱反田	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大内町滝坂－１	豊田市大内町滝坂	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	明後平－１	豊田市大内町明後平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸尻－１	豊田市桂野町井戸尻	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下り	豊田市桂野町下り	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松屋ゲ	豊田市桂野町松屋ゲ	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	白早稲－２Ａ	豊田市桂野町白早稲	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	白早稲－２Ｂ	豊田市桂野町白早稲	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大市－４	豊田市上高町大市	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大市－５	豊田市上高町大市	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ越	豊田市九久平町井ノ越	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸入―６Ａ	豊田市九久平町井戸入	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	井戸入―６Ｂ	豊田市九久平町井戸入	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	丸根―６Ａ	豊田市九久平町丸根	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根―６Ｂ	豊田市九久平町丸根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根―６Ｃ	豊田市九久平町丸根	○	－	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根―６Ｄ	豊田市九久平町丸根	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	丸根―６Ｅ	豊田市九久平町丸根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩谷―１Ａ	豊田市九久平町岩谷	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	岩谷―１Ｂ	豊田市九久平町岩谷	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩谷―１Ｃ	豊田市九久平町岩谷	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	根畑―１	豊田市九久平町根畑	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	晒田	豊田市九久平町晒田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石橋―１Ａ	豊田市九久平町石橋	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	石橋―１Ｂ	豊田市九久平町石橋	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石橋―１Ｃ	豊田市九久平町石橋	○	－	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石橋―１Ｄ	豊田市九久平町石橋	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入坂Ａ	豊田市九久平町入坂	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入坂Ｂ	豊田市九久平町入坂	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	入坂Ｃ	豊田市九久平町入坂	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	入坂Ｄ	豊田市九久平町入坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入坂―２Ａ	豊田市九久平町入坂	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	入坂―２Ｂ	豊田市九久平町入坂	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	ウジエ―１	豊田市幸海町ウジエ	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	オーツケ	豊田市幸海町オーツケ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ジュリンナ―１Ａ	豊田市幸海町ジュリンナ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ジュリンナ―１Ｂ	豊田市幸海町ジュリンナ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ミド山―１	豊田市幸海町ミド山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤゲ―３Ａ	豊田市幸海町ヤゲ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤゲ―３Ｂ	豊田市幸海町ヤゲ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤゲ―４Ａ	豊田市幸海町ヤゲ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ヤゲ―４Ｂ	豊田市幸海町ヤゲ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根上切―１	豊田市幸海町羽根上切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根洞―１	豊田市幸海町羽根洞	○	○	6	2	0	0
急傾斜地の崩壊	家下	豊田市幸海町家下	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神ノ木	豊田市幸海町神ノ木	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	安貝津	豊田市古瀬間町安貝津	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	古宿－２	豊田市古瀬間町古宿	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	古瀬間町高瀬－２	豊田市古瀬間町高瀬	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	古瀬間町高瀬－１Ａ	豊田市古瀬間町高瀬	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	古瀬間町高瀬－１Ｂ	豊田市古瀬間町高瀬	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高落	豊田市古瀬間町高落	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高落－１	豊田市古瀬間町高落	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	坂能瀬－１	豊田市古瀬間町坂能瀬	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坂能瀬－２	豊田市古瀬間町坂能瀬	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	坂能瀬－３	豊田市古瀬間町坂能瀬	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	古瀬間町森下	豊田市古瀬間町森下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千浦－３	豊田市古瀬間町千浦	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	千浦－４Ａ	豊田市古瀬間町千浦	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千浦－４Ｂ	豊田市古瀬間町千浦	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千浦－４Ｃ	豊田市古瀬間町千浦	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中切－８	豊田市古瀬間町中切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	唐沢	豊田市古瀬間町唐沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	古瀬間町本郷－２	豊田市古瀬間町本郷	○	○	3	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	本郷－２Ａ	豊田市古瀬間町本郷	○	－	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本郷－２Ｂ	豊田市古瀬間町本郷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	本郷－２Ｃ	豊田市古瀬間町本郷	○	－	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本郷－２Ｄ	豊田市古瀬間町本郷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本郷－２Ｅ	豊田市古瀬間町本郷	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	古瀬間町本郷－３Ａ	豊田市古瀬間町本郷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	古瀬間町本郷－３Ｂ	豊田市古瀬間町本郷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	古瀬間町本郷－３	豊田市古瀬間町本郷	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	鈴御堂－１Ａ	豊田市古瀬間町鈴御堂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鈴御堂－１Ｂ	豊田市古瀬間町鈴御堂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シンシ田―２Ａ	豊田市坂上町シンシ田	○	－	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シンシ田―２Ｂ	豊田市坂上町シンシ田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	シンシ田―４Ａ	豊田市坂上町シンシ田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シンシ田―４Ｂ	豊田市坂上町シンシ田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シンシ田―４Ｃ	豊田市坂上町シンシ田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宇トウ	豊田市坂上町宇トウ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ケ坪高屋Ａ	豊田市坂上町柿ケ坪高屋	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柿ケ坪高屋Ｂ	豊田市坂上町柿ケ坪高屋	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	鎌田―２	豊田市坂上町鎌田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向田―３Ａ	豊田市坂上町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向田―３Ｂ	豊田市坂上町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	三本松―６Ａ	豊田市坂上町三本松	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	三本松―６Ｂ	豊田市坂上町三本松	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	三本松―７	豊田市坂上町三本松	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上河原	豊田市坂上町上河原	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	長ケ入―２Ａ	豊田市坂上町長ケ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	長ケ入―２Ｂ	豊田市坂上町長ケ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木―３	豊田市坂上町梅ノ木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木―４Ａ	豊田市坂上町梅ノ木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木―４Ｂ	豊田市坂上町梅ノ木	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	梅ノ木―４Ｃ	豊田市坂上町梅ノ木	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木―４Ｄ	豊田市坂上町梅ノ木	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木―４Ｅ	豊田市坂上町梅ノ木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	六所山Ａ	豊田市坂上町六所山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	六所山Ｂ	豊田市坂上町六所山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	六呂木	豊田市坂上町六呂木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花柄－１	豊田市志賀町花柄	○	○	7	2	0	0
急傾斜地の崩壊	桐山－１	豊田市志賀町桐山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊達屋敷―1	豊田市石楠町伊達屋敷	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	狭石Ａ	豊田市石楠町狭石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	狭石Ｂ	豊田市石楠町狭石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	古屋敷	豊田市石楠町古屋敷	○	○	6	2	0	0
急傾斜地の崩壊	田和Ａ	豊田市石楠町田和	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田和Ｂ	豊田市石楠町田和	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ上ケ―1	豊田市石楠町梅ノ上ケ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千足町５丁目	豊田市千足町５丁目	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	宮ノ入－２	豊田市滝脇町宮ノ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	乗越－３	豊田市滝脇町乗越	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石田－３	豊田市滝脇町石田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	南郷戸	豊田市力石町南郷戸	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	南郷戸－１Ａ	豊田市力石町南郷戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	南郷戸－１Ｂ	豊田市力石町南郷戸	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ツハヤキ－１	豊田市豊松町ツハヤキ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ハキノタハ	豊田市豊松町ハキノタハ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	豊松町宮前－２Ａ	豊田市豊松町宮前	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	豊松町宮前－２Ｂ	豊田市豊松町宮前	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	犬石－３Ａ	豊田市豊松町犬石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	犬石－３Ｂ	豊田市豊松町犬石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	犬石－１	豊田市豊松町犬石	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高蔵－１	豊田市豊松町高蔵	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	斯曲－１	豊田市豊松町斯曲	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松原－１	豊田市豊松町松原	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	豊松町西ノ入－２Ａ	豊田市豊松町西ノ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	豊松町西ノ入－２Ｂ	豊田市豊松町西ノ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	仲田－１	豊田市豊松町仲田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高瀬(Ⅰ)	豊田市中垣内町高瀬	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	四ツ瀬－２Ａ	豊田市中垣内町四ツ瀬	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	四ツ瀬－２Ｂ	豊田市中垣内町四ツ瀬	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ平－３	豊田市中垣内町西ノ平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	障子ケ入－１	豊田市長沢町障子ケ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	乗越－４Ａ	豊田市長沢町乗越	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	乗越－４Ｂ	豊田市長沢町乗越	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中ノ平	豊田市長沢町中ノ平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下スヲ－２	豊田市林添町下スヲ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下高ノ山	豊田市林添町下高ノ山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下三五田和－２Ａ	豊田市林添町下三五田和	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下三五田和－２Ｂ	豊田市林添町下三五田和	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下三五田和－３	豊田市林添町下三五田和	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向井田－２Ａ	豊田市林添町向井田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	向井田－２Ｂ	豊田市林添町向井田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向井田－３	豊田市林添町向井田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上高ノ山－２Ａ	豊田市林添町上高ノ山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上高ノ山－２Ｂ	豊田市林添町上高ノ山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上高ノ山－２Ｃ	豊田市林添町上高ノ山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上高ノ山－２Ｄ	豊田市林添町上高ノ山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上三五田和－１	豊田市林添町上三五田和	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上三五田和－２	豊田市林添町上三五田和	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日岸田－１	豊田市林添町日岸田	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	久岡町６丁目	豊田市久岡町６丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平井町８丁目－１Ａ	豊田市平井町８丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平井町８丁目－１	豊田市平井町８丁目	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
	B							
急傾斜地の崩壊	広川町 10 丁目－１A	豊田市広川町 10 丁目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	広川町 10 丁目－１B	豊田市広川町 10 丁目	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	広川町 10 丁目－２	豊田市広川町 10 丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	広川町８丁目A	豊田市広川町８丁目	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	広川町８丁目B	豊田市広川町８丁目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	広川町８丁目C	豊田市広川町８丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下田－３A	豊田市芳友町下田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下田－３B	豊田市芳友町下田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	サゝ山－１	豊田市穂積町サゝ山	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	サゝ山－２	豊田市穂積町サゝ山	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ表－１	豊田市穂積町井ノ表	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	穂積町屋下－１	豊田市穂積町屋下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	屋瀬－１	豊田市穂積町屋瀬	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	吉作	豊田市穂積町吉作	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	広畑	豊田市穂積町広畑	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	穂積町高瀬	豊田市穂積町高瀬	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高瀬－５	豊田市穂積町高瀬	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坂下－３	豊田市穂積町坂下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	穂積町七ツ田－１	豊田市穂積町七ツ田	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ切A	豊田市穂積町上ノ切	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ切B	豊田市穂積町上ノ切	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ切－１	豊田市穂積町上ノ切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上簀	豊田市穂積町上簀	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深田	豊田市穂積町深田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西山－２A	豊田市穂積町西山	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西山－２B	豊田市穂積町西山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西山－３A	豊田市穂積町西山	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西山－３B	豊田市穂積町西山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西山－４A	豊田市穂積町西山	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	西山－４Ｂ	豊田市穂積町西山	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川平－１	豊田市穂積町川平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	川平－３	豊田市穂積町川平	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	炭竈－１	豊田市穂積町炭竈	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	堂ノ前－１Ａ	豊田市穂積町堂ノ前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	堂ノ前－１Ｂ	豊田市穂積町堂ノ前	○	－	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本口－２Ａ	豊田市穂積町本口	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	本口－２Ｂ	豊田市穂積町本口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	簀－１	豊田市穂積町簀	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	簀－２	豊田市穂積町簀	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	簀－３	豊田市穂積町簀	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	簀－５	豊田市穂積町簀	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	簀－４	豊田市穂積町簀	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	稲場下―１Ａ	豊田市松平町稲場下	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	稲場下―１Ｂ	豊田市松平町稲場下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	稲場下―２	豊田市松平町稲場下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	稲場下―３	豊田市松平町稲場下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿平―１Ａ	豊田市松平町柿平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	柿平―１Ｂ	豊田市松平町柿平	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	柿平―１Ｃ	豊田市松平町柿平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	紙草畑―１	豊田市松平町紙草畑	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小市平―１	豊田市松平町小市平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	生ケ塚―１	豊田市松平町生ケ塚	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大西―１	豊田市松平町大西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大西―３	豊田市松平町大西	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大西―２	豊田市松平町大西	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大西―４Ａ	豊田市松平町大西	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大西―４Ｂ	豊田市松平町大西	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大西―４Ｃ	豊田市松平町大西	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	埜田ノ田	豊田市松平町埜田ノ田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	廣見Ａ	豊田市松平町廣見	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	廣見Ｂ	豊田市松平町廣見	○	○	3	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	イリ－１	豊田市松平志賀町イリ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	コゼ－１	豊田市松平志賀町コゼ	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	トイタ－１	豊田市松平志賀町トイタ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	マゴイチ	豊田市松平志賀町マゴイチ	○	○	15	2	0	0
急傾斜地の崩壊	柿谷下－１	豊田市松平志賀町柿谷下	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	松平志賀町高瀬	豊田市松平志賀町高瀬	○	○	10	6	0	0
急傾斜地の崩壊	松平志賀町神田	豊田市松平志賀町神田	○	○	0	2	0	0
急傾斜地の崩壊	松平志賀町前田－２	豊田市松平志賀町前田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	松平志賀町谷下－１	豊田市松平志賀町谷下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中澤	豊田市松平志賀町中澤	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	松平志賀町南－２	豊田市松平志賀町南	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	松平志賀町南－１	豊田市松平志賀町南	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	御立町１丁目	豊田市御立町１丁目	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	室町７丁目	豊田市室町７丁目	○	○	6	0	2	0
急傾斜地の崩壊	森町５丁目	豊田市森町５丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	赤井坂Ａ	豊田市三箇町赤井坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	赤井坂Ｂ	豊田市三箇町赤井坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町樫ノ沢	豊田市市場町樫ノ沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町升ヶ根-1	豊田市市場町升ヶ根	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町升ヶ根-2A	豊田市市場町升ヶ根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町升ヶ根-2B	豊田市市場町升ヶ根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町深見Ａ	豊田市市場町深見	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町深見Ｂ	豊田市市場町深見	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町深見Ｃ	豊田市市場町深見	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町深見Ｄ	豊田市市場町深見	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町深見Ｅ	豊田市市場町深見	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町深見Ｆ	豊田市市場町深見	○	－	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町深見Ｇ	豊田市市場町深見	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町大沼Ａ	豊田市市場町大沼	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	市場町大沼Ｂ	豊田市市場町大沼	○	○	1	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	市場町大沼Ｃ	豊田市市場町大沼	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	市場町両毛Ａ	豊田市市場町両毛	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町両毛Ｂ	豊田市市場町両毛	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市場町両毛Ｃ	豊田市市場町両毛	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	引地－２Ａ	豊田市永太郎町引地	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	引地－２Ｂ	豊田市永太郎町引地	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	引地－２Ｃ	豊田市永太郎町引地	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根－２Ａ	豊田市永太郎町羽根	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根－２Ｂ	豊田市永太郎町羽根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽根－２Ｃ	豊田市永太郎町羽根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮口Ａ	豊田市永太郎町宮口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮口Ｂ	豊田市永太郎町宮口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷渡－２Ａ	豊田市永太郎町郷渡	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷渡－２Ｂ	豊田市永太郎町郷渡	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	郷渡－２Ｃ	豊田市永太郎町郷渡	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺洞－９Ａ	豊田市永太郎町寺洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺洞－９Ｂ	豊田市永太郎町寺洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小網－１Ａ	豊田市永太郎町小網	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小網－１Ｂ	豊田市永太郎町小網	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	常寒－２Ａ	豊田市永太郎町常寒	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	常寒－２Ｂ	豊田市永太郎町常寒	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	常寒－２Ｃ	豊田市永太郎町常寒	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	常寒Ａ	豊田市永太郎町常寒	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	常寒Ｂ	豊田市永太郎町常寒	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	親貝渡－３	豊田市永太郎町親貝渡	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	洞－４	豊田市永太郎町洞	○	○	7	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞－５Ａ	豊田市永太郎町洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞－５Ｂ	豊田市永太郎町洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞－５Ｃ	豊田市永太郎町洞	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	入田	豊田市永太郎町入田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	泊り	豊田市永太郎町泊り	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	棚下	豊田市永太郎町棚下	○	○	11	5	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	丸草	豊田市大ケ蔵連町丸草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	竹ノ平	豊田市大ケ蔵連町竹ノ平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	矢落－１	豊田市大ケ蔵連町矢落	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	矢落－２	豊田市大ケ蔵連町矢落	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞－８	豊田市大坂町宮ノ洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞－９Ａ	豊田市大坂町宮ノ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ洞－９Ｂ	豊田市大坂町宮ノ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	杭原	豊田市大坂町杭原	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ田－２Ａ	豊田市大坂町山ノ田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ田－２Ｂ	豊田市大坂町山ノ田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	山ノ田－２Ｃ	豊田市大坂町山ノ田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－１４	豊田市大坂町大洞	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－１５	豊田市大坂町大洞	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	茶屋前Ａ	豊田市大坂町茶屋前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	茶屋前Ｂ	豊田市大坂町茶屋前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	茶屋前Ｃ	豊田市大坂町茶屋前	○	－	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	槙ノ本Ａ	豊田市大坂町槙ノ本	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	槙ノ本Ｂ	豊田市大坂町槙ノ本	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町小池	豊田市小原町小池	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	小原町上平Ａ	豊田市小原町上平	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	小原町上平Ｂ	豊田市小原町上平	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	小原町上平Ｃ	豊田市小原町上平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町上平Ｄ	豊田市小原町上平	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	小原町西ノ洞Ａ	豊田市小原町西ノ洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町西ノ洞Ｂ	豊田市小原町西ノ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町西ノ洞Ｃ	豊田市小原町西ノ洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町西ノ洞Ｄ	豊田市小原町西ノ洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町孫八	豊田市小原町孫八	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町登-1A	豊田市小原町登	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町登-1B	豊田市小原町登	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町登-1C	豊田市小原町登	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町登-2A	豊田市小原町登	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	小原町登-2B	豊田市小原町登	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町登-3	豊田市小原町登	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小原町東ガイト	豊田市小原町東ガイト	○	－	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シャグジ	豊田市小原大倉町シャグジ	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ根－１Ａ	豊田市小原大倉町宮ノ根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ根－１Ｂ	豊田市小原大倉町宮ノ根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	森腰	豊田市小原大倉町森腰	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石原－２	豊田市小原大倉町石原	○	○	3	0	1	0
急傾斜地の崩壊	前ノ洞Ａ	豊田市小原大倉町前ノ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	前ノ洞Ｂ	豊田市小原大倉町前ノ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大クゴ－１	豊田市小原大倉町大クゴ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	道上－２Ａ	豊田市小原大倉町道上	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	道上－２Ｂ	豊田市小原大倉町道上	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北洞－２Ａ	豊田市小原大倉町北洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北洞－２Ｂ	豊田市小原大倉町北洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	遊屋－７	豊田市小原大倉町遊屋	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	杼坂Ａ	豊田市小原大倉町杼坂	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	杼坂Ｂ	豊田市小原大倉町杼坂	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	郷－１Ａ	豊田市柏ケ洞町郷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷－１Ｂ	豊田市柏ケ洞町郷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷Ａ	豊田市柏ケ洞町郷	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	郷Ｂ	豊田市柏ケ洞町郷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神出－１Ａ	豊田市柏ケ洞町神出	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神出－１Ｂ	豊田市柏ケ洞町神出	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	一本木	豊田市鍛治屋敷町一本木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮下－２	豊田市鍛治屋敷町宮下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮下－３Ａ	豊田市鍛治屋敷町宮下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	宮下－３Ｂ	豊田市鍛治屋敷町宮下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小原坂Ａ	豊田市鍛治屋敷町小原坂	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小原坂Ｂ	豊田市鍛治屋敷町小原坂	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西ケ入－２Ａ	豊田市鍛治屋敷町西ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西ケ入－２Ｂ	豊田市鍛治屋敷町西ケ入	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	西ノ洞－２	豊田市鍛治屋敷町西ノ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仲屋	豊田市鍛治屋敷町仲屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仲屋－１	豊田市鍛治屋敷町仲屋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ケ平Ａ	豊田市鍛治屋敷町梅ケ平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ケ平Ｂ	豊田市鍛治屋敷町梅ケ平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北大野下田	豊田市北大野町下田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	森腰－１	豊田市北大野町森腰	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	森腰Ａ	豊田市北大野町森腰	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	森腰Ｂ	豊田市北大野町森腰	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	行新Ａ	豊田市雑敷町行新	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	行新Ｂ	豊田市雑敷町行新	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	才光院	豊田市雑敷町才光院	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	同前Ａ	豊田市雑敷町同前	○	○	7	1	1	0
急傾斜地の崩壊	同前Ｂ	豊田市雑敷町同前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	李－５	豊田市李町榎坂	○	○	3	1	1	0
急傾斜地の崩壊	李－７	豊田市李町榎坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李町下平Ａ	豊田市李町下平	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	李町下平Ｂ	豊田市李町下平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	李－４	豊田市李町空洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李－１３Ａ	豊田市李町七升蒔	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李－１３Ｂ	豊田市李町七升蒔	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	李－２Ａ	豊田市李町小洞	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	李－２Ｂ	豊田市李町小洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李町松ケ田	豊田市李町松ケ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李町正洞	豊田市李町正洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李－１２Ａ	豊田市李町青木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李－１２Ｂ	豊田市李町青木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	李町青木Ａ	豊田市李町青木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	李町青木Ｂ	豊田市李町青木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	李－１	豊田市李町石田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李町大皿田-1	豊田市李町大皿田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李町大皿田-2A	豊田市李町大皿田	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	李町大皿田-2B	豊田市李町大皿田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李町大皿田-3	豊田市李町大皿田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	李－９	豊田市李町東ケ入	○	○	0	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李－１１	豊田市李町樋ケ口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李－３	豊田市李町樋ケ口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李町落チ-1	豊田市李町落チ	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	李町落チ-2	豊田市李町落チ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東郷下小路－１	豊田市東郷町下小路	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	栢ノ木－１Ａ	豊田市東郷町栢ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	栢ノ木－１Ｂ	豊田市東郷町栢ノ木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五六下－１	豊田市東郷町五六下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上小路－１Ａ	豊田市東郷町上小路	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上小路－１Ｂ	豊田市東郷町上小路	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東郷西ケ洞	豊田市東郷町西ケ洞	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	大辻Ａ	豊田市東郷町大辻	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大辻Ｂ	豊田市東郷町大辻	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	当門－１Ａ	豊田市東郷町当門	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	当門－１Ｂ	豊田市東郷町当門	○	○	3	3	0	0
急傾斜地の崩壊	東郷桧貝戸－１Ａ	豊田市東郷町桧貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東郷桧貝戸－１Ｂ	豊田市東郷町桧貝戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東郷桧貝戸－１Ｃ	豊田市東郷町桧貝戸	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田町越多和	豊田市西細田町越多和	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田町穴田	豊田市西細田町穴田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	西細田町二タ又Ａ	豊田市西細田町二タ又	○	○	0	0	2	2
急傾斜地の崩壊	西細田町二タ又Ｂ	豊田市西細田町二タ又	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	西細田町二タ又Ｃ	豊田市西細田町二タ又	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田町蕗田	豊田市西細田町蕗田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田町母生父	豊田市西細田町母生父	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田町北紺屋洞-1A	豊田市西細田町北紺屋洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田町北紺屋洞-1B	豊田市西細田町北紺屋洞	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	西細田町北紺屋洞-1C	豊田市西細田町北紺屋洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西細田町北紺屋洞-2	豊田市西細田町北紺屋洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日面町クダリ	豊田市日面町クダリ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日面町ナナカケ	豊田市日面町ナナカケ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日面町マスノタＡ	豊田市日面町マスノタ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日面町マスノタＢ	豊田市日面町マスノタ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面町マスノタＣ	豊田市日面町マスノタ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面町マスノタＤ	豊田市日面町マスノタ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日面町竹ケ洞Ａ	豊田市日面町竹ケ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面町竹ケ洞Ｂ	豊田市日面町竹ケ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日面町登りＡ	豊田市日面町登り	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	日面町登りＢ	豊田市日面町登り	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	日面町登りＣ	豊田市日面町登り	○	○	1	0	2	0
急傾斜地の崩壊	日面町二ツ田	豊田市日面町二ツ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	源座	豊田市前洞町源座	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺屋敷	豊田市前洞町寺屋敷	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	寺屋敷－２	豊田市前洞町寺屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小川	豊田市前洞町小川	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	摂津義	豊田市前洞町摂津義	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	善道和－１	豊田市前洞町善道和	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	善道和－２	豊田市前洞町善道和	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－１２	豊田市前洞町大洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大洞－１３	豊田市前洞町大洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	長洞－４	豊田市前洞町長洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	長洞－５	豊田市前洞町長洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	長洞－６	豊田市前洞町長洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	徳入道	豊田市前洞町徳入道	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	尾片	豊田市前洞町尾片	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	尾片－１	豊田市前洞町尾片	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	尾片－３	豊田市前洞町尾片	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	桧下	豊田市前洞町桧下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	桧下－２	豊田市前洞町桧下	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ケ洞－２	豊田市松名町寺ケ洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ケ洞－３	豊田市松名町寺ケ洞	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ケ洞－４Ａ	豊田市松名町寺ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ケ洞－４Ｂ	豊田市松名町寺ケ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ケ洞－４Ｃ	豊田市松名町寺ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神ノ木－２Ａ	豊田市松名町神ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神ノ木－２Ｂ	豊田市松名町神ノ木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	曽根－３Ａ	豊田市松名町曽根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	曽根－３Ｂ	豊田市松名町曽根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中沼	豊田市松名町中沼	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中平－５Ａ	豊田市松名町中平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中平－５Ｂ	豊田市松名町中平	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中平－５Ｃ	豊田市松名町中平	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	二反田－２	豊田市松名町二反田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	姫ノ内	豊田市松名町姫ノ内	○	○	4	1	1	0
急傾斜地の崩壊	槙本－１Ａ	豊田市松名町槙本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	槙本－１Ｂ	豊田市松名町槙本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	槙本－１Ｃ	豊田市松名町槙本	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	槙本－１Ｄ	豊田市松名町槙本	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	槙本－１Ｅ	豊田市松名町槙本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	遊屋田－１Ａ	豊田市松名町遊屋田	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	遊屋田－１Ｂ	豊田市松名町遊屋田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	簗平町家ノ上Ａ	豊田市簗平町家ノ上	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	簗平町家ノ上Ｂ	豊田市簗平町家ノ上	○	○	2	2	1	0
急傾斜地の崩壊	簗平町家ノ上Ｃ	豊田市簗平町家ノ上	○	○	3	1	1	1
急傾斜地の崩壊	簗平町家ノ上Ｄ	豊田市簗平町家ノ上	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	簗平町西田	豊田市簗平町西田	○	－	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	簗平町入	豊田市簗平町入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	洞藪下－１	豊田市井ノ口町洞藪下	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	猿海老Ｃ	豊田市上切山町猿海老	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	猿海老Ｄ	豊田市上切山町猿海老	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ソンデ－１Ａ	豊田市上佐切町ソンデ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	ソンデ－１Ｂ	豊田市上佐切町ソンデ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ久後－１Ａ	豊田市上佐切町西ノ久後	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西ノ久後－１Ｂ	豊田市上佐切町西ノ久後	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ススミ木－１Ａ	豊田市上脇町ススミ木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ススミ木－１Ｂ	豊田市上脇町ススミ木	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ススミ木－１Ｃ	豊田市上脇町ススミ木	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	タラクゴ－３	豊田市上脇町タラクゴ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小梅	豊田市上脇町小梅	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上脇松下－１	豊田市上脇町松下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上脇松下－２	豊田市上脇町松下	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	松方－１	豊田市上脇町松方	○	○	7	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大切－２	豊田市上脇町大切	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上脇仲屋	豊田市上脇町仲屋	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	萩田Ａ	豊田市上脇町萩田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	萩田Ｂ	豊田市上脇町萩田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	萩田Ｃ	豊田市上脇町萩田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上脇百々－１Ａ	豊田市上脇町百々	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上脇百々－１Ｂ	豊田市上脇町百々	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上脇百々－１Ｃ	豊田市上脇町百々	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	瓜ノ田Ａ	豊田市北小田町瓜ノ田	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	白倉	豊田市国谷町白倉	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	桑田和日面Ａ	豊田市桑田和町日面	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	桑田和日面Ｂ	豊田市桑田和町日面	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小町－１	豊田市小町竜留	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小町－２	豊田市小町竜留	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小町－３	豊田市小町竜留	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小町－４	豊田市小町竜留	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宮坂－２	豊田市下国谷町宮坂	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	宮坂－１	豊田市下国谷町宮坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日明	豊田市下国谷町日明	○	○	3	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	岩ノ下Ａ	豊田市白倉町岩ノ下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩ノ下Ｂ	豊田市白倉町岩ノ下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向イ	豊田市白倉町向イ	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	天ケ峰Ａ	豊田市白倉町天ケ峰	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	天ケ峰Ｂ	豊田市白倉町天ケ峰	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加納－１	豊田市菅生町加納	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	加納－２	豊田市菅生町加納	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	菅生菅ノ入－１Ａ	豊田市菅生町菅ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	菅生菅ノ入－１Ｂ	豊田市菅生町菅ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	菅生青木Ａ	豊田市菅生町青木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	菅生青木Ｂ	豊田市菅生町青木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	塩井屋敷	豊田市竜岡町塩井屋敷	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	竜岡丸根－１Ａ	豊田市竜岡町丸根	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	竜岡丸根－１Ｂ	豊田市竜岡町丸根	○	○	5	2	1	0
急傾斜地の崩壊	竜岡丸根－１Ｃ	豊田市竜岡町丸根	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	奉各	豊田市竜岡町奉各	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上田	豊田市葛町上田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	葛前田	豊田市葛町前田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	怒田沢奥山－１	豊田市怒田沢町奥山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田中－１	豊田市東大島町田中	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	稲場貝戸－１	豊田市二タ宮町稲場貝戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	豊田市黒坂町下切Ａ	豊田市黒坂町下切	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	豊田市黒坂町下切Ｂ	豊田市黒坂町下切	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	宇内戸	豊田市有間町宇内戸	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	有間町惣作 15－1Ａ	豊田市有間町惣作	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	有間町惣作 15－1Ｂ	豊田市有間町惣作	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	入之洞	豊田市有間町入之洞	○	○	0	0	0	0
土石流	大見川第１８支川	豊田市岩倉町城ノ浦	○	○	5	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	岩倉沢第１支川	豊田市岩倉町倉平	○	－	0	0	0	0
土石流	岩倉沢第７支川	豊田市岩倉町八神	○	○	1	0	0	0
土石流	岩倉沢第６支川	豊田市岩倉町八神	○	○	0	0	0	0
土石流	岩倉町八頭	豊田市岩倉町八頭	○	○	1	0	0	0
土石流	覚庵沢Ａ	豊田市王滝町覚庵	○	○	0	0	1	0
土石流	覚庵沢Ｂ	豊田市王滝町覚庵	○	○	0	0	0	0
土石流	壱反田沢	豊田市大内町壱反田	○	－	3	0	1	0
土石流	明後平沢	豊田市大内町明後平	○	－	1	0	0	0
土石流	大見川第４支川	豊田市大見町１丁目	○	○	12	0	0	0
土石流	大見沢	豊田市大見町８丁目	○	○	6	0	0	0
土石流	大見川第１７支川	豊田市大見町８丁目	○	○	2	0	0	0
土石流	日早稲川	豊田市桂野町松屋ゲ	○	○	0	0	1	0
土石流	宝沢	豊田市桂野町宝沢	○	○	0	0	1	0
土石流	サクソ沢	豊田市幸海町サクソ	○	○	0	0	0	0
土石流	羽根洞川	豊田市幸海町羽根洞	○	○	2	0	0	0
土石流	市田上切沢	豊田市幸海町市田上切	○	○	0	0	1	1
土石流	市田上切沢―１	豊田市幸海町市田上切	○	○	0	0	1	0
土石流	神田沢―５	豊田市幸海町神田	○	－	1	0	0	0
土石流	八反八畝沢	豊田市幸海町八反八畝	○	○	0	0	0	0
土石流	古宿沢	豊田市古瀬間町古宿	○	－	4	0	0	0
土石流	多和沢	豊田市古瀬間町多和	○	－	0	0	0	0
土石流	寺部池川第４支川	豊田市古瀬間町大日影	○	○	0	0	0	0
土石流	松平志賀川第４支川	豊田市古瀬間町鈴御堂	○	○	0	0	0	0
土石流	ドウヅキ沢	豊田市坂上町ドウヅキ	○	○	0	0	0	0
土石流	井ノ上沢―３	豊田市坂上町井ノ上	○	－	1	0	0	0
土石流	横手沢	豊田市坂上町横手	○	○	0	0	0	0
土石流	三本松沢	豊田市坂上町三本松	○	○	0	0	0	0
土石流	市場沢―２	豊田市坂上町市場	○	－	1	0	0	0
土石流	西浦沢―１	豊田市坂上町西浦	○	○	1	0	0	0
土石流	中田沢	豊田市坂上町中田	○	○	0	0	0	0
土石流	南晒田沢	豊田市坂上町南晒田	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	梅ノ木沢A	豊田市坂上町梅ノ木	○	○	2	0	0	0
土石流	梅ノ木沢B	豊田市坂上町梅ノ木	○	－	0	0	0	0
土石流	梅ノ木沢C	豊田市坂上町梅ノ木	○	○	0	0	0	0
土石流	荒井沢	豊田市石楠町荒井	○	○	2	0	0	0
土石流	雲雀田川第１支川B	豊田市滝脇町トビガ沢	○	○	0	0	0	0
土石流	雲雀田川第１支川C	豊田市滝脇町トビガ沢	○	○	0	0	0	0
土石流	雲雀田川第１支川A	豊田市滝脇町宮ノ入	○	－	0	0	0	0
土石流	切石洞A	豊田市滝脇町切石洞	○	○	0	0	0	0
土石流	切石洞B	豊田市滝脇町切石洞	○	○	0	0	0	0
土石流	河原田沢	豊田市力石町井ノ隅	○	○	5	0	0	0
土石流	井ノ上洞	豊田市力石町井ノ上	○	○	4	0	0	0
土石流	下向沢	豊田市力石町下向	○	－	1	0	0	0
土石流	沢尻川第３支川	豊田市豊松町タコイチ	○	○	1	0	0	0
土石流	松原沢	豊田市豊松町松原	○	－	0	0	0	0
土石流	沢尻川第５支川	豊田市豊松町西ケ入	○	－	4	0	0	0
土石流	滝ノ上洞	豊田市豊松町滝ノ上	○	○	1	0	0	0
土石流	杉狭間沢A	豊田市中垣内町杉狭間	○	○	1	0	0	0
土石流	杉狭間沢B	豊田市中垣内町杉狭間	○	○	3	0	0	0
土石流	日蔭洞	豊田市中垣内町杉狭間	○	○	3	0	0	0
土石流	大洞川	豊田市中垣内町大洞	○	○	30	0	0	0
土石流	久蔵山沢	豊田市中垣内町大日陰	○	○	0	0	0	0
土石流	井上沢	豊田市長沢町井上	○	－	1	0	0	0
土石流	井上洞	豊田市長沢町小入	○	○	0	0	0	0
土石流	山ノ手川第１支川	豊田市長沢町障子ケ入	○	○	1	0	0	0
土石流	山ノ手川第２支川A	豊田市長沢町檜平	○	○	0	0	0	0
土石流	山ノ手川第２支川B	豊田市長沢町檜平	○	○	0	0	0	0
土石流	下清水沢	豊田市林添町マセロ	○	○	2	0	0	0
土石流	井ノ向沢A	豊田市林添町井ノ向	○	－	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	井ノ向沢Ｂ	豊田市林添町井ノ向	○	○	0	0	0	0
土石流	上高ノ山川第２支川	豊田市林添町下高ノ山	○	○	0	0	0	0
土石流	内釜ノ口川第４支川	豊田市林添町柳ヒ田	○	○	2	0	0	0
土石流	中室川	豊田市芳友町下田	○	○	1	0	0	0
土石流	半畑沢	豊田市穂積町砂田	○	○	0	0	0	0
土石流	山ノ中沢	豊田市穂積町山ノ中	○	○	1	0	0	0
土石流	大日カゲ沢	豊田市穂積町上簀	○	－	0	0	0	0
土石流	新屋沢	豊田市穂積町新屋	○	○	0	0	1	0
土石流	柿平沢	豊田市松平町柿平	○	－	2	0	0	0
土石流	紙草畑沢	豊田市松平町紙草畑	○	－	4	0	0	0
土石流	生ケ塚沢	豊田市松平町生ケ塚	○	○	8	0	0	0
土石流	大西沢	豊田市松平町大西	○	○	2	0	0	0
土石流	大麦田沢Ａ	豊田市松平町大麦田	○	○	0	0	1	0
土石流	大麦田沢Ｂ	豊田市松平町大麦田	○	○	0	0	0	0
土石流	大麦田沢―１	豊田市松平町大麦田	○	○	0	0	1	0
土石流	藤田沢	豊田市松平町藤田	○	－	4	0	0	0
土石流	イリ沢	豊田市松平志賀町イリ	○	－	7	0	0	0
土石流	松平志賀川第１支川	豊田市松平志賀町丸山	○	○	0	0	0	0
土石流	松平志賀川第５支川	豊田市松平志賀町拾六貫	○	－	0	0	0	0
土石流	松平志賀川第４支川	豊田市松平志賀町拾六貫	○	○	6	0	0	0
土石流	松平志賀川第２支川	豊田市松平志賀町谷下	○	－	0	0	0	0
土石流	松平志賀川第７支川	豊田市松平志賀町八升蒔	○	－	4	0	0	0
土石流	大見川第３支川	豊田市宮前町５丁目	○	○	1	0	0	0
土石流	室町川	豊田市室町４丁目	○	－	2	0	0	0
土石流	大見川第２支川Ａ	豊田市室町５丁目	○	○	4	0	0	0
土石流	大見川第２支川Ｂ	豊田市室町５丁目	○	－	4	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	丸草沢Ａ	豊田市大ケ蔵連町丸草	○	○	1	0	0	0
土石流	丸草沢Ｂ	豊田市大ケ蔵連町丸草	○	○	1	0	0	0
土石流	阿妻川第８支川	豊田市大ケ蔵連町大ケ蔵連山	○	○	1	0	0	0
土石流	竹ノ平沢	豊田市大ケ蔵連町竹ノ平	○	○	0	0	0	0
土石流	矢落沢	豊田市大ケ蔵連町矢落	○	○	1	0	0	0
土石流	大坂町宮ノ洞-1	豊田市大坂町宮ノ洞	○	○	2	0	1	0
土石流	大坂町宮ノ洞-2	豊田市大坂町宮ノ洞	○	○	1	0	1	0
土石流	小原町上平	豊田市小原町上平	○	○	0	0	1	0
土石流	小原町登-1	豊田市小原町登	○	○	5	0	0	0
土石流	小原町登-2	豊田市小原町登	○	○	6	0	0	0
土石流	前ノ洞沢	豊田市小原大倉町前ノ洞	○	－	2	0	0	0
土石流	道上沢－１	豊田市小原大倉町道上	○	○	1	0	0	0
土石流	郷沢	豊田市柏ケ洞町郷	○	－	10	0	1	0
土石流	小原坂沢	豊田市鍛治屋敷町小原坂	○	－	2	0	0	0
土石流	西ケ入沢	豊田市鍛治屋敷町西ケ入	○	○	1	0	0	0
土石流	西ノ洞沢	豊田市鍛治屋敷町西ノ洞	○	○	1	0	0	0
土石流	李川第１支川	豊田市鍛治屋敷町赤羽根	○	－	1	0	0	0
土石流	李川第２支川	豊田市鍛治屋敷町仲屋	○	○	0	0	0	0
土石流	李町三ヶ坂	豊田市李町三ヶ坂	○	－	0	0	0	0
土石流	李川３の沢	豊田市李町小洞	○	－	1	0	0	0
土石流	李川２の沢	豊田市李町上平	○	○	1	0	0	0
土石流	李川第３支川	豊田市李町上平	○	○	2	0	0	0
土石流	李町正洞	豊田市李町正洞	○	○	1	0	0	0
土石流	李川１の沢	豊田市李町樋ケ口	○	－	2	0	0	0
土石流	李町落チ	豊田市李町落チ	○	○	2	0	0	0
土石流	東郷栢ノ木沢	豊田市東郷町栢ノ木	○	○	2	0	0	0
土石流	五六下沢	豊田市東郷町五六下	○	○	1	0	0	0
土石流	東市野々川第１支川	豊田市東郷町五六下	○	○	1	0	0	0
土石流	東市野々川第２支川Ｂ	豊田市東郷町五六上	○	－	3	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	北洞川Ａ	豊田市東郷町上小路	○	○	1	0	0	0
土石流	北洞川Ｂ	豊田市東郷町上小路	○	○	6	0	0	0
土石流	西ケ洞沢	豊田市東郷町西ケ洞	○	－	2	0	0	0
土石流	北洞川Ｃ	豊田市東郷町西ケ洞	○	○	6	4	0	0
土石流	仲平川	豊田市東郷町仲平上	○	○	4	3	0	0
土石流	樋口川	豊田市東郷町仲平上	○	○	5	4	0	0
土石流	塚ノ下川	豊田市東郷町塚ノ下	○	○	0	0	0	0
土石流	同新沢	豊田市東郷町同新	○	○	2	0	0	0
土石流	桧貝戸川	豊田市東郷町桧貝戸	○	－	0	0	0	0
土石流	東市野々川第２支川Ａ	豊田市東郷町野田ケ平	○	○	3	0	0	0
土石流	西細田町二タ又	豊田市西細田町二タ又	○	－	0	0	2	0
土石流	日面町ゴマクサ	豊田市日面町ゴマクサ	○	○	5	0	0	0
土石流	日面町道場	豊田市日面町道場	○	○	0	0	0	0
土石流	源座沢Ａ	豊田市前洞町源座	○	－	1	0	0	0
土石流	源座沢Ｂ	豊田市前洞町源座	○	－	1	0	0	0
土石流	岩名沢	豊田市松名町岩名	○	○	0	0	0	0
土石流	曽根沢	豊田市松名町曽根	○	－	0	0	0	0
土石流	長洞川	豊田市井ノ口町長洞	○	○	1	0	0	0
土石流	洞藪下沢	豊田市井ノ口町洞藪下	○	－	3	0	0	0
土石流	猿海老沢	豊田市上切山町猿海老	○	○	0	0	0	0
土石流	ヤゲ洞	豊田市上切山町猿海老	○	○	6	3	0	0
土石流	中貝戸沢	豊田市桑田和町豊ケ入	○	－	5	0	1	0
土石流	鏡沢	豊田市下国谷町鏡	○	－	2	0	0	0
土石流	鏡洞	豊田市下国谷町鏡	○	○	1	0	0	0
土石流	神原沢	豊田市白倉町岩ノ下	○	○	4	0	0	0
土石流	池平沢	豊田市菅生町池平	○	－	3	0	0	0
土石流	菅生川第１支川Ａ	豊田市竜岡町丸根	○	○	3	0	2	0
土石流	菅生川第１支川Ｂ	豊田市竜岡町丸根	○	－	0	0	0	0
土石流	森平沢	豊田市竜岡町森平	○	○	7	0	0	0
土石流	摺小川第 10 支川	豊田市葛町追平	○	○	3	0	0	0
土石流	摺小川第 11 支川	豊田市葛町追平	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	奥山沢	豊田市怒田沢町奥山	○	○	0	0	1	0
土石流	奥山洞	豊田市怒田沢町奥山	○	○	0	0	1	1
土石流	キタハシ沢	豊田市東大島町キタハシ	○	○	3	0	0	0
土石流	鯉ヶ洞沢	豊田市東大島町鯉ケ洞	○	○	2	0	0	0
土石流	山ノ神沢	豊田市東大島町山ノ神	○	○	2	0	0	0
土石流	稲場貝戸沢	豊田市二タ宮町稲場貝戸	○	○	1	0	0	0
土石流	簗瀬洞	豊田市岩神町簗瀬	○	○	10	0	0	0
地滑り	千足町５丁目	豊田市千足町５丁目	○	－	0	0	0	0
地滑り	小手沢	豊田市小手沢町井戸洞	○	－	0	0	0	0
地滑り	大桑町竹之鼻	豊田市大桑町竹之鼻	○	－	8	0	0	0
急傾斜地の崩壊	片平-2（再指定）	豊田市石畳町片平	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	源太-3-A（再指定）	豊田市上川口町源太	○	○	8	2	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇上山-1	豊田市三箇町上山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇上山-2	豊田市三箇町上山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇上山-3	豊田市三箇町上山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇上山-4	豊田市三箇町上山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇百々-1	豊田市三箇町百々	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西市野々中島-1	豊田市西市野々町中島	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石畳松根-2	豊田市石畳町松根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白川松根-1	豊田市白川町松根	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	石畳松根-3	豊田市石畳町松根	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北曽木片平-1	豊田市北曽木町片平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北曽木西ノ平-1	豊田市北曽木町西ノ平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北曽木西ノ山-1	豊田市北曽木町西ノ山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	北曽木柿内-1	豊田市北曽木町柿内	○	○	5	1	1	1
急傾斜地の崩壊	上渡合萩平-1	豊田市上渡合町萩平	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	松葉坂-1	豊田市折平町松葉坂	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	隠ケ沢-1	豊田市木瀬町隠ケ沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向戸-4	豊田市木瀬町向戸	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	木瀬上ケ平-1	豊田市木瀬町上ケ平	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	曲坂-1	豊田市木瀬町曲坂	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	木瀬荒田-1	豊田市木瀬町荒田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	稽古屋-1	豊田市木瀬町稽古屋	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	北一色梅ノ木-1	豊田市北一色町梅ノ木	○	○	3	0	1	1
急傾斜地の崩壊	北一色大洞-3	豊田市北一色町大洞	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上赤土-1	豊田市折平町上赤土	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上赤土-2	豊田市折平町上赤土	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色大洞-4	豊田市北一色町大洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	堂林-1	豊田市折平町堂林	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上渡合大畑-1	豊田市上渡合町大畑	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛日焼-1	豊田市石飛町日焼	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	上渡合井ノ脇-1	豊田市上渡合町井ノ脇	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	迫石田-1	豊田市迫町石田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	十七屋-2	豊田市西中山町十七屋	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	田茂平井ノ口-1	豊田市田茂平町井ノ口	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田茂平新子-1	豊田市田茂平町新子	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	田茂平新子-2	豊田市田茂平町新子	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	西中山清水口-1	豊田市西中山町清水口	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	十七屋-3	豊田市西中山町十七屋	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山蔵屋敷-1	豊田市西中山町蔵屋敷	○	○	5	1	1	0
急傾斜地の崩壊	辻貝戸-1	豊田市西中山町辻貝戸	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山猿田-1	豊田市西中山町猿田	○	○	10	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山猿田-2	豊田市西中山町猿田	○	○	15	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山後田-1	豊田市西中山町後田	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	西中山猿田-3	豊田市西中山町猿田	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇上山-5	豊田市三箇町上山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	石畳坂下-1	豊田市石畳町坂下	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	キビ夫-1	豊田市石畳町キビ夫	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	北曽木神田-1	豊田市北曽木町神田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	北曽木神田-2	豊田市北曽木町神田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	折平上屋敷-1	豊田市折平町上屋敷	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北曽木片平-2	豊田市北曽木町片平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	戸尻-1	豊田市迫町戸尻	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	徳万場-2	豊田市木瀬町徳万場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	瀬戸田-4	豊田市猿投町瀬戸田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山稲場-1	豊田市西中山町稲場	○	○	3	0	2	0
急傾斜地の崩壊	白川日面－１	豊田市白川町日面	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	外ケ沢－１	豊田市白川町外ケ沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	白川石田－２	豊田市白川町石田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白川石田－３	豊田市白川町石田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向道－２	豊田市白川町向道	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色大洞－５	豊田市北一色町大洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色西ノ平－１	豊田市北一色町西ノ平	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	木ノ本－１	豊田市北一色町木ノ本	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色柳沢－１	豊田市北一色町柳沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色山畑－１	豊田市北一色町山畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	茂リ曽－１	豊田市北一色町茂リ曽	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向イ平－１	豊田市北一色町向イ平	○	○	24	6	0	0
急傾斜地の崩壊	下ノ田－１	豊田市北一色町下ノ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向屋下－１	豊田市藤岡飯野町向屋下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	藤岡飯野池下－１	豊田市藤岡飯野町池下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	太田代－１	豊田市藤岡飯野町太田代	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	辻戸－２	豊田市藤岡飯野町辻戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	辻戸－１	豊田市藤岡飯野町辻戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五釜－４	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	五釜－５	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	五釜－６	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	五釜- 8	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	五釜- 7	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五釜- 3	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原- 3	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原-4	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原-6	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原-5	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大川ケ原- 10	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原- 11	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原- 8	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原- 9	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原- 7	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原- 14	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	五釜- 2	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原- 12	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大川ケ原- 13	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大川ケ原- 15	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	鳥目- 2	豊田市深見町鳥目	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	鳥目-1	豊田市深見町鳥目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深見四反田- 2	豊田市深見町四反田	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	深見四反田- 1	豊田市深見町四反田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	法花坊- 2	豊田市深見町法花坊	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深見細田- 1	豊田市深見町細田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	深見広表- 1	豊田市深見町広表	○	—	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	法花坊- 3	豊田市深見町法花坊	○	○	6	1	0	0
急傾斜地の崩壊	法花坊- 4	豊田市深見町法花坊	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	常楽- 3	豊田市深見町常楽	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	常楽- 2	豊田市深見町常楽	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	常楽- 1	豊田市深見町常楽	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	常楽−４	豊田市深見町常楽	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	深見木戸−１	豊田市深見町木戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞-5	豊田市深見町向イ洞	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	深見洞田−１	豊田市深見町洞田	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞-6	豊田市深見町向イ洞	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞-7	豊田市深見町向イ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御作西川−３	豊田市御作町西川	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御作西川−１	豊田市御作町西川	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	御作西川−２	豊田市御作町西川	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日沢−２	豊田市御作町日沢	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	勘ケ入−４	豊田市御作町勘ケ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	亀割−２	豊田市御作町亀割	○	○	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	亀割−３	豊田市御作町亀割	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	亀割−４	豊田市御作町亀割	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深渡−２	豊田市御作町深渡	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	深渡−１	豊田市御作町深渡	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	土場−１	豊田市上川口町土場	○	○	1	0	0	0
土石流	源太沢（再指定）	豊田市上川口町源太	○	—	3	0	0	0
土石流	北一色藤ノ木沢-1	豊田市北一色町藤ノ木	○	○	3	0	0	0
土石流	太田代沢-1	豊田市藤岡飯野町太田代	○	○	10	0	0	0
土石流	大川ケ原沢-2	豊田市藤岡飯野町大川ケ原	○	○	1	0	0	0
土石流	御作中切沢-1	豊田市御作町中切	○	○	8	0	0	0
土石流	御作田中沢-1	豊田市御作町田中	○	○	2	0	0	0
土石流	深見長根沢-1	豊田市深見町長根	○	○	0	0	1	0
土石流	御作坂下沢-1	豊田市御作町坂下	○	○	3	0	0	0
土石流	釜土沢-1	豊田市御作町釜土	○	○	3	0	0	0
土石流	下川口寺前沢-1	豊田市下川口町寺前	○	—	3	0	1	0
土石流	下川口寺前沢-2	豊田市下川口町寺前	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノヒラ-1	豊田市稲武町宮ノヒラ	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	小井沢-3	豊田市稲武町小井沢	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ外デ-1	豊田市稲武町宮ノ外デ	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	馬野-2	豊田市稲武町馬野	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	社瀬-3	豊田市押山町社瀬	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三梅-1	豊田市押山町三梅	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	家名地-1	豊田市押山町家名地	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中峰山-3	豊田市押山町中峰山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下峰山-1	豊田市押山町下峰山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	押山中田-1	豊田市押山町中田	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	タワガネ-1	豊田市押山町タワガネ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東尾-2	豊田市夏焼町東尾	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ワセグリ-1	豊田市夏焼町ワセグリ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カヤダテ-1	豊田市夏焼町カヤダテ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	クロイハ-1	豊田市夏焼町クロイハ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	夏焼平治洞-1	豊田市夏焼町平治洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御所貝津向田-2	豊田市御所貝津町向田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御所貝津向田-3	豊田市御所貝津町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	黒田折坂-1	豊田市黒田町折坂	○	○	2	0	1	1
急傾斜地の崩壊	古屋貝戸-1	豊田市黒田町古屋貝戸	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	尺丈-2	豊田市御所貝津町尺丈	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	尺丈-3	豊田市御所貝津町尺丈	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木水別-1	豊田市小田木町水別	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木水別-2	豊田市小田木町水別	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大水別-1	豊田市小田木町大水別	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木中沼-1	豊田市小田木町中沼	○	○	1	1	2	1
急傾斜地の崩壊	シッタキ-1	豊田市小田木町シッタキ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木大下-1	豊田市小田木町大下	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木大下-2	豊田市小田木町大下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	タワカネ-1	豊田市小田木町タワカネ	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	小田木大見山-1	豊田市小田木町大見山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カキノソレ-5	豊田市小田木町カキノソレ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木下貝戸-1	豊田市小田木町下貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木石坂-1	豊田市小田木町石坂	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木洞-2	豊田市小田木町洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シロノ上-3	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シロノ上-4	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	シロノ上-5	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シロノ上-6	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川カド-1	豊田市大野瀬町川カド	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大野瀬城山-1	豊田市大野瀬町城山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	サカイノ沢-1	豊田市中当町サカイノ沢	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヨシガタイラ-1	豊田市富永町ヨシガタイラ	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	入ハリ原-1	豊田市武節町入ハリ原	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	オノ-1	豊田市武節町オノ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下ノ入-1	豊田市野入町下ノ入	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	木地山-4	豊田市野入町木地山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野入越田和-1	豊田市野入町越田和	○	○	4	1	0	0
土石流	稲武井山沢-1	豊田市稲武町井山	○	○	1	0	0	0
土石流	稲武井山沢-2	豊田市稲武町井山	○	○	1	0	0	0
土石流	横川入沢-1	豊田市稲武町横川入	○	○	1	0	0	0
土石流	横川入沢-2	豊田市稲武町横川口	○	×	2	0	0	0
土石流	押山小田沢-1	豊田市押山町小田	○	○	1	0	0	0
土石流	田羅野沢-1	豊田市押山町田羅野	○	○	2	0	0	0
土石流	社瀬沢-1	豊田市押山町社瀬	○	○	1	0	0	0
土石流	中峰山沢-1	豊田市押山町中峰山	○	○	1	0	0	0
土石流	下峰山沢-1	豊田市押山町下峰山	○	○	1	0	0	0
土石流	梶畑沢-1	豊田市桑原町梶畑	○	○	9	0	0	0
土石流	大水別沢-1	豊田市小田木町大水別	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	北水別沢-1	豊田市黒田町北水別	○	○	1	0	0	0
土石流	南水別沢-1	豊田市黒田町南水別	○	—	4	0	0	0
土石流	黒田萩平沢-1	豊田市黒田町萩平	○	○	1	0	0	0
土石流	ヨコテ沢-1	豊田市小田木町ヨコテ	○	○	1	0	0	0
土石流	小田木大見山沢-1	豊田市小田木町大見山	○	○	1	0	0	0
土石流	ヒカシ沢-1	豊田市川手町ヒカシ	○	○	2	0	0	0
土石流	ツキノキ沢-1	豊田市川手町ツキノキ	○	○	5	0	0	0
土石流	ツキノキ沢-2	豊田市川手町ツキノキ	○	○	1	0	0	0
土石流	シロノ上沢-1	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	0	0	0
土石流	シシナド沢-1	豊田市川手町シシナド	○	○	1	0	0	0
土石流	シシナド沢-2	豊田市川手町シシナド	○	○	1	0	0	0
土石流	ヒロノ沢-1	豊田市大野瀬町ヒロノ	○	○	1	0	0	0
土石流	大サワ沢-1	豊田市大野瀬町大サワ	○	○	0	0	0	0
土石流	ハネタ沢-1	豊田市大野瀬町ハ子タ	○	○	4	0	0	0
土石流	タカネ沢-1	豊田市大野瀬町タカ子	○	○	1	0	0	0
土石流	フナ石沢-1	豊田市中当町フナ石	○	○	1	0	0	0
土石流	フナ石沢-1	豊田市中当町フナ石	○	○	4	0	0	0
土石流	中当田ノ入沢-1	豊田市中当町田ノ入	○	○	4	0	0	0
土石流	中当ヒカゲ沢-1	豊田市中当町ヒカゲ	○	○	0	0	0	0
土石流	貝曲り沢-1	豊田市野入町貝曲り	○	○	0	0	0	0
土石流	野入丸根沢-1	豊田市野入町丸根	○	○	1	0	0	0
土石流	木地山沢-1	豊田市野入町木地山	○	○	1	0	0	0
土石流	野入丸根沢-2	豊田市野入町丸根	○	○	1	0	0	0
土石流	貝立沢-1	豊田市野入町貝立	○	○	1	0	0	0
土石流	野入越田和沢-1	豊田市野入町越田和	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩大沼-1	豊田市加塩町大沼	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩日面-1	豊田市加塩町日面	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩西-1	豊田市加塩町西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井藻地-4	豊田市加塩町井藻地	○	○	6	3	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	井藻地-5	豊田市加塩町井藻地	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井藻地-6	豊田市加塩町井藻地	○	—	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井藻地-7	豊田市加塩町井藻地	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高保田-1	豊田市加塩町高保田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高保田-2	豊田市加塩町高保田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩白坂-1	豊田市加塩町白坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩白坂-2	豊田市加塩町白坂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩松本-1	豊田市加塩町松本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩古屋-1	豊田市加塩町古屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩古屋-2	豊田市加塩町古屋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩古屋-3	豊田市加塩町古屋	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩古屋-4	豊田市加塩町古屋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩松本-2	豊田市加塩町松本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	崩ノ久保-1	豊田市伯母沢町崩ノ久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	崩ノ久保-2	豊田市伯母沢町崩ノ久保	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢桜坪-1	豊田市伯母沢町桜坪	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢桜坪-2	豊田市伯母沢町桜坪	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢上ノ入-1	豊田市伯母沢町上ノ入	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	伯母沢大船-1	豊田市伯母沢町大船	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢大船-2	豊田市伯母沢町大船	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢広見-1	豊田市伯母沢町広見	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	辻上-2	豊田市伯母沢町辻上	○	○	1	1	0	0
土石流	イフモリ沢-1	豊田市押井町イフモリ	○	○	1	0	0	0
土石流	イフモリ沢-2	豊田市押井町イフモリ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	旭八幡後山-1	豊田市旭八幡町後山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	旭八幡後山-2	豊田市旭八幡町後山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蕨野-2	豊田市旭八幡町蕨野	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蕨野-3	豊田市旭八幡町蕨野	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東谷-3	豊田市時瀬町東谷	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	小畑三斗蒔-1	豊田市小畑町三斗蒔	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小畑井ノ下-1	豊田市小畑町井ノ下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	須渕井戸洞-1	豊田市須渕町井戸洞	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	浅谷土場-1	豊田市浅谷町土場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	浅谷下平-1	豊田市浅谷町下平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	浅谷横手-1	豊田市浅谷町横手	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坪崎中屋-2	豊田市坪崎町中屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原上谷-1	豊田市田津原町上谷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	静滝-1	豊田市田津原町静滝	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向-4	豊田市田津原町日向	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向-5	豊田市田津原町日向	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向-2	豊田市田津原町日向	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向-3	豊田市田津原町日向	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵ケ入-1	豊田市日下部町蔵ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部柿ノ入-1	豊田市日下部町柿ノ入	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部日影-1	豊田市日下部町日影	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部日向-4	豊田市日下部町日向	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	薊田-2	豊田市日下部町薊田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部東平-1	豊田市日下部町東平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	薊田-3	豊田市日下部町薊田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下知祖-1	豊田市日下部町下知祖	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	滑入-1	豊田市日下部町滑入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部前棚-1	豊田市日下部町前棚	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部前棚-2	豊田市日下部町前棚	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵ケ入-2	豊田市日下部町蔵ケ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	番城垣内-1	豊田市槇本町番城垣内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	北ケ洞-2	豊田市伊熊町北ケ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩根-2	豊田市伊熊町岩根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	城ケ根-2	豊田市伊熊町城ケ根	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	除ケ貝戸-1	豊田市伊熊町除ケ貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	除ケ貝戸-2	豊田市伊熊町除ケ貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	押手洞-3	豊田市伊熊町押手洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊落合-1	豊田市伊熊町落合	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊小谷下-1	豊田市伊熊町小谷下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊大洞-1	豊田市伊熊町大洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊大沼-1	豊田市伊熊町大沼	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ノ入-1	豊田市押井町寺ノ入	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	押井松下-1	豊田市押井町松下	○	○	1	0	0	0
土石流	鳩吹沢-1	豊田市牛地町鳩吹	○	○	1	0	0	0
土石流	須渕井戸洞沢-1	豊田市須渕町井戸洞	○	○	5	0	0	0
土石流	坪崎親貝戸沢-1	豊田市坪崎町親貝戸	○	○	1	0	0	0
土石流	坪崎ヒカゲ沢-1	豊田市坪崎町ヒカゲ	○	○	2	0	0	0
土石流	ヒヨ毛沢-1	豊田市坪崎町ヒヨ毛	○	○	2	0	0	0
土石流	田津原上谷沢-1	豊田市田津原町上谷	○	○	3	0	0	0
土石流	河合沢-1	豊田市田津原町河合	○	○	1	0	0	0
土石流	加塩東沢-1	豊田市加塩町東	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ケ坪-1	豊田市惣田町梅ケ坪	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ケ坪-2	豊田市惣田町梅ケ坪	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	名々瀬-1	豊田市惣田町名々瀬	○	○	6	6	0	0
急傾斜地の崩壊	アミダ洞-1	豊田市惣田町アミダ洞	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田之神-1	豊田市惣田町田之神	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	田之神-2	豊田市惣田町田之神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	惣田大沼-1	豊田市惣田町大沼	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	イドクゴ辻-1	豊田市惣田町イドクゴ辻	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	イドクゴ洞-1	豊田市惣田町イドクゴ洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	永畑-1	豊田市惣田町永畑	○	○	5	3	0	0
急傾斜地の崩壊	永畑-2	豊田市惣田町永畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	永畑-3	豊田市惣田町永畑	○	○	2	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	イドクゴ洞-2	豊田市惣田町イドクゴ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神明寺-1	豊田市惣田町神明寺	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	神明寺-2	豊田市惣田町神明寺	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	惣田井戸洞-1	豊田市惣田町井戸洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊保神-2	豊田市惣田町伊保神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小森田-1	豊田市惣田町小森田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	除上-1	豊田市惣田町除上	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	問花-2	豊田市太田町問花	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	萩細-1	豊田市太田町萩細	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田下田-1	豊田市太田町下田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田板取-1	豊田市太田町板取	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	太田板取-2	豊田市太田町板取	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	太田皿田-1	豊田市太田町皿田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田皿田-2	豊田市太田町皿田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	太田宮前-2	豊田市太田町宮前	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	小羽祢-1	豊田市太田町小羽祢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小羽祢-2	豊田市太田町小羽祢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ホンゴ-1	豊田市明賀町ホンゴ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	アスガ-2	豊田市明賀町アスガ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	アスガ-3	豊田市明賀町アスガ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ホンゴ-2	豊田市明賀町ホンゴ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ホンゴ-3	豊田市明賀町ホンゴ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	八丁蒔-2	豊田市明賀町八丁蒔	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井之口	豊田市藤沢町井之口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平（Ⅰ）	豊田市藤沢町平	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平（Ⅱ）	豊田市藤沢町平	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	水別日面	豊田市野口町水別日面	○	○	7	7	0	0
急傾斜地の崩壊	棚口 A	豊田市中切町棚口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神田- 5	豊田市幸海町神田	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	下御堂下切	豊田市幸海町下御堂下切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中根Ｂ	豊田市富岡町中根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	中根Ｃ	豊田市富岡町中根	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八-１	豊田市勘八町勘八	○	○	0	0	1	1
土石流	力石川第７支川	豊田市中金町石垣内	○	―	0	0	0	0
土石流	井戸洞川	豊田市一色町井戸洞	○	○	0	0	0	0
土石流	前田沢-７	豊田市冨田町井戸神	○	○	0	0	0	0
土石流	市場沢-１	豊田市西広瀬町登り	○	―	0	0	0	0
土石流	市場洞-1	豊田市西広瀬町登り	○	―	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	荒山－３	豊田市八草町荒山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	来姓－１	豊田市八草町来姓	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	八千草－２	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八千草－３	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	八千草－４	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	丁田－４	豊田市八草町丁田	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	八千草－５	豊田市八草町八千草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下田ケ洞－１	豊田市広幡町下田ケ洞	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	上ノ島－２	豊田市広幡町上ノ島	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ島－３	豊田市広幡町上ノ島	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上ノ島－４	豊田市広幡町上ノ島	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	篠原敷田－１	豊田市篠原町敷田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	乙部ケ丘４丁目－３	豊田市乙部ケ丘４丁目	○	○	11	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見北山－１	豊田市保見町北山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	東保見池下－１	豊田市東保見町池下	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見石田－１	豊田市保見町石田	○	―	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見横山－１	豊田市保見町横山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	保見横山－２	豊田市保見町横山	○	―	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	篠原町片坂－１	豊田市篠原町片坂	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	篠原町片坂－２	豊田市篠原町片坂	○	○	1	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	郷屋敷－２	豊田市篠原町郷屋敷	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	篠原敷田－２	豊田市篠原町敷田	○	○	2	1	2	1
急傾斜地の崩壊	篠原敷田－３	豊田市篠原町敷田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	篠原切山－２	豊田市篠原町切山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市平西－１	豊田市市平町西	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	市平山中－１	豊田市市平町山中	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	境久保－１	豊田市杉本町境久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	境久保－２	豊田市杉本町境久保	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大栗－１	豊田市杉本町大栗	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	仁本木田和－１	豊田市杉本町仁本木田和	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	三斗成－１	豊田市杉本町三斗成	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三斗成－２	豊田市杉本町三斗成	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	竜－１	豊田市杉本町竜	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本日影田－１	豊田市杉本町日影田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本日影田－２	豊田市杉本町日影田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本寺ケ洞－１	豊田市杉本町寺ケ洞	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	杉本南下－１	豊田市杉本町南下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	杉本南－１	豊田市杉本町南	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	黒地－２	豊田市杉本町黒地	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小坪－１	豊田市杉本町小坪	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小坪－２	豊田市杉本町小坪	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小坪－３	豊田市杉本町小坪	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	旭山－１	豊田市大坪町旭山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	庄司下－１	豊田市大坪町庄司下	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大坪東－１	豊田市大坪町東	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ木元－３	豊田市大坪町梅ノ木元	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	島落－１	豊田市池島町島落	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸神－１	豊田市池島町井戸神	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	松ノ田和－１	豊田市池島町松ノ田和	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	内垣内－３	豊田市東萩平町内垣内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	内垣内－４	豊田市東萩平町内垣内	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東萩平入洞－１	豊田市東萩平町入洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	万根横吹－１	豊田市万根町横吹	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本徳東屋敷－１	豊田市本徳町東屋敷	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	四郷西山－１	豊田市四郷町西山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神郷－１	豊田市猿投町神郷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小峯川田－１	豊田市小峯町川田	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	小峯川田－２	豊田市小峯町川田	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	小峯引地－１	豊田市小峯町引地	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小峯引地－２	豊田市小峯町引地	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	後ケ洞－２	豊田市下室町後ヶ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	前洞西－２	豊田市下室町前洞西	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	前洞西－３	豊田市下室町前洞西	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	芳友森上－１	豊田市芳友町森上	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八－１９	豊田市勘八町勘八	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	勘八－２０	豊田市勘八町勘八	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	成合岩倉－１	豊田市成合町岩倉	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	手呂青木－１	豊田市手呂町青木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ口広見－１	豊田市井ノ口町広見	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ口広見－２	豊田市井ノ口町広見	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ口広見－３	豊田市井ノ口町広見	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井ノ口広見－４	豊田市井ノ口町広見	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	百々８丁目－１	豊田市百々町８丁目	○	○	6	0	0	0
急傾斜地の崩壊	樋田－３	豊田市手呂町樋田	○	○	3	1	1	0
急傾斜地の崩壊	西向畑－２	豊田市貝津町西向畑	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	押井松下－２	豊田市押井町松下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	押井松葉－２	豊田市押井町松葉	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	浅之久保－２	豊田市押井町浅之久保	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	宮之前－１	豊田市押井町宮之前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	押井山中－１	豊田市押井町山中	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ノ入－２	豊田市押井町寺ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ノ入－３	豊田市押井町寺ノ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東垣内－１	豊田市押井町東垣内	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩広見－１	豊田市加塩町広見	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野花ノ木－１	豊田市榊野町花ノ木	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野井ノ口－１	豊田市榊野町井ノ口	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野井ノ口－２	豊田市榊野町井ノ口	○	○	4	0	1	1
急傾斜地の崩壊	榊野月ケ入－１	豊田市榊野町月ケ入	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野下田－１	豊田市榊野町下田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小畑西ケ洞－１	豊田市小畑町西ケ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	初野開－１	豊田市万町町初野開	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	堀谷－２	豊田市万町町堀谷	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	餅形－２	豊田市万町町餅形	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	本古－１	豊田市万町町本古	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	本古－２	豊田市万町町本古	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	飛ケ入－２	豊田市万町町飛ケ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	紙屋－３	豊田市万町町紙屋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	九両根－２	豊田市万町町九両根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梶呂畑－１	豊田市余平町梶呂畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梶呂畑－２	豊田市余平町梶呂畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	余平小松－１	豊田市余平町小松	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	一色井戸洞－１	豊田市一色町井戸洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下切羽根－１	豊田市下切町羽根	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小阿妻－１	豊田市下切町小阿妻	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小阿妻－２	豊田市下切町小阿妻	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	真坂－１	豊田市下中町真坂	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	笹戸出口－１	豊田市笹戸町出口	○	○	0	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	笹戸山本－１	豊田市笹戸町山本	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	扇田－２	豊田市小田町扇田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小渡小柳－１	豊田市小渡町小柳	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小渡渡瀬－１	豊田市小渡町渡瀬	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	小渡渡瀬－２	豊田市小渡町渡瀬	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	梅ノ郷－１	豊田市上切町梅ノ郷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上中水別－１	豊田市上中町水別	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	上谷久保－２	豊田市上中町上谷久保	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上谷久保－３	豊田市上中町上谷久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	秀沢－２	豊田市上中町秀沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	島崎小柳－１	豊田市島崎町小柳	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	八丁蒔－３	豊田市明賀町八丁蒔	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	明賀マノ－１	豊田市明賀町マノ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	明賀マノ－２	豊田市明賀町マノ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	明賀マノ－３	豊田市明賀町マノ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	有間下平－１	豊田市有間町下平	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	桑凹－１	豊田市有間町桑凹	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	桑凹－２	豊田市有間町桑凹	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	桑凹－３	豊田市有間町桑凹	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	有間惣作－２	豊田市有間町惣作	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	有間寺ノ下－１	豊田市有間町寺ノ下	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	桑凹－４	豊田市有間町桑凹	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	有間空山－１	豊田市有間町空山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東山町４丁目－２	豊田市東山町４丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	汐取－２	豊田市大池町汐取	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	汐取－３	豊田市大池町汐取	○	○	12	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向山－２	豊田市伊保町向山	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大清水町原山－２	豊田市大清水町原山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大清水町大清水－１	豊田市大清水町大清水	○	○	3	2	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大清水町大清水－３	豊田市大清水町大清水	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	西山町３丁目	豊田市西山町３丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	細谷町６丁目	豊田市細谷町６丁目	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	東新町３丁目	豊田市東新町３丁目	○	―	3	0	1	0
急傾斜地の崩壊	上河合	豊田市渡刈町上河合	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坂上	豊田市駒新町坂上	○	―	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	小訳	豊田市中根町小訳	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	鴛鴨町中屋敷	豊田市鴛鴨町中屋敷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	泉町上前田	豊田市泉町上前田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩滝新田－１	豊田市岩滝町新田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	豆入－２	豊田市市木町豆入	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	岩滝滝坂－２	豊田市岩滝町滝坂	○	○	6	1	0	0
急傾斜地の崩壊	桑原田－７	豊田市矢並町桑原田	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	市田上切－１	豊田市幸海町市田上切	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	室町２丁目－２	豊田市室町２丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	室町２丁目－３	豊田市室町２丁目	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	室町３丁目－１	豊田市室町３丁目	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	室町１丁目－１	豊田市室町１丁目	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	室町３丁目－２	豊田市室町３丁目	○	○	3	2	1	1
急傾斜地の崩壊	大見町５丁目－３	豊田市大見町５丁目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大見町６丁目－４	豊田市大見町６丁目	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	穂積貝戸田－１	豊田市穂積町貝戸田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	穂積新屋－１	豊田市穂積町新屋	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	室町５丁目－１	豊田市室町５丁目	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野広見－１	豊田市榊野町広見	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	見切－４	豊田市榊野町見切	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野落－１	豊田市榊野町落	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野井ノ口－１	豊田市榊野町井ノ口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野井ノ口－２	豊田市榊野町井ノ口	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	榊野井ノ口－３	豊田市榊野町井ノ口	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野山ノ田－１	豊田市榊野町山ノ田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	榊野山ノ田－２	豊田市榊野町山ノ田	○	○	1	1	0	0
土石流	八草割田沢－１	豊田市八草町割田	○	○	13	0	0	0
土石流	乙部ケ丘４丁目沢－１	豊田市乙部ケ丘４丁目	○	○	16	0	0	0
土石流	乙部ケ丘４丁目沢－２	豊田市乙部ケ丘４丁目	○	○	37	0	0	0
土石流	境久保沢－１	豊田市杉本町境久保	○	○	0	0	0	0
土石流	杉本親貝戸沢－１	豊田市杉本町親貝戸	○	—	2	0	0	0
土石流	城山沢－１	豊田市杉本町城山	○	○	1	0	0	0
土石流	庄司下沢－１	豊田市大坪町庄司下	○	○	2	0	0	0
土石流	高能田沢－１	豊田市大坪町高能田	○	—	0	0	0	0
土石流	松ノ田和沢－１	豊田市池島町松ノ田和	○	○	1	0	0	0
土石流	神手沢－１	豊田市池島町神手	○	○	1	0	0	0
土石流	新子沢－１	豊田市池島町新子	○	—	1	0	0	0
土石流	油ノ木沢－１	豊田市万根町油ノ木	○	—	1	0	0	0
土石流	万根松葉沢－１	豊田市万根町松葉	○	○	0	0	0	0
土石流	横吹沢－１	豊田市万根町横吹	○	○	1	0	0	0
土石流	万根日影沢－１	豊田市万根町日影	○	○	1	0	0	0
土石流	万根小麦田沢－１	豊田市万根町小麦田	○	○	1	0	0	0
土石流	水別日陰沢－２	豊田市野口町水別日陰	○	○	2	0	0	0
土石流	八百目沢－１	豊田市加塩町八百目	○	○	1	0	0	0
土石流	加塩松本沢－１	豊田市加塩町松本	○	○	3	0	0	0
土石流	井藻地沢－１	豊田市加塩町井藻地	○	○	5	3	0	0
土石流	加塩越田和沢－１	豊田市加塩町越田和	○	○	2	0	0	0
土石流	加塩膳棚沢－１	豊田市加塩町膳棚	○	○	1	0	0	0
土石流	柿畑沢－１	豊田市万町町柿畑	○	○	1	0	0	0
土石流	一色一色沢－１	豊田市一色町一色	○	—	5	0	0	0
土石流	久々里木沢－１	豊田市下中町久々里木	○	—	1	0	0	0
土石流	久々里木沢－２	豊田市下中町久々里木	○	○	1	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
土石流	久々里木沢－３	豊田市下中町久々里木	○	○	2	0	0	0
土石流	下中中根沢－１	豊田市下中町中根	○	―	1	0	0	0
土石流	向沢尻沢－１	豊田市大坪町向沢尻	○	○	1	0	0	0
土石流	小田小田沢－１	豊田市小田町小田	○	○	2	0	0	0
土石流	小田小田沢－２	豊田市小田町小田	○	○	3	0	0	0
土石流	小渡小柳沢－１	豊田市小渡町小柳	○	○	4	0	0	0
土石流	ゼニガメ沢－１	豊田市小渡町ゼニガメ	○	○	1	0	0	0
土石流	田久谷沢－１	豊田市上切町田久谷	○	○	2	0	0	0
土石流	築和合沢－１	豊田市島崎町築和合	○	―	5	0	0	0
土石流	明賀マノ沢－１	豊田市明賀町マノ	○	―	1	0	0	0
土石流	水別日陰沢－１	豊田市野口町水別日陰	○	○	1	0	0	0
土石流	東山沢－１	豊田市東山町四丁目	○	―	10	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田平沢－１Ａ	豊田市田平沢町薮下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田平沢－１Ｂ	豊田市田平沢町薮下	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	西古城－１	豊田市保見町西ノ山	○	―	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	下山田代神田－１	豊田市下山田代町神田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢柳ヶ入－１Ａ	豊田市花沢町柳ヶ入	○	○	8	3	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢柳ヶ入－１Ｂ	豊田市花沢町柳ヶ入	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	芦ケ入下切－１	豊田市大沼町芦ケ入下切	○	○	5	4	0	0
急傾斜地の崩壊	神戸	豊田市広幡町高根	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	下平－１	豊田市黒坂町下平	○	○	2	1	1	1
急傾斜地の崩壊	神明前―１Ａ	豊田市田平沢町神明前	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下西山―１	豊田市亀首町下西山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大伏上―１	豊田市大沼町大伏上	○	○	1	1	0	0
土石流	田平川	豊田市田平沢町甚五郎下	○	―	6	0	1	0
急傾斜地の崩壊	薮田－１	豊田市下山田代町薮田	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	下山田代井口－１	豊田市下山田代町井口	○	○	2	0	1	0
急傾斜地の崩壊	カシブチ－１	豊田市下山田代町カシブチ	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	岩ノアケ－１	豊田市下山田代町岩ノアケ	○	○	1	0	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	波奈地方－２	豊田市花沢町波奈地方	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	波奈地方－３	豊田市花沢町波奈地方	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	波奈地方－４	豊田市花沢町波奈地方	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢上根引－１	豊田市花沢町上根引	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	花沢上根引－２	豊田市花沢町上根引	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	柳本－３	豊田市花沢町柳本	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柳本－４	豊田市花沢町柳本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	根木平－１	豊田市花沢町根木平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	根木平－２	豊田市花沢町根木平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ヲチ合－１	豊田市花沢町ヲチ合	○	○	11	5	0	0
急傾斜地の崩壊	ヲチ合－２	豊田市花沢町ヲチ合	○	○	30	10	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢井戸入－１	豊田市花沢町井戸入	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヲチ合－３	豊田市花沢町ヲチ合	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヲチ合－４	豊田市花沢町ヲチ合	○	○	12	4	0	0
急傾斜地の崩壊	ヲチ合－５	豊田市花沢町ヲチ合	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	花沢餅田－１	豊田市花沢町餅田	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢餅田－２	豊田市花沢町餅田	○	○	6	6	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢餅田－３	豊田市花沢町餅田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢細田－１	豊田市花沢町細田	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢細田－２	豊田市花沢町細田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ヌマ－１	豊田市花沢町ヌマ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花沢的場－２	豊田市花沢町的場	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭上屋敷－１	豊田市蘭町上屋敷	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	通山－１	豊田市蘭町通山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭上屋敷－２	豊田市蘭町上屋敷	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭上屋敷－３	豊田市蘭町上屋敷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭新田－１	豊田市蘭町新田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭新田－２	豊田市蘭町新田	○	○	0	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭神田－１	豊田市蘭町神田	○	○	0	0	2	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	蘭神田－２	豊田市蘭町神田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭神田－３	豊田市蘭町神田	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	蘭大向－１	豊田市蘭町大向	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蘭平岩－１	豊田市蘭町平岩	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	分里－１	豊田市蘭町分里	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小松野向田－１	豊田市小松野町向田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小松野大沼－２	豊田市小松野町大沼	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小松野大沼－３	豊田市小松野町大沼	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ハマイハ－２	豊田市小松野町ハマイハ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小松野宮下－１	豊田市小松野町宮下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小松野宮下－２	豊田市小松野町宮下	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	小松野向田－２	豊田市小松野町向田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	鈴山－１	豊田市小松野町鈴山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	蕪木田面－１	豊田市蕪木町田面	○	○	1	0	0	0
土石流	勘松沢－１	豊田市花沢町勘松	○	○	9	0	0	0
土石流	繁ノ入沢－１	豊田市下山田代町繁ノ入	○	○	2	0	0	0
土石流	波奈地方沢－１	豊田市花沢町波奈地方	○	○	1	0	0	0
土石流	花沢日影前沢－１	豊田市花沢町日影前	○	○	1	0	0	0
土石流	法田沢－１	豊田市花沢町法田	○	○	3	0	0	0
土石流	鋳師釜沢－１	豊田市花沢町鋳師釜	○	○	1	0	0	0
土石流	鋳師釜沢－２	豊田市花沢町鋳師釜	○	○	1	0	0	0
土石流	鋳師釜沢－３	豊田市花沢町鋳師釜	○	○	1	0	0	0
土石流	小豆畑沢－１	豊田市花沢町小豆畑	○	○	1	0	0	0
土石流	脇ケ入沢－１	豊田市花沢町脇ケ入	○	○	0	0	1	0
土石流	花沢細田沢－１	豊田市花沢町細田	○	○	0	0	1	0
土石流	脇ケ入沢－２	豊田市花沢町脇ケ入	○	—	0	0	1	0
土石流	花沢下根引沢－１	豊田市花沢町下根引	○	○	0	0	1	0
土石流	蘭上屋敷沢－１	豊田市蘭町上屋敷	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	和合北山－１	豊田市和合町北山	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	和合日影－１	豊田市和合町日影	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	和合日影－２	豊田市和合町日影	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	和合岩倉－１	豊田市和合町岩倉	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田螺池－１	豊田市和合町田螺池	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田螺池－２	豊田市和合町田螺池	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	田螺池－３	豊田市和合町田螺池	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	柱縄手－１	豊田市黒坂町柱縄手	○	―	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	柱縄手－２	豊田市黒坂町柱縄手	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	黒坂四辻－１	豊田市黒坂町四辻	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	栗下－１	豊田市黒坂町栗下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	黒坂空山－１	豊田市黒坂町空山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	黒坂大空－１	豊田市黒坂町大空	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	黒坂奥山－１	豊田市黒坂町奥山	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	黒坂奥山－２	豊田市黒坂町奥山	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	黒坂大空－２	豊田市黒坂町大空	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	黒坂大空－３	豊田市黒坂町大空	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	トチガタ－１	豊田市梨野町トチガタ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野大下り－１	豊田市梨野町大下り	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野大下り－２	豊田市梨野町大下り	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野大下り－３	豊田市梨野町大下り	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野大下り－４	豊田市梨野町大下り	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野向田－１	豊田市梨野町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梨野向田－２	豊田市梨野町向田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	梨野大下り－５	豊田市梨野町大下り	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	曽理－１	豊田市阿蔵町曽理	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	曽理－２	豊田市阿蔵町曽理	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	曽理－３	豊田市阿蔵町曽理	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	鎌地倉－１	豊田市東大林町鎌地倉	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	高野柳－１	豊田市高野町柳	○	○	0	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	和出貝津－２	豊田市宇連野町和出貝津	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	物見石－１	豊田市宇連野町物見石	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	栃立柳クゴ－１	豊田市栃立町柳クゴ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	栃立柳クゴ－２	豊田市栃立町柳クゴ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	栃立柳クゴ－３	豊田市栃立町柳クゴ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	九田地－１	豊田市栃立町九田地	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	立岩中沢－１	豊田市立岩町中沢	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	立岩峰洞－１	豊田市立岩町峰洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野原西畑－１	豊田市野原町西畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	野原田中－１	豊田市野原町田中	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	野原神田沢－１	豊田市野原町神田沢	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野原奥屋－１	豊田市野原町奥屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	竹之鼻－１	豊田市大桑町竹之鼻	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大桑竹ノ内－１	豊田市大桑町竹ノ内	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	時上ケ－１	豊田市大桑町時上ケ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大桑竹ノ内－２	豊田市大桑町竹ノ内	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	時上ケ－２	豊田市大桑町時上ケ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	時上ケ－３	豊田市大桑町時上ケ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	道福－２	豊田市羽布町道福	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	道福－３	豊田市羽布町道福	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽布柿田－１	豊田市羽布町柿田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	羽布柿田－２	豊田市羽布町柿田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	羽布大道－１	豊田市羽布町大道	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽布大道－２	豊田市羽布町大道	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小松沢－１	豊田市羽布町小松沢	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽布大石－１	豊田市羽布町大石	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽布大石－２	豊田市羽布町大石	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	岩田－２	豊田市羽布町岩田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽布大道－３	豊田市羽布町大道	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大日掛－１	豊田市羽布町大日掛	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	羽布金山－１	豊田市羽布町金山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	羽布金山－２	豊田市羽布町金山	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	鬼ノ平－１	豊田市羽布町鬼ノ平	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	鬼ノ平－２	豊田市羽布町鬼ノ平	○	○	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	鬼ノ平－３	豊田市羽布町鬼ノ平	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	鬼ノ平－４	豊田市羽布町鬼ノ平	○	○	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	鬼ノ平－５	豊田市羽布町鬼ノ平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	エス小屋－１	豊田市羽布町エス小屋	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	エス小屋－２	豊田市羽布町エス小屋	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	エス小屋－３	豊田市羽布町エス小屋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	エス小屋－４	豊田市羽布町エス小屋	○	―	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	エス小屋－５	豊田市羽布町エス小屋	○	○	1	0	0	0
土石流	和合山口沢－１	豊田市和合町山口	○	○	0	0	0	0
土石流	和合山口沢－２	豊田市和合町山口	○	○	0	0	0	0
土石流	和合山口沢－３	豊田市和合町山口	○	○	0	0	0	0
土石流	和合乗越沢－１	豊田市和合町乗越	○	○	0	0	0	0
土石流	梨野大下り沢－１	豊田市梨野町大下り	○	○	1	0	0	0
土石流	トチガタ沢－１	豊田市梨野町トチガタ	○	○	0	0	0	0
土石流	西口沢－２	豊田市梨野町西口	○	○	0	0	0	0
土石流	梨野山口沢－１	豊田市梨野町山口	○	○	0	0	0	0
土石流	タキノ入沢－１	豊田市梨野町タキノ入	○	○	0	0	0	0
土石流	阿蔵仏供田沢－１	豊田市阿蔵町仏供田	○	○	2	0	1	0
土石流	阿蔵仏供田沢－２	豊田市阿蔵町仏供田	○	○	0	0	0	0
土石流	阿蔵石原沢－１	豊田市阿蔵町石原	○	○	2	0	0	0
土石流	阿蔵沢尻沢－１	豊田市阿蔵町沢尻	○	○	3	0	0	0
土石流	上ケ井沢－１	豊田市野原町上ケ井	○	○	1	0	1	0
土石流	野原宮下沢－１	豊田市野原町宮下	○	○	1	0	0	0
土石流	千佐屋沢－１	豊田市羽布町千佐屋	○	○	5	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大伏下－2	豊田市大沼町大伏下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大伏下－３	豊田市大沼町大伏下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	右工門西－1	豊田市大沼町右工門西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	名牛西－3	豊田市大沼町名牛西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	名牛西－４	豊田市大沼町名牛西	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	長根北ノ切－1	豊田市大沼町長根北ノ切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	長根北ノ切－２	豊田市大沼町長根北ノ切	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大日向下－1	豊田市大沼町大日向下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼切山－1	豊田市大沼町切山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼切山－２	豊田市大沼町切山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼切山－３	豊田市大沼町切山	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	御堂鐘－1	豊田市大沼町御堂鐘	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	島川原－1	豊田市大沼町島川原	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	右工門西－2	豊田市大沼町右工門西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼坂口－2	豊田市大沼町坂口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	芦ケ入中－2	豊田市大沼町芦ケ入中	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	芦ケ入下切－2	豊田市大沼町芦ケ入下切	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大沼広畑－1	豊田市大沼町広畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼青木－1	豊田市大沼町青木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼青木－２	豊田市大沼町青木	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼青木－３	豊田市大沼町青木	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼広畑－３	豊田市大沼町広畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼乗越－1	豊田市大沼町乗越	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼乗越－２	豊田市大沼町乗越	○	○	10	0	0	0
急傾斜地の崩壊	林畔－2	豊田市大沼町林畔	○	○	1	1	1	1
急傾斜地の崩壊	林畔－３	豊田市大沼町林畔	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼大洞－1	豊田市大沼町大洞	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼越田和－1	豊田市大沼町越田和	○	○	2	1	1	0
急傾斜地の崩壊	船橋－2	豊田市大沼町船橋	○	○	1	1	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	源太洞－3	豊田市大沼町源太洞	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	源太洞－４	豊田市大沼町源太洞	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大沼大畑－3	豊田市大沼町大畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	横大－２	豊田市大沼町横大	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	猫洞－4	豊田市大沼町猫洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	後庵－8	豊田市大沼町後庵	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	後庵－９	豊田市大沼町後庵	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	八沢－1	豊田市大沼町八沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼浜松－1	豊田市大沼町浜松	○	○	1	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大沼浜松－２	豊田市大沼町浜松	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大沼浜松－３	豊田市大沼町浜松	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼浜松－４	豊田市大沼町浜松	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼石田－1	豊田市大沼町石田	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大沼石田－２	豊田市大沼町石田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大納－1	豊田市大沼町大納	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大納－２	豊田市大沼町大納	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	根崎－２	豊田市大沼町根崎	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	根崎－３	豊田市大沼町根崎	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大官屋敷－2	豊田市大沼町大官屋敷	○	○	1	0	3	1
急傾斜地の崩壊	船橋－3	豊田市大沼町船橋	○	-	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大官屋敷－３	豊田市大沼町大官屋敷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大官屋敷－４	豊田市大沼町大官屋敷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	船橋－４	豊田市大沼町船橋	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	船橋－５	豊田市大沼町船橋	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大沼広畑－4	豊田市大沼町広畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大納－3	豊田市大沼町大納	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大沼小洞－1	豊田市大沼町小洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	七ツ石－1	豊田市大沼町七ツ石	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	松畑－1	豊田市大沼町松畑	○	○	0	0	1	1

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	塚本下－1	豊田市大沼町塚本下	○	○	4	1	0	0
急傾斜地の崩壊	花蔵－1	豊田市大沼町花蔵	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	境ノ窪－2	豊田市大沼町境ノ窪	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	新井前西－1	豊田市大沼町新井前西	○	○	3	0	1	1
急傾斜地の崩壊	新井前東－1	豊田市大沼町新井前東	○	○	5	0	1	0
急傾斜地の崩壊	ウシロ－2	豊田市田平沢町ウシ口	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田平沢町森越－1	豊田市田平沢町森越	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日隠－1	豊田市田平沢町日隠	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	スケノ口－1	豊田市田平沢町スケノ口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	置免－2	豊田市神殿町置免	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日折－3	豊田市神殿町日折	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神殿笹ケ田和－1	豊田市神殿町笹ケ田和	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	神殿川上－1	豊田市神殿町川上	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神殿中切－1	豊田市神殿町中切	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	神殿川上－２	豊田市神殿町川上	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西本郷－1	豊田市神殿町西本郷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東本郷－1	豊田市神殿町東本郷	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	東本郷－２	豊田市神殿町東本郷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東本郷－３	豊田市神殿町東本郷	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神殿新井－1	豊田市神殿町新井	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東大林半ノ木－1	豊田市東大林町半ノ木	○	○	5	2	0	0
急傾斜地の崩壊	東大林半ノ木－２	豊田市東大林町半ノ木	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東大林大田－1	豊田市東大林町大田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西小田－1	豊田市東大林町西小田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東大林平岩－1	豊田市東大林町平岩	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東大林石田－1	豊田市東大林町石田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東大林金山－1	豊田市東大林町金山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東大林金山－２	豊田市東大林町金山	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東大林岩本－1	豊田市東大林町岩本	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	東大林岩本－２	豊田市東大林町岩本	○	―	1	0	0	0
土石流	大伏中沢－2	豊田市大沼町大伏中	○	○	1	0	0	0
土石流	大伏中沢－３	豊田市大沼町大伏中	○	○	0	0	0	0
土石流	大沼広畑沢－1	豊田市大沼町広畑	○	○	1	0	0	0
土石流	長根南ノ切沢－1	豊田市大沼町長根南ノ切	○	○	1	0	0	0
土石流	平瀬簗瀬沢－1	豊田市平瀬町簗瀬	○	○	0	0	0	0

（注１）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき知事が指定した区域である。
（注２）土砂災害警戒区域　　：土砂災害のおそれのある区域
土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域の中でも住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域
自然現象の種類　　：土砂災害の発生原因となる種類
警　　：土砂災害警戒区域指定のあるもの
特　　：土砂災害特別警戒区域指定のあるもの　　（土木管理課）

7　山地災害危険地区

（令和7年4月1日現在）

【豊田地区】

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1	山腹崩壊危険地区	西ノ山	保見	西ノ山	A
2	山腹崩壊危険地区	膝廻	猿投	膝廻	C
3	山腹崩壊危険地区	入道	猿投	入道	B
4	山腹崩壊危険地区	大久保	西広瀬	大久保	A
5	山腹崩壊危険地区	市場	西広瀬	市場	A
6	山腹崩壊危険地区	洞	藤沢	洞	B
7	山腹崩壊危険地区	九竜	松嶺	九竜	C
8	山腹崩壊危険地区	大根坂	東広瀬	大根坂	C
9	山腹崩壊危険地区	並松	東広瀬	並松	C
１０	山腹崩壊危険地区	稲葉	東広瀬	稲葉	C
１２	山腹崩壊危険地区	下田	芳友	下田	C
１３	山腹崩壊危険地区	竹ノ下	芳友	竹ノ下（四反田）	C
１４	山腹崩壊危険地区	平古	中金	平古	A
１５	山腹崩壊危険地区	日面	中金	日面	A
１８	山腹崩壊危険地区	鳶巣	寺下	鳶巣	C
２０	山腹崩壊危険地区	大谷下	池田	大谷下	A
２１	山腹崩壊危険地区	唐沢	古瀬間	唐沢	A
２２	山腹崩壊危険地区	城山	志賀	城山	C
２３	山腹崩壊危険地区	七ツ田	穂積	七ツ田	C
２５	山腹崩壊危険地区	井ノ木沢	大内	井ノ木沢	C
２６	山腹崩壊危険地区	明後平	大内	明後平	C
２７	山腹崩壊危険地区	犬石（１）	豊松	犬石	C
２８	山腹崩壊危険地区	椿ヶ入	豊松	椿ヶ入	C
２９	山腹崩壊危険地区	後山	豊松	後山	C
３０	山腹崩壊危険地区	向下	坂上	向下	C
３１	山腹崩壊危険地区	岩谷（１）	桂野	岩谷	C
３２	山腹崩壊危険地区	岩谷（２）	桂野	岩谷	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
３３	山腹崩壊危険地区	大下	加茂川	大下	C
３４	山腹崩壊危険地区	本郷	加茂川	本郷	A
３５	山腹崩壊危険地区	石飛	加茂川	石飛	B
３６	山腹崩壊危険地区	一色	加茂川	一色	C
３７	山腹崩壊危険地区	八ツ表	加茂川	八ツ表	A
３８	山腹崩壊危険地区	上薮	石楠	上藪	B
４１	山腹崩壊危険地区	丸塚（１）	坂上	丸塚	C
４２	山腹崩壊危険地区	金姓	坂上	金姓	C
４４	山腹崩壊危険地区	向田	豊松	向田	C
４６	山腹崩壊危険地区	ヤノミ	豊松	ヤノミ	C
４７	山腹崩壊危険地区	寺脇	林添	寺脇	A
４８	山腹崩壊危険地区	下清水	林添	下清水	C
４９	山腹崩壊危険地区	山之手	長沢	山之手	C
５０	山腹崩壊危険地区	羽根洞	幸海	羽根洞	A
５１	山腹崩壊危険地区	北向	鍋田	北向	A
５３	山腹崩壊危険地区	井ノ沢	坂上	井ノ沢	A
５４	山腹崩壊危険地区	神明	岩倉	神明	A
５５	山腹崩壊危険地区	猿田	加茂川	猿田	A
５６	山腹崩壊危険地区	井戸ケ入	長沢	井戸ケ入	B
５７	山腹崩壊危険地区	田中	広幡	田中	B
５８	山腹崩壊危険地区	阿賀滝	広幡	阿賀滝	B
５９	山腹崩壊危険地区	柳洞	富田	柳洞	B
６０	山腹崩壊危険地区	椀子	国附	椀子	A
６２	山腹崩壊危険地区	ロムデ	押沢	ロムデ	B
６３	山腹崩壊危険地区	郷屋敷	篠原	郷屋敷	A
６４	山腹崩壊危険地区	中切	力石	中切	B
６５	山腹崩壊危険地区	清水	西広瀬	清水	A
６６	山腹崩壊危険地区	牛方	上高	牛方	A
６７	山腹崩壊危険地区	足ノ口	中切	足ノ口	A
６９	山腹崩壊危険地区	３丁目	宮前	３丁目	A
７２	山腹崩壊危険地区	荒井	鵜ヶ瀬	荒井	A
７４	山腹崩壊危険地区	寄元	加納	寄元	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
７５	山腹崩壊危険地区	伊達屋敷	石楠	伊達屋敷	A
７６	山腹崩壊危険地区	森下	芳友	森下	B
７７	山腹崩壊危険地区	犬石（２）	豊松	犬石	C
７８	山腹崩壊危険地区	折合	野口	折合	C
７９	山腹崩壊危険地区	中室	芳友	中室	C
８０	山腹崩壊危険地区	上ノ切	穂積	上ノ切	B
８１	山腹崩壊危険地区	落之田	押沢	落之田	A
８２	山腹崩壊危険地区	ヒロミ	豊松	ヒロミ	C
８３	山腹崩壊危険地区	日岸田	林添	日岸田	C
８４	山腹崩壊危険地区	井戸入	林添	井戸入	A
８５	山腹崩壊危険地区	藤伝田	松平	藤伝田	B
８６	山腹崩壊危険地区	宮下	坂上	宮下	C
８８	山腹崩壊危険地区	日影前	松平	日影前	C
８９	山腹崩壊危険地区	室口	下室	室口	B
９０	山腹崩壊危険地区	水別日面	野口	水別日面	A
９１	山腹崩壊危険地区	茶臼下	坂上	茶臼下	A
９２	山腹崩壊危険地区	中江通	滝見	中江通	A
９３	山腹崩壊危険地区	後ケ洞	下室	後ケ洞	A
９５	山腹崩壊危険地区	池田	中切	池田	B
９６	山腹崩壊危険地区	丸山	坂上	丸山	C
９７	山腹崩壊危険地区	日面	坂上	日面	A
９８	山腹崩壊危険地区	道金洞	豊松	道金洞	A
９９	山腹崩壊危険地区	狐塚	豊松	狐塚	A
１００	山腹崩壊危険地区	洞	猿投	洞	B
１０１	山腹崩壊危険地区	石橋	九久平	石橋	A
１０２	山腹崩壊危険地区	丸塚(２)	坂上	丸塚	A
１０３	山腹崩壊危険地区	漆田	松嶺	漆田	C
１０４	山腹崩壊危険地区	城下	東広瀬	城下	A
１０５	山腹崩壊危険地区	上トンモ	山中	上トンモ	B
１０８	山腹崩壊危険地区	下御堂上切	幸海	下御堂上切	B
１０９	山腹崩壊危険地区	覚庵(１)	王滝	覚庵	B
１１０	山腹崩壊危険地区	覚庵(２)	王滝	覚庵	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
１１１	山腹崩壊危険地区	上ノ山	鍋田	上ノ山	C
１１２	山腹崩壊危険地区	前田	池田	前田	B
１１３	山腹崩壊危険地区	龍宮	大内	龍宮	C
１１４	山腹崩壊危険地区	法沢	矢並	法沢	B
１１５	山腹崩壊危険地区	古白	上高	古白	B
１１６	山腹崩壊危険地区	西山	穂積	西山	C
１１７	山腹崩壊危険地区	庵ノ入	林添	庵ノ入	C
１１８	山腹崩壊危険地区	東トウモ	林添	東トウモ	A
１１９	山腹崩壊危険地区	西城	松嶺	西城	B
１２０	山腹崩壊危険地区	ミネ	幸海	ミネ	C
１２１	山腹崩壊危険地区	勝父	広幡	勝父	C
１２２	山腹崩壊危険地区	日影	城見	日影	C
１２３	山腹崩壊危険地区	宮下	小峯	宮下	C
９０９	山腹崩壊危険地区	上谷下	石野	上谷下	A
９１７	山腹崩壊危険地区	宮ノ脇	坂上	宮ノ脇	B
1	地すべり危険地区	竹ノ下	芳友	竹ノ下	C
1	崩壊土砂流出危険地区	茂吉ケ峯（１）	猿投	茂吉ケ峯	A
2	崩壊土砂流出危険地区	茂吉ケ峯（２）	猿投	茂吉ケ峯	B
3	崩壊土砂流出危険地区	御座所（１）	猿投	御座所	B
4	崩壊土砂流出危険地区	膝廻（１）	猿投	膝廻	B
5	崩壊土砂流出危険地区	膝廻（２）	猿投	膝廻	A
6	崩壊土砂流出危険地区	洞	猿投	洞	A
7	崩壊土砂流出危険地区	白滝	猿投	白滝	A
8	崩壊土砂流出危険地区	柳ヶ沢（１）	西広瀬	柳ヶ沢	B
9	崩壊土砂流出危険地区	柳ヶ沢（２）	西広瀬	柳ヶ沢	B
１０	崩壊土砂流出危険地区	柳ヶ沢　外２	西広瀬	柳ヶ沢、大城崩、宇津木	B
１１	崩壊土砂流出危険地区	岩倉	中金	岩倉	B
１２	崩壊土砂流出危険地区	深田	力石	深田	B
１３	崩壊土砂流出危険地区	六呂木（１）	坂上	六呂木	B
１４	崩壊土砂流出危険地区	小食沢連	石楠	小食沢連	B
１５	崩壊土砂流出危険地区	大畑	坂上	大畑	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
１６	崩壊土砂流出危険地区	六所山	坂上	六所山	A
１７	崩壊土砂流出危険地区	上八木	九久平	上八木	B
１８	崩壊土砂流出危険地区	下山	大内	下山、寺田	B
１９	崩壊土砂流出危険地区	岩谷	桂野	岩屋	B
２０	崩壊土砂流出危険地区	川谷	滝脇	川谷	B
２１	崩壊土砂流出危険地区	長洞	山中	長洞	B
２２	崩壊土砂流出危険地区	奥の空	野口	奥の空	B
２３	崩壊土砂流出危険地区	須田	城見	須田	A
２４	崩壊土砂流出危険地区	宮狭間（１）	中金	宮狭間	B
２５	崩壊土砂流出危険地区	宮狭間（２）	中金	宮狭間	B
２６	崩壊土砂流出危険地区	申堂	中金	申堂	B
２７	崩壊土砂流出危険地区	味釜ヶ入	王滝	味釜ヶ入	A
２８	崩壊土砂流出危険地区	蜂嶺	坂上	蜂嶺	B
２９	崩壊土砂流出危険地区	六呂木、庵田和	坂上	六呂木、庵田和	B
３０	崩壊土砂流出危険地区	連里	坂上	連里	B
３１	崩壊土砂流出危険地区	中洞	滝脇	中洞	B
３２	崩壊土砂流出危険地区	切石洞	滝脇	切石洞	B
３３	崩壊土砂流出危険地区	大下	加茂川	大下	B
３４	崩壊土砂流出危険地区	白井、割間	小峯	白井、割間	B
３５	崩壊土砂流出危険地区	羽根下	小峯	羽根下	B
３６	崩壊土砂流出危険地区	宮下、井戸洞	小峯	宮下、井戸洞	B
３７	崩壊土砂流出危険地区	前田、大峯	小峯	前田、大峯	B
３８	崩壊土砂流出危険地区	恋田和、前田	小呂・池田	恋田和、前田	B
３９	崩壊土砂流出危険地区	薄キ口	広幡	薄キ口	A
４０	崩壊土砂流出危険地区	堂ノ洞奥	広幡	堂ノ洞奥	A
４１	崩壊土砂流出危険地区	一石	加納	一石	A
４２	崩壊土砂流出危険地区	村先	中金	村先	B
４３	崩壊土砂流出危険地区	清徳	矢並	清徳	B
４４	崩壊土砂流出危険地区	東紺屋	富田	東紺屋	B
４５	崩壊土砂流出危険地区	井戸ヶ入	長沢	井戸ヶ入	C
４６	崩壊土砂流出危険地区	本郷	加茂川	本郷	B
４７	崩壊土砂流出危険地区	河原畑	九久平	河原畑	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
４８	崩壊土砂流出危険地区	上空田	坂上	上空田	B
４９	崩壊土砂流出危険地区	北田	豊松	北田	B
５０	崩壊土砂流出危険地区	馬道通	加納	馬道通	A
５１	崩壊土砂流出危険地区	城ヶ峯	猿投	城ヶ峯	B
５２	崩壊土砂流出危険地区	四日市	西広瀬	四日市	B
５３	崩壊土砂流出危険地区	鈴ヶ峯	加納	鈴ヶ峯	B
５４	崩壊土砂流出危険地区	獅々岩	猿投	獅々岩	A
５５	崩壊土砂流出危険地区	小黒見	猿投	小黒見	A
５６	崩壊土砂流出危険地区	椴ノ木	加納	椴ノ木	A
５７	崩壊土砂流出危険地区	膳棚	西広瀬	膳棚	B
５８	崩壊土砂流出危険地区	安良田	西広瀬	安良田	B
５９	崩壊土砂流出危険地区	宇津木	西広瀬	宇津木	B
６０	崩壊土砂流出危険地区	大見洞（１）	西広瀬	大見洞	B
６１	崩壊土砂流出危険地区	大見洞（２）	西広瀬	大見洞	B
６２	崩壊土砂流出危険地区	カシサワ	小峯	カシサワ	B
６３	崩壊土砂流出危険地区	杉ヶ入	坂上	杉ヶ入	B
６４	崩壊土砂流出危険地区	仁王沢連	坂上	仁王沢連	A
６５	崩壊土砂流出危険地区	出入	長沢	出入	B
６６	崩壊土砂流出危険地区	膝廻	猿投	膝廻	B
６７	崩壊土砂流出危険地区	上ヶ根	本徳	上ヶ根	B
６８	崩壊土砂流出危険地区	コノマ	長沢	コノマ	C
６９	崩壊土砂流出危険地区	切カケ	坂上	切カケ	B
７０	崩壊土砂流出危険地区	池杁	幸海	池杁	B
７１	崩壊土砂流出危険地区	池田	中切	池田	B
７２	崩壊土砂流出危険地区	井ノ木沢	大内	井ノ木沢	B
７３	崩壊土砂流出危険地区	御座所（２）	猿投	御座所	B
７４	崩壊土砂流出危険地区	洞	猿投	洞	B
７５	崩壊土砂流出危険地区	ミネガネ	幸海	ミネガネ	C
７６	崩壊土砂流出危険地区	宮下	小峯	宮下	B
７７	崩壊土砂流出危険地区	ホソダ	幸海	ホソダ	B
７８	崩壊土砂流出危険地区	日向	豊松	日向	B
７９	崩壊土砂流出危険地区	久古畑（１）	豊松	久古畑	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
８０	崩壊土砂流出危険地区	久古畑（２）	豊松	久古畑	B
８１	崩壊土砂流出危険地区	勘八（１）	勘八	勘八	C
８２	崩壊土砂流出危険地区	勘八（２）	勘八	勘八	C
８３	崩壊土砂流出危険地区	勘八（３）	勘八	勘八	C
８４	崩壊土砂流出危険地区	膳棚	豊松	膳棚	B
８５	崩壊土砂流出危険地区	丸塚	坂上	丸塚	B
８６	崩壊土砂流出危険地区	遠ノ入	坂上	遠ノ入	B
８７	崩壊土砂流出危険地区	百伏	矢並	百伏	B
８８	崩壊土砂流出危険地区	東紺屋	富田	東紺屋	B
８９	崩壊土砂流出危険地区	河原畑	大内	河原畑	A
９０	崩壊土砂流出危険地区	大峯	小峯	大峯	A
９１	崩壊土砂流出危険地区	柳洞	富田	柳洞	B
９２	崩壊土砂流出危険地区	貝戸田	穂積	貝戸田	B
９３	崩壊土砂流出危険地区	鹿野末	富田	鹿野末	B
９４	崩壊土砂流出危険地区	藤治洞	滝脇	藤治洞	B
９５	崩壊土砂流出危険地区	阿賀滝	広幡	阿賀滝	B
９６	崩壊土砂流出危険地区	登り	西広瀬	登り	B
６９２	崩壊土砂流出危険地区	申堂（２）	中金	申堂	B
６９３	崩壊土砂流出危険地区	床寒	坂上	床寒	B
６９４	崩壊土砂流出危険地区	郷渡	豊松	郷渡	B

【藤岡地区】

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
１２５	山腹崩壊危険地区	外ケ沢	白川	外ケ沢	C
１２６	山腹崩壊危険地区	岨	白川	岨	C
１２８	山腹崩壊危険地区	平ラ	白川	平ラ	C
１２９	山腹崩壊危険地区	安戸	白川	安戸	C
１３０	山腹崩壊危険地区	三ノ宮	白川	三ノ宮	C
１３１	山腹崩壊危険地区	上ノ山	白川	上ノ山	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
１３２	山腹崩壊危険地区	藤下	白川	藤下	C
１３３	山腹崩壊危険地区	青木（１）	三箇	青木	B
１３４	山腹崩壊危険地区	青木（２）	三箇	青木	B
１３５	山腹崩壊危険地区	青木（３）	三箇	青木	C
１３６	山腹崩壊危険地区	笹山	三箇	笹山	C
１３８	山腹崩壊危険地区	萩平	上渡合	萩平	C
１３９	山腹崩壊危険地区	高曽（１）	木瀬	高曽	A
１４０	山腹崩壊危険地区	高曽（２）	木瀬	高曽	A
１４１	山腹崩壊危険地区	西ノ平	北一色	西ノ平	A
１４２	山腹崩壊危険地区	大洞	北一色	大洞	B
１４３	山腹崩壊危険地区	松葉	北一色	松葉	C
１４４	山腹崩壊危険地区	向屋下（１）	藤岡飯野	向屋下	C
１４５	山腹崩壊危険地区	向屋下（２）	藤岡飯野	向屋下	C
１４６	山腹崩壊危険地区	小田（１）	藤岡飯野	小田	B
１４７	山腹崩壊危険地区	小田（２）	藤岡飯野	小田	A
１４８	山腹崩壊危険地区	板倉	石飛	板倉	C
１４９	山腹崩壊危険地区	柿内・問詰	上渡合	柿内、問詰	A
１５０	山腹崩壊危険地区	出口	藤岡飯野	出口	C
１５１	山腹崩壊危険地区	御内平	深見	御内平	B
１５３	山腹崩壊危険地区	洞	上川口	洞	B
１５４	山腹崩壊危険地区	源太	上川口	源太	B
１５６	山腹崩壊危険地区	兎田	三箇	兎田	C
１５７	山腹崩壊危険地区	角田	三箇	角田	A
１５８	山腹崩壊危険地区	隠ケ沢・溝田	木瀬	隠ケ沢、溝田	B
１５９	山腹崩壊危険地区	亀割	御作	亀割	A
１６０	山腹崩壊危険地区	上ノ平	御作	上ノ平	A
１６１	山腹崩壊危険地区	勘ケ入	御作	勘ケ入	B
１６３	山腹崩壊危険地区	井ノ脇	藤岡飯野	井ノ脇	B
１６４	山腹崩壊危険地区	清水口	西中山	清水口	A
１６５	山腹崩壊危険地区	市場	深見	市場	A
１６６	山腹崩壊危険地区	林越	大岩	林越	A
１６７	山腹崩壊危険地区	浜井場	御作	浜井場	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
１６８	山腹崩壊危険地区	土場	上川口	土場	B
１６９	山腹崩壊危険地区	向イ洞	深見	向イ洞	B
１７０	山腹崩壊危険地区	稽古屋	木瀬	稽古屋	A
１７１	山腹崩壊危険地区	寺前	下川口	寺前	A
１７２	山腹崩壊危険地区	通り洞	三箇	通り洞	C
１７３	山腹崩壊危険地区	高登谷	白川	高登谷	C
１７４	山腹崩壊危険地区	飯野境	石飛	飯野境	A
９７	崩壊土砂流出危険地区	兎田・谷ヶ洞外２	三箇・大岩	兎田・谷ヶ洞外２	B
９８	崩壊土砂流出危険地区	上山	三箇	上山	B
９９	崩壊土砂流出危険地区	切差・東山	西市野々	切差、東山	A
１００	崩壊土砂流出危険地区	洞山・西屋敷・西井ノ向	西市野々	洞山・西屋敷・西井ノ向	A
１０１	崩壊土砂流出危険地区	猿死沢	三箇	猿死沢	B
１０２	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（１）	木瀬	一ノ瀬	B
１０３	崩壊土砂流出危険地区	片平（１）	北曽木	片平	B
１０４	崩壊土砂流出危険地区	片平（２）	北曽木	片平	C
１０５	崩壊土砂流出危険地区	西ノ山（１）	北曽木	西ノ山	A
１０６	崩壊土砂流出危険地区	西屋敷（１）	折平	西屋敷	A
１０７	崩壊土砂流出危険地区	川平・池ノ比良	白川	川平、池ノ比良	B
１０８	崩壊土砂流出危険地区	井ノ向（１）	御作	井ノ向	B
１０９	崩壊土砂流出危険地区	竹ノ下	木瀬	竹ノ下	B
１１０	崩壊土砂流出危険地区	向戸（１）	木瀬	向戸	B
１１１	崩壊土砂流出危険地区	向戸（２）	木瀬	向戸	B
１１２	崩壊土砂流出危険地区	間ノ山（１）	木瀬	間ノ山	B
１１３	崩壊土砂流出危険地区	間ノ山（２）	石飛	間ノ山	B
１１４	崩壊土砂流出危険地区	田ノ平	藤岡飯野	田ノ平	A
１１５	崩壊土砂流出危険地区	荒子	迫	荒子	A
１１６	崩壊土砂流出危険地区	此平（１）	御作	此平	B
１１７	崩壊土砂流出危険地区	高土屋（１）	上川口	高土屋	C
１１８	崩壊土砂流出危険地区	高土屋（２）	上川口	高土屋	A
１１９	崩壊土砂流出危険地区	日沢洞（１）	御作	日沢洞	C
１２０	崩壊土砂流出危険地区	奥山（１）－１	下川口	奥山	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
１２１	崩壊土砂流出危険地区	奥山（２）－１	下川口	奥山	C
１２２	崩壊土砂流出危険地区	北野前	御作	北野前	B
１２３	崩壊土砂流出危険地区	浜井場（１）	御作	浜井場	B
１２４	崩壊土砂流出危険地区	紙屋下	御作	紙屋下	B
１２５	崩壊土砂流出危険地区	上ノ平	御作	上ノ平	B
１２６	崩壊土砂流出危険地区	大沢（１）	下川口	大沢	C
１２７	崩壊土砂流出危険地区	山路・川端	田茂平	山路、川端	B
１２８	崩壊土砂流出危険地区	東	田茂平	東	B
１２９	崩壊土砂流出危険地区	松久保	西市野々	松久保	A
１３０	崩壊土砂流出危険地区	西ノ山（２）	北曽木	西ノ山	A
１３１	崩壊土砂流出危険地区	上屋敷	折平	上屋敷	A
１３２	崩壊土砂流出危険地区	一ノ谷	折平	一ノ谷	A
１３３	崩壊土砂流出危険地区	樋ノ木	白川	樋ノ木	A
１３４	崩壊土砂流出危険地区	井戸上	御作	井戸上	B
１３５	崩壊土砂流出危険地区	井ノ口（１）	田茂平	井ノ口	C
１３６	崩壊土砂流出危険地区	西山ノ田・日蔭	三箇	西山ノ田、日蔭	B
１３７	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（６）	木瀬	一ノ瀬	B
１３８	崩壊土砂流出危険地区	高曽	木瀬	高曽	B
１３９	崩壊土砂流出危険地区	井ノ平・北前	木瀬	井ノ平、北前	B
１４０	崩壊土砂流出危険区域	葭ヶ洞外５・板取外１	白川・西市野々	葭ヶ洞外５、板取外１	B
１４１	崩壊土砂流出危険地区	勘ケ入	御作	勘ケ入	A
１４２	崩壊土砂流出危険地区	平地	田茂平	平地	B
１４３	崩壊土砂流出危険地区	板取	西市野々	板取	A
１４４	崩壊土砂流出危険地区	通り沢・高登谷	白川	通り沢、高登谷	A
１４５	崩壊土砂流出危険地区	樋ノ木・池城	白川	樋ノ木、池城	B
１４６	崩壊土砂流出危険地区	高根・上曽根	石畳	高根、上曽根	A
１４７	崩壊土砂流出危険地区	井領外６	御作・木瀬	井領外３、向戸外３	B
１４８	崩壊土砂流出危険地区	沼（１）	御作	沼	B
１４９	崩壊土砂流出危険地区	日影山、井ノ向・高土屋	御作・上川口	日影山、井ノ向・高土屋	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
１５０	崩壊土砂流出危険地区	上山（２）	三箇	上山	A
１５１	崩壊土砂流出危険地区	浜井場（２）	木瀬	浜井場	B
１５２	崩壊土砂流出危険地区	井領（２）	御作	井領	B
１５３	崩壊土砂流出危険地区	沼（２）	御作	沼	B
１５４	崩壊土砂流出危険地区	井ノ向（２）	御作	井ノ向	A
１５５	崩壊土砂流出危険地区	高土屋（３）	上川口	高土屋	C
１５６	崩壊土砂流出危険地区	日沢洞（２）	御作	日沢洞	B
１５７	崩壊土砂流出危険地区	長根	深見	長根	C
１５８	崩壊土砂流出危険地区	井ノ口（２）	田茂平	井ノ口	C
１５９	崩壊土砂流出危険地区	風張	迫	風張	A
１６０	崩壊土砂流出危険地区	五釜	藤岡飯野	五釜	C
１６１	崩壊土砂流出危険地区	稽古屋	木瀬	稽古屋	B
１６２	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（２）	木瀬	一ノ瀬	B
１６３	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（３）	木瀬	一ノ瀬	B
１６４	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（４）	木瀬	一ノ瀬	B
１６５	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（５）	木瀬	一ノ瀬	B
１６６	崩壊土砂流出危険地区	西屋敷（２）	折平	西屋敷	A
１６７	崩壊土砂流出危険地区	奥山（１）－２	下川口	奥山	C
１６８	崩壊土砂流出危険地区	奥山（１）－３	下川口	奥山	C
１６９	崩壊土砂流出危険地区	奥山（２）－２	下川口	奥山	C
１７０	崩壊土砂流出危険地区	大沢（４）	下川口	大沢	C
１７１	崩壊土砂流出危険地区	西ノ山（３）	北曽木	西ノ山	A
１７２	崩壊土砂流出危険地区	此平（２）	御作	此平	B
１７３	崩壊土砂流出危険地区	中切（１）	迫	中切	B
１７４	崩壊土砂流出危険地区	中切（２）	迫	中切	B
１７５	崩壊土砂流出危険地区	沼（３）	御作	沼	C
１７６	崩壊土砂流出危険地区	梅ケ夫	石畳	梅ケ夫	C
１７７	崩壊土砂流出危険地区	会下	三箇	会下	C
１７８	崩壊土砂流出危険地区	屋登コ	西市野々	屋登コ	A
１７９	崩壊土砂流出危険地区	日沢	御作	日沢	B
１８０	崩壊土砂流出危険地区	仲ノ下	藤岡飯野	仲ノ下	B
１８１	崩壊土砂流出危険地区	洞山	白川	洞山	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
７０６	崩壊土砂流出危険区域	源太	上川口	源太	B

【小原地区】

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
１７５	山腹崩壊危険地区	市ケ平	荷掛	市ケ平	C
１７６	山腹崩壊危険地区	中屋敷	三ツ久保	中屋敷	C
１７７	山腹崩壊危険地区	市ノ迫（１）	三ツ久保	市ノ迫	C
１７８	山腹崩壊危険地区	神出	柏ケ洞	神出	B
１７９	山腹崩壊危険地区	柏ケ洞	柏ケ洞	柏ケ洞	B
１８０	山腹崩壊危険地区	蒔本	上仁木	蒔本	A
１８１	山腹崩壊危険地区	井ノ上	東郷	井ノ上	C
１８２	山腹崩壊危険地区	当門（１）	東郷	当門	C
１８３	山腹崩壊危険地区	当門（２）	東郷	当門	C
１８６	山腹崩壊危険地区	ソフレ	苅萱	ソフレ	C
１８７	山腹崩壊危険地区	ザク石（１）	苅萱	ザク石	C
１８８	山腹崩壊危険地区	ザク石（２）	苅萱	ザク石	C
１８９	山腹崩壊危険地区	石合	平岩	石合	C
１９０	山腹崩壊危険地区	下ノ前・堂ノ前	岩下	下ノ前、堂ノ前	A
１９１	山腹崩壊危険地区	八丁ナリ	平岩	八丁ナリ	C
１９２	山腹崩壊危険地区	中平	西丹波	中平	B
１９３	山腹崩壊危険地区	子畑（１）	西丹波	子畑	B
１９４	山腹崩壊危険地区	子畑（２）	西丹波	子畑	B
１９５	山腹崩壊危険地区	カヤノ木	西丹波	カヤノ木	A
１９６	山腹崩壊危険地区	家ノ洞・惣作	西細田	家ノ洞、惣作	A
１９７	山腹崩壊危険地区	五十目	川下	五十目	B
１９８	山腹崩壊危険地区	外目	簗平	外目	C
１９９	山腹崩壊危険地区	坂	簗平	坂	C
２００	山腹崩壊危険地区	入	簗平	入	A
２０１	山腹崩壊危険地区	家ノ上	簗平	家ノ上	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
２０２	山腹崩壊危険地区	キツカケ	日面	キツカケ	C
２０３	山腹崩壊危険地区	中切	平畑	中切	A
２０４	山腹崩壊危険地区	松下	喜佐平	松下	B
２０５	山腹崩壊危険地区	座内	沢田	座内	C
２０６	山腹崩壊危険地区	入洞	沢田	入洞	C
２０７	山腹崩壊危険地区	城ノ腰	下仁木	城ノ腰	C
２０９	山腹崩壊危険地区	西ノ洞	遊屋	西ノ洞	C
２１０	山腹崩壊危険地区	通り洞	下仁木	通り洞	C
２１１	山腹崩壊危険地区	大門（１）	下仁木	大門	C
２１２	山腹崩壊危険地区	大門（２）	下仁木	大門	C
２１３	山腹崩壊危険地区	車屋	上仁木	車屋	C
２１４	山腹崩壊危険地区	諸屋	下仁木	諸屋	A
２１５	山腹崩壊危険地区	森下	小原	森下	A
２１６	山腹崩壊危険地区	隠ケ洞	北篠平	隠ケ洞	A
２１７	山腹崩壊危険地区	上ノ切	大坂	上ノ切	A
２１８	山腹崩壊危険地区	登	小原	登	A
２１９	山腹崩壊危険地区	堤（１）	永太郎	堤	B
２２０	山腹崩壊危険地区	堤（２）	永太郎	堤	A
２２１	山腹崩壊危険地区	羽根	永太郎	羽根	C
２２２	山腹崩壊危険地区	二反田	松名	二反田	B
２２３	山腹崩壊危険地区	槙本	松名	槙本	C
２２４	山腹崩壊危険地区	宮下	鍛治屋敷	宮下	C
２２５	山腹崩壊危険地区	萩平	李	萩平	C
２２６	山腹崩壊危険地区	宿堰（１）	市場	宿堰	B
２２７	山腹崩壊危険地区	宿堰（２）	市場	宿堰	C
２２８	山腹崩壊危険地区	大西（１）	市場	大西	A
２３０	山腹崩壊危険地区	下栗	大平	下栗	B
２３１	山腹崩壊危険地区	大畑	日面	大畑	C
２３２	山腹崩壊危険地区	市ノ迫（２）	三ツ久保	市ノ迫、竜焚	B
２３３	山腹崩壊危険地区	下添窪	乙ケ林	下添窪	B
２３４	山腹崩壊危険地区	梅ノ木下	大洞	梅ノ木下	A
２３５	山腹崩壊危険地区	反手	小原北	反手	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
２３６	山腹崩壊危険地区	日面畑・日面	上仁木	日面畑、日面	B
２３７	山腹崩壊危険地区	寺屋敷	前洞	寺屋敷	B
２３８	山腹崩壊危険地区	丸山	喜佐平	丸山	A
２３９	山腹崩壊危険地区	大麦田	北篠平	大麦田	B
２４０	山腹崩壊危険地区	南	千洗	南	A
２４１	山腹崩壊危険地区	涼堂	樽俣	涼堂	B
２４２	山腹崩壊危険地区	横吹	西細田	横吹	B
２４３	山腹崩壊危険地区	森腰	北大野	森腰	B
２４４	山腹崩壊危険地区	マスノタ	日面	マスノタ	C
２４５	山腹崩壊危険地区	西田	百月	西田	B
２４６	山腹崩壊危険地区	前田	百月	前田	C
２４７	山腹崩壊危険地区	イド洞口	岩下	イド洞口	B
２４８	山腹崩壊危険地区	寺ケ洞	平岩	寺ケ洞	C
２４９	山腹崩壊危険地区	大平	川下	大平	A
２５０	山腹崩壊危険地区	西ヶ洞	東郷	西ヶ洞	A
２５１	山腹崩壊危険地区	ナカヤ	遊屋	ナカヤ	B
２５２	山腹崩壊危険地区	大須田	北篠平	大須田	B
２５３	山腹崩壊危険地区	大洞	寺平	大洞	A
２５４	山腹崩壊危険地区	恵坪ヶ入	上仁木	恵坪ヶ入	B
２５５	山腹崩壊危険地区	大沼	市場	大沼	B
２５６	山腹崩壊危険地区	シャグジ	小原大倉	シャグジ	B
２５７	山腹崩壊危険地区	広見	上仁木	広見	A
２５８	山腹崩壊危険地区	宮ノ入	乙ケ林	宮ノ入	A
２５９	山腹崩壊危険地区	皿田	小原北	皿田	C
２６０	山腹崩壊危険地区	三ツ又木	大平	三ツ又木	A
２６１	山腹崩壊危険地区	郷渡	永太郎	郷渡	C
２６２	山腹崩壊危険地区	窪田	千洗	窪田	B
２６３	山腹崩壊危険地区	堂ノ前	大洞	堂ノ前	B
２６４	山腹崩壊危険地区	洞	永太郎	洞	A
２６５	山腹崩壊危険地区	西ノ洞	小原	西ノ洞	B
２６６	山腹崩壊危険地区	山ノ田	大坂	山ノ田	B
２６７	山腹崩壊危険地区	合ヶ洞	沢田	合ヶ洞	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
２６８	山腹崩壊危険地区	前田	岩下	前田	B
２６９	山腹崩壊危険地区	下椿	小原田代	下椿	A
２７０	山腹崩壊危険地区	大福寺	下仁木	大福寺	C
２７１	山腹崩壊危険地区	隠屋	大ケ蔵連	隠屋	C
２７２	山腹崩壊危険地区	森下	沢田	森下	B
２７３	山腹崩壊危険地区	西ヶ入	鍛治屋敷	西ヶ入	B
２７４	山腹崩壊危険地区	仲屋	鍛治屋敷	仲屋	C
２７５	山腹崩壊危険地区	才光院	雑敷	才光院	C
２７６	山腹崩壊危険地区	市場前	市場	市場前	B
２７７	山腹崩壊危険地区	陣出	市場	陣出	A
２７８	山腹崩壊危険地区	河原・川畔外３	下仁木・上仁木	河原・川畔外３	B
２７９	山腹崩壊危険地区	槙ノ本	大坂	槙ノ本	B
２８０	山腹崩壊危険地区	蕗田	西細田	蕗田	C
２８１	山腹崩壊危険地区	東	川下	東	A
２８２	山腹崩壊危険地区	広畑	小原田代	広畑	C
２８３	山腹崩壊危険地区	尺口・広畑	荷掛	尺口・広畑	B
２８４	山腹崩壊危険地区	大洞	前洞	大洞	B
２８５	山腹崩壊危険地区	善道和	前洞	善道和	B
２８６	山腹崩壊危険地区	宮ノ前	大平	宮ノ前	B
２８７	山腹崩壊危険地区	小皿田	寺平	小皿田	A
２８８	山腹崩壊危険地区	泉	千洗	泉	C
２８９	山腹崩壊危険地区	竹ノ下	西萩平	竹ノ下	A
２９０	山腹崩壊危険地区	山吹	永太郎	山吹	B
２９１	山腹崩壊危険地区	宮ノ根	小原大倉	宮ノ根	A
２９２	山腹崩壊危険地区	姫ノ内	松名	姫ノ内	B
２９３	山腹崩壊危険地区	大皿田	李	大皿田	C
２９４	山腹崩壊危険地区	堂ノ前	喜佐平	堂ノ前	B
２９５	山腹崩壊危険地区	南神田	西細田	南神田	A
２９６	山腹崩壊危険地区	山田	宮代	山田	B
２９７	山腹崩壊危険地区	下屋敷	大平	下屋敷	B
２９８	山腹崩壊危険地区	西（１）	大ケ蔵連	西	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
２９９	山腹崩壊危険地区	向	北篠平	向	B
３００	山腹崩壊危険地区	西（２）	大ケ蔵連	西	C
３０１	山腹崩壊危険地区	伝具	小原田代	伝具	C
３０２	山腹崩壊危険地区	宮ノ下	下仁木	宮ノ下	C
３０３	山腹崩壊危険地区	半ノ田	市場	半ノ田	C
３０４	山腹崩壊危険地区	徳入道	前洞	徳入道	C
３０５	山腹崩壊危険地区	大石ノ郷	大ヶ蔵連	大石ノ郷	C
３０６	山腹崩壊危険地区	大平	川下	大平	C
９１１	山腹崩壊危険地区	宮下	鍛治屋敷	宮下	C
９１２	山腹崩壊危険地区	見世多	川見	見世多	C
９１３	山腹崩壊危険地区	大麦田	川見	大麦田	C
１８２	崩壊土砂流出危険地区	西山	小原田代	西山	B
１８３	崩壊土砂流出危険地区	広畑	小原田代	広畑	B
１８４	崩壊土砂流出危険地区	鎌ヶ平	大洞	鎌ヶ平	A
１８５	崩壊土砂流出危険地区	東畑	大洞	東畑	B
１８６	崩壊土砂流出危険地区	高羽根	小原北	高羽根	A
１８７	崩壊土砂流出危険地区	野堀	小原北	野堀	B
１８８	崩壊土砂流出危険地区	柏ケ洞	柏ケ洞	柏ケ洞	B
１８９	崩壊土砂流出危険地区	塚ノ下	東郷	塚ノ下	B
１９０	崩壊土砂流出危険地区	三升蒔	東郷	三升蒔	B
１９１	崩壊土砂流出危険区域	井ノ上・大柱	東郷	井ノ上、大柱	C
１９２	崩壊土砂流出危険区域	向イ洞	東郷	向イ洞	B
１９３	崩壊土砂流出危険地区	サルヅカ	苅萱	サルヅカ	B
１９４	崩壊土砂流出危険地区	平六	苅萱	平六	C
１９５	崩壊土砂流出危険地区	長ヲサ	苅萱	長ヲサ	B
１９６	崩壊土砂流出危険地区	半ノ木	大平	半ノ木	C
１９７	崩壊土砂流出危険地区	天ケ峰	大平	天ケ峰	A
１９８	崩壊土砂流出危険地区	渕ノ本	大平	渕ノ本	B
１９９	崩壊土砂流出危険地区	菖蒲ケ入	大平	菖蒲ケ入	B
２００	崩壊土砂流出危険地区	下山（１）	大平	下山	C
２０１	崩壊土砂流出危険地区	郷ケ根（１）	大平	郷ケ根	B
２０２	崩壊土砂流出危険地区	下山（２）	大平	下山	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
２０３	崩壊土砂流出危険地区	ゴウシキ（１）	西丹波	ゴウシキ	A
２０４	崩壊土砂流出危険地区	沢束	平畑	沢束	A
２０５	崩壊土砂流出危険地区	向田（１）	川下	向田	A
２０６	崩壊土砂流出危険地区	杼ケ久保	川下	杼ケ久保	C
２０７	崩壊土砂流出危険地区	砂場（１）	李	砂場	C
２０８	崩壊土砂流出危険地区	砂場（２）	李	砂場	B
２０９	崩壊土砂流出危険地区	七々山（１）	北篠平	七々山	C
２１０	崩壊土砂流出危険地区	七々山（２）	北篠平	七々山	C
２１１	崩壊土砂流出危険地区	七々山（３）	北篠平	七々山	C
２１２	崩壊土砂流出危険地区	七々山（４）	北篠平	七々山	C
２１３	崩壊土砂流出危険地区	向	北篠平	向	C
２１４	崩壊土砂流出危険地区	洞田	北篠平	洞田	B
２１５	崩壊土砂流出危険地区	駒ケ峰	北篠平	駒ケ峰	B
２１６	崩壊土砂流出危険地区	隠ケ洞（１）	北篠平	隠ケ洞	B
２１７	崩壊土砂流出危険地区	釜ケ平	寺平	釜ケ平	C
２１８	崩壊土砂流出危険地区	吉原	寺平	吉原	C
２１９	崩壊土砂流出危険地区	長坂	千洗	長坂	C
２２０	崩壊土砂流出危険地区	井戸沢	大坂	井戸沢	B
２２１	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ洞（１）	大坂	宮ノ洞	B
２２２	崩壊土砂流出危険地区	細ノ道・松根	大平	細ノ道・松根	A
２２３	崩壊土砂流出危険地区	山ノ寺・的場	三ツ久保	山ノ寺・的場	A
２２４	崩壊土砂流出危険地区	万作	大平	万作	C
２２５	崩壊土砂流出危険地区	明生院・杉ナカ入	小原	明生院・杉ナカ入	B
２２６	崩壊土砂流出危険地区	人形・作ノ畔	市場	人形・作ノ畔	C
２２７	崩壊土砂流出危険地区	田ノ入・下里	平畑	田ノ入・下里	A
２２８	崩壊土砂流出危険地区	カヤノ木	西丹波	カヤノ木	A
２２９	崩壊土砂流出危険地区	神手・小平	百月	神手・小平	B
２３０	崩壊土砂流出危険地区	小橋原	小原田代	小橋原	B
２３１	崩壊土砂流出危険地区	梅ケ洞	大洞	梅ケ洞	B
２３２	崩壊土砂流出危険地区	奥下苅	川見	奥下苅	B
２３３	崩壊土砂流出危険地区	三升蒔	東郷	三升蒔	A
２３４	崩壊土砂流出危険地区	樋口（１）	東郷	樋口	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
２３５	崩壊土砂流出危険地区	仲平上	東郷	仲平上	B
２３６	崩壊土砂流出危険地区	蔵屋敷	下仁木	蔵屋敷	B
２３７	崩壊土砂流出危険地区	大麦田	北篠平	大麦田	B
２３８	崩壊土砂流出危険地区	大入外３	西萩平	大入外３	B
２３９	崩壊土砂流出危険地区	小池	小原	小池	B
２４０	崩壊土砂流出危険地区	梅ケ洞	小原	梅ケ洞	B
２４１	崩壊土砂流出危険地区	下平	平岩	下平	A
２４２	崩壊土砂流出危険地区	ゴウシキ （２）	西丹波	ゴウシキ	A
２４３	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ洞 （２）	簗平	宮ノ洞	A
２４４	崩壊土砂流出危険地区	七々山（５）	北篠平	七々山	C
２４５	崩壊土砂流出危険地区	上平	李	上平	C
２４６	崩壊土砂流出危険地区	松塚	大洞	松塚	A
２４７	崩壊土砂流出危険地区	寺沢	大洞	寺沢	B
２４８	崩壊土砂流出危険地区	同新・栢ノ木	東郷	同新・栢ノ木	A
２４９	崩壊土砂流出危険地区	桧貝戸	東郷	桧貝戸	B
２５０	崩壊土砂流出危険地区	仲平下・野田ヶ平	東郷	仲平下・野田ヶ平	B
２５１	崩壊土砂流出危険地区	隠ケ洞（２）	北篠平	隠ケ洞	B
２５２	崩壊土砂流出危険地区	石田	荷掛	石田	B
２５３	崩壊土砂流出危険地区	広畑	三ツ久保	広畑	A
２５４	崩壊土砂流出危険地区	南洞	大ケ蔵連	南洞	B
２５５	崩壊土砂流出危険地区	樋口（２）	東郷	樋口	B
２５６	崩壊土砂流出危険地区	万場前	東郷	万場前	B
２５７	崩壊土砂流出危険地区	五六上	東郷	五六上	B
２５８	崩壊土砂流出危険地区	大井ヶ窪	松名	大井ヶ窪	B
２５９	崩壊土砂流出危険地区	寄田	沢田	寄田	B
２６０	崩壊土砂流出危険地区	郷ケ根（３）	大平	郷ケ根	C
２６１	崩壊土砂流出危険地区	浜松山	大平	浜松山	C
２６２	崩壊土砂流出危険地区	山ノ神下（１）	北篠平	山ノ神下	C
２６３	崩壊土砂流出危険地区	山ノ神下（２）	北篠平	山ノ神下	C
２６４	崩壊土砂流出危険地区	蔵屋敷	北篠平	蔵屋敷	B
２６５	崩壊土砂流出危険地区	川向	北篠平	川向	B
２６６	崩壊土砂流出危険地区	隠ケ洞（３）	北篠平	隠ケ洞	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
２６７	崩壊土砂流出危険地区	入	樽俣	入	A
２６８	崩壊土砂流出危険地区	落チ	李	落チ	C
２６９	崩壊土砂流出危険地区	向田（２）	川下	向田	B
２７０	崩壊土砂流出危険地区	川上	樽俣	川上	B
２７１	崩壊土砂流出危険地区	崩下	樽俣	崩下	B
２７２	崩壊土砂流出危険地区	宇頭洞（１）	上仁木	宇頭洞	B
２７３	崩壊土砂流出危険地区	和石	大平	和石	B
２７４	崩壊土砂流出危険地区	大洞	大洞	大洞	B
２７５	崩壊土砂流出危険地区	釜ケ洞	小原田代	釜ケ洞	B
２７６	崩壊土砂流出危険地区	槙本（１）	樽俣	槙本	B
２７７	崩壊土砂流出危険地区	栃本	樽俣	栃本	B
２７８	崩壊土砂流出危険地区	槙本（２）	樽俣	槙本	A
２７９	崩壊土砂流出危険地区	涼堂	樽俣	涼堂	A
２８０	崩壊土砂流出危険地区	郷ケ根（４）	大平	郷ケ根	C
２８１	崩壊土砂流出危険地区	尾片	前洞	尾片	B
２８２	崩壊土砂流出危険地区	神ノ木	松名	神ノ木	B
２８３	崩壊土砂流出危険地区	空洞	李	空洞	B
２８４	崩壊土砂流出危険地区	遊屋田	松名	遊屋田	B
２８５	崩壊土砂流出危険地区	寺ケ洞	松名	寺ケ洞	B
２８６	崩壊土砂流出危険地区	ヒカゲ	小原	ヒカゲ	B
２８７	崩壊土砂流出危険地区	正洞	李	正洞	B
２８８	崩壊土砂流出危険地区	平六	苅萱	平六	C
６９０	崩壊土砂流出危険地区	郷ヶ根（２）	大平	郷ヶ根	C
６９１	崩壊土砂流出危険地区	大入	鍛治屋敷	大入	B
７０７	崩壊土砂流出危険区域	宇頭洞（２）	上仁木	宇頭洞	B

【旭地区】

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
６４５	山腹崩壊危険地区	鶴崎	明賀	鶴崎	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
６４６	山腹崩壊危険地区	マノ	明賀	マノ	B
６４７	山腹崩壊危険地区	上平	浅谷	上平	A
６４８	山腹崩壊危険地区	横手	有間	横手	C
６４９	山腹崩壊危険地区	長洞（１）	伊熊	長洞　外１	A
６５０	山腹崩壊危険地区	長洞（２）	伊熊	長洞	A
６５１	山腹崩壊危険地区	神手	池島	神手	C
６５２	山腹崩壊危険地区	押山	池島	押山	C
６５３	山腹崩壊危険地区	長洞	市平	長洞	C
６５４	山腹崩壊危険地区	中根	市平	中根	B
６５５	山腹崩壊危険地区	川西（１）	一色	川西	B
６５６	山腹崩壊危険地区	川西（２）	一色	川西	C
６５７	山腹崩壊危険地区	白坂（１）	一色	白坂	A
６５８	山腹崩壊危険地区	白坂（２）	一色	白坂	B
６５９	山腹崩壊危険地区	押場	一色	押場	A
６６０	山腹崩壊危険地区	前林	牛地	前林	B
６６１	山腹崩壊危険地区	下タ手裏	牛地	下タ手裏	B
６６２	山腹崩壊危険地区	大道	牛地	大道	B
６６３	山腹崩壊危険地区	押出	牛地	押出	B
６６４	山腹崩壊危険地区	阿上洞	伯母沢	阿上洞	A
６６５	山腹崩壊危険地区	本郷（１）	太田	本郷	C
６６６	山腹崩壊危険地区	本郷（２）	太田	本郷	C
６６７	山腹崩壊危険地区	錫杖	太田	錫杖	A
６６８	山腹崩壊危険地区	皿田　外１	太田	皿田　外１	C
６６９	山腹崩壊危険地区	新シ　外１	大坪	新シ　外１	C
６７０	山腹崩壊危険地区	イフモリ	押井	イフモリ	C
６７１	山腹崩壊危険地区	松葉　外２	押井	松葉　外２	A
６７２	山腹崩壊危険地区	東之坂	押井	東之坂	A
６７３	山腹崩壊危険地区	古屋	加塩	古屋	B
６７４	山腹崩壊危険地区	渡瀬	小渡	渡瀬	B
６７５	山腹崩壊危険地区	間ケ島	小渡	間ケ島	B
６７６	山腹崩壊危険地区	串毛	小渡	串毛	B
６７７	山腹崩壊危険地区	大平岩	上切	大平岩	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
６７９	山腹崩壊危険地区	岡田	上切	岡田	B
６８０	山腹崩壊危険地区	小柳	島崎	小柳	B
６８１	山腹崩壊危険地区	浮橋（１）	榊野	浮橋	A
６８２	山腹崩壊危険地区	浮橋（２）	榊野	浮橋	B
６８３	山腹崩壊危険地区	青木	榊野	青木	C
６８４	山腹崩壊危険地区	堂ノ下（１）	榊野	堂ノ下	C
６８５	山腹崩壊危険地区	天白　外２	笹戸	天白　外２	B
６８６	山腹崩壊危険地区	南	笹戸	南	A
６８７	山腹崩壊危険地区	松根	閑羅瀬	松根	B
６８８	山腹崩壊危険地区	カシヒラ	閑羅瀬	カシヒラ	B
６８９	山腹崩壊危険地区	間瀬口（１）	島崎	間瀬口	A
６９０	山腹崩壊危険地区	小柳	島崎	小柳	A
６９１	山腹崩壊危険地区	築和合	島崎	築和合	A
６９２	山腹崩壊危険地区	稲場	下切	稲場	A
６９４	山腹崩壊危険地区	宮ノ洞	下切	宮ノ洞	B
６９５	山腹崩壊危険地区	六地蔵	下中	六地蔵	A
６９６	山腹崩壊危険地区	日影	下中	日影	A
６９７	山腹崩壊危険地区	物見平	杉本	物見平	B
６９８	山腹崩壊危険地区	月ヶ洞　外１	杉本	月ヶ洞　外１	B
６９９	山腹崩壊危険地区	土取場　外１	杉本	土取場　外１	B
７００	山腹崩壊危険地区	城山	杉本	城山	A
７０１	山腹崩壊危険地区	若里洞	須渕	若里洞	B
７０２	山腹崩壊危険地区	向	田津原	向	A
７０３	山腹崩壊危険地区	田之神	惣田	田之神	C
７０４	山腹崩壊危険地区	静瀧（１）	田津原	静瀧	B
７０５	山腹崩壊危険地区	静瀧（２）	田津原	静瀧	B
７０６	山腹崩壊危険地区	西河合	田津原	西河合	C
７０７	山腹崩壊危険地区	日向	田津原	日向	A
７０８	山腹崩壊危険地区	下渡瀬	坪崎	下渡瀬	B
７０９	山腹崩壊危険地区	ハギラ	坪崎	ハギラ	A
７１０	山腹崩壊危険地区	須川原（１）	時瀬	須川原	B
７１１	山腹崩壊危険地区	城山	時瀬	城山	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
７１２	山腹崩壊危険地区	日面　外１	加塩	日面　外１	A
７１３	山腹崩壊危険地区	弁財天	加塩	弁財天	A
７１４	山腹崩壊危険地区	西	加塩	西	A
７１５	山腹崩壊危険地区	柿平外２	東萩平	柿平外２	B
７１６	山腹崩壊危険地区	横吹	万根	横吹	A
７１７	山腹崩壊危険地区	松葉	万根	松葉	A
７１８	山腹崩壊危険地区	落合　外１	旭八幡	落合　外１	B
７１９	山腹崩壊危険地区	鹿子洞	余平	鹿子洞	C
７２０	山腹崩壊危険地区	石田	小渡	石田	B
７２１	山腹崩壊危険地区	ゼニガメ	小渡	ゼニガメ	B
７２２	山腹崩壊危険地区	間瀬口（２）	島崎	間瀬口	A
７２３	山腹崩壊危険地区	乙ケ久保	伊熊	乙ケ久保	A
７２４	山腹崩壊危険地区	押手洞	伊熊	押手洞	B
７２５	山腹崩壊危険地区	伊保神	惣田	伊保神	B
７２６	山腹崩壊危険地区	庄沢	榊野	庄沢	A
７２７	山腹崩壊危険地区	馬道	万根	馬道	B
７２８	山腹崩壊危険地区	小麦田	万根	小麦田	A
７２９	山腹崩壊危険地区	大入	小滝野	大入	B
７３０	山腹崩壊危険地区	大屋敷	槇本	大屋敷	B
７３１	山腹崩壊危険地区	蒔田和	大坪	蒔田和	C
７３２	山腹崩壊危険地区	堂ノ下	榊野	堂ノ下	C
７３３	山腹崩壊危険地区	猪道	下切	猪道	A
７３４	山腹崩壊危険地区	谷下	太田	谷下	B
７３５	山腹崩壊危険地区	三斗成	杉本	三斗成	B
７３６	山腹崩壊危険地区	トビコシ	浅谷	トビコシ	A
７３７	山腹崩壊危険地区	井ノ口	榊野	井ノ口	C
７３８	山腹崩壊危険地区	船戸	小渡	船戸	A
７３９	山腹崩壊危険地区	平柴（１）	浅谷	平柴	A
７４０	山腹崩壊危険地区	井戸洞	一色	井戸洞	B
７４１	山腹崩壊危険地区	下平	小渡	下平	B
７４２	山腹崩壊危険地区	串毛	小渡	串毛	B
７４３	山腹崩壊危険地区	寺ケ洞	杉本	寺ケ洞	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
７４４	山腹崩壊危険地区	一升田	太田	一升田	C
７４５	山腹崩壊危険地区	池田	榊野	池田	B
７４６	山腹崩壊危険地区	仲田	上中	仲田	A
７４７	山腹崩壊危険地区	上ノ切	須渕	上ノ切	A
７４８	山腹崩壊危険地区	駒山	牛地	駒山	C
７４９	山腹崩壊危険地区	東洞　外２	伊熊	東洞　外２	A
７５０	山腹崩壊危険地区	菅ノ沢	上中	菅ノ沢	B
７５１	山腹崩壊危険地区	稲葉下　外１	杉本	稲葉下　外１	B
７５２	山腹崩壊危険地区	黒田　外２	大坪	黒田　外２	A
７５３	山腹崩壊危険地区	若里平　外１	須渕	若里平　外１	A
７５４	山腹崩壊危険地区	穴沢	押井	穴沢	C
７５５	山腹崩壊危険地区	アスガ	明賀	アスガ	C
７５６	山腹崩壊危険地区	鶴崎	明賀	鶴崎	A
７５７	山腹崩壊危険地区	山洞	明賀	山洞	C
７５８	山腹崩壊危険地区	大水口	杉本	大水口	B
７５９	山腹崩壊危険地区	神之辻	押井	神之辻	B
７６０	山腹崩壊危険地区	梅ケ坪	惣田	梅ケ坪	B
７６１	山腹崩壊危険地区	イダボラ	坪崎	イダボラ	B
７６２	山腹崩壊危険地区	中屋	坪崎	中屋	A
７６３	山腹崩壊危険地区	日向	日下部	日向	A
７６４	山腹崩壊危険地区	本郷	伊熊	本郷	C
７６５	山腹崩壊危険地区	三五田	伊熊	三五田	B
７６６	山腹崩壊危険地区	一升田	太田	一升田	B
７６７	山腹崩壊危険地区	上谷久保（１）	上中	上谷久保	C
７６８	山腹崩壊危険地区	上谷久保（２）	上中	上谷久保	A
７６９	山腹崩壊危険地区	西羽根	上中	西羽根	B
７７０	山腹崩壊危険地区	宮前	太田	宮前	C
７７１	山腹崩壊危険地区	辻	杉本	辻	B
７７２	山腹崩壊危険地区	三斗蒔	小畑	三斗蒔	A
７７３	山腹崩壊危険地区	石畑	小滝野	石畑	B
７７４	山腹崩壊危険地区	花ノ木	上中	花ノ木	A
７７５	山腹崩壊危険地区	西羽根	上中	西羽根	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
７７６	山腹崩壊危険地区	河合	田津原	河合	B
７７７	山腹崩壊危険地区	槇平	閑羅瀬	槇平	B
７７８	山腹崩壊危険地区	入	市平	入	C
７７９	山腹崩壊危険地区	空山	有間	空山	C
７８０	山腹崩壊危険地区	大渚	上中	大渚	A
７８１	山腹崩壊危険地区	松根	閑羅瀬	松根	B
７８２	山腹崩壊危険地区	前田	笹戸	前田	A
７８３	山腹崩壊危険地区	松本	加塩	松本	B
７８４	山腹崩壊危険地区	須川原	時瀬	須川原	A
７８５	山腹崩壊危険地区	広畑　外１	小渡	広畑　外１	A
７８６	山腹崩壊危険地区	蔵ケ入　外３	日下部	蔵ケ入　外３	A
７８７	山腹崩壊危険地区	国ヤゲ　外１	杉本	国ヤゲ　外１	C
７８８	山腹崩壊危険地区	花川　外１	大坪	花川　外１	C
７８９	山腹崩壊危険地区	蒔田和　外５	大坪	蒔田和　外５	B
７９０	山腹崩壊危険地区	大沼	惣田	大沼	C
７９１	山腹崩壊危険地区	鳥居前	榊野	鳥居前	A
７９２	山腹崩壊危険地区	平柴（２）	浅谷	平柴	C
７９３	山腹崩壊危険地区	ブサ	浅谷	ブサ	A
７９４	山腹崩壊危険地区	宮ノ前	浅谷	宮ノ前	A
７９５	山腹崩壊危険地区	下万場　外４	浅谷	下万場　外４	A
７９６	山腹崩壊危険地区	平柴（３）	浅谷	平柴	B
７９７	山腹崩壊危険地区	細田	伊熊	細田	C
７９８	山腹崩壊危険地区	上倉	牛地	上倉	B
７９９	山腹崩壊危険地区	駒山	牛地	駒山	B
９０３	山腹崩壊危険地区	久保見	大坪	久保見	A
９０６	山腹崩壊危険地区	宮下	明賀	宮下	B
９１４	山腹崩壊危険地区	宮	明賀	宮	C
４４７	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ前	浅谷	宮ノ前	B
４４８	崩壊土砂流出危険地区	中屋（１）	浅谷	中屋	B
４４９	崩壊土砂流出危険地区	中屋（２）	浅谷	中屋	C
４５０	崩壊土砂流出危険地区	平柴（１）	浅谷	平柴	C
４５１	崩壊土砂流出危険地区	平柴（２）	浅谷	平柴	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
４５２	崩壊土砂流出危険地区	桑凹（１）	有間	桑凹	B
４５３	崩壊土砂流出危険地区	大畑	余平	大畑	B
４５４	崩壊土砂流出危険地区	空山（１）	有間	空山	C
４５５	崩壊土砂流出危険地区	空山（２）	有間	空山	B
４５６	崩壊土砂流出危険地区	桜凹	有間	桜凹	C
４５７	崩壊土砂流出危険地区	横手	有間	横手	B
４５８	崩壊土砂流出危険地区	池ハサ	有間	池ハサ	C
４５９	崩壊土砂流出危険地区	峰ケ洞	有間	峰ケ洞	B
４６０	崩壊土砂流出危険地区	大平	有間	大平	B
４６１	崩壊土砂流出危険地区	砥屋	池島	砥屋	B
４６２	崩壊土砂流出危険地区	一色	池島	一色	B
４６３	崩壊土砂流出危険地区	槙田	池島	槙田	C
４６４	崩壊土砂流出危険地区	松ノ田和	池島	松ノ田和	B
４６５	崩壊土砂流出危険地区	堀切	池島	堀切	A
４６６	崩壊土砂流出危険地区	細久伍	市平	細久伍	A
４６７	崩壊土砂流出危険地区	市ケ狭	笹戸	市ケ狭	C
４６８	崩壊土砂流出危険地区	新田（１）	一色	新田	C
４６９	崩壊土砂流出危険地区	寺坂	一色	寺坂	C
４７０	崩壊土砂流出地危険区	大道	牛地	大道	C
４７１	崩壊土砂流出危険地区	押出	牛地	押出	B
４７２	崩壊土砂流出危険地区	駒山（１）	牛地	駒山	B
４７３	崩壊土砂流出危険地区	駒山（２）	牛地	駒山	B
４７４	崩壊土砂流出危険地区	鳩吹	牛地	鳩吹	C
４７５	崩壊土砂流出危険地区	榎洞	小渡	榎洞	C
４７６	崩壊土砂流出危険地区	カヲレ	浅谷	カヲレ	A
４７７	崩壊土砂流出危険地区	間ケ島	小渡	間ケ島	C
４７８	崩壊土砂流出危険地区	赤羽根（１）	上切	赤羽根	C
４７９	崩壊土砂流出危険地区	赤羽根（２）	上切	赤羽根	C
４８０	崩壊土砂流出危険地区	赤羽根（３）	上切	赤羽根	C
４８１	崩壊土砂流出危険地区	赤羽根（４）	上切	赤羽根	C
４８２	崩壊土砂流出危険地区	新田（２）	一色	新田	C
４８３	崩壊土砂流出危険地区	大渚（１）	上中	大渚	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
４８４	崩壊土砂流出危険地区	薊田	日下部	薊田	A
４８５	崩壊土砂流出危険地区	柿ノ入	日下部	柿ノ入	A
４８６	崩壊土砂流出危険地区	長根尻	日下部	長根尻	B
４８７	崩壊土砂流出危険地区	寺屋敷	日下部	寺屋敷	B
４８８	崩壊土砂流出危険地区	東平（１）	日下部	東平	C
４８９	崩壊土砂流出危険地区	東平（２）	日下部	東平	C
４９０	崩壊土砂流出危険地区	境沢	小田	境沢	C
４９１	崩壊土砂流出危険地区	槇ケ平	大坪	槇ケ平	B
４９２	崩壊土砂流出危険地区	松根（１）	閑羅瀬	松根	C
４９３	崩壊土砂流出危険地区	槇平（１）	閑羅瀬	槇平	C
４９４	崩壊土砂流出危険地区	槇平（２）	閑羅瀬	槇平	C
４９５	崩壊土砂流出危険地区	槇平（３）	閑羅瀬	槇平	B
４９６	崩壊土砂流出危険地区	島崎	島崎	島崎	B
４９７	崩壊土砂流出危険地区	森ノ入	下切	森ノ入	A
４９８	崩壊土砂流出危険地区	金山	下中	金山	C
４９９	崩壊土砂流出危険地区	百々平	須渕	百々平	C
５００	崩壊土砂流出危険地区	青木洞	須渕	青木洞	B
５０１	崩壊土砂流出危険地区	井戸洞	須渕	井戸洞	B
５０２	崩壊土砂流出危険地区	若里洞	須渕	若里洞	C
５０３	崩壊土砂流出危険地区	上谷	田津原	上谷	C
５０４	崩壊土砂流出危険地区	日影（１）	田津原	日影	C
５０５	崩壊土砂流出危険地区	日影（２）	田津原	日影	B
５０６	崩壊土砂流出危険地区	惣作（１）	田津原	惣作	A
５０７	崩壊土砂流出危険地区	惣作（２）	田津原	惣作	B
５０８	崩壊土砂流出危険地区	日向	田津原	日向	C
５０９	崩壊土砂流出危険地区	河合	田津原	河合	C
５１０	崩壊土砂流出危険地区	霄	田津原	霄	B
５１１	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ空（１）	田津原	宮ノ空	B
５１２	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ空（２）	田津原	宮ノ空	B
５１３	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ空（３）	田津原	宮ノ空	B
５１４	崩壊土砂流出危険地区	神ノ入	坪崎	神ノ入	C
５１５	崩壊土砂流出危険地区	ヒヨ毛	坪崎	ヒヨ毛	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
５１６	崩壊土砂流出危険地区	城山	時瀬	城山	C
５１７	崩壊土砂流出危険地区	横手	時瀬	横手	C
５１８	崩壊土砂流出危険地区	松本（１）	加塩	松本	C
５１９	崩壊土砂流出危険地区	油ノ木	万根	油ノ木	C
５２０	崩壊土砂流出危険地区	紙屋	万町	紙屋	B
５２１	崩壊土砂流出危険地区	柿平	万町	柿平	B
５２２	崩壊土砂流出危険地区	堀谷	万町	堀谷	C
５２３	崩壊土砂流出危険地区	根山	旭八幡	根山	C
５２４	崩壊土砂流出危険地区	本郷（１）	余平	本郷	C
５２５	崩壊土砂流出危険地区	本郷（２）	余平	本郷	A
５２６	崩壊土砂流出危険地区	地見平（１）	余平	地見平	C
５２７	崩壊土砂流出危険地区	地見平（２）	余平	地見平	C
５２８	崩壊土砂流出危険地区	地見平（３）	余平	地見平	B
５２９	崩壊土砂流出危険地区	梶呂畑	余平	梶呂畑	C
５３０	崩壊土砂流出危険地区	駒山（３）	牛地	駒山	C
５３１	崩壊土砂流出危険地区	駒山（４）	牛地	駒山	B
５３２	崩壊土砂流出危険地区	駒山（５）	牛地	駒山	C
５３３	崩壊土砂流出危険地区	駒山（６）	牛地	駒山	B
５３４	崩壊土砂流出危険地区	駒山（７）	牛地	駒山	B
５３５	崩壊土砂流出危険地区	松根（２）	閑羅瀬	松根	B
５３６	崩壊土砂流出危険地区	坂	小滝野	坂	C
５３７	崩壊土砂流出危険地区	西河合	田津原	西河合	C
５３８	崩壊土砂流出危険地区	宮前	小渡	宮前	C
５３９	崩壊土砂流出危険地区	渡瀬（１）	小渡	渡瀬	C
５４０	崩壊土砂流出危険地区	孫女	下切	孫女	C
５４１	崩壊土砂流出危険地区	中根	下中	中根	A
５４２	崩壊土砂流出危険地区	神田沢（１）	万町	神田沢	C
５４３	崩壊土砂流出危険地区	平柴（３）	浅谷	平柴	A
５４４	崩壊土砂流出危険地区	神田沢（２）	万町	神田沢	A
５４５	崩壊土砂流出危険地区	向田	万町	向田	A
５４６	崩壊土砂流出危険地区	崩田	池島	崩田	C
５４７	崩壊土砂流出危険地区	秀沢	上中	秀沢	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
５４８	崩壊土砂流出危険地区	マノ	明賀	マノ	B
５４９	崩壊土砂流出危険地区	竜	杉本	竜	B
５５０	崩壊土砂流出危険地区	ソンデ	坪崎	ソンデ	B
５５１	崩壊土砂流出危険地区	小柳	島崎	小柳	B
５５２	崩壊土砂流出危険地区	堀切	池島	堀切	C
５５３	崩壊土砂流出危険地区	松本（２）	加塩	松本	B
５５４	崩壊土砂流出危険地区	キビウ	浅谷	キビウ	A
５５５	崩壊土砂流出危険地区	大渚（２）	上中	大渚	C
５５６	崩壊土砂流出危険地区	木多橋	下中	木多橋	C
５５７	崩壊土砂流出危険地区	一本松	下中	一本松	C
５５８	崩壊土砂流出危険地区	河合	田津原	河合	B
５５９	崩壊土砂流出危険地区	石畑	小滝野	石畑	C
５６０	崩壊土砂流出危険地区	赤羽根（５）	上切	赤羽根	C
５６１	崩壊土砂流出危険地区	東谷外３	時瀬	東谷外３	B
５６２	崩壊土砂流出危険地区	寺坂外１	一色	寺坂外１	C
５６３	崩壊土砂流出危険地区	新田（３）	一色	新田	C
５６４	崩壊土砂流出危険地区	桑凹（２）	有間	桑凹	A
５６５	崩壊土砂流出危険地区	古屋敷	坪崎	古屋敷	B
５６６	崩壊土砂流出危険地区	静滝	田津原	静滝	C
５６７	崩壊土砂流出危険地区	日向	田津原	日向	C
５６８	崩壊土砂流出危険地区	渡瀬（２）	小渡	渡瀬	B
５６９	崩壊土砂流出危険地区	カンシ	小畑	カンシ	B
５７０	崩壊土砂流出危険地区	大下田	押井	大下田	B
５７１	崩壊土砂流出危険地区	前林	牛地	前林	B
５７２	崩壊土砂流出危険地区	小田	小田	小田	B
５７３	崩壊土砂流出危険地区	中知祖	日下部	中知祖	B
５７４	崩壊土砂流出危険地区	駒山（８）	牛地	駒山	B
５７５	崩壊土砂流出危険地区	駒山（９）	牛地	駒山	B
５７６	崩壊土砂流出危険地区	明ヶ沢（１）	牛地	明ヶ沢	C
５７７	崩壊土砂流出危険地区	山ノ田	東萩平	山ノ田	C
５７８	崩壊土砂流出危険地区	明ケ沢（２）	牛地	明ケ沢	C
６９７	崩壊土砂流出危険地区	石畑	上切	石畑	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
６９８	崩壊土砂流出危険地区	砂川	大坪	砂川	B
７０３	崩壊土砂流出危険地区	洗出	加塩	洗出	B
７０４	崩壊土砂流出危険地区	八百目	加塩	八百目	A

【稲武地区】

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
８０２	山腹崩壊危険地区	イタサワグチ	大野瀬	イタサワグチ	A
８０３	山腹崩壊危険地区	シラソレ（１）	大野瀬	シラソレ	B
８０４	山腹崩壊危険地区	シラソレ（２）	大野瀬	シラソレ	C
８０５	山腹崩壊危険地区	ウエノヒラ	大野瀬	ウエノヒラ	A
８０６	山腹崩壊危険地区	ネサキ	大野瀬	ネサキ	B
８０７	山腹崩壊危険地区	オオタケ	大野瀬	オオタケ	A
８０８	山腹崩壊危険地区	シモカソヒラ	大野瀬	シモカソヒラ	A
８１０	山腹崩壊危険地区	タカノヒラ	大野瀬	タカノヒラ	C
８１１	山腹崩壊危険地区	ウエノタイラ	大野瀬	ウエノタイラ	A
８１２	山腹崩壊危険地区	上郷	大野瀬	上郷	B
８１３	山腹崩壊危険地区	長トロ	大野瀬	長トロ	B
８１４	山腹崩壊危険地区	ワゴ	大野瀬	ワゴ	B
８１５	山腹崩壊危険地区	オコチ	大野瀬	オコチ	A
８１６	山腹崩壊危険地区	コガイト	大野瀬	コガイト	A
８１７	山腹崩壊危険地区	中ギリ	大野瀬	中ギリ	A
８１８	山腹崩壊危険地区	ミヤシタ	大野瀬	ミヤシタ	B
８１９	山腹崩壊危険地区	下ノ入	大野瀬	下ノ入	B
８２０	山腹崩壊危険地区	ホンボラグチ	大野瀬	ホンボラグチ	B
８２１	山腹崩壊危険地区	マルノ	大野瀬	マルノ	C
８２２	山腹崩壊危険地区	杣路	野入	杣路	C
８２３	山腹崩壊危険地区	ナギ下	野入	ナギ下	C
８２４	山腹崩壊危険地区	コヤノサワ	夏焼	コヤノサワ	A
８２６	山腹崩壊危険地区	スソガエト	稲武	スソガエト	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
８２７	山腹崩壊危険地区	馬野	稲武	馬野	B
８２８	山腹崩壊危険地区	田ノ入	中当	田ノ入	C
８２９	山腹崩壊危険地区	ヒカゲ	中当	ヒカゲ	B
８３０	山腹崩壊危険地区	キンゴ入	中当	キンゴ入	B
８３１	山腹崩壊危険地区	糀屋	押山	糀屋	C
８３２	山腹崩壊危険地区	上平	押山	上平	B
８３３	山腹崩壊危険地区	的場	押山	的場	A
８３４	山腹崩壊危険地区	瀧澤	押山	瀧澤	B
８３５	山腹崩壊危険地区	社瀬	押山	社瀬	A
８３６	山腹崩壊危険地区	一斗蒔田	押山	一斗蒔田	A
８３７	山腹崩壊危険地区	小田	押山	小田	A
８３８	山腹崩壊危険地区	ミヅフ	川手	ミヅフ	A
８３９	山腹崩壊危険地区	スナバ	川手	スナバ	A
８４０	山腹崩壊危険地区	ヒカシ	川手	ヒカシ	B
８４１	山腹崩壊危険地区	ツキノキ	川手	ツキノキ	A
８４２	山腹崩壊危険地区	ウルシゼ	川手	ウルシゼ	A
８４３	山腹崩壊危険地区	オオゾリ	川手	オオゾリ	B
８４４	山腹崩壊危険地区	マンジサワ（１）	川手	マンジサワ	B
８４５	山腹崩壊危険地区	マンジサワ（２）	川手	マンジサワ	B
８４６	山腹崩壊危険地区	マンジサワ（３）	川手	マンジサワ	B
８４７	山腹崩壊危険地区	東尾	夏焼	東尾	C
８４８	山腹崩壊危険地区	黒渕	桑原	黒渕	B
８４９	山腹崩壊危険地区	オホクダリ	夏焼	オホクダリ	A
８５０	山腹崩壊危険地区	下清泰地	桑原	下清泰地	B
８５２	山腹崩壊危険地区	諏訪	黒田	諏訪	A
８５３	山腹崩壊危険地区	西乳母ヶ入	黒田	西乳母ヶ入	B
８５４	山腹崩壊危険地区	松渕	御所貝津	松渕	A
８５５	山腹崩壊危険地区	堂貝戸	御所貝津	堂貝戸	A
８５６	山腹崩壊危険地区	柏山	黒田	柏山	B
８５７	山腹崩壊危険地区	大保屋敷	黒田	大保屋敷	A
８５８	山腹崩壊危険地区	仲田	黒田	仲田	A
８５９	山腹崩壊危険地区	上手	黒田	上手	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
８６０	山腹崩壊危険地区	水別	小田木	水別	B
８６１	山腹崩壊危険地区	カキノソレ	小田木	カキノソレ	B
８６２	山腹崩壊危険地区	西ノ洞	小田木	西ノ洞	A
８６３	山腹崩壊危険地区	シッタキ	小田木	シッタキ	A
８６４	山腹崩壊危険地区	川下	小田木	川下	B
８６５	山腹崩壊危険地区	西	富永	西	B
８６６	山腹崩壊危険地区	藤ノ塔	富永	藤ノ塔	B
８６７	山腹崩壊危険地区	シモヤ	小田木	シモヤ	A
８６８	山腹崩壊危険地区	上中村	桑原	上中村	A
８６９	山腹崩壊危険地区	桑原	桑原	桑原	A
８７０	山腹崩壊危険地区	ノマキ	川手	ノマキ	A
８７１	山腹崩壊危険地区	シシナド	川手	シシナド	A
８７２	山腹崩壊危険地区	塩沢	押山	塩沢	A
８７３	山腹崩壊危険地区	奥畑	押山	奥畑	B
８７４	山腹崩壊危険地区	東尾	夏焼	東尾	B
８７５	山腹崩壊危険地区	クサカリ場	稲武	クサカリ場	A
８７６	山腹崩壊危険地区	シロ山	武節	シロ山	B
８７７	山腹崩壊危険地区	ロクザ林	御所貝津	ロクザ林	A
８７８	山腹崩壊危険地区	萩平	黒田	萩平	A
８７９	山腹崩壊危険地区	マセ口	小田木	マセ口	B
８８０	山腹崩壊危険地区	杣路	野入	杣路	B
８８１	山腹崩壊危険地区	井戸川	小田木	井戸川	A
８８２	山腹崩壊危険地区	松下	野入	松下	A
８８３	山腹崩壊危険地区	社瀬	押山	社瀬	A
８８４	山腹崩壊危険地区	日向	押山	日向	A
８８５	山腹崩壊危険地区	入ハリ原	武節	入ハリ原	C
８８６	山腹崩壊危険地区	井ノ入	野入	井ノ入	B
８８７	山腹崩壊危険地区	大見山（１）	小田木	大見山（１）	B
８８８	山腹崩壊危険地区	入山	御所貝津	入山	C
８８９	山腹崩壊危険地区	三梅	押山	三梅	A
８９０	山腹崩壊危険地区	谷平	川手	谷平	B
８９１	山腹崩壊危険地区	オオハタ	川手	オオハタ	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
８９２	山腹崩壊危険地区	大見山（２）	小田木	大見山（２）	B
８９３	山腹崩壊危険地区	ス形	御所貝津	ス形	A
８９４	山腹崩壊危険地区	下ノ入	野入	下ノ入	C
８９５	山腹崩壊危険地区	大下	小田木	大下	B
８９６	山腹崩壊危険地区	タシロ	大野瀬	タシロ	B
８９７	山腹崩壊危険地区	妻ノ神	御所貝津	妻ノ神	A
８９８	山腹崩壊危険地区	日ヨモ	大野瀬	日ヨモ	B
８９９	山腹崩壊危険地区	マセド	大野瀬	マセド	A
９００	山腹崩壊危険地区	井ノ入	野入	井ノ入	A
９０１	山腹崩壊危険地区	ヤブノ沢	中当	ヤブノ沢	B
９０２	山腹崩壊危険地区	奥畑	押山	奥畑	A
９１６	山腹崩壊危険地区	山形	桑原	山形	B
３	地すべり危険地区	ナカガイト	大野瀬	ナカガイト	A
５７９	崩壊土砂流出危険地区	イタサワグチ	大野瀬	イタサワグチ	A
５８０	崩壊土砂流出危険地区	サカエノサワ	大野瀬	サカエノサワ	B
５８１	崩壊土砂流出危険地区	城山	大野瀬	城山	B
５８２	崩壊土砂流出危険地区	ウエノタイラ	大野瀬	ウエノタイラ	C
５８３	崩壊土砂流出危険地区	タカノヒラ（１）	大野瀬	タカノヒラ	B
５８４	崩壊土砂流出危険地区	タカノヒラ（２）	大野瀬	タカノヒラ	B
５８５	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ腰	大野瀬	宮ノ腰	A
５８６	崩壊土砂流出危険地区	笹ガクボ	大野瀬	笹ガクボ	C
５８７	崩壊土砂流出危険地区	中田	押山	中田	B
５８８	崩壊土砂流出危険地区	ノマキ	川手	ノマキ	A
５８９	崩壊土砂流出危険地区	ヒガシ	川手	ヒガシ	B
５９０	崩壊土砂流出危険地区	イロ山	川手	イロ山	A
５９１	崩壊土砂流出危険地区	キハチガホラ	川手	イロ山(キハチガホラ)	A
５９２	崩壊土砂流出危険地区	オオハタ	川手	オオハタ	A
５９３	崩壊土砂流出危険地区	タテイハ	夏焼	タテイハ	A
５９４	崩壊土砂流出危険地区	東峰山	押山	東峰山	B
５９５	崩壊土砂流出危険地区	クダリヤマ（１）	夏焼	クダリヤマ	C
５９６	崩壊土砂流出危険地区	イチノセ	大野瀬	イチノセ	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
５９７	崩壊土砂流出危険地区	ホンボラクチ	大野瀬	ホンボラクチ	A
５９８	崩壊土砂流出危険地区	日ヨモ	大野瀬	日ヨモ	A
５９９	崩壊土砂流出危険地区	ミヤノ洞	大野瀬	ミヤノ洞	B
６００	崩壊土砂流出危険地区	下ノ入（１）	野入	下ノ入	C
６０１	崩壊土砂流出危険地区	姥ヶ洞	野入	姥ヶ洞	B
６０２	崩壊土砂流出危険地区	クダリヤマ（２）	夏焼	クダリヤマ	A
６０３	崩壊土砂流出危険地区	木地山	野入	木地山	B
６０４	崩壊土砂流出危険地区	大ナギ	野入	大ナギ	A
６０５	崩壊土砂流出危険地区	木地山	野入	木地山	A
６０６	崩壊土砂流出危険地区	川入	野入	川入	C
６０７	崩壊土砂流出危険地区	蘭峠	野入	蘭峠	C
６０８	崩壊土砂流出危険地区	月ヶ平	稲武	月ヶ平	C
６０９	崩壊土砂流出危険地区	井山（１）	稲武	井山	B
６１０	崩壊土砂流出危険地区	青木洞	夏焼	青木洞	A
６１１	崩壊土砂流出危険地区	トウシホラ（１）	夏焼	トウシホラ	B
６１２	崩壊土砂流出危険地区	ワカドチ	夏焼	ワカドチ	A
６１３	崩壊土砂流出危険地区	トウシホラ（２）	夏焼	トウシホラ	B
６１４	崩壊土砂流出危険地区	ワセグリ	夏焼	ワセグリ	B
６１５	崩壊土砂流出危険地区	深沢	稲武	深沢	C
６１６	崩壊土砂流出危険地区	馬野	稲武	馬野	C
６１７	崩壊土砂流出危険地区	ホソノ（１）	稲武	ホソノ	C
６１８	崩壊土砂流出危険地区	ホソノ（２）	稲武	ホソノ	C
６１９	崩壊土砂流出危険地区	小井沢洞	稲武	小井沢洞	B
６２０	崩壊土砂流出危険地区	ヨコドヤ、矢竹、井戸入	御所貝津	ヨコドヤ、矢竹、井戸入	B
６２１	崩壊土砂流出危険地区	松渕	御所貝津	松渕	B
６２２	崩壊土砂流出危険地区	東乳母ヶ入	黒田	東乳母ヶ入	A
６２３	崩壊土砂流出危険地区	仲根	黒田	仲根	B
６２４	崩壊土砂流出危険地区	古屋貝戸	黒田	古屋貝戸	A
６２５	崩壊土砂流出危険地区	井戸入	黒田	井戸入	C
６２６	崩壊土砂流出危険地区	一ノ渡瀬	黒田	一ノ渡瀬	B
６２７	崩壊土砂流出危険地区	タカドヤ	小田木	タカドヤ	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
６２８	崩壊土砂流出危険地区	西	富永	西	A
６２９	崩壊土砂流出危険地区	入ノ洞	小田木	入ノ洞	B
６３０	崩壊土砂流出危険地区	フカサワ	小田木	フカサワ	B
６３１	崩壊土砂流出危険地区	大下	小田木	大下	C
６３２	崩壊土砂流出危険地区	川入	小田木	川入	C
６３３	崩壊土砂流出危険地区	本洞	小田木	本洞	C
６３４	崩壊土砂流出危険地区	入山	小田木	入山	A
６３５	崩壊土砂流出危険地区	ワラビ平	御所貝津	ワラビ平	A
６３６	崩壊土砂流出危険地区	中須形	桑原	中須形	A
６３７	崩壊土砂流出危険地区	サブサ	武節	サブサ	B
６３８	崩壊土砂流出危険地区	林貝津（１）	中当	林貝津	C
６３９	崩壊土砂流出危険地区	古畑（１）	中当	古畑	A
６４０	崩壊土砂流出危険地区	古畑（２）	中当	古畑	B
６４１	崩壊土砂流出危険地区	桜ノ木	中当	桜ノ木	C
６４２	崩壊土砂流出危険地区	ヒカゲ（１）	中当	ヒカゲ	C
６４３	崩壊土砂流出危険地区	ヒカゲ（２）	中当	ヒカゲ	B
６４４	崩壊土砂流出危険地区	ヤブノ沢	中当	ヤブノ沢	C
６４５	崩壊土砂流出危険地区	宮下	中当	宮下	A
６４６	崩壊土砂流出危険地区	横川入（１）	稲武	横川入	C
６４７	崩壊土砂流出危険地区	横川入（２）	稲武	横川入	C
６４８	崩壊土砂流出危険地区	井山（２）	稲武	井山	C
６４９	崩壊土砂流出危険地区	井山（３）	稲武	井山	B
６５０	崩壊土砂流出危険地区	井山（４）	稲武	井山	C
６５１	崩壊土砂流出危険地区	オオホラ・ニノジザワ	御所貝津	オオホラ、ニノジザワ	A
６５２	崩壊土砂流出危険地区	上川入（１）	押山	上川入	A
６５３	崩壊土砂流出危険地区	フカダワ	大野瀬	フカダワ	A
６５４	崩壊土砂流出危険地区	ウトウ	川手	ウトウ	A
６５５	崩壊土砂流出危険地区	南水別	黒田	南水別	A
６５６	崩壊土砂流出危険地区	石坂	小田木	石坂	A
６５７	崩壊土砂流出危険地区	水別	小田木	水別	B
６５８	崩壊土砂流出危険地区	北水別	黒田	北水別	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
６５９	崩壊土砂流出危険地区	ナカ田	稲武	ナカ田	A
６６０	崩壊土砂流出危険地区	丸根	野入	丸根	B
６６１	崩壊土砂流出危険地区	経塚	川手	経塚	A
６６２	崩壊土砂流出危険地区	ヨコテ	小田木	ヨコテ	B
６６３	崩壊土砂流出危険地区	大下り	小田木	大下り	A
６６４	崩壊土砂流出危険地区	大見山	小田木	大見山	C
６６５	崩壊土砂流出危険地区	井山（５）	稲武	井山	B
６６６	崩壊土砂流出危険地区	タカウセ	大野瀬	タカウセ	C
６６７	崩壊土砂流出危険地区	オオホラ	川手	オオホラ	A
６６８	崩壊土砂流出危険地区	横川入（３）	稲武	横川入	A
６６９	崩壊土砂流出危険地区	横川入（４）	稲武	横川入	A
６７０	崩壊土砂流出危険地区	六良木（１）	武節	六良木	A
６７１	崩壊土砂流出危険地区	六良木（２）	武節	六良木	A
６７２	崩壊土砂流出危険地区	横川入（５）	稲武	横川入	A
６７３	崩壊土砂流出危険地区	林貝津（２）	中当	林貝津	B
６７４	崩壊土砂流出危険地区	桑原	桑原	桑原	A
６７５	崩壊土砂流出危険地区	下ノ入（２）	野入	下ノ入	A
６７６	崩壊土砂流出危険地区	下ノ入（３）	野入	下ノ入	B
６７７	崩壊土砂流出危険地区	ヤナジ	大野瀬	ヤナジ	A
６７８	崩壊土砂流出危険地区	ヒロノ	大野瀬	ヒロノ	B
６７９	崩壊土砂流出危険地区	フカサワ	小田木	フカサワ	A
６８０	崩壊土砂流出危険地区	上川入（２）	押山	上川入	A
６８１	崩壊土砂流出危険地区	堀田	押山	堀田	B
６８２	崩壊土砂流出危険地区	田ノ洞	御所貝津	田ノ洞	A
６８３	崩壊土砂流出危険地区	仙路	野入	仙路	B
６８４	崩壊土砂流出危険地区	中ギリ	大野瀬	中ギリ	A
６８５	崩壊土砂流出危険地区	カセウセ	大野瀬	カセウセ	A
６８６	崩壊土砂流出危険地区	月ヶ平	稲武	月ヶ平	B
６８７	崩壊土砂流出危険地区	炭焼	中当	炭焼	C
６８８	崩壊土砂流出危険地区	横川入（６）	稲武	横川入	C
６８９	崩壊土砂流出危険地区	ハチガクゴ	稲武	ハチガクゴ	C
６９５	崩壊土砂流出危険地区	ワラビ平	大野瀬	ワラビ平	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
６９６	崩壊土砂流出危険地区	ミミスリ山	大野瀬	ミミスリ山	A
６９９	崩壊土砂流出危険地区	六良木（３）	武節	六良木	A
７００	崩壊土砂流出危険地区	ナメイリ	稲武	ナメイリ	A
７０１	崩壊土砂流出危険地区	横川入（７）	稲武	横川入	B
７０２	崩壊土砂流出危険地区	洞	桑原	洞	A
７０５	崩壊土砂流出危険地区	イナバ	中当	イナバ	C
７０８	崩壊土砂流出危険地区	月ヶ平（２）	稲武	月ヶ平	B
７０９	崩壊土砂流出危険地区	月ヶ平（３）	稲武	月ヶ平	A

【下山地区】

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
５４３	山腹崩壊危険地区	沢尻（１）	阿蔵	沢尻	A
５４４	山腹崩壊危険地区	鍛冶造　外１	阿蔵	鍛冶造　外１	C
５４５	山腹崩壊危険地区	蓬生	阿蔵	蓬生	B
５４６	山腹崩壊危険地区	物見石	宇連野	物見石	B
５４７	山腹崩壊危険地区	逢生　外１	宇連野	逢生　外１	A
５４８	山腹崩壊危険地区	宮前	宇連野	宮前	A
５４９	山腹崩壊危険地区	大柿　外２	宇連野	大柿　外２	A
５５０	山腹崩壊危険地区	大林庵（１）	東大林	大林庵	A
５５１	山原崩壊危険区域	西小田・アラタ	東大林・立岩	西小田・アラタ	B
５５２	山腹崩壊危険地区	半ノ木	東大林	半ノ木	C
５５３	山腹崩壊危険地区	川面	大桑	川面	A
５５４	山腹崩壊危険地区	一ノ瀬	大沼	一ノ瀬	A
５５５	山腹崩壊危険地区	大畑	大沼	大畑	B
５５６	山腹崩壊危険地区	空山　外１	黒坂	空山　外１	A
５５７	山腹崩壊危険地区	由ヶ入	小松野	由ヶ入	A
５５８	山腹崩壊危険地区	日影山	下山田代	日影山	B
５５９	山腹崩壊危険地区	神畑	下山田代	神畑	B
５６０	山腹崩壊危険地区	峯洞　外１	下山田代	峯洞　外１	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
５６１	山腹崩壊危険地区	折地洞	田折	折地洞	A
５６２	山腹崩壊危険地区	外山（１）	田平沢	外山	B
５６３	山腹崩壊危険地区	外山（２）	田平沢	外山	B
５６４	山腹崩壊危険地区	長坂	立岩	長坂	B
５６５	山腹崩壊危険地区	笹原	田平沢	笹原	A
５６６	山腹崩壊危険地区	坂ノ尻	田平沢	坂ノ尻	A
５６７	山腹崩壊危険地区	ウシロ	田平沢	ウシロ	C
５６８	山腹崩壊危険地区	大明神　外２	田平沢・立岩	大明神　外２	A
５６９	山腹崩壊危険地区	横畑	梨野	横畑	B
５７０	山腹崩壊危険地区	峯山（１）	野原	峯山	C
５７１	山腹崩壊危険地区	峯山（２）	野原	峯山	C
５７２	山腹崩壊危険地区	五良田	野原	五良田	C
５７３	山腹崩壊危険地区	西畑	野原	西畑	A
５７４	山腹崩壊危険地区	西川	花沢	西川	B
５７５	山腹崩壊危険地区	榎木前	花沢	榎木前	A
５７６	山腹崩壊危険地区	小御堂外１	花沢	小御堂外１	A
５７７	山腹崩壊危険地区	エス小屋（１）	羽布	エス小屋	B
５７８	山腹崩壊危険地区	エス小屋（２）	羽布	エス小屋	C
５７９	山腹崩壊危険地区	エス小屋（３）	羽布	エス小屋	B
５８０	山腹崩壊危険地区	鬼ノ平（１）	羽布	鬼ノ平	C
５８１	山腹崩壊危険地区	鬼ノ平（２）	羽布	鬼ノ平	B
５８２	山腹崩壊危険地区	草木	羽布	草木	A
５８３	山腹崩壊危険地区	二タ瀬（１）	羽布	二タ瀬	A
５８４	山腹崩壊危険地区	二タ瀬（２）	羽布	二タ瀬	B
５８６	山腹崩壊危険地区	二タ瀬（３）	羽布	二タ瀬	C
５８７	山腹崩壊危険地区	二タ瀬（４）	羽布	二タ瀬	B
５８８	山腹崩壊危険地区	横山（１）	羽布	横山	C
５８９	山腹崩壊危険地区	横山（２）	羽布	横山	A
５９０	山腹崩壊危険地区	絵下ノ入（１）	羽布	絵下ノ入	C
５９１	山腹崩壊危険地区	名牛西　外１	大沼	名牛西　外１	B
５９２	山腹崩壊危険地区	名牛西	大沼	名牛西	B
５９３	山腹崩壊危険地区	奥山	大沼	奥山	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
５９４	山原崩壊危険区域	右エ門東（１）	大沼	右エ門東	A
５９５	山腹崩壊危険地区	越田和	大沼	越田和	C
５９６	山腹崩壊危険地区	小洞外１	大沼	小洞外１	C
５９７	山腹崩壊危険地区	後庵外２	大沼	後庵外２	B
５９８	山腹崩壊危険地区	中切山上	大沼	中切山上	B
５９９	山腹崩壊危険地区	項沢	平瀬	項沢	B
６００	山腹崩壊危険地区	井ノ口	野原	井ノ口	B
６０１	山腹崩壊危険地区	神田沢	野原	神田沢	B
６０２	山腹崩壊危険地区	山口	和合	山口	B
６０３	山腹崩壊危険地区	小沼	和合	小沼	A
６０４	山腹崩壊危険地区	西ヶ洞	宇連野	西ヶ洞	B
６０５	山腹崩壊危険地区	大伏中	大沼	大伏中	B
６０６	山腹崩壊危険地区	保田	東大林	保田	C
６０７	山腹崩壊危険地区	絵下ノ入（２）	羽布	絵下ノ入	B
６０８	山腹崩壊危険地区	大下	蘭	大下	C
６０９	山腹崩壊危険地区	竹ノ内	大桑	竹ノ内	A
６１０	山腹崩壊危険地区	芦原	神殿	芦原	C
６１１	山腹崩壊危険地区	松下	宇連野	松下	C
６１２	山腹崩壊危険地区	沢尻（２）	阿蔵	沢尻	C
６１３	山腹崩壊危険地区	蔵廻	大沼	蔵廻	C
６１４	山腹崩壊危険地区	青木	大沼	青木	A
６１５	山腹崩壊危険地区	横畑	下山田代	横畑	A
６１６	山腹崩壊危険地区	向田	小松野	向田	B
６１７	山腹崩壊危険地区	花蔵（１）	大沼	花蔵	C
６１８	山腹崩壊危険地区	神子坂　外２	田折	神子坂、樋田、峯地	A
６１９	山腹崩壊危険地区	源左小屋	梨野	源左小屋	C
６２０	山腹崩壊危険地区	鬼ノ平	羽布	鬼ノ平	C
６２１	山腹崩壊危険地区	鳥下	大沼	鳥下	A
６２２	山腹崩壊危険地区	花蔵（２）	大沼	花蔵	B
６２３	山腹崩壊危険地区	社口殿	大沼	社口殿	B
６２４	山腹崩壊危険地区	高儘	大沼	高儘	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
６２５	山腹崩壊危険地区	平岩	花沢	平岩	B
６２６	山腹崩壊危険地区	杓子沢	立岩	杓子沢	A
６２７	山腹崩壊危険地区	新田	蘭	新田	B
６２８	山腹崩壊危険地区	中屋敷	蕪木	中屋敷	A
６２９	山腹崩壊危険地区	塚本下	大沼	塚本下	A
６３０	山腹崩壊危険地区	二タ瀬（５）	羽布	二タ瀬	A
６３１	山腹崩壊危険地区	法田　外１	花沢	法田　外１	C
６３２	山腹崩壊危険地区	藤墳　外１	野原	藤墳　外１	A
６３３	山腹崩壊危険地区	右ェ門東（２）	大沼	右ェ門東	B
６３４	山腹崩壊危険地区	西洞	東大林	西洞	C
６３５	山腹崩壊危険地区	沢尻（３）	阿蔵	沢尻	A
６３６	山腹崩壊危険地区	石原	阿蔵	石原	C
６３７	山腹崩壊危険地区	シャウシカマ	立岩	シャウシカマ	A
６３８	山腹崩壊危険地区	エス小屋（４）	羽布	エス小屋	A
６３９	山腹崩壊危険地区	半ノ木	東大林	半ノ木	C
６４０	山腹崩壊危険地区	大林庵（２）	東大林	大林庵	C
６４１	山腹崩壊危険地区	青木　外１	花沢	青木　外１	C
６４２	山腹崩壊危険地区	尾関	羽布	尾関	B
６４３	山腹崩壊危険地区	中切	神殿	中切	B
９０４	山腹崩壊危険地区	古宿	黒坂	古宿	C
９１８	山腹崩壊危険地区	新井前東	大沼	新井前東	A
４１６	崩壊土砂流出危険地区	北ノ平（１）	阿蔵	北ノ平	A
４１７	崩壊土砂流出危険地区	北ノ平（２）	阿蔵	北ノ平	A
４１８	崩壊土砂流出危険地区	ダンド	阿蔵	ダンド	C
４１９	崩壊土砂流出危険地区	物見石	宇連野	物見石	C
４２０	崩壊土砂流出危険地区	奥山	黒坂	奥山	C
４２１	崩壊土砂流出危険地区	大入	黒坂	大入	B
４２２	崩壊土砂流出危険地区	テラゲ	立岩	テラゲ	B
４２３	崩壊土砂流出危険地区	大下道	栃立	大下道	C
４２４	崩壊土砂流出危険地区	深田	梨野	深田	C
４２５	崩壊土砂流出危険地区	アライダシ	梨野	アライダシ	C
４２６	崩壊土砂流出危険地区	大ブナ	梨野	大ブナ	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
４２７	崩壊土砂流出危険地区	大蔵洞	野原	大蔵洞	B
４２８	崩壊土砂流出危険地区	草木	羽布	草木	C
４２９	崩壊土砂流出危険地区	鬼ノ平（１）	羽布	鬼ノ平	A
４３０	崩壊土砂流出危険地区	鬼ノ平（２）	羽布	鬼ノ平	C
４３１	崩壊土砂流出危険地区	後庵	大沼	後庵	B
４３２	崩壊土砂流出危険地区	奥山（１）	大沼	奥山	C
４３３	崩壊土砂流出危険地区	奥山（２）	大沼	奥山	C
４３４	崩壊土砂流出危険地区	八ツ頭	平瀬	八ツ頭	B
４３５	崩壊土砂流出危険地区	三ツ又沢	平瀬	三ツ又沢	C
４３６	崩壊土砂流出危険地区	熊倉	平瀬	熊倉	C
４３７	崩壊土砂流出危険地区	二タ瀬（１）	羽布	二タ瀬	A
４３８	崩壊土砂流出危険地区	二タ瀬（２）	羽布	二タ瀬	B
４３９	崩壊土砂流出危険地区	谷渡	宇連野	谷渡	B
４４０	崩壊土砂流出危険地区	エス小屋（１）	羽布	エス小屋	B
４４１	崩壊土砂流出危険地区	二タ瀬（３）	羽布	二タ瀬	A
４４２	崩壊土砂流出危険地区	二タ瀬（４）	羽布	二タ瀬	A
４４３	崩壊土砂流出危険地区	二タ瀬（５）	羽布	二タ瀬	B
４４４	崩壊土砂流出危険地区	エス小屋（２）	羽布	エス小屋	A
４４５	崩壊土砂流出危険地区	柿田　他	羽布	柿田　他	B
４４６	崩壊土砂流出危険地区	広畑	大沼	広畑	B

【足助地区】

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
３０７	山腹崩壊危険地区	本郷	安実京	本郷	A
３０８	山腹崩壊危険地区	マノ（１）	安実京	マノ	B
３０９	山腹崩壊危険地区	マノ（２）	安実京	マノ	B
３１０	山腹崩壊危険地区	滝ヶ洞	明川	滝ヶ洞	B
３１１	山腹崩壊危険地区	フセタ	明川	フセタ	A
３１２	山腹崩壊危険地区	大平	明川	大平	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
３１３	山腹崩壊危険地区	井戸洞　外１	平沢	井戸洞　外１	A
３１５	山腹崩壊危険地区	山ノ神　外２	明川	山ノ神　外２	A
３１６	山腹崩壊危険地区	今岡　外１	足助	今岡　外１	A
３１７	山腹崩壊危険地区	平岩	足助	平岩	C
３１８	山腹崩壊危険地区	井ノ上	足助	井ノ上	B
３１９	山腹崩壊危険地区	飯盛	足助	飯盛	A
３２０	山腹崩壊危険地区	月ノ入	足助	月ノ入	C
３２１	山腹崩壊危険地区	弓折	足助	弓折	B
３２２	山腹崩壊危険地区	成瀬	足助	成瀬	A
３２３	山腹崩壊危険地区	御所山	足助	御所山	A
３２４	山腹崩壊危険地区	四ッ田	綾渡	四ッ田	A
３２５	山腹崩壊危険地区	茶洗	岩谷	茶洗	A
３２６	山腹崩壊危険地区	日陰洞	有洞	日陰洞	B
３２７	山腹崩壊危険地区	向洞	有洞	向洞	A
３２８	山腹崩壊危険地区	百々	上八木	百々	B
３２９	山腹崩壊危険地区	臼木	上八木	臼木	A
３３０	山腹崩壊危険地区	向田　外１	漆畑	向田　外１	A
３３１	山腹崩壊危険地区	大畑　外１	漆畑	大畑　外１	B
３３２	山腹崩壊危険地区	亀田	近岡	亀田	A
３３３	山腹崩壊危険地区	長洞	井ノ口	長洞	A
３３４	山腹崩壊危険地区	長入	井ノ口	長入	A
３３５	山腹崩壊危険地区	山ノ神　外３	東大島	山ノ神　外３	A
３３６	山腹崩壊危険地区	馬橋	近岡	馬橋	A
３３７	山腹崩壊危険地区	大滝　外２	田振	大滝　外２	B
３３８	山腹崩壊危険地区	東入　外１	田振	東入　外１	A
３３９	山腹崩壊危険地区	塩平	篭林	塩平	A
３４０	山腹崩壊危険地区	東	大井	東	A
３４１	山腹崩壊危険地区	辻畑	大河原	辻畑	B
３４２	山腹崩壊危険地区	中畑　外１	大河原	中畑　外１	B
３４３	山腹崩壊危険地区	横手山	大蔵	横手山	A
３４４	山腹崩壊危険地区	餅田	大多賀	餅田	C
３４５	山腹崩壊危険地区	三浦	大多賀	三浦	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
３４６	山腹崩壊危険地区	隠屋	大多賀	隠屋	B
３４７	山腹崩壊危険地区	百田	大塚	百田	B
３４８	山腹崩壊危険地区	塩平	篭林	塩平	B
３４９	山腹崩壊危険地区	大洞	篭林	大洞	C
３５０	山腹崩壊危険地区	京良平	篭林	京良平	B
３５１	山腹崩壊危険地区	ヒロハタ	上小田	ヒロハタ	B
３５２	山腹崩壊危険地区	イモウ　外３	上小田	イモウ　外３	C
３５３	山腹崩壊危険地区	皿田	上佐切	皿田	A
３５４	山腹崩壊危険地区	鳥飼場　外２	国谷	鳥飼場　外２	B
３５５	山腹崩壊危険地区	前山外２	国谷	前山外２	A
３５６	山腹崩壊危険地区	畑中	上脇	畑中	C
３５７	山腹崩壊危険地区	大宮	上脇	大宮	C
３５８	山腹崩壊危険地区	草沢	川面	草沢	C
３５９	山腹崩壊危険地区	段ヶ久保	川面	段ヶ久保	A
３６０	山腹崩壊危険地区	日影	川面	日影	B
３６１	山腹崩壊危険地区	枝玉（１）	川面	枝玉	B
３６２	山腹崩壊危険地区	尺地貝戸	川面	尺地貝戸	A
３６３	山腹崩壊危険地区	土平　外１	川面	土平　外１	A
３６４	山腹崩壊危険地区	堂平　外２	川面	堂平　外２	A
３６５	山腹崩壊危険地区	平地	東川端	平地	A
３６６	山腹崩壊危険地区	伯母平	北小田	伯母平	B
３６７	山腹崩壊危険地区	高山　外２	霧山	高山　外２	A
３６８	山腹崩壊危険地区	三本木　外３	上切山	三本木　外３	A
３６９	山腹崩壊危険地区	東田	霧山	東田	C
３７０	山腹崩壊危険地区	肉平	連谷	肉平	B
３７１	山腹崩壊危険地区	御堂ノ入　外１	桑田和	御堂ノ入　外１	A
３７２	山腹崩壊危険地区	入地　外１	桑田和	入地　外１	A
３７３	山腹崩壊危険地区	室屋	富岡	室屋	B
３７４	山腹崩壊危険地区	南	小町	南	B
３７５	山腹崩壊危険地区	坂屋　外１	小町	坂屋　外１	A
３７６	山腹崩壊危険地区	引地	五反田	引地	A
３７７	山腹崩壊危険地区	サラタ	五反田	サラタ	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
３７８	山腹崩壊危険地区	ナメラ	塩ノ沢	ナメラ	A
３７９	山腹崩壊危険地区	南垣内　外２	下佐切	南垣内　外２	B
３８０	山腹崩壊危険地区	仙現下	下佐切	仙現下	B
３８１	山腹崩壊危険地区	日向	下佐切	日向	B
３８２	山腹崩壊危険地区	宮坂	下国谷	宮坂	B
３８３	山腹崩壊危険地区	真垣内	下国谷	真垣内	A
３８４	山腹崩壊危険地区	鏡　外２	下国谷	鏡　外２	A
３８５	山腹崩壊危険地区	馬場	下平	馬場	B
３８６	山腹崩壊危険地区	神原	白倉	神原	A
３８７	山腹崩壊危険地区	天ヶ峰	白倉	天ヶ峰	A
３８８	山腹崩壊危険地区	上金田	足助白山	上金田	C
３８９	山腹崩壊危険地区	栃ヶ洞	新盛	栃ヶ洞	A
３９０	山腹崩壊危険地区	日蔭	新盛	日蔭	A
３９１	山腹崩壊危険地区	開サ洞	新盛	開サ洞	C
３９２	山腹崩壊危険地区	菅生	菅生	菅生	A
３９３	山腹崩壊危険地区	石亀	菅生	石亀	A
３９４	山腹崩壊危険地区	大皿田　外２	摺	大皿田　外２	A
３９５	山腹崩壊危険地区	大洞	千田	大洞	C
３９６	山腹崩壊危険地区	丸根	竜岡	丸根	B
３９７	山腹崩壊危険地区	森平	竜岡	森平	A
３９８	山腹崩壊危険地区	大久後	玉野	大久後	C
３９９	山腹崩壊危険地区	十王下	桑田和	十王下	A
４００	山腹崩壊危険地区	中寸田崎	葛沢	中寸田崎	C
４０１	山腹崩壊危険地区	枇杷所	葛沢	枇杷所	C
４０２	山腹崩壊危険地区	神場坂　外１	葛沢	神場坂　外１	A
４０３	山腹崩壊危険地区	割石	室口	割石	A
４０４	山腹崩壊危険地区	坂　外２	椿立	坂　外２	A
４０５	山腹崩壊危険地区	東	栃本	東	A
４０６	山腹崩壊危険地区	大栃本	栃本	大栃本	C
４０７	山腹崩壊危険地区	東道上　外１	戸中	東道上　外１	A
４０８	山腹崩壊危険地区	西道上	戸中	西道上	A
４０９	山腹崩壊危険地区	浜居場	中立	浜居場	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
４１０	山腹崩壊危険地区	小畑前　外２	中立	小畑前　外２	A
４１１	山腹崩壊危険地区	下ノ前	中立	下ノ前	B
４１２	山腹崩壊危険地区	百々	中立	百々	B
４１３	山腹崩壊危険地区	後山	足助	後山	A
４１４	山腹崩壊危険地区	西ノ入　外１	足助	西ノ入　外１	B
４１５	山腹崩壊危険地区	石畑	永野	石畑	C
４１６	山腹崩壊危険地区	中島	西樫尾	中島	A
４１７	山腹崩壊危険地区	向田　外２	西樫尾	向田　外２	A
４１８	山腹崩壊危険地区	奥山	怒田沢	奥山	A
４１９	山腹崩壊危険地区	屋毛	怒田沢	屋毛	A
４２０	山腹崩壊危険地区	鳶沢	怒田沢	鳶沢	A
４２１	山腹崩壊危険地区	向イ山	怒田沢	向イ山	B
４２２	山腹崩壊危険地区	中田	野林	中田	B
４２３	山腹崩壊危険地区	境	野林	境	A
４２４	山腹崩壊危険地区	黒木上	則定	黒木上	B
４２５	山腹崩壊危険地区	寺田	則定	寺田	A
４２６	山腹崩壊危険地区	川谷	則定	川谷	B
４２７	山腹崩壊危険地区	向	則定	向	C
４２８	山腹崩壊危険地区	旭	冷田	旭	B
４２９	山腹崩壊危険地区	旭　外１	冷田	旭　外１	B
４３０	山腹崩壊危険地区	西貝戸	東大見	西貝戸	B
４３１	山腹崩壊危険地区	札ノ辻　外１	東大見	札ノ辻　外１	A
４３２	山腹崩壊危険地区	市平	東大見	市平	A
４３３	山腹崩壊危険地区	市平　外１	東大見	市平　外１	A
４３４	山腹崩壊危険地区	上切	東大見	上切	A
４３５	山腹崩壊危険地区	寺田洞　外１	東中山	寺田洞　外１	A
４３６	山腹崩壊危険地区	神ノ木	久木	神ノ木	A
４３７	山腹崩壊危険地区	柳ヶ入　外１	平沢	柳ヶ入　外１	A
４３８	山腹崩壊危険地区	アラト	平折	アラト	C
４３９	山腹崩壊危険地区	溝畑	二夕宮	溝畑	A
４４０	山腹崩壊危険地区	日向	二夕宮	日向	A
４４１	山腹崩壊危険地区	稲場貝戸	二夕宮	稲場貝戸	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
４４２	山腹崩壊危険地区	滝沢	御内	滝沢	A
４４３	山腹崩壊危険地区	田ノ士里	御内	田ノ士里	C
４４４	山腹崩壊危険地区	東切	御内	東切	A
４４５	山腹崩壊危険地区	大奥山	御内	大奥山	A
４４６	山腹崩壊危険地区	柊木　外２	御蔵	柊木　外２	A
４４７	山腹崩壊危険地区	畑中　外１	御蔵	畑中　外１	A
４４８	山腹崩壊危険地区	森ノ上	室口	森ノ上	A
４４９	山腹崩壊危険地区	入根	室口	入根	C
４５０	山腹崩壊危険地区	ヒヨモ　外２	室口	ヒヨモ　外２	A
４５１	山腹崩壊危険地区	川見	岩神	川見	B
４５２	山腹崩壊危険地区	堂根　外２	岩神	堂根　外２	A
４５３	山腹崩壊危険地区	荒田　外１	山谷	荒田　外１	B
４５４	山腹崩壊危険地区	本洞	山谷	本洞	B
４５５	山腹崩壊危険地区	中洞　外２	山ノ中立	中洞　外２	A
４５６	山腹崩壊危険地区	十明山（１）	四ッ松	十明山	B
４５７	山腹崩壊危険地区	中畑	月原	中畑	A
４５８	山腹崩壊危険地区	安ノ平	月原	安ノ平	A
４５９	山腹崩壊危険地区	子ブ　外１	月原	子ブ　外１	A
４６０	山腹崩壊危険地区	小沼洞	怒田沢	小沼洞	A
４６１	山腹崩壊危険地区	閑蔵連	川面	閑蔵連	C
４６２	山腹崩壊危険地区	青木	則定	青木	B
４６３	山腹崩壊危険地区	日影	山谷	日影	B
４６４	山腹崩壊危険地区	十明山（２）	四ッ松	十明山	C
４６５	山腹崩壊危険地区	大貝津・数加	小	大貝津・数加	A
４６６	山腹崩壊危険地区	森ノ下	小	森ノ下	A
４６７	山腹崩壊危険地区	猿海老	上切山	猿海老	B
４６８	山腹崩壊危険地区	伴上貝戸	大井	伴上貝戸	A
４６９	山腹崩壊危険地区	瓜ノ田・風穴	北小田	瓜ノ田、風穴	A
４７０	山腹崩壊危険地区	イナハ	千田	イナハ	A
４７１	山腹崩壊危険地区	古沼	玉野	古沼	B
４７２	山腹崩壊危険地区	上貝戸	二夕宮	上貝戸	C
４７３	山腹崩壊危険地区	千ノ田・芦ノ入	上八木	千ノ田、芦ノ入	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
４７４	山腹崩壊危険地区	平岩	上八木	平岩	B
４７５	山腹崩壊危険地区	森下	新盛	森下	A
４７６	山腹崩壊危険地区	山ノ神	久木	山ノ神	B
４７８	山腹崩壊危険地区	北伴上貝戸、下久木	久木	北伴上貝戸外２	C
４７９	山腹崩壊危険地区	宮下	小手沢	宮下	A
４８０	山腹崩壊危険地区	川平	大蔵	川平	C
４８１	山腹崩壊危険地区	向田	東中山	向田	C
４８２	山腹崩壊危険地区	紺屋貝戸	中立	紺屋貝戸	C
４８３	山腹崩壊危険地区	佐切田前	足助白山	佐切田前	C
４８４	山腹崩壊危険地区	森ノ洞、堂ノ洞	足助白山	森ノ洞、堂ノ洞	A
４８５	山腹崩壊危険地区	宮ノ洞	久木	宮ノ洞	C
４８６	山腹崩壊危険地区	日向	富岡	日向	A
４８７	山腹崩壊危険地区	向イ	富岡	向イ	C
４８８	山腹崩壊危険地区	本洞	山谷	本洞	A
４８９	山腹崩壊危険地区	日向	有洞	日向	A
４９０	山腹崩壊危険地区	中本郷	葛沢	中本郷	B
４９１	山腹崩壊危険地区	東ノ洞、中ノ切	野林	東ノ洞、中ノ切	C
４９２	山腹崩壊危険地区	松戻り	桑原田	松戻り	B
４９３	山腹崩壊危険地区	棚ヤゲ、屋ゲ	国閑	棚ヤゲ、屋ゲ	A
４９４	山腹崩壊危険地区	餅田	沢ノ堂	餅田	A
４９５	山腹崩壊危険地区	前田	連谷	前田	A
４９６	山腹崩壊危険地区	郷敷	四ッ松	郷敷	C
４９７	山腹崩壊危険地区	梅平	上切山	梅平	B
４９８	山腹崩壊危険地区	塩井屋敷　外２	竜岡	塩井屋敷　外２	B
４９９	山腹崩壊危険地区	瑞竜（１）	小	瑞竜	C
５００	山腹崩壊危険地区	瑞竜（２）	小	瑞竜	C
５０１	山腹崩壊危険地区	引地	中立	引地	B
５０２	山腹崩壊危険地区	藤ケタワ（１）	大多賀	藤ケタワ	A
５０３	山腹崩壊危険地区	持アラバ	足助白山	持アラバ	B
５０４	山腹崩壊危険地区	清水元	実栗	清水元	C
５０５	山腹崩壊危険地区	久楽後（１）	実栗	久楽後	B
５０６	山腹崩壊危険地区	寺田　外３	細田	寺田　外３	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
５０７	山腹崩壊危険地区	二イヤ　外２	上小田	二イヤ　外２	B
５０８	山腹崩壊危険地区	亀割	御内	亀割	B
５０９	山腹崩壊危険地区	山ノ上	沢ノ堂	山ノ上	A
５１０	山腹崩壊危険地区	西久保	上切山	西久保	B
５１１	山腹崩壊危険地区	末長	御蔵	末長	C
５１２	山腹崩壊危険地区	東口論部	御内	東口論部	A
５１３	山腹崩壊危険地区	下本郷	葛沢	下本郷	A
５１４	山腹崩壊危険地区	大柏上	月原	大柏上	C
５１５	山腹崩壊危険地区	川見	足助	川見	A
５１６	山腹崩壊危険地区	井ノ元	月原	井ノ元	C
５１７	山腹崩壊危険地区	日陰	二夕宮	日陰	B
５１８	山腹崩壊危険地区	川向イ田	上八木	川向イ田	A
５１９	山腹崩壊危険地区	岩立	明川	岩立	C
５２０	山腹崩壊危険地区	亀平	明川	亀平	A
５２１	山腹崩壊危険地区	梅屋下	下国谷	梅屋下	C
５２２	山腹崩壊危険地区	万場	五反田	万場	A
５２３	山腹崩壊危険地区	柿ヶ坪	五反田	柿ヶ坪	B
５２４	山腹崩壊危険地区	キノコキ	明川	キノコキ	A
５２５	山腹崩壊危険地区	赤羽	北小田	赤羽	C
５２６	山腹崩壊危険地区	蛇石	足助	蛇石	A
５２７	山腹崩壊危険地区	南	富岡	南	A
５２８	山腹崩壊危険地区	栃木　外３	東中山	栃木　外３	A
５２９	山腹崩壊危険地区	青木　外１	菅生	青木　外１	C
５３０	山腹崩壊危険地区	神子ヶ入　外１	明川	神子ヶ入　外１	C
５３１	山腹崩壊危険地区	鍛冶ヶ下　外３	四ツ松	鍛冶ヶ下　外３	B
５３２	山腹崩壊危険地区	久楽後（２）	実栗	久楽後	C
５３３	山腹崩壊危険地区	東ノ洞	野林	東ノ洞	C
５３４	山腹崩壊危険地区	藤ケタワ（２）	大多賀	藤ケタワ	A
５３５	山腹崩壊危険地区	石神	大蔵	石神	B
５３６	山腹崩壊危険地区	松下	西樫尾	松下	A
５３７	山腹崩壊危険地区	小木山	怒田沢	小木山	B
５３８	山腹崩壊危険地区	枝玉（２）	川面	枝玉	B

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
５３９	山腹崩壊危険地区	奥山	怒田沢	奥山	C
５４０	山腹崩壊危険地区	柳	漆畑	柳	B
５４１	山腹崩壊危険地区	天バク	山ノ中立	天バク	A
９０５	山腹崩壊危険地区	粟下シ	御蔵	粟下シ	A
９０７	山腹崩壊危険地区	藤揚	四ッ松	藤揚	B
９０８	山腹崩壊危険地区	川造	足助白山	川造	B
９１０	山腹崩壊危険地区	小田口	二夕宮	小田口	B
９１５	山腹崩壊危険地区	須ノ夫	新盛	須ノ夫	A
２	地すべり危険地区	平石	東中山	平石	B
２８９	崩壊土砂流出危険地区	通り洞	明川	通り洞	B
２９０	崩壊土砂流出危険地区	向田	明川	向田	B
２９１	崩壊土砂流出危険地区	ヤオトシ	明川	ヤオトシ	B
２９２	崩壊土砂流出危険地区	深沢	明川	深沢	C
２９３	崩壊土砂流出危険地区	総山	足助	総山	C
２９４	崩壊土砂流出危険地区	落部	足助	落部	B
２９５	崩壊土砂流出危険地区	萩ノ田	上八木	萩ノ田	C
２９６	崩壊土砂流出危険地区	百々	上八木	百々	C
２９７	崩壊土砂流出危険地区	下貝戸	上八木	下貝戸	C
２９８	崩壊土砂流出危険地区	坂	上八木	坂	C
２９９	崩壊土砂流出危険地区	八ツヶ蔵連	井ノ口	八ツヶ蔵連	C
３００	崩壊土砂流出危険地区	橋詰	田振	橋詰	C
３０１	崩壊土砂流出危険地区	白井	大河原	白井	C
３０２	崩壊土砂流出危険地区	名目理	大河原	名目理	C
３０３	崩壊土砂流出危険地区	大摺	大河原	大摺	B
３０４	崩壊土砂流出危険地区	落	大河原	落	B
３０５	崩壊土砂流出危険地区	中ノ洞	大蔵連	中ノ洞	A
３０６	崩壊土砂流出危険地区	下平（１）	大多賀	下平	C
３０７	崩壊土砂流出危険地区	下平（２）	大多賀	下平	C
３０８	崩壊土砂流出危険地区	下平（３）	大多賀	下平	C
３０９	崩壊土砂流出危険地区	不二平	大多賀	不二平	C
３１０	崩壊土砂流出危険地区	餅田	大多賀	餅田	C
３１１	崩壊土砂流出危険地区	八子（１）	大多賀	八子	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
３１２	崩壊土砂流出危険地区	八子（２）	大多賀	八子	C
３１３	崩壊土砂流出危険地区	藤ケタワ（１）	大多賀	藤ケタワ	C
３１４	崩壊土砂流出危険地区	藤ケタワ（２）	大多賀	藤ケタワ	C
３１５	崩壊土砂流出危険地区	椹木谷（１）	大多賀	椹木谷	C
３１６	崩壊土砂流出危険地区	椹木谷（２）	大多賀	椹木谷	C
３１７	崩壊土砂流出危険地区	奥山（１）	川面	奥山	C
３１８	崩壊土砂流出危険地区	奥山（２）	川面	奥山	B
３１９	崩壊土砂流出危険地区	押ノ山	川面	押ノ山	B
３２０	崩壊土砂流出危険地区	日影	川面	日影	C
３２１	崩壊土砂流出危険地区	猿戸屋	東川端	猿戸屋	C
３２２	崩壊土砂流出危険地区	橋戸	東川端	橋戸	B
３２３	崩壊土砂流出危険地区	大日影（１）	桑田和	大日影	A
３２４	崩壊土砂流出危険地区	大日影（２）	桑田和	大日影	A
３２５	崩壊土砂流出危険地区	水上	小	水上	B
３２６	崩壊土砂流出危険地区	大月	新盛	大月	C
３２７	崩壊土砂流出危険地区	足ノ草	新盛	足ノ草	B
３２８	崩壊土砂流出危険地区	打込	摺	打込	B
３２９	崩壊土砂流出危険地区	矢落	摺	矢落	C
３３０	崩壊土砂流出危険地区	吉ヶ入	千田	吉ヶ入	C
３３１	崩壊土砂流出危険地区	大薮	竜岡	大薮	B
３３２	崩壊土砂流出危険地区	屋下	栃ノ沢	屋下	C
３３３	崩壊土砂流出危険地区	浜居場	中立	浜居場	C
３３４	崩壊土砂流出危険地区	神於倉	中立	神於倉	C
３３６	崩壊土砂流出危険地区	蛇這	足助	蛇這	B
３３７	崩壊土砂流出危険地区	西大空	西樫尾	西大空	C
３３８	崩壊土砂流出危険地区	赤田和	平沢	赤田和	B
３３９	崩壊土砂流出危険地区	下平樫	二夕宮	下平樫	C
３４０	崩壊土砂流出危険地区	登沢	御内	登沢	C
３４１	崩壊土砂流出危険地区	山口・長水	御蔵	山口・長水	A
３４２	崩壊土砂流出危険地区	長沢	御蔵	長沢	B
３４３	崩壊土砂流出危険地区	畑中	御蔵	畑中	B
３４４	崩壊土砂流出危険地区	粟下シ	御蔵	粟下シ	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
３４５	崩壊土砂流出危険地区	引地	御蔵	引地	C
３４６	崩壊土砂流出危険地区	月ノ入	御蔵	月ノ入	C
３４７	崩壊土砂流出危険地区	山ノ神	実栗	山ノ神	B
３４８	崩壊土砂流出危険地区	七升蒔	岩神	七升蒔	B
３４９	崩壊土砂流出危険地区	十明山	四ツ松	十明山	B
３５０	崩壊土砂流出危険地区	前田	連谷	前田	B
３５１	崩壊土砂流出危険地区	石神	連谷	石神	C
３５２	崩壊土砂流出危険地区	栃平	連谷	栃平	C
３５３	崩壊土砂流出危険地区	森腰	連谷	森腰	C
３５４	崩壊土砂流出危険地区	羽根ヶ瀬	月原	羽根ヶ瀬	C
３５５	崩壊土砂流出危険地区	松ヶ洞	月原	松ヶ洞	C
３５６	崩壊土砂流出危険地区	下中ノ沢	月原	下中ノ沢	B
３５７	崩壊土砂流出危険地区	丸竹	月原	丸竹	C
３５８	崩壊土砂流出危険地区	明摺川	月原	明摺川	C
３５９	崩壊土砂流出危険地区	樋ノ沢（１）	月原	樋ノ沢	B
３６０	崩壊土砂流出危険地区	樋ノ沢（２）	月原	樋ノ沢	C
３６１	崩壊土砂流出危険地区	金蔵連	御内	金蔵連	B
３６２	崩壊土砂流出危険地区	下切	御内	下切	C
３６３	崩壊土砂流出危険地区	天狗山（１）	御内	天狗山	B
３６４	崩壊土砂流出危険地区	天狗山（２）	御内	天狗山	B
３６５	崩壊土砂流出危険地区	上浦山（１）	御内	上浦山	B
３６６	崩壊土砂流出危険地区	上浦山（２）	御内	上浦山	B
３６７	崩壊土砂流出危険地区	深沢（１）	明川	深沢	C
３６８	崩壊土砂流出危険地区	深沢（２）	明川	深沢	C
３６９	崩壊土砂流出危険地区	井ノ元	月原	井ノ元	A
３７０	崩壊土砂流出危険地区	五倫	小	五倫	A
３７１	崩壊土砂流出危険地区	田畑	小	田畑	B
３７２	崩壊土砂流出危険地区	岩立	明川	岩立	A
３７３	崩壊土砂流出危険地区	中平	上八木	中平	A
３７４	崩壊土砂流出危険地区	奥山	怒田沢	奥山	B
３７５	崩壊土砂流出危険地区	隠屋	大多賀	隠屋	C
３７６	崩壊土砂流出危険地区	萩ヶ根	御内	萩ヶ根	C

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
３７７	崩壊土砂流出危険地区	坂洞	足助	坂洞	B
３７８	崩壊土砂流出危険地区	チソ	明川	チソ	C
３７９	崩壊土砂流出危険地区	狐塚	竜岡	狐塚	B
３８０	崩壊土砂流出危険地区	胡桃ノ草	葛沢	胡桃ノ草	C
３８１	崩壊土砂流出危険地区	大奥山	御内	大奥山	C
３８２	崩壊土砂流出危険地区	竜留	小	竜留	A
３８３	崩壊土砂流出危険地区	奥山	東大見	奥山	C
３８４	崩壊土砂流出危険区域	フセタ	明川	フセタ	A
３８５	崩壊土砂流出危険地区	深沢（３）	明川	深沢	A
３８６	崩壊土砂流出危険地区	深沢（４）	明川	深沢	A
３８７	崩壊土砂流出危険地区	上浦山（３）	御内	上浦山	B
３８８	崩壊土砂流出危険地区	浦山（１）	御内	浦山	C
３８９	崩壊土砂流出危険地区	浦山（２）	御内	浦山	C
３９０	崩壊土砂流出危険区域	入出り	月原	入出り	B
３９１	崩壊土砂流出危険地区	平岩	御蔵	平岩	B
３９２	崩壊土砂流出危険地区	井ノ元（１）	月原	井ノ元	B
３９３	崩壊土砂流出危険地区	井ノ元（２）	月原	井ノ元	B
３９４	崩壊土砂流出危険地区	草沢	川面	草沢	A
３９５	崩壊土砂流出危険地区	茶磨	小町	茶磨	A
３９６	崩壊土砂流出危険地区	岩立（１）	明川	岩立	C
３９７	崩壊土砂流出危険地区	岩立（２）	明川	岩立	C
３９８	崩壊土砂流出危険地区	岩立（３）	明川	岩立	C
３９９	崩壊土砂流出危険地区	総山	足助	総山	C
４００	崩壊土砂流出危険地区	不二平	大多賀	不二平	C
４０１	崩壊土砂流出危険地区	木夕橋	足助	木夕橋	A
４０２	崩壊土砂流出危険地区	日向東	東渡合	日向東	B
４０３	崩壊土砂流出危険地区	日向東　外１	東渡合	日向東　外１	B
４０４	崩壊土砂流出危険地区	日向中	東渡合	日向中	B
４０５	崩壊土砂流出危険地区	深沢（５）	明川	深沢	C
４０６	崩壊土砂流出危険地区	深沢（６）	明川	深沢	A
４０７	崩壊土砂流出危険地区	中平（１）	上八木	中平	C
４０８	崩壊土砂流出危険地区	中平（２）	上八木	中平	A

地区番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
４０９	崩壊土砂流出危険地区	八子（３）	大多賀	八子	B
４１０	崩壊土砂流出危険地区	西ヶ入	井ノ口	西ヶ入	A
４１１	崩壊土砂流出危険地区	ヤオトシ	明川	ヤオトシ	B
４１２	崩壊土砂流出危険地区	根木貝戸	東大見	根木貝戸	B
４１３	崩壊土砂流出危険地区	大岩	明川	大岩	C
４１４	崩壊土砂流出危険地区	中峰	久木	中峰	B
４１５	崩壊土砂流出危険地区	滝ノ洞	大河原	滝ノ洞	B

地 区 名	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区
豊　田	１０６箇所	９９箇所	１箇所
藤　岡	４５箇所	８６箇所	―
小　原	１３１箇所	１１０箇所	―
旭	１５６箇所	１３６箇所	―
稲　武	９９箇所	１２０箇所	１箇所
下　山	１０２箇所	３１箇所	―
足　助	２３８箇所	１２６箇所	１箇所
合　計	８７７箇所	７０８箇所	３箇所

(注)1. 山腹崩壊危険地区とは、山腹崩壊により公共施設・人家等に直接被害を与えるおそれのある地区。
崩壊土砂流出危険区域とは、山腹崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、災害が発生するおそれのある地区。
地すべり危険地区とは、地すべりにより公共施設・人家等に直接被害を与えるおそれのある地区。

2. これらの危険地区は、現在の技術水準の調査によって把握されたものです。この危険地区以外でも、災害が発生する可能性があります。

（森林課）

8　道路の現況及び注意箇所等

（1）市内道路及び橋りょうの現況

（令和７年４月１日現在）

種別		道路延長　（㎞）	橋りょう　(箇所)
国道		２０３	２１４　(97)
	１５３号	６０	５１　(25)
	１５５号	２３	２４　(16)
	２４８号	８	１３　(4)
	３０１号	２８	３８　(17)
	４１９号	４３	４８　(23)
	２５７号	１２	１６　(2)
	４２０号	１７	１７　(7)
	４７３号	１２	７　(2)
県道		５９８	６２４（201）
	主要地方道	１９６	２３５　(92)
	一般県道	４０２	３８９（109）
市道		２，６２９	１，１５３（408）
合計		３，４３０	１，９９１（706）

（注）橋梁数の（　）は、そのうちの 15 メートル以上のものの数

（土木管理課）

（2）道路通行規制箇所

（令和７年４月１日現在）

管理番号	道路名		規制区間	延長 (km)	通行注意時間雨量連続 (mm)	通行止時間雨量		管理機関
	種別	路線名				連続 (mm)	時間 (mm)	
4	国道	国道２５７号	豊田市川手町～豊田市稲武町	6.9	100	150	40	県豊田加茂建設事務所
7	国道	国道４１９号	豊田市大ヶ蔵連町	4.3	100	150	40	県豊田加茂建設事務所

管理番号	道路名		規制区間	延長(km)	通行注意時間雨量連続(mm)	通行止時間雨量		管理機関
	種別	路線名				連続(mm)	時間(mm)	
			～豊田市上仁木町					
23	主要地方道	豊田明智線	豊田市笹戸町～豊田市小渡町	5.3	100	150	40	県豊田加茂建設事務所
24	主要地方道	豊田明智線	豊田市下切町～豊田市須渕町	5.7	100	120	40	県豊田加茂建設事務所
25	主要地方道	豊田多治見線	豊田市木瀬町～豊田市三箇町	3.7	100	150	40	県豊田加茂建設事務所
27	主要地方道	土岐足助線	豊田市宮代町～豊田市下切町	7.3	100	120	40	県豊田加茂建設事務所
28	主要地方道	土岐足助線	豊田市小渡町～豊田市新盛町	7.9	100	120	40	県豊田加茂建設事務所
29	主要地方道	瑞浪大野瀬線	岐阜・愛知県境～豊田市大野瀬町	3.8	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
35	主要地方道	岡崎足助線	豊田市鵜ヶ瀬町～豊田市近岡町	10.8	100	150	40	県豊田加茂建設事務所
39	主要地方道	東栄稲武線	設楽町津具～豊田市稲武町	14.6	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
43	一般県道	加茂川志賀線	豊田市加茂川町～豊田市中垣内町	4.4	100	150	40	県豊田加茂建設事務所
44	一般県道	北一色東広瀬線	豊田市西広瀬町～豊田市迫町	5.9	100	120	40	県豊田加茂建設事務所
45	一般県道	上仁木明智線	豊田市宮代町～豊田市東郷町	5.1	100	120	40	県豊田加茂建設事務所
46	一般県道	平畑土岐線	豊田市平畑町～豊田市小原町	6.2	100	120	40	県豊田加茂建設事務所

管理番号	道路名		規制区間	延長(km)	通行注意時間雨量連続(mm)	通行止時間雨量		管理機関
	種別	路線名				連続(mm)	時間(mm)	
47	一般県道	島崎豊田線	豊田市島崎町～豊田市平畑町	4.1	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
48	一般県道	島崎豊田線	豊田市笹戸町～豊田市石野町	16.5	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
49	一般県道	大野瀬小渡線	豊田市川手町～豊田市牛地町	8.1	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
50	一般県道	大野瀬小渡線	豊田市牛地町～豊田市小渡町	9	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
51	一般県道	大沼足助線	豊田市平瀬町～豊田市安実京町	10.5	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
52	一般県道	田峯東大見線	豊田市御内町～豊田市東大見町	6.8	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
71	一般県道	牛地大多賀線	豊田市連谷町～豊田市大多賀町	3.1	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
72	一般県道	沢田御作線	豊田市北篠平町～豊田市御作町	4.4	100	150	40	県豊田加茂建設事務所
73	一般県道	木瀬富田線	豊田市木瀬町～豊田市富田町	6.5	100	150	40	県豊田加茂建設事務所
74	一般県道	笹戸小田木線	豊田市笹戸町～豊田市大坪町	4.7	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
75	一般県道	笹戸小田木線	豊田市田津原町～豊田市小田木町	6.4	70	100	30	県豊田加茂建設事務所
78	一般県道	大野瀬小渡線	豊田市押山町～豊田市川手町	1.2	70	100	30	県豊田加茂建設事務所

管理番号	道路名		規制区間	延長(km)	通行注意時間雨量連続(mm)	通行止時間雨量		管理機関
	種別	路線名				連続(mm)	時間(mm)	
102 103	主要地方道	猿投グリーンロード	全線	13.1		150	40	愛知県道路公社
111	一般国道	１５３号	豊田市明川町～豊田市小田木町	7.4		150		国土交通省名古屋国道事務所

（土木管理課）

9　緊急輸送道路及び交通規制路線

（１） 県指定 緊急輸送道路（市内）

（令和７年１０月３１日現在）

区 分	路　線　名	起　点	終　点
第１次	東名高速道路	全　区　間	
	新東名高速道路	全　区　間	
	伊勢湾岸自動車道	全　区　間	
	東海環状自動車道	全　区　間	
	（国）１５５号	全　区　間	
	（国）２４８号	渡刈町	挙母町（挙母町１交点）
	（国）１５３号	全　区　間	
	衣浦豊田道路	全　区　間	
第２次	（国）３０１号	黒坂町（下山地区）	挙母町（挙母町１交点）
	（国）４１９号	大ケ蔵連町（小原地区）	陣中町（陣中町１北交点）
	（国）２５７号	中当町（稲武地区）	押山町（稲武地区）
	（国）４２０号	足助町（足助地区）	阿蔵町（下山地区）
	（国）４７３号	黒坂町（下山地区）	阿蔵町（下山地区）
	（主）力石名古屋線 (猿投グリーンロード)	力石町（力石ＩＣ東交点）	八草町
	（主）豊田明智線	平戸橋町（平戸大橋西交点）	須渕町
	（主）豊田一色線	大林町（大林町８交点）	吉原町
	（主）豊田安城線	美山町	福受町
	（主）豊田多治見線	西中山町（藤岡地区）	西中山町（藤岡地区）
	（主）瀬戸設楽線	折平町（藤岡地区）	上川口町（藤岡地区）
	（主）土岐足助線	小渡町（旭地区）	新盛町（足助地区）
	（主）岡崎足助線	鵜ケ瀬町（松平橋東交点）	近岡町（足助地区）
	（主）名古屋岡崎線	生駒町（生駒町東山交点）	福受町

区 分	指 定 区 間	市道 No.	路 線 名	起 点	終 点	延長 (km)
第３次	（国）１５３号 ～ 豊田市役所東西庁舎	114	蔵前前山線	市役所前交点	拠点入口	0.1
	（国）１５３号 ～ 豊田市役所南庁舎、愛知県豊田加茂総合庁舎	114	蔵前前山線	市役所前交点	神田元城線交点	0.1
		82	神田元城線	蔵前前山線交点	拠点入口	0.1
	（国）２４８号 ～ 消防本部	208-1	樹木青木１号線	豊田警察署北交点	環状４号線交点	0.1
		1338	環状４号線	樹木青木１号線交点	拠点入口	1.0
	（国）４１９号 ～ 北消防署	1123	四郷西山線	四郷町森前交点	拠点入口	0.1
	（主）豊田安城線 ～ 南消防署	-	（県）岡崎豊明線	上郷町１交点	拠点入口	1.3
	（国）４２０号 ～ 愛知県豊田加茂建設事務所 足助支所 ～ 足助消防署	-	（県）小渡明川足助線	足助町飯盛 46-10	今朝平交点	0.9
		-	（主）瀬戸設楽線	今朝平交点	愛知県豊田加茂建設事務所 足助支所入口	0.2
		-	（主）瀬戸設楽線	愛知県豊田加茂建設事務所 足助支所入口	足助消防署入口	0.8
	（国）１５３号 ～ 足助警察署	20001	足助宮町小原線	足助記念橋北交点	岩神町仲田 19-4	0.1
		20028	足助岩神仲田線	岩神町仲田 19-4	拠点入口	0.1
	（国）２４８号 ～ トヨタ記念病院	3749	豊田環状１号線	トヨタ町交点	トヨタ町東交点	0.9
		188	長興寺今線	トヨタ町東交点	トヨタ町北東交点	0.5
		819	平山線	トヨタ町北東交点	トヨタ記念病院西交点	0.2
		2685	竜宮平山線	トヨタ記念病院西交点	拠点入口	0.2
	（国）１５５号 ～ 豊田厚生病院	4541	浄水駅南通り線	浄水町中三戸口交点	拠点入口	0.4
	（国）３０１号 ～ 豊田スタジアム	5158	森千石１号線	加茂川橋西交点	拠点入口	0.1
	（主）豊田明知線 ～ 豊田市運動公園体育館	3745	大釜鳥坂根線	御船町鳥坂根交点	井上町２交点	0.2
		-	㈱西中山越戸停車場線	井上町２交点	東山２号線交点	0.7
		729	東山２号線	㈱西中山越戸停車場線交点	御船町待井 65	0.3
		2958	猿投公園線	御船町待井 65	高町東山 63	0.6
		729	東山２号線	高町東山 63	拠点入口	0.1

区 分	指 定 区 間	市道 No.	路 線 名	起 点	終 点	延長 (km)
第３次	（国）１５５号 ～ 高岡公園体育館	-	（主）名古屋岡崎線	生駒町東山交点	中田町川向交点	1.5
		533	高岡富士松線	中田町川向交点	拠点入口	0.1
	（主）豊田安城線 ～ 柳川瀬公園体育館	-	（県）岡崎豊明線	上郷町１交点	畝部西町伊勢神交点	2.2
		368	柳ケ瀬線	畝部西町伊勢神交点	畝部東２号線交点	1.0
		4173	畝部東２号線	柳ケ瀬線交点	拠点入口	0.3
	（国）３０１号 ～ 東山体育センター	2252	平戸橋水源１号線	泉町２交点	宝来町４丁目 758	1.1
		2251	平戸橋水源線	宝来町４丁目 758	東山町４交点	0.7
		2610	豊田市停車場１号線	東山町４交点	渋谷町３交点	0.3
		398	上野大見線	渋谷町３交点	宝来美里線交点	0.4
		1519	宝来美里線	上野大見線交点	拠点入口	0.2
	（国）１５３号 ～ 西部体育館	1695	西新高崎１号線	西新町７交点	東名側道南線交点	0.2
		815	東名側道南線	西新高崎１号線交点	拠点入口	0.1
	（主）豊田安城線 ～ 豊田地域文化広場	2684	環状５号線	永覚町上長根交点	大成町交点	0.8
		1228	環状２号線	大成町交点	拠点入口	0.5
	（国）３０１号 ～ 松平体育館	-	（主）岡崎足助線	松平橋東交点	九久平町簗場交点	1.0
		-	（国）３０１号	九久平町簗場交点	松平中学校線交点	0.4
		2954	松平中学校線	（国）３０１号交点	拠点入口	0.4
	（国）２４８号 ～ 国土交通省 名四国道事務所 豊田出張所	65	天神高橋線	喜多町４交点	喜多町５交点	0.1
		836	北部 14 号線	喜多町５交点	拠点入口	0.1
	（国）２４８号 ～ 愛知県豊田加茂建設事務所	74	初陣桜町線	豊田警察署北交点	松ケ枝町２交点	0.1
		208	樹木青木線	松ケ枝町２交点	拠点入口	0.2
					計	20.8
					うち市管理区間 計	11.8

（２）市指定　緊急輸送道路等

ア　市指定緊急輸送道路（第３次緊急輸送道路）　一覧

（令和７年１０月３１日現在）

指　定　区　間	市道No.	路　線　名	起　　点	終　　点	延長(km)
（国）３０１号（スカイホール西、挙母町４）～（国）２４８号（トヨタ自動車本社工場、トヨタ町）	71	吹上天神線	挙母町４交点	十塚町５交点	0.3
	1338	環状４号線	十塚町５交点	長興寺５交点	1.6
	188	長興寺今線	長興寺５交点	トヨタ町東交点	1.7
	3749	豊田環状１号線	トヨタ町東交点	トヨタ町交点	0.9
内環状線：（国）４１９号（梅坪町９）～（国）１５３号（平成記念橋北）	1709	平戸橋土橋線	梅坪町９交点	朝日町６交点	1.6
	84	大洞筋違橋線	朝日町６交点	細谷町４交点	2.7
	2713	豊田刈谷３号線	細谷町４交点	細谷町７交点（(国)419 号へ接続）	0.4
	291	鴻ノ巣線	細谷町７交点	新生跨線橋西詰	0.5
	2714	高橋細谷４号線	新生跨線橋西詰	丸山町１交点	0.5
	1516	高橋細谷３号線	丸山町１交点	丸山町４交点	0.3
	1357	高橋細谷２号線	丸山町４交点	長興寺９交点	1.5
	1212	高橋細谷線	長興寺９交点	野見小学校西交点	1.6
	1126	都計環状線	野見小学校西交点	高橋町４交点	2.2
	2683	荒井高橋線	高橋町４交点	平成記念橋北交点	1.5
（国）１５３号（平成記念橋北）～豊田地域医療センター（高原町３）	2846	荒井郷中線	平成記念橋北交点	荒井町万加田交点	0.2
	1261	西山越戸線	荒井町万加田交点	高原町３交点	1.9
豊田地域医療センター（高原町３）～（国）１５５号（栄町３）	254	挙母保見線	高原町３交点	栄町３交点	1.0
				計	20.4
				うち県指定重複区間　計	2.4

イ　　緊急啓開道路　一覧

（ア）優先啓開路線（重要拠点）　　（令和７年１０月３１日現在）

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)	備考
					起点	終点		
旧豊田市	災害対策本部	（国）１５３号～豊田市役所東西庁舎	114	蔵前前山線	市役所前交点	拠点入口	0.1	
		（国）１５３号～豊田市役所南庁舎	114	蔵前前山線	市役所前交点	神田元城線交点	0.1	
			82	神田元城線	蔵前前山線交点	拠点入口	0.1	
		（国）１５３号～市民文化会館	1226	小坂若林１号線	小坂町１２交点	拠点入口	0.3	
	現地対策本部（支所）	（主）豊田安城線～上郷支所	425	下長根配津線	永覚町南訳交点	上郷第２８号線交点	0.1	
			1055	上郷第２８号線	下長根配津線交点	拠点入口	0.1	
		（国）４１９号～猿投支所	-	（主）名古屋豊田線	四郷町与茂田交点	四郷町東畑交点	0.3	
			1206	旧多治見線	四郷町東畑交点	四郷通学線交点	0.1	
			1359	四郷通学線	旧多治見線交点	四郷町東畑 70	0.1	
			2515	井上公園線	四郷町東畑 70	拠点入口	0.1	
		（国）１５５号～高岡支所	1207	旧名岡線	高岡町松葉交点	若林西町小山交点	0.3	
			-	（国）４１９号	若林西町小山交点	高岡中学校西交点	1.0	
			-	（県）岡崎豊明線	高岡中学校西交点	前林高岡線交点	0.3	
			2553	前林高岡線	（県）岡崎豊明線交点	拠点入口	0.1	
		（国）３０１号～高橋支所	1126	都計環状線	野見小学校西交点	上野町６南交点	1.4	
			2610	豊田市停車場１号線	上野町６南交点	東山町１交点	0.2	
			2763	高上東山線	東山町１交点	拠点入口	0.5	
		（国）３０１号～松平支所	-	（主）岡崎足助線	九久平町築場交点	拠点入口	0.5	

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)	備考
					起点	終点		
旧豊田市	消防	（国）２４８号～消防本部	1357	高橋細谷２号線	下林町５交点	長興寺９交点	0.7	
			188	長興寺今線	長興寺９交点	長興寺５交点	0.4	
			1338	環状４号線	長興寺５交点	拠点入口	0.1	
		（国）４１９号～北消防署	1123	四郷西山線	四郷町森前交点	拠点入口	0.1	
		（国）１５５号～保見出張所	652	黒坪寺洞線	（国）１５５号交点	拠点入口	0.1	
		（国）１５３号～力石出張所	-	（国）１５３号に接続（第１次緊急輸送道路）	-	-	-	
		（国）１５３号～東分署	2850	平戸橋水源３号線	勘八インター西交点	岩滝町高入交点	2.0	
			-	（県）則定豊田線	岩滝町高入交点	拠点入口	0.1	
		（国）１５５号～逢妻分署	15-1	小久手本地１号線	横山町３交点	拠点入口	0.9	
		（国）３０１号～松平出張所	-	（主）岡崎足助線	九久平町築場交点	拠点入口	1.0	
		（主）豊田安城線～南消防署	-	（県）岡崎豊明線	上郷町１交点	拠点入口	1.3	
		（主）豊田安城線～西分署	1229	豊田刈谷１号線	土橋町１交点	東名側道南線交点	0.8	
			815	東名側道南線	豊田刈谷１号線交点	拠点入口	0.1	
		（国）２４８号～末野原分署	-	（県）鴛鴨みよし線	鴛鴨町長根交点	鴛鴨町新林交点	0.6	
			-	（県）本地鴛鴨線	鴛鴨町新林交点	拠点入口	0.2	
		（国）１５５号～高岡出張所	-	（主）名古屋岡崎線	生駒町横山交点	生駒町大坪交点	1.2	
			1224	堤駒場線	生駒町大坪交点	拠点入口	0.1	
	警察	（国）２４８号～豊田警察署	-	（国）２４８号に接続（第１次緊急輸送道路）	-	-	-	

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)	備考
					起点	終点		
旧豊田市	病院	（国）２４８号 ～ トヨタ記念病院	3749	豊田環状１号線	トヨタ町交点	トヨタ町東交点	0.9	災害拠点病院
			188	長興寺今線	トヨタ町東交点	トヨタ町北東交点	0.5	
			819	平山線	トヨタ町北東交点	トヨタ記念病院西交点	0.2	
			2685	竜宮平山線	トヨタ記念病院西交点	拠点入口	0.2	
		（国）１５５号 ～ 豊田厚生病院	4541	浄水駅南通り線	浄水町中三戸口交点	拠点入口	0.4	災害拠点病院
		（国）１５５号 ～ 豊田地域医療センター	254	挙母保見線	栄町３交点	拠点入口	1.2	後方拠点医療機関
		（国）153号、（国）155号 ～ 加茂クリニック	-	（国）４１９号	西町４交点	仲田十王塚線交点	0.3	透析病院
			78	仲田十王塚線	（国）４１９号交点	拠点入口	0.1	
		（国）２４８号 ～ 豊田共立クリニック	2643	大林豊栄１号線	豊栄町６交点	拠点入口	0.3	透析病院
		（国）１５３号 ～ 東加茂クリニック	2850	平戸橋水源３号線	勘八インター西交点	岩滝町高入交点	1.9	透析病院
			-	（県）則定豊田線	岩滝町高入交点	拠点入口	0.2	
		（国）１５５号 ～ 保見クリニック	1263	保見浄水線	浄水町伊保原南交点	拠点入口	2.1	透析病院
	活動拠点	（国）３０１号 ～ 矢作川豊田防災ステーション （ヘリポートと重複）	-	（国）３０１号に接続 （第２次緊急輸送道路）	-	-	-	県地域防災活動拠点 ヘリポート
		（国）１５３号 ～ 白浜公園	65	天神高橋線	喜多町４交点	豊田大橋西詰	0.3	県地域防災活動拠点
			1166	白浜線	豊田大橋西詰	拠点入口	0.1	
		（国）１５３号 ～ 越戸公園	736	越戸石平線	（国）１５３号交点	平戸橋町上井畑 307	0.2	県地域防災活動拠点
			1764	越戸平戸橋線	平戸橋町上井畑 307	拠点入口	0.1	
		（国）３０１号 ～ 豊田スタジアム （物資受入拠点と重複）	5158	森千石１号線	加茂川橋西交点	拠点入口	0.1	救援部隊活動拠点 救援物資等受入施設

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間 起点	対象区間 終点	延長(km)	備考
旧豊田市	活動拠点	（主）豊田明知線 ～ 豊田市運動公園体育館 （物資受入拠点と重複）	3745	大釜鳥坂根線	御船町鳥坂根交点	井上町２交点	0.2	救援部隊 活動拠点 救援物資等 受入施設
			-	（県）西中山越戸停車場線	井上町２交点	東山２号線交点	0.7	
			729	東山２号線	（県）西中山越戸停車場線交点	御船町待井 65	0.3	
			2958	猿投公園線	御船町待井 65	高町東山 63	0.6	
			729	東山２号線	高町東山 63	拠点入口	0.1	
	物資 受入拠点	（国）１５５号 ～ 高岡公園体育館	-	（主）名古屋岡崎線	生駒町東山交点	中田町川向交点	1.5	救援物資等 受入施設
			533	高岡富士松線	中田町川向交点	拠点入口	0.1	
		（主）豊田安城線 ～ 柳川瀬公園体育館	-	（県）岡崎豊明線	上郷町１交点	畝部西町伊勢神交点	2.2	救援物資等 受入施設
			368	柳ケ瀬線	畝部西町伊勢神交点	畝部東２号線交点	1.0	
			4173	畝部東２号線	柳ケ瀬線交点	拠点入口	0.3	
		（国）３０１号 ～ 東山体育センター	2252	平戸橋水源１号線	泉町２交点	宝来町４丁目 758	1.1	救援物資等 受入施設
			2251	平戸橋水源線	宝来町４丁目 758	東山町４交点	0.7	
			2610	豊田市停車場１号線	東山町４交点	渋谷町３交点	0.3	
			398	上野大見線	渋谷町３交点	宝来美里線交点	0.4	
			1519	宝来美里線	上野大見線交点	拠点入口	0.2	
		（国）１５３号 ～ 西部体育館	1695	西新高崎１号線	西新町７交点	東名側道南線交点	0.2	救援物資等 受入施設
			815	東名側道南線	西新高崎１号線交点	拠点入口	0.1	
		（主）豊田安城線 ～ 豊田地域文化広場	2684	環状５号線	永覚町上長根交点	大成町交点	0.8	救援物資等 受入施設
			1228	環状２号線	大成町交点	拠点入口	0.5	
		（国）３０１号 ～ 松平体育館	-	（主）岡崎足助線	松平橋東交点	九久平町簗場交点	1.0	救援物資等 受入施設
			-	（国）３０１号	九久平町簗場交点	松平中学校線交点	0.4	
			2954	松平中学校線	（国）３０１号交点	拠点入口	0.4	
	公的機関	（国）１５５号 ～ 中部地方整備局 名古屋国道事務所 豊田維持出張所	-	（国）１５５号に接続 （第１次緊急輸送道路）	-	-	-	国施設
		（国）１５３号 ～ 愛知県豊田加茂総合庁舎	114	蔵前前山線	市役所前交点	拠点入口	0.1	県施設

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)	備考
					起点	終点		
旧豊田市	公的機関	（国）２４８号 ～ 愛知県豊田加茂建設事務所	74	初陣桜町線	豊田警察署北交点	松ケ枝町２交点	0.1	県施設
			208	樹木青木線	松ケ枝町２交点	拠点入口	0.2	
	その他	（国）２４８号 ～ 消防本部	1357	高橋細谷２号線	下林町５交点	長興寺９交点	0.7	ヘリポート
			188	長興寺今線	長興寺９交点	拠点入口	0.5	
	ライフライン拠点	（主）豊田安城線 ～ 豊田永覚中Ａ（減圧装置）	-	（県）鴛鴨みよし線	永覚町上長根交点	拠点入口	0.1	東邦ガス施設
		（主）豊田安城線 ～ 豊田桝塚中Ａ（減圧装置）	470	上広畔福受線	（主）豊田安城線交点	福受８号線交点	0.1	東邦ガス施設
			1480	福受８号線	上広畔福受線交点	福受町背戸側 180	0.2	
			-	-	福受町背戸側 180	拠点入口	0.1	
		（国）１５５号 ～ 豊田朝日中Ａ（減圧装置）	15-1	小久手本地１号線	横山町３交点	拠点入口	0.5	東邦ガス施設
		（国）１５３号 ～ 豊田元町中Ａ（減圧装置）	84	大洞筋違橋線	小坂町１０交点	細谷町１交点	1.1	東邦ガス施設
			287	衣ヶ原細谷線	細谷町１交点	衣ヶ原４交点	0.5	
			302	広久手下細谷線	衣ヶ原４交点	拠点入口	0.1	
		（国）４１９号 ～ 豊田陣中中Ａ（減圧装置）	1575	陣中平芝２号線	陣中町１北交点	拠点入口	0.2	東邦ガス施設
		（国）２４８号 ～ 豊田鴛鴨中Ａ（減圧装置）	1196	畝部渡刈線	鴛鴨町郷上交点	拠点入口	0.3	東邦ガス施設
		（国）３０１号 ～ 豊田野見中Ａ（減圧装置）	1212	高橋細谷線	野見小学校西交点	野見長興寺線交点	0.4	東邦ガス施設
			416	野見長興寺線	高橋細谷線交点	御立野見線交点	0.3	
			1737	御立野見線	野見長興寺線交点	拠点入口	0.1	
		（国）１５３号 ～ 西町変電所	77	御殿下桜町線	（国）１５３号交点	仲田桜町線交点	0.1	中部電力事業場および発変電所
			81	仲田桜町線	御殿下桜町線交点	拠点入口	0.1	
		（国）２４８号 ～ 挙母変電所	-	（国）２４８号に接続 （第１次緊急輸送道路）	-	-	-	中部電力事業場および発変電所

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)	備考
					起点	終点		
旧豊田市	ライフライン拠点	（国）１５５号～猿投変電所	-	（主）名古屋豊田線	保見町塚原交点	貝津町郷地 67	1.6	中部電力事業場および発変電所
			-		貝津町郷地 67	拠点入口	0.3	
		（主）豊田安城線～鴻ノ巣変電所	1146	都計花丘一本木線	土橋町交点	土橋町２交点	0.5	中部電力事業場および発変電所
			3182	豊田刈谷４号線	土橋町２交点	鴻巣橋北交点	0.1	
			98	新生鴻ノ巣線	鴻巣橋北交点	鴻ノ巣住宅１号線交点	0.5	
			2352	鴻ノ巣住宅１号線	新生鴻ノ巣線交点	拠点入口	0.1	
		（国）１５５号～宮口変電所	15-1	小久手本地１号線	横山町３交点	宮上町６交点	1.6	中部電力事業場および発変電所
			-	（県）宮上知立線	宮上町６交点	宮町線交点	0.2	
			1137	宮町線	（県）宮上知立線交点	拠点入口	0.1	
		（国）３０１号～香九礼変電所	2252	平戸橋水源１号線	泉町２交点	宝来町４交点	1.1	中部電力事業場および発変電所
			398	上野大見線	宝来町４交点	志賀団地１８号線交点	0.2	
			2087	志賀団地１８号線	上野大見線交点	志賀団地１３号線交点	0.1	
			2082	志賀団地１３号線	志賀団地１８号線交点	志賀団地１１号線交点	0.1	
			2080	志賀団地１１号線	志賀団地１３号線交点	拠点入口	0.1	
		（国）１５５号～駒新変電所	-	（主）名古屋岡崎線	生駒町東山交点	生駒町大坪交点	1.2	中部電力事業場および発変電所
			1224	堤駒場線	生駒町大坪交点	駒場町中山交点	0.8	
			527-1	宮裏線	駒場町中山交点	宮裏橋西詰	0.6	
			527-2	宮裏２号線	宮裏橋西詰	拠点入口	0.1	
		（主）豊田安城線～和会変電所	-	（県）岡崎豊明線	上郷町１交点	拠点入口	0.4	中部電力事業場および発変電所
		（国）１５５号～篠原変電所	-	（主）名古屋豊田線	大井橋東交点	田籾町向畑 167-4	1.2	中部電力事業場および発変電所
			654	篠原田籾線	田籾町向畑 167-4	拠点入口	0.7	
		（国）１５５号～若草変電所	254	挙母保見線	栄町３交点	若草３号線交点	1.2	中部電力事業場および発変電所
			2963	若草３号線	挙母保見線交点	拠点入口	0.1	

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)	備考
					起点	終点		
旧豊田市	ライフライン拠点	（国）１５５号～若林変電所	1266	環状３号線	堤町五月池南交点	若林西町北山 51-4	0.4	中部電力事業場および発変電所
			-		若林西町北山 51-4	若林西町北山 51-4	0.1	
			542	三好岡崎線	若林西町北山 51-4	若林西町北山 122	0.1	
			-		若林西町北山 122	若林西町北山 122	0.1	
			4036	若林西１号線	若林西町北山 122	旧半田挙母線第６号線交点	0.1	
			605	旧半田挙母線第６号線	若林西１号線交点	拠点入口	0.1	
		（主）豊田安城線～南豊田変電所	905	和会大林線	大林町７交点	飛越大林線交点	0.1	中部電力事業場および発変電所
			632	飛越大林線	和会大林線交点	拠点入口	0.3	
		（主）豊田明智線～越戸発電所	714	申原波岩線	（主）豊田明智線交点	拠点入口	0.5	中部電力事業場および発変電所
		（国）３０１号～東豊田変電所	1000	松平日影線	林添町下三五田和 10-8	滝脇町榎前 13-4	1.8	中部電力事業場および発変電所
			-	（県）花沢桑原線	滝脇町榎前 13-4	賀茂川町本郷 90-2	3.2	
			-	（主）賀茂川志賀線	賀茂川町本郷 90-2	拠点入口	1.1	
		（国）１５５号～北豊田変電所	-	（主）名古屋豊田線	大井橋東交点	田籾町向畑 167-4	1.2	中部電力事業場および発変電所
			654	篠原田籾線	田籾町向畑 167-4	拠点入口	0.7	
		（主）豊田明智線～愛知水力センター	714	申原波岩線	（主）豊田明智線交点	平戸橋町波岩 98-7	0.6	中部電力事業場および発変電所
			-		平戸橋町波岩 98-7	拠点入口	0.1	
		（国）１５３号～越戸水力制御所越戸ダム(左岸)	-	（国）１５３号に接続（第１次緊急輸送道路）	-	-	-	中部電力事業場および発変電所
		（主）豊田明智線～越戸水力制御所越戸ダム(右岸)	714	申原波岩線	（主）豊田明智線交点	平戸橋町波岩 98-7	0.6	中部電力事業場および発変電所
			-		平戸橋町波岩 98-7	拠点入口	0.5	
		（国）１５３号～中部電力豊田営業所	114	蔵前前山線	市役所前交点	拠点入口	0.2	中部電力事業場および発変電所

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)	備考
					起点	終点		
旧豊田市	ライフライン拠点	（国）４１９号 ～ 中部電力豊田電力センター	-	（主）名古屋豊田線	四郷町与茂田交点	伊保町下河原交点	0.8	中部電力事業場および発変電所
			2784	上原伊保線	伊保町下河原交点	伊保橋南交点	0.5	
			2923	西山向山線	伊保橋南交点	下北野向山線交点	0.3	
			675	下北野向山線	西山向山線交点	大清水町大清水交点	0.4	
			673	殿貝津挙母線	大清水町大清水交点	拠点入口	0.4	
旭地区	現地対策本部（支所）	（主）豊田明智線 ～ 旭支所	-	（県）大野瀬小渡線	日の出橋南詰交点	拠点入口	0.1	
	消防	（主）豊田明智線 ～ 旭出張所	-	（主）瑞浪大野瀬線	（主）豊田明智線交点	拠点入口	0.3	
	その他	（主）土岐足助線 ～ 旭中学校	10213	旭杉本線	榊野町大平 20	旭線交点	0.1	ヘリポート
			10005	旭線	旭杉本線交点	拠点入口	0.5	
	ライフライン拠点	（主）豊田明智線 ～ 時瀬発電所	-	（県）大野瀬小度線	日の出橋南詰交点	時瀬町東谷 41-7	1.7	中部電力事業場および発変電所
			10320	旭下時瀬線	時瀬町東谷 41-7	拠点入口	0.1	
		（国）２５７号 ～ 奥矢作第二発電所	-	（県）大野瀬小渡線	川手町クホタ 58-3	拠点入口	5.4	中部電力事業場および発変電所
足助地区	現地対策本部（支所）	（国）１５３号 ～ 足助支所	-	（国）４２０号に接続 （第２次緊急輸送道路）	-	-	-	
	消防	（国）４２０号 ～ 足助消防署 （その他と重複）	-	（県）小渡明川足助線	足助町飯盛 46-10	今朝平交点	0.9	ヘリポート
			-	（主）瀬戸設楽線	今朝平交点	拠点入口	1.0	
	警察	（国）１５３号 ～ 足助警察署	20001	足助宮町小原線	足助記念橋北交点	岩神町仲田 19-4	0.1	
			20028	足助岩神仲田線	岩神町仲田 19-4	拠点入口	0.1	
	病院	（国）１５３号 ～ 足助病院	20001	足助宮町小原線	足助記念橋北交点	拠点入口	0.1	後方拠点 医療機関

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)	備考
					起点	終点		
足助地区	公的機関	（国）４２０号 ～ 愛知県豊田加茂建設事務所足助支所	-	（県）小渡明川足助線	足助町飯盛 46-10	今朝平交点	0.9	県施設
			-	（主）瀬戸設楽線	今朝平交点	拠点入口	0.2	
	ライフライン拠点	（主）豊田明智線 ～ 阿摺発電所	4252	富田国附２号線	（主）豊田明智線交点	（県）島崎豊田線交点	0.3	中部電力事業場および発変電所
			-	（県）島崎豊田線	富田国附２号線交点	拠点入口	1.8	
		（国）４２０号 ～ 賀茂発電所	-	（国）４２０号に接続 （第２次緊急輸送道路）	-	-	-	中部電力事業場および発変電所
		（主）岡崎足助線 ～ 巴川発電所	20059	足助佐切国閑平折線	（主）岡崎足助線交点	（県）坂上田振線交点	3.8	中部電力事業場および発変電所
			-	（県）坂上田振線	足助佐切国閑平折線交点	（県）坂上花沢線交点	0.6	
			-	（県）坂上花沢線	（県）坂上田振線交点	日明橋北詰	0.1	
			997	日明九久平線	日明橋北詰	坂上町日向 98-12	0.4	
			20046	足助四ツ松日明線	坂上町日向 98-12	字界橋東詰	3.9	
			-	（県）大沼足助線	字界橋東詰	拠点入口	0.3	
		（国）１５５号 ～ 足助発電所	20001	足助宮町小原線	足助大橋東詰	拠点入口	0.2	中部電力事業場および発変電所
		（主）岡崎足助線 ～ 東部変電所	20030	足助大島則定線	大島橋南詰	拠点入口	1.0	中部電力事業場および発変電所
稲武地区	現地対策本部（支所）	（国）２５７号 ～ 稲武支所	-	（国）２５７号に接続 （第２次緊急輸送道路）	-	-	-	
	消防	（国）１５３号 ～ 稲武出張所 （その他と重複）	30009	稲武藤塚線	（国）１５３号交点	拠点入口	0.2	ヘリポート
	活動拠点	（国）１５３号 ～ 道の駅どんぐりの里稲武	-	（国）１５３号に接続 （第１次緊急輸送道路）	-	-	-	救援部隊 活動拠点
	ライフライン拠点	（国）１５３号 ～ 黒田発電所	30238	稲武段戸線	（国）１５３号交点	拠点入口	0.4	中部電力事業場および発変電所

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)	備考
					起点	終点		
		（国）１５３号 ～ 奥矢作発電管理所 奥矢作第一発電所	-	（国）１５３号に接続 （第１次緊急輸送道路）	-	-	-	中部電力事業場 および発変電所
		（国）１５３号 ～ 黒田ダム(左岸)	30251	稲武水別線	小田木交差	稲武段戸線交点	2.8	中部電力事業場 および発変電所
			30238	稲武段戸線	稲武水別線交点	小田木町タカドヤ 1-20	0.5	
			-		小田木町タカドヤ 1-20	拠点入口	0.3	
		（国）１５３号 ～ 黒田ダム(右岸)	30251	稲武水別線	小田木交差	稲武段戸線交点	2.8	中部電力事業場 および発変電所
			30238	稲武段戸線	稲武水別線交点	黒田町休石 1147-104	0.4	
			-		黒田町休石 1147-104	拠点入口	1	
		（国）１５３号 ～ 富永ダム(左岸)	30292	稲武富永線	小田木交差	拠点入口	0.6	中部電力事業場 および発変電所
		（国）１５３号 ～ 富永ダム(右岸)	30292	稲武富永線	小田木交差	富永町所畑 18-19	1.7	中部電力事業場 および発変電所
			-		富永町所畑 18-19	拠点入口	0.1	
小原地区	現地 対策本部 （支所）	（国）４１９号 ～ 小原支所	40008	小原大草足助線	（国）４１９号交点	拠点入口	0.2	
	その他	（国）４１９号 ～ 緑の公園	-	公園内道路	小原町ユヤミ 47-5	拠点入口	0.4	ヘリポート
	ライフ ライン 拠点	（主）豊田明知線 ～ 百月発電所	-	（主）豊田明知線に接続 （第２次緊急輸送道路）	-	-	-	中部電力事業場 および発変電所
		（国）４１９号 ～ 愛知変電所	40008	小原大草足助線	（国）４１９号交点	小原李川下線交点	2.7	中部電力事業場 および発変電所
			40009	小原李川下線	小原大草足助線交点	拠点入口	0.8	
下山地区	現地 対策本部 （支所）	（国）３０１号 ～ 下山支所	-	（主）足助下山線	根崎交点	下山支所西交点	0.2	
			50063	下山越田和船橋線	下山支所西交点	拠点入口	0.4	
	消防	（国）３０１号 ～ 下山出張所	-	（主）足助下山線	根崎交点	下山支所西交点	0.2	
			50063	下山越田和船橋線	下山支所西交点	拠点入口	0.1	

区域	分類	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)	備考
					起点	終点		
下山地区	その他	（国）３０１号 ～ ヘリポート下山地区	-	（主）足助下山線	根崎交点	大沼町越田和 7-11	0.8	
			-	（県）作手善夫大沼線	大沼町越田和 7-11	下山石坂塚本線交点	0.3	ヘリポート
			50090	下山石坂塚本線	（県）作手善夫大沼線交点	拠点入口	0.1	
	ライフライン拠点	（国）３０１号 ～ 花沢変電所	-	（国）３０１号に接続 （第２次緊急輸送道路）	-	-	-	中部電力事業場および発変電所
藤岡地区	現地対策本部（支所）	（主）瀬戸設楽線 ～ 藤岡支所	60009	藤岡田中二反田線	（主）瀬戸設楽線交点	拠点入口	0.1	
	消防	（国）４１９号 ～ 藤岡小原分署	-	（国）４１９号に接続 （第２次緊急輸送道路）	-	-	-	
	その他	（国）４１９号 ～ ヘリポート藤岡地区	60007	藤岡深見田茂平線	深見常楽交点	拠点入口	0.7	ヘリポート
	ライフライン拠点	（主）瀬戸設楽線 ～ 飯野変電所	60110	藤岡飯野広瀬線	小右衛門橋北交点	拠点入口	0.1	中部電力事業場および発変電所
計							110.5	

（イ）啓開路線

（令和７年１０月３１日現在）

区域	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)
				起点	終点	
旧豊田市内	(県)鴛鴨みよし線～(主)名古屋岡崎線	1266	環状３号線	上丘町大下西交点	堤町道田交点	1.2
		3571	堤駒場２号線	堤町道田交点	高岡町大西交点	1.2
		1224	堤駒場線	高岡町大西交点	生駒町大坪交点	2.5
	(国)１５５ＢＰ～(主)豊田安城線	1266	環状３号線	堤町五月池南交点	中町中郷 155-2	2.0
		1228	環状２号線	中町中郷 155-2	大成町交点	1.5
		2684	環状５号線	大成町交点	永覚町上長根交点	0.7
	(県)鴛鴨みよし線～岡崎市境(愛環北野桝塚駅)	444	鴛鴨永覚愛宕線	鴛鴨町新林交点	鴛鴨町川原 266-1	0.6
		2929	鴛鴨桝塚１号線	鴛鴨町川原 266-1	幸町前田 107	1.2
		429	隣松寺西桝塚線	幸町前田 107	北野桝塚駅北市境	1.8
	(県)豊田環状線～(国)１５３号	2652	平戸橋水源２号線	大見町１交点	泉町２交点	1.4
		2252	平戸橋水源１号線	泉町２交点	宝来町４丁目 758	1.1
		2251	平戸橋水源線	宝来町４丁目 758	岩滝町高入交点	2.4
		2850	平戸橋水源３号線	岩滝町高入交点	勘八町勘八インター西交点	1.9
	(国)１５５号～(国)４１９号	1265	豊田刈谷２号線	上丘町廻間交点	聖心町２交点	0.8
		1229	豊田刈谷１号線	聖心町２交点	土橋町１交点	1.2
		1146	都計花丘一本木線	土橋町１交点	土橋町２交点	0.4
	第3次緊急輸送道路((市)平戸橋土橋線)～(国)１５３号	1709	平戸橋土橋線	朝日町６交点	東新町２交点	2.6
	(国)１５５号～(県)豊田東郷線	15-1	小久手本地１号線	横山町３交点	宮上町６交点	1.6
	(国)１５３号～外環状線	65	天神高橋線	喜多町４交点	豊田大橋西詰	0.3
		1225	豊田市停車場線	豊田大橋西詰	上野町９交点	1.3
		2610	豊田市停車場１号線	上野町９交点	東山町４交点	1.6
	第3次緊急輸送道路((市)挙母保見線)～(国)１５５号	254	挙母保見線	高原町３交点	大清水町大清水 63-7	0.8
		673	殿貝津挙母線	大清水町大清水 63-7	大清水町大清水交点	1.0
		667	原山線	大清水町大清水交点	浄水町伊保原北交点	1.8
		1263	保見浄水線	浄水町伊保原北交点	東保見町池下交点	2.3
		1434	大門篠原線	東保見町池下交点	篠原町上り花交点	1.5
	緊急啓開道路((市)原山線)～(主)名古屋豊田線～(県)深見亀首線	675	下北野向山線	大清水町大清水交点	向山橋南詰	0.4
		2923	西山向山線	向山橋南詰	伊保橋南交点	0.3
		2784	上原伊保線	伊保橋南交点	伊保町下川原交点	0.5
		1264	中切金山線	伊保町下川原交点	大橋北詰	5.8
	第3次緊急輸送道路((市)豊田環状1号線)～(県)豊田環状線	3749	豊田環状１号線	トヨタ町東交点	平和町６交点	0.9

区域	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)
				起点	終点	
旧豊田市内	第3次緊急輸送道路((市)豊田環状1号線)～(国)２４８号	188	長興寺今線	トヨタ町東交点	河合町１交点	0.6
		2715	環状６号線	河合町１交点	鴛鴨町長根交点	2.8
	(国)４１９号～(県)豊田環状線	140	樹木小丸線	上挙母４交点	丸山町４丁目 37	1.0
		184	山之手第２６号線	丸山町４丁目 37	丸山町 10 丁目 53-3	0.5
		1537	南部１６号線	丸山町 10 丁目 53-3	山之手３交点	0.2
		1523	南部２号線	山之手３交点	山之手４丁目 180-1	0.3
	(国)４１９号～緊急啓開道路((市)的場大皿田線)	2711	亀首町屋線	亀首町前田交点	亀首町町屋洞交点	0.3
		704	町屋東山線	亀首町町屋洞交点	亀首町町屋洞 238-1	0.9
		2712	亀首御船線	亀首町町屋洞 238-1	御船高架橋北詰	1.0
		3301	亀首御船先線	御船高架橋北詰	御船町山ノ神交点	1.0
	(主)豊田明智線～緊急啓開道路((市)藤岡御作御船線)	692	的場大皿田線	御船町奥山畑交点	西広瀬町小麦生 635-1	1.8
		3183	西広瀬工業団地１号線	西広瀬町小麦生 635-1	藤岡御作御船線交点	1.4
	(県)坂上大内線～(国)３０１号	983	沢連九久平線	(県)坂上大内線交点	松平足助線交点	0.9
		1004	松平足助線	沢連九久平線交点	(国)３０１号交点	1.6
	(国)３０１号～(県)花沢桑原線	1000	松平日影線	林添町下三五田和 10-8	滝脇町榎前 13-4	1.8
	(県)坂上大内線～(県)坂上花沢線	994	真垣内九久平線	(県)坂上大内線交点	(県)坂上花沢線交点	0.4
	緊急啓開道路((都)平戸橋土橋線)～(国)３０１号	836	北部１４号線	平戸橋土橋線交点	喜多町５交点	1.2
		71	吹上天神線	喜多町５交点	挙母町４交点	0.4
	(国)４１９号～(国)１５３号	1709	平戸橋土橋線	梅坪町９交点	東梅坪町１０交点	0.5
		3671	平戸橋土橋２号線	東梅坪町１０交点	（国）１５３号交点	0.3
	(国)４１９号～第3次緊急輸送道路((市)西山越戸線)	4033	井上荒井１号線	豊田北郵便局南交点	荒井町万加田交点	1.8
	(国)１５５ＢＰ～緊急啓開道路((都)三好ヶ丘駒場線)	1266	環状３号線	堤町五月池南交点	堤町道田交点	0.8
	(国)１５３号～緊急啓開道路((都)平戸橋土橋線)	32-2	石坂上竹生２号線	久保町２交点	挙母小学校南交点	0.5
		1569	豊田則定３号線	挙母小学校南交点	月見町３丁目 32	0.5
		1340	豊田則定１号線	月見町３丁目 32	日南南３丁目 54-2	0.1
		1356	豊田則定２号線	日南南３丁目 54-2	朝日町３西交点	0.6
	(国)１５５号～第3次緊急輸送道路((市)大洞筋違橋線)	52	駅前第３号線	若宮町１丁目 12	若宮町８丁目８	0.1
		1567	公園線	若宮町８丁目８	小坂町１丁目 6-2	0.6
		1421	大洞線	小坂町１丁目 6-2	朝日町２交点	0.4

区域	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)
				起点	終点	
旧豊田市内	(国)１５５号～(国)１５３号	1566	欅通り線	挙母小学校西交点	小坂本町４交点	1.1
	(国)２４８号～緊急啓開道路((市)石坂上竹生2号線)	114	蔵前前山線	西町２交点	喜多町２交点	0.3
		57	蔵前陣中線	喜多町２交点	昭和町２交点	0.5
	(国)４１９号～(国)２４８号	1710	初陣線	神田町２交点	十塚町４交点	0.6
	(国)４１９号～緊急啓開道路((市)南部１６号線)	98	新生鴻ノ巣線	鴻ノ巣橋北交点	鴻ノ巣２丁目 111	0.1
		2689	豊田今村線	鴻ノ巣２丁目 111	緑ヶ丘５丁目 11-1	0.5
		244	山之手第６７号線	緑ヶ丘５丁目 11-1	山之手２丁目 13-2	0.8
		1523	南部２号線	山之手２丁目 13-2	山之手３交点	0.2
	緊急啓開道路((市)樹木小丸線)～緊急啓開道路((市)小坂若林2号線)	139	山之手下林線	司町３交点	庄司橋南詰	0.4
		213	山之手第３７号線	庄司橋南詰	山ノ手１０南交点	1.6
	(県)三河豊田停車場大林線～緊急啓開道路((市)環状３号線)	2927	大林豊栄２号線	大林町１４交点	山ノ手１０南交点	0.3
		1227	小坂若林２号線	山ノ手１０南交点	本町寺田交点	2.7
		1341	小坂若林３号線	本町寺田交点	広田町富田交点	1.0
旭地区	(県)平沢御蔵線～(県)小渡明川足助線	10006	旭東加塩惣田線	(県)平沢御蔵線交点	(県)小渡明川足助線交点	1.9
	(県)小渡明川足助線～(県)笹戸小田木線	10001	旭太田下平線	萬町橋北詰	太田町神田 14-2	1.7
		10007	旭中央線	太田町神田 14-2	押井町梅ヶ久保 36-5	2.4
	(県)笹戸小田木線～(県)平沢御蔵線	10007	旭中央線	伊熊町大沼 1-4	平沢町尾々下 5-2	3.1
		20164	足助加茂広域線	平沢町尾々下 5-2	(県)平沢御蔵線交点	0.1
	(主)瑞浪大野瀬線～(主)土岐足助線	10008	旭一色上切線	(主)瑞浪大野瀬線交点	(主)土岐足助線交点	3.4
	(県)島崎豊田線～(県)笹戸小田木線	10009	旭沢中線	(県)島崎豊田線交点	(県)笹戸小田木線交点	2.1
足助地区	(国)４２０号～(国)１５３号	20001	足助宮町小原線	足助大橋東詰	足助記念橋北交点	0.7
	第3次緊急輸送道路((市)足助宮町小原線)～(主)足助下山線	20028	足助岩神仲田線	岩神町仲田 19-4	(主)足助下山線交点	0.3
	(国)４２０号～(県)小渡明川足助線	20014	足助飯盛真弓線	(国)４２０号交点	今朝平西交点	0.6

区域	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)
				起点	終点	
足助地区	(主)足助下山線～(県)坂上花沢線	20046	足助四ツ松日明線	四ツ松町葭平 5-2	平折町大槙 6-4	2.1
		997	日明九久平線	平折町大槙 6-4	日明橋北詰	0.4
	(主)岡崎足助線～(県)坂上田振線	20059	足助佐切国閑平折線	(主)岡崎足助線交点	(県)坂上田振線交点	3.8
	(国)４２０号～緊急啓開道路((市) 足助加茂広域線)	20079	足助神尾川葛沢四ツ松線	大見橋西詰	葛沢１号線交点	4.0
		4547	葛沢１号線	足助神尾川葛沢四ツ松線交点	足助加茂広域線交点	1.7
	(県)月原近岡線～(主)瀬戸設楽線	20099	足助摺月原線	(県)月原近岡線交点	(主)瀬戸設楽線交点	2.6
	(主)土岐足助線～(県)久木中金線	20106	足助菅田和切山西樫尾線	(主)土岐足助線交点	(県)久木中金線交点	4.1
	(主)瀬戸設楽線～(県)小渡明川足助線	20164	足助加茂広域線	川面町押ノ山 17-1	千田町イナハ 21-2	4.7
	(国)４２０号～(主)瀬戸設楽線	20164	足助加茂広域線	東大見町奥山 21-7	川上橋北詰	8.4
	(国)４２０号～緊急啓開道路((市) 下山神殿立岩線)	20164	足助加茂広域線	大分橋北詰	立岩町長坂 4-45	1.7
	(主)足助下山線～(県)坂上田振線	20026	足助小原田振線	小原橋南詰	雲晴橋南詰	1.4
稲武地区	(国)２５７号～(国)１５３号	30001	稲武線	稲武支所西交点	真弓大橋西交点	2.1
小原地区	(国)４１９号～(県)大平折平線	40001	小原北篠平多治見線	小川橋東詰	(県)大平折平線交点	3.5
	緊急啓開道路((市)小原喜佐平瑞浪線)～(県)平畑土岐線	40003	小原上仁木田代線	小原喜佐平瑞浪線交点	(県)平畑土岐線交点	3.4
	(県)沢田御作線～(国)４１９号	40004	小原喜佐平瑞浪線	(県)沢田御作線交点	(国)４１９号交点	5.4
	(国)４１９号～(主)豊田明智線	40008	小原大草足助線	（国）４１９号交点	新百月橋北詰	4.9

区域	指定区間	市道番号	路線名	対象区間		延長(km)
				起点	終点	
小原地区	(国)４１９号～(主)土岐足助線	40011	小原永太郎岩下線	永太郎橋西詰	岩下町タワ 116-3	2.1
		40065	小原岩下線	岩下町タワ 116-3	岩下町ヤブシ 16-2	0.7
		40011	小原永太郎岩下線	岩下町ヤブシ 16-2	(主)土岐足助線交点	0.5
下山地区	(県)作手菅沼平瀬線～(国)４２０号	50010	下山宇連野阿蔵線	(県)作手菅沼平瀬線交点	明外橋北詰	2.0
	(国)４７３号～(県)作手菅沼平瀬線	50012	下山野原宇連野線	形平橋	下山吉平宇連野線交点	1.0
		50011	下山吉平宇連野線	下山野原宇連野線交点	柳戸橋北詰	1.9
	(国)３０１号～(県)作手善夫大沼線	50045	下山蘭和合線	(国)３０１号交点	下山北山岩倉線交点	2.5
		50046	下山北山岩倉線	下山蘭和合線交点	下山東大沼和合線交点	0.7
		50048	下山東大沼和合線	下山北山岩倉線交点	下山和合神殿線交点	0.4
		50049	下山和合神殿線	下山東大沼和合線交点	(県)作手善夫大沼線交点	1.2
	(県)作手善夫大沼線～緊急啓開道路((市) 足助加茂広域線)	50108	下山神殿立岩線	(県)作手善夫大沼線交点	立岩町長坂 4-45	6.6
藤岡地区	(国)４１９号～(県)北一色東広瀬線	60007	藤岡深見田茂平線	深見常楽交点	深田橋北詰	2.4
	(県)木瀬富田線～(県)北一色東広瀬線	60001	藤岡御作御船線	御作下河原交点	興亜橋北詰	2.5
	(県)北一色東広瀬線～(国)４１９号	60001	藤岡御作御船線	田茂平町坂下 402-4	西中山町辻貝戸交点	2.7
					計	176.7

（道路予防保全課）

（３）耐震対策優先橋りょう（市管理）　　（令和７年１０月３１日現在）

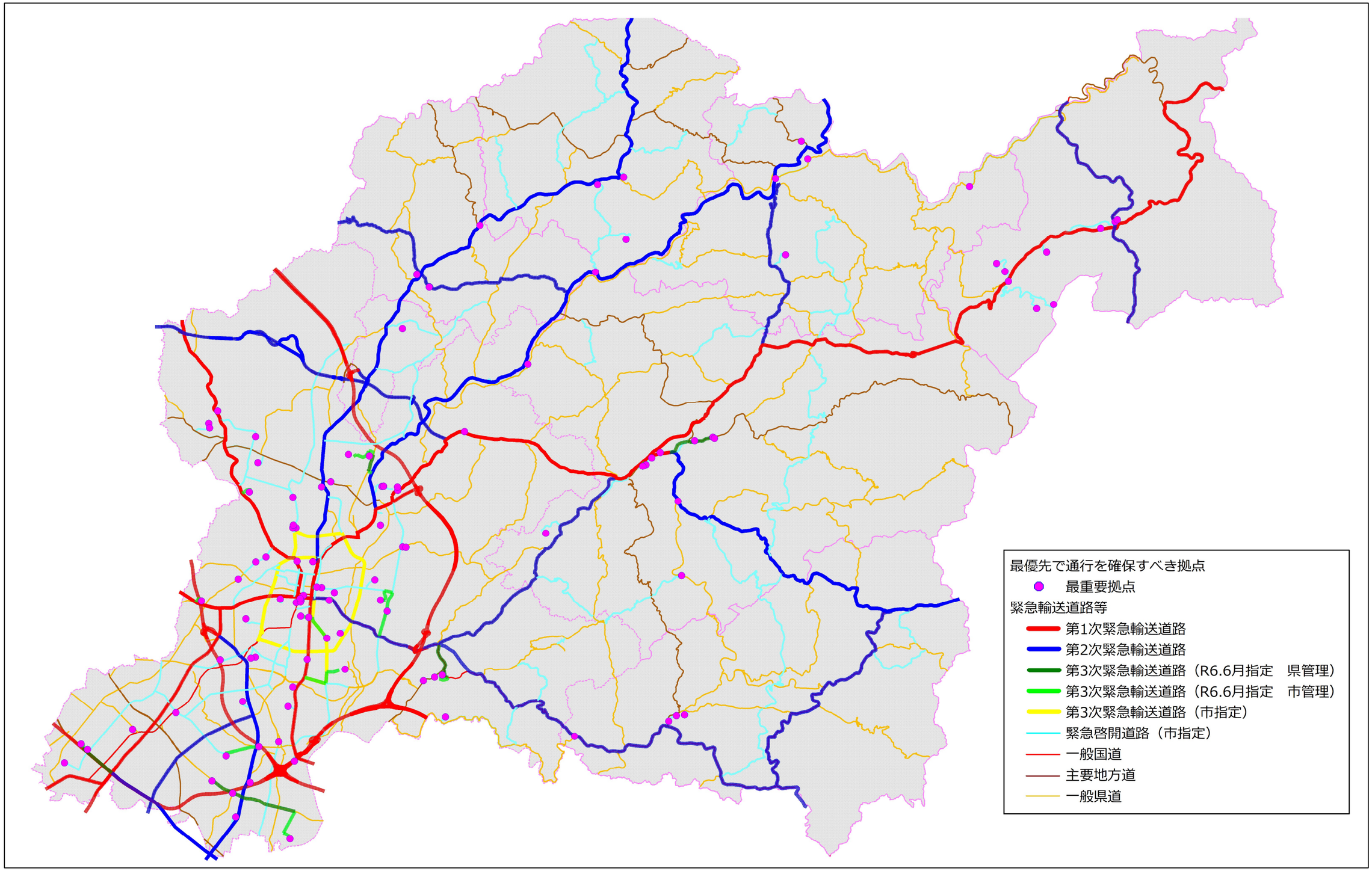
No	道路橋名	路線名	所在地	供用年度	橋長(m)	幅員(m)	橋梁の種類
1	竜宮橋	高橋細谷線	竜宮町	1978	304.0	11.3	鋼
2	東梅坪橋	西山越戸線	東梅坪町４丁目	1985	109.0	12.0	鋼
3	ペデストリアンデッキ	豊田市駅歩行者道線	若宮町	1988	252.0	22.8	鋼
4	平成記念橋１	荒井高橋線	荒井町	1991	80.0	23.0	ＰＣ
5	平成記念橋３	荒井高橋線	川田町	1991	160.0	23.0	鋼
6	神明歩道橋	藤薮北部２号線	豊栄町１丁目	1995	75.0	2.5	鋼
7	平成記念橋２	荒井高橋線	荒井町	1991	243.0	23.7	鋼
8	新生三枝立体交差歩道橋	豊田刈谷３号線	細谷町５丁目	1988	56.0	26.0	鋼
9	榎前跨道橋	藤岡西中山藤営線	西中山町榎前	1970	15.0	4.1	ＲＣ
10	聖心跨道橋	乙尾線	上丘町	1995	44.0	5.0	ＰＣ
11	豊田大橋	豊田市停車場線	白浜町	1999	475.0	25.0	鋼
12	保見橋	保見浄水線	保見町	1979	43.2	20	鋼
13	足助記念橋	足助宮町小原線	岩神町仲田	1995	53.0	10.3	ＰＣ
14	伊保橋	上原伊保線	伊保町	1987	71.0	9.0	鋼
15	大分橋	足助加茂広域線	東大見町大見山	1989	22.0	10.1	ＰＣ
16	翠橋	五ヶ丘緑陰歩道線	五ケ丘１丁目	1985	52.0	4.0	ＰＣ
17	萌黄橋	五ヶ丘３１号線	五ケ丘５丁目	1984	51.0	8.0	ＰＣ
18	若宮緑陰歩道橋	駅西緑陰歩道線	若宮町	1988	47.0	2.1	ＰＣ
19	ふれあい橋	幸穂台１号線	幸穂台１丁目	1996	56.0	7.0	鋼
20	豊田市駅東口 ペデストリアンデッキ	豊田市駅東歩行者道線	喜多町	1999	167.0	8.0	鋼
21	山吹橋	五ヶ丘歩行者道２２号線	五ケ丘３丁目	1984	35.0	3.0	ＲＣ
22	紫橋	五ヶ丘歩行者道１２号線	五ケ丘３丁目	1984	38.0	2.5	ＰＣ
23	郡青橋	五ヶ丘歩行者道２３号線	五ケ丘４丁目	1984	29.0	2.5	ＰＣ
24	橙橋	五ヶ丘歩行者道５０号線	五ケ丘５丁目	1986	37.0	3.0	ＲＣ
25	茜橋	五ヶ丘緑陰歩道線	五ケ丘３丁目	1985	38.0	4.0	ＲＣ
26	鴛鴨跨線道路橋	鴛鴨山神線	鴛鴨町	1974	16.8	8.8	ＰＣ
27	新馬場橋	六本松流川線	高岡町	1972	32.7	6.1	ＰＣ
28	八ツ田橋	環状３号線	中町	1986	29	16.8	ＰＣ
29	金山橋	中切金山線	亀首町	1970	16.6	12.8	ＰＣ
30	山ノ神跨道橋	的場大皿田線	西広瀬町	1988	27.3	16.8	ＰＣ

No	道路橋名	路線名	所在地	供用年度	橋長(m)	幅員(m)	橋梁の種類
31	力石跨道橋	力石勘八線	力石町	1979	31.8	3.7	ＰＣ
32	天道跨道橋	勘八広瀬線	勘八町	1971	43.9	6	鋼
33	聖心第３橋	豊田刈谷１号線	聖心町	1967	52	21	ＰＣ
34	加納橋	中切金山線	加納町	1980	16.7	13.8	ＰＣ
35	長根橋	乙尾一本木線	上丘町	1982	20.4	6.8	ＰＣ
36	平芝交差橋	平戸橋土橋線	平芝町７丁目	1980	20.6	10	ＲＣ
37	大清水歩道橋	上豊田駅歩道橋線	大清水町	1979	36	2.4	鋼
38	京町跨線橋	西山西山畑線	京町７丁目	1982	205	8	ＰＣ
39	平戸橋駅歩道橋	平戸橋駅歩道橋線	平戸橋町	1984	54	2.5	鋼
40	市木川大橋	平戸橋水源線	市木町５丁目	1982	19.4	23.8	ＰＣ
41	欅橋	環状２号線	西田町	1981	16.1	16.8	ＰＣ
42	古瀬間橋	古瀬間墓地公園線	古瀬間町	1985	80.2	8.2	鋼
43	谷間高架橋	小坂若林２号線	竹町	1987	198.8	12.8	ＰＣ
44	鴻ノ巣高架橋	豊田今村線	鴻ノ巣町	1987	126	12.8	ＰＣ
45	広崎歩道橋	岩津線	若林西町	1985	40.3	2.7	鋼
46	渋川橋	豊田市停車場１号線	広川町１１丁目	1986	28	20.8	ＰＣ
47	神明橋	鴛鴨永覚愛宕線	鴛鴨町	1994	17.2	16.2	ＰＣ
48	花ケ崎橋	都計環状線	広川町	1987	28.1	16.8	ＰＣ
49	新生三枝立体交差Ｂランプ高架橋	豊田刈谷３号線	細谷町５丁目	1988	108	6.5	鋼
50	新生三枝立体交差Ｃランプ高架橋	豊田刈谷３号線	細谷町５丁目	1988	232	6.5	鋼
51	新生三枝立体交差Ｄランプ高架橋	豊田刈谷３号線	細谷町５丁目	1988	45	8.9	鋼
52	新生三枝立体交差Ａランプ高架橋	豊田刈谷３号線	細谷町５丁目	1988	208	9.07	鋼
53	猿投駅跨線歩道橋	猿投駅跨線歩道橋線	井上町	1986	45.6	2.4	鋼
54	広崎跨道橋	高岡中学校線	若林西町	1985	30	7.7	ＰＣ
55	竹見橋	宝町竹見栄線	宝町	1966	74	5.7	ＰＣ
56	家下橋	隣松寺西桝塚線	桝塚西町	1991	24.9	16.8	ＰＣ
57	平成記念橋４	荒井高橋線	川田町	1991	105	23.8	ＰＣ
58	西山跨道橋	西三河自動車検査場線	若林西町	1987	30.7	5.2	ＰＣ
59	馬場瀬跨道橋	勘八馬場瀬線	平戸橋町	1993	65	7.7	鋼
60	手呂高架橋２（Ｒ）	平戸橋水源３号線	手呂町	1993	123	12.0	鋼
61	手呂高架橋２（Ｌ）	平戸橋水源３号線	手呂町	1993	116	12.0	鋼

No	道路橋名	路線名	所在地	供用年度	橋長(m)	幅員(m)	橋梁の種類
62	梨の木高架橋１（Ｒ）	平戸橋水源３号線	手呂町	1993	50	11.8	ＰＣ
63	梨の木高架橋１（Ｌ）	平戸橋水源３号線	手呂町	1993	50	11.8	ＰＣ
64	梨の木高架橋２（Ｒ）	平戸橋水源３号線	扶桑町８丁目	1993	73	11.8	ＰＣ
65	梨の木高架橋２（Ｌ）	平戸橋水源３号線	扶桑町８丁目	1993	73	11.8	ＰＣ
66	扶桑高架橋	平戸橋水源３号線	扶桑町９丁目	1993	114	17.3	ＰＣ
67	なかね高架橋	平戸橋水源３号線	勘八町	1993	41	25	鋼
68	新生跨線橋	高橋細谷４号線	新生町５丁目	1988	18	20.8	ＰＣ
69	右岸側アプローチ高架橋	天神高橋線	喜多町６丁目	1999	59.1	20	ＰＣ
70	竹之台橋	旧豊田一色線	住吉町	1967	52	12.7	ＰＣ
71	丸子橋	中切金山線	猿投町	1985	17.2	13.8	ＰＣ
72	秋平橋	竜宮平山線	秋葉町９丁目	1983	219.5	10.8	鋼
73	聖心第一橋	聖心第１橋線	聖心町４丁目	1965	42.5	4.8	ＰＣ
74	聖心第二橋	聖心第２橋線	聖心町４丁目	1966	54.6	4.8	ＰＣ
75	岩美跨道橋	美和団地１号線	岩滝町	1993	21.7	10.5	ＰＣ
76	月原橋	足助摺月原線	月原町中畑	1987	19.6	7.6	鋼
77	川上橋	足助加茂広域線	川面町登那柳	1994	35	8.2	鋼
78	大橋	稲武線	稲武町タヒラ	1924	28.3	6.1	鋼
79	真弓橋	稲武線	御所貝津町奥沼	1959	25	6.6	鋼
80	市ノ瀬橋	小原北篠平多治見線	大平町市ノ瀬	1996	20.8	6.2	ＰＣ
81	千洗橋	小原喜佐平瑞浪線	千洗町南	1975	20.1	6	鋼
82	央橋	小原喜佐平瑞浪線	千洗町窪田	1975	26.4	6	鋼
83	雑敷橋	小原喜佐平瑞浪線	雑敷町東門	1974	16.5	6	ＰＣ
84	永太郎橋	小原永太郎岩下線	永太郎町新貝渡	1993	25.3	9.7	鋼
85	形平橋	下山野原宇連野線	野原町峯山	1993	27.2	9.7	鋼
86	明外橋	下山宇連野阿蔵線	阿蔵町西街道	1993	22	6.4	ＰＣ
87	立岩大橋	下山神殿立岩線	立岩町高年田	1991	100.1	9.3	鋼
88	深田橋	藤岡深見田茂平線	深見町御内平	1986	26.1	13.3	ＰＣ

（道路予防保全課）

緊急輸送道路網図（令和７年１０月３１日現在）



（道路予防保全課）

（４）第１次、第２次、第３次（市管理区間を除く）緊急輸送道路の管理者等

（令和７年１０月３１日現在）

路　線　名	管　理　者	連　　絡　　先
東名高速道路 新東名高速道路 伊勢湾岸自動車道 東海環状自動車道	中日本高速道路（株）	豊田保全・サービスセンター TEL21-0937　FAX21-0938 多治見保全・サービスセンター TEL0572-23-3281　FAX0572-23-8410
（国）１５３号 （国）１５５号	国土交通省	名古屋国道事務所　豊田維持出張所 TEL32-6110　FAX32-6121
（国）２４８号 （国）３０１号 （国）４１９号 （国）２５７号 （国）４２０号 （国）４７３号 （主）主要地方道 （一）一般県道	愛知県	豊田加茂建設事務所 TEL35-9326　FAX35-1648 無線電話番号（高度情報通信ネットワーク） TEL8-618-424・425・434（内線電話） TEL8-618-1200・1201・1202 （無線専用電話） FAX8-618-1209（無線専用FAX） 足助支所 TEL62-0047　FAX62-1270 無線電話番号（高度情報通信ネットワーク） TEL8-619-404・405・418（内線電話） TEL8-619-1400・1401・1402 （無線専用電話） FAX8-619-1409（無線専用FAX）
（主）力石名古屋線 （猿投グリーンロード）	愛知県道路公社	愛知道路コンセッション（株） 猿投事務所 TEL 48-1546　FAX 48-1544

（道路予防保全課）

１０　石油類等大量保有事業所

（令和７年４月１日現在）

事　業　所　名	所　在　地	危険物の種類（注１）	最大数量	電話番号
スギムラ化学工業㈱	藤岡飯野町大川ヶ原1160番地10	3	2779kl	76-0505
スギムラ化学工業㈱	藤岡飯野町大川ヶ原1160番地10	4	1185kl	76-0505
日本ペイント・オートモーティブコーティングス㈱	堤町寺池上3番地1	1	486kl	53-2211
日本ペイント・オートモーティブコーティングス㈱	堤町寺池上3番地1	2	582kl	53-2211
豊田化学工業㈱	藤岡飯野町五釜1168番地7	1	861kl	76-4222
豊田化学工業㈱	藤岡飯野町五釜1168番地7	2	2029kl	76-4222
トヨタ自動車㈱（本社）	トヨタ町1番地	1	903kl	28-2121
トヨタ自動車㈱（本社）	トヨタ町1番地	2	499kl	28-2121
トヨタ自動車㈱（本社）	トヨタ町1番地	3	1456kl	28-2121
トヨタ自動車㈱（堤工場）	堤町馬ノ頭1番地	3	479kl	52-1313
トヨタ自動車㈱（上郷工場）	大成町1番地	3	755kl	21-1515
トヨタ自動車㈱（上郷工場）	大成町1番地	4	377kl	21-1515
トヨタ自動車㈱（高岡工場）	本田町三光1番地	3	376kl	52-1212
トヨタ自動車㈱（元町工場）	元町1番地	3	573kl	28-3232
㈱アイシン	御作町坂下918番地11	1	385kl	76-2011
㈱丸新石油	篠原町蔵王下5番地1	3	980kl	(052)471-7793

（注１）主な危険物の種類
　　１は消防法別表第４類第１石油類、２は第４類第２石油類、３は第４類第３石油類、
　　４は第４類第４石油類
（注２）危険物を300kl（kg）以上保有している事業所

（予防課）

１１　煙火製造所

（令和７年４月１日現在）

事　業　所　名	製造所所在地	所有火薬庫棟数	同左所在地	電話番号
豊田煙火（有）	山中町乗越 714-1	煙火火薬庫　　１棟	山中町乗越 714-1	42-1141
挙母煙火製造（株）	山中町乗越 724-1	煙火火薬庫　　１棟	山中町乗越 724-1	41-2877

（予防課）

１２　液化石油ガス保有事業所

（令和７年４月１日現在）

名　　称	所　在　地	内　　容	規模(ｔ)
アストモスリテイリング（株）	北一色町吉原 756-46	ＬＰガス貯蔵（工業用）	90

規模60ｔ以上の事業所　　（予防課）

１３　放射性物質保有事業所

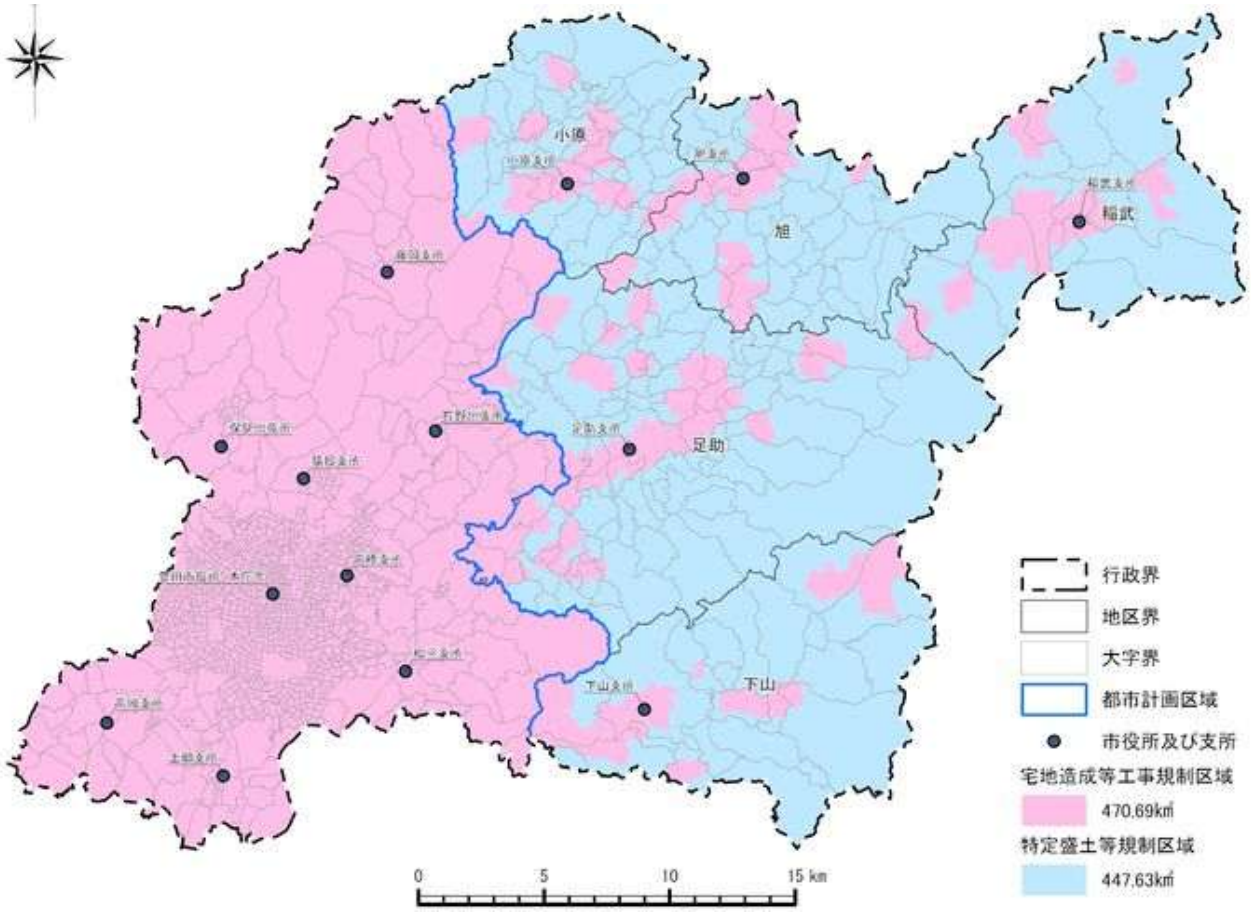
（令和６年３月３１日現在）

事　業　所　名
住友ゴム工業株式会社　名古屋工場
愛知県厚生農業協同組合連合会　豊田厚生病院
トヨタ自動車株式会社　トヨタ記念病院
トヨタ自動車株式会社　本社部門
ＴＭＣ本社地区事業所（トヨタ自動車株式会社　本社工場部門内　計測実験棟）
日本メジフィジックス株式会社　愛知ラボ
豊田化学工業株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社　豊田ＰＣＢ処理事業所
愛知工業大学
豊田市消防本部
大豊工業株式会社　篠原工場
トヨタ自動車株式会社　技術部門
公益財団法人科学技術交流財団
トヨタ防災株式会社　営業本部
清水建設株式会社　（仮称）トヨタ技術部再構築（Phase. １）

（愛知県地域防災計画附属資料）

１４　宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

（令和６年１０月１日現在）



（開発調整課）

１５　浸水想定区域内における事業所等

（１） 要配慮者利用施設（老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、児童福祉施設、医療施設等）

番号	施設分類	施設分類備考（該当分類が複数やその他の場合に使用）	施設名	電話番号	FAX	郵便番号	住所	担当課	対象河川①	対象河川②
1	児童福祉関連施設		うねべこども園	21-0405	21-6419	470-1219	畝部西町伊勢神 1-1	保育課	矢作川	
2	児童福祉関連施設		寺部こども園	80-2194	80-9585	471-0017	上野町 1-173	保育課	矢作川	
3	児童福祉関連施設		若宮こども園	32-3200	32-6946	471-0026	若宮町 6-2-5	保育課	矢作川	
4	児童福祉関連施設		梅坪こども園	32-2057	32-6945	471-0064	梅坪町 1-14-1	保育課	矢作川	
5	児童福祉関連施設		みずほこども園	32-7380	32-6958	471-0863	瑞穂町 2-5	保育課	矢作川	
6	児童福祉関連施設		挙母こども園	32-0199	32-5735	471-0023	挙母町 5-58	保育課	矢作川	
7	児童福祉関連施設		根川こども園	32-1082	32-6948	471-0878	下林町 7-41	保育課	矢作川	
8	児童福祉関連施設		丸山こども園	28-0744	28-9294	471-0832	丸山町 3-30	保育課	矢作川	
9	児童福祉関連施設		こじまこども園	32-2281	32-2899	471-0876	金谷町 7-30	保育課	矢作川	
10	児童福祉関連施設		今こども園	28-2285	28-9419	471-0823	今町 7-50-2	保育課	矢作川	
11	児童福祉関連施設		上郷こども園	21-1830	21-6466	470-1218	上郷町郷下 15	保育課	矢作川	
12	児童福祉関連施設		駒場こども園	57-2413	57-1689	473-0925	駒場町新生 69	保育課	逢妻女川	
13	児童福祉関連施設		挙母ルーテル幼稚園	32-1764	32-5072	471-0029	桜町 1-79	保育課	矢作川	
14	幼稚園		まふみ幼稚園	31-7181	33-9721	471-0071	東梅坪町 3-28	保育課	矢作川	
15	幼稚園		ひらしば幼稚園	32-3565	32-5715	471-0079	陣中町 1-13-1	保育課	矢作川	
16	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	挙母小学校放課後児童クラブ	31-1335	31-1335	471-0065	平芝町 1-1-1	次世代育成課	矢作川	
17	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	元城小学校放課後児童クラブ	31-0354	31-0354	471-0861	八幡町 3-30	次世代育成課	矢作川	籠川
18	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	畝部小学校放課後児童クラブ	21-0899	21-0899	470-1219	畝部西町新田屋敷 24	次世代育成課	矢作川	
19	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	梅坪小学校放課後児童クラブ	31-6230	31-6230	471-0064	梅坪町 1-5-1	次世代育成課	矢作川	
20	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	寺部小学校放課後児童クラブ	80-2029	80-2029	471-0015	上野町 1-173	次世代育成課	矢作川	
21	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	童子山小学校放課後児童クラブ	31-0575	31-0575	471-0852	御幸町 1-60	次世代育成課	矢作川	
22	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	根川小学校放課後児童クラブ	31-2027	31-2027	471-0878	下林町 7-30	次世代育成課	矢作川	
23	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	駒場小学校放課後児童クラブ	57-0031	57-0031	473-0925	駒場町新生 58	次世代育成課	逢妻女川	
24	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	堤小学校放課後児童クラブ	52-1184	52-1184	473-0939	堤本町流２８	次世代育成課	逢妻女川	
25	病院（有床診療所）		家田病院	21-0500	21-2068	470-1219	畝部西町城ケ堀 11-1	（保）総務課	矢作川	
26	病院（有床診療所）		鈴木病院	33-8051	32-8666	471-0033	月見町 1-10-8	（保）総務課	矢作川	
27	病院（有床診療所）		菊池病院	32-2200	34-0210	471-0026	若宮町 5-1	（保）総務課	矢作川	
28	病院（有床診療所）		内田クリニック	35-3500	32-0179	471-0027	喜多町 4-50-1	（保）総務課	矢作川	
29	病院（有床診療所）		吉田整形外科病院	89-1818	89-1820	471-0811	御立町 7-100	（保）総務課	矢作川	
30	病院（有床診療所）		河合眼科	32-5274	33-8383	471-0025	西町 6-2-8	（保）総務課	矢作川	
31	病院（有床診療所）		加茂クリニック	34-1345	35-3545	471-0868	神田町 1-8-9	（保）総務課	矢作川	
32	病院（有床診療所）		深見眼科	34-1155	32-5870	471-0079	陣中町 1-6-11	（保）総務課	矢作川	
33	老人福祉関係施設	老人保健施設、短期入所、通所リハビリテーション	豊田老人保健施設	89-3511	89-3510	471-0073	川田町 1-36	介護保険課	矢作川	
34	老人福祉関係施設	老人保健施設、短期入所	老人保健施設ウェルビー	36-1411	36-1412	471-0078	昭和町 1-1	介護保険課	矢作川	
35	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	サントピア豊田みたち	41-7571	41-7581	471-0811	御立町 8-13	介護保険課	矢作川	
36	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービス　まりもの家	25-9021	25-9021	470-1213	桝塚西町北小畔 76-4	介護保険課	矢作川	
37	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	日本介護サービス株式会社	35-1550	35-8809	471-0851	樹木町 5-51	介護保険課	矢作川	
38	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	介護支援センターつばさ　デイサービス事業部	36-6637	36-6657	471-0878	下林町 4-111	介護保険課	矢作川	
39	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	日本介護サービス　２号館	35-3577	35-8825	471-0852	御幸町 1-17	介護保険課	矢作川	
40	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅、デイサービスセンター	T−グランシア　水源サロン	24-3160	24-3161	471-0822	水源町 5-3-1	介護保険課	矢作川	
41	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	三九朗病院リハビリデイサービスさんさん	34-3320	42-3096	471-0876	金谷町 4-26-1	介護保険課	矢作川	
42	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム　ハート	42-8155	42-8154	471-0015	上野町 2-91	介護保険課	矢作川	
43	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	イコールリハビリセンター	36-0506	36-0507	471-0075	日之出町 2-17-5	介護保険課	矢作川	
44	老人福祉関係施設	グループホーム	介護支援センター　つばさグループホーム事業部	36-6637	36-6657	471-0878	下林町 4-111	介護保険課	矢作川	
45	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービスたいようのいえ	45-5051	45-5051	470-0332	越戸町上能田 143-1	介護保険課	矢作川	
46	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	ニチイケアセンター豊田	36-6583	36-6584	471-0064	梅坪町 6-12-6	介護保険課	矢作川	
47	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	フランスベット㈱　豊田デイサービスセンター	25-0200	41-8070	470-1211	畝部東町妥女 32-7	介護保険課	矢作川	
48	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	る・こっくデイサービス石黒	25-0760	25-0761	470-1204	配津町池田 4-1	介護保険課	矢作川	
49	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	生活リハビリデイセンター　アビリティーズ豊田	37-1510	37-1520	471-0024	元城町 1-52　NTT 豊田ビル１階	介護保険課	矢作川	
50	老人福祉関係施設	グループホーム	愛の家ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　豊田松ケ枝	37-8830	37-8831	471-0865	松ケ枝町 2-34	介護保険課	矢作川	
51	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　うねべの里	25-0044	25-0045	470-0847	畝部西町西裏 100	介護保険課	矢作川	
52	老人福祉関係施設	介護付き有料老人ホーム（特定施設）	有料老人ホーム　ラルガヴィーダ	32-1165	47-8989	471-0025	西町 6-2-8	介護保険課	矢作川	
53	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	歩行リハビリデイサービス　アルク	63-5891	32-5487	471-0034	小坂本町 1-6-4	介護保険課	矢作川	
54	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスセンター	特別養護老人ホーム豊水園	74-4165	74-2681	471-0823	今町 5-40-1	介護保険課	矢作川	

55	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、サービス付き高齢者向け住宅、デイサービスセンター	特別養護老人ホームアメニティ豊田駅前	34-0002	34-4111	471-0027	喜多町 2-170	介護保険課	矢作川	
56	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、デイサービスセンター	特別養護老人ホーム豊田つつみ園	51-5208	55-0061	473-0932	堤町堤 18-1	介護保険課	逢妻女川	
57	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム第２すばる	51-2500	52-2322	473-0931	上丘町八ツ田 25-1	介護保険課	矢作川	
58	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム　ハートⅡ番館	80-3322	80-3323	471-0015	上野町 3-29-7	介護保険課	矢作川	
59	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅樟音（くすね）	85-4160	85-4161	471-0812	野見町 5-146-1	介護保険課	矢作川	
60	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅	四季彩けやき	88-2223	89-7170	471-0009	扶桑町 4-1	介護保険課	矢作川	
61	老人福祉関係施設	介護付き有料老人ホーム（特定施設）	介護付き有料老人ホームころもガーデン	34-0034	34-4111	471-0027	喜多町 2-170	介護保険課	矢作川	
62	老人福祉関係施設	住宅型有料老人ホーム	ナーシングホーム寿々豊田	41-7960	41-7970	471-0015	上野町 1-24	介護保険課	矢作川	
63	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅クルール豊田上挙母	47-0966	47-0965	471-0866	上挙母 4-40	介護保険課	矢作川	
64	老人福祉関係施設	グループホーム	グループホーム森津苑	54-0070	54-0171	473-0935	大島町栄 25-1	介護保険課	逢妻女川	
65	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	豊寿園デイサービスセンター	27-2200	28-7343	470-1202	渡刈町 5-200	介護保険課	矢作川	
66	老人福祉関係施設	デイサービスセンター、グループホーム	グループホームジョイア永覚	21-3908	21-6484	470-1205	永覚町欠畑 20-1	介護保険課	矢作川	
67	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービスおかげ庵けやき	88-2223	89-7170	471-0009	扶桑町 4-1	介護保険課	矢作川	
68	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービスからふる豊田	87-2655	87-2656	471-0016	千石町 2-3	介護保険課	逢妻女川	
69	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	ころトレ！デイサービス	77-0570	77-6861	471-0028	神明町 3-33-14	介護保険課	矢作川	
70	障害者福祉サービスの用に供する施設		グループホームたいようのいえ	45-5051	45-5051	470-0332	越戸町上能田 143-1	障がい福祉課	矢作川	籠川
71	障害児通所支援事業の用に供する施設		放課後等デイサービス能力探求スクールジーニアス荒井校	45-6900	45-6901	470-0333	荒井町下原 428-2	障がい福祉課	矢作川	籠川
72	障害者福祉サービスの用に供する施設		ジョイナスえかく	21-6141	21-6141	470-1205	永覚町中山畑 39	障がい福祉課	矢作川	
73	障害者福祉サービスの用に供する施設		パッソ豊田校	47-2222	47-2223	471-0064	梅坪町 8-2-11　宇佐美ビル 1F	障がい福祉課	矢作川	
74	障害者福祉サービスの用に供する施設		こめ組	74-0788	74-1778	471-0825	明和町 7-58	障がい福祉課	矢作川	
75	障害者福祉サービスの用に供する施設		ジョイナスつかさ	77-0041	77-0506	471-0831	司町 3-61-1	障がい福祉課	矢作川	
76	障害者福祉サービスの用に供する施設		日本介護サービス株式会社	35-1550	35-8809	471-0851	樹木町 5-51	障がい福祉課	矢作川	
77	障害者福祉サービスの用に供する施設		ななないろ	42-5196	42-5196	471-0866	上挙母 2-40	障がい福祉課	矢作川	
78	障害者福祉サービスの用に供する施設		季楽ショートステイ　春風　豊田店	42-8711	42-8712	471-0875	下市場町 6-57	障がい福祉課	矢作川	
79	障害者福祉サービスの用に供する施設		bonds café（豊田市福祉センター内）	28-0567 (42-5059)	42-5059	471-0877	錦町 1-1-1（豊田市福祉センター内）	障がい福祉課	矢作川	
80	障害者福祉サービスの用に供する施設		つむぎ	32-9511	85-8185	471-0871	元宮町６丁目 19 番地	障がい福祉課	矢作川	
81	障害者福祉サービスの用に供する施設		り～ふ	080-4632-3300		471-0879	長興寺 10-3-1	障がい福祉課	矢作川	
82	障害者福祉サービスの用に供する施設		さきがけ	34-0737	34-0738	471-0879	長興寺 10-36	障がい福祉課	矢作川	
83	障害者福祉サービスの用に供する施設		生活介護　水音	47-2212	47-2213	471-0879	長興寺 10-5-1	障がい福祉課	矢作川	
84	障害者福祉サービスの用に供する施設		豊田キャリアセンター駅前校	85-7822	85-7822	471-0027	喜多町 5-2-14	障がい福祉課	矢作川	
85	障害者福祉サービスの用に供する施設		豊田市知的障がい者グループホーム喜多ハウス	36-2120	36-0567	471-0027	喜多町 5-2-4	障がい福祉課	矢作川	
86	障害者福祉サービスの用に供する施設		ジョイナスふれあい	35-6084	35-6084	471-0027	喜多町 6-61-1	障がい福祉課	矢作川	
87	その他	福祉サービスの提供・担い手育成、ボランティア活動の支援・各種福祉相談・社旗福祉の事業・福祉団体の活動の場を提供	福祉センター	34-1131	32-6011	471-0877	錦町 1-1-1	やすらぎ福祉総務課	矢作川	
88	中学校		上郷中学校	21-0035	21-3719	470-1218	上郷町 4-5-1	学校教育課	矢作川	
89	小学校		畝部小学校	21-0029	21-5063	470-1219	畝部西町新田屋敷 24	学校教育課	矢作川	
90	小学校		根川小学校	32-0195	35-4578	471-0878	下林町 7-30	学校教育課	矢作川	
91	小学校		元城小学校	31-2280	35-4587	471-0861	八幡町 3-30	学校教育課	矢作川	
92	小学校		寺部小学校	80-0126	89-6419	471-0015	上野町 1-173	学校教育課	矢作川	
93	小学校		梅坪小学校	31-4882	35-4591	471-0064	梅坪町 1-5-1	学校教育課	矢作川	
94	小学校		挙母小学校	31-0193	35-4590	471-0065	平芝町 1-1-1	学校教育課	矢作川	
95	小学校		童子山小学校	32-0196	35-4572	471-0852	御幸町 1-60	学校教育課	矢作川	
96	小学校		駒場小学校	57-2507	57-1327	473-0925	駒場町新生 58	学校教育課	逢妻女川	
97	高等学校		豊田北高等学校	80-5111	80-9408	471-0016	千石町２丁目 100 番１	防災対策課	矢作川	
98	高等学校		豊田東高等学校	80-1177	80-5066	471-0811	御立町 11 丁目１番地	防災対策課	矢作川	
99	児童福祉関連施設		越戸こども園	45-1073	45-4080	470-0332	越戸町松葉５２－２	保育課	矢作川	
100	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	P-BASE　高橋店	41-3340	41-3341	471-0014	東山町１－５－１	介護保険課	矢作川	

101	老人福祉関係施設	住宅型有料老人ホーム	エルステージ豊田	33-8111	33-8112	471-0066	栄町５－１－２	介護保険課	矢作川	
102	障害者福祉サービスの用に供する施設		ショートステイ　さくらの杜	34-0737	34-0738	471-0879	長興寺 10 丁目 36 番地	障がい福祉課	矢作川	
103	障害児通所支援事業の用に供する施設		Growup 豊田	85-7855	85-7856	471-0005	京ヶ峰 1-5-1	障がい福祉課	矢作川	
104	障害者福祉サービスの用に供する施設		カラフル豊田駅前	42-6106	052-308-3264	471-0024	元城町２丁目 40	障がい福祉課	矢作川	
105	障害児通所支援事業の用に供する施設		ＣＯＰＡＩＮ　スタージュ	41-3511	41-3512	471-0026	若宮町 5 丁目 4 番地 7 ルミライズ豊田若宮３階	障がい福祉課	矢作川	
106	障害児通所支援事業の用に供する施設		サテライト型　生活支援センターじゃん（従：生活支援センター　じゃん）	25-4151	25-4152	470-1218	上郷町 5 丁目 13-4	障がい福祉課	矢作川	
107	障害児通所支援事業の用に供する施設		ラボデミＨＯＭＥ	34-0660	34-0660	471-0078	昭和町４－１６－３日高ビル３０１号室	障がい福祉課	矢作川	
108	障害者福祉サービスの用に供する施設		ほしぞら　ねこのて	052-325-6991、080-5154-0207	47-7996	471-0034	小坂本町１丁目 14-2 ユニーブル小坂本町２階Ｆ	障がい福祉課	矢作川	
109	障害者福祉サービスの用に供する施設		指定共同生活介護かりん	77-9213	80-7703	471-0807	広川町８丁目 113 番	障がい福祉課	矢作川	
110	障害児通所支援事業の用に供する施設		コペルプラス　梅坪教室	85-1097	85-1098	471-0071	東梅坪町８丁目８番地１８　イーストテラスｕ４階	障がい福祉課	矢作川	
111	障害者福祉サービスの用に供する施設		夢尊ワークス　豊田駅前	47-7756	47-7757	471-0075	日之出町２丁目３－５	障がい福祉課	矢作川	籠川
112	障害児通所支援事業の用に供する施設		かけはし豊田	44-2288	44-2277	470-0332	越戸町尺口 208 番地 22 リバーコモン越戸Ａ	障がい福祉課		籠川
113	病院（有床診療所）		医療法人社団以心会中野胃腸病院	57-1611	57-1650	473-0926	駒新町金山１－１２	(保)総務課	逢妻女川	
114	小学校		堤小学校	52-3718	52-1634	473-0939	堤本町流２８	学校教育課	逢妻女川	
115	障害児通所支援事業の用に供する施設		豊田市こども発達センター　おひさま	63-5523	63-5933	470-1216	和会町長田８－１	障がい福祉課	猿渡川流域	
116	障害者福祉サービスの用に供する施設		ノックス VITS 豊田	31-5216	31-5219	471-0025	西町 5-5　VITS 豊田タウン２Ｆ	障がい福祉課	矢作川	
117	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	野見小学校放課後児童クラブ	80-1127	80-1127	471-0812	野見町 12-1	こども・若者政策課	矢作川 上流支川	矢作川
118	障害者福祉サービスの用に供する施設		369works（みろくわーくす）	41-6428	41-6432	471-0071	豊田市東梅坪町８－８－２１ 新見ビル３Ａ	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
119	障害者福祉サービスの用に供する施設		morimori factory	85-0789	85-0790	471-0811	豊田市御立町 7-10-2	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
120	障害者福祉サービスの用に供する施設		グループホームめばえ	42-8330	42-8336	4710064	豊田市梅坪町 9-4-5 FESTA80　215 号	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
121	障害者福祉サービスの用に供する施設		コロモリ	35-8060	35-8061	471-0026	豊田市若宮町 7-3-1 ＴＳ－ｆｒｏｎｔビル１階	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
122	障害者福祉サービスの用に供する施設		指定共同生活介護かえで	85-0877	052-308-2345	471-0866	愛知県豊田市上挙母 1-18	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
123	障害者福祉サービスの用に供する施設		豊田ワークキャンパス	42-6106	052-308-6963	471-0024	豊田市元城町２丁目 40 スギサン元城ビル 101	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
124	障害者福祉サービスの用に供する施設		アイビス豊田 GAZA	33-0510	33-0511	471-0027	喜多町一丁目 140 番地 GAZA3 階	障がい福祉課	矢作川（籠川合流点～海）	矢作川上流支川
125	障害者福祉サービスの用に供する施設		グループホームたいようのいえ				豊田市越戸町上能田１４３－１	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
126	障害者福祉サービスの用に供する施設		指定共同生活介護かりん				豊田市広川町８－１１３	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
127	障害児通所支援事業の用に供する施設		コペルプラス梅坪教室				豊田市東梅坪町８－８－１８ イーストテラスｕ	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
128	障害児通所支援事業の用に供する施設		ひまわりとよた	42-5626	47-4101	471-0066	愛知県豊田市栄町 7-5-1	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
129	障害児通所支援事業の用に供する施設		レッドエンジェル	36-5502	36-5503	471-0078	愛知県豊田市昭和町 2-11-1	障がい福祉課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
130	障害児通所支援事業の用に供する施設		放課後等デイサービス エミタス Fitter	77-9406	050-3146-3619	471-0064	豊田市梅坪町 2-1-10 Ｂ棟	障がい福祉課		矢作川（籠川合流点～海）
131	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	テルマエリゾート豊田	47-1324	47-1325	471-0863	瑞穂町１丁目 41-1	介護保険課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
132	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	ツクイ豊田東	87-1260	87-1261	471-0019	高橋町一丁目 535 番	介護保険課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
133	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	名鉄レコードブック梅坪	41-6700	41-6701	471-0071	東梅坪町８丁目 8-18 イーストテラス u1 階	介護保険課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
134	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	SPA　FURUSATO 梅坪	47-8151	77-3495	471-0064	梅坪町２丁目 1-5	介護保険課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
135	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	石川第２接骨院機能訓練センター	35-3540	35-3502	471-0078	昭和町 4-52	介護保険課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
136	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	ツクイ・ポピルスガーデン豊田　介護付き有料老人ホーム	36-5030	31-8581	471-0876	金谷町７丁目４番地	介護保険課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
137	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	ツクイ・ポピルスガーデン豊田　住宅型有料老人ホーム	36-5030	31-8581	471-0876	金谷町７丁目４番地	介護保険課	矢作川 上流支川	矢作川（籠川合流点～海）

138	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	特定施設老人ホーム　つかさ介護センタースミレ	33-6633	33-6600	471-0831	司町三丁目５４番地１	介護保険課	矢作川上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
139	小学校		野見小学校	0565-80-0372	0565-89-6491	471-0812	豊田市野見町１２－１	学校教育課	矢作川上流支川	矢作川（籠川合流点～海）
140	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	中金小学校放課後児童クラブ	42-1230	42-1230	470-0312	中金町塚ノ本 124	こども・若者政策課	矢作川上流支川	
141	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	西広瀬小学校放課後児童クラブ	42-1332	42-1332	470-0309	西広瀬町清水 34	こども・若者政策課	矢作川上流支川	
142	児童福祉関連施設	う	小渡小学校放課後児童クラブ	68-3520	68-3520	444-2833	下切町平田 3012	こども・若者政策課	矢作川上流支川	
143	児童福祉関連施設		飯野こども園	76-2667	76-2741	470-0451	藤岡飯野町出口 1122	保育課	矢作川上流支川	
144	児童福祉関連施設		稲武こども園	82-2025	83-1012	441-2522	武節町神田 96-1	保育課	矢作川上流支川	
145	児童福祉関連施設		高橋こども園	88-8088	88-1147	471-0012	水間町 4-155-1	保育課	矢作川上流支川	
146	児童福祉関連施設		透成こども園	41-2550	42-1318	470-0309	西広瀬町清水 30	保育課	矢作川上流支川	
147	児童福祉関連施設		東広瀬こども園	41-2112	42-1333	470-0307	東広瀬町蔵屋敷 19-1	保育課	矢作川上流支川	
148	児童福祉関連施設		平井こども園	80-2193	80-9581	471-0008	百々町 4-20	保育課	矢作川上流支川	
149	幼稚園		小渡こども園	68-2766	68-2922	444-2833	下切町下切 10	保育課	矢作川上流支川	
150	障害者福祉サービスの用に供する施設		生活介護事業はる	64-2860	64-2860	444-2527	豊田市月原町御堂１番地１	障がい福祉課	矢作川上流支川	
151	障害者福祉サービスの用に供する施設		ぬくもりの里ベルパーステーション	68-3890	68-2801	444-2824	豊田市池島町屋ヶ平２２番地	障がい福祉課	矢作川上流支川	
152	障害者福祉サービスの用に供する施設		指定共同生活介護あんず	42-2345	052-308-2345	470-0373	豊田市四郷町六反田南 11-2	障がい福祉課	籠川流域	
153	障害児通所支援事業の用に供する施設		かなで東梅坪校	85-8265	85-8266	471-0071	豊田市東梅坪町３丁目２－７	障がい福祉課	籠川流域	矢作川上流支川
154	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	ぬくもりの里デイサービスセンター	68-3890	68-2801	444-2824	池島町屋ヶ平 22 番地	介護保険課	矢作川上流支川	
155	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービス寿庵	46-0800	46-0801	470-0371	御船町島陰 38 番地１	介護保険課	矢作川上流支川	
156	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスセンター	特別養護老人ホーム石野の里、石野の里デイサービスセンター	78-6710	42-1116	470-0307	東広瀬町神田２６番地１	介護保険課	矢作川上流支川	
157	老人福祉関係施設	認知症高齢者グループホーム	グループホーム　此の花	43-1173	43-1174	470-0344	保見町井ノ口 73	介護保険課	籠川流域	
158	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	クルール豊田吉原東館	51-0966	51-0967	473-0916	吉原町鶴喰４０番２３	介護保険課	境川・逢妻川流域	
159	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	クルール豊田吉原西館	51-0294	51-0295	473-0916	吉原町鶴喰４０番２４	介護保険課	境川・逢妻川流域	
160	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	さわやかとよ田の里	46-2714	47-2715	470-0333	荒井町下原 416	介護保険課	矢作川上流支川	籠川流域
161	小学校		加納小学校	0565-45-0024	0565-46-0692	470-0364	豊田市加納町東殿５５	学校教育課	籠川流域	
162	小学校		西広瀬小学校	0565-41-2555	0565-42-1408	470-0309	豊田市西広瀬町清水３４	学校教育課	矢作川上流支川	
163	小学校		中金小学校	0565-41-2210	0565-42-1437	470-0312	豊田市中金町塚ノ本１２４	学校教育課	矢作川上流支川	
164	小学校		御蔵小学校	0565-64-2001	0565-64-2810	444-2522	豊田市御蔵町辻４３	学校教育課	矢作川上流支川	
165	小学校		小渡小学校	0565-68-2326	0565-68-2327	444-2833	豊田市下切町平田３０１２－１	学校教育課	矢作川上流支川	
166	小学校		稲武小学校	0565-82-3535	0565-82-2765	441-2513	豊田市稲武町シモ田２０－１	学校教育課	矢作川上流支川	
167	中学校		猿投中学校	0565-45-0264	0565-46-0408	470-0364	豊田市加納町東殿１５	学校教育課	籠川流域	
168	中学校		稲武中学校	0565-82-2084	0565-82-2758	441-2521	豊田市桑原町鐘鋳場２７０	学校教育課	矢作川上流支川	
169	障害者福祉サービスの用に供する施設		ユートピア若宮つむぎ	32-9511			豊田市元宮町６－１９	障がい福祉課	矢作川（籠川合流点～海）	
170	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	追分小学校放課後児童クラブ	62-4646	62-4646	444-2355	近岡町馬橋 4-2	こども・若者政策課	矢作川中流支川	
171	児童福祉関連施設		足助もみじこども園	62-0685	62-1728	444-2351	岩神町築瀬 25-1	保育課	矢作川中流支川	
172	児童福祉関連施設		則定こども園	63-2051	63-2687	444-2342	則定町前田５	保育課	矢作川中流支川	
173	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービス　スマイリング下山	050-5371-7675	050-3488-1766	444-3222	下山田代町岩ノアケ１４番地３	介護保険課	矢作川中流支川	
174	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービス　スマイリング	050-5371-7674	050-3488-1766	444-2215	中垣内町広畑 7-3	介護保険課	矢作川中流支川	
175	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	スマイリング　スピナティー	050-5371-7674	050-3488-1766	444-2215	中垣内町広畑 7-3	介護保険課	矢作川中流支川	

176	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所	特別養護老人ホーム巴の里	61-2002	62-2003	444-2351	岩神町仲田 38－5	介護保険課	矢作川 中流支川	
177	老人福祉関係施設	介護医療院	足助病院　介護医療院	62-1290	62-0780	444-2351	岩神町仲田 20 番地	介護保険課	矢作川 中流支川	
178	老人福祉関係施設	通所リハビリテーション	足助病院　通所リハビリテーション	62-1284	62-1214	444-2351	岩神町仲田 20 番地	介護保険課	矢作川 中流支川	
179	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	足助はつらつクラブ生活支援通所サービス事業所	62-1857	61-1115	444-2424	足助町東貝戸 10 番地	介護保険課	矢作川 中流支川	
180	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	足助のたまり場　あいサロン	61-2771	61-2772	444-2351	岩神町仲田 20	介護保険課	矢作川 中流支川	
181	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	百年草デイサービスセンター	61-1118	61-1115	444-2424	足助町東貝戸 10 番地	介護保険課	矢作川 中流支川	
182	病院（有床診療所）		小早川整形外科・内科	88-3311	88-3300	471-0006	市木町 5－1－2	健康政策課	矢作川 中流支川	
183	小学校		岩倉小学校	0565-58-0119	0565-58-1446	444-2225	豊田市岩倉町五ツ畑２３	学校教育課	矢作川 中流支川	
184	小学校		追分小学校	0565-62-0392	0565-62-2327	444-2355	豊田市近岡町馬橋４－２	学校教育課	矢作川 中流支川	
185	中学校		松平中学校	0565-58-0026	0565-58-2349	444-2216	豊田市九久平町河原畑３７	学校教育課	矢作川 中流支川	

※医療施設は無床診療所を除く病院及び有床診療所

（保育課、健康政策課、介護保険課、こども・若者政策課、障がい福祉課、やすらぎ福祉総務課、学校教育課、防災対策課）

（２）地下施設（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）

（令和６年４月１日現在）

主たる地階用途	施設名称（通称）	電話番号	ＦＡＸ	郵便番号	地階面積及び駐車台数
		所　在　地			
駐車場	ギャザビル（ギャザパーキング）	35-3100 35-2181	35-3103 42-2904	471-0027	11,920㎡（内駐車場6,739㎡） 223台
		喜多町1-140			
駐車場	豊田参合館	31-5366	31-5366	471-0025	9,568㎡　127台
		西町1-200			
駐車場	豊田市役所南庁舎	31-1212	33-2221	471-8501	5,527㎡　142台
		西町3-60			
駐車場	豊田市役所東庁舎	31-1212	33-2221	471-8501	4,476㎡　103台
		西町3-60			
駐車場	新豊田駅地下駐車場	31-2137 35-2181	31-2137 42-2904	471-0026	5,784㎡　170台
		若宮町8-7			
駐車場	コモ・スクエア(コモパーキング)	35-3100 35-2181	35-3103 42-2904	471-0027	11,620㎡　245台
		喜多町2-160			
駐車場	ＫｉＴＡＲＡ(キタラパーキング)	35-3100 35-2181	35-3103 42-2904	471-0026	１Ｆ：5137.75㎡ ２Ｆ：4797.36㎡ 289台
		豊田市喜多町2-170			

※地階面積2,000㎡以上の地下駐車場施設

（商業観光課、財産管理課）

（３）豊田市洪水予報伝達様式

次ページに掲載

豊田市洪水予報伝達様式　（第　　号）

国土交通省豊橋河川事務所及び名古屋地方気象台から、矢作川洪水予報第＿＿号が発表されましたので伝達します。

1　発　信　元	豊田市災害対策本部　発信者氏名：　電話：31-1212
2　日　時	年　月　日（　）午前・午後　時　分
3　伝達方法	ＦＡＸ・電話（どちらかに○をつける）
4　緊急防災情報	
5　洪水予報	年　月　日（　）午前・午後　時　分

発　表　内　容（抜粋）

主文

矢作川（洪水注意報・洪水警報・洪水情報）（発表・発表〔切換え〕・解除）

矢作川（洪水注意報・洪水警報）を（洪水注意報・洪水警報）に切換えます。

矢作川の（高橋水位観測所・岩津水位観測所）では、（警戒水位・危険水位）（に達する・を越える・を大幅に越える）出水となる見込みですので、各地とも(十分な注意・厳重な警戒)をして下さい。

矢作川の（高橋水位観測所・岩津水位観測所）では、当分の間（警戒水位・危険水位）（以上・程度）の水位が続く見込みですので、各地とも（十分な注意・厳重な警戒）をして下さい。

矢作川の（高橋水位観測所・岩津水位観測所）では、警戒水位を下回りましたが、引き続き各地とも十分な注意をして下さい。

矢作川の（高橋水位観測所・岩津水位観測所）では、警戒水位を下回り危険はなくなったと思われます。

現況文

（台風第　号・　低気圧・　前線）の（接近・通過・活動・停滞）による（雨・大雨）により、降り始めの

日　時から　日　時までの　の流域平均雨量は　ミリ

日　時から　日　時までの　の流域平均雨量は　ミリ

（に達しました・となっています）。

また、（所により・　）１時間に、　ミリの雨が降っています。

現在、雨は（小降りになりました・やんでいます）。

矢作川の水位は、　日　時には、次のように見込まれます。

高橋水位観測所で　ｍ（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）

岩津水位観測所で　ｍ（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）

予想文

この雨は、（今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる）でしょう。

日　時から　日　時までの　の流域平均雨量は　ミリ

日　時から　日　時までの　の流域平均雨量は　ミリ　の見込です。

矢作川の水位は、　日　時には、次のように見込まれます。

高橋水位観測所で　ｍ（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）

岩津水位観測所で　ｍ（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）

このため、（高橋・岩津）水位観測所の受け持ち区間では、はん濫のおそれのある水位（危険水位）に到達することが見込まれます。

注意事項

洪水警報は、避難勧告の目安のひとつとなる情報です。市町村が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。

今回の出水は、　年　月の（台風第　号・　低気圧・　前線・出水）（と同程度・を上回る）規模と見込まれます。

参考

高橋水位観測所　危険水位換算水位：6.80m　警戒水位：2.70m　平常水位：-1.43m

岩津水位観測所　危険水位換算水位：8.50m　警戒水位：4.90m　平常水位：0.49m

豊橋河川事務所調査課：0532-48-8107　名古屋地方気象台観測予報課052-751-0909

１６　土砂災害警戒区域内における事業所等

番号	施設分類	施設分類備考（該当分類が複数やその他の場合に使用）	施設名	電話番号	FAX	郵便番号	住所	担当課	警戒区域のレベル	土砂災害警戒区域の種類		
										急傾斜地	土石流	地すべり
1	児童福祉関連施設		うねべこども園	21-0405	21-6419	470-1219	畝部西町伊勢神 1-1	保育課				
1	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	則定小学校（放課後児童クラブ）	63-2030	63-2030	444-2342	則定町本郷５－１	次世代育成課	警戒区域	○	○	
2	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	明和小学校（放課後児童クラブ）	67-2350	67-2350	444-2607	平沢町赤田和２１－８	次世代育成課	警戒区域	○		
3	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	岩倉小学校（放課後児童クラブ）	58-0185	58-0185	444-2225	岩倉町五ツ畑２３	次世代育成課	警戒区域	○		
4	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	幸海小学校（放課後児童クラブ）	58-1153	58-1153	444-2226	幸穂台２－８－１	次世代育成課	警戒区域	○		
5	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	敷島小学校（放課後児童クラブ）	68-2011	68-2011	444-2816	杉本町稲葉下２７	次世代育成課	警戒区域	○		
6	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	本城小学校（放課後児童クラブ）	65-1511	65-1511	470-0574	市場町市場前３７２－２	次世代育成課	警戒区域	○	○	
7	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	西広瀬小学校（放課後児童クラブ）	42-1332	42-1332	470-0309	西広瀬町清水３４	次世代育成課	警戒区域		○	
8	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	上鳶見小学校（放課後児童クラブ）	41-2011	41-2011	470-0322	上高町宮下６０	次世代育成課	警戒区域	○		
9	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	足助小学校（放課後児童クラブ）	62-0306	62-0306	444-2424	足助町今岡３３－２	次世代育成課	警戒区域	○		
10	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	御蔵小学校（放課後児童クラブ）	64-2350	64-2350	444-2522	御蔵町辻４３	次世代育成課	警戒区域	○		
11	児童福祉関連施設		足助もみじこども園	62-0685	62-1728	444-2351	岩神町梁瀬 25-1	保育課	警戒区域		○	
12	幼稚園		小渡こども園	68-2766	68-2922	444-2833	下切町下切 10	保育課	警戒区域		○	
13	児童福祉関連施設		大蔵こども園	64-2220	64-2875	444-2511	大蔵町本城 13-1	保育課	特別警戒区域	○	○	
14	児童福祉関連施設		大草こども園	65-2045	65-2750	470-0531	小原町北洞 268-2	保育課	特別警戒区域	○	○	
15	児童福祉関連施設		御作こども園	76-4672	76-6805	470-0424	御作町日沢 1060-20	保育課	特別警戒区域	○		
16	児童福祉関連施設		杉本こども園	68-2701	68-2852	444-2816	杉本町三斗成 36	保育課	特別警戒区域	○	○	
17	児童福祉関連施設		冷田こども園	63-2310	63-2141	444-2313	冷田町上冷田 38	保育課	特別警戒区域	○		
18	児童福祉関連施設		稲武こども園	82-2025	83-1012	441-2522	武節町神田 96-1	保育課	警戒区域	○	○	
19	児童福祉関連施設		御船こども園	45-1215	45-1599	470-0371	御船町山屋敷 78-30	保育課	警戒区域	○		
20	児童福祉関連施設		大畑こども園	48-8288	48-4631	470-0352	篠原町片坂 40-6	保育課	特別警戒区域	○		
21	児童福祉関連施設		豊松こども園	58-1551	58-3082	444-2203	豊松町狐塚 120-4	保育課	特別警戒区域	○		
22	児童福祉関連施設		大沼こども園	90-3021	90-3072	444-3242	大沼町船橋 21	保育課	警戒区域	○		
23	児童福祉関連施設		則定こども園	63-2051	63-2687	444-2342	則定町前田 5	保育課	警戒区域		○	
24	児童福祉関連施設		石畳こども園	76-1998	76-6280	470-0403	白川町大根 1271-1	保育課	特別警戒区域	○		
25	児童福祉関連施設		木瀬こども園	76-1765	76-6580	470-0411	木瀬町浜居場 248-1	保育課	警戒区域	○		
26	児童福祉関連施設		飯野こども園	76-2667	76-2741	470-0451	藤岡飯野町出口 1122	保育課	警戒区域	○		
27	児童福祉関連施設		北栄こども園	65-3025	65-3712	470-0565	下仁木町仲裕 428-1	保育課	警戒区域	○		
28	障害者福祉サービスの用に供する施設		いこまハウス	68-3007	38-3007	444-2801	牛地町西久保 2-85	障がい福祉課	特別警戒区域	○		
29	障害者福祉サービスの用に供する施設		生活介護事業はる	64-2860	64-2860	444-2527	月原町御堂 1 番 1	障がい福祉課	警戒区域	○		
30	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	豊田市百年草	61-1118	62-1255	444-2424	足助町東貝戸 10	介護保険課	警戒区域	○	○	
31	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスセンター	笑いの家	58-4165	58-4166	444-2212	滝脇町杉長入 23	介護保険課	警戒区域	○	○	
32	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	壽生会デイサービス	82-2515	82-2535	441-2515	夏焼町クロイハ 370-3	介護保険課	警戒区域		○	
33	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスセンター	巴の里	61-2002	62-2003	444-2351	岩神町仲田 38-5	介護保険課	警戒区域		○	
34	老人福祉関係施設	グループホーム	グループホーム稲武の家	83-3100	83-3701	441-2524	黒田町字一色 310-2	介護保険課	警戒区域		○	
35	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	まどいの丘デイサービスセンター	90-4005	90-2419	444-3252	神殿町中切 7-2	介護保険課	警戒区域	○		
36	老人福祉関係施設	グループホーム、デイサービスセンター	グループホームＪＯ・さざんか	69-0150	69-0151	444-2511	大蔵町字大木本	介護保険課	特別警戒区域	○	○	
37	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、グループホーム	特別養護老人ホーム小原安立	66-0012	66-0032	470-0564	沢田町座内 22	介護保険課	警戒区域	○		
38	老人福祉関係施設	老人保健施設、短期入所、通所リハビリテーション	介護老人保健施設フジオカ	76-7801	75-1750	470-0424	御作町振ヶ洞 1157-1	介護保険課	警戒区域	○		
39	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	スマイリングリハニティー	50-8101	050-3488-1766	444-3231	花沢町ヌマ 17	介護保険課	警戒区域	○		
40	老人福祉関係施設		足助まめだ館	62-1857	61-1115	444-2424	足助町東貝戸 10	やすらぎ福祉総務課	特別警戒区域	○	○	
41	老人福祉関係施設		小原福祉センターふくしの里	65-3350	65-3705	470-0564	沢田町梅ノ木 574	やすらぎ福祉総務課	特別警戒区域	○	○	
42	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービスふくしの里	65-3350	65-3705	470-0564	沢田町梅ノ木 574	介護保険課	警戒区域	○		
43	老人福祉関係施設	介護医療院、短期入所、デイサービスセンター、通所リハビリテーション	足助病院	62-1211	62-1820	444-2351	岩神町仲田 20	介護保険課	警戒区域		○	
44	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	げつじんお茶の間デイサービス	61-1521	61-1521	444-2424	足助町植田 4	介護保険課	警戒区域	○		

45	老人福祉関係施設	グループホーム	ＪＯ・さざんか・第２	69-0150	69-0151	444-2511	大蔵町字花立 11-7	介護保険課	警戒区域	○		
46	老人福祉関係施設	グループホーム	グループホーム日和	68-3355	68-3381	444-2524	大坪町日向下 23	介護保険課	特別警戒区域	○		
47	病院（有床診療所）		仁大病院	45-0110	45-0995	470-0361	猿投町入道３－５	（保）総務課	特別警戒区域	○	○	
48	病院（有床診療所）		豊田西病院	48-8331	48-8318	470-0344	保見町横山１００	（保）総務課	警戒区域	○		
49	病院（有床診療所）	老人福祉関係施設	足助病院	62-1211	62-1820	444-2351	岩神町仲田２０	（保）総務課、介護保険課	警戒区域		○	
50	小学校		平井小学校	80-3011	89-6484	471-0008	百々町５－６０	学校教育課	特別警戒区域	○		
51	小学校		西広瀬小学校	41-2555	42-1408	470-0309	西広瀬町清水３４	学校教育課	特別警戒区域	○	○	
52	小学校		中金小学校	41-2210	42-1437	470-0312	中金町塚ノ本１２４	学校教育課	警戒区域	○	○	
53	小学校		上鷹見小学校	41-2017	42-1410	470-0322	上高町宮下６０	学校教育課	特別警戒区域	○		
54	小学校		幸海小学校	58-0127	58-2475	444-2221	幸海町下御堂下切１４－１	学校教育課	特別警戒区域	○		
55	小学校		岩倉小学校	58-0119	58-1446	444-2225	岩倉町五ツ畑２３	学校教育課	警戒区域	○		
56	小学校		九久平小学校	58-0027	58-2460	444-2216	九久平町寺前３－２	学校教育課	警戒区域	○		
57	小学校		御作小学校	76-2512	76-4245	470-0424	御作町田中１０８６－４	学校教育課	特別警戒区域	○		
58	小学校		本城小学校	65-2022	65-3693	470-0574	市場町市場前３７２－２	学校教育課	特別警戒区域	○	○	
59	小学校		足助小学校	62-0059	62-1799	444-2424	足助町今岡３３－２	学校教育課	特別警戒区域	○		
60	小学校		冷田小学校	63-2300	63-2759	444-2312	四ツ松町笹ケ田４０－１	学校教育課	警戒区域	○		
61	小学校		追分小学校	62-0392	62-2327	444-2355	近岡町馬橋４－２	学校教育課	特別警戒区域	○		
62	小学校		則定小学校	63-2001	63-2672	444-2342	則定町本郷５－１	学校教育課	特別警戒区域	○	○	
63	小学校		萩野小学校	62-0214	62-2448	444-2407	桑田和町宮ノ前２５	学校教育課	特別警戒区域	○		
64	小学校		明和小学校	67-2250	67-2269	444-2607	平沢町赤田和２１－８	学校教育課	特別警戒区域	○		
65	小学校		新盛小学校	67-2020	67-2059	444-2505	新盛町深沼２４－１	学校教育課	特別警戒区域	○		
66	小学校		大蔵小学校	64-2002	64-2708	444-2511	大蔵町本城９－２	学校教育課	特別警戒区域	○	○	
67	小学校		御蔵小学校	64-2001	64-2810	444-2522	御蔵町辻４３	学校教育課	特別警戒区域	○	○	
68	小学校		敷島小学校	68-2702	68-2193	444-2816	杉本町稲場下２７－１	学校教育課	特別警戒区域	○	○	
69	小学校		飯野小学校	76-2504	76-4241	470-0451	藤岡飯野町弥治前１０９５	学校教育課	特別警戒区域	○		
70	小学校		稲武小学校	82-3535	82-2765	441-2513	稲武町シモ田２０－１	学校教育課	警戒区域	○		
71	小学校		大畑小学校	48-8003	48-0783	473-0902	大畑町神戸７９－２	学校教育課	警戒区域	○		
72	中学校		石野中学校	412016	41-2841	470-0318	力石町井ノ上６００－１	学校教育課	警戒区域	○		
73	中学校		松平中学校	580026	58-2349	444-2216	九久平町河原畑３７	学校教育課	特別警戒区域	○	○	
74	中学校		足助中学校	62-0227	62-1300	444-2424	足助町梶平５８	学校教育課	特別警戒区域	○		
75	中学校		稲武中学校	82-2084	82-2758	441-2521	桑原町鐘鋳場２７０	学校教育課	特別警戒区域	○		
76	中学校		小原中学校	65-3011	65-3691	470-0562	永太郎町馬場５９	学校教育課	特別警戒区域	○	○	
77	中学校		保見中学校	48-8026	48-0502	470-0344	保見町北山１８	学校教育課	特別警戒区域	○		
78	高等学校		足助高等学校	62-1661	62-1687	444-2451	岩神町川原５	防災対策課	警戒区域	○	○	
79	高等学校		杜若高等学校	45-5000	45-8870	470-0331	平戸橋町波岩 87 番地１	防災対策課	警戒区域	○		
80	高等学校		ルネサンス豊田高等学校	49-0051	41-2121	470-0302	藤沢町丸竹 182	教育政策課	警戒区域	○	○	
81	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	御作小学校（放課後児童クラブ）	76-0076	76-0076	470-0424	御作町田中１０８６－４	次世代育成課	警戒区域	○		
82	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	大蔵小学校（放課後児童クラブ）	64-2277	64-2277	444-2511	大蔵町本城 9-2	次世代育成課	警戒区域	○	○	
83	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	追分小学校（放課後児童クラブ）	62-0392	62-2327	444-2355	近岡町馬橋４－２	次世代育成課	警戒区域	○		
84	障害児通所支援事業の用に供する施設		ハピネス国際ほみ放課後等児童デイサービス	79-3400	78-3445	470-0353	保見ケ丘１丁目１番地２	障がい福祉課	警戒区域	○		
85	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	地域密着型デイサービス　あんじゃない	77-4436	77-0649	444-2808	槙本町向田 11 番地１	介護保険課	警戒区域	○		
86	老人福祉関係施設	有料住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム　至福の優	75-2650	75-2651	470-0462	上渡合町問詰 378-107	介護保険課	特別警戒区域	○		
87	小学校		花山小学校	90-2102	90-3047	444-3222	下山田代町万徳前１６－４	学校教育課	警戒区域	○		

（保育課、健康政策課、介護保険課、こども・若者政策課、障がい福祉課、やすらぎ福祉総務課、学校教育課、教育政策課、防災対策課）

１７　孤立する可能性がある集落

	旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名		旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名
1	石野村	松嶺	松嶺町			51	小原村	沢田	沢田町		
2	石野村	山路椿	芳友町の一部			52	小原村	西萩平	西萩平町		
3	石野村	千鳥	千鳥町			53	小原村	千洗	千洗町		
4	石野村	元山中	山中町			54	小原村	喜佐平	喜佐平町		
5	松平村	七売	滝脇町			55	小原村	上仁木	上仁木町		
6	松平村	滝脇	滝脇町			56	小原村	東市野々	東郷町		
7	松平村	長沢西	長沢町			57	小原村	北篠平	北篠平町		
8	松平村	長沢東	長沢町			58	小原村	小	東郷町の一部		
9	松平村	林添	林添町			59	小原村	川見	川見町		
10	松平村	下河内	大内町			60	小原村	柏雑	柏ケ洞町	雑敷町	
11	松平村	大給	大内町			61	小原村	前洞	前洞町		
12	松平村	堤立	坂上町の一部			62	小原村	大ケ蔵連	大ケ蔵連町		
13	松平村	椿木	豊松町の一部			63	小原村	田代	小原田代町		
14	松平村	歌石	豊松町の一部			64	小原村	北	小原北町		
15	松平村	大田	豊松町			65	小原村	永太郎	永太郎町		
16	松平村	茅原	豊松町			66	小原村	倉野	小原大倉町	北大野町	
17	松平村	羽明	豊松町			67	小原村	西丹波	西丹波町		
18	松平村	大津	豊松町			68	小原村	平岩	平岩町		
19	松平村	所石	石楠町			69	小原村	岩下	岩下町		
20	松平村	豊栄	坂上町の一部			70	小原村	苅萱	苅萱町		
21	松平村	東宮口	坂上町			71	小原村	宮代	宮代町		
22	松平村	真垣内	坂上町			72	小原村	松名	松名町		
23	松平村	日明	坂上町			73	小原村	遊屋	遊屋町		
24	松平村	松平	松平町			74	小原村	市場	市場町		
25	藤岡町	飯野	藤岡飯野町			75	小原村	大草	小原町		
26	藤岡町	石飛	石飛町			76	小原村	大坂	大坂町		
27	藤岡町	北一色	北一色町			77	小原村	鍛治屋敷	鍛冶屋敷町		
28	藤岡町	迫	迫町			78	小原村	李	李町		
29	藤岡町	深見	深見町			79	小原村	川下	川下町		
30	藤岡町	御内平	深見町の一部			80	小原村	百月	百月町		
31	藤岡町	田茂平	田茂平町			81	小原村	簗平	簗平町		
32	藤岡町	御作	御作町			82	小原村	日面	日面町		
33	藤岡町	上川口	上川口町			83	小原村	平畑	平畑町		
34	藤岡町	下川口	下川口町			84	小原村	樽俣	樽俣町		
35	藤岡町	木瀬	木瀬町			85	小原村	西細田	西細田町		
36	藤岡町	三箇	三箇町			86	小原村	下仁木	下仁木町		
37	藤岡町	大岩	大岩町			87	盛岡村	戸中	戸中町		
38	藤岡町	白川	白川町			88	盛岡村	岩下	岩谷町	下平町	
39	藤岡町	西市野々	西市野々町			89	盛岡村	平折	平折町		
40	藤岡町	石畳	石畳町			90	盛岡村	国閑	国閑町		
41	藤岡町	北曽木	北曽木町			91	盛岡村	上脇	上脇町		
42	藤岡町	折平	折平町			92	盛岡村	下佐切	下佐切町		
43	藤岡町	上渡合	上渡合町			93	盛岡村	上佐切	上佐切町		
44	小原村	大平上	大平町			94	盛岡村	下国谷	下国谷町		
45	小原村	大平下	大平町			95	盛岡村	白倉	白倉町		
46	小原村	寺平	寺平町			96	盛岡村	国谷	国谷町		
47	小原村	荷掛	荷掛町			97	盛岡村	栃原	栃本町	桑原田町	
48	小原村	大洞	大洞町			98	盛岡村	四ツ松	四ツ松町		
49	小原村	乙ケ林	乙ケ林町			99	盛岡村	上冷田	上小田町	沢ノ堂町の一部	冷田町
50	小原村	三ツ久保	三ツ久保町			100	盛岡村	沢ノ堂	沢ノ堂町		

	旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名		旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名
101	盛岡村	野林	野林町			151	下山村	東大沼2区	大沼町		
102	盛岡村	中川	篭林町	田振町		152	下山村	東大沼3区	大沼町		
103	盛岡村	井ノ口	井ノ口町			153	下山村	東大沼4区	大沼町		
104	盛岡村	大島	東大島町			154	下山村	小松野	小松野町		
105	盛岡村	則定	則定町			155	下山村	東蘭	蘭町の一部		
106	盛岡村	霧山	霧山町			156	下山村	黒坂	黒坂町		
107	賀茂村	桑田和	桑田和町			157	下山村	和合	和合町		
108	賀茂村	菅生	菅生町			158	下山村	神殿	神殿町		
109	賀茂村	龍岡	竜岡町			159	下山村	大桑	大桑町		
110	賀茂村	怒田沢	怒田沢町	川面町の一部	御内町の一部	160	下山村	梶	大沼町の一部		
111	賀茂村	川面	川面町			161	下山村	平瀬	平瀬町		
112	賀茂村	上八木	上八木町			162	下山村	田平沢	田平沢町		
113	賀茂村	五反田	五反田町			163	下山村	栃立	栃立町		
114	賀茂村	千田	千田町			164	下山村	立岩	立岩町		
115	賀茂村	玉野	玉野町			165	下山村	大林	東大林町		
116	賀茂村	二夕宮	二夕宮町			166	下山村	高野	高野町		
117	賀茂村	葛沢	葛沢町			167	下山村	野原	野原町		
118	賀茂村	山ノ中立	山ノ中立町			168	下山村	羽布	羽布町		
119	賀茂村	御内蔵連	御内町			169	下山村	吉平	野原町		
120	賀茂村	綾渡	綾渡町			170	下山村	宇連野	宇連野町		
121	賀茂村	三沢	椿立町	漆畑町	室口町	171	下山村	阿蔵	阿蔵町		
122	賀茂村	山ケ谷	山谷町			172	下山村	梨野	梨野町		
123	賀茂村	有京	有洞町	安実京町		173	下山村2-2	蘭村	蘭町		
124	賀茂村	平沢	平沢町			174	下山村2-2	田折	田折町		
125	賀茂村	大多賀	大多賀町			175	下山村2-2	蕪木	蕪木町		
126	賀茂村	連谷	連谷町			176	下山村2-2	田代上	下山田代町の一部		
127	賀茂村	明川	明川町			177	下山村2-2	田代嶋	下山田代町		
128	阿摺村	阿摺	大蔵町	小手沢町	東中山町	178	下山村2-2	田代中	下山田代町		
129	阿摺村	西樫尾	西樫尾町			179	下山村2-2	田代日影	下山田代町		
130	阿摺村	切山	上切山町			180	旭村	田津原	田津原町	牛地町	
131	阿摺村	小町	小町			181	旭村	関羅瀬	関羅瀬町		
132	阿摺村	御蔵	御蔵町			182	旭村	時瀬	時瀬町		
133	阿摺村	渡合	東渡合町			183	旭村	有間	有間町		
134	阿摺村	実栗	実栗町			184	旭村	笹戸	笹戸町		
135	阿摺村	月原	月原町			185	旭村	市平	市平町		
136	阿摺村	白山	足助白山町			186	旭村	池島	池島町		
137	阿摺村	大沢	栃ノ沢町	大塚町	塩ノ沢町	187	旭村	東萩平	東萩平町		
138	阿摺村	中立	中立町			188	旭村	大坪	大坪町		
139	阿摺村	摺	摺町			189	旭村	万根	万根町		
140	阿摺村	大河原	大河原町			190	旭村	榊野	榊野町		
141	阿摺村	富岡	富岡町			191	旭村	杉本	杉本町		
142	阿摺村	久木	久木町			192	旭村	押井	押井町		
143	阿摺村	新盛	新盛町	永野町		193	旭村	東加塩	加塩町		
144	阿摺村	大和	北小田町	細田町	大井町	194	旭村	惣田	惣田町		
145	下山村	花沢1区	花沢町			195	旭村	小畑	小畑町		
146	下山村	花沢2区	花沢町			196	旭村	坪崎	坪崎町		
147	下山村	花沢3区	花沢町			197	旭村	日下部	日下部町		
148	下山村	花沢4区	花沢町			198	旭村	槙本	槙本町		
149	下山村	花沢5区	花沢町			199	旭村	伊熊	伊熊町		
150	下山村	東大沼1区	大沼町			200	旭村	伯母沢	伯母沢町		

	旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名
201	旭村	八幡	旭八幡町		
202	旭村	余平	余平町		
203	旭村	万町	万町町		
204	旭村	太田	太田町		
205	旭村	明賀	明賀町		
206	旭村	小田	小田町		
207	三濃村2-1	島崎	島崎町		
208	三濃村2-1	下切	下切町		
209	三濃村2-1	下中切	下中町		
210	三濃村2-1	上中切	上中町		
211	三濃村2-1	上切	上切町		
212	三濃村2-1	一色	一色町		
213	三濃村2-1	浅谷	浅谷町	三分山町	
214	三濃村2-1	須淵	須渕町		
215	稲武町	中当	中当町		
216	稲武町	夏焼	夏焼町		
217	稲武町	野入	野入町		
218	稲武町	大野瀬	大野瀬町		
219	稲武町	押山	押山町		
220	稲武町	桑原	桑原町	夏焼町の一部	
221	稲武町	御所貝津	御所貝津町		
222	稲武町	川手	川手町		
223	稲武町	黒田	黒田町		
224	稲武町	小田木	小田木町		
225	稲武町	富永	富永町		

第２　防災上必要な施設・設備等

１　気象観測施設・設備等

（１）雨量観測施設

「愛知県地域防災計画付属資料（令和７年修正）」参照

地区	観測所名	設置場所	管理者
挙母	西町	西町3-60	豊田市
	豊田	常盤町3-28	愛知県
	長興寺	長興寺5-17-1	豊田市
	大清水	大清水町原山66	豊田市
高橋	矢並	矢並町大坪 901-7	豊田市
上郷	上郷	上郷町5-1-1	豊田市
高岡	駒場	駒場町新生58	豊田市
	竜神	竜神町竜神16	豊田市
	高岡	高岡町長根51	豊田市
猿投	猿投	東広瀬町神田	中部地方整備局
	藤沢	藤沢町丸竹182	豊田市
	上高	上高町宮下60	豊田市
	西広瀬	西広瀬町清水34	豊田市
	力石	力石町深田57-2	豊田市
	加納	加納町東股55	豊田市
	乙部	乙部町字沖の田 15-1	中部地方整備局
	豊田	高町東山	名古屋地方気象台
	四郷	四郷町東畑70-1	豊田市
保見	大畑	大畑町神戸79-2	豊田市
	保見	保見町四反田121-1	豊田市
松平	坂上	坂上町郷敷1-1	豊田市
	滝脇	滝脇町切石洞18-1	豊田市
	九久平	九久平町寺前16	豊田市
	九久平	岩倉町馬場	中部地方整備局
藤岡	木瀬ダム	三箇町下山5-16	愛知県
	藤岡	藤岡飯野町田中245	愛知県
小原	道慈	千洗町道滋 382-2	中部地方整備局
	小原	小原町大草441-1	愛知県
	小原	小原町上平	名古屋地方気象台
	大草	小原町	中部地方整備局
足助	明川	明川町オクマノ2-32	愛知県
	足助	足助町岡田3-1	愛知県
	足助	足助町岡田3-1	中部地方整備局
	金蔵連	御内町滝沢	中部地方整備局
下山	阿蔵	阿蔵町猫田	名古屋地方気象台
	下山	大沼町越田和37-1	愛知県
	和合	和合町田螺池 234-1	中部地方整備局
旭	矢作ダム	閑羅瀬町	中部地方整備局
	旭	小渡町船戸15-1	愛知県

稲武	稲武	稲武町竹ノ下1-1	愛知県
	稲武	稲武町スソガエト	名古屋地方気象台
	桑原	稲武町	中部地方整備局

（防災対策課）

（２）水位・流量観測施設

「愛知県地域防災計画付属資料（令和７年修正）」参照

河川名	観測所名	設　置　場　所	管　理　者
矢作川	小渡	島崎町	中部地方整備局
	猿投	東広瀬町神田	
	高橋	中島町	
	矢作ダム	閑羅瀬町	
巴　川	九久平	岩倉町馬場	
名倉川	真弓	桑原町	
根羽川	押山	大野瀬町	
籠　川	京町	京町 4-50 地先	愛知県
逢妻女川	千足	千足町地内	愛知県
	堤町宝	堤町宝地内	豊田市
逢妻男川	若林	中根町小根崎 4-68 地先	愛知県

（防災対策課）

（３）河川監視カメラ

河川名	設　置　場　所	管　理　者
逢妻男川	細谷町（下細谷橋付近）	豊田市
逢妻女川	堤町（平松橋付近）	
	駒場町（駒場小学校付近）	
家下川	上郷（上郷町大清水地内）	
巴川	九久平町（松平支所内）	
飯野川	藤岡飯野町（藤岡支所内）	
田代川	下仁木町（宮前橋付近）	
阿摺川	月原町（月原公民館付近）	
足助川／巴川	足助町（足助支所内）	
大桑川／巴川	大桑町（巴ヶ丘小学校付近）	
矢作川	小渡町（旭農林会館内）	
黒田川／名倉川	稲武町（稲武小学校内）	
矢作川	閑羅瀬町（矢作ダム下流付近）	中部地方整備局
	浅谷町（時瀬河川敷公園付近）	
	島崎町（日の出橋下付近）	

	平畑町（有平橋下付近）	
	簗平町（笹戸橋下付近）	
	上川口町（上川口やな付近）	
	下川口町（加茂橋下付近）	
	大河原町（阿摺ダム付近）	
	東広瀬町（広梅橋下付近）	
	平戸橋町（平戸橋下付近）	
	落合町（篭川合流点付近）	
	中島町（高橋付近）	
	白浜町（久澄橋付近）	
	御立町（加茂川水門付近）	
	野見町（竜宮橋付近）	
	渡合町（明治頭首工付近）	
逢妻女川	千足町	愛知県
逢妻男川	中根町	
籠川	落合町	

（防災対策課）

（４）風向・風速観測施設

「愛知県地域防災計画付属資料（令和７年修正）」参照

観測所名	設　置　場　所	管　理　者
稲武	稲武町スソガエト	名古屋地方気象台
豊田	高町東山	
西町	西町 3-60	豊田市

（防災対策課）

2　消防防災施設・設備等

（１）消防本部（署）保有の消防力

ア　消防吏員の配備状況

（令和７年４月１日現在）

職名／所属		正監	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	合計
合計		1	8	36	69	118	134	102	73	541
消防本部	消防長	1								1
	消防次長		1							1
	管理監		1							1
	消防統括担当専門監		1							1
	予防担当専門監		1							1
	総務課			2	2	3	6	1		14
	警防救急課			2	1	6	5	2		16
	予防課			2	3	6	4	6		21
	指令課			5	4	4	9	4		26
	小計	1	4	11	10	19	24	13		82
足助消防署	消防署長		1							1
	消防副署長			1						1
	管理課			(1)	1	2		1		4
	消防１課			2	3	4	3	4	1	17
	消防２課			2	3	4	3	3	2	17
	旭出張所				3	4	4	4		15
	稲武出張所				2	6	3	3	2	16
	下山出張所				3	4	4	3	1	15
	小計		1	5	15	24	17	18	6	86
北消防署	消防署長		1							1
	消防副署長			1						1
	管理課			(1)	2	1	2	1		6
	消防１課			2	3	6	6	5	5	27
	消防２課			2	3	6	6	4	6	27
	藤岡小原分署			1	2	4	6	5	7	25
	保見出張所				2	2	6	2	2	14
	力石出張所				2	3	5	2	2	14
	小計		1	6	14	22	31	19	22	115

職名 / 所属		正監	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	合計
中消防署	消防署長		1							1
	消防副署長			1						1
	管理課			(1)	2	5	6			13
	消防１課			2	4	7	6	6	2	27
	消防２課			2	4	7	5	5	4	27
	東分署			1	2	4	6	6	6	25
	逢妻分署			1	2	4	4	8	4	23
	松平出張所				2	2	6	2	2	14
	小計		1	7	16	29	33	27	18	131
南消防署	消防署長		1							1
	消防副署長			1						1
	管理課			(1)	2	2		2		6
	消防１課			2	3	5	6	5	5	26
	消防２課			2	3	5	6	4	6	26
	西分署			1	2	4	6	6	6	25
	末野原分署			1	2	4	6	5	7	25
	高岡出張所				2	3	3	3	3	14
	小計		1	7	14	23	27	25	27	124

・（　）内数字は、兼務を表す。

・市長部局配備数は合計に含まない。

派遣・出向	県消防学校					1				1
	総務省派遣						1			1
	愛知県派遣						1			1
	市長部局			1		2	5	1		9
	小計			1		3	7	1		12

（（消）総務課）

イ　消防車両の配備状況

（令和７年４月１日現在）

署所 / 車種	本部	北消防署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中消防署	東分署	逢妻分署	松平出張所	南消防署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助消防署	旭出張所	稲武出張所	下山出張所	合計
消防ポンプ自動車		1	1			1	1			1	1	1		1	1		1	10
水槽付消防ポンプ自動車		1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	18
梯子付消防(ポンプ)自動車		1				1				1								3
化学消防ポンプ自動車		1				1				1								3
水槽車		1				1				1								3
救助工作車		1				1				1				1				4
指揮車	1	1				1				1				1				5
広報車	5	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	23
指揮隊車		1				1				1				1				4
資機材搬送車	2	2				1				1				1				7
救急自動車		2	1	1	1	2	1	2	1	2	1	1	1	2	1	1	1	21
小型救助車														1				1
小型動力ポンプ付積載車																1		1
支援車						1												1
起震車	1																	1
その他車両	10	3				2				2				2				19
合計	19	16	4	3	3	17	4	4	3	14	4	4	3	14	4	4	4	124

（警防救急課）

ウ　消防用資機材の配備状況

（令和７年 11 月１日現在）

機関名／資機材名	合計	北署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中署	東分署	松平出張所	逢妻分署	南署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助署	稲武出張所	旭出張所	下山出張所
65㎜ホース	1514	168	84	47	46	227	81	43	43	121	101	91	59	198	96	84	84
50㎜ホース	812	90	46	32	31	92	49	31	33	78	50	56	39	91	48	48	48
耐熱防火服	13	3	0	0	0	4	0	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0
空気呼吸器 (他用途と兼用)	202	33	8	6	5	33	7	5	4	29	8	8	5	25	5	8	8
可燃性ｶﾞｽ測定器 (他用途と兼用)	33	5	1	1	1	6	2	1	1	4	1	1	1	5	1	1	1
発動発電機 (他用途と兼用)	126	20	4	1	2	23	6	3	4	17	3	4	6	13	5	6	8
投光器 (他用途と兼用)	103	12	4	1	1	21	5	4	3	14	3	4	5	13	5	4	6
フロートポンプ (他用途と兼用)	3	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チェンソー (他用途と兼用)	63	3	2	2	2	5	2	4	5	6	1	2	2	10	6	5	5
ｼﾞｪｯﾄｼｭｰﾀｰ (他用途と兼用)	102	9	8	3	3	9	7	4	3	5	3	6	0	15	7	7	4

（４消防署　管理課）

（２）消防団保有の消防力

ア　消防団の現勢　　（令和６年４月１日現在）

方面隊	分団名	部名	主要管轄自治区	計	団長	副団長	方面隊長	分団長	部長	班長	団員	計	積載車	ポンプ車	小型動力ポンプ
計				1859	1	4	10	43	123	227	1451	298	121	7	170
団本部			団長・副団長	15	1	4	10								
1	1	1	1区、2区東部、2区西部、3区、東区、中区、西区	61			1	1	1	2	13	4	2		2
		2	平芝、平芝前、陣中町、栄町、西山						1	1	8	2	1		1
		3	東梅坪町、京町、梅坪町、浄水町、大清水、伊保原、逢妻町、上原、向山						1	2	31	2	1		1
	2	1	樹木	49				1	1	2	8	2	1		1
		2	小坂、三軒屋						1	2	10	2	1		1
		3	金谷、下市場						1	2	13	4	2		2
		4	下林、長興寺						1	2	5	2	1		1
	3	1	宮口上、宮口一色、宮口新田	49				1	1	3	16	4	1		3
		2	本地新田、千足町						1	2	12	4	2		2
		3	本地、深田山、美山、広久手、広久手町、田中第2						1	2	10	3	1		2
	4	1	今、水源町	37				1	1	2	6	2	1		1
		2	前山、山之手、丸山、渡合						1	2	8	3	1		2
		3	平和町、平山、下野見						1	2	13	2	1		1
2	1	1	高橋、寺部、県営初吹	13			1	1	1	2	3	2	1		1
		2	上野						1	1	1	2	1		1
		3	市木町、美和町、公営美和						1	1	1	2	1		1
	2	1	平井町、百々、扶桑町	41				1	1	3	13	4	1		3
		2	岩滝町、池田町、手呂町						1	2	7	3	1		2
		3	矢並町、山中町						1	2	10	3	1		2
	3	1	御立、野見、神池、県営神池、野見山	51				1	1	2	10	2	1		1
		2	東山町、広川町、森、第1宝来、第2宝来、美里1区、美里2区、美里3区、美里4区						1	2	10	2	1		1

2		3	大見、泉町、志賀町、古瀬間、志賀ニュータウン、古瀬間グリーンパーク、五ヶ丘第1～第8			1		1	3	20	4	2		2
	4	1	九久平、鵜ヶ瀬町、大内、鍋田、王滝	53			1	1	3	10	2	1		1
		2	幸海町、穂積町					1	2	16	4	1		3
		3	松平志賀町、岩倉東、岩倉南、岩倉西、巴町					1	1	1	2	1		1
		4	中垣内町、桂野町、加茂川町					1	3	12	2	1		1
	5	1	滝脇町、長沢町、林添町	46			1	1	2	11	4	1		3
		2	豊松、松平					1	2	14	3	1		2
		3	石榑、坂上町					1	2	11	4	1		3
3	1	1	鴛鴨	39		1	1	1	2	18	2	1		1
		2	永覚新町、第1永覚アパート、第2永覚アパート、永覚宿舎、御幸本町、大林町					1	1	6	2	1		1
		3	渡刈町、豊栄二区、豊栄町一区					1	2	3	4	2		2
		4	幸町、隣松寺、永覚					1	1	1	2	1		1
	2	1	桝塚西町、上郷大成	62			1	1	2	11	2	1		1
		2	畝部中切、上中島、川端、宗定、桝塚東町					1	2	14	3	1		2
		3	配津町、国江、阿弥陀堂、川田、畝部団地					1	2	15	2	1		1
		4	福受、上和会、中和会、下和会、広美町					1	2	9	4	2		2
	3	1	土橋、緑ケ丘、東田	32			1	1	2	10	2	1		1
		2	竹上、本町					1	2	8	2	1		1
		3	竹中、竹下、西田町					1	2	4	2	1		1
	4	1	若林、高美町、外根、若林宿舎	29			1	1	2	12	2	1		1
		2	吉原町、中根					1	2	1	2	1		1
		3	花園町					1	2	6	2	1		1
	5	1	高岡町、堤本町、堤町、上丘	56			1	1	2	19	4	2		2
		2	前林、大島町、西岡町、本田、星ヶ丘					1	2	19	4	2		2
		3	駒場、中田					1	2	8	3	1		2

4	1	1	広幡町、八草	64		1	1	1	2	13	3	1		2
		2	大畑、篠原					1	1	9	3	1		2
		3	田籾町、保見町、東保見町、保見緑苑、保見ヶ丘6区、県営保見、公団保見ヶ丘					1	3	7	5	2		3
		4	貝津町、伊保町					1	2	22	4	2		2
	2	1	猿投、加納町	73			1	1	2	23	4	2		2
		2	舞木町、亀首町、さなげ台					1	2	21	3	1		2
		3	本徳町、乙部、乙部ケ丘第１					1	2	19	2	1		1
	3	1	天道、下古屋、井上、高町	68			1	1	2	11	2	1		1
		2	御船町、青木					1	1	13	2	1		1
		3	平戸橋、花本、荒井、青木台、平戸橋1区、平戸橋2区、中越戸、下越戸					1	2	16	3	1		2
		4	枝下町、西広瀬町					1	1	17	2	1		1
	4	1	東広瀬町上切、東広瀬下切、石野町、力石町、小峯町、下室町	63			1	1	3	20	5	2		3
		2	藤沢、松嶺・押沢、富田町、国附					1	2	1	3	1		2
		3	千鳥・成合、上高町、七重、勘八					1	2	12	3	1		2
		4	芳友町、中金町、野口、中切町、城見町					1	2	16	6	2		4
5	1	1	木瀬	44		1	1	1	2	17	2		1	1
		2	藤岡飯野、藤源、石飛、迫町					1	3	19	2		1	1
	2	1	西中山、藤営、田茂平、藤岡二ユーハイツ、藤岡緑ヶ丘	23			1	2	2	7	3	1		2
		2	深見					1	2	8	2	1		1
	3	1	御作町	26			1	1	2	19	2	1		1
		2	上川口町、下川口					1	1	1	2	1		1
	4	1	三箇町、大岩町	30			1	1	2	11	2	1		1
		2	北一色、北曽木町、折平町、上渡合、ファーツリー					1	2	5	2	1		1
		3	白川町、西市野々、石畳					1	3	3	2	1		1

6	1	1	大平	32		1	1	1	3	12	2		1	1
		2	道慈					1	2	1	2	1		1
		3	小原西					1	2	8	2	1		1
	2	1	上仁木	29			1	1	2	4	2	1		1
		2	旭、高原					1	2	6	2	1		1
		3	小原中、小原東、栄					1	3	8	2	1		1
	3	1	大草	15			1	1	3	5	2	1		1
		2	城東、矢作					1	2	2	2	1		1
7	1	1	足助	35		1	1	1	2	25	2	1		1
		2	椿立、御内					1	1	4	2	1		1
	2	1	足助	36			1	1	4	27	2	1		1
		2	足助大見					1	1	1	2	1		1
	3	1	追分	28			1	1	2	11	2	1		1
		2	冷田					1	2	10	2	1		1
	4	1	則定	40			1	1	3	27	2	1		1
		2	佐切					1	1	6	3	1		2
	5	1	萩野	38			1	1	1	14	2	1		1
		2	明和、大多賀					1	2	18	4	1		3
	6	1	新盛	50			1	1	2	18	3	1		2
		2	大蔵、大河原					1	2	11	3	1		2
		3	御蔵					1	2	11	3	1		2
8	1		花山	29		1	1	4	3	21	5	2		3
	2		大沼	21			1	3	6	11	2		1	1
	3		三巴、和合	10			1	4	4	1	5	2		3
	4		阿蔵、田平沢、羽布	30			1	3	9	17	9	3		6
9	1		小渡	17		1	1	3	3	10	4	1	1	2
	2		笹戸	5			1	1	1	2	2	1		1
	3		敷島	23			1	3	3	16	6	2		4
	4		築羽	13			1	2	2	8	3	1		2
	5		浅野	10			1	2	2	5	2	1		1
10	1	1	稲武町、中当、夏焼町	34		1	1	1	2	12	4	1	1	2
		2	押山、川手				1	1	1	6	2	1		1
		3	大野瀬町、野入町				1	1	1	8	2	1		1
	2	1	小田木町、黒田町、御所貝津町、富永町	33			1	1	3	28	6	3		3
	3	1	桑原町、武節町	19			1	1	2	15	4	1	1	2
災害支援機能別団員（第2方面隊27、藤岡地区33、小原地区15、足助地区23、下山地区45、旭地区72、稲武地区25）				240						240				
学生機能別団員（中京大学27、日本赤十字豊田看護大1、愛知工業大学5）				33						33				
広報指導部				15				1	2	12				

（（消）総務課）

イ　消防団詰所・格納庫一覧

（令和６年４月１日現在）

No.	方面隊	分団	班　名	所　在　地	建	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	主
1	1	1	元　城	元城町1-35	H1	112.74	78.00	78.00	2
2	1	1	竹　生	竹生町2-21-1	H16	101.19	70.44	116.00	2
3	1	1	平　芝	平芝町3-4-15	H3	296.44	52.80	52.80	2
4	1	1	梅　坪	京町4-14-8	H3	360.28	50.82	50.82	2
5	1	2	樹　木	常盤町2-11	S51	82.00	44.40	44.40	2
6	1	2	小　坂	小坂町3-11-2	H26	172.71	39.75	74.54	1
7	1	2	下市場	下市場町5-41-1	H13	62.00	29.83	57.50	2
8	1	2	金　谷	金谷町1-116	S62	155.65	50.82	50.82	2
9	1	2	長興寺	長興寺5-100-1	H3	77.61	29.46	54.66	2
10	1	3	宮　口	宮口町3-112-2	H28	407.90	39.75	74.54	1
11	1	3	宮　上	宮上町4-63-2	H7	458.29	52.50	52.50	2
12	1	3	宮	宮町3-80	S48	50.68	42.23	42.23	1
13	1	3	本　新	本新町4-29-2	S62	149.91	50.82	50.82	2
14	1	3	千　足	千足町6-14-1	H4	150.00	52.80	52.80	2
15	1	3	深　田	柿本町7-61-3	H14	237.78	40.07	75.39	2
16	1	3	本　地	本地町6-214	H7	136.20	52.50	52.50	2
17	1	4	今	今町7-79	H1	120.00	52.20	52.20	2
18	1	4	前　山	前山町3-9-2	S52	776.63	37.64	37.64	3
19	1	4	渡　合	渡合町5-77	S50	95.00	22.68	22.68	2
20	1	4	室	室町3-125-1	S52	37.00	23.49	23.49	2
21	2	1	高　橋	高橋町1-53	H16	74.04	37.00	74.00	2
22	2	1	上　野	上野町3-120	H17	103.67	40.07	74.47	2
23	2	1	市　木	市木町3-5-10	S57	164.00	45.36	45.36	2
24	2	2	扶　桑	扶桑町3-55	H2	120.00	50.82	50.82	2
25	2	2	平　井	平井町6-15	S51	69.00	34.39	34.39	2
26	2	2	百　々	百々町1-59	S61	95.86	21.37	41.24	2
27	2	2	岩　滝	岩滝町萩洞471-1	H30	353.00	39.75	74.54	1
28	2	2	池　田	池田町前田296	S63	106.00	50.82	50.82	2
29	2	2	矢　並	矢並町広畑321-1	H10	99.00	29.63	55.67	2
30	2	2	山　中	山中町中トンモ856-5	H17	21.41	9.45	9.45	2
31	2	3	野　見	野見町5-144-1	H3	207.50	29.46	54.66	2
32	2	3	広　川	広川町8-27-1	H4	205.12	52.80	52.80	2
33	2	3	古瀬間	古瀬間町古宿1-2	R1	2770.98	76.19	76.19	1
34	2	3	大　見	大見町1-115-1	H9	130.00	29.46	54.66	2

No.	方面隊	分団	班名	所在地	建	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	主
35	2	4	九久平	九久平町薬師ヶ嶽21	H13	132.00	32.55	59.20	2
36	2	4	幸海	幸穂台3丁目8	H30	448.65	39.75	74.54	1
37	2	4	穂積	穂積町ササ山3	H6	151.00	25.92	25.92	2
38	2	4	岩倉	岩倉町四ツ瀬71	S58	89.97	46.84	46.84	1
39	2	4	桂野	桂野町西百々6-2	R4	1615.84	88.83	88.83	1
40	2	5	林添	林添町東トウモ14-1	H5	100.00	29.62	55.66	2
41	2	5	滝脇	滝脇町中洞10	S53	115.70	42.15	42.15	2
42	2	5	長沢	長沢町イレウ16	S51	46.00	21.13	21.13	1
43	2	5	豊松	豊松町宮下16-1	S54	85.00	52.95	52.95	2
44	2	5	松平	松平町神田14-10	H20	12.6	9.45	9.45	2
45	2	5	坂上（仁王）	坂上町河原田25-1	S52	43.68	36.40	72.80	2
46	2	5	坂上（日明）	坂上町日向50-1	-	40.00	24.70	24.70	1
47	2	5	石楠	石楠町伊達屋敷14-6	S59	31.93	21.28	21.28	1
48	3	1	鴛鴨	鴛鴨町中屋敷15-1	H8	200.00	52.50	52.50	2
49	3	1	大林	大林町11-8-1	H21	568.16	40.07	74.52	2
50	3	1	渡刈	渡刈町4-119	H15	167.86	40.07	75.39	2
51	3	1	豊栄	豊栄町8-35-1	H27	330.01	39.75	74.54	1
52	3	1	永覚	永覚町下山畑104-1	S53	150.16	51.60	51.60	2
53	3	2	上郷	上郷町市場126	S59	419.90	66.24	66.24	2
54	3	2	畝部東（中切）	畝部東町寺前19-1	S42	95.00	41.59	41.59	2
55	3	2	桝塚東	桝塚東町西郷120	S55	76.00	31.73	31.73	1
56	3	2	配津	配津町蔵前53	S55	254.54	45.00	45.00	2
57	3	2	福受	福受町中ノ切26	H18	106.25	40.07	74.47	2
58	3	2	和会	和会町東郷50-1	H1	180.00	52.20	52.20	2
59	3	3	土橋	土橋区画整理事業49Ｂ-1	H27	439.47	39.75	74.54	1
60	3	3	本	本町大富57	H3	75.81	53.70	53.70	2
61	3	3	中	住吉町前邸122	S56	70.00	43.15	43.15	2
62	3	4	若林	若林東町沖田123-1	H10	148.00	26.04	53.51	2
63	3	4	中根	中根町小訳8	S58	499.17	27.47	27.47	2
64	3	4	花園	花園町屋敷99-5	H16	104.77	40.07	73.02	2
65	3	5	堤	堤町蔵下34	H12	117.71	40.06	75.37	2
66	3	5	上丘	上丘町甲中才1	S63	126.88	50.82	50.82	2
67	3	5	西岡	西岡町前田23-3	H4	150.00	52.80	52.80	2
68	3	5	前林	前林町行田28	S57	1,894.93	67.17	67.17	2

No.	方面隊	分団	班名	所在地	建	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)	主
69	3	5	駒場	駒場町北81-1	S55	5,874.33	57.60	57.60	2
70	3	5	中田	中田町高砂2-1	H2	263.37	50.82	50.82	2
71	4	1	八草	八草町秋合762	S55	2,985.00	51.90	51.90	2
72	4	1	広幡	広幡町四ツ屋62地先	S52	320.66	46.08	46.08	2
73	4	1	大畑	大畑町不流130-3	S54	122.28	38.30	69.56	2
74	4	1	篠原	篠原町黒坪23-6	H13	228.34	40.07	75.39	2
75	4	1	保見	保見町松本18	S62	254.11	50.82	50.82	2
76	4	1	東保見	東保見町藪下613-	H3	169.14	50.80	50.80	2
77	4	1	田籾	田籾町向畑1	H11	125.00	40.07	75.39	2
78	4	1	貝津	貝津町町屋134-7	S53	201.08	76.68	76.68	2
79	4	1	伊保	伊保町大鳥居27-7	H20	181.02	40.07	74.47	2
80	4	2	猿投	猿投町神郷81-6	H8	177.22	29.63	55.67	2
81	4	2	加納	加納町下大坪1	S51	3,811.00	45.50	45.50	2
82	4	2	亀首	亀首町札掛9	H16	108.00	40.00	73.00	2
83	4	2	舞木	舞木町焼山1102-5	H3	125.00	50.80	50.80	2
84	4	2	乙部	乙部町南沢445-15	R2	1049.00	39.75	74.54	2
85	4	3	四郷	四郷町南六反田南1-3	R1	807.50	39.75	74.54	1
86	4	3	御船	御船町登り21-1	H4	261.02	52.80	52.80	2
87	4	3	越戸	平戸橋町太戸128-2	H24	384.95	40.04	74.52	2
88	4	3	花本	花本町宇津木105	H12	60.47	40.06	75.37	2
99	4	3	西広瀬	西広瀬町西前65-4	H9	197.00	29.60	55.60	2
90	4	4	東広瀬	東広瀬町平地20-3	H18	523.00	40.07	74.47	2
91	4	4	小峯	小峯町川田248-2	H1	231.00	52.20	52.20	2
92	4	4	力石	力石町井ノ上119-2	H2	110.05	50.82	50.82	2
93	4	4	藤沢	藤沢町平117	S56	30.00	30.00	43.50	2
94	4	4	富田	富田町鹿野末28-3	-	29.16	24.30	24.30	2
95	4	4	寺下	寺下町冷田311-1	H5	223.00	73.76	73.76	2
96	4	4	成合	成合町岩倉53-5	S45		12.60	12.60	1
97	4	4	中金	中金町申堂213	H4	569.00	52.80	52.80	2
98	4	4	芳友	芳友町両ノクゴ123-3	S63	105.43	50.82	50.82	2
99	4	4	野口	野口町水別日陰385-2	H14	264.00	41.54	41.54	2
100	4	4	中切	中切町池田325-1	H6	110.00	25.92	25.92	2
101	5	1	木瀬	木瀬町井ノ平226	H1	231.40	98.25	98.25	2
102	5	1	藤岡飯野	藤岡飯野町井ノ脇401	R5	774.36	83.12	83.12	2
103	5	2	西中山	西中山町後田96-12	H26	219.64	39.74	74.52	1
104	5	2	深見	深見町細田302-1	-	102.00	63.33	63.33	2
105	5	3	御作	御作町堀越202-1	S52	456.44	94.70	122.80	3

No.	方面隊	分団	班名	所在地	建	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	主
106	5	3	上川口	上川口町中田221-2	H3	362.00	65.00	98.90	2
107	5	4	三箇	三箇町森前1-5	S59	66.11	98.64	98.64	2
108	5	4	折平	折平町上赤土158-2	H24	256.20	40.07	74.37	1
109	5	4	白川	白川町前田5	H16	262.26	85.80	92.50	2
110	6	1	大平	大平町神殿40-1	H22	306.92	40.07	74.52	2
111	6	1	乙ヶ林	乙ヶ林町信田190-1	R2	528.00	76.19	76.19	1
112	6	1	北篠平	北篠平町駒ヶ峰335-1	H12	639.00	28.80	28.80	2
113	6	2	上仁木	上仁木町柿ヶ入312-1	H10	790.03	54.45	54.45	1
114	6	2	雑敷	雑敷町同前7-4	S50	70.76	46.98	46.98	1
115	6	3	永太郎	永太郎町馬場48-6	H19	53.18	40.07	74.47	2
116	6	3	小原	小原町上平441-1（小原支所内）	R5		78.75	78.75	2
117	6	3	市場	市場町半ノ田1407-1	H14		53.18	53.18	1
118	7	1	足助（田町）	足助町田町1-1	S45	93.00	93.00	93.00	2
119	7	1	山谷	山谷町日向道上10-3	H10	53.46	57.00	57.00	1
120	7	2	足助（宮平）	足助町宮平39-1	H24	284.19	40.07	74.37	2
121	7	2	葛沢	葛沢町枇杷所47-1	H5		28.00	28.00	2
122	7	3	近岡	近岡町馬橋7-9	S40		86.00	172.00	1
123	7	3	国谷	国谷町中根10-2	H29	189.00	76.19	76.19	1
124	7	4	則定	則定町前田15-1	S40	77.61	52.65	52.65	1
125	7	4	上佐切	上佐切町中切12	H4	13.65	32.76	65.52	2
126	7	5	竜岡	竜岡町丸根4-1	S63	312.81	50.00	50.00	1
127	7	5	明川	明川町オクマノ2-13	H17	242.40	40.47	74.87	2
128	7	5	大多賀	大多賀町不二平18-1	S58	164.00	31.00	31.00	1
129	7	5	五反田	五反田町長配2-1	H7		16.00	16.00	1
130	7	6	新盛	新盛町深沼11-1	H25	1,050.40	76.20	76.20	1
131	7	6	大河原	大河原町辻畑61-1	S50	31.68	31.68	31.68	2
132	7	6	大蔵	大蔵町森下39-10	S58	354.00	66.00	66.00	2
133	7	6	御蔵	御蔵町於三屋敷7-3	S30		35.00	35.00	1
134	7	6	月原	月原町上向田28-1	H11		45.54	45.54	1
135	8	1	下山田代	下山田代町神畑6-5	H5	227.20	87.00	87.00	2
136	8	1	花沢	花沢町ヲチ合24-5	H14	107.61	24.80	24.80	2
137	8	2	大沼	大沼町八沢107-1	H9	248.03	58.18	107.48	2
138	8	3	蘭	蘭町神田55	H10	91.77	23.40	23.40	2
139	8	3	和合	和合町日向44-1	H12	91.49	91.49	91.49	2

No.	方面隊	分団	班　名	所　在　地	建	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	主
140	8	4	阿　蔵	阿蔵町仏供田10-59	H30	65.00	47.19	47.19	1
141	8	4	立　岩	立岩町シンコロ7-3	H11	142.32	62.90	62.90	2
142	8	4	梨　野	梨野町寺田17-2	-	88.00	14.58	14.58	1
143	8	4	野　原	野原町岡1-6	-	80.00	21.49	21.49	1
144	8	4	羽　布	羽布町川合26-2	H17	232.48	92.75	92.75	1
145	9	1	田津原	田津原町松ヶ下19-1	S53		21.49	21.49	1
146	9	1	小　渡	小渡町船戸15-1(旭支所内)	H26		77.00	77.00	3
147	9	2	笹　戸	笹戸町平畑1	R3	1,030	76.19	76.19	1
148	9	3	杉　本	杉本町稲場下38-3	S60	150.00	34.02	34.02	1
149	9	3	太　田	太田町宮前43	H10	3.31	4.86	4.86	1
150	9	3	加　塩	加塩町広見18-5	H20	12.97	9.45	9.45	2
151	9	3	榊　野	榊野町池田30-3	S40	95.01	40.00	80.00	1
152	9	4	槙　本	槙本町落合11-1	H19	138.00	40.07	74.47	2
153	9	4	伊　熊	伊熊町豆生30-3	H10	138.00	19.44	19.44	1
154	9	5	浅　谷	浅谷町下洞370-1	H2		50.00	50.00	1
155	10	1	稲　武	稲武町寺下4-5	H16	365.57	102.00	102.00	1
156	10	1	川　手	川手町前田1-2	S56		56.25	56.25	1
157	10	1	大野瀬	大野瀬町ヤシロジマ23-9	S45		63.75	63.75	2
158	10	2	小田木	小田木町中沼47	S52		121.87	121.87	2
159	10	2	黒　田	黒田町古屋貝戸235-1	S52		75.54	75.54	2
160	10	2	御所貝津	御所貝津町千保田38-2	H20	226.00	40.07	74.47	2
161	10	3	武　節	武節町針原21-3	H16	56.55	27.38	27.38	2
162	10	3	桑　原	桑原町鐘鋳場319-1	S56		72.15	72.15	1

注１「建」：建築年度を表す。「-」は不明

　２「主」：主要建物構造を表す。１＝木造、２＝鉄骨、３＝鉄筋、４＝その他

（（消）総務課）

（３）消防水利の現況

ア　消火栓・防火水槽・指定水利

（令和７年４月１日現在）

水利種別／地区	消火栓		防火水槽			指定水利		
	基準適合	基準非適合	20㎥以上～40㎥未満	40㎥以上～100㎥未満	100㎥以上	プール	防火水槽	池
猿　投	963	186	6	287	14	18	16	6
挙　母	1,420	237	12	220	15	19	11	8
高　橋	618	32	4	158	4	11	2	2

水利種別 / 地区	消火栓		防火水槽			指定水利		
	基準適合	基準非適合	20㎥以上～40㎥未満	40㎥以上～100㎥未満	100㎥以上	プール	防火水槽	池
松平	158	133	29	108	1	5	0	0
上郷	329	142	1	86	2	5	6	0
高岡	878	178	12	184	10	9	6	3
藤岡	267	227	10	106	2	5	0	0
小原			0	135	1	4	0	1
足助			59	134	1	2	1	0
下山	3		5	76	1	2	0	1
旭			51	78	0	3	0	0
稲武			21	93	0	3	0	0
小計	4,636	1,102	210	1,665	51	86	42	21
合計	5,738		1,926			149		

旧簡易水道の消火栓

地区／口径	６５㎜	５０㎜	４０㎜	備　考
小原	104	7	644	
足助	375	28	645	
下山	481	50	4	
旭	271	27	28	
稲武	87	77	107	
合計	1,318	189	1,428	

（警防救急課）

イ　耐震性貯水槽（100㎥）の設置状況

（令和７年４月１日現在）

設　置　場　所	所　　在　　地	容量(㎥)	箇所数	建設年度
豊田喜多町郵便局	喜多町4-48-1	100	1	昭和52年
職業訓練校	陣中町1-22-1	100	1	52
元城児童遊園地	元城町1-49-1	100	1	54
山之手４丁目公園	山之手4-1	100	1	55
宗心洞公園	御幸本町7-196	100	1	56
井上公園	四郷町東畑104	100	1	57
栄町公園	栄町5-16	100	1	58
豊田産業文化センター	小坂本町1-25	100	1	59
高橋運動広場	高橋町3-100	100	1	60
若宮公園	若宮町2-14	100	1	61
山之手小学校内	山之手6-8-1	100	1	62
上野公園内	上郷町4-4-1	100	1	63
白草公園内	美里6-5	100	1	平成元年
梅坪駅西広場	梅坪町7-11	100	1	2
平山町集会場広場	平山町4-5-1	100	1	3
住吉公園	住吉町1-7	100	1	4
深田ふれあい広場	深田町1-124-1	100	1	5
大林公園	大林町15-3-2	100	1	6
高美町ふれあい広場	高美町5-47	100	1	7
東田ふれあい広場	寿町4-26-4	100	1	8
東山ふれあい広場	東山町4-1117	100	1	9
旧藤岡交流館	藤岡飯野町仲ノ下501	100	1	9
永覚新町ふれあい広場	永覚新町5-192	100	1	10
岩倉東公民館	岩倉町平子17-1	100	1	11
参合館	西町1-203	100	1	11
若林公園内	若林東町高根下90-1	100	1	12
愛知環状鉄道貝津駅前	貝津町片坂115-2	100	1	13
青木町ふれあい広場	青木町5-95-2	100	1	14
堤町ふれあい広場	堤町神田58	100	1	15
花園中央公園	花園町井田96-4	100	1	16
猿投神社	猿投町大城5-1	100	1	17
あめいけ公園	五ヶ丘7-13	100	1	18
井上町ふれあい広場	井上町6-31-3	100	1	19
石野出張所	力石町深田57－2	100	1	20
三軒屋公園	三軒町5-18-1	100	1	21
花園町２号公園	花園町井田90-1	100	1	令和4
計			36	

（注）付属部品：小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟＣ－1級、ホース50㎜（旧藤岡交流館を除く）　　（警防救急課）

（４）化学消火薬剤の備蓄

ア　行政機関

（令和７年 11 月１日現在）

目等 署所名	泡消火薬剤（リットル）		粉末消火器		高発砲	所在地	電　話 番　号
	界面活性剤 ３%原液	ＡＧＦＦ メガホーム	Ｂ Ｃ	ＡＢＣ			
北署	0	772				四郷町森前南６番地１	43－ 0093
	ミラクルフォームα （Ａ火災用）　240 ファイヤーエイド （Ａ火災用）　160 マルチエース （Ａ火災用）　320						
藤岡小原分署	0	F-610AT 80				木瀬町檜本1525－１	76－ 5560
	ミラクルフォームα （Ａ火災用）　20 スーパーフォーム （Ａクラス以外）　0 マルチエース （A火災用）　20						
保見出張所	0	140				篠原町黒坪11－２	
	フォレックスパン・Ｓ （Ａ火災用）　100						43－ 1630
力石出張所	0	60				力石町井ノ上81－２	42－ 1751
	ミラクルフォームα （Ａ火災用）　60 マルチエース （A火災用）　20						
中署	0	190				長興寺5－17－１	35－ 9720
	フォレックスパンＳ （Ａ火災用）　0 ミラクルフォームα （Ａ火災用）　150 マルチエース （Ａ火災用）　40						
東分署	0	60				岩滝町高入36－１	87－ 0360
	フォレックスパンＳ （Ａ火災用）　0 ミラクルフォームα （Ａ火災用）　80						
松平出張所	0	60				九久平町百々8－7	

目等 署所名	泡消火薬剤（リットル）		粉末消火器		高発砲	所在地	電　話 番　号
	界面活性剤 ３%原液	ＡＧＦＦ メガホーム	Ｂ Ｃ	ＡＢＣ			
	フォレックスパンＳ （Ａ火災用）220 ミラクルフォームα （Ａ火災用）　25						86－ 1190
逢妻分署	0	110				丸根町6－18－2	36－ 2450
	フォレックスパンＳ （Ａ火災用）　0 ミラクルフォームα （Ａ火災用）　50 メガフォーム （A火災用）　60						
南署	0	**800**				和会町長田3－1	25－ 9008
	マルチＡ （Ａ火災用）　280 ミラクルフォームα （Ａ火災用）　0						
西分署	0	**120**				聖心町4－44－5	25－ 2570
	ミラクルフォームα （Ａ火災用）　**0** マルチＡ　**80** （Ａ火災用）						
末野原分署	0	**40**				鴛鴨町新林127	25－ 3070
	フォレックスパンＳ （Ａ火災用）　**20** ミラクルフォームα （Ａ火災用）　**20** マルチＡ　**60** （Ａ火災用）						
高岡出張所	0	80				高丘新町上平地135－ 1	51－ 6111
	ミラクルフォームα （Ａ火災用）　70						
足助署	0	220				桑田和町中貝戸6	62－ 0119
	マルチＡ　210 （Ａ火災用）						
旭出張所	0	0				浅谷町下万場303－2	68－ 1119
	マルチＡ　60 （Ａ火災用）						
稲武出張所	0	0				稲武町宮ノヒラ8－7	82－ 3099
	マルチＡ　60 （Ａ火災用）						

目等 署所名	泡消火薬剤（リットル）		粉末消火器		高発砲	所在地	電　話 番　号
	界面活性剤 ３%原液	ＡＧＦＦ メガホーム	Ｂ Ｃ	ＡＢＣ			
下山出張所	0	0				大沼町大官屋敷92－1	90－ 4119
	マルチＡ （Ａ火災用）	60					

（４消防署　管理課）

イ　事業所

（令和７年４月１日現在）

区分／名称	泡消火薬剤	粉末消火薬剤		高発泡	所在地	電話番号
	界面活性剤３％原液	ＢＣ	ＡＢＣ			
豊田ドライケミカル（株）			60kg		小坂町13－8	34－2817
内外ガード（株）			60kg		高崎町欠ノ上23－18	32－1181
（有）大一防災			100kg		住吉町前邸64	52－2562
トヨタ防災（株）			500kg		青木町1－69－26	45－8119
（株）ＴＢテクノグリーン			100kg		大林町8－54	29－1381

（予防課）

（５）流出油防除資機材

ア　行政機関

（令和７年３月31日現在）

油処理剤		オイルマット		オイルフェンス		保管場所	電話番号
製品名	数量	製品名	数量	製品名	数量		
オイルメディ ほか ― オイルメディ ほか	50kg ― 50kg	タフネル ほか ― タフネル ほか	1000枚 ― 500枚	タフネル、 オイルフェンス　ほか 2m 5m (吹流しタイプ) 10m シルトフェンス タフネル オイルフェンス　ほか 2m 5m 25m シルトフェンス	(本) 15 15 2 1本 (本) 5 10 2 7本	環境保全課 環境センター 地下倉庫 ４Ｆ 神田倉庫	34-6628
―	―	MAXX J-50 ほか (50枚)	1箱 以上	もりの木太郎 （フェンスタイプ） 5m×2本 又は、 スノムゲルフェンス 5m×2本又は2m×5本 又は、 ラバライザー RB2D10L5B 3m×5本	1箱 以上	旭支所 足助支所 稲武支所 小原支所 下山支所 藤岡支所	

—	—	—	—	シルトフェンス	10本	旭支所倉庫	

（環境保全課）

イ　事業所

（令和７年４月１日現在）

区分／事業所名	油処理剤		油吸着剤		オイルフェンス		保管場所	電話番号
	製品名	数量	製品名	数量	製品名	数量(m)		
豊田化学工業(株)			ラグマット	3箱			豊田市明和町6-1	28-2651
			エコットスポンジ	10kg				
豊田化学工業(株)			UXT200-J	2000枚			豊田市藤岡飯野町五釜1168-7	76-4222
（株）協豊製作所	ﾘｮｳｴｲ-K	7kg	タフネルオイルブロッター	8箱		50	豊田市トヨタ町6	71-3611
住友ゴム工業(株)名古屋工場	・オイルドライ ・オイルメディ	・198kg ・40L	オイルキャッチャー	130枚			豊田市新生町4-1	28-2345
日本発条（株）豊田工場			オイルキャッチャー	3箱	ピグスキマー	12	豊田市東梅坪町5-1-1	32-3131
（株）トフス			オイルキャッチャー	200枚			豊田市衣ケ原3-1	32-0149
トヨタ自動車(株)（本社工場）			オイルキャッチャーベルト	10個			豊田市トヨタ町１	28-2121
			オイルソーベント	50枚				
			吸着マット	100枚				
			ピグマットヘビーウェイト	100枚				
			床清掃剤オイルドライ(18kg入)	3袋				
トヨタ自動車(株)（元町工場）			オイルキャッチャーベルトミニ(10個入)	20箱			豊田市元町１	28-3232

区分 / 事業所名	油処理剤		油吸着剤		オイルフェンス		保管場所	電話番号
	製品名	数量	製品名	数量	製品名	数量(m)		
			オイルキャッチャーベルト(10個入)	8箱				

（予防課）

（６）林野火災対策用資機材

（令和７年 11 月１日現在）

資機材名 / 機関名	合計	北署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中署	東分署	松平出張所	逢妻分署	南署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助署	稲武出張所	旭出張所	下山出張所
ジェットシューター（他用途と兼用）	93	9	8	3	3	9	7	4	3	5	3	6	0	15	7	7	4
チェンソー（他用途と兼用）	62	3	2	2	2	5	2	4	5	6	1	2	2	10	6	5	5
フロートポンプ（他用途と兼用）	3	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山林防火用具（他用途と兼用）	67	5	8	5	3	15	3	6	0	0	0	1	0	13	2	3	3

（４消防署　管理課）

（７）大規模地震等災害対策資機材

（令和７年 11 月１日現在）

資機材名 / 機関名	合計	北署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中署	東分署	松平出張所	逢妻分署	南署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助署	稲武出張所	旭出張所	下山出張所
組立式スコップ	97	19	0	5	5	21	5	5	2	15	10	5	5	0	0	0	0
大型バール（釘抜）	122	6	5	4	4	7	4	4	2	14	4	14	14	10	10	10	10
のこぎり	363	2	5	2	2	5	1	2	42	40	2	40	62	48	40	30	40
大型カッター-ナイフ	7	2	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
防塵マスク	47	0	30	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クリッパー	63	0	0	0	0	2	0	1	10	10	1	11	15	0	10	1	2
ジャッキー	81	7	3	3	3	19	4	6	5	5	3	5	5	2	2	4	5
レバー式放水銃	21	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1
組立水槽	23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	1	2

チェンソー （他用途と兼用）	62	3	2	2	2	5	2	4	5	6	1	2	2	10	6	5	5
ボルトクリッパー	55	4	5	2	2	5	1	1	1	2	0	0	2	10	0	10	10
車両移動器具	17	2	0	0	0	0	4	0	0	7	0	0	0	4	0	0	0
エアー担架	6	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1
発動発電機 （他用途と兼用）	128	20	7	1	2	23	6	3	4	17	3	4	6	13	5	6	8
可搬式消防小型ﾎﾟﾝﾌﾟ	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1

（４消防署　管理課）

3　通信施設・設備等

（１）愛知県高度情報通信ネットワーク無線発信番号一覧

（令和８年３月３１日現在）

名称	無線発信番号				局番号				
	内線から発信		無線専用から発信		内線着信		無線専用着信		内線着信付加
	地上系	衛星系	地上系	衛星系	地上系	衛星系	地上系	衛星系	
豊田市（本庁）	18	19	8	9	711	711	711	711	2
豊田市消防本部	188	-	8	-	829	-	829	-	2
県庁	8	9	8	9	600	600	600	600	-
西三河県民事務所	8	9	8	9	605	605	605	605	-
豊田庁舎	8	6	8	6	606	606	606	606	-
豊田加茂建設事務所	8	-	8	-	618	-	618	-	-
陸上自衛隊豊川駐屯地	-	-	8	9	-	-	8240	8240	-

（防災対策課）

（２）豊田市防災行政無線設備（移動系）

（令和８年３月３１日現在）

個別番号	個別名称	設置場所等
00001	市長	市長
00002	副市長 01	副市長
00003	副市長 02	副市長
00004	秘書課	秘書課
00005	市民安全室長	市民安全室長
00006	防災対策課長	防災対策課長
00007	防災対策副課長	防災対策副課長
00008	災対本部 01	報道班
00009	災対本部 02	停電対策班
00010	災対本部 03	災害対策本部
00011	災対本部 04	災害対策本部
00012	災対本部 05	災害対策本部
00013	災対本部 06	災害対策本部
00014	災対本部 07	災害対策本部
00015	災対本部 08	災害対策本部
00016	災対本部 09	災害対策本部
00017	災対本部 10	災害対策本部
00018	災対本部 11	災害対策本部
00019	災対本部 12	災害対策本部
00020	災対本部 13	災害対策本部
00021	災対本部 14	災害対策本部
00022	災対本部 15	災害対策本部
00023	災対本部 16	災害対策本部

個別番号	個別名称	設置場所等
00024	災対本部 17	災害対策本部
00025	災対本部 18	災害対策本部
00026	災対本部 19	災害対策本部
00027	災対本部 20	災害対策本部
00028	災対本部 21	災害対策本部
00029	災対本部 22	災害対策本部
00030	(八草)帰宅困難施設 1	愛知工業大学
00037	企画政策対策部 00	災害対策本部
00038	総務対策部 00	災害対策本部
00039	地区対策部 00	災害対策本部
00040	広報調査対策部 00	災害対策本部
00041	魅力創造対策部 00	災害対策本部
00042	美術博物対策部 00	災害対策本部
00043	こ若ﾎﾞﾗ対策部 00	災害対策本部
00044	環境対策部 00	災害対策本部
00045	福祉対策部 00	災害対策本部
00046	医療保健対策部 00	災害対策本部
00047	産業対策部 00	災害対策本部
00048	建設対策部 00	災害対策本部
00049	消防対策部 00	災害対策本部
00050	上下水道対策部 00	災害対策本部
00051	教育対策部 00	災害対策本部
00052	都市整備対策部 00	災害対策本部
00053	医療保健対策部 01	保健活動班
00054	医療保健対策部 02	保健活動班
00055	医療保健対策部 03	保健活動班
00056	医療保健対策部 04	保健所運営班
00057	医療保健対策部 05	衛生活動班
00058	環境対策部 01	環境班
00059	環境対策部 02	環境班
00060	環境対策部 03	環境班
00061	環境対策部 04	環境班
00062	環境対策部 05	環境班
00063	環境対策部 06	環境班
00064	環境対策部 07	環境班
00065	教育対策部 01	学校教育班
00066	建設対策部 01	河川班
00067	建設対策部 02	河川班
00068	建設対策部 03	河川班
00069	建設対策部 04	河川班
00070	建設対策部 05	河川班
00071	建設対策部 06	道路班

個別番号	個別名称	設置場所等
00072	建設対策部 07	道路班
00073	建設対策部 08	道路班
00074	建設対策部 09	道路班
00075	建設対策部 10	道路班
00076	建設対策部 11	道路班
00077	建設対策部 12	道路班
00078	建設対策部 13	道路班
00079	建設対策部 14	道路班
00080	建設対策部 15	地域建設班
00081	建設対策部 16	地域建設班
00082	建設対策部 17	地域建設班
00083	広報調査対策部 01	広報・被害調査班
00084	広報調査対策部 02	広報・被害調査班
00085	広報調査対策部 03	広報・被害調査班
00086	広報調査対策部 04	広報・被害調査班
00087	広報調査対策部 05	広報・被害調査班
00088	広報調査対策部 06	広報・被害調査班
00089	産業対策部 01	森林班
00090	産業対策部 02	農地整備班
00091	産業対策部 03	農地整備班
00092	産業対策部 04	農地整備班
00093	産業対策部 05	商業観光班
00094	上下水道対策部 01	上下水道対策部
00095	総務対策部 01	庶務班
00096	総務対策部 02	庶務班
00097	総務対策部 03	庶務班
00098	地区対策部 01	高岡支所
00099	地区対策部 02	高岡支所
00100	地区対策部 03	高橋支所
00101	地区対策部 04	高橋支所
00102	都市整備対策部 01	公園班
00103	都市整備対策部 02	公園班
00104	都市整備対策部 03	公共区画整理班
00105	都市整備対策部 04	公共区画整理班
00106	都市整備対策部 05	公共区画整理班
00107	福祉対策部 01	介護保険班
00108	福祉対策部 02	障がい福祉班
00109	福祉対策部 03	よりそい支援班
3001	崇化館地区対 01	崇化館交流館
3002	崇化館地区対 02	崇化館交流館
3003	崇化館地区対 03	崇化館交流館
3004	崇化館地区対 04	崇化館交流館

個別番号	個別名称	設置場所等
3005	梅坪台地区対 01	梅坪台交流館
3006	梅坪台地区対 02	梅坪台交流館
3007	梅坪台地区対 03	梅坪台交流館
3008	梅坪台地区対 04	梅坪台交流館
3009	浄水地区対 01	浄水交流館
3010	浄水地区対 02	浄水交流館
3011	浄水地区対 03	浄水交流館
3012	浄水地区対 04	浄水交流館
3013	朝日丘地区対 01	朝日丘交流館
3014	朝日丘地区対 02	朝日丘交流館
3015	朝日丘地区対 03	朝日丘交流館
3016	朝日丘地区対 04	朝日丘交流館
3017	逢妻地区対 01	逢妻交流館
3018	逢妻地区対 02	逢妻交流館
3019	逢妻地区対 03	逢妻交流館
3020	逢妻地区対 04	逢妻交流館
3021	高橋地区対 01	高橋交流館
3022	高橋地区対 02	高橋交流館
3023	高橋地区対 03	高橋交流館
3024	高橋地区対 04	高橋交流館
3025	美里地区対 01	美里交流館
3026	美里地区対 02	美里交流館
3027	美里地区対 03	美里交流館
3028	美里地区対 04	美里交流館
3029	益富地区対 01	益富交流館
3030	益富地区対 02	益富交流館
3031	益富地区対 03	益富交流館
3032	益富地区対 04	益富交流館
3033	豊南地区対 01	豊南交流館
3034	豊南地区対 02	豊南交流館
3035	豊南地区対 03	豊南交流館
3036	豊南地区対 04	豊南交流館
3037	末野原地区対 01	末野原交流館
3038	末野原地区対 02	末野原交流館
3039	末野原地区対 03	末野原交流館
3040	末野原地区対 04	末野原交流館
3041	上郷地区対 01	上郷支所
3042	上郷地区対 02	上郷支所
3043	上郷地区対 03	上郷支所
3044	上郷地区対 04	上郷支所
3045	竜神地区対 01	竜神交流館
3046	竜神地区対 02	竜神交流館

個別番号	個別名称	設置場所等
3047	竜神地区対 03	竜神交流館
3048	竜神地区対 04	竜神交流館
3049	若林地区対 01	若林交流館
3050	若林地区対 02	若林交流館
3051	若林地区対 03	若林交流館
3052	若林地区対 04	若林交流館
3053	前林地区対 01	前林交流館
3054	前林地区対 02	前林交流館
3055	前林地区対 03	前林交流館
3056	前林地区対 04	前林交流館
3057	若園地区対 01	若園交流館
3058	若園地区対 02	若園交流館
3059	若園地区対 03	若園交流館
3060	若園地区対 04	若園交流館
3061	猿投台地区対 01	猿投台交流館
3062	猿投台地区対 02	猿投台交流館
3063	猿投台地区対 03	猿投台交流館
3064	猿投台地区対 04	猿投台交流館
3065	井郷地区対 01	猿投支所
3066	井郷地区対 02	猿投支所
3067	井郷地区対 03	猿投支所
3068	井郷地区対 04	猿投支所
3069	猿投地区対 01	猿投交流館
3070	猿投地区対 02	猿投交流館
3071	猿投地区対 03	猿投交流館
3072	猿投地区対 04	猿投交流館
3073	保見地区対 01	保見出張所
3074	保見地区対 02	保見出張所
3075	保見地区対 03	保見出張所
3076	保見地区対 04	保見出張所
3077	石野地区対 01	石野出張所
3078	石野地区対 02	石野出張所
3079	石野地区対 03	石野出張所
3080	石野地区対 04	石野出張所
3081	松平地区対 01	松平支所
3082	松平地区対 02	松平支所
3083	松平地区対 03	松平支所
3084	松平地区対 04	松平支所
3085	藤岡地区対 01	藤岡支所
3086	藤岡地区対 02	藤岡支所
3087	藤岡地区対 03	藤岡支所
3088	藤岡地区対 04	藤岡支所

個別番号	個別名称	設置場所等
3089	小原地区対 01	小原支所
3090	小原地区対 02	小原支所
3091	小原地区対 03	小原支所
3092	小原地区対 04	小原支所
3093	足助地区対 01	足助支所
3094	足助地区対 02	足助支所
3095	足助地区対 03	足助支所
3096	足助地区対 04	足助支所
3097	下山地区対 01	下山支所
3098	下山地区対 02	下山支所
3099	下山地区対 03	下山支所
3100	下山地区対 04	下山支所
3101	旭地区対 01	旭支所
3102	旭地区対 02	旭支所
3103	旭地区対 03	旭支所
3104	旭地区対 04	旭支所
3105	稲武地区対 01	稲武支所
3106	稲武地区対 02	稲武支所
3107	稲武地区対 03	稲武支所
3108	稲武地区対 04	稲武支所
4001	崇化館中学校	崇化館中学校
4002	挙母小学校	挙母小学校
4003	元城小学校	元城小学校
4004	朝日小学校	朝日小学校
4005	梅坪台中学校	梅坪台中学校
4006	梅坪小学校	梅坪小学校
4007	浄水中学校	浄水中学校
4008	浄水小学校	浄水小学校
4009	浄水北小学校	浄水北小学校
4010	豊田高等学校	豊田高等学校
4011	朝日丘中学校	朝日丘中学校
4012	童子山小学校	童子山小学校
4013	根川小学校	根川小学校
4014	衣丘小学校	衣丘小学校
4015	豊田西高等学校	豊田西高等学校
4016	逢妻中学校	逢妻中学校
4017	小清水小学校	小清水小学校
4018	美山小学校	美山小学校
4019	衣台高等学校	衣台高等学校
4020	高橋中学校	高橋中学校
4021	寺部小学校	寺部小学校
4022	平井小学校	平井小学校

個別番号	個別名称	設置場所等
4023	矢並小学校	矢並小学校
4024	市木小学校	市木小学校
4025	豊田北高等学校	豊田北高等学校
4026	美里中学校	美里中学校
4027	野見小学校	野見小学校
4028	東山小学校	東山小学校
4029	広川台小学校	広川台小学校
4030	豊田東高等学校	豊田東高等学校
4031	益富中学校	益富中学校
4032	古瀬間小学校	古瀬間小学校
4033	五ケ丘小学校	五ケ丘小学校
4034	五ケ丘東小学校	五ケ丘東小学校
4035	豊南中学校	豊南中学校
4036	前山小学校	前山小学校
4037	山之手小学校	山之手小学校
4038	平和小学校	平和小学校
4039	末野原中学校	末野原中学校
4040	寿恵野小学校	寿恵野小学校
4041	大林小学校	大林小学校
4042	豊野高等学校	豊野高等学校
4043	上郷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	上郷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
4044	上郷中学校	上郷中学校
4045	高嶺小学校	高嶺小学校
4046	畝部小学校	畝部小学校
4047	竜神中学校	竜神中学校
4048	竹村小学校	竹村小学校
4049	土橋小学校	土橋小学校
4050	豊田工科高等学校	豊田工科高等学校
4051	高岡中学校	高岡中学校
4052	若林東小学校	若林東小学校
4053	若林西小学校	若林西小学校
4054	豊田南高等学校	豊田南高等学校
4055	前林中学校	前林中学校
4056	堤小学校	堤小学校
4057	駒場小学校	駒場小学校
4058	堤ケ丘こども園	堤ケ丘こども園
4059	堤こども園	堤こども園
4060	若園中学校	若園中学校
4061	若園小学校	若園小学校
4062	猿投台中学校	猿投台中学校
4063	青木小学校	青木小学校
4064	西広瀬小学校	西広瀬小学校

個別番号	個別名称	設置場所等
4065	緑のﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	緑のﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
4066	越戸こども園	越戸こども園
4067	井郷中学校	井郷中学校
4068	四郷小学校	四郷小学校
4069	井上小学校	井上小学校
4070	猿投農林高等学校	猿投農林高等学校
4071	猿投中学校	猿投中学校
4072	加納小学校	加納小学校
4073	広沢こども園	広沢こども園
4074	保見中学校	保見中学校
4075	大畑小学校	大畑小学校
4076	伊保小学校	伊保小学校
4077	東保見小学校	東保見小学校
4078	西保見小学校	西保見小学校
4079	ﾄﾖﾀｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ	ﾄﾖﾀｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ
4080	石野中学校	石野中学校
4081	東広瀬小学校	東広瀬小学校
4082	中金小学校	中金小学校
4083	上鷹見こども園	上鷹見こども園
4084	ﾙﾈｻﾝｽ豊田高校	ﾙﾈｻﾝｽ豊田高校
4085	松平こども園	松平こども園
4086	幸海小学校	幸海小学校
4087	岩倉小学校	岩倉小学校
4088	九久平小学校	九久平小学校
4089	滝脇小学校	滝脇小学校
4090	豊松小学校	豊松小学校
4091	松平高等学校	松平高等学校
4092	石畳小学校	石畳小学校
4093	藤岡中学校	藤岡中学校
4094	藤岡体育ｾﾝﾀｰ	藤岡体育ｾﾝﾀｰ
4095	御作小学校	御作小学校
4096	中山小学校	中山小学校
4097	加茂丘高等学校	加茂丘高等学校
4098	本城小学校	本城小学校
4099	小原福祉ｾﾝﾀｰ	小原福祉ｾﾝﾀｰ
4100	小原北部ｾﾝﾀｰ	小原北部ｾﾝﾀｰ
4101	小原研修ｾﾝﾀｰ	小原研修ｾﾝﾀｰ
4102	小原交流館	小原交流館
4103	足助中学校	足助中学校
4104	足助小学校	足助小学校
4105	冷田小学校	冷田小学校
4106	霧山集会所	霧山集会所

個別番号	個別名称	設置場所等
4107	萩野小学校	萩野小学校
4108	新盛小学校	新盛小学校
4109	大蔵小学校	大蔵小学校
4110	足助高等学校	足助高等学校
4111	花山小学校	花山小学校
4112	下山中学校	下山中学校
4113	下山基幹集落ｾﾝﾀｰ	下山基幹集落ｾﾝﾀｰ
4114	下山保健福祉ｾﾝﾀｰ	下山保健福祉ｾﾝﾀｰ
4115	巴ケ丘小学校	巴ケ丘小学校
4116	旭支所	旭支所
4117	笹戸会館	笹戸会館
4118	敷島会館	敷島会館
4119	築羽会館	築羽会館
4120	浅野会館	浅野会館
4121	稲武交流館	稲武交流館
4122	稲武中学校	稲武中学校
4123	野入集会所	野入集会所
4124	押山振興施設	押山振興施設
4125	稲武小田木憩家	稲武小田木憩家
5001	医療機関 01	トヨタ記念病院
5002	医療機関 02	豊田厚生病院
5003	医療機関 03	足助病院
5004	医療機関 04	豊田地域医療センター
5005	医療機関 05	家田病院
5006	医療機関 06	菊池病院
5007	医療機関 07	斉藤病院
5008	医療機関 08	さくら病院
5009	医療機関 09	三九朗病院
5010	医療機関 10	三九朗リハビリテーション病院
5011	医療機関 11	中野胃腸病院
5012	医療機関 12	名豊病院
5013	医療機関 13	吉田整形外科病院
5014	医療機関 14	鈴木病院
5015	医療機関 15	衣ケ原病院
5016	医療機関 16	仁大病院
5017	医療機関 17	豊田西病院
5018	医療機関 18	南豊田病院
5019	医療機関 19	加茂クリニック
5020	医療機関 20	豊田共立クリニック
5021	医療機関 21	東加茂クリニック
5022	医療機関 22	保見クリニック
5023	医療機関 23	浄水共立クリニック

個別番号	個別名称	設置場所等
5024	医療機関 24	豊田加茂医師会
5025	医療機関 25	医師会会長
5026	医療機関 26	医師会副会長
5027	医療機関 27	医師会副会長
5028	医療機関 28	医師会副会長
5029	医療機関 29	医師会救急委員長
5030	医療機関 30	豊田加茂歯科医師会
5031	医療機関 31	歯科医師会会長
5032	医療機関 32	歯科医師会副会長
5033	医療機関 33	歯科医師会常任理事
5034	医療機関 34	薬剤師会理事
5035	医療機関 35	薬剤師会会長
5036	医療機関 36	薬剤師会副会長
6001	帰宅困難施設 01	豊田参合館
6002	帰宅困難施設 02	豊田市コンサートホール、豊田市能楽堂
6003	帰宅困難施設 03	豊田市中央図書館
6004	帰宅困難施設 04	コモ・スクエア
6005	帰宅困難施設 05	ホテル豊田キャッスル
6006	帰宅困難施設 06	名鉄トヨタホテル
6007	帰宅困難施設 07	T-FACE
6008	帰宅困難施設 08	豊田産業文化センター
6009	帰宅困難施設 09	KiTARA
6010	帰宅困難施設 10	ギャザ専門店街
7001	市民文化会館	市民文化会館
7002	博物館	博物館
8001	崇化館自主防災会	崇化館地区自主防災会
8002	梅坪台自主防災会	梅坪台地区自主防災会
8003	浄水自主防災会	浄水地区自主防災会
8004	朝日丘自主防災会	朝日丘地区自主防災会
8005	逢妻自主防災会	逢妻地区自主防災会
8006	高橋自主防災会	高橋地区自主防災会
8007	美里自主防災会	美里地区自主防災会
8008	益富自主防災会	益富地区自主防災会
8009	豊南自主防災会	豊南地区自主防災会
8010	末野原自主防災会	末野原地区自主防災会
8011	上郷自主防災会	上郷地区自主防災会
8012	竜神自主防災会	竜神地区自主防災会
8013	若林自主防災会	若林地区自主防災会
8014	前林自主防災会	前林地区自主防災会
8015	若園自主防災会	若園地区自主防災会
8016	猿投台自主防災会	猿投台地区自主防災会
8017	井郷自主防災会	井郷地区自主防災会

個別番号	個別名称	設置場所等
8018	猿投自主防災会	猿投地区自主防災会
8019	保見自主防災会	保見地区自主防災会
8020	石野自主防災会	石野地区自主防災会
8021	松平自主防災会	松平地区自主防災会
8022	藤岡南自主防災会	藤岡南地区自主防災会
8023	藤岡自主防災会	藤岡地区自主防災会
8024	小原自主防災会	小原地区自主防災会
8025	足助自主防災会	足助地区自主防災会
8026	下山自主防災会	下山地区自主防災会
8027	旭自主防災会	旭地区自主防災会
8028	稲武自主防災会	稲武地区自主防災会
9001	防災関係機関 01	愛知環状鉄道㈱新豊田駅
9002	防災関係機関 02	愛知県足助警察署
9003	防災関係機関 03	愛知県豊田警察署
9004	防災関係機関 04	木瀬ダム管理所
9005	防災関係機関 05	国交省豊田維持出張所
9006	防災関係機関 06	国交省名四国道出張所
9007	防災関係機関 07	自衛隊豊川駐屯地
9008	防災関係機関 08	豊田森林組合
9009	防災関係機関 09	トラック協会豊田部会
9010	防災関係機関 10	名古屋鉄道㈱豊田市駅
9011	防災関係機関 11	羽布ダム管理所
9012	防災関係機関 12	矢作ダム管理所
9013	防災関係機関 13	中部電力越戸ダム管理所
9014	防災関係機関 14	豊田土地改良区
9015	防災関係機関 15	トヨタ自動車
10001	建設業協定 01	株式会社尾割組
10002	建設業協定 02	株式会社河合組
10003	建設業協定 03	株式会社テクナス
10004	建設業協定 04	株式会社加藤土木
10005	建設業協定 05	株式会社三宅組
10006	建設業協定 06	澤組株式会社
10007	建設業協定 07	ヤハギ道路株式会社
10008	建設業協定 08	安山建設建設株式会社
10009	建設業協定 09	河木興業株式会社
10010	建設業協定 10	株式会社榊建設
10011	建設業協定 11	株式会社杉田組
10012	建設業協定 12	金山建設株式会社
10013	建設業協定 13	三登建設株式会社
10014	建設業協定 14	松山建設工業株式会社
10015	建設業協定 15	豊田建設会館
11001	福祉避難所 01	豊田福寿園

個別番号	個別名称	設置場所等
11002	福祉避難所 02	みなみ福寿園
11003	福祉避難所 03	ひまわりの街
11004	福祉避難所 04	ひまわり邸
11005	福祉避難所 05	とよた苑
11006	福祉避難所 06	サンホーム豊田
11007	福祉避難所 07	第２とよた苑
11008	福祉避難所 08	保見の里
11009	福祉避難所 09	すばる
11010	福祉避難所 10	第２すばる
11011	福祉避難所 11	豊水園
11012	福祉避難所 12	笑いの家
11013	福祉避難所 13	豊田老人保健施設
11014	福祉避難所 14	老人保健施設ジョイステイ
11015	福祉避難所 15	老人保健施設ウェルビー
11016	福祉避難所 16	老人保健施設かずえの郷
11017	福祉避難所 17	ビブレ
11018	福祉避難所 18	介護老人保健施設さなげ
11019	福祉避難所 19	光の家
11020	福祉避難所 20	ひかりの丘
11021	福祉避難所 21	障害者支援施設むもん
11022	福祉避難所 22	サン・ドーム
11023	福祉避難所 23	豊田みのり園
11024	福祉避難所 24	豊田つつみ園
11025	福祉避難所 25	豊田わかばやし園
11026	福祉避難所 26	フジオカ
11027	福祉避難所 27	小原安立
11028	福祉避難所 28	小原寮
11029	福祉避難所 29	巴の里
11030	福祉避難所 30	石野の里
11031	福祉避難所 31	高岡介護老人保健施設
11032	福祉避難所 32	くらがいけ
11033	福祉避難所 33	うねべの里
11034	福祉避難所 34	こささの里
11035	福祉避難所 35	猿投の楽園
11036	福祉避難所 36	藤岡の学園
11037	福祉避難所 37	益富の学園
11038	福祉避難所 38	アメニティ豊田駅前
11039	福祉避難所 39	三九園
12001	防災協定 01	東邦ガス株式会社
12002	防災協定 02	豊田みよし石油協同組合
12003	防災協定 03	ひまわりネットワーク株式会社
12004	防災協定 04	エフエムとよた株式会社

個別番号	個別名称	設置場所等
12005	防災協定 05	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
12006	防災協定 06	社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部
12007	防災協定 07	豊田電気工事協同組合
12008	防災協定 08	中部電力パワーグリッド株式会社豊田営業所
12009	防災協定 09	ヤマト輸送株式会社
12010	防災協定 10	株式会社山信商店
12011	防災協定 11	えぷろんフーズ株式会社
12012	防災協定 12	株式会社ケー・ツー
12013	防災協定 13	佐川急便株式会社
12014	防災協定 14	スズヒロフォークリフト（株）
1001	消総務課	（消）総務課
1002	警防救急課	警防救急課
1003	予防課	予防課
1004	指令課	指令課
1005	矢作川防災 St	矢作川防災ステーション
1006	中消防署	中消防署
1007	消東分署	東分署
1008	消松平出張所	松平出張所
1009	消逢妻分署	逢妻分署
1010	北消防署	北消防署
1011	消藤岡小原分署	藤岡小原分署
1012	消保見出張所	保見出張所
1013	消力石出張所	力石出張所
1014	南消防署	南消防署
1015	消西分署	西分署
1016	消末野原分署	末野原分署
1017	消高岡出張所	高岡出張所
1018	足助消防署	足助消防署
1019	消下山出張所	下山出張所
1020	消稲武出張所	稲武出張所
1021	消旭出張所	旭出張所
1022	消北指揮隊車	北消防署
1023	消藤小指揮車	藤岡小原分署
1024	消保見広報車	保見出張所
1025	消力石広報車	力石出張所
1026	消中指揮隊車	中消防署
1027	消東広報車	東分署
1028	消松平広報車	松平出張所
1029	消逢妻広報車	逢妻分署
1030	消南指揮隊車	南消防署
1031	消西広報車	西分署
1032	消末野原広報車	末野原分署

個別 番号	個別名称	設置場所等
1033	消高岡広報車	高岡出張所
1034	消足助指揮車	足助消防署
1035	消旭広報車	旭出張所
1036	消稲武広報車	稲武出張所
1037	消下山広報車	下山出張所
1038	消中指揮者	中消防署
1039	消南指揮者	南消防署
1040	消北指揮者	北消防署
1041	消足助指揮者	足助消防署
2001	消防団長	消防団長
2002	消防副団長 1	消防副団長 1
2003	消防副団長 2	消防副団長 2
2004	消防副団長 3	消防副団長 3
2005	消防副団長 4	消防副団長 4
2006	消団指揮車載	消団指揮車載
2007	1 方面隊長	1 方面隊長
2008	1-1 分団長	1-1 分団長
2009	1-1 竹生	1-1 竹生
2010	1-2 分団長	1-2 分団長
2011	1-2 樹木	1-2 樹木
2012	1-3 分団長	1-3 分団長
2013	1-3 本新	1-3 本新
2014	1-4 分団長	1-4 分団長
2015	1-4 今	1-4 今
2016	2 方面隊長	2 方面隊長
2017	2-1 分団長	2-1 分団長
2018	2-1 高橋	2-1 高橋
2019	2-2 分団長	2-2 分団長
2020	2-2 岩滝	2-2 岩滝
2021	2-3 分団長	2-3 分団長
2022	2-3 野見	2-3 野見
2023	2-4 分団長	2-4 分団長
2024	2-4 九久平	2-4 九久平
2025	2-5 分団長	2-5 分団長
2026	2-5 林添	2-5 林添
2027	3 方面隊長	3 方面隊長
2028	3-1 分団長	3-1 分団長
2029	3-1 鴛鴨	3-1 鴛鴨
2030	3-2 分団長	3-2 分団長
2031	3-2 上郷	3-2 上郷
2032	3-3 分団長	3-3 分団長
2033	3-3 本	3-3 本

個別番号	個別名称	設置場所等
2034	3-4 分団長	3-4 分団長
2035	3-4 若林	3-4 若林
2036	3-5 分団長	3-5 分団長
2037	3-5 堤	3-5 堤
2038	4 方面隊長	4 方面隊長
2039	4-1 分団長	4-1 分団長
2040	4-1 篠原	4-1 篠原
2041	4-2 分団長	4-2 分団長
2042	4-2 亀首	4-2 亀首
2043	4-3 分団長	4-3 分団長
2044	4-3 四郷	4-3 四郷
2045	4-4 分団長	4-4 分団長
2046	4-4 力石	4-4 力石
2047	5 方面隊長	5 方面隊長
2048	5-1 分団長	5-1 分団長
2049	5-1 藤岡飯野	5-1 藤岡飯野
2050	5-1-1 車載(木瀬)	5-1-1 車載(木瀬)
2051	5-1-2 車載(藤岡飯野)	5-1-2 車載(藤岡飯野)
2052	5-2 分団長	5-2 分団長
2053	5-2 西中山	5-2 西中山
2054	5-2-1 車載(西中山)	5-2-1 車載(西中山)
2055	5-2-2 車載(深見)	5-2-2 車載(深見)
2056	5-3 分団長	5-3 分団長
2057	5-3 御作	5-3 御作
2058	5-3-1 車載(御作)	5-3-1 車載(御作)
2059	5-3-2 車載(上川口)	5-3-2 車載(上川口)
2060	5-4 分団長	5-4 分団長
2061	5-4 白川	5-4 白川
2062	5-4-1 車載(三箇)	5-4-1 車載(三箇)
2063	5-4-2 車載(折平)	5-4-2 車載(折平)
2064	5-4-3 車載(白川)	5-4-3 車載(白川)
2065	6 方面隊長	6 方面隊長
2066	6-1 分団長	6-1 分団長
2067	6-1 大平	6-1 大平
2068	6-1-1 車載(大平)	6-1-1 車載(大平)
2069	6-1-2 車載(乙ケ林)	6-1-2 車載(乙ケ林)
2070	6-1-3 車載(北篠平)	6-1-3 車載(北篠平)
2071	6-2 分団長	6-2 分団長
2072	6-2 上仁木	6-2 上仁木
2073	6-2-1 車載(上仁木)	6-2-1 車載(上仁木)
2074	6-2-2 車載(雑敷)	6-2-2 車載(雑敷)
2075	6-2-3 車載(永太郎)	6-2-3 車載(永太郎)

個別番号	個別名称	設置場所等
2076	6-3 分団長	6-3 分団長
2077	6-3 小原	6-3 小原
2078	6-3-1 車載(小原)	6-3-1 車載(小原)
2079	6-3-2 車載(市場)	6-3-2 車載(市場)
2080	7 方面隊長	7 方面隊長
2081	7-1 分団長	7-1 分団長
2082	7-1 足助田町	7-1 足助田町
2083	7-1-1 車載(足助田町)	7-1-1 車載(足助田町)
2084	7-1-2 車載(山谷)	7-1-2 車載(山谷)
2085	7-2 分団長	7-2 分団長
2086	7-2 足助宮平	7-2 足助宮平
2087	7-2-1 車載(足助宮平)	7-2-1 車載(足助宮平)
2088	7-2-2 車載(葛沢)	7-2-2 車載(葛沢)
2089	7-3 分団長	7-3 分団長
2090	7-3 近岡	7-3 近岡
2091	7-3-1 車載(近岡)	7-3-1 車載(近岡)
2092	7-3-2 車載(国谷)	7-3-2 車載(国谷)
2093	7-4 分団長	7-4 分団長
2094	7-4 則定	7-4 則定
2095	7-4-1 車載(則定)	7-4-1 車載(則定)
2096	7-4-2 車載(上佐切)	7-4-2 車載(上佐切)
2097	7-5 分団長	7-5 分団長
2098	7-5 竜岡	7-5 竜岡
2099	7-5-1 車載(竜岡)	7-5-1 車載(竜岡)
2100	7-5-2 車載(明川)	7-5-2 車載(明川)
2101	7-6 分団長	7-6 分団長
2102	7-6 大蔵	7-6 大蔵
2103	7-6-1 車載(新盛)	7-6-1 車載(新盛)
2104	7-6-2 車載(大蔵)	7-6-2 車載(大蔵)
2105	7-6-3 車載(御蔵)	7-6-3 車載(御蔵)
2106	8 方面隊長	8 方面隊長
2107	8-1 分団長	8-1 分団長
2108	8-1 下山田代	8-1 下山田代
2109	8-1 車載(下山田代)	8-1 車載(下山田代)
2110	8-1 車載(花沢)	8-1 車載(花沢)
2111	8-2 分団長	8-2 分団長
2112	8-2 大沼	8-2 大沼
2113	8-2 車載(大沼)	8-2 車載(大沼)
2114	8-3 分団長	8-3 分団長
2115	8-3 和合	8-3 和合
2116	8-3 車載(蘭)	8-3 車載(蘭)
2117	8-3 車載(和合)	8-3 車載(和合)

個別番号	個別名称	設置場所等
2118	8-4 分団長	8-4 分団長
2119	8-4 羽布	8-4 羽布
2120	8-4 車載(阿蔵)	8-4 車載(阿蔵)
2121	8-4 車載(立岩)	8-4 車載(立岩)
2122	8-4 車載(羽布)	8-4 車載(羽布)
2123	9 方面隊長	9 方面隊長
2124	9-1 分団長	9-1 分団長
2125	9-1 小渡	9-1 小渡
2126	9-1-1 車載(田津原)	9-1-1 車載(田津原)
2127	9-1-2 車載(小渡)	9-1-2 車載(小渡)
2128	9-2 分団長	9-2 分団長
2129	9-2 笹戸	9-2 笹戸
2130	9-2-1 車載(笹戸)	9-2-1 車載(笹戸)
2131	9-3 分団長	9-3 分団長
2132	9-3 杉本	9-3 杉本
2133	9-3-1 車載(杉本)	9-3-1 車載(杉本)
2134	9-3-2 車載(榊野)	9-3-2 車載(榊野)
2135	9-4 分団長	9-4 分団長
2136	9-4 槙本	9-4 槙本
2137	9-4-1 車載(槙本)	9-4-1 車載(槙本)
2138	9-5 分団長	9-5 分団長
2139	9-5 浅谷	9-5 浅谷
2140	9-5-1 車載(浅谷)	9-5-1 車載(浅谷)
2141	10 方面隊長	10 方面隊長
2142	10-1 分団長	10-1 分団長
2143	10-1 稲武	10-1 稲武
2144	10-1-1 車載(稲武)	10-1-1 車載(稲武)
2145	10-1-1 車載(稲武ポ)	10-1-1 車載(稲武ポ)
2146	10-1-2 車載(川手)	10-1-2 車載(川手)
2147	10-1-3 車載(大野瀬)	10-1-3 車載(大野瀬)
2148	10-2 分団長	10-2 分団長
2149	10-2 御所貝	10-2 御所貝
2150	10-2-1 車載(小田木)	10-2-1 車載(小田木)
2151	10-2-1 車載(黒田)	10-2-1 車載(黒田)
2152	10-2-1 車載(御所貝津)	10-2-1 車載(御所貝津)
2153	10-3 分団長	10-3 分団長
2154	10-3 桑原	10-3 桑原
2155	10-3-1 車載(武節)	10-3-1 車載(武節)
2156	10-3-1 車載(桑原)	10-3-1 車載(桑原)
31	ぼうたい 01	災害対策本部
32	ぼうたい 02	災害対策本部
33	ぼうたい 03	災害対策本部

個別番号	個別名称	設置場所等
34	ぼうたい04	災害対策本部
35	ぼうたい05	災害対策本部
36	ぼうたい06	災害対策本部

〈豊田市防災行政無線設備（移動系）局数集計〉

種　　別	数　量
豊田市防災行政無線設備（移動系）	６９８台

（防災対策課）

（３）豊田市防災行政無線設備（同報系屋外拡声子局）

（令和８年３月３１日現在）

No.	柱	設　置　場　所	No.	柱	設　置　場　所	No.	柱	設　置　場　所
1	モ	崇化館中学校	28	音	広川台小学校	55	モ	駒場小学校
2	音	挙母小学校	29	音	中央公園	56	モ	堤ケ丘こども園
3	モ	元城小学校	30	モ	古瀬間小学校	57	音	堤こども園
4	音	朝日小学校	31	音	五ケ丘小学校	58	モ	若園中学校
5	音	陣中公園	32	音	五ケ丘東小学校	59	音	若園小学校
6	音	毘森公園	33	音	前山小学校	60	モ	青木小学校
7	音	西山公園	34	モ	山之手小学校	61	音	西広瀬小学校
8	音	梅坪小学校	35	モ	平和小学校	62	音	越戸こども園
9	モ	浄水小学校	36	音	平山公園	63	モ	枝下町ふれあい広場
10	音	豊田高等学校	37	音	末野原中学校	64	モ	猿投公園
11	モ	童子山小学校	38	音	寿恵野小学校	65	音	荒井町児童館
12	音	根川小学校	39	音	大林小学校	66	音	井郷中学校
13	音	衣丘小学校	40	モ	豊野高等学校	67	音	四郷小学校
14	モ	小清水小学校	41	音	幸町ふれあい広場	68	音	井上小学校
15	モ	美山小学校	42	音	上郷中学校	69	音	猿投農林高等学校
16	モ	宮口一色ふれあい広場	43	モ	高嶺小学校	70	音	井上公園
17	モ	高橋中学校	44	モ	畝部小学校	71	モ	加納小学校
18	音	寺部小学校	45	モ	上郷公園	72	モ	亀首団地第５ちびっこ広場
19	モ	平井小学校	46	音	竜神中学校	73	音	猿投町公民館
20	モ	矢並小学校	47	モ	竹村小学校	74	音	保見中学校
21	音	市木小学校	48	音	土橋公園	75	モ	大畑小学校
22	音	加茂川公園	49	モ	広田町児童遊園	76	モ	保見交流館
23	音	山中町区民会館	50	音	高岡中学校	77	モ	東保見小学校
24	音	扶桑町区民会館	51	モ	若林東小学校	78	音	西保見小学校
25	音	美里中学校	52	音	若林西小学校	79	モ	八草町公民館
26	音	野見小学校	53	モ	前林中学校	80	音	広幡町公民館
27	音	東山小学校	54	音	堤小学校	81	モ	田籾町ちびっこ広場

No.	柱	設　置　場　所	No.	柱	設　置　場　所	No.	柱	設　置　場　所
82	音	石野中学校	112	音	下川口公民館	142	モ	ふれあいセンター萩野
83	モ	東広瀬小学校	113	モ	介護老人保健施設フジオカ	143	モ	新盛小学校
84	モ	中金小学校	114	モ	深見町細田	144	モ	大蔵小学校
85	モ	上鷹見小学校	115	モ	田茂平生活改善センター	145	モ	連谷多目的集会所
86	音	旧藤沢小学校	116	モ	中山小学校	146	モ	明和小学校
87	音	富田町公民館	117	モ	本城小学校	147	モ	小町公会堂
88	モ	成合町下成合	118	モ	小原福祉センター	148	モ	大和多目的集会場
89	音	野口町公民館	119	モ	小原北部生活改善センター	149	音	西樫尾集会所
90	モ	勘八町勘八	120	音	大草こども園	150	モ	ねびその里
91	音	九久平小学校	121	モ	小原交流館	151	音	上八木多目的集会所
92	モ	幸海小学校	122	モ	小原支所	152	音	上八木山中集会所
93	モ	岩倉小学校	123	モ	農業者健康管理センター	153	モ	川面中切集会所
94	音	滝脇小学校	124	音	小原北町南郷	154	モ	みずきの里
95	モ	豊松小学校	125	モ	大洞公民館	155	音	御内町中島
96	モ	鵜ケ瀬第２ちびっこ広場	126	モ	八王子社	156	モ	椿の里
97	モ	九久平町晒田	127	音	小原大平児童館	157	モ	東大見集会所
98	モ	松平町ちびっこ広場	128	モ	大平町浜松	158	音	葛沢集会所
99	モ	岩倉町山ノ神	129	音	喜佐平広場	159	モ	有京集会所
100	モ	長沢町ふれあい広場	130	モ	小原西自治区集会所	160	モ	戸中集会所
101	モ	西市野々生活改善センター	131	音	北篠平町前田	161	モ	白山集会所
102	モ	三箇公民館	132	音	小原北栄児童館	162	音	富岡集会所
103	モ	石畳小学校	133	モ	東郷公民館	163	モ	御蔵小学校
104	モ	折平町姓敷	134	音	宮代町集会所	164	音	月原公民館
105	モ	藤岡小原分署	135	モ	西丹波町宮前	165	モ	中立公会堂
106	音	藤岡中学校	136	音	平畑広場	166	モ	大河原ふるさと館
107	モ	藤岡体育センター	137	音	樽俣公民館	167	モ	井ノ口集会所
108	音	御作西川公園	138	音	大ケ蔵連町矢落	168	モ	大島多目的研修集会所
109	音	御作水口橋	139	モ	足助中学校	169	モ	佐切小学校
110	モ	御作小学校	140	モ	冷田小学校	170	音	足助病院
111	モ	上川口公民館	141	モ	則定小学校	171	音	国谷集会所

No.	柱	設置場所	No.	柱	設置場所	No.	柱	設置場所
172	音	栃本集会所	201	モ	下山支所	229	音	伊熊公会堂
173	モ	岩下集会所	202	モ	宇連野町物見石	230	音	榊野町落
174	音	足助支所	203	モ	黒坂町下切	231	モ	稲武支所
175	音	野林集会所	204	モ	旭支所	232	モ	大野瀬地区多目的研修集会施設
176	音	摺集会所	205	モ	笹戸会館	233	モ	稲武押山地区振興施設
177	音	塩ノ沢集会所	206	モ	敷島会館	234	音	稲武体育館
178	音	千田交流館	207	モ	築羽会館	235	モ	稲武小田木老人憩の家
179	音	久木館	208	モ	浅野会館	236	モ	稲武大桑老人憩の家
180	音	切山集会所	209	音	閑羅瀬集会所	237	音	梨野集会所
181	音	山谷町集会所	210	音	須淵公会堂	238	音	柏洞集会所
182	モ	旧阿蔵小学校	211	モ	上切公民館	239	モ	野入集会所
183	音	梨野第４分団ポンプ庫	212	音	一色公会堂	240	音	夏焼町フカサワ
184	モ	野原町小田作	213	音	上中切町秀沢	241	モ	ウルシゼ公会堂
185	音	野原集会所	214	音	有間町宇内戸	242	モ	黒田コミュニティ広場
186	モ	巴ケ丘小学校	215	音	小田公会堂	243	音	富永集会所
187	モ	旧和合小学校	216	モ	大坪公会堂	244	モ	中当老人憩の家
188	音	大林いこい広場	217	音	東萩平公民館	245	モ	名古屋市稲武野外教育センター
189	モ	旧田平沢小学校	218	モ	万町公会堂	246	音	山ノ中立
190	モ	蘭集会所	219	モ	旭高原元気村	247	音	霧山多目的集会所
191	モ	旧三巴小学校	220	モ	田津原公会堂	248	音	いこいの村
192	モ	大沼四組集会所	221	モ	坪崎公会堂	249	音	松平
193	モ	平瀬町	222	音	太田区民館	250	音	面ノ木
194	音	大沼町苅安	223	音	押井公会堂	251	モ	京町公園
195	音	下山保健センター	224	音	榊野町池田	252	モ	上丘町児童館
196	モ	花山小学校	225	モ	東加塩集会所	253	モ	大島町神社
197	音	花沢町西ノ入集会所	226	モ	惣田集会所	254	モ	枝下緑道
198	モ	花沢町花三集会所	227	モ	池島町	255	モ	千足町区民会館駐車場
199	モ	三河高原	228	モ	明賀公会堂	256	モ	伊保浄化センター
200	モ	羽布町鬼ノ平						

注：「柱」の「モ」はモーターサイレン付、「音」はスピーカのみ

〈豊田市防災行政無線設備（同報系屋外拡声子局）局数計〉

種　　別	数　量	
屋外拡声子局	113局	256局
屋外拡声子局（モーターサイレン付）	143局	

（防災対策課）

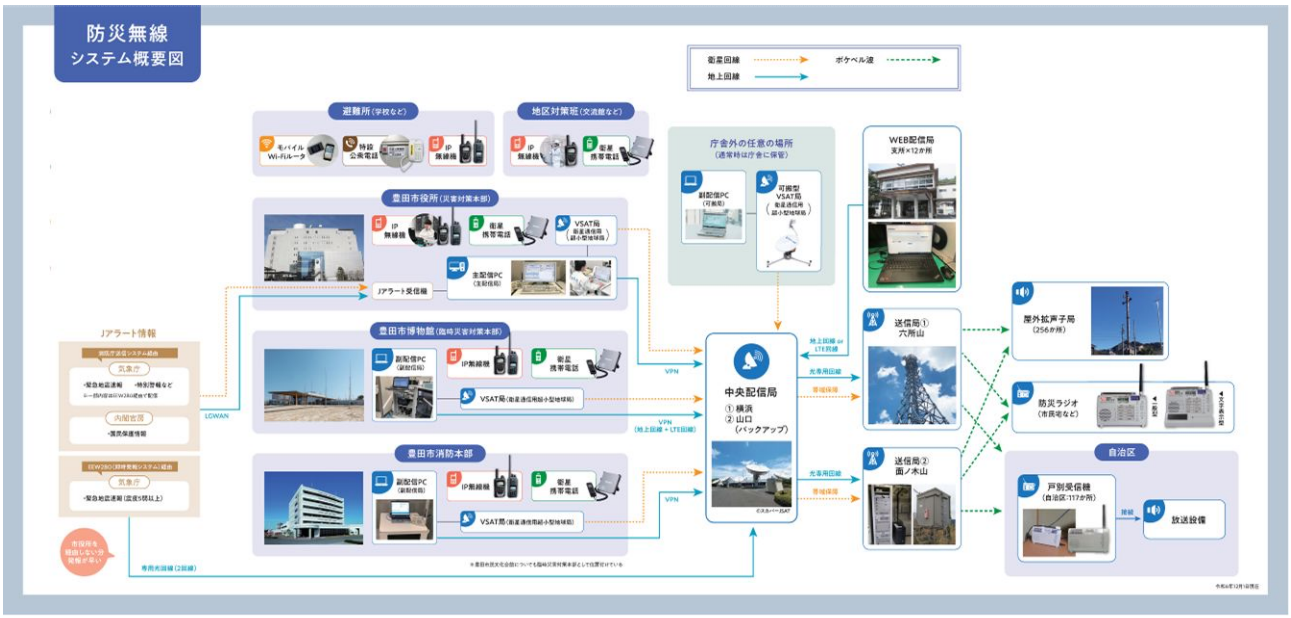
（４）豊田市防災行政無線設備（配信局）

場所	所在地	回線種類
市役所（防災対策課）	西町3-60	地上・衛星（屋上ﾊﾟﾗﾎﾞﾗｱﾝﾃﾅ）
消防本部（指令課）	長興寺5-17-1	地上・衛星（屋上ﾊﾟﾗﾎﾞﾗｱﾝﾃﾅ）
豊田市博物館	小坂本町5-80	地上・衛星（屋上ﾊﾟﾗﾎﾞﾗｱﾝﾃﾅ）

（５）豊田市防災行政無線設備（送信局）

場所	所在地	回線種類	備考
六所山送信局	花沢町	地上（光）・衛星	中部電力と共用
面ノ木送信局	稲武町	地上（光）・衛星	

〈豊田市防災行政無線システム構成図〉



（６）豊田市消防・救急無線設備

（令和８年１月１日現在）

識　別　信　号	局 種 別 名	出力 (W)	場　　所
とよたしょうぼうさなげやまとんねる	基地局	5	猿投山トンネル 主通信機械室
とよたしょうぼう	基地局	10	豊田市消防本部
とよたしょうぼうこだまやま	基地局	5	豊田市消防本部 蚕霊山基地局
とよたしょうぼうたての	基地局	10	豊田市消防本部 立野基地局
とよたしょうぼうやはたやま	基地局	10	豊田市消防本部 八幡山基地局
とよたしょうぼうはぶ	基地局	10	豊田市消防本部 羽布基地局
とよたしょうぼうまつだいら	基地局	10	豊田市消防本部 松平基地局
とよたしょうぼうささばら	基地局	5	豊田市消防本部 篠原基地局
とよたしょうぼういけだやま	基地局	10	豊田市消防本部 池田山基地局
とよたきた301	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたふじおか 301	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたほみ 301	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
とよたちからいし 301	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
とよたなか 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたひがし 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたあいづま 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたまつだいら 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
とよたみなみ 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたにし 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたすえのはら 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたたかおか 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたあすけ 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあさひ 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたいなぶ 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたしもやま 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
とよた51	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた61	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた63	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた81	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた82	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた91	陸上移動局	5	豊田市消防本部
きゅうきゅうとよた1	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよたきた1	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた11	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた21	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた31	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた41	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた51	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた52	陸上移動局	5	豊田市北消防署

識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場　　所
とよたきた61	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた71	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた81	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた82	陸上移動局	5	豊田市北消防署
きゅうきゅうとよたきた１	陸上移動局	5	豊田市北消防署
きゅうきゅうとよたきた２	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたふじおか１	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか11	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか61	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
きゅうきゅうとよたふじおか１	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたほみ１	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
とよたほみ61	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
きゅうきゅうとよたほみ１	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
とよたちからいし１	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
とよたちからいし61	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
きゅうきゅうとよたちからいし１	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
とよたなか１	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか２	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか11	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか21	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか31	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか41	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか51	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか52	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか61	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか71	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか81	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか91	陸上移動局	5	豊田市中消防署
きゅうきゅうとよたなか１	陸上移動局	5	豊田市中消防署
きゅうきゅうとよたなか２	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたひがし１	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし11	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし61	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
きゅうきゅうとよたひがし１	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたあいづま１	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま61	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
きゅうきゅうとよたあいづま１	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
きゅうきゅうとよたあいづま２	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたまつだいら１	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
とよたまつだいら61	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
きゅうきゅうとよたまつだいら１	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
とよたみなみ１	陸上移動局	5	豊田市南消防署

識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場　　所
とよたみなみ 11	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 21	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 31	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 41	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 51	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 52	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 61	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 71	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 81	陸上移動局	5	豊田市南消防署
きゅうきゅうとよたみなみ 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署
きゅうきゅうとよたみなみ 2	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたにし 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 11	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 61	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
きゅうきゅうとよたにし 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたすえのはら 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 11	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 61	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
きゅうきゅうとよたすえのはら 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたたかおか 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたたかおか 61	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
きゅうきゅうとよたたかおか1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたあすけ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 2	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 11	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 41	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 42	陸上移動局	10	豊田市足助消防署
とよたあすけ 51	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 52	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 81	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
きゅうきゅうとよたあすけ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
きゅうきゅうとよたあすけ 2	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあさひ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 91	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
きゅうきゅうとよたあさひ1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたいなぶ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 91	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
きゅうきゅうとよたいなぶ1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたしもやま 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所

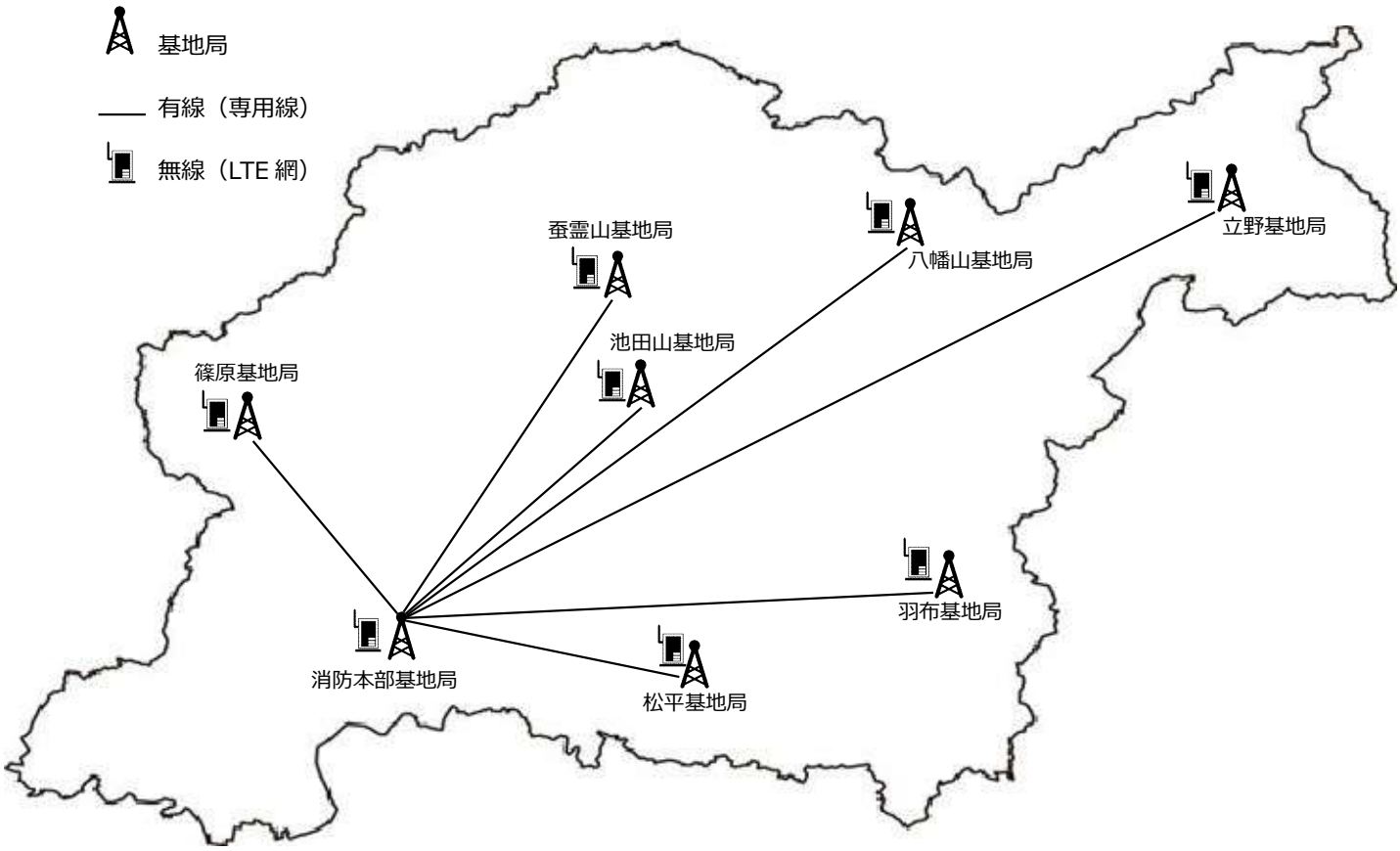
識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場　　所
とよたしもやま 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 91	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
きゅうきゅうとよたしもやま 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
としたしき 1	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた 101	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 102	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 103	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 104	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 151	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 161	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 163	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 181	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 182	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 191	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 201	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよたきたしき1	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 111	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 121	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 131	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 141	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 151	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 152	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 153	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 161	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 171	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 181	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 182	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 202	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたふじおか 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 111	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 161	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたほみ 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署 保見出張所
とよたほみ 161	陸上移動局	1	豊田市北消防署 保見出張所
とよたほみ 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署 保見出張所
とよたちからいし 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署 力石出張所
とよたちからいし 161	陸上移動局	1	豊田市北消防署 力石出張所
とよたちからいし 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署 力石出張所
とよたなかしき 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署

識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場　　所
とよたなか 102	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 111	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 121	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 131	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 141	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 151	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 152	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 153	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 171	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 181	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 191	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 202	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたひがし 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 111	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたあいづま 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 202	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたまつだいら 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署 松平出張所
とよたまつだいら 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署 松平出張所
とよたまつだいら 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署 松平出張所
とよたみなみしき 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 111	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 121	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 131	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 141	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 151	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 152	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 153	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 171	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 202	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたにし 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 111	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署

識　別　信　号	局 種 別 名	出力 (W)	場　　所
とよたすえのはら 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 111	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたたかおか 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたたかおか 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたたかおか 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたあすけしき 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 102	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 111	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 141	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 151	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 152	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 153	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 181	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 202	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあさひ 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 191	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたいなぶ 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 191	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたしもやま 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 191	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所

（指令課）

【消防救急デジタル無線ネットワーク】



【基地局実装チャネル】

基地局名 / ch	消防本部基地局	松平基地局	蚕霊山基地局	八幡山基地局	羽布基地局	篠原基地局	池田山基地局	立野基地局
活動波 1ch	○	-	△	○	○	-	-	-
活動波 2ch	△	-	○	-	-	-	-	○
活動波 3ch	△	○	△	-	-	○	○	-
活動波 4ch	○	-	△	○	○	-	-	-
活動波 5ch	△	-	○	-	-	-	-	○
活動波 6ch	△	○	△	-	-	○	○	-
活動波 7ch	○	○	○	○	○	○	○	○
主運用波	○	○	○	○	○	○	○	○
統制波 1～3ch	○	-	-	-	○	-	○	○

○使用波　△予備波

（指令課）

（７）豊田市水道事業用IP無線機設備

令和７年４月１日現在

IP無線機ID、無線番号等一覧表

No.	端末ID	無線番号	設置先	パスワード	機器名称	備考
1	549bksqav05	総務課　101	（上下水）総務課　副局長席	906	ハザードトークM1	
2	agt24rqfpq	総務課　102	（上下水）総務課　災害対策本部用	906	ハザードトークM1	
3	vu1c3rounvi	総務課　103	（上下水）総務課　予備機	906	ハザードトークM1	
4	y405oguu5i	総務課　104	（上下水）総務課　予備機	906	ハザードトークM1	
5	k1trmzm76qs	総務課　105	（上下水）総務課　予備機	906	ハザードトークM1	
6	wzkbewrvnui	総務課　106	（上下水）総務課　予備機	906	ハザードトークM1	
7	qe0q62hufmm	総務課　107	（上下水）総務課　予備機	906	ハザードトークM1	
8	5l5qlj2td5o	料金課　201	料金課　課代表	906	ハザードトークM1	
9	0wjphv3f0mj	料金課　202	料金課	906	ハザードトークM1	
10	ohapxhouu2	料金課　203	料金課	906	ハザードトークM1	
11	orfzguprdg	整備課　301	水道整備課　課代表	906	ハザードトークM1	
12	nrycwyzlqo	整備課　302	水道整備課	906	ハザードトークM1	
13	xbr3h547sr	整備課　303	水道整備課	906	ハザードトークM1	
14	pw1n9ah061	整備課　304	水道整備課	906	ハザードトークM1	
15	al5ff4o5sgv	整備課　305	水道整備課	906	ハザードトークM1	
16	1vygkyh8hzkj	整備課　306	水道整備課	906	ハザードトークM1	
17	kk4cmda68s	整備課　307	水道整備課	906	ハザードトークM1	
18	c2fx70jluoj	維持課　401	水道維持課　課代表	906	ハザードトークM1	
19	a5zi1qy3ag	維持課　402	水道維持課	906	ハザードトークM1	
20	0rbxnst4dj1	維持課　403	水道維持課	906	ハザードトークM1	
21	qi1sy83tj8	維持課　404	水道維持課	906	ハザードトークM1	
22	1gwdnxi8h28	維持課　405	水道維持課	906	ハザードトークM1	
23	53dyksaye4a	維持課　406	水道維持課	906	ハザードトークM1	
24	3m0e316hxp6	維持課　407	水道維持課	906	ハザードトークM1	
25	t32t8uir0k	維持課　408	水道維持課	906	ハザードトークM1	
26	h424pvv5fzg	維持課　409	水道維持課	906	ハザードトークM1	
26	7rkf5gk6bwr	維持課　410	水道維持課	906	ハザードトークM1	
28	7haax493ya5	維持課　411	水道維持課	906	ハザードトークM1	
29	wonzy7dxsy8	維持課　412	水道維持課	906	ハザードトークM1	
30	r8p852c29vn	維持課　413	水道維持課	906	ハザードトークM1	
31	l48jgaw6qri	維持課　414	水道維持課	906	ハザードトークM1	
32	6jih5y8006	維持課　415	水道維持課	906	ハザードトークM1	
33	a39msqcn4nf	維持課　416	水道維持課	906	ハザードトークM1	
34	3pp5pyxihgf	維持課　417	水道維持課	906	ハザードトークM1	
35	y23myp809v	維持課　418	水道維持課	906	ハザードトークM1	
36	qsxwy8jlwug	維持課　419	水道維持課	906	ハザードトークM1	
37	ztuulsh3x0l	センター　501	上水運用センター　課代表	906	ハザードトークM1	
38	ujxc6197mo	センター　502	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
39	fe76y4t0gg8	センター　503	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
40	5rp8iwta3uk	センター　504	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
41	bqq3bsjhbed	センター　505	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
42	7a8tl6fn1dk	センター　506	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
43	12faegsppd4	センター　507	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
44	c8g9wfdnri9	センター　508	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
45	12ijkec4ogg	センター　509	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
46	ha7sqtcp1d	センター　510	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
47	wzrvisp916	センター　511	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
48	yzq9v4jhjie	センター　512	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
49	4hhfxyitgag	センター　513	上水運用センター　協会足助	906	ハザードトークM1	
50	7hghfa43717	センター　514	上水運用センター　協会足助	906	ハザードトークM1	

（（上下水）総務課）

（８）衛星携帯電話一覧

（令和８年３月３１日現在）

No.	配置場所	所在地	衛星携帯電話番号	備考
1	豊田市災害対策本部	西町3-60	090-3024-4891	
2			090-3024-4892	
3			090-3024-4893	
4	崇化館交流館	昭和町2-46	090-3024-5019	
5	梅坪台交流館	梅坪町1-15	090-3024-5024	
6	浄水交流館	大清水町大清水12-1	090-1985-4988	
7	朝日丘交流館	御幸町1-80	090-3024-5027	
8	逢妻交流館	田町3-20	090-3024-5029	
9	高橋交流館	高橋町3-100-1	090-3024-5031	
10	美里交流館	美里4-9-6	090-3024-5034	
11	益富交流館	志賀町稔台30	090-3024-5035	
12	豊南交流館	水源町1-11	090-3024-5036	
13	末野原交流館	豊栄町11-36-1	090-3024-5041	
14	上郷支所	上郷町5-1-1	090-3024-5043	
15	竜神交流館	竜神町新生115-2	090-3024-5045	
16	若林交流館	若林東町沖田124	090-3024-5048	
17	前林交流館	前林町行田43-1	090-3024-5049	
18	若園交流館	花園町脇ノ田8	090-3024-5052	
19	猿投台交流館	青木町2-56-26	090-3024-5054	
20	猿投支所	四郷町東畑70-1	090-3024-5057	
21	猿投北交流館	加納町西股67	090-3024-5063	
22	保見交流館	保見町四反田121-1	090-3024-5068	
23	石野交流館	力石町深田57-2	090-3024-5073	
24	松平支所	九久平町寺前16	090-3024-5075	
25	高橋支所	東山町2-1-1	090-3026-7860	
26	高岡支所	高岡町長根51	090-3026-7929	
27	藤岡支所	藤岡飯野町田中245	090-3026-7861	
28	小原支所	小原町上平441-1	090-3026-7863	
29	足助支所	足助町宮ノ後26-2	090-3026-7909	
30	下山支所	大沼町越田和37-1	090-3026-7911	
31	旭支所	小渡町船戸15-1	090-3026-7925	
32	稲武支所	稲武町竹ノ下1-1	090-3026-7927	

（防災対策課）

4　水防施設・設備等

（１）矢作川豊田防災ステーション

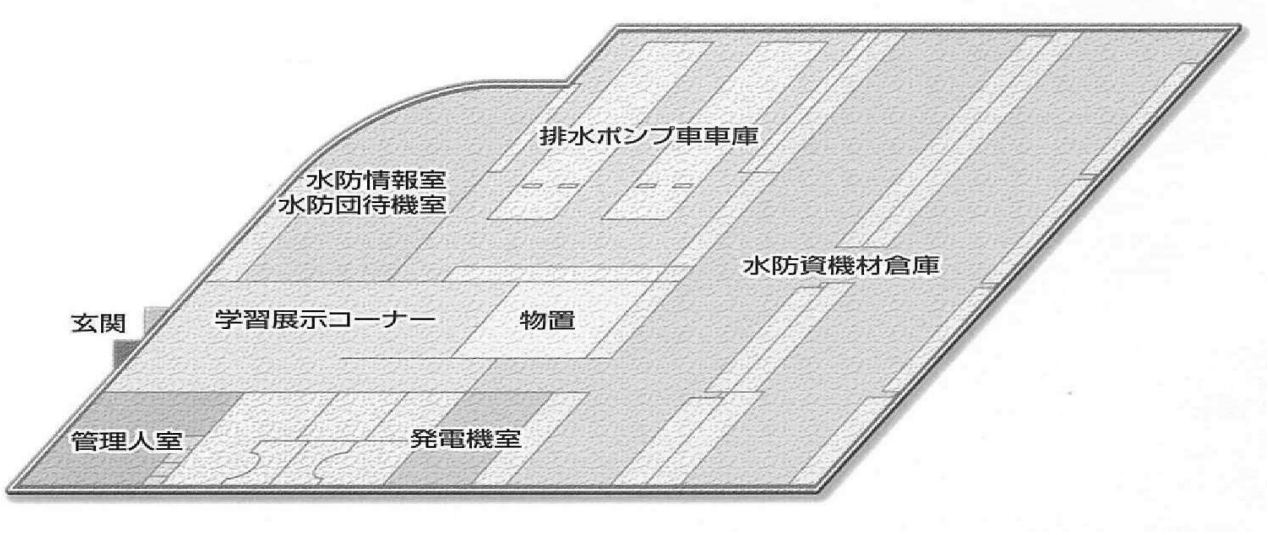
（令和７年４月１日現在）

■矢作川豊田防災ステーション概要（平成１５年度運用開始）

〒471-0806　豊田市森町１丁目90番地　　電話・FAX　87-3281

●全体面積		**１４，９６１㎡**
内　訳	水防センター	６６０㎡
	防災ヘリポート	１，３７６㎡
	土砂備蓄スペース	１，８７２㎡
	備蓄土砂搬出・水防準備等作業スペース	２，０７０㎡
	ブロックヤード	２，０５２㎡
	水防用樹林	１，９０８㎡
	その他	５，０２３㎡

水防センター平面図



矢作川豊田防災ステーションの役割

●平常時の役割

○公園、レクリエーションの場

○河川等に関する情報発信の場

○水防訓練実施の場

●洪水などの緊急時の役割

○水防情報の受発信基地

○土砂、水防機材等備蓄した資材による緊急復旧の拠点

○水防情報室、水防団待機室

○排水ポンプ車の基地

○防災ヘリなどの災害対応ヘリコプターの離着陸場

（（消）総務課）

（２）水防倉庫一覧（令和７年４月１日現在）

No.	建物区分	構　　造	面積(㎡)	所　在　地	所有
1	梅坪	鉄骨折版葺	68.08	豊田市京町4-14-8	市
2	日之出	鉄骨折版葺	217.91	豊田市日之出町1-13-1	市
3	高岡	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市高丘新町上平地135-1	市
4	千足	鉄骨スレ－ト葺	33.60	豊田市千足町10	市
5	室町	鉄骨折版葺	61.02	豊田市室町6-57-6	市
6	逢妻	鉄骨カラ－鋼板葺	50.00	豊田市丸根町6-18-2	市
7	北	鉄骨造	63.00	豊田市四郷町森前南6-1	市
8	矢作川豊田防災ステーション	鉄骨鋼板葺	255.10	豊田市森町1-90	市
9	南	鉄骨折板葺	120.00	豊田市和会町長田3-1	市
10	松平	鉄骨カラ－鋼板葺	60.00	豊田市九久平町百々8-7	市
11	末野原	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市鴛鴨町新林127	市
12	東	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市岩滝町高入36-1	市
13	藤岡小原	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市木瀬町桧本1525-１	市
14	下山	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市大沼町大官屋敷92-１	市
15	稲武	鉄骨カラ－鋼板葺	60.48	豊田市稲武町宮ノヒラ8-7	市
16	旭	木造	63.77	豊田市浅谷町下万場303-2	市
17	足助	鉄骨カラ－鋼板葺	92.40	豊田市桑田和町中貝戸6	市
18	小原	木造	63.76	豊田市小原町孫八456	市
19	西	鉄骨造	63.96	豊田市聖心町4-40-3	市
合　計			1575.48		

（（消）総務課）

（３）水防倉庫資機材備蓄基準

（令和７年４月１日現在）

品名（単位）		豊田矢作	日之出	梅坪	千足	室	逢妻	東	松平	南
１ｔ大型土のう	(枚)	210	100	100	0	50	0	0	50	50
ＰＰ土のう	(袋)	19,600	29,000	10,000	5,000	10,000	10,200	10,000	9,800	24,800
ＰＰロープ	(巻)	36	30	19	18	20	10	19	20	12
トラロープ	(巻)	22	10	10	5	10	10	10	10	20
ビニール縄	(巻)	12	5	10	5	9	10	10	10	20
ハウスバンド	(巻)									
防水シート	(枚)	0	200	200	100	210	200	200	280	360
道板	(枚)	100	50	50	50	35	30	20	30	50
木杭 1.5m	(本)	399	400	470	200	300	150	200	133	197
木杭 3.0m	(本)	125	203	110	185	200	78	115	100	100
丸太 4.0m	(本)	150	109	100	100	100	100	113	100	100
鋼管杭	(本)	400	440	300	200	300	300	300	300	600
加工線	(箱)	31	20	10	5	10	10	10	10	20
たこつち	(丁)	22	24	15	10	15	10	10	10	22
掛矢	(丁)	88	99	50	29	50	10	10	50	20
10Pハンマー	(丁)	15	20	15	5	15	10	10	10	10
シャベル	(丁)	384	304	200	100	200	100	100	169	201
つるはし	(丁)	20	20	10	10	10	10	10	10	20
唐鍬	(丁)	9	20	0	0	0	0	0	0	0
バチ鍬	(丁)	24	24	0	0	0	0	0	0	0
のこぎり	(丁)	31	54	39	39	40	40	40	40	40
のこゴム太郎	(丁)									
おの	(丁)	14	25	5	5	5	5	5	5	5
なた	(丁)	40	30	30	30	30	20	30	30	30
鎌	(丁)	60	94	37	20	20	20	20	20	20
クリッパー	(丁)	10	17	10	10	10	10	10	10	10
ペンチ	(丁)	13	10	10	10	10	10	10	10	10
しの	(丁)	30	45	30	20	30	30	30	30	30
バール	(丁)	10	10	10	10	10	10	10	10	14
一輪車	(台)	19	21	10	10	10	10	20	10	18
手箕（プラ+竹）	(個)	100	70	50	50	50	50	50	50	40
照明灯	(基)	3	8	2	2	2	2	2	2	6
発電機	(台)	2	5	2	2	2	2	2	2	6
延長コード	(個)	2	8	2	2	2	2	2	2	6

品名（単位）	豊田矢作	日之出	梅坪	千足	室	逢妻	東	松平	南
水中ポンプ (台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チェーンソー (台)	1	0	0	0	0	2	0	2	2
チルホール１式 (式)	0	0	0	0	0	2	0	2	2
支点用ワイヤー３種 (式)	0	0	0	0	0	1	0	0	0
救助用ロープ２種 (式)	0	0	0	0	0	2	0	2	0
カラビナ (個)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ダルマジャッキ10ｔ (基)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
救命ボート (艇)	2	0	0	0	0	1	1	1	2
救命胴衣 (個)	15	0	0	0	0	4	5	4	0
軍手 (ﾀﾞｰｽ)	76	95	120	36	45	45	50	45	47
空気入れ (個)	6	0	0	1	2	1	0	0	0

品名（単位）		末野原	高岡	北	藤岡	下山	旭	稲武	足助	小原	西
１ｔ大型土のう	(枚)	0	0	50	0	0	0	0	50	0	0
ＰＰ土のう	(袋)	9,800	11,400	10,000	9,800	10,000	9,850	11,750	9,900	9,400	5000
ＰＰロープ	(巻)	18	20	10	10	10	10	10	10	9	10
トラロープ	(巻)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
ビニール縄	(巻)	6	10	9	10	10	0	10	10	10	10
ハウスバンド	(巻)										
防水シート	(枚)	200	196	190	190	200	170	200	190	80	40
道板	(枚)	46	50	19	20	19	16	20	16	20	20
木杭 1.5m	(本)	200	200	46	200	169	100	100	100	100	100
木杭 3.0m	(本)	50	50	100	0	0	0	0	40	0	0
丸太 4.0m	(本)	100	100	62	78	40	0	0	0	0	0
鋼管杭	(本)	280	300	273	300	300	200	300	295	200	200
加工線	(箱)	10	12	10	10	10	10	10	10	10	7
たこつち	(丁)	15	15	15	5	5	4	0	6	0	0
掛矢	(丁)	50	55	48	10	10	10	10	12	10	10
10P ハンマー	(丁)	10	10	10	10	10	11	10	10	10	5
シャベル	(丁)	204	162	172	100	100	100	100	100	100	100
つるはし	(丁)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
唐鍬	(丁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バチ鍬	(丁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
のこぎり	(丁)	40	60	38	40	40	30	40	48	40	40
のこゴム太郎	(丁)										
おの	(丁)	5	6	5	5	5	5	10	5	5	5
なた	(丁)	30	30	30	30	30	30	30	30	0	0
鎌	(丁)	50	20	20	20	20	20	20	20	20	20
クリッパー	(丁)	10	15	10	10	10	10	10	10	10	10
ペンチ	(丁)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
しの	(丁)	29	35	30	30	30	30	30	28	20	20

品名（単位）		末野原	高岡	北	藤岡	下山	旭	稲武	足助	小原	西
バール	(丁)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
一輪車	(台)	10	11	10	20	10	10	12	10	10	10
手箕（プラ+竹）	(個)	50	60	49	50	30	20	20	32	20	20
照明灯	(基)	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2
脚立	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
発電機	(台)	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2
延長コード	(個)	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2
照明用三脚	(本)	2	4	2	4	2	2	0	0	2	2
水中ポンプ	(台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チェーンソー	(台)	2	0	2	0	2	2	2	3	4	4
チルホール１式	(式)	2	0	2	0	0	2	0	2	2	2
支点用ワイヤー３種	(式)	2	0	1	0	0	2	0	6	2	2
救助用ロープ　２種	(式)	1	0	2	0	0	1	0	2	1	1
カラビナ	(個)	0	0	0	0	0	10	0	10	10	10
ダルマジャッキ10ｔ	(基)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
救命ボート	(艇)	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
救命胴衣	(個)	4	4	3	4	10	10	0	10	10	10
軍手	(ﾀﾞｰｽ)	78	64	90	50	47	50	50	50	0	0
空気入れ	(個)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

（（消）総務課）

（４）重要な水閘門

（令和５年４月１日現在）

番号	河川名	名　　称	所　在　地	構　　造	管理者
1	矢作川	御立排水ひ門	豊田市御立町	鋼製ローラーゲート	国土交通省
2	矢作川	野見排水ひ管	豊田市野見町	鋼製スライドゲート	豊田市
3	矢作川	門田排水ひ管	豊田市野見町	鋼製スライドゲート	豊田市
4	矢作川	八尻川排水樋管	豊田市水源町	鋼製ローラーゲート	豊田市

番号	河川名	名　　称	所　在　地	構　　造	管理者
5	矢作川	加茂川水門	豊田市御立町	鋼製スルースゲート	国土交通省
6	矢作川	渡刈排水樋管	豊田市渡刈町	鋼製フラップゲート ステンレス製ローラーゲート	豊田市
7	矢作川	神明排水樋門	豊田市今町	鋼製ローラーゲート	豊田市
8	矢作川	大谷川排水樋管	豊田市河合町	鋼製ローラーゲート	豊田市
9	矢作川	野見 2 号排水樋管	豊田市野見町	鋼製スライドゲート	豊田市
10	矢作川	渡合川排水樋管	豊田市渡合町	鋼製フラップゲート	豊田市
11	矢作川	越戸排水樋管	豊田市越戸町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
12	矢作川	荒井排水樋門	豊田市荒井町	ステンレス製スライドゲート	豊田市
13	矢作川	岩本川樋門	豊田市扶桑町	鋼製ローラーゲート	豊田市
14	矢作川	天王川樋門	豊田市扶桑町	鋼製ローラーゲート	豊田市
15	逢妻女川	乳母子川樋門	豊田市駒場町	鋼製スライドゲート	豊田市
16	逢妻男川	駒場川樋門	豊田市駒場町	川表：鋼製マイターゲート 川裏：鋼製ローラーゲート	豊田市
17	矢作川	室町水門	豊田市室町	鉄製自動開閉式	豊田市
18	巴川	羽布ダム	豊田市羽布町	コンクリート可動式	愛知県
19	枝下用水	１号放水門	豊田市平戸橋町波岩	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
20	枝下用水	２号放水門	豊田市平戸橋町石平	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
21	枝下用水	３号放水門	豊田市花本町宇津木	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
22	枝下用水（籠川）	３号河川門	豊田市花本町横枕	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
23	枝下用水	４号放水門	豊田市井上町 12 丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
24	枝下用水	５号放水門	豊田市四郷町六反田	電動式鋼製スルースゲート 電動式ステンレス製二段式ローラーゲート	豊田市
25	枝下用水	５号制水門	豊田市四郷町松本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市 豊田土地改良区
26	枝下用水（籠川）	５号河川門	豊田市四郷町松本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
27	枝下用水	６号放水門	豊田市四郷町松本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
28	枝下用水	７号放水門	豊田市上原町殿上	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
29	枝下用水（籠川）	８号河川門	豊田市東梅坪町 4 丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市

番号	河川名	名　　称	所　在　地	構　　造	管理者
30	枝下用水	８－１号放水門	豊田市梅坪町 1丁目	電動式鋼製スルースゲート 電動式ステンレス製二段式ローラーゲート	豊田市
31	枝下用水	８－２号放水門	豊田市梅坪町 6丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
32	枝下用水	９号放水門	豊田市小坂本町 2丁目	電動式ステンレス製二段式ローラーゲート 油圧式鋼製転倒ゲート	豊田市
33	枝下用水(矢作川)	９号河川門	豊田市八幡町 2丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
34	枝下用水	１０号放水門	豊田市御幸町 1丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
35	枝下用水(矢作川)	１０号河川門	豊田市竜宮町	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
36	矢作川	宗定ひ門	豊田市畝部東町	鋼製ローラーゲート	国土交通省
37	矢作川	上郷柳川瀬排水機場	岡崎市北野町字押廻 28-1	1,500mm×161KW×２台 8.2 ㎥/s 1,500mm×160KW×1 台 4.1 ㎥/s	豊田市
38	矢作川	上郷柳川瀬排水機場排水ひ門	岡崎市北野町字押廻	電動式鋼製スルースゲート２連	豊田市
39	矢作川	家下川ひ門	岡崎市北野町字押廻	鋼製スルースゲート	国土交通省
40	家下川	溢流堰	岡崎市北野町字押廻	溢流堰	豊田土地改良区
41	市木川	水間排水機場	豊田市水間町 1－31	1,000mm×130KW×1 台 2.5 ㎥/s	豊田市
42	市木川	川田排水機場	豊田市寺部町 1-1-3	800mm×100KW×1 台 1.5 ㎥/s	豊田市
43	矢作川	千石排水機場	豊田市千石町 5-30	1,000mm×180KW×1 台 2.5 ㎥/s	豊田市
44	矢作川	御立排水機場	豊田市御立町 9-45	1,000mm×150KW×1 台 2.5 ㎥/s	豊田市
45	籠川	荒井排水機場	豊田市荒井町寿田 34	1,000mm×95KW×1 台 2.3 ㎥/s	豊田市
46	逢妻女川	不毛排水機場	豊田市駒新町不毛 69	250mm×15KW×1 台 0.12 ㎥/s	豊田市
47	安永川	安永川樋門	豊田市今町４丁目	銅製ローラーゲート	愛知県
		計	47 所		

（農地整備課、河川課、下水道施設課）

（５）排水機場一覧

（令和６年 11 月１日現在）

ポンプ場名	設置場所	ポンプ機種						動力機種				運転方法
		口径 (mm)	台数 (台)	揚水量 (㎥/s)	全揚程 (m)	形式	製作会社	形式	出力 (PS)	台数 (台)	製作会社	
梅坪ポンプ場	東梅坪町4－4	1,500	1	5.7	12.0	立軸斜流	酉島製作所	ディーゼル	1,000Kw	1	ﾔﾝﾏｰﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	自動
		1,500	2	5.7	12.0	立軸斜流	日立製作所	ディーゼル	1,000Kw	2	ﾔﾝﾏｰﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	自動
		1,000	1	1.9	12.0	立軸斜流	日立製作所	電動	330KW	1	明電舎	自動
		300	2	0.2	13.0	水中ﾎﾟﾝﾌﾟ	鶴見製作所	電動	37KW	2	鶴見製作所	自動
中部ポンプ場	元宮町3－60	1,500	5	5.0	9.4	立軸斜流	荏原製作所	ディーゼル	1.020PS	5	ﾔﾝﾏｰﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	自動
		1,000	1	2.0	9.4	立軸斜流	日立製作所	電動ディーゼル	300KW 330PS	1	ﾔﾝﾏｰﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	自動
		1,650	1	5.6	8.8	立軸斜流	荏原製作所	ガスタービン	713KW	1	荏原製作所	自動
		1,650	1	5.6	8.8	立軸斜流	日立製作所	ガスタービン	713KW	1	ﾀﾞｲﾊﾂﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	自動
		1,650	1	5.6	8.8	立軸斜流	石垣	ガスタービン	713KW	1	ﾀﾞｲﾊﾂﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	自動
		1,000	2	2.1	11.8	立軸斜流	荏原製作所	ガスタービン	374KW	2	荏原製作所	自動
		500	1	0.5	11.8	水中ﾎﾟﾝﾌﾟ	新明和工業	電動	110KW	1	新明和工業	自動
越戸ポンプ場	越戸町安貝戸212	900	2	1.6	5.9	水中ﾎﾟﾝﾌﾟ	電業社	電動	150KW	2	電業社	自動
上郷柳川瀬排水機場	岡崎市北野町押廻28-1	1,500	2	8.2	2.8	横軸斜流	荏原製作所	ディーゼル	161KW	2	ヤンマーパワーテクノロジー	自動
		1,500	1	4.1	2.2	横軸斜流	荏原製作所	電動	160KW	1	東芝三菱電機産業システム	自動
水間排水機場	水間町１－31	1,000	1	2.5	2.4	横軸斜流	電業社	電動	130KW	1	明電舎	自動

ポンプ場名	設置場所	ポンプ機種						動力機種				運転方法
		口径 (mm)	台数 (台)	揚水量 (㎥/s)	全揚程 (m)	形式	製作会社	形式	出力 (PS)	台数 (台)	製作会社	
千石 排水機場	千石町 5－30	1,000	1	2.5	3.9	横軸 斜流	三菱 重工	電動	180KW	1	明電舎	自動
荒井 排水機場	荒井町 寿田34-2	1,000	1	2.3	2.7	横軸 斜流	栗村 製作所	電動	95KW	1	明電舎	自動
御立 排水機場	御立町 11－45	1,000	1	2.5	3.9	横軸 斜流	日立 製作所	電動	150KW	1	日耕機電	自動
川田 排水機場	寺部町 1－1－3	800	1	1.5	3.9	横軸 斜流	日立 製作所	電動	100KW	1	日立 製作所	自動
不毛 排水機場	駒新町 不毛69	250	1	0.12	3.0	水中 ポンプ	新明和 工業	電動	15KW	1	吉田工機	自動
計　10箇所　　31台												

（農地整備課、下水道施設課）

（６）雨水施設対応業者一覧

（令和６年４月１日現在）

施　設　名	主　要　設　備	対　応　業　者	連　絡　先
中部ﾎﾟﾝﾌﾟ場 32-0780	(第２ポンプ場) ゲート類 除塵機 搬出機 ﾎﾟﾝﾌﾟ類 ﾎﾟﾝﾌﾟ用エンジン 自家発電装置 計装設備 建物関係 (第３ポンプ場) ゲート類 除塵機 搬出機 ﾎﾟﾝﾌﾟ類 ﾎﾟﾝﾌﾟ用エンジン 自家発電装置 計装設備 建物関係	前澤工業（株）名古屋支店 前澤工業（株）名古屋支店 （株）日立製作所　中部支社 （株）荏原製作所　中部支社 松岡産業（株） 松岡産業（株） （株）日立製作所　中部支社 （株）大林組名古屋支店 クボタ環境サービス（株） クボタ環境サービス（株） （株）フソウ　名古屋支店 クボタ環境サービス（株） （株）フソウ　名古屋支店 （株）荏原製作所　中部支社 （株）日立製作所　中部支社 （株）石垣 （株）荏原製作所　中部支社 ダイハツディーゼル（株） （株）日立製作所　中部支社 （株）日立製作所　中部支社 （株）大林組　名古屋支店	052-218-7691 052-218-7691 052-243-3111 052-446-6611 052-586-2111 052-586-2111 052-243-3111 052-961-5111 052-564-5050 052-564-5050 052-369-2581 052-564-5050 052-369-2581 052-446-6611 052-243-3111 052-218-2650 052-446-6611 052-218-2650 052-243-3111 052-243-3111 052-961-5111

梅坪ﾎﾟﾝﾌﾟ場 33－1521	ゲート類 除塵機 搬出機 ﾎﾟﾝﾌﾟ ﾎﾟﾝﾌﾟ用エンジン 自家発電装置 計装設備 建物関係	前澤工業（株）名古屋支店 （株）日立製作所　中部支社 ドリコ（株）名古屋支店 ドリコ（株）名古屋支店 （株）日立製作所　中部支社 （株）酉島製作所 松岡産業（株） 松岡産業（株） （株）日立製作所　中部支社 （株）太啓建設	052-218-7691 052-243-3111 052-684-5540 052-684-5540 052-243-3111 052-221-9521 052-586-2111 052-586-2111 052-243-3111 0565-31-1273
越戸ﾎﾟﾝﾌﾟ場 45-8351	ゲート類 ﾎﾟﾝﾌﾟ 自家発電装置 計装設備 建物関係	前澤工業（株）名古屋支店 （株）電業社機械製作所 松岡産業（株） 東芝インフラシステムズ（株） （株）太啓建設	052-218-7691 052-231-6211 052-586-2111 052-564-9190 0565-31-1273
雨水管渠	スクリーン清掃 管渠閉塞 陥没 ＴＶカメラ調査	豊田下水道管理サービス合同会社 （㈱）パスコ	0565-89-5888 052-239-5145

（下水道施設課）

（７）下水道施設対応業者一覧

（令和６年４月１日現在）

施設名	主 要 設 備	対　応　業　者	連　絡　先
管路	本管閉塞 ＴＶカメラ調査 取付管・ 公共桝閉塞修繕	豊田下水道管理サービス合同会社 （株）パスコ	0565-89-5888 052-239-5140

汚水処理場	水処理機械関係	（株）日本フォト・サイエンス中部	052-801-6351
		（株）前澤ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ	052-563-4820
		荏原商事（株）中部支社　大高事務所	052-623-3211
		（株）クボタ中部支社	052-564-5111
		（株）西原テクノサービス中部支社	052-979-2570
		島津ｼｽﾃﾑｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ（株）名古屋支店	052-565-7562
		ＪＦＥエンジニアリング（株）名古屋支店	052-561-8611
		（株）トーブ	052-502-8211
		（株）エステム	052-611-0611
	汚泥処理機械関係	（株）クボタ中部支社	052-564-5111
	電気設備関係	（株）日立製作所　中部支社	052-243-3111
		日耕機電（株）	0564-26-2241
		富士電機システムズ（株）中部支社	052-746-1000
		シンフォニアテクノロジー(株)	052-581-9046
		豊田電気（株）	0565-27-9619
		東亜電機設備（株）	0565-88-1588
		アズビル（株）豊田営業所	0565-24-4511
		メタウォーター（株）	052-856-1210
	建物関係	徳倉建設（株）	052-971-9541
		太啓建設（株）	0565-31-1271
		矢作建設工業（株）	0565-32-6980
	水処理運転管理	ホーメックス・エステム共同企業体	0565-33-9349
		（株）エステム豊田事業所	0565-33-9349
		ホーメックス（株）	0565-33-2468
	施設非常通報監視	（株）エステム監視センター	052-619-1851
	汚泥処理	トヨタ衛生保繕（株）	0565-32-4666
		浄化槽管理センター（株）	0565-87-1025
		東邦清掃（株）	0566-92-1605
		（有）猿投衛生社	0565-35-1025
		（株）豊環	0565-28-2020
		豊田環境事業協同組合	0565-47-7030
		（有）ヤハギエコノス	0565-76-6330
		（株）東海環境保全	0536-62-1464
		（有）タナカ興業	0532-41-8989

（下水道施設課）

（８）豊田市排水設備工事指定工事店一覧

（令和７年１２月１日現在）

店舗の名称	住所	電話
市内		
挙母地区		
フクタ建設株式会社	栄生町	0565-32-0768
中根管工株式会社	栄町	0565-31-0545
住設テクノ株式会社	栄町	0565-33-2319
有限会社タカイ住設	下市場町	0565-32-9296
株式会社海老澤建設	柿本町	0565-24-1811
株式会社豊南設備	丸山町	0565-85-4247
ティ・イー・ココモ株式会社	久岡町	0565-34-3535
有限会社中日設備	久保町	0565-35-8544
有限会社協栄建商	宮上町	0565-35-0553
碧洋管工株式会社	宮上町	0565-31-0541
あいち管工株式会社	宮上町	0565-47-5550
浜田建設 株式会社	宮町	0565-31-1029
桶源住興株式会社	挙母町	0565-32-2611
株式会社ホクニ	挙母町	0565-31-0302
有限会社酒井住宅設備	京町	0565-35-6163
三登建設株式会社	月見町	0565-32-1530
安山建設株式会社	元宮町	0565-31-1999
三河商事株式会社	元城町	0565-88-2777
株式会社陣内工業所	御幸町	0565-36-6611
須藤建設工業株式会社	鴻ノ巣町	0565-28-0347
有限会社タクスイ・ラボ	三軒町	0565-37-8258
株式会社ムツミ建設	山之手	0565-28-0068
株式会社武田工業	山之手	0565-28-8658
株式会社 NIPPO　豊田出張所	山之手	0565-28-0957
大矢建設株式会社豊田支店	山之手	0565-28-3947
株式会社ツヅケイラウンドサービス	山之手	0565-27-4488
テムズ中日株式会社	山之手	0565-28-7551
ころも住設	若宮町	0565-36-4600
有限会社中根工産	寿町	0565-27-9020
無藤住設株式会社	寿町	0565-47-7617
愛豊管工株式会社	寿町	0565-27-0171

ダイダン株式会社豊田支店	曙町	0565-28-1841
株式会社桶武住宅設備	小坂町	0565-32-3292
藤村産業株式会社	昭和町	0565-31-3331
森設備	昭和町	0565-33-2529
豊田市管工事業協同組合	常磐町	0565-32-5300
西山設備工業株式会社	神田町	0565-32-1173
桶兼住設株式会社	陣中町	0565-32-1420
沖土木建設株式会社	陣中町	0565-32-1519
内藤水道工事店	竹生町	0565-33-4275
松山建設工業株式会社	朝日町	0565-32-4004
株式会社隆和建設	長興寺	0565-41-3375
豊水管工有限会社	田代町	0565-33-5587
太啓建設株式会社	東梅坪町	0565-31-1275
大岡建設株式会社	日南町	0565-33-1510
株式会社小野組	梅坪町	0565-33-4033
日京工設株式会社	美山町	0565-28-0900
有限会社スギヤマ	平山町	0565-27-0416
高岡地区		
有限会社サポート２４	花園町	0565-54-4344
株式会社　シンカ	吉原町	0565-42-7110
株式会社エスケーシー	吉原町	0565-54-1746
モレメンテ有限会社	駒場町	0565-57-2323
有限会社プランニングシステム	駒場町	0565-57-1600
有限会社コジマ設備	高岡町	0565-52-3962
三栄工業株式会社	高岡町	0565-52-2518
中日管工株式会社	若林東町	0565-52-3851
有限会社森野興業　豊田支店	若林東町	0565-52-1025
有限会社山田水道工事	若林東町	0565-52-2903
株式会社三重水道センター　東海支店	西岡町	0565-47-8007
丸正酒井設備株式会社	前林町	0565-52-4310
有限会社人優	前林町	0565-53-2807
森島設備管工株式会社	大島町	0565-53-2621
木村サービス	大島町	0565-54-7776
三機工業株式会社豊田支店	大林町	0565-28-4411
豊田管工株式会社	大林町	0565-28-5148
有限会社豊田下水サービス	大林町	0565-26-1418

武田機工株式会社豊田営業所	大林町	0565-28-2470
株式会社高岡管工建設	竹町	0565-52-3536
株式会社プロテック	中町	0565-54-7260
株式会社白武	堤町	0565-52-3045
	上郷地区	
東洋工業株式会社	鴛鴨町	0565-28-1924
オシカモ住設	鴛鴨町	0565-27-3488
株式会社岡野住工	幸町	0565-63-5300
株式会社丸正設備	上郷町	0565-28-2591
有限会社八百正住宅機器	上郷町	0565-21-0826
大山住設	畝部東町	0565-21-2075
有限会社三豊	畝部東町	0565-21-3332
有限会社岡田工業　豊田営業所	渡刈町	0565-71-3501
辻村工業株式会社豊田営業所	配津町	0565-25-4030
株式会社ＭＥＮＪＹＵ	福受町	0565-21-1891
株式会社鈴木工設	豊栄町	0565-28-5039
ユニットプラス株式会社	豊栄町	0565-28-3753
株式会社リザルト	和会町	0565-25-0558
	藤岡地区	
髙田設備	西中山町	0565-98-2697
伊藤設備	西中山町	0565-76-7552
小谷設備株式会社	西中山町	0565-76-4102
フジイ設備株式会社	藤岡飯野町	0565-76-2551
	猿投地区	
株式会社猿投商事	伊保町	0565-43-2020
鈴木ポンプ工業所	井上町	0565-45-0068
有限会社成田管工	井上町	0565-44-0178
有限会社ＣＡＣ	越戸町	0565-44-2100
有限会社菊石設備	乙部町	0565-45-7925
株式会社スギテックス	貝津町	0565-45-1822
有限会社深見設備	貝津町	0565-45-0353
有限会社ミヤビ管工設備	亀首町	0565-46-0350
有限会社梅新管工	亀首町	0565-45-7771
有限会社利根設備	御船町	0565-45-1100
豊田水建株式会社	御船町	0565-41-3200
有限会社宮越設備	荒井町	0565-45-7246

有限会社ホームドック．タイキ	荒井町	0565-44-0190
河木興業株式会社	四郷町	0565-45-0377
イマイ商事株式会社	四郷町	0565-45-0129
近藤商事土木株式会社	四郷町	0565-45-0661
株式会社ユウキ設備	浄水町	0565-78-5466
近藤建設工業株式会社	西広瀬町	0565-41-2008
株式会社タクヤ設備	青木町	0565-45-9270
得能設備	青木町	0565-45-1697
株式会社成瀬組	青木町	0565-46-1180
梅村住設	大清水町	0565-46-5102
有限会社水野設備	大清水町	0565-45-8860
株式会社水土	大清水町	0565-79-2654
豊和住設有限会社	大畑町	0565-48-8266
エフ・ピボット有限会社	平戸橋町	0565-43-0550
株式会社メンテル	平戸橋町	0565-45-9001
株式会社今井組	保見町	0565-48-1539
豊清建設株式会社	保見町	0565-48-8556
株式会社広州管工	力石町	0565-49-0150
高橋地区		
小磯設備株式会社	岩滝町	0565-50-8090
株式会社　マツシマ設備	岩滝町	0565-85-0502
株式会社鈴喜組	高橋町	0565-80-2734
株式会社にしやま	高上	0565-88-4555
今井管工株式会社	市木町	0565-88-2463
株式会社東工建設	室町	0565-58-3781
株式会社テクナス	千石町	0565-80-0568
株式会社宇井設備	泉町	0565-78-5925
美里設備	美里	0565-80-0067
株式会社西島産業	美里	0565-80-6879
鈴木設備	美里	0565-88-1766
中部ホームテクノ有限会社	百々町	0565-88-6840
有限会社田中水道設備	平井町	0565-80-5469
旭地区		
なし		
下山地区		
ミカワ住設	下山田代町	0565-90-3865

マルコ株式会社	大沼町	0565-90-2005
松平地区		
株式会社市川土木	岩倉町	0565-58-0306
コメジ・ソシオ株式会社	九久平町	0565-58-1100
株式会社ニチノー	中垣内町	0565-50-8822
株式会社オオテックスプラント	中垣内町	0565-58-3827
足助地区		
有限会社鈴木工業	足助町	0565-62-0248
安藤建設株式会社	近岡町	0565-62-1168
有限会社岡田水設	近岡町	0565-62-1503
株式会社小松	近岡町	0565-62-0316
稲武地区		
有限会社松井設備工業	稲武町	0565-82-2741
株式会社杉田組	稲武町	0565-82-2012
ミカワムセン	桑原町	0565-82-3131
青木建設株式会社	御所貝津町	0565-82-2561
有限会社山田設備	小田木町	0565-82-3437
株式会社安藤	小田木町	0565-82-2505
稲武土建株式会社	武節町	0565-82-2208
小原地区		
なし		

市外		
三好建設工業株式会社	みよし市	0561-34-3072
株式会社増岡水道設備	みよし市	0561-34-3143
打越設備	みよし市	0561-32-0737
有限会社多香久組	みよし市	0561-32-1687
有限会社東名建設	みよし市	0561-36-3336
株式会社タツダ	愛西市	0567-28-3332
佐藤配管株式会社	愛西市	0567-24-4825
有限会社加藤設備管工　愛西営業所	愛西市	0567-22-5277
安成工業株式会社	安城市	0566-75-2611
株式会社杉武住宅設備	安城市	0566-87-7337
三水工業株式会社	安城市	0566-76-5371
有限会社田島工業所	安城市	0566-76-4759
有限会社中根設備	安城市	0566-76-3030

有限会社ヤマト住設	安城市	0566-79-2016
ＫＳＫ　ＰＬＵＭＢＩＮＧ　合同会社	安城市	0566-45-5977
有限会社鈴木水道	安城市	0566-97-0735
ＭＯＲＮＩＮＧ　ＴＥＣ	岡崎市	0564-79-7792
ＦＡＴＳ株式会社	岡崎市	0564-73-6994
岡崎住設株式会社	岡崎市	0564-51-3611
平和商会有限会社	岡崎市	0564-55-6461
株式会社小幡建設	岡崎市	0564-45-2910
株式会社アルファテック	岡崎市	0564-52-8189
株式会社夏目住宅	岡崎市	0564-23-7066
アサカ住宅設備	岡崎市	0564-23-0931
株式会社ケイテック	岡崎市	0564-45-1333
株式会社三河設備	岡崎市	0564-27-7080
渡辺設備株式会社	岡崎市	0564-43-3010
喜栄工業株式会社	岡崎市	0564-31-3177
有限会社日祥技研	岡崎市	0564-54-9755
有限会社タカ住設	岡崎市	0564-66-6305
うめぞの設備有限会社	岡崎市	0564-25-0628
アオイ設備工業株式会社	岡崎市	0564-52-2228
株式会社タマサエンジニア	岡崎市	0564-57-8970
永谷設備	岡崎市	0564-59-3950
有限会社ハヤシ設備	岡崎市	0564-31-7850
株式会社本多設備	岡崎市	0564-48-2838
大恵水道工業株式会社	岡崎市	0564-31-2048
やはぎ設備株式会社	岡崎市	0564-31-0304
有限会社吉永管工	刈谷市	0566-62-7180
株式会社ダイシン	刈谷市	0566-36-1756
中央プランテック株式会社	刈谷市	0566-23-5731
株式会社池田産業　春日井支店	春日井市	0568-87-3888
プラミング設備　合同会社	春日井市	0568-84-8084
株式会社ヤママ住設	小牧市	0568-77-6985
株式会社長沼水道工業所　愛知営業所	小牧市	0568-64-6813
株式会社　ちさと設備	新城市	0536-23-4336
有限会社平川工業所	瀬戸市	0561-48-2578
太光設備株式会社	瀬戸市	0561-84-6959
株式会社一設備	瀬戸市	0561-84-1521

株式会社都商会	瀬戸市	0561-82-1230
中部オーケーホーム株式会社	瀬戸市	0561-82-6951
有限会社東陽設備工業	瀬戸市	0561-41-0927
瀬戸ガス水道株式会社	瀬戸市	0561-84-8600
株式会社キタックス	西尾市	0563-57-0033
株式会社林設備	西尾市	0563-56-0094
株式会社アイラス	西尾市	0563-62-3379
株式会社光栄設備	大府市	0562-48-3344
株式会社伊波設備	阿久比町	0569-48-4302
中川設備工業株式会社	東浦町	0562-34-9232
タブチ住設機工株式会社	知立市	0566-81-0396
野々山建設株式会社	知立市	0566-81-1895
株式会社豊光設備	知立市	0566-81-1170
中一建設工業株式会社	知立市	0566-82-7111
株式会社大成設備工業	知立市	0566-82-2556
株式会社江原工業	長久手市	0561-62-3309
株式会社菅原設備	津島市	0567-24-1743
善勝有限会社	津島市	0567-22-5200
株式会社山新設備	津島市	0567-31-0427
株式会社ニシ井設備	津島市	0567-31-3346
株式会社ヒラ・ミツ設備	日進市	0561-72-5362
有限会社イワコー	日進市	0561-73-6079
株式会社鈴木工務店	日進市	0561-72-0521
株式会社市川組	日進市	0561-73-9200
旭化成ライフライン株式会社　中部事業所	日進市	0561-76-1295
有限会社　ひまわり設備	尾張旭市	052-768-7510
有限会社ステップ	尾張旭市	0561-55-4533
株式会社長谷基業	碧南市	0566-41-0727
株式会社山田設備	豊橋市	0532-32-3930
株式会社トヨハシウォーターシステム	豊橋市	0532-34-2737
第一管工株式会社	豊橋市	0532-45-7711
株式会社ＢＨＳ	豊橋市	0532-39-9643
株式会社浜島設備工業所	豊明市	0562-97-1540
株式会社ウォーター工業	豊明市	0562-91-3667
株式会社岡本設備工業所	豊明市	0562-93-1313
有限会社ダイセン	豊明市	0562-97-9297

青海建設有限会社	豊明市	0562-57-7878
有限会社カワハラ建設	豊明市	0562-93-1947
有限会社深谷設備	豊明市	0562-92-0579
カネコ工業株式会社	豊明市	0562-92-1236
中部日化サービス株式会社	北名古屋市	0568-26-0090
有限会社ハッピ－住設サービス	一宮市	0586-87-5450
ハヤシエンジニアリング株式会社	名古屋市	052-627-1195
株式会社　パイプマン	名古屋市	052-398-5225
株式会社　FINE	名古屋市	052-653-6383
株式会社なないろ設備	名古屋市	052-655-4485
積和建設中部株式会社	名古屋市	052-772-2411
GROWTH 株式会社	名古屋市	052-797-9188
有限会社富田設備	名古屋市	052-791-4676
寺沢工業	名古屋市	052-736-5306
株式会社創建	名古屋市	052-798-5245
株式会社フジコー	名古屋市	052-853-2717
株式会社レックスコーポレーション	名古屋市	052-841-1382
株式会社　クラシアン　名古屋支社	名古屋市	052-504-9811
南川設備	名古屋市	052-711-2816
協立設備工業株式会社	名古屋市	052-751-2004
株式会社三東	名古屋市	052-782-2322
株式会社ｉ－ＦＩＲＳＴ	名古屋市	052-462-9950
株式会社　幸和電工	名古屋市	052-432-7537
野村工業株式会社	名古屋市	052-802-6461
株式会社　藤本設備	名古屋市	052-846-7200
児玉設備工業株式会社	名古屋市	052-821-5318
ＤＡＩＳＵＩ株式会社	名古屋市	052-681-6019
株式会社オーケテック	名古屋市	052-325-3307
まさき電設株式会社	名古屋市	052-914-8457
大矢造園設備有限会社	名古屋市	052-775-5738
京都消防設備株式会社　名古屋支店	名古屋市	075-205-5112
ケイ・アール株式会社	名古屋市	052-703-3610
有限会社ライフ・オオナカ	名古屋市	0561-84-3859
浜島設備	名古屋市	052-622-8362
大信設備株式会社	名古屋市	052-623-6101
ニッカホーム株式会社　中部支社	名古屋市	052-899-3580

株式会社クレヌマ	名古屋市	052-877-4525
アズドラ株式会社	名古屋市	052-768-7020
三徳株式会社　名古屋支店	名古屋市	052-433-7025
株式会社富士総合設備事務所	半田市	0569-27-7898

（料金課）

（９）防災用倉庫一覧　　（令和６年４月１日現在）

No	施　設　名	所　在　地
1	伊保浄化センター	伊保町下川原62
2	畝部浄化センター	畝部西町高正6-1

（下水道施設課）

（１０）汚水処理施設一覧　　（令和６年４月１日現在）

No	施　設　名	所　在　地	処 理 能 力
1	鞍ケ池浄化センター	岩滝町滝坂386-1	930 ㎥／日
2	あすけ水の館	井ノ口町田面12	1,800 ㎥／日
3	幸穂台浄化センター	幸穂台1-8	320 ㎥／日
4	西川団地汚水処理施設	御作町西川965-28	70 ㎥／日
5	平畑地区汚水処理施設	平畑町下里156-3	30 ㎥／日
6	御船浄化センター	御船町口明塚76	524 ㎥／日
7	高岡中部浄化センター	前林町前越1-6	1,680 ㎥／日
8	稲武中部クリーンセンター	桑原町梶畑96-3	1,152.9 ㎥／日
9	稲武野入クリーンセンター	野入町下ノ入58	72.9 ㎥／日

（下水道施設課）

（１１）排水ポンプ車の能力　　（令和６年11月現在）

施設名	所在地	排水能力
矢作川豊田防災ステーション	豊田市森町１丁目９０番地	30㎥/分

（河川課）

5　救助用施設・設備等

（１）救助用資機材の保有状況

（令和７年４月１日現在）

区分	資　機　材　名	数量	区分	資　機　材　名	数量
一般救助用器具	かぎ付はしご	28	山岳用	バスケット型担架（舟型含）	13
	三連はしご	26	破壊用器具	万能斧	60
	金属製折りたたみはしご	0		ハンマー	29
	ワイヤーはしご	4		削岩機	4
	空気式救助マット	4		ハンマドリル	4
	救命索発射銃	4		携帯用コンクリート破壊器具	4
	救助用縛帯	33	測定用器具	可燃性ガス測定器	0
	平担架	4		有毒ガス測定器	5
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	57		酸素濃度測定器	0
	油圧スプレッター	5		複合型測定器（コスモス、BW）	32
	チルホール	11		放射線測定器	15
	マット型空気ジャッキ	6	呼吸保護用器具	空気呼吸器	151
	大型油圧スプレッター	4		酸素呼吸器	20
	マンホール救助器具	4		簡易呼吸器	15
	チェーンブロック	10		送排風機	11
切断用器具	油圧切断機	7		防塵マスク（他用途と兼用）	19
	エンジンカッター	4	水難救助用器具	潜水器具	23
	ガス溶断器	4		救命胴衣	181
	チェンソー	12		水中投光器（水中ヘッドライト含む）	58
	鉄線カッター	41		水中時計	24
	空気鋸	5		救命浮環	20
	大型油圧切断器	4		浮標	12
	空気切断機	5		救命ボート	7
	ダイヤモンドチェンソー	1		船外機	5
隊員保護用器具	耐電手袋	162	その他の救助用器具	投光器一式	59
	耐電衣	13		携帯拡声器	69
	耐電ズボン	13		携帯無線機	84
	耐電長靴	138		発動発電機	61
	防毒衣	20		応急処置用セット	49
	放射能防護服	9		緩降機	4
	防塵メガネ	75		ロープ登降機	4
	携帯警報器	0	検索用	簡易画像探索機	4

	防毒マスク	19	機　器		
	耐熱防火服	10			

※消防車両積載機材とする。（救助活動に関する基準　別表に基づくもの）　（警防救急課）

（２）高度救助用資機材の保有状況

（令和７年４月１日現在）

資　機　材　名	数　量
画像探索機	1
二酸化炭素探査装置	1
地中音響探知機	1
熱画像直視装置	20
夜間用暗視装置	1
地震警報機	2

（警防救急課）

（３）救出用資機材・集団救急事故資機材の保有状況

（令和７年 11 月１日現在）

資機材名＼機関名		北消防署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中消防署	東分署	松平出張所	逢妻分署	南消防署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助署	稲武出張所	旭出張所	下山出張所	計
救出資機材	投光器（他用途と兼用）	12	4	1	1	21	5	4	3	14	3	4	5	13	5	4	6	103
	発動発電機（他用途と兼用）	20	7	1	2	23	6	3	4	18	3	4	6	13	5	6	8	128
	救命胴衣（他用途と兼用）	32	12	5	11	31	16	8	9	32	4	16	8	38	6	17	10	254
	エンジンカッター（他用途と兼用）	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	6
	チルホール（他用途と兼用）	2	2	1	1	6	1	2	3	2	0	2	0	5	2	2	1	32
	救命ボート（他用途と兼用）	3	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	2	1	1	2	23
	船外機（他用途と兼用）	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	6
	チェンソー（他用途と兼用）	3	2	2	2	4	2	4	5	6	1	2	2	10	6	5	5	62
	山林防火用具（他用途と兼用）	5	8	5	3	15	3	6	0	0	0	1	0	13	2	3	3	67
	ジェットシューター（他用途と兼用）	9	8	3	3	9	7	4	3	5	3	6	0	15	7	7	4	98

（４消防署　管理課）

	機関名 資機材名	北消防署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中消防署	東分署	松平出張所	逢妻分署	南消防署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助署	稲武出張所	旭出張所	下山出張所	計
集団救急事故用資機材	エアー式テント	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	2L酸素ボンベ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空気ボンベ	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	折りたたみ椅子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	折りたたみ机	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	担架	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
	バックボード	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	ホワイトボード	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	折りたたみベッド	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
	パイプテント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トリアージシート	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
	隊長かばん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減圧式固定具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	陽圧式固定具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電動吸引器	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	人工呼吸器（ボンベ付）【マイクロベント】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	BVM（コンビバッグ）	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	折りたたみリヤカー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保護メガネ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ポータブルカート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物バケツ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガーゼ・三角巾	313	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	313
	頚椎カラー	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	携帯酸素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	白衣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ディスポシーツ	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	ソフトシーネ（特大）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
	噴霧器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コードリール	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

機関名 / 資機材名	北消防署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中消防署	東分署	松平出張所	逢妻分署	南消防署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助署	稲武出張所	旭出張所	下山出張所	計
アルミ救急ケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（４消防署　管理課）

（４）避難所等一覧

ア　災害対策本部及び現地対策本部設置場所

（令和６年４月１日現在）

名　　称	所在地	代表電話	ＦＡＸ番号	無線番号	衛星携帯電話番号	災害用電話
豊田市役所（災害対策本部）	西町3-60	0565-31-3210	0565-34-6048	140	090-3024-4891	0565-37-0461
				141	090-3024-4892	0565-37-0462
				142	090-3024-4893	0565-37-0463
				143	-	0565-37-0464
				144	-	-
上郷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（現地対策本部）	上郷町5-1-1	0565-21-0001	0565-21-5095	066	090-3024-5043	0565-21-0001
猿投ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（現地対策本部）	四郷町東畑70-1	0565-45-1211	0565-45-4824	067	090-3024-5057	0565-45-1211
高岡ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（現地対策本部）	高岡町長根51	0565-53-7779	0565-53-3516	035	090-3026-7929	0565-52-3781
高橋ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（現地対策本部）	東山町2-1-1	0565-80-0077	0565-80-0068	034	090-3026-7860	-
松平ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（現地対策本部）	九久平町寺前16	0565-58-0001	0565-58-0049	068	090-3024-5075	0565-58-0001
藤岡支所（現地対策本部）	藤岡飯野町田中245	0565-76-2101	0565-76-4852	036	090-3026-7861	0565-76-2647
						0565-76-2713
						0565-76-5999
小原支所（現地対策本部）	小原町上平441-1	0565-65-2001	0565-65-3695	037	090-3026-7863	0565-65-2155
						0565-65-2156
						0565-65-3999
足助支所（現地対策本部）	足助町宮ノ後26-2	0565-62-0600	0565-62-0606	038	090-3026-7909	0565-62-1199
						0565-62-2711
						0565-62-2714
下山支所（現地対策本部）	大沼町越田和37-1	0565-90-2111	0565-90-3344	039	090-3026-7911	0565-90-2040

名　　称	所在地	代表電話	ＦＡＸ番号	無線番号	衛星携帯電話番号	災害用電話
						0565-90-2064
						0565-90-2237
旭支所（現地対策本部）	小渡町船戸15-1	0565-68-2211	0565-68-3476	040	090-3026-7925	0565-68-2214
稲武支所（現地対策本部）	稲武町竹ノ下1-1	0565-82-2511	0565-82-3272	041	090-3026-7927	0565-82-2229
						0565-82-2529
						0565-83-3517

（防災対策課）

イ　防災対策地区活動拠点

（令和６年４月１日）

名　　称	所在地	代表電話	ＦＡＸ番号	無線番号	衛星携帯電話番号	災害用電話
豊田市災害対策本部	西町3-60	0565-31-3210	0565-34-6048	140	090-3024-4891	0565-37-0461
				141	090-3024-4892	0565-37-0462
				142	090-3024-4893	0565-37-0463
				143	-	0565-37-0464
				144	-	-
崇化館交流館	昭和町2-46	0565-33-0750	0565-33-0760	046	090-3024-5019	0565-33-0891
梅坪台交流館	梅坪町1-15	0565-31-0402	0565-31-0412	048	090-3024-5024	0565-31-0432
浄水交流館	大清水町大清水12-1	0565-42-5920	0565-42-5930	165	090-1985-4988	0565-46-2515
朝日丘交流館	御幸町1-80	0565-34-1561	0565-34-1569	049	090-3024-5027	0565-34-1842
逢妻交流館	田町3-20	0565-34-3220	0565-34-3400	050	090-3024-5029	0565-34-3342
高橋交流館	高橋町3-100-1	0565-88-4887	0565-88-4891	051	090-3024-5031	0565-88-4885
美里交流館	美里4-9-6	0565-80-1697	0565-80-1701	052	090-3024-5034	0565-80-1699
益富交流館	志賀町稔台30	0565-80-3520	0565-80-3530	053	090-3024-5035	0565-80-3549

名　　称	所在地	代表電話	ＦＡＸ番号	無線番号	衛星携帯電話番号	災害用電話
豊南交流館	水源町1-11	0565-27-2866	0565-27-2870	054	090-3024-5036	0565-27-2976
末野原交流館	豊栄町11-36-1	0565-26-6200	0565-26-6210	055	090-3024-5041	0565-26-9170
上郷コミセン（上郷交流館）	上郷町5-1-1	0565-21-0001	0565-21-5095	066	090-3024-5043	0565-21-0001
竜神交流館	竜神町新生115-2	0565-29-1819	0565-29-1823	056	090-3024-5045	0565-29-3142
若林交流館	若林東町沖田124	0565-52-3858	0565-52-4063	057	090-3024-5048	0565-52-9924
前林交流館	前林町行田29	0565-52-5474	0565-52-5596	058	090-3024-5049	0565-52-5772
若園交流館	花園町脇ノ田8	0565-53-0028	0565-53-0064	059	090-3024-5052	0565-53-0062
猿投台交流館	青木町2-56-26	0565-45-2838	0565-45-2943	060	090-3024-5054	0565-45-3649
猿投コミセン（井郷交流館）	四郷町東畑70-1	0565-45-1211	0565-45-4824	067	090-3024-5057	0565-45-1211
猿投北交流館	加納町西股67	0565-45-5480	0565-45-5612	061	090-3024-5063	0565-45-5844
保見交流館	保見町四反田121-1	0565-48-8006	0565-48-9345	069	090-3024-5068	0565-48-3365
石野出張所（石野交流館）	力石町深田57-2	0565-41-2001	0565-42-1861	070	090-3024-5073	0565-41-2001
松平コミセン（松平交流館）	九久平町寺前16	0565-58-0001	0565-58-0049	068	090-3024-5075	0565-58-0001
藤岡支所	藤岡飯野町田中245	0565-76-2101	0565-76-4852	036	090-3026-7861	0565-76-2647 0565-76-2713 0565-76-5999
小原支所	小原町上平441-1	0565-65-2001	0565-65-3695	037	090-3026-7863	0565-65-2155 0565-65-2156 0565-65-3999
足助支所	足助町宮ノ後26-2	0565-62-0600	0565-62-0606	038	090-3026-7909	0565-62-1199 0565-62-2711

名　　称	所在地	代表電話	ＦＡＸ番号	無線番号	衛星携帯電話番号	災害用電話
						0565-62-2714
下山支所	大沼町越田和37-1	0565-90-2111	0565-90-3344	039	090-3026-7911	0565-90-2040
						0565-90-2064
						0565-90-2237
旭支所	小渡町船戸15-1	0565-68-2211	0565-68-3476	040	090-3026-7925	0565-68-2214
稲武支所	稲武町竹ノ下1-1	0565-82-2511	0565-82-3272	041	090-3026-7927	0565-82-2229
						0565-82-2529
						0565-83-3517

（防災対策課）

ウ　広域避難地

（令和６年４月１日現在）

番号	地区名	設置場所	郵便番号	所在地	避難地（屋外避難）	面積（㎡）	収容可能人員
1	崇化館	毘森公園	471-0035	小坂町1-41	公園一帯	80,000	40,000
2	崇化館	西山公園	471-0062	西山町5-1	公園一帯	64,000	32,000
3	高橋	加茂川公園	471-0014	東山町3-1	公園一帯	25,000	12,500
4	美里	中央公園	471-0016	千石町	公園一帯	169,000	84,500
5	豊南	平山公園	471-0827	平山町4- 6- 1	公園一帯	30,000	15,000
6	竜神	土橋公園	471-0842	土橋町6-80-1	公園一帯	37,600	18,800
7	井郷	井上公園	470-0372	井上町11-8-6	公園一帯	52,000	26,000

（防災対策課）

工　緊急避難場所兼避難所

（令和７年３月３１日）

地区	設置場所	所在地	電話	ＦＡＸ	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点避難所
					施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
崇化館	崇化館中学校	栄町2-6	31-0197	35-4187	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	18,470	9,230	○	○	○	○
	挙母小学校	平芝町1-1-1	31-0193	35-4590	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	13,326	6,660	○	×(浸水)	○	
	元城小学校	八幡町3-30	31-2280	35-4587	体育館	750	370	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	12,656	6,320	○	×(浸水)	○	
	朝日小学校	朝日町6-1	31-4880	35-4589	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	7,410	3,700	○	○	○	
梅坪台	梅坪台中学校	西山町1-21-1	31-2131	35-4182	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	15,268	7,630	○	○	○	○
	梅坪小学校	梅坪町1-5-1	31-4882	35-4591	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	12,008	6,000	○	▲(浸水)	○	
浄水	浄水中学校	大清水町大清水12-1	42-8400	45-5616	体育館	993	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	14,038	7,000	○	○	○	○
	浄水小学校	浄水町1-38-1	45-0556	46-0695	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	9,956	4,970	○	○	○	
	浄水北小学校	浄水町原山8-1	63-5091	45-3305	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	13,002	6,500	○	○	○	
	豊田高等学校	伊保町三本松1	45-8622	46-1984	体育館・武道場	2,182	1,090	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	11,442	5,720	○	○	○	
朝日丘	朝日丘中学校	朝日ケ丘5-34	32-0198	35-4198	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	19,740	9,870	○	○	○	○
	童子山小学校	御幸町1-60	32-0196	35-4572	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	10,798	5,390	○	▲(浸水)	○	
	根川小学校	下林町7-30	32-0195	35-4578	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	5,997	2,990	○	×(浸水)	○	
	衣丘小学校	三軒町6-20-1	34-2030	35-4595	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,353	4,170	○	○	○	
	豊田西高等学校	小坂町14-65	31-0313	33-9417	体育館・武道場	1,659	820	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	19,438	9,710	○	○	○	
逢妻	逢妻中学校	新町1-46-5	33-7881	35-4159	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	20,869	10,430	○	○	○	○
	小清水小学校	田町2-81	32-0194	35-4584	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	16,445	8,220	○	○	○	
	美山小学校	美山町4-1	28-3458	26-6274	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	11,589	5,790	○	○	○	
	衣台高等学校	太平町平山5	33-1080	33-9419	体育館・武道場	1,634	810	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	26,698	13,340	○	○	○	
高橋	高橋中学校	高橋町4-70	80-0412	80-4932	体育館	952	470	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	19,998	9,990	○	○	○	○
	寺部小学校	上野町1-173	80-0126	89-6419	体育館	900	450	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,940	4,470	○	×(浸水)	○	

地区	設置場所	所在地	電話	ＦＡＸ	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点避難所
					施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	平井小学校	百々町5-60	80-3011	89-6484	北校舎１階ﾗﾝﾁﾙｰﾑ等*	894	440	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	11,881	5,940	○	▲(土砂)	○	
	矢並小学校	矢並町大坪901-7	88-3100	89-6485	体育館	472	230	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,323	4,160	○	○	○	
	市木小学校	市木町8-1-2	80-0385	89-6483	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	12,916	6,450	○	○	○	
	豊田北高等学校（臨時）	千石町2-100-1	80-5111	80-9408	体育館・武道場	1,700	850	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	16,112	8,050	○	×(浸水)	○	
美里	美里中学校	美里4-5-1	89-1731	89-6399	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	17,404	8,700	○	○	○	○
	野見小学校	野見町12-1	80-0372	89-6491	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	9,850	4,920	○	○	○	
	東山小学校	渋谷町3-8	80-7581	89-6495	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	14,449	7,220	○	○	○	
	広川台小学校	渋谷町1-12-1	80-2801	89-6493	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	9,621	4,810	○	○	○	
	豊田東高等学校（臨時）	御立町11-1	80-1177	80-5066	体育館(講堂)・武道場	1,481	740	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	18,981	9,490	○	×(浸水)	○	
益富	益富中学校	志賀町浜居場625	80-4161	80-4929	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	12,162	6,080	○	○	○	○
	古瀬間小学校	志賀町西之海道240	80-0593	89-6459	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	10,959	5,470	○	○	○	
	五ケ丘小学校	五ケ丘4-2	80-5533	89-6492	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,722	4,360	○	○	○	
	五ケ丘東小学校	五ケ丘8-1	80-9211	80-9220	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,658	4,320	○	○	○	
豊南	豊南中学校	水源町1-17	28-0947	26-6176	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	28,810	14,400	○	○	○	○
	前山小学校	前山町1-24	28-0192	26-6275	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	16,292	8,140	○	○	○	
	山之手小学校	山之手6-6	28-0722	26-6273	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	7,002	3,500	○	○	○	
	平和小学校	平和町6-70	29-3833	26-6276	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	9,991	4,990	○	○	○	
末野原	末野原中学校	豊栄町11-1-1	27-9800	26-6270	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	11,146	5,570	○	○	○	○
	寿恵野小学校	鴛鴨町東屋敷50	28-5027	26-6146	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	10,409	5,200	○	○	○	
	大林小学校	大林町14-11-5	28-2501	26-6271	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	10,323	5,160	○	○	○	
	豊野高等学校	渡刈町3-3-1	28-8800	28-4339	体育館・武道場	1,866	930	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	21,945	10,970	○	○	○	

地区	設置場所	所在地	電話	ＦＡＸ	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点避難所
					施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
上郷	上郷中学校	上郷町4-5-1	21-0035	21-3719	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	16,915	8,450	○	▲(浸水)	○	○
	高嶺小学校	広美町高根2-1	21-0026	21-5127	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	14,075	7,030	○	○	○	
	畝部小学校	畝部西町新田屋敷24	21-0029	21-5063	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	11,637	5,810	○	×(浸水)	○	
	上郷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	上郷町5-1-1	21-0001	21-5095	ホール	730	580	公園	20,100	10,200	○	▲(浸水)	○	
竜神	竜神中学校	竜神町竜神16	28-6600	26-6186	体育館	1,735	860	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	18,272	9,130	○	○	○	○
	竹村小学校	住吉町大興4	52-3420	52-1664	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	10,612	5,300	○	○	○	
	土橋小学校	土橋町6-117	29-5285	26-6278	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,698	4,340	○	○	○	
	豊田工科高等学校	竹元町南細畔3	52-4311	53-7716	体育館・武道場	1,718	850	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	26,983	13,490	○	○	○	
若林	高岡中学校	若林西町広崎82	52-1830	52-7244	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	21,128	10,560	○	○	○	○
	若林東小学校	若林東町広間64	52-7211	52-9663	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	10,839	5,410	○	○	○	
	若林西小学校	若林西町西ノ堂7	52-2821	52-9661	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	9,881	4,940	○	○	○	
	豊田南高等学校	若林東町中外根1-1	53-1011	53-7714	体育館・武道場	1,738	860	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	22,614	11,300	○	○	○	
前林	前林中学校	前林町行田60	52-1353	52-6967	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	18,914	9,450	○	○	○	○
	堤小学校	堤本町流28	52-3718	52-1634	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	14,068	7,030	○	▲(浸水)	○	
	駒場小学校	駒場町新生58	57-2507	57-1327	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,460	4,230	○	×(浸水)	○	
	堤ケ丘こども園	堤町道仙65	52-0166	52-0191	ホール	143	70	園庭	1,260	630	○	○	○	
	堤こども園	本田町本田1	52-3053	52-3095	ホール	144	70	園庭	1,950	970	○	○	○	
若園	若園中学校	花園町脇ノ田13-3	52-2233	52-6189	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	16,044	8,020	○	○	○	○
	若園小学校	中根町永池200	52-3717	52-1667	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	11,072	5,530	○	○	○	
猿投台	猿投台中学校	青木町3-80	45-0039	46-0396	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	20,878	10,430	○	○	○	○
	青木小学校	青木町4-5	45-0025	46-0689	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	11,217	5,600	○	○	○	

地区	設置場所	所在地	電話	ＦＡＸ	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点避難所
					施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	西広瀬小学校	西広瀬町清水34	41-2555	42-1408	校舎2階音楽室等＊	390	190	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	5,010	2,500	○	×(浸水、土砂)	○	
	緑のリサイクルセンター	枝下町下笹沢197	43-2080	43-2081	研修室	97	48	ー	ー	ー	×	○	×	
	越戸こども園	越戸町松葉52-2	45-1073	45-4080	ホール	194	90	園庭	1,792	890	○	×(浸水)	○	
井郷	井郷中学校	井上町1-10-1	45-8222	46-0399	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	16,139	8,060	○	○	○	○
	四郷小学校	四郷町山畑76-8	45-2283	46-0693	体育館	600	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	9,456	4,720	○	○	○	
	井上小学校	井上町2-34	45-2411	46-0691	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	10,893	5,440	○	○	○	
	猿投農林高等学校	井上町12-179	45-0621	46-1985	体育館	773	380	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	20,473	10,230	○	○	○	
猿投北	猿投中学校	加納町東股15	45-0264	46-0408	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	11,300	5,650	○	○	○	○
	加納小学校	加納町東股55	45-0024	46-0692	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	10,221	5,110	○	○	○	
	広沢こども園	舞木町焼山1102-23	44-0288	44-0988	遊戯室	350	175	園庭	714	357	○	○	○	
保見	保見中学校	保見町北山18	48-8026	48-0502	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	13,721	6,860	○	○	○	○
	大畑小学校	大畑町神戸79-2	48-8003	48-0783	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	11,166	5,580	○	○	○	
	伊保小学校	保見町権堂坊1	48-8200	48-0790	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,538	4,260	○	○	○	
	東保見小学校	保見ケ丘4-5	48-1075	48-0892	体育館	600	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	11,657	5,820	○	○	○	
	西保見小学校	保見ケ丘2-185	48-2822	48-0896	体育館	875	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	12,429	6,210	○	○	○	
	トヨタスポーツセンター	保見町井ノ向57-230	43-3260	43-3279	第２体育館	5,678	2,800	多目的グラウンド	10,013	5,000	○	○	○	
石野	石野中学校	力石町井ノ上600-1	41-2016	41-2841	体育館	980	490	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	9,800	4,900	○	○	○	○
	東広瀬小学校	東広瀬町大根坂8	41-2012	42-1438	体育館	612	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	13,202	6,600	○	○	○	
	中金小学校	中金町塚ノ本124	41-2210	42-1437	体育館	436	210	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	2,892	1,440	×(土砂災害)		○	
	上鷹見こども園	上高町古白344-2	41-2219	42-1317	遊戯室等＊	465	230	園庭	548	270	○	×(浸水)	○	

地区	設置場所	所在地	電話	ＦＡＸ	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点避難所
					施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	ルネサンス豊田高等学校	藤沢町丸竹182	49-0051	42-2121	体育館	641	320	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	1,599	790	×(土砂災害)		○	
松平	松平こども園	九久平町簗場52	58-0070	58-3083	遊戯室等*	556	270	園庭	1,476	730	○	○	○	
	幸海小学校	幸海町下御堂下切14-1	58-0127	58-2475	体育館	431	210	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	2,330	1,160	○	○	○	
	岩倉小学校	岩倉町五ツ畑23	58-0119	58-1446	体育館	472	230	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	9,040	4,520	○	○	○	
	九久平小学校	九久平町寺前3-2	58-0027	58-2460	体育館	472	230	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	5,340	2,670	○	○	○	○
	滝脇小学校	滝脇町切石洞18-1	58-0252	58-1754	体育館	472	230	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	4,246	2,120	○	○	○	
	豊松小学校	坂上町郷敷1-1	58-0129	58-2205	体育館	472	230	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	7,252	3,620	○	○	○	
	松平高等学校	鵜ケ瀬町桐山1	58-1144	58-3061	体育館・武道場	1,438	710	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	28,114	14,050	○	○	○	
藤岡	石畳小学校	石畳町辻124-5	76-2511	76-4243	体育館	638	310	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,251	4,120	○	○	○	
	藤岡中学校	木瀬町稽古屋1163-3	76-2521	76-4240	体育館	1,008	500	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	24,061	12,030	○	○	○	○
	藤岡体育センター	藤岡飯野町仲ノ下501	76-6060	76-6060	体育館	924	460	広場	3,600	1,800	○	○	○	
	御作小学校	御作町田中1086-4	76-2512	76-4245	南校舎2階図書室等*	339	160	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,193	4,090	○	▲(土砂)	○	
	加茂丘高等学校	藤岡飯野町太田代1137-30	76-2241	76-2491	体育館・武道場	1,694	840	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	24,000	12,000	○	○	○	
藤岡南	中山小学校	西中山町蔵屋敷61	76-2509	76-4246	体育館	448	220	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	12,700	6,350	○	○	○	○
小原	本城小学校	市場町市場前372-2	65-2022	65-3693	南校舎2階理科室:*	540	270	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	4,050	2,020	○	▲(土砂)	○	
	小原福祉センター	沢田町梅ノ木574	65-3350	65-3705	研修室･集会室	195	90	駐車場	500	250	○	○	○	
	小原北部生活改善センター	雑敷町東門84-1	65-2026	-	集会室	150	70	駐車場	600	300	○	×(浸水)	○	
	小原町勤労者研修センター	小原町上平941-15	-	-	研修室	164	80	駐車場	326	160	○	○	○	
	小原交流館	永太郎町落681-1	65-3711	65-1189	ふれあいホール	407	200	駐車場	1,000	500	○	○	○	○

地区	設置場所	所在地	電話	ＦＡＸ	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点避難所
					施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
足助	足助中学校	足助町梶平58	62-0227	62-1300	南校舎４階礼法室等*	1,098	500	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,365	4,180	○	▲(土砂)	○	○
	足助小学校	足助町今岡33-2	62-0059	62-1799	南校舎2階会議室等*	680	300	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	6,349	3,170	○	▲(土砂)	○	
	冷田小学校	四ツ松町笹ケ田40-1	63-2300	63-2759	体育館	448	220	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	5,113	2,550	○	○	○	
	霧山多目的集会所	霧山町替田5-4	-	-	集会室	76	30	-	-	-	×(耐震)	○	○	
	萩野小学校	桑田和町宮ノ前5	62-0214	62-2448	ﾗﾝﾁﾙｰﾑ等*	501	250	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	2,774	1,380	○	▲(土砂,浸水)	○	
	新盛小学校	新盛町深沼11-1	67-2020	67-2059	体育館	228	110	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	3,826	1,910	○	▲(土砂,浸水)	○	
	大蔵小学校	大蔵町本城9-2	64-2002	64-2708	和室等*	277	130	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	2,463	1,230	○	▲(土砂,浸水)	○	
	足助高等学校（臨時）	岩神町川原5	62-1661	62-1687	体育館・武道場	1,428	710	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	14,962	7,480	○	×(土砂)	○	
下山	花山小学校	下山田代町万徳前16-4	90-2102	90-3047	体育館	584	290	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	4,364	2,180	○	○	○	
	下山中学校	大沼町青木1	90-2140	90-3059	体育館	1,199	590	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	35,144	17,570	○	○	○	○
	下山基幹集落センター	大沼町鳥下34-1	90-2111	90-3344	ホール	855	420	駐車場	5,600	2,800	○	○	○	
	下山保健福祉センター	神殿町中切7-2	90-4488	90-2419	東側ホール	273	130	駐車場	5,730	2,860	○	▲(土砂)	○	
	巴ケ丘小学校	大桑町別当56	91-1717	91-1718	体育館	695	340	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	1,405	700	○	○	○	
旭	旭支所	小渡町船戸15-1	68-2211	68-3476	2階第1.2会議室	167	80	駐車場	800	400	○	▲(土砂,浸水)	○	○
	笹戸会館	笹戸町平畑1	68-3971	-	ホール	321	160	駐車場	800	400	○	▲(土砂)	○	
	敷島会館	杉本町奥西山49	68-3100	-	ホール	461	230	駐車場	1,000	500	○	○	○	
	築羽会館	槙本町落合11	68-2800	-	ホール	350	170	駐車場	1,000	500	○	○	○	
	浅野会館	浅谷町下万	68-2993	-	ホール	344	170	駐車場	1,000	500	×		○	

地区	設置場所	所在地	電話	ＦＡＸ	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点避難所
					施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
		場303-2									(土砂災害)			
稲武	稲武交流館	稲武町竹ノ下1-1	83-1007	82-2229	研修室	150	70	駐車場	9,975	4,980	○	○	○	
	野入集会所	野入町椴木平11-8	82-2476	-	集会室	103	50	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	960	480	○	○	○	
	押山地区振興施設	押山町スス べ99-1	82-3358	-	研修室	109	50	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	2,267	1,130	○	× (浸水)	○	
	稲武中学校	桑原町鐘鋳場270	82-2084	82-2758	多目的ホール等*	872	430	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	8,038	4,000	○	▲ (浸水)	○	○
	稲武小田木老人憩の家	小田木町清水畑20-1	82-3267	-	集会室	155	70	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	3,908	1,950	× (土砂災害)		○	

※風水害の種類：浸水（洪水、内水氾濫）、土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）

※○は使用可、×は使用不可

屋内避難*印の「等」の詳細

地区	設置場所	等の詳細
高橋	平井小学校	・南校舎２階多目的ホール ・北校舎１階及び２階普通教室８室
猿投台	西広瀬小学校	・校舎２階図書室 ・校舎２階教室３室
石野	上鷹見こども園	保育室２室※上鷹見小学校の体育館が使用可能な場合は一部を使用する。
松平	松平こども園	１、２階保育室７室
藤岡	御作小学校	・北校舎２階コンピューター室、音楽室
小原	本城小学校	・北校舎２階図書室、教室４室　＊避難所として使用
足助	足助中学校	・南校舎４階会議室、図書室 ・南校舎１階～３階特別教室６室
	足助小学校	・南校舎２階図書室他２室 ・北校舎１階及び２階教室６室
	萩野小学校	２階教室６室
	大蔵小学校	・校舎２階図書室、音楽室 ・校舎２階教室２室
稲武	稲武中学校多目的ホール	・校舎２階教室６室 ・校舎３階図書室、会議室

（防災対策課）

緊急避難場所（風水害）における「▲」の詳細

（浸水が想定されるが、浸水が及ばない避難先（施設の一部等）風水害時の緊急避難場所として使用する施設）

地区	施設名	緊急避難場所（避難先）
梅坪台	梅坪小学校	校舎（３階以上）
朝日丘	童子山小学校	校舎（３階以上）
高橋	平井小学校	北校舎（１・２階）、南校舎（２階）

上郷	上郷中学校	校舎（３階以上）
	上郷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	庁舎（２階以上）
前林	堤小学校	校舎（２階以上）
藤岡	御作小学校	南校舎（２階）、北校舎（２階）
小原	本城小学校	南校舎（２階）、北校舎（２階）
足助	足助中学校	南校舎
	足助小学校	南校舎（２階）、北校舎（１～２階）
	萩野小学校	校舎（２階以上）
	新盛小学校	校舎（２階以上）
	大蔵小学校	校舎（和室等）
下山	下山保健福祉ｾﾝﾀｰ	東側ホール
旭	旭支所	庁舎（２階）
	笹戸会館	ホール
稲武	稲武中学校	校舎（２階以上）

（５）防災倉庫一覧

（令和８年３月３１日現在）

地区防災倉庫(地区)	名　　称	住　　所
挙母地区	挙母中央地区防災倉庫	小坂町1－38
	挙母西部地区防災倉庫	本新町7－50－3
	豊南地区防災倉庫	平山4－12－1
高橋地区	高橋地区防災倉庫	東山町4－1117一部
上郷地区	上郷地区防災倉庫	上郷町5－4－24
高岡地区	高岡地区防災倉庫	若林西町西山18
末野原地区	末野原地区防災倉庫	大林町11-8-2
猿投地区	猿投中部地区防災倉庫	井上町11－8－6地先
保見地区	保見地区防災倉庫	保見町御山前70
	保見中部地区防災倉庫	保見町北山65-30
石野地区	石野地区防災倉庫	力石町深田57－2
松平地区	松平地区防災倉庫	九久平町百々8－5
藤岡地区	藤岡地区防災倉庫	藤岡飯野町田中245
小原地区	小原地区防災倉庫	小原町上平441-1
足助地区	足助地区防災倉庫	足助町宮ノ後26-2
下山地区	下山地区防災倉庫	大沼町越田和37-1
旭地区	旭地区防災倉庫	小渡町船戸15-1
稲武地区	稲武地区防災倉庫	稲武町竹ノ下1-1
交流館防災倉庫	名　　称	住　　所
－	逢妻交流館防災倉庫	田町3-20
－	朝日丘交流館防災倉庫	御幸町1－80
－	井郷交流館防災倉庫	四郷町東畑70－1
－	石野交流館防災倉庫	力石町深田57－2
－	梅坪台交流館防災倉庫	梅坪町1－15
－	上郷交流館防災倉庫	上郷町5－2－13
－	猿投北交流館防災倉庫	加納町西股70
－	猿投台交流館防災倉庫	青木町2－56－26
－	末野原交流館防災倉庫	豊栄町11－36－1
－	崇化館交流館防災倉庫	竹生町2－21-1
－	高橋交流館防災倉庫	高橋町3－100－1
－	豊南交流館防災倉庫	水源町1－11
－	前林交流館防災倉庫	前林町行田29
－	益富交流館防災倉庫	志賀町稔台25
－	松平交流館防災倉庫	九久平町寺前22-1
－	美里交流館防災倉庫	美里4－9－6
－	竜神交流館防災倉庫	竜神町竜神19-1

－	若園交流館防災倉庫	花園町脇ノ田8-5
－	若林交流館防災倉庫	若林東町沖田124
－	保見交流館防災倉庫	保見町四反田121－1
－	浄水交流館防災倉庫	大清水町大清水12－1

（防災対策課）

（６）防災倉庫資機材一覧

（令和８年３月３１日現在）

備蓄品目等		地区防災倉庫								
		挙母中央	挙母西部	豊南	高橋	上郷	高岡	末野原	猿投中部	保見
保存水	飲料水	9,192	720	720	4,320	2,520	4,080	2,520	2,520	720
食糧等	ソフトパン	1,392	528					720		
	アルファ米五目									
	アルファ米ひじき									
	アルファ米梅粥									
	乾燥米飯(はんぶん米)									
	ライスクッキー等	4,800	480	480	480	480	480	8,736	480	480
	粉ミルク									
	液体ミルク									
調理用品	ハソリ・かまど	20	2		3	3	8		9	9
	大型炊き出し器(30 型) GV セット付									
	大型炊き出し器(85 型) GV セット付			2				2		
	食器セット	5,000		5,000		5,000				
	ほ乳びん									
給水用品	組立式水槽	8	2			2	6			3
	ウォーターバルーン	4	8		3	3	8		12	12
	折畳式給水器									
	給水コンテナ	1							1	
衛生用品	紙おむつ　新生児用	180		360	270	360	270		180	180
	紙おむつ　幼児用	3,992	2,432	2,688	2,370	2,144	2,370		2,606	2,606
	紙おむつ　成人用	1,082	784	888	810	786	888		768	768
	マスク	31,970								
	生理用品	27,090			6,450	10,320	25,800		20,640	
	洗面用具セット	997						200		
	ドライシャンプー	624								
	フェイスタオル	5,873	4,000	3,000	5,100	3,500	7,000		3,100	2,000
	バスタオル	200	100	500	120	100	200			50
	トイレットペーパー	1,024				1,400	1,216	2,624		
	ポケットティッシュ	11,136	4,002	6,000	30,528	3,504	25,024		10,120	6,000
生活用品	毛布	2,610	870	480	770	1,080	1,000	30	580	470
	アルミござ	30					45			
	エアーマット									
	防寒シート(頭巾付)	2,000						2,800		
	車中泊ソックス	5,897								
	綿ロープ	22								
照明発電	発電機	4	1	1	1	1	1	2	2	2
	コードリール	6	1	10	6	2	2		4	7

	投光器（ハロゲンライト等）	10	3	5		4	4		4	5
	フローレンライト	3	1	1	1	2	2		1	
	投光器（三脚）	16		5	3	4	4		3	7
	バルーン投光器	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	ガソリン缶詰（1ℓ缶）	8	8	8	8	12	12	16	16	16
	エンジンオイル（1ℓ缶）	11	1	1	1	1	2	2	2	1
	携行缶(ガソリン用　20ℓ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
間仕切り	間仕切り(大学８㎡)	38		30		50				
	間仕切り(大学６㎡)							84		
	間仕切り 30 室タイプ	2		2	1		2	2	2	
	間仕切り　４室タイプ	10					30		8	
	間仕切り　６室エコボード	11								
	間仕切り　エコボード更衣室	12		4			4	8	4	
テント	支柱式テント		2		1					9
	テント・三方幕	6		2					1	
	キャンプ用テント	2		52		60				
	テント・三方幕（災害ボランティア用）						3			
	避難所用テント(ワンタッチ)	6					4			
	災害用多目的テント	5								

備蓄品目等		地区防災倉庫								
		挙母中央	挙母西部	豊南	高橋	上郷	高岡	末野原	猿投中部	保見
トイレ	組立式トイレ(汲取り式)	7	2		2	1	3		2	4
	組立式トイレ(六角パクト焼却式)		1		3				3	8
	携帯用トイレ	14,300	2,000	2,000	1,600	1,600	3,600	11,000	2,000	2,400
	簡易トイレ	256					10	10		1
	ヘルメット				15				10	10
救助資機材	チェンソー	9								
	折たたみ梯子		2		2		6		2	2
救急救助物資	トリアージシート									
	救助セット	8	4			4	5			
	救急セット		4		6	4	10		3	6
	水中ポンプ・ホース	4		3		3	4			
水害対策機材	災害救助用ボート	3								
	防水シート	446	109			150	100	200		70
	土のう袋						200			
	折畳式リヤカー	4	1	2	1	1	1		1	1
その他	メガホン	50	50		50	50	100		100	50
	強力ライト等	2	9	2	12	5	3		12	12
	担架		3		3				3	3

備蓄品目等	地区防災倉庫	計

		石野	松平	藤岡	小原	足助	下山	旭	稲武	保見中部	
保存水	飲料水	4,520	3,720	2,720	6,200	1,720	5,360	5,520	8,320	432	83,324
食糧等	ソフトパン								240		2,880
	アルファ米五目			1,500	1,500	1,500	1,500	1,750	1,750		9,500
	アルファ米ひじき			1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		9,000
	アルファ米梅粥			2,500	250	250	250	250	250		3,750
	乾燥米飯(はんぶん米)			550	550	550	550	550	550		3,300
	ライスクッキー等	480	480	480	480	480	480	480	480	480	21,216
	粉ミルク										
	液体ミルク										
調理用品	ハソリ・かまど	5	3								62
	大型炊き出し器(30型) GV セット付								1		1
	大型炊き出し器(85型) GV セット付			1	1	1	1	1	1		10
	食器セット										15,000
	ほ乳びん										
給水用品	組立式水槽										21
	ウォーターバルーン	8	7								65
	折畳式給水器			370							370
	給水コンテナ	1		1	1		1	1	1		8
衛生用品	紙おむつ　新生児用	180	180				270	270			2,700
	紙おむつ　幼児用	2,606	2,606				2,370	2,370			31,160
	紙おむつ　成人用	768	768				810	784			9,904
	マスク			1,200	1,200	1,200	1,200	100	100	116,450	151,170
	生理用品		9,030	7,740	6,450	10,320	6,450	6,450	6,450	7,740	150,930
	洗面用具セット					200					1,397
	ドライシャンプー										624
	フェイスタオル	700	1,000	1,000							36,273
	バスタオル	120	120								1,510
	トイレットペーパー						300	2,400			8,964
	ポケットティッシュ	6,100	10,048								112,462

備蓄品目等		地区防災倉庫									計
		石野	松平	藤岡	小原	足助	下山	旭	稲武	保見中部	
生活用品	毛布	200	420	1,324	284		343	510	290		11,261
	アルミござ							19	30		124
	エアーマット										
	防寒シート(頭巾付)									5,900	10,700
	綿ロープ							1	1		24
照明発電	発電機	1	2	1	3	1	2	2	2		27
	コードリール	4	7	8	4	4	6	5	1		77
	投光器（ハロゲンライト等）						1				36

	フローレンライト	1	2	1	1	4	1	1	1		23
	投光器（三脚）	2	3	4		1					52
	バルーン投光器	1	1	1	1	1	1	1	1		18
	ガソリン缶詰（1ℓ缶）	16	16	24	32		16	16	16		240
	エンジンオイル（1ℓ缶）	3	1	1	3	1	2	4	1		38
	携行缶(ガソリン用　20ℓ)	1	1	1	1	1	1	1	1		17
間仕切り	間仕切り(大学８㎡)										118
	間仕切り(大学６㎡)										84
	間仕切り 30 室タイプ	2		1	2	2	2	2	2		24
	間仕切り　４室タイプ	4	6	5	1	6	3				73
	間仕切り　６室エコボード										11
	間仕切り　エコボード更衣室			12			4	4	12	~~8~~	56
テント	支柱式テント										12
	テント・三方幕										9
	キャンプ用テント										114
	テント・三方幕（災害ボランティア用）										3
	避難所用テント(ワンタッチ)			4			4			151	169
	災害用多目的テント									345	350
トイレ	組立式トイレ(汲取り式)	3	2								24
	組立式トイレ(六角パクト焼却式)	1	3								19
	携帯用トイレ	1,900	3,100		1,000	1,200	1,000	1,100	2,300	2,000	54,100
	簡易トイレ		4	49	4	19	5	4	9		371
	ヘルメット	15	15								65
救助資機材	チェンソー										9
	折たたみ梯子	2	2								18
救急救助物資	トリアージシート										
	救助セット			6							27
	救急セット	2	4								39
	水中ポンプ・ホース			1	2	2	2	2	2		25
水害対策機材	災害救助用ボート										3
	防水シート	35	20	42	40	20	159	32	45	100	1,568
	土のう袋	1,800	500	8,700	6,400	1,950	5,000	2,720	2,900		30,170
	折畳式リヤカー	2	2	1	1	1	1	1	1		22
その他	メガホン	50	50								550
	強力ライト等	12	12	100			7				188
	担架		3	5	5	17	7				49

備蓄品目等		交流館防災倉庫								
		崇化館	梅坪台	浄水	朝日丘	逢妻	豊南	高橋	美里	益富
保存水	飲料水	1,656	1,656	1,616	1,656	1,656	1,656	2,400	1,656	2,400

食糧等	ソフトパン	1,464	1,488	1,152	1,224	1,224	1,488	1,224	1,224	1,152
	アルファ米五目	1,600	750	1,350	1,000	1,000	1,850	500	1,000	1,750
	アルファ米ひじき	1,100	250	1,100	500	500	1,100	500	500	1,250
	アルファ米梅粥	450	250	250	250	250	250	250	1,000	750
	乾燥米飯(はんぶん米)	850	400	700	400	400	700	250	400	250
	ライスクッキー等	1,920	1,210	3,480	2,170	2,170	1,680	730	1,210	
	粉ミルク				7,924					
	液体ミルク				600				480	
備蓄品目等		交流館防災倉庫								
		崇化館	梅坪台	浄水	朝日丘	逢妻	豊南	高橋	美里	益富
調理用品	ハソリ・かまど									
	大型炊き出し器(30 型) GV セット付									
	大型炊き出し器(85 型) GV セット付									
	食器セット				2,000				2,000	
	ほ乳びん				1,076				1,076	
給水用品	組立式水槽									
	ウォーターバルーン									
	折畳式給水器									
	給水コンテナ	1		1	1	1	1	2	1	
衛生用品	紙おむつ　新生児用									
	紙おむつ　幼児用									
	紙おむつ　成人用									
	マスク	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	生理用品									
	洗面用具セット									
	ドライシャンプー									
	フェイスタオル									
	バスタオル									
	トイレットペーパー									
	ポケットティッシュ									
生活用品	毛布	570	500	490	670	500	500	500	500	120
	アルミござ	45	45	45	45	45	45	15	45	45
	エアーマット	60	60		60	60	60	60	60	60
	防寒シート(頭巾付)									
	綿ロープ									
照明発電	発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	コードリール	1	2	1	1	1	1	1	2	1
	投光器（ハロゲンライト等）	2	2	1		2	2	2	2	2
	フローレンライト								1	
	投光器（三脚）	2	2	1		2	2	2	2	
	バルーン投光器									

	ガソリン缶詰（1ℓ缶）	12	12	8	8	8	8	12	12	8
	エンジンオイル（1ℓ缶）	1	2	1	1	1	1	1	1	1
	携行缶(ガソリン用　20ℓ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
間仕切り	間仕切り(大学８㎡)									
	間仕切り(大学６㎡)									
	間仕切り 30 室タイプ									
	間仕切り　４室タイプ									
	間仕切り　６室エコボード									
	間仕切り　エコボード更衣室			4		4		4	4	
テント	支柱式テント									
	テント・三方幕	2						2		
	キャンプ用テント									
	テント・三方幕（災害ボランティア用）									
	避難所用テント(ワンタッチ)							4		
	災害用多目的テント									
トイレ	組立式トイレ(汲取り式)									
	組立式トイレ(六角パクト焼却式)									
	携帯用トイレ	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,300	1,600	1,600
	簡易トイレ	17	17	17	17	17	17	17	17	17
救助資機材	ヘルメット									
	チェンソー									
救急救助物資	折たたみ梯子									
	トリアージシート				4					
	救助セット									
	救急セット									

備蓄品目等		交流館防災倉庫								
		崇化館	梅坪台	浄水	朝日丘	逢妻	豊南	高橋	美里	益富
水害対策機材	水中ポンプ・ホース									
	災害救助用ボート									
	防水シート	30	20	10		10	20	10		
	土のう袋	400		400	400		400	400	400	
その他	折畳式リヤカー	2	2		2	2	2	2	2	2
	メガホン		50				50			
	強力ライト等		2				2			
	担架			4	5	5	5	5	5	

備蓄品目等		交流館防災倉庫								
		上郷	竜神	若林	前林	若園	末野原	猿投台	井郷	猿投北
保存水	飲料水	1,656	1,656	2,400	2,400	2,400	2,400	1,656	4,400	2,400
食糧等	ソフトパン	1,152	1,488	1,488	1,488	1,488	1,224	1,488	1,248	1,200
	アルファ米五目	750	250	1,350	250	1,350	1,000	1,850	750	1,350
	アルファ米ひじき	750	250	1,100	250	1,100	250	1,100	750	1,100

	アルファ米梅粥	500	250	250	250	250	250	250	500	250
	乾燥米飯(はんぶん米)	250	250	700	250	700	400	700	400	700
	ライスクッキー等	598		1,680		1,680	970	1,680	1,470	1,680
	粉ミルク									
	液体ミルク				600					
調理用品	ハソリ・かまど									
	大型炊き出し器(30 型) GV セット付									
	大型炊き出し器(85 型) GV セット付									
	食器セット									
	ほ乳びん				1,076					
給水用品	組立式水槽									
	ウォーターバルーン									
	折畳式給水器									
	給水コンテナ	1	1	1	1	1	1		3	
衛生用品	紙おむつ　新生児用									
	紙おむつ　幼児用									
	紙おむつ　成人用									
	マスク	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	生理用品									
	洗面用具セット									
	ドライシャンプー									
	フェイスタオル									
	バスタオル									
	トイレットペーパー									
	ポケットティッシュ									
生活用品	毛布	820	520	650	100	100	690	500	800	119
	アルミござ	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	エアーマット	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	防寒シート(頭巾付)									
	綿ロープ									
照明発電	発電機	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	コードリール	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	投光器（ハロゲンライト等）		2	2	2	2	1	2	2	2
	フローレンライト									
	投光器（三脚）		2	2	2	2	2	2	2	2
	バルーン投光器									
	ガソリン缶詰（1ℓ缶）	20	12	12	12	12	12	8	8	8
	エンジンオイル（1ℓ缶）	2	1	1	1	2	1	1	1	2
	携行缶(ガソリン用　20ℓ)	1	1	1	1	1	1	1		1

備蓄品目等	交流館防災倉庫								
	上郷	竜神	若林	前林	若園	末野原	猿投台	井郷	猿投北

間仕切り	間仕切り(大学８㎡)									
	間仕切り(大学６㎡)									
	間仕切り 30 室タイプ									
	間仕切り　４室タイプ								6	
	間仕切り　６室エコボード									
	エコボード更衣室								8	
テント	支柱式テント						2			
	テント・三方幕	2	2	2					2	
	キャンプ用テント									
	テント・三方幕（災害ボランティア用）									
	避難所用テント(ワンタッチ)									
	災害用多目的テント									
トイレ	組立式トイレ(汲取り式)									
	組立式トイレ(六角パクト焼却式)									
	携帯用トイレ	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	簡易トイレ	17	17	17	17	17	17	17	17	17
救助資機材	ヘルメット									
	チェンソー									
救急救助物資	折たたみ梯子									
	トリアージシート									
	救助セット									
	救急セット									
水害対策機材	水中ポンプ・ホース									
	災害救助用ボート									
	防水シート		10		15	5		20	10	
	土のう袋	400	400		400	400	400	400	800	
その他	折畳式リヤカー	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	メガホン	50	50	50	25	25	50	50	50	
	強力ライト等				5		2		2	
	担架	6	5	5	5	5	5	5	5	5

備蓄品目等		交流館防災倉庫				指定避難所防災倉庫計	その他倉庫計	総計
		保見	石野	松平	計			
保存水	飲料水	2,800	2,400	1,656	44,576	41,608	2,496	172,004
食糧等	ソフトパン	1,224	1,224	1,488	27,840	96	96	30,816
	アルファ米五目	1,000	1,000	750	22,450			31,950
	アルファ米ひじき	500	500	1,250	15,700			24,700
	アルファ米梅粥	250	250	750	7,700			11,450
	乾燥米飯(はんぶん米)	400	350	200	9,650			12,950
	ライスクッキー等	12,346	730		37,404	11,904	1,296	71,820
	粉ミルク				7,924			7,924
	液体ミルク				1,680			1,680
調理用品	ハソリ・かまど							62

	大型炊き出し器(30 型) GV セット付							1
	大型炊き出し器(85 型) GV セット付							10
	食器セット	200			4,200			19,200
	ほ乳びん				1,500			1,500
給水用品	組立式水槽							21
	ウォーターバルーン							65
	折畳式給水器							370
	給水コンテナ	1	1	1	20			28

備蓄品目等		交流館防災倉庫				指定避難所防災倉庫計	その他倉庫計	総計
		保見	石野	松平	計			
衛生用品	紙おむつ　新生児用							2,700
	紙おむつ　幼児用							31,160
	紙おむつ　成人用							9,904
	マスク	1,200	1,200	1,200	25,200	186,900		36,370
	生理用品							150,930
	洗面用具セット							1,397
	ドライシャンプー							624
	フェイスタオル							36,303
	バスタオル							1,510
	トイレットペーパー							8,964
	ポケットティッシュ					288		112,750
生活用品	毛布	700	700	500	10,549	3,090	100	25,000
	アルミござ	45	45	45	915	3,495		4,534
	エアーマット	60	60	60	1,200	107		1,307
	防寒シート(頭巾付)					4,000		14,700
	綿ロープ					123		147
照明発電	発電機	1	1	1	22	109		158
	コードリール	1	1	1	23	104		204
	投光器（ハロゲンライト等）	2	2	2	36			72
	フローレンライト				1	48		72
	投光器（三脚）	2	2		33			85
	バルーン投光器							18
	ガソリン缶詰（1ℓ缶）	8	8	8	216	832		1,288
	エンジンオイル（1ℓ缶）	1	1	1	25	111		174
	携行缶(ガソリン用　20ℓ)	1	1	1	20	103		140
間仕切り	間仕切り(大学 8 ㎡)							118
	間仕切り(大学 6 ㎡)					112		196
	間仕切り 30 室タイプ	2			2			26
	間仕切り　4 室タイプ	5			11			84
	間仕切り　6 室エコボード							11
	エコボード更衣室	4			28	8		100

テント	支柱式テント				2			14
	テント・三方幕		2		14			23
	キャンプ用テント							114
	テント・三方幕（災害ボランティア用）							3
	避難所用テント(ワンタッチ)							173
	災害用多目的テント							350
トイレ	組立式トイレ(汲取り式)							26
	組立式トイレ(六角パクト焼却式)							19
	携帯用トイレ	1,600	1,600	1,600	35,800	29,800		119,700
	簡易トイレ	17	17	17	357	556		1,284
救助資機材	ヘルメット							65
	チェンソー							9
救急救助物資	折たたみ梯子							18
	トリアージシート				4			4
	救助セット							27
	救急セット							39
水害対策機材	水中ポンプ・ホース					5		31
	災害救助用ボート							5
	防水シート	10		25	195			1,497
	土のう袋	400	400	2,300	8,700			38,870
その他	折畳式リヤカー	2	2	2	40			62
	メガホン				450			1,000
	強力ライト等	2			12			203
	担架	5	5	5	90			154

（7）災害復旧用オープンスペース候補地一覧

（令和６年10月１日現在）

番号	候補地の名称(施設名)/所在地	有効面積（㎡）／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点											
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
1	豊田市北消防署/四郷町森前南６－１	2,222／消防本部総務課			◎								○	○	○	○	○	

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点											
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
2	豊田市消防本部・豊田市中消防署 /長興寺5-17-1	5,411 ／消防本部総務課			◎		◎				○		○	○	○	○	○	
3	愛知県立松平高等学校（グラウンド） /鵜ケ瀬町桐山1	28,100 ／愛知県（教育委員会総務課）					○					避難場所	△	○	○	○		
4	愛知県立豊田北高等学校（グラウンド） /千石町2-100-1	22,400 ／愛知県（教育委員会総務課）					○					避難場所 (臨時)	△	○	○	○		
5	越戸公園 /越戸町地内	1,576 ／国（国土交通省：生涯スポーツ推進課）	○	○		○	◎				○	地域防災活動拠点		○				
6	白浜公園 /白浜町地内	1,159 ／スポーツ振興課	○	○		◎	○				○	地域防災活動拠点		○				
7	豊田市立豊南中学校（グラウンド） /水源町1-17	15,000 ／学校づくり推進課					◎					避難場所	△	○	○	○	○	
8	矢作川豊田防災ステーション /森町1-90	14,000 ／国（国土交通省）	○	○		○	◎	○			○	地区防災活動拠点、地域防災活動拠点	△	○	○	○		
9	豊田市運動公園（陸上競技場） /高町東山4-97	10,000 ／スポーツ振興課					○						○	○	○	○		
10	豊田市立保見中学校（グラウンド） /保見町北山18	11,190 ／学校づくり推進課					○					避難場所	△	○	○	○		

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地										電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点	ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場								
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
11	豊田市柳川瀬公園 （グラウンド） /畝部東町稲荷25	16,000 ／スポーツ振興課	○	○		○	○	◎		○	○	東邦ｶﾞｽ協定地・中部電力協定地	○	○	○	○		
12	猿投棒の手ふれあい広場（グラウンド） /猿投町別所23-1	11,000 ／愛知県（資源循環推進課）								◎		県有財産無償貸付契約有り	△	○	○	○		
13	豊田スタジアム（芝生広場、南駐車場） /千石町7-2	28,000 ／スポーツ振興課	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	地域防災活動拠点 防災活動拠点 (「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画(H19)」において防災活動拠点に指定(主に消防))	○	○	○	○	○	
14	高岡運動広場（グラウンド、テニスコート） /高岡町秋葉山10	9,200 ／高岡支所							◎	○			△	○	○	○	○	
15	高岡公園（グラウンド、多目的広場） /中田町川向8番地	32,000 ／スポーツ振興課	○	○		○		◎	○	○	○	東邦ｶﾞｽ協定地・中部電力協定地	○	○	○	○		
16	豊田地域文化広場 （グラウンド） /西田町けやき1	11,000 ／市民活躍支援課			○					◎			△	○	○	○		

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地															
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点	ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
17	豊田市運動公園（体育館北多目的広場） /高町東山4-97	18,000 ／スポーツ振興課	◎	○	○	○	○	○	○		○	防災活動拠点(自衛隊の防災活動拠点として陸上自衛隊豊川駐屯地と調整済)	○	○	○	○		
18	豊田市運動公園（陸上競技場南西芝生広場） /高町東山4-97	5,000 ／スポーツ振興課	◎	○	○	◎	○		◎				△	○	○	○		
19	石野運動広場 /東広瀬町舟木1-4	10,000 ／スポーツ振興課							◎				○	○	○	○		
20	松平運動広場 /大内町山ノ田1-7	10,000 ／スポーツ振興課							◎				○	○	○	○		
21	松平団地公園 /巴町神田16	1,400 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
22	花ケ崎公園 /上野町6-107	1,200 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
23	乙部公園 /乙部ケ丘1-20-1	3,500 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
24	井上公園（野球場） /井上町11-8-6	2,222 ／スポーツ振興課							◎			広域避難地	○	○	○	○	○	
25	井上公園（テニスコート北多目的広場） /井上町11-8-6	3,676 ／スポーツ振興課							◎				○	○	○	○	○	

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点											
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
26	保見運動広場 /保見ヶ丘1-152	7,700 ／スポーツ振興課							◎				○	○	○	○	○	
27	保見団地２号公園 /保見ヶ丘2-51	1,500 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
28	古瀬間運動広場 /古瀬間町鳥ヶ峰371-3	12,000 ／スポーツ振興課							◎				○	○		○		
29	古瀬間団地公園 /古瀬間町鳥ヶ峰371-33	3,800 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	×	○	○	隣接市道に街路灯有
30	東山運動広場 /宝来町4-758-10	14,000 ／スポーツ振興課							◎				○	○	○	○	○	
31	神池公園 /美里5-14	3,900 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
32	浅間公園 /梅坪町1-13	750 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
33	西山公園 /西山町5-1	2,222 ／公園緑地つかう課	○	○	○				◎			広域避難地	○	○		○		
34	岩畑公園 /平芝町3-6	3,676 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
35	新生公園 （グラウンド） /新生町2-11-1	17,500 ／スポーツ振興課						◎	○			東邦ｶﾞｽ協定地・中部電力協定地	○	○	○	○		

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地															
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点	ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
36	毘森公園（野球場） /小坂町1-41	11,000 ／スポーツ振興課							◎			広域避難地	○	○	○	○	○	
37	平山公園（グラウンド） /平山町４丁目６番地１	1,576 ／スポーツ振興課							◎			広域避難地	○	○	○	○		
38	河合池運動広場 /河合町6-1	6,300 ／スポーツ振興課							◎				○	○	○	○	○	
39	豊田市南消防署 /和会町長田３番地１	2,350 ／消防本部総務課			◎								○	○	○	○		
40	上郷公園（グラウンド） /上郷町5-1-1	4,600 ／上郷支所							◎				○	○	○	○	○	
41	上野公園 /上郷町4-4-1	1,000 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
42	高美中央公園 /高美町3-35	1,700 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
43	大林公園 /大林町15-3-2	5,500 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
44	土橋公園（グラウンド） /土橋町6-80-1	2,350 ／スポーツ振興課							◎			広域避難地	○	○	○	○		
45	末野原運動広場（グラウンド） /豊栄町11-25	12,000 ／スポーツ振興課							◎				○	○		○		

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点											
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
46	高根公園 /大林町10-17-1	1,600 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
47	若林公園 /若林東町高根下90-1	1,500 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
48	宮上公園/宮上町2-112-1	8,000 ／公園緑地つかう課							◎				○	○	○	○	○	
49	若園運動広場 /吉原町穴田１	14,000 ／スポーツ振興課							◎				○	○	○			トイレ
50	豊田市南消防署　高岡出張所/高丘新町上平地135-1	1,159 ／消防本部総務課			○								○	○	○	○	○	
藤-1	豊田市藤岡コミュニティ広場（広場・駐車場） /藤岡飯野町井ノ脇401-1	6,200 ／藤岡支所							◎		○	地区防災活動拠点	○	△	△			藤岡体育センター(避難所)に隣接
藤-2	藤岡地区ヘリポート /深見町岩花1067-1	9,000 ／消防本部警防救急課	○		○		◎						○	○				
藤-3	藤岡運動広場 （グラウンド・駐車場） /折平町松葉坂507-3	12,000 ／豊田信用金庫 管理者：市(藤岡支所)	◎	○	◎	○	○	○				H31年度以降も指定管理施設として５年間管理	△	△	△			仮設トイレ

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点											
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
小-1	緑の公園 /市場町陣出879	15,000 ／小原支所	◎	○	○	○	◎	○		○	○	地区防災活動拠点・中部電力協定地	○	○	○	△		
小-2	小原ふれあい公園 /小原町孫八456	10,000 ／小原支所			○			○	○	◎			○	○	○	△		
小-3	豊田市生涯学習センター小原交流館（駐車場）/永太郎町落681	3,000 ／小原支所							◎	○		避難所	○	△	○	△		
小-4	四季桜公園 /小原町ヒカゲ940番地10	6,000 ／小原支所				○						傾斜あり	○	○	○	○	△	
足-1	香嵐渓多目的広場 /篭林町本郷他	19,468 ／民間 所管：足助支所	◎	○	○	○	○	○	◎		○	防災活動拠点（自衛隊の防災活動拠点として陸上自衛隊豊川駐屯地と調整済）	○	○	○			
足-2	足助グラウンド /足助町真弓5-1	9,400 ／足助支所	○		○	○	○	◎			○	地区防災活動拠点・中部電力協定地	○	○	○			
足-3	足助バイパス越田和残土処分場 /富岡町度合他	45,075 ／豊田市（足助支所）								◎								
足-4	大島グランド /東大島町フカバ47-1	7,000 ／大島自治会			○			○	◎				○	○				
足-5	豊田市足助消防署 /桑田和町中貝戸６番地	3,676 ／消防本部総務課			◎		◎						○	○		○	○	

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点											
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
下-1	下山運動場（テニスコート） /大沼町船橋28-1	1,529 ／下山支所			○			○	◎	○			△	○	○	△		
下-2	下山運動場（多目的運動場） /大沼町船橋28-1	5,565 ／下山支所	◎	○	○	○		○		○		中部電力協定地	△	○	○	△		
下-3	下山地区ヘリポート/ 大沼町八沢118-1	7,000 ／消防本部警防救急課	○		○		◎						○					グラウンド照明灯あり
下-4	残土処理場 /大桑町コンデ嶋13-14	5,000 ／下山支所	○	○	○		○	◎		○			△	△	△	△		
旭-1	旧生駒小学校グラウンド /牛地町西久保50-1	1,400 ／土地は豊田市財産管理課とNPO法人あさひが賃貸借契約中。建物はNPO法人あさひに売却済み。使用については法人も承諾済み			○		○	○	◎				○	○	○	○		
旭-2	笹戸生活改善センター笹戸会館（駐車場） /笹戸町平畑1	800 ／条例所管:農政企画課、施設所管:旭支所			◎			○				避難所	○	○	△	○		
旭-3	敷島農村環境改善センター敷島会館(駐車場) /杉本町奥西山49	1,000 ／条例所管:農地整備課、施設所管:旭支所			○			○	◎			避難所	○	○	○	○		

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点											
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
旭-4	築羽農村環境改善センター築羽会館(駐車場) /榎本町落合11-1	1,000 ／条例所管:農地整備課、施設所管:旭支所			○			○	◎			避難所	○	○	○	○		
旭-5	豊田市浅野会館（駐車場） /浅谷町下万場303-2	1,000 ／条例所管:産業労働課、施設所管:旭支所			○			○	◎			避難所	○	○	△	○		
旭-6	旭高原自然活用村（多目的広場） /余平町梶呂畑51-1の一部	7,000 ／旭支所	○		○		○	○	○	◎			○	○	△	○		
旭-7	矢作川池島公園 /池島町坂口18-1地先	20,169 ／国(国土交通省) 管理者:愛知県(建設:豊田加茂建設事務所)			◎		◎				○							
旭-8	矢作川島崎公園 /島崎町川原3241番地先	6,300 ／国(国土交通省) 河川管理者:愛知県(豊田加茂建設事務所) 占用者:豊田市(公園緑地つかう課)			◎		◎						△	△	×			広場隣接にトイレ有
旭-9	矢作川時瀬公園 /時瀬町仲島１番地先	25,385 ／国(国土交通省) 管理者:愛知県			◎		◎				○		△	△	×			

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無					
			救援部隊活動拠点用地										電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			人命救助活動拠点			生活支援・応急復旧部隊活動地	航空部隊活動拠点	ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場								
			自衛隊	警察	消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ											
旭-10	旭総合体育館ほか駐車場 /島崎町築和合3058-1ほか 下切町平田3014-1の一部ほか	3,160 ／旭支所 駐車場の一部分は愛知県が所有	○		○				◎		○	地区防災活動拠点	○	△	○			
稲-1	稲武夏焼グラウンド /夏焼町クルミサワ112	7,000 ／稲武支所 ／個人１名	◎		○	○	○	○	○	○	○	地区防災活動拠点・中部電力協定地	○	○	○			トイレ有
稲-2	稲武シシナド運動公園 /川手町ヒロミ2番地	3,200 ／国(国土交通省) 管理者:豊田市(公園緑地つかう課)			△								△	△	△			広場内にトイレ有
稲-3	稲武出張所ヘリポート /稲武町宮ノヒラ8-13	2,229／消防本部警防救急課					◎					舗装部分はヘリポートとして優先利用可	○					
稲-4	豊田市足助消防署　稲武出張所 /稲武町宮ノヒラ8-7	1,576／消防本部総務課			○							ヘリポートを除くスペース	○	○	○	○	○	
稲-5	道の駅どんぐりの里いなぶ/武節町針原６番地１	7,200／国(国土交通省) 管理者:豊田市(稲武支所)	○	◎	◎	○						地域防災活動拠点	○	○	○	○	○	トイレ

（防災対策課）

（８）医療機関

ア　災害拠点病院及び後方拠点医療機関等

(令和７年 11 月１日現在)

災害拠点病院

医療機関名	所在地	電話	病床数	防災無線	救急告示
トヨタ記念病院	平和町 1-1	28-0100	527	医療機関 01	○
豊田厚生病院	浄水町 1-58-1	43-5000	606	医療機関 02	○

後方拠点医療機関

医療機関名	所在地	電話	病床数	防災無線	救急告示
足助病院	岩神町仲田 20	62-1211	148	医療機関 03	○
豊田地域医療センター	西山町 3-30-1	34-3000	190	医療機関 04	○

後方医療機関

医療機関名	所在地	電話	病床数	防災無線	救急告示
胃腸科肛門科家田病院	畝部西町城ヶ堀 11-1	21-0500	84	医療機関 05	
菊池病院	若宮町 5-1	32-2200	111	医療機関 06	○
斉藤病院	四郷町森前南 33-10	44-0033	69	医療機関 07	○
さくら病院	豊栄町 11-131	28-3691	95	医療機関 08	○
三九朗病院	小坂町 7-80	32-0282	112	医療機関 09	
三九朗東リハビリテーション病院	野見山町 3-88-26	47-0395	60	医療機関 10	
名豊病院	竹元町荒子 15	51-3000	271	医療機関 12	○
中野胃腸病院	駒新町金山 1-12	57-1611	67	医療機関 11	
吉田整形外科病院	御立町 7-100	89-1818	78	医療機関 13	○

産婦等

医療機関名	所在地	電話	病床数	防災無線	救急告示
鈴木病院	月見町 1-10-8	33-8051	68	医療機関 14	

透析

医療機関名	所在地	電話	病床数	防災無線	救急告示
加茂クリニック	神田町 1-8-9	34-1345	18	医療機関 19	
浄水共立クリニック	浄水町 3-11-15	47-0200	0	医療機関 23	
豊田共立クリニック	豊栄町 10-59	74-0774	0	医療機関 20	
東加茂クリニック	岩滝町高入 48-1	87-3212	0	医療機関 21	
保見クリニック	東保見町池下 30-1	48-0011	0	医療機関 22	

（健康政策課）

イ　応急救護所開設予定場所

(令和７年11月1日現在)

（地震災害時）

	開設予定場所	所在地	電話	ＦＡＸ	無線 （半固定局）
1	浄水交流館	大清水町大清水12-1	42-5920	42-5930	浄水地区対 01～04
2	朝日丘交流館	御幸町1-80	34-1561	34-1569	朝日丘地区対 01～04
3	逢妻交流館	田町3-20	34-3220	34-3400	逢妻地区対 01～04
4	美里交流館	美里4-9-6	80-1697	80-1701	美里地区対 01～04
5	豊南交流館	水源町1-11	27-2866	27-2870	豊南地区対 01～04
6	末野原交流館	豊栄町11-36-1	26-6200	26-6210	末野原地区対 01～04
7	上郷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ （上郷交流館）	上郷町5-1-1	21-0001	21-5095	上郷地区対 01～04
8	竜神交流館	竜神町新生115-2	29-1819	29-1823	竜神地区対 01～04
9	若林交流館	若林東町沖田124	52-3858	52-4063	若林地区対 01～04
10	前林交流館	前林町行田29	52-5474	52-5596	前林地区対 01～04
11	若園交流館	花園町脇ノ田8	53-0028	53-0064	若園地区対 01～04
12	猿投ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ （井郷交流館）	四郷町東畑70-1	45-1211	45-4824	井郷地区対 01～04
13	藤岡支所	藤岡飯野町田中245	76-2101	76-4852	藤岡地区対01～04
14	足助支所	足助町宮ノ後26-2	62-0600	62-0606	足助地区対01～04

（健康政策課）

（９）防疫用資機材の保有状況

（令和５年４月１日現在）

二兼機	三兼機	動力噴霧器	肩掛式噴霧機	背負式噴霧機	防疫車	薬剤散粉機	薬剤散布車	消毒車	電動噴霧機	電動煙霧機	備考
－	－	4	4	－	－	－	－	－	4	－	

（感染症予防課）

（１０）災害用便槽設置箇所一覧

（令和８年４月１日現在）

設置年度	設置箇所	洋式（箇所）	和式（箇所）	貯留量（㎥）
H14	青木小学校	4	6	3.33
H15	若林西小学校	3	4	2.04
	崇化館中学校	4	6	3.33
	東保見小学校	3	4	3.33
	東山小学校	4	6	2.92
	大林小学校	4	6	2.04
	上郷中学校	4	6	2.92
H16	高橋中学校	4	6	3.33
	逢妻中学校	4	6	2.92
	五ヶ丘小学校	4	6	2.92
	美山小学校	4	6	3.20
	山之手小学校	4	6	2.92
H17	平和小学校	3	4	2.04
	梅坪小学校	4	6	2.04
	挙母小学校	4	6	2.92
	市木小学校	3	4	3.33
	美里中学校	4	6	2.04
	根川小学校	3	4	2.92
	前林中学校	4	6	3.33
	畝部小学校	3	4	2.04
H18	西保見小学校	4	6	2.92
	猿投台中学校	4	6	3.33
	平井小学校	3	4	2.99
	広川台小学校	3	4	2.04
	五ヶ丘東小学校	4	6	2.92
	豊南中学校	4	6	3.33
H19	朝日丘中学校	4	6	2.52
	前山小学校	4	6	3.33
	元城小学校	3	6	2.92
H20	若園中学校	4	6	3.33
	衣丘小学校	3	4	2.04
	竹村小学校	3	4	2.04
H21	若林東小学校	3	4	2.04
H22	上郷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	4	6	3.94
H24	朝日小学校	6	-	2.92

	浄水小学校	4	-	2.04
H25	四郷小学校	4	-	2.04
H26	矢並小学校	3	-	2.74
	石野中学校	5	-	5.83
	中金小学校	3	-	2.50
	上鷹見小学校	3	-	2.74
	幸海小学校	3	-	2.50
	滝脇小学校	3	-	2.74
	豊松小学校	3	-	2.74
	藤岡中学校	5	-	5.95
H27	古瀬間小学校	3	-	2.04
	石畳小学校	4	-	3.69
	御作小学校	2	-	1.90
	本城小学校	3	-	3.21
	小原福祉ｾﾝﾀｰ	2	-	1.07
	小原北部生活改善ｾﾝﾀｰ	2	-	0.83
	小原交流館	2	-	2.38
	花山小学校	3	-	3.45
	巴ヶ丘小学校	4	-	4.05
H28	童子山小学校	5	-	2.92
	益富中学校	5	-	3.33
	中山小学校	3	-	1.50
	冷田小学校	3	-	2.62
	新盛小学校	2	-	1.31
	大蔵小学校	2	-	1.55
	萩野小学校	3	-	2.98
	下山中学校	6	-	7.02
	下山基幹集落ｾﾝﾀｰ	5	-	5.00
	下山保健福祉ｾﾝﾀｰ	2	-	1.55
H29	伊保小学校	5	-	3.57
	保見中学校	5	-	3.21
	大畑小学校	3	-	2.74
	東広瀬小学校	3	-	2.74
	松平こども園	3	-	5.83
	岩倉小学校	3	-	3.57
	九久平小学校	3	-	5.12
H30	高嶺小学校	3	-	10.23
	竜神中学校	9	-	3.57

	高岡中学校	5	-	5.83
	堤小学校	5	-	5.83
R１	西広瀬小学校	2	-	2.26
	猿投中学校	5	-	5.83
	加納小学校	3	-	3.57
	藤岡体育センター	5	-	5.47
	小原勤労者研修センター	1	-	0.95
R2	井郷中学校	5	-	3.33
	旭支所	2	-	0.95
	笹戸会館	2	-	1.90
	敷島会館	3	-	2.74
	築羽会館	2	-	2.02
	押山地域振興施設	2	-	0.60
R3	浄水中学校	5	-	3.33
	末野原中学校	5	-	3.33
R4	井上小学校	3	-	2.04
	稲武中学校	5	-	2.92
R5	足助中学校	5	-	3.40
	越戸こども園	2	-	0.61
R6	稲武交流館	2	-	0.48
	野入集会所	2	-	0.34
R7	駒場小学校	5	-	2.92
	堤こども園	2	-	0.48

（防災対策課）

（１１）災害用便槽設置予定箇所一覧　　（令和８年４月１日現在）

地区名	設置箇所
梅坪台	梅坪台中学校
浄水	浄水北小学校、豊田高等学校
朝日丘	豊田西高等学校
逢妻	小清水小学校、衣台高等学校
高橋	寺部小学校
美里	野見小学校
末野原	寿恵野小学校、豊野高等学校
竜神	土橋小学校、豊田工科高等学校
若林	豊田南高等学校
若園	若園小学校
前林	堤ケ丘こども園
井郷	猿投農林高等学校
猿投北	広沢こども園

保見	トヨタスポーツセンター
石野	ルネサンス豊田高等学校
松平	松平高等学校
藤岡	加茂丘高等学校
足助	足助小学校、霧山多目的集会所
旭	浅野会館
稲武	稲武小田木老人憩の家

※設置予定場所のため、現地調査の結果により、設置できない場合があります。

（防災対策課）

（１２）救援物資等受入施設（地域内輸送拠点）一覧

（令和５年３月１日現在）

施設名	所在地	緊急輸送道路
豊田スタジアム（Ｂ２Ｆ駐車場）	千石町７－２	国道３０１号
豊田市運動公園（体育館）	高町東山４－９７	国道４１９号
高岡公園体育館	中田町川向８	伊勢湾岸自動車道
柳川瀬公園体育館	畝部東町稲荷２５	東海環状自動車道
東山体育センター	宝来町４－７５８－１０	東海環状自動車道
西部体育館	西新町６－１３３	国道１５３号
豊田地域文化広場（体育館）	西田町けやき１	東海環状自動車道
松平体育館（屋根付き運動広場）	九久平町簗場31-25	国道３０１号

（防災対策課）

6　給水施設・設備

（１）応急給水用資機材一覧

（令和７年４月１日現在）

品　　名	容　量	数　量	保　　管　　場　　所　　等
加圧式給水車	3.0ｔ	１台	豊田配水場
	2.0ｔ	３台	豊田配水場（3台）
	1.6ｔ	１台	豊田配水場
給水タンク（積載用）	2.0ｔ	１基	水道サービス協会
	1.0ｔ	５基	豊田配水場（4基）　水道サービス協会（1基）
	0.5ｔ	２基	水道サービス協会
給水タンク積載用車両	1.0ｔ	１台	豊田配水場
給水袋（背負い用）	６Ｌ	24,700枚	豊田配水場、応急給水施設等に配備
給水コンテナ	1.0ｔ	２基	豊田配水場
県営水道応急給水支援設備	倉庫内	各11基	給水栓脚、給水袋、弁栓類一式　など
市水道応急給水支援設備	倉庫内	各3基	給水栓脚、給水袋、弁栓類一式　など

備考：豊田配水場内に水道災害用備蓄倉庫を設置

((上下水)総務課)

（２）応急復旧用資材の備蓄状況

（令和７年４月１日現在）

品　　名	規　　格	数　量	保　　管　　場　　所
ＶＰ	φ100×5.0m	192本	亀首配水場　配水池１階
ＶＰ用Ｈｉソケット	φ100	200個	
ＶＰ用Ｈｉベンド	φ100×90°	10個	
ＶＰ用Ｈｉベンド	φ100×45°	20個	
ＶＰ用Ｈｉベンド	φ100×22°1／2	20個	
ＶＰ用Ｈｉベンド	φ100×11°1／4	20個	
ＰＥＰ	φ50×40m	18巻	
ＰＥＰ用ソケット	φ50	12個	
番線	＃10	200kg	
角材	9㎝×9㎝×4m	19本	災害用資材倉庫（元宮水源送水場内）
矢板	4㎝×24㎝×2m	59枚	
槍杭	9㎝×1.5m	299本	
槍杭	9㎝×1.0m	500本	
管台	5㎝×10㎝×40㎝	203個	

（水道維持課）

（３）災害時緊急連絡管接続箇所一覧

（令和７年４月１日現在）

連絡相手	場所	連絡管			想定給水能力（㎥／日）
		口径	延長	施工年度	
知立市	駒場・花園町	φ150	786.9m	S49、S50年	435
中部水道企業団	千足町	φ150	158.0m	S51年	140
	堤町	φ200	133.4m	S62年	2,700
刈谷市	西岡町	φ150	220.0m	S56年	360
	中田町	φ100	7.3m	R5管路更新	115
安城市	吉原町	φ100	166.3m	S59年	125
岡崎市	桝塚西町	φ100	155.9m	S63年	115

((上下水)総務課)

（４）災害時拠点給水施設一覧

（令和７年４月１日現在）

災害拠点給水施設名（所在地）	貯水量(㎥)		災害対策設備
	満水時	給水用	
豊田配水場（西山町5-2-8）	40,000	24,000	緊急遮断弁、ポンプ緊急停止
篠原配水場（篠原町切山2-10）	4,300	2,580	緊急遮断弁
乙部ケ丘高区配水場（乙部ケ丘4-4-5）	1,380	828	緊急遮断弁
高町配水場（高町東山8-9）	5,000	3,000	緊急遮断弁
花本配水場（花本町青木97-9）	1,400	840	緊急遮断弁
川田水源送水場（水間町1-30）	6,000	3,600	ポンプ緊急停止
五ケ丘配水場(低区)（五ケ丘8-32-1）	4,350	2,610	緊急遮断弁
高岡配水場（上丘町三笠121）	12,000	7,200	ポンプ緊急停止
中切水源配水場（畝部東町池田32）	10,000	6,000	ポンプ緊急停止
西中山送配水場(西中山町十七屋124-16)	2,050	1,230	緊急遮断弁、ポンプ緊急停止
深見配水場（深見町岩花1067-16）	3,500	2,100	緊急遮断弁
第２京ケ峰配水場（東山町6-1450）	15,000	9,000	緊急遮断弁
大草配水場（市場町陣出884-1）	1,020	612	緊急遮断弁
桑田和配水場（菅生町青木18-2）	1,000	600	緊急遮断弁
大沼梶浄水場（大沼町猫洞23-1）	82	49	ポンプ圧送
夏焼配水場（夏焼町イハクラ296）	617	370	緊急遮断弁
万町浄水場（万町町惣佐貝戸15）	350	210	緊急遮断弁
水別配水場（黒田町北水別1109-17）	180	108	緊急遮断弁
旭高原第１ポンプ場（旭八幡町蕨野90-2）	9	5	ポンプ緊急停止
合計	108,239	64,942	

((上下水)総務課)

（５）応急給水支援設備（市水道）一覧

（令和７年４月１日現在）

設置場所	分岐箇所配管概要	布設管	所在地	施工年度
毘森公園	内環状線毘森公園野球場前φ600㎜DINより分岐	φ75㎜HPP	小坂町２丁目29-1	平成29年度改良
衣丘小学校	小学校北門前歩道内φ75㎜DINより分岐	φ75㎜HPP	三軒町6丁目40	平成27年度改良
崇化館中学校	豊田配水場内φ75㎜DIPより分岐	φ75㎜HPP	栄町2丁目6-1	平成27年度改良

((上下水)総務課)

（６）愛知県営水道災害時支援施設

ア　応急給水支援設備一覧　（令和７年４月１日現在）

設　置　場　所	県 水 概 要	接 続 口 径	所　在　地
上郷中学校	岡崎線　φ900㎜	φ75㎜	上郷町４－５－１
竹村小学校	豊田線 φ1,000㎜	φ75㎜	住吉町大興４
前林中学校	刈谷線 φ1,200㎜	φ75㎜	前林町行田６０
高岡中学校	知立線　φ700㎜	φ75㎜	若林西町広崎８２
堤小学校	刈谷線 φ1,200㎜	φ75㎜	堤本町流２８
高嶺小学校	豊田線 φ1,000㎜	φ75㎜	広美町高根２－１
若林東小学校	豊田線 φ1,000㎜	φ75㎜	若林東町広間６４
上郷ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	岡崎線　φ900㎜	φ75㎜	上郷町５－１－１
竜神中学校	岡崎線　φ900㎜	φ75㎜	竜神町竜神１６
駒場小学校	刈谷線　φ900㎜	φ75㎜	駒場町新生５８
加納小学校	藤岡線　φ400㎜	φ75㎜	加納町東股５５

イ　支援連絡管接続　（平成17年度施工）

接　続　場　所	県 水 概 要	接 続 口 径	想定給水能力　㎥／日
堤町堤２２－３	知立線　φ700㎜	φ300㎜（市：φ700㎜）	9,600

（（上下水）総務課）

（７）飲料用循環式耐震性貯水槽

（令和７年４月１日現在）

設置場所	施設概要	接続口径	所在地	施工年度
宮町駐車場（足助地区）	SUS製　V=6.0m3 Φ2280	Φ150㎜	足助町宮平34-2、35-8	令和３年度
花沢町資材置場（下山地区）	SUS製　V=6.0m3 Φ2280	Φ150㎜	花沢町南川23-19	令和３年度
どんぐりの湯駐車場（稲武地区）	SUS製　V=6.0m3 Φ2280	Φ100㎜	武節町針原11-1	令和４年度
小渡児童遊園（旭地区）	SUS製　V=6.0m3 Φ2280	Φ150㎜	小渡町南貝津7-4	令和５年度
小原福祉センター駐車場（小原地区）	SUS製　V=6.0m3 Φ2280	Φ150㎜	乙ケ林町寒田555	令和６年度

（（上下水）総務課）

（８）豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧

（令和７年１２月１日現在）

店舗の名称	住所	電話
市内		
挙母地区		
中根管工株式会社	栄町	0565-31-0545
住設テクノ株式会社	栄町	0565-33-2319
有限会社タカイ住設	下市場町	0565-32-9296
株式会社豊南設備	丸山町	0565-85-4247
ティ・イー・ココモ株式会社	久岡町	0565-34-3535
有限会社中日設備	久保町	0565-35-8544
碧洋管工株式会社	宮上町	0565-31-0541
あいち管工株式会社	宮上町	0565-47-5550
株式会社ホクニ	挙母町	0565-31-0302
有限会社酒井住宅設備	京町	0565-35-6163
株式会社山花工芸	元宮町	0565-35-3939
三河商事株式会社	元城町	0565-88-2777
株式会社陣内工業所	御幸町	0565-36-6611
有限会社タクスイ・ラボ	三軒町	0565-37-8258
株式会社ムツミ建設	山之手	0565-28-0068
株式会社武田工業	山之手	0565-28-8658
株式会社ツヅケイラウンドサービス	山之手	0565-27-4488
テムズ中日株式会社	山之手	0565-28-7551
ころも住設	若宮町	0565-36-4600
有限会社中根工産	寿町	0565-27-9020
無藤住設株式会社	寿町	0565-47-7617
愛豊管工株式会社	寿町	0565-27-0171
ダイダン株式会社豊田支店	曙町	0565-28-1841
株式会社桶武住宅設備	小坂町	0565-32-3292
藤村産業株式会社	昭和町	0565-31-3331
豊田市管工事業協同組合	常磐町	0565-32-5300
西山設備工業株式会社	神田町	0565-32-1173
桶兼住設株式会社	陣中町	0565-32-1420
内藤水道工事店	竹生町	0565-33-4275
豊水管工有限会社	田代町	0565-33-5587
太啓建設株式会社	東梅坪町	0565-31-1275
株式会社小野組	梅坪町	0565-33-4033

日京工設株式会社	美山町	0565-28-0900
有限会社スギヤマ	平山町	0565-27-0416
高岡地区		
有限会社サポート２４	花園町	0565-54-4344
花園電業株式会社	花園町	0565-53-0943
株式会社　シンカ	吉原町	0565-42-7110
株式会社エスケーシー	吉原町	0565-54-1746
モレメンテ有限会社	駒場町	0565-57-2323
有限会社プランニングシステム	駒場町	0565-57-1600
有限会社コジマ設備	高岡町	0565-52-3962
中日管工株式会社	若林東町	0565-52-3851
有限会社森野興業　豊田支店	若林東町	0565-52-1025
有限会社山田水道工事	若林東町	0565-52-2903
丸正酒井設備株式会社	前林町	0565-52-4310
森島設備管工株式会社	大島町	0565-53-2621
木村サービス	大島町	0565-54-7776
三機工業株式会社豊田支店	大林町	0565-28-4411
豊田管工株式会社	大林町	0565-28-5148
武田機工株式会社豊田営業所	大林町	0565-28-2470
株式会社高岡管工建設	竹町	0565-52-3536
株式会社プロテック	中町	0565-54-7260
上郷地区		
東洋工業株式会社	鴛鴨町	0565-28-1924
オシカモ住設	鴛鴨町	0565-27-3488
株式会社岡野住工	幸町	0565-63-5300
株式会社丸正設備	上郷町	0565-28-2591
有限会社八百正住宅機器	上郷町	0565-21-0826
大山住設	畝部東町	0565-21-2075
有限会社三豊	畝部東町	0565-21-3332
有限会社岡田工業　豊田営業所	渡刈町	0565-71-3501
辻村工業株式会社豊田営業所	配津町	0565-25-4030
株式会社ＭＥＮＪＹＵ	福受町	0565-21-1891
株式会社鈴木工設	豊栄町	0565-28-5039
ユニットプラス株式会社	豊栄町	0565-28-3753
伊賀設備	和会町	0565-21-2824
株式会社リザルト	和会町	0565-25-0558
藤岡地区		

髙田設備	西中山町	0565-98-2697
伊藤設備	西中山町	0565-76-7552
小谷設備株式会社	西中山町	0565-76-4102
フジイ設備株式会社	藤岡飯野町	0565-76-2551
アストモスリテイリング株式会社 中部第二カンパニー	北一色町	0565-76-1088
猿投地区		
株式会社猿投商事	伊保町	0565-43-2020
鈴木ポンプ工業所	井上町	0565-45-0068
有限会社成田管工	井上町	0565-44-0178
有限会社ＣＡＣ	越戸町	0565-44-2100
有限会社菊石設備	乙部町	0565-45-7925
株式会社スギテックス	貝津町	0565-45-1822
有限会社深見設備	貝津町	0565-45-0353
有限会社ミヤビ管工設備	亀首町	0565-46-0350
有限会社梅新管工	亀首町	0565-45-7771
有限会社利根設備	御船町	0565-45-1100
豊田水建株式会社	御船町	0565-41-3200
本藤デンキ	御船町	0565-46-2626
有限会社宮越設備	荒井町	0565-45-7246
有限会社ホームドック．タイキ	荒井町	0565-44-0190
イマイ商事株式会社	四郷町	0565-45-0129
株式会社ユウキ設備	浄水町	0565-78-5466
株式会社タクヤ設備	青木町	0565-45-9270
得能設備	青木町	0565-45-1697
株式会社成瀬組	青木町	0565-46-1180
梅村住設	大清水町	0565-46-5102
有限会社水野設備	大清水町	0565-45-8860
株式会社水土	大清水町	0565-79-2654
有限会社アライ	大畑町	0565-43-3568
有限会社マルス商店	富田町	0565-41-2825
エフ・ピボット有限会社	平戸橋町	0565-43-0550
株式会社メンテル	平戸橋町	0565-45-9001
鈴木設備株式会社	保見ケ丘	0565-50-4337
株式会社広州管工	力石町	0565-49-0150
高橋地区		
小磯設備株式会社	岩滝町	0565-50-8090

株式会社　マツシマ設備	岩滝町	0565-85-0502
株式会社にしやま	高上	0565-88-4555
今井管工株式会社	市木町	0565-88-2463
株式会社宇井設備	泉町	0565-78-5925
株式会社西島産業	美里	0565-80-6879
鈴木設備	美里	0565-88-1766
中部ホームテクノ有限会社	百々町	0565-88-6840
有限会社田中水道設備	平井町	0565-80-5469
旭地区		
合資会社アサヒ管工設備	杉本町	0565-68-2637
安藤工務株式会社	島崎町	0565-68-2667
下山地区		
羽布建設株式会社	羽布町	0565-90-3518
澤組株式会社	大沼町	0565-90-2003
マルコ株式会社	大沼町	0565-90-2005
有限会社伊藤設備	大沼町	0565-90-2240
松平地区		
コメジ・ソシオ株式会社	九久平町	0565-58-1100
有限会社マルゴ管工	中垣内町	0565-58-1366
株式会社ニチノー	中垣内町	0565-50-8822
株式会社オオテックスプラント	中垣内町	0565-58-3827
足助地区		
有限会社鈴木工業	足助町	0565-62-0248
安藤建設株式会社	近岡町	0565-62-1168
有限会社岡田水設	近岡町	0565-62-1503
株式会社小松	近岡町	0565-62-0316
株式会社鈴木工務店	明川町	0565-67-2820
稲武地区		
有限会社松井設備工業	稲武町	0565-82-2741
株式会社杉田組	稲武町	0565-82-2012
ミカワムセン	桑原町	0565-82-3131
青木建設株式会社	御所貝津町	0565-82-2561
有限会社山田設備	小田木町	0565-82-3437
株式会社安藤	小田木町	0565-82-2505
小原地区		
酒井水道設備	市場町	0565-65-2268
ヤマニ石油株式会社	上仁木町	0565-65-3121

市外		
株式会社増岡水道設備	みよし市	0561-34-3143
株式会社タツダ	愛西市	0567-28-3332
佐藤配管株式会社	愛西市	0567-24-4825
安成工業株式会社	安城市	0566-75-2611
株式会社杉武住宅設備	安城市	0566-87-7337
三水工業株式会社	安城市	0566-76-5371
有限会社田島工業所	安城市	0566-76-4759
有限会社中根設備	安城市	0566-76-3030
有限会社ヤマト住設	安城市	0566-79-2016
ＫＳＫ　ＰＬＵＭＢＩＮＧ　合同会社	安城市	0566-45-5977
有限会社鈴木水道	安城市	0566-97-0735
ＭＯＲＮＩＮＧ　ＴＥＣ	岡崎市	0564-79-7792
ＦＡＴＳ株式会社	岡崎市	0564-73-6994
岡崎住設株式会社	岡崎市	0564-51-3611
平和商会有限会社	岡崎市	0564-55-6461
株式会社小幡建設	岡崎市	0564-45-2910
株式会社アラウズ	岡崎市	0564-45-5645
株式会社アルファテック	岡崎市	0564-52-8189
株式会社夏目住宅	岡崎市	0564-23-7066
アサカ住宅設備	岡崎市	0564-23-0931
株式会社ミトラス	岡崎市	090-1280-2345
株式会社シーエーアイ	岡崎市	0564-51-3838
株式会社サニック	岡崎市	0564-65-7200
株式会社三河設備	岡崎市	0564-27-7080
渡辺設備株式会社	岡崎市	0564-43-3010
喜栄工業株式会社	岡崎市	0564-31-3177
有限会社日祥技研	岡崎市	0564-54-9755
有限会社タカ住設	岡崎市	0564-66-6305
うめぞの設備有限会社	岡崎市	0564-25-0628
アオイ設備工業株式会社	岡崎市	0564-52-2228
有限会社美合管設	岡崎市	0120-07-5422
株式会社タマサエンジニア	岡崎市	0564-57-8970
永谷設備	岡崎市	0564-59-3950
梅村設備株式会社	岡崎市	0564-84-2234
有限会社ハヤシ設備	岡崎市	0564-31-7850

株式会社本多設備	岡崎市	0564-48-2838
株式会社福井ポンプ技研	岡崎市	0564-32-5628
大恵水道工業株式会社	岡崎市	0564-31-2048
やはぎ設備株式会社	岡崎市	0564-31-0304
石田設備株式会社	岡崎市	0564-24-0139
林建設株式会社	幸田町	0564-62-2566
竹中ポンプ	刈谷市	0566-21-7467
有限会社吉永管工	刈谷市	0566-62-7180
09 エンジニアオフィス株式会社	刈谷市	0566-22-4158
株式会社ダイシン	刈谷市	0566-36-1756
中央プランテック株式会社	刈谷市	0566-23-5731
株式会社池田産業　春日井支店	春日井市	0568-87-3888
プラミング設備　合同会社	春日井市	0568-84-8084
丸水設備株式会社	春日井市	0568-81-2428
株式会社ヤママ住設	小牧市	0568-77-6985
株式会社長沼水道工業所　愛知営業所	小牧市	0568-64-6813
株式会社　ちさと設備	新城市	0536-23-4336
有限会社平川工業所	瀬戸市	0561-48-2578
東海設備工業株式会社	瀬戸市	0561-82-6611
太光設備株式会社	瀬戸市	0561-84-6959
株式会社一設備	瀬戸市	0561-84-1521
株式会社都商会	瀬戸市	0561-82-1230
株式会社山内設備	瀬戸市	0561-82-5992
株式会社煌信設備	瀬戸市	0561-76-4691
中部オーケーホーム株式会社	瀬戸市	0561-82-6951
有限会社東陽設備工業	瀬戸市	0561-41-0927
瀬戸ガス水道株式会社	瀬戸市	0561-84-8600
株式会社キタックス	西尾市	0563-57-0033
株式会社林設備	西尾市	0563-56-0094
株式会社アイラス	西尾市	0563-62-3379
株式会社光栄設備	大府市	0562-48-3344
株式会社伊波設備	阿久比町	0569-48-4302
中川設備工業株式会社	東浦町	0562-34-9232
タブチ住設機工株式会社	知立市	0566-81-0396
野々山建設株式会社	知立市	0566-81-1895
株式会社豊光設備	知立市	0566-81-1170
株式会社大成設備工業	知立市	0566-82-2556

株式会社江原工業	長久手市	0561-62-3309
株式会社菅原設備	津島市	0567-24-1743
善勝有限会社	津島市	0567-22-5200
株式会社山新設備	津島市	0567-31-0427
株式会社ニシ井設備	津島市	0567-31-3346
有限会社イワコー	日進市	0561-73-6079
株式会社鈴木工務店	日進市	0561-72-0521
株式会社市川組	日進市	0561-73-9200
旭化成ライフライン株式会社　中部事業所	日進市	0561-76-1295
有限会社　ひまわり設備	尾張旭市	052-768-7510
有限会社ステップ	尾張旭市	0561-55-4533
株式会社アップホーム	尾張旭市	0120-169-278
株式会社長谷基業	碧南市	0566-41-0727
株式会社山田設備	豊橋市	0532-32-3930
株式会社トヨハシウォーターシステム	豊橋市	0532-34-2737
第一管工株式会社	豊橋市	0532-45-7711
株式会社ＢＨＳ	豊橋市	0532-39-9643
テクノアール	豊川市	0533-87-8851
株式会社ナガシマ	豊川市	0533-78-2311
株式会社ウォーター工業	豊明市	0562-91-3667
株式会社岡本設備工業所	豊明市	0562-93-1313
青海建設有限会社	豊明市	0562-57-7878
有限会社深谷設備	豊明市	0562-92-0579
カネコ工業株式会社	豊明市	0562-92-1236
中部日化サービス株式会社	北名古屋市	0568-26-0090
有限会社ハッピー住設サービス	一宮市	0586-87-5450
有限会社中川メンテナンスサービス	名古屋市	052-665-2788
ハヤシエンジニアリング株式会社	名古屋市	052-627-1195
株式会社　パイプマン	名古屋市	052-398-5225
株式会社　FINE	名古屋市	052-653-6383
株式会社ないろ設備	名古屋市	052-655-4485
GROWTH 株式会社	名古屋市	052-797-9188
有限会社富田設備	名古屋市	052-791-4676
寺沢工業	名古屋市	052-736-5306
株式会社創建	名古屋市	052-798-5245
株式会社トキワ設備工業所	名古屋市	052-781-1626
株式会社フジコー	名古屋市	052-853-2717

株式会社レックスコーポレーション	名古屋市	052-841-1382
株式会社　荏原製作所　中部支社	名古屋市	052-569-5312
株式会社　尾張メンテナンス	名古屋市	052-523-9888
協立設備工業株式会社	名古屋市	052-751-2004
株式会社三東	名古屋市	052-782-2322
ジャパンネクストリテイリング株式会社	名古屋市	052-734-3682
株式会社ミニミニハウジング	名古屋市	052-973-0101
ＮＳリノベーション株式会社 名古屋事業部	名古屋市	052-462-9081
株式会社ｉ－ＦＩＲＳＴ	名古屋市	052-462-9950
株式会社　幸和電工	名古屋市	052-432-7537
野村工業株式会社	名古屋市	052-802-6461
株式会社　藤本設備	名古屋市	052-846-7200
ＤＡＩＳＵＩ株式会社	名古屋市	052-681-6019
株式会社レクト　名古屋支店	名古屋市	052-684-9325
株式会社名団	名古屋市	052-912-8826
株式会社ホゼン　名古屋支店	名古屋市	052-910-2220
株式会社オーケテック	名古屋市	052-325-3307
まさき電設株式会社	名古屋市	052-914-8457
株式会社エプロスジャパン	名古屋市	052-709-2777
大矢造園設備有限会社	名古屋市	052-775-5738
京都消防設備株式会社　名古屋支店	名古屋市	075-205-5112
有限会社ライフ・オオナカ	名古屋市	0561-84-3859
大信設備株式会社	名古屋市	052-623-6101
ニッカホーム株式会社　中部支社	名古屋市	052-899-3580
東海総合設備	名古屋市	0120-880-620
アズドラ株式会社	名古屋市	052-768-7020
三徳株式会社　名古屋支店	名古屋市	052-433-7025
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	名古屋市	052-212-9900
株式会社富士総合設備事務所	半田市	0569-27-7898

（料金課）

7　清掃用施設・設備

（1） ごみ関係

ア　ごみ処理施設

（令和７年４月１日現在）

名　　称	所　在　地	処理能力	受　入　地　域	電話番号
豊田市渡刈クリーンセンター	豊田市渡刈町 大明神39-３	405ｔ/日	豊田市	(0565) 28- 2000
豊田市藤岡プラント	豊田市下川口町 奥山516-４	90ｔ/日	豊田市	(0565) 76- 2027
豊田市グリーン・クリーンふじの丘	豊田市藤岡飯野町 大川ヶ原1161-89	埋立容量 148,000㎥	豊田市・みよし市	(0565) 75- 2101
豊田市緑のリサイクルセンター	豊田市枝下町下笹沢197	破砕 22.5ｔ/日 発酵・熟成 27.0ｔ/日	豊田市	(0565) 43- 2080

（清掃施設課）

イ　ごみ運搬車

（令和７年９月３０日現在）

市　所　有			業　者　所　有		
※　塵芥車（台）	その他（台）	計（台）	※　塵芥車（台）	その他（台）	計（台）
73	23	96	211	296	507

※　塵芥車＝特殊運搬車　　（清掃業務課）（循環型社会推進課）

ウ　業務車両（ごみ）の保有状況

（令和７年４月１日現在）

区　分	車　種	積載量又は能	収集物の種類			台数
			可・不	資源粗大	動物	
清掃事業所	プレスパッカー	3.00ｔ以下	50			50
	〃	2.50ｔ以下	5	1		6
	〃	2.00ｔ以下	15	2		17
	ダンプ	3.00ｔ以下		3		3
	トラック			2		2
	ダンプ　(1台クレーン付)	2.00ｔ		4		4
	小型ピックアップトラック	0.75ｔ	6(ﾊﾟﾄﾛｰﾙ)			6
	軽トラック	0.35ｔ	3(貸出用 2)		1	4

	ライトバン			2
	乗用車			2
	計			96
渡刈クリーンセンター	ダンプ（灰運搬）	9.10 t		1
	乗用車（事務連絡用）			1
	ダンプ（スラグ運搬）	9.20 t		1
	ダンプ（間伐材等運搬）	2.00 t		1
	トラック（ミニタンクローリー）	1.21 t		1
	フォークリフト	1.65 t		1
	計			6
藤岡プラント	乗用車（事務連絡用）			1
	計			1
グリーン・クリーンふじの丘	ダンプ（覆土運搬用）	8.60 t		1
	乗用車（事務連絡用）			1
	小型ダンプ（埋立物運搬用）	2.00 t		1
	小型ダンプ（ユニック）	2.00 t		1
	パワーショベル	0.7㎥		1
	パワーショベル	0.7㎥		1
	小割機用パワーショベル	―		1
	ホイールローダー	1.3㎥		1
	トラッシュコンパクター（埋立用破砕機）	24 t 級		1
	覆土代替散布機	3.00 t		1
	プレスパッカー	2.00t		1
	軽トラック	0.35t		1
	フォークリフト（バッテリー）	1.5t		1
	計			17

（清掃業務課）（清掃施設課）

エ　指定ごみ袋認定製造者一覧　（令和７年４月１日現在）

業　者　名	住　所	電　話
アイチパックス（株）	豊田市美山町３－４５－３	２８－５５１０
（有）伊豫田包装店	豊田市畝部西町宮西１０７	２１－０１０１
（株）イデキュー	豊田市高岡本町中部１０８	５２－８１１１

（清掃業務課）

オ　一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者一覧

（令和７年１２月１日現在）

許可番号	業　者　名	本　社　所　在　地	連絡先	登録車両台数
1002	（株）河上澄夫商店	豊田市大清水町南岬１番地 447	0565-41-6755	10
1004	（有）杉本産業	豊田市豊栄町十丁目 211 番地	0565-41-3558	4
1005	（有）中部メンテナンス	豊田市山之手一丁目 76 番地１	0565-27-5530	2
1007	（有）浅井商店	名古屋市熱田区旗屋二丁目８番 15 号	052-671-1787	7
1008	（株）アンコム	安城市福釜町尾山 14 番地	0566-92-4060	26
1014	サンスイサービス（株）	名古屋市緑区鳴海町字母呂後６番地	052-622-0947	8
1021	豊田産棄（株）	豊田市本町寺田 16 番地１	0565-52-3920	4
1022	（株）日本クリーナー	豊田市松ケ枝町三丁目１番地３	0565-34-2271	10
1025	（株）富士商行	春日井市桃山町三丁目 191 番地	0568-82-0789	6
1026	ホーメックス（株）	豊田市松ヶ枝町三丁目 30 番地	0565-33-2468	74
1029	（有）丸和トラストジャパン	豊田市丸山町五丁目 21 番地	0565-28-3061	1
1030	モリ環境衛生センター（株）	豊田市月見町一丁目１番地５	0565-32-0356	21
1031	（株）ワコー商事	豊田市御船町山ノ神 56 番地 119	0565-46-0033	6
1033	川原産業合名会社	豊田市高崎町新池４番地４	0565-33-0434	6
1034	小松開発工業（株）	刈谷市大手町二丁目 15 番地	0566-21-5271	18
1035	テムズ中日（株）	豊田市山之手十丁目 23 番９	0565-28-7551	4
1037	（株）モダン装美	豊田市広川町五丁目 107 番地	0565-80-6565	15
1040	三栄工業（株）	豊田市高岡町東浦 10 番地	0565-52-2511	2
1041	（株）三清社	名古屋市中村区名駅四丁目４番 10 号	052-584-7272	2
1042	豊光工業（株）	豊田市永覚町梨畔 61 番地１	0565-21-0333	3
1044	豊昭工業（株）	豊田市堤本町山畑 67 番地	0565-52-3205	6
1047	本町興業（株）	豊田市広田町広田 13 番地７	0565-52-0671	2
1048	安田工業（株）	豊田市堤町寺池 93 番地	0565-52-0539	2
1055	（有）山中商事	豊田市和会町上折場１番地１	0565-21-5009	6
1060	日本ロード・メンテナンス（株）	東京都港区芝浦四丁目 17 番４号	0565-25-9570	1
1064	（有）東海美化	岡崎市下青野町字太田川原３番地２	0564-57-7211	15
1081	（株）三矢	豊田市大清水町原山 37 番地３	0565-45-5999	14

許可番号	業　者　名	本　社　所　在　地	連絡先	登録車両台数
1083	クリーンテックサービス	瀬戸市大坪町 170 番地の 1	0561-69-0329	3
1086	中日コプロ（株）	名古屋市千種区今池南 26 番 4 号	052-733-8131	3
1089	（有）万三サービス	豊田市上郷町三丁目１２番地 15	0565-21-5651	3
1090	（株）コスモクリーンサービス	西尾市吉良町岡山王ノ城 11 番地	0563-35-1600	6
10963003	（株）鈴鍵	豊田市中金町塚ノ本 111 番地 3	0565-41-2003	25
1101	（株）東助	豊田市御幸本町七丁目 305 番地 2	0565-28-1816	7
1105	江口裕康	岡崎市東蔵前 1 丁目 8 番地 5	0565-25-9155	2
1141	（株）岩田清掃	瀬戸市山の田町 43 番地の 303	0561-21-0006	8
1142	坪井金属（有）	小牧市大字東田中字東嶋 2057 番 1	0568-73-9141	2
1147	（有）河口商店	岡崎市伊賀町字七丁目 117 番地	0564-24-1374	10
1149	（有）あいち商會	西尾市中畑町神明前 5 番地 3	0563-59-0505	3
1157	（株）トーアクリーン	安城市根崎町東新切 2 番地 2	0566-92-7770	10
1166	すまいるサポート（株）	豊田市柿本町 4 丁目 50 番地 9	0565-41-4114	4
1171	（有）山鹿商会	豊田市陣中町二丁目 19 番地 1　森本店舗八号	0565-32-7526	8
1173	（有）アームズ	東郷町大字春木字北野渕 2311 番地 5	0561-37-5211	1
1175	（有）林起業	豊田市亀首町金山 16 番地 3	0565-45-4129	4
11833006	コメジ・ソシオ（株）	豊田市九久平町簗場 26 番地 3	0565-58-1100	16
1186	（株）大谷商事	豊田市貝津町西向畑 7 番地	0565-43-0336	5
1187	（株）岡冨士	日進市岩崎町神明 16 番地の 2	0561-73-1318	3
1192	（有）伍三処理商会	豊田市本地町一丁目 68 番地 5	0565-34-2718	3
1211	（株）カネウミ	豊田市丸山町四丁目 7 番地 1	0565-27-8749	8
1213	ヒラテ産業（有）	刈谷市大正町六丁目 203 番地	0566-21-1456	5
1214	（株）都市環境サービス	豊田市松ヶ枝町三丁目２８番地１	0565-34-0080	3
1227	（株）ユニオンサービス	名古屋市緑区大高町字追風 23 番地の 1	052-623-5342	6
1229	（有）マツヤマ	豊田市梅坪町六丁目 7 番地 2	0565-34-6701	10
1230	トヨキン（株）	豊田市鴻ノ巣町三丁目 33 番地	0565-28-2222	26
1231	（有）コスモテクノ	名古屋市守山区西川原町 82 番地	052-796-3633	3

許可番号	業　者　名	本　社　所　在　地	連絡先	登録車両台数
2001	トヨタ衛生保繕（株）	豊田市若草町一丁目１番地１	0565-32-4666	23
2002	（有）猿投衛生社	豊田市白山町七曲 12 番地 1031	0565-35-1025	1
2004	東邦清掃（株）	安城市石井町石原 55 番地１	0566-92-1605	1
2006	（有）ヤハギエコノス	豊田市御作町亀割 1165 番地７	0565-76-6330	2

（廃棄物対策課）

（２）し尿・浄化槽汚泥関係

ア　し尿・浄化槽汚泥処理施設

（令和７年４月１日現在）

名　　称	所　在　地	処理能力（kl／日）	受入地域	電話番号
砂川衛生プラント	みよし市三好丘旭４－19－15	２００	豊田市・みよし市	0561-36-4400
逢妻衛生プラント	豊田市前林町前越１	３５０	豊田市・知立市	0565-52-3318

（清掃施設課）

イ　し尿運搬車

（令和７年９月３０日現在）

市　　有			業　者　所　有		
バキューム車（台）	その他（台）	計（台）	バキューム車（台）	その他（台）	計（台）
3	―	3	64	9	73

（清掃業務課、循環型社会推進課）

ウ　業務車両（し尿）の保有状況

（令和７年４月１日現在）

区　　分		車　　種	積載量又は能力	台　　数
清掃事業所	し尿収集用	バキューム	1.80kl	3
		計		3
	連絡用	乗用車		1
		計		1
逢妻衛生プラント	連絡用	乗用車		1
		計		1
合　　計				5

（清掃業務課）（清掃施設課）

エ　一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥）許可業者一覧

（令和７年 12 月１日現在）

許可番号	業　者　名	所　在　地	連絡先電話番号	登録車両台数
2001	トヨタ衛生保繕（株）	豊田市若草町一丁目１番地１	0565-32-4666	19
2002	（有）猿投衛生社	豊田市白山町七曲 12 番地 1031	0565-35-1025	14
2003	（株）豊環	豊田市大林町４丁目８番地	0565-28-2020	9
2004	東邦清掃（株）	安城市石井町石原 55 番地１	0566-92-1605	11
2005	浄化槽管理センター（株）	豊田市森町１丁目 92 番地	0565-87-1025	3
2006	（有）ヤハギエコノス	豊田市御作町亀割 1165 番地７	0565-76-6330	10
2007	（株）光商事	岡崎市薮田２丁目 12 番地８	0564-21-5265	2
307	（株）東海環境保全	静岡市葵区山崎１丁目４番地の 28	0536-62-1464	9

（廃棄物対策課）

オ　一般廃棄物処分業許可業者一覧（委託業者を含む）

（令和７年１１月２０日現在）

許可番号	業　者　名	所　在　地	連絡先電話番号	取扱品目
委託	トヨキン　株式会社	豊田市鴻ノ巣町三丁目 33 番地	0565-28-2222	金属ごみ 廃蛍光灯 廃乾電池
3003	株式会社　鈴鍵	豊田市中金町塚ノ本 111 番地３	0565-41-2003	木くず
3004	フルハシＥＰＯ　株式会社	豊田市衣ケ原４丁目 5-8	0565-42-8561	木くず
3006	コメジ・ソシオ　株式会社	豊田市九久平町簗場 26 番地３	0565-58-1100	木くず
委託	循環資源　株式会社	豊田市貝津町西向畑７番２４	0565-46-2811	ペットボトル ガラスびん 飲料缶
委託	豊田リサイクル協同組合	豊田市本新町５丁目７８番地１	0565-32-2885	古紙類 古布類

（廃棄物対策課・循環型社会推進課）

カ　汚水一時貯留施設一覧

（令和６年４月１日現在）

No	施設名 （利用箇所）	所在地	管理者	有効貯留量 （㎥）
1	伊保浄化センター	伊保町下川原 62	下水道施設課	1,749
2	畝部浄化センター	畝部西町高正 6-1	下水道施設課	1,626
3	五ケ丘浄化センター	五ケ丘 2-1-1	下水道施設課	3,088
4	柳川瀬浄化センター	畝部東町稲荷 16-1	下水道施設課	1,392
5	元宮中継ポンプ場	元宮町 4-51	下水道施設課	485
6	松平団地第１汚水処理施設	松平志賀町コゼ 44	下水道施設課	341

（下水道施設課）

（３）災害廃棄物一次仮置場（候補地）一覧

（令和７年１１月２０日現在）

No.	施　設　名 (利用箇所)	所 在 地	管理者	有効面積 （㎡）
1	豊田地域文化広場 （グラウンド、テニスコート）	西田町けやき 1	学び体験推進課	13,000
2	猿投棒の手ふれあい広場 （グラウンド、テニスコート）	猿投町別所 23-1	愛知県	11,000
3	小原ふれあい公園 （グラウンド）	小原町孫八 5456	小原支所	10,000
4	足助バイパス越田和残土処分場	富岡町度合他	足助支所	45,075
5	旭高原自然活用村	余平町梶呂畑 51-1	旭支所	3,000
6	愛知県総合射撃場	宇連野町ウネ畑 12-95	愛知県	20,000
7	稲武シシナド運動公園	川手町ヒロミ２番地	国（国土交通省） 管理者：公園緑地課	3,200
8	豊田スタジアム （芝生広場、南駐車場）	千石町 7-2	スポーツ振興課	28,000
9	柳川瀬公園 （グラウンド）	畝部東町柳川瀬 1-1	スポーツ振興課	16,000
10	高岡運動広場 （グラウンド、テニスコート）	高岡町秋葉山 10	高岡支所	9,200
11	高岡公園 （グラウンド、多目的広場）	中田町川向 63	スポーツ振興課	32,000
12	緑の公園	市場町陣出 879	小原支所	15,000
13	豊田市生涯学習センター 小原交流館（駐車場）	永太郎町落 681	小原支所	3,000
14	下山運動場 （多目的運動場）	大沼町舟橋 28-1	下山支所	5,565

15	下山運動場 （テニスコート）	大沼町舟橋 28-1	下山支所	1,529
16	残土処理場	大桑町コンデ嶋 13-14	下山支所	5,000
17	稲武夏焼グラウンド	夏焼町クルミサワ 131	稲武支所 ／個人２名	7,000
18	逢妻運動広場 （グラウンド）	西新町 6-133	スポーツ振興課	7,800
19	保見南山ふれあい広場 （グラウンド）	保見町四ツ足 141- 2	公園緑地課	8,600
20	野入広場（広場）	野入町姥ガ洞 24-49 他	野入財産区	10,000
21	深見町資源保管庫 （資源等一時保管場所）	深見町岩花 1067- 1	清掃業務課	5,000
22	公益財団法人豊田加茂整備公社 （埋立処分場）	御船町山ノ神 56- 8	産業振興課	30,000
23	グリーン・クリーンふじの丘 （第２期、第３期予定地）	藤岡飯野町大川ケ原 1161- 89	清掃施設課	14,700
24	緑のリサイクルセンター（ほ場）	枝下町下笹沢 197	清掃施設課	5,800
25	梅坪中央公園	東梅坪町 1-6	公園緑地課	7,600
26	平芝坂の上公園	平芝町 4-12	公園緑地課	2,700
27	千足町ふれあい広場	千足町 1-1-7	公園緑地課	5,000
28	山ノ手公園	山之手 7-45-1	公園緑地課	8,000
29	深田公園	深田町 4-28	公園緑地課	9,000
30	丸山公園（テニス場）	丸山町 5-13	公園緑地課（管理：スポーツ振興課）	11,600
31	扶桑公園	扶桑町 5-73	公園緑地課	6,400
32	東山町ふれあい広場	~~豊田市~~東山町 4-1117-181	公園緑地課	4,300
33	豊田市鞍ケ池公園 （プレイハウス周辺広場）	矢並町法沢 713-24	公園緑地課	6,800
34	五ケ丘運動広場 （サッカーコート、グラウンド）	五ケ丘 6-1	スポーツ振興課	12,000
35	加茂川公園	東山町 3-1	公園緑地課（管理：高橋支所）	5,600
36	鴻巣池公園（未開設）	大島町元の山	公園緑地課	7,400
37	若林東公園	若林東町石根 47	公園緑地課	14,400
38	若林西公園	若林西町門田 52	公園緑地課	6,000
39	西岡町児童遊園 西岡町ふれあい広場	西岡町唐池 84、85-1	公園緑地課	7,000
40	前林ふれあい広場	高丘新町上平地３	公園緑地課	5,800

41	豊田市運動公園 （ソフトボール場、南側広場）	高町東山 134-7	スポーツ振興課	7,200
42	豊田市運動公園（野球場）	高町東山 40、54	スポーツ振興課	12,500
43	幸穂台公園	幸穂台 3-7	公園緑地課	6,500
44	豊田市藤岡総合グラウンド野球場	木瀬町徳万場 826-5	藤岡支所	10,000
45	大芝公園 全国育樹祭記念公園	西中山町下山田 10 他	愛知県	18,500
46	愛知県緑化センター	西中山町猿田 21-1	愛知県	14,000

（循環型社会推進課）

8　火葬場

（令和７年４月１日現在）

名　　称	所　在　地	炉数
豊田市古瀬間聖苑	古瀬間町小田８２０	１３

（やすらぎ福祉総務課）

第３　必需物資の備蓄及び調達

１　生活物資

（１）食糧等の備蓄

（令和8年3月31日現在）

品　　目	単位	現　状	備　　考
ソフトパン（缶）	缶	30,816	
アルファ化米（五目）	食	31,950	
〃　　（ひじき）	〃	24,700	
〃　　（梅粥）	〃	11,450	
乾燥米飯　　（はんぶん米）	〃	12,950	
ライスクッキー等	〃	71,820	ライスクッキー、野菜スープ、野菜かゆ、フリーダムラーメン
飲料水	本	172,004	
粉ミルク	包	7,924	
液体ミルク	個	1,680	

※備蓄数基準：発災から３日間の避難者数３食分及び帰宅困難者１食分

（防災対策課）

（２）生活必需品等の備蓄

（令和8年3月31日現在）

品　　目	単位	現　状	備　　考
毛布	枚	25,000	
アルミござ	枚	4,534	
フェイスタオル	枚	36,273	
バスタオル	枚	1,510	
ポケットティッシュ	個	112,750	
哺乳瓶	個	1,500	
乳幼児用紙おむつ	枚	33,860	
成人用紙おむつ	枚	9,904	
生理用品	枚	150,930	

携帯用トイレ	個	119,700	
簡易トイレ	個	1,284	
メガホン	個	1,000	
ハンドマイク	個	25	
救助セット	セット	27	
防水シート	枚	1,763	
土のう袋	枚	38,870	
折りたたみ式リヤカー	台	62	
発電機	基	160	
燃料缶（１リットル）	缶	1,288	

（防災対策課）

（３）生活物資緊急調達協定事業者一覧

（令和６年４月１日現在）

協定団体の名称	所　在　地	連絡先
（株）エイデンサカキヤホームエキスポ豊田	〒471-0866　上挙母4-1-1	36－2000 （店）
カシマゴビルディング（株）	〒471-0025　西町5-5	31－2311 （店）
（株）カーマホームセンター豊田宮上店	〒471-0038　宮上町4-50-3	34－1727 （店）
（株）カーマホームセンター豊田若林店	〒473-0914　若林東町竹陽73-1	53－2201 （店）
イオン（株）高橋店	〒471-0014　東山町1-5-1	88－6511 （店）
イオン（株）豊田店	〒471-0864　広路町1-1	33－8111 （店）
トヨタ生活協同組合	〒470-1201　豊栄町2-111	28－4817 （店）
あいち豊田農業協同組合	〒471-0025　西町4-5	52－5155 （店）
（株）山信商店	〒471-0064　梅坪町 9-3-2	33－0249 （本）
えぷろんフーズ（株）	〒471-0038　宮上町 3-39-3	33－2248 （本）
株式会社カインズ （カインズ豊田四郷店）	〒470-0373　四郷町森前南 13-11	41-5333 （店）

（防災対策課）

ア　医薬品その他衛生材料の調達

（令和7年11月1日現在）

品　名	調達先	所在地区	電　話	ＦＡＸ
医薬品	愛知県医薬品卸協同組合	名古屋市中区	052-212-8902	052-212-8903
医療ガス	一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 東海地域本部	名古屋市中村区	052-551-0706	052-551-0707
衛生材料	中部衛生材料協同組合	名古屋市西区	052-531-1815	052-531-1889
歯科用品	東海歯科用品商協同組合 愛知県支部	名古屋市千種区	052-752-1215	052-752-1218
医療機器	愛知県医療機器販売業協会	名古屋市中区	052-251-6669	052-251-8244

（注）調達方法は、「災害時における医薬品等供給マニュアル【暫定版】（愛知県）」による。

（健康政策課）

第４　建設機械（道路復旧・障害物排除等に使用するもの）の保有及び調達

1　建設機械の保有状況

（令和７年10月31日現在）

区　　分	総務部	産業部	建設部	上下水道局	総　計
ショベルローダー			1	1	2
バックホウ				2	2
ダンプトラック		1	2	7	9
トラック	2	6	4	13	19
その他					
合計	2	7	7	18	32

（防災対策課、道路維持課、水道維持課、上水運用センター）

2　建設機械の調達

（令和6年10月31日現在）

調　達　先	電　話	常　時　保　有　機　械					所在地
		ブルドーザー	ホイール式ショベル	バックホー	クレーン式トラック	ダンプトラック	
豊田土木建設協力会	48-5277	1	3	２３	5	３３	保見町南山123-5
豊田環境ビジョン協議会	41-3300	0	6	３９	5	４６	田代町8-16-2
豊田都市整備研究会	32-1152	１４	４７	２５６	３８	１８９	八幡町3-21-1
計		１５	５６	３１８	４８	２６８	

（道路維持課）

第５　輸送車両等の保有状況等

１　事前申請による緊急輸送車両一覧

（令和7年3月21日）

番号	用途種別	使用目的	車両番号	所属 CD	使用課	車名
1	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 19-62	AB01	（総）庶務課	ﾊﾟｯｿ
2	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 300 す 89-86	AB01	（総）庶務課	ﾊｲｴｰｽﾜｺﾞﾝ
3	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 さ 63-22	AI06	旭支所	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
4	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 30-63	AI07	足助支所	ﾄﾖｴｰｽｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
5	普通乗用	災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 す 30-34	AI07	足助支所	ﾌﾟﾘｳｽ
6	小型乗用	災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 た 96-75	AI07	足助支所	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
7	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 た 92-85	AI08	稲武支所	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
8	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 た 81-24	AI08	稲武支所	ｴｽﾃｨﾏ
9	軽貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 い 21-22	AI08	稲武支所	ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ
10	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 た 81-18	AI09010	和紙のふるさと	ｴｽﾃｨﾏ
11	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 た 60-78	AI09	小原支所	ﾌﾟﾘｳｽ
12	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 さ 19-24	AI09	小原支所	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
13	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 や 63-65	AE04	廃棄物対策課	ﾗﾝｸﾙ 250
14	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 は 00-36	AE11	清掃施設課	ﾋﾉﾀﾞﾝﾌﾟ 10 ﾄﾝ
15	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 16-92	AH09	道路維持課	RAV4
16	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 21-16	AH17	地域建設課	ﾃﾞｭﾄﾛ
17	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 と 40-38	AB01	（総）庶務課	ﾊﾟｯｿ
18	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 79-41	AC05	資産税課	ﾗｸﾃｨｽ

19	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 て 66-26	AX07	介護保険課	ﾗｸﾃｨｽ
20	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 88-09	AY06	健康政策課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
21	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 て 58-50	AG07	森林課	RAV4
22	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 て 98-16	AJ27	公園緑地課	RAV4
23	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 72-58	AQ05	おやこ応援課	ﾌﾞｰﾝ
24	小型乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 と 33-11	AY02030	動物愛護センター	ﾉｱ
25	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 と 43-83	AY02	保健衛生課	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
26	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 73-63	AC08	債権管理課	ﾊﾟｯｿ
27	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 73-62	AC08	債権管理課	ﾊﾟｯｿ
28	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 と 00-46	AQ04	こども相談課	ﾊﾟｯｿ
29	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 と 60-84	AX05	障がい福祉課	ﾌﾞｰﾝ
30	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 さ 84-82	AX09	よりそい支援課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
31	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 96-86	AG07	森林課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
32	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 26-88	AH09	道路維持課	ﾄﾖｴｰｽﾀﾞﾝﾌﾟ
33	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 と 01-58	AH11	土木課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
34	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 79-43	AC05	資産税課	ﾗｸﾃｨｽ
35	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 78-23	AC05	資産税課	ﾊﾟｯｿ
36	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 す 14-92	AB01	（総）庶務課	ﾀｳﾝｴｰｽﾄﾗｯｸ
37	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 に 61-55	AB01	（総）庶務課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
38	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 79-00	AH08	土木管理課	ﾊﾟｯｿ
39	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 96-87	AH14	幹線道路推進課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
40	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 す 07-14	AY02030	動物愛護センター	ﾊｲｴｰｽﾊﾞﾝ

41	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 な 99-59	AY03	感染症予防課	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
42	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 97-00	AO11040	足助分室	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
43	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	三河 400 つ 91-09	KC80	豊田市学校給食協会(平和給食センター)	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
44	小型乗用	災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 ぬ 79-50	AI07	足助支所	ﾀﾞｲﾊﾂﾋﾞｰｺﾞ
45	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 88-30	AB01	（総）庶務課	ﾊｲｴｰｽﾊﾞﾝ
46	小型乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 と 65-99	AE11040	清掃施設課（逢妻衛生プラント）	ﾊﾟｯｿ
47	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 300 と 73-33	AB01	（総）庶務課	ﾉｱ
48	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ぬ 99-15	KC04	学校づくり推進課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
49	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 44-63	AL01	学び体験推進課（豊田市文化振興財団）	ﾗｲﾄｴｰｽ
50	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 18-95	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾚﾝｼﾞｬｰ
51	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 19-16	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾚﾝｼﾞｬｰ
52	し尿回収	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 27-05	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾃﾞｭﾄﾛ
53	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 36-81	AH09	道路維持課	ﾀﾞｲﾅ
54	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 36-82	AH09	道路維持課	ﾀﾞｲﾅ
55	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ね 44-73	AG07	森林課	ﾗｯｼｭ
56	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ね 44-72	AG07	森林課	ﾗｯｼｭ
57	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 40-12	AH17	地域建設課	ｻｸｼｰﾄﾞﾊﾞﾝ
58	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 は 21-74	AI06	旭支所	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
59	軽貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 い 87-96	AI06	旭支所	ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ
60	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 55-20	AH17	地域建設課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
61	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 と 61-91	AY07	健康づくり応援課	ﾗｸﾃｨｽ

62	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 580 か 50-26	KC05020	稲武給食センター	ﾀﾞｲﾊﾂﾐﾗ
63	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 01-68	AG04	農地整備課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
64	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ひ 23-29	AB01	（総）庶務課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
65	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 は 21-77	AI09	小原支所	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
66	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 67-57	AI15	藤岡支所	ｻｸｼｰﾄﾞ
67	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 は 21-81	AI16	松平支所	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
68	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ひ 23-32	AI03	交通安全防犯課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
69	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 46-86	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾀﾞﾝﾌﾟ
70	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 46-93	AE09	清掃業務課	ﾄﾖｴｰｽﾀﾞｲﾅﾕﾆｯｸ
71	し尿回収	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 31-69	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾃﾞｭﾄﾛ
72	し尿回収	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 33-43	AE09	清掃業務課	ﾀﾞｲﾅﾄﾖﾀ
73	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 42-50	AG04	農地整備課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
74	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 43-37	AG14	農業振興課	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
75	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 41-79	AH09	道路維持課	ﾀﾞｲﾅ
76	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 41-80	AH09	道路維持課	ﾀﾞｲﾅﾀﾞﾝﾌﾟ
77	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 34-08	AH09	道路維持課	路面清掃車
78	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 80-43	AH11	土木課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
79	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 23-31	AH14	幹線道路推進課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
80	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 80-45	AJ16010	土橋区画整理事務所	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
81	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 78-24	AC05	資産税課	ﾊﾟｯｿ
82	軽貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 480 え 43-38	AX04	生活福祉課	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
83	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 23-34	AL04	文化振興課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
84	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ひ 23-36	AI11	猿投支所	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
85	普通乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 300 ね 93-06	AI03	交通安全防犯課	ﾌﾟﾘｳｽ

86	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 31-58	AJ16030	花園区画整理事務所	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
87	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 54-85	KC80	豊田市学校給食協会(中部給食センター)	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
88	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	三河 502 そ 45-97	KC80	豊田市学校給食協会(中部給食センター)	ﾊﾟｯｿ
89	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 は 21-78	AI12	下山支所	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
90	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-91	AC05	資産税課	ﾊﾟｯｿ
91	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-93	AC05	資産税課	ﾊﾟｯｿ
92	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-94	AC05	資産税課	ﾊﾟｯｿ
93	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 02-96	AE11	清掃施設課	ﾄﾖｴｰｽﾀﾞﾝﾌﾟ 2ﾄﾝ
94	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 は 59-55	AI10	上郷支所	ﾙｰﾐｰ
95	普通乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 300 と 57-55	AI03	交通安全防犯課	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
96	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 86-86	AB01	（総）庶務課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
97	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 86-87	AB01	（総）庶務課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
98	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 す 94-10	AB01	（総）庶務課	ﾚｼﾞｱｽｴｰｽ
99	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-92	AC05	資産税課	ﾊﾟｯｿ
100	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 36-53	AH09	道路維持課	RAV4
101	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 36-70	AH09	道路維持課	RAV4
102	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 94-13	AB01	（総）庶務課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
103	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 90-56	AH10	街路課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
104	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 90-57	AH10	街路課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
105	小型貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 400 す 94-12	AH12010	矢作川研究所	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ

106	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 62-36	AH14	幹線道路推進課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
107	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 ほ 01-22	AH18	建設企画課	ﾌﾟﾘｳｽ
108	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 54-07	AH19	道路予防保全課	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
109	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 86-84	AJ27	公園緑地課	ﾀｳﾝｴｰｽﾊﾞﾝ
110	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 93-29	AJ27	公園緑地課	ﾀﾞｲﾅﾀﾞﾝﾌﾟ
111	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 93-37	AJ27	公園緑地課	ﾀﾞｲﾅﾀﾞﾝﾌﾟ
112	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ひ 62-32	AQ04	こども相談課	ﾊﾟｯｿ
113	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ひ 62-33	AQ04	こども相談課	ﾊﾟｯｿ
114	普通乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 500 ふ 06-87	AI01	地域交流課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
115	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 47-11	AL01	学び体験推進課（豊田市文化振興財団）	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
116	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 す 90-55	AX04	生活福祉課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
117	軽自動車	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ひ 84-50	AY02	保健衛生課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
118	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 97-02	AI06	旭支所	ｻｸｼｰﾄﾞ
119	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 え 93-13	AI12	下山支所	ﾋﾟｸｼｽﾄﾗｯｸ
120	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 せ 01-39	AI12	下山支所	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
121	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 68-93	AI12	下山支所	ﾗｲｽﾞ
122	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 は 03-02	AE11010	藤岡プラント	ﾋﾉﾀﾞﾝﾌﾟ 8ﾄﾝ
123	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 46-94	AE11030	グリーン・クリーンふじの丘	ﾃﾞｭﾄﾛ
124	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 08-45	AB01	（総）庶務課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
125	小型乗用	災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 ひ 23-30	AE03	環境保全課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
126	小型貨物	災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 400 す 86-85	AE03	環境保全課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
127	小型乗用	災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 ふ 06-90	AE03	環境保全課	ﾊﾟｯｿ

128	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ふ 93-99	AE04	廃棄物対策課	ﾗｲｽﾞ
129	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 07-46	AE09	清掃業務課	ﾄﾖｴｰｽﾀﾞｲﾅ
130	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 64-17	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾃﾞｭﾄﾛ
131	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 64-67	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾃﾞｭﾄﾛ
132	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 31-71	AE09	清掃業務課	ﾄﾖｴｰｽﾀﾞｲﾅ
133	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 93-97	AG13010	卸売市場	ﾊﾟｯｿ
134	普通乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ふ 56-40	AG15	産業振興課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
135	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 38-33	AH09	道路維持課	RAV4
136	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 56-39	AH11	土木課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
137	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 え 33-01	AH12	河川課	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
138	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 ま 64-33	AH17	地域建設課	RAV4
139	小型特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 38-61	AH17	地域建設課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
140	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 56-44	AJ16030	花園区画整理事務所	ﾊﾟｯｿ
141	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-07	AJ26	建築整備課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
142	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-06	AL01	学び体験推進課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
143	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 08-47	AL01010	ものづくりサポートセンター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
144	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 74-26	AL05	スポーツ振興課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
145	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 56-41	AO13	博物館	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
146	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ふ 93-98	AX04	生活福祉課	ﾊﾟｯｿ
147	小型乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ふ 93-96	AY03	感染症予防課	ﾊﾟｯｿ
148	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 と 60-85	AY05	保健支援課	ﾌﾞｰﾝ
149	普通乗用	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	豊田 330 せ 08-69	KC03020	青少年相談センター	ﾌﾟﾘｳｽPHV
150	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 08-48	KC05	保健給食課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
151	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 300 み 16-54	AG07	森林課	RAV4
152	軽乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 か 06-67	AI06	旭支所	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ
153	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 49-55	AI12	下山支所	ﾉｱ
154	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 12-10	KC05010	足助給食センター	ﾌﾞｰﾝ

155	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 け 34-57	AY07	健康づくり応援課	ﾐﾗｲｰｽ
156	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 は 73-82	AY07	健康づくり応援課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
157	小型貨物	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 400 せ 08-46	AB01	（総）庶務課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
158	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 17-85	AE09	清掃業務課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
159	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 68-10	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾚﾝｼﾞｬｰ
160	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 10-58	AE13	循環型社会推進課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
161	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 03-99	AG04	農地整備課	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ
162	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 03-98	AH08	土木管理課	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ
163	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 31-60	AH11	土木課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
164	普通特殊	消防、水防その他の応急措置に関する事項	三河 800 は 02-66	AH12	河川課	ﾋﾉﾚﾝｼﾞｬｰ
165	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ほ 32-52	AJ11	区画整理支援課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
166	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ほ 05-12	AJ16	市街地整備課	ﾊﾟｯｿ
167	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ほ 32-55	AQ04	こども相談課	ﾊﾟｯｿ
168	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ほ 79-90	AQ05	おやこ応援課	ﾉｱ
169	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ほ 32-56	AQ03	保育課	ﾊﾟｯｿ
170	小型乗用	災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 ほ 32-54	AJ01	都市計画課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
171	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 ま 83-32	AN07	未来都市推進課	MIRAI
172	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 580 て 85-77	AB01	（総）庶務課	C⁺ pod
173	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 み 83-07	AZ02	秘書課	ｱﾙﾌｧｰﾄﾞ
174	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ほ 32-53	AI14	高橋支所	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
175	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 480 か 05-96	AI15	藤岡支所	ﾊｲｾﾞｯﾄ

176	普通乗用	災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 は 21-80	AI15	藤岡支所	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
177	小型乗用	災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 せ 84-93	AI15	藤岡支所	ﾊﾟｯｿ
178	普通乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 300 つ 84-53	AB01	（総）庶務課	ｴｽﾃｨﾏ
179	小型乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 500 ふ 56-43	AI03	交通安全防犯課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
180	小型乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 500 ふ 79-14	AI03	交通安全防犯課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
181	普通乗用	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 な 85-69	AI04	防災対策課	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
182	普通乗用	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 ね 63-59	AI04	防災対策課	ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰﾌﾟﾗﾄﾞ
183	小型貨物	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 400 す 94-11	AI04	防災対策課	ﾚｼﾞｱｽｴｰｽ
184	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 05-13	AI02010	ジェンダー平等推進センター	ﾊﾟｯｿ
185	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-08	AL06	ラリーまちづくり推進課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
186	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 78-88	AO11	文化財課	ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ
187	軽貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 480 か 00-70	AY02030	動物愛護センター	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
188	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 05-14	AY07	健康づくり応援課	ﾊﾟｯｿ
189	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 05-15	AY07	健康づくり応援課	ﾊﾟｯｿ
190	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ち 06-32	AQ04	こども相談課	ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ
191	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ち 06-34	AQ04	こども相談課	ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ
192	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 に 61-57	AQ04	こども相談課	ﾊﾟｯｿ
193	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 22-55	KC05050	南部給食センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
194	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ま 32-06	AB01	（総）庶務課	ﾊﾟｯｿ
195	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ま 32-07	AB01	（総）庶務課	ﾊﾟｯｿ

196	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ま 32-24	AB01	（総）庶務課	ﾊﾟｯｿ
197	軽乗用	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 580 な 40-67	AC05	資産税課	ﾐﾗｲｰｽ
198	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 33-41	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾃﾞｭﾄﾛ
199	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 32-69	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾃﾞｭﾄﾛ
200	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 34-87	AE09	清掃業務課	ﾄﾖｴｰｽ
201	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 29-02	AE09	清掃業務課	ﾄﾖﾀﾀﾞｲﾅ
202	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 37-26	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾃﾞｭﾄﾛ
203	普通・ダンプ	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 せ 25-82	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾚﾝｼﾞｬｰ
204	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 は 21-67	AE11	清掃施設課	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
205	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 は 21-68	AE13	循環型社会推進課	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
206	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 33-67	AG14	農業振興課	ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ
207	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 70-92	AH09	道路維持課	ﾃﾞｭﾄﾛﾀﾞﾝﾌﾟ
208	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-12	AH10	街路課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
209	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 34-05	AJ27	公園緑地課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
210	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 29-64	AJ27	公園緑地課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
211	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 32-47	AJ26	建築整備課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
212	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 む 60-18	AI04	防災対策課	bZ4X
213	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 み 67-62	AN07	未来都市推進課	FC ｸﾞﾗﾝｴｰｽ
214	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 33-07	AO13	博物館	ﾊｲｴｰｽﾛﾝｸﾞﾊﾞﾝ
215	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ふ 79-09	AX04	生活福祉課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
216	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 せ 29-22	AX04	生活福祉課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
217	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 な 03-08	AX05	障がい福祉課	ﾐﾗｲｰｽ
218	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 な 22-12	AX05	障がい福祉課	ﾐﾗｲｰｽ

219	軽乗用	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	豊田 580 な 22-11	KC04	学校づくり推進課	ﾐﾗｲｰｽ
220	軽乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 580 な 47-64	KC05080	北部給食センター	ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ
221	普通貨物	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 100 さ 76-62	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾀﾞﾝﾌﾟ
222	ごみ収集	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 800 さ 44-00	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾃﾞｭﾄﾛ
223	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ま 98-61	AJ01	都市計画課	ﾗｲｽﾞ
224	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ま 98-62	AG04	農地整備課	ﾗｲｽﾞ
225	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 01-59	AH12	河川課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
226	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 か 49-58	AH12	河川課	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
227	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 31-59	AJ16010	土橋区画整理事務所	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
228	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 39-48	AJ27	公園緑地課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
229	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 46-07	AJ27	公園緑地課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
230	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 580 に 24-98	AX04	生活福祉課	ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ
231	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 は 21-76	AI08	稲武支所	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
232	軽貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 か 52-13	AI09	小原支所	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ
233	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 35-85	AL01010	ものづくりサポートセンター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
234	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 に 24-97	AQ04	こども相談課	ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ
235	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 め 61-19	FB01	（議）総務課	ｱﾙﾌｧｰﾄﾞ
236	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 な 22-13	AX07	介護保険課	ﾐﾗｲｰｽ
237	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 な 22-14	AX07	介護保険課	ﾐﾗｲｰｽ
238	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 43-45	KC05020	稲武給食センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
239	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 39-47	AO13020	民芸館	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
240	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 め 94-98	AZ02	秘書課	ﾚｸｻｽ
241	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ま 49-48	AB01	（総）庶務課	RAIZE

242	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 み 80-41	AB01	（総）庶務課	ｱｸｱ
243	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 み 80-43	AB01	（総）庶務課	ｱｸｱ
244	軽貨物	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 480 え 20-83	AE09	清掃業務課	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ
245	ごみ収集	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 800 さ 46-62	AE09	清掃業務課	三菱ﾌｧｲﾀｰ
246	ごみ収集	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 800 さ 46-63	AE09	清掃業務課	三菱ﾌｧｲﾀｰ
247	ごみ収集	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 800 さ 48-03	AE09	清掃業務課	三菱ﾌｧｲﾀｰ
248	ごみ収集	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 800 さ 48-04	AE09	清掃業務課	三菱ﾌｧｲﾀｰ
249	普通貨物	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項	豊田 100 は 11-04	AE11	清掃施設課	三菱ﾀﾞﾝﾌﾟ 10 ﾄﾝ
250	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 も 79-98	AG07	森林課	ﾔﾘｽｸﾛｽ
251	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ぬ 20-52	AG07	森林課	ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ
252	普通乗用	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 800 さ 49-08	AH12	河川課	ﾔﾘｽｸﾛｽ
253	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 59-72	AH14	幹線道路推進課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
254	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 580 ぬ 68-28	AI08	稲武支所	ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ
255	小型貨物	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 400 す 74-25	AI13	高岡支所	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
256	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 は 21-79	AI13	高岡支所	ﾌﾟﾘｳｽ PHV
257	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 73-00	AI16	松平支所	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
258	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 65-33	AJ02	交通政策課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
259	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 み 80-46	AJ24	開発調整課	ｱｸｱ
260	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 み 80-44	AJ26	建築整備課	ｱｸｱ
261	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 96-99	AJ29	建築保全・住宅課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
262	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 78-86	AL02	観光誘客推進課	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ

263	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 み 71-19	AX04	生活福祉課	ｱｸｱ
264	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 せ 61-80	AY06	健康政策課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
265	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ぬ 31-50	AY07	健康づくり応援課	ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ
266	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ぬ 31-51	AY07	健康づくり応援課	ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ
267	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ぬ 31-52	AY07	健康づくり応援課	ﾋﾟｸｼｽｴﾎﾟｯｸ
268	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 や 05-29	KC01	教育政策課	ｸﾗｳﾝ
269	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 06-83	CA02	上水運用センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
270	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 82-59	CA02	料金課	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
271	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 37-44	CA02	料金課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
272	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 03-50	CA03	水道整備課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
273	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 62-31	CA03	水道整備課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
274	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 91-81	CA03	水道整備課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
275	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 07-34	CA03	水道整備課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
276	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 07-35	CA03	水道整備課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
277	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 03-51	CA04	水道維持課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
278	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 99-87	CA04	水道維持課	ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
279	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 う 63-18	CA04	水道維持課	ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ
280	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 37-47	CA04	水道維持課	ﾊｲｴｰｽﾊﾞﾝ
281	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 01-35	CA04	水道維持課	ﾋﾉﾀﾞﾝﾌﾟ 4t
282	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 08-15	CA04	水道維持課	3.8t ﾛｰﾀﾞｰﾀﾞﾝﾌﾟ
283	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 92-70	CA04	水道維持課	ﾀｳﾝｴｰｽﾊﾞﾝ
284	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 98-14	CA04	水道維持課	ｽｽﾞｷ ｼﾞﾑﾆｰ

285	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 94-78	CA04	水道維持課	ﾋﾉ 3t ﾀﾞﾝﾌﾟ
286	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 92-71	CA04	水道維持課	ﾀｳﾝｴｰｽﾄﾗｯｸ
287	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 26-40	CA04	水道維持課	ﾋﾉ 3t ﾀﾞﾝﾌﾟ
288	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 64-39	CA04	水道維持課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
289	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 70-09	CA04	水道維持課	ﾀｳﾝｴｰｽﾄﾗｯｸ
290	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 71-72	CA04	水道維持課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
291	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 86-07	CA04	水道維持課	ﾄﾖｴｰｽｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
292	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 94-81	CA04	水道維持課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
293	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 95-66	CA04	水道維持課	ﾀﾞｲﾅﾀﾞﾝﾌﾟ
294	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 95-64	CA04	水道維持課	ﾀﾞｲﾅﾀﾞﾝﾌﾟ
295	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 07-40	CA04	水道維持課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
296	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 40-94	CA04	水道維持課	ﾀｳﾝｴｰｽﾊﾞﾝ
297	普通特種	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 50-61	CA04	水道維持課	三菱 1.6t 給水車
298	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 80-66	CA04	水道維持課	ﾋﾉ 3t ダンプ
299	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 19-24	CA04	水道維持課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
300	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 46-57	CA04	水道維持課	ﾀﾞｲﾅｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞｰ
301	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 83-01	CA04	水道維持課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
302	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 99-50	CA04	水道維持課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
303	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 63-84	CA05	上水運用センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
304	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 40-99	CA05	上水運用センター	ﾀﾞｲﾅｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
305	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 89-75	CA05	上水運用センター	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
306	小型特種	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 20-38	CA05	上水運用センター	ﾋﾉ 2t 給水車

307	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 92-72	CA05	上水運用センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
308	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 92-73	CA05	上水運用センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
309	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 8-83	CA05	上水運用センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
310	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 92-74	CA05	上水運用センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
312	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 8-82	CA05	上水運用センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
313	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 8-84	CA05	上水運用センター	ﾊｲｴｰｽﾊﾞﾝ
314	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 む 16-31	CA05	上水運用センター	ｼﾞﾑﾆｰｼｴﾗ
315	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 63-85	CA05	上水運用センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
316	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 う 70-92	CA05	上水運用センター	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ
317	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 96-38	CA05	上水運用センター	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
318	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 96-39	CA05	上水運用センター	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
319	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 む 16-32	CA05	上水運用センター	ｼﾞﾑﾆｰｼｴﾗ
320	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 30-20	CA05	上水運用センター	ﾀﾞｲﾅｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
321	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 56-33	CA05	上水運用センター	ﾄﾖｴｰｽｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ
322	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 か 80-44	CA05	上水運用センター	ｷｬﾘｰ
323	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 か 80-43	CA05	上水運用センター	ｷｬﾘｰ
324	普通特種	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 20-37	CA05	上水運用センター	ﾋﾉ 2t 給水車
325	普通特種	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 800 さ 49-11	CA05	上水運用センター	いすゞ 3ｔ給水車
326	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 82-80	CA05	上水運用センター	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
327	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 1-87	CA05	上水運用センター	ﾄﾖｴｰｽﾀﾞﾝﾌﾟ(ﾕﾆｯｸ)
328	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 う 70-26	CA07	下水道建設課	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ
329	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 92-38	CA07	下水道建設課	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ
330	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 や 55-99	CA12	（上下水）総務課	RAV4
331	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 や 56-00	CA12	（上下水）総務課	ﾉｱ
332	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 01-20	CA14	下水道施設課	ﾄﾖｴｰｽﾀﾞﾝﾌﾟ
333	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 う 74-16	CA14	下水道施設課	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ

						（4WD）
334	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 あ 60-52	CA14	下水道施設課	ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ
335	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 05-80	CA14	下水道施設課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
336	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 91-82	CA14	下水道施設課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
337	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 07-37	CA14	下水道施設課	ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ
338	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 85-97	CA14	下水道施設課	ﾀｳﾝｴｰｽﾊﾞﾝ
339	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 74-32	CA14	下水道施設課	ﾋﾟｸｼｽﾊﾞﾝ

※車両更新等による、登録予定車両を含む。（水道局（上下水）総務課、（総）庶務課、防災対策課）

2　舟艇の保有状況

（令和７年４月１日現在）

用　途	水防倉庫（※を除く。）	ポータボート	アルミボート	ゴムボート	船外機
水防用	矢作川豊田防災ステーション	2			2
	足助消防署			1	
	下山出張所	1			
	旭出張所			1	
	稲武出張所			1	
	北消防署		1		
	藤岡小原分署	1			
	保見出張所※		1		
	力石出張所※		1		
	中消防署※				
	東分署		1		
	逢妻分署		1		
	松平出張所	1			
	南消防署		2		
	西分署※		~~1~~	1	
	末野原分署	1			
	高岡出張所		1		
	小原水防倉庫			1	
	小坂詰所格納庫※			1	
	古瀬間詰所格納庫※			1	
	豊栄詰所格納庫※			1	
	花本詰所格納庫※			1	
合計		6	8	9	2

（（消）総務課）

（令和７年4月1日現在）

用　途	施　設	ポータボート	アルミボート	ゴムボート	船外機
救助業務用	足助消防署			1	1
	北消防署			2	2
	中消防署			1	1
	南消防署			1	1
合計		0	0	5	5

（警防救急課）

3　緊急時ヘリポート可能箇所一覧

（令和７年4月1日現在）

名　　称	所在地	電話番号	施設管理者	面積（㎡）	幅(m)＊長さ(m)	至近水利までの距離（m）	経度（東経）	緯度（北緯）	機種別
挙母小学校グランド	平芝町1-1-1	0565-31-0193	学校長	13,326	70*90	70	137 09 36	35 05 22	小型
前山小学校グランド	前山町1-24	0565-28-0192	学校長	16,217	100*11O	70	137 10 15	35 02 53	小型
平井小学校グランド	百々町5-60	0565-80-3011	学校長	11,881	90*130	90	137 11 52	35 06 02	中型
高嶺小学校グランド	広美町高根2-1	0565-21-0026	学校長	14,075	65*80	40	137 07 33	35 00 16	小型
大林小学校グランド	大林町14-133	0565-28-2526	学校長	10,323	65*120	50	137 08 49	35 02 43	小型
青木小学校グランド	青木町4-5	0565-45-0025	学校長	11,217	70*120	75	137 10 56	35 06 57	中型
猿投台中学校グランド	青木町3-80	0565-45-0039	学校長	20,878	60*100	70	137 10 59	35 07 01	小型
崇化館中学校グランド	栄町2-6	0565-31-0197	学校長	18,470	60*90	80	137 09 14	35 05 44	小型
朝日丘中学校グランド	朝日ケ丘5-34	0565-32-0198	学校長	8,213	85*125	110	137 08 54	35 04 30	中型
豊南中学校グランド	水源町1-17	0565-28-0947	学校長	28,724	90*155	110	137 10 29	35 02 51	大型
高岡中学校グランド	若林西町広崎82	0565-52-1830	学校長	19,868	120*125	100	137 05 25	35 01 52	中型
猿投中学校グランド	加納町東股15	0565-45-0264	学校長	10,958	70*90	140	137 09 57	35 09 13	小型
豊田工業高等専門学校グランド	栄生町2-1	0565-32-8811	学校長	29,000	105*225	130	137 09 09	35 06 01	大型
松平高等学校グランド	鵜ケ瀬町桐山1	0565-58-1144	学校長	28,114	125*150	80	137 13 16	35 03 36	大型
白浜公園野球場	日之出町7-25	0565-31-1212	豊田市長	19,784	150*90	100	137 10 08	35 05 01	大型
豊田北高等学校グランド	千石町2-100-1	0565-80-5111	学校長	22400	215*112	50	137 10 54	35 05 17	中型
矢作緑地越戸公園	越戸町寺前	0565-34-6621	豊田市長	8,591	121*71	200	137 11 65	35 06 34	中型
豊田市消防本部	長興寺5-17-1	0565-35-9720	消防長	5,000	125*41	80	137 10 14	35 03 55	中型
豊田市運動公園陸上競技場	高町東山4-97	0565-45-4855	豊田市長	23,300	122*191	50	137 11 35	35 07 82	中型

名　　称	所在地	電話番号	施設 管理者	面積 (㎡)	幅(m) * 長さ(m)	至近水利までの距離 (m)	経度 (東経)	緯度 (北緯)	機種別
保見中学校 グランド	保見町 北山18	0565-48-8026	学校長	13,730	88*156	30	137 08 05	35 08 28	中型
柳川瀬公園体 育館グランド	畝部東町 稲荷25	0565-21-2232	豊田市長	26,500	154*172	50	137 09 12	34 59 60	中型
石野中学校 グランド	力石町 中切258-4	0565-41-2016	学校長	12,300	127*97	30	137 13 88	35 08 42	中型
若園中学校 グランド	花園町 脇野ノ田13-3	0565-52-2233	学校長	12,700	118*108	30	137 05 43	35 00 63	中型
矢作川豊田防災ｽﾃｰｼｮﾝﾍﾘﾎﾟｰﾄ	森町1-90	0565-34-6750	豊田市長	18,000	178*101	50	137 09 62	35 04 87	中型
愛知緑化ｾﾝﾀｰ 第２駐車場	西中山町 猿田21-1	0565-76-2106	所長	5,000	35*140	150	137 11 38	35 09 05	小型
愛知緑化ｾﾝﾀｰ 第３駐車場	西中山町 猿田21-1	0565-76-2106	所長	8,000	60*112	70	137 11 52	35 09 08	中型
本館前 芝生大広場	西中山町 猿田21-1	0565-76-2106	所長	4,000	40*105	50	137 11 44	35 09 15	小型
中山小学校 グランド	西中山町 蔵屋敷61	0565-76-2509	学校長	7,164	96*103	100	137 11 34	35 09 32	中型
藤岡地区 ヘリポート	深見町 岩花1067-1	0565-35-9701	消防長	26,000	75*100		137 12 10	35 10 30	大型
藤岡ｺﾐｭﾆﾃｨ広場	藤岡飯野町 井ノ脇401	0565-76-1612	豊田市長	9,849	60*147	100	137 12 41	35 11 47	小型
飯野小学校 グランド	藤岡飯野町 弥治前1095	0565-76-2504	学校長	10,679	50*93	100	137 12 48	35 11 42	小型
藤岡中学校 グランド	木瀬町 稽古屋1163-3	0565-76-2521	学校長	24,149	79*146	200	137 13 15	35 11 58	大型
加茂丘高等学校 グランド	藤岡飯野町 太田代1137-30	0565-76-2241	学校長	14,400	115*133	200	137 13 38	35 11 30	大型
小原ふれあい 公園	小原町 孫八456	0565-65-2001	豊田市長	13,000	80*80	50	137 17 15	35 13 38	中型
道慈小学校 グランド	千洗町 道慈382-3	0565-65-2023	学校長	4,586	50*60	40	137 15 46	35 14 28	小型
小原中部小学校 グランド	遊屋町 向垣内191	0565-65-3002	学校長	14,621	80*90	150	137 17 40	35 14 18	中型
緑の公園 多目的広場	市場町 陣出879	0565-66-0220	豊田市長	10,000	80*100	300	137 17 57	35 13 47	大型
小原中学校 グランド	永太郎町 馬場59	0565-65-3011	学校長	6,082	50*90	100	137 17 58	35 14 17	中型
足助高等学校 グランド	岩神町 川原5	0565-62-1661	学校長	5,635	80*130	20	137 18 39	35 07 38	中型

名　　称	所在地	電話番号	施設管理者	面積（㎡）	幅(m)＊長さ(m)	至近水利までの距離（m）	経度（東経）	緯度（北緯）	機種別
足助消防署 場外離着陸場	桑田和町 中貝戸6	0565-62-0119	消防長	4,114	60*60		137 21 07	35 08 36	小型
下山中学校 グランド	大沼町 青木1	0565-90-2140	学校長	35,200	100*160	50	137 19 03	35 02 15	中型
愛知県 総合射撃場	宇連野町 ウネ畑12-95	0565-90-3971	場長	20,000			137 25 49	35 03 13	大型
下山地区 ヘリポート	大沼町 八沢118-1	0565-35-9701	消防長	2,000	100*200	50	137 19 22	35 02 30	中型
小渡小学校	下切戸町 平田3012-1	0565-68-2326	学校長	7,100	60*100	50	137 21 56	35 13 51	小型
旭中学校	杉本町 羽根1-1	0565-68-2131	学校長	1,444	38*38	290	137 22 09	35 12 04	中型
旭高原広場	余平町 梶呂畑51-1	0565-68-2755	理事長	10,000	100*100		137 24 38	35 12 57	中型
矢作川池島公園	池島町 坂口18-1	0565-68-2211	豊田市長	14,000	70*200	50	137 18 48	35 12 03	大型
矢作川島崎公園	島崎町 川原	0565-68-2211	豊田市長	6,300	70*90	30	137 21 41	35 13 27	小型
矢作川時瀬公園	時瀬町 仲島1	0565-62-0604	豊田市長	20,000	100*200	30	137 22 45	35 14 15	大型
稲武出張所 ヘリポート	稲武町 宮ノヒラ8-13	0565-82-3099	消防長	2,229	45*50	50	137 30 55	35 13 01	大型
黒田ダム	黒田町 休石	0565-82-2384	黒田区			100	137 28 60	35 11 00	小型
野外学習ｾﾝﾀｰ	富永町 ﾖｼｶﾞﾀｲﾗ15	052-961-1111	名古屋市長			10	137 27 96	35 12 10	小型

（警防救急課）

4　名古屋市航空機隊飛行場外離着陸場（市内）

（令和７年4月1日現在）

名　　称	所　在　地	電話番号	施設等管理者	経度（東経）			緯度（北緯）		
				度	分	秒	度	分	秒
藤岡地区ヘリポート	深見町岩花1067-1	0565-35-9701	豊田市	137	12	10	35	10	30
足助消防署ヘリポート	桑田和町中貝戸6	0565-62-0119	豊田市	137	21	07	35	08	36
旭中学校ヘリポート	杉本町羽根1-1	0565-68-2131	豊田市	137	22	09	35	12	04
矢作川豊田防災ステーションヘリポート	森町1-90	0565-35-9717	豊田市	137	09	62	35	04	87
消防本部ヘリポート	長興寺5-17-1	0565-35-9701	豊田市	137	10	14	35	03	55
稲武出張所ヘリポート	稲武町宮ノヒラ8-13	0565-82-3099	豊田市	137	30	55	35	13	01
緑の公園ヘリポート	市場町陣出875	0565-65-2001	豊田市	137	17	57	35	13	47
下山地区ヘリポート	大沼町八沢118-1	0565-35-9701	豊田市	137	19	22	35	02	30

（警防救急課）

第６　要員の確保

１　愛知県登録防災ボランティアグループ

（令和８年3月31日現在）

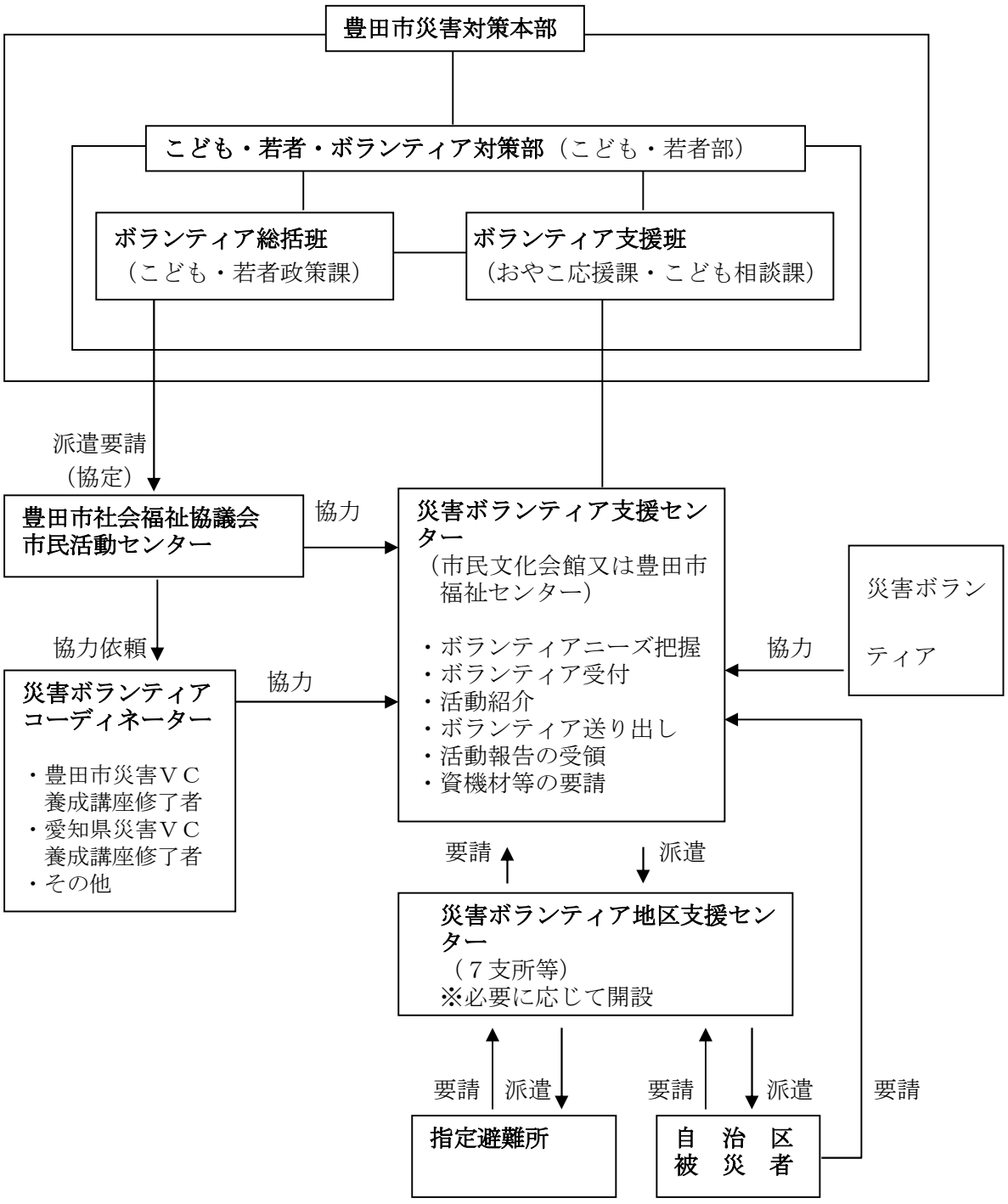
登録証番号	グループ名	活動員	活動内容	活動地域
7消第21-3号	中部防災ボランティア	11	一般作業、物資運搬、船舶、太陽光発電等	全国
7消第21-4号	小操研(こそうけん)	14	一般作業	三河地区
10消第21-5号	愛知災害救助犬協会	20	捜索	県内
11消第21-4号	SeRV中京	90	一般作業	愛知、岐阜、三重
14防第21-1号	愛知県少林寺拳法連盟	34	一般作業	県内
14防第21-2号	特定非営利活動法人レスキューストックヤード	37	一般作業	県内

（注）上記に掲載したグループは、本市を活動地域としている。

（愛知県地域防災計画付属資料編）

（防災対策課）

2　ボランティア受け入れ体制の整備



（こども・若者政策課、おやこ応援課、こども相談課）

第７　地震防災緊急事業五箇年計画事業

地震防災緊急事業五箇年計画事業概要一覧（豊田市分）

事業項目	事業名	事業量※1	経費の概算額（百万円）	整備予定年度※2	備考
１号 避難地					
３号 消防用施設	消防防災施設整備事業	28箇所	324	H29～H32	豊田
４号 消防活動用道路					
5-1 号 緊急輸送道路					
5-2 号 緊急輸送交通管制施設					
６号 共同溝等	道路事業	７箇所 4.7km	2,400	H28～H32	豊田
７号 医療機関	災害時拠点強靭化緊急促進事業（豊田厚生病院）	１施設	16	H28	豊田
9-1 号 公立小中学校等（校舎）					
11 号公的建造物					
13-1 号 砂防設備					
13-2 号 保安施設					
13-3 号 地すべり防止施設					
13-4 号 急傾斜地崩壊防止施設※2	急傾斜地崩壊対策事業	22箇所	2,559	H28～H32	豊田他
	急傾斜地崩壊対策事業（県）	４箇所	392	H28～H32	豊田他
13-5 号 ため池	農村地域防災減災事業(防災ダム事業)	9箇所	111	R4～R8	豊田
15 号 防災行政無線					
16 号 飲料水・電源施設等					
17 号 備蓄倉庫					
19 号 老朽住宅密集対策					

※1　事業量は整備予定の総数を記載。

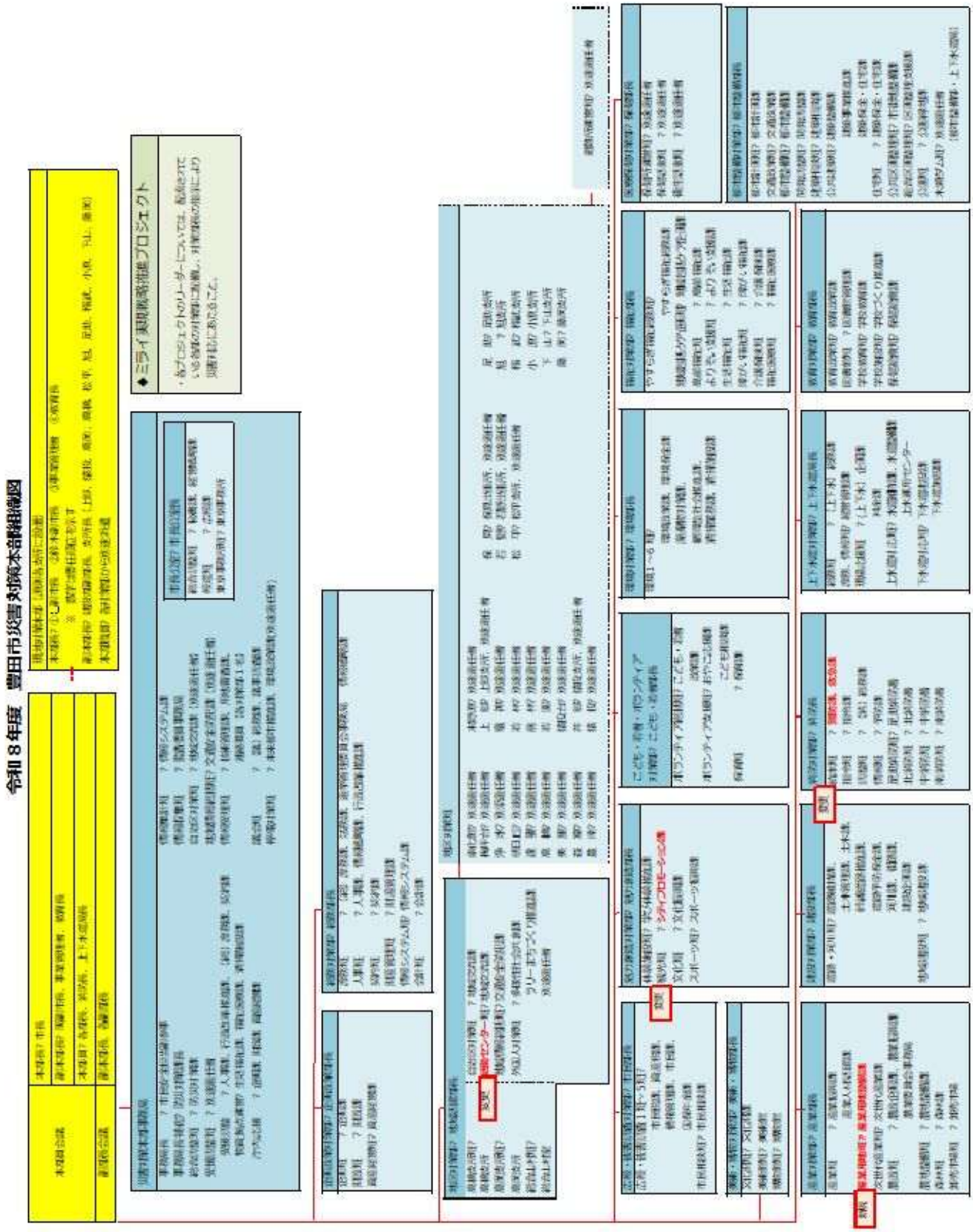
※2　事業が完了していない場合は予定事業数を記載。

（防災対策課）

第８　防災組織等

１　市の防災組織

（１）豊田市災害対策本部



（2）豊田市災害対策本部事務分掌

対策部名・対策班名			事務分掌
災害対策本部事務局 事務局長：地域振興部市民安全室長 事務局長補佐：防災対策課長			1　災害対策本部の運営統括に関すること。
	総合調整班（防災対策課） 班　長：防災対策課長（兼務）		1　災害対策本部の庶務に関すること。 2　県災害対策本部及び豊田加茂駐在との連絡調整に関すること。 3　防災関係機関等との連絡調整に関すること。 4　自衛隊の派遣要請に関すること。 5　災害救助法事務の取りまとめに関すること。 6　防災情報機器の管理、運用に関すること。 7　災害対策に係る全体調整に関すること。 8　各対策部の総合調整に関すること。
	市長公室	**長：市長公室長** **総合調整班（秘書課、経営戦略課）** 班　長：秘書課長 副班長：経営戦略課長	1　災害対策本部員会議に関すること。 2　災害情報の分析に関すること。 3　各対策部の総合調整に関すること。 4　災害巡視に関すること。 5　災害視察者及び見舞者の対応に関すること。
		報道班（市政発信課） 班　長：市政発信課長	1　災害広報の統括に関すること。 2　報道機関への対応に関すること。 3　災害写真・ビデオ等の作成に関すること。
		東京事務所班（東京事務所） 班　長：東京事務所長	1　各省庁、その他関係機関との連絡調整に関すること。 2　出向職員の安否確認
	議会班(（議）総務課、議事調査課) 班　長：議会局長		1　議員との連絡調整に関すること。
	受援調整班（別途選任者） （人事課、行政改革推進課、（総）庶務課、契約課、企画課、財政課、都市計画課、生活福祉課、福祉医療課、清掃施設課） 班　長：別途選任者		1　県及び他の地方公共団体等に対する人的・物的支援の要請及び、受入れに関すること。 2　企業、NPO 等からの応援に関する連絡調整、受入れに関すること。 3　物資調達及び受入れに関する全体的な調整、配分方針検討に関すること。 4　物資の受入れ及び配分に関すること。 5　市が求める応援に関する他機関等への情報提供及び情報発信に関すること。 6　災害対策本部職員の応援に関すること。
	情報集計班（情報システム課） 班　長：情報システム課長		1　災害情報の取りまとめに関すること。 2　災害情報の記録に関すること。 3　災害対策本部内への情報提供に関すること。

	情報受理班（技術管理課、用地審査課、連絡要員（各対策部１名※）） 班　長：検査監 副班長：別途選任者 ➢※地域振興部は自治区対策班員及び地域情報総括班員が兼務	1　市民等からの情報受理に関すること。 2　各対策部の受援連絡に関すること。
	情報収集班（監査委員事務局） 班　長：監査委員事務局長 副班長：監査委員事務局副局長	1　国、県管理道路の被害状況及び交通規制等の情報収集に関すること。 2　ライフラインの被害状況及び対応状況等の情報収集に関すること。 3　公共交通機関の被害及び運行状況等の情報収集に関すること。 4　雨量、水位、気象等の情報収集に関すること。 5　周辺市町村の被災状況の情報収集に関すること。 6　災害対策本部内への情報提供に関すること。 7　国、県、警察、公共交通機関、ライフライン等関係機関との連絡調整に関すること。
	自治区対策班（地域支援課（別途選任者）） 班　長：地域支援課長	1　自治区との連絡調整に関すること。 2　自治区安否確認に関すること。
	地域情報総括班（交通安全防犯課（別途選任者）） 班　長：交通安全防犯課長	1　避難者名簿の取りまとめに関すること。 2　避難所施設管理者との連絡調整に関すること。
	停電対策班(未来都市推進課、環境政策課(別途選任者) 班　長：未来都市推進課長	1　停電発生時、ライフライン事業者や建設部局と調整、給電車の配車に関すること。 2　受援調整班(庁内応援)等との連絡調整に関すること。
企画政策対策部（企画政策部） 部　長：企画政策部長 副部長：企画政策部副部長		1　災害に伴う予算に関すること。 2　復興計画の総括に関すること。
	企画班（企画課） 班　長：企画課長 副班長：未来都市推進課長	1　部内の応援に関すること。
	財政班（財政課） 班　長：財政課長	1　災害救助に伴う予算経理に関すること。
	都市計画班（都市計画課） 班　長：都市計画課長	1　復興計画の総括に関すること。 2　土地利用の総合調整に関すること。
	資産経営班（資産経営課） 班　長：資産経営課長	1 国県道の被害に関すること。 2 復興計画に関すること。

総務対策部（総務部、選挙管理委員会事務局、会計課） 部　長：総務部長 副部長：総務部副部長		1　災害時行政一般に関すること。 2　職員に関すること。 3　緊急物品等に関すること。 4　本庁舎の管理に関すること。
	庶務班 **（（総）庶務課、法務課、選挙管理委員会事務局** **情報戦略課）** 班　長：（総）庶務課長 副班長：法務課長	1　公用車の管理・運用に関すること。 2　支援物資の緊急輸送に関すること。 3　法律相談に関すること。
	人事班（人事課、行政改革推進課） 班　長：人事課長 副班長：行政改革推進課長	1　職員の動員及び服務に関すること。 2　職員の厚生及び給食に関すること。
	契約班（契約課） 班　長：契約課長	1　緊急物品等の調達、保管、配分に関すること。
	財産管理班（財産管理課） 班　長：財産管理課長	1　本庁舎の防災対策の総括に関すること。 2　庁舎及び所管財産の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 3　庁舎及び所管財産の管理、運用に関すること。 4　公有財産の緊急使用に関すること。
	会計班（会計課） 班　長：会計管理者兼会計課長	1　災害対策における出納に関すること。
地区対策部（地域振興部） 部　長：地域振興部長 副部長：地域振興部自治推進室長		1　自治区に関すること。 2　地域に関すること。 3　避難所、緊急避難場所に関すること。 4　地区対策班・避難所運営班の総括に関すること。
	高橋支所班（高橋支所） 班　長：高橋支所長	1　部内の応援に関すること。
	高岡支所班（高岡支所） 班　長：高岡支所長	1　ボランティア地区支援センターの開設及び運営支援に関すること。 2　部内の応援に関すること。
	自治区対策班（地域支援課） 班　長：地域支援課	1　自治区との連絡調整に関すること。 2　自治区安否確認に関すること。 ※　災害対策本部事務局と連携対応
	地域情報総括班（交通安全防犯課） 班　長：交通安全防犯課長	1　避難者名簿の取りまとめに関すること。 2　避難所施設管理者との連絡調整に関すること。 ※　災害対策本部事務局と連携対応

	崇化館地区対策班（別途選任者） 梅坪台地区対策班（別途選任者） 浄　水地区対策班（別途選任者）※ 朝日丘地区対策班（別途選任者）※ 逢　妻地区対策班（別途選任者）※ 高　橋地区対策班（別途選任者） 美　里地区対策班（別途選任者）※ 益　富地区対策班（別途選任者） 豊　南地区対策班（別途選任者）※ 末野原地区対策班（別途選任者）※ 竜　神地区対策班（別途選任者）※ 若　林地区対策班（別途選任者）※ 前　林地区対策班（別途選任者）※ 若　園地区対策班（別途選任者）※ 猿投台地区対策班（別途選任者） 猿　投地区対策班（別途選任者） 保　見地区対策班：保見出張所（別途選任者） 石　野地区対策班：石野出張所（別途選任者） 上　郷地区対策班：上郷支所（別途選任者）※ 井　郷地区対策班：猿投支所（別途選任者）※ 松　平地区対策班：松平支所（別途選任者） 班　長：別途選任者 副班長：別途選任者	1　地区内の被害情報の収集に関すること。 2　地区内の自治区、自主防災会、消防団等との連絡調整及び連携した災害対応に関すること。 3　地区内の避難所、緊急避難場所の総括に関すること。 4　地区内の避難者名簿の取りまとめに関すること。 5　地区内の避難所、緊急避難場所への物資輸送に関すること。 6　備蓄倉庫の運用管理に関すること。 7　福祉避難所の開設及び人員派遣の要請に関すること。 8　応急救護所の開設及び人員派遣の要請に関すること。（該当の地区対策班のみ（左記※印）） 9　ボランティアの派遣要請に関すること。 10　遺体安置所の運営等に関すること。 11　担当地区対策班内の人員調整に関すること (地区対⇔避難所、避難所⇔避難所) 12　一時車両退避場所の開設に関すること
	旭　地区対策班（旭支所） 班　長：旭支所長 足　助地区対策班（足助支所）※ 班　長：足助支所長 稲　武地区対策班（稲武支所） 班　長：稲武支所長 小　原地区対策班（小原支所） 班　長：小原支所長 下　山地区対策班（下山支所） 班　長：下山支所長 藤　岡地区対策班（藤岡支所）※ 班　長：藤岡支所長	1　災害対策本部との連絡調整に関すること。 2　地区内の被害情報の収集に関すること。 3　地区内の公共施設の応急復旧に関すること。 4　地区内の自治区、自主防災会、消防団等との連絡調整及び連携した災害対応に関すること。 5　地区内の避難所、緊急避難場所の総括に関すること。 6　地区内の避難者名簿の取りまとめに関すること。 7　地区内の避難所、緊急避難場所への物資輸送に関すること。 8　地区内の広報活動に関すること。 9　備蓄倉庫の運用管理に関すること。 10　福祉避難所の開設及び人員派遣の要請に関すること。 11　応急救護所の開設及び人員派遣の要請に関すること。（該当の地区対策班のみ（左記※印）） 12　ボランティアの派遣要請に関すること

		13　ボランティア地区支援センターの開設及び運営支援に関すること。 14　遺体安置所の運営等に関すること。 15　担当地区対策班内の人員調整に関すること (地区対⇔避難所、避難所⇔避難所) 16　一時車両退避場所の開設に関すること
	避難所運営班（別途選任者） 班　長：別途選任者 副班長：別途選任者	1　避難所、緊急避難場所の開設、閉鎖に関すること。 2　避難所、緊急避難場所の運営支援に関すること。 3　避難所、緊急避難場所の避難者名簿作成に関すること。
広報・被害調査対策部（市民部） 部　長：市民部長 副部長：市民部副部長		1　広報活動に関すること。 2　被害調査に関すること。 3　り災証明に関すること。 4　被災者相談に関すること。
	広報・被害調査１班～５班（市民税課、資産税課、債権管理課、市民課、国保年金課） １班　長：市民税課長 ２班　長：資産税課長 ３班　長：債権管理課長 ４班　長：市民課長 ５班　長：国保年金課長	1　広報車による広報活動に関すること。 2　被災家屋等の被害調査に関すること。 3　り災台帳の作成に関すること。 4　り災証明の発行に関すること。 5　住民票情報の提供及び埋火葬に関すること。
	市民相談班（市民相談課） 班　長：市民相談課長	1　被災者相談窓口の総括に関すること。
生涯活躍対策部（生涯活躍部） 部　長：生涯活躍部長 副部長：生涯活躍部副部長		1　文化施設に関すること。 2　体育施設に関すること。
	市民活躍対策班（市民活躍支援課） 班　長：市民活躍支援課長	1　社会教育施設及び生涯学習関連施設の被害調査に関すること。 2　社会教育施設及び生涯学習関連施設の応急復旧及び対応状況の把握に関すること。 3　災害ボランティア支援センター及び地区支援センター関連業務の応援に関すること。
	文化班（文化振興課） 班　長：文化振興課長	1　文化施設の被害調査及び対応状況の把握に関すること。 2　文化振興財団との連絡調整に関すること。
	スポーツ班（スポーツ振興課） 班　長：スポーツ振興課長 副班長：スポーツ振興副課長	1　体育施設の被害調査及び対応状況の把握に関すること。

	美術・博物対策部 部　長：美術・博物部長 副部長：美術・博物副部長	
	文化財班（文化財課） 班　長：文化財課長	1　文化財施設の被害調査及び対応状況の把握に関すること。
	美術館班（美術館） 班　長：美術館副館長	1　美術館の被害調査及び対応状況の把握に関すること。 2　部内の応援に関すること。
	博物館班（博物館） 班　長：博物館長	1　博物館の被害調査及び対応状況の把握に関すること。 2　部内の応援に関すること。
	外国人対策班 **（国際まちづくり推進課、** **ラリーまちづくり推進課、別途選任者）** 班　長：国際まちづくり推進課長 副班長：ラリーまちづくり推進課長	1　外国人対応の総括に関すること。（国際交流協会との連携）
こども・若者・ボランティア対策部（こども・若者部） 部　長：こども・若者部長 副部長：こども・若者部副部長 つながりミライプロジェクトリーダー		1　災害ボランティア支援センター及び地区支援センターに関すること。 2　児童及び家庭の支援に関すること。 3　こども園に関すること。 4　青少年施設に関すること。 5　放課後児童クラブに関すること。
	ボランティア総括班（こども・若者政策課） 班　長：こども・若者政策課長	1　災害ボランティア支援センター及び地区支援センターの総括に関すること。 2　青少年施設及び放課後児童クラブの被害状況及び対応状況の取りまとめに関すること。 3　青少年施設及び放課後児童クラブの被害調査及び応急復旧に関すること。 4　被災児童（放課後児童クラブ）の対策に関すること。
	ボランティア支援班（こども家庭課） 班　長：おやこ応援課長 副班長：こども相談課副課長	1　災害ボランティア支援センターの運営支援に関すること。 2　災害ボランティア地区支援センターとの連絡調整に関すること。 3　震災遺児・孤児の対応に関すること。 4　豊田加茂児童・障害者相談センターとの連絡調整に関すること。 5　母子生活支援施設及び児童養護施設との連絡調整に関すること。 6　災害時保健活動に関すること。
	保育班（保育課） 班　長：保育課長	1　所管する施設の被害状況及び対応状況の取りまとめに関すること。 2　被災園児等の対策に関すること。

環境対策部（環境部） 部　長：環境部長 副部長：環境部副部長		1　環境保全に関すること。 2　廃棄物の処理及び清掃に関すること。
	環境１～６班（環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、循環型社会推進課、清掃業務課、清掃施設課） **１班　長：**環境政策課長 **２班　長：**環境保全課長 **３班　長：**廃棄物対策課長 **４班　長：**循環型社会推進課長 **５班　長：**清掃業務課長 **６班　長：**清掃施設課長	1　災害廃棄物処理に関すること。 2　環境汚染物の処理対策に関すること。 3　ごみ、し尿処理に関すること。
福祉対策部（福祉部） 部　長：福祉部長 副部長：福祉部副部長		1　要配慮者に関すること。 2　福祉に関すること。 3　災害見舞金等の支給に関すること。
	総務監査班（総務監査課） 班　長：総務監査課長	1　福祉対策部の総括に関すること。 2　社会福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 3　火葬に関すること。 4　義援金の受入れ及び配分に関すること。
	地域包括ケア企画班（地域包括ケア企画課） 班　長：地域包括ケア企画課長	1　福祉総合相談班の応援に関すること。
	高齢福祉班（高齢福祉課） 班　長：高齢福祉課長	1　要配慮者（高齢者）対策に関すること。
	よりそい支援班（よりそい支援課） 班　長：よりそい支援課長	1　避難行動要支援者に関すること。 2　民生委員との連絡調整に関すること。 3　災害見舞金、災害弔慰金の支給に関すること。 4　被災者の生活支援に関すること。
	生活福祉班（生活福祉課） 班　長：生活福祉課長	1　身元が判明しない又は身元引受人がいない遺体の扱いに関すること。 2　生活保護受給者の安否確認及び支援措置に関すること。
	障がい福祉班（障がい福祉課） 班　長：障がい福祉課長	1　要配慮者（障がい者）対策に関すること。
	介護保険班（介護保険課） 班　長：介護保険課長	1　介護保険事業の運営に関すること。 2　災害減免に関すること。 3　介護保険認定業務に関すること。
	福祉医療班（福祉医療課） 班　長：福祉医療課長	1　生活福祉班の応援に関すること。

医療保健対策部（保健部） 部　長：保健部長 副部長：保健部副部長、 保健部保健担当専門監 保健部健康危機管理担当専門監		1　災害時医療に関すること。 2　保健衛生に関すること。
	保健所運営班（別途選任者） 班　長：健康政策課長 副班長：保健支援課長	1　医療保健対策部の総括に関すること。 2　医療救護本部の準備及び運営に関すること。 3　個別ケースの調整に関すること。 4　医療機関、応急救護所、避難所等の情報の収集及び 分析（の準備）に関すること。 5　医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関 すること。 6　国・他自治体等との連絡調整に関すること。 7　外部応援医療救護チーム等との連絡調整に関する こと。 8　重軽傷者数の把握に関すること。 9　医薬品等の調達に関すること。
	保健活動班（別途選任者） 班　長：健康づくり応援課長	1　応急救護所の運営・支援に関すること。 2　応急救護所・避難所等の保健活動に関すること。 3　派遣保健師らの活動の調整に関すること。
	衛生活動班（別途選任者） 班　長：感染症予防課長 副班長：保健衛生課長	1　食品衛生に関すること。 2　災害時のペットに関すること。 3　感染症予防に関すること。 4　防疫活動に関すること。
産業対策部（産業部、農業委員会事務局） 部　長：産業部長 副部長：商工振興室長、 農林振興室長		1　農業、林業及び水産業に関すること。 2　工業、商業及び労働行政に関すること。
	産業労働班（産業労働課） 班　長：産業労働課長	1　工業被害の調査及び状況把握に関すること。 2　被災勤労者対策に関すること。
	次世代産業班（次世代産業課） 班　長：次世代産業課長	1　産業労働班の応援に関すること。
	商業観光班（商業観光課） 班　長：商業観光課長	1　商業及び観光施設の被害調査及び状況把握に関すること。 2　被災事業者対策に関すること。 3　豊田市駅前の帰宅困難者対策に関すること。

	農政班（農政企画課、農業振興課、農業委員会事務局） 班　長：農政企画課長 副班長：農業振興課長	1　農業の被害調査及び状況把握に関すること。 2　被災農家対策に関すること。
	農地整備班（農地整備課） 班　長：農地整備課長	1　農地及び農業用施設の被害調査及び状況把握に関すること。 2　農業用排水機場及び排水路等所管施設の保全並びに運用管理に関すること。 3　農業用排水機場及び排水路等所管施設の応急復旧に関すること。 4　土地改良区との連絡調整に関すること。
	森林班（森林課） 班　長：森林課長	1　林道等所管施設の応急復旧に関すること。 2　山地被害地の状況把握及び治山事業等の要望に関すること。
	卸売市場班（卸売市場） 班　長：卸売市場長	1　生鮮食品等の調達に係る公設市場間調整に関すること。
建設対策部（建設部） 部　長：建設部長 副部長：建設部副部長 用地担当専門監 維持管理担当専門監		1　道路に関すること。 2　河川に関すること。
	道路・河川班　（建設企画課、幹線道路推進課、土木管理課、道路維持課、道路予防保全課、街路課、土木課、河川課） 班　長：別途選任者	1　道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の被災情報の収集に関すること。 2　道路・橋りょう等危険箇所について通行止めなど2次災害防止のための措置に関すること(道路法46条通行の禁止又は制限の事項を含む。）。 3　道路・橋りょう・河川・水路等所管施設の被害状況調査に関すること。 4　豊田市災害対策協定業者等との連携による、応急復こと。 5　河川、水路等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6　排水ポンプ車の配備に関すること。

	地域建設班（地域建設課） 班　長：地域建設課長	1　足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の被災情報の収集に関すること。 2　足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路・橋りょう等危険箇所について通行止めなど２次災害防止のための措置に関すること(道路法 46 条通行の禁止又は制限の事項を含む。）。 3　足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の被害状況調査に関すること。 4　足助、下山、旭、稲武支所管内における豊田市災害対策協定業者等との連携による、応急復旧に関すること。
消防対策部（消防本部） 部　長：消防長 副部長：消防次長 総務担当管理監 警防救急・指令担当専門監 予防担当専門監		1　消防事務に関すること。
	統制班（警防救急課） 班　長：警防救急課長	1　消防指揮本部各班の調整に関すること。 2　消防活動組織の編成及び運用調整に関すること。 3　消防指揮本部会議の運営に関すること。 4　消防機関との連絡調整に関すること。 5　県・市内進出拠点及び活動拠点への誘導に関すること。 6　指揮支援本部の設置に関すること。 7　緊急援助隊に関する総括事務に関すること。
	指令班（指令課） 班　長：指令課長	1　緊急通報の受信、指令に関すること。 2　消防無線の運用に関すること。 3　非常招集の実施に関すること。 4　一般電話の転送に関すること。 5　署迂回に関すること。
	調整班（（消）総務課） 班　長：（消）総務課長	1　市災害対策本部との連絡調整に関すること。 2　消防装備等の確保・配備に関すること。 3　消防職員及び家族の安否に関すること。 4　県調整本部への職員派遣に関すること。 5　消防庁舎の保全・修理に関すること。
	消防団班（（消）総務課） 班　長：消防団業務担当消防指司令長	1　消防団との連絡調整に関すること。 2　消防団の活動に関すること。 3　消防団活動の情報に関すること。

	情報班（予防課） 班　長：予防課長	1　緊急通報、出動状況の情報収集に関すること。 2　署指揮本部からの情報収集と連絡に関すること。 3　医療機関との調整に関すること。 4　災害即報に関すること。 5　ライフラインの情報に関すること 6　情報整理と分析に関すること。 7　災害状況等の情報収集に関すること。 8　総括的な記録作成に関すること。
	足助消防班（足助消防署） 班　長：足助消防署長	1　災害の警戒及び防止活動に関すること。 2　人命救助・救急及び避難に関すること。 3　被害状況等の収集に関すること。
	北消防班（北消防署） 班　長：北消防署長	
	中消防班（中消防署） 班　長：中消防署長	
	南消防班（南消防署） 班　長：南消防署長	
上下水道対策部（上下水道局） 部　長：上下水道局長 副部長：上下水道局副局長 ：上下水道局事業担当専門監 ：（上下水）総務課長		1　水道事業に関すること。 2　下水道事業に関すること。
	総務班（（上下水）総務課） 班　長：（上下水）総務課長（兼務）	1　上下水対策部の本部設置、運営に関すること。 2　上下水道に関わる情報発信に関すること。 3　災害応援要請（日本水道協会、下水道協会ほか）に関すること。 4　各種災害協定者への協力要請に関すること。 5　上下水道に関わる国、県への被害報告に関すること。 6　上下水道局全体の調整に関すること。
	庶務、情報班（経営管理課） 班　長：経営管理課長	1　受援体制の構築に関すること。 2　災害対応に伴う予算経理に関すること。 3　電話対応及び上下水道の被害状況等の収集、整理に関すること。
	現場応援班（（上下水）企画課、料金課） 班　長：（上下水）企画課長 副班長：料金課長	1　各班の応援、補助に関すること。 2　応急給水拠点（隣接自治体等の支援連絡管含む）の開設、開設補助に関すること。
	上水道対応班（水道維持課、水道整備課、上水運用センター） 班　長：水道維持課長 副班長：水道整備課長 上水運用センター所長	1　水道施設（管路、施設）の応急復旧に関すること。 2　水道施設（管路、施設）の被害調査に関すること。 3　水道応急復旧資機材の調達に関すること。 4　水道関係業者との連絡調整及び指示に関すること。

		5　水道施設（管路、施設）の管理、運用に関すること。 6　市民への応急給水、現地広報活動に関すること。（給水拠点選定などの計画立案を含む） 7　水道管路の通水、洗管及び水道水の水質に関すること。 8　上水道に関わる受援応援隊への作業指示に関すること。
	下水道対応班（下水道施設課、下水道建設課） 班　長：下水道施設課長 副班長：下水道建設課長	1　下水道施設（管路、施設ほか）の応急復旧に関すること。 2　下水道施設（管路、施設ほか）の被害調査、被害の把握に関すること。 3　下水道施設（管路、施設ほか）の管理、運用に関すること。 4　包括委託業者及び下水道関係業者との連絡、調整及び指示に関すること。 5　現地広報活動（使用禁止等）に関すること。 6　下水道に関わる受援応援隊への作業指示に関すること。 7　災害用便槽の排水に関すること。
教育対策部（教育部） 部　長：教育部長 副部長：教育部副部長 教育監		1　学校及びその他の教育施設に関すること。 2　学校に関すること。 3　児童生徒に関すること。
	教育政策班（教育政策課） 班　長：教育政策課長	1　学校及びその他の教育施設の被害状況及び対応状況の取りまとめに関すること。 2　市内のその他学校との連絡調整に関すること。
	図書館班（図書館管理課） 班　長：図書館管理課長	1　図書館の被害調査及び対応状況の把握に関すること。 2　部内の応援に関すること。
	学校教育班（学校教育課） 班　長：学校教育課長	1　被災児童生徒対策に関すること。 2　教職員の避難場所運営支援に関すること。
	学校施設班（学校づくり推進課） 班　長：学校づくり推進課長	1　市立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　市立学校等所管施設との連絡調整に関すること。
	保健給食班（保健給食課） 班　長：保健給食課長	1　被災児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。 2　学校給食センターの被害調査及び応急復旧に関すること。 3　学校給食センター及び給食関係団体を活用した給食対策に関すること。

都市整備対策部（都市整備部） 部　長：都市整備部長 副部長：都市整備部副部長、 区画整理担当副参事		1　公共施設に関すること。 2　住宅に関すること。 3　公園に関すること。
	交通政策班（交通政策課） 班　長：交通政策課長	1　所管する公共交通の運行に関すること。
	都市整備班（都市整備課） 班　長：都市整備課長	1　所管する公共施設等の保安措置に関すること。 2　所管する公共施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。
	開発調整班（開発調整課） 班　長：開発調整課長	1　被災宅地の危険度判定に関すること。
	建築相談班（建築相談課） 班　長：建築相談課長	1　被災建築物等の応急危険度判定に関すること。 2　被災市街地の建築制限に関すること。 3　住宅の応急修理に関すること。
	公共建築班（建築整備課、建築予防保全課） 班　長：建築整備課長 副班長：建築予防保全課長	1　応急仮設住宅の建設に関すること。 2　公共建築物及び附帯建築設備等の保安措置に関すること。 3　公共建築物及び附帯建築設備等の被害調査及び応急復旧に関すること。
	住宅班（定住促進課） 班　長：定住促進課長	1　市営住宅の保安措置に関すること。 2　市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 3　応急仮設住宅の入居管理に関すること。
	公共区画整理班（市街地整備課） 班　長：市街地整備課長	1　所管する公共施設等の保安措置に関すること。 2　所管する公共施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。
	組合区画整理班（区画整理支援課） 班　長：区画整理支援課長	1　所管する公共施設等の保安措置に関すること。 2　所管する公共施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。
	公園班（公園緑地つくる課、公園緑地つかう課） 班　長：公園緑地つくる課長 副班長：公園緑地つかう課長	1　所管する公共施設等の保安措置に関すること。 2　所管する公共施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 3　河川占用条件に基づく占用物件の引上作業に関すること。
	木瀬ダム班（別途選任者） 班　長：公園緑地つかう課長（兼務）	1　木瀬ダムの監視と愛知県との連絡調整に関すること。

（3）豊田市地震災害警戒本部事務分掌

対策部名・対策班名			事務分掌
災害対策本部事務局 事務局長：地域振興部　市民安全室長 事務局長補佐：防災対策課長			1　災害対策本部の運営統括に関すること。
	総合調整班（防災対策課） 班　長：防災対策課長（兼務）		1　災害対策本部の庶務に関すること。 2　県災害対策本部及び豊田加茂駐在との連絡調整に関すること。 3　防災関係機関等との連絡調整に関すること。 4　自衛隊の派遣要請に関すること。 5　防災情報機器の動作確認に関すること。 6　災害対策に係る全体調整に関すること。 7　地震災害警戒本部員会議に関すること。 8　各種情報の分析に関すること。 9　地震防災応急対策の企画に関すること。
	市長公室 **長：市長公室長**	**総合調整班（秘書課、経営戦略課）** 班　長：秘書課長 副班長：経営戦略課長	1　災害対策本部員会議に関すること。 2　災害情報の分析に関すること。 3　各対策部の総合調整に関すること。 4　災害巡視に関すること。 5　災害視察者及び見舞者の対応に関すること。
		報道班（市政発信課） 班　長：市政発信課長	1　災害広報の統括に関すること。 2　報道機関への対応に関すること。 3　災害写真・ビデオ等の作成に関すること。
		東京事務所班（東京事務所） 班　長：東京事務所長	1　各省庁、その他関係機関との連絡調整に関すること。 2　出向職員の安否確認
	議会班(（議）総務課、議事調査課) 班　長：議会局長		1　議員との連絡調整に関すること。
	受援調整班（別途選任者） （人事課、行政改革推進課、（総）庶務課、契約課、企画課、財政課、都市計画課、生活福祉課、福祉医療課、清掃施設課） 班　長：別途選任者		1　県及び他の地方公共団体等に対する人的・物的支援の要請及び、受入れに関すること。 2　企業、NPO 等からの応援に関する連絡調整、受入れに関すること。 3　物資調達及び受入れに関する全体的な調整、配分方針検討に関すること。 4　物資の受入れ及び配分に関すること。 5　市が求める応援に関する他機関等への情報提供及び情報発信に関すること。 6　災害対策本部職員の応援に関すること。
	情報集計班（情報システム課） 班　長：情報システム課長		1　地震防災応急対策実施状況の情報収集及び記録に関すること。 2　地震災害警戒本部内への情報提供に関すること。

	情報受理班（技術管理課、用地審査課、連絡要員（各対策部１名※）） 班　長：検査監 副班長：別途選任者 ➢※地域振興部は自治区対策班員及び地域情報総括班員が兼務	1　市民等からの問合わせ対応に関すること。 2　各対策部の受援調整に関すること。
	情報収集班（監査委員事務局） 班　長：監査委員事務局長 副班長：監査委員事務局副局長	1　国、県管理道路の交通規制等、地震防災応急対策の情報収集に関すること。 2　ライフラインの地震防災応急対策の情報収集に関すること。 3　公共交通機関の運行状況等、地震防災応急対策の情報収集に関すること。 4　周辺市町村の地震防災応急対策の情報収集に関すること。 5　地震災害警戒本部内への情報提供に関すること。 6　国、県、警察、公共交通機関、ライフライン等関係機関との連絡調整に関すること。
	自治区対策班（地域支援課（別途選任者）） 班　長：地域支援課長	1　自治区との連絡調整に関すること。
	地域情報総括班（交通安全防犯課（別途選任者）） 班　長：交通安全防犯課長	1　避難者名簿のとりまとめに関すること。 2　避難所施設管理者との連絡調整に関すること。
	停電対策班(未来都市推進課、環境政策課(別途選任者) 班　長：未来都市推進課長	1　停電発生時、ライフライン事業者や建設部局と調整、給電車の配車に関すること。 2　受援調整班(庁内応援)等との連絡調整に関すること。
企画政策対策部（企画政策部） 部　長：企画政策部長 副部長：企画政策部副部長		1　災害に伴う予算に関すること。 2　復興計画の総括に関すること。
	企画班（企画課） 班　長：企画課長	1　部内の応援に関すること。
	財政班（財政課） 班　長：財政課長	1　地震防災応急対策に伴う予算経理に関すること。
	都市計画班（都市計画課） 班　長：都市計画課長	1　復興計画の総括に関すること。 2　土地利用の総合調整に関すること。
	資産経営班（資産経営課） 班　長：資産経営課長	3 国県道の被害に関すること。 2　復興計画に関すること。

総務対策部（総務部、選挙管理委員会事務局、会計課） 部　長：総務部長 副部長：総務部副部長		1　災害時行政一般に関すること。 2　職員に関すること。 3　緊急物品等に関すること。 4　本庁舎の管理に関すること。
	庶務班 **（（総）庶務課、法務課、選挙管理委員会事務局** **情報戦略課）** 班　長：（総）庶務課長 副班長：法務課長	1　公用車の管理・運用に関すること。 2　支援物資の緊急輸送に関すること。 3　法律相談に関すること。
	人事班（人事課、行政改革推進課） 班　長：人事課長 副班長：行政改革推進課長	1　職員の動員及び服務に関すること。 2　職員の厚生及び給食に関すること。
	契約班（契約課） 班　長：契約課長	1　緊急物品等の調達、保管、配分に関すること。
	財産管理班（財産管理課） 班　長：財産管理課長	1　庁舎及び所管財産の地震防災応急対策に関すること。 2　庁舎及び所管財産の管理、運用に関すること。 3　公有財産の緊急使用に関すること。
	会計班（会計課） 班　長：会計管理者兼会計課長	1　災害防災応急対策における出納に関すること。
地区対策部（地域振興部） 部　長：地域振興部長 副部長：地域振興部自治推進室長		1　自治区に関すること。 2　地域に関すること。 3　避難所、緊急避難場所に関すること。 4　文化施設に関すること。 5　体育施設に関すること。 6　地区対策班・避難所運営班の総括に関すること。
	高橋支所班（高橋支所） 班　長：高橋支所長	1　部内の応援に関すること。
	高岡支所班（高岡支所） 班　長：高岡支所長	1　ボランティア地区支援センターの開設及び運営支援に関すること。 2　部内の応援に関すること。
	自治区対策班（地域支援課） 班　長：地域支援課	1　自治区との連絡調整に関すること。 2　自治区安否確認に関すること。 ※　災害対策本部事務局と連携対応
	地域情報総括班（交通安全防犯課） 班　長：交通安全防犯課長	1　地区対策班・避難所運営班の総括に関すること。 2　避難者名簿の取りまとめに関すること。 3　避難所施設管理者との連絡調整に関すること。 ※　災害対策本部事務局と連携対応

	崇化館地区対策班（別途選任者） 梅坪台地区対策班（別途選任者） 浄　水地区対策班（別途選任者）※ 朝日丘地区対策班（別途選任者）※ 逢　妻地区対策班（別途選任者）※ 高　橋地区対策班（別途選任者） 美　里地区対策班（別途選任者）※ 益　富地区対策班（別途選任者） 豊　南地区対策班（別途選任者）※ 末野原地区対策班（別途選任者）※ 竜　神地区対策班（別途選任者）※ 若　林地区対策班（別途選任者）※ 前　林地区対策班（別途選任者）※ 若　園地区対策班（別途選任者）※ 猿投台地区対策班（別途選任者） 猿　投地区対策班（別途選任者） 保　見地区対策班：保見出張所（別途選任者） 石　野地区対策班：石野出張所（別途選任者） 上　郷地区対策班：上郷支所（別途選任者）※ 井　郷地区対策班：猿投支所（別途選任者）※ 松　平地区対策班：松平支所（別途選任者） 班　長：別途選任者 副班長：別途選任者	1　地区内の被害情報の収集に関すること。 2　地区内の自治区、自主防災会、消防団等との連絡調整及び連携した災害対応に関すること。 3　地区内の避難所、緊急避難場所の総括に関すること。 4　地区内の避難者名簿の取りまとめに関すること。 5　地区内の避難所、緊急避難場所への物資輸送に関すること。 6　備蓄倉庫の運用管理に関すること。 7　福祉避難所の開設及び人員派遣の要請に関すること。 8　応急救護所の開設及び人員派遣の要請に関すること。（該当の地区対策班のみ（左記※印）） 9　ボランティアの派遣要請に関すること。 10　遺体安置所の運営等に関すること。 11　担当地区対策班内の人員調整に関すること (地区対⇔避難所、避難所⇔避難所) 12　一時車両退避場所の開設に関すること
	旭　地区対策班（旭支所） 班　長：旭支所長 足　助地区対策班（足助支所）※ 班　長：足助支所長 稲　武地区対策班（稲武支所） 班　長：稲武支所長 小　原地区対策班（小原支所） 班　長：小原支所長 下　山地区対策班（下山支所） 班　長：下山支所長 藤　岡地区対策班（藤岡支所）※ 班　長：藤岡支所長	1　地震災害警戒本部との連絡調整に関すること。 2　地区内の自治区、自主防災会、消防団等との連絡調整及び連携した地区の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 3　地区内の避難所、緊急避難場所の総括に関すること。 4　地区内の避難者名簿のとりまとめに関すること。 5　地区内の避難所、緊急避難場所への物資輸送に関すること。 6　地区内の広報活動に関すること。 7　備蓄倉庫の運用管理に関すること。 8　福祉避難所の開設及び人員派遣の要請に関すること。 9　応急救護所の開設及び人員派遣の要請に関すること。 （該当の地区対策班のみ（左記※印）） 10　ボランティアの派遣要請に関すること 11　ボランティア地区支援センターの開設及び運営支援

		に関すること。 12　遺体安置所の運営等に関すること。 13　担当地区対策班内の人員調整に関すること (地区対⇔避難所、避難所⇔避難所) 14　一時車両退避場所の開設に関すること
	避難所運営班（別途選任者） 班　長：別途選任者 副班長：別途選任者	1　避難所、緊急避難場所の開設、閉鎖に関すること。 2　避難所、緊急避難場所の運営支援に関すること。 3　避難所、緊急避難場所の避難者名簿作成に関すること。
広報・被害調査対策部（市民部） 部　長：市民部長 副部長：市民部副部長		1　広報活動に関すること。 2　被災者相談窓口の準備に関すること。
	広報・被害調査１班～５班（市民税課、資産税課、債権管理課、市民課、国保年金課） １班　長：市民税課長 ２班　長：資産税課長 ３班　長：債権管理課長 ４班　長：市民課長 ５班　長：国保年金課長	1　広報車による広報活動に関すること。
	市民相談班（市民相談課） 班　長：市民相談課長	1　被災者相談窓口の準備に関すること。
生涯活躍対策部（生涯活躍部） 部　長：生涯活躍部長 副部長：生涯活躍部副部長		1　文化施設に関すること。 2　体育施設に関すること。

	市民活躍対策班（市民活躍支援課） 班　長：市民活躍支援課長	1　社会教育施設及び生涯学習関連施設の被害調査に関すること。 2　社会教育施設及び生涯学習関連施設の応急復旧及び対応状況の把握に関すること。 3　災害ボランティア支援センター及び地区支援センター関連業務の応援に関すること。
	文化班（文化振興課） 班　長：文化振興課長	1　文化施設の被害調査及び対応状況の把握に関すること。 2　文化振興財団との連絡調整に関すること。
	スポーツ班（スポーツ振興課） 班　長：スポーツ振興課長 副班長：スポーツ振興副課長	1　体育施設の被害調査及び対応状況の把握に関すること。
美術・博物対策部（美術・博物部） 部　長：美術・博物部長 副部長：美術・博物副部長		
	文化財班（文化財課） 班　長：文化財課長	1　文化財施設の地震防災応急対策の実施に関すること。
	美術館班（美術館） 班　長：美術館副館長	1　美術館の地震防災応急対策の実施に関すること。
	博物館班（博物館） 班　長：博物館長	1　博物館の地震防災応急対策の実施に関すること。
	外国人対策班 **（国際まちづくり推進課、** **ラリーまちづくり推進課、別途選任者）** 班　長：国際まちづくり推進課長 副班長：ラリーまちづくり推進課長	1　外国人対応の総括に関すること。（国際交流協会との連携）
こども・若者・ボランティア対策部（こども・若者部） 部　長：こども・若者部長 副部長：こども・若者部副部長 つながりミライプロジェクトリーダー		1　災害ボランティア支援センター及び地区支援センターに関すること。 2　児童及び家庭の支援に関すること。 3　こども園に関すること。 4　青少年施設に関すること。 5　放課後児童クラブに関すること。

	ボランティア総括班（こども・若者政策課） 班　長：こども・若者政策課長	1　災害ボランティア支援センター及び地区支援センターの総括に関すること。 2　青少年施設及び放課後児童クラブの被害状況及び対応状況の取りまとめに関すること。 3　青少年施設及び放課後児童クラブの被害調査及び応急復旧に関すること。 4　被災児童（放課後児童クラブ）の対策に関すること。
	ボランティア支援班（こども家庭課） 班　長：おやこ応援課長 副班長：こども相談課副課長	1　災害ボランティア支援センターの運営支援に関すること。 2　災害ボランティア地区支援センターとの連絡調整に関すること。 3　震災遺児・孤児の対応に関すること。 4　豊田加茂児童・障害者相談センターとの連絡調整に関すること。 5　母子生活支援施設及び児童養護施設との連絡調整に関すること。 6　災害時保健活動に関すること。
	保育班（保育課） 班　長：保育課長	1　所管する施設の被害状況及び対応状況の取りまとめに関すること。 2　被災園児等の対策に関すること。
環境対策部（環境部） 部　長：環境部長 副部長：環境部副部長		1　環境保全に関すること。 2　廃棄物の処理及び清掃に関すること。
	環境１～６班（環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、循環型社会推進課、清掃業務課、清掃施設課） **１班　長：**環境政策課長 **２班　長：**環境保全課長 **３班　長：**廃棄物対策課長 **４班　長：**循環型社会推進課長 **５班　長：**清掃業務課長 **６班　長：**清掃施設課長	1　避難所等のごみ及びし尿収集に関すること。 2　一般廃棄物及び産業廃棄物業者の地震防災応急対策の指導に関すること。
福祉対策部（福祉部） 部　長：福祉部長 副部長：福祉部副部長、		1　要配慮者に関すること。 2　福祉に関すること。 3　災害見舞金等の支給に関すること。

	総務監査班（総務監査課） 班　長：総務監査課長	1　福祉対策部の総括に関すること。 2　社会福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 3　火葬に関すること。 4　義援金の受入れ及び配分に関すること。
	地域包括ケア企画班（地域包括ケア企画課） 班　長：地域包括ケア企画課長	1　福祉総合相談班の応援に関すること。
	高齢福祉班（高齢福祉課） 班　長：高齢福祉課長	1　要配慮者（高齢者）対策に関すること。
	よりそい支援班（よりそい支援課） 班　長：よりそい支援課長	1　避難行動要支援者に関すること。 2　民生委員との連絡調整に関すること。 3　災害見舞金、災害弔慰金の支給に関すること。 4　被災者の生活支援に関すること。
	生活福祉班（生活福祉課） 班　長：生活福祉課長	1　身元が判明しない又は身元引受人がいない遺体の扱いに関すること。 2　生活保護受給者の安否確認及び支援措置に関すること。
	障がい福祉班（障がい福祉課） 班　長：障がい福祉課長	1　要配慮者（障がい者）対策に関すること。
	介護保険班（介護保険課） 班　長：介護保険課長	1　介護保険事業の運営に関すること。 2　災害減免に関すること。 3　介護保険認定業務に関すること。
	福祉医療班（福祉医療課） 班　長：福祉医療課長	1　生活福祉班の応援に関すること。
医療保健対策部（保健部） 部　長：保健部長 副部長：保健部副部長、 保健部保健担当専門監 保健部健康危機管理担当専門監		1　災害時医療に関すること。 2　保健衛生に関すること。

	保健所運営班（別途選任者） 班　長：健康政策課長 副班長：保健支援課長	1　医療保健対策部の総括に関すること。 2　医療救護本部の準備及び運営に関すること。 3　個別ケースの調整に関すること。 4　医療機関、応急救護所、避難所等の情報の収集及び分析（の準備）に関すること。 5　医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること。 6　国・他自治体等との連絡調整に関すること。 7　外部応援医療救護チーム等との連絡調整に関すること。 8　重軽傷者数の把握に関すること。 9　医薬品等の調達に関すること。
	保健活動班（別途選任者） 班　長：健康づくり応援課長	1　応急救護所の運営・支援に関すること。 2　応急救護所・避難所等の保健活動に関すること。 3　派遣保健師らの活動の調整に関すること。
	衛生活動班（別途選任者） 班　長：感染症予防課長 副班長：保健衛生課長	1　食品衛生に関すること。 2　災害時のペットに関すること。 3　感染症予防に関すること。 4　防疫活動に関すること。
産業対策部（産業部、農業委員会事務局） 部　長：産業部長 副部長：商工振興室長、 農林振興室長		1　農業、林業及び水産業に関すること。 2　工業、商業及び労働行政に関すること。
	産業労働班（産業労働課） 班　長：産業労働課長	1　事業所の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	次世代産業班（次世代産業課） 班　長：次世代産業課長	1　産業労働班の応援に関すること。
	商業観光班（商業観光課） 班　長：商業観光課長	1　商業及び観光施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2　商工会議所との連絡調整に関すること。 3　売り惜しみ及び買占めなど市場混乱の防止に関すること。 4　豊田市駅前の帰宅困難者対策に関すること。
	農政班（農政企画課、農業振興課、農業委員会事務局） 班　長：農政企画課長 副班長：農業振興課長	1　農業者の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2　農業協同組合との連絡調整に関すること。

	農地整備班（農地整備課） 班　長：農地整備課長	1　農地及び農業用施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2　土地改良区との連絡調整に関すること。
	森林班（森林課） 班　長：森林課長	1　林道等所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2　森林組合との連絡調整に関すること。
	卸売市場班（卸売市場） 班　長：卸売市場長	1　施設の地震防災応急対策の実施に関すること。
建設対策部（建設部） 部　長：建設部長 副部長：建設部副部長 用地担当専門監 維持管理担当専門監		1　道路に関すること。 2　河川に関すること。
	道路班・河川班　（建設企画課、幹線道路推進課、土木管理課、道路維持課、道路予防保全課、街路課、土木課、河川課） 班　長：別途選任者	1　道路・橋りょう・河川、水路等所管施設の点検及び応急復旧に対する準備に関すること。 2　県公安委員会が実施する交通規制の協力に関すること。 3　緊急輸送道路等の確保に関すること。
	地域建設班（地域建設課） 班　長：地域建設課長	1　足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の応急復旧に対する準備に関すること。 2　足助、下山、旭、稲武支所管内における、県公安委員会が実施する交通規制の協力に関すること。
消防対策部（消防本部） 部　長：消防長 副部長：消防次長 総務担当管理監 警防救急・指令担当専門監 予防担当専門監		1　消防事務に関すること。

	統制班（警防救急課） 班　長：警防救急課長	1　消防指揮本部各班の調整に関すること。 2　消防活動組織の編成及び運用調整に関すること。 3　消防指揮本部会議の運営に関すること。 4　消防機関との連絡調整に関すること。 5　県・市内進出拠点及び活動拠点への誘導に関すること。 6　指揮支援本部の設置に関すること。 7　緊急援助隊に関する総括事務に関すること。
	指令班（指令課） 班　長：指令課長	1　緊急通報の受信、指令に関すること。 2　消防無線の運用に関すること。 3　非常招集の実施に関すること。 4　一般電話の転送に関すること。 5　署迂回に関すること。
	調整班（（消）総務課） 班　長：（消）総務課長	1　市災害対策本部との連絡調整に関すること。 2　消防装備等の確保・配備に関すること。 3　消防職員及び家族の安否に関すること。 4　県調整本部への職員派遣に関すること。 5　消防庁舎の保全・修理に関すること。
	消防団班（（消）総務課） 班　長：消防団業務担当消防指司令長	1　消防団との連絡調整に関すること。 2　消防団の活動に関すること。 3　消防団活動の情報に関すること。
	情報班（予防課） 班　長：予防課長	1　緊急通報、出動状況の情報収集に関すること。 2　署指揮本部からの情報収集と連絡に関すること。 3　医療機関との調整に関すること。 4　災害即報に関すること。 5　ライフラインの情報に関すること 6　情報整理と分析に関すること。 7　災害状況等の情報収集に関すること。 8　総括的な記録作成に関すること。
	足助消防班（足助消防署） 班　長：足助消防署長	1　災害の警戒及び防止活動に関すること。 2　人命救助・救急及び避難に関すること。 3　被害状況等の収集に関すること。
	北消防班（北消防署） 班　長：北消防署長	
	中消防班（中消防署） 班　長：中消防署長	
	南消防班（南消防署） 班　長：南消防署長	
上下水道対策部（上下水道局） 部　長：上下水道局長 副部長：上下水道局副局長		1　水道事業に関すること。 2　下水道事業に関すること。
	総務班（（上下水）総務課） 班　長：（上下水）総務課長	1　上下水道対策部の総括に関すること。 2　上下水道施設の地震防災応急対策の実施状況のとりまとめに関すること。

	外部支援班（経営管理課） 班　長：経営管理課長	1　受援体制の手続き及び取りまとめに関すること。 2　災害対応に伴う予算経理に関すること。 3　各班の応援補助、現場支援に関すること。
	給水広報班（（上下水）企画課、料金課） 班　長：（上下水）企画課長 副班長：料金課長	1　応急給水活動に関すること。 2　災害対応広報活動に関すること。
	水道管路班（水道維持課、水道整備課） 班　長：水道維持課長 副班長：水道整備課長	1　水道管路の地震防災応急対策の実施に関すること。 2　水道応急復旧資機材の調達に関すること。 3　水道関係業者との連絡調整に関すること。
	水道施設班（上水運用センター） 班　長：上水運用センター所長	1　水道施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2　水道水の水質に関すること。
	下水道管路班（下水道建設課） 班　長：下水道建設課長	1　下水道管路の地震防災応急対策の実施に関すること。 2　下水道管路応急復旧資機材の調達に関すること。 3　下水道関係業者との連絡調整に関すること。 4　災害用便槽の排水に関すること
	下水道施設班（下水道施設課） 班　長：下水道施設課長	1　下水処理場及びポンプ場の地震防災応急対策の実施に関すること。 2　下水処理場及びポンプ場応急復旧資機材の調達に関すること。 3　下水道関係業者との連絡調整に関すること。
教育対策部（教育部） 部　長：教育部長 副部長：教育部副部長 教育監		1　学校及びその他の教育施設に関すること。 2　学校に関すること。 3　児童生徒に関すること。
	教育政策班（教育政策課） 班　長：教育政策課長	1　学校及びその他の教育施設の地震防災応急対策の実施状況のとりまとめに関すること。 2　市内のその他学校との連絡調整に関すること。
	図書館班（図書館管理課） 班　長：図書館管理課長	1　図書館の地震防災応急対策の実施に関すること。
	学校教育班（学校教育課） 班　長：学校教育課長	1　教職員の避難場所運営支援に関すること。
	学校施設班（学校づくり推進課） 班　長：学校づくり推進課長	1　市立学校等の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2　市立学校等所管施設との連絡調整に関すること。
	保健給食班（保健給食課） 班　長：保健給食課長	1　児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。 2　学校給食センターの地震防災応急対策の実施に関すること。 3　学校給食センター及び給食関係団体を活用した給食対策に関すること。

都市整備対策部（都市整備部） 部　長：都市整備部長 副部長：都市整備部副部長、 区画整理担当副参事		1　公共施設に関すること。 2　住宅に関すること。 3　公園に関すること。
	交通政策班（交通政策課） 班　長：交通政策課長	1　所管する公共交通の運行に関すること。
	都市整備班（都市整備課） 班　長：都市整備課長	1　所管する公共施設等の保安措置に関すること。
	開発調整班（開発調整課） 班　長：開発調整課長	1　被災宅地の危険度判定に関すること。
	建築相談班（建築相談課） 班　長：建築相談課長	1　被災建築物等の応急危険度判定に関すること。 2　被災市街地の建築制限に関すること。 3　住宅の応急修理に関すること。
	公共建築班（建築整備課、建築予防保全課） 班　長：建築整備課長 副班長：建築予防保全課長	1　応急仮設住宅の建設に関すること。 2　公共建築物及び附帯建築設備等の保安措置に関すること。 3　公共建築物及び附帯建築設備等の被害調査及び応急復旧に関すること。
	住宅班（定住促進課） 班　長：定住促進課長	1　市営住宅の保安措置に関すること。
	公共区画整理班（市街地整備課） 班　長：市街地整備課長	1　所管する公共施設等の保安措置に関すること。
	組合区画整理班（区画整理支援課） 班　長：区画整理支援課長	1　所管する公共施設等の保安措置に関すること。
	公園班（公園緑地つくる課、公園緑地つかう課） 班　長：公園緑地つくる課長 副班長：公園緑地つかう課長	1　所管する公共施設等の保安措置に関すること。
	木瀬ダム班（別途選任者） 班　長：公園緑地つかう課長（兼務）	1　木瀬ダムの監視と愛知県との連絡調整に関すること。

（豊田市災害対策本部運営要綱別表第２）

■令和８年度豊田市災害対策本部（風水害・突発災害用）配備基準表及び【消防との連携体制】

種別		配備基準	参集方法	配備要員	《消防本部》配備基準及び配備要員		参集方法
準備体制		1　大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合 2　災害対策本部事務局長が必要と認めた場合 （竜巻注意情報発表、河川水位の上昇時、大雪警報発表など）		●災害対策本部事務局（総合調整班）＝１名以上 ●建設対策部＝２名以上 地域建設班＝１名以上（豊田市東部に注意報が発表された場合） ●地区対策部（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区対策班）＝各１名以上 5名以上 ※災害対策本部事務局長が必要と認めた場合は、状況及び地域に応じて招集及び配備を継続又は縮小			呼出参集
豊田市災害対策本部設置	第1非常配備体制	1　大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報又は大雪特別警報が発表された場合 2　次の場合で、本部長が必要と認めたとき。 （１）突発的な災害等が発生した場合 （２）小規模な災害の発生が予想される場合		●災害対策本部事務局（総合調整班）＝7名以上（事務局長又は局長補佐を含む） （自治区対策班、地域情報総括班、議会班）＝各１名以上、（情報集計班、情報受理班、情報収集班）＝各２名以上（班長又は副班長を含む。） ●市長公室（総合調整班）＝1名以上 ※配備体制に関わらず、本部員会議、副部長会議を行う場合は、別途参集する。 （報道班）１名以上 ●総務対策部（財産管理班）、福祉対策部（よりそい支援班）、産業対策部（森林班） 都市整備対策部（交通政策班、公園班　※公園班については、別途定める班の基準による。）＝各１名以上 ●建設対策部＝４名以上、地域建設班＝２名以上（豊田市東部に警報が発表された場合） ●地区対策部（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区対策班）＝各２名以上 松平地区対策班（豊田市東部に大雨警報又は洪水警報が発表された場合）＝２名以上 ●上下水道対策部（総務班・庶務、情報班）＝２名以上 ●各対策部連絡要員＝各１名以上 ５７名以上 ※災害対策本部事務局長が必要と認めた場合は、状況及び地域に応じて招集及び配備を継続又は縮小 ※　以下は必要な状況及び地域に応じて招集 ●地区対策部（旧豊田地区各対策班）＝各２名以上（班長又は副班長を含む。） ●避難所運営班＝各２名以上（班長又は副班長を含む。） ●停電対策班、受援調整班(庁内応援)＝必要に応じて参集人員を決定	**Ⅰ　配備基準1、2のとき** 【市災害対策本部】 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部】 ●指令班　６名以上 **Ⅱ　消防長が必要と認めたとき** 【市災害対策本部】 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部】 ●統制班　１名以上 ●指令班　６名以上 ●調整班　１名以上 ●情報班　１名以上 【署指揮本部】 ●管理班　１名以上 ※　各班１名は、原則、監督職以上とする。		
	第2非常配備体制	1　土砂災害警戒情報が発表された場合 2　矢作川はん濫注意情報（洪水注意報）が発表された場合 3　次の場合で、本部長が必要と認めたとき。 （１）台風による暴風警報が発表され、災害の発生が予想される場合 （２）局地的に災害が発生した場合又は発生が予想される場合	呼出参集	●副本部長＝１名 ●各対策部副部長＝各１名以上（代理可） ●災害対策本部事務局（総合調整班）＝7名以上（事務局長又は局長補佐を含む） （自治区対策班、地域情報総括班、議会班）＝各１名以上 （情報集計班）＝各３名以上、（情報受理班、情報収集班）＝各２名以上（班長又は副班長を含む。） ●市長公室（総合調整班）＝1名以上 ※配備体制に関わらず、本部員会議、副部長会議を行う場合は、別途参集する。 （報道班）１名以上 ●総務対策部（庶務班、人事班、財産管理班）、 広報・被害調査対策部（広報・被害調査班）、福祉対策部（よりそい支援班、地域包括ケア企画班、高齢福祉班、障がい福祉班、介護保険班） 産業対策部（農地整備班、森林班）、都市整備対策部（交通政策班、公園班　※公園班については、別途定める班の基準による。） 教育対策部（学校教育班）、こども・若者・ボランティア対策部（保育班）、医療保健対策部（保健所運営班）＝各１名以上 ●総務対策部（情報システム班）＝２名以上 ●建設対策部、上下水道対策部＝各対策班配備体制 ●地区対策部（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区対策班）＝各３名以上（班長又は副班長を含む。） 松平地区対策班（第１非常配備から継続の場合 ）＝２名以上 ●各対策部連絡要員＝各１名以上 ８６名以上 ※　災害本部副本部長が必要と認めた場合は、状況及び地域に応じて招集及び配備を継続又は縮小 ※　以下は必要な状況及び地域に応じて招集 ●地区対策部（旧豊田地区各対策班）＝各２名以上（班長又は副班長を含む。） ●避難所運営班＝各２名以上（班長又は副班長を含む。） ●停電対策班、受援調整班(庁内応援)＝必要に応じて参集人員を決定	**Ⅰ　配備基準1、２、3もしくは消防長が必要と認めたとき** 【市災害対策本部】 ●消防次長 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部】 ●専門監・管理監のうち１名 ●統制班　１名以上 ●指令班　８名以上 ●調整班　１名以上 ●情報班　１名以上 【署指揮本部】 ●署長・副署長・管理班　１名以上 ※　署指揮本部は、対象地域に応じた配備とし、対象地域であっても消防指揮本部との協議により配備しないことができる。 ※　各班１名は、監督職以上とする。		
	第3非常配備体制	1　大雨特別警報、暴風特別警報又は暴風雪特別警報が発表された場合 2　次の場合で、本部長が必要と認めたとき。 （１）広域的に災害の発生が予想される場合 （２）矢作川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 （３）人的被害が発生した場合		●本部長 ●副本部長＝全員 ●各対策部部長＝全員 ●各対策部副部長＝１名以上（代理可） ●災害対策本部事務局（総合調整班）＝全員（事務局長含む）、（事務局内各対策班）=配備グループ１グループ以上 ※各対策班で配備グループを編成 ●各対策部、各対策班＝配備グループ１グループ以上　※各対策班で配備グループを編成 ●各対策部連絡要員＝各１名以上 ●地区対策部（旧豊田地区各対策班）＝各２名以上（班長又は副班長を含む。） ●総務対策部（情報システム班）＝全員 ※　以下は必要な状況及び地域に応じて招集 ●避難所運営班＝各２名以上（班長又は副班長を含む。）	**Ⅰ　配備基準1、２もしくは消防長が必要と認めたとき** 【市災害対策本部】 ●消防長 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部】 ●消防次長 ●専門監・管理監 ●統制班　４名以上 ●指令班　１２名以上 ●調整班　４名以上 ●情報班　８名以上 【署指揮本部】 ●署長・副署長 ●管理班　2名以上 ※　各班、管理職及び監督職を１名以上とする。	**左記に加えて消防長が管区の消防力の増強が必要と認めたとき** 【現場指揮本部】 ●北消防署職員 ●中消防署職員 ●南消防署職員 ●足助消防署職員 ※　該当する署所の必要な人員とする。	
	第4	次の場合で、本部長が必要と認めたとき。 1　広域的に災害が発生した場合 2　市域全域にわたる甚大な災害が予想される場合		●全職員	**Ⅰ　配備基準1、２もしくは消防長が必要と認めたとき** 【市災害対策本部】 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部・署指揮本部・現場指揮本部】 ●全職員		

※注意報・警報発表時の地区対策班の配備は、気象細分区域（豊田市西部、豊田市東部）単位とする。
※藤岡、小原地区対策班については、大雨注意報（浸水害）は、自宅待機とする。
※東京事務所班の配備は本部長が必要と認めた場合とする。
※矢作川はん濫注意情報及び矢作川はん濫警戒情報は豊田市が対象（高橋観測所、岩津観測所）となる場合とする。
※呼出参集＝配備要請の連絡により参集する。ただし、配備を要する事態を確認した時点で、呼出しがなくても参集する。あらかじめ決められている場所に参集できない場合は、最寄りの交流館・支所に参集する。
※突発的な災害等＝大規模な火災及び航空機の墜落、旅客列車の転覆、ガス爆発、テロ災害等大規模な事件・事故により、多数の死傷者等が発生し、通常の消防力では対応が困難な場合又は、市民生活に不安を招く事態が生じた場合
※配備グループ＝あらかじめ各対策班で複数のグループ編成を行い、配備に就く。別紙参照

表１－１

消防非常配備基準表

（風水害・突発災害）

種別	配備基準	配備人員	参集方法
第１消防非常配備体制	Ⅰ１　大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報又は大雪特別警報が発表された場合 ２　次の場合で、市災害対策本部長が必要と認めたとき （１）突発的な災害等が発生した場合 （２）小規模な災害の発生が予想される場合	【市災害対策本部】 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部】 ●指令班　　６名以上	呼出参集
	Ⅱ　消防長が必要と認めたとき	【市災害対策本部】 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部】 ●統制班　　１名以上 ●指令班　　６名以上 ●調整班　　１名以上 ●情報班　　１名以上 【署指揮本部】 ●管理班　　１名以上 ※　各班１名は、原則、監督職以上とする。	
第２消防非常配備体制	Ⅰ１　土砂災害警戒情報が発表された場合 ２　矢作川はん濫注意情報（洪水注意報）が発表された場合 ３　次の場合で、市災害対策本部長が必要と認めたとき （１）台風による暴風警報が発表され、災害の発生が予想される場合 （２）局地的に災害が発生した場合又は発生が予想される場合 【対象地域】 ※　豊田市東部：足助消防署 ※　豊田市西部：北・中・南消防署	【市災害対策本部】 ●消防次長 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部】 ●専門監・管理監のうち１名 ●統制班　　１名以上 ●指令班　　８名以上 ●調整班　　１名以上 ●情報班　　１名以上 【署指揮本部】 ●署長・副署長・管理班　１名以上	
	Ⅱ　消防長が必要と認めたとき	※　署指揮本部は、対象地域に応じた配備とし、対象地域であっても消防指揮本部との協議により配備しないことができる。 ※　各班１名は、監督職以上とする。	
第３消防非常配備体制	Ⅰ１　大雨特別警報、暴風特別警報又は暴風雪特別警報が発表された場合 ２　次の場合で、市災害対策本部長が必要と認めたとき （１）広域的に災害の発生が予想される場合 （２）矢作川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 （３）人的被害が発生した場合	【市災害対策本部】 ●消防長 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部】 ●消防次長 ●専門監・管理監 ●統制班　　４名以上 ●指令班　１２名以上 ●調整班　　４名以上	
	Ⅱ　消防長が必要と認めたとき	●情報班　　８名以上 【署指揮本部】 ●署長・副署長 ●管理班　　２名以上 ※　各班、管理職及び監督職を１名以上とする。	
	Ⅲ　Ⅰ、Ⅱの場合で、消防長が管区の消防力の増強が必要と認めたとき	【現場指揮本部】 ●北消防署職員 ●中消防署職員 ●南消防署職員 ●足助消防署職員 ※　該当する署所の必要な人員とする。	
第４消防非常配備体制	Ⅰ　次の場合で、市災害対策本部長が必要と認めたとき １　広域的に災害が発生した場合 ２　市域全域にわたる甚大な災害が予想される場合	【市災害対策本部】 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部・署指揮本部・現場指揮本部】 ●全職員	
	Ⅱ　消防長が必要と認めたとき		

※　呼出参集＝メール配信システム及び電話連絡により参集する。
※　参集後の配備人員は、各本部長の判断で必要に応じた数に増減することができる（消防指揮本部に報告）。
※　矢作川はん濫注意情報及び矢作川はん濫警戒情報は、豊田市が対象（高橋観測所、岩津観測所）となる場合とする。
※　突発災害＝大規模な火災及び航空機の墜落、旅客列車の転覆、ガス爆発、テロ災害等大規模な事件・事故により、多数の傷病者等が発生し、通常の消防力では対応が困難な場合又は、市民生活に不安を招く事態が生じた場合（消防指令システムの停止等）

（豊田市災害対策本部運営要綱別表第２）

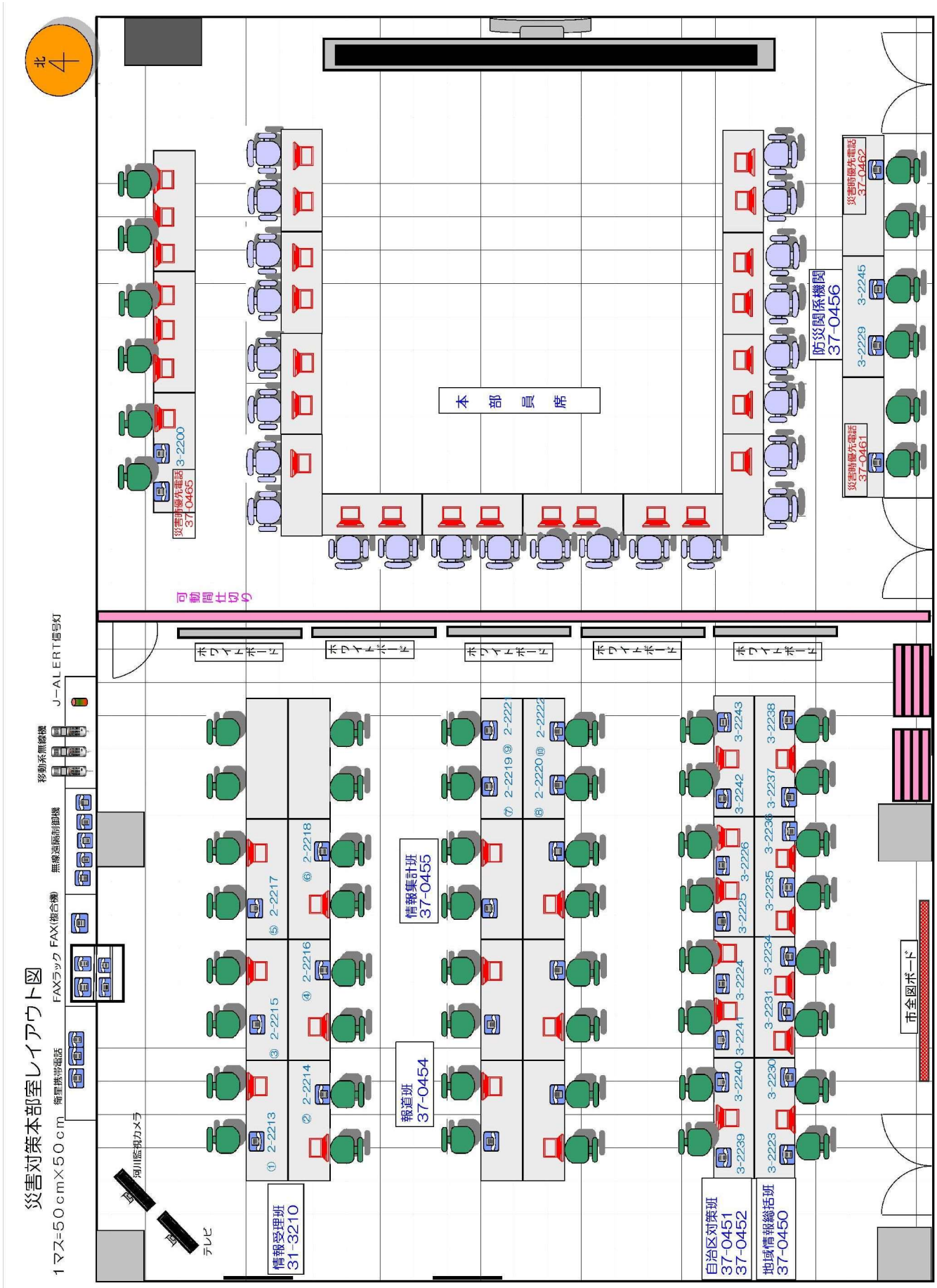
■令和８年度豊田市災害対策本部（地震災害用）配備基準表及び【消防との連携体制】

種別		配備基準	参集方法	配備要員
豊田市災害対策本部設置	第１非常配備体制	◆ 南海トラフ地震臨時情報 （調査中又は巨大地震注意）が発表された場合　※1	呼出参集	●副本部長＝１名 ●各対策部副部長＝各１名以上（代理可） ●災害対策本部事務局（総合調整班）＝全員（事務局長含む） （自治区対策班、地域情報総括班、議会班）＝各対策班長 （情報集計班、情報受理班、情報収集班）＝各２名以上（班長又は副班長を含む） ●市長公室（総合調整班）＝1名以上 ※配備体制に関わらず、本部員会議、副部長会議を行う場合は、別途参集する。 （報道班）＝各対策班長 ●総務対策部（庶務班、人事班、財産管理班）＝各対策班班長 ●地区対策部（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区対策班）＝各３名以上（班長又は副班長を含む。） ●都市整備対策部（交通政策班）＝1名以上 ●上下水道対策部（総務班・庶務、情報班）＝２名以上 ●各対策部連絡要員＝各１名以上
		◆ 市内で震度４を観測した場合	自動参集	
	第２非常配備体制	◆ 南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）が発表された場合	呼出参集	●本部長 ●副本部長＝全員 ●各対策部部長、副部長＝全員 ●各対策班管理職以上＝全員 ●災害対策本部事務局（総合調整班）＝全員（事務局長含む） （自治区対策班、地域情報総括班、議会班、情報集計班、情報受理班、情報収集班、受援調整班） ＝各２名以上（班長又は副班長を含む） ●市長公室（総合調整班）＝1名以上 ※配備体制に関わらず、本部員会議、副部長会議を行う場合は、別途参集する。 （報道班）２名以上（班長又は副班長を含む） ●地区対策部 （旧豊田地区各対策班）＝班長、副班長 （藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区対策班）＝管理職以上全員、その他の班員３名以上 ●避難所運営班＝班長、副班長
		◆ 市内で震度５弱を観測した場合	自動参集	●各対策部連絡要員＝各１名以上 ●総務対策部（情報システム班）＝２名以上 ※全対策班において、班長等が必要に応じて班員を招集
	第３非常配備体制	◆ 市内で震度５強以上を観測した場合	自動参集	●全職員

種別	《消防本部》 配備基準	配備要員	参集方法
第１消防非常配備体制	Ⅰ 南海トラフ地震臨時情報 （調査中又は巨大地震注意）が発表された場合	【市災害対策本部】 ●消防次長 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部】 ●専門監・管理監のうち１名 ●統制班　１名以上 ●指令班　８名以上 ●調整班　１名以上 ●情報班　１名以上 【署指揮本部】 ●署長・副署長・管理班　１名以上	呼出参集
	Ⅲ 市内で震度４を観測した場合	※　各班１名は、監督職以上とする。	自動参集
第２消防非常配備体制	Ⅰ 南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）が発表された場合	【市災害対策本部】 ●消防長 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部】 ●消防次長 ●専門監・管理監 ●統制班　４名以上 ●指令班　１２名以上 ●調整班　４名以上 ●情報班　８名以上 【署指揮本部】 ●署長・副署長 ●管理班　2名以上	呼出参集
	Ⅱ 市内で震度5弱を観測した場合	※　各班、管理職及び監督職を１名以上とする。	自動参集
	Ⅱ 市内で震度5弱を観測した場合で、消防長が管区の消防力の増強が必要と認めたとき。	【現場指揮本部】 ●北消防署職員 ●中消防署職員 ●南消防署職員 ●足助消防署職員 ※該当する署所の必要な人員とする。	呼出参集
第３消防非常配備体制	市内で震度５強以上を観測した場合	【市災害対策本部】 ●連絡要員　１名 【消防指揮本部・署指揮本部・現場指揮本部】 ●全職員	自動参集

※呼出参集＝配備要請の連絡により参集する。 ただし、あらかじめ決められている場所に参集できない場合は、最寄りの交流館・支所とする。
※自動参集＝配備を要する事態を確認した時点で、呼出がなくても参集する。ただし、参集できない場合は、最寄りの交流館・支所とする。
※東京事務所班の配備は本部長が必要と認めた場合とする。
※１　南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意）が発表された際には、これまでどおり第1非常配備体制をとる。
ただし、豊田市内で被害が発生していない場合には、副部長会議にて報告した後、第1非常配備体制を継続するが、情報収集の体制を縮小し、防災対策課等１～2名程度とする。
各対策部、班の配備要員については、呼出があった際には、即座に参集出来るように自宅待機とする。
※第２非常招集からの配備要員は、追加で配備される要員。

（６）豊田市災害対策本部室配置図



2　自主防災組織等

（１）自主防災組織設置状況一覧

（令和８年３月３１日）

番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
1	手呂町自主防災会	高橋	31	浄水町自治区自主防災会	挙母
2	県営初吹自治区自主防災会	高橋	32	高橋町自主防災会	高橋
3	岩滝町自主防災会	高橋	33	県営鴛鴨住宅自主防災会	上郷
4	水源町自主防災会	挙母	34	青木町自主防災会	猿投
5	陣中町自主防災会	挙母	35	星ケ丘自治区防災会	高岡
6	東山町自主防災会	高橋	36	美里四区自主防災会	高橋
7	豊栄町一区自主防災会	上郷	37	広美町自主防災会	上郷
8	県営畝部団地自主防災会	上郷	38	御幸本町自主防災会	上郷
9	東広瀬上切自主防災会	猿投	39	今自主防災会	挙母
10	くすのき台自治会防災会	挙母	40	川田自治区自主防災会	上郷
11	豊田団地自主防災会	挙母	41	大林町自主防災会	上郷
12	上原自主防災会	挙母	42	本田町防災会	高岡
13	加納町防災会	猿投	43	平山第一自主防災会	挙母
14	志賀ニュータウン防災会	高橋	44	秋葉東和苑自主防災会	挙母
15	下古屋自主防災会	猿投	45	高岡町自主防災会	高岡
16	中和会自主防災会	上郷	46	逢妻町自治区自主防災会	挙母
17	天王団地自主防災隊	挙母	47	美里二区自主防災会	高橋
18	西岡町自主防災会	高岡	48	公団保見ケ丘自主防災会	猿投
19	美山自治区自主防災会	挙母	49	堤町自治区自主防災会	高岡
20	栄町自治区防災会	挙母	50	石野町自主防災会	猿投
21	インター西自主防災会	挙母	51	市木町自主防災会	高橋
22	柿本町自主防災会	挙母	52	保見町自主防災会	猿投
23	深田町自主防災会	挙母	53	山之手自主防災会	挙母
24	伊保町自主防災会	猿投	54	永覚新町自主防災会	上郷
25	丸山自治区自主防災会	挙母	55	保見ケ丘六区自治区自主防災会	猿投
26	小坂本町地区自主防災会	挙母	56	広久手町自主防災会	挙母
27	渡合自主防災会	挙母	57	西広瀬町自治区防災・防犯会	猿投
28	高美町自主防災会	高岡	58	野見山自治区自主防災会	高橋
29	本町自治区防災会	高岡	59	井上自治区防災会	猿投
30	東田自治区自主防災会	高岡	60	竹中自治区自主防災会	高岡

番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
61	五ケ丘第６自治区防災会	高橋	93	乙部ケ丘第１自治区自主防災会	猿投
62	五ケ丘第七自治区防災会	高橋	94	平芝自主防災会	挙母
63	五ケ丘第８自治区防災会	高橋	95	上高町自治区自主防災会	猿投
64	さなげ台自治区防災会	猿投	96	堤本町自主防災会	高岡
65	天道自治区防災会	猿投	97	巴町自主防災会	松平
66	梅坪町自治区自主防災会	挙母	98	美里一区自主防災会	高橋
67	五ケ丘第３自治区防災会	高橋	99	桝塚西町自治区防災会	上郷
68	岩倉南自治区防災会	松平	100	第２宝来防災会	高橋
69	小坂町地区自主防災会	挙母	101	キングスコート豊田下林防災会	挙母
70	美和町自治区防災会	高橋	102	京町防災会	挙母
71	竹下自治区自主防災会	高岡	103	渡刈町自主防災会	上郷
72	桝塚東町自主防災会	上郷	104	岩倉東自主防災会	松平
73	朝日町地区自主防災会	挙母	105	扶桑町防災会	高橋
74	畝部中切自治区自主防災会	上郷	106	御船自治区自主防災会	猿投
75	五ケ丘第５自治区防災会	高橋	107	鴛鴨町自主防災会	上郷
76	大島町自主防災会	高岡	108	豊栄二区自主防災会	上郷
77	宗定自治区自主防災会	上郷	109	下野見自治区防災会	挙母
78	五ケ丘第２自治区防災会	高橋	110	上野自治区自主防災会	高橋
79	竹上自主防災会	高岡	111	本地新田自治区防災会	挙母
80	矢並町自主防災会	高橋	112	長興寺自主防災会	挙母
81	松平志賀町自主防災会	松平	113	中田自治区自主防災会	高岡
82	五ケ丘第１自治区防災会	高橋	114	幸町自治区自主防災会	上郷
83	神池自治区自主防災会	高橋	115	二区西部自治区自主防災防犯会	挙母
84	若林宿舎自主防災会	高岡	116	樹木中部地区自主防災会	挙母
85	永覚町自主防災会	上郷	117	樹木西部地区自主防災会	挙母
86	加茂川町自主防災会	松平	118	幸海町自主防災会	松平
87	古瀬間グリーンパーク自治区防災会	高橋	119	一区自主防災会	挙母
88	鵜ケ瀬町自主防災会	松平	120	隣松寺自主防災会	上郷
89	花園町自治区防災隊	高岡	121	鍋田町防災会	松平
90	五ケ丘第４自治区防災会	高橋	122	保見緑苑防災会	猿投
91	平和町自主防災会	挙母	123	高町防災会	猿投
92	下和会防災会	上郷	124	上郷大成自主防災会	上郷

番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
125	伊保原自治区防災会	挙母	157	平井町自治区防災会	高橋
126	岩倉西自主防災会	松平	158	中垣内町自治区自主防災会	松平
127	中区防災会	挙母	159	牛車住宅自主防災会	挙母
128	本地自治区自主防災会	挙母	160	若林自治区自主防災隊	高岡
129	駒場自治区自主防災会	高岡	161	川端自主防災会	上郷
130	西区自治区防災会	挙母	162	西田町自主防災会	高岡
131	下林自治区防災会	挙母	163	千足町自治区自主防災会	挙母
132	前山自治区防災会	挙母	164	平戸橋二区自主防災会	猿投
133	東区防災会	挙母	165	吉原町自治区自主防災会	高岡
134	平戸橋一区防災会	猿投	166	県営保見自治区自主防災会	猿投
135	向山自治区防災会	挙母	167	貝津町自治区自主防災会	猿投
136	広川自治区自主防災会	高橋	168	中越戸自治区自主防災会	猿投
137	土橋自主防災会	高岡	169	大清水自主防災会	挙母
138	緑ケ丘自治区自主防災会	高岡	170	東梅坪町自主防災会	挙母
139	成合町防災会	猿投	171	花本自治区自主防災会	猿投
140	上和会自主防災会	上郷	172	池田町自主防災会	高橋
141	宮口新田自主防災会	挙母	173	樹木北部地区自主防災会	挙母
142	宮口一色自主防災会	挙母	174	樹木南部地区自主防災会	挙母
143	福受町自主防災会	上郷	175	泉町自主防災会	高橋
144	第１宝来自主防災会	高橋	176	御立自治区自主防災会	高橋
145	百々自主防災会	高橋	177	富田自治区自主防災会	猿投
146	美里三区自主防災会	高橋	178	下室自主防災会	猿投
147	上丘自治区自主防災会	高岡	179	豊松自主防災会	松平
148	荒井自治区防災会	猿投	180	大内自治区自主防災会	松平
149	青木台自治区自主防災会	猿投	181	外根自治区自主防災会	高岡
150	広久手自治区防災会	挙母	182	小峯自治区自主防災会	猿投
151	平芝前自主防災会	挙母	183	前林自治区自主防災会	高岡
152	県営神池自治区防災会	高橋	184	田籾町自治区自主防災会	猿投
153	配津町自主防災会	上郷	185	王滝自主防災会	松平
154	西山自治区防災会	挙母	186	広幡町自治区自主防災会	猿投
155	宮口上自主防災会	挙母	187	藤沢自治区自主防災会	猿投
156	下越戸自治区防災会	猿投	188	大畑自治区自主防災会	猿投

番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
189	八草自治区自主防災会	猿投	221	城見町自主防災会	猿投
190	石楠自治区自主防災会	松平	222	中金町自治区自主防災会	猿投
191	猿投自主防災会	猿投	223	坂上町自治区自主防災会	松平
192	勘八自治区自主防災会	猿投	224	高上２丁目自主防災会	高橋
193	東広瀬下切自主防災会	猿投	225	高上１丁目自主防災会	高橋
194	桂野町自治区自主防災会	松平	226	三軒屋自治区自主防災会	挙母
195	山中町自主防災会	高橋	227	松平自治区自主防災会	松平
196	滝脇町自主防災会	松平	228	野口自治区自主防災会	猿投
197	九久平自主防災会	松平	229	志賀町自主防災会	高橋
198	力石町自治区自主防災会	猿投	230	市営京ケ峰住宅自主防災会	高橋
199	舞木町自治区自主防災会	猿投	231	林添自治区自主防災会	松平
200	乙部自治区自主防災会	猿投	232	市営初吹自主防災会	高橋
201	篠原自治区自主防災会	猿投	233	京ケ峰分譲自主防災会	高橋
202	穂積町自主防災会	松平	234	京ケ峰１丁目自主防災会	高橋
203	古瀬間自主防災会	高橋	235	野見自主防災会	高橋
204	三区自主防災会	挙母	236	千鳥自主防災会	猿投
205	七重自主防災会	猿投	237	下市場自治区自主防災会	挙母
206	大見自治区自主防災会	高橋	238	亀首町自治区自主防災会	猿投
207	国附町自主防災会	猿投	239	東保見町自治区自主防災会	猿投
208	金谷自治区自主防災会	挙母	240	本徳町自治区自主防災会	猿投
209	枝下町自主防災会	猿投	241	二区東部自主防災会	挙母
210	森自主防災会	高橋	242	平戸橋自主防災会	猿投
211	長沢町自治区自主防災会	松平	243	公営美和住宅自主防災会	高橋
212	国江自治区自主防災会	上郷	244	藤和シティコープ豊田久保町自主防災会	挙母
213	上中島自主防災会	上郷	245	藤岡飯野自治区自主防災会	藤岡
214	寺部自治区自主防災会	高橋	246	藤源自主防災会	藤岡
215	松嶺町自主防災会	猿投	247	石飛自主防災会	藤岡
216	中根自治区自主防災会	高岡	248	北一色自主防災会	藤岡
217	阿弥陀堂自治区自主防災会	上郷	249	迫町自治区自主防災会	藤岡
218	押沢自主防災会	猿投	250	豊田深見自主防災会	藤岡
219	中切自治区自主防災会	猿投	251	西中山自主防災会	藤岡
220	芳友町自主防災会	猿投	252	藤営自主防災会	藤岡

番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
253	田茂平自主防災会	藤岡	285	冷田自治区自主防災会	足助
254	御作町自主防災会	藤岡	286	萩野自主防災会	足助
255	上川口自主防災会	藤岡	287	明和自主防災会	足助
256	下川口自主防災会	藤岡	288	椿立自治区自主防災会	足助
257	木瀬自主防災会	藤岡	289	足助大見自主防災会	足助
258	三箇町自治区自主防災会	藤岡	290	御内自治区自主防災会	足助
259	大岩町自主防災会	藤岡	291	新盛自主防災会	足助
260	白川町自主防災会	藤岡	292	大蔵自治区自主防災会	足助
261	西市野々自治区自主防災会	藤岡	293	御蔵自治区自主防災会	足助
262	石畳自治区自主防災会	藤岡	294	大河原自主防災会	足助
263	北曽木町自主防災会	藤岡	295	阿蔵自主防災会	下山
264	藤岡折平自主防災会	藤岡	296	大沼自主防災会	下山
265	上渡合区自主防災会	藤岡	297	三巴自主防災会	下山
266	藤岡ニューハイツ自主防災会	藤岡	298	田平沢自治区自主防災会	下山
267	藤岡緑ケ丘自主防災会	藤岡	299	花山自主防災会	下山
268	ファーツリー自治区自主防災会	藤岡	300	羽布自主防災会	下山
269	大平自治区自主防災会	小原	301	和合自主防災会	下山
270	道慈自治区自主防災会	小原	302	浅野自治区自主防災会	旭
271	小原西自治区自主防災会	小原	303	小渡自主防災会	旭
272	上仁木自治区自主防災会	小原	304	笹戸自主防災会	旭
273	旭自治区自主防災会	小原	305	敷島自主防災会	旭
274	高原自治区自主防災会	小原	306	築羽自主防災会	旭
275	小原中自治区自主防災会	小原	307	稲武町自主防災会	稲武
276	小原東自治区自主防災会	小原	308	大野瀬町自主防災会	稲武
277	栄自治区自主防災会	小原	309	押山自治区自主防災会	稲武
278	大草自治区自主防災会	小原	310	小田木自主防災会	稲武
279	城東自治区自主防災会	小原	311	川手自主防災会	稲武
280	矢作自治区自主防災会	小原	312	黒田町自主防災会	稲武
281	足助自治区自主防災会	足助	313	桑原町自主防災会	稲武
282	追分学区自主防災会	足助	314	御所貝津町自主防災会	稲武
283	則定自主防災会	足助	315	富永町自治区自主防災会	稲武
284	佐切自治区自主防災会	足助	316	中当自主防災会	稲武

番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
317	夏焼町自主防災会	稲武			
318	野入町自主防災会	稲武			
319	武節町自主防災会	稲武			

（防災対策課）

（２）女性消防クラブ一覧

（令和７年４月１日現在）

支部名	クラブ名	人員
1	藤岡女性防火クラブ	１３
2	ひまわり隊婦人消防クラブ	１３
3	渡刈女性消防クラブ	３３
4	堤婦人消防クラブ	３５
合　計	４クラブ	９４

（予防課）

第９　協定書・覚書等

１　市町村間における応援協定等

（１）愛知県内広域消防相互応援協定

（警防救急課）

愛知県内広域消防相互応援協定

（目　的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第２条　この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

（１）大規模な地震、風水害等の自然災害

（２）林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

（３）航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故

（４）その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第２条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

２　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

（１）災害の発生日時、場所及び状況

（２）必要とする人員、車両及び資機材等

（３）集結場所及び連絡担当者

（４）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第５条　応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

２　応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

（１）機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
（２）機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。
２　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。
（情報提供等）
第８条　協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。
（実施細目）
第９条　この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。
（協定市町等の変更に伴う取扱い）
第１０条　市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した　協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。
（疑義の協議）
第１１条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年４月１日から施行する。
平成２年３月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年３月31日付けをもって廃止する。
この協定の証として、本書41通を作成し、各自１通を保管する。

平成15年４月１日

名古屋市長　松原　武久
豊橋市長　早川　勝
岡崎市長　柴田　紘一
一宮市長　谷　一夫
瀬戸市長　増岡　錦也
知多中部広域事務組合管理者半田市長　榊原　伊三
春日井市長　鵜飼　一郎
豊川市長　中野　勝之
津島市長　水谷　尚
豊田市長　鈴木　公平
西尾市長　本田　忠彦
蒲郡市長　金原　久雄
犬山市長　石田　芳弘
常滑市長　石橋　誠晃
江南市長　大池　良平
尾西市長　大島　晋作
小牧市長　中野　直輝
稲沢中島広域事務組合管理者　服部　幸道

新城市長	山本　芳央
東海市長	鈴木　淳雄
大府市長	福島　　務
知多市長	加藤　　功
尾張旭市長	谷口　幸治
岩倉市長	石黒　靖明
豊明市長	都築　龍治
長久手町	加藤　梅雄
木曽川町長	山口　昭雄
蟹江町長	佐藤　篤松
幸田町長	近藤　徳光
田原町長	白井　孝市
渥美町長	山本　道雄
衣浦東部広域連合長	永田　太三
西春日井広域事務組合管理者	長瀬　　保
海部東部消防組合管理者	粂野　　章
尾三消防組合管理者	久野　知英
海部南部消防組合管理者	佐野　峰夫
海部西部広域事務組合管理者	鷲野　聰明
丹羽広域事務組合管理者	河田　幸男
幡豆郡消防組合管理者	大河内　光行
知多南部消防組合管理者	齋藤　宏一
あすけ地域消防組合管理者	太田　雅清

（２）西三河地区消防相互応援協定書

（警防救急課）

西三河地区消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に規定する消防の相互の応援に関し、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市、幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町の西三河地区市町並びに尾三消防組合、幡豆郡消防組合及び衣浦東部広域連合（以下「協定市町等」という。）は、火災その他の災害に際して消防活動をより効果的に遂行するため相互に応援することを協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、協定市町等の区域において消防業務及び救急業務（以下「消防業務等」という。）が発生した場合、協定市町等が相互に応援協力し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援を行う場合）

第２条　協定市町等は、その区域内において消防業務等が発生した場合は相互に応援するものとする。

（応援の種別）

第３条　前条の規定による相互の応援の種別は、次のとおりとする。

（１）消防業務の場合　普通応援及び特別応援

（２）救急業務の場合　特別応援

２　普通応援は、協定市町等の区域内において、当該市町の近隣地域に災害が発生したと認めた場合に自動的に出動する応援をいう。

３　特別応援は、協定市町等の区域内において、特殊的防ぎょを必要とする災害が発生した場合又は当該災害により事故が発生した場合に受援市町長、広域連合長及び消防組合管理者又は消防長の要請に基づいて出動する応援をいう。

４　前２項の規定による出動の範囲は、関係市町等が協議のうえ別に定める。

（応援力）

第４条　この協定により応援する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の所属する市町等が所有する全消防力の４分の１以内とする。

２　関係市町等は、消防業務の規模等により特別の措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず、全消防力の３分の１まで応援することができる。

３　第３条第１項第２号の規定による特別応援は、原則として応援隊の所属する市町等において支障を生じない限度で行うものとする。

（応援の方法）

第５条　第２条の規定による応援の円滑を期するため、協定市町等は、それぞれ別に定める連絡担当部を設置するものとする。

２　協定市町等は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、とりあえず電話等により連絡担当部を通じ関係市町等に要請し、事後において速やかに文書を提出しなければならない。

（１）災害の発生日時、場所及び状況

（２）必要とする人員、車両及び資機材等

（３）集結場所及び連絡担当者

（４）その他必要な事項

（応援隊の指揮）
第６条　応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。
（報告）
第７条　応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。
（費用の負担）
第８条　応援に要する費用の負担については、法令その他特別の定めのあるものを除くほか、次の区分によるものとする。
（１）普通応援の場合
　　応援隊の所属する市町等の負担とする。
（２）特別応援の場合
　ア　機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する費用は、応援隊の所属する市町等の負担とする。
　イ　機械器具の大破損の修理、消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する費用は、その都度関係市町等において協議して定めるものとする。
（協定外の費用）
第９条　前条に規定する費用以外で応援したことにより重大な費用の支出を必要とした場合及び費用負担について疑義を生じた事項については、関係市町等において協議決定する。
（資料の交換）
第１０条　協定市町等は、毎年４月１日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。ただし、当該消防力に変動が生じた際は、その都度通知するものとする。
（協定市町等の変更に伴う取り扱い）
第１１条　市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を承継した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取扱う。
ただし、新たな名称の市町等ができた場合はこの限りでない。
（雑則）
第１２条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この協定は、昭和43年５月１日から実施する。
附　則
この協定は、昭和51年９月１日から実施する。
附　則
この協定は、昭和58年２月１日から実施する。
附　則
この協定は、平成15年５月１日から実施する。
附　則
この協定は、平成15年１０月１日から実施する。
附　則
この協定は、平成17年４月１日から実施する。
附　則

この協定は、平成19年４月１日から実施する。

附　則

この協定は、令和７年４月１日から実施する。

平成１７年４月１日に締結した「西三河地区消防相互応援協定に基づく救急業務の応援について　覚書」は廃止とする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し、記名捺印のうえ、協定市町等各１通を保管する。

令和７年4月1日

岡崎市長	内田康弘
碧南市長	小池友妃子
刈谷市長	稲垣武
豊田市長	太田稔彦
安城市長	三星元人
西尾市長	中村健
知立市長	石川智子
高浜市長	吉岡初浩
みよし市長	小山祐
幸田町長	成瀬敦
尾三消防組合管者	小浮正典
衣浦東部広域連合長	吉岡初浩

別記様式

文書番号
年　　月　　日

殿

市町等名
要請者

応　援　要　請　書

西三河地域消防相互応援協定第５条第２項の規定により応援を次のとおり要請します。

要　請　日　時	
災害の種別	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害の状況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
集　結　場　所	
連絡担当者の氏名	
その他必要な事項	

（３）愛知県下高速道路における消防相互応援協定書

（警防救急課）

愛知県下高速道路における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、春日井市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合及び愛西市（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第 1 条　この協定は、協定市町組合の区域内の東名高速道路、中央自動車道、名神高速道路、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海北陸自動車道、新東名高速道路、伊勢湾岸自動車道（伊勢湾岸道路を含む。）、名古屋高速道路 4 号東海線、名古屋高速道路 6 号清須線、名古屋高速道路 11 号小牧線、名古屋高速道路 16 号一宮線、名古屋瀬戸道路及び東海環状自動車道（以下「高速道路」という。）において災害（消火、救急等の消防業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 条　協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、消防隊、救急隊又は災害の処理に必要となる隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2　高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第 3 条　前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。ただし、災害発生地の消防隊等が出動しない場合においては、この限りでないものとする。

第 4 条　火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第 2 条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第 5 条　第 2 条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。

(2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町組合の負担とする。

(3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定める

ものとする。

第 6 条　この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第 7 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

附　則

1　この協定は、平成 30 年 7 月 31 日から効力を生ずる。

2　平成 28 年 3 月 10 日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成　　30 年 7 月 31 日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書 25 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保管する。

平成 30 年 7 月 31 日

名古屋市長	河村　たかし
豊橋市長	佐原　光一
一宮市長	中野　正康
岡崎市長	内田　康宏
豊川市長	山脇　実
春日井市長	伊藤　太
津島市長	日比　一昭
衣浦東部広域連合長	竹中　良則
豊田市長	太田　稔彦
瀬戸市長	伊藤　保徳
稲沢市長	加藤　錠司朗
小牧市長	山下　史守朗
新城市長	穂積　亮次
東海市長	鈴木　淳雄
大府市長	岡村　秀人
尾張旭市長	水野　義則
岩倉市長	久保田　桂朗
西春日井広域事務組合管理者	永田　純夫
蟹江町長	横江　淳一
海部東部消防組合管理者	村上　浩司
尾三消防組合管理者	萩野　幸三
海部南部消防組合管理者	久野　時男
愛西市長	日永　貴章

（４）豊田市・瀬戸市消防相互応援協定

（警防救急課）

豊田市・瀬戸市消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第２項の規定に基づき、瀬戸市（以下「甲」という。）と豊田市（以下「乙」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第１条　甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生し、相手側から応援の要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請に応じて消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。ただし、甲又は乙の消防機関が火災報知専用電話等により、甲と乙の境界付近に災害等の発生を覚知したときは、応援の要請があったものとみなし、必要な消防隊等を派遣するものとする。

２　前項の派遣によってもなお、災害等に対処できない場合は、愛知県下広域消防相互応援協定の定めるところによる。

第２条　この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

第３条　応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（１）消防機械器具（車両及び救急救助器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、燃料費、消防隊員、救急隊員又は救助隊員（以下「消防隊員等」という。）の手当等の通常経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受けた側の負担とする。

（２）消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費その他これらに類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

第４条　この協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

２　この協定の実施に係る細部的事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は平成10年４月１日から施行する。

２　昭和43年８月１日に締結した、瀬戸市、豊田市消防本部相互応援協定は、平成10年４月１日付けをもって廃止する。

この協定は成立を証するため、この協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成10年２月25日

甲　瀬戸市　代表者　　瀬戸市長　井　上　博　通　(印)

乙　豊田市　代表者　　豊田市長　加　藤　正　一　(印)

（５）豊田市・尾三消防組合消防相互応援協定

（警防救急課）

消防相互応援協定

（目　的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第２１条第２項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と尾三消防組合（以下「乙」という。）の消防に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（消防隊等の派遣）

第２条甲又は乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害若しくは救急業務を必要とする事故（以下｢災害等｣という。）が発生し、又は火災の予防に関し、相手側から応援の要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請に応じて消防隊、救助隊、救急隊又は担当員（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

２　甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲と乙の境界付近に災害等の発生を覚知したときは、応援の要請があったものとみなし、消防隊等を派遣するものとする。

（消防隊等の指揮）

第３条　この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

（経費分担）

第４条　応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（１）応援のための出動による消防機械器具（救急車及び救急器具を含む。）の故障の修理費、燃料費及び消防隊員等の手当等の経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

（２）応援のための出動による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費等その他これらに類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

（情報の提供）

第５条　この協定に基づく応援を円滑に実施するため、甲及び乙の消防長は、適宜消防力の現況その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第６条　この協定の実施に係る細目的事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

（疑義の協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定は、平成１０年９月１日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保管する。

平成10年8月31日

甲　豊田市

代表者　豊　田　市　長　　加　藤　正　一

乙　尾三消防組合

代表者　尾三消防組合管理者　　塚本三千雄

（６）豊田市・日進市消防相互応援協定書

（警防救急課）

豊田市・日進市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第２項の規定に基づき、豊田市と日進市は、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、豊田市、日進市における火災、その他の災害に際し、相互に消防力を応援活用して災害地における人的及び物的被害を最小限に防圧することを目的とする。

（応援の種別）

第２条　応援を分けて次の二種とする。

（１）普通応援

普通応援とは、別に定める区域内に発生した火災、その他の災害を認知、又は受報した場合、別命なく出動応援するものをいう。

（２）特別応援

特別応援とは、大火又は非常災害が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合、要請により市長若しくは消防長の命令により出動応援するものをいう。

（応援の部隊数）

第３条　普通応援出動隊は１隊とし、特別応援は災害の状況により応援地又は被応援地の責任者の命令若しくは要請によって決定する。

（応援部隊の指揮）

第４条　応援出動部隊は、すべて現場にある被応援地最高指揮者の指揮下に入るものとする。

（報告等）

第５条　出動隊の長は、現場到着及び引き揚げ時並びに消防活動の状況を、現場最高指揮者に報告するものとする。

２　応援市の長は、毎月１回応援出動の記録をとりまとめ、被応援市の長に通報するものとする。

（費用負担）

第６条　普通応援に使用した燃料及び隊員の手当等の諸費は応援市の負担とする。

２　特別応援に係る費用は、別に定める外重大な費用の支出を必要とする場合が生じた際は、相互において協議決定する。

（協定外の事項）

第７条　この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度双方が協議のうえ決定する。

上記協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し記名捺印のうえ各１通を保管する。

附　則

この協定は、昭和57年４月１日から実施する。

附　則

この協定は、平成９年９月１日から実施する。

平成９年９月１日

豊田市長　　加　藤　正　一

日進市長　　山　田　一　麿

（７）豊田市・三好町消防相互応援協定書

（警防救急課）

豊田市・三好町消防相互応援協定書

（相互応援の目的）

第１条　この協定は、豊田市、三好町における火災及び救急事故に際し、相互に消防力を応援活用して災害地における人的及び物的被害を最小限度に防圧することを目的とする。

（応援の種類）

第２条　応援を分けて次の二種とする。

（１）普通応援

普通応援とは別に定める区域内に発生した火災及び救急事故を認知、又は受報した場合別命なく出動応援するものをいう。

（２）特別応援

特別応援とは、大火又は非常火災が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合、要請により市（町）若しくは消防署長の命令により出動応援するものをいう。

（応援の部隊数）

第３条　普通応援出動隊は１隊とし、特別応援は災害の状況により応援地又は被応援地の責任者の命令若しくは要請によって決定する。

（応援部隊の指揮）

第４条　応援出動隊はすべて現場にある被応援地最高指揮者の指揮下に入るものとする。

（報告等）

第５条　出動隊の長は現場到着及び引き揚げ時並びに消防活動の状況を、現場最高指揮者に報告するものとする。

２　応援市（町）の長は、毎月１回応援出動の記録をとりまとめ、被応援市（町）長に通報するものとする。

（費用の負担）

第６条　普通応援出動に使用した燃料及び隊員の手当等の諸費は市（町）の負担とする。

２　特別応援に係る費用は別に定める外重大な費用の支出を必要とする場合が生じた際は相互において協議決定する。

（協定外の事項）

第７条　この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議の上決定するものとする。

附　則

この協定は、昭和43年３月１日より実施する。

上記協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し記名捺印の上各１通を保管する。

昭和43年３月１日

豊　田　市　長　　佐　藤　　保

三　好　町　長　　山　田　紀　夫

（８）豊田市・土岐市消防相互応援協定書

（警防救急課）

豊田市・土岐市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第２項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と土岐市（以下「乙」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第１条　甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生し、相手側から応援の要請が有った場合は、特別な理由がない限りその要請に応じて消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

２　甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲又は乙の境界付近に災害等の発生を覚知したときは、前項の応援の要請
があったものとみなし、必要な消防隊等を派遣するものとする。

第２条　この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

第３条　応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（１）消防機械器具（車両及び救急救助器具を含む。以下同じ）の故障の修理費、燃料費、及び消防職員又は消防団員（以下「消防隊員等」という。）の手当等の通常経費は、応援をする側の負担とする。

ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

（２）消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費、その他これらに類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

第４条　この協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

２　この協定の実施に係る細部的事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は平成10年９月１日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成10年８月25日

甲　　豊田市　代表者　豊田市長　加藤正一

乙　　土岐市　代表者　土岐市長　塚本保夫

（９）豊田市・恵那市消防本部消防相互応援協定書

（警防救急課）

豊田市・恵那市消防本部消防相互応援協定書

この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条第２項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と恵那市（以下「乙」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第１条　この協定は、甲及び乙の区域内において火災又は救急業務を必要とする事故等（以下「災害」という。）が発生した際の甲乙相互間の消防力の活用に関して定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第２条　甲及び乙の長は、災害の処理のため災害発生地の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

２　甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲又は乙の境界付近に災害等の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、必要な消防隊等を派遣するものとする。

第３条　前条の規定により応援のために出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

第４条　火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要があると認めたときは、第２条の規定により出動した甲又は乙の消防隊等に対し、災害の状況について通報を求めることができる。

第５条　第２条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

（１）応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、応援した甲又は乙の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合であって、災害現地における燃料の補給、消防隊員などの給食等に要した費用については、応援を受けた甲又は乙の負担とする。

（２）応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する市の負担とする。

（３）消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第６条　この協定の実施について必要な事項は、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保管する。

平成１７年　４月　１日

甲　豊田市
　　豊田市長　　鈴木　公平
乙　恵那市
　　恵那市長　　可知　義明

（１０）豊田市・瑞浪市消防相互応援協定書

（警防救急課）

豊田市・瑞浪市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第２項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と瑞浪市（以下「乙」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第１条　甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生し、相手側から応援の要請が有った場合は、特別な理由がない限りその要請に応じて消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

２　甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲又は乙の境界付近に災害等の発生を覚知したときは、前項の応援があったものとみなし、必要な消防隊等を派遣するものとする。

第２条　この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

第３条　応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（ア）消防機械器具（車両及び救急救助器具を含む。以下同じ）の故障の修理費、燃料費、及び消防職員又は消防団員（以下「消防隊員」という。）の手当等の通常経費は、応援をする側の負担とする。

ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

（イ）消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費、その他これらに類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

第４条　この協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

２　この協定の実施に係る細部的事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は平成10年９月１日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成10年８月25日

甲　　豊田市　代表者　豊田市長　加藤正一

乙　　瑞浪市　代表者　瑞浪市長　高嶋芳男

（１１）豊田市・南信州広域連合消防相互応援協定書

（警防救急課）

豊田市・南信州広域連合消防相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条第２項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と南信州広域連合（以下「乙」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙の区域内において火災又は救急業務を必要とする事故等（以下「災害」という。）が発生したとき甲乙相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援隊派遣）

第２条　甲及び乙の長は、災害の処理のため災害発生地の甲及び乙の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊、救急隊又は救助隊（以下「応援隊等」という。）の派遣を行うものとする。

２　甲又は乙の長若しくは消防長は、甲又は乙の境界付近に災害等の発生を覚知した場合で応援の必要があると認めたときは、前項の応援の要請があったものとみなし、必要な応援隊等を派遣することができるものとする。

（指揮）

第３条　前条の規定により応援のために出動した応援隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

（災害情報提供）

第４条　災害発生地の消防長は、必要があると認めたときは、第２条の規定により出動した甲又は乙の応援隊等に対し、災害の状況について通報を求めることができる。

（応援経費等の負担）

第５条　応援隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

（１）応援した隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の経常的な経費は、応援側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合災害現地における燃料の補給、隊員などの給食等に要とするときは、受援側がその経費を負担するものとする。

（２）応援した隊等の公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する市又は南信州広域連合の負担とする。

（３）消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（実施細目）

第７条　この協定の実施について必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保管する。

平成１７年　４月　１日

愛知県豊田市西町３丁目６０番地
甲　豊田市
豊田市長　鈴　木　公　平
長野県飯田市追手町２丁目678番地
乙　南信州広域連合
広域連合長　牧　野　光　朗

（１２）愛知県防災ヘリコプター支援協定（愛知県以下７２自治体及び一部事務組合）

（警防救急課）

愛知県防災ヘリコプター支援協定

（目　的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第２項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法第１条に規定する災害をいう。

（支援要請）

第４条　この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第１項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合

(3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

２　航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

２　知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

第６条　前条第１項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

（消防用無線局の管理及び運用）

第７条　愛知県は、第４条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

２　前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。
（その他）
第９条　この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。
（適用）
第１０条　この協定書は、平成１９年８月１日から適用する。

平成８年１０月１日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成１９年６月３０日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ１通を保管する。

平成１９年８月１日

愛知県知事　神田真秋
名古屋市長　松原武久
豊橋市長　早川　勝
岡崎市長　柴田紘一
一宮市長　谷　一夫
瀬戸市長　増岡錦也
半田市長　榊原伊三
春日井市長　伊藤　太
豊川市長　中野勝之
津島市長　三輪　優
碧南市長　永島　卓
刈谷市長　榎並邦夫
豊田市長　鈴木公平
安城市長　神谷　学
西尾市長　中村晃毅
蒲郡市長　金原久雄
犬山市長　田中志典
常滑市長　石橋誠晃
江南市長　堀　元
小牧市長　中野直輝
稲沢市長　大野紀明
新城市長　穂積亮次
東海市長　鈴木淳雄
大府市長　久野孝保
知多市長　加藤　功
知立市長　本田正幸
尾張旭市長　谷口幸治
高浜市長　森　貞述
岩倉市長　石黒靖明
豊明市長　都築龍治
日進市長　佐護　彰

田原市長	鈴木克幸
愛西市長	八木忠男
清須市長	加藤静治
北名古屋市長	長瀬　保
弥富市長	服部彰文
東郷町長	川瀬雅喜
長久手町長	加藤梅雄
豊山町長	鈴木幸育
春日町長	河合幹雄
大口町長	酒井　鋏
扶桑町長	江戸　滿
七宝町長	近藤　智
美和町長	加藤龍夫
甚目寺町長	村上浩司
大治町長	小林　隆
飛島村長	久野時男
阿久比町長	竹内啓二
東浦町長	井村徳光
南知多町長	澤田壽一
美浜町長	山下治夫
武豊町長	籾山芳輝
一色町長	都築　譲
吉良町長	山本一義
幡豆町長	渡辺　靖
幸田町長	近藤徳光
三好町長	久野知英
設楽町長	加藤和年
東栄町長	森田昭夫
豊根村長	熊谷卓也
音羽町長	宇都野　武
小坂井町長	伊藤憲男
御津町長	深谷泰範
知多中部広域事務組合管理者	榊原伊三
海部東部消防組合管理者	近藤　智
尾三消防組合管理者	久野知英
丹羽広域事務組合管理者	江戸　滿
海部南部消防組合管理者	服部彰文
幡豆郡消防組合管理者	都築　譲
知多南部消防組合管理者	澤田壽一
西春日井広域事務組合管理者	長瀬　保
衣浦東部広域連合長	永島　卓

（１３）衣浦豊田道路における消防相互応援協定書

（警防救急課）

衣浦豊田道路における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第２項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と衣浦東部広域連合（以下「乙」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第１条　この協定は、甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に存する衣浦豊田道路（豊田市生駒町国道155号線合流点を含む）において災害（火災又は救急業務を必要とする事故をいう。以下同じ）が発生した際の甲乙相互間の消防力の活用に関して定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第２条　甲及び乙の長は、衣浦豊田道路における災害の処理のため災害発生地の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

２　衣浦豊田道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、甲及び乙の消防長が定める区分により、災害発生地に対し応援のための消防隊等を派遣するものとする。

第３条　前条の規定により応援のために出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

第４条　火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要があると認めるときは、第２条の規定により出動した甲又は乙の消防隊等に対し、災害の状況について通報を求めることができる。

第５条　第２条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

（１）応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、応援した甲又は乙の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合であって、災害現地における燃料の補給、消防隊などの給食等に要した経費については、応援を受けた甲又は乙の担とする。

（２）応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する市又は広域連合の負担とする。

（３）消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

第６条　この協定の実施について必要な事項は、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成16年４月１日

甲	豊田市	豊田市長	鈴木公平
乙	衣浦東部広域連合	広域連合長	榎並邦夫

（１４）水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会愛知県支部・愛知県）

（（上下水）総務課）

水道災害相互応援に関する覚書

（趣旨）

第１条　この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第２条　会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替えるよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第３条　会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

２　応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第４条　各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

（１）応急給水作業

（２）応急復旧作業（原則として仮復旧、第１次応急復旧作業）

（３）応急復旧資器材の供出

（４）工事業者のあっせん

２　前項第１号及び第２号の作業の期間は、原則として７日以内とする。

（要請の方法）

第５条　応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

（１）会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

（２）名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

（３）県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

（４）東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧センター－（以下「支援センター－」という。）を設置した場合は、第１号及び第３号の規定にかかわらず支援センター－へ応援を要請する。

２　応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メ－ル等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

（１）災害の状況
（２）必要とする資器材、物資等の品名及び数量
（３）必要とする職員の職種別人員
（４）応援の場所及び応援場所への経路
（５）応援の期間
（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項
（応援体制）
第６条　応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。
２　応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。
（受け入れ体制）
第７条　応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。
２　資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。
（費用の負担）
第８条　第４条第１項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同条第１号に要する費用については、応援期間が２日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。
２　応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。
（損害の賠償）
第９条　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。
２　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。
（業者への協力要請）
第１０条　支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。
（救援体制表の作成）
第１１条　会員は、救援体制表（別表第１）10部を毎年４月末日までに支部長へ提出するものとする。
２　支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。
（雑　則）
第１２条　この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

（適　用）
第１３条　この覚書は、昭和53年３月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各１通を保有する。

附　則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書１通を作成し、会員及び立会人においてその写し各１通を保有する。なを、本書１通は支部長が保管する。

平成16年７月30日

日本水道協会愛知県支部長　豊橋市長　早　川　勝

愛知県公営企業管理者　企業庁長　深　谷　憲　彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者　上下水道局長　山　田　雅　雄

愛知用水北部地域
関係会員　瀬戸市　尾張旭市　愛知中部水道企業団　春日井市
地域会長　県水道北部ブロック協議会
会長　瀬戸市長　増　岡　錦　也

愛知用水南部地域
関係会員　半田市　常滑市　東海市　大府市　知多市　阿久比町　東浦町　南知多町　美浜町　武豊町　刈谷市　高浜市　愛知中部水道企業団
地域会長　県水道南部ブロック協議会
会長　常滑市長　石　橋　誠　晃

尾張地域
関係会員　一宮市　春日井市　津島市　犬山市　江南市　尾西市　小牧市　岩倉市　清洲町　木曽川町　七宝町　美和町　蟹江市　佐織町　春日町　八開村　稲沢中島広域事務組合　西春日井郡東部水道企業団　海部南部水道企業団　丹羽広域事務組合

地域会長　尾張水道連絡協議会
会長　春日井市長　鵜　飼　一　郎
西三河地域
関係会員　岡崎市　碧南市　刈谷市　豊田市　安城市　知立市　高浜市　西尾幡豆広域連合　幸田町　藤岡町　額田町　小原村　足助町　下山村　旭町　稲武町　愛知中部水道企業団
地域会長　西三河水道事業連絡協議会
会長　岡崎市長　柴　田　紘　一
東三河地域
関係会員　豊橋市　豊川市　蒲郡市　新城市　田原市　音羽市　一宮市　小坂井市　御津町　渥美町　設楽町　東栄町　豊根村　富山村　津具村　鳳来町　作手村
地域会長　東三河県営水道受水団体協議会
会長　豊橋市長　早　川　　勝
立会人
愛知県健康福祉部長　新　家　正　義

（１５）災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書（知立市）

（（上下水）総務課）

災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書

災害等の発生により豊田市又は知立市において給水できない場合における給水援助に係る緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の使用に関して次のとおり協定を締結する。

第１条　受給側（以下「甲」という。）は連絡管により給水しなければならない場合は、供給側（以下「乙」という。）とすみやかに協議しなければならない。
第２条　乙は、協議の結果、連絡管の使用を必要と認めた場合は、ただちに甲乙立会のうえ甲側バルブは甲が、乙側バルブは乙が開閉する。
第３条　料金は、使用水量に浄水単価（県水の受水単価とする。）を乗じて得たものとする。この場合において使用水量の算定は水理公式による。
第４条　維持管理の境界は、甲乙両者の工事区間とする。
第５条　連絡管の撤去等、断水を伴う工事は、両者協議のうえ誠意をもって工事に着手することとする。
第６条　協定に定めのない事項については、両当事者協議のうえ定めるものとする。

上記協定書の締結を証するため、本書２通を作成し両者記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和50年６月18日

豊田市西町３丁目60番地
豊田市代表者
豊田市長　　佐　藤　　保

知立市新富１丁目１番地
知立市水道事業管理者
知立市長　　永　井　五　三

（１６）災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書（愛知県中部水道企業団）

（（上下水）総務課）

災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書

災害等の発生により豊田市又は企業団において給水できない場合における給水援助に係る緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の使用に関して次のとおり協定を締結する。

第１条　受給側（以下「甲」という。)は、連絡管により給水しなければならない場合は、供給側（以下「乙」という。）とすみやかに協議しなければならない。

第２条　乙は、協議の結果連絡管の使用を必要と認めた場合は、ただちに甲乙立会のうえ甲側バルブは甲が、乙側バルブは乙が開閉する。

第３条　料金は、使用水量に浄水単価（県水の受水単価とする。）を乗じて得たものとする。この場合において使用水量の算定は水理公式による。

第４条　維持管理の境界は、甲乙両者の工事区間とする。

第５条　連絡管の撤去等、断水を伴う工事は、両者協議のうえ誠意をもって工事に着手することとする。

第６条　協定に定めのない事項については、両当事者協議のうえ定めるものとする。

上記協定書の締結を証するため、本書２通を作成し両者記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和51年12月１日

豊田市西町３丁目60番地
豊田市代表者
豊田市長　　西　山　　孝

愛知県東郷町大字春木字北野淵2345－3

愛知中部水道企業団
企業長　　石　川　　勇

（１７）緊急連絡管の取扱いに関する協定書（刈谷市）

（（上下水）総務課）

緊急連絡管の取扱いに関する協定書

災害時等緊急時における住民の飲料水確保をはかるため、豊田市（以下「甲」という。）と刈谷市（以下「乙」という。）を連絡するすべての緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の取扱いに関して次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　隣接する水道事業者間を事前に配管連絡して緊急時の水道水の相互援助体制の確立を図る。

（財産区分及び管理区分）

第２条　財産区分及び管理区分は、両者で協議された接続地点とする。

（維持管理）

第３条　維持管理は平素より管理区分に従い台帳、図面等整備するとともに施設の管理点検を行い円滑なる目的の達成に努力しなければならない。

（応援要請）

第４条　災害等緊急事態が発生し、当該施設を使用する必要が生じたときは、必要水量、使用期間等を定めて応援の要請をする。この場合応援側は自己の能力の範囲内で最大限の協力をするものとする。

（使用方法）

第５条　本施設の使用は、甲、乙双方の水道技術管理者又は、水道技術管理者の指名した者の立合のもとで使用操作する。

なお、本施設使用により発生する給水状況の異常は甲、乙双方において処理するものとする。

（水質管理）

第６条　使用水の水質については、それぞれ給水を受ける者の責任において処置するものとする。

（経費の負担）

第７条　供給の対価は、双方の協議によって定めるものとする。

（雑　則）

第８条この協定に疑義を生じたときは、又はこの協定に定めのない事項に関しては別に甲、乙協議して決定するものとする。

第９条　この協定は、甲、乙双方の申し出がない限り毎年継続して効力を持つものとする。

上記協定の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

昭和56年６月22日

甲　豊　田　市
　水道事業管理者　　竹　尾　　淳

乙　刈　谷　市
　水道事業刈谷市長　　宮　田　一　松

（１８）緊急連絡管に関する協定書（安城市）

（（上下水）総務課）

緊急連絡管に関する協定書

（趣　旨）

第１条　緊急時における市民の飲用水確保をはかるため、豊田市と安城市は水道水の相互供給を目的として連絡管を設置する。

（維持管理）

第２条　緊急連絡管は豊田市と安城市の接続点を管理界とし、それぞれ維持管理点検し、円滑なる目的の達成に努力しなければならない。

（使用の範囲）

第３条　非常災害等緊急時の連絡管の使用開始・停止は、要請に応じてすみやかに豊田市と安城市で協議決定する。

（経費の負担）

第４条　相互供給に要した経費並びに水道料金は原則として要請側が負担するが、料金等の算出基礎については豊田市と安城市で協議決定する。

（雑　則）

第５条　この協定に定めがない事項、並びに相互供給により不測の事態が発生したときは、豊田市と安城市で協議のうえ円滑なる解決に努力するものとする。

第６条　この協定は当事者双方の申し出がない限り、毎年継続して効力を持つものとする。

上記協定の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

昭和60年３月10日

豊田市水道事業管理者
畑　田　守　昭

安城市水道事業
安城市長　岩　月　収　二

（１９）水道緊急連絡管に関する協定書（岡崎市）

（（上下水）総務課）

水道緊急連絡管に関する協定書

（趣　旨）

第１条　緊急時における市民の飲料水を確保するため、岡崎市と豊田市とは、水道水の相互供給を目的として、緊急連絡管（以下「連絡管」という。）を設置する。

（設置の場所）

第２条　連絡管布設の場所は次のとおりとする。

（１）岡崎市側岡崎市北野町地内

（２）豊田市側豊田市桝塚東町地内

別図の箇所

（施設の内容）

第３条　連絡管は口径φ100ミリメートルとする。

（施設の維持管理）

第４条　連絡管等の維持管理は、市域境界を管理界とし、それぞれ維持管理をするものとし、非常災害等緊急時に円滑な運用が出来るよう努めなければならないものとする。

（使用の方法）

第５条　非常災害等緊急事態の発生により連絡管を使用しようとする時はその都度当事者間で協議する。

（経費の負担）

第６条　水道水の供給に要した経費及び水道料金は原則として要請側が負担するものとし、額の算出方法はその都度協議する。

（雑　則）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議し円滑なる解決に努力するものとする。

第８条　この協定は、当事者双方の申出がないかぎり、毎年継続して効力を持つものとする。

上記協定の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

昭和63年９月30日

岡崎市水道事業
岡崎市長　　中　根　鎭　夫

豊田市水道事業
管　理　者　　神　谷　和　典

（２０）災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書
（愛知県、県下水道管理者、県内全市町村、県内市町下水道管理者及び一部事務組合１２６者）

（循環型社会推進課、下水道施設課）

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

（目的）
第１条　この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。
（協定の締結）
第２条　この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。
（応援要請等）
第３条　災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。
（１）一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
（２）一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
（３）その他特に必要がある場合
２　応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。
（１）　災害の発生日時、場所及び災害の状況
（２）　必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
（３）　必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
（４）　応援の場所及び期間
（５）　連絡責任者
（６）　その他必要事項
３　要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。
４　応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
５　要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。
（県の役割）
第４条　県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。
２　県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとす

る。
（経費の負担）
第５条　応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。
（民間業者の活用）
第６条　県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。
（実施細目）
第７条　この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。
２　この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。
この協定は、平成２６年１月１日から効力を生ずるものとする。
平成８年３月１２日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。
この協定の成立を証明するため、本書１２６通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自１通を保管する。

平成２６年１月１日

（２１）中核市災害相互応援協定（中核市）

（防災対策課）

中 核 市 災 害 相 互 応 援 協 定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な
資器材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

２　被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１項第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第１項第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第９条　この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第１０条　この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第１１条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第１２条　この協定は、令和２年４月１日から効力を発生するものとする。

令和２年４月１日

水戸市	水戸市長	高橋　靖
吹田市	吹田市長	後藤圭二
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林　眞
秋田市	秋田市長	穂積　志
山形市	山形市長	佐藤孝弘
福島市	福島市長	木幡　浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋　努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸　徹

横須賀市	横須賀市長	上地克明
柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森雅志
金沢市	金沢市長	山野之義
福井市	福井市長	東村新一
甲府市	甲府市長	樋口雄一
長野市	長野市長	加藤久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋正直
豊橋市	豊橋市長	佐原光一
岡崎市	岡崎市長	内田康宏
高槻市	高槻市長	濱田剛史
枚方市	枚方市長	伏見隆
八尾市	八尾市長	大松桂右
寝屋川市	寝屋川市長	広瀬慶輔
東大阪市	東大阪市長	野田義和
姫路市	姫路市長	清元秀泰
和歌山市	和歌山市長	尾花正啓
大津市	大津市長	佐藤健司
豊中市	豊中市長	長内繁樹
明石市	明石市長	泉房穂
西宮市	西宮市長	石井登志郎
奈良市	奈良市長	仲川元庸
尼崎市	尼崎市長	稲村和美
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬
倉敷市	倉敷市長	伊東香織
呉市	呉市長	新原芳明
福山市	福山市長	枝広直幹
下関市	下関市長	前田晋太郎
高松市	高松市長	大西秀人
松山市	松山市長	野志克仁
高知市	高知市長	岡﨑誠也
長崎市	長崎市長	田上富久
佐世保市	佐世保市長	朝長則男
大分市	大分市長	佐藤樹一郎
宮崎市	宮崎市長	戸敷正
鹿児島市	鹿児島市長	森博幸
久留米市	久留米市長	大久保勉
那覇市	那覇市長	城間幹子

協定締結権者

豊田市	豊田市長	太田稔彦

（２２）榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定（上越市、館林市、姫路市）

（防災対策課）

榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定

豊田市と上越市、館林市、姫路市（以下「ゆかり都市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項の規定に基づき、ゆかり都市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は次のとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供

（４）救援、応急復旧に必要な職員の派遣

（５）被災者の受入れ

（６）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第２条　応援を要請する市（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数及び業務内容

（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援期間

（７）その他必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市（以下「応援都市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第４条　応援のため派遣された職員は、要請都市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は原則として要請都市の負担とする。

２　要請都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請都市から要請があった場合には、応援都市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度ゆかり都市が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第６条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾

病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が対応するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第７条　災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

２　前項の応援に要した経費の負担については、第５条の規定を準用する。

ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

（連絡担当部局）

第８条　ゆかり都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の交換）

第９条　ゆかり都市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、ゆかり都市が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成８年（1996年）５月29日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書４通を作成し、各市長が署名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年５月29日

豊田市長　　加　藤　正　一

上越市長　　宮　越　　馨

館林市長　　山　本　達　司

姫路市長　　堀　川　和　洋

（２３）東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定

（防災対策課）

東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）第８条第２項の規定に基づき、東海環状自動車道で結ばれる多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、可児市、瀬戸市、豊田市、（以下「沿線都市」という。）において災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は次のとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供

（４）救援、応急復旧に必要な職員の派遣

（５）被災者の受け入れ

（６）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第３条　応援を要請する市（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第９条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数及び業務内容

（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援期間

（７）その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援都市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第５条　応援のために派遣された職員は、要請都市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として要請都市の負担とする。

２　要請都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請都市から要請があった場合には、応援都市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度沿線都市が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が対応するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第８条　災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

２　前項の応援に要した経費の負担については、第６条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

（連絡担当部局）

第９条　沿線都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（情報提供等）

第１０条　沿線都市は、この協定による応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、沿線都市が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成１７年４月１日から効力を生じるものとする。

この協定書を証するため、本協定書９通を作成し、各市長が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１７年３月１６日

多治見市長　西寺雅也
関市長　後藤昭夫
美濃市長　石川道政
瑞浪市長　髙嶋芳男
美濃加茂市長　川合良樹
土岐市長　塚本保夫
可児市長　山田豊
瀬戸市長　増岡錦也
豊田市長　鈴木公平

（２４）広域幹線道路ネットワーク都市災害時相互応援に関する協定（中津川市）

（防災対策課）

広域幹線道路ネットワーク都市災害時相互応援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）第８条第２項の規定に基づき、広域幹線道路ネットワークで結ばれる豊田市と中津川市（以下「ネットワーク都市」という。）において災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は次のとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供

（４）救援、応急復旧に必要な職員の派遣

（５）被災者の受け入れ

（６）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第３条　応援を要請する市（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第９条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数及び業務内容

（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援期間

（７）その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援都市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第５条　応援のために派遣された職員は、要請都市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として要請都市の負担とする。

２　要請都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請都市から要請があった場合には、応援都市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度ネットワーク都市が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾

病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が対応するものとする。

2　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第８条　災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2　前項の応援に要した経費の負担については、第６条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

（連絡担当部局）

第９条　ネットワーク都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（情報提供等）

第１０条　ネットワーク都市は、この協定による応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、ネットワーク都市が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成１７年７月１６日から効力を生じるものとする。

この協定書を証するため、本協定書４通を作成し、各市長及び各議長が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１７年７月１６日

豊　田　市	豊田市長	鈴　木　公　平
中　津　川　市	中津川市長	大　山　耕　二

立会人

豊　田　市	豊田市議会議長	湯　浅　利　衛
中　津　川　市	中津川市議会議長	平　岩　正　光

（２５）外国人集住都市会議災害時相互応援協定

（多様性社会共創課）

外国人集住都市会議災害時相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、外国人集住都市会議会員都市（以下「会員都市」という。）の所在する地域で地震等による災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援等が必要な外国人に対し十分な応急措置が困難である場合に、応急対策及び復旧対策に関し相互に応援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（担当窓口）

第２条　この協定に関する窓口（以下「担当窓口」という。）は、外国人集住都市会議担当部署とする。

２　担当窓口は、会員都市の所在する地域において地震等による災害が発生し、他の会員都市の応援が必要となった際には、速やかに連絡調整を行うものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　インターネット等を活用した翻訳支援又は通訳支援

⑵　外国人に対する応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣等

⑶　報道機関、大使館等に関する連絡調整

⑷　前３号に定めるもののほか外国人の支援のために特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第４条　応援を受けようとする会員都市（以下「被災都市」という。）は、被害の状況を明らかにし、担当窓口を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、被災都市以外の会員都市は相互に連絡調整し、自主応援活動を行うことができるものとする。

（応援の実施）

第５条　応援の要請を受けた会員都市は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要する経費の負担は、第９条の規定に基づく実施細目のとおりとする。

（情報の共有）

第７条　会員都市は、平常時より災害時における相互の応援に備えるために、防災に対する情報を交換し、共有するように努めるものとする。

（他の協定との関係）

第８条　この協定は、会員都市が別に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条及び消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定により締結した相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、会員都市が協議して別に実施細目を定めるものとする。

（雑則）

第１０条　外国人集住都市会議の新規加入都市又は退会都市は、特段の事情のない限り、加入承認通知書又は退会承認通知書の受領をもって、この協定を締結し、又は解約したものとみなす。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度会員都
市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第１２条　この協定は、平成２２年１１月８日から効力を発生するものとする。

この協定は、座長都市へのすべての会員都市による同意書の提出をもって、成立したものとみなす。

平成２２年１１月８日

群馬県	伊勢崎市
	太田市
	大泉町
長野県	上田市
	飯田市
岐阜県	大垣市
	美濃加茂市
	可児市
静岡県	浜松市
	富士市
	磐田市
	掛川市
	袋井市
	湖西市
	菊川市
愛知県	豊橋市
	豊田市
	小牧市
	知立市
三重県	津市

			四	日	市　市
			鈴	鹿	市
			亀	山	市
			伊	賀	市
滋	賀	県	長	浜	市
			甲	賀	市
			湖	南	市
岡	山	県	総	社	市

※令和７年度現在の会員都市は、以下の１０都市。

群	馬	県	伊	勢崎	市
			太	田	市
			大	泉	町
長	野	県	上	田	市
			飯	田	市
静	岡	県	浜	松	市
愛	知	県	豊	田	市
			小	牧	市
三	重	県	鈴	鹿	市
岡	山	県	総	社	市

（２６）西三河災害時相互応援協定

（防災対策課）

西三河災害時相互応援協定

（目　的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第５条の２の規定に基づき、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び幸田町（以下「西三河９市１町」という。）において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供

（４）救援、応急復旧に必要な職員の派遣

（５）被災者の受入れ

（６）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援期間

（７）その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　大規模災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合には、被災市町以外の西三河９市１町が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、要請市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）
第６条　応援に要した経費は原則として要請市町の負担とする。
２　要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度西三河９市１町が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）
第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。
２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市町への往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当部局）
第８条　相互応援のための窓口は、西三河９市１町の防災担当主管課とする。
２　連絡担当部局は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。
３　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（共同事業）
第９条　西三河９市１町は、この協定による応援を円滑に行うために、共同して防災対策を行うことができる。

（他の協定との関係）
第10条　この協定は、締結市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）
第11条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、西三河９市１町が協議して定めるものとする。

附　則
この協定は、平成25年７月３日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書10通を作成し、西三河９市１町が署名押印のうえ、各１通を保有する。

平成25年７月３日

岡崎市
代表者　岡崎市長　内田　康宏

碧南市
代表者　碧南市長　禰冝田　政信

刈谷市
代表者　刈谷市長　竹中　良則

豊田市
代表者　豊田市長　太田　稔彦

安城市
代表者　安城市長　神谷　学

西尾市
代表者　西尾市長　榊原　康正

知立市
代表者　知立市長　林　郁夫

高浜市
代表者　高浜市長　吉岡　初浩

みよし市
代表者　みよし市長　久野　知英

幸田町
代表者　幸田町長　大須賀　一誠

（２７）災害時相互応援に関する協定（東北１市４町）

（防災対策課）

豊田市と○○○○（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第５条の２の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供

（４）救援、応急復旧に必要な職員の派遣

（５）被災者の受入れ

（６）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第７条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援期間

（７）その他必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第４条　応援のため派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は原則として被災市町の負担とする。

２　前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）
第６条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。
２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）
第７条　協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。
２　協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努める。

（他の協定との関係）
第８条　この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）
第９条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年３月８日

愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市

代表者　豊 田 市 長　　太　田　稔　彦

協定所在地
自治体名

代表者名

締結先

自治体名	代表者名	所在地
矢吹町	町長　野崎　吉郎	福島県西白河郡矢吹町一本木 101
女川町	町長　須田　善明	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原 316
七ヶ浜町	町長　渡邊　善夫	宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
東松島市	市長　阿部　秀保	宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1
亘理町	町長　齋藤　邦男	宮城県亘理郡亘理町字下小路 7-4

（２８）災害時相互応援に関する協定（海老名市）

（防災対策課）

災害時相互応援に関する協定

愛知県豊田市と神奈川県海老名市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第８条第２項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第１項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

（４）　救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）　被災者の受入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第８条第１項の規定に基づき、あらかじめ定めた連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、　後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　応援期間

（７）　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）
第６条　応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。
２　前項の規定により難い場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）
第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市が対応するものとする。
２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）
第８条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。
２　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備及び平時からの交流促進に努める。

（他の協定との関係）
第９条　この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）
第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を保有する。

平成29年１月18日

愛知県豊田市西町３丁目60番地
豊田市
代表者　豊田市長　　太　田　稔　彦

神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
海老名市
代表者　海老名市長　　内　野　　優

（２９）原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書（掛川市）

（防災対策課）

原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書

愛知県西三河地区 10 市町（以下「避難受入市町」という。）と静岡県掛川市（以下「掛川市」という。）とは、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における掛川市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、避難受入市町及び掛川市が原子力災害時に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 86 条の９の規定及び「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」に基づき行う掛川市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第２条　原子力災害時に、掛川市民の生命若しくは身体を保護するため、避難受入市町へ避難又は一時移転の必要があると認められ、掛川市から受入要請があった時には、避難受入市町は、被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、愛知県と連携して避難者の受入れを行うものとする。

２　避難所の開設等の避難所運営は、掛川市の要請を踏まえて、初動対応（３日程度を目安）は避難受入市町で対応し、できる限り速やかに掛川市に引き継ぐ。

３　掛川市が静岡県を通じて避難受入市町に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

(1) 避難経由所の開設、運営等

(2) 避難所の開設、掛川市による運営体制に移行するまでの避難所の運営等

４　掛川市は、愛知県及び避難受入市町等の協力を得て、あらかじめ前項の避難所及び避難経由所を把握しておくものとする。

５　掛川市は、静岡県と共に、国や関係事業者、愛知県、避難受入市町と連携して、広域避難に係る避難所や避難経由所の運営等に必要となる人員・物資・資機材などを確保し、避難受入市町の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第３条　避難受入市町に対する広域避難の受入要請は、法第 86 条の９第１項に基づき、掛川市が静岡県及び愛知県を通して行うものとする。

２　避難受入市町は、愛知県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第４条　前条の規定による要請を受け、避難受入市町が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として１か月程度とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び静岡県が調整する。

（避難退域時検査等）

第５条　広域避難を行う掛川市民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び掛川市民の安全・安心のため、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、静岡県が実施する。

（費用の負担）

第６条　避難者の受入に要した費用は、原則として掛川市が負担するものとする。

２　掛川市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

（情報の交換）

第７条　避難受入市町及び掛川市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び掛川市の担当課長とする。

（協議事項）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市町及び掛川市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 11 通作成し、各市町が記名・押印のうえ、各１通を所持する。

令和３年１月３１日

愛知県岡崎市長　　中根　康浩
愛知県碧南市長　　禰冝田　政信
愛知県刈谷市長　　稲垣　武
愛知県豊田市長　　太田　稔彦
愛知県安城市長　　神谷　学
愛知県西尾市長　　中村　健
愛知県知立市長　　林　郁夫
愛知県高浜市長　　吉岡　初浩
愛知県みよし市長　小野田　賢治
愛知県幸田町長　　成瀬　敦
静岡県掛川市長　　松井　三郎

2　市及び関係団体間における協力協定

（1）消防・防災に関する応援活動協定書（トヨタ自動車株式会社）

（警防救急課）

消防・防災に関する応援活動協定書

豊田市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、火災等災害時における消防・防災に関する応援活動につき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、火災等の災害が発生した場合において、乙の所有する自衛消防隊（以下「応援隊」という。）が、甲の行う消防・防災に応援（以下「応援活動」という。）をするに際しての基本的事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　本協定の対象となる災害は、以下の各号に定めるものとする。

（１）建物等に関する火災

（２）地震、風水害等の自然災害

（３）前各号の他、集団事故等、甲もしくは乙が応援活動が必要であると判断した災害

２　応援活動の内容は、以下の各号に定めるものとする。

（１）甲の消防車への給水活動等、後方支援活動

（２）緊急やむ得ない事態が生じ、乙が必要であると判断した場合に限り乙の消防車による消火等、後方支援以外の活動

（応援活動の実施）

第３条　乙は、第４条に定める応援要請があった場合、可能な限り、応援活動を行うものとする。

２　前項の他、乙の近隣の火災等、緊急やむを得ない場合も、前項に定める応援要請があったものとみなし、本協定の各条項を適用するものとする。

（応援要請）

第４条　甲の乙に対する応援要請は、豊田市消防本部の消防長が行う。この場合、甲は乙に対し、以下の各号に定める事項を明らかにして応援要請を行うものとする。

（１）災害の発生場所

（２）応援活動を行う場所（以下「応援場所」という。）

（３）災害の状況

（４）応援要請人員、機械器具、資機材等の数量

（５）前各号の他、必要事項

２　甲は乙が応援活動の完了後、前項各号の事項を記載した書面を、乙に交付するものとする。

３　乙は、前項の応援要請時における連絡先を連絡先届（別記様式）により甲に届け出るものとし、当該届出事項に変更が生じた時は、速やかに変更の届出をするものとする。

（応援隊の指揮）

第５条　乙は、応援活動を行う場合、速やかに応援隊を応援場所に出動させ、甲の

現場指揮本部の指揮者の指揮により、応援活動を行うものとする。ただし、甲の現場指揮本部の指揮者が到着するまでの間は、乙は、応援隊の責任者に応援活動を指揮させるものとする。

（報　告）

第６条　応援隊の責任者は、応援場所に到着したときは、責任者の氏名、出動時間、隊員数、搬入する資機材等について、甲の現場指揮本部の指揮者に報告しなければならない。また、応援活動が完了したときも、同様とする。

（経費の負担）

第７条　乙が応援活動に要した燃料費、消防機械器具の経費については甲が負担するものとする。

（第三者に与えた損害の賠償）

第８条　応援活動に際し、乙（応援隊及び応援隊員を含む）が第三者に損害を与えた場合、当該損害については、甲がその責任と負担により補償するものとする。

（応援隊員に対する補償）

第９条　応援活動に際し、乙（応援隊員及び応援隊員を含む）に損害が発生した場合、豊田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）等に基づき、甲がその責任と負担により補償するものとする。

（合同訓練の実施）

第１０条　甲及び乙は、消防・防災活動を円滑に推進するため、甲乙協議の上、必要に応じ合同訓練を実施するものとする。

（解　除）

第１１条　甲及び乙は、時期の如何にかかわらず、１か月前に通知のうえ本協定を解除することができるものとする。

（本協定の有効期間）

第１２条　本協定は、締結日から１年間有効とし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がなければ、自動的に更新されるものとする。

（協議事項）

第１３条　本協定に定めのない事項または、本協定の各条項の解釈につき疑義を生じた場合については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成13年10月５日

甲　　豊田市西町３丁目60番地
豊田市長　　鈴木公平

乙　　豊田市トヨタ町１番地
トヨタ自動車株式会社
常務取締役　　木下光男

（2）水道施設の応急復旧に関する協定書（豊田市管工事業協同組合）

（（上下水）総務課）

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

豊田市事業管理者（以下「甲」という。）と豊田市管工事業協同組合理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害の発生時における給水機能を早急に回復するため、甲の要請により乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　水道施設とは、導水管、送水管、配水管、公道内給水装置（屋内給水装置は含まない。）をいう。

（応援の要請）

第３条　甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第４条　前条に定める要請（以下「要請」という。）は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第５条　乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、機材等を準備し、必要な人員を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙の調整にもとづき実施された応急復旧活動について、これに要した費用の負担は、甲と応急復旧に参加した乙の組合員との間においてそれぞれ別に協議するものとする。

（労災補償）

第７条　応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第９条　乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況の把握に努め、甲の求めにより報告するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲乙両者が、協議して定めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この協定は、平成16年８月20日から施行する。

上記協定の締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成16年８月20日

甲　豊田市事業管理者
　　鈴　木　善　實
乙　豊田市管工事業協同組合
　　理事長　　中　根　鍵　治

（3）災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂医師会）

（健康政策課）

災害時の医療救護活動に関する協定書（豊田加茂医師会）

災害時における医療救護活動について、その万全を期するため、豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人豊田加茂医師会（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づいて甲が行う災害時（大規模な車両事故、航空機事故その他の集団的に傷病者が発生する重大な事故を含む。）の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第２条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合には、乙に対し、医師、看護師その他医療に従事する者（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

２ 乙は、前項の規定により甲から医療従事者の派遣の要請を受けた場合は、速やかに甲が定めた応急救護所等に、医療従事者を派遣するものとする。

３ 乙は、災害発生時において甲と連絡が取れない場合その他緊急かつやむを得ない場合には、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の応急救護所等に医療従事者を派遣するものとする。

４ 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が医療従事者の派遣を承認したときは、当該医療従事者の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

５ 前各項に定めるもののほか、乙は、災害時の医療救護活動が円滑に行われるよう、関係団体等に対し必要な調整を行うものとする。

（計画の策定及び提出）

第３条 乙は、前条に定める医療救護活動を円滑に実施するため、出動計画その他の医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２ 乙は、前項の医療救護活動計画の策定に当たっては、関係団体等と密接な連携を図りつつ、これを行うものとする。

（医療従事者の業務）

第４条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

（１）重症患者、中等症患者及び軽症患者の振分けに関すること。

（２）応急救護所等での応急処置に関すること。

（３）救急病院等への収容の指示に関すること。

（４）救急病院等での治療に関すること。

（５）豊田市災害対策本部及び豊田市消防本部での医療救護活動に対する指示、調整等に関すること。

（６）死体の検案に関すること。

（７）医療救護活動の記録に関すること。

（８）助産に関すること。

（医療従事者に対する指示等）
第５条 乙が派遣した医療従事者に対する応急救護所等における指示及び医療救護活動の連絡・調整は、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者が行うものとする。この場合において、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者は、乙が派遣した医療従事者の意見を尊重するものとする。
（医療従事者の搬送等）
第６条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療従事者の搬送、通信の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
２ 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。
（扶助金等）
第７条 医療従事者が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 7 条若しくは第 8 条又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 65 条の規定に基づき、医療救護活動に従事し、又は協力したことにより、負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合等における扶助金、損害補償等については、法第 12 条及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。）第 7 条から第 15 条まで、災害対策基本法第 84 条及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 36 条、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他関係法令に定めるところによるものとする。
（実費弁償）
第８条 医療従事者が、法第 7 条又は第 8 条の規定に基づき、医療救護活動に関する業務に従事し、又は協力した場合における費用の負担は、法第 18 条及び政令第５条に定めるところによる。
２ 前項の規定による費用の負担がされない場合は、甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。
（１）医療従事者を派遣したときの人件費、法の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲・乙協議して定める額とする。
（２）医療従事者が調達した医薬品等を使用したとき、その使用した医薬品等の費用は実費の額とする。
（３）応急救護所及び救急病院等において行った医療救護に伴い、当該応急救護所及び救急病院等の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用は実費の額とする。
（医事紛争の措置）
第９条 医療従事者が医療救護により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。
２ 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため措置を講ずるものとする。
（協定の有効期間）
第１０条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。
（協議）

第１１条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令等の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（従来の協定の取扱い）

第１２条 平成 15 年3月 31 日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」は、この協定の締結の日の翌日から効力を失うものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年　４月　１日

（甲）豊田市西町３丁目 60 番地
豊田市
代表者　豊田市長　太田　稔彦

（乙）豊田市西山町３丁目 30 番地１
一般社団法人　豊田加茂医師会
代表者　会　　長　野場　万司

（4）災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂歯科医師会）

（健康政策課）

災害時の医療救護活動に関する協定書（豊田加茂歯科医師会）

災害時における医療救護活動について、その万全を期するため、豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人豊田加茂歯科医師会（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づいて甲が行う災害時（大規模な車両事故、航空機事故その他の集団的に傷病者が発生する重大な事故を含む。）の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第２条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合には、乙に対し、歯科医師、歯科衛生師その他歯科医療に従事する者（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

２ 乙は、前項の規定により甲から医療従事者の派遣の要請を受けた場合は、速やかに甲が定めた応急救護所等に、医療従事者を派遣するものとする。

３ 乙は、災害発生時において甲と連絡が取れない場合その他緊急かつやむを得ない場合には、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の応急救護所等に医療従事者を派遣するものとする。

４ 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が医療従事者の派遣を承認したときは、当該医療従事者の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

５ 前各項に定めるもののほか、乙は、災害時の医療救護活動が円滑に行われるよう、関係団体等に対し必要な調整を行うものとする。

（計画の策定及び提出）

第３条 乙は、前条に定める医療救護活動を円滑に実施するため、出動計画その他の医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２ 乙は、前項の医療救護活動計画の策定に当たっては、関係団体等と密接な連携を図りつつ、これを行うものとする。

（医療従事者の業務）

第４条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

（１）応急救護所等での応急処置に関すること。

（２）豊田市災害対策本部での医療救護活動の指示、調整等に関すること。

（３）死体の身元確認に関すること。

（４）医療救護活動の記録に関すること。

（医療従事者に対する指示等）

第５条 乙が派遣した医療従事者に対する応急救護所等における指示及び医療救護活動の連絡・調整は、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者が行うものとする。この場合において、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者は、乙が派遣した医療従事者の意見を尊重するものとする。

（医療従事者の搬送等）
第６条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療従事者の搬送、通信の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
２ 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。
（扶助金等）
第７条 医療従事者が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 7 条若しくは第 8 条又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 65 条の規定に基づき、医療救護活動に従事し、又は協力したことにより、負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合等における扶助金、損害補償等については、法第 12 条及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。）第 7 条から第 15 条まで、災害対策基本法第 84 条及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 36 条、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他関係法令に定めるところによるものとする。
（実費弁償）
第８条 医療従事者が、法第 7 条又は第 8 条の規定に基づき、医療救護活動に関する業務に従事し、又は協力した場合における費用の負担は、法第 18 条及び政令第５条に定めるところによる。
２ 前項の規定による費用の負担がされない場合は、甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。
（１）医療従事者を派遣したときの人件費、法の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲・乙協議して定める額とする。
（２）医療従事者が調達した医薬品等を使用したとき、その使用した医薬品等の費用は実費の額とする。
（３）応急救護所及び救急病院等において行った医療救護に伴い、当該応急救護所及び救急病院等の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用は実費の額とする。
（医事紛争の措置）
第９条 医療従事者が医療救護により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。
２ 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため措置を講ずるものとする。
（協定の有効期間）
第１０条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。
（協議）
第１１条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令等の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年　４月　１日

（甲）豊田市西町３丁目 60 番地
豊田市
代表者　豊田市長　太田　稔彦

（乙）豊田市西山町３丁目 19 番地９
一般社団法人　豊田加茂歯科医師会
代表者　会　　長　中野　幸彦

（5）災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂薬剤師会）

（健康政策課）

災害時の医療救護活動に関する協定書（豊田加茂薬剤師会）

災害時における医療救護活動について、その万全を期するため、豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人豊田加茂薬剤師会（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づいて甲が行う災害時（大規模な車両事故、航空機事故その他の集団的に傷病者が発生する重大な事故を含む。）の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第２条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合には、乙に対し、薬剤師、その他医療に従事する者（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

２ 乙は、前項の規定により甲から医療従事者の派遣の要請を受けた場合は、速やかに甲が定めた応急救護所等に、医療従事者を派遣するものとする。

３ 乙は、災害発生時において甲と連絡が取れない場合その他緊急かつやむを得ない場合には、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の応急救護所等に医療従事者を派遣するものとする。

４ 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が医療従事者の派遣を承認したときは、当該医療従事者の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

５ 前各項に定めるもののほか、乙は、災害時の医療救護活動が円滑に行われるよう、関係団体等に対し必要な調整を行うものとする。

（計画の策定及び提出）

第３条 乙は、前条に定める医療救護活動を円滑に実施するため、出動計画その他の医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２ 乙は、前項の医療救護活動計画の策定に当たっては、関係団体等と密接な連携を図りつつ、これを行うものとする。

（医療従事者の業務）

第４条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する調剤業務に関すること。

（２）豊田市災害対策本部での医療救護活動の指示、調整等に関すること。

（３）応急救護所等における医薬品等の管理に関すること。

（４）その他必要な事項に関すること。

（医療従事者に対する指示等）

第５条 乙が派遣した医療従事者に対する応急救護所等における指示及び医療救護活動の連絡・調整は、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者が行うものとする。この場合において、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者は、乙が派遣した医療従事者の意見を尊重するものとする。

（医療従事者の搬送等）
第６条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療従事者の搬送、通信の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
２ 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。
（扶助金等）
第７条 医療従事者が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 7 条若しくは第 8 条又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 65 条の規定に基づき、医療救護活動に従事し、又は協力したことにより、負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合等における扶助金、損害補償等については、法第 12 条及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。）第 7 条から第 15 条まで、災害対策基本法第 84 条及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 36 条、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他関係法令に定めるところによるものとする。
（実費弁償）
第８条 医療従事者が、法第 7 条又は第 8 条の規定に基づき、医療救護活動に関する業務に従事し、又は協力した場合における費用の負担は、法第 18 条及び政令第５条に定めるところによる。
２ 前項の規定による費用の負担がされない場合は、甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。
（１）医療従事者を派遣したときの人件費、法の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲・乙協議して定める額とする。
（２）医療従事者が調達した医薬品等を使用したとき、その使用した医薬品等の費用は実費の額とする。
（３）応急救護所及び救急病院等において行った医療救護に伴い、当該応急救護所及び救急病院等の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用は実費の額とする。
（医事紛争の措置）
第９条 医療従事者が医療救護により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。
２ 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため措置を講ずるものとする。
（協定の有効期間）
第１０条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。
（協議）
第１１条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令等の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年　４月　１日

（甲）豊田市西町３丁目 60 番地
豊田市
代表者　豊田市長　太田　稔彦

（乙）豊田市山之手３丁目 94 番地　吉野ビル２F
一般社団法人　豊田加茂薬剤師会
代表者　会　　長　浦野　滋行

（参考）豊田市医療救護計画

第１　医療救護計画策定の目的

この計画は、地震、風水害等の自然災害や大事故、その他の災害等により大規模な健康被害が発生した場合に、市民の生命と健康を守るための医療救護体制を確立することを目的とする。

なお、医療救護計画とは、災害対策基本法にもとづく豊田市地域防災計画で定められた防災上実施すべき応急の対策となるものをいう。

第２　医療救護計画の基本的な考え方

１　災害等による大規模な健康被害発生時には応急救護所や後方医療機関及び後方拠点医療機関の運営等医療救護に関連する情報拠点として、医療救護本部を設ける。

２　健康被害への対応が豊田市健康危機管理対策要綱に基づいて行われる場合は、以下の計画中の豊田市災害対策本部を豊田市健康危機管理対策本部に置き換える。

３　医療救護活動の実施と終了

（１）救護施設及び巡回医療班の医療救護活動は、原則として施設及び班ごとの活動に携わる医師の指示により行い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、豊田市災害対策本部長（以下「本部長」という）、の指示により行う。

（２）救護施設および巡回医療班は、医療救護本部と連絡をとりながら連携して医療救護を行う。

（３）災害時に必要な連絡手段は豊田市が準備し、定期的な訓練を行う。

４　急性期の応急救護体制

（１）急性期の応急救護は、災害により引き起こされた急性の傷害に対する救急救命が主な目的である。応急救護は救護施設で行う。

（２）救護施設は、災害拠点病院等別表３に示す医療機関及び応急救護所とし、それぞれの施設が医療救護活動の機能を分担する。

（３）医療救護対象者は、直接災害による負傷者及び災害時における救急患者とし、以下の分類による救護方法をとる。

ア　重症者（トリアージタッグ赤）

応急救護所において応急手当てを行い、災害拠点病院及び後方拠点医療機関への振分け指示により、これらの医療機関において処置するものとする。

イ　中等症者（トリアージタッグ黄）

応急救護所において応急手当てを行い、後方拠点医療機関及び後方医療機関が対応するものとする。

ウ　軽症者（トリアージタッグ緑）

応急救護所において応急手当て処置を行う。また、平常時からの応急手当の方法等を啓発・普及することにより、発災後に備えておくものとする。

エ　不処置群（トリアージタッグ黒）

死亡が確認された後、死体の検案を行い、必要に応じて身元確認を行い安置する。なお、検案が終わった遺体については、必要に応じて市の指定する遺体安置所へ搬送を行う。

５　亜急性期以降の医療救護体制

亜急性期以降の医療救護は、慢性疾患の管理、感染症発生の予防と対応、生活機能低下予防、心理的外傷や精神疾患への対応等を行うことを目的とする。医療救護は救護施設及び巡回医療班が行う。

6　医療救護にかかる費用

災害対策基本法、災害救助法その他法令に特別の定めがある場合を除くほか、災害時の医療救護活動に関する協定書及び現行保険制度その他により取り扱うものとする。

第３　医療救護本部

1　設置場所

豊田市役所本庁内

なお、大規模水害等により豊田市役所本庁内での活動が困難な場合は、医療保健対策部の移転先施設に設定する。

2　設置と参集

（１）地震の場合

ア　豊田市は気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合、または「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の有無にかかわらず市内で震度５強の地震を観測した場合直ちに医療救護本部を開設する。

イ　一般社団法人豊田加茂医師会（以下「医師会」という）、一般社団法人豊田加茂歯科医師会（以下「歯科医師会」という）、一般社団法人豊田加茂薬剤師会（以下「薬剤師会」という）、の代表者は、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合、または気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の有無にかかわらず市内で震度５強の地震を観測した場合直ちに医療救護本部に参集するものとする。

（２）その他の災害等の場合

本部長は必要に応じ医療救護本部の設置を決定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表者に参集を要請する。

3　運営体制

豊田市が、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て医療救護に支障が無いよう運営を行う。なお、設置された医療救護本部にはそれぞれの団体の代表者が常駐するものとし、医療救護本部長は医師会長を、医療救護本部副本部長は保健所長を充て、事務局は医療保健対策部保健所運営班が対応する。

4　担当業務

（１）救護施設の状況等を集約し、活動状況の把握をする。

（２）救護施設への活動を指示する。

（３）豊田市の保健師等が行う災害時保健活動を指示する。

（４）救護施設における医薬品等や輸血用血液の過不足状況を把握し、不足分供給のための連絡･調整を行う。

（５）豊田市と各種団体間の連携を図り、医療救護に関する対策の検討を行う。

（６）他団体からの応援者等との連携を図り、医療救護に関する対策の検討を行う。

（７）医療救護活動の縮小及び終了についての検討を行う。

5　閉鎖

医療救護本部の閉鎖は本部長が決定する。

6　医療救護委員会

災害時の医療救護が円滑に行われるよう日頃から情報交換をするとともに、医療救護計画等についても調査研究を行うため、関係者による医療救護委員会を設置する。

第４　応急救護所

応急救護所では、主として急性期の患者のトリアージ、軽症者に対する処置及び重症者、中等症者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置等を行う。

１　設置場所

応急救護所は、地区対策班が置かれる交流館、支所及び必要に応じて本部長の指定した場所とする。

応急救護所となる交流館及び支所の名称、所在地等は、別表１のとおりとする。

２　設置数

応急救護所の設置数は災害発生状況により本部長が決定する。

３　設置と参集

（１）地震の場合

ア　気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合は、豊田市は直ちに応急救護所の点検を行い、発災後に医療救護活動を開始できるよう準備をする。

イ　南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の有無にかかわらず市内で震度５強の地震を観測した場合は、豊田市は直ちに応急救護所の開設を準備し、医療救護活動を開始できるようにする。

ウ　医師会員は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の有無にかかわらず、市内で震度６弱以上の地震を観測した場合は直ちに所定の応急救護所に集合し、医療救護活動を開始するものとする。なお、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合は、必要に応じ、医療救護活動を開始できるように準備をする。

（２）その他の災害等の場合

本部長は必要に応じ応急救護所の設置を決定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会へ医療従事者の参集を要請する。

４　運営

（１）応急救護所での医療救護活動は、医師会が派遣する医師の指示により、医師会派遣の医師及び看護師で行う。

（２）必要に応じて歯科医師会、薬剤師会は応急救護所にて医療救護を行う。

（３）応急救護所の運営及び医療救護活動の連絡・調整は、豊田市災害対策本部地区対策部地区対策班班長（以下「地区対策班長」という。）が行うものとする。この場合において、地区対策班長は、医師会等が派遣した医療従事者の意見を尊重するものとする。

（４）応急救護所の医療救護活動は、参集した医師会の医師、看護師を中心とし、状況に応じ、他の医療従事者の増員を図るほか、補助者として市職員等の協力を求めるものとする。

（５）応急救護所へ医師会が派遣する医師及び看護師は、医師会が予め決めておくこととする。但し、被災状況に応じて、本部長の要請を受けた場合は、他地区からの医療従事者の移動を図るものとする。

5　担当業務
（１）重症者、中等症者、軽症者、不処置群の振分け（トリアージ）
（２）応急救護所等での応急処置
（３）災害拠点病院、後方拠点医療機関及び後方医療機関等への収容指示
（４）死体の検案
（５）医療救護活動の記録
6　施設設備等
（１）応急救護所における資機材及び医薬品は、標準的に定める設備とし、別表２のとおりとする。また、医師会員は応急救護所へ参集する場合に、必要に応じて応急救護用の資機材及び医薬品を携行するものとする。
（２）応急救護所における給食・給水については、避難場所に対する措置と併せて行う。
7　閉鎖
応急救護所の閉鎖は本部長が決定する。

第５　巡回医療班
巡回医療班は、避難の長期化及び仮設住宅設置時など、救護施設や通常の医療体制では十分な対応ができない場合に現場を巡回して診療を行う。
1　活動場所
巡回医療班の活動場所は避難所及び必要に応じて本部長の指定した場所とする。
2　班編成と班数
（１）班編成は医師１名、看護師２名、事務担当者１名を基本とする。
（２）班数は必要に応じて本部長が決定する。
3　設置と参集
本部長は必要に応じ巡回医療班の設置を決定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会へ医療従事者の派遣を要請する。
4　運営
（１）巡回医療班の活動は、各班の医師の指示に基づく。
（２）巡回医療班は医師会が派遣する医師及び看護師等と、必要に応じて豊田市職員、他団体からの応援者等で構成する。
（３）必要に応じて歯科医師会、薬剤師会は巡回医療班に加わる。
（４）巡回医療班の運営及び連絡・調整は、医療救護本部が行うものとする。ただし、医療救護本部が解散後も活動が続く場合は医療保健対策部保健所運営班がその任を引き継ぐ。
（５）巡回医療班の活動は豊田市災害時保健活動と連携して行うものとする。
5　担当業務
（１）巡回診療
（２）医療機関への受診、収容指示
（３）巡回健康診断
（４）医療救護活動の記録

第６　災害拠点病院
災害拠点病院は、愛知県が指定する病院であって、主として重症者の処置及び

収容を行う。対象施設は別表３に示すとおり。

第７　後方拠点医療機関及び後方医療機関

後方拠点医療機関及び後方医療機関は、主として重症者、中等症者の処置及び収容を行う。

１　対象施設

後方拠点医療機関及び後方医療機関は、救急指定を受けた既存病院で医療救護活動が期待できる病院について、医師会と協議のうえ決定するものであり、当該後方拠点医療機関及び後方医療機関は、別表３のとおりとする。

２　運営担当者

後方拠点医療機関及び後方医療機関の医療スタッフは、既存病院のスタッフをもって充てるが、後方拠点医療機関及び後方医療機関の要請により医師会員、他団体からの応援者等を充てる。

３　担当業務

（１）重症者、中等症者、軽症者、不処置群の振分け

（２）重症者、中等症者の処置と収容

（３）死体の検案

（４）医療救護活動の記録

（５）その他救急患者等の処置、他地域への搬送指示

４　運営体制

（１）後方拠点医療機関及び後方医療機関は、災害等発生時の医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等医療救護活動に関する計画をあらかじめ作成するものとする。

（２）発災した場合は、当該病院ごとに地震防災応急計画等に基づく措置を直ちに実施した後、速やかに医療救護計画に基づく医療救護活動に移行する。

（３）南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合は、当該病院ごとに定める地震防災応急計画に基づく活動を開始するとともに、医療救護計画に基づく準備を行い、発災後は直ちに医療救護活動を実施するものとする。

（４）後方拠点医療機関及び後方医療機関の管理者は、当該病院が被災等により後方拠点医療機関及び後方医療機関としての機能に支障を生じたと認める場合は、直ちに本部長にその状況を報告し、医療救護活動に必要な措置を要請する。その他医療救護活動を継続する上に必要な措置についても同様とする。

５　施設設備等

後方拠点医療機関及び後方医療機関施設設備等は、後方拠点医療機関及び後方医療機関となる病院が現に有する施設設備とする。

第８　傷病者の搬送体制

傷病者の搬送は、被災場所の傷病者数、応急救護所、災害拠点病院、後方拠点医療機関及び後方医療機関の状況、搬送手段等を考慮し、医師又は地区対策班、避難場所運営班、地区自主防災組織等の現場責任者の指揮により効率的に実施する。

１　搬送区分及び搬送方法

（１）被災場所から応急救護所への搬送

ア　自主防災組織

イ　避難場所にいる住民
（２）応急救護所から災害拠点病院、後方拠点医療機関及び後方医療機関への搬送
ア　救急車
イ　救急用臨時車両
ウ　公用車
エ　自主防災組織又は避難場所にいる住民
（後方拠点医療機関及び後方医療機関が至近距離にある場合）
（３）救急車等の通行が不能の場合には、自主防災組織又は避難場所にいる住民により担架等を使用して災害拠点病院、後方拠点医療機関及び後方医療機関へ搬送する。
（４）ヘリコプターによる搬送
市内救護施設の被害の程度により、愛知県防災ヘリコプター等の出動を要請し、県内外他市町村の医療機関へ搬送する。
２　傷病程度別搬送方法
（１）重症者
救急車、一般車両、救急用臨時車両による搬送を行うが、被災状況により、ヘリコプターでの搬送を行う。
（２）中等症者
救急車、一般車両、救急用臨時車両による搬送を行うが、被災状況、地域により人力での搬送を行う。
（３）軽傷者
人力での搬送
家庭救護
自主防災組織等の自主的救護

第９　日常的に医療を必要とする患者等への対応
日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児、産婦等については後方拠点医療機関及び後方医療機関等で対応する。
１　医療救護体制
（１）南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合、後方拠点医療機関及び後方医療機関等は、日常的に医療を必要とする患者等に対する通常診療を継続する準備を行い、発災後は直ちに医療救護活動を実施する。
（２）日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者等の医療機関は、病診連携による医療救護体制に関する計画をあらかじめ作成するものとする。
（３）産婦人科医療機関は、妊婦の緊急出産に備え、医療救護体制に関する計画をあらかじめ作成するものとする。
２　南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合の搬送の方法
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合の交通事情の悪化を勘案し、救急車等による搬送の方法をとるものとする。
３　発災した場合の搬送の方法
医療救護計画に準じた搬送の方法とする。

第１０　医薬品等及び輸血用血液の確保計画

救護施設における不足医薬品等及び輸血用血液の確保については、次のとおりとする。

１　医薬品等の確保

（１）医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに医療救護本部に必要な医薬品等の数量を連絡し、医療救護本部は、薬剤師会からこれを調達する。

（２）前号の規定による調達が困難な場合、医療救護本部は保健医療調整会議を通じて保健医療調整本部に供給を要請する。

２　輸血用血液の確保

（１）医療救護本部は、市内の病院の輸血用血液の保有状況を把握する。

（２）輸血用血液の供給を要請する場合は、医療救護本部に輸血用血液の必要量を連絡し、医療救護本部は市内の病院間の調整を行い、調達が困難な場合、保健医療調整会議を通じて保健医療調整本部に供給を要請する。

３　医薬品等及び輸血用血液の輸送

医薬品等及び輸血用血液は、薬剤師会、医薬品卸売業者、愛知県赤十字血液センター豊田献血ルームによる輸送を原則とし、輸送困難な場合は、豊田市災害対策本部を通じ、緊急車両の出動を要請する。

第１１　市民及び自主防災組織が中心となって実施すべき事項

市民及び自主防災組織との連携を図り、迅速かつ円滑な医療救護活動を確保するため、それぞれの実施すべき事項を定める。

１　市民が実施すべき事項

（１）軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品を準備する。

（２）医療救護を受けるまでの応急処置及び救護看護技術を習得する。

（３）軽度のものについては、自助及び助け合いにより処置する。

２　自主防災組織が中心となって実施すべき事項

（１）応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。

（２）医療関係団体、市等の協力を得て、応急処置及び救急看護技術に関する講習会を開催する。

（３）担架、救急医療セット等の応急救護機材等を整備する。

（４）医師の処置が必要な傷病者を応急救護所へ搬送する。

（５）重症者の応急救護所から災害拠点病院、後方拠点医療機関及び後方医療機関までの搬送について協力をする。

第１２　看護師養成施設等への協力要請

災害が発生し、医療救護活動において必要と認めるときは、看護師養成施設等の教員及び看護学生の応援協力を要請するものとする。

（6）大規模水害発生時における施設利用に関する協定(豊田加茂医師会)

（健康政策課）

大規模水害発生時における施設利用に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人 豊田加茂医師会（以下「乙」という。）は、豊田市内で大規模水害が発生した場合における、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の医療活動等の拠点として乙が所有する施設の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（総則）

第１条　乙は、大規模水害の発生により甲が実施する医療保健活動の拠点が豊田地域医療センターに移転した時に、DMAT 等が実施する医療活動等の拠点や関連会議の開催場所として、乙が所有する豊田加茂医師会館の一部施設の利用に協力するものとする。

（対象施設）

第２条　利用に協力する乙の施設は、豊田加茂医師会館２階 講堂とする。

（利用期間）

第３条　対象施設の利用に協力する期間は、２週間を基本とするが、延長の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、利用期間を決定するものとする。

（費用負担）

第４条　施設の利用に伴い生じた光熱水費及び乙の人件費等の費用については、甲の負担とする。

（協議事項）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲と乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年１月１６日

甲　愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊田市長　太田　稔彦

乙　愛知県豊田市西山町３丁目３０番地１
一般社団法人　豊田加茂医師会
会長　加藤　真二

（7）大規模水害等発生時における施設利用に関する協定(豊田地域医療センター)

（健康政策課）

大規模水害等発生時における施設利用に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と公益財団法人 豊田地域医療センター（以下「乙」という。）は、豊田市内で大規模水害等が発生した場合における、甲が実施する医療保健活動のための乙が管理する施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　乙は、大規模水害時等において甲が実施する医療保健活動の拠点として、乙の業務に支障のない範囲において、乙が管理する豊田地域医療センターの一部施設を甲の利用に供するものとする。

（対象施設）

第２条　甲の利用に供する乙の施設は、次のとおりとする。

（１）健診棟３階　大会議室

（２）コミュニティプラザ２階　講義・演習室、備品庫及び隣接ラウンジ２

（利用期間）

第３条　対象施設の利用期間は１か月を基本とするが、延長の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、利用期間を決定するものとする。

（費用負担）

第４条　施設の利用に伴い生じた費用の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議事項）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲と乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年１月１６日

甲　　愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊田市長　太田　稔彦

乙　　愛知県豊田市西山町３丁目３０番地１
公益財団法人　豊田地域医療センター
理事長　宮川　秀一

（8）災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等の使用の協力に関する協定

（豊田福寿園以下高齢者施設３２施設、サンホーム豊田以下障がい者施設７施設）
（よりそい支援課、障がい福祉課）

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等の使用の協力に関する協定書（例）

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、豊田市（以下「甲」という。）が、法人○○○○○（以下「乙」という。）に対して行う、民間社会福祉施設等を要配慮者の避難施設として使用すること及び要配慮者の受け入れに可能な範囲での協力を要請すること（以下これらを「施設使用等の協力」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

（１）介護保険の要介護認定者

（２）療育手帳所持者

（３）上記に準じる者

（施設使用等の協力の要請及び受諾）

第３条　甲は、居宅での生活が困難となった要配慮者及びあらかじめ指定する避難所（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の７に基づく指定避難場所をいう。）では対応が困難な要配慮者のために、乙に対し第４条に掲げる施設の施設使用等の協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請を可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

（１）○○○○

（２）○○○○

（手続き等）

第５条　甲は、第３条の規定により乙に対し施設使用等の協力を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を電話等で連絡し、協力の可否を確認のうえ、協力が可能である場合は、施設使用等の協力要請書（様式第１号）及び移送要請書（様式第２号）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（１）要配慮者の住所、氏名、心身の状況、乙による移送の必要性の有無、連絡先等

（２）身元引受人の氏名、連絡先等

（３）使用する期間

２　要配慮者に同伴者がいる場合は、甲は乙に対してその者の受入可否について確認し、受け入れが可能である場合は、同伴者情報もあわせて送付するものとする。

（協力体制の確保）

第６条　乙は、施設使用等の協力をするにあたり、次に掲げる体制の確保に可能な範囲で努めるものとする。

（１）要配慮者の相談や日常生活上の支援等に対応できる体制の確保

（２）要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）要配慮者の移送体制の確保

（施設使用等の協力の期間）

第７条　この協定における施設使用等の協力要請の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

（物資の調達及び人員の確保等）

第８条　甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

３　甲は、乙による要配慮者の移送体制の確保が困難な場合は、代替手段の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第９条　甲は、施設使用等の協力要請をし、乙による要配慮者の受け入れがされた場合には、施設で要配慮者が避難生活に要した経費であって、次に掲げるものについて負担をするものとする。

（１）居住費

（２）食費

（３）日常生活費

２　前項第１号から第３号に掲げる経費は、１人１日当たり３，５００円とし、施設による受け入れを行った日数を乗じて得た額を甲が負担する。なお、要配慮者に同伴する者を受け入れた場合は、その者を要配慮者とみなし経費を算出し、甲が負担するものとする。

（実績報告等）

第１０条　乙は、甲からの要請に応じ施設使用等の協力を行ったときは、協力の終了後に要配慮者等の受け入れに係る実践報告書兼請求書（様式第３号）を遅滞なく甲へ提出するものとする。

２　甲は、前項により乙から実績報告書兼請求書の提出がなされたときは、遅滞なくその内容を審査したうえで、必要な経費を乙に支払うものとする。

（受入れ可能人員等）

第１１条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第１２条　甲及び乙は、この協定に基づき知り得た要配慮者及び同伴する者の固有の情報を漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第１３条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは継承又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第１４条　乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、施設使用等の協力実施後５年間はこれを保管するものとする。

（協定の解除）

第１５条　甲又は乙が、この協定に基づく内容に違反、又は体制等の維持が困難となったこと等により、この協定の目的を達成、維持することができないと認める場合は、双方いずれかの申し出によりこれを解除できるものとする。

（協定の有効期限）

第１６条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）

第１７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

（甲）豊田市西町三丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　　太田　稔彦

（乙）豊田市○○町○丁目○○番地
○○法人　○○○○
理事長　　○○○○

災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等の
使用の協力に関する協定書についての解釈基準

条　　項	解　釈　の　基　準
第１条 （避難を余儀なくされた場合）	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ・その他これに準ずると認められる場合
第３条第２項 （可能な範囲で協力）	・介護保険法に基づく契約によらない受け入れを、施設にある空床やその他活用できる居室、設備等を使用して行うこと。
第６条 （協力体制の確保）	・各号に掲げる体制について、可能な範囲で確保できるように努めること。

第７条 （施設使用等の協力の期間）	・原則、災害発生から最大７日間とし、延長の必要がある場合は、必要最小限で延長する。
第８条 （介護支援者の確保人員の確保）	・看護師、介護員等、災害発生直後においては、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
第９条第１項 （経費の負担）	・経費の負担については、施設使用等の協力に要した経費を勘案し、甲が負担する。なお、災害救助法等の適用を受けた場合は、国費等で対応する。 ※光熱費等は、施設で負担する。
第１１条 （受入れ可能人員、必要物資等）	・受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のボランティア数からの推定数） ・必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
第１１条 （あらかじめ協議）	・別紙「受入れ可能人員等調査書」にて協議する。
第１６条 （疑義の解決）	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

締結先

高齢者施設：３２施設　障がい者施設：７施設、合計：３９施設（　　は障がい者施設）

法　人　名	施　設　名	施設所在地	施設の種類	締結日
(社福)福寿園	豊田福寿園	高町東山7-46	特別養護老人ホーム	平成16年1月19日
	みなみ福寿園	永覚新町5-194	特別養護老人ホーム	平成16年1月19日
	ひまわりの街	本町本竜48	特別養護老人ホーム	平成19年5月1日
	ひまわり邸	栄生町5-20	特別養護老人ホーム	平成24年7月1日
(社福)恩賜財団愛知県同胞援護会	とよた苑	野見山町5-80-1	特別養護老人ホーム	平成16年3月10日
	サンホーム豊田		知的障がい者支援施設	平成16年3月10日
	第２とよた苑	大清水町大清水179番地１	特別養護老人ホーム	平成20年5月23日
	保見の里	保見町南山109-1	特別養護老人ホーム	平成25年5月20日
(社福)徳永会すばる	すばる	本新町7-50-7	特別養護老人ホーム	平成16年3月8日
	第２すばる	上丘町八ツ田25-1	特別養護老人ホーム	平成25年3月18日
(社福)みどりの里	豊水園	今町5-40-1	特別養護老人ホーム	平成16年3月8日
	笑いの家	滝脇町杉長入23	特別養護老人ホーム	平成20年8月21日
(医)寿光会	豊田老人保健施設	川田町1-36	介護老人保健施設	平成16年3月16日
トヨタ自動車健康保険組合	老人保健施設ジョイステイ	平和町1-1	介護老人保健施設	平成16年3月16日
(医)豊成会	老人保健施設ウェルビー	昭和町1-1	介護老人保健施設	平成16年3月10日
(医)豊和会	老人保健施設かずえの郷	和会町東郷148	介護老人保健施設	平成16年3月9日
	ビブレ	広美町郷西73-1	精神障がい者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	平成16年3月1日
	介護老人保健施設さなげ	浄水町原山1-54	介護老人保健施設	平成16年5月11日
(社福)とよた光の里	光の家	高町東山7-44	身体障がい者支援施設	平成16年1月19日

法　人　名	施　設　名	施設所在地	施設の種類	締結日
	ひかりの丘	宝町玉泉102-7	身体障がい者福祉ホーム	平成16年1月19日
(社福)無門福祉会	ライフサポートむもん	高町東山7-43	知的障がい者支援施設	平成16年3月1日
(医)研精会	サン・ステップ	保見町横山100	精神障がい者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	平成16年3月1日
(社福)豊田みのり福祉会	豊田みのり園	中根町男松14	特別養護老人ホーム	平成16年4月15日
	豊田つつみ園	堤町堤18-1	特別養護老人ホーム	平成24年7月1日
	豊田わかばやし園	若林西町北山76	特別養護老人ホーム	平成26年11月1日
(医)フジタ	フジオカ	御作町振ヶ洞1157-1	介護老人保健施設	平成17年6月30日
(社福)昭徳会	小原安立	沢田町座内22	特別養護老人ホーム	平成17年12月8日
	小原寮		知的障がい者支援施設	平成17年12月8日
(社福)東加茂福祉会	巴の里	岩神町沖田38-5	特別養護老人ホーム	平成17年7月20日
	石野の里	東広瀬町神田26-1	特別養護老人ホーム	平成26年11月1日
(医)豊田山之手会	高岡介護老人保健施設	広田町西山75	介護老人保健施設	平成20年5月7日
(社福)旭会	くらがいけ	岩滝町高入40-1	特別養護老人ホーム	平成21年5月29日
(社福)おかざき福祉会	うねべの里	畝部西町西裏100	特別養護老人ホーム	平成23年7月1日
	こささの里	越戸町上西小笹116	特別養護老人ホーム	平成23年7月1日
(社福)志楽園福祉会	猿投の楽園	加納町向井山9-1	特別養護老人ホーム	平成29年9月15日
	藤岡の学園	西中山町才ヶ洞10-5	特別養護老人ホーム	令和3年11月26日
	益富の学園	古瀬間町古宿131	特別養護老人ホーム	令和3年11月26日
(社福)旭会	アメニティ豊田駅前	喜多町2-170	特別養護老人ホーム	令和3年12月1日
(社福)三九朗福祉会	三九園	本地町9-63	特別養護老人ホーム	令和3年12月1日

（9）災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

（防災対策課）

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と　○○○○○○　（以下「乙」という。）は、豊田市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺等葬祭用品の供給について、乙が甲の要請により実施する協力その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第２条　甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

（１）次に掲げる葬祭用品の供給

①　内張り棺（８分板厚桐張りを基準とし、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）

②　骨壺（瀬戸白７寸を基準とし、箱覆、骨壺箱等を含む。）

③　ドライアイス

④　遺体安置所用防腐剤その他遺体を安置するために必要な資材

（２）前項各号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請）

第３条　甲による要請は、災害時における協力要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書により要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請業務の実施）

第４条　乙は、前条の規定に基づく甲からの要請を受けたときは、甲の指示により、甲が設置する遺体収容所、古瀬間聖苑等へ、速やかに棺等葬祭用品の供給等を実施する。

（報告）

第５条　乙は、第２条の規定に基づく業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条の規定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

（価格の決定）

第８条　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく基準額を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第９条　乙は、災害時において第２条に掲げる業務を円滑に実施するため、応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第１０条　甲及び乙は、災害時における伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１月までに、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に１年間この協定を更新するものとし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１８年８月１日

甲　　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市長　鈴木　公平

乙　　豊田市○○町○丁目○○番地
○○○○○○

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

様

豊田市長

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協力要請書

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定第３条に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による連絡日時	年　　月　　日　　時　　分
要請する棺等葬祭用品の名称及び数量、供給場所及び履行期限	名　　称 数　　量 供給場所 履行期限
備　　考	

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

豊田市長　　様

印

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する業務実施報告書

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定第３条に基づく要請により実施した内容について、協定第５条に基づき、次のとおり報告します。

協力要請書の日時	年　　月　　日　　時　　分
供給した棺等葬祭用品の名称及び数量、供給場所及び履行日時	名　　称 数　　量 供給場所 履行日時
備　　考	

○○○○○○に入る事業者一覧

事業者名	代表者名	所在地	電話番号	FAX番号
㈱出雲殿	代表取締役 浅井秀明	豊田市小坂本町２丁目43番地１	34-0661	34-0013
(有)奥村商事	代表取締役 奥村二朗	豊田市野見山町1丁目104-5	89-2000	89-1889
(有)金原生花	代表取締役 増田賢信	豊田市足助西町14の2	62-0442	62-2048
㈱さかの葬祭センター	代表取締役 坂野正康	豊田市喜多町3丁目69番地	32-0276	32-0218
㈱JAあいち豊田サービス	代表取締役 柴田文志	豊田市松平志賀町横19	58-5588	58-4949
㈱高上総本店	代表取締役 今井義孝	豊田市高上2丁目1-13番地	80-2221	80-1188
㈱ちごの口グループ(平安会館)	代表取締役 小島哲夫	豊田市井上町3丁目114番地	44-2121	45-2479
㈱トキワ	代表取締役社長 木戸範明	豊田市森町６－７４	89-1688	89-1689
トヨタ生活協同組合	理事長 山本哲夫	豊田市前山町４丁目９番地１	24-3655	24-3666
(有)深見栄晃社	代表取締役 深見賢次	豊田市近岡町藤ノ木55	62-2111	62-2112
㈱ＦＵＮＥ	代表取締役 三浦直樹	豊田市小坂本町6丁目15番地	35-3535	31-1820
㈱トヨダ冠婚 葬祭互助会	代表取締役 金森茂明	豊田市若林東町棚田92番地1	52-0004	52-4200

（10）災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

（防災対策課）

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と　○○○○○○　（以下「乙」という。）は、豊田市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における霊柩自動車による輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における霊柩自動車等による遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供について、乙が甲の要請に対する協力その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第２条　甲が乙に要請する業務の種類は、次のとおりとする。

（１）遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供

（２）前号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請）

第３条　甲による要請は、災害時における協力要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書により要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請業務の実施）

第４条　乙は、甲の指示に従い、第２条の業務を実施するものとする。

（報告）

第５条　乙は、前条の規定に基づき第２条の業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は電話で報告し、後日報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条の業務に使用した遺体の搬送及び搬送に必要な資機材等の提供に要した経費は甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、請求書を受理した日から３０日以内に乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時における円滑な遺体の搬送等の協力が図れるよう、応援体制及び情報受理体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第１１条　甲及び乙は、災害時における伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（職員の同乗等）

第１２条　甲は、必要に応じ、乙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

２　乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に対し職員の同乗を要請することができるものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１月までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に１年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１８年８月１日

甲　　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市長　鈴木公平

乙　　豊田市○○町○丁目○○番地
○○○○○○

様式第１号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

様

豊田市長

災害時における霊柩自動車輸送の協力要請書

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する豊田市との協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

口頭、電話等による連絡の日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
要請理由	
車両台数 （内訳）	
資機材	
履行期間	
備考	

様式第２号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

豊田市長　様

印

災害時における霊柩自動車輸送の要請業務実施報告者

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する豊田市との協定に基づき、次のとおり要請業務を実施したことを報告いたします。

要請業務内容	
従事者	
資機材	
従事日数	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの間
走行距離	日数　　日　　距離　　ｋｍ
搬送回数	回数　　回
搬送人員	人数　　人
備考	

○○○○○○に入る事業者一覧

事業者名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
（株）出雲殿	代表取締役 浅井秀明	471- 0034	豊田市小坂本町２丁目 43番地１	34- 0661	34- 0013
（有）奥村商事	代表取締役 奥村二朗	471- 0813	豊田市野見山町1丁目 104-5	89- 2000	89- 1889
豊田霊柩（株）	代表取締役 坂野鉦一	471- 0852	豊田市御幸町3-65	29- 5936	29- 5938
（株）高上総本店	代表取締役 今井義孝	471- 0013	豊田市高上2丁目1-13番地	80- 2221	80- 1188
㈱トキワ	代表取締役 社長 木戸範明	471- 0806	豊田市森町 6-74	89- 1688	89- 1689
ゼロナイントヨタ（有）	代表取締役 三浦直樹	471- 0034	豊田市小坂本町6丁目15番地	36- 0909	36- 0911
㈱トヨダ冠婚葬祭互助会	代表取締役 金森茂明	473- 0914	豊田市若林東町棚田92番地1	52- 0004	52- 4200

（11）避難所等における食品の衛生確保の協力に関する協定書

（保健衛生課）

避難所等における食品の衛生確保の協力に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と豊田市食品衛生協会（以下「乙」という。）とは、豊田市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における食品の衛生確保の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、食品の衛生確保を図ることにより災害時における被災者への食品の提供による食中毒の防止について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第２条　甲が乙に要請する業務の種類は、次のとおりとする。

（１）避難所等での食品の衛生確保に関する衛生指導

（２）前号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請）

第３条　甲による要請は、災害時における協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

（緊急要請）

第４条　前条の規定による要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（要請業務の実施）

第５条　乙は、甲の指示に従い、第2条の業務を実施するものとする。

（報告）

第６条　乙は、前条の規定に基づき第2条の業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は電話で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　第2条の業務に使用した資機材等の経費は甲が負担するものとする。ただし、人件費は除く。

（経費の請求）

第８条　乙は、乙の会員の要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第９条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第10条　甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第11条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては豊田市災害対策本部医療保健対策部長、乙にあっては豊田市食品衛生協会会長とする。
（通知）
第12条　乙は、災害時における円滑な業務の協力が図れるよう、この協定に協力できる乙の会員名簿（第3号様式）を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。
（協議）
第13条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

第14条　この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに、甲、乙いづれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成１８年４月５日

豊田市西町3丁目60番地
（甲）
豊田市長　　鈴　木　公　平

豊田市西町3丁目60番地
（乙）
豊田市食品衛生協会
会　長　　神　谷　幸　男

（12）災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

（東邦ガス株式会社）
（防災対策課）

災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が豊田市内で発生した場合、甲の所有する用地を、乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第１条　災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

	名　　称	所　　在　　地
候補地１	新生公園	豊田市新生町２丁目１１番地１
候補地２	山之手公園	豊田市山之手７丁目４５番地１
候補地３	高岡公園	豊田市中田町川向６３番地
候補地４	柳川瀬公園	豊田市畝部東町柳川瀬１番地１

（災害復旧用オープンスペースの使用要請）

第２条　乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、前条に掲げる候補地から甲乙協議の上１ヶ所を選定し、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

２　甲は、前項の規定による使用要請があったときは、これに協力する。ただし、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続）

第３条　乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話、ファックス等をもって要請するものとし、甲の使用承認の後、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

２　乙は、前項の使用承認を受けたときは、速やかに、都市公園法第６条第１項及び第３項に基づく都市公園の占用の許可等の手続を行う。

（原状復旧等）

第４条　乙は、甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行う。

（用地の使用方法）

第５条　乙は、原則として災害復旧用オープンスペース内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

２　電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。

３　災害復旧用オープンスペース内の施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は

乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。
4　施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行う。

（使用料）
第６条　甲は、乙が第２条第１項に基づき第１条の用地を使用する場合の使用料は、無料とする。

（協定の有効期間）
第７条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）
第８条　甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。
2　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１７年　４月　１日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　　鈴　木　公　平

乙　名古屋市熱田区桜田町１９番地１８号
東邦ガス株式会社
取締役社長　　水　野　耕　太　郎

（13）災害時における応急措置資機材の提供等に関する協定

（豊田加茂石油業協同組合、愛知県石油商業組合）

（防災対策課）

災害時における応急措置資機材の提供等に関する協定

（趣旨）

第１条　豊田市（以下「甲」という。）と豊田加茂石油業協同組合及び愛知県石油商業組合西三河第５地区（以下「乙」という。）は、広域的な大規模災害時において、甲が効果的な災害応急活動を実施する上で必要とする乙の組合員が所有する応急措置資機材の提供及び甲が実施する災害応急活動に供する自動車用燃料の優先供給（以下「応急措置資機材の提供等」という。）について、その円滑な運用を期するため協定を締結するものとする。

（要請）

第２条　甲は、広域的な大規模災害時において応急活動を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして応急措置資機材の提供等について要請するものとする。

（１）災害の状況及び要請する理由

（２）必要な応急措置資機材及び自動車用燃料の種類、数量等

（３）その他必要な事項

２　前項の要請は、事後、甲乙双方の協議の上必要に応じて文書等によって確認するものとする。

（応急措置資機材の提供等）

第３条　乙は、前条の規定により要請がなされた場合、その内容に従って、可能な範囲で応急措置資機材の提供を甲に対して行うものとする。

２　乙は、応急措置資機材の提供等を行った場合は、甲に対して資機材名、燃料の種類、数量等を書面により速やかに通知するものとする。

（補償）

第４条　提供された応急措置資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

２　前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（事業所台帳）

第５条　乙は、この協定に基づき応急措置資機材の提供等を行う給油取扱所の名称、代表者名、所在地、電話番号、所有する応急措置資機材及び自動車用燃料の最大貯蔵数量を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定する。

この協定の成立を証するため、この協定書３通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保管する。

平成13年８月30日

甲　豊田市長　　鈴　木　公　平

乙　豊田加茂石油業協同組合理事長　　竹　内　銑　冶
　　愛知県石油商業組合西三河第５地区地区長　田　口　敏　男

（14）災害時の放送に関する協定（ひまわりネットワーク株式会社）

（防災対策課）

災害時の放送に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、豊田市（以下「甲」という。）が、ひまわりネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

（放送の依頼等）

第２条　甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

２　乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第３条　甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

（１）放送依頼の理由

（２）放送の内容

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

（放送の実施）

第４条　乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容、及び時刻を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第５条　第３条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

（雑則）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第７条　連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

第８条　この協定の期間は１年間とし、平成８年９月１日から適用する。

２　この協定は、甲乙双方に異議がない場合には、１年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成８年８月30日

甲　豊田市
　　代表者　豊田市長　加　藤　正　一

乙　ひまわりネットワーク株式会社
　　代表取締役社長　　中　岡　一男

（15）災害緊急放送に関する協定（エフエムとよた株式会社）

（防災対策課）

災害緊急放送に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）とエフエムとよた株式会社（以下「乙」という。）とは、豊田市災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、豊田市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲は乙の放送設備を利用して災害に関する緊急放送を行なうことについて、必要な事項を定めるものとする。

（遵　守）

第２条　甲及び乙は、互いに豊田市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報を提供するよう努めるものとする。

（緊急放送の実施）

第３条　災害緊急放送は、乙が管理する放送設備を利用し、乙が予定する放送番組に優先して行なうものとする。

２　災害緊急放送は、別に定める豊田市災害緊急放送要領に基づき行なうものとする。

（費用負担）

第４条　乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う乙の人件費その他災害緊急放送に要する一切の費用を請求しないものとする。ただし、災害緊急放送の時間が長時間になる場合は、甲と乙が協議するものとする。

２　災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙は、自己の責任と負担において、その解決を図るものとする。

（放送区域の確保）

第５条　市民への公平性を保つため、乙は、豊田市全域で明瞭な音質が得られるよう対策を図るものとする。

（協　議）

第６条　災害緊急放送の実施において、協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の機関）

第７条　この協定の効力は、協定締結の日から平成13年３月31日までとする。

２　協定期間満了日の１ヶ月前までに、甲又は乙から異議申立てのない場合は、協定期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成13年１月17日

甲　豊田市西町３丁目60番地
豊田市
代表者　豊田市長　鈴木公平

乙　豊田市若草町３丁目32番地８
エフエムとよた株式会社
代表取締役社長　中岡一男

（16）災害救助物資の緊急調達に関する協定

（（株）エイデンサカキヤホームエキスポ豊田　他７団体）

（防災対策課）

災害救助物資の緊急調達に関する協定（例）

豊田市（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、豊田市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生し､又は発生する恐れがある場合には、被災者に対する災害救助に必要となる生活関連物資（以下「災害救助物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　甲の行う災害救助物資の緊急調達に関し、乙はこれに協力するものとする。

（災害救助物資の品目）

第２条　災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

（災害救助物資の価格）

第３条　災害救助物資の価格は、甲乙協議のうえ、当該災害発生直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（連絡責任者の選任）

第４条　乙は、あらかじめ当該従業員のうちから災害救助物資の緊急調達に関する連絡責任者を２名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（災害発生時等における措置）

第５条　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請があったときは、乙は、関係従業員を豊田市災害対策本部に派遣し、災害救助物資の緊急調達に関して必要な連絡調整にあたるものとする。

（協　議）

第６条　この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成９年１月１０日

（甲）豊田市西町３丁目60番地
豊田市　市長　　加　藤　正　一

（乙）豊田市○○町○丁目○○番地
○○○○○○

○○○○○○に入る事業者一覧

別表１
生活物資緊急調達協定事業者一覧

（平成25年４月1日現在）

協定団体の名称	所在地	連絡先
（株）エイデンサカキヤホームエキスポ豊田	〒471-0866　上挙母4-1-1	36－2000（店）
カシマゴビルディング（株）	〒471-0025　西町5-5	31－2311（店）
（株）カーマホームセンター豊田宮上店	〒471-0038　宮上町4-50-3	34－1727（店）
（株）カーマホームセンター豊田若林店	〒473-0914　若林東町竹陽73-1	53－2201（店）
イオン（株）高橋店	〒471-0014　東山町1-5-1	88－6511（店）
イオン（株）豊田店	〒471-0864　広路町1-1	33－8111（店）
トヨタ生活協同組合	〒470-1201　豊栄町2-111	28－4817（店）
あいち豊田農業協同組合	〒471-0025　西町4-5	52－5155（店）

別　表２

区分	主な品目
食料	乾パン、アルファ米、米飯缶詰、パン、牛乳、インスタント、麺、レトルト食品、魚肉缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、育児用粉ミルクなど
医薬品	消毒薬、傷薬、かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬、包帯、ガーゼ、綿花、絆創膏、生理用品、紙おむつ（成人用・乳児用）など

寝具・衣料	毛布、ふとん、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒着、さらし、タオルなど
日　用　品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、割り箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石けん、使い捨てカイロ、ガムテープ、ロープ、軍手、靴、スリッパ、雨具など
そ　の　他	ビニールシート、マット、じゅうたん、畳、ござ、間仕切板、簡易ベッド、仮設トイレ、扇風機、電気ストーブ、ペット用品など

（注）品目については、店舗ごとに削除又は追加する。

（17）災害救助活動のための施設の利用に関する協定（豊田市農業協同組合）

（防災対策課）

災害救助活動のための施設の利用に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と豊田市農業協同組合（以下「乙」という。）は、豊田市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合において、災害救助活動のための乙の所有する倉庫その他の施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　乙は、次の各号に掲げる目的のために、乙の業務に支障のない範囲において、当該施設を甲の利用に供するものとする。

（１）被災者に対する災害救助のために甲が緊急調達し、又は寄託を受けた生活関連物資の保管及び集配を目的とする倉庫等

（２）災害対策活動のために来援した自衛隊その他応援団体の宿泊等を目的とする会議室等

（対象施設）

第２条　対象施設としては、おおむね別表１及び別表２に掲げるとおりとする。

（費用負担）

第３条　施設の利用に伴う使用料については、豊田市公有財産管理規則の規定による、公有財産の借上料の例に準拠し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協　議）

第４条　この協定書の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成９年１月10日

（甲）豊田市西町３丁目60番地
豊田市　市長　　加　藤　正　一

（乙）豊田市西町４丁目５番地
豊田市農業協同組合
代表理事組合長　　川　合　直　道

別表第１

倉庫等

（平成13年４月１日現在）

名　　称	所　　在　　地	面積（㎡）
豊田営農センター	本新町８－６０－２	732
上郷ライスセンター資材倉庫	上郷町下本川30－１	1,275
前林大豆集荷所	前林町嫁木２	406
猿投ライスセンター	上原町上河原８－１	479
松平営農センター米倉庫	松平志賀町丸山５－１	181

別表第２

会議室等

（平成13年４月１日現在）

名　　称	所　　在　　地	面積（㎡）
本店２Ｆふれあいホール	西町４－５	954
上郷支店３Ｆ会議室	上郷町４－２－５	330
高岡支店２Ｆ会議室	高岡町長根13－１	417
猿投支店２Ｆ会議室	四郷町東畑143	286
松平営農センター２Ｆ会議室	松平志賀町丸山５－１	242

（18）豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書（社会福祉法人豊田市社会福祉協議会）

（防災対策課）

豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害の発生時におけるボランティア活動を支援するために、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　大規模な災害が発生した場合にボランティアを混乱なくスムーズに受け入れ、被災地住民の速やかな自立・復興の支援を目的とするボランティア活動を効果的に援助するため、ボランティアの受け入れ体制の整備を推進し、甲乙が連携、協力を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第２条　甲は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）災害ボランティアの窓口となる豊田市災害ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）の開設及び閉鎖に関すること。

（２）支援センターの開設及び運営のために必要な資機材及び場所を確保すること。

（３）支援センターの広報活動に関すること。

（４）乙が行う、ボランティアと被災地市民等からの支援依頼の調整役となる災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の育成及び事前登録への支援に関すること。

（乙の役割）

第３条　乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）支援センターの運営に関すること。

（２）支援センター開設時に、コーディネーターを招集すること。

（３）支援センターが開設又は閉鎖されたことを周知すること。

（４）平常時において、コーディネーターの育成及び事前登録並びにボランティアの受入体制を整備すること。

（支援センター等の開設）

第４条　支援センターは、市民文化会館又は豊田市福祉センターに開設する。また、必要に応じて豊田市災害ボランティア地区支援センター（以下「地区支援センター」という。）を行政支所等に開設する。

２　甲は、支援センターの開設に当たってコーディネーターの派遣を乙に要請する。

３　乙は、支援センター運営のためのコーディネーターを速やかに招集するよう努めるものとする。

（支援センター等の運営）

第５条　甲は、支援センター及び地区支援センター（以下「支援センター等」という。）の運営を乙に委任するものとする。

２　乙は支援センター等の運営にあたり、コーディネーターの自主性を尊重するも

のとする。

（支援センター等の閉鎖）
第６条　甲乙は、ボランティアによる災害応急活動が概ね完了したときは、支援センター等の閉鎖について協議し、決定するものとする。
２　乙は、支援センター等が閉鎖されるときは、コーディネーターが行った当該活動について、甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）
第７条　甲は、原則として支援センター等の設置及び運営に関し必要な経費を負担するものとする。

（協　議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（適　用）
第９条　この協定は、平成３１年４月１日から適用する。
２　この協定の適用に伴い、平成２２年４月１日付けで締結した「豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書」は、平成３１年４月１日をもってその効力を失う。

（協定の期間）
第１０条　この協定の効力は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。
２　協定期間満了日の１か月前までに甲又は乙から異議の申立てがない場合は、協定期間を更に１年間延長できるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印の上、各１部を保有する。

令和２年４月１日

（甲）豊田市代表者
豊田市長　　太　田　稔　彦

（乙）社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
会　　長　　柿　島　喜　重

（19）災害救助物資の緊急調達に関する協定（キングパン協同組合）

（防災対策課）

災害救助物資の緊急調達に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）とキングパン協業組合（以下「乙」という。）とは、豊田市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被災者等に対する災害救助に必要となる食料の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　甲の行う炊き出し用食料の緊急調達に関し、乙は学校給食用の設備等を活用し、これに協力するものとする。なお、本協定は、本来業務である学校給食への配食に大きな支障をきたさない範囲での緊急調達の協定とする。

（食料の種類）

第２条　炊き出し用食料の品目は、学校給食の主食となる炊飯及び食パン等とする。

（食料の価格）

第３条　炊き出し用食料の価格は、通常の学校給食納入価格を参考にして、甲乙協議の上で決定する。

（原材料の調達）

第４条　炊き出し用食料の原材料となる精米及び小麦粉等は、乙の所有する原材料をもって充てることとする。乙の原材料が不足する場合は、甲乙が連携して原材料の確保を図るものとする。

（連絡責任者の選任）

第５条　乙は、あらかじめ当該従業員のうちから本協定の実施に関する連絡責任者を選任し、その氏名及び連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（災害発生時等における措置）

第６条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請により、乙は、第５条で定めた連絡責任者等を豊田市災害対策本部に派遣し、炊き出し用食料の緊急調達に関して、必要な連絡調整にあたるものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関して、協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

（協定の期間）

第８条　この協定の効力は、協定締結の日から平成18年３月31日までとする。

２　協定期間満了日の１ヶ月前までに甲又は乙から異議の申立てがない場合は、協定期間を更に１年間延長できるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

平成17年２月23日

甲　豊田市西町３丁目60番地
　　豊田市　　代表者　豊田市長　鈴木　公平

乙　豊田市広美町北繁１－１
　　キングパン協業組合　代表者　理事長　　倉橋　良一

（20）災害救助物資の緊急調達に関する協定（豊田製パン株式会社）

（防災対策課）

災害救助物資の緊急調達に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と豊田製パン株式会社（以下「乙」という。）とは、豊田市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被災者等に対する災害救助に必要となる食料の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　甲の行う炊き出し用食料の緊急調達に関し、乙は学校給食用の設備等を活用し、これに協力するものとする。なお、本協定は、本来業務である学校給食への配食に大きな支障をきたさない範囲での緊急調達の協定とする。

（食料の種類）

第２条　炊き出し用食料の品目は、学校給食の主食となる炊飯とする。

（食料の価格）

第３条　炊き出し用食料の価格は、通常の学校給食納入価格を参考にして、甲乙協議の上で決定する。

（原材料の調達）

第４条　炊き出し用食料の原材料となる精米は、乙の所有する原材料をもって充てることとする。乙の原材料が不足する場合は、甲乙が連携して原材料の確保を図るものとする。

（連絡責任者の選任）

第５条　乙は、あらかじめ当該従業員のうちから本協定の実施に関する連絡責任者を選任し、その氏名及び連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（災害発生時等における措置）

第６条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請により、乙は、第５条で定めた連絡責任者等を豊田市災害対策本部に派遣し、炊き出し用食料の緊急調達に関して、必要な連絡調整にあたるものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関して、協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

（協定の期間）

第８条　この協定の効力は、協定締結の日から平成18年３月31日までとする。

２　協定期間満了日の１ヶ月前までに甲又は乙から異議の申立てがない場合は、協定期間を更に１年間延長できるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

平成17年２月23日

甲　豊田市西町３丁目60番地
　　豊田市　　代表者　豊田市長　　鈴木　公平

乙　豊田市西山町２丁目10番地１
　　豊田製パン株式会社　代表者　代表取締役　奥平　昭男

（21）地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

（一般社団法人愛知県産業資源循環協会）

（廃棄物対策課）

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊田市内に地震等大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）に、甲が、国の特例補助の適用を受けて実施するがれき等災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等（以下「災害廃棄物の処理」という。）を、乙の協力を得て速やかに行えるよう、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

（１）地震等大規模災害　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

（２）国の特例補助　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条第２項及び同施行令第22条第３項により、国が特に必要と認めた場合、廃棄物処理に要する費用の１／２以内の額について国庫補助の対象としていることをいう。

（３）災害廃棄物　地震等大規模災害により倒壊、焼失した家屋及び建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、がれき類、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（４）災害廃棄物の処理　災害廃棄物の撤去並びに収集・運搬及び処理・処分のことをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、大規模災害時に、乙に対して災害廃棄物処理の協力を要請することができるものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担し、その金額は甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項、又は内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

２　協定の実施に関し、必要な細目は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成１５年８月１日

甲　豊田市
　　代表者　豊田市長　　鈴　木　公　平

乙　名古屋市中区金山２丁目１０番９号
　　第８フクマルビル５階
　　社団法人　愛知県産業廃棄物協会
　　会　長　　近　藤　成　章

（22）災害時における水道施設の復旧活動に関する協定書（（株）陣内工業所ほか４５業者）

((上下水)総務課)

災害時における水道施設の復旧活動に関する協定書

豊田市事業管理者（以下「甲」という。）と（株）陣内工業所（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設の復旧活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、甲の水道施設に被害が発生し、速やかに復旧活動を行わなければならない場合において、甲が乙に対して復旧活動を要請する必要な事項を定めるものとする。

（活動範囲）

第２条　甲が乙に対して要請する復旧活動の範囲は、次のとおりとする。

（１）水道施設として、導水管、送水管、配水管、公道内給水装置（屋内給水装置は含まない。）の復旧、応急給水の給水補助及び現場支援

（２）応急復旧資材として、水道施設の応急復旧活動に必要な水道管、弁栓類及び水道管修繕器具の提供及び材料メーカーからの調達

（３）水道機材類の提供として、乙が所有する不断水器具類による復旧

２　乙は、前項各号の活動以外においても、甲が乙に対して復旧活動の協力が必要となった場合の支援について、甲に協力するものとする。

（復旧要請）

第３条　甲は、災害により水道施設に被害が発生し、給水機能を早急に回復するため水道施設の復旧活動が必要と認めたときは、次の内容を記載した復旧活動の要請書に基づき、乙に要請するものとする。

（１）被害の状況

（２）被害施設の場所及び区域

（３）復旧活動の内容、要員及び復旧に関する甲の連絡部署

（４）必要な資機材の調達、水道機材類の提供

（５）その他復旧活動に関して必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合においては、電話等により復旧活動の要請を行うことができるものとする。この場合においては、甲は乙に対し事後に要請書を提出するものとする。

（復旧活動）

第４条　甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

（１）水道施設の被災箇所の復旧修繕及び機能復旧

（２）被災箇所の調査及び点検

（３）応急給水活動の現場支援

（４）応急復旧資機材の調達及び提供

（５）水道機材類の提供及び復旧活動

（６）その他復旧活動に関して必要な事項

２　乙は、前項各号の復旧活動の要請を受けたときは、水道施設の給水機能を早急に回復するために甲に協力するものとする。

（費用の負担）
第５条　乙がこの協定に基づく復旧活動に要した費用の負担は､甲と別に協議するものとする。
（労災補償）
第６条　応急活動により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡体制の整備）
第７条　甲及び乙は、あらかじめ担当責任者及び連絡体制を定めるとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生が予測されるときは、必要な情報を随時、交換するものとする。また、乙は、連絡責任者及び連絡体制を甲に対して提出するものとする。
２　甲及び乙は、前号の連絡体制を定めたときは、文章により相手方に通知するものとする。変更が生じたときも同様とする。
（報告事項）
第８条　乙は、この協定による復旧活動に協力できる人員及び機材の状況把握に努め、別に定める報告書に必要な事項を記入し提出するものとする。
（協議事項）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。
（雑則）
第１０条　この協定の実施に関して必要事項は、別に定める。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、記名捺印のうえ、各１通を保有する。
平成２３年２月２４日

甲　豊田市事業管理者

乙　（株）陣内工業所
代表取締役

※水道施設施工業者４５業者と同様に災害協定を締結

別添　締結業者一覧参照災害協定締結業者一覧

整理番号	本店商号	契約先所在地	契約先電話番号
1	（株）陣内工業所	愛知県豊田市御幸町６－２８	0565-36-6611
2	三河商事（株）	愛知県豊田市元城町２－６６	0565-31-0772
3	日京工設（株）	愛知県豊田市美山町５－４６	0565-28-0900
4	（株）安藤	愛知県豊田市小田木町大水別８	0565-82-2505
5	コメジ・ソシオ（株）	愛知県豊田市九久平町簗場２６－３	0565-58-1100
6	東洋工業（株）	愛知県豊田市鴛鴨町新林１３０	0565-28-1924
7	（株）高岡管工建設	愛知県豊田市竹町豊２２－２	0565-52-3536
8	碧洋管工（株）	愛知県豊田市宮上町３－２２	0565-31-0541
9	愛豊管工（株）	愛知県豊田市寿町８－６６－１	0565-27-0171
10	澤組（株）	愛知県豊田市大沼町大官屋敷９５－２	0565-90-2003
11	桶兼住設（株）	愛知県豊田市陣中町１－１６－６	0565-32-1420
12	安藤建設（株）	愛知県豊田市近岡町吉田１－３	0565-62-1168
13	羽布建設（株）	愛知県豊田市羽布町井戸谷下８８	0565-90-3518
14	（株）小松	愛知県豊田市近岡町和合２４	0565-62-0316
15	（株）鈴木工務店	愛知県豊田市明川町柳戸２０－１	0565-67-2820
16	中根管工（株）	愛知県豊田市栄町６－３－７	0565-31-0545
17	森島設備管工（株）	愛知県豊田市大島町錦９－１	0565-53-2621
18	稲武土建（株）	愛知県豊田市武節町下ハリ原１９－４	0565-82-2208
19	小谷設備（株）	愛知県豊田市西中山町又吉洞１８－４	0565-76-4102
20	（株）河合組	愛知県豊田市足助白山町柳クゴ１９	0565-64-2008
21	（有）コジマ設備	愛知県豊田市高岡町池端４３－３	0565-52-3962
22	フジイ設備（株）	愛知県豊田市藤岡飯野町坂口８６０－２	0565-76-2551
23	中日管工（株）	愛知県豊田市若林東町高根下９３－２	0565-52-3851
24	（有）八百正住宅機器	愛知県豊田市上郷町市場１５１－１	0565-21-0826
25	青木建設（株）	愛知県豊田市御所貝津町二貫目２２	0565-82-2561
26	（株）西島産業	愛知県豊田市美里５－１５－３	0565-80-6879
27	安藤工務（株）	愛知県豊田市島崎町石原３０８６－１	0565-68-2667
28	豊水管工（有）	愛知県豊田市田代町４－６－１	0565-33-5587
29	（有）中根工産	愛知県豊田市寿町１－２５	0565-27-9020
30	（株）宇井工務店	愛知県豊田市足助町真弓１１	0565-62-0365
31	(株) オオテックスプラント	愛知県豊田市中垣内町大洞１１－１１	0565-58-3827
32	マルコ（株）	愛知県豊田市大沼町八沢８	0565-90-2005
33	豊田管工（株）	愛知県豊田市大林町１２－１２－１０	0565-28-5148
34	住設テクノ（株）	愛知県豊田市栄町６－３－７	0565-33-2319
35	藤村産業（株）	愛知県豊田市昭和町４－１８－２	0565-31-3331
36	（有）山田水道工事	愛知県豊田市若林東町木ノ前３２－１	0565-52-2903
37	（有）武田工業	愛知県豊田市山之手１－５３－２	0565-28-8658
38	酒井水道設備	愛知県豊田市市場町小原７１	0565-65-2268
39	（資）アサヒ管工設備	愛知県豊田市杉本町北垣内２－２	0565-68-2637
40	（有）中日設備	愛知県豊田市久保町３－２７－１９	0565-35-8544

整理番号	本店商号	契約先所在地	契約先電話番号
41	（有）山田設備	愛知県豊田市小田木町井戸川３３	0565-82-3437
42	（有）鈴木工業	愛知県豊田市足助町西町７	0565-62-0248
43	（有）利根設備	愛知県豊田市平戸橋町永和１１０－３	0565-45-1100
44	（有）松井設備工業	愛知県豊田市稲武町深沢２－３	0565-82-3385
45	（株）成瀬組	愛知県豊田市青木町４－３５－２	0565-46-1180

（23）災害時における応急支援活動に関する協定書

((上下水)総務課)

災害時における応急支援活動に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と株式会社石垣名古屋支店（以下「乙」という。）は、地震や風水害等の大規模災害が発生し、甲が被災した際（以下「災害時」という。）における応急支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は豊田市内において、災害時における上下水道環境の保全及び復旧を円滑に遂行するための応急支援活動について、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生じるものをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において応急支援活動の協力が必要と判断する場合には、乙に対して協力要請を行うことができるものとする。

２　乙は、甲から協力要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、可能な範囲で協力を行うものとする。

３　甲が、乙に対して行う協力要請は災害時における協力要請書（様式第１号）に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話など口頭で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）要請業務の内容

ア　応援人員数

イ　応援資器材

ウ　応援期間

（３）その他必要な事項

（応急支援活動の協力）

第４条　乙は、第３条に基づく協力要請があった場合、優先的かつ速やかに出動し、甲の指示に従い、応急支援活動に従事するものとする。

２　乙は、応急支援活動の終了後、遅滞なく災害時における協力実績報告書（様式第２号）により活動内容、活動時間及び活動人数等を甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第５条　本協定における応急支援活動に要した費用の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償等）

第６条　この協定に基づき応急支援活動に従事した乙の職員が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償等については、乙の

責任において行うものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年　４月　３日

（甲）　愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市事業管理者

（乙）　名古屋市中区錦二丁目４番３号
株式会社　石垣　名古屋支店
支店長

（24）水道事業の災害対策に伴う応援協定書

((上下水)総務課)

水道事業の災害対策に伴う応援協定書

豊田市事業管理者（以下「甲」という。）と株式会社ジェネッツ（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による被害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害の発生により水道施設が被災した場合、甲の要請に基づき乙が実施する応援業務に関し必要な事項を定めるものとする。
（対象となる災害）
第２条　この協定の対象となる災害は、豊田市水道災害対策要綱に基づき、水道災害対策本部が設置された場合とする。
（応援要請）
第３条　甲は、災害の発生時において、水道施設の復旧作業に乙の応援業務が必要であると認めたときは、これを乙に対し要請することができる。
（応援要請の手続）
第４条　前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。
ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに支書を送付するものとする。
（１）災害の状況
（２）必要とする人員
（３）応援業務内容
（４）応援の期間
（５）前各号に掲げるもののほか必要な事項
（応援要員の派遣）
第５条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、乙の災害時の対応手順を遵守し、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。
２　前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は甲の職員の指示に従うものとする。
（応援業務）
第６条　乙が行う応援業務は次のとおりとする。
（１）広報
（２）電話応対
（３）応急給水
（４）前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
（経費の負担）
第７条　この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、「豊田市水道受付、料金徴収及び検針等業務委託」に基づく業務時間内においての費用負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
２　前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応援

業務に要した農用を請求するものとする。

（労災補償）

第８条　乙の応援従業員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第１０条　乙は、この協定による応援業務に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとずる。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに１年間延長するものとし、その後もまだ同様とする。

この協定の成立を証するため、協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２１年４月１日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊田市事業管理者

乙　名古屋市中区丸の内３丁目１６番１９号
株式会社ジェネッツ中部支店
支店長

（25）消防活動の協力に関する協定書（一般社団法人全国クレーン建設業協会愛知支部）

（警防救急課）

消防活動の協力に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国クレーン建設業協会愛知支部（以下「乙」という。）は、甲の消防隊が出動する区域内において大規模な事故等が発生した場合の甲の消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙に加入する支部会員（以下「支部会員」という。）が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消防活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲の消防長（以下「消防長」という。）は、次に掲げる事故等が発生し、甲の消防力によっては十分な消防活動を実施することが困難であると認めた場合、乙の長（以下「支部長」という。）に対して協力を要請することができる。

（１）列車又は自動車の衝突、転覆等による事故

（２）航空機の墜落事故

（３）建築物の倒壊事故

（４）重量物の落下事故

（５）消火、その他の消防の活動に支障となる障害物等を排除する必要のあるもの。

（６）前各号のほか、緊急に人命を救助する必要のあるもの。

２　協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の発生日時、場所及び状況

（２）必要とする人員、車両、資機材等

（３）集結場所及び連絡責任者

（４）その他必要な事項

（協力の実施）

第３条　支部長は、消防長から協力の要請を受けたときは業務に支障がない限り、これに協力するものとする。

２　協力の要請を受けた支部長は、協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに消防長に通報するものとする。

３　協力を実施するために派遣された組合員は、消防長の指揮の下に行動し、障害物の排除等、消防長が指示する活動を行うものとする。

（通報）

第４条　支部長は、活動終了後速やかに次の事項を別紙１により、消防長に通報するものとする。

（１）派遣した日時、人員、車両、資機材等

（２）実施した活動の内容

（３）協力による支部会員の死傷事案等の有無及びその状況

（経費）

第５条　消防長の要請による支部会員の活動に要した経費については、支部会員が定める料金に基づき、原則として甲が負担するものとする。

２　支部会員の死傷若しくは車両、資機材等の破損に伴う補償又は経費の負担につ

いては、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（情報提供）

第６条　甲及び乙は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種の情報を別紙２により、相互に通報するものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２６年４月１日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊田市長　太　田　稔　彦

乙　名古屋市熱田区花表町１３番地１　ふじビル３０２号
一般社団法人全国クレーン建設業協会愛知支部
支部長　　大　山　永　吉

（26）災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定（社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部）

（防災対策課）

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と社団法人　愛知県エルピーガス協会西三河支部豊田分会（以下「乙」という。）は、豊田市内に広域的な大規模災害（以下「災害時」という。）が発生し、甲が効果的な災害応急活動を実施する上で必要とするＬＰガス等の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に甲が効果的な災害応急活動を実施する上で必要とするＬＰガス等の優先供給について、甲の要請により乙が実施する協力その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第２条甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

(1)次に掲げるＬＰガス等の優先供給

①　ＬＰガス燃料

②　ＬＰガス用コンロ

③　カセットコンロ及びカセットコンロ用ガスボンベ

④　その他甲の応急活動で必要とする資機材

(2) 前項各号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請）

第３条　甲による要請は、災害時における協力要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

（緊急要請）

第４条　前条の規定による要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（要請業務の実施）

第５条　乙は、第３条の規定に基づく甲からの要請を受けたときは、甲の指示により、甲が設置する指定避難場所等へ、速やかに第２条の供給等を実施する。

（報告）

第６条　乙は、第２条の規定に基づく業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　第２条の規定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第８条　乙は、乙の会員の要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

（価格の決定）
第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における通常の価格を基礎として算出し、甲乙協議して決定するものとする。
（連絡責任者）
第１０条　　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては豊田市災害対策本部事務局長、乙にあっては社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部豊田分会長とする。
（通知）
第１１条　　乙は、災害時において円滑に業務を実施するため、この協定に協力することができる乙の会員名簿（様式第３号）を毎年３月末日までに甲へ提出するものとする。
（協議）
第１２条　　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第１３条　　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１ヶ月までに、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に１年間この協定を更新するものとし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２４年２月１７日

甲　豊田市西町３丁目60番地
豊田市長　　鈴木公平

乙　豊田市寺部町３丁目15番地
社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部
豊田分会　分会長　下　林　幾　治

様式第１号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

豊田市長

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協力要請書

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定第３条に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による連絡日時	年　　月　　日　　時　　分
要請するＬＰガス等の数量、供給場所及び履行期限	用品名 数　量 供給場所 履行期限
連　絡　担　当　者	電話
備　　考	

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

（あて先）豊田市長

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する業務実施報告書

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定第３条に基づく要請により実施した内容について、協定第６条に基づき次のとおり報告します。

協力要請書の日時・番号	年　　月　　日　付第　　号
供給したＬＰガス等の数量、供給場所及び履行日時	用品名 数　量 供給場所 履行期限
連　絡　担　当　者	電話
備　　考	

様式第３号（11条関係）

年　　月　　日

（あて先）豊田市長

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協力会員名簿

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定に基づき協力することができる当会の会員名簿について、協定第11条に基づき次のとおり提出します。

事業者名	代表者名	所在地	電話番号	FAX番号	時間外連絡先

（27）災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定書（公益財団法人豊田加茂環境整備公社）

（循環型社会推進課）

災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と公益財団法人豊田加茂環境整備公社（以下「乙」という。）は、乙の所有する埋立処分場の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震等大規模災害で発生した災害廃棄物を適正処理するために利用する一時保管場所について、必要な事項を定めることにより、災害廃棄物の円滑な処理を図り、もって、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（施設利用の範囲）

第２条　乙は、次に掲げる目的のために、乙の業務に支障のない範囲において、所有する施設を無料で甲の利用に供するものとする。

（１）地震等大規模災害時の応急対策等に必要な物品等の保管

（２）地震等大規模災害時の災害廃棄物の、選別や電化製品等の解体処理

（３）地震等大規模災害時の災害廃棄物一時保管場所としての利用

（利用施設等）

第３条　この協定において甲が利用する乙の施設は、次のとおりとする。

施設名称	所　在　地	面積等	備考
埋立処分場	豊田市御船町山ノ神５６番地８	９５,０００㎡の一部	覆土等により既埋立廃棄物と区別できる範囲

（施設利用の要請等）

第４条　この協定に基づく施設利用の要請は、電話等で行うものとする。

２　乙は、甲からの要請があった場合、自らの業務に支障が生じない限り協力を行うものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、地震等大規模災害時に災害廃棄物一時保管場所として利用することで生ずる費用を負担するものとする。

（協定の期間）

第６条　この協定の効力は、令和５年１０月１７日から１年間とする。

２　協定期間満了日の１か月前までに甲又は乙から異議の申立てがない場合は、協定期間を更に１年間延長できるものとし、以後も同様とする。

（前協定の取り扱い）

第７条　本協定の締結により、令和５年１０月１７日をもって、平成２４年３月３

０日付け締結の災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定を解除するものとする。

（協　議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和５年１０月１７日

（甲）豊田市西町３丁目６０番地
豊田市　市長　太　田　稔　彦

（乙）豊田市御船町山ノ神５６番地８
公益財団法人　豊田加茂環境整備公社
理事長　　三　宅　英　臣

（28）災害時における応急対策業務に関する協定（豊田都市整備研究会）

（道路維持課）

(協定の趣旨)

第１条　この協定は、豊田市地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、豊田市が豊田都市整備研究会に対し、災害応急業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　豊田市(以下「甲」という。)は、災害が発生し、豊田市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により豊田都市整備研究会(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第３条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設費機材等」という。)の提供を求めるものとする。

２　業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の内容)

第４条　甲が乙に実施を要請する業務は、道路、河川等における損壊箇所の応急措置及び障害物の除去(以下本業務」という。)とする。

(業務実施区間)

第５条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの(以下「従事会員」という。)の業務実施区間は、豊田市全域とする。

２　前項の業務実施区間又は従事会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

(建設費機材等の提供)

第６条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

(建設費機材等の報告)

第７条　乙は、あらかじめ従事会員が県有する災害時に可動可能な建設費機材等を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は河野要求があった場合は、保有状況を速やかに報告するものとする。

(出動の要請)

第８条　甲は乙に対し、第５条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、建設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

２　乙は、前項の甲による出動要請が不可能な場合には、状況に応じ、自主的に出動するものとする。

(業務の実施)

第９条 乙は、前項に規定する出動要請があったときは、従事会員をして建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

２　従事会員は、出動要請があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

３　従事会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

(業務の完了)

第１０条　従事会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)
第１１条　従事会員の使用した建設資機材等に対する費用は、甲が負担する。
(請求)
第１２条　従事会員は業務の終了後、甲の認定を受けて別紙様式により当該地域における地位上の実費用を甲に請求するものとする。
(支払い)
第１３条　甲は、前条の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
(従事会員の損害補償)
第１４条　甲は、従事会員が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。
(協議)
第１５条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
(雑則)
第１６条　この協定は、平成１７年２月２５日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３０年１月２９日

豊田市西町三丁目６０番地
豊　田　市
代表者　豊田市長　　太　田　稔　彦

豊田市八幡町３丁目２１－１
豊田都市整備研究会
代表者会長　　大　矢　伸　明

（29）災害時における外国人支援への協力に関する協定（公益財団法人豊田市国際交流協会）

（多様性社会共創課）

豊田市（以下「甲」という。）と公益財団法人豊田市国際交流協会（以下「乙」という。）は、豊田市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における外国人支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時において、日本語が不慣れなことにより、多くの困難に見舞われることが予想される外国人の安全確保を行い、被害を最小限にとどめるとともに、災害時の不安を低減し、応急対策及び復旧対策に関する支援等を的確に行うために必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　乙の甲に対する支援の内容は、次のとおりとする。

（１）翻訳支援及び通訳支援

（２）外国人に対する言語支援等に必要な職員の派遣及び乙の所管するボランティア等への協力要請

（３）災害に関する情報及び外国人の被災・避難状況の把握・整理

（４）外国人からの相談及び問合せに関する支援

（５）前４号に定めるもののほか外国人の支援のために特に必要となる事項

２　前項の支援に係る乙の職員の活動場所は、原則、豊田市災害対策本部外国人対策班（以下「外国人対策班」という。）開設場所及び乙の事務所とする。

（支援要請の手続き）

第３条　甲の乙に対する支援要請は、外国人対策班を通じて、電話等により要請し、後日　速やかに文書を送付するものとする。

２　通信等の途絶等により甲乙相互の連絡が取れない場合には、乙は自主的な判断により、必要な支援活動を行うことができるものとする。

（支援の実施）

第４条　前条に定める支援要請があった場合、乙は、自らの被災状況、安全配慮への状況等を踏まえ、可能な限りこれに応じ、支援に努めるものとする。

（支援経費の負担）

第５条　支援に要する経費のうち、甲に帰属すべき内容の物件費については、甲の負担とする。

２　前項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、その都度甲乙双方協議の上、定めるものとする。

（損害賠償等）

第６条　支援活動に従事した乙の職員が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の規程により補償するものとする。

２　支援活動に従事した乙の職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が乙の責に帰するものを除き、甲の負担により補償するものとする。

（情報提供等）

第７条　甲及び乙は、この協定による支援が円滑に行われるよう、平時より支障のない範囲で防災に関する情報を交換し、共有するように努めるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から毎年度末とし、有効期間満了の１カ月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がなければ、自動的に更新されるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年　４月　１日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　　太田　稔彦　　（印）

乙　豊田市小坂本町１丁目２５番地
公益財団法人豊田市国際交流協会
理事長　　豊田　彬子　　（印）

（30）災害時における応急対策業務に関する協定（豊田市アーバングリーン協会）

（道路維持課）

(協定の趣旨)

第１条　この協定は、豊田市地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、豊田市が豊田市アーバングリーン協会に対し、災害応急業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　豊田市（以下「甲」という）は、災害が発生し、豊田市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により豊田市アーバングリーン協会(以下「乙」という)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる,

(業務の指示)

第３条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

２　業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の内容)

第４条　甲が乙に実施を要請する業務は、道路等における障害物の除去(以下「本業務」という。)とする。

(業務実施区間)

第５条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの(以下「従事会員」という。)の業務実施区間は、豊田市全域とする。

２　前項の業務実施区間又は従事会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

(建設器機材等の提供)

第６条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設器機材等を提供するものとする。

(建設器機材等の報告)

第７条　乙は、あらかじめ従事会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するもとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに報告するものとする。

(出動の要請)

第８条　甲は乙に対し、第5条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、建設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

２　乙は、前項の甲による出動要請が不可能な場合は、状況に応じ、自主的に出動するものとする。

(業務の実施)

第９条　乙は、前条に規定する出動要請かあったときは、従事会員をして建設資機材等を業務区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

２　従事会員は、出動要請があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

3　従事会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

(業務の完了)

第10条　従事会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第11条　従事会員の使用した建設費機材等に対する費用は、甲が負担する。

(請求)

第12条　従事会員は業務の終了後、甲の認定を受けて別紙様式により当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(支払い)

第13条　甲は、前条の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事会員の損害補償)

第14条　甲は、従事会員が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第15条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、この都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第16条　この協定は、平成24年4月1日から適用する。

契約期間について期間満了１ヶ月前までに甲・乙何れからも書面による別段の意思表示の無き場合、本契約は引き続き同一条件を以って、さらに１年間自動的継続延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成24年4月1日

豊田市西町３丁目６０番地
豊　田　市
代表者　豊田市長　　太　田　稔　彦　　（印）

豊田市田代町８丁目１０番地２
豊田市アーバングリーン協会
代表者　会長　　板　倉　重　治　　（印）

（31）災害時における応急対策業務に関する協定（豊田環境ビジョン協議会）

（道路維持課）

(協定の趣旨)

第１条　この協定は、豊田市地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、豊田市が豊田環境ビジョン協議会に対し、災害応急業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　豊田市(以下「甲」という。)は、災害が発生し、豊田市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により豊田環境ビジョン協議会(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第３条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

２　業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の内容)

第４条　甲が乙に実施を要請する業務は、道路、河川等における損壊箇所の応急措置、障害物の除去及び現地調査等(以下「本業務」という。)とする。

(業務実施区間)

第５条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの(以下「従事会員」という。)の業務実施区間は、豊田市全域とする。

２　前項の業務実施区間又は従事会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

(建設資機材等の提供)

第６条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

(建設資機材等の報告)

第７条　乙は、あらかじめ従事会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに報告するものとする。

(出動の要請)

第８条　甲は乙に対し、第5条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、建設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

２　乙は、前項の甲による出動要請が不可能な場合は、状況に応じ、自主的に出動する。

(業務の実施)

第９条　乙は、前条に規定する出動要請があったときは、建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施するものとする。

２　従事会員は、出動要請があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

３　従事会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲

に報告しなければならない。

(業務の完了)

第10条　従事会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第11条　従事会員の使用した建設資機材等に対する費用は、甲が負担する。

(請求)

第12条　従事会員は業務終了後、甲の認定を受けて別紙様式により当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(支払い)

第13条　甲は、前条の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事会員の損害補償)

第14条　甲は、従事会員が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第15条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、この都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第16条　この協定の有効期限は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この期間満了１ヶ月前までに甲・乙何れからも書面による別段の意思表示の無き場合、本契約は引き続き同一条件を以って、さらに１年間の自動的延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和４年４月１日

豊田市西町３丁目６０番地
豊　田　市
代 表 者 豊 田 市 長　　太　田　稔　彦

豊田市田代町８丁目１６番２
豊田環境ビジョン協議会
会長　タカオカワークス有限会社　代表取締役　板　倉　武

（32）災害応急対策実施のために使用される緊急通行車両の事前届出に関する協定

（株式会社NXワンビシアーカイブズ名古屋支店）
（情報システム課）

豊田市（以下「甲」という）と株式会社 NX ワンビシアーカイブズ（以下「乙」という）は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される緊急通行車両の事前届け出に関し、下記の通り協定する。

記

１．　緊急通行車両の事前届け出の手続き
甲は、災害時において甲の輸送理由による緊急通行車両を確保するため、乙所有の専用車両を指定し、乙は、滋賀県公安委員会に事前の届け出をおこなうこと

２．　緊急輸送する品目及び理由
品目：災害対策用バックアップ（磁気テープ）等の記録媒体
理由：○災害対策として上記品目を乙の事業所施設に疎開保管するため、同社の専用車両による定期の輸送業務を委託契約していること
○災害発生時において、コンピュータによる情報処理の早急な復旧稼動のため緊急にデータの輸送を確保すること

３．　出発地及び輸送先
出発地：滋賀県東近江市寺町６１４－１
輸送先：甲の施設或いは指定先

４．　その他
本協定書は、輸送品目に関する甲・乙間の保管・集配契約締結期間を有効とする

令和元年９月１８日

甲　愛知県豊田市西町３丁目 60 番地
豊田市
代表者　豊田市長　太田稔彦　(印)

乙　愛知県名古屋市東区東桜 1-3-10
（株）NX ワンビシアーカイブズ 名古屋支店
支店長　森北　智幸　(印)

（33）災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定（中部電力株式会社）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が豊田市内で発生した場合、甲の所有する用地を、乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第１条　災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

	名　　称	所　　在　　地
候補地１	新生公園	豊田市新生町２丁目１１番地１
候補地２	高岡公園	豊田市中田町川向６３番地
候補地３	柳川瀬公園	豊田市畝部東町柳川瀬１番地１
候補地４	緑の公園	豊田市市場町陣出８７９番地
候補地５	足助グラウンド	豊田市足助町真弓５番地１
候補地６	下山運動場	豊田市大沼町船橋２８番地１
候補地７	稲武夏焼グラウンド	豊田市夏焼町クルミサワ１３１番地

（災害復旧用オープンスペースの使用要請）

第２条　乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、前条に掲げる候補地から甲乙協議の上使用場所を選定し、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。ただし、候補地１、候補地２及び候補地３については、いずれか１か所の要請とする。

２　甲は、前項の規定による使用要請があったときは、これに協力する。ただし、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続）

第３条　乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話、ファックス等をもって要請するものとし、甲の使用承認の後、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

２　乙は、前項の使用承認を受けたときは、速やかに、地方自治法第２３８条の４第７項に基づく行政財産の使用許可、都市公園法第６条第１項及び第３項に基づく都市公園の占用の許可等の手続を行う。

（原状復旧等）

第４条　乙は、甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行う。

（用地の使用方法）

第５条　乙は、原則として災害復旧用オープンスペース内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ等を設置するなどして使用す

る。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。
2　電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。
3　災害復旧用オープンスペース内の施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。
4　施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行う。

（使用料）
第6条　甲は、乙が第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合の使用料は、減免する。

（協定の有効期間）
第7条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）
第8条　甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。
2　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月27日

甲　豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者　豊田市長　太　田　　稔　彦

乙　名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員　　水　野　　明　久

（34）災害時における応急対策業務に関する協定（協働組合豊田土木建設協力会）

（道路維持課）

(協定の趣旨)

第１条　この協定は、豊田市地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、豊田市が協同組合豊田土木建設協力会に対し、災害応急業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　豊田市(以下「甲」という。)は、災害が発生し、豊田市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により協同組合豊田土木建設協力会(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第２条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

２　業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の内容)

第４条　甲が乙に実施を要請する業務は、道路、河川等における損壊箇所の応急措置及び障害物の除去及び現地調査等(以下「本業務」という。)とする。

(業務実施区間)

第５条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの(以下「従事会員」という。)の業務実施区間は、豊田市全域とする。

２　前項の業務実施区間ヌは従事会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

(建設資機材等の提供)

第６条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

(建設資機材等の報告)

第７条　乙は、あらかじめ従事会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき～又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに報告するものとする。

(出動の要請)

第８条　甲は乙に対し、第5条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、建設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

２　乙は、前項の甲による出動要請が不可能な場合は、状況に応じ、自主的に出動するものとする。

(業務の実施)

第９条　乙は、前条に規定する出動要請があったときは、建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

２　従事会員は、出動要請があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

３　従事会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲

に報告しなければならない。

(業務の完了)

第10条　従事会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第11条　従事会員の使用した建設資機材等に対する費用は、甲が負担する。

(請求)

第12条　従事会員は業務の終了後、甲の認定を受けて別紙様式により当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(支払い)

第13条　甲は、前条の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事会員の損害補償)

第14条　甲は、従事会員が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第15条　この協定の解釈ぱ疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、この都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第16条　この協定は、平成２５年１０月１日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年１０月１日

豊田市西町３丁目６０番地
豊　田　市
代表者豊田市長　　太　田　稔　彦

豊田市保見町南山１２３番地５
協同組合　豊田土木建設協力会
理事長　　呉　山　和　博

（35）災害時における支援協力に関する協定書（トヨタ自動車株式会社）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、甲の目指す市民、事業者との共働による災害に強いまちづくりを実現し、また、地域の復旧を優先させる乙の基本方針の実効性を高めるために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊田市で大規模な災害が発生した場合に、甲が行う救援及び応急復旧活動に対する乙の支援協力に関し、平素からの連携を含め、基本的な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第２条　乙の支援協力の内容は、次のとおりとし、可能な範囲で対応するものとする。

（１）災害発生時の救援・救護活動

（２）大規模震災時における一時避難場所の提供

（３）指定避難場所用施設の提供

（４）食料、飲料水、生活物資等の提供

（５）甲が設置する救援物資等受入施設における荷役支援

（６）復旧工事等に必要な用地の提供

（７）地域復旧活動への参画

２　前項の支援を円滑に行うため甲及び乙は、災害関連情報の相互提供に努める。

（費用負担）

第３条　前条第１項各号に規定する支援協力に係る費用の負担については、それぞれについて、別に定めるものとする。

（平素からの連携）

第４条　甲及び乙は、災害時における連絡先や連絡方法など、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。

（効力）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了日までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（解除）

第６条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれかが解除予定の日１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（委任）

第７条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

（協議）
第８条　この協定に関し、疑義及び定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成２５年１０月３０日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市

代表者　豊田市長　　太　田　　稔　彦

乙　豊田市トヨタ町１番地
トヨタ自動車株式会社

専務役員　　宮　﨑　　直　樹

（36）災害時における被災要保護児童の受入れに関する協定（社会福祉法人愛知玉葉会）

（子ども家庭課）

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により被災した援護を要する児童（以下「被災要保護児童」という。）が避難を余儀なくされた場合に、豊田市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人愛知玉葉会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「被災要保護児童」とは、満２歳から１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある高校生であって、施設の入所基準に該当し、又は該当すると甲が認める者で、災害時に何らかの援護を求めるものをいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第３条　甲は、災害において被災要保護児童の受入れを乙に要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

社会福祉法人愛知玉葉会　梅ヶ丘学園

（手続等）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（１）被災要保護児童の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入を要請する期間

（避難者の移送）

第６条　被災要保護児童の移送は、甲が行う。ただし、甲が乙に対し移送協力を要請した場合には、乙は甲に協力するよう努めるものとする。

（物資の調達）

第７条　被災要保護児童に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資は、乙が保有する物資を提供するものとする。乙は必要とする物資の提供について、甲に協力を要請することができる。

（経費の負担）

第８条　乙は、被災要保護児童が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

（受入れ可能人員等）

第９条　甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第 10 条　この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第 11 条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じた時、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成２６年　１月２７日

（甲）豊田市西町三丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　　太田　稔彦

（乙）豊田市梅坪町５の３
社会福祉法人　愛知玉葉会
梅ヶ丘学園
園長　中屋　浩二

災害時における被災要保護児童の受入れに関する協定についての
解釈基準

条　　項	解　釈　の　基　準
第１条第１項 （避難を余儀なくされた場合）	・保護者が死亡、負傷等により自宅で監護養育できない場合 ・その他これに準ずると認められる場合
第３条第２項 （できる限り受託）	・入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ショートステイ利用該当者について、可能であれば定員を超えて受け入れること。
第５条 （手続等）	・被災要保護児童に関する乙への情報提供は「被災要保護児童アセスメントシート」を使用する。 ・使用する期間は受入れ開始の日から７日以内とし、甲又は避難者の家族等でその後の居所の確保に努める。ただし、災害等の状況により、使用期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議するものとする。
第８条 （経費の負担）	・経費の負担については、乙の社会貢献活動の一環とする。ただし、必要な場合は要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。
第９条 （受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資）	・受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のボランティア数からの推定数） ・必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
第９条 （あらかじめ協議）	・別紙「受入れ可能人員等調査書」にて協議する。
第 10 条	・協定の解除・変更を希望する場合は有効期限の１ヶ月前までに行うものとする。
第 11 条 （協議）	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

（37）災害時における民間住宅等の修繕及び応急修理等に関する協定書（豊田都市整備研究会）

（建築相談課）

豊田市（以下「甲」という。）と豊田都市整備研究会（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に必要となる民間住宅修繕相談等に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の内容）

第２条　甲は、災害時における次の事項について乙に協力を要請する。

（１）住宅の応急修理に係る相談及び技術支援、関係事業所の紹介に関すること。

（２）住宅の修繕に係る相談及び技術支援、関係事業所の紹介に関すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、乙の業務であって協力可能なこと。

（協力要請の手続）

第３条　甲は、災害時に前条に規定する事項について協力要請する必要があると判断した場合は、乙に対して当該事項に係る協力の要請を行う。

２　前項の規定による要請は、要請内容等を明らかにした要請書を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日要請書を乙に提出するものとする。

（要請内容の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請内容について速やかに実施するとともに、その実施状況を甲に連絡するものとする。

２　甲は、乙の活動が円滑に実施されるように相談会場の提供等必要な措置を講ずる。

（実施報告）

第５条　乙は、要請内容が完了したときは、その作業内容を記載した完了報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第６条　要請内容に要した費用は乙の負担とする。ただし、甲の負担すべき協力内容が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は平成２２年　４月　１日から平成２３年　３月３１日までとする。ただし、この期間満了日の１箇月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、同一内容で更に１年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定書の解釈に疑義が生じたときは、法令に定めるもののほか、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２２年　３月３０日

甲　豊田市西町三丁目６０番地
豊田市長　　鈴　木　公　平

乙　豊田市八幡町三丁目２１－１
豊田都市整備研究会
会　　長　　大　矢　伸　明

（38）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知建築士会）

（建築相談課）

豊田市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知建築士会（以下「乙」という。）は、地震災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害が豊田市内において発生した場合に、乙の豊田支部の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲が乙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への、応急危険度判定士による安全確認支援

（２）応急危険度判定における自動参集

（３）建築物の復旧に関する相談業務支援

（応急対策活動業務の基準）

第３条　前条第１号の支援は愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱により登録された判定士が、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準に従って行う。

（協力の要請）

第４条　甲は、乙による第２条第１号及び第３号の支援が必要と認められるときは、乙の豊田支部に対し次に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）応急危険度判定士による安全確認支援及び建築物の復旧に関する相談業務支援の実施内容

（３）前２号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

２　前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出する。

３　乙の豊田支部は、第１項の規定による要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（協力要請の自動発動）

第５条　市内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、乙の豊田支部は、甲から第２条の規定による要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

（報告）

第６条　乙の豊田支部は、第２条第１号の支援に従事したときは、当該施設の避難場所運営班員及び施設管理者に対し判定内容を報告する。

（補償等）

第７条　甲は、第２条の規定による支援協力に対し、必要な補償を行うものとする。

（協定期間及び更新）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を１年延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第９条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年　３月１９日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市長　太田　稔彦

乙　名古屋市中区栄４丁目３番２６号
公益社団法人愛知建築士会
会長　佐藤　東亜男

（39）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会）

（建築相談課）

豊田市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害が豊田市内において発生した場合に、乙の豊田支部の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条　甲が乙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次に掲げるとおりとする。

（１）甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への、応急危険度判定士による安全確認支援

（２）応急危険度判定における自動参集

（３）建築物の復旧に関する相談業務支援

（応急対策活動業務の基準）

第３条　前条第１号の支援は愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱により登録された判定士が、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準に従って行う。

（協力の要請）

第４条　甲は、乙による第２条第１号及び第３号の支援が必要と認められるときは、乙の豊田支部に対し次に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）応急危険度判定士による安全確認支援及び建築物の復旧に関する相談業務支援の実施内容

（３）前２号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

２　前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出する。

３　乙の豊田支部は、第１項の規定による要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（協力要請の自動発動）

第５条　市内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、乙の豊田支部は、甲から第２条の規定による要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

（報告）

第６条　乙の豊田支部は、第２条第１号の支援に従事したときは、当該施設の避難場所運営班員及び施設管理者に対し判定内容を報告する。

（補償等）

第７条　甲は、第２条の規定による支援協力に対し、必要な補償を行うものとする。

（協定期間及び更新）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を１年延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第９条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年　３月１９日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市長　太田　稔彦

乙　名古屋市中区栄４丁目３番地２６号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会長　朝岡　市郎

（40）災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（（株）ゼンリン）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第１号に定める災害時において、乙が第２条に定義される地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下の各号の事項を目的とする。

（１）甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第２３条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

（２）甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

（１）「住宅地図」とは、豊田市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

（２）「広域図」とは、豊田市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

（３）「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

（４）「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。

（５）「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

３　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

４　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

５　本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定する

ものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、前条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により本協定添付別紙１に定める住宅地図、広域図及びＩＤ等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びＩＤ等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第１号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

（１）災害対策本部設置期間中の閲覧

（２）災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙２のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間満了の３か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各１通を保有する。

平成２６年７月３日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市

代表者　豊田市長　　太田　稔彦

乙　名古屋市熱田区沢上２丁目１番３２号
株式会社ゼンリン中部エリア統括部

統括部長　　荒木　康博

（41）名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

（防災対策課）

（趣旨）
第１条　この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。
（協定当事者）
第２条　この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。
（協力事項の発動）
第３条　この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。
２　前項の要請は、災害救助法第２条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。
第４条　甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。
２　甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７０条第１項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。
（応急生活物資供給の協力実施）
第５条　乙は、第３条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力に積極的に努めるものとする。
（応急生活物資の運搬）
第６条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。
２　甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。
（費用負担）
第７条　乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。
２　前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。
（その他）
第８条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。
附則

この協定は、平成２６年７月２２日から施行する。
この協定を証するため本書４０通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成２６年７月２２日

甲　愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地
愛西市
愛西市長　日永　貴章

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越５０番地
阿久比町
阿久比町長　竹内　啓二

愛知県あま市木田戌亥１８番地１
あま市
あま市長　村上　浩司

愛知県一宮市本町２丁目５番６号
一宮市
一宮市長　　谷　一夫

愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
稲沢市長　大野　紀明

愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地
犬山市
犬山市長　田中　志典

愛知県岩倉市栄町一丁目６６番地
岩倉市
岩倉市長　片岡　恵一

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目１５５番地

大口町
大口町長　鈴木　雅博

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西１番地の１
大治町
大治町長　村上　昌生

愛知県大府市中央町五丁目７０番地
大府市
大府市長　久野　孝保

愛知県尾張旭市東大道町原田２６００番地１
尾張旭市
尾張旭市長　水野　義則

愛知県春日井市鳥居松町５丁目４４番地
春日井市
春日井市長　伊藤　太

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目１番地
蟹江町
蟹江町長　横江　淳一

愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地
刈谷市
刈谷市長　竹中　良則

愛知県北名古屋市西之保清水田１５番地
北名古屋市
北名古屋市長　長瀬　保

愛知県清須市須ケ口１２３８番地
清須市

清須市長　加藤　静治

愛知県江南市赤童子町大堀９０番地
江南市
江南市長　堀　元

愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
小牧市
小牧市長　山下　史守朗

愛知県瀬戸市追分町６４番地の１
瀬戸市
瀬戸市長　増岡　錦也

愛知県知多郡武豊町字長尾山２番地
武豊町
武豊町長　籾山　芳輝

愛知県知多市緑町１番地
知多市
知多市長　宮島　壽男

愛知県津島市立込町二丁目２１番地
津島市
津島市長　日比　一昭

愛知県東海市中央町一丁目１番地
東海市
東海市長　鈴木　淳雄

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴１番地
東郷町
東郷町長　川瀬　雅喜

愛知県常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　片岡　憲彦

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目１番地
飛島村
飛島村長　久野　時男

愛知県豊明市新田町子持松１番地１
豊明市
豊明市長　石川　英明

愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊田市長　太田　稔彦

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄２６０番地
豊山町
豊山町長　鈴木　幸育

愛知県長久手市岩作城の内６０番地１
長久手市
長久手市長　榆田　一平

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市
名古屋市長　河村　たかし

愛知県日進市蟹甲町池下２６８番地
日進市
日進市長　萩野　幸三

愛知県半田市東洋町二丁目１番地

半田市
半田市長　榊原　純夫

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所２０番地
東浦町
東浦町長　神谷　明彦

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道３３０番地
扶桑町
扶桑町長　江戸　満

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪１８番地
南知多町
南知多町長　石黒　和彦

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面１０６番地
美浜町
美浜町長　山下　治夫

愛知県みよし市三好町小坂５０番地
みよし市
みよし市長　小野田　賢治

愛知県弥富市前ケ須町南本田３３５番地
弥富市
弥富市長　服部　彰文

乙　愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀２５番地の１
生協法人　生活協同組合コープあいち
理事長　夏目　有人

（42）防疫活動等に関する協定書（公益社団法人愛知県ペストコントロール協会）

（感染症予防課）

豊田市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、防疫活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊田市内において地震、風水害等が発生した場合における感染症の発生及びまん延を防止し、市民生活の安定を図るために行う防疫活動及び平時における防疫活動に必要な知識（以下「防疫知識」という。）の向上のための普及啓発活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（防疫活動の内容）

第２条　甲が乙に協力を要請する防疫活動は、次に掲げる活動とする。

（１）地震、風水害等の発生時における消毒活動

（２）地震、風水害等の発生時におけるねずみ及び衛生害虫の駆除活動

（３）前２号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動

（要請）

第３条　甲は、地震、風水害等が発生し、甲のみでは被災地等における防疫措置を十分に実施することが困難であると認めた場合には、乙に対し、前条各号に規定する防疫活動への協力を要請することができる。

２　甲は、防疫活動への協力を要請するときは、防疫活動協力要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

３　乙は、第１項の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労務の提供（以下「薬剤、労務等」という。）を可能な限り行うものとする。

（防疫活動の実施）

第４条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、要請された防疫活動の実施場所に直ちに出動し、甲の指示により防疫活動を実施するものとする。

２　前項の場合において、乙は、防疫活動の実施場所に甲の職員が同行できないときは、甲からの要請に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第５条　乙は、前条の規定により防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等に係る費用は、甲の負担とする。

２　前項の費用は、地震、風水害等の発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払方法）

第７条　甲は、第５条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により前条第１項に規定する費用を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第８条　乙は、防疫活動の実施に当たり、豊田市個人情報保護条例（平成１５年条例第３３号）第１０条第２項第１号又は第５号の規定により甲から提供を受けた個人情報を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

（平時からの連携）

第９条　甲及び乙は、地震、風水害等の発生時における連絡先や連絡方法を確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

２　乙は、甲から依頼があった場合には、甲が実施する防疫知識の向上のための普及啓発活動に協力し、及び必要かつ技術的な防疫知識の提供を行うものとする。

３　前項に係る費用は、甲の負担とする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙いずれからも異議の申出がないときは、この協定は更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２６年９月１日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　太田　稔彦

乙　名古屋市中村区亀島２丁目１番１号
公益社団法人　愛知県ペストコントロール協会
代表理事　川瀬　充

様式第１号

年　　月　　日

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会代表理事　様

豊田市長　　印

防疫活動協力要請書

防疫活動等に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

１　災害発生状況等
（１）日時　　年　　月　　日（　）　午前・午後　　時　　分
（２）発生場所　豊田市
（３）災害状況

２　要請日時

３　要請場所

４　要請内容

５　備考

様式第２号

年　　月　　日

豊田市長　様

公益社団法人　愛知県ペストコントロール協会
代表理事　　印

防疫活動実施報告書

防疫活動等に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり防疫活動を実施しましたので報告します。

１　活動日時

年　　月　　日（　）　午前・午後　　時　　分から
年　　月　　日（　）　午前・午後　　時　　分まで

２　活動場所

３　活動内容

４　薬剤、労務等

５　備考

（43）災害時における応急対策業務に関する協定（豊田広域測量設計研究会）
（土木管理課）

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、豊田市地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、豊田市が豊田広域測量設計研究会に対し、災害応急業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　豊田市（以下「甲」という。）は、災害が発生し、豊田市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により豊田広域測量設計研究会（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）
第３条　甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時場所を指定して測量及び設計労力等（以下「測量設計等」という。）の提供を求めるものとする。
２　業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の内容）
第４条　甲が乙に実施を要請する業務は、道路、河川等における緊急を要する損壊箇所の応急処置に向けた測量設計業務作業等（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）
第５条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「従事会員」という。）の業務実施区間は、豊田市全域とする。
２　前項の業務実施区間又は従事会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（測量設計等の提供）
第６条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由が無い限り、甲に対し本業務を提供するものとする。

（出動の要請）
第７条　甲は乙に対し、第５条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、本業務の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

（業務の実施）
第８条　乙は、前条に規定する出動要請があったときは、従事会員を業務実施区間へ出動させ、本業務を実施させるものとする。
２　従事会員は、出動要請があったときは、業務実施区間へ出動し、本業務を実施するものとする。
３　従事会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び測量設計工程等を甲に報告しなければならない。

（業務の完了）
第９条　従事会員は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）
第１０条　従事会員の実施した測量設計等に対する費用は、甲が負担する。

（請　求）
第１１条　従事会員は業務の終了後、甲の確認を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（支払い）
第１２条　甲は、前条の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事会員の損害補償）
第１３条　甲は、従事会員が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。

（協　議）
第１４条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めの無い事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（雑　則）
第１５条　この協定は、平成３１年４月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３１年４月１日

豊田市西町３丁目６０番地
豊　田　市
代 表 者　豊田市長　　太　田　稔　彦

豊田市土橋町５丁目９番地３
豊田広域測量設計研究会
代 表 者 会 長　　西　尾　榮　司

（44）災害時の応急対策の協力に関する基本協定書

（土木管理課）

豊田市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（趣旨）

第１条 この協定は、豊田市の防災計画に基づき、豊田市地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策等の内容）

第３条　応急対策の内容は次のとおりとする。

（１）　豊田市の管理公共施設等の被災状況の調査

（２）　豊田市の管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元

（３）　登記・境界関係相談所の開設

（４）　平常時における豊田市の管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等

（５）　前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第４条　甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第５条　乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という）の社員を動員するものとする。

（業務の完了）

第６条　乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告し成果品を提出するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（名簿等の提出）
第８条　乙は、毎年１回次の書類を甲に提出するものとする。
（１）　応急対策業務に関する乙の組織図
（２）　応急対策業務に関する連絡担当者
（３）　応急対策業務に従事できる社員名簿
（４）　その他、必要と認められる事項

（資料の交換及び協議）
第９条　甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。
（１）地域防災計画
（２）公共施設等の筆界管理に関する情報
（３）その他、必要な事項

（従事社員の災害補償）
第１０条　甲は、乙又は丙の社員が応急対策業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償する。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）
第１２条　この協定は、平成２９年６月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年６月１日

甲　豊田市西町三丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　太　田　稔　彦

乙　名古屋市中区新栄二丁目２番１号
公益社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長　伊　藤　秀　樹

（45）災害時における避難者等の受入れに関する協定（（株）善都）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と株式会社善都（以下「乙」という。）は、甲の目指す市民、事業者との共働による災害に強いまちづくりを実現するために、大規模災害時の避難者等の受入れについて次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊田市で大規模災害が発生した場合に、避難者等の一時避難場所として乙が所有する店舗を使用すること等について、平素からの連携を含め、基本的な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする大規模災害とは、多数の火災又は救急救助事故が発生する次の各号に掲げるものとする。

（１）大規模地震災害

（２）大規模風水害

（３）その他前各号に準ずる大規模な災害

（支援協力の内容）

第３条　乙の支援協力の内容は、次のとおりとし、可能な範囲で対応するものとする。

（１） 一時避難場所としての施設及び敷地の提供

（２） 店舗駐車場（立体駐車場含む。）の車中泊等一時避難場所としての提供

（２）食料、飲料水、生活物資等の提供

（３）自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の提供及び救命活動の協力

２　一時避難場所として使用する施設は、次に掲げる店舗とする。

店舗名	所在地	備考
ＺＥＮＴ　豊田本店	豊田市若林西町北長根１３－１２	
ＺＥＮＴ　小坂店	豊田市小坂本町４－７－１２	
ＺＥＮＴ　梅坪店	豊田市東梅坪町１－１－１	浸水想定区域内であるため、垂直避難を考慮し立体駐車場４階以下の駐車スペースは使用不可
ＺＥＮＴ　大清水店	豊田市大清水町４１－２	
ＺＥＮＴ　下市場店	豊田市下市場町７－１２－１	
ＺＥＮＴ　若林店	豊田市若林東町雁股５－１	一部駐車場が浸水想定区域内であるため、店舗に接地をしている駐車場のみ使用可能

（支援の実施）

第４条　支援協力は、乙の自衛消防活動又は他の応援協定に基づく応援活動その他事業所運営を阻害しない範囲において行うものとする。

２　支援協力の対象範囲、開始時期及び使用施設は、乙の判断により決定するものとする。

（資機材の準備）
第５条　乙は支援協力に必要な資機材の充実に努めるものとする。

（経費の負担）
第６条　乙が支援協力の実施に伴い要した経費は、乙の負担とする。ただし、甲の要請により乙が提供した物資に要した経費については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（免責事項）
第７条　乙は、一時避難場所に地域住民が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

（平素からの連携）
第８条　甲及び乙は、災害時における連絡先や連絡方法など、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。

（地域との連携）
第９条　乙は避難者を円滑に受け入れる為、自治区、自主防災会などの地域活動への協力に努めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の２か月前までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）
第１１条　この協定に関し、疑義及び定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則
１　この協定は、令和２年３月３日から効力を生じるものとする。
２　平成２７年３月３日に締結した「災害時における避難者等の受入れに関する協定」は令和２年３月３日をもって廃止する。
３　令和２年３月３日に締結した「災害時における避難者等の受入れに関する協定」は、令和６年１２月６日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和６年１２月６日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　　太　田　稔　彦

乙　豊田市若宮町７丁目１番地１１
株式会社善都
代表取締役社長　　都　筑　晶　裕

（46）災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株））

（防災対策課）

豊田市（以下、「甲」という。）とヤフー株式会社（以下、「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　　的）

第１条　この協定は、甲内の暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高波、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象に備え、甲が地域住民及び当該地域の来訪者、滞在者などに対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（実施内容）

第２条　この協定により、次に掲げるものを実施するものとする。

（１）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）甲が指定する避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）甲が発令する避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

２　この協定により、次に掲げるもののうちから、甲乙両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものについて実施するものとする。

（１）甲が、災害発生時における被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（２）甲が、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

（４）甲が、避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

３　甲及び乙は、前２項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

４　同条第 1 項及び第２項に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費　　用）

第３条　前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの

とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、この協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　この協定締結の事実及び内容を公表する場合、その時期、方法および内容について、で別途協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日１か月前までに甲乙いずれからもこの協定の延長に対して書面による異議の申し立てがないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協　　議）

第７条この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙は、誠実に協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成２７年４月１日

甲　愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊田市長　太　田　稔　彦

乙　東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　学

（47）衣浦豊田道路における消防活動に関する覚書（愛知県道路公社）

（警防救急課）

豊田市消防本部（以下「甲」という。）及び愛知県道路公社（以下「乙」という。）は、乙が管理する衣浦豊田道路（以下「本件道路」という。）における消防活動について、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第１条　この覚書は、本件道路における火災等の災害若しくは救急業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）の発生を防止し、又は災害等による被害の軽減を図るため、甲及び乙が緊密な協力を行い、円滑かつ効果的な消防活動（その訓練を含む。以下同じ。）を行うことを目的とする。

（乙があらかじめ講ずる措置）

第２条　乙は、次に掲げる措置をあらかじめ講ずることにより、前条の目的を達成するよう努めるものとする。

(１)　乾燥砂、漏油処理剤等の備蓄及び散布体制の整備

(２)　距離標の設置

（災害等の通報）

第３条　乙は、本件道路において災害等（火災発生のおそれがない漏油事故その他の軽微な事故等を除く。）が発生したときは、次に掲げる事項を直ちに甲に通報するものとする。

(１)　災害等が発生した場所及び時刻

(２)　災害等の種類及び規模

(３)　乙が既に講じた措置（前条に規定するものを除く。）の内容

(４)　前三号に掲げるもののほか、甲が消防活動を行うために必要な事項

（通行の協力）

第４条　乙は、甲が消防活動のために出動し、又は調査を実施するために本件道路を通行しようとするときは、これに協力するものとする。

（災害等での活動の分担）

第５条　消火、救助又は救急搬送を必要とする災害等（火災発生のおそれがある漏油事故等を含む。）が発生したときは、原則として、甲が消防活動を行い、乙が交通事故その他の二次的災害の防止に努めるものとする。

２　前項に規定する災害等以外の災害等が発生したときは、原則として、乙が必要な活動を行うものとする。ただし、甲は、必要と認めるときは、出動するものとする。

（連絡調整）

第６条　甲及び乙は、必要に応じて会議を開催し、連絡調整を行うものとする。

（協議）

第７条　この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の証として、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

平成２８年３月２５日

甲　豊田市長興寺５丁目１７番１
豊田市消防本部
消防長　大　内　茂　樹

乙　名古屋市中区丸の内三丁目19番30号
愛知県道路公社
理事長　川　崎　昭　弘

（48）猿投グリーンロードにおける消防活動に関する覚書（愛知県道路公社）

（警防救急課）

豊田市消防本部（以下「甲」という。）及び愛知県道路公社（以下「乙」という。）は、乙が管理する猿投グリーンロード（以下「本件道路」という。）における消防活動について、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第１条　この覚書は、本件道路における火災等の災害若しくは救急業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）の発生を防止し、又は災害等による被害の軽減を図るため、甲及び乙が緊密な協力を行い、円滑かつ効果的な消防活動（その訓練を含む。以下同じ。）を行うことを目的とする。

（乙があらかじめ講ずる措置）

第２条　乙は、次に掲げる措置をあらかじめ講ずることにより、前条の目的を達成するよう努めるものとする。

(１)　乾燥砂、漏油処理剤等の備蓄及び散布体制の整備

(２)　距離標の設置

（災害等の通報）

第３条　乙は、本件道路において災害等（火災発生のおそれがない漏油事故その他の軽微な事故等を除く。）が発生したときは、次に掲げる事項を直ちに甲に通報するものとする。

(１)　災害等が発生した場所及び時刻

(２)　災害等の種類及び規模

(３)　乙が既に講じた措置（前条に規定するものを除く。）の内容

(４)　前三号に掲げるもののほか、甲が消防活動を行うために必要な事項

（通行の協力）

第４条　乙は、甲が消防活動のために出動し、又は調査を実施するために本件道路を通行しようとするときは、これに協力するものとする。

（災害等での活動の分担）

第５条　消火、救助又は救急搬送を必要とする災害等（火災発生のおそれがある漏油事故等を含む。）が発生したときは、原則として、甲が消防活動を行い、乙が交通事故その他の二次的災害の防止に努めるものとする。

２　前項に規定する災害等以外の災害等が発生したときは、原則として、乙が必要な活動を行うものとする。ただし、甲は、必要と認めるときは、出動するものとする。

（連絡調整）

第６条　甲及び乙は、必要に応じて会議を開催し、連絡調整を行うものとする。

（協議）

第７条　この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の証として、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

平成２８年３月２５日

甲　豊田市長興寺５丁目１７番１
豊田市消防本部
消防長　大　内　茂　樹

乙　名古屋市中区丸の内三丁目19番30号
愛知県道路公社
理事長　川　崎　昭　弘

（49）災害時における環境調査に関する協定書（（一社）愛知県環境測定分析協会）

（環境保全課）

豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「乙」という。）とは、災害時における環境調査に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において化学物質等が環境中へ漏えいしたことなどにより必要となった環境調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある物質、その他甲が必要があると認めるものとする。

（要請）

第３条　甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

２　前項の規定による要請は、様式第１号により文書で行う。ただし、文書で要請する時間的余裕がないときは、口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第４条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）化学物質等の試料の採取

（２）化学物質等の測定及び分析

（３）調査地点周辺状況の記録

（４）前３号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（業務の実施）

第５条　乙は、第３条の規定により要請を受けたときは、乙に所属する会員（以下「会員」という。）に対して、甲が必要とする業務を優先的に実施させるものとする。

２　会員は、業務の実施にあたり、身体に危険が生じると判断した場合は、速やかに当該業務の実施を中止し、乙へ連絡し、乙はその旨を甲へ報告する。

（測定結果の報告）

第６条　前条の業務を実施した会員は、第４条第２号及び第３号に規定する測定等の結果について、速やかに甲へ報告する。

（業務実施報告）

第７条　乙は、第５条に規定する業務を終了したときは、速やかに様式第２号により業務実施報告書を提出するものとする。

（費用の負担）
第８条　第５条の規定により会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙で協議して決定するものとする。

（協力体制）
第９条　乙は、甲に円滑な協力ができるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

（有効期間）
第１１条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成２８年　５月３０日

甲　豊田市西町三丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　太　田　稔　彦

乙　名古屋市中区金山一丁目２番４号
一般社団法人愛知県環境測定分析協会
代表理事　河　野　達　郎

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

災害時における環境調査の協力要請書

一般社団法人愛知県環境測定分析協会
代表理事　　氏　　名　　様

豊田市長　氏　　名

災害時における環境調査に関する協定書第３条第２項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

なお、業務の実施報告を別紙様式第２号により報告願います。

記

災害の状況及び協力を要請する事由	
調査地点	
調査対象とする化学物質等及び調査内容	
調査期間	年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで
その他参考となる事項	

担　当　環境部　環境保全課
電　話
ＦＡＸ
E-mail

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

災害時における環境調査業務実績報告書

豊田市長　氏　　名　様

一般社団法人愛知県環境測定分析協会
代表理事　氏　　名

災害時における環境調査に関する協定書第７条の規定により、下記のとおり報告します。

記

調査地点	
調査実施者名 及び調査実績 （分析項目検体数）	別紙のとおり
調査期間	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
その他参考 となる事項	
連絡先	

（50）防災・減災に関する協定書

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と○○大学（所在地：○○○○（以下「乙」という。））は、平成２５年３月２９日に締結した包括連携に関する協定に基づき、甲が目指す共働による災害に強いまちづくりを実現するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模な災害等を想定し、甲及び乙が連携して災害に強いまちづくりを進めるとともに、発災時においては相互に協力し市民・学生の生命を守るために必要な事項を定めるものとする。

（連携・協力の内容）

第２条　甲及び乙は平時から、相互に協力し防災・減災力向上に関する連携を図るものとする。

２　発災時における乙の協力内容は次のとおりとし、可能な範囲で対応するものとする。

（１）避難者、要配慮者及び帰宅困難者の受入れに関すること。

（２）支援物資等の受入れに関すること。

（３）災害ボランティアの滞在場所の提供に関すること。

（４）バス等車両の提供に関すること。

（５）その他、災害対応上必要な内容に関すること。

３　乙は協力可能な施設について、毎年度４月末までに利用可能施設報告書（様式第１号）により、甲に報告するものとする。

（協力要請の手続）

第３条　甲は乙に前条に関する協力を要請しようとする際は、第６条に定める連絡担当部局に対して、電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第４条　協力を要請された乙は、大学の運営に支障がない限り、極力これに応じ協力に努めるものとする。

（費用負担）

第５条　乙は、第２条に規定する防災に関する協力に係る費用の負担については、乙の負担とする。ただし、甲の要請により乙が提供した物資に要した経費については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（連絡担当部局）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとし、毎年度４月末までに連絡責任者報告書（様式２号）を相互に提出するものとする。

（地域との連携）
第７条　乙は避難者等を円滑に受け入れるため、自治区、自主防災会などの地域活動への協力に努めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の１月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない限り、本協定はさらに１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。
（疑義の解決）
第９条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年９月１日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　　太　田　稔　彦

乙　○○市○○町○○○
○○大学
代表者　○○○　　○　○　○　○

締結先

大学等名	代表者名	所在地
愛知学泉大学	学校法人安城学園 理事長　寺部　暁	安城市小堤町４番２５号
愛知工業大学	学校法人名古屋電気学園 愛知工業大学 学長　後藤　泰之	豊田市八草八千草１２４７
中京大学	学校法人梅村学園 中京大学 学長　安村　仁志	名古屋市昭和区八事本町１０１－２
日本赤十字豊田看護大学	学校法人日本赤十字学園 日本赤十字豊田看護大学 学長　鎌倉　やよい	豊田市白山町七曲１２番３３
豊田工業高等専門学校	独立行政法人国立高等専門学校機構 豊田工業高等専門学校 校長　髙井　吉明	豊田市栄生町２丁目１番地

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

豊田市長　様

○○大学
代表者　○○○○

利用可能施設報告書

災害時における防災に関する協定書第２条の３項に基づき、次のとおり報告します。

施設名称	面積（㎡）	備考

【担当】
部署名：
担当者：
電　話：
ＦＡＸ：
Ｅ－mail：

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

豊田市長　様

○○大学
代表者　○○○○

連絡責任者報告書

災害時における防災に関する協定書第６条に基づき、次のとおり報告します。

責任者	氏名		所属	
	連絡先	電　話： ＦＡＸ： E-mail：		
副責任者	氏名		所属	
	連絡先	電　話： ＦＡＸ： E-mail：		

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

○○大学　様

豊田市長
（公印省略）

連絡責任者報告書

災害時における防災に関する協定書第６条に基づき、次のとおり報告します。

責任者	氏名		所属	
	連絡先	電　話： ＦＡＸ： E-mail：		
副責任者	氏名		所属	
	連絡先	電　話： ＦＡＸ： E-mail：		

（51）災害時の物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸（株））

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と、ヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）や物資拠点の運営等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、豊田市で大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条　甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で、対応するように努めるものとする。

（１）甲が管理する備蓄品等の豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への配送

（２）支援物資等について甲が管理する物資集積所等から豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への配送

（３）甲の管理する支援物資集積拠点の運営管理（物資の受入、保管、在庫管理等）

（４）乙の管理する物資拠点の支援物資集積拠点としての提供

（５）乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管

（６）前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（協力実施）

第3条　乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力に可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

（要請手続）

第4条　甲が第 2 条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行ない、事後速やかに文書を提出するものとする。

2　乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条　甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2　前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（１）輸送費用については、実勢相場相当

（２）資機材の使用料については、時価相場相当

（３）荷役作業の人件費については、日当費

（費用の支払）
第6条　前条第１項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
2　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（平素からの連携）
第7条　甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法等を定め、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。また、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

（協議）
第8条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第9条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（委任）
第10条この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２８年９月８日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊　田　市
市　　長　　太　田　　稔　彦

乙　愛知県豊田市生駒町切戸２１番地１
ヤマト運輸株式会社　三河主管支店
主管支店長　　山　口　　泰　博

（52）災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定（豊田環境事業協同組合）

（清掃業務課）

豊田市（以下「甲」という。）と豊田環境事業協同組合（以下「乙１」という。）、株式会社東海環境衛生社愛知営業所（以下「乙２」という。）（以下乙１及び乙２を「乙」と総称する。）は、地震、風水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）におけるし尿等の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊田市内において、災害時における生活環境の保全を図るためのし尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うことについて、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）大規模災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

（２）し尿等の収集運搬　災害時において処理する必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水の収集運搬をいう。

（協力事項の発動）

第３条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し協力要請を行った時をもって発動する。

（連絡責任者）

第４条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため連絡責任者を定め、これを相互に通知するものとする。

（協力要請）

第５条　甲は、災害時に、乙に対し協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、可能な範囲において協力を行うものとする。

３　甲が乙に対して行う協力要請は、災害時における協力要請書（様式第１号）に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）要請業務の内容

ア　収集運搬場所（区域を含む。）、災害用便槽数及び仮設トイレ数

イ　収集運搬に必要な車両台数

ウ　収集期間等
（３）その他必要な事項

（情報提供等）
第６条　甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。
２　乙は、災害時における円滑なし尿等の収集運搬のため、協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
３　乙は、し尿等の収集運搬が円滑に行われるように、災害時に出動可能な乙が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。
４　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（し尿等の収集運搬の実施）
第７条　乙は、第５条第１項の協力要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、当該要請に係るし尿等の収集運搬を可能な限り優先的に実施するものとする。
２　乙は、前項の規定によりし尿等の収集運搬を実施したときは、災害時における協力実績報告書（様式第２号）により、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）し尿等の収集運搬を実施した場所
（２）し尿等の収集運搬量
（３）し尿等の収集運搬に従事した要員、車両、資機材等
（４）し尿等の収集運搬に従事した期間
（５）その他必要な事項

（費用負担）
第８条　前条の規定により乙が実施したし尿等の収集運搬にかかる費用は、緊急性を鑑み、発災後一定期間は無償で行うものとし、甲に応援協力に要する費用負担を求めないものとする。ただし、発災後一定期間を超えて実施したし尿等の収集運搬にかかる費用は、甲が負担するものとする。
２　前項ただし書に規定する費用は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬にかかる適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）
第９条　前条第１項ただし書の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を請求者に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

（災害補償等）
第１０条　この協定に基づいてし尿等の収集運搬の業務に従事した乙の職員が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償等については、当該業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、甲乙が協議し、定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書３通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年１月１７日

（甲）　愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　太　田　稔　彦

（乙１）　愛知県豊田市元城町１丁目６１番地
豊田環境事業協同組合
代表理事　杉　本　芳　政

（乙１）である豊田環境事業協同組合の関係組合員

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員　トヨタ衛生保繕株式会社
代表取締役　杉本　芳政

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員　有限会社猿投衛生社
代表取締役　辰巳　健

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者

組合員　　株式会社豊環
代表取締役　　杉本　忠行

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員　　東邦清掃株式会社
代表取締役　　田中　健二

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員　　有限会社ヤハギエコノス
代表取締役　　林　　敬之

浄化槽清掃業者
組合員　　浄化槽管理センター株式会社
代表取締役　　井上　君子

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
（乙２）　愛知県北設楽郡設楽町清崎字町浦３－１０
株式会社東海環境衛生社愛知営業所
代表取締役　　岡　本　眞　由　美

様式第１号（第５条関係）

災害時における協力要請書

年　　月　　日

様

協力要請者　　豊田市長

　　年　　月　　日の大規模災害により被害が発生したので、下記のとおり協力要請します。

記

１　被害の状況

２　要請業務の内容

（１）収集運搬場所	
（２）災害用便槽数	
（３）仮設トイレ数	
（４）必要車両台数	
（５）収集期間等	

３　その他必要な事項

※災害時における協力実績報告書（様式第２号）提出時には、収集量明細、写真、従事した要員者名等、収集運搬状況が把握できるもの添付してください。

様式第２号（第７条関係）

災害時における協力実績報告書

年　　月　　日

豊田市長　様

住　所
名　称
代表者

　　年　　月　　日付けで豊田市から協力要請があったこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1　実施内容等

（１）し尿等の収集運搬を実施した場所	
（２）し尿等の収集運搬量	
（３）従事した要員数	
（４）使用車両台数及び資機材等	
（５）従事した期間	

2　その他必要な事項

※添付書類等
1　収集量明細、写真、従事した要員者名等、収集運搬状況が把握できるもの
2　その他

（53）災害時における帰宅困難者の受入に関する協定

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と○○○○（団体名）（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の発生時に、豊田市駅・新豊田駅周辺において公共交通機関が運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合（以下「災害時」という。）における帰宅困難者の受入に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、相互に協力し帰宅困難者の受入を行うため、乙が所有する下記の施設（以下「本施設」という。）の一部を帰宅困難者が一時的に滞在する場所（以下「一時滞在場所」という。）として提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

名　　称　○○○○（施設名）

所 在 地　豊田市○○町○丁目○○番地

（使用範囲）

第２条　本施設における一時滞在場所については、次のとおりとする。

提供場所　○○○○（場所名）（○階・○○○.○㎡・○○人収容）

○○○○（場所名）（○階・○○○.○㎡・○○人収容）

２　甲は乙の合意に基づき、本施設における一時滞在場所の名称や所在地を、あらかじめ公表するものとする。

（協力の内容等）

第３条　第１条に定める帰宅困難者に対する甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

（１）甲は、災害時に帰宅困難者が発生し、又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに乙に連絡し、本施設の一時滞在場所の全部又は一部に帰宅困難者の受入を要請するとともに情報の共有化に努めること。

（２）乙は、本施設において、帰宅困難者の災害時における一時滞在場所を可能な範囲で提供すること。また、本施設周辺の浸水により、緊急的な避難が必要になるときは、浸水想定を考慮し、高層階等浸水の恐れのない場所を可能な範囲で提供すること。

（３）乙は、帰宅困難者に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。

（４）乙は帰宅困難者に対し、必要に応じて備蓄品（飲料水、食料、トイレ、毛布等）を可能な範囲で提供すること。また、備蓄品の提供に伴うごみ処理等の衛生管理を行うこと。

２　備蓄品の備蓄、供給方法等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

３　第１項第２号に基づく一時滞在場所の提供期間は、原則として発災後７２時間を上限とする。ただし、相当の事由が発生したときは、甲乙協議の上、これを変更できるものとする。

４　乙は、第１項に定めのない事項であっても、甲が行う災害対策上必要とする事項に対し可能な限り協力するものとする。

（協力の要請）

第４条　前条第１項の規定に関する協力の要請は、甲から乙に対し行うものとする。

２　乙は、前条第１項の規定に関する協力の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3　乙は、前条第１項の規定に関する協力の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者の受入を行うことができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（一時滞在場所の運営）

第５条　乙は、災害時において、帰宅困難者の受入に必要な措置を講じるものとする。

2　一時滞在場所の運営は、原則、乙が行うものとする。

3　甲は、必要に応じて、乙が行う一時滞在場所の運営への協力に努めるものとする。

4　乙の一時滞在場所の運営については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」を基準とする。

（一時滞在場所の閉鎖）

第６条　乙は、一時滞在場所を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

2　甲は、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在場所の必要がなくなったと判断した場合、又は乙と協議の上、乙の本施設における一時滞在場所の安全確保等が困難と判断した場合、その旨を乙に対して連絡するものとする。

3　乙は、前項の連絡を受けたとき又は第３条第３項の期間が経過したときは、一時滞在場所を閉鎖する旨を宣言し、これを閉鎖するものとする。

4　甲及び乙は、前項の宣言時に、遠距離などの理由により帰宅できない帰宅困難者がいるときは、この者を甲があらかじめ指定している緊急避難場所等へ誘導するものとする。

（連絡担当等）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者、緊急時の連絡体制、連絡方法等について、別途定めておくものとする。

（平時からの連携）

第８条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平時から必要に応じて災害対応等に係る情報の交換、訓練等を行い、連携を深めるものとする。

（費用負担）

第９条　乙は第３条に基づき実施した帰宅困難者の受入に要した費用について、甲に報告するものとする。

2　甲は、前項の費用について、甲が負担することを原則として、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第１０条　甲は、この協定に基づき、本施設を一時滞在場所として利用した結果、施設、設備又は備品の一部若しくは全部に損傷、棄損又は汚損が生じた場合又は受入れた帰宅困難者に損害が生じた場合は、乙又は受入れた帰宅困難者にその損害の発生原因について故意又は重過失が無い限り、甲の費用負担により補償するものとする。

（定期的な訓練）

第１１条　乙は、一時滞在場所の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）

第１２条　甲は、乙が一時滞在場所への帰宅困難者の受入れのため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するように努

めるものとする。

（有効期限と見直し）

第１３条　この協定の有効期限は協定締結の日から５年を経過する日までとする。ただし、有効期限の２か月前までに甲乙いずれからもこの協定の廃止又は見直し等の意志表示が無い場合には、引き続き５年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（期間内解約）

第１４条　甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、２か月前までに相手方に通知することによってこの協定を終了させることができる。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自１通保有するものとする。

平成２９年３月１３日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長

乙　豊田市○○町○丁目○○番地
○○○○（団体名）
代表者　○○○○（肩書）

締結先

団体名	代表者名	所在地	締結日
豊田参合館管理協議会	渡邉眞宏始め１５名 代表者　渡邉　眞宏	豊田市西町１丁目２００番地	平成 29 年 3 月 13 日
コモスクエア・ウェスト管理組合	理事長　板倉　猛	豊田市喜多町２丁目１６０番地	平成 29 年 3 月 13 日
株式会社ホテル豊田キャッスル	代表取締役社長　新井　利和	豊田市喜多町２丁目１６０番地	平成 29 年 3 月 13 日
株式会社名鉄トヨタホテル	代表取締役社長　大西　哲郎	豊田市喜多町１丁目１４０番地	平成 29 年 3 月 13 日
豊田まちづくり株式会社	代表者　代表取締役 河木　照雄	豊田市若宮町１丁目５７番地１	平成 29 年 3 月 13 日
KiTARA 施設棟管理組合	理事長　伊藤　発次	豊田市喜多町２丁目１７０番地	平成 30 年 3 月 13 日
豊田喜多町開発株式会社	代表取締役　河木照雄	豊田市喜多町２丁目１７０番地	平成 30 年 3 月 13 日

（54）災害時における電気施設の応急復旧に関する協定書（豊田電気工事協同組合）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と豊田電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における公共施設等の電気設備（以下「電気設備」という。）の応急復旧（以下「応急復旧」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害の発生時における公共施設等の電気設備を早急に回復するため、甲の要請により乙が甲に協力して実施する公共施設等の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　電気設備とは、受変電設備（変台キュービクル等）、構内配電幹線、分電盤、建物電灯照明設備、屋外電灯照明設備、給排水設備電源配線（動力）、給排気設備電源配線（動力）及びその他付帯設備電源配線をいう。

（応急復旧業者名簿の提供）

第３条　乙は、応急復旧に係る業務担当者名簿及び乙に加盟する会員（応急復旧を行うことができる者に限る。）の名簿を毎年１回甲に提供するものとする。

（応急復旧の内容）

第４条　この協定により、甲が乙に応援を要請する応急復旧は次のとおりとする。

（１）公共施設等の電気設備についての機能確保等、緊急を要する電気設備の応急復旧

（２）緊急を要する設備資機材等の調達及び輸送

（３）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第５条　甲は、災害の発生時において実施する電気設備の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の協力を要請することができる。

（要請手続）

第６条　甲が前条に掲げる応援を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行ない、事後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

（協力実施）

第７条　乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、機材等を準備し、必要な人員を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

（費用負担）
第８条　乙の調整に基づき実施された応急復旧活動について、これに要した費用の負担は、甲と応急復旧に参加した乙の組合員との間においてそれぞれ別に協議するものとする。

（労災補償）
第９条　応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（事前の実施方法）
第１０条　甲は、応急復旧の実施に係る事前準備及び実施体制に関する方針を作成又は改正した場合は、速やかに乙に報告するものとする。

（連絡責任者）
第１１条　甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）
第１２条　乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況の把握に努め、甲の求めにより報告するものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲乙両者が、協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１４条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年３月１４日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
　　豊　田　市
　　市　　長　　太　田　稔　彦

乙　豊田市元宮町２丁目１０５番地２
　　豊田電気工事協同組合
　　理　事　長　　梅　村　憲　一

（55）災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定書（西三河生コンクリート協同組合豊田支部）

（警防救急課）

豊田市（以下「甲」という。）と西三河生コンクリート協同組合豊田支部(以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。）における消火活動支援及び生活用水の確保等に関し、甲が乙に対して依頼又は発注をし、乙が承諾又は受注をした場合の取り決めとして次のとおり協定を締結する。

(総則)

第１条　災害時において、乙の組合員が保有する大量の水と保有するミキサー車により、消火用水の輸送並びに消火水槽への充水作業に係る防災活動への協力及び生活用水の確保等の支援活動（以下「支援活動」という。）を実施する。

(支援活動の出動要請)

第２条　甲が、乙に対して支援活動を要請する場合は、書面又は電話等の方法により行うものとする。

２　乙は、甲からの支援活動実施の要請を承諾する場合、甲に対し書面又は電話等の方法によりその旨を報告する。また乙は、出動する場合は速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

(実施区域)

第３条　支援活動実施区域は、豊田市全域とする。

(支援活動の実施報告)

第４条　乙は、支援活動を行ったときは、作業開始時間、作業終了時間及び支援活動内容等の内訳を書面により、速やかに甲へ報告するものとする。

(費用の請求)

第５条　乙は、支援活動の完了後、当該支援活動に要した費用を甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第６条　甲は、前条の規定による請求があったときは、内容を甲乙協議の上決定し、その費用を支払うものとする。

(災害補償)

第７条　支援活動において、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償する。ただし、乙の支援活動が「豊田市消防団員等公務災害補償条例」による損害補償の対象となる場合は、甲はこれを補償する。

(協定期間)

第８条　この協定期間は平成２９年３月１４日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この期間満了日の１か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表

示がないときは、同一内容で更に１年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

(補足)

第９条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙各署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年　３月１４日

甲　　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市長　　太　田　稔　彦

乙　　知立市山町御手洗２番地３６
西三河生コンクリート協同組合
理事長　　大　嶽　岩　雄

豊田支部　　豊田市御船町大釜５５番地
(生駒生コンクリート株式会社内)
支部長　　金　田　浩　伺
(株式会社　　太啓)

（56）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会豊田支部）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会豊田支部（以下「乙」という。）は、豊田市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び第１条の３の業務をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第３条　甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

（１）甲が開設する被災者相談窓口における相談業務

（２）その他甲乙が必要と認める業務

（要請手続き等）

第４条　第２条の要請は、災害時協力要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

３　甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整等に努めるものとする。

（実施報告）

第５条　乙は業務を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　第３条の行政書士業務の実施に必要な費用は、乙が負担するものとする。

（損害の補償）

第７条　乙が、甲の要請により第３条に定める行政書士業務を行う際に、乙の会員が事故により傷害を被った場合、またはそれにより死亡した場合においても、甲は一切の責任を負わないものとする。

（相談者の負担）
第８条　甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の３ケ月前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、以後この例による。

（協議）
第１０条　この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年９月１日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市

豊　田　市　長　　太　田　稔　彦

乙　豊田市小坂本町５丁目１３番地８
愛知県行政書士会　豊田支部

支　　部　　長　　岩　崎　智　也

（57）全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書（４８市場）

（卸売市場）

（趣旨）

第１条 全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　被災者に供給する生鮮食料品の提供

(2)　被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

(3)　被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供

(4)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（応援要請の手続き）

第３条　被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量

(3)　前条第２号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段

(4)　前条第３号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等

(5)　連絡窓口

(6)　応援の期間

(7)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援体制）

第４条　会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

２　会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

（応援の実施）

第５条　会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。

2　応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。
3　応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

（連絡担当部局）
第７条　会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

（協定の効力）
第９条　この協定は，全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

附則
1　この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。
2　この協定は、平成２９年９月１日から施行する。

災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

平成 29 年 9 月 1 日

【東日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	千歳市公設地方卸売市場	千歳市長　山口　幸太郎	青果・水産
2	苫小牧市公設地方卸売市場	苫小牧市長　岩倉　博文	青果・水産・花き
3	函館市水産物地方卸売市場	函館市長　工藤　壽樹	水産
	函館市青果物地方卸売市場		青果
4	地方卸売市場八戸市第一魚市場	八戸市長　小林　眞	水産
	地方卸売市場八戸市第二魚市場		
	地方卸売市場八戸市第三魚市場		
5	秋田市公設地方卸売市場	秋田市長　穂積　志	青果・水産
6	公設庄内青果物地方卸売市場	庄内広域行政組合理事長　榎本政規	青果
7	米沢市青果物地方卸売市場	米沢市長　中川　勝	青果
8	山形市公設地方卸売市場	山形市長　佐藤　孝弘	青果・水産
9	郡山市総合地方卸売市場	郡山市長　品川　萬里	青果・水産・花き
10	福島市公設地方卸売市場	福島市長　小林　香	青果・水産・花き
11	水戸市公設地方卸売市場	水戸市長　高橋　靖	青果・水産・花き
12	公設鹿島地方卸売市場	鹿島地方事務組合管理者　保立一男	青果
13	黒磯那須公設地方卸売市場	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 組合長　君島　寛	青果・水産
14	鹿沼市公設地方卸売市場	鹿沼市長　佐藤　信	青果・水産
15	秩父市公設地方卸売市場	秩父市長　久喜　邦康	青果・水産
16	柏市公設総合地方卸売市場	柏市長　秋山　浩保	青果・水産・花き
17	成田市公設地方卸売市場	成田市長　小泉　一成	青果・水産
18	千葉市地方卸売市場	千葉市長　熊谷　俊人	青果・水産

19	船橋市地方卸売市場	船橋市長　松戸　徹	青果・水産
20	三浦市三崎水産物 公設地方卸売市場	三浦市長　吉田　英男	水産
21	小田原市公設青果地方卸売市場	小田原市長　加藤　憲一	青果
	小田原市公設水産地方卸売市場		水産
22	川崎市地方卸売市場南部市場	川崎市長　福田　紀彦	青果・水産・花き
23	松本市公設地方卸売市場	松本市長　菅谷　昭	青果・水産 食肉・花き
24	諏訪市公設地方卸売市場	諏訪市長　金子　ゆかり	青果・水産
25	飯田市公設地方卸売市場	飯田市長　牧野　光朗	青果・水産
26	甲府市地方卸売市場	甲府市長　樋口　雄一	青果・水産

【西日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	南加賀公設地方卸売市場	南加賀広域圏事務組合 管理者　和田　愼司	青果・水産
2	七尾市公設地方卸売市場	七尾市長　不嶋　豊和	青果・水産
3	高山市公設地方卸売市場	高山市長　國島　芳明	青果・水産
4	中濃公設地方卸売市場	関市長　尾関　健治	青果
5	豊田市公設地方卸売市場	豊田市長　太田　稔彦	青果・水産
6	富山市公設地方卸売市場	富山市長　森　雅志	青果・水産・花き
7	東近江市八日市公設地方卸売市場	東近江市長　小椋　正清	青果・水産・花き
8	大津市公設地方卸売市場	大津市長　越　直美	青果・水産
9	福知山市公設地方卸売市場	福知山市長　大橋　一夫	青果
10	新宮広域圏公設地方卸売市場	新宮周辺広域市町村圏事務組合 管理者　田岡　実千年	青果・水産
11	明石市公設地方卸売市場	明石市長　泉　房穂	青果・水産

12	尼崎市公設地方卸売市場	尼崎市長　稲村　和美	青果・水産
13	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取市長　深澤　義彦	青果・水産・花き
14	岩国市公設地方卸売市場	岩国市長　福田　良彦	青果・水産
15	宇部市公設地方卸売市場	宇部市長　久保田　后子	水産
16	下関市地方卸売市場唐戸市場	下関市長　前田　晋太郎	水産
	下関市地方卸売市場南風泊市場		
	下関市地方卸売市場特牛市場		
	下関市地方卸売市場新下関市場		青果
17	北九州市公設地方卸売市場	北九州市長　北橋　健治	水産
18	飯塚市公設地方卸売市場	飯塚市長　片峯　誠	青果・水産・花き
19	大分市公設地方卸売市場	大分市長　佐藤　樹一郎	青果・水産
20	別府市公設地方卸売市場	別府市長　長野　恭紘	青果・水産・花き
21	佐伯市公設水産地方卸売市場(葛港市場)	佐伯市長　田中　利明	水産
	佐伯市公設水産地方卸売市場(鶴見市場)		
22	都城市公設地方卸売市場	都城市長　池田　宜永	青果・水産・花き

（58）災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書（（一社）建築物石綿含有建材調査者協会）

（環境保全課）

豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベスト飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康又は生活環境に係る被害の防止を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「被災建築物」とは、甲が実施する建築物の応急危険度判定の結果及び耐火区画の情報等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物・工作物等とする。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害が発生した場合、乙に対し、アスベスト調査の協力を要請する。

２　甲が前項の規定による要請を行う場合は、様式第１号の文書（以下「協力要請書」という。）により行う。ただし、協力要請書による時間的余裕がない場合は、甲は乙に対して口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに協力要請書を送付する。

（業務内容）

第４条　この協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「本協力業務」という。）は、次のとおりとする。

（１）甲が実施するアスベスト調査への支援

（２）被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査

（３）建材中のアスベスト含有の有無の調査

（４）前各号に規定する業務以外で、被災建築物等のアスベスト飛散防止のために必要となる具体的な提案・助言等

（協力の実施）

第５条　乙は、第３条の規定により甲からアスベスト調査の協力要請を受けたときは、乙に所属する会員から必要な人員、資材等を調達し、可能な限り協力する。

２　乙によるアスベスト調査が円滑に実施できるよう、甲と乙は相互に協力し、甲の職員の同行、建築物の情報の開示又は提供、甲が保有・管理する設備の使用について協力する。

（調査結果の報告）

第６条　乙が、第４条第２号及び第３号に基づき調査を実施した場合には、その調査結果を速やかに甲に報告する。

（実施報告）

第７条　乙は、本協力業務を終了したときは、甲に対し、速やかに様式第２号の業務実施報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　本協力業務に要した費用は、甲が負担する。

２　前項の費用は、当該業務を行うために要する平常時における適正価格を基準とする実費（人件費、機器費を除く）とし、甲乙協議して定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定締結の日から発効し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、自動更新とする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成３０年１月１７日

甲　愛知県豊田市西町三丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長　太田　稔彦

乙　東京都千代田区神田神保町二丁目２番３１号
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事　貴田　晶子

（59）大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定（豊田環境技術研究会、豊田一般廃棄物協同組合）

（循環型社会推進課）

豊田市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の処理の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊田市内において、災害時における災害廃棄物の撤去、収集・運搬、保管及び処分等（以下「災害廃棄物の処理」という。）に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるもとする。

（１）大規模災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

（２）災害廃棄物　地震、風水害等の災害により発生する廃棄物及び被災後の避難生活等により発生する廃棄物をいう。

（３）災害廃棄物の処理　災害廃棄物の分別、撤去、収集・運搬、保管及び処分のことをいう。

（連絡責任者）

第３条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため連絡責任者を定め、これを相互に通知するものとする。

（協力要請）

第４条　甲は、災害時に、乙に対し協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において協力を行うものとする。

３　甲が乙に対して行う協力要請は、災害時における協力要請書（様式第１号）に次の各号に掲げる事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）災害廃棄物の処理を行う地区

（３）災害廃棄物の処理の内容

（４）災害廃棄物の処理に従事する期間

（５）その他必要な事項

（情報共有等）

第５条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
２　乙は、災害廃棄物の処理が円滑に行われるように、災害時に対応が可能な自らが保有する要員、車両、資機材、施設等を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。
３　乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理をするため、協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
４　甲は、災害時に乙から円滑な協力が得られるように、乙に対して市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

（災害廃棄物の処理の実施）
第６条　乙は第４条第１項の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理を行うものとする。
２　乙は前項の規定により災害廃棄物の処理をしたときは、災害時における協力実績報告書（様式第２号）により、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。
（１）実施した災害廃棄物の処理の内容
（２）災害廃棄物の処理の実績
（３）災害廃棄物の処理に従事した要員、車両、資機材等
（４）災害廃棄物の処理に従事した期間
（５）その他必要な事項

（費用負担）
第７条　乙は、前条第１項の規定により実施した災害廃棄物の処理は、その緊急性に鑑み、発災後一定期間は無償で行うものとし、当該災害廃棄物の処理に要した費用を甲に請求しないものとする。ただし、一定期間を超えて実施した災害廃棄物の処理に要した費用は、必要に応じて甲が負担するものとする。
２　前項ただし書に規定する費用は、災害発生直前における廃棄物の処理に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）
第８条　前条第１項ただし書の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を請求者に支払うものとする。

（災害補償）
第９条　この協定に基づいて災害廃棄物の処理に係る業務に従事した乙の会員の従事者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の雇用主の責任において行うものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、甲乙が協議し、定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年１月１７日

（甲）　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市長

（乙）　豊田市○○○
○○○○
○○○○　○○○○

締結先

団体名	代表者名	所在地
豊田環境技術研究会	会長　河木一春	豊田市中金町塚ノ本１１１番地３
豊田一般廃棄物協同組合	代表理事　餅原幹也	豊田市錦町１丁目９５番地

（60）災害時の物資輸送等に関する協定書（株式会社山信商店、えぷろんフーズ株式会社）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と、○○○○（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への輸送（以下「緊急輸送」という。）や生活関連物資の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、豊田市で大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して緊急輸送及び生活関連物資の緊急調達の協力の要請をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）
第２条　甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で、対応するように努めるものとする。
（１）甲が管理する備蓄品等の豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への搬送
（２）支援物資等について甲が管理する物資集積所等から豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への搬送
（３）乙が管理する生活関連物資の供給
（４）甲の要請に基づく、緊急輸送及び生活関連物資の緊急調達にかかる資機材及び車両の提供
（５）前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（協力実施）
第３条　乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、緊急輸送の協力に可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

（要請手続）
第４条　甲が第２条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行ない、事後速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

（費用負担）
第５条　甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して、速やかに決定する。

（費用の支払）
第６条　前条第１項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混

乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（平時からの連携）
第７条　甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法等を定め、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。また、平時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して、決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年３月７日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊　田　市　長　　太　田　稔　彦

乙　豊田市○○○
○○○○
○○○○　○○○○

締結先

団体名	代表者名	所在地
株式会社山信商会	代表取締役　山中浩晃	豊田市梅坪町９丁目３番地２
えぷろんフーズ株式会社	代表取締役社長　河合岳史	豊田市宮上町３丁目３９番地３

（61）１１９番通報に関する協定（愛知県タクシー協会豊田支部）

（指令課）

豊田市（以下「甲」という。）と愛知県タクシー協会豊田支部（以下「乙」という。）は、屋外等における災害発見時の迅速な１１９番通報（以下「通報」という。）の方法及び内容について、　　次のとおり協定を締結する。

（総　　則）

第１条　乙の会員会社は、その従業員が業務中において、消防車等が必要だと判断した場合は、業務に支障がなく、自身の安全を確保した場合に限り、災害の発生場所や状況等について、速やかに甲に通報するものとする。

（構 成 員）

第２条　乙は、構成する会員会社について、この協定の締結後速やかに甲に報告するものとし、乙への加盟、退会等の変更があった場合は、その都度甲に報告するものとする。

（通報方法）

第３条　乙の会員会社の従業員は、携帯電話又は固定電話を使用し、甲に通報するものとする。

２　前項が困難な場合は、車載無線機等を使用し、配車センターから甲に通報するものとする。ただし、豊田市外の配車センターから甲に掛ける場合の番号は、「０５６５－○○－○○○○」とする。なお、この番号は他へ開示しないものとする。

（通報内容）

第４条　乙の会員会社の従業員は、災害の発生場所の特定について、次のいずれかの事項について、甲の通信指令員の求めに答えるものとする。

（１）災害が発生した場所やその隣接した場所の「住所」、「施設名」又は「信号交差点名」

（２）高速道路の場合は、災害が発生した場所の「高速自動車国道等の名称」、「上下線等の区分」及び「キロポスト数」

（３）前各号に掲げるもののほか、発生場所の特定に有効な事項

２　乙の会員会社の従業員は、災害種別や出動部隊の選別に係る次の事項について、甲の通信指令員の求めに答えるものとする。

（１）災害の種類

（２）災害の状況

（３）傷病者数

（４）傷病者の意識状態

（５）負傷の状況

（６）燃料の漏洩及び車内への閉込めの有無

（７）前各号に掲げるもののほか、災害種別や出動部隊の選別に有効な事項

３　乙の会員会社の従業員は、通報した者の会社名と氏名を甲に伝えるものとする。

（実施区域）

第５条　乙の会員会社の従業員が通報を行う区域は、豊田市内全域とする。

（費用負担）
第６条　協定に係る費用は、甲乙がそれぞれ負担するものとする。

（災害補償）
第７条　通報において、乙の会員会社の従業員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙の会員会社の労働者災害補償保険で補償する。ただし、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」による損害補償の対象となる場合は、甲がこれを補償する。

（協定期間）
第８条　この協定期間は、平成３０年３月１３日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この期間満了日の１か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、同一内容で更に１年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

（実績提供）
第９条　甲は、通報に関する実績について、乙の会員会社及び関係者の個人情報を含まない範囲内で外部に提供できるものとする。

（補　　足）
第１０条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議し、定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成３０年　３月１３日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市長　　太　田　稔　彦

乙　愛知県タクシー協会豊田支部

（豊田市広久手町２丁目２８番地１　名鉄東部交通株式会社）
支部長　　加　藤　憲　治

（62）災害時における応急支援活動に関する協定書（（株）日立製作所　中部支社）

（（上下水）総務課）

災害時における応急支援活動に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と株式会社日立製作所中部支社（以下「乙」という。）は、地震や風水害等の大規模災害が発生し、甲が被災した際（以下「災害時」という。）における応急支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は豊田市内において、災害時における上下水道環境の保全及び復旧を円滑に遂行するための応急支援活動について、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生じるものをいう。

（応急支援活動の内容）

第３条　応急支援活動の内容は、甲が所管する上下水道施設のうち、乙が当該施設に納入した機械設備及び電気設備（以下「対象設備」という。）について、故障の調査、応急措置及び復旧作業とする。

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において応急支援活動の協力が必要と判断する場合には、乙に対して協力要請を行うことができるものとする。

２　甲が、乙に対して行う協力要請は災害時における協力要請書（様式第１号）に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話など口頭で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）要請業務の内容

ア　応援人員数

イ　応援資器材

ウ　応援期間

（３）その他必要な事項

（応急支援活動の協力）

第５条　乙は、甲から協力要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、速やかに出動し、応急支援活動を実施するものとする。

２　乙は、応急支援活動の終了後、遅滞なく災害時における協力実績報告書（様式第２号）により活動内容、活動時間及び活動人数等を甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第６条　本協定における応急支援活動に要した費用は甲の負担とする。

（緊急連絡体制）
第７条　乙は、毎年４月１日現在において災害時の応急支援活動に備えて、乙の緊急連絡体制及び協力会社の体制を甲に書面で報告するものとする。

（情報共有）
第８条　災害時の応急支援活動を円滑に実施できるよう、甲と乙は平時から情報共有を図るものとする。また、乙は応急支援活動に必要となる対象設備の図面及び関連資料について、毎年４月１日現在における保有状況を甲に書面で報告するものとする。

（共同訓練）
第９条　災害時において本協定を効果的に実施するため、災害時を想定した訓練を実施する場合、乙は甲に協力し、共同訓練を実施するものとする。

（災害補償等）
第１０条　この協定に基づき応急支援活動に従事した乙の職員が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年　５月　１日

（甲）　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市事業管理者

（乙）　名古屋市中区栄三丁目 17 番 12 号
株式会社日立製作所　中部支社
支社長

（63）上下水道事業の災害対策に伴う応援協定書（（一財）豊田市水道サービス協会）

（（上下水）総務課）

上下水道事業の災害対策に伴う応援協定書

豊田市（以下「甲」という。）と一般財団法人豊田市水道サービス協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条 この協定は、災害により上下水道局の庁舎及び上下水道の施設に被害が生じた場合に、甲の要請に基づき乙が実施する応援業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）
第２条　この協定の対象となる災害は、豊田市上下水道局災害対応レベル表に基づき、豊田市上下水道災害対策本部が設置される規模以上とする。

（応援要請）
第３条　甲は、災害の発生時において、乙の応援業務が必要であると認めた場合に要請を行う。

（応援要請の手続）
第４条　前条の規定による応援要請は、次の事項を明らかにし文書（様式第１）により行うものとする。
（１） 被害の状況
（２） 応援業務
（３） 要請人員
（４） 要請資機材
（５） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要員の派遣）
第５条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、甲の指示により応援業務を行うものとする。

（応援業務）
第６条　乙が行う応援業務は次のとおりとする。
（１） 広報活動
（２） 電話応対
（３） 応急給水
（４） 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（労災補償）
第８条　応援業務に従事する乙の職員が応援業務中に負傷等した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成３０年　９月　４日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市事業管理者

乙　豊田市元宮町４丁目１番地
一般財団法人　豊田市水道サービス協会
理事長

（64）災害時における畳の提供に関する協定書（５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と、「５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、豊田市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時に、被災者の救援活動が円滑に実施されるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時の協力依頼）
第２条　災害時において甲が畳を必要とするときは、甲は、物資提供要請書（様式第１号）（以下「要請書」という。）により乙に畳の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力内容）
第３条　甲が乙に対して畳の提供を依頼した場合、乙は可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。
２　甲及び乙は、協力して次の作業を行う。
（１）畳の調達
（２）避難所等までの畳の搬送及び設置
３　乙は、畳を提供するときは、甲に物資提供報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（費用等）
第４条　乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。ただし、利用後の畳の処分等については、甲が行うものとする。

（情報の交換）
第５条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）
第６条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、連絡責任者確認書（様式第３号）（以下「確認書」という。）により相互報告するものとする。
２　甲及び乙は、確認書の内容に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（訓練への参加）
第７条　乙は、この協定に基づく作業が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに、甲乙いずれかから特段の意思表示がないときは、この協定をさらに１年間延長するものとし、以後同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３１年１月１８日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊　田　市　長　　太田　稔彦

乙　名古屋市守山区藪田町７０６番地
５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会
東海地区委員長　　角田　和春

（65）上下水道事業の災害対策に伴う応援協定書（豊田水建株式会社）

（（上下水）総務課）

災害時における水道施設の復旧活動に関する協定書

豊田市事業管理者（以下「甲」という。）と 豊田水建株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設の復旧活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、甲の水道施設に被害が発生し、速やかに復旧活動を行わなければならない場合において、甲が乙に対して復旧活動を要請する必要な事項を定めるものとする。

（活動範囲）

第２条　甲が乙に対して要請する復旧活動の範囲は、次のとおりとする。

（１）水道施設として、導水管、送水管、配水管、公道内給水装置（屋内給水装置は含まない。）の復旧、応急給水の給水補助及び現場支援

（２）応急復旧資材として、水道施設の応急復旧活動に必要な水道管、弁栓類及び水道管修繕器具の提供及び材料メーカーからの調達

（３）水道機材類の提供として、乙が所有する不断水器具類による復旧

２　乙は、前項各号の活動以外においても、甲が乙に対して復旧活動の協力が必要となった場合の支援について、甲に協力するものとする。

（復旧要請）

第３条　甲は、災害により水道施設に被害が発生し、給水機能を早急に回復するため水道施設の復旧活動が必要と認めたときは、次の内容を記載した復旧活動の要請書に基づき、乙に要請するものとする。

（１）被害の状況

（２）被害施設の場所及び区域

（３）復旧活動の内容、要員及び復旧に関する甲の連絡部署

（４）必要な資機材の調達、水道機材類の提供

（５）その他復旧活動に関して必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合においては、電話等により復旧活動の要請を行うことができるものとする。この場合においては、甲は乙に対し事後に要請書を提出するものとする。

（復旧活動）

第４条　甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

（１）水道施設の被災箇所の復旧修繕及び機能復旧

（２）被災箇所の調査及び点検

（３）応急給水活動の現場支援

（４）応急復旧資機材の調達及び提供

（５）水道機材類の提供及び復旧活動

（６）その他復旧活動に関して必要な事項

２　乙は、前項各号の復旧活動の要請を受けたときは、水道施設の給水機能を早急に回復するために甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙がこの協定に基づく復旧活動に要した費用の負担は、甲と別に協議するものとする。
（労災補償）
第６条　応急活動により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。
（連絡体制の整備）
第７条　甲及び乙は、あらかじめ担当責任者及び連絡体制を定めるとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生が予測されるときは、必要な情報を随時、交換するものとする。また、乙は、連絡責任者及び連絡体制を甲に対して提出するものとする。
２　甲及び乙は、前号の連絡体制を定めたときは、文章により相手方に通知するものとする。変更が生じたときも同様とする。
（報告事項）
第８条　乙は、この協定による復旧活動に協力できる人員及び機材の状況把握に努め、別に定める報告書に必要な事項を記入し提出するものとする。
（協議事項）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。
（雑則）
第１０条　この協定の実施に関して必要事項は、別に定める。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、記名捺印のうえ、各１通を保有する。

令和元年８月１日

甲　豊田市事業管理者

乙　豊田水建株式会社　代表取締役

（66）災害時の物資輸送等に関する協定書（株式会社ケー・ツー）

（防災対策課）

災害時の物資輸送等に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と、株式会社ケー・ツー（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への搬送（以下「緊急輸送」という。）や物資拠点の運営等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊田市で大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で、対応するように努めるものとする。

（１）甲が管理する備蓄品等の豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への搬送

（２）支援物資等について甲が管理する物資集積所等から豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への搬送

（３）甲の管理する支援物資集積拠点の運営管理（物資の受入、保管、在庫管理等）

（４）乙の管理する物資拠点の支援物資集積拠点としての提供

（５）乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管

（６）乙の管理する施設の防災拠点及び避難施設などとしての提供

（７）前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

２　甲が協力を要請する乙の管理施設は、次に掲げる営業所とする。

営業所名	所在地
猿投営業所	豊田市猿投町神郷９４番５
高岡営業所	豊田市堤本町山畑７１番地１

（協力実施）

第３条　乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力に可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

（要請手続）

第４条　甲が第２条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行ない、事後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
（１）輸送費用については、実勢相場相当
（２）資機材の使用料については、時価相場相当
（３）荷役作業の人件費については、日当費

（費用の支払）
第６条　前条第１項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（平素からの連携）
第７条　甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法等を定め、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。また、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(旧協定の終了)
第 10 条　この協定の締結にともない、甲及び乙が令和２年１月１６日に締結した「災害時の物資輸送等に関する協定書」は、合意解除する。

（委任）
第 11 条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上各１通を保有するものとする。

令和６年１２月１０日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
市　長　　太田　稔彦

乙　豊田市猿投町神郷９４番５
株式会社ケー・ツー
代表取締役　　加納　康史

（67）災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

（資産税課）

豊田市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第３条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第１条　甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

２　乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第２条　第１条第２項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

（１）災害に係る住家の被害認定基準（平成１３年６月２８日府政防第５１８号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

（２）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第３条　甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第１号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第４条　甲は、第２条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第５条　乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第６条　乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和３年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書５通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和２年　５月　２９日

甲　愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市長　太田　稔彦

乙　名古屋市中区錦一丁目１８番２４号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会長　松岡　由紀夫

名古屋市中区栄二丁目１０番１９号
公益社団法人愛知建築士会
会長　柳澤　講次

名古屋市西区新道一丁目２番２５号
愛知県土地家屋調査士会
会長　伊藤　直樹

名古屋市中区栄四丁目３番２６号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会長　安田　商基

別記「費用負担額積算基準」（第４条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

（積算基準）

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

様式第１号（第３条関係）

第

号

年　　月　　日

愛 知 県 知 事　殿
（ 団体名　会長　殿 ）

豊 田 市 長　　氏　名

災害時における家屋被害認定業務の応援要請について

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書第４条第１項（災害時における家屋被害認定業務に関する協定書第３条）の規定により、下記のとおり要請します。

記

１　災害の状況及び応援を要する事由

２　必要な人員等の内容

従事人数	従事期間	業務内容等
人	期間　（自）　月　日 （至）　月　日	
人	期間　（自）　月　日 （至）　月　日	

（適宜行を追加すること）

３　口頭による要請をした場合の日付
年　　月　　日

４　その他必要な事項

５　要請担当者
（職名）
（氏名）
（電話番号）
（FAX）
（E-mail）

（68）災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定書（特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク）

（防災対策課）

災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊田市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民の避難生活の早期安定を図ることを目的に、避難所用間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド（以下「間仕切り等」という。）の供給に関し、必要な事項について定めるものとする。

（要請等）

第２条　甲は、豊田市内において、災害時に間仕切り等を設置する必要があるときは、乙に対してその供給を要請することができる。

２　甲は、甲が行う災害に備えた訓練時又は会議時に、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対して要請を行うことができる。

３　甲は、間仕切り等について改善を要すると認めた場合は、乙に対して要請することができる。

４　前３項の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、書面により要請することが困難な場合には、口頭にて要請を行い、速やかに書面を提出するものとする。

（協力等）

第３条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、可能な限り、当該要請に必要な協力を行うものとする。

２　乙は、前条第２項又は第３項の規定による要請を受けたときは、実施方法等について甲と協議の上、必要な協力を行うものとする。

（引渡し等）

第４条　間仕切り等の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとし、当該提供場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第３条又は前条の規定により業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告することが困難な場合には、口頭にて報告し、その後速やかに文書にて報告するものとする。

（経費の負担）
第６条　この協定に基づき乙が供給した間仕切り等の対価及び乙が輸送に要した費用等、協力の実施に要した費用は甲が負担するものとする。
２　経費は、災害発生直前における市場価格を基準として、協議のうえ決定するものとする。

（連絡体制）
第７条　甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、文書により、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。担当責任者を変更したときも同様とする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定は、協定が締結された日から効力を有するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を有するものとする。

（疑義等の決定）
第９条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和２年６月２９日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
市長　太田　稔彦

乙　東京都世田谷区松原五丁目２番４号
特定非営利活動法人
ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク
代表理事　坂　茂

（69）消防活動の協力に関する協定書（豊田都市整備研究会）

（警防救急課）

消防活動の協力に関する協定書

豊田市消防本部（以下「甲」という。）と豊田都市整備研究会（以下「乙」という。）は、甲の消防隊が出動する区域内において大規模な事故等が発生した場合の甲の消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙に加入する会員（以下「会員」という。）が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消防活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、次に掲げる事故等が発生し、甲の消防力によっては、十分な消防活動を実施することが困難であると認めた場合、乙に対して協力を要請することができる。

（１）消防の活動に支障となる障害物等を排除する必要のあるもの。

（２）前号のほか、緊急に人命を救助する必要のあるもの。

２　協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の発生日時、場所及び状況

（２）必要とする人員、車両、資機材等

（３）集結場所及び連絡責任者

（４）その他必要な事項

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から協力の要請を受けたときは業務に支障がない限り、これに協力するものとする。

２　協力の要請を受けた乙は、協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

３　協力を実施するために派遣された会員は、甲の指揮の下に行動し、障害物の排除等、甲が指示する活動を行うものとする。

（連絡）

第４条　乙は、活動終了後速やかに次の事項を別紙により、甲に連絡するものとする。

（１）派遣した日時、人員、車両、資機材等

（２）実施した活動の内容

（３）協力による会員の死傷事案等の有無及びその状況

（経費）

第５条　甲の要請による従事会員の活動に要した経費については、通常の実費を甲に請求するものとし、原則として甲が負担するものとする。

２　活動に伴い、従事会員が本業務において死傷若しくは疾病にかかった場合は、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき補償する。

（情報提供）

第６条　甲及び乙は、この協定の効率的な運用を図るために、相互の連絡先を共有し、必要な各種の情報を相互に報告するものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項について

は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（雑則）

第８条　この協定の機関は、協定締結日より令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和２年８月３１日

甲　豊田市長興寺５丁目１７番地１
豊田市消防本部
消防長　山　内　純　朗

乙　豊田市八幡町三丁目２１番地１
豊田都市整備研究会
会長　　大　矢　伸　明

（70）消防活動の協力に関する協定書（豊田土木建設協力会）

（警防救急課）

消防活動の協力に関する協定書

豊田市消防本部（以下「甲」という。）と豊田土木建設協力会（以下「乙」という。）は、甲の消防隊が出動する区域内において大規模な事故等が発生した場合の甲の消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て、乙に加入する会員（以下「会員」という。）が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消防活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、次に掲げる事故等が発生し、甲の消防力によっては、十分な消防活動を実施することが困難であると認めた場合、乙に対して協力を要請することができる。

（１）消防の活動に支障となる障害物等を排除する必要のあるもの。

（２）前号のほか、緊急に人命を救助する必要のあるもの。

２　協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の発生日時、場所及び状況

（２）必要とする人員、車両、資機材等

（３）集結場所及び連絡責任者

（４）その他必要な事項

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から協力の要請を受けたときは業務に支障がない限り、これに協力するものとする。

２　協力の要請を受けた乙は、協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

３　協力を実施するために派遣された会員は、甲の指揮の下に行動し、障害物の排除等、甲が指示する活動を行うものとする。

（連絡）

第４条　乙は、活動終了後速やかに次の事項を別紙により、甲に連絡するものとする。

（１）派遣した日時、人員、車両、資機材等

（２）実施した活動の内容

（３）協力による会員の死傷事案等の有無及びその状況

（経費）

第５条　甲の要請による従事会員の活動に要した経費については、通常の実費を甲に請求するものとし、原則として甲が負担するものとする。

２　活動に伴い、従事会員が本業務において死傷若しくは疾病にかかった場合は、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき補償する。

（情報提供）

第６条　甲及び乙は、この協定の効率的な運用を図るために、相互の連絡先を共有し、必要な各種の情報を相互に報告するものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項について

は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（雑則）

第８条　この協定の機関は、協定締結日より令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和２年９月３０日

甲　豊田市長興寺５丁目１７番地１
豊田市消防本部
消防長　山　内　純　朗

乙　豊田市保見町南山１２３番地５
協同組合　豊田土木建設協力会
理事長　天　野　宏　和

（71）災害時における相互連携・協力に関する協定書（中部電力パワーグリッド株式会社豊田営業所）

（防災対策課）

災害時における相互連携・協力に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社豊田営業所（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の管轄する地域（以下「豊田市区域」という。）で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害発生時の連絡体制の確立）

第２条　甲及び乙は、豊田市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

２　前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定することとする。

（施設の電力復旧）

第３条　乙は、豊田市区域において災害時に停電が発生した場合、電力の復旧が迅速に必要となる施設へ、可能な限り優先的に電力の供給を行うこととする。

２　前項の規定に基づく施設及びその優先順位は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定することとする。

（道路の啓開）

第４条　甲は、乙の災害復旧活動のため、甲の管轄する道路の啓開処置を、可能な限り行う。

（電力供給施設に関する伐採）

第５条　乙は甲と協議のうえ、災害時に電力供給に支障をきたしている、または支障をきたす恐れのある樹木について伐採を緊急的に実施することができる。ただし、その伐採は必要最低限にとどめるものとする。

（停電情報の共有）

第６条　乙は、甲があらかじめ指定した施設の停電情報を可能な限り甲に提供するものとする。

２　乙は、甲から停電情報等に関する情報連絡要員の派遣要請を受けた場合は可能な限り要員を派遣することとする。

（停電情報の広報）

第７条　乙は、必要に応じて甲の所有する情報発信設備を活用した市民への周知を依頼できるものとする。

（定期的な情報交換の実施）

第８条　甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施することとする。

（情報管理の徹底）

第９条　甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報について、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に甲及び乙の両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第１０条　本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に連携・協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第１１条　損害賠償は次の各号による。

なお、各号に該当しない補償は、甲及び乙の両者間で協議のうえ解決にあたる。

（１）甲（乙）が故意または過失により乙（甲）の物品を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行う。

（２）第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意または過失がある場合は甲（乙）が賠償を行う。

（協定の有効期間）

第１２条　本協定の有効期間は、協定の締結日から１年間とする。

なお、期間満了３か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更または廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の解決）

第１３条　本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙の両者間で協議のうえ、必要な事項について定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和３年１月２９日

豊田市西町３丁目６０番地

甲　豊田市

豊田市長　　太田　稔彦

豊田市十塚町一丁目１番地１

乙　中部電力パワーグリッド株式会社

豊田営業所長　　近藤　琢也

（72）災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（（株）カインズ）

（防災対策課）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1)日用品等の生活必需品

(2)災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第４条甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第５条乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第６条生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第８条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）
第９条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第 10 条この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第 11 条この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年３月９日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊　田　市
市　　長　　太　　田　　稔　　彦

乙　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
株式会社 カ イ ン ズ
代表取締役　　高　　家　　正　　行

（73）災害時のフォークリフトの提供等に関する協定書（スズヒロフォークリフト（株））

（防災対策課）

災害時のフォークリフトの提供等に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と、スズヒロフォークリフト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるフォークリフトの提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条 この協定は、豊田市で大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対してフォークリフト等の提供の支援協力を要請することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）
第２条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で、対応するように努めるものとする。
（１）甲の管理する支援物資集積拠点において使用するフォークリフト、電動ハンドリフト及びバッテリー式非常用電源の提供（拠点への輸送及び維持管理を含む）
（２）前号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（協力実施）
第３条 乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、フォークリフト等の提供の支援協力に可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

（要請手続）
第４条 甲が第 2 条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行ない、事後速やかに文書を提出するものとする。
2　乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

（費用負担）
第５条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。
2　前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
（１）フォークリフト等の輸送費用については、実勢相場相当
（２）フォークリフト等の借用料については、時価相場相当

（費用の支払）
第６条 前条第 1 項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（平素からの連携）
第７条 甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法等を定め、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。また、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

（協議）
第８条この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第９条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（委任）
第１０条この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上各１通を保有するものとする。

令和３年３月９日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊　田　市
市　　長　　太 田 稔 彦

乙　豊田市広久手町７丁目１２番地
スズヒロフォークリフト株式会社
代表取締役　　鈴 木 宏 延

（74）災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書（一般社団法人日本ＲＶ・トレーラーハウス協会）

（防災対策課）

災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ＲＶ・トレーラーハウス協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震・暴風雨、洪水その他の災害時におけるトレーラーハウス提供に関し、次のとおり協定を締結する。

第１条（目的）

この協定は、豊田市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合、又はそのおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲の要請に応じて、乙が取り扱うトレーラーハウスを避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、ボランティアセンター等として活用することにより、避難環境の向上を目的とする。

第２条（要請及び内容）

甲は、災害時において緊急の必要があるときは、乙にトレーラーハウスの提供を優先して要請することができる。

２　前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) トレーラーハウスの提供に関すること

(2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関すること

(3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

３　前項の規定によるトレーラーハウスとは 13 ㎡以上、39 ㎡未満の国土交通省住宅局で言う

「トレーラーハウス」であり建築基準法及び他法令に準拠し吸気・換気・化学物質が日本の基準に適合する事、国土交通省自動車局で言う大型の「トレーラ・ハウス」及び車両制限令以内のトレーラー・ハウスとして必要な基準に適合した製品とする。

第３条（要請手続）

甲は、前条に基づく要請を行う場合には、トレーラーハウス提供要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

第４条（組織、体制）

乙は、前条の規定により要請を受けたときは、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の要請に応じるものとする。

２　前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により従事するものとする。

第５条（費用の負担）

乙が、トレーラーハウスを提供に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) トレーラーハウスの提供に関する経費
(2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費
(3) 前各号に掲げるもののほか、トレーラーハウスの提供に要した関係経費

2　前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

第６条（報告）

乙は、トレーラーハウスを提供したときは、トレーラーハウス提供報告書（様式第２号）を速やかに提出するものとする。

第７条（防災訓練への参加）

乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

第８条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、本協定はさらに１年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

第９条（疑義の決定）

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し相互が記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

令和３年３月１１日

愛知県豊田市西町３丁目６０番地
甲　　豊田市
　　豊田市長　　太 田 稔 彦

東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル2－227
乙　　一般社団法人日本ＲＶ・トレーラーハウス協会
　　代表理事　　稲 吉　啓

様式第１号（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本ＲＶ・トレーラーハウス協会
代表理事　　様

豊田市長

トレーラーハウス提供要請書

災害発生により、次のとおり要請します。

1　災害発生日時 年　　月　　日（　　）　　時　　分
2　災害の状況及び要請理由
3　必要とするトレーラーハウス及び数量
4　設置場所等
5　備考 [連絡担当　氏名・電話・ＦＡＸ]

様式第２号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

豊田市長　　様

一般社団法人日本ＲＶ・トレーラーハウス協会
代表理事　　様

トレーラーハウス提供報告書

次のとおり、報告します。

1　災害の名称
2　提供したトレーラーハウス及び数量
3　設置場所及び提供期間
4　活動人員
5　備考 [連絡担当　氏名・電話・ＦＡＸ] 担当者氏名 連絡先　０２６－２２１－９９９７ ＦＡＸ　０２６－２２１－４８４８

（75）災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書（（株）オウルテック）

（防災対策課）

災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と株式会社オウルテック（以下「乙」という。）は、災害時における電子関連物品等（別紙に掲げるものをいい、以下「物品等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、甲の要請に基づき、乙が保有する物品等を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物品等を必要とするときは、乙に対し電子関連物品等供給要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに電子関連物品等供給要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な物品等を可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を電子関連物品等供給報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第４条　物品等の引渡場所は原則として甲の定める場所とし、乙は、当該引渡場所に物品等を運搬し、甲は物品等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、乙の連絡責任者は執行役員とし、甲の連絡責任者は防災対策課長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　乙が実施した物品等の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から効力を生じ、令和４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１カ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その

1通を保有するものとする。

令和３年３月３１日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
市　　長　　太 田 稔 彦

乙　海老名市中新田五丁目２４番１号
株式会社　オウルテック
代表取締役　　東海林　春 男

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

株式会社　オウルテック
代表取締役　殿

豊田市長

電子関連物品等供給要請書

電子関連物品等の供給について、次のとおり要請します。

項　　目	内　　容
必要物品 （品目、数量等）	
希望引渡日及び 希望引渡場所等	
その他必要事項	

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

豊田市長　殿

株式会社　オウルテック
代表取締役

電子関連物品等供給報告書

電子関連物品等の供給について、次のとおり報告します。

項　　目	内　　容
供給物品 （品目、数量等）	
引渡日及び 引渡場所等	
その他報告事項	

（76）災害時における応急給水活動に関する協定書（トヨタ記念病院）

（（上下水）総務課）

災害時における応急給水活動に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と　トヨタ記念病院（以下「乙」という。）は、地震や風水害等の大規模災害が発生し、甲の管理する水道管などの施設が被災し、水道水の供給が停止した際（以下「災害時」という。）の乙の応急給水活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は甲の地域防災計画における災害拠点病院である乙について、市民の生命を守るために優先的に水道水を供給するため、甲と乙が協力して応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定における「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害で被害が大規模なものをいう。

（協力する内容）

第３条　甲は、災害時に乙への応急給水が必要と判断した場合には、被災した甲の管理する施設が復旧して乙への水道水の供給が可能になるまでの間、乙に対し甲の管理する補水場所を指定し、応急給水活動を許可するものとする。

２　前項の応急給水活動の許可は、乙から甲への電話などによる口頭での申出により行われるものとする。

３　甲は乙からの前項の申出を適当と認めた場合は、乙に対して次の事項を示した災害時における応急給水活動許可書（様式第１号）を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で許可し、事後、速やかに文書で通知するものとする。

（１）給水車に補水する場所

（２）その他必要な事項

（応急給水活動の協力）

第４条　乙は、応急給水活動を行う際には、自ら用意した給水車及び人員により応急給水活動を行うものとし、甲の指示した場所において給水車への補水を行うものとする。

２　乙は、応急給水活動の終了後、「応急給水活動実績報告書（様式第２号）」により、活動内容等を甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第５条　本協定における応急給水活動に要した費用の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

（損害補償等）

第６条　この協定に基づき実施された応急給水活動により、乙の給水車が損傷し、又は人員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合の損害補償等について

は、乙の責任において行うものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和元年１２月１日

（甲）愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市事業管理者

（乙）愛知県豊田市平和町１－１
トヨタ自動車株式会社
トヨタ記念病院
病院長

様式第１号（第３条関係）

災害時における応急給水活動許可書

年　　月　　日

トヨタ記念病院
病院長　　様

豊田市事業管理者

申出のありました応急給水活動について、下記のとおり許可します。
給水車への補水は、下記の場所で実施してください。

記

１　給水車に補水する場所

２　その他

様式第２号（第４条関係）

応急給水活動実績報告書

年　　月　　日

豊田市事業管理者　様

住　所　愛知県豊田市平和町１－１
名　称　トヨタ自動車株式会社
　　トヨタ記念病院
代表者　病院長

応急給水活動を下記のとおり行いましたので報告します。

記

１　活動内容

実施項目	実施内容
（１）活動延べ人数	
（２）活動期間	自：　　年　　月　　日 至：　　年　　月　　日（　　日間）
（３）補水回数	回

２　その他　報告事項

（77）災害拠点給水施設の運用に関する協定書（（一財）水道サービス協会）
（（上下水）総務課）

災害拠点給水施設の運用に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と一般財団法人豊田市水道サービス協会（以下「乙」という。）は、災害拠点給水施設の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、地震災害が発生した際に、甲乙双方が協力して市民に応急給水を行うため、災害拠点給水施設の開設及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点給水施設）
第２条　この協定における災害拠点給水施設とは、別紙１「災害拠点給水施設一覧表」によるものとするが、施設の増設及び改良が現在実施されているため、甲が毎年４月１日付で一覧表の内容を更新し、甲乙双方がその内容を確認するものとする。

（災害拠点給水施設の運用）
第３条　この協定による災害拠点給水施設の運用とは、施設の開設、開設後の運営及び施設の閉設までの一連の業務をいう。

（災害拠点給水施設の開設）
第４条　乙は、大規模（市内で震度６弱以上が観測される地震で豊田市業務継続計画が自動発動される規模）の地震が発生した場合には、甲の要請を待たずして、別紙１「災害拠点給水施設一覧表」に記載された災害拠点給水施設の開設を行う。
２　乙は、前項の規模を下回る地震の発生により上水道施設が被災し、断水が生じた場合において、甲からの要請により災害拠点給水施設の開設を行う。
３　前項の場合においては、要請のあった施設のみの開設を行う。

（開設要請の手続）
第５条　前条第２項の規定による開設の要請は、口頭により行う。

（要員の派遣）
第６条　乙は、第４条により災害拠点給水施設を開設するときは、速やかに現地に要員を派遣し、開設を行うものとする。

（開設の報告）
第７条　乙は、開設した施設について、甲に当日中に報告するものとする。
２　乙は、現地にたどり着けないなどの理由で開設できなかった施設と、被災、又は異常により開設できなかった施設について、甲に直ちに報告するものとする。

（市民への公表）
第８条　甲は、前条により開設の報告を受けた施設について、ホームページなどにより、市民に応急給水場所として公表する。

２　甲は、前条第２項により施設の被災、又は異常の報告を受けた場合は、速やかにその事実と代替となる災害拠点給水施設について市民に公表する。

（開設後の運営）
第９条　乙は、第４条により災害拠点給水施設の開設を行った場合は、施設の利用状況を巡回により確認し、付近道路の著しい渋滞や利用者からの苦情などの問題を把握した場合は、速やかに甲に報告するものとする。
２　甲は、乙から問題の報告を受けたときは、甲の責任において対処するものとする。

（災害拠点給水施設の閉設）
第１０条　甲は、通常給水の開始により市民への応急給水の必要がなくなった場合は、乙に対して運営の終了を口頭で通知する。
２　甲は、前項の場合において、速やかに災害拠点給水施設の閉設を行う。

（経費の負担）
第１１条　この協定に基づき、乙が行った災害拠点給水施設の開設及び運営に要した費用については、甲乙が協議して決定するものとする。

（第三者への損害）
第１２条　乙が、この協定に基づく業務により、第三者に損害を与えたときは、乙の責任において対応するものとする。

（労災補償）
第１３条　この協定に基づき、開設及び運営に従事する乙の職員がその業務中に負傷等した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１５条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和３年４月１日

甲　　豊田市西町３丁目６０番地

豊田市　代表者
豊田市事業管理者

乙　　豊田市元宮町４丁目１番地
一般財団法人　豊田市水道サービス協会
理事長

別紙１　　災害拠点給水施設一覧表

災害拠点給水施設名称	所　在　地	備　考
篠原配水場	篠原町切山２－１０	
乙部ケ丘高区配水場	乙部ケ丘４－４－５	
高町配水場	高町東山８－９	
花本配水場	花本町青木９７－９	
川田水源送水場	水間町１－３０	
竜宮水源送水場	竜宮町１	
五ケ丘配水場	五ケ丘８－３２－１	
高岡配水場	上丘町三笠１２１	
中切水源配水場	畝部東町池田３２－２	
西中山送配水場	西中山町十七屋１２４－１６	
深見配水場	深見町岩屋１０６７－１６	
第２京ケ峰配水場	東山町６－１４５０	

（78）物流ドローンの災害時活用及び社会実装促進に向けた協定（（株）SkyDrive）

（次世代産業課）

豊田市（以下「甲」という。）と、株式会社 SkyDrive（以下「乙」という。）は、物流ドローンの災害時活用及び社会実装促進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第11条 この協定は、乙が開発する物流ドローンについて、災害時の活用及び社会実装促進を図り、豊田市民の安全と地域の持続的な発展を実現することを目的とする。

（協定の内容）

第12条 豊田市で大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して物流ドローン及び関連資材等（以下「物流ドローン等」という）の提供の支援協力を要請することができる範囲は以下のとおりとし、乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲で対応するように努めるものとする。

（１）甲の管理する地域内輸送拠点において使用する物流ドローン等の提供（拠点への輸送及び維持管理を含む）

（２）甲の組織するドローン飛行隊のパイロットに対し、乙が開発する物流ドローン向けの操作トレーニング実施

（３）乙が開発する物流ドローンのパイロット派遣

（４）その他甲乙が災害に関する支援協力として行うことを相当と認めたもの

2　物流ドローンの社会実装の促進のため、前項以外の物流ドローンの活用の検討及び必要な実証実験等を甲乙連携して実施するものとする。

（要請手続）

第13条 甲が第 2 条第 1 項に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2　乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

3　甲は、第 2 条第 1 項に掲げる支援協力を受けようとする場合、乙が機体提供に際して遵守を求める安全ガイドラインやユーザーマニュアル等を遵守することを前提に物流ドローン運用を行うものとする。

（費用負担）

第14条 第 2 条第 1 項に規定する甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2　前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（１）物流ドローン等の借用費　実勢相場相当

（２）物流ドローン等の輸送費用　実勢相場相当

（３）物流ドローンのパイロット派遣費用　実勢相場相当

（費用の支払）
第15条前条第１項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（平常時からの連携）
第16条第２条第１項における協力のため、甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法等を定め、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。また、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

（協議）
第17条この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第18条この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（委任）
第19条この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年６月２５日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊　田　市
市　　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙　東京都新宿区大久保３－８－１－１４０４
株式会社 SkyDrive
代表取締役　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（79）飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書（足助自治区）

（（上下水）総務課）

豊田市（以下「甲」という。）と、足助自治区（以下「乙」という。）、豊田市足助観光協会（以下「丙」という。）及び株式会社三州足助公社（以下、「丁」という。）は、飲料用循環式耐震性貯水槽（以下「飲料用貯水槽」という。）の運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、地震災害等が発生した際に、甲乙丙丁が協力して市民等に応急給水を行うため、飲料用貯水槽の運用に関して必要な事項を定める。

（対象となる飲料用貯水槽）

第２条　この覚書の対象となる飲料用貯水槽は、豊田市足助町宮平３４番地２及び３５番地８（宮町駐車場）に甲が設置した飲料用貯水槽とする。

（飲料用貯水槽の開設と利用）

第３条　乙、丙及び丁は、次の各項に該当する場合、前条の飲料用貯水槽の給水栓を利用して、市民等に対する応急給水を行うことができるものとする。

２　市内で震度６弱以上が観測される地震が発生した場合

３　地域で断水や水道水の濁りが発生し地元が必要と判断した場合

４　甲から開設の依頼があった場合

（開設及び利用の報告）

第４条　乙、丙及び丁は、前条により飲料用貯水槽の開設と利用を行う場合は、甲に当日中に報告するものとする。何らかの理由により当日中に報告できない場合は、報告できる状態となった段階で報告するものとする。

（開設の周知）

第５条　甲は、前条の報告を受けた際は市民等への周知を行うため、ホームページ、ＳＮＳを活用するとともに、足助支所など関係各所と協力して周知を図るものとする。

（開設及び利用時の注意事項）

第６条　乙、丙及び丁は、飲料用貯水槽に異常が生じた場合、又は利用時に市民等からの苦情が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は前項の報告を受けたときは、速やかに現地を確認し、対処方法を検討のうえ、実施するものとする。

（閉設の手続き）

第７条　市民等への応急給水が不要となった場合は、甲乙丙丁で協議して、いずれかが飲料用貯水槽を閉設するものとする。

（連絡体制）

第８条　甲乙丙丁は、飲料用貯水槽の運用のため、年１回４月に連絡先（順位第３位まで）を相互に交換するものとする。

（訓練の実施）

第９条　甲は、飲料用貯水槽の運用のため、必要な訓練を行う。

２　乙、丙及び丁は、甲が行う訓練のほか、自ら計画して訓練を行うことができる。

３　乙、丙及び丁が前項の訓練を実施する場合は、甲に事前に連絡する。また、甲の職員の立会による飲料用貯水槽の運用の説明を求めることができる。

４　甲は、前項により乙、丙及び丁から訓練における立会及び説明を要請された場合は、職員を派遣する。

（費用の負担）

第１０条　飲料用貯水槽の運用に関し、乙、丙及び丁が実際に要した費用については、原則として甲が負担する。

２　甲は、前項の費用について、乙、丙及び丁が負担することが相当と判断する場合は、乙、丙及び丁と協議することができる。

（協議）

第１１条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、当事者が、契約満了の１か月前までに相手方に対して書面により更新しない旨の通知をしない限り、本覚書は期間満了日の翌日より起算して同一条件にて更新されるものとし、以後同様とする。

この覚書の成立を証するため、覚書を４通作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和７年１０月３日

甲　　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市　代表者
豊田市事業管理者

乙　　豊田市足助町新町１３番地５
　　足助自治区　代表者
　　区　長

丙　　豊田市足助町宮平３４番地１
　　豊田市足助観光協会　代表者
　　会　長

丁　　豊田市足助町宮平２６番地１
　　株式会社　三州足助公社
　　代表取締役

（80）飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書（花山自治区）

（（上下水）総務課）

豊田市（以下「甲」という。）と花山自治区（以下「乙」という。）は、飲料用循環式耐震性貯水槽（以下「飲料用貯水槽」という。）の運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、地震災害等が発生した際に、甲乙双方が協力して市民に応急給水を行うため、飲料用貯水槽の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象となる飲料用貯水槽）

第２条　この覚書の対象となる施設は、豊田市花沢町南川２３番１９地先（地域建設課所管資材置き場）に甲が設置した飲料用貯水槽とする。

（飲料用貯水槽の開設）

第３条　乙は、次の各項に該当する場合は、前条の飲料用貯水槽を開設し、飲料用貯水槽の給水栓から水が出る状態にする。

２　市内で震度６弱以上が観測される地震が発生した場合

３　地域で断水が発生し地元が必要と判断した場合

４　甲から乙へ開設の依頼があった場合

（開設の報告）

第４条　乙は、第２条の飲料用貯水槽の開設が完了したら、甲に当日中に報告するものとする。何らかの理由により開設できなかった場合も同様とする。

（開設後の運営）

第５条　乙は、前条により飲料用貯水槽の開設を行った場合は、施設の利用状況を巡回により確認し、付近道路の著しい渋滞や利用者からの苦情などの問題を把握した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、乙から報告を受けたときは、甲の責任において対処するものとする。

（閉設の手続き）

第６条　甲は、市民への応急給水が不要となった場合は、乙に対して運用の終了を口頭で通知し、飲料用貯水槽の閉設を行う。

（協議）

第７条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、当事者が、契約満了の１か月前までに相手方に対して書面により

更新しない旨の通知をしない限り、本覚書は期間満了日の翌日より起算して同一条件にて更新されるものとし、以後同様とする。

この覚書の成立を証するため、覚書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　４年　４月　１日

甲　　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市事業管理者

乙　　豊田市町花沢町ハマイバ３０・３１番１
花山自治区
区　長

（81）災害時における応急支援活動に関する協定書（荏原商事株式会社中部支社）

（（上下水）総務課）

豊田市（以下「甲」という。）と荏原商事株式会社中部支社（以下「乙」という。）は、地震や風水害等の大規模災害が発生し、甲が被災した際（以下「災害時」という。）における応急支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は豊田市内において、災害時における上下水道環境の保全及び復旧を円滑に遂行するための応急支援活動について、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生じるものをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において応急支援活動の協力が必要と判断する場合には、乙に対して協力要請を行うことができるものとする。

２　乙は、甲から協力要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、可能な範囲で協力を行うものとする。

３　甲が、乙に対して行う協力要請は災害時における協力要請書（様式第１号）に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話など口頭で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）要請業務の内容

ア　応援人員数

イ　応援資器材

ウ　応援期間

（３）その他必要な事項

（応急支援活動の協力）

第４条　乙は、第３条に基づく協力要請があった場合、優先的かつ速やかに出動し、甲の指示に従い、応急支援活動に従事するものとする。

２　乙は、応急支援活動の終了後、遅滞なく災害時における協力実績報告書（様式第２号）により活動内容、活動時間及び活動人数等を甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第５条　本協定における応急支援活動に要した費用の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償等）
第６条　この協定に基づき応急支援活動に従事した乙の職員が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年１１月１日

（甲）愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市事業管理者

（乙）名古屋市中村区名駅１－１－４
荏原商事株式会社中部支社
支社長

（82）災害時における応急資機材等の提供に関する協定書（明和工業（株））

（（上下水）総務課）

豊田市事業管理者（以下「甲」という。）と 明和工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急資機材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、甲が被災し水道水の供給に支障が生じた場合、若しくは生ずる可能性がある場合において、甲が乙に対して応急資機材等の提供を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（提供を受ける応急資機材等）

第２条　甲が乙に対して提供を要請する応急資機材等は、次のとおりとする。

（１）水道本管の仮配管に使用する仮設レンタル管（ＲＥＰＣＳφ50～400A）

（２）応急給水栓（レスキュータップ）

（３）レスキュータンク（1.0ｔ）

（４）仮設貯水タンク（3ｔ、6ｔ、20ｔ、40ｔ）

（５）蓄電池（可搬型、車両接続型）

２　乙は、前項各号の応急資機材等について、甲から乙に対して要請がされた場合は、できる限りの提供を行うものとする。

（提供の要請）

第３条　甲は、第１条の定めにより応急資機材等の提供が必要なときは、次の内容を記載した要請書（別紙１）により、乙に要請するものとする。

（１）提供を要請する応急資機材等の名称と数量

（２）提供を開始する希望日

（３）応急資機材等の配送場所

（４）甲の担当者の連絡先

（５）その他提供に関して必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合においては、電話等により応急資機材等の提供の要請を行うことができるものとする。この場合においては、甲は乙に対し事後に要請書を提出するものとする。

（要請への回答・報告）

第４条　乙は、甲から要請を受けた場合は、速やかに対応の可否を甲に回答する。

２　乙は、提供が可能な場合は、乙の担当者氏名、連絡先を速やかに甲に報告するものとし、夜間、休日等の連絡先が異なる場合は、夜間、休日等の連絡先も含めて報告するものとする。

（応急資機材等の提供と回収）

第５条　甲は、乙から提供が可能であると回答を受けた場合は、第３条第１項第４号及び第４条第２項の甲乙双方の担当者により、提供の日時、配送経路などの詳

細を調整するものとする。
2　甲は、乙から提供を受けた応急資機材等について、善良な管理者の注意のもと取扱うものとする。
3　甲は、乙から提供を受けた応急資機材等に不具合等があり、使用に支障がある場合は、速やかに乙に報告し、代替品の提供を受けるものとする。ただし、不具合の理由が甲にある場合は、不具合のある応急資機材等も提供を受けたものとして、提供数量に計上するものとする。
4　甲は、提供を受けた応急資機材等について不要となった場合は、速やかに乙に連絡し、回収の方法などを調整する。
5　乙は、甲から提供の終了の連絡を受けた場合は、甲との調整結果に基づき、応急資機材等を回収するものとする。

（費用の負担）
第６条　乙がこの協定に基づき提供した応急資機材等の提供及び回収に要する費用は､甲乙が別に協議し、甲が負担するものとする。
2　甲は、乙から提供を受けた応急資機材等に破損、故障を生じさせた場合は、その費用負担について乙と別に協議するものとする。

（労災補償）
第７条　本協定の要請に基づく応急資機材等の提供のための荷造り、輸送活動などにより、乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は､乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡体制の整備）
第８条　甲及び乙は、第３条第１項第４号及び第４条第２項に基づく甲乙双方の担当者により、必要な情報を随時、交換するものとする。
2　甲及び乙は、担当者の氏名等に変更がある場合は、遅滞なく電話等により相手方に通知するものとする。

（数量の把握と紛失時の補償）
第９条　乙は、この協定により提供した応急資機材等の数量等の把握に努め、提供時と回収時の数量に差がある場合は、甲に報告するものとする。
2　甲は、前項により報告を受けた場合は、速やかに調査を実施し、その結果を乙に報告するものとする。
3　甲は、数量の差が甲の責任による紛失などを理由とする場合は、その損失を乙に補償しなければならない。

（協議事項）
第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（代表者の変更）
第１２条　甲又は乙の代表者に変更があるときは、協定書の効力に影響は生じないものとし、新たな代表者名での協定書の再締結は行わないものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和４年１１月１日

甲　豊田市事業管理者

乙　明和工業株式会社
代表取締役社長

（別紙１）

応急資機材等の提供要請書

年　　月　　日

明和工業株式会社　様

豊田市事業管理者

災害時における応急資機材等の提供に関する協定書に基づき、下記のとおり応急資機材等の提供を要請します。

記

1	応急資機材等の名称及び数量 ・仮設レンタル管　Φ　５０㎜　Ｌ＝　　m Φ　８０㎜　Ｌ＝　　m Φ１００㎜　Ｌ＝　　m Φ１５０㎜　Ｌ＝　　m Φ　　㎜　Ｌ＝　　m Φ　　㎜　Ｌ＝　　m ・応急給水栓　　基 ・応急給水タンク　　基 ・緊急用飲料水備蓄タンク（20ｔ、40ｔ）　　基 ・蓄電池（可搬型、車両接続型）　　基
2	提供開始希望日 年　　月　　日（あくまで希望日となります。） 希望日までに提供が不可能な場合は、別途提供日を協議します。
3	配送場所　※詳細な場所は添付図面をご覧ください。 豊田市　　町　　地先（　　） 豊田市　　町　　地先（　　）
4	担当者連絡先 上下水道局　　課　担当　　電話　　― ＦＡＸ　　―
5	その他

（83）災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書（市内キッチンカー事業者）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と「事業者名」（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊田市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続等を定めることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙 に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において甲だけでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
(2) 避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
(3) 乙が調達可能な物資の供給
(4) 甲が提供する米等の食材の調理
(5) その他甲が指定する支援

（要請の方法）

第４条　前条の要請は、別に定める協力要請書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に伴う措置）

第５条　甲から第３条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

２　乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合は、特定原材料７品目及び特定原材料に準じるもの２１品目について、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（実施報告）

第６条　乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める様式により実施報告を行うものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。

２　乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。ただし、移動が広範囲に渡る場合等、通常業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲と乙が協議の上、負担額を調整するものとする。

（連絡体制の整備）

第８条　甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

（協議事項）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（暴力団排除）
第 10 条　乙が第５条第１項の規定により協力を行う場合において、協力の実施に関わる個人又は団体が豊田市暴力団排除条例（平成２３年豊田市条例第３０号）第２条第１号及び第２号のいずれかに該当または該当のおそれがあることが判明した場合には、この協定を終了する。
２　前項によりこの協定が終了したときは、甲、乙は協定終了により乙に生じた一切の損害について、賠償責任を負わないものとする。

（有効期間等）
第 11 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲と乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和５年１月１６日

甲　愛知県豊田市西町 3-60
豊田市
豊田市長　太田稔彦

乙　○○
屋号
代表者名

（84）災害時における被災者支援活動の協力に関する協定書（市内仏教会４団体）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と市内仏教会４団体（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条 本協定は、豊田市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する被災者支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（協力要請）
第２条 甲は、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。
(1) 被災者及び帰宅困難者を一時的に受け入れることを目的とした、災害時協力避難場所としての場所の提供
(2) 洪水や内水氾濫時における、車両の待避場所としての場所の提供
(3) 遺体の一時安置所としての場所の提供
(4) 遺体の一時安置所における枕経等の読経
(5) その他甲の要請により、乙が応じられる事項
２ 協力の要請は、予め協力の意向を示した、乙に加盟している寺院（以下「加盟寺院」という。）に対して、甲が依頼するものとする。
３ 前項における依頼を受けた加盟寺院は、可能な範囲において、応じるものとする。
（利用可能な期間）
第３条 前条第１項第１号から第３号における施設の利用期間は、原則として要請を受けたときから１週間とする。ただし、状況により期間を延長する必要が生じた場合、甲は加盟寺院と協議のうえ、延長を申請することができるものとする。
（業務の履行）
第４条 乙は、第２条に基づく甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えるものとする。ただし、乙は、地域住民等が施設に避難した際に発生した避難所等の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。
（報告）
第５条 乙は、第２条に基づく業務を実施したときは、以下の内容を甲に報告するものとする。
(1) 被災者及び帰宅困難者の受け入れ人数
(2) 遺体を受け入れた数
(3) その他、業務実施により要した消耗品等の品目と数量
（経費の負担及び価格）
第６条 甲の要請に基づく第２条の支援業務の遂行に関する消耗品等の経費については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議のうえ決定する。ただし、役務に関しては原則無償とする。
（経費の請求）
第７条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、書面により請求するものとする。
２ 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を

支払うものとする。
３　乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合の経費は、その要請を行った遺族等に請求する。
（一時受け入れ等の終了）
第８条　甲は、第２条第１項第１号から第３号の要請事項を終了する際には、当該加盟寺院に対して速やかに連絡するものとする。
（施設及び備品の保全）
第９条　甲は、当該加盟寺院の施設使用時は、施設及び備品等の保安に努めるものとする。また、施設使用後は、乙の立ち合いのもと、施設の破損等について確認した結果、寺院からの指摘事項については、速やかに必要な措置を講じなければならない。
（被災時の補償）
第 10 条　甲の第２条の要請に応じた当該加盟寺院の従業員（寺院の依頼により従事した者を含む。）が要請された業務を理由に負傷等した場合は、甲が補償するものとする。
（有効期限）
第 11 条　本協定の有効期間は、締結の日から令和６年３月 31 日までとする。
２　前項の規定に関わらず、協定期間が満了する日の 30 日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。
（協議）
この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。
本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年１月２１日

甲　豊田市
　　豊田市西町３丁目６０番地
　　豊田市長　太田稔彦

乙　市内仏教会４団体

（85）災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書　（佐川急便株式会社）
（防災対策課）

豊田市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社（以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条　本協定は、豊田市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる豊田市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、豊田市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第４条　甲は、第３条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（１）　避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（２）　配送時における被災者の物資ニーズの収集

（３）　甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（４）　荷役作業に必要な人員及び機材の提供

２　甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第５条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第５条　乙は、第４条第１項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

２　乙は、第４条第２項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

３　甲及び乙は、第４条及び第６条前２項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第７条　業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(平素からの連携)

第８条　甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法を定め、相互の連絡に必要な体制、整備に努めるものとする。また、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

(事故等)

第９条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第１０条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第１１条　本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第１２条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第１３条　甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2　甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第１４条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第１５条　本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和５年3月１０日

甲　愛知県豊田市西町 3-60
豊田市
豊田市市長　太田 稔彦

乙　静岡県浜松市中区高丘西４丁目７番 22 号
佐川急便株式会社　東海支店
執行役員　支店長　森 裕一郎

（86）防災・減災に関する協定書　（藤田医科大学）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と学校法人藤田学園 藤田医科大学（以下「乙」という。）は、地域防災力向上及び災害時における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、大規模な災害等を想定し、甲及び乙が連携して平時の地域防災力の向上を図るとともに、発災時においては災害により被災した者又は被災する恐れのある者（以下これらを「被災者」という。）を支援するために必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条　甲及び乙は、平時から相互に協力し防災・減災力向上に関する連携を図るものとする。

２　甲は、災害時に乙に対し、指定する避難場所への人的支援を依頼し、次の事項について支援を要請することができる。乙は、甲の要請に対して可能な範囲で協力するものとする。

（１）避難場所における被災者支援

乙は、甲から要請を受けた場合、指定された避難場所に職員及び学生を派遣して、被災者支援に当たるものとする。

（２）避難場所の衛生管理

乙は、甲から要請を受けた場合、避難所の感染症等まん延防止のため、派遣先の避難場所の衛生管理を指導するものとする。

（３）その他

乙は、甲から被災者の支援に関してその他の要請を受けた場合、甲乙が協議して決めるものとする。

（情報の共有）

第３条　甲及び乙は、災害時にはあらゆる通信手段を使用し連絡を取り合い、互いに情報を共有するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における被災者支援に関して円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報交換を行うとともに、その他防災活動についての情報交換も行うものとする。

（費用の負担）

第４条　前条の規定により、乙が支援活動を行う場合に要する経費は、乙の負担とする。ただし、乙が支援活動を行うに当たり、乙が調達した物資については、甲がその実費を負担する。

２　第３条の規定により、乙が支援を実施する際に、第三者に損害が発生した場合（乙の故意又は重過失による場合を除く。）は、乙は一切の責任を免れるものとし、甲が一切の責任を負担するものとする。

（災害補償）

第５条　第３条の規定により支援活動に従事した者が、当該業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費用は、甲が負担するものとする。

（協定の期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和６年８月２９日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲又は乙から何ら意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、その後において有効期間が満了したときも、同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して必要な事項は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、両者署名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和５年８月３０日

甲　愛知県豊田市西町３丁目 60 番地
豊田市役所
市長

乙　愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪１番地 98
学校法人藤田学園 藤田医科大学
理事長

（87）大規模災害発生時における物資供給等の協力に関する協定書（株式会社ドン・キホーテ）

（警防救急課）

（趣旨）

第１条　豊田市（以下「甲」という。）と株式会社ドン・キホーテ（以下「乙」という。）は、他県へ応援出動（緊急消防援助隊や、相互応援協定に基づく支援活動）する甲に対し、乙が物資供給する事項について、次のとおり協定を締結する。なお、乙の有効店舗は豊田市内の店舗（MEGA ドン・キホーテ豊田本店、ドン・キホーテ豊田店）とする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときとする。

（物資供給の要請手続等）

第３条　甲の乙に対する要請手続は、物資供給要請書（別紙１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話で要請し、事後速やかに物資供給要請書（別紙１）を提出するものとする。

２　乙は、前項の連絡を受けたとき、営業時間内において可能な限り物資の供給に努めるものとする。

（物資供給の協力）

第４条　災害発生時において、甲は、乙に対して次の物資について供給の要請をすることができる。

（１）　食料品

（２）　飲料水

（３）　その他甲が指定する物資

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、供給に対する協力に積極的に努めるものとする。

（物資の運搬）

第６条　　物資の運搬は、甲が行うものとする。

（連絡体制）

第６条　甲と乙は、連絡体制について、災害発生時緊急連絡体制表（別紙２）により点検し、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（費用の負担）

第７条　第４条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用については、甲が負担するものとする。

２　甲が前項の規定により、乙から費用の請求があったときは、甲は３０日以内に物資等の費用を支払うものとする（支払い手数料は甲負担）。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、１年間とする。

２　前項の有効期間が満了する１か月前までに、甲、乙がいずれからも異議の申し立てがないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（雑則）
第９条　この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙が協議する。

上記の協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、各自１通を保管する。

令和７年８月８日

甲　愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊田市長　　太　田　稔　彦

乙　東京都目黒区青葉台２丁目１９番地１０号
株式会社ドン・キホーテ
代表取締役社長　吉　田　直　樹

（88）災害時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書

（中日本高速道路株式会社　名古屋支社　豊田保全・サービスセンター）
（防災対策課）

豊田市（以下、「甲」という。）と中日本高速道路株式会社名古屋支社豊田保全・サービスセンター（以下、「乙」という。）は、甲が災害から地域住民等の生命を守るため、乙が管理する高速道路区域の一部を甲が一時的に使用すること（以下、「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、豊田市内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、乙の管理する高速道路区域の一部を地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所として甲が使用することについて、必要な事項を定めるもの。

（使用目的）
第２条　甲は、豊田市内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合で地域住民等が他の避難場所へ避難する時間的余裕がないときに、当該地域住民等の生命を守るための緊急かつ一時的な避難場所として次条に定める区域を使用することができるものとする。
２　甲は、前項の目的を達成するため、事前に乙と協議の上、避難訓練を実施することができるものとする。

（使用区域）
第３条　甲が使用できる高速道路の区域（以下「使用区域」という。）は、乙が管理する高速道路区域（原則本線部を除く）とする。ただし、使用区域への地域住民等の流入方法等については、別途確認書等で定めるものとする。

２　甲は、使用区域の一時使用に当たり、使用区域に存する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は使用区域内に新たな施設を設けようとするときは、あらかじめ乙と協議の上、道路法その他関係法令に基づく手続き又は必要な協議を行う。なお、詳細については、別途確認書等で定めるものとする。

（目的外の使用の禁止）
第４条　甲は、使用区域を第２条の目的以外に使用してはならない。

（使用期間）
第５条　甲が使用区域を一時使用できる期間は、豊田市内で災害が発生し、又はそのおそれが生じたときから避難の必要がなくなったとき（豊田市内に発表された避難指示等が解除されたとき。）まで及び避難訓練を実施するとき。

（使用料）
第６条　甲がこの協定による使用区域の一時使用に係る使用料は、無償とする。

（原状復旧）
第７条　この協定による一時使用に起因して使用区域内の道路施設が損傷したときは、甲の負担により

原形に復旧するものとし、その復旧方法について、甲、乙協議するものとする。

（安全対策）
第８条　甲は、使用区域の一時使用に当たっては、その安全確保について一切の責任を負うものとし、具体の安全対策について、乙と協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）
第９条　甲は、一時使用又は安全対策により乙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに乙に届け出て、事故の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙いずれからの解除の申し出がないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。
２　甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30 日前までに相手方に対し解除の申し入れを行うものとする。

（定めのない事項等の処理）
第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年１月１７日

甲　愛知県豊田市西町３丁目 60

豊田市長　太　田　稔　彦

乙　愛知県豊田市大屋敷 57
中日本高速道路株式会社　名古屋支社
豊田保全・サービスセンター

所長　木　村　秀　之

（89）災害拠点給水施設の利用に関する協定書（黒田町自治区）

（（上下水）総務課）

豊田市（以下「甲」という。）と、黒田町自治区（以下「乙」という。）及び小田木町自治区（以下「丙」という。）は、災害拠点給水施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　　この協定は、地震や豪雨などの災害の発生により、断水や濁りが発生し、市民が水道水を使用できない場合に、甲乙丙が協力し、災害拠点給水施設を利用した市民への応急給水活動を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定める。

（災害拠点給水施設）

第２条　この協定における災害拠点給水施設（以下「施設」という。）は、水別配水場（黒田町北水別１１０９－１７）に設置された施設とする。

（施設の利用）

第３条　この協定による施設の利用とは、施設門扉、柵等を開錠して施設内の給水栓を開栓し、施設で応急給水ができる状態にする（以下「施設の開設」という。）ことと、応急給水が不要になった場合に施設を開設前の状態に復する（以下「施設の閉設」という。）までのことをいう。

（開設の条件）

第４条　乙及び丙は、市内で震度６弱以上が観測される大規模な地震が発生し、断水が発生した場合には、甲の要請を待つことなく、施設の開設を行うことができる。この場合、乙及び丙は相互に連絡していずれか早く対応が可能な地区が開設するものとする。

２　乙及び丙は、前項に定める規模を下回る地震発生の場合でも、上水道施設の被災による断水が生じた場合は、甲からの要請があれば施設の開設を行うことができる。

３　乙及び丙は、その他の原因で断水や濁りが発生した場合も、甲からの要請があれば施設の開設を行うことができる。

４　断水や濁りなどの発生により、乙又は丙から甲に対して施設の開設に対する要望があり、甲が応急給水手段として施設の開設を承諾した場合は、乙又は丙は施設の開設を行うことができる。

（開設の手続き）

第５条　前条第２項の規定による施設の開設の要請は、口頭により行う。

２　前条第４項の規定による施設の開設の要望及び承諾は、口頭により行う。

３　甲乙丙三者は、第１項及び第２項の規定による口頭での要請等を行うため、年１回４月に甲乙丙三者の連絡先（順位第３位まで）を交換する。

（閉設の手続き）

第６条　甲は、通常給水の開始により市民への応急給水の必要がなくなり、施設の閉設を乙又は丙に要請する場合は、口頭で行う。

２　乙又は丙は、前項の要請があった場合は、速やかに施設の閉設を行う。

（要員の派遣及び現地作業）

第７条　乙又は丙は、第３条による施設の開設、又は閉設をする際は、必要な要員を速やかに現地に派遣する。

2　乙又は丙が現地に派遣する要員については、乙又は丙の責任により用意する。
3　乙又は丙が現地に派遣した要員は、現地にて施設の開設、又は閉設の作業を行う。

（開設等の報告）
第８条　乙又は丙は、施設の開設、又は閉設について、甲に当日中に報告する。
2　乙又は丙は、現地にたどり着けないなどの理由で施設を開設できない場合は、甲に直ちに報告する。
3　乙又は丙は、施設の故障などにより、施設を開設、又は閉設できない場合は、甲に直ちに報告する。

（市民への公表）
第９条　甲は、前条により施設の開設、又は閉設の報告を受けた場合は、ホームページにより、市民に公表する。
2　市民への公表は、前項のホームページによるもののほか、広報車による巡回広報など様々な手段により、甲が行う。

（問題の報告）
第１０条　乙及び丙は、施設の開設に伴い施設付近道路の著しい渋滞、又は利用者からの苦情などの問題を把握した場合は、速やかに甲に報告する。
2　甲は、乙又は丙から問題の報告を受けたときは、甲の責任において対処する。
3　第１項の報告は、協定による義務ではなく、乙又は丙の可能な範囲内での協力とする。

（経費の負担）
第１１条　この協定に基づき、乙又は丙が施設の開設、又は閉設に要した費用の負担については、甲乙丙が協議して決定する。

（第三者への損害）
第１２条　乙又は丙が、この協定に基づく施設の開設、又は閉設により、第三者に損害を与えたときは、甲と乙又は丙が協議して、その対応を決定するものとする。
2　前項の場合において、第三者への損害が明らかに乙丙、又は乙丙の派遣した要員の過失による場合は、乙又は丙の責任により損害を賠償する。
（労災補償）
第１３条　この協定に基づく施設の開設、又は閉設により、乙又は丙の要員が負傷等した場合は、甲と乙又は丙が協議して、その対応を決定するものとする。

（訓練の実施）
第１４条　この協定に基づく施設の開設、又は閉設を行うために、甲は乙及び丙に対して必要な訓練を行う。
2　乙及び丙は、甲が行う訓練のほか、自ら計画して訓練を行うことができる。
3　乙及び丙が前項の訓練を実施する場合は、甲に事前に連絡し、日程調整のうえ、甲の職員の立会を求める。
4　甲は、前項により乙又は丙から訓練の実施の連絡があった場合は、職員を派遣して施設の開設、又は閉設の説明を行う。

（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１６条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙丙それぞれから何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、協定書を２通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和５年９月１日

甲　豊田市西町三丁目６０番地
豊田市　代表者
豊田市事業管理者

乙　豊田市黒田町曽根５１６番地
黒田町自治区　代表者
黒田町自治区長

乙　豊田市小田木町西ノ洞７番地
小田木町自治区　代表者
小田木町自治区長

（90）災害拠点給水施設の利用に関する協定書（築羽自治区）

（（上下水）総務課）

豊田市（以下「甲」という。）と、築羽自治区（以下「乙」という。）は、災害拠点給水施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　　この協定は、地震や豪雨などの災害の発生により、断水や濁りが発生し、市民が水道水を使用できない場合に、甲乙双方が協力し、災害拠点給水施設を利用した市民への応急給水活動を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定める。

（災害拠点給水施設）

第２条　この協定における災害拠点給水施設（以下「施設」という。）は、旭高原第１ポンプ場（旭八幡町蕨野９０－２）に設置された施設とする。

（施設の利用）

第３条　この協定による施設の利用とは、施設門扉、柵等を開錠して施設内の給水栓を開栓し、施設で応急給水ができる状態にする（以下「施設の開設」という。）ことと、応急給水が不要になった場合に施設を開設前の状態に復する（以下「施設の閉設」という。）までのことをいう。

（開設の条件）

第４条　乙は、市内で震度６弱以上が観測される大規模な地震が発生し、断水が発生した場合には、甲の要請を待つことなく、施設の開設を行うことができる。

２　乙は、前項に定める規模を下回る地震発生の場合でも、上水道施設の被災による断水が生じた場合は、甲からの要請があれば施設の開設を行うことができる。

３　乙は、その他の原因で断水や濁りが発生した場合も、甲からの要請があれば施設の開設を行うことができる。

４　断水や濁りなどの発生により、乙から甲に対して施設の開設に対する要望があり、甲が応急給水手段として施設の開設を承諾した場合は、乙は施設の開設を行うことができる。

（開設の手続き）

第５条　前条第２項の規定による施設の開設の要請は、口頭により行う。

２　前条第４項の規定による施設の開設の要望及び承諾は、口頭により行う。

３　甲乙双方は、第１項及び第２項の規定による口頭での要請等を行うため、年１回４月に甲乙双方の連絡先（順位第３位まで）を交換する。

（閉設の手続き）

第６条　甲は、通常給水の開始により市民への応急給水の必要がなくなり、施設の閉設を乙に要請する場合は、口頭で行う。

２　乙は、前項の要請があった場合は、速やかに施設の閉設を行う。

（要員の派遣及び現地作業）

第７条　乙は、第３条による施設の開設、又は閉設をする際は、必要な要員を速やかに現地に派遣する。

２　乙が現地に派遣する要員については、乙の責任により用意する。

３　乙が現地に派遣した要員は、現地にて施設の開設、又は閉設の作業を行う。

（開設等の報告）
第８条　乙は、施設の開設、又は閉設について、甲に当日中に報告する。
２　乙は、現地にたどり着けないなどの理由で施設を開設できない場合は、甲に直ちに報告する。
３　乙は、施設の故障などにより、施設を開設、又は閉設できない場合は、甲に直ちに報告する。

（市民への公表）
第９条　甲は、前条により施設の開設、又は閉設の報告を受けた場合は、ホームページにより、市民に公表する。
２　市民への公表は、前項のホームページによるもののほか、広報車による巡回広報など様々な手段により、甲が行う。

（問題の報告）
第１０条　乙は、施設の開設に伴い施設付近道路の著しい渋滞、又は利用者からの苦情などの問題を把握した場合は、速やかに甲に報告する。
２　甲は、乙から問題の報告を受けたときは、甲の責任において対処する。
３　第１項の報告は、協定による義務ではなく、乙の可能な範囲内での協力とする。

（経費の負担）
第１１条　この協定に基づき、乙が施設の開設、又は閉設に要した費用の負担については、甲乙が協議して決定する。

（第三者への損害）
第１２条　乙が、この協定に基づく施設の開設、又は閉設により、第三者に損害を与えたときは、甲乙が協議して、その対応を決定するものとする。
２　前項の場合において、第三者への損害が明らかに乙、又は乙の派遣した要員の過失による場合は、乙の責任により損害を賠償する。
（労災補償）
第１３条　この協定に基づく施設の開設、又は閉設により、乙の要員が負傷等した場合は、甲乙が協議して、その対応を決定するものとする。

（訓練の実施）
第１４条　この協定に基づく施設の開設、又は閉設を行うために、甲は乙に対して必要な訓練を行う。
２　乙は、甲が行う訓練のほか、自ら計画して訓練を行うことができる。
３　乙が前項の訓練を実施する場合は、甲に事前に連絡し、日程調整のうえ、甲の職員の立会を求める。
４　甲は、前項により乙から訓練の実施の連絡があった場合は、職員を派遣して施設の開設、又は閉設の説明を行う。

（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１６条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期

間の満了の日の翌日から起算して、さらに１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和５年９月１日

甲　豊田市西町三丁目６０番地
豊田市　代表者
豊田市事業管理者

乙　豊田市伯母沢町高見１０番地１
築羽自治区　代表者
築羽自治区長

（91）災害時における応急給水対応に関する覚書（トヨタ生活協同組合）

（（上下水）総務課）

豊田市（以下「甲」という。）とトヨタ生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急給水場所等の提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、地震、風水害、漏水、破損、その他の災害（以下「災害」という。）により、甲の水道施設等が被災し水道水の供給に支障が生じた場合、若しくは生ずる可能性がある場合において、甲が乙に対して応急給水場所等の提供を要請する際の必要な事項を定める。

（応急給水場所等の確保）

第２条　この覚書における応急給水とは、給水車及び置き型給水タンクにより市民等へ応急的に飲料水を供給することをいい、乙は甲の要請により第１条の事象が発生した際には、別表１の各事業所の駐車場等において、営業に支障がない範囲で応急給水を実施する場所の提供を行うものとする。

２　前項の場合においては、甲は応急給水場所等の提供を受けるほか、乙の対象事業所の施設外トイレを乙の事前承諾により使用することができるものとする。

（対象となる店舗）

第３条　甲が乙に対して応急給水場所の提供等を要請する対象店舗は、別表１によるものとする。

２　乙は、前項の対象店舗においても、当日の状況により要請を断ることができるものとする。

（連絡体制）

第４条　第１条の事象が発生し甲から乙に対して要請が行われる場合、甲は対象となる店舗の総括室（別表２）に要請を行い、指示を仰ぐこととする。

２　前項の要請は、甲からの電話、メール等により行われるものとする。

３　甲は、応急給水等の実施により、乙から問題の報告を受けたときは、甲の責任において対処するものとする。

４　甲は、第１条の事象の収束が図られた場合は、速やかに別表１の連絡先へ応急給水の終了及び撤収を通達することとする。

（経費の負担）

第５条　この覚書に基づく応急給水場所等の提供に関する費用は原則無償とする。

２　甲の応急給水の実施に際して、乙の店舗より物資を購入した場合はその費用について、原則甲が負担する。ただし、応急給水に従事する甲の職員の個人による店舗での商品購入などは、当該職員が個人の責任において実費精算する。

（損害の賠償）

第６条　甲の実施する応急給水により、乙の施設又は資産に損害を与えた場合は、甲がその修繕等に要する費用を負担するものとする。

（第三者への損害賠償）

第７条　甲の実施する応急給水により、甲乙以外の第三者に損害を与えた場合は、甲がその損害について賠償するものとする。

２　前項の場合において、乙の駐車場内での市民同士の交通事故など甲乙双方に責任が存在しない場合は、甲乙双方で対応を協議する。

（協議）
第８条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第９条　この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、当事者が、契約満了の１か月前までに相手方に対して書面により更新しない旨の通知をしない限り、本覚書は期間満了日の翌日より起算して同一条件にて更新されるものとし、以後同様とする。

この覚書の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙がそれぞれ１通を保有するものとする。

令和５年１２月２０日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市事業管理者

乙　豊田市豊栄町２丁目１１１番地
トヨタ生活協同組合
理事長

【別表１】

事業所名	住所	トイレ ※1	応急給水施設 ※2	直線距離 ※3
①本店	山之手 8-92	有	竜神中学校	1,250m
②エムパーク店	前山町 1-27	無	竜神中学校	3,130m
③藤岡店	西中山町道貝 101	有	加納小学校	1,570m
④井上店	井上町 4-154	無	花本配水場	1,050m
⑤永覚店	永覚新町 3-74-1	有	竹村小学校 竜神中学校	1,615m
⑥はなぞの店	花園土地区画整理事業 54 街区 1	無	駒場小学校	2,570m
⑦うねべ店	畝部西町伊勢神 62	有	中切水源配水場	1,000m
⑧市木店	市木町 5-1-5	有	水源送水場	1,800m

※1　事業所施設外トイレの有無（いずれの施設も時間外は施錠されるが、緊急時の際は解放）
※2　事業所から甲が保有する直近の応急給水施設名
※3　※2までの直線距離

【別表２】

事業所名	住所	連絡先
① 本店事業部 総括室	山之手 8-92	TEL 0565-28-4811 FAX 0565-27-0113
②～⑧ 地域店舗部 店舗総括室	豊栄町 2-111	TEL 0565-28-3333 FAX 0565-28-5949 （時間外） TEL 070-2248-1799

（92）飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書（武節自治区）

（（上下水）総務課）

豊田市（以下「甲」という。）と武節自治区（以下「乙」という。）は、飲料用循環式耐震性貯水槽（以下「飲料用貯水槽」という。）の運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、地震災害等が発生した際に、甲乙双方が協力して市民に応急給水を行うため、飲料用貯水槽の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象となる飲料用貯水槽）

第２条　この覚書の対象となる施設は、豊田市武節町ソト田１１番地１地先（稲武温泉どんぐりの湯駐車場）に甲が設置した飲料用貯水槽とする。

（飲料用貯水槽の開設）

第３条　乙は、次の各項に該当する場合は、前条の飲料用貯水槽を開設し、飲料用貯水槽の給水栓から水が出る状態にする。

２　市内で震度６弱以上が観測される地震が発生した場合

３　地域で断水が発生し地元が必要と判断した場合

４　甲から乙へ開設の依頼があった場合

（開設の報告）

第４条　乙は、第２条の飲料用貯水槽の開設が完了したら、甲に当日中に報告するものとする。何らかの理由により開設できなかった場合も同様とする。

（開設後の運営）

第５条　乙は、前条により飲料用貯水槽の開設を行った場合は、施設の利用状況を巡回により確認し、付近道路の著しい渋滞や利用者からの苦情などの問題を把握した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、乙から報告を受けたときは、甲の責任において対処するものとする。

（閉設の手続き）

第６条　甲は、市民への応急給水が不要となった場合は、乙に対して運用の終了を口頭で通知し、飲料用貯水槽の閉設を行う。

（協議）

第７条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、当事者が、契約満了の１か月前までに相手方に対して書面により更新しない旨の通知をしない限り、本覚書は期間満了日の翌日より起算して同一条件にて更新されるものとし、以後同様とする。

この覚書の成立を証するため、覚書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものと

する。

令和　5年　6月　1日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市事業管理者

乙　豊田市武節町下ハリ原１６
武節自治区
区　長

（93）飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書（小渡自治区）

（（上下水）総務課）

豊田市（以下「甲」という。）と小渡自治区（以下「乙」という。）は、飲料用循環式耐震性貯水槽（以下「飲料用貯水槽」という。）の運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、地震災害等が発生した際に、甲乙双方が協力して市民に応急給水を行うため、飲料用貯水槽の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象となる飲料用貯水槽）

第２条　この覚書の対象となる施設は、豊田市小渡町南貝津７番４地先（小渡児童遊園）に甲が設置した飲料用貯水槽とする。

（飲料用貯水槽の開設）

第３条　乙は、次の各項に該当する場合は、前条の飲料用貯水槽を開設し、飲料用貯水槽の給水栓から水が出る状態にする。

２　市内で震度６弱以上が観測される地震が発生した場合

３　地域で断水が発生し地元が必要と判断した場合

４　甲から乙へ開設の依頼があった場合

（開設の報告）

第４条　乙は、第２条の飲料用貯水槽の開設が完了したら、甲に当日中に報告するものとする。何らかの理由により開設できなかった場合も同様とする。

（開設後の運営）

第５条　乙は、前条により飲料用貯水槽の開設を行った場合は、施設の利用状況を巡回により確認し、付近道路の著しい渋滞や利用者からの苦情などの問題を把握した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、乙から報告を受けたときは、甲の責任において対処するものとする。

（閉設の手続き）

第６条　甲は、市民への応急給水が不要となった場合は、乙に対して運用の終了を口頭で通知し、飲料用貯水槽の閉設を行う。

（協議）

第７条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、当事者が、契約満了の１か月前までに相手方に対して書面により更新しない旨の通知をしない限り、本覚書は期間満了日の翌日より起算して同一条件にて更新されるものとし、以後同様とする。

この覚書の成立を証するため、覚書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものと

する。

令和　6年　3月２８日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
代表者　豊田市事業管理者

乙　豊田市小渡町宮前２９
小渡自治区
区　長

（94）給水装置の応急復旧に関する協定書（豊田市管工事業協同組合）

（（上下水）総務課）

豊田市上下水道局（以下「甲」という。）と豊田市管工事業協同組合(以下「乙」という。）は、水道水の濁り等により生じた給水装置の異常の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、水道水の濁り等により生じた給水装置の異常のため、水道使用者等が水道水を使用することに支障がある場合において、乙が甲の要請により行う給水装置の異常の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

（１）水道水の濁り等とは、断水等の給水の制限や自然災害等の発生により、水道水に濁り、着色、赤さび等の浮遊物が生じた状態をいう。

（２）給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。直結する給水用具とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、給水装置に直結しないで受水槽以下で給水を受ける給水設備は含まない。

（３）給水装置の異常とは、水道水の濁り等により、水道メーター又は給水装置のストレーナに目詰まりが生じた状態をいう。

（４）水道使用者等が水道水を使用することに支障がある場合とは、給水装置の異常により、屋内の水栓等で水圧・水量等を確保できない状態をいう。

（５）給水装置の異常の応急復旧とは、水道使用者等が水道水を使用できる状態に戻すため、水道メーター又は給水装置を清掃するなどの応急的な復旧をいい、給水装置の取替はこれに含まない。また、特殊な給水用具などでメーカー対応が必要など、乙の組合員で対応できない場合も除くものとする。

（応急復旧の要請）

第３条　甲は、広範囲に水道水の濁り等により生じた給水装置の異常が発生し、甲又は甲の契約する請負業者等だけでは復旧が不可能、又は追い付かない場合に、第１条の応急復旧を乙に要請する。

２　乙は、甲からの要請に対し可能な限り応えるものとする。

（要請手続き）

第４条　甲は前条により乙に要請を行うときは、次の内容を記載した要請書（様式第１）により行うものとする。

（１）要請の日時

（２）要請の場所（水道使用者等の住所、氏名）

（３）現地の状況

（４）応急復旧に必要な人員、資機材等の情報

（５）その他応急復旧に必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は電話等の手段により要請を行うことができるものとする。この場合においては、甲は乙に対し事後に要請書を提出するものとする。

（応急復旧）

第５条　乙は、甲から前条により要請を受けたときは、速やかに対応の可否について、電話等の手段により回答を行うものとする。

2　乙は、要請に対する対応が可能な場合には、応援復旧を行うための体制を速やかに確立し、資機材を準備のうえ必要な人員を現地に出動させ、応急復旧を行うものとする。
3　乙は、水道使用者等より本協定書の定めによらない対応を求められた場合には、甲に速やかに報告するものとする。この場合において、甲は、本協定書に基づく応急復旧の履行に支障が無い場合は、乙の判断により個別に対応することを認めるものとする。
4　前項により、乙が個別に対応した内容（機器の取替、修理など）については、乙がそのすべての責任を負う。

（完了報告）

第６条　乙は、応急復旧が完了したときは、電話等により直ちにその旨を甲へ報告するものとする。
2　乙は、前項による完了報告後に、次の内容を記した、又は添付した完了報告書（様式第２）を作成し、速やかに甲に２部提出するものとする。
（１）水道使用者等の名称及び所在地
（２）作業開始時間、作業完了時間
（３）応急復旧を行った組合員の名称
（４）応急復旧に要した労務の内訳
（５）応急復旧に要した資機材の内訳
（６）着手前・完了後それぞれの状況を証する写真
3　前項の完了報告書は、乙の組合員ごとの対応内容を乙が取りまとめて作成し、提出するものとする。
4　第２項の完了報告書の記載内容には、第５条第３項により乙の組合員が水道使用者等の求めにより個別に対応した際の作業時間、労務、資機材、証明写真は除くものとする。
5　甲は、乙から完了報告書を受領した際は、その記載された内容について添付された資料等で確認し、問題があれば訂正させ、問題が無ければその内容を承諾するものとする。
6　甲が行う完了報告書の内容の承諾は、完了報告書の末尾の承諾欄において行うものとし、承諾後、承諾欄の記載された完了報告書１部を乙に返却するものとする。
7　乙は、甲から返却された承諾欄の記載された完了報告書１部を５年間保管するものとする。

（費用の請求）

第７条　乙は、前条第６項により完了報告書の内容の承諾を受けた後、応急復旧に要した費用を甲に請求するものとする。
2　応急復旧に要した費用とは、次の内容の乙の組合員ごとの費用の合計額とする。ただし、第５条第３項により、乙が個別に対応した内容に要した費用は、乙が水道使用者等との間で清算し、本項の請求額からは除くものとする。
（１）労務費
　労務費は、作業に要した人員の賃金とし、作業時間数に普通作業員の労務単価（作業時間当り）を乗じた額とし、作業に要した人員が複数存在する場合は、それぞれの作業人員ごとに算出した額の合計額とする。
（２）資機材費
　資機材費は、前条第２項第５号により報告された資機材の使用時間当りの賃料とし、乙の組合員の見積りにより算出した額とする。
　また、作業に要した資機材が複数ある場合は、それぞれの資機材ごとに算出した額の合計額とする。
（３）諸経費（準備等に要した費用）
　諸経費は、準備、写真撮影、書類作成等に要した費用とし、第１号及び第２号で算出した労務費と資機材費の合計額に５％を乗じた額とする。

３　請求は、甲の指定する請求書様式を乙が作成し、提出することで行うものとする。

（費用の支払）

第８条　甲は、乙から請求された応急復旧に要した費用について、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の第６条及び第１０条に定める日数以内に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第９条　乙は、応急復旧を行う上で知り得た水道使用者等に関する事項などを他に漏らしてはならない。特に漏洩により甲乙双方に不利益が生じる事項については、その機密保持に万全を期さなければならない。

（一般的損害）

第１０条　本協定による応急復旧の履行により、乙又は乙の組合員に生じた損害は、乙が負担する。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第１１条　乙又は乙の組合員が本協定による応急復旧の履行に際して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害について賠償する。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じた損害は、甲が賠償する。

（協議）

第１２条　この協定書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、甲と乙とが協議して定める。

（有効期間）

第１３条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため協定書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和５年７月１日

甲　豊田市西町三丁目６０番地
豊田市
代表者
豊田市事業管理者

乙　豊田市常盤町１丁目９８番地
豊田市管工事業協同組合
代表理事

（95）災害時等における物資の輸送及び供給等に関する協定書（一般社団法人ＡＺ-ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク・株式会社東海丸和ロジスティクス）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）、一般社団法人ＡＺ-ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）及びネットワーク会員である株式会社東海丸和ロジスティクス（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他甚大な被害を及ぼす災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、必要な物資輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に災害応急対策活動等が迅速かつ効果的に行われることを目的として、物資の輸送並びに甲が設置する施設等における物資の受入れ 、仕分け、在庫管理及び払出し（以下「荷役」という 。）並びに応急生活物資供給等について、甲が乙及び丙に協力を求める場合に必要となる事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　災害時等において、甲は乙及び丙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙 及び丙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

（１）甲が管理する備蓄品等の避難所等への配送

（２）甲が管理する物資拠点施設等における荷役を行うための人員及び資機材の派遣

（３）応急生活物資の供給

（４）災害対策本部等への物流の専門家の派遣

（５）乙の会員企業が管理する物資拠点の支援物資集積拠点としての提供及び支援物資の一時保管

（６）前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（協力要請手続）

第３条　前条の規定による協力の要請は、物資の輸送及び供給等に関する書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請を行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

２　乙及び丙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙 及び丙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（協力実施）

第４条　乙及び丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、必要となる人員、資機材、輸送車両及び取扱商品のうち調達可能な応急生活物資等の準備を行い、甲が実施する災害応急対策活動等に協力するものとする。

（活動報告）

第５条 甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請により乙及び丙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用は、費用は、法令で定めがあるもの除き、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲、乙及び丙が協議の上都度決定する。

（１）輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省に届出を行った貨物自動車運送事業運賃料金

（２）資機材の使用料については、時価相場相当
（３）荷役作業の人件費については、日当費相当
（４）応急生活物資については、時価相場相当
（費用請求及び支払）
第７条　この協定による協力に要した費用は、乙及び丙が甲に対して請求するものとする。
２ 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙及び丙に支払うものとする。
（相互連絡）
第８条　甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に書面により報告するものとする。
２ 甲、乙及び丙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。
（平素からの連携）
第９条　甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うとともに、訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。
（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和６年９月５日

甲　愛知県豊田市西町３丁目 60 番地
豊田市
市長　　太田 稔彦

乙　東京都千代田区丸の内一丁目８番２号 鉄鋼 ビル本館５階
一般社団法人 ＡＺ-ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク
理事長

丙　愛知県大府市北崎町三丁目 310 番地
株式会社 東海丸和ロジスティクス
代表取締役社長

（96）災害時におけるトイレユニットの運用協力に関する協定書（株式会社メイダイ）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と株式会社メイダイ（以下「乙」という。）は、災害時等における甲が所有するトイレユニットの運用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時等に災害応急対策活動等が迅速かつ効果的に行われることを目的として、トイレユニットの運用等について、甲が乙に協力を求める場合に必要な手続等を定めるものとする。

（協力内容）

第２条 災害時等において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

（１） 甲が指定する場所へのトイレユニットの運搬、設置及び撤去

（２） トイレユニットの管理及び運用に関する助言・指導

（３） 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

２ 甲が乙に協力を要請するトイレユニットについては次のとおりとする。

（１） 製造番号 ４４６１

（２） 保管場所 上郷地区防災倉庫（豊田市上郷町五丁目４－２４）

（費用の負担）

第３条 甲の要請により乙が実施したトイレユニットの運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

２ 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第４条 前条第１項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２ 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第５条 乙は、第２条第１号のトイレユニットの運搬、設置及び撤去に際し、乙の故意又は過失によりトイレユニットを毀損した場合は、甲に報告したうえで、乙の費用負担により補償するものとする。

（相互連絡）

第６条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に書面により報告する。

２ 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時からの連携）

第７条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じ、情報の交換を行うとともに、訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、更に１年間更新されるものとする。

２　甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、有効期間満了日の２か月前までに、相手方に対し解除の申し入れを行うものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和７年３月３日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
豊田市長　　太 田　稔 彦

乙　豊田市青木町１丁目１６
株式会社メイダイ
代表取締役社長　　岡 田　洋 一

（97）１１９番回線不通時における広報に関する協定（エフエムとよた株式会社）

（指令課）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、１１９番回線に障害等が発生し当該回線が不通である状況を豊田市民に周知する必要がある場合に、消防本部（以下「甲」という。）がエフエムとよた株式会社（以下「乙」という。）に広報を依頼する際の手続について必要な事項を定めるものとする。

（依頼の手続）

第２条　甲は乙に対し、次の事項を明らかにして広報を依頼するものとする。

（１）広報を依頼する理由

（２）広報の内容

（３）希望する広報の日時

（４）その他必要な事項

（広報の実施）

第３条　乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づきその形式、内容及び時刻を決定して広報するものとする。

（連絡担当者）

第４条　広報の円滑な実施のため、甲及び乙に連絡担当者を置くものとする。

２　乙が連絡担当者を選任した場合及び連絡先等に変更があった場合は、遅滞なく甲に通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定は、令和６年３月２２日をもって発効し、その期間は１年間とする。ただし、協定期間満了１月前までに甲、乙それぞれ協定の内容について異議の意志表示をしないときは、これによりこの協定は更に１年間延長されたものとし、以後もこの例によるものとする。

（雑則）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

令和６年３月２２日

甲　豊田市消防本部
消　防　長　　光岡　康

乙　エフエムとよた株式会社
代表取締役社長　　堀井　敦

（98）１１９番回線不通時における広報に関する協定（ひまわりネットワーク株式会社)

（指令課）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、１１９番回線に障害等が発生し当該回線が不通である状況を豊田市民に周知する必要がある場合に、消防本部（以下「甲」という。）がひまわりネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に広報を依頼する際の手続について必要な事項を定めるものとする。

（依頼の手続）

第２条　甲は乙に対し、次の事項を明らかにして広報を依頼するものとする。

（１）広報を依頼する理由

（２）広報の内容

（３）希望する広報の日時

（４）その他必要な事項

（広報の実施）

第３条　乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づきその形式、内容及び時刻を決定して広報するものとする。

（連絡担当者）

第４条　広報の円滑な実施のため、甲及び乙に連絡担当者を置くものとする。

２　乙が連絡担当者を選任した場合及び連絡先等に変更があった場合は、遅滞なく甲に通知するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定は、令和６年３月２２日をもって発効し、その期間は１年間とする。ただし、協定期間満了１月前までに甲、乙それぞれ協定の内容について異議の意志表示をしないときは、これによりこの協定は更に１年間延長されたものとし、以後もこの例によるものとする。

（雑則）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

令和６年３月２２日

甲　豊田市消防本部

消　防　長　　光岡　康

乙　ひまわりネットワーク株式会社

代表取締役社長　　堀井　敦

（99）災害拠点給水施設の運用に関する覚書（大草自治区、城東自治区）

（（上下水）総務課）

豊田市（以下「甲」という。）と、大草自治区（以下「乙」という。）及び城東町自治区（以下「丙」という。）は、災害拠点給水施設（以下、「給水施設」という。）の運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　　この覚書は、地震災害等が発生した際に、甲乙丙が協力して市民等に応急給水を行うため、給水施設の運用に関して必要な事項を定める。

（対象となる給水施設）

第２条　この覚書の対象となる給水施設は、豊田市市場町陣出８８４－１（大草配水場）に甲が設置した給水施設とする。

（給水施設の開設と利用）

第３条　乙又は丙は、次の各項に該当する場合、前条の給水施設の格納庫内の給水栓を利用して、市民等に対する応急給水を行うことができるものとする。

２　市内で震度６弱以上が観測される地震が発生した場合

３　地域で断水や水道水の濁りが発生し地元が必要と判断した場合

４　甲から開設の依頼があった場合

（開設及び利用の報告）

第４条　乙又は丙は、前条により給水施設の開設と利用を行う場合は、甲に当日中に報告するものとする。何らかの理由により当日中に報告できない場合は、報告できる状態となった段階で報告するものとする。

（開設の周知）

第５条　甲は、前条の報告を受けた際は市民等への周知を行うため、ホームページ、ＳＮＳを活用するとともに、小原支所など関係各所と協力して周知を図るものとする。

（開設及び利用時の注意事項）

第６条　乙又は丙は、給水施設に異常が生じた場合、又は利用時に市民等からの苦情が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は前項の報告を受けたときは、速やかに現地を確認し、対処方法を検討のうえ、実施するものとする。

（閉設の手続き）

第７条　市民への応急給水が不要となった場合は、甲乙丙で協議して、いずれかが給水施設を閉設するものとする。

（連絡体制）

第８条　甲乙丙は、給水施設の運用のため、年１回４月に連絡先（順位第３位まで）を交換するものとする。

（訓練の実施）

第９条　甲は、給水施設の運用のため、必要な訓練を行う。

２　乙及び丙は、甲が行う訓練のほか、自ら計画して訓練を行うことができる。

３　乙及び丙が前項の訓練を実施する場合は、甲に事前に連絡する。また、甲の職員の立会による給水施設の運用の説明を求めることができる。

４　甲は、前項により乙又は丙から訓練における立会及び説明を要請された場合は、職員を派遣する。

（費用の負担）

第１０条　給水施設の運用に関し、乙又は丙が実際に要した費用については、原則として甲が負担する。

２　甲は、前項の費用について、乙又は丙が負担することが相当と判断する場合は、乙又は丙と協議することができる。

（協議）

第１１条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、当事者が、契約満了の１か月前までに相手方に対して書面により更新しない旨の通知をしない限り、本覚書は期間満了日の翌日より起算して同一条件にて更新されるものとし、以後同様とする。

この覚書の成立を証するため、協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和７年７月２９日

甲　豊田市西町三丁目６０番地
豊田市　代表者
豊田市事業管理者

乙　豊田市小原町前田１８２番地２５
大草自治区　代表者
大草自治区長

乙　豊田市西細田町惣作２３４番地
城東自治区　代表者
城東自治区長

（100）飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書（道慈自治区、小原西自治区）

（（上下水）総務課）

豊田市（以下「甲」という。）と、道慈自治区（以下「乙」という。）及び小原西自治区（以下「丙」という。）は、飲料用循環式耐震性貯水槽（以下「飲料用貯水槽」という。）の運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　　この覚書は、地震災害等が発生した際に、甲乙丙が協力して市民等に応急給水を行うため、飲料用貯水槽の運用に関して必要な事項を定める。

（対象となる飲料用貯水槽）

第２条　この覚書の対象となる飲料用貯水槽は、豊田市乙ケ林町寒田５５５地先（小原福祉センター駐車場）に甲が設置した飲料用貯水槽とする。

（飲料用貯水槽の開設と利用）

第３条　乙又は丙は、次の各項に該当する場合、前条の飲料用貯水槽の給水栓を利用して、市民等に対する応急給水を行うことができるものとする。

２　市内で震度６弱以上が観測される地震が発生した場合

３　地域で断水や水道水の濁りが発生し地元が必要と判断した場合

４　甲から開設の依頼があった場合

（開設及び利用の報告）

第４条　乙又は丙は、前条により飲料用貯水槽の開設と利用を行う場合は、甲に当日中に報告するものとする。何らかの理由により当日中に報告できない場合は、報告できる状態となった段階で報告するものとする。

（開設の周知）

第５条　甲は、前条の報告を受けた際は市民等への周知を行うため、ホームページ、ＳＮＳを活用するとともに、小原支所など関係各所と協力して周知を図るものとする。

（開設及び利用時の注意事項）

第６条　乙又は丙は、飲料用貯水槽に異常が生じた場合、又は利用時に市民等からの苦情が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は前項の報告を受けたときは、速やかに現地を確認し、対処方法を検討のうえ、実施するものとする。

（閉設の手続き）

第７条　市民への応急給水が不要となった場合は、甲乙丙で協議して、いずれかが飲料用貯水槽を閉設するものとする。

（連絡体制）

第８条　甲乙丙は、飲料用貯水槽の運用のため、年１回４月に連絡先（順位第３位まで）を交換するも

のとする。

（訓練の実施）

第９条　甲は、飲料用貯水槽の運用のため、必要な訓練を行う。

２　乙及び丙は、甲が行う訓練のほか、自ら計画して訓練を行うことができる。

３　乙及び丙が前項の訓練を実施する場合は、甲に事前に連絡する。また、甲の職員の立会による飲料用貯水槽の運用の説明を求めることができる。

４　甲は、前項により乙又は丙から訓練における立会及び説明を要請された場合は、職員を派遣する。

（費用の負担）

第１０条　飲料用貯水槽の運用に関し、乙又は丙が実際に要した費用については、原則として甲が負担する。

２　甲は、前項の費用について、乙又は丙が負担することが相当と判断する場合は、乙又は丙と協議することができる。

（協議）

第１１条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日の翌日から起算して１年間とする。ただし、当事者が、契約満了の１か月前までに相手方に対して書面により更新しない旨の通知をしない限り、本覚書は期間満了日の翌日より起算して同一条件にて更新されるものとし、以後同様とする。

この覚書の成立を証するため、覚書を３通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和７年７月２９日

甲　豊田市西町３丁目６０番地
豊田市　代表者
豊田市事業管理者

乙　豊田市三ツ久保町市ノ迫６３番地
道慈自治区　代表者
道慈自治区長

丙　豊田市北篠平町蔵屋敷１５５番地４
小原西自治区　代表者
小原西自治区長

（101）災害時における一時避難の受入れ及び物資の輸送等に関する協定書（カリツー株式会社）

（防災対策課）

豊田市(以下「甲」という。)とカリツー株式会社 (以下「乙」という。)は、災害時における一時避難の受入れ及び物資の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　本協定は、豊田市に関わる大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して一時避難の受入れ及び物資の輸送等の協力に関し、必要な事項を定めることで、市民の安全確保や迅速な物資供給等の災害対応力の向上を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第２条　甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で、対応するように努めるものとする。

（１）乙が管理する岡崎物流センター（豊田市福受町下ノ切２２５－１）（以下「提供施設等」という。）への近隣住民等の一時避難の受入れ

（２）乙が管理する提供施設等の物資集積拠点や一時保管場所としての使用及び備蓄品の提供

（３）甲が管理する備蓄品の避難所等への輸送

（４）甲が管理する物資集積拠点等への集積作業等の実務的支援を行うための人員及び資機材の派遣

（５）甲が設置する災害対策本部等への物流に関する助言、指導、監督等の専門的支援を行うための人員の派遣

（６）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙の協議により本協定による支援協力として相当と認めたもの

(要請手続)

第３条　甲が第２条に掲げる事項について協力を要請するときは、必要事項を明記した文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で申出を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請により実施した協力の内容について、文書にて甲に報告するものとする。

(費用負担)

第４条　甲の要請により乙が協力に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

２　乙は、費用を甲に請求する場合は、文書により請求するものとする。

３　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲及び乙の協議の上、速やかに決定する。

(損害賠償)

第５条　損害賠償は次の各号とする。なお、各号に該当しない補償は、甲及び乙の協議によって解決にあたるものとする。

１　協力事務の実施により第三者に損害が発生した場合で、その損害が甲または乙の責めに帰すべき事由によるときは、当該事務の実施者がその費用を負担するものとする。

２　近隣住民等の故意又は過失により乙の提供施設等に損害が発生した場合は、甲が、その責を負うものとする。

３　災害発生時の不可抗力による提供施設等の損害について、甲は、その責を負わないものとする。

（連絡責任者の選任)
第６条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を選任し、その氏名及び連絡先等を互いに報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(平素からの連携)
第７条　甲及び乙は、災害時における連絡体制の整備、平常時の情報交換及び訓練の実施等により連携の強化を図るものとする。

(有効期間)
第８条　本協定は、締結日から適用し、甲または乙のいずれか一方が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(守秘義務)
第９条　甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た業務上の秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)
第１０条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合には、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙は署名又は記名押印の上、各自１通を保有する。

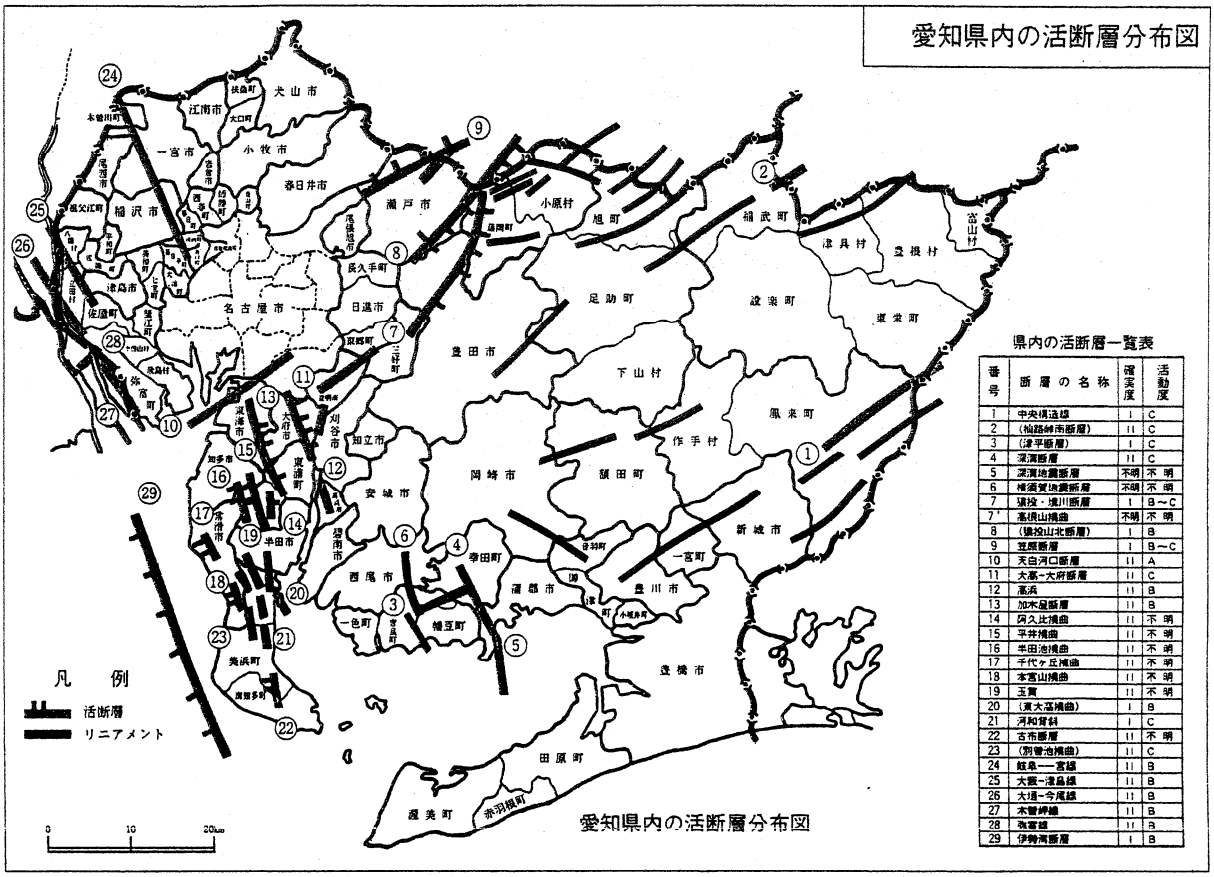
令和７年８月２９日

甲　愛知県豊田市西町３丁目６０番地
豊田市
市　長　太田　稔彦

乙　愛知県安城市三河安城町１丁目４番地４
カリツー株式会社
取締役社長　筒井　重式

第１０　その他

1　活断層分布図



県内の活断層一覧表

番号	断層の名称	確実度	活動度
1	中央構造線	I	C
2	(柏崎刈羽断層)	II	C
3	(津平断層)	I	C
4	深溝断層	II	C
5	深溝地震断層	不明	不明
6	根羽貫地震断層	不明	不明
7	猿投・境川断層	I	B～C
7'	高根山撓曲	不明	不明
8	(猿投山北断層)	I	B
9	笠原断層	I	B～C
10	天白河口断層	II	A
11	大高－大府断層	II	C
12	高浜	II	B
13	加木屋断層	II	B
14	阿久比撓曲	II	不明
15	平井撓曲	II	不明
16	半田池撓曲	II	不明
17	千代ヶ丘撓曲	II	不明
18	本宮山撓曲	II	不明
19	玉貫	II	不明
20	(富大窪撓曲)	I	B
21	河和背斜	I	C
22	吉布断層	II	不明
23	(別曽池撓曲)	II	C
24	鈴鹿－一宮線	II	B
25	大藪－津島線	II	B
26	大場－今尾線	II	B
27	木曽岬線	II	B
28	弥富線	II	B
29	伊勢湾断層	I	B

愛知県防災会議地震部会「愛知県直下型大地震対策調査研究報告書」

2　気象庁震度階

気象庁「計測震度の算出方法」参照

気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5未満	5弱	4.5以上5.0未満
1	0.5以上1.5未満	5強	5.0以上5.5未満
2	1.5以上2.5未満	6弱	5.5以上6.0未満
3	2.5以上3.5未満	6強	6.0以上6.5未満
4	3.5以上4.5未満	7	6.5以上

注）計測震度は、震度計内部で以下のようなディジタル処理によって計算されます。

1　ディジタル加速度記録３成分（水平動２成分、上下動１成分）のそれぞれに、フーリエ変換を求める
2　地震波の周期による影響を補正するフィルターを掛ける。
3　逆フーリエ変換を行い、時刻歴の波形にもどす。
4　得られたフィルター処理済みの３成分の波形をベクトル的に合成する。
5　ベクトル波形の絶対値がある値 a 以上となる時間の合計を計算したとき、これがちょうど0.3秒となるような a を求める。
6　この a から　$I = 2 \log a + 0.94$　により計測震度　I　を計算する。計算されたＩの小数第３位を四捨五入し、小数第２位を切り捨てたものを計算震度とする。

気象庁「気象庁震度階級関連解説表」参照

気象庁震度階級関連解説表

« 使用にあたっての留意事項»

1.気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

2.地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

3.震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

4.この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

5.この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

6.この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損､落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度	**木造建物（住宅）**	
階級	**耐震性が高い**	**耐震性が低い**
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には

耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20 年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3　地震観測所

震度観測点一覧表（豊田市及び近隣市町村分）

「愛知県地域防災計画附属資料」参照

所属の分類　　気：気象庁　　県：愛知県　　市：市町村

市町村名	震度観測点名称	観測点所在地	所属
豊田市	保見町	豊田市保見町権堂坊１０	市
〃	百々町	豊田市百々町５－２７	市
〃	坂上町	豊田市坂上町郷敷１－１	市
〃	畝部西町	豊田市畝部西町蓮台６９－１	市
〃	駒場町	豊田市駒場町新生５８	市
〃	豊田市消防本部	豊田市長興寺５－17－１	県
〃	藤岡支所	藤岡飯野町田中245	県
〃	小原支所	小原町上平441－１	県
〃	足助支所	足助町宮ノ後26－２	県
〃	下山支所	大沼町越田和37－１	県
〃	旭支所	小渡町船戸15－１	県
〃	稲武支所	稲武町竹ノ下１－１	県
〃	豊田市小坂本町	豊田市小坂本町	気
〃	豊田市大洞町	豊田市大洞町鎌ヶ平	気
岡崎市	岡崎市役所額田支所	岡崎市樫山町字山ノ神21－１	県
〃	岡崎市若宮町	岡崎市若宮町	気
瀬戸市	瀬戸市市役所	瀬戸市追分町64-1	県
刈谷市	衣浦東部広域連合 刈谷消防署	刈谷市寿町１－201－１	県
安城市	衣浦東部広域連合 安城市消防署	安城市横山町浜畔上111	県
新城市	新城市役所	新城市字東入船115	県
〃	新城市役所鳳来総合支所	新城市長篠字仲野16-11	県
〃	新城市役所作手総合支所	新城市作手高里字縄手上60	県
〃	新城市乗本	新城市乗本字長筋	気
〃	新城市作手清岳	新城市作手清岳字ドンボリ	気

知立市	衣浦東部広域連合 知立消防署	知立市弘法２－１－５	県
日進市	日進市役所	日進市蟹甲町池下268	県
みよし市	みよし市役所	みよし市三好町小坂50	県
長久手市	長久手市役所	長久手市岩作城の内６０－１	県
設楽町	設楽町役場	設楽町田口辻前１４	県
〃	設楽町役場津具総合支所	設楽町津具字下川原５－１	県

（令和６年４月１日現在）

４　予警報等の種類と発表基準

（１）特別警報

ア　気象等に関する特別警報の発表基準

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基準</th></tr>
<tr><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

（ア）雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表されます。

① 48時間降水量及び土壌雨量指数※１において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で50格子以上出現。

② 3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm※2以上となった格子のみをカウント対象とする）。

※１　降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

※２　1時間50㎜の雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

（イ）台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表されます。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下、最大風速60m/s以上としています。

台風については、指標となる中心気圧、最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されます。

温帯低気圧については、指標となる最大風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されます。

（ウ）雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報が発表されます。

イ　雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

（ア）略語の意味は以下のとおり。

R48：48時間降水量(mm)

R03：3時間降水量(mm)

ＳＷＩ：土壌雨量指数（Soil Water Index）。

（イ）「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

（ウ）大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった５km格子がまとまって出現した際に発表する。（ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。）

個々の市町村で50年に一度の値以上となった５km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一時細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R０３	ＳＷＩ
愛知県	愛知県	西部	西三河北西部	豊田市西部	355	142	227
〃	〃	東部	西三河北東部	豊田市東部	402	145	250

ウ　各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪部下（cm）	既往最深積雪（cm）
愛知県	名古屋	23*	49
〃	伊良湖※	－	12

（ア）“※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。

（イ）値が“-”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。

（ウ）“*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。

（エ）50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

（オ）特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

（２）気象・水象に関する予報警報

愛知県の警報基準

警報の種類	基準
暴風（平均風速）	陸上２０ｍ／ｓ　海上２３ｍ／ｓ
暴風雪（平均風速）	陸上２０ｍ／ｓ　海上２３ｍ／ｓ　　雪を伴う
大雨	区域内の市町村で別表１の基準に到達することが予想される場合
洪水	区域内の市町村で別表２の基準に到達することが予想される場合
大雪（１２時間降雪の深さ）	平地１０ｃｍ　山地２０ｃｍ

※１　警報名の欄の（　）内は基準となる気象要素等を示す（ＴＰは東京湾平均海面）。

※２　基準における「…以上」の「以上」を省略した。

愛知県の注意報基準

注意報の種類	基準
強風（平均風速）	陸上１３ｍ／ｓ　海上１６ｍ／ｓ
風雪（平均風速）	陸上１３ｍ／ｓ　海上１６ｍ／ｓ　　雪を伴う
大雨	区域内の市町村で別表３の基準に到達することが予想される場合
洪水	区域内の市町村で別表４の基準に到達することが予想される場合
大雪（１２時間降雪の深さ）	平地５ｃｍ　山地１０ｃｍ
雷	落雷等により被害が予想される場合
乾燥	最小湿度３０％で、実効湿度６０％
濃霧（視程）	陸上１００ｍ　海上５００ｍ
霜（最低気温）	早霜・晩霜期に最低気温３℃
低温（最低気温）	冬季：最低気温－４℃
着氷・着雪	著しい着氷（着雪）が予想される場合

※１　注意報名の欄の（　）内は基準となる気象要素等を示す（ＴＰは東京湾平均海面）。

※２　風雪、強風、波浪、高潮、大雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。
　　乾燥、濃霧、霜注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

（１）大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ１、３時間雨量を示し、RTは総雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「１時間雨量70mm以上」を意味する。

（２）大雨及び洪水の欄中、「and」は２つの指標による基準を示す。例えば、「R1=70 and R3=150」であれば、「１時間雨量70mmかつ３時間雨量150mm以上」を意味する。

（３）大雨及び洪水の欄中、「，」は２つの基準を示す。例えば「R1=30，R3=70」であれば、「１時間雨量30㎜以上あるいは３時間雨量70㎜以上」を意味する。

（４）大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は下図の「平坦地、平坦地以外の地域」を参照。

（５）土壌雨量指数基準値は１km四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示している。１km四方毎の基準値については、（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

（６）洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

＜参考＞

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

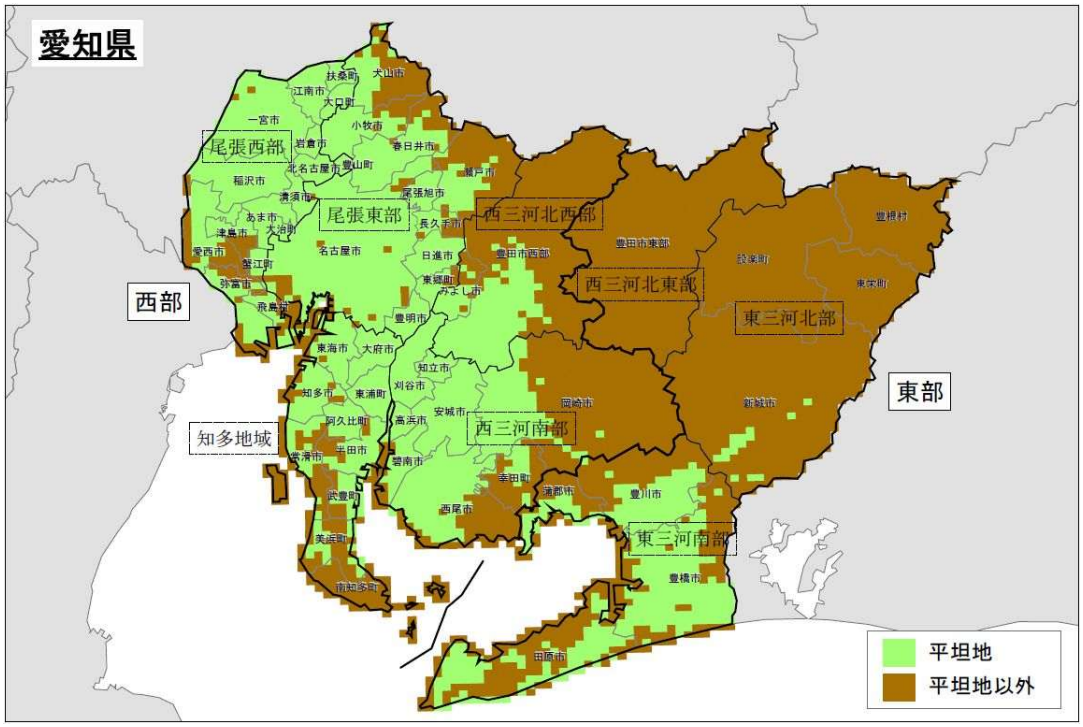
流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が30パーミル（1000分の１）以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

平坦地、平坦地以外の地域



（気象庁「警報・注意報発表基準 – 愛知県」）

（別表１）大雨警報基準　　（愛知県地域防災計画附属資料）

市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
尾張東部	名古屋市	23	145
	瀬戸市	25	141
	春日井市	22	148
	犬山市	23	141
	小牧市	24	148
	尾張旭市	19	162
	豊明市	24	144
	日進市	24	142
	長久手市	25	141
	東郷町	24	142
尾張西部	一宮市	23	-
	津島市	20	-
	江南市	23	-
	稲沢市	23	-
	岩倉市	23	-
	愛西市	23	-
	清須市	22	-
	北名古屋市	22	-
	弥富市	23	-
	あま市	18	
	豊山町	19	-
	大口町	22	-
	扶桑町	23	-
	大治町	26	-
	蟹江町	22	-
	飛島村	22	-
知多地域	半田市	20	157
	常滑市	18	143
	東海市	17	159
	大府市	22	183
	知多市	20	143
	阿久比町	17	149
	東浦町	22	182
	南知多町	21	162
	美浜町	19	160
	武豊町	25	152

市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	岡崎市	25	165
	碧南市	23	161
	刈谷市	24	204
	安城市	25	162
	西尾市	22	159
	知立市	25	-
	高浜市	23	202
	幸田町	24	165
西三河北西部	豊田市西部（※1）	24	141
	みよし市	18	148
西三河北東部	豊田市東部（※2）	20	159
東三河北部	新城市	24	157
	設楽町	20	170
	東栄町	18	182
	豊根村	18	193
東三河南部	豊橋市	24	166
	豊川市	21	165
	蒲郡市	23	167
	田原市	19	157

※震度5強以上の地震等によって地盤が脆弱となり、雨による土砂災害発生の可能性が通常より高いと考えられる地域では、土壌雨量指数基準を暫定的に引き下げて運用することとする

豊田市西部（※1）：豊田市東部の区域を除く

豊田市東部（※2）：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

（別表2）洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
尾張東部	名古屋市	堀川流域=25.5，荒子川流域=15.1， 地蔵川流域=10.3，香流川流域=14.6， 戸田川流域=7.2，山崎川流域=11.3， 扇川流域=12.7	堀川流域=(8，17.5)， 荒子川流域=(8，12.9)， 地蔵川流域=(8，9.2)， 香流川流域=(8，13.8)， 戸田川流域=(8，6.4)， 山崎川流域=(8，9.6)， 扇川流域=(8，11.4)， 庄内川流域=(16，29.9)， 新川流域=(8，23)， 矢田川流域=(8，26.7)， 天白川流域=(16，15.3)， 日光川流域=(11，27.6)	木曽川中流[犬山・笠松]， 庄内川[志段味・枇杷島・瀬古]， 愛知県天白川水系　天白川[天白川]， 愛知県日光川水系　日光川[古瀬]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	瀬戸市	水野川流域=16.2，矢田川流域=19.1	矢田川流域=(11，17.1)	庄内川[志段味]
	春日井市	内津川流域=16.6，八田川流域=12.4， 地蔵川流域=9.8	内津川流域=(9，16.5)， 八田川流域=(9，11.1)， 地蔵川流域=(21，6.6)， 庄内川流域=(9，45.4)	庄内川[志段味]
	犬山市	五条川流域=16.6，合瀬川流域=5.8， 薬師川流域=6.7，郷瀬川流域=12.7	―	木曽川中流[犬山]
	小牧市	大山川流域=15.3，合瀬川流域=11.1， 薬師川流域=8.4	薬師川流域=(17，6.3)	木曽川中流[犬山]
	尾張旭市	矢田川流域=22.1	矢田川流域=(12，19.8)	―
	豊明市	正戸川流域=7，皆瀬川流域=7.3	正戸川流域=(12，6.3)， 皆瀬川流域=(12，6.5)	愛知県境川水系　境川・逢妻川[泉田]
	日進市	天白川流域=9.5	天白川流域=(9，8.5)	―
	長久手市	香流川流域=11.7	―	―
	東郷町	境川流域=15.1	―	―
尾張西部	一宮市	五条川流域=19.5，青木川流域=11， 大江用水流域=10，光堂川流域=6.2， 野府川流域=6.1	五条川流域=(10，19.3)， 青木川流域=(16，7.6)， 大江用水流域=(20，5.7)， 野府川流域=(10，5.4)， 日光川流域=(22，14.4)	木曽川中流[犬山・笠松]， 愛知県日光川水系　日光川[戸苅・古瀬]
	津島市	善太川流域=7.4	善太川流域=(11，6.2)， 日光川流域=(8，23.3)	木曽川中流[犬山・笠松]， 木曽川下流[木曽成戸]， 愛知県日光川水系　日光川[古瀬]
	江南市	五条川流域=17.6，青木川流域=9.2， 日光川流域=7.5	五条川流域=(18，11.9)， 青木川流域=(5，9.1)， 日光川流域=(5，6.1)	木曽川中流[犬山・笠松]
	稲沢市	青木川流域=15.7，大江用水流域=12.3， 三宅川流域=7.2，領内川流域=7， 福田川流域=11	青木川流域=(8，14.1)， 三宅川流域=(8，6.4)， 領内川流域=(22，5.7)， 福田川流域=(8，10.6)， 日光川流域=(18，19.5)	木曽川中流[犬山・笠松]， 木曽川下流[木曽成戸]， 愛知県日光川水系　日光川[戸苅・古瀬]
	岩倉市	五条川流域=12.5	五条川流域=(10，11.5)	木曽川中流[犬山]
	愛西市	善太川流域=10.7，領内川流域=11.3	―	木曽川中流[犬山・笠松]， 木曽川下流[木曽成戸]， 長良川下流[長良成戸]， 愛知県日光川水系　日光川[戸苅・古瀬]
	清須市	五条川流域=25.7	新川流域=(8，28.8)	木曽川中流[犬山・笠松]， 庄内川[志段味・枇杷島]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	北名古屋市	五条川流域=17.7，水場川流域=6.2， 合瀬川流域=12.8	五条川流域=(10，15.9)， 水場川流域=(10，5.5)， 合瀬川流域=(14，11.4)， 新川流域=(10，25.2)	木曽川中流[犬山・笠松]， 庄内川[志段味・枇杷島]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	弥富市	善太川流域=10.7，筏川流域=13.4	―	木曽川中流[犬山・笠松]， 木曽川下流[木曽成戸]， 愛知県日光川水系　日光川[古瀬]
	あま市	五条川流域=25，蟹江川流域=13.6， 福田川流域=12.6	蟹江川流域=(10，13.1)， 福田川流域=(10，11.3)， 新川流域=(10，33.5)	木曽川中流[犬山・笠松]， 庄内川[志段味・枇杷島]， 愛知県日光川水系　日光川[古瀬]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	豊山町	大山川流域=20.5	―	庄内川[志段味]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	大口町	五条川流域=16.4	五条川流域=(10，14.7)	木曽川中流[犬山]
	扶桑町	青木川流域=5.5	青木川流域=(8，4.9)	木曽川中流[犬山]
	大治町	福田川流域=13.8	福田川流域=(10，12.4)， 新川流域=(10，33.6)	木曽川中流[犬山・笠松]， 庄内川[枇杷島]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	蟹江町	蟹江川流域=14.4，福田川流域=14.5	蟹江川流域=(10，12.9)	木曽川中流[犬山・笠松]， 木曽川下流[木曽成戸]， 愛知県日光川水系　日光川[古瀬]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	飛島村		―	木曽川中流[犬山・笠松]， 愛知県日光川水系　日光川[古瀬]

（別表2）洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域=20.3，神戸川流域=11.3	阿久比川流域=(12，19.1)， 神戸川流域=(12，9.8)	ー
	常滑市	稲早川流域=7，矢田川流域=14.9， 前山川流域=10	矢田川流域=(11，9.1)， 前山川流域=(11，9.1)	ー
	東海市	大田川流域=13.6	大田川流域=(8，12.2)	愛知県天白川水系　天白川[天白川]
	大府市	五ヶ村川流域=9.1，鞍流瀬川流域=12.3， 皆瀬川流域=10.2，石ヶ瀬川流域=8	五ヶ村川流域=(12，9)， 鞍流瀬川流域=(12，12.2)， 皆瀬川流域=(12，9.1)， 石ヶ瀬川流域=(12，7.2)	愛知県境川水系　境川・逢妻川[泉田]
	知多市	信濃川流域=10	信濃川流域=(12，9)	ー
	阿久比町	阿久比川流域=13.9	阿久比川流域=(12，12.5)	ー
	東浦町	五ヶ村川流域=19.8，明徳寺川流域=8.9， 石ヶ瀬川流域=18	石ヶ瀬川流域=(12，17.8)	愛知県境川水系　境川・逢妻川[泉田]
	南知多町	内海川流域=10.5	内海川流域=(10，10.3)	ー
	美浜町	稲早川流域=9.8	ー	ー
	武豊町	堀川流域=8.8	堀川流域=(12，7.9)	ー
西三河南部	岡崎市	広田川流域=23，鹿乗川流域=7.5， 乙川流域=28.4，占部川流域=10.2， 砂川流域=4.8，伊賀川流域=9.3	広田川流域=(7，20.7)， 鹿乗川流域=(7，5.1)， 乙川流域=(17，25.5)， 占部川流域=(7，8.5)， 砂川流域=(19，4.3)， 矢作川流域=(10，78.7)	矢作川[高橋・岩津]
	碧南市	蜆川流域=10.5，長田川流域=10.4	蜆川流域=(10，10.1)， 長田川流域=(18，5.7)	矢作川[岩津・米津]
	刈谷市	猿渡川流域=16.4，発杭川流域=9.3	発杭川流域=(12，9.2)， 境川流域=(12，24.3)	矢作川[高橋・岩津]， 愛知県境川水系　境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	安城市	鹿乗川流域=12，西鹿乗川流域=7.5， 猿渡川流域=13.3，長田川流域=10.2， 半場川流域=6.7	鹿乗川流域=(8，10.8)， 西鹿乗川流域=(8，6.9)	矢作川[高橋・岩津・米津]
	西尾市	矢作古川流域=5.3，北浜川流域=11.6， 広田川流域=24，矢崎川流域=8.9， 朝鮮川流域=7.2	北浜川流域=(7，8.9)， 矢崎川流域=(8，7.5)	矢作川[岩津・米津]
	知立市	猿渡川流域=11.3	猿渡川流域=(12，10.1)， 逢妻川流域=(12，22.1)	矢作川[高橋・岩津]， 愛知県境川水系　境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	高浜市	稗田川流域=6.6	稗田川流域=(11，5.9)	矢作川[岩津・米津]
	幸田町	広田川(永野)流域=22.9，須美川流域=4.3， 広田川(町役場付近)流域=11.1， 相見川流域=8.7	須美川流域=(10，3.7)， 広田川(町役場付近)流域=(10，9.9)， 相見川流域=(10，7.8)	矢作川[岩津]
西三河北西部	豊田市西部	家下川流域=9.2，巴川流域=40.3， 安永川流域=7.2，加納川流域=7.2， 猿渡川流域=9.5，逢妻男川流域=12.2， 逢妻女川流域=17.6	家下川流域=(10，8.2)， 巴川流域=(10，36.2)， 安永川流域=(10，6.4)， 加納川流域=(10，6.4)， 逢妻男川流域=(10，10.9)， 逢妻女川流域=(10，15.8)， 矢作川流域=(10，58.5)	矢作川[高橋・岩津]， 愛知県境川水系　境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	みよし市	境川流域=14.2	ー	ー
西三河北東部	豊田市東部	矢作川流域=58.1，名倉川流域=20.4， 巴川流域=36.3，阿摺川流域=15.8， 大桑川流域=13	矢作川流域=(11，52.2)， 巴川流域=(13，30.9)， 阿摺川流域=(11，14.2)， 大桑川流域=(11，11.7)	ー
東三河北部	新城市	宇連川流域=32.5，当貝津川流域=16.6， 海老川流域=16.1， 巴川(豊川水系)流域=18.1， 巴川(矢作川水系)流域=20.6	ー	豊川及び豊川放水路[石田]
	設楽町	大入川流域=12，当貝津川流域=19.4， 豊川流域=32，名倉川流域=14.8	ー	ー
	東栄町	大千瀬川流域=31.7	ー	ー
	豊根村	大入川流域=22，古真立川流域=15.6	ー	ー
東三河南部	豊橋市	神田川流域=11.9，間川流域=8.5， 柳生川流域=9.8，梅田川流域=15.2， 紙田川流域=8.8，内張川流域=5.4	間川流域=(10，7.6)， 柳生川流域=(10，8.8)， 梅田川流域=(12，11)， 内張川流域=(10，4.8)， 豊川流域=(16，44.9)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]
	豊川市	佐奈川流域=13.3，白川流域=11.3， 音羽川流域=12.8	豊川流域=(17，45.4)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]
	蒲郡市	西田川流域=9，落合川流域=8.2	ー	ー
	田原市	汐川流域=13.6，新堀川流域=6.7， 免々田川流域=8.1，天白川流域=7.5	汐川流域=(12，12.2)， 天白川流域=(12，7.1)	ー

*1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（別表３）大雨注意報基準　　（愛知県地域防災計画附属資料）

（別表3）大雨注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
尾張東部	名古屋市	11	98
	瀬戸市	14	95
	春日井市	12	100
	犬山市	15	95
	小牧市	12	100
	尾張旭市	15	110
	豊明市	15	97
	日進市	12	96
	長久手市	14	95
	東郷町	15	96
尾張西部	一宮市	13	140
	津島市	10	140
	江南市	11	140
	稲沢市	11	140
	岩倉市	13	140
	愛西市	12	140
	清須市	11	140
	北名古屋市	13	140
	弥富市	12	140
	あま市	13	140
	豊山町	13	140
	大口町	13	140
	扶桑町	11	140
	大治町	13	140
	蟹江町	13	140
	飛島村	13	140
知多地域	半田市	16	106
	常滑市	14	97
	東海市	10	108
	大府市	16	124
	知多市	15	97
	阿久比町	12	101
	東浦町	16	123
	南知多町	13	110
	美浜町	15	108
	武豊町	15	103
西三河南部	岡崎市	12	112
	碧南市	13	109
	刈谷市	15	138
	安城市	10	110
	西尾市	9	108
	知立市	16	142
	高浜市	14	137
	幸田町	13	112
西三河北西部	豊田市西部	13	95
	みよし市	14	100
西三河北東部	豊田市東部	14	108

（別表3）大雨注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東三河北部	新城市	13	106
	設楽町	16	115
	東栄町	14	123
	豊根村	14	131
東三河南部	豊橋市	13	112
	豊川市	12	112
	蒲郡市	11	113
	田原市	15	106

※震度5強以上の地震等によって地盤が脆弱となり、雨による土砂災害発生の可能性が通常より高いと考えられる地域では、土壌雨量指数基準を暫定的に引き下げて運用することとする。

豊田市西部（※1）：豊田市東部の区域を除く

豊田市東部（※2）：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

（別表4）洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
尾張東部	名古屋市	堀川流域=20.4，荒子川流域=12， 地蔵川流域=8.2，香流川流域=11.6， 戸田川流域=5.7，山崎川流域=9， 扇川流域=10.1	堀川流域=(5，15.8)， 荒子川流域=(5，11.6)， 地蔵川流域=(5，7.7)， 香流川流域=(5，11.6)， 戸田川流域=(8，4.6)， 山崎川流域=(5，8.5)， 扇川流域=(5，10.1)， 庄内川流域=(11，26.8)， 新川流域=(5，20.4)， 矢田川流域=(8，19.7)， 天白川流域=(5，13.8)， 日光川流域=(7，24.5)	庄内川[志段味・枇杷島・瀬古]， 愛知県天白川水系　天白川[天白川]， 愛知県日光川水系　日光川[古瀬]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	瀬戸市	水野川流域=12.9，矢田川流域=15.2	水野川流域=(7，12.9)， 矢田川流域=(7，15.2)， 庄内川流域=(7，37.4)	庄内川[志段味]
	春日井市	内津川流域=13.2，八田川流域=9.9， 地蔵川流域=7.8	内津川流域=(6，11.2)， 八田川流域=(6，9.2)， 地蔵川流域=(6，5.9)， 庄内川流域=(8，30.2)	庄内川[志段味]
	犬山市	五条川流域=13.2，合瀬川流域=4.6， 薬師川流域=5.3，郷瀬川流域=10.1	五条川流域=(6，13.2)， 合瀬川流域=(7，4.6)， 薬師川流域=(7，5.3)， 郷瀬川流域=(7，10.1)， 木曽川流域=(9，68.6)	木曽川中流[犬山]
	小牧市	大山川流域=12.2，合瀬川流域=8.8， 薬師川流域=6.7	大山川流域=(6，12.2)， 合瀬川流域=(6，8.5)， 薬師川流域=(6，5.7)	ー
	尾張旭市	矢田川流域=17.6	矢田川流域=(7，17.6)	ー
	豊明市	正戸川流域=5.6，皆瀬川流域=5.8	正戸川流域=(7，5.6)， 皆瀬川流域=(7，3.8)	愛知県境川水系　境川・逢妻川[泉田]
	日進市	天白川流域=7.6	天白川流域=(6，7.6)	ー
	長久手市	香流川流域=9.3	香流川流域=(7，9.3)	ー
	東郷町	境川流域=12	境川流域=(7，12)	ー
尾張西部	一宮市	五条川流域=12.8，青木川流域=6， 大江用水流域=8，光堂川流域=4.9， 野府川流域=4.8	五条川流域=(10，12.5)， 青木川流域=(10，5.6)， 大江用水流域=(6，5.1)， 光堂川流域=(8，2.9)， 野府川流域=(6，3.6)， 木曽川流域=(6，85.7)， 日光川流域=(8，9)	木曽川中流[犬山・笠松]， 愛知県日光川水系　日光川[戸苅]
	津島市	善太川流域=5.9	善太川流域=(5，5.6)， 日光川流域=(5，20.7)	愛知県日光川水系　日光川[古瀬]
	江南市	五条川流域=14，青木川流域=7.3， 日光川流域=6	五条川流域=(9，10.7)， 青木川流域=(5，6.6)， 日光川流域=(5，5.5)	木曽川中流[犬山]
	稲沢市	青木川流域=12.5，大江用水流域=9.8， 三宅川流域=5.6，領内川流域=5.6， 福田川流域=8.8	青木川流域=(8，7.7)， 三宅川流域=(5，4.7)， 領内川流域=(5，5.1)， 福田川流域=(5，5.2)， 日光川流域=(5，17.3)	木曽川中流[笠松]， 愛知県日光川水系　日光川[戸苅・古瀬]
	岩倉市	五条川流域=9.7	五条川流域=(10，7.8)	ー
	愛西市	善太川流域=8.5，領内川流域=9	善太川流域=(10，6.8)， 領内川流域=(6，9)， 日光川流域=(11，20.5)	木曽川中流[笠松]， 木曽川下流[木曽成戸]， 長良川下流[長良成戸]， 愛知県日光川水系　日光川[戸苅・古瀬]
	清須市	五条川流域=20.5	五条川流域=(5，20.5)， 新川流域=(7，19.8)	庄内川[枇杷島]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	北名古屋市	五条川流域=14.1，水場川流域=4.9， 合瀬川流域=10.2	五条川流域=(10，14.1)， 水場川流域=(6，3.3)， 合瀬川流域=(10，8.2)， 新川流域=(6，22.4)	愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	弥富市	善太川流域=8.5，筏川流域=10.7	善太川流域=(8，8.5)， 筏川流域=(6，10.7)， 日光川流域=(10，17)	木曽川下流[木曽成戸]， 愛知県日光川水系　日光川[古瀬]
	あま市	五条川流域=20，蟹江川流域=10.8， 福田川流域=10	五条川流域=(6，20)， 蟹江川流域=(6，10.8)， 福田川流域=(6，9.4)， 新川流域=(6，25.4)	庄内川[枇杷島]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	豊山町	大山川流域=16.4	ー	ー
	大口町	五条川流域=13.1	五条川流域=(10，10.5)	ー
	扶桑町	青木川流域=3.4	青木川流域=(5，3.3)	木曽川中流[犬山]
	大治町	福田川流域=11	福田川流域=(6，10.1)， 庄内川流域=(12，27.8)， 新川流域=(6，26.9)	庄内川[枇杷島]， 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	蟹江町	蟹江川流域=7.9，福田川流域=11.6	蟹江川流域=(10，7.9)， 福田川流域=(10，11.6)， 日光川流域=(10，17)	愛知県日光川水系　日光川[古瀬]
	飛島村		日光川流域=(8，28.4)	愛知県日光川水系　日光川[古瀬]

（別表4）洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域=16.2，神戸川流域=9	阿久比川流域=(8，13.8)， 神戸川流域=(8，7.5)	ー
	常滑市	稲早川流域=5.6，矢田川流域=11.9， 前山川流域=8	稲早川流域=(11，4.5)， 矢田川流域=(7，8.2)， 前山川流域=(7，8)	ー
	東海市	大田川流域=10.8	大田川流域=(5，10.8)	愛知県天白川水系　天白川[天白川]
	大府市	五ヶ村川流域=7.2，鞍流瀬川流域=9.8， 皆瀬川流域=8.1，石ヶ瀬川流域=6.4	五ヶ村川流域=(8，7.2)， 鞍流瀬川流域=(8，9.8)， 皆瀬川流域=(8，8.1)， 石ヶ瀬川流域=(8，6.4)， 境川流域=(13，17.4)	愛知県境川水系　境川・逢妻川[泉田]
	知多市	信濃川流域=8	信濃川流域=(7，8)	ー
	阿久比町	阿久比川流域=11.1	阿久比川流域=(7，11.1)	ー
	東浦町	五ヶ村川流域=13.9，明徳寺川流域=7.1， 石ヶ瀬川流域=14.4	明徳寺川流域=(8，7.1)， 石ヶ瀬川流域=(12，11.5)	愛知県境川水系　境川・逢妻川[泉田]
	南知多町	内海川流域=8.4	内海川流域=(6，8.4)	ー
	美浜町	稲早川流域=7.8	稲早川流域=(7，7.8)	ー
	武豊町	堀川流域=7	堀川流域=(7，6.1)	ー
西三河南部	岡崎市	広田川流域=18.4，鹿乗川流域=6， 乙川流域=22.7，占部川流域=8.1， 砂川流域=3.9，伊賀川流域=7.4	広田川流域=(5，18.4)， 鹿乗川流域=(5，4.6)， 乙川流域=(7，22.7)， 占部川流域=(5，7.7)， 砂川流域=(9，3.8)， 矢作川流域=(10，70)	矢作川[高橋・岩津]
	碧南市	蜆川流域=8.4，長田川流域=8.3	蜆川流域=(6，8)， 長田川流域=(6，5.1)	矢作川[米津]
	刈谷市	猿渡川流域=13.1，発杭川流域=7.4	猿渡川流域=(7，12.9)， 発杭川流域=(7，7.4)， 境川流域=(7，21.6)， 逢妻川流域=(7，19)	愛知県境川水系　境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	安城市	鹿乗川流域=9.6，西鹿乗川流域=6， 猿渡川流域=10.6，長田川流域=8.1， 半場川流域=5.3	鹿乗川流域=(5，9.6)， 西鹿乗川流域=(5，4.9)， 猿渡川流域=(5，10.6)， 長田川流域=(7，4.3)， 半場川流域=(8，4.9)	矢作川[岩津]
	西尾市	矢作古川流域=4.2，北浜川流域=9.2， 広田川流域=19.2，矢崎川流域=7.1， 朝鮮川流域=5.7	北浜川流域=(5，8)， 矢崎川流域=(5，6.8)， 朝鮮川流域=(5，5.7)， 矢作川流域=(5，74.5)	矢作川[岩津・米津]
	知立市	猿渡川流域=9	猿渡川流域=(12，9)， 逢妻川流域=(8，19.6)	愛知県境川水系　境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	高浜市	稗田川流域=5	稗田川流域=(7，5)	ー
	幸田町	広田川(永野)流域=18.3，須美川流域=3.5， 広田川(町役場付近)流域=8.8， 相見川流域=6.9	須美川流域=(6，3.3)， 広田川(町役場付近)流域=(6，8.6)， 相見川流域=(6，6.6)	ー
西三河北西部	豊田市西部	家下川流域=7.3，巴川流域=32.2， 安永川流域=5.7，加納川流域=5.7， 猿渡川流域=7.6，逢妻男川流域=9.7， 逢妻女川流域=14	家下川流域=(6，7.3)， 巴川流域=(10，25.8)， 安永川流域=(6，5.7)， 加納川流域=(10，5.7)， 猿渡川流域=(6，7.6)， 逢妻男川流域=(6，9.7)， 逢妻女川流域=(6，14)， 矢作川流域=(10，41.6)	矢作川[高橋・岩津]， 愛知県境川水系　境川・逢妻川[一ツ木逢妻川]
	みよし市	境川流域=11.3	境川流域=(7，11.3)	ー
西三河北東部	豊田市東部	矢作川流域=46.4，名倉川流域=16.3， 巴川流域=29，阿摺川流域=12.6， 大桑川流域=10.4	矢作川流域=(11，37.1)， 名倉川流域=(11，13)， 巴川流域=(13，27.8)， 阿摺川流域=(11，10.1)， 大桑川流域=(11，10.4)	ー
東三河北部	新城市	宇連川流域=26，当貝津川流域=13.2， 海老川流域=12.8， 巴川(豊川水系)流域=14.4， 巴川(矢作川水系)流域=16.4	海老川流域=(6，12.8)， 巴川(矢作川水系)流域=(10，16.4)， 豊川流域=(10，37.4)	豊川及び豊川放水路[石田]
	設楽町	大入川流域=9.6，当貝津川流域=15.5， 豊川流域=25.6，名倉川流域=11.8	当貝津川流域=(13，12.4)	ー
	東栄町	大千瀬川流域=25.3	ー	ー
	豊根村	大入川流域=17.6，古真立川流域=12.4	ー	ー

（別表4）洪水注意報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東三河南部	豊橋市	神田川流域=9.5，間川流域=6.8， 柳生川流域=7.8，梅田川流域=12.1， 紙田川流域=7，内張川流域=4.3	間川流域=(10，6.8)， 柳生川流域=(6，7.8)， 梅田川流域=(10，7.7)， 紙田川流域=(10，5.6)， 内張川流域=(6，4.3)， 豊川流域=(12，35.5)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]
	豊川市	佐奈川流域=10.6，白川流域=9， 音羽川流域=10.2	佐奈川流域=(6，10.4)， 音羽川流域=(10，10.2)， 豊川流域=(9，40.9)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]
	蒲郡市	西田川流域=7.2，落合川流域=6.5	落合川流域=(5，6.5)	ー
	田原市	汐川流域=6.8，新堀川流域=5.3， 免々田川流域=6.4，天白川流域=6	汐川流域=(12，5)， 新堀川流域=(12，4.2)， 免々田川流域=(12，5.1)， 天白川流域=(7，5.4)	ー

*1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す

＊1　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す

（3）洪水予報

ア　洪水予報を行う河川及び実施区域

河川名	区　　域
矢作川	左岸：豊田市川田町二丁目２９番地先 右岸：豊田市荒井町松島３２１番４地先　　から海まで
逢妻川	右左岸　逢妻女川及び逢妻男川合流点　　から海まで

イ　洪水予報に関する基準地点

河川名	基準地点	所在地	河口からの距離 Km	水防団待機水位（指定水位） m	はん濫注意水位（警戒水位） m	避難判断水位 m	はん濫危険水位 m
矢作川	高橋	豊田市中島町	右岸40.4	1.00	2.70	5.90	6.80
	岩津	岡崎市西蔵前町	左岸29.2	4.00	4.90	7.80	8.50
	米津	西尾市米津町	右岸 9.8	4.90	6.00	9.90	10.30
逢妻川	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町	8.45	2.70	3.35	4.00	4.80

ウ　洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報	「氾濫注意情報	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難

（警報解除）」	（警戒情報解除）」	判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

（県建設部河川課、名古屋地方気象台、中部地方整備局）

（４）水防警報

ア　水防警報を行う河川とその区域

河川名	区　　域
矢作川	左岸：豊田市川田町２丁目２９番地先 右岸：豊田市荒井町松島３２１番地４地先　から海まで
逢妻川	右左岸　逢妻女川、逢妻男川合流点　から海まで

イ　水防警報を発する基準

（単位：メートル）

河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	はん濫注意水位（警戒水位）	出動水位	計画高水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発報者
矢作川	高橋	豊田市中島町（右岸40.4km付近）	1.00	2.70	3.40	7.22	8.6 9.4	豊橋河川事務所長
	岩津	岡崎市西蔵前町（左岸29.2km付近）	4.00	4.90	6.40	10.89	11.2 12.1	
逢妻川	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町（左岸河口から8.45km）	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 3.90	T.P. 4.80	T．P 5.90 5.90	知立建設事務所長

（県建設部河川課、中部地方整備局）

ウ　水防警報の段階と内容

段　階	内　　容
準　備	はん濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出　動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情　報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解　除	水防活動の終了を通知するもの。

（５）水位情報の周知

ア　水位情報の周知を行う河川及びその区域

河川名	区　域（起点～終点）	
籠　　川	伊保川合流点から	矢作川合流点まで
逢妻女川	布袋子川合流点から	逢妻川合流点まで

イ　水位情報の周知を行う水位観測所における基準水位

河川名	観測所名	基準水位（m）					発表者
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）	出　動	避難判断（特別警戒）	はん濫危険(危険)	
籠川	京町（右岸0.55㎞付近）	T.P.（1.65）	T.P.（2.10）	T.P.（2.45）	T.P. 2.65	T.P. 2.95	豊田加茂建設事務所長
逢妻女川	千足（左岸10.12㎞付近）	T.P.（1.55）	T.P.（1.85）	T.P.（2.10）	T.P. 2.20	T.P. 2.50	

※水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（　）書きとしている。

（６）火災気象通報

ア　通報基準

名古屋地方気象台が定めた「乾燥注意報」、「強風注意報」の基準と同一とする。

イ　通報対象区域等

火災気象通報の実施部署、対象区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

通報実施部署	通報対象区域	通　　報　　先	通報手段
名古屋地方気象台 観測予報グループ	愛知県と名古屋地方気象台において定めた、概ね市町村を単位とする「二次細分区域」単位	愛知県防災安全局 防災部消防保安課	気象情報 伝送処理システム

ウ　通報時刻等

毎日０５時頃、翌日０９時までの気象状況の概況を気象概況として通報する。通報の際、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以って火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合には、その旨を通報する。

名古屋地方気象台（「愛知県地域防災計画附属資料」）

（７）河川情報に基づく災害対策活動基準（避難情報の発令）

（ア）実測による避難情報の発令判断基準

河川名	観測所名	出水時の通常水位	堤防高	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	解除
矢作川	小渡	0.28m	—	4.00m	5.00m	・異常な漏水、亀裂、すべりの発生 ・決壊や越水の発生	4.00ｍを下回った場合
	猿投	1.10m	—	5.00m	6.00m		5.00ｍを下回った場合
	高橋	-1.59m	8.60m	5.90m（避難判断水位）	6.80m（氾濫危険水位）	7.22m（計画高水位）	・避難判断水位を下回った場合 ・ダム放流量が 800㎥/ｓを下回った場合
	岩津	0.21m	11.20m	7.80m（避難判断水位）	8.50m（氾濫危険水位）	10.89m（計画高水位）	
	矢作ダム	—	—	ダム操作に関する重要情報	異常洪水時防災操作に関する事前通知	異常洪水時防災操作開始の通知	
籠川	京町	0.28m	6.00m	2.65m（避難判断水位）	2.95m（氾濫危険水位）	・異常な漏水、亀裂、すべりの発生 ・決壊や越水の発生	2.65ｍを下回った場合
巴川	九 久	0.43m	—	3.50m	4.50m		・3.50ｍを下回った場合 ・羽生ダム放流量が 80 ㎥/ｓを下回った場合
逢妻男川	若林	0.26m	4.50m	3.00m	3.90m		3.00ｍを下回った場合
逢妻女川	千足	0.12m	3.30m	1.90m（避難判断水位）	2.20m（氾濫危険水位）		1.90ｍを下回った場合

※高橋、岩津観測所は実測だけでなく予測等（次ページ）も考慮し判断すること。

※河川管理者等から漏水、浸食、決壊、越水に関する情報提供にも留意すること。

※避難勧告等の解除は、基準のほか上流域での降雨状況や水位の低下傾向が顕著であることも留意すること。

（イ）予測による避難情報の発令判断基準（洪水予報）

観測所名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
高橋	・水位が 5.90m（避難判断水位）に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・水位が 2.70m（氾濫注意水位）を超えた状態で、氾濫注意情報の予測水位が、5.90m（避難判断水位）を超えている場合	水位が 5.90m（避難判断水位）を超えた状態で、氾濫警戒情報の予測水位が、6.80m（氾濫危険水位）を超えている場合	水位が、6.80m（氾濫危険水位）を超えた状態で、氾濫危険情報の予測水位が、7.22m（計画高水位）を超えている場合
岩津	・水位が 7.80m（避難判断水位）に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・水位が 4.90m（氾濫注意水位）を超えた状態で、氾濫注意情報の予測水位が、7.80m（避難判断水位）を超えている場合	水位が 7.80m（避難判断水位）を超えた状態で、氾濫警戒情報の予測水位が、8.50m（氾濫危険水位）を超えている場合	水位が、8.50m（氾濫危険水位）を超えた状態で、氾濫危険情報の予測水位が、10.89m（計画高水位）を超えている場合

（ウ）避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合の避難情報の発令判断基準

【矢作川】判断時点（17：00）で、①の基準水位を超過し、②の○項目が半数以上該当する場合、高齢者等避難（避難指示）を発令

項目			小渡	猿投	高橋	岩津	備考
①	基準水位	高齢者等避難	3.00m	4.00m	2.70m（氾濫注意水位）	4.90m（氾濫注意水位）	
		避難指示	4.00m	5.00m	5.90m（避難判断水位）	7.80m（避難判断水位）	
②	大雨警報（浸水害）・洪水警報		○	○	○	○	判断時点で、西部・東部のいずれかで大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されている場合
	流域雨量指数		○	○	○	○	6時間先までの予測値が、西部・東部のいずれかで警報基準を超過している場合

項　　目		小渡	猿投	高橋	岩津	備　　考
②	矢作ダム	○	○	○	○	防災操作事前通知で、18：00～6：00 の時間帯において、800 ㎥/s を超える放流が予定されている場合
	越戸ダム	－	－	○	○	全放流量が 1,600 ㎥/s を超えた場合
	氾濫注意（警戒）情報	－	－	○	○	3 時間先までの予測水位が上昇している場合 （※）発表時のみ

【籠川】判断時点（17：00）で、①の基準水位を超過し、かつ、②の項目に該当する場合、高齢者等避難（避難指示）を発令

項　　目		京町	備　　考
高齢者等避難	2.10m（氾濫注意水位）		
避難指示	2.65m（避難判断水位）		
規格版流域雨量指数		猿投・保見地区の現在値または予測値が 0.9 以上の場合	

【巴川】判断時点（17：00）で、①の基準水位を超過し、②の項目が半数以上該当する場合、高齢者等避難（避難指示）を発令

項　　目			九久平	備　　考
①	基準水位	高齢者等避難	3.00m	
		避難指示	3.50m	
②	大雨警報（浸水害）・洪水警報		判断時点で、西部・東部のいずれかで大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されている場合	
	流域雨量指数		6 時間先までの予測値が、警報基準を超過している場合	
	羽布ダム		事前放流通知で、18：00～6：00 の時間帯において、80 ㎥/s を超える放流が予定されている場合	
	予測水位		6 時間先までの予測水位が上昇している場合	

【逢妻男川】判断時点（17：00）で、①の基準水位を超過し、かつ、②の項目に該当する場合、避難準備・高齢者等避難開始（避難勧告）を発令

項　　目			若林	備　　考
①	基準水位	避難準備・高齢者等避難開始	2.40m（氾濫注意水位）	
		避難勧告	3.00m	
②	予測水位		6 時間先までの予測水位が上昇している場合	

【逢妻女川】判断時点（17：00）で、①の基準水位を超過し、かつ、②の項目に該当する場合、避難準備・高齢者等避難開始（避難勧告）を発令

項　　目			千足	備　　考
①	基準水位	避難準備・高齢者等避難開始	1.80m（氾濫注意水位）	
		避難勧告	1.90m（避難判断水位）	
②	予測水位		6 時間先までの予測水位が上昇している場合	
	流域雨量指数		現在値または予測値が注意報基準値の 18 以上の場合	

第１１　参　考

１　豊田市防災基本条例（平成25年10月2日条例第38号）

豊田市防災基本条例

最終改正　平成27年3月26日条例第31号

（前文）

本市では、昭和４７年７月豪雨や平成１２年東海豪雨など、市民の生命や財産に大きな被害をもたらした災害が度々発生してきた。また、南海トラフの巨大地震などの地震の発生が危惧されており、これまでの災害を超える甚大な被害を受けるおそれがある。平成２３年３月に発生した東日本大震災では、想定を超える未曽有の被害が発生し、行政による災害対応の限界が明らかになる一方で、地域社会による助け合いの重要性が改めて認識された。

広大な市域を持つ本市で、災害から市民の生命と暮らしを守るためには、自らのことは自らが守る自助の理念、地域において助け合いお互いを守る共助の理念及び市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念に基づき、市民、事業者及び市が相互に連携し、協力し合い、継続して防災対策及び減災対策に取り組むことが必要不可欠である。また、市域を越えた広域で被害を受けた際には、内陸部に位置することや高規格道路等の交通の便の良い立地条件を生かして、本市が、他の地方公共団体の支援のための拠点としての役割を担っていく必要がある。

それらを実現するためには、地域社会における防災活動の基盤となる人と人との絆（きずな）を大切にし、地域コミュニティの維持及び発展に取り組んでいかなければならない。

ここに、市民、事業者及び市が適切な役割分担の下、共働して地域防災力の更なる向上を図り、一体となって災害に立ち向かう決意を表明するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害対策に関する市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市民の生命、身体及び財産を守る上で必要な基本理念並びに災害の予防対策、応急復旧対策、復興対策及び応援協力に関する基本的事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、被害を最小限にとどめ、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちを実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。

（２）　市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。

（３）　自主防災組織　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第５条第２項に規定する自主防災組織をいう。

（４）　防災関係機関　警察、法第２条第４号に規定する指定地方行政機関、自衛隊、同条第５号に規定する指定公共機関、同条第６号に規定する指定地方公共機関及び地域防災計画（法第４２条第１項の規定により豊田市防災会議（法第１６条第１項の規定により設置したものをいう。以下同じ。）が作成した豊田市地域防災計画をいう。以下同じ。）で定める公共的団体をいう。

（５）　要配慮者　法第８条第２項第１５号に規定する要配慮者をいう。

（６）　避難所　避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設をいう。

（７）　避難場所　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難

のために一時的に滞在する施設又は場所をいう。

（８）　帰宅困難者　事業所、学校等に通勤し、通学し、又は来所する者で災害の発生により帰宅することが困難になったものをいう。

（基本理念）

第３条　市民、事業者及び市は、次に掲げる理念に基づき、それぞれの責務と役割を果たし、共働により継続的に災害対策を充実させるよう努めなければならない。

（１）　自らのことは自らが守る自助の理念

（２）　地域において助け合いお互いを守る共助の理念

（３）　市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念

（地域防災計画への反映）

第４条　豊田市防災会議は、法第４２条第１項の規定により地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、地域の一員として協力し、相互の安全の確保に努めなければならない。

２　市民は、国、県、市及び防災関係機関が実施する災害対策に協力するよう努めなければならない。

３　市民は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

（１）　所有し、又は管理する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策

（２）　家具の転倒の防止

（３）　災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備

（４）　食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄

（５）　外出先からの帰宅方法及び家族間の連絡方法の確認

（６）　避難所及び避難場所並びに避難の経路及び方法の確認

（７）　前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

（事業者の責務）

第６条　事業者は、従業員及び事業所に来所する者並びに管理する施設及び設備の安全の確保に努めなければならない。

２　事業者は、地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全の確保に努めなければならない。

３　事業者は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

（１）　所有し、又は管理する建築物等の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策

（２）　事業活動で使用する物品、機器設備等の転倒の防止

（３）　災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備

（４）　災害時に従業員及び事業所に来所する者を一時的に待機させる場所の確保

（５）　食品、飲料水その他の災害時において必要となる物資の備蓄

（６）　避難所及び避難場所並びに避難の経路及び方法の確認並びに従業員及び事業所に来所する者への周知

（７）　災害時における情報の収集及び伝達の方法に係る確認及び確保並びにその方法の従業員及び事業所に来所する者への周知

（８）　被災後に事業を早期に再開し、及び継続するための計画の策定及び災害に対する危機管理体制の整備
（９）　前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項
（市の責務）
第７条　市は、市民の生命、身体及び財産並びに事業者の財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、次に掲げる施策を実施しなければならない。
（１）　災害対策に関する計画の策定及び必要な体制の整備
（２）　国、県及び防災関係機関並びに市民、自治区、自主防災組織及び事業者と連携した災害対策の実施
（３）　被災者の支援のための体制の整備
（４）　市民及び事業者の防災意識の高揚及び災害に対する対応力の向上のための啓発活動
（５）　建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導、助言及び支援
（６）　市が所有する建築物の必要に応じた耐震診断及びその結果に基づく耐震改修の実施
（７）　市が管理する道路、橋りょう、河川、排水路施設、上下水道施設等の安全の確保
（８）　避難者等に必要な食品、飲料水その他の物資の備蓄
（９）　前各号に掲げるもののほか、災害対策の推進に関し必要な事項
（議会の責務）
第８条　議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、広大な市域を持つ本市の多様な地域特性を勘案した災害対策に関する必要な調査及び研究並びに市長への助言及び提言を行うよう努めなければならない。
２　議会は、市内の被害の状況に関する情報を収集し及び整理し、並びに市長に提供するとともに、市長と協力し災害に関する必要な情報を市民に発信するよう努めなければならない。
３　議会は、市長と協力し国及び県への働きかけを行い、災害の予防対策、復旧対策及び復興対策の推進に努めなければならない。

第２章　予防対策

（災害に強いまちづくりの推進）
第９条　市は、道路、河川、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとする。
（防災に関する知識の普及等）
第１０条　市は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民及び事業者の防災意識の高揚を図るものとする。
２　市は、防災に関する市民の理解を深め、防災活動を支える人材を育成するため、学校教育その他の機会を通じ、防災に関する知識及び技術の習得に資するための教育を充実させるものとする。
３　市は、自治区、自主防災組織、事業所等が行う防災に関する啓発活動に対し、必要な支援を行うものとする。
４　市は、防災訓練、防災に係る研修等の実施により、職員の防災に関する知識を深めるとともに、技術の向上を図るものとする。
５　市民は、平常時から防災に関する知識及び技術を習得するとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。
６　市民、自治区及び自主防災組織は、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へと引き継ぐよう努めるものとする。
７　事業者は、防災訓練、防災に係る研修等の実施により、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。
（自主的な防災活動の推進）
第１１条　市は、市民、自治区、自主防災組織その他防災に関する活動を行う団体が地域において

自発的かつ組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）を推進するため、積極的に支援及び協力を行うものとする。

2　市民は、自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3　事業者は、自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力するよう努めるものとする。

4　自治区、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）は、災害時の対応を円滑に行うため、平常時から連携を図るよう努めるものとする。

（災害に係るボランティア活動の推進）

第１２条　市及び社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動拠点の提供その他必要な支援により、災害に係るボランティア活動の環境整備に努めなければならない。

2　市及び社会福祉協議会は、平常時から県及び特定非営利活動法人その他の団体との連携を図り、災害に係るボランティア活動の啓発及びボランティアの育成に努めなければならない。

（要配慮者への支援）

第１３条　市は、要配慮者に配慮し、避難所のバリアフリー化、物資の備蓄その他の支援対策を行うものとする。

2　自治区、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員は、相互に協力して要配慮者の支援に努めるものとする。

3　要配慮者は、自らの住まいの安全の確保に努めるとともに、避難の支援を受けるために必要な情報の提供、近隣との交流及び地域の関係団体、福祉関係者等との関係づくりに努めるものとする。

4　市は、要配慮者への支援を促進するため、法第４９条の１１第２項の規定に基づき、法第４９条の１０第１項に規定する避難行動要支援者として地域防災計画で定める者の名簿又は当該名簿に記載し、若しくは記録された情報（以下「名簿情報」という。）を避難支援等関係者に対し提供するものとする。

5　前項の規定により、名簿情報の提供を受けるものは、避難行動要支援者の支援を円滑に行うための体制の整備に努めなければならない。

6　第４項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、当該名簿情報を適正に管理するとともに、正当な理由なく避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（情報収集及び提供）

第１４条　市は、災害に関する情報基盤を整備し、防災のために必要な情報を収集し、及び伝達する方法を確保するものとする。

2　市は、市内で予想される災害に関する情報を収集し、災害対策に反映するものとする。

3　市は、市民、自治区、自主防災組織及び事業者に対し、あらかじめ、避難所及び避難場所の位置その他避難するために必要な情報を提供するものとする。

4　市民、自治区、自主防災組織及び事業者は、災害時に適切な行動をとるため、防災に関する情報を自ら積極的に収集するよう努めるものとする。

（災害の防止対策の推進）

第１５条　市は、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるものとする。

2　市内の土地の所有者又は管理者は、当該土地の適切な管理に努めるものとする。

3　市内の建築物等の所有者又は管理者は、当該建築物等の安全の確保に努めるものとする。

4　市内の森林の所有者又は管理者は、森林の持つ公益的機能が発揮されるよう当該森林の適正な整備及び保全に努めるものとする。

５　市内の屋外広告物、建築物の屋外に面している壁面タイルその他災害時において落下のおそれのある物（この項において「落下対象物」という。）及び道路その他の公共の場所に沿って設けられているブロック塀、自動販売機その他災害時において転倒のおそれのある物（この項において「転倒対象物」という。）を所有し、又は管理する者は、当該落下対象物の落下の防止及び当該転倒対象物の転倒の防止に努めるものとする。

６　市は、第２項から前項までに規定する措置を講ずる者に対し、必要に応じて助言又は指導を行い、又は報告を求めることができる。

第３章　応急復旧対策

（応急復旧活動）

第１６条　市は、災害時における救援活動及び迅速な応急復旧活動を行うため、国、県及び防災関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民、自治区、自主防災組織及び事業者に対し、直ちに、避難及び被害の状況、応急措置等に関する情報を提供するものとする。

（災害時の活動）

第１７条　市、市民、自治区、自主防災組織、消防団、民生委員、特定非営利活動法人その他の団体及び事業者は、災害時においては、相互に連携し及び補完して、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

（１）　災害に関する情報の収集及び伝達

（２）　出火防止及び初期消火

（３）　被災者の救出、救護、搬送等

（４）　要配慮者への支援

（５）　帰宅困難者への支援

（６）　前各号に掲げるもののほか、災害時の応急対応に関し必要な事項

２　市民、自治区、自主防災組織、民生委員、特定非営利活動法人その他の団体及び事業者は、災害時に市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めるものとする。

（避難対策）

第１８条　市は、食品、飲料水その他の被災した市民の生活に必要な物資の確保及び供給のために必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、避難所及び避難場所を確保し、及び整備するものとする。

３　市民は、防災関係機関からの災害に関する情報の収集に努め、危険を認知したときは、自主的に避難するとともに、市から避難に関する情報の提供があったときは、これを考慮して自らの身の安全を確保するよう努めるものとする。

４　自治区、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員は、相互に連携し、災害時における市民の避難誘導に努めるものとする。

５　市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

（緊急輸送対策）

第１９条　市は、災害時又は東海地震に関する警戒宣言の発令時において、消火、被災者の救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）を確保するため、道路の啓開及び車両その他の輸送手段の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うものとする。

２　前項の場合において、市民及び事業者は、自動車の使用の自粛等により緊急輸送の確保に協力するよう努めなければならない。

（帰宅困難者対策）

第２０条　市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供その他の必要な支援を行う

ものとする。
2　事業者は、従業員の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
3　帰宅困難者は、自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、市及び事業者が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。

第４章　復興対策

第２１条　市は、災害により甚大な被害を受けた場合において、市民生活の再建及び安定を図るため、国、県及び防災関係機関と連携を図りながら災害復興の事業計画を策定し、被災した区域の復興に関する事業を行うものとする。
2　前項の場合において、市民、自治区、自主防災組織及び事業者は、相互に協力し速やかに、市民生活及び事業活動を再建し、及び被災した区域の復興を図るよう努めるものとする。
3　市民、自治区、自主防災組織及び事業者は、市の実施する被災した区域の復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

第５章　応援協力

（協定の締結）

第２２条　市は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行うことができるよう、あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

（被災地及び被災者に対する支援）

第２３条　市は、甚大な被害を受けた被災地及び被災者に対し、市民及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関と共に必要な支援を行うものとする。
2　市民及び事業者は、国、県、市及び防災関係機関が行う支援に協力するよう努めるものとする。

第６章　雑則

（委任）

第２４条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１３条第４項から第６項までの規定は、規則で定める日から施行する。

（平成２６年３月規則第４号で、同２６年４月１日から施行）

附　則（平成２７年３月２６日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。

２　豊田市防災会議条例（昭和38年10月２日条例第26号）

豊田市防災会議条例

最終改正　令和２年１２月２４日条例第４９号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、豊田市防災会議の所掌事務、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　豊田市防災会議（以下「防災会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）豊田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）前３号に掲げるもののほか、その権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員４０人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関のうちから市長が任命する者

（２）市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

（３）愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（４）愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（５）市長がその部内の職員のうちから指名する者

（６）市の教育委員会の教育長

（７）市の消防機関の長のうちから市長が任命する者

（８）市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

（９）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

（１０）市長が特に必要と認めて任命する者

６　前項第８号から第１０号までの委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

７　前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第５条　防災会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

２　防災会議は、委員の総数の２分の１以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議の特例）

第６条　会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又

は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

２　前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、前条第２項中「防災会議」とあるのは「会議における審議」と、「の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第３項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

（幹事）

第７条　防災会議に幹事を置く。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（昭和５０年条例第２７号の改正附則　省略）

附　則（平成４年７月１日条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年６月３０日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年３月２９日条例第３８号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１０月１日条例第４８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年３月２６日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年１２月２４日条例第４９号抄）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊田市地域自治区条例、豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例、豊田市行政不服審査会条例、豊田市財産区まちづくり支援条例、豊田市財産区管理会条例、豊田市生涯学習審議会条例、豊田市文化財保護条例、豊田市スポーツ推進審議会条例、豊田市社会福祉審議会条例、豊田市食育推進会議条例、豊田市感染症診査協議会条例、豊田市開発審査会条例、豊田市建築審査会条例、豊田市国民保護協議会条例及び豊田市防災会議条例の規定は、令和２年４月１日から適用する。

（防災対策課）

３　豊田市防災会議運営要綱

豊田市防災会議運営要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、豊田市防災会議条例（昭和３８年条例第２６号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、豊田市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。
（会長の代理）
第２条　会長に事故あるときは、会長の指名する豊田市副市長がその職務を代理する。
（委員の代理）
第３条　委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる
（異動の報告）
第４条　条例第３条第５項１号から第４号及び第８号の委員に異動があった場合は、その役職名、氏名及び異動年月日をただちに会長に報告しなければならない。
（会議の招集）
第５条　会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。
（専決処分）
第６条　会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。
（１）所掌事務を遂行するため必要があると認めるとき、関係行政機関の長等に対し資料または情報の提供、意見を聞く等その他必要な協力を求めること。
（２）豊田市災害対策本部の設置についての意見に関すること。
２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。
（幹事会）
第７条　防災会議に幹事会を置く。
２　幹事会はあらかじめ会長が指名するものが議長となる。
３　幹事会は次の事項を処理する。
（１）防災会議に提出する議案の作成
（２）その他会長から命ぜられた事項
（事務局）
第８条　防災会議の事務を処理させるため、事務局を地域振興部市民安全室防災対策課に置く。
２　事務局の職員は、豊田市の職員のうちから市長が任命する。
（会議録）
第９条　事務局は会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。
（１）会議の日時、場所
（２）出席者の職、氏名
（３）議会に付した案件および議事の経過
（４）決議した事項
（５）その他参考事項
（委任）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項はそのつど会長が定めるものとする。

附　則

この要綱は、昭和５１年９月６日から施行する。
この要綱は、平成７年６月３０日から施行する。
この要綱は、平成８年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（防災対策課）

4　豊田市防災会議委員

令和６年４月1日現在

番号	役職	機関名	職名
	会長	豊田市	市長
1	委員	陸上自衛隊第 10 高射特科大隊	大隊長
2	委員	国土交通省　中部地方整備局　名古屋国道事務所	所長
3	委員	国土交通省　中部地方整備局　豊橋河川事務所	所長
4	委員	愛知県西三河県民事務所	所長
5	委員	愛知県豊田加茂建設事務所	所長
6	委員	愛知県豊田加茂農林水産事務所	所長
7	委員	愛知県豊田警察署	署長
8	委員	愛知県足助警察署	署長
9	委員	豊田市消防団	団長
10	委員	豊田市自主防災会連絡協議会	会長
11	委員	豊田市防火危険物安全協会	会長
12	委員	豊田土地改良区	理事長
13	委員	一般社団法人豊田加茂医師会	会長
14	委員	一般社団法人豊田加茂歯科医師会	会長
15	委員	一般社団法人豊田加茂薬剤師会	会長
16	委員	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	会長
17	委員	豊田市区長会	会長
18	委員	豊田市民生委員児童委員協議会	理事長
19	委員	豊田森林組合	代表理事組合長
20	委員	中部電力パワーグリッド株式会社　豊田支社	所長
21	委員	西日本電信電話株式会社　東海支店　設備部	部長
22	委員	東邦ガスネットワーク株式会社　豊田営業所	所長
23	委員	名古屋鉄道株式会社　豊田市幹事駅	幹事駅長
24	委員	一般社団法人　愛知県トラック協会　西三支部　豊田部会	部会長
25	委員	ひまわりネットワーク株式会社	代表取締役社長
26	委員	愛知環状鉄道株式会社	常務取締役総務部長
27	委員	一般社団法人愛知県ＬＰガス協会　西三河支部　豊田分会	分会長
28	委員	中日本高速道路株式会社　名古屋支社　豊田保全・サービスセンター	所長
29	委員	トヨタ自動車株式会社　総務部　総務室	室長
30	委員	愛知工業大学　地域防災研究センター	センター長
31	委員	豊田市赤十字奉仕団	委員長
32	委員	豊田市男女共同参画推進懇話会	座長
33	委員	豊田市	副市長
34	委員	豊田市	副市長
35	委員	豊田市（上下水道局）	事業管理者
36	委員	豊田市（建設部）	部長
37	委員	豊田市（教育委員会）	教育長
38	委員	豊田市（消防本部）	消防長

5　豊田市災害対策本部条例（昭和38年10月２日条例第27号）

豊田市災害対策本部条例

最終改正　平成24年10月1日条例第49号

(趣旨)

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、豊田市災害対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第２条　災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、豊田市災害対策本部(以下「本部」という。)の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第３条　本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

２　部に部長及び部員を置く。

３　部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

４　部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

５　部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第４条　現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第５条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成4年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成8年6月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年10月1日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

（防災対策課）

６　豊田市災害対策本部運営要綱

豊田市災害対策本部運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊田市災害対策本部条例（昭和３８年条例第２７号）第５条の規定に基づき、豊田市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長）

第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び豊田市事業管理者をもって充てる。

（部及び班）

第３条　豊田市災害対策本部条例第３条第１項に定める部は別表第１によるものとし、同表事務分掌欄に定める事務を分担するために班を置く。

２　部には部長及び副部長を置く。

３　班には、班長、副班長及び班員を置く。

４　部長及び副部長並びに班長及び副班長は、別表第１の部名欄及び対策班名欄に掲げる者をもって充てる。

５　班長は部長の命を受けて自班の所掌事務を処理する。

６　班員は、班長の属する所属の職員をもって充てる。

（本部の設置及び廃止）

第４条　本部の設置及び廃止については、豊田市地域防災計画に定めるところによる。

２　本部を設置又は廃止したときは、関係機関及び地域住民に対し適当な方法で通知若しくは公表するものとする。

（本部室の開設）

第５条　本部が設置されたときは、本部室を開設する。

（本部員会議）

第６条　本部に本部員会議を置く。

２　本部員会議は、本部長、副本部長、各部の部長、保健所長及び渉外・危機管理担当からなる本部員をもって構成する。

３　本部員会議は、次に掲げる災害対策に関する基本的事項について協議する。

（１）応急対策の基本方針に関すること。

（２）災害対策本部の非常配備体制及び廃止に関すること。

（３）現地災害対策本部の設置に関すること。

（４）避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。

（５）各対策部の相互応援に関すること。

（６）災害救助法の適用に関すること。

（７）激甚災害の適用に関すること。

（８）自衛隊の派遣要請に関すること。

（９）協定都市等への応援要請に関すること。

（１０）災害応急対策に要する費用に関すること。

（１１）国及び県に対する要望及び陳情に関すること。

（１２）その他応急対策の実施に関すること。

４　本部員会議は、次の各号のいずれかに該当する事項が発生した場合に本部長が招集する。

（１）風水害・突発災害第３非常配備体制又は地震災害第２非常配備体制が概ね完了したとき

（２）総合的な応急対策活動を要する事態が発生したとき
（３）前項各号に規定するいずれかの協議事項が発生したとき
（４）各対策部の連携強化を要する事態が発生したとき
（５）その他本部長が必要と認めたとき
（副部長会議）
第７条　本部に副部長会議を置く。
２　副部長会議は、副本部長、各対策部の対策副部長及び渉外・危機管理担当をもって構成する。
３　副部長会議は、次に掲げる災害対策に関する基本的事項について協議する。
（１）応急対策の基本方針に関すること。
（２）災害対策本部の非常配備体制及び廃止に関すること。
（３）避難勧告・指示及び警戒区域の設定の検討に関すること。
（４）各対策部の相互応援に関すること。
（５）その他応急対策の実施に関すること。
４　副部長会議は、次の各号のいずれかに該当する事項が発生した場合に副本部長が招集する。
（１）風水害・突発災害第２非常配備体制が概ね完了したとき。
（２）応急対策等の協議事項が発生したとき。
（３）その他副本部長が必要と認めたとき
（配備体制）
第８条　本部の配備編成要員は別表第２に掲げるとおりとする。ただし、災害の状況により臨機応変の措置をとることができるものとする。
（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附　　則
この要綱は、昭和５７年６月１日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成１５年５月８日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成１７年５月１９日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

＊別表は省略
（防災対策課）

７　豊田市現地災害対策本部運営要綱

豊田市現地災害対策本部運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊田市災害対策本部条例（昭和38年条例第27号）第４条の規定に基づき、豊田市現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（現地災害対策本部長及び現地災害対策副本部長）

第２条　現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、豊田市現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の事務を総括し、現地本部の職員を指揮監督する。

２　現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　豊田市災害対策本部条例第４条の規定に基づき災害対策本部長（以下「本部長」という。）が現地本部長を指名する順位は別表１のとおりとする。

４　現地副本部長は建設部調整監及び現地本部を置く災害地に係る支所（旭、足助、稲武、小原、下山及び藤岡の各支所に限る。）の長をもって充てる。

（現地本部の機構及び構成）

第３条　現地本部の機構及び構成は、図１に定めるとおりとする。

（現地本部の設置及び廃止）

第４条　現地本部は、相当規模の災害が発生し、本部長が必要と認めたとき、原則として別表２に定めるコミュニティセンター及び支所の中から災害応急対策活動に適した場所に設置する。ただし、被災等によりコミュニティセンター及び支所に設置できない場合は、交流館等に設置するものとする。

２　現地本部は、現地における応急対策がおおむね完了と本部長が判断したとき廃止する。

（委任）

第５条　本部長は、現地本部を設置したときは、被災現地に応急対策を実施するために必要な権限を現地本部長に委任することができる。

（報告）

第６条　現地本部長は、委任された権限の範囲内で応急対策を実施した場合には速やかに本部長に報告するものとする。

（現地災害対策本部員会議）

第７条　現地本部に必要に応じて現地災害対策本部員会議（以下「現地本部員会議」という。）を置く。

２　現地本部員会議は、現地本部長、現地副本部長、図１に定める班長及び現地本部長が必要と認める者をもって構成する。

３　現地本部員会議は、災害地の応急対策に関する事項を協議し、速やかに対策を実施する。

（現地本部の所掌事務）

第８条　現地本部は次に掲げる事務を所掌する。

（１）被害状況、被災地の対応状況、広域的支援状況の把握等これら情報の関係機関及び災害対策本部等への連絡

（２）災害対策本部から委任された応急対策

（３）現地本部が管轄する地区対策班及び避難場所の運営

（４）職員派遣要請及び国、県に対する要望事項の把握

（５）その他現地本部の役割を果たすため必要な事務

（現地本部職員）
第９条　現地本部職員は災害対策本部職員から現地本部長が指名するものとする。
（情報連絡班）
第10条　現地本部長は、現地本部の円滑な事務を処理するため現地本部職員による情報連絡班を設置する。
２　情報連絡班には、災害の種別や災害対策本部から現地本部へ委任された事務に応じて担当を設置する。

附　　則
この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成15年５月８日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成17年５月19日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

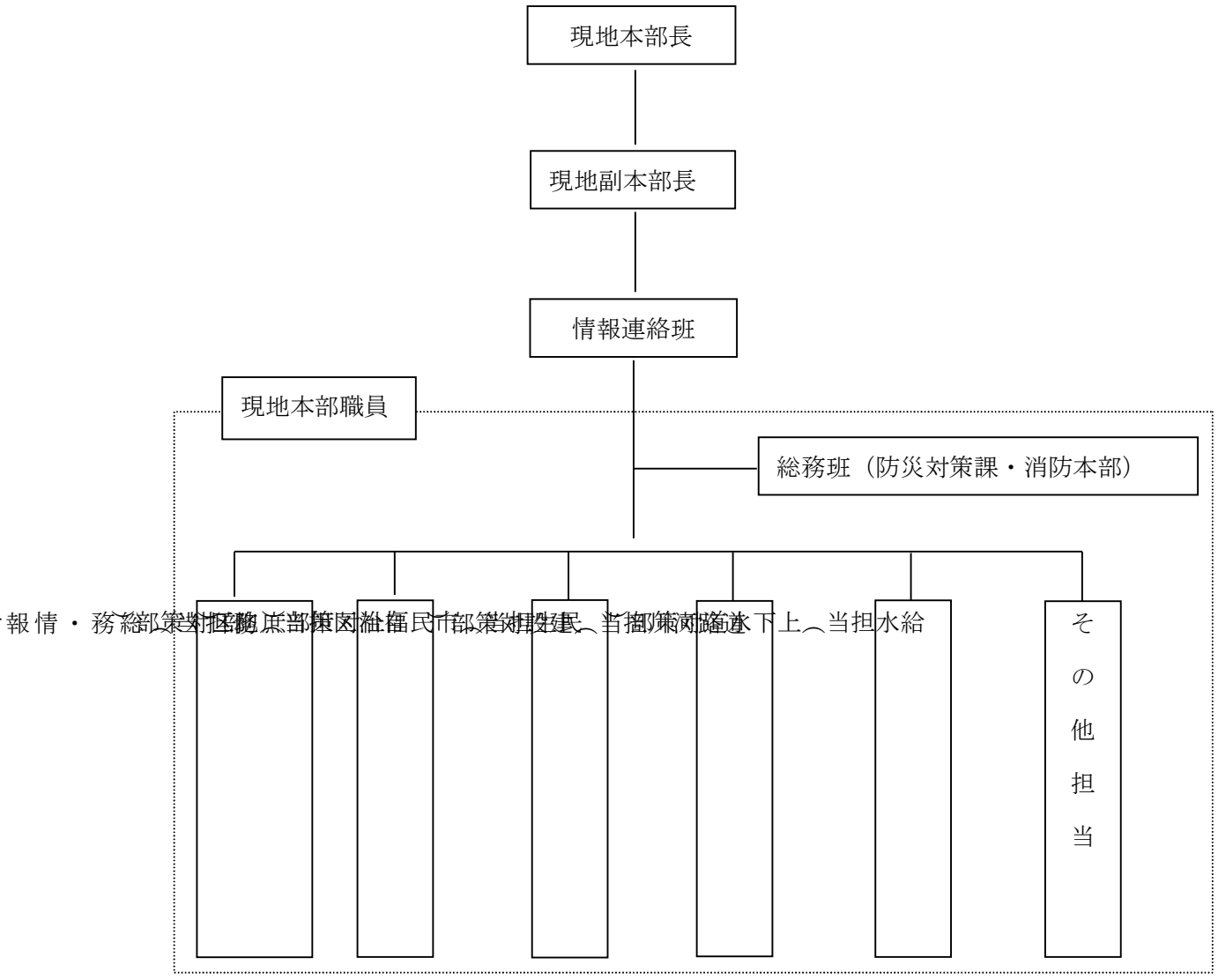
附　　則
この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

別表第１（第２条第３項関係）

第１順位	豊田市長の職務代理者の順序に関する規則（平成４年規則第１１号）第２条に定める第１順位副市長
第２順位	豊田市長の職務代理者の順序に関する規則（平成４年規則第１１号）第２条に定める第２順位副市長

図１（第３条関係）



別表第２（第４条第１項関係）

1	豊田市上郷コミュニティセンター	6	豊田市旭支所
2	豊田市猿投コミュニティセンター	7	豊田市足助支所
3	豊田市高岡コミュニティセンター	8	豊田市稲武支所
4	豊田市高橋コミュニティセンター	9	豊田市小原支所
5	豊田市松平コミュニティセンター	10	豊田市下山支所
		11	豊田市藤岡支所

（防災対策課）

８　豊田市地震災害警戒本部運営要綱

豊田市地震災害警戒本部運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊田市地震災害警戒本部条例（平成14年条例第29号）第４条の規定に基づき、豊田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（副本部長）

第２条　地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び事業管理者をもって充てる。

（本部員）

第３条　地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第１に掲げる者をもって充てる。

（部及び班）

第４条　警戒本部に別図第１に掲げる部及び班を置き、別表第２に掲げる事務を分掌する。

２　班に、班長及び班員を置く。

３　部長及び班長は、別表第２に掲げる者をもって充てる。

４　部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

５　班長は、部長の命を受けて自班の所掌事務を処理する。

６　班員は、原則として班長の属する所属の職員をもって充てる。

（本部の設置）

第５条　本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第16条の規定により警戒本部を設置したときは、直ちに関係機関及び地域住民に対し、通知又は公表するものとする。

（配備体制）

第６条　警戒本部体制は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第１項の規定に基づく豊田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の第４非常配備体制と同様とする。

（本部室の開設）

第７条　警戒本部が設置されたときは、警戒本部室を市役所大会議室に開設する。

（本部員会議）

第８条　警戒本部に本部員会議を置き、本部長、副本部長、本部員及び本部長が必要と認める者をもって構成する。

２　本部員会議は、地震防災応急対策について協議する。

３　本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

（本部の廃止）

第９条　本部長は、法第19条第２項の規定により警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。

２　本部長は、警戒本部が廃止されたときは、直ちに関係機関及び地域住民に対し、通知又は公表するものとする。

（災害対策本部への引継）

第10条　警戒本部は地震が発生し、災害対策本部が設置されたときは、法第19条第１項の規定に基づき、廃止する。

２　前項の場合において、警戒本部が実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項は、災害対策本部に引き継ぐものとする。

３　第１項の規定による警戒本部の廃止については、前条第２項の規定にかかわらず、警戒本部の

廃止の通知又は公表は行わないものとする。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成14年７月12日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年５月19日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

＊別表第１、別表第２、別図第１は省略

（防災対策課）

９　豊田市自主防災会設置助成要綱

豊田市自主防災会設置助成要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地震等の災害に備え、市民による地域の自主防災会の設置を推進するため、予算の範囲内で助成を行い、もって市民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「自主防災会」とは、地域の防災活動を行うため、自治区・自治会等を単位として、地域住民が自主的に組織した団体をいう。

（助成措置）

第３条　市長は、自主防災会を設置した地域団体に対して活動上必要な資器材を助成する。

（助成基準等）

第４条　助成は、別表１に掲げる助成資器材の中から、別表２の助成基準に基づいて、現物を支給する。

２　助成は、１団体につき１回限りとする。

（助成の申請）

第５条　この要綱による助成措置を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、自主防災会設置届（兼）助成措置申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）規約

（２）事業計画

（３）その他市長が必要と認める書類

（助成の決定及び通知）

第６条　市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成措置を必要と認めたときは、助成措置の決定をし、自主防災会設置助成措置決定通知書（様式第２号）により、申請団体に通知するものとする。

（変更届）

第７条　申請団体は、第５条の規定により提出した申請書の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（助成の取消し等）

第８条　市長は、申請団体が次の各号の一に該当するときは、助成の決定を取り消し、又はすでに支給した資器材の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）虚偽その他不正の手段で助成の決定を受けたとき。

（２）自主防災会を解散したとき。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるところによるものとする。

附　　則

（施行期日）

この要綱は、昭和60年４月１日から適用する。

附　　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成元年４月１日から適用する。

（要綱の失効）
2　この要綱は、平成９年３月31日にその効力を失う。

附　　則
（施行期日）
1　この要綱は、平成９年４月１日から適用する。
（要綱の失効）
2　この要綱は、平成12年３月31日にその効力を失う。

附　　則
（施行期日）
1　この要綱は、平成12年４月１日から適用する。
（要綱の失効）
2　この要綱は、平成15年３月31日にその効力を失う。

附　　則
（施行期日）
1　この要綱は、平成15年４月１日から適用する。
（要綱の失効）
2　この要綱は、平成24年３月31日にその効力を失う。

附　　則
（施行期日）
1　この要綱は、平成24年４月１日から適用する。

附　　則
(施行期日)
1　この要綱は、令和３年１月１日から適用する。
(経過措置)
2　この要綱による改正前の豊田市自主防災会設置助成要綱に基づいて作成されている帳票は、この要綱による改正後の豊田市自主防災会設置助成要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表１

助　成　資　器　材

No.	品　　名	規　　格	１品あたりの点数
1	ヘルメット	マーク入り	１０点
2	燃料用携行缶	１０リットル	５０点
3	救急セット	ポシェット収納袋付き	５０点
4	担　　架	２ツ折、足付き	１００点
5	メガホン	警報付	１５０点
6	トランシーバー	２台で１セット	３００点
7	チェンソー	歯の長さ３０ｃｍ	４００点
8	発電機　小	出力約　600ワット	５００点
9	発電機　中	出力約1,500ワット	１，０００点
10	発電機　大	出力約2,300ワット	１，２００点

別表２

助　成　基　準

団体の世帯数	１団体あたりの基準
７００世帯未満	８００点
７００世帯以上　８００世帯未満	９００点
８００世帯以上　９００世帯未満	１，０００点
９００世帯以上１，０００世帯未満	１，１００点
１，０００世帯以上	１，２００点

（防災対策課）

１０　豊田市自主防災事業補助金交付要綱

豊田市自主防災事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市自主防災事業補助金に関し必要な事項を定め、市内の自主防災会の育成を推進するために、自主防災会が行う防災活動に必要な防災施設の整備、防災資機材の整備及び組織運営に対し予算の範囲内で補助金を交付し、もって市民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「自主防災会」とは、地域の防災活動を行うため、自治区・自治会等を単位とし、地域住民が自主的に組織した団体をいう。

（補助対象）

第３条　この要綱に基づき交付する補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自主防災会が行う別表第１に掲げる防災施設の整備、防災マップの整備、防災資機材の整備及び組織運営の事業とする。

（補助率及び補助限度額）

第４条　この要綱に基づき交付される補助金の補助率及び補助限度額は、別表第１のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする自主防災会（以下「申請団体」という。）は、事業実施前に自主防災事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に別表第１に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（申請等の特例）

第６条　申請団体は次の各号に掲げる申請等については、あいち電子申請・届出システムにより行うことができる。

（１）前条に規定する交付申請

（２）第８条第１項に規定する変更承認申請

（３）第１０条に規定する実績報告

２　前項の規定により同項各号の申請等がなされたときは、当該電子的記録は当該書類とみなす。

（補助金の交付の決定及び通知）

第７条　市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、自主防災事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請団体に通知するものとする。

２　補助金交付の決定をする場合は、市長は補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第８条　補助金の交付の決定を受けた申請団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、直ちに自主防災事業変更承認申請書（様式第３号。以下「変更承認申請書」という。）に見積書及び必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第９条　市長は、前条第２項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、自主防災事

業補助金変更決定通知書（様式第４号）により、申請団体に通知しなければならない。

（実績報告書の提出）

第１０条　補助金の交付の決定を受けた申請団体は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して３０日を経過した日、又は翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、自主防災事業実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）に別表第１に掲げる書類及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（関係書類の保存）

第１１条　補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係るすべての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（額の確定及び交付）

第１２条　市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、自主防災事業補助金確定通知書（様式第６号）により申請団体に通知した後に、当該額を交付するものとする。

２　申請団体が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第１３条　市長は、申請団体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（１）この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

（２）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（３）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるところによるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

(経過措置)

３　この要綱による改正前の豊田市自主防災事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の豊田市自主防災事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

沿　革　　昭和６０年４月１日制定

（防災対策課）

１１　地震防災消防活動基準

地震防災消防活動基準

消防本部訓令第１号

（趣旨）

第１条　この基準は、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）、豊田市地域防災計画地震災害対策計画及び豊田市消防活動基準（平成１４年３月２８日消防本部訓令第４号）に準拠して、予想される大規模地震時の消防活動について必要な事項を定めるものとする。

（組織と任務）

第２条　消防長は、大規模地震が発生した場合は、豊田市消防活動基準第１７条及び第１８条に基づき設置される消防指揮本部及び署指揮本部による初動体制の確立を円滑に行い、迅速かつ的確な消防活動を実施する。

２　組織の任務分担は、消防指揮本部等運営マニュアル（平成２０年３月３０日施行）及び震災対応マニュアル（平成２６年４月１日施行）に定めるところによる。

（非常招集）

第３条　震災時における非常招集については、豊田市消防職員非常招集基準（平成１４年３月２８日消防本部訓令第５号）に定めるところによる。

（活動の基本事項）

第４条　震災時における消防活動については、震災対応マニュアルに定めるところによる。

（無線運用）

第５条　震災時における無線運用については、震災対応マニュアルに定めるところによる。

（情報収集、伝達）

第６条　消防長は、的確な消防活動を行うため、防災関係機関等と密接な連携をとり、迅速に情報の収集、処理、分析及び共有化を図る。

（部隊運用）

第７条　震災時における部隊運用については、震災対応マニュアルに定めるところによる。

（消防水利確保）

第８条　震災時における消防水利確保については、震災対応マニュアルに定めるところによる。

（応援要請及び受援体制）

第９条　応援要請及び受援体制については、豊田市消防受援マニュアル（平成２６年４月１日施行）に定めるところによる。

附　則（平成１５年３月２８日消防本部訓令第１号）

１　この基準は、平成１５年４月１日から適用する。

２　従前の地震防災警防活動基準（昭和６０年４月１日）は、廃止する。

附　則

この基準は、平成１９年４月１日から適用する。

附　則

この基準は、平成２８年８月１日から適用する。

附　則

この基準は、平成２９年１１月１日から適用する。

（警防救急課）

１２　災害救助法施行細則

昭和 40 年 10 月 29 日規則第 60 号
最終改正　令和 2 年 3 月 27 日規則第 16 号

災害救助法施行細則をここに公布する。
災害救助法施行細則
（趣旨）
第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。
第2条 削除
　削除〔平成12年規則77号〕
（救助実施区域の公告）
第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。
第4条 削除
　削除〔平成12年規則77号〕
（救助の程度、方法及び期間）
第5条 令第三条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。
　一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号・29年33号〕
（物資の保管等に関する公用令書等）
第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。
　1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
　2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
　3 公用変更令書 様式第3
　4 公用取消令書 様式第4
（受領書）
第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。
（強制物件台帳）
第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。
（受領調書）
第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。
② 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。
　一部改正〔平成19年規則29号〕
（損失補償請求書）
第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

（従事命令に関する公用令書等）
第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。
1 公用令書 様式第8
2 公用取消令書 様式第9
（受領書に関する規定の準用）
第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。
（救助従事者台帳）
第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第10）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。
（従事不能の場合の届出）
第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届（様式第11）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。
1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書
2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書
（実費弁償の程度）
第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。
一部改正〔平成26年規則4号･平成29年規則33号〕
（実費弁償請求書）
第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。
（身分を示す証票）
第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。
一部改正〔平成26年規則4号〕
（扶助金支給申請書）
第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。
② 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。
1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類
2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかつたため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類
3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
一部改正〔平成26年規則4号〕
（扶助金の支給基礎額）
第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。
一部改正〔平成26年規則4号平成29年33号〕_
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15 条関係）

1 令第4 条第1 号から第4 号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8 で除して得た額を勤務１時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42 年愛知県条例第3 号）第15 条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29 年愛知県条例第1 号）別表第1 の1 による一般職員相当額以内

2 令第4 条第5 号から第10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100の3の額を加算した額以内

一部改正〔昭和43年規則56号・44年49号・45年90号・46年79号・48年2号・73号・94号･50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・87号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・12年125号・14年7号・76号・15年72号・16年47号・19年50号・26年4号・29年33号〕

別表第2（第19 条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第７条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者でない者	事故発生の年の前１年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を 365 で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前１年間における所得の額の平均額を 365 で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第８条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 429 号）第５条に規定する給付基礎額の例による額

一部改正〔昭和42年規則55号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・19年50号・20年49号・24年39号・25年4号〕

様式第１

（第６条関係）

一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号・26年４号〕

物資保管第　　号

公　　用　　令　　書

住　　所
氏　　名
（名称及び代表者氏名）

災害救助法第９条第１項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。

年　　月　　日

愛知県知事　氏　　名　印

種　類	数量	保管場所	保管期間	備　考

注　この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

物資保管第　　号

受　　領　　書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

住　　所
氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）

公用令書を受領しました。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ５の２枚接続とする。

様式第２

（第６条関係）

一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号・26年４号〕

物資収用 施設管理 土地 家屋　使用 物資	第　　号

公　　用　　令　　書

住　　所
氏　　名
（名称及び代表者氏名）

災害救助法第９条第１項の規定により、次のとおり収用／管理／使用します。

年　　月　　日

愛知県知事　氏　　名　印

種類名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備　　考
						・　・	
						・　・	
						・　・	

注　この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

物資収用 施設管理 土地 家屋　使用 物資	第　　号

受　　領　　書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

住　　所
氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）

公用令書を受領しました。

種類名称	請求額	請求年月日	請求者	補償額	補償年月日	備考

様式第３

（第６条関係）

一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号・26年４号〕

第　　号

公　用　変　更　令　書

住　　所
氏　　名
（名称及び代表者氏名）

災害救助法第９条第１項の規定による処分（公用令書　年　月　日第　号）を、次のとおり変更しました。

年　　月　　日

愛知県知事　氏　　名　印

変更前の処分の内容	変更後の処分の内容

注　この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

公用変更令書　第　　号

受　　領　　書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

住　　所
氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）

公用変更令書を受領しました。

様式第６

（第９条関係）

一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号・19年29号・26年４号〕

受　領　調　書

災害救助法第９条第１項の規定により収用／使用する物資を、次のとおり受領しました。

よつて、受領調書２通を作成し、それぞれ１通を所持するものとします。

年　月　日

受領者
愛知県職員
氏　名　印

物資の所有者又は占有者
氏　名　印

公用令書	物資収用／物資使用	第　号	年　月　日
種類及び数量			
受領年月日	年　月　日		
受領場所			
備考			

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第７

（第10条関係）

一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号・26年４号〕

損　失　補　償　請　求　書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

住　　所

氏　　名　　印

（名称及び代表者氏名）

災害救助法第９条第２項において準用する同法第５条の２第３項の規定による損失補償として、下記の金額を請求します。

請求金額　　円

請求理由

公用令書	物資保管	第　　号	年　月　日
	物資収用		
	施設管理		
	土地 家屋　使用 物資		

添付書類

１　算出明細書

２　受領調書（写し）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第８

（第11条関係）

一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号・26年４号〕

（表）

従事命令第　　号

公　　用　　令　　書

住　所
職　業
氏　名
年　月　日生
（名称及び代表者氏名）

災害救助法第７条第１項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。

年　　月　　日

愛知県知事　氏　　名　印

従事する業務	
従事する場所	
従事する期間	年　月　日から 年　月　日まで　　日間
出頭する日時及び場所	
備考	

従事命令第　　号

受　　領　　書

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所
職　業
氏　名　　印
年　月　日生
（名称及び代表者氏名）

公用令書を午前／午後　　時　　分受領しました。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ５の２枚接続とする。

（裏）

公用令書の交付を受けた者の心得

1　この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印のうえ、直ちに知事に提出してください。

2　あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。

3　あなたが負傷、病気等により指定の日時に出頭できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。

4　あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。

5　あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

様式第９

（第11条関係）

一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号・26年４号〕

取消従事命令第　　号

公　用　取　消　令　書

住　　所
職　　業
氏　　名
（名称及び代表者氏名）

災害救助法第７条第１項の規定による処分（公用令書　年　月　日第　号）を取り消しました。

年　　月　　日

愛知県知事　氏　　名　印

注　この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

取消従事命令第　　号

受　　領　　書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

住　　所
氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）

公用取消令書を受領しました。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ５の２枚接続とする。

様式第10
(13条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号〕

救助従事者台帳

<table>
<tr><td colspan="2">公用令書</td><td>第　　号</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">従事者</td><td>住所</td><td></td><td>職業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名
(名称及び代表者氏名)</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">従事する業務</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">従事する場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">従事する期間</td><td colspan="4">年　月　日から
年　月　日まで　　日間</td></tr>
<tr><td colspan="2">出頭する日時及び場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公用令書取消理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事故発生の原因及び状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">傷病名、傷病の程度及び身体の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況</td><td>氏名</td><td>本人との続き柄</td><td>生年月日</td><td>職業</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">実費弁償</td><td colspan="4">実費弁償の内訳</td><td rowspan="2">支給年月日</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>日当</td><td>超過勤務手当</td><td>旅費</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>・　・</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">扶助金</td><td colspan="2">扶助金の種類</td><td>金額</td><td colspan="2">支給年月日</td><td>備考</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>円</td><td colspan="2">・　・</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2">・　・</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2">・　・</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2">・　・</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第11
（第14条関係）

一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号・26年４号〕

従　事　不　能　届

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所
職　業
氏　名　　印
年　月　日生
（名称及び代表者氏名）

災害救助法第７条第１項の規定による公用令書（　年　月　日従事命令第　　号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、関係書類を添えてお届けします。

記

理由

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第12
（第16条関係）
一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号・26年４号〕

実　費　弁　償　請　求　書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

住　　所
職　　業
氏　　名　　印
（名称及び代表者氏名）

災害救助法第７条第５項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。

請求金額　　円

公用令書	従事命令	第　　号	年　　月　　日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年　月　日から 年　月　日まで　日間		

添付書類
算出明細書

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第13

（第17条関係）

一部改正〔昭和50年規則81号・平成19年29号・26年4号〕

（表）

第　　号

証　　票

所　属

職　名　　氏　名

上記の者は、災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。

なお、この証票の有効期間は、　年　月　日までとする。

年　月　日交付

愛知県知事　氏　　名　印

備考　用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

（裏）

災害救助法抜粋

（都道府県知事等の立入検査等）

第10条　前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2　都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3　第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

（指定行政機関の長等の立入検査等）

第6条　1及び2　略

3　前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4　当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5　第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意　1　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2　この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第14

（第18条関係）

一部改正〔昭和50年規則81号・平成５年74号・26年４号〕

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切

扶助金支給申請書

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所

氏　名　　印

災害救助法第12条の規定による扶助金として、下記の金額を支給してくださるよう関係書類を添えて申請します。

申請金額　　円

公用令書		第　号	年　月　日		
従事者又は協力者	住所		職業		
	氏名		生年月日	・　・	
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
療養又は休業を要する見込期間					
事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	本人との続き柄	生年月日	職業	備考
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		

添付書類

算出明細書

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

１３　災害救助法の適用基準

1　適用の要件

（１）災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急援助を必要としていること。

（２）法による救助の要否は市（区）、町、村単位で判定すること。

（３）原則として同一の原因による災害であること。

2　適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

（１）住家等への被害が生じた場合

ア　市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第１号）。

市（区）町村の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000　〃	40　〃
15,000　〃	30,000　〃	50　〃
30,000　〃	50,000　〃	60　〃
50,000　〃	100,000　〃	80　〃
100,000　〃	300,000　〃	100　〃
300,000　〃		150　〃

イ　被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上に達したとき（第２号）。

市（区）町村の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000 人以上	15,000　〃	20　〃
15,000　〃	30,000　〃	25　〃
30,000　〃	50,000　〃	30　〃
50,000　〃	100,000　〃	40　〃
100,000　〃	300,000　〃	50　〃
300,000　〃		75　〃

ウ　被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第３号前段）。

市(区)町村の人口	住家滅失世帯数
全ての市(区)町村	多数の世帯

エ　被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第３号後段）。

・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（注）適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては２世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家

の減失した一の世帯とみなす。

② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、３世帯が居住していれば３世帯として計算する。

③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低５世帯以上をいう。

（２）生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及び工に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

１４　名古屋市航空機隊訓練緊急運航要領

（趣旨）

第１条　この要領は、愛知県内の市町村並びに消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、消防組織法第30条第１項の規定に基づく名古屋市の航空機隊による消防の支援を要請するために必要な事項等を定めるものとする。

（支援要請の要件）

第２条　愛知県内の市町村等が、名古屋市の航空機隊による消防の支援を要請するための要件は以下のとおりとし、その詳細は別紙１に定める。

（１）災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合

（３）その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

（要請手続き）

第３条　市町村等は、前条各号に規定する要件に該当すると判断した場合には、第３項に規定する通報先に対して、口頭により次に掲げる内容を通報し、かつ、ＦＡＸ通信により別記様式１を通報することにより、支援を要請するものとする。ただし、災害種別が救急であって、転院搬送の依頼の場合については、別記様式２を添付するものとする。

（１）災害の種別

（２）航空機隊に求める活動の内容

（３）災害の発生場所

（４）災害発生場所の気象及び地形の状況

（５）離着陸場所の所在地

（６）現場指揮本部の無線の呼出名称

（７）その他必要な事項

２　前項の各様式を送付するいとまがないときは、口頭による要請とすることができる。ただし、この場合においても、要請後、速やかに各様式を送付するものとする。

３　要請は、時間帯に応じ、次に掲げる通報先に通報するものとする。

区分	通報先
８時45分から 17時30分まで	名古屋市消防航空隊 電話：0568-54-1190 FAX　：0568-28-0721
17時30分から ８時45分まで	名古屋市防災指令センター 電話：052-961-0119 FAX　：052-953-0119

（要請の応諾）

第４条　名古屋市消防航空隊は、航空機の出発に際し、航空法に基づいて機長が確認することとされている事項、見込まれる活動の内容、気象の状況、地理的条件及び運航責任者による出発の承認を得て、要請を応諾するものとし、その可否は、支援を要請した市町村等に対して口頭で回答するものとする。

（航空機の出発承認の基準）

第５条　前条の運航責任者による出発の承認に関する基準は、別紙２に掲げるとおりとする。

（連携の保持）

第６条　支援の要請をした市町村等は、航空機隊による支援が円滑に行われるよう次に掲げる事項について準備し、連携を図るよう努めるものとする。

（１）離着陸場所の確保及び安全対策

（２）傷病者等の搬送先離着陸場所又は搬送先医療機関の確保
（３）空中消火活動時における拠点の確保
（４）その他支援活動が円滑に行われるために必要な事項
（支援活動後の報告）
第７条　名古屋市消防航空隊は、航空機隊による支援を行った場合は、その活動内容等を明らかにし、別記様式３により要請元の市町村等に報告するものとする。
（その他）
第８条　航空機隊による消防の支援は、本要領に定めるほか、消防航空隊規程（令和４年名古屋市消防局訓令第13号）等関係規定の定めるところにより実施するものとする。

附　則
この要領は、令和４年４月１日から施行する。

１５　防災関係機関及び連絡窓口

（各関係機関）

（１）指定行政機関

機　関　名	連　絡　窓　口	電話番号	所　　在　　地
消防庁	防災課 応急対策室 防災情報室	03-5253-7525 03-5253-7527 03-5253-7526	東京都千代田区霞が関2-1-2

（２）指定地方行政機関

機　　関　　名	電話番号	所　　在　　地
名古屋国道工事事務所豊田維持出張所	32-6110	豊田市平芝町3-12-6
矢作ダム管理所豊田分室	35-4147	豊田市樹木町1-2
愛知陸運事務所西三河支所	52-2417	豊田市若林西町葉山46
愛知森林管理事務所豊田森林事務所	32-0366	豊田市昭和町3-75
豊田労働基準監督署	35-2323	豊田市常盤町3-25-2
豊田公共職業安定所	31-1400	豊田市常盤町3-25-7

（３）自衛隊

機　関　名	連　絡　窓　口	電話番号	所　　在　　地
陸上自衛隊 第１０高射特科大隊 （豊川駐屯地）	第３科	0533-86-3151	豊川市穂ノ原1-1

（４）指定公共機関

機　関　名	連　絡　窓　口	電話番号	所　　在　　地
西日本電信電話株式会社 名古屋支店		052-291-3226	名古屋市中区大須4-9-60
日本赤十字社 愛知県支部	救護・事業推進課	052-971-1591	名古屋市東区白壁1-50
日本郵便株式会社 東海支社	豊田郵便局	32-0403	豊田市十塚町2-16-1
東邦瓦斯株式会社 豊田営業所	営業課	32-3070	豊田市挙母町5-64
中部電力パワーグリッド株式会社 豊田営業所	総務グループ	31-0390	豊田市十塚町1-1-1

（5）指定地方公共機関及び公共的団体

機　関　名	連　絡　窓　口	電話番号	所　　在　　地
一般社団法人 愛知県トラック協会 　西三支部豊田部会	事務局	35-4526	豊田市小坂本町1丁目49-8 グレイスヒル・ホズミ　102号
名古屋鉄道株式会社	豊田市幹事駅 豊田自動車営業所	32-0336 32-1371	豊田市若宮町1-35 豊田市神田町2-10-2
愛知環状鉄道株式会社	総務課	0565-33-2931	豊田市小坂本町一丁目１６番地
愛知高速交通株式会社	総務部総務課	0561-61-4781	長久手町大字熊張字茨ケ廻間1533-736
一般社団法人 豊田加茂医師会	事務局	31-7711	豊田市西山町3-30-1
一般社団法人 豊田加茂歯科医師会	事務局	35-8020	豊田市西山町3-19-9

（6）県機関

機　　関　　名	電話番号	所　　在　　地
愛知県庁 　防災安全局 〔愛知県災害対策本部災害情報センター〕	052-961-2111 内線2512 直通052-971-7104 7105	名古屋市中区三の丸3-1-2
愛知県西三河県民事務所	FAX　971-7106	岡崎市明大寺本町1-4
〃　豊田庁舎		豊田市元城町4-45
愛知県豊田加茂建設事務所	0564-23-1211	豊田市常盤町3-28
〃　足助支所	32-3381	豊田市足助町岡田3-1
愛知県豊田加茂農林水産事務所	35-1311	豊田市元城町4-45
〃　森林整備課	62-0047	豊田市足助町岡田3-1
愛知県家畜保健衛生所豊田加茂支所	32-7361	豊田市栄生町3-25
愛知県西三河水道事務所豊田浄水場	62-0501 32-0459 45-1500	豊田市浄水町原山62

（7）警察機関

機　　関　　名	電話番号	所　　在　　地
愛知県豊田警察署	35-0110	豊田市錦町1-59-1
愛知県足助警察署	62-0110	豊田市岩神町仲田6-4

（8）消防機関

機　　関　　名	電話番号	所　　在　　地
豊田市消防本部　指令課	35-9724	豊田市長興寺5-17-1

第１２　連絡先・様式一覧

1　重要な情報の伝達

（１）県の連絡先

愛知県災害対策本部西三河方面本部　連絡先

<table>
<tr><td colspan="2">区　分</td><td colspan="2">第１非常配備</td><td>第２非常配備
（準備体制）</td><td>第２非常配備
（準備強化体制）</td><td>第２非常配備
（警戒体制）</td><td>第３非常配備</td></tr>
<tr><td colspan="2">配備場所</td><td colspan="3">西三河県民事務所　防災安全課
（西三河総合庁舎２階）</td><td colspan="3">災害対策センター
(西三河総合庁舎４階災害対策室)</td></tr>
<tr><td rowspan="10">勤務時間内</td><td rowspan="3">ＮＴＴ</td><td colspan="2">庁舎代表</td><td>0564-23-1211</td><td>庁舎代表</td><td colspan="2">0564-23-1211</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防災</td><td>内線</td><td>2265　2266
2267</td><td>内線</td><td colspan="2">4115～4117,4124</td></tr>
<tr><td>直通</td><td>0564-27-2706</td><td>直通</td><td colspan="2">0564-27-2795</td></tr>
<tr><td>NTTFAX</td><td colspan="3">0564-23-4316</td><td colspan="3">0564-27-1796</td></tr>
<tr><td rowspan="6">防災行政無線</td><td colspan="2" rowspan="5">防　災</td><td>605-2265</td><td>総括班</td><td colspan="2">605-4110,4111,4112</td></tr>
<tr><td>605-2266</td><td>総務班</td><td colspan="2">605-4113</td></tr>
<tr><td>605-2267</td><td rowspan="2">情報班</td><td colspan="2">605-4115,4116,4117,
4124</td></tr>
<tr><td>605-2268</td></tr>
<tr><td>605-2269</td><td>緊急物資班</td><td colspan="2">605-4120,4121,4122,
4125</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>支援班</td><td colspan="2">605-4114</td></tr>
<tr><td>防災行政無線
（FAX）</td><td colspan="3">605-1150</td><td colspan="3">605-4123</td></tr>
<tr><td rowspan="5">勤務時間外</td><td rowspan="2">ＮＴＴ</td><td colspan="2">庁舎代表</td><td>0564-23-1211</td><td></td><td colspan="2" rowspan="5">上記勤務時間内の欄に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">直通</td><td>0564-27-2706</td><td></td></tr>
<tr><td>NTTFAX</td><td colspan="3">0564-23-4316</td><td></td></tr>
<tr><td>防災行政無線</td><td colspan="3">605-2265～2270</td><td></td></tr>
<tr><td>防災行政無線
（FAX）</td><td colspan="3">605-1150</td><td></td></tr>
</table>

※ただし、西三河方面本部（西三河県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（防災局）とする。

愛知県災害対策本部西三河方面本部豊田加茂駐在　連絡先

<table>
<tr><td colspan="2">区　分</td><td colspan="2">第２非常配備
（準備体制）</td><td>第２非常配備
（準備体制強化）</td><td colspan="2">第２非常配備
（警戒体制）</td><td>第３非常配備</td></tr>
<tr><td colspan="2">配備場所</td><td colspan="3">西三河県民事務所　防災安全課
豊田加茂防災保安グループ
（豊田加茂総合庁舎２階）</td><td colspan="2">豊田加茂駐在　災害対策センター
（豊田加茂総合庁舎別館２階
第１会議室）</td></tr>
<tr><td rowspan="14">勤務時間内</td><td rowspan="3">ＮＴＴ</td><td colspan="2">庁舎代表</td><td>-</td><td>庁舎代表</td><td>-</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防災</td><td>内線</td><td>260　261　262　263</td><td>内線</td><td>391　397</td></tr>
<tr><td>直通</td><td>0565-32-7493</td><td>直通</td><td>0565-32-7492</td></tr>
<tr><td>NTTFAX</td><td colspan="3">0565-32-6470</td><td colspan="2">0565-33-8560</td></tr>
<tr><td rowspan="10">防災行政無線</td><td colspan="2" rowspan="4">防　災</td><td>606-260</td><td>総括係</td><td>606-260</td></tr>
<tr><td>606-261</td><td>総務係</td><td>606-392</td></tr>
<tr><td>606-262</td><td>情報係</td><td>606-391又は397</td></tr>
<tr><td>606-263</td><td>緊急物資ﾁｰﾑ</td><td>606-393,395</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="6"></td><td>県民相談ﾁｰﾑ</td><td>606-395又は396</td></tr>
<tr><td>支援班長</td><td>606-1104</td></tr>
<tr><td>先遣チーム
支援チーム</td><td>606-390</td></tr>
<tr><td>災害情報員</td><td>606-394</td></tr>
<tr><td colspan="2">防災行政無線
（FAX）</td><td colspan="3">606-1150又は1151</td><td colspan="2">606-398</td></tr>
<tr><td rowspan="5">勤務時間外</td><td rowspan="2">ＮＴＴ</td><td colspan="2">庁舎代表</td><td>-</td><td colspan="2" rowspan="5">上記勤務時間内の欄に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">直通</td><td>0565-32-7492</td></tr>
<tr><td>NTTFAX</td><td colspan="3">0565-32-6470</td></tr>
<tr><td>防災行政無線</td><td colspan="3">606-260～263</td></tr>
<tr><td>防災行政無線
（FAX）</td><td colspan="3">606-1150又は1151</td></tr>
</table>

※ただし、第１非常配備時に連絡を取る必要が生じた場合、西三河方面本部（西三河県民事務所）に連絡する。

本庁防災安全局及び災害情報センター　連絡先

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>平常時</td><td>第１非常配備</td><td>第２非常配備
（準備体制）</td><td>第２非常配備
（準備強化体制）</td><td>第２非常配備
（警戒体制）</td><td>第３非常配備</td></tr>
<tr><td colspan="3">本庁舎２階　防災安全局内</td><td colspan="3">自治センター6階　災害情報センター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">勤務時間内</td><td>NTT</td><td colspan="3">052－961－2111（代表）
内　線　2512（災害）
内　線　2512（特殊災害）
内　線　2522（火災）
内　線　2522（危険物）
内　線　2539（救急・救助）

（直通）052－954－6193（災害、特殊災害）
052－954－6141（救急・救助）
052－954－6144（火災、危険物）</td><td colspan="3">052－971－7104（広報部広報班）
052－971－7105（総括部総括班）
052－961－2111（代表）
内　線　5302～5304（総括部総括班）
内　線　5306～5307（総括部渉外班）
内　線　5314～5316（総括部復旧班）
内　線　5308～5310（広報部広報班）
内　線　5311～5312（情報部整理班）
内　線　5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）
内　線　5317～5319（情報部方面班）
内　線　5325～5327（情報部調査班）
内　線　5345～5346（運用部庶務班、財務会計班）
内　線　5323～5324（運用部運用班）</td></tr>
<tr><td>NTTFAX</td><td colspan="3">052－954－6912（2階災害対策課内(災害・特殊災害)）
052－954－6922（6階災害対策課通信ｸﾞﾙｰﾌﾟ）
052－954－6994（1階消防保安課内(火災・危険物)）
052－954－6913（2階消防保安課内(救急・救助)）</td><td colspan="3">052－971－7106
052－971－7103
052－973－4107</td></tr>
<tr><td>防災行政無線</td><td colspan="3">600－2512（災害）
600－2512（特殊災害）
600－2522（火災）
600－2522（危険物）
600－2539（救急・救助）</td><td colspan="3">600－ 1360～1362（総括部総括班）
600－ 1363（総括部渉外班）
600－ 1367（総括部復旧班）
600－ 1364（広報部広報班）
600－ 1365（情報部局・公共機関班）
600－ 1366（情報部方面班）
600－ 1322（県警連絡員）
600－ 1324（自衛隊連絡員）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">勤務時間外</td><td>無線(FAX)</td><td colspan="3">600－1510</td><td colspan="3">600－1514</td></tr>
<tr><td>NTT</td><td colspan="3">052－954－6844（宿日直室）</td><td colspan="3">上記勤務時間内の欄に同じ</td></tr>
<tr><td>NTTFAX</td><td colspan="3">052－954－6995（宿日直室）</td><td colspan="3">同　上</td></tr>
<tr><td>防災行政無線</td><td colspan="3">600－5250、5251、5252、5253（宿日直室）</td><td colspan="3">同　上</td></tr>
<tr><td colspan="2">無線(FAX)</td><td colspan="3">600－4695(宿日直室)</td><td colspan="3">同　上</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">e-mail</td><td colspan="6">saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="6">sginfo@pref.aichi.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">防災 web ﾒｰﾙ</td><td colspan="6">kensaitai@bousai.pref.aichi.jp（高度情報通信ﾈｯﾄﾜｰｸﾒﾆｭｰ「防災 web ﾒｰﾙ」参照）</td></tr>
</table>

（２）消防庁への連絡先

通常時（平日(祝日、年末・年始除く)9:00～17:00）（消防庁防災課応急対策室）

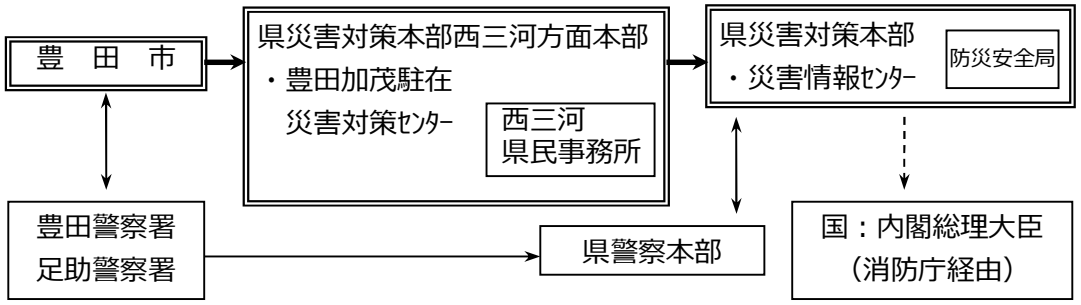
(NTT 回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03－5253－7527	9#-92-90-49013（無線専用電話のみ）	9－048－500－90－49013
03－5253－7537(FAX)	9#-92-90-49033(無線専用 FAX のみ)	9－048－500－90－49033（FAX）

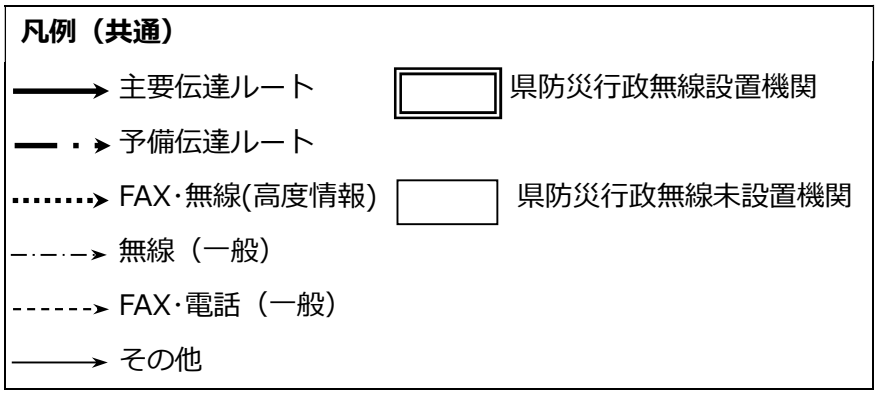
夜間・休日時（消防庁宿直室）

(NTT 回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03－5253－7777	9#-92-90-49102（無線専用電話のみ）	9－048－500－90－49102
03－5253－7553(FAX)	9#-92-90-49036（無線専用 FAX のみ）	9－048－500－90－49036（FAX）

（３）伝達要領

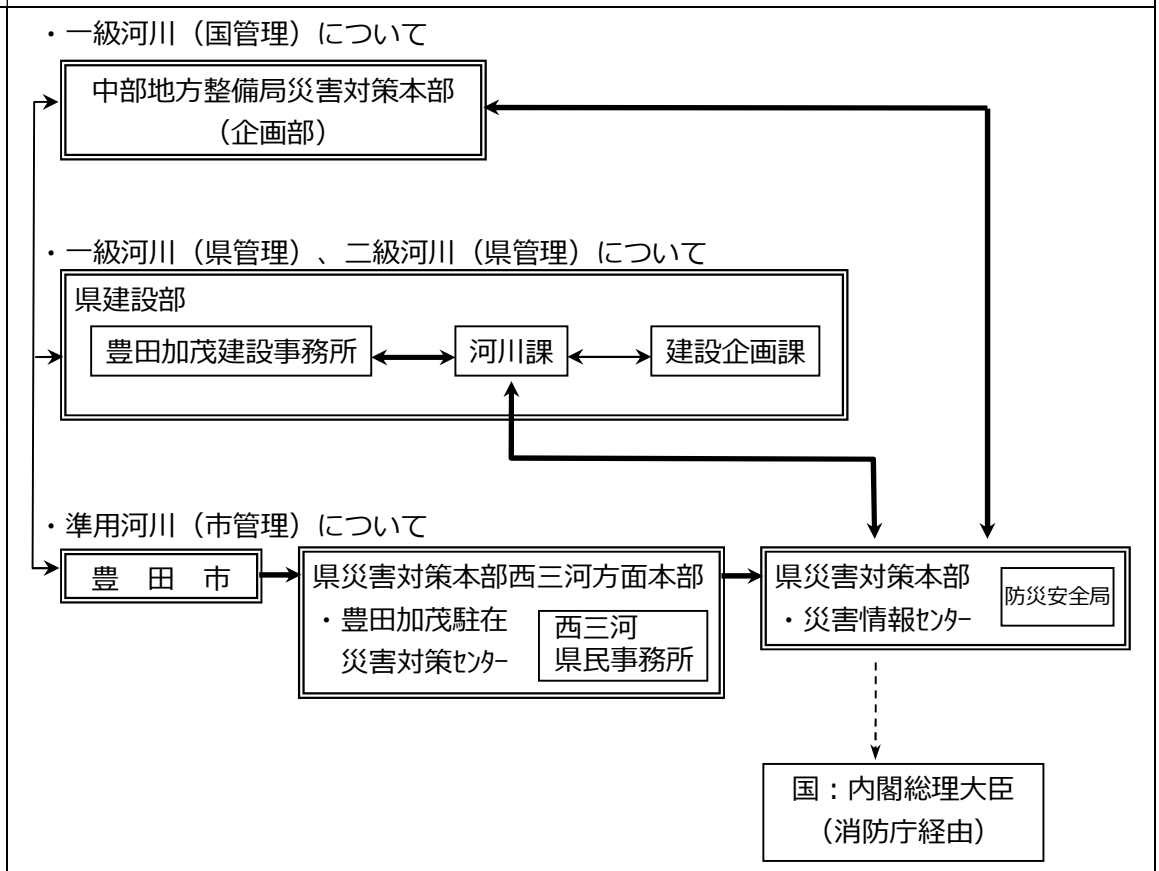
ア　人、住家被害等

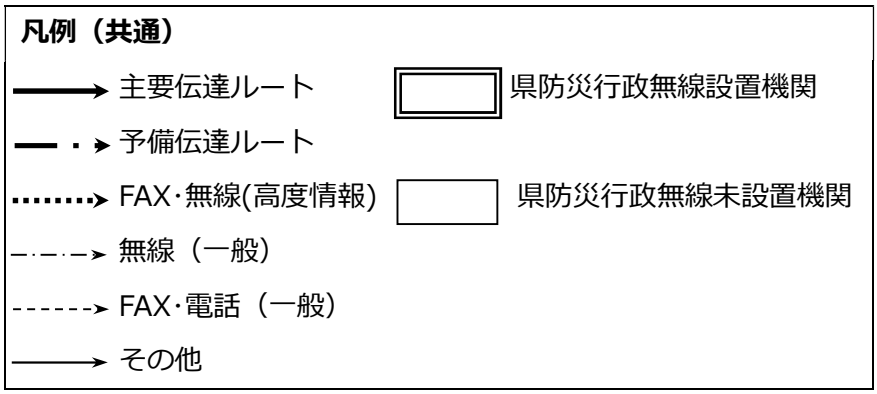
伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・愛知県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	 （注）県災害対策本部が設置されていない場合の報告先は、県防災安全局とする。



イ　河川・貯水池・ため池等、砂防被害

（ア）河川被害

伝達を要する場合	愛知県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。 ただし、市にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。 ・愛知県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。
伝達系統	



（イ）貯水池・ため池等被害

伝達を要する場合

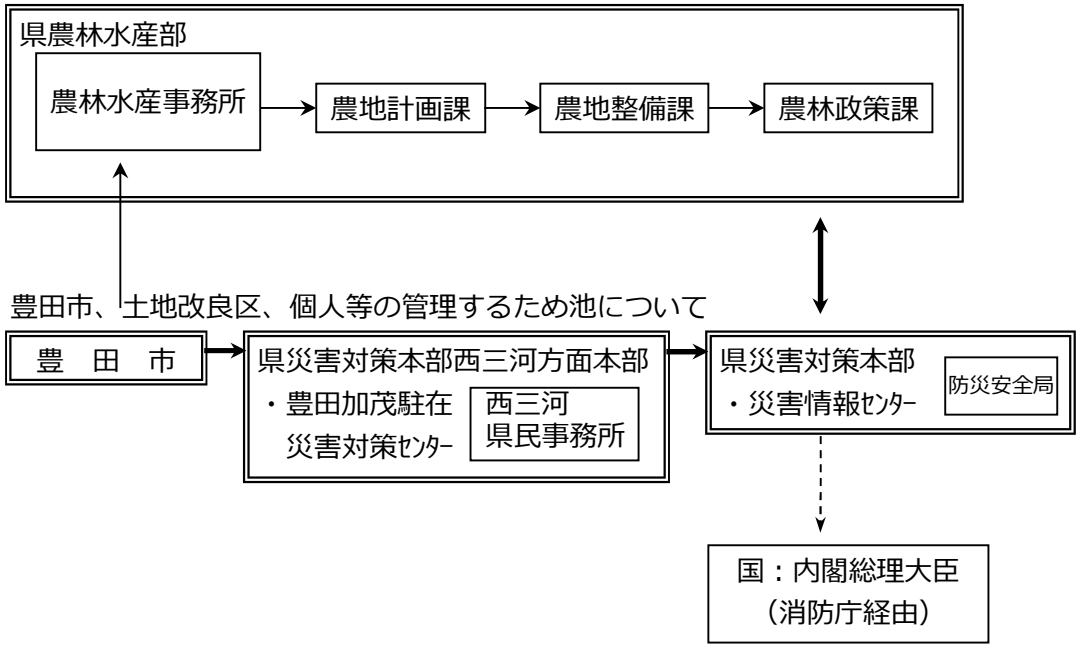
愛知県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん提本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき、余水吐及びゲートが決壊し家屋に浸水したとき。）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。

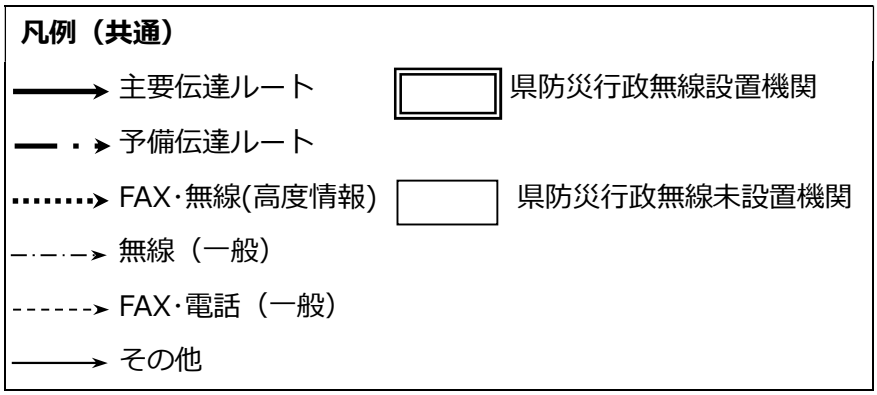
ただし、市にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。

・愛知県災害対策本部が設置されたとき。
・市災害対策本部が設置されたとき。
・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

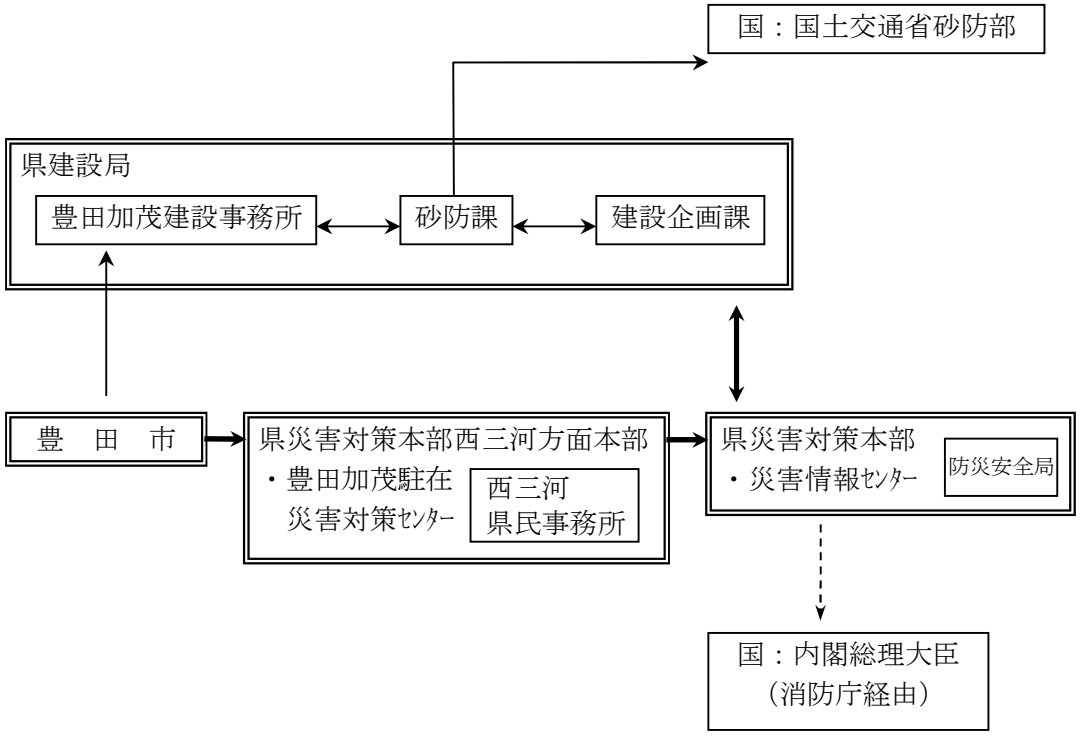
伝達系統

・県管理貯水池（羽布ダム）について





（ウ）砂防施設被害

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・重大な被害（えん提本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に浸水したとき、又は、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。 ・土砂災害危険渓流において、土石流等の土砂流出が発生したとき。 ・土石流危険渓流以外であっても、土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部損壊以上の被害を生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。 ・急傾斜地崩壊危険箇所で斜面崩壊が生じたとき。 ・急傾斜地崩壊危険箇所以外で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき。 ・地すべり危険箇所、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき。
伝達系統	・県管理の貯水池（羽布ダム）について 

ウ　道路施設被害

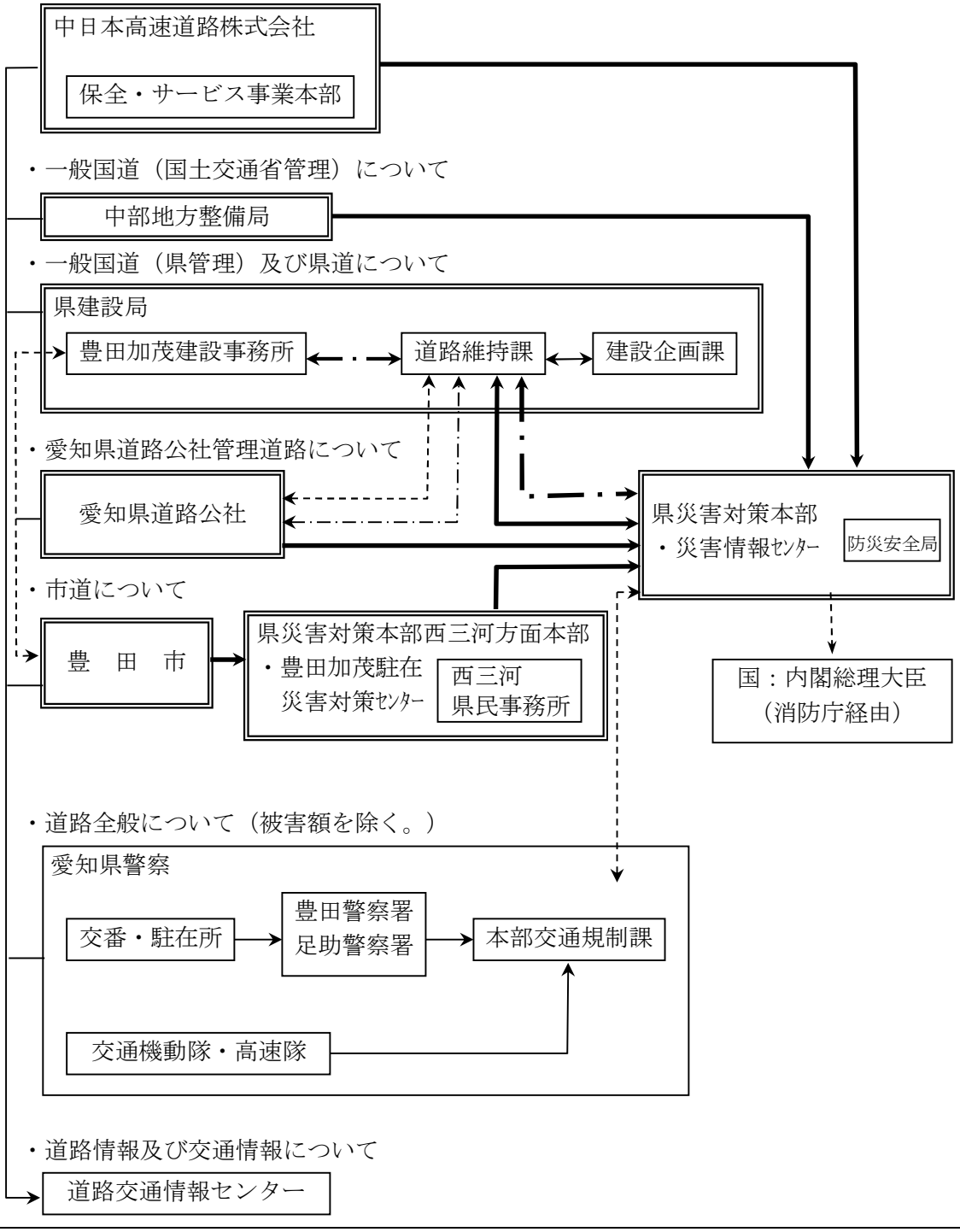
伝達を要する場合

次に掲げる事項の一に該当したとき。

・愛知県災害対策本部が設置されたとき。
・市町村災害対策本部が設置されたとき。
・事前通行規制区間外の通行規制及び事後通行規制を生じたとき。
・重大な災害等が発生したとき。
・事前通行規制を生じたとき。
・応急復旧したとき。
・通行規制を解除したとき。

伝達系統

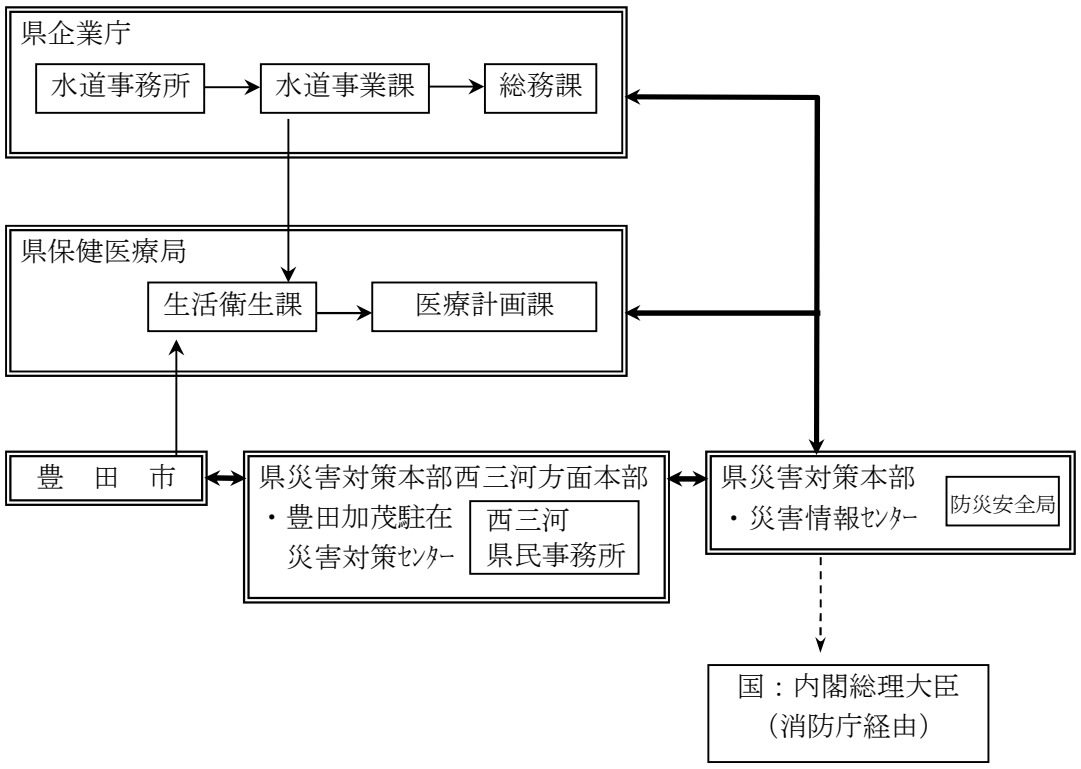
・高速道路、一般有料道路（中日本高速道路株式会社管理）について

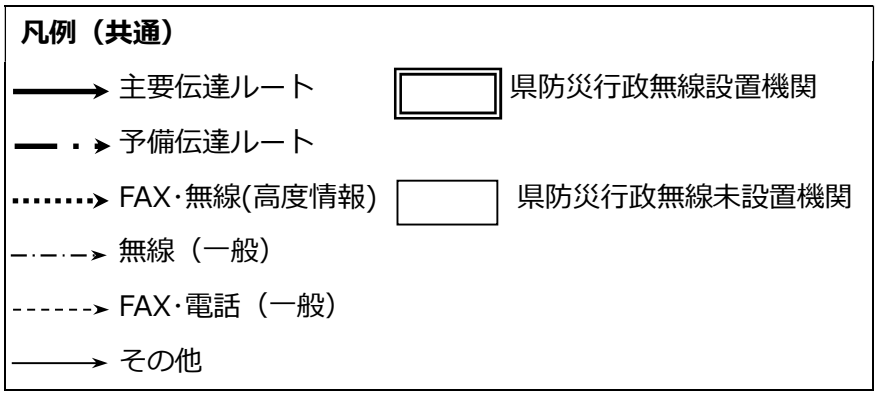


エ　水道施設被害

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当した時とする。 ・愛知県災害対策本部が設置された時。 ・市災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（水道配管の損壊による断水が生じた時。）が発生した時、及び応急復旧した時。

伝達系統





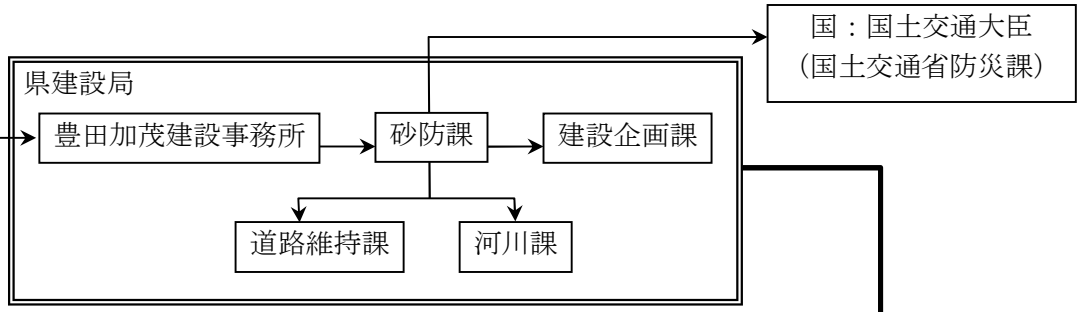
オ　公共土木施設被害

伝達を要する場合	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する災害が発生した時。

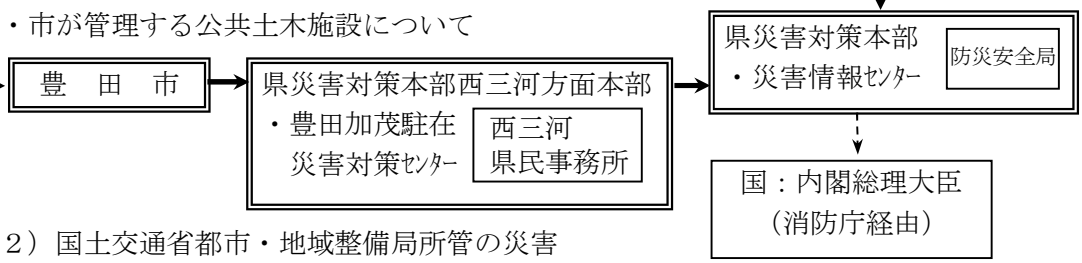
伝達系統

（１）国土交通省河川局所管の災害

・県が管理する公共土木施設について

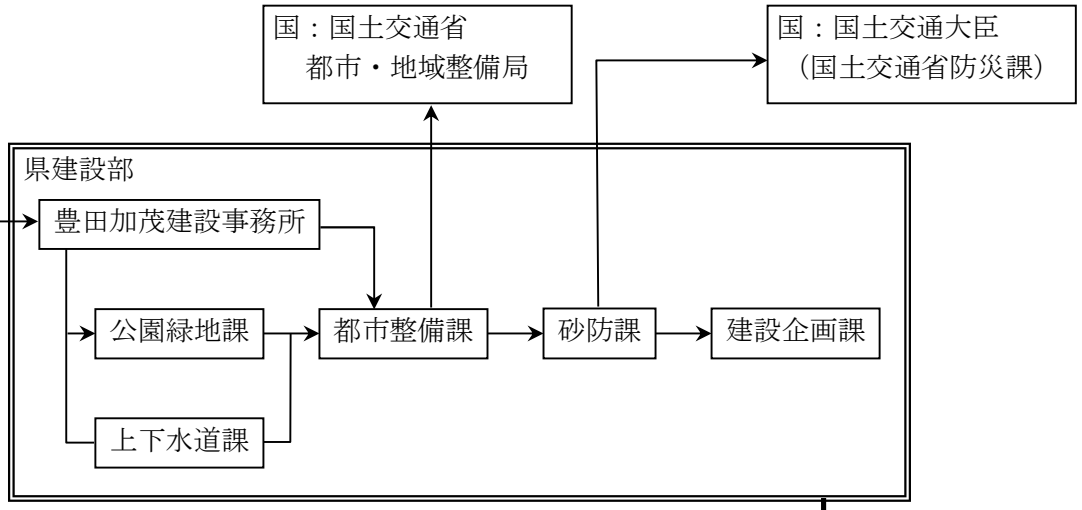


・市が管理する公共土木施設について

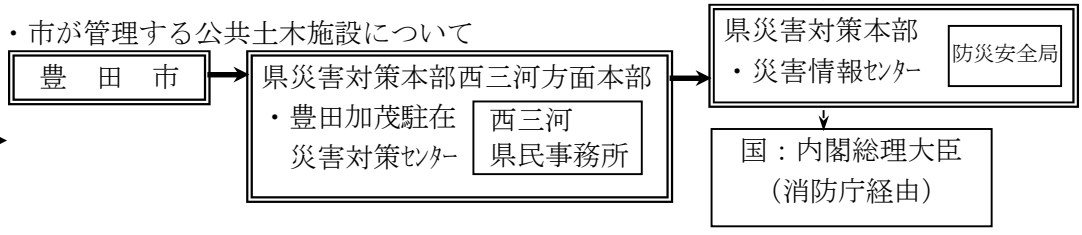


（２）国土交通省都市・地域整備局所管の災害

・県が管理する公共土木施設について



・市が管理する公共土木施設について



様式１

様式１（消防庁第４号様式（その１））

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
									半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）				（市町村）								
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式１　別紙（消防庁第４号様式（その１別紙））

都道府県名　　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

様式２

（市町村用）

年　月　日　時　分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原因		発生日時	年　月　日　時　分
発信場所			
発信機関		発信者	
受信機関		受信者	

区分				被害	区分				被害	区分				被害
人的被害	死者	1	人		その他	橋りょう	31	か所		その他	水産被害	61	千円	
	行方不明者	2	人			河川 破堤	32	か所			商工被害	62	千円	
	負傷者 重傷	3	人			河川 越水	33	か所			その他	63	千円	
	負傷者 軽傷	4	人			河川 その他（法面崩壊等）	34	か所			被害総額	64	千円	
住家被害	全壊	5	棟			港湾・漁港	35	か所		災害対策本部設置状況		65	設置	
		6	世帯			砂防	36	か所				66	廃止	
		7	人			清掃施設	37	か所		避難の勧告・指示等の状況		67	地区	
	半壊	8	棟			崖くずれ	38	か所				68	世帯	
		9	世帯			地すべり	39	か所				69	人	
		10	人			土石流	40	か所		消防職員出動延人数		70	人	
	一部破損	11	棟			鉄道不通	41	か所		消防団員出動延人数		71	人	
		12	世帯			被害船舶	42	隻		避難所数		72	か所	
		13	人			水道	43	戸		避難人数		73	人	
	床上浸水	14	棟			電話	44	回線		避難人数（うち自主避難）		74	人	
		15	世帯			電気	45	戸		避難世帯数		75	世帯	
		16	人			ガス	46	戸		避難世帯数（うち自主避難）		76	世帯	
	床下浸水	17	棟			ブロック塀等	47	か所		被害程度及び応急対策状況（経過）				
		18	世帯		り災世帯数		48	世帯						
		19	人		り災者数		49	人						
非住家	公共建物	20	棟		火災発生	建物	50	件						
	その他	21	棟			危険物	51	件						
その他	田 流失・埋没	22	ha			その他	52	件						
	田 冠水	23	ha		公立文教施設		53	千円						
	畑 流失・埋没	24	ha		農林水産業施設		54	千円		要請事項				
	畑 冠水	25	ha		公共土木施設		55	千円						
	文教施設	26	か所		その他の公共施設		56	千円						
	病院	27	か所		小計		57	千円						
	道路 損壊	28	か所		その他	農産被害	58	千円						
	道路 冠水	29	か所			林産被害	59	千円						
	道路 （うち通行不能）	30	か所			畜産被害	60	千円						

（注）速報の場合は５３から６４までの項目については報告する必要はない。

様式３

（市町村用）

人　的　被　害

（第　　報）

報告の時刻	日　時　分現在	受信時刻	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内　容		
発生	日　時	日　時　分
	場　所	
	原　因	
人的被害の状況	被害程度	1．死亡　2．行方不明　3．重傷　4．軽傷
	氏名等	（氏名　　）（生年月日　　） （性別　男　・　女　・　不明）
	住　所	
	収容先	
	その他参考事項（応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等）	

様式４

（市町村用）

避難状況・救護所開設状況　　（第　　報）

報告の時点	日時　分現在	受信時刻	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内容			

避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時	避難勧告世帯数	避難勧告人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			（勧告）（指示） 日　時　分 （自主）	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			（勧告）（指示） 日　時　分 （自主）					屋内 屋外			
			（勧告）（指示） 日　時　分 （自主）					屋内 屋外			
			（勧告）（指示） 日　時　分 （自主）					屋内 屋外			
			（勧告）（指示） 日　時　分 （自主）					屋内 屋外			
			（勧告）（指示） 日　時　分 （自主）					屋内 屋外			
			（勧告）（指示） 日　時　分 （自主）					屋内 屋外			

救護所開設状況	救護所名	設置場所	患者数		実施機関	収容人数の最大値	
			受入	搬送		重傷	軽傷

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

様式５

（市町村用）

公　共　施　設　被　害

（第　　報）

報告の時刻	日　　時　　分現在	発信時刻	時　　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内　　容			
被害区分	ア．河川　　イ．海岸　　ウ．貯水池・ため池等　　エ．砂防 オ．港湾・漁港　　カ．道路　　キ．水道施設 ク．その他（　　）		
発生状況	日　時	日　　時　　分	
	場　所		
	原　因		
	被害区域 区　　間		
	管理者	（電話　　）	
	被害程度 （概要）		
	応急対策 の状況		
	復旧見込		
	その他 参考事項		

被害認定基準

被害区分		認　定　基　準
人の被害	死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 （重傷）1か月以上の治療を要する見込みのもの。 （軽傷）1か月未満で治療できる見込みのもの。
住家の被害	（住　家）	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	（棟）	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	（世帯）	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）
	全　壊 （全焼・ 全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	（非住家）	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・ 埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、 畑の冠水	田の例に準ずる。

被害区分		認　定　基　準
そ	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする
	道　路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする
	損　壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
	冠　水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	(通行不能)	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河　川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破　提	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越　水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港　湾 漁　港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。
の	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
他	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り　災　者		り災世帯の構成員とする。

被害区分		認　定　基　準
火災発生	（火　災）	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建　物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路及び港湾とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況

・避難の状況

・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況

・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

・応援要請又は職員派遣の状況

2　自衛隊の派遣

（１）災害派遣の活動範囲

災害派遣の活動範囲は、おおむね次のとおりとする。

項　　目	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある時には、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ　の　他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

（２）災害派遣依頼の手続き

自衛隊の災害派遣を依頼する場合には、災害派遣要請依頼書（様式１）により、県西三河県民事務所長を通じ、知事に対してその旨を申し出る

様式１

豊防発　第　　号
年　月　日

災害派遣要請者　殿

豊田市長　○　○　○　○

部 隊 等 の 派 遣 要 請 書

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の情況（特に災害派遣を必要とする区域の情況を明らかにする。）

派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間
（具体的に表現することが不可能な場合は、「救援活動終了するまでの間」等定性的な表現とする。）

３　派遣を希望する区域及び活動内容
（１）区域
（２）活動内容（遭難者の捜索活動、道路啓開、水防輸送、防疫等）

４　その他参考となるべき事項
その他細部については、○○○○○において調整する。

（用紙は、日本工業規格Ａ４とする。）

（３）撤収の手続き

自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合、又は必要がなくなった場合は、速やかに知事に撤収要請を依頼する。なお、撤収要請依頼書は、様式２のとおりとする。

様式２

豊防発　第　　号
年　月　日

災害派遣要請者　殿

豊田市長　○　○　○　○

災 害 派 遣 部 隊 撤 収 要 請 依 頼 書

自衛隊災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収されるよう要請します。

（用紙は、日本工業規格Ａ４とする。）

3　災害派遣部隊の受入れ

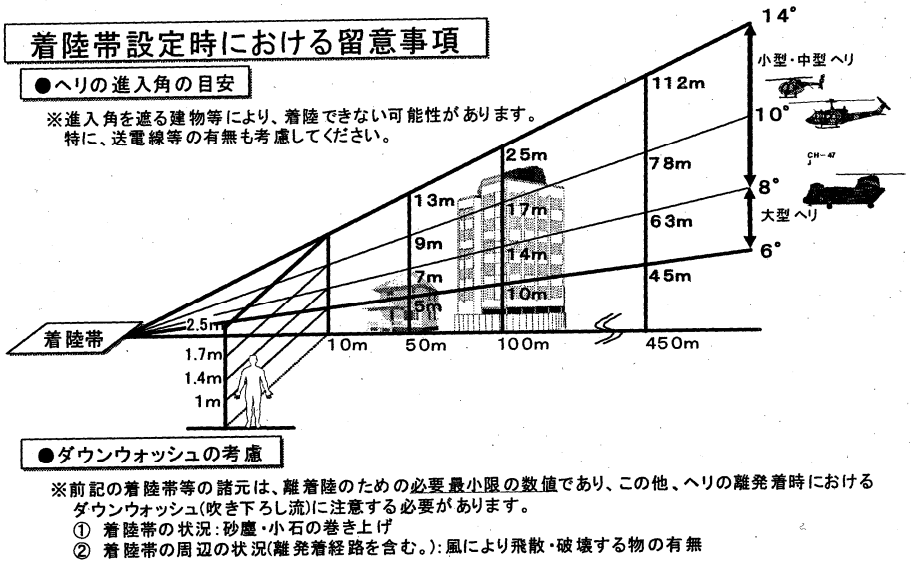
オ　ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

（ア）事前の準備

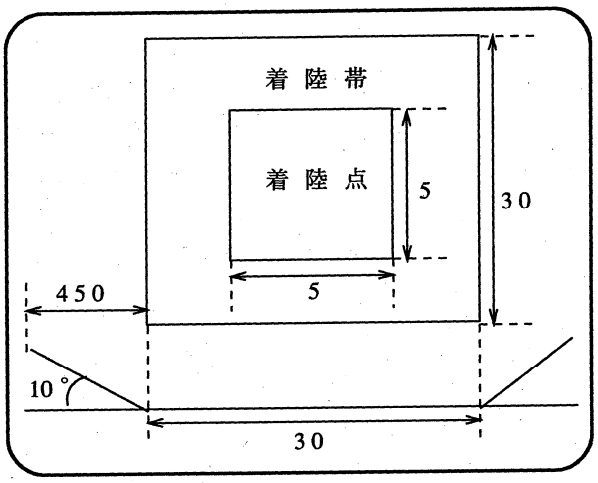
a　ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

b　ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺１万分の１程度のもの）を提供する。

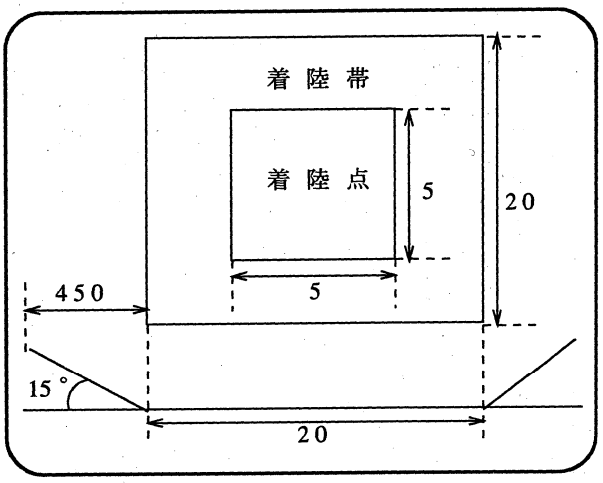
c　夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。



(a － 1)　小型機（OH － 6）の場合《標準》

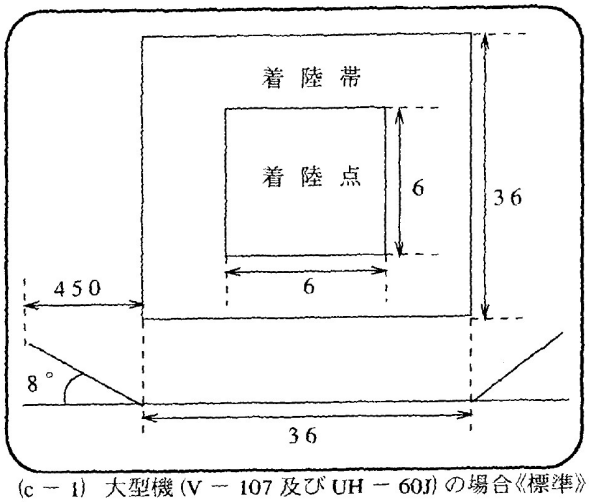


(a － 2)　小型機（OH － 6）の場合《応急》

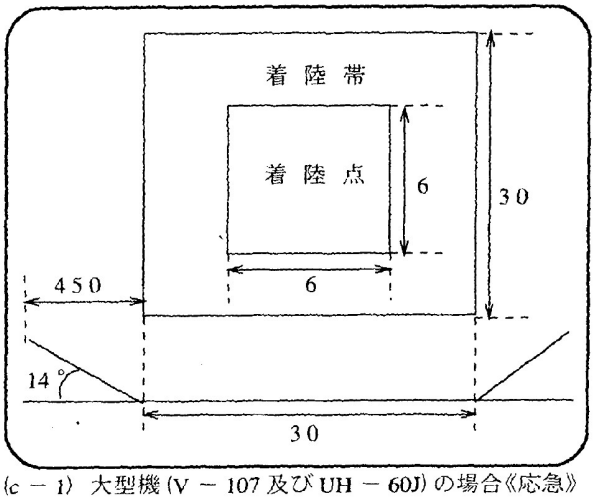


(単位：m)

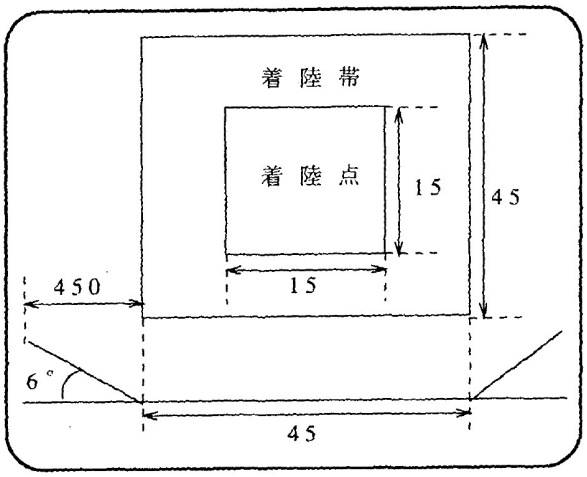
(b － 1)　中小型機（UH － 1）の場合《標準》



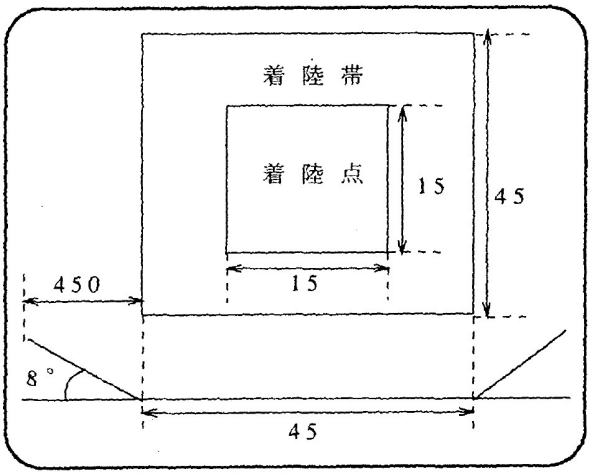
(b － 2)　中小型機（UH － 1）の場合《応急》



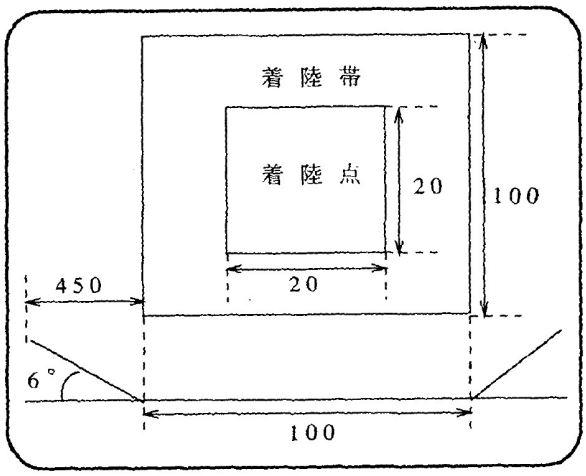
(c － 1)　大型機(V － 107 及び UH － 60J)の場合《標準》



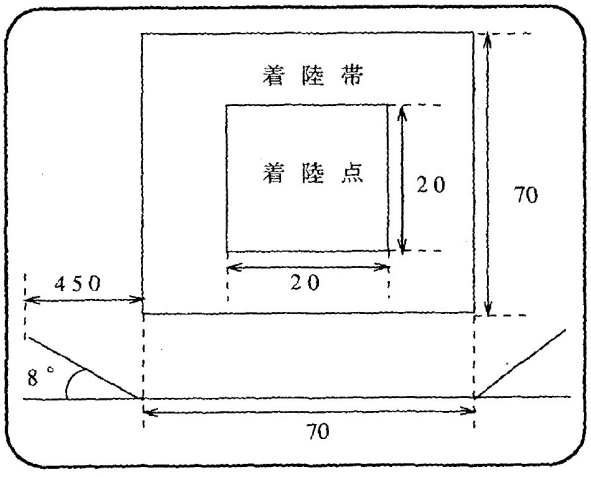
(c － 1)　大型機(V － 107 及び UH － 60J)の場合《応急》



(d － 1)　大型機（CH － 47）の場合《標準》



(d － 1)　大型機（CH － 47）の場合《応急》



(単位：m)

（イ）受入れ時の準備

a　着陸点には、下記基準のＨ記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

b　ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

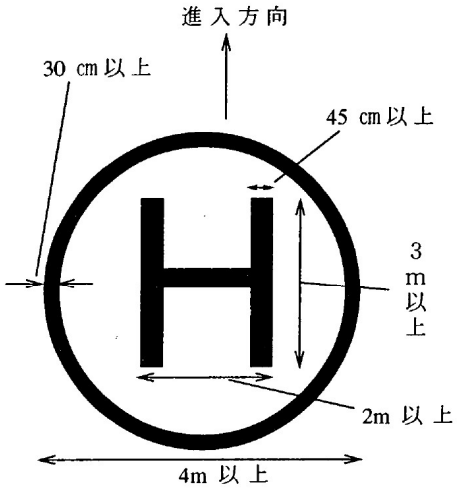
c　砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

d　ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

e　物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

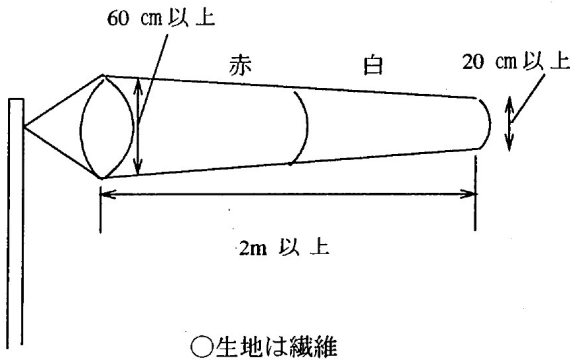
f　離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

(a)　Ⓗ記号の基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

(b)　吹き流しの基準



○生地は繊維
○型は円形帯

(注)吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

４　緊急輸送車両の確認

別記様式第 3(第 6 条関係)

年　月　日

愛知県公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　住 所

氏 名

番号標に表示さ
れている番号

車両の用途(緊
急輸送を行う車
両にあっては、
輸送人員又は品
名)

活動地域

車両の使用者　住所

（　）　局　　番

氏名又は名称

緊急連絡先　住所

（　）　局　　番

氏名

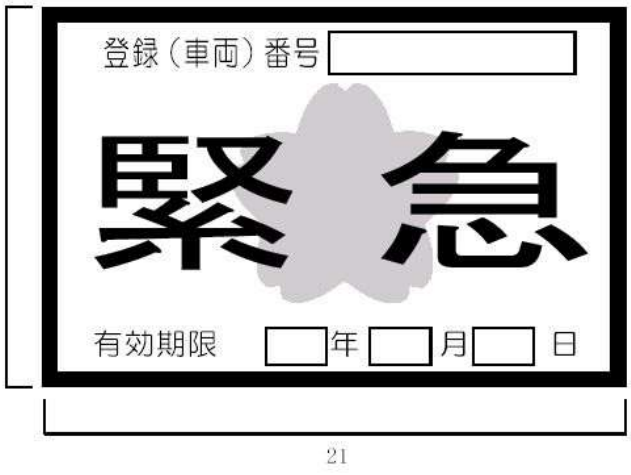
備考

備考　用紙は、日本産業規格A4とする。

第　　号 年　月　日 緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書 知　　事　印 公安委員会　印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住　所	（　）　局　番
	氏名又は、名称	
通 行 日 時		
有効期限		
備　　考		

（用紙は、日本工業規格A４とする。）

標章



備考　1　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色[登録（車両）番号]、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長の単位は、センチメートルとする。

5　重要な情報の伝達（地震災害編）

県の報告

（様式１）

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》　　速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月　日　時　分
				月　日　時　分

緊急応急対策等	実施状況等 （該当する番号に○をつけること）
①東海地震予知情報の伝達	1　完了　　2　半数以上　　3　半数未満
②地域住民の避難状況	1　必要なし　　2　必要あり（ア　完了　　イ　実施中　　ウ　未実施）
③消防・浸水対策活動	1　必要なし　　2　必要あり（ア　完了　　イ　実施中　　ウ　未実施）
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1　必要なし　　2　必要あり（ア　完了　　イ　実施中　　ウ　未実施）
⑤施設・設備の整備及び点検	1　必要なし　　2　必要あり（ア　完了　　イ　実施中　　ウ　未実施）
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1　必要なし　　2　必要あり（ア　完了　　イ　実施中　　ウ　未実施）
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1　必要なし　　2　必要あり（ア　完了　　イ　実施中　　ウ　未実施）
⑧緊急輸送の確保	1　必要なし　　2　必要あり（ア　完了　　イ　実施中　　ウ　未実施）
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1　設置　　2　準備中　　3　未設置
⑩対策要員の確保	1　完了　　2　半数以上　　3　半数未満
備　考	

（様式２）

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月　日　時　分
				月　日　時　分

避難状況	①避難の経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	②避難の完了	避難場所名	避難人数・要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地震防災応急対策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急救護を要すると認められる者の救護・保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備　　考		